

ASEAN 諸国の意匠登録制度及び
その運用実態に関する調査研究

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

はじめに

ASEAN 地域には、我が国企業が多く進出しているだけでなく、今後の進出を表明、検討している企業も多く、我が国の経済的なパートナーとして重要な地域であるが、アクセスできる情報が限られており、知的財産制度、特に意匠制度に関する情報を得ることが困難との指摘がある。また、意匠制度の整備が進んでおらず、整備されている場合であっても、意匠審査基準等の整備が十分でない国や、人的リソース不足により審査が遅れている国等があり、結果として我が国企業が模倣等の被害を防げない状況にあるとの指摘もあり、当該地域における円滑で安定した意匠権取得に向けた支援が求められている。

海外での円滑な意匠権取得の支援の一環として、我が国は現在、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加盟に向けて検討を進めているところ、我が国の加盟にあたっては、同協定が国際事務局に対する一つの手続により複数の加盟国における意匠権の取得や一括管理を可能とするため、我が国企業が製品展開を行うより多くの国の加盟が我が国意匠制度利用者から期待されている。

ASEAN 諸国のうち、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟する国は現在シンガポールのみであるところ、ASEAN は、2011 年 8 月に決議した ASEAN 知的財産権行動計画 2011-2015 において、2015 年までに ASEAN 加盟国のうちの 7 カ国以上がハーグ協定に加盟することを目標に掲げており、ASEAN 諸国におけるハーグ協定加盟の機運が高まっている。

これらの状況を受け、本調査研究では、我が国の意匠制度利用者に ASEAN の意匠登録制度に関する情報を提供するとともに、我が国特許庁が ASEAN 諸国に対し行っている協力を深化させ、また、ASEAN 諸国のハーグ協定加盟を加速させるための基礎資料として、ASEAN 諸国の意匠登録制度及びその運用実態の調査を行った。

このプロジェクトに協力していただいた各国の特許庁担当者、アドバイスをいただいた方々に感謝の意を表するとともに、本調査研究結果が、今後の ASEAN 諸国との協力関係を深化させる施策を立案するための基礎資料として活用されれば幸甚である。

平成 25 年 2 月 28 日

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

アドバイザー

本調査研究に当たり、調査内容・結果の妥当性について、以下の方々にアドバイスをいただきました。

荒井秀年 日本知的財産協会 意匠委員会 委員長 (本田技研工業株式会社)

井口雅文 弁理士 S&I International Bangkok Office

黒瀬雅志 弁理士 協和特許法律事務所 副所長

林 美和 弁理士 TMI 総合法律事務所

山本芳栄 弁理士 ハキンダ・インターナショナル

事務局

澁谷浩司 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究室主任研究員

岩本東志之 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究室主任研究員

川上溢喜 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法性研究室長

調査協力者

アンケート調査又はヒアリング調査へ協力いただいた各国の意匠所管部局の方々

タイ

Department of Intellectual Property (DIP)

Ms. Usanee SIRIREUNG, Director of Design Office

Ms. Saifon PANGHOM, Senior Design Officer

Mr. Sarayut PHAHUMUNTO, Head of Design Group

ベトナム

National Office of Intellectual Property (NOIP)

Dr. Le Ngoc LAM (Mr.), Director Industrial Design Division,

インドネシア

Directorate General of Intellectual Property Rights (DGIPR)

Mr. Budi SURATNO,

Deputy Director for Copyright, Industrial Design Trade Secret and IC
Layout

Mr. Andriensjah S.T., S.H., M.M,

Head of Section of Classification and Searching

マレーシア

Intellectual Corporation of Malaysia (MyIPO)

Mr. Mohd FAIZUDIN MOHD SHARUJI, Director,

Head of Industrial Design Division

Ms. Shahida NAFISHAH BINTI JAMALUDIN, Assistant Director

シンガポール

Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)

Ms. Ann LOO, Director, Registry of Designs,

フィリピン

Intellectual Property Office of the Philippines (IPOP HL)

Ms. Amelita AMON, Division Chief,

Industrial Design & Integrated Circuit Examining Division

ラオス

Department of Intellectual Property (DIP)

Mr. Makaha CHANTHALA, Deputy Director General,

ブルネイ Attorney General's Chambers (AGC), Intellectual Property Division

Ms. Norazizah BINTI HJ MOHD JA'AFAR, Deputy Registrar

カンボジア Department of Industrial Property (DIP)

Mr. Chum SOPUTHY, Chief of Industrial Design Office,

ミャンマー Intellectual Property Section

Dr. Thida KHAING (Ms.), Deputy Director

目次	ページ
I. 調査の概要	1
1. 調査の背景・目的	1
2. 調査対象	2
3. 調査項目	2
(1) 法令等の整備状況	2
(2) 意匠制度の所管部局	2
(3) 統計情報	2
(4) 意匠登録制度の枠組み	2
(5) 審査業務内容	2
(6) その他意匠制度の運用等に関する情報	3
(7) 意匠権に係る判例について	3
(8) 参考文献	3
4. 調査方法・報告書	3
(1) 各国調査結果	3
(2) ハーグ協定のジュネーブ改正協定に向けた各国別検討課題	3
(3) 参考資料	4
II. 調査結果	5
1. タイ	5
2. ベトナム	22
3. インドネシア	43
4. マレーシア	58
5. シンガポール	72

6. フィリピン	87
7. ラオス	105
8. ブルネイ	117
9. カンボジア	129
10. ミャンマー	142
Ⅲ. ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟に向けた ASEAN 諸国の課題	143
1. タイ	143
2. ベトナム	149
3. インドネシア	155
4. マレーシア	161
5. シンガポール	167
6. フィリピン	168
7. ラオス	174
8. ブルネイ	180
9. カンボジア	186
10. ミャンマー	192

資料編

I. 調査の概要

1. 調査の背景・目的

ASEAN 地域には既に我が国企業が多数進出しているだけでなく、今後の進出を検討している企業も多い。また、地域の経済的發展とともに、域内の経済統合が進められていることから市場としての期待も大きく、我が国の経済的パートナーとして重要な地域である。しかし、ウェブサイト等を通じてアクセスできる情報が限られており、知的財産制度、特に意匠制度に関する情報を得ることが困難との指摘がある。

また、既に ASEAN 地域で知的財産活動を行っている企業からは、特に意匠制度の整備が進んでおらず、制度が整備されていても意匠審査基準や運用ガイドラインの整備が十分でない国や、運用に割ける人的リソースの不足により審査が遅れている国などがあり、結果として模倣等の被害を防ぐことができない状況にあるとの指摘があり、日本国特許庁からの当該地域における円滑で安定した意匠権取得に向けた支援が求められている。

さらに、我が国は現在、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加盟に向けた検討を進めているところであるが、同協定は国際事務局に対する一つの手続により協定に加盟している複数の国における意匠権の取得やその一括管理を可能とするものであるため、我が国企業が製品展開を行うより多くの国が加盟することが我が国意匠制度利用者から期待されている。

ASEAN 諸国は、我が国意匠制度利用者がハーグ協定のジュネーブ改正協定への加盟を特に強く求めている国・地域の一つであり、ASEAN 諸国のうち、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟する国は現在シンガポールのみであるところ、ASEAN は、2011 年 8 月に決議した ASEAN 知的財産権行動計画 2011-2015 において、2015 年までに ASEAN 加盟国のうちの 7 カ国以上のハーグ協定加盟を目標に掲げており、ASEAN 諸国におけるハーグ協定加盟の機運が高まっているところである。ASEAN 諸国には、タイ、ベトナム等、実体審査を行っている国も含まれており、我が国同様の加盟に向けた課題を有していることも考えられるところ、我が国のこれまでの検討を踏まえて各国の課題を整理することは、ASEAN 諸国の同協定への加盟促進につながることを期待される。

そこで、本調査研究では、まず、ASEAN 諸国の意匠制度及びその運用実態を把握すべく、情報を収集して整理する。この調査結果は、当地域において意匠権を取得する我が国意匠制度利用者にとって有益な情報を提供する効果が期待される。また、この調査結果は、我が国特許庁がこれまで ASEAN 諸国に対し行ってきた、意匠登録制度の基盤整備や効率的な意匠の実体審査に関する人材育成や審査に関する協力を今後さらに深化させる施策を立案するための基礎資料としても有用であろう。さらに、本調査研究では、調査結果をもとに ASEAN 各国のハーグ協定加盟にあたっての課題について分析する。この分析結果は、ASEAN 諸国のハーグ協定加盟を支援するための基礎資料となり、今後の ASEAN 諸国のハーグ協定加盟の促進に寄与することが期待される。

2. 調査対象

ASEAN 加盟国、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ラオス、ブルネイ、カンボジア、ミャンマーを調査対象とした。

3. 調査項目

調査対象各国の意匠登録制度及びその運用に関し、以下の項目を調査した。

(1) 法令等整備状況

意匠登録制度に関する法律・政令等及び意匠を保護する関連法令、登録制度の所管部局及びその人的体制、審査官向けの意匠審査基準・ガイドライン、出願人向けガイドライン及び主要な判決等、制度の枠組み及び運用に関する情報

(2) 意匠制度の所管部局

各国の意匠制度の所管部局の組織図

(3) 統計情報

直近 5 年の意匠登録出願件数及び登録件数、審査にかかる期間及び審査通知及び最終処分の内訳、審判請求数、審判請求理由、行政不服訴訟及び民事訴訟数等、出願、審査及び意匠権に関する統計情報

(4) 意匠登録制度の枠組み

意匠保護の対象、意匠権の期間及び権利の効力範囲、使用する意匠分類、出願日認定要件、優先権、新規性の喪失の例外規定（グレースピリオド）、登録要件、無効理由、第三者による情報提供制度、出願公開制度、公開繰延又は秘密意匠制度、権利付与前の異議申立制度、権利付与後の異議申立制度及び無効審判制度、拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度等、意匠保護の枠組みに関する情報

出願のための手続及び用いることができる言語、翻訳文提出要件、優先権を主張するための手続、出願後登録まで、及び登録後権利を維持するために支払う手数料等、意匠登録を受けるため、及び意匠権を維持するための手続及びこれに関連する情報

(5) 審査業務内容

審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）、登録前に行う意匠審査の範囲、分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等）、審査順の定め方、登録前に知財官庁が行う審査等の内容及び不登録事由、知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒、権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

さらに、先行意匠調査を行っている官庁について、先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）、先行意匠を調査する

ために用いるシステム、先行意匠調査にかける期間、検索等の業務の外注の実施の有無等の情報

(6) その他意匠制度の運用等に関する情報

審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法、審査官を育成するための研修、意匠制度に関する海外知的財産庁との会合、意匠登録性に関する外国からの物的支援及び研修等の提供、その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）、今後の外国からの支援の強化を望むこと、模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）、意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み（ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等）に関する情報

(7) 意匠権に係る判例について

各国の判例や拒絶事例等について、得られた情報

(8) 参考文献

各国の調査に当たり参考とした文献資料

4. 調査方法・報告書

(1) 各国調査結果

各国意匠制度・運用について、下記の文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査を実施し、調査内容を各国別に報告書としてまとめた。

<文献調査>

書籍、論文、及びインターネット情報等を利用して、各項目に関する情報を収集し、整理した。

整理に当たり、現地語での資料はそのまま日本語に翻訳、英語で入手できる資料は英語資料の翻訳を使用し、日本国特許庁が日本語の仮訳を作成・公表している資料はその仮訳文書を使用した。

<アンケート調査>

庁担当者に提示して頂いたアンケートを郵送及び電子メール又はファクシミリ送信にて調査対象各国知的財産権担当官庁へ送付し、回収したアンケートから得られた結果を日本語に翻訳して取りまとめた。

<ヒアリング調査>

文献調査結果及びアンケート調査結果から、出願処理件数、実体審査制度・異議申立制度の有無等を考慮し、タイ、ベトナム、インドネシア及びマレーシアを選択し、現地知的財産権担当官庁を訪問し、文献調査・アンケートによる調査結果では判然としない事項について調査を行った。

(2) ハーグ協定ジュネーブ改正協定に向けた各国別検討課題

各国の法制度について、ハーグ協定ジュネーブアクトとの整合性状況及び加

盟するために検討を要する項目について整理し、既加盟国であるシンガポールを除いた 9 カ国に関しては英語及び各国の公用語で作成した。

(3) 参考資料

本調査研究で収集した法律、規則、基準等のうち、公表できるものについて仮訳を資料編に掲載した。

II. 調査結果

1. タイ

(1) 法令等整備状況

タイの意匠登録制度に関する法令等として、以下の法律と省令、及びガイドラインが提供されている。

(i) 法律

- 特許法¹ (B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正されたB.E.2522 (1979年)3月11日法律、1999年9月27日施行)

特許、小特許、意匠を律する基本となる法律であり、発明に関する「発明特許」が主体として扱われ、意匠は「意匠特許」として扱われる。意匠特有の条項以外は発明特許の条項が準用されている。

(ii) 規則・政令等

- 特許規則² (省令、1992年第19号(1992年9月28日公布)、1999年第21号(1999年9月24日公布)、1999年第22号(1999年9月24日公布)、1999年第23号(1999年9月24日公布)、1999年第24号(1999年9月24日公布)、1999年第25号(1999年9月24日公布)、1999年第26号(1999年9月24日公布)1999年第27号(1999年9月24日公布))

特許法と同様に、特許、小特許、意匠を管理する規則である。特許法と同様、「発明特許」が主体として扱われ、意匠特有の条項以外は発明特許の条項が準用されている。各規則が扱う主要内容は、19号が登録証やライセンス証の再発行、21号が願書・図面等の要件、22号は予備審査・出願公告・実体審査、23号は料金、24号は職務発明の報酬、25号はライセンス(通常実施権)、26号はライセンス(専用実施権)、27号は特許又は請求の範囲の放棄である。

(iii) 基準・ガイドライン等

- 意匠特許出願の手引き³ (資料編 1-1)

主に出願人に向けたガイドラインであり、ウェブサイトで公開されている(タイ語、資料編に仮訳を収録)。特許法の概要、意匠の定義、意匠

¹ 特許庁外国産業財産権制度情報 タイ特許法
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

² 特許庁外国産業財産権制度情報 タイ特許規則
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

³ タイ特許庁(DIP) ウェブサイト
http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/dmdocuments/Manual_The_application_design.pdf (最終訪問日 2013年2月25日)

権、保護期間等の制度概要や、申請方法、出願に必要な書類、手数料の支払い方法、願書記入要領、譲渡証の作成方法、代理人による出願の場合の委任状、優先権書類、公認博覧会での展示情報の記載方法、公開繰り延べ申請、物品の種類(分類)、意匠にかかる物品の名称、請求の範囲、意匠の表現としての図面への要求事項、同写真への要求事項、模様の表示方法等、手続に関する事項が説明されており、事例研究として各種の登録事例、補正を求めた例の解説も掲載されている。また、意匠審査の概要説明、先行意匠の検索方法、審査内容の詳細説明（意匠の物品性、公序良俗規、意匠の名称の説明、請求範囲の制限についての解説、新規性の解説、事例研究として各種の登録・拒絶例、判例）等についても記載されている。

この他、願書の様式⁴（資料編 1-2）、審査フロー図⁵（資料編 1-3）、料金表⁶（資料編 1-4）があり、本報告書の資料編に仮訳を収録した。

（２）意匠登録制度の所管部局

タイ知的財産局（Department of Intellectual Property: DIP）

<http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php>

下記の組織図⁷の意匠課（Design Office）が意匠担当部署となる。

⁴ DIP ウェブサイト

http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=54&Itemid=353（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）

⁵ DIP ウェブサイト

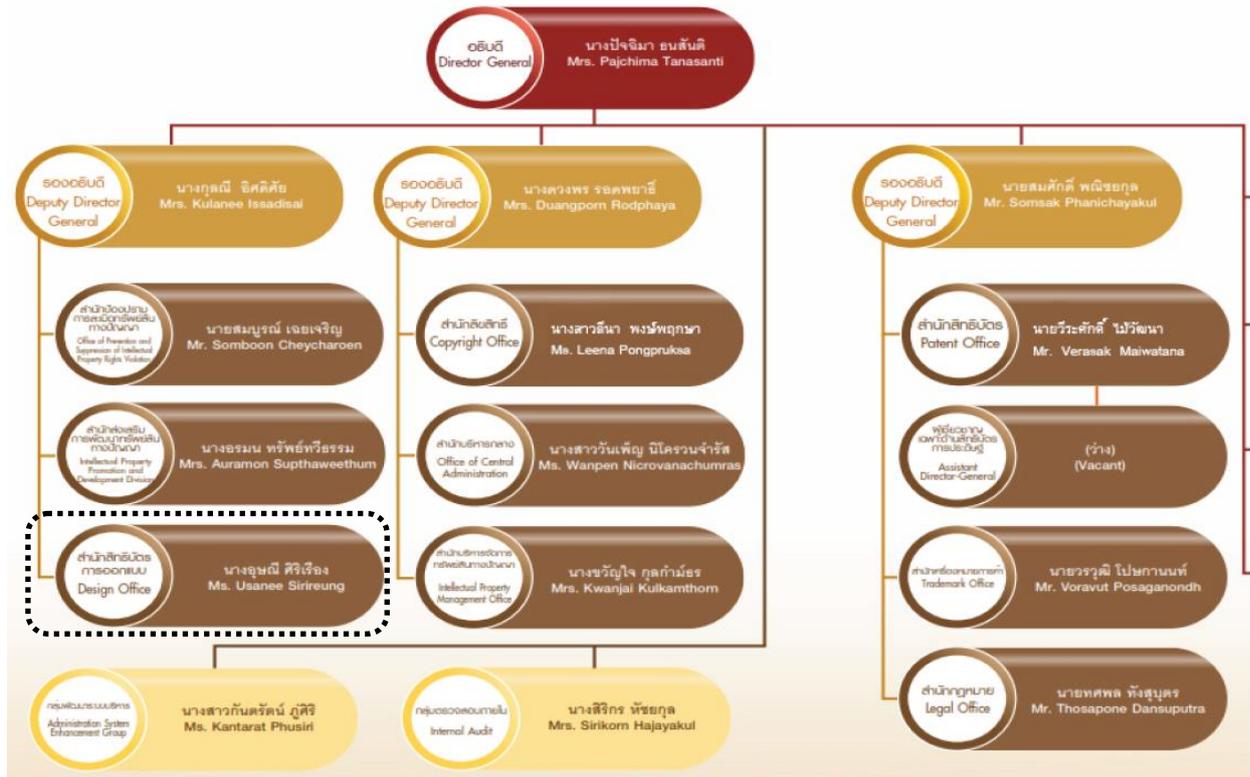
http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=1077&Itemid=205（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）

⁶ DIP ウェブサイト

http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=176&Itemid=206（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）

⁷ DIP ウェブサイト

http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=category§ionid=17&id=105&Itemid=184（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）



(3) 統計情報

DIP ウェブサイト上の統計データ及びアンケートの回答から得られた統計情報は以下のとおりである⁸。

(i) 直近 5 年の意匠登録出願件数⁹

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	3,521	3,820	3,873	3,614	3,789
うち海外からの出願件数	988	1,085	702	966	1,276
うち日本からの出願件数	408	507	283	399	595

⁸ これ以外のアンケートによる統計データ調査項目に関してはデータが無いとのことで、数字が得られなかった。

⁹ DIP ウェブサイト

http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=191&Itemid=81 (最終訪問日 2013 年 2 月 25 日)

直近 5 年の意匠登録件数¹⁰

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	876	1,219	1,164	1,332	1,253
うち海外からの登録件数	332	500	455	491	576
うち日本からの登録件数	115	174	222	168	222

(ii) 審査等に要する期間¹¹ (2011 年のデータ)

- 審査全体に要する期間：18 月
- 出願から方式審査を完了するまでの平均期間：10 月
- 出願から出願公告までの平均期間：20 月
- 出願から最初の実体審査結果を通知するまでの平均期間：18 月

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

特許法において、『「意匠」とは、製品に特別な外觀を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいう』と規定されている（法 3 条）。

また、保護の対象として、「手工芸意匠を含む新しい工業意匠」とされている（法 56 条）。定義上、アイコン、GUI（グラフィカル・ユーザー・インターフェイス）、タイプフェイス、ピクトグラフ（絵文字）、シンボルマークは保護対象とはならない¹²が、画像意匠の登録事例もあるようである¹³。

部分意匠制度はなく、破線・点線による表現も認められない¹⁴が、動的意匠は認められる¹⁵。

¹⁰ DIP ウェブサイト

http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=191&Itemid=81（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）

¹¹ アンケート調査結果 日本の実務者によれば、出願から登録までに 5-7 年を要することもあるとの情報もある。『BRICs およびアジア諸国の意匠制度』（日本知的財産協会、2012 年 3 月）p.167 によれば、3-5 年を要すること。

¹² 『意匠の保護要件に対する各国比較報告書』（（社）日本国際工業所有権保護協会、2001 年 3 月）p.132

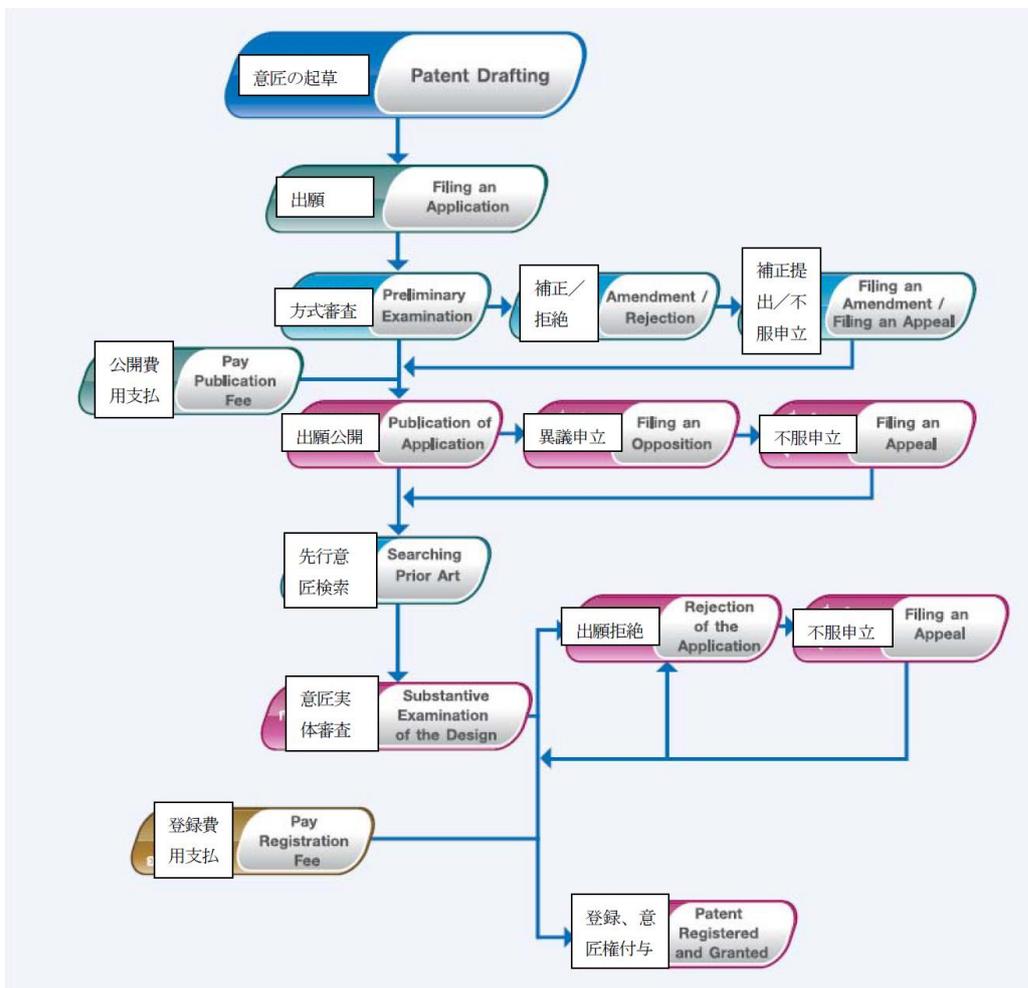
¹³ 『BRICs およびアジア諸国の意匠制度』（日本知的財産協会、2012 年 3 月）p.166

¹⁴ 『意匠特許出願の手引き』 p.25、3.1 作図で図面を表わす場合

¹⁵ 『意匠特許出願の手引き』 p.32、特殊な意匠の形態 1.使用によって形状形態が変化する意匠

(ii) 審査フロー図

審査の流れを示すフロー図を以下に示す¹⁶。



(iii) 使用される意匠分類

ロカルノ分類が使用される（版は不明）¹⁷。独自の意匠分類は存在しない¹⁸。

(iv) 出願

願書に記載を要する項目として、法 59 条、規則 21 号 17 条から 23 条に以下が規定されている。

- 意匠の表現物（保護を求める製品全ての特徴を示す写真又は図面）
- 意匠に係る物品の名称
- 明確かつ正確な請求の範囲（1 つの出願に 1 つの請求の範囲）

¹⁶ DIP ウェブサイト

http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=1077&Itemid=205（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）

¹⁷ 『意匠特許出願の手引き』 p.20、願書記入要領(I) 同 pp.54-56 意匠特許出願書の審査

¹⁸ アンケート調査結果

- 出願人の住所、氏名・創作者の住所、氏名（出願人と異なる場合）
- 意匠の表現物の数
- ロカルノ分類のクラス
- 意匠の説明（100語以内、記載は任意）
- 出願人が署名し、公証人が証明した委任状（代理人がいる場合）
- 譲渡人と譲受人が署名した譲渡証（出願人が創作者でない場合）

出願書類はタイ語で印刷又はタイプされたものが認められる（規則 21 号 23 条で準用する同規則 12 条）。提出すべき書類が外国語の場合、タイ語の翻訳文とともに提出することが求められる（法 65 条で準用する法 27 条）。

タイの居住者でない出願人は、DIP 長官から登録を受けた代理人を任命しなければならない（規則 21 号 13 条）。代理に係る委任状又はその証明書が外国語である場合、タイ語の翻訳文に加え、その翻訳文が正確であることの翻訳者及び代理人による認証の添付が必要となる（規則 21 号 15 条）。

また、外国において既に出願された意匠を出願する場合、請求の範囲及び意匠の説明を外国語のままに出願することができるが、タイ語による請求の範囲及び意匠の説明を出願から 90 日以内に提出することを求められ、期間内に提出しない場合は、かかるタイ語の書類を提出する日をもって出願を行ったものとみなされる（規則 21 号 23 条で準用する同規則 12 条）。

さらに、外国で既に出願している場合は以下の事項についても記載しなければならない（法 27 条、規則 21 号 23 条で準用する同規則 9 条）。

- 出願日
- 出願番号
- 出願に国際分類が記載されている場合は、そのクラス
- 出願した国及び官庁の名称
- 審査請求日、及び審査請求をした国及び官庁の名称
- 審査請求に対する報告又は通知を受領しているときは、その審査結果
- 出願状況、及び既に登録されているときは、登録番号

「意匠に係る物品の名称」欄には、物品の使用目的に合致した名称を記載する。物品の利点、性質、素材及び商業上の名称を記載してはならない。¹⁹

「請求の範囲欄」には、意匠で重要な内容となっているいずれか

¹⁹ 『意匠特許出願の手引き』 pp.21-23、願書記入要領(J)

の特徴について記載しなければならない。形状のみならず模様についても単独で保護を請求することができる²⁰。

なお、出願様式には出願公告を出願人の指定日以降に実施することを要請できる日付を記入できる項目がある²¹。

(v) 意匠の表現物及び表現手法

意匠の表現物の数を限定する規定はないが、前記、(iv)出願で述べたように、表現物の数は明記しなければならない。又、表現としては写真又は図面に限られ、見本による出願は認められない(規則 21 号 19 条 1 項)。なお、表現物は白黒を基本とし、意匠が色彩の保護を求めるときは表示にも色彩を施すこととなっている(同 2 項)。

図面の提出要件としては、正投影図法の 6 面図及び斜視図を提出する旨が規定されているが、反対側の面が同一形状の場合、一面だけを表示することとなっている。コンピュータ・グラフィックスで作図された図面を認められ、実線の使用、陰の使用、長尺物の中間省略や透明物の表現方法が規定されている。形態が変化する場合、形態が変化した状態を表現する場合は、変化した状態の全体をあらわさなければならない。分離する部分を有する場合、組み合わせた状態の物品全体の図をあらわさなければならない²²。

また、写真で意匠を表現する場合、光線や影が入らないこと、物品の 6 面及び全体形状(斜視図)を写すこと、A4 サイズとすること、A4 サイズより小さい場合は A4 サイズの紙面に貼り付けた上、透明ビニルのラミネートをかけることなどが求められている²³。

立体物の模様をあらわす場合は、6 面図及び斜視図を基本とするが、平面に広げられる衣服の場合は正面図と背面図の 2 図で足りる²⁴。布状物品で模様が四方に繰り返し連続する場合、四隅に囲み印を付し、繰り返し連続する模様の部分を示すこととされている²⁵。

(vi) 優先権

外国での出願から 6 月以内の出願について、出願と同時、又は出願公告より前に申請することにより優先権を主張することができる(法 60 条の 2)²⁶。

優先権を主張する場合、願書への外国での出願日、出願番号、国際分

²⁰ 『意匠特許出願の手引き』 p.24、(2)特許請求の範囲

²¹ 『意匠特許出願の手引き』 p.19、願書記入要領(G)

²² 『意匠特許出願の手引き』 pp.25-35、3.1 作図で図面を表わす場合

²³ 『意匠特許出願の手引き』 pp.36-39、3.2 写真で図面を表現する場合

²⁴ 『意匠特許出願の手引き』 pp.40-41、4.1 立体である物品上の模様

²⁵ 『意匠特許出願の手引き』 p.42、4.2 布状物品の模様

²⁶ 『意匠特許出願の手引き』 p.18、願書記入要領(E)

類、出願国名及び官庁の名称、審査請求日及び請求した国名・官庁の名称、審査結果、出願状況、特許番号が求められる（規則 21 号 23 条で準用する同規則 9 条）。また、出願書類に、最初に出願した外国の特許事務当局が正当性を認証した明細書の写し、及び外国で出願書類を提出した日の日付を証明する証明書を、出願と同時又は公告日前に追加することが必要とされる²⁷。

(vii) 登録要件

- 意匠の定義に該当すること（法 3 条及び法 56 条）
- 工業上利用可能性（法 3 条及び法 56 条）
- 新規性を有すること（法 56 条）

以下の意匠は新規性を有するとは認められない（法 57 条）。

- (1) 出願前に、国内で他人に広く知られ又は使用されていた意匠
 - (2) 出願前に、国内外で文書又は印刷刊行物において開示又は記述されていた意匠
 - (3) 出願前に法 28 条を準用する法 65 条に基づき公告（→（4）(ix) 参照）されていた意匠
 - (4) (1), (2) 又は (3) の意匠と外観が非常に似ているため模倣とされる意匠
- 公序良俗に反する意匠、勅令に定められた意匠に該当しないこと（法 58 条）。

- 一意匠一出願（法 60 条）。

規則 23 号第 2 条（料金表）に「同一の意匠について同時に行われた 10 以上の意匠特許出願に対する割引料金が設定されている。ここでいう「同一」は「主要な特徴が同一」との意味であり（同表欄外注釈）、細部の異なる変形・派生意匠を同時に出願すると、割引料金が適用される。ただし、その際も意匠ごとの出願が必要とされる。

組物を認める制度はなく、実際にセットで使用又は販売される物品であっても、使用目的が異なれば、別々に出願する必要がある²⁸。

また、複数の者が同じ創作を別々になし、それぞれが出願を行ったときは、最初に出願した者に意匠権が付与される（法 65 条で準用する法 16 条）。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

タイ国内で開催された公認の博覧会のみを対象とし、当該博覧会の開催日初日から 12 月以内の出願について、開催日初日に出願を行ったとみ

²⁷ 『意匠特許出願の手引き』 p.18、願書記入要領(E)

²⁸ 『意匠特許出願の手引き』 pp.50-52 物品の意匠を表わす名称、物品の明細描画（使用目的）と／または物品意匠を表わす図面の合致性、関連性 事例研究 5

なすことが規定されている（法 65 条で準用する法 19 条）。

新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合、公表した意匠の写真とともに、展示を始まった日を記載し、公衆の場にさらされた旨を認める主催者側の証明書を提出することが必要とされる²⁹。

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

出願の予備審査（→（5）(ii) 参照）を経て方式要件の不備が発見されなかった場合、公告（公開）手数料の納付後に当該出願が公告される（法 65 条で準用する 28 条、規則 22 号 10 条）。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

法令上明確な規定はないが、運用上、出願時の出願申請書類に公告希望日を記入することにより出願公告の繰り延べを申請できる³⁰。これは、元々は早期公開の求めを想定したものであるが、公告を求める時期について上限は定められていない³¹。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

出願公告後、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者、又はその出願が特許を受ける権利の譲渡・承継（法 65 条で準用する法 10 条）、職務発明（同 11 条）若しくは出願人適格（同 14 条）の規定に合致していないと思料する者は、何人も出願公告の日から 90 日以内に異議を申し立てることができる（法 65 条で準用する法 31 条）。法 56 条（意匠の定義・工業上利用可能性・新規性）についても異議申立をすることができる（規則 22 号 11 条）。

異議申立後、異議申立通知が出願人に送付され、90 日以内に出願人から答弁書が提出されない場合、その出願は放棄されたものとみなされる。異議申立通知及び答弁書には、その主張を裏付ける証拠を付さなければならない。（法 65 条で準用する 31 条）。異議申立があった場合、審査が行われる。異議申立手続において異議申立人及び出願人は、根拠を裏付けるために証拠を提出し又は追加の陳述を行うことができる（法 65 条で準用する法 32 条）。

異議申立以外の情報提供制度は法令等には見当たらないが、出願公告後、何人も当該出願に関する証拠を提出することができる。申請書には出願番号を明記し、証拠書類を添付する必要があるほかは、特定の様式はない³²。

²⁹ 『意匠特許出願の手引き』 p.19、願書記入要領(F)

³⁰ 同上

³¹ ヒアリング調査結果

³² 特許庁「タイにおける優先審査、早期審査及び情報提供制度の運用実態について」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/thailand_jyouhou.htm（最終訪問日 2013

異議申立後の審査の結果は、出願人及び異議申立人に通知される（法 61 条、法 65 条で準用する法 32 条）。

(xii) 審査請求制度、優先審査

法令では、出願公告後、出願人は審査請求をする必要があり、所定期間内に請求がない場合、その出願は放棄されたものとみなされる。審査請求期間は、出願公告後 5 年以内又は異議申立及び審判請求されている場合はその最終決定後 1 年以内のいずれか遅く満了する期間である（法 65 条で準用する法 29 条）、となっているが、特許出願手続に関するガイドライン³³及びヒアリング調査結果によれば、運用上審査請求は不要であり、方式審査を終えた全出願について実体審査（→（5）（v）参照）が行われる。

また、出願公告から最終処分までの間、第三者が当該出願の意匠を出願人の同意なく実施していた場合、当該出願を他の出願に優先して審査することを申請することができる。申請書には出願番号と申請理由を明記する必要がある以外は、特定の様式はない³⁴。

(xiii) 登録手続・登録に要する費用

出願の実体審査を経て審査官が拒絶の理由はないと認め、かつ異議申立がなかったか又は異議申立はあったが本発明は出願人に帰属するものであると長官が決定した場合には、出願人に意匠特許の指令が通知され、60 日以内に登録手数料を支払うことにより、手数料支払後 15 日以内に意匠権が付与される（法 65 条で準用する法 33 条）。

登録までに要する費用としては、出願料として 250 タイバーツ (THB)³⁵、登録されるまでにさらに公告手数料として 250THB、登録手数料として 500THB の費用が必要。初年度から 5 年目までの維持料金は出願・登録料金に含まれるが、5 年目以降は年単位で料金が設定されている³⁶。

なお、意匠の登録は公報として公告されないため、第三者の意匠が登録されたか否か確認できない点については注意が必要である。

年 2 月 25 日)

及びアンケート調査結果

³³ DIP ウェブサイト、特許・小特許の出願、5.発明特許・小特許出願の審査請求
http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=166&Itemid=205&lang=en（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）

³⁴ 特許庁「タイにおける優先審査、早期審査及び情報提供制度の運用実態について」
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/thailand_jyouhou.htm（最終訪問日 2013 年 2 月 25 日）

³⁵ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（2013 年 2 月に適用）」に基づく、1THB=約 2.75 円

³⁶ 料金表、アンケート調査結果

(xiv) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

意匠権の存続期間は、出願日又は優先権主張があった場合は優先日から10年と定められている。ただし、出願が裁判所に係属している期間は含まれない（法62条、60条の2）。

特許権者以外の何人も、調査研究を目的とする意匠の使用を除き、製品の製造において特許意匠を使用する権利、又は特許意匠を具現した製品を販売し、販売のため所持し、販売のため供給し若しくは輸入する権利を有さない（法63条）。

意匠特許の付与前になされた前記法63条に反する行為は、意匠権者の権利を侵害しない。ただし、既に公告がなされた係属中の出願の意匠に関する行為であり、かかる行為をする者から意匠出願がなされていることを知っている又は当該意匠について特許出願がなされたことにつき書面による通知を受けている場合、出願人は、侵害人から損害賠償を受ける権利を有する。かかる損害賠償に関する訴訟は、意匠登録後に裁判所に提起しなければならない。（法62の2条）

権利の効力範囲は、意匠の名称、意匠の表現物と請求の範囲に基づき定められる³⁷が、模倣とみなされる意匠は登録されないこと（法57条4号）から意匠権は類似する意匠に及ぶと考えられる。

(xv) 無効理由、権利付与後の異議申立、無効審判制度

意匠の定義・工業上利用可能性・新規性（法56条）、公序良俗等（法58条）、特許を受ける権利の譲渡・承継（法65条で準用する法10条）、職務発明（同11条）又は出願人適格（同14条）に違反して付与された意匠特許は無効とされる（法64条）。

無効事由を有する意匠特許の取消を求める場合は、裁判所へ請求する必要がある（法64条）。

(xvi) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

拒絶査定に対する審判は、決定の受領後60日以内であれば特許委員会に対して請求することができる（法72条）。特許委員会の決定に対し不服がある場合は、決定の通知の受領から60日以内に裁判所に提訴できる（法74条）。

(xvii) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続

記載に不備がある場合には出願人に通知し、補正を要求する³⁸。

³⁷ 『意匠特許出願の手引き』 p.66、3.1 意匠の重要な内容の審査方法

³⁸ 「法に従えば補正が認められない場合は拒絶することになっているが、運用として何度かやり取りをして通過させるようにしている。約60%の出願が補正を求められる。」（ヒアリング調査結果）

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）

願書の記載が手続要件に合致しているかを審査する審査官は意匠分類を付与する業務も担当しており、4名の審査官が配置されている。また、実体要件（新規性のみ対象）を担当する審査官は7名が配置されている。タイではデザインを学んだ者が意匠審査官になっている³⁹。

なお、登録の可否の通知は長官名で行われる。

(ii) 予備審査の内容

公告前の審査として予備審査が実施されるが、これは単なる方式審査ではなく、図法の確認や意匠の明確さなども審査される。

予備審査の審査事項は以下のとおりである（規則 22 号 3 条）。

- (1) 願書、請求、意匠の表示、意匠の説明及びその他の提出物（もしあれば）が、法 59 条に基づいて公布される省令（すなわち規則 21 号 17 条～23 条）に準拠していること。（→（4）(iv) 及び(v)参照）
- (2) 当該意匠が、法 58 条に基づく意匠（公序良俗等）でないこと。
- (3) 出願人が、法 65 条で準用する 10 条（特許を受ける権利の譲渡・承継）、法 11 条（職務発明）、14 条（出願人適格）又は 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落（共同出願、場合に応じ）に基づいて特許を出願する権利を有していること。
- (4) 出願人が、法 65 条で準用する 16 条（先願）に基づいて特許の付与を受ける権利を有していること。

上記(1)については、例えば、意匠に係る物品の名称と図面に表現されている物品の使用目的とが合致していない場合、意匠に係る物品の名称等の補正が求められる⁴⁰。また、複数の物品の名称が意匠に係る物品の名称欄に併記されている場合は分割が求められる⁴¹。ただし、タイでは意匠の分割は出願日が維持されない⁴²。(1)の要件を満たさないと判断した場合、審査官は出願人に所定期間内に出願を補正するよう要求する（規則 22 号 5 条）。

また、上記(2)及び(3)の要件を満たさないと判断した場合、審査官は出願を拒絶する。この拒絶に先立って、出願人に対し質問又は出願の補正を指示することができる（規則 22 号 6 条）。出願を拒絶する場合、かかる拒絶があった日から 15 日以内に出願人に当該決定を通知するとと

³⁹ アンケート調査結果

⁴⁰ 『意匠特許出願の手引き』pp.44-48、物品の意匠を表わす名称、物品の明細描画（使用目的）と／または物品意匠を表わす図面の合致性、関連性 事例研究 1-3

⁴¹ 『意匠特許出願の手引き』pp.50-52、物品の意匠を表わす名称、物品の明細描画（使用目的）と／または物品意匠を表わす図面の合致性、関連性 事例研究 5

⁴² ヒアリング調査結果

もに、DIP 内に当該決定を掲示して公告する（法 65 条で準用する法 28 条、規則 22 号 9 条）。

出願の予備審査を経て方式要件の不備が発見されなかった場合、公告手数料の納付後に当該出願が公告される（法 65 条で準用する法 28 条、規則 22 号 10 条）。（→（4）(ix) 参照）

出願公告後、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者、又はその出願が特許を受ける権利の譲渡・承継（法 65 条で準用する法 10 条）、職務発明（同 11 条）若しくは出願人適格（同 14 条）の規定に合致していないと思料する者は、何人も出願公告の日から 90 日以内に異議を申し立てることができる（法 65 条で準用する法 31 条）。法 56 条（意匠の定義・工業上利用可能性・新規性）についても異議申立をすることができる（規則 22 号 11 条）。出願がこれらの規定に合致しない場合、審査官は出願を拒絶しなければならない（法 61 条、法 65 条で準用する法 34 条）。その通知は、出願人及び異議申立人に送付される（法 61 条、法 65 条で準用する法 32 条）。

(iii) 分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等）

出願書類に意匠分類の記載を求める欄があるが、審査官が予備審査において分類を付与するので出願人は必ずしも記載しなくてよい。また、実体審査で他の分類にあてられた物品に関連付けるかもしれないが、その場合はこれに従う⁴³。

(iv) 審査順の定め方

基本的に特許庁の受領した順となる⁴⁴。

(v) 実体審査の内容

出願公告後、出願人から審査請求がされた場合又は法 56 条違反を理由に異議申立があった場合、法 56 条（意匠の定義・工業上利用可能性・新規性）に関する実体審査が行われる（規則 22 号 11 条）。

審査官は、刊行物や印刷物に既に公開された意匠が存在しないかどうかを調べる⁴⁵。既存の意匠と形状が類似していても、意匠に係る物品の使用目的が異なる場合は、新規性ありと判断される⁴⁶。実体審査にて、先行

⁴³ 『意匠特許出願の手引き』 p.20、願書記入要領(I)、

⁴⁴ ヒアリング調査結果

⁴⁵ 『意匠特許出願の手引き』 p.62、意匠特許出願書の審査

⁴⁶ 『意匠特許出願の手引き』 p.66, pp.78-79、3.新規の意匠であるか 3.1.1 物品意匠を表す名称及び事例研究 6

意匠との比較の結果、類似性があるとして出願が拒絶された事例が「意匠特許出願の手引き」に掲載されている⁴⁷。

また、出願公告後、出願が一意匠一出願の原則（法 60 条）に違反していないかについても審査が行われる（規則 22 号 12 条）。もし違反があった場合、審査官はその出願を複数の出願に分割するよう出願人に通知をする（規則 22 号 12 条で準用する同規則 8 条）。

審査官が拒絶の理由はないと認め、かつ異議申立がなかったか又は異議申立はあったが本発明は出願人に帰属するものであると長官が決定したとき、その出願人に意匠特許の登録の指令が通知される（法 65 条で準用する法 33 条）。（→（4）(xii) 参照）

(vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒

出願人は出願を補正することができる（法 20 条）。また、出願の対象である意匠が、特許性を欠いていると思われる場合、担当官は長官に拒絶すべく審査報告書を提出する。

長官は拒絶に先立って出願人に補正するよう指示することができる（規則 22 号 6 条）。

出願人が補正を要求した場合、審査官はその補正が一定の要件又は省令に準拠しているか否かを審査する（規則 22 号 7 条）。

長官が、担当官の提出した審査報告書に基づいて、出願が法の規定に準拠しないと判断し、出願を拒絶する場合、担当官は、当該決定を出願人に通知し、DIP 内の出入り自由な場所に少なくとも 30 日間当該決定を掲示して公告する（規則 22 号 9 条）。

審査の結果が特許性を欠く場合、法令としては、担当官は長官に審査報告書を提出し、長官が拒絶するか補正を求めるかを決定することが規定されているが、実際の運用では、担当官が何度か繰り返し補正を求めて、不備の治癒を図っている。この間、出願日の繰り下げは行わない⁴⁸。

なお、出願の約 60% の案件が予備審査において修正を求められている⁴⁹。

(vii) 権利の有効性を確認する制度又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

登録された意匠について、請求等により権利の有効性を評価する手続きはない。先行意匠の調査において確認された、意匠の登録の可否に直接かかわらない先行意匠を参考情報として提供するサービスはある⁵⁰。

47 『意匠特許出願の手引き』 p.72-74、3.新規の意匠であるか 事例研究 1-3

48 ヒアリング調査結果

49 ヒアリング調査結果

50 アンケート調査結果

(viii) 先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）

先行意匠調査のための専用のシステムを持っており⁵¹、自国の先願・登録意匠、USPTO、IP Australia の IPDL を先行意匠調査対象としている⁵²。また、意匠特許出願の手引きには WIPO のデータベースの検索結果も掲載されている⁵³。先行意匠調査を外注等はしておらず、また、先行意匠調査の実施のための外部の有料データベースとの契約はしていない⁵⁴。

(ix) 先行意匠調査にかける期間

80 件の意匠に対し 3 月程度かけて先行意匠調査をする⁵⁵。

(6) その他意匠制度の運用等に関する情報

(i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法

新任の審査官に対して 3 月のトレーニングを実施している。また、審査官同士の議論なども行われている⁵⁶。

(ii) 審査官を育成するための研修

不定期に庁内研修を行っている⁵⁷。

(iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合

二国間の協力はない⁵⁸。

(iv) 意匠登録性に関する外国からの物的支援及び研修等の提供

WIPO 等のセミナーに参加している⁵⁹。

(v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）

JPO からのセミナー、援助はとても助かっている⁶⁰。2011 年に USPTO が意匠に関するセミナーを開催した⁶¹。

(vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）

⁵¹ 『意匠特許出願の手引き』 p.66、3.新規の意匠であるか、及びアンケート調査結果

⁵² アンケート調査結果

⁵³ 『意匠特許出願の手引き』 pp.57-60、物品意匠の登録付与審査 1.既存の作品の検索

⁵⁴ アンケート調査結果

⁵⁵ アンケート調査結果

⁵⁶ ヒアリング調査結果

⁵⁷ アンケート調査結果

⁵⁸ ヒアリング調査結果

⁵⁹ ヒアリング調査結果

⁶⁰ ヒアリング調査結果

⁶¹ アンケート調査結果

連携を行っている（詳細は不明）⁶²。

(vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み(ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等)に関する情報

特許ワークショップにより意匠出願及びその応用について説明している。料金の減免措置としては、大学は申請により費用免除となる⁶³。また、10件以上の同時出願や5年目以降の維持料金を一括払いすると料金の減額措置を受けられる⁶⁴。

(7) 意匠権に係る判例について

アンケート調査、ヒアリング調査に対し、適当な判例が紹介されなかったので審査における拒絶事例を紹介する⁶⁵。

意匠特許出願番号：0502002423

先行意匠：US Des.358,931

「糸巻」の意匠出願に対し、各部のサイズ、比率が異なる US 特許の先行意匠が検索され、拒絶査定となった。

<結果>

本意匠出願は円形の円筒部の両端に円板が取り付けられた糸巻である；このため既存の意匠製品と類似である。相違点は、本意匠は円板の中央部に大きな孔があり、円板の内端にいくつかの切込みがあることであり、対する既存製品には小さな孔があり、切込みはない。開示された意匠製品の形状がほぼ類似であることは明らかである。

1979年特許法第57条(4)に基づき、既存製品に類似であり、新規な意匠製品であるとは認められない。

これにより、本意匠出願の拒絶を認める。

両者の相違点、類似点が下表のように検討された。

<相違点>

4.1.1 本意匠製品の円形の孔の口径は、糸巻部に対してより大きい、既存製品では小さい。

4.1.2 本意匠出願の糸巻部の長さは既存製品に比べ短い。

4.1.3 本意匠製品の円筒部と円板部の接合部には切込みがあるが、既存製品にはない。

⁶² アンケート調査結果

⁶³ アンケート調査結果

⁶⁴ 料金表

http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=176&Itemid=206 (最終訪問日 2013年2月25日)

⁶⁵ S&I International 井口雅文弁理士の紹介による。

<類似点>

- 4.2.1 糸巻の形状は同じである。
- 4.2.2 円形の円筒部の形状は同じである。
- 4.2.3 両端に同様の円形の板が取り付けられている。
- 4.2.4 両端の円形の板はそれぞれ同じ直径であり、同じ厚さである。
- 4.2.5 円形の板の中央に同様に孔が空いている。

(8) 参考文献

- (i) 特許法 (B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正された B.E.2522(1979年)3月11日法律 1999年9月27日施行) 1999年9月27日施行)
- (ii) 特許規則 (省令、1992年第19号(1992年9月28日公布)、1999年第21号(1999年9月24日公布)、1999年第22号(1999年9月24日公布)、1999年第23号(1999年9月24日公布)、1999年第24号(1999年9月24日公布)、1999年第25号(1999年9月24日公布)、1999年第26号(1999年9月24日公布)1999年第27号(1999年9月24日公布))
- (iii) 意匠特許出願の手引き (คู่มือการตรวจสอบคำขอรับสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์)
- (iv) 特許・小特許の出願 (Application for the Patent/Petty Patent)
- (v) 『各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書』(社)日本国際知的財産保護協会、2008年3月
- (vi) 『意匠の保護要件に対する各国比較報告書』(社)日本国際工業所有権保護協会、2001年3月

2. ベトナム

(1) 法令等整備状況

ベトナムの意匠制度に関する法令として以下の1つの法律、7つの政令・省令、審査基準、及び出願人向け解説等が提供されている。

(i) 法律

- 知的財産法⁶⁶ 2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12号(2010年1月1日施行)

この法律は著作権から特許、意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示さらに営業秘密まで知的財産全般を扱っている。ただし、各条文が各分野に関して扱う形式となっており、各所に分散された条文となっている。

(ii) 規則・政令等

- 産業財産権に関する政令⁶⁷政府第103/2006/ND-CP号(2006年10月21日施行)及びその改正政令⁶⁸(以下、「改正政令103/2006」という。)(資料編2-1)

この政令は、その部分的改正政令とともに権利の確立、主体、譲渡など産業財産活動の促進措置に関する知的財産法の細則及び施行ガイドラインとなっている。

- 権利保護と知財管理に関する政令⁶⁹政府第105/2006/ND-CP号(2006年10月21日施行)及びその改正政令⁷⁰(以下、「改正政令105/2006」という。)(資料編2-2)

⁶⁶ 特許庁外国産業財産権制度情報 ベトナム知的財産法

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

⁶⁷ 特許庁外国産業財産権制度情報 ベトナム産業財産権に関する政令

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

⁶⁸ ベトナム政府 122/2010/ND-CP 政府が工業意匠についての知的財産法の数箇条を実行案内及び詳細規定する2006年9月22日付政令No. 103/2006/ND-CPの数箇条を修正、補足する。

[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/B38157C35271F6CB4725783200349214/\\$FILE/Nghi%20dinh%20103%20sua%20doi.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/B38157C35271F6CB4725783200349214/$FILE/Nghi%20dinh%20103%20sua%20doi.pdf) (最終訪問日 2013年1月15日)

⁶⁹ 特許庁外国産業財産権制度情報 ベトナム権利保護と知財管理に関する政令

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

⁷⁰ ベトナム政府 119/2010/ND-CP 知的財産所有権利保護に関する知的財産所有法と知的財産所有に関する国家管理の若干の条項を詳細に規定し、その実行を案内する政府の2006年9月22日付の第105/2006/ND-CP号政令の若干の条項を修正、補充する。

[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/B38157C35271F6CB4725783200349214/\\$FILE/Nghi%20dinh%20105%20sua%20doi.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/B38157C35271F6CB4725783200349214/$FILE/Nghi%20dinh%20105%20sua%20doi.pdf) (最終訪問日 2013年1月15日)

この政令は、その部分的改正政令とともに知的財産権の保護に関する知的財産法の細則、施行ガイドラインとなっており、侵害、損害の判定、行政上の救済措置などを扱っている。

- 産業財産権の行政罰に関する政令⁷¹ 政府第 106/2006/ND-CP 号（2006 年 10 月 21 日施行）

この政令は産業財産に関する行政上の違反行為、罰則の形態、罰則手続等を規定している。

- 産業財産権に関する省令⁷² 科学技術省第 01/2007/TT-BKHCHN 号（2007 年 2 月 14 日公布）及びその改正省令⁷³（以下、「改正省令 01/2007」という。）（資料編 2-3）

この省令は、その部分的改正省令とともに、実務的施行ガイドラインを提供しており、意匠の図面のサイズなども規定されている。

(iii) 基準・ガイドライン等

- 工業意匠登録願書審査基準⁷⁴（2009 年 12 月 8 日公布）（資料編 2-4）

法令、政令、省令に基づき、工業意匠願書の方式審査、実体審査に関して、実施基準を設定している。

(iv) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等

出願人向けの資料として願書様式⁷⁵（資料編 2-5）、検索申請書様式⁷⁶（資

⁷¹ 特許庁外国産業財産権制度情報 ベトナム産業財産権の行政罰に関する政令
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>（最終訪問日 2012 年 8 月 1 日）

⁷² 特許庁外国産業財産権制度情報 ベトナム産業財産権に関する省令
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>（最終訪問日 2012 年 8 月 1 日）

⁷³ NOIP ウェブサイト ベトナム科学技術省 18/2011/TT-BKHCHN 2010 年 7 月 31 日付省令 13/2010/TT-BKHCHN 号により修正、補足された 2007 年 2 月 14 日付省令 01/2007/TT-BKHCHN 号の一部条項の修正、補足及び 2009 年 3 月 27 日付省令 04/2009/TT-BKHCHN 号により修正、補足された 2008 年 2 月 25 日付省令 01/2008/TT-BKHCHN 号の一部条項の修正、補足
[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/652FAE0F463311D047257902001212C6/\\$FILE/TTu18ng%C3%A0y22.7.2011.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/652FAE0F463311D047257902001212C6/$FILE/TTu18ng%C3%A0y22.7.2011.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 15 日）

⁷⁴ NOIP ウェブサイト 科学技術省国家知的財産庁 工業意匠登録願書審査基準、但し本基準は政令 122/2010 による政令 103/2006 の改正、政令 119/2010 による政令 105/2006 の改正、省令 18/2011 による省令 01/2007 の改正が反映されていない。
[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwSelectImageResourceUrl/E3727A63E67F5AD7472576980032AA46/\\$FILE/Quy%20che%20tham%20dinh%20KDCN.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwSelectImageResourceUrl/E3727A63E67F5AD7472576980032AA46/$FILE/Quy%20che%20tham%20dinh%20KDCN.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 15 日）

⁷⁵ NOIP ウェブサイト
[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/91BD2461CFC409AC4725766E0023EB91/\\$FILE/TK%20dang%20ky%20KDCN.doc](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/91BD2461CFC409AC4725766E0023EB91/$FILE/TK%20dang%20ky%20KDCN.doc)（最終訪問日 2013 年 1 月 15 日）

⁷⁶ NOIP ウェブサイト
[http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=471D03C583F9D8354725767B00](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=471D03C583F9D8354725767B00)

料編 2-6)、出願に必要な書類⁷⁷ (資料編 2-7)、願書記載方法ガイドライン⁷⁸ (資料編 2-8)、審査フロー及び説明⁷⁹ (資料編 2-9)、審査フロー図⁸⁰ (資料編 2-10)、補正・分割・変更等⁸¹ (資料編 2-11)、料金表⁸² (資料編 2-12) があり、資料編に仮訳を収録した。以下の本文中でも一部を紹介する。

(2) 意匠登録制度の所管部局

ベトナム国家知的財産庁 (National Office of Intellectual Property: NOIP)

<http://www.noip.gov.vn/>

NOIP の組織図は公開されていない。

NOIP の意匠担当部署は意匠課 (Industrial Design Division) である。

意匠課内の詳細は以下の通りである⁸³。

意匠部
・ 部長
・ 二次元意匠グループ 5名の意匠審査官
・ 三次元意匠グループ 5名の意匠審査官
・ 事務官

224805 (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

⁷⁷ NOIP ウェブサイト

http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/%28agntDisplayContent%29?OpenAgent&UNID=130234BF514886A347257770000A00D3 (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

⁷⁸ NOIP ウェブサイト

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/91BD2461CFC409AC4725766E0023EB91/\\$FILE/Huongdan%20Tokhai%20KDCN.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/91BD2461CFC409AC4725766E0023EB91/$FILE/Huongdan%20Tokhai%20KDCN.pdf) (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

⁷⁹ NOIP ウェブサイト

http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/%28agntDisplayContent%29?OpenAgent&UNID=DD54FE67CD78ECE4472576C500396CA3 (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

⁸⁰ NOIP ウェブサイト

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/60F2F83D9D8A046C4725766E0030557F/\\$FILE/TrinhTuTDDonKDCN.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/60F2F83D9D8A046C4725766E0030557F/$FILE/TrinhTuTDDonKDCN.pdf) (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

⁸¹ NOIP ウェブサイト

http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/%28agntDisplayContent%29?OpenAgent&UNID=4EAA194F853AF7554725767F002C01B0 (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

⁸² NOIP ウェブサイト

http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/%28agntDisplayContent%29?OpenAgent&UNID=DDE50F853EE776974725767F002B4103 (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

⁸³ アンケート調査結果

(3) 統計情報⁸⁴

(i)直近5年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	1,908	1,753	1,899	1,730	1,861
うち海外からの出願件数	571	657	457	524	661
うち日本からの出願件数	139	257	115	170	324

(ii)直近5年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	1,387	1,321	1,352	1,093	702
うち海外からの登録件数	431	541	363	360	253
うち日本からの登録件数	121	216	104	129	134

(iii)分類別意匠登録出願件数

意匠分類別出願件数 (ロカルノ分類)	2007	2008	2009	2010	2011
01 食料品	4	4	4	4	13
02 衣料品及び小間物類	61	79	173	88	86
03 旅行用品, ケース, パラソル及び身の回り品, 他で明記されていないもの	16	7	35	10	21
04 ブラシ製品	24	15	24	25	14
05 繊維製品, 人造及び天然のシート材料	1	1	1	1	4
06 家具	220	159	161	140	106
07 家庭用品, 他で明記されていないもの	40	61	41	60	67
08 工具及び金物類	24	30	23	32	39
09 商品の輸送又は処理のためのパッケージ及び容器	647	537	613	592	552
10 時計, 携帯時計及びその他の計測器具, 検査器具及び信号器具	16	13	23	19	18
11 装飾用品	6	17	13	16	24
12 輸送又は引き揚げの手段	154	176	95	97	126
13 電気の発電, 供給又は変流のための器具	33	47	29	41	51
14 記録, 通信又は情報検索の機器	53	64	55	61	94

⁸⁴ アンケート調査結果

15 機械，他で明記されていないもの	59	41	55	41	90
16 写真撮影機器，映画撮影機器及び光学機器	1	6	4	4	1
17 楽器	1	0	0	0	0
18 印刷機械及びオフィス用機械	1	16	7	12	13
19 文房具及びオフィス機器，画家の材料及び教材	186	153	178	120	146
20 販売及び広告機器，表示具	9	8	15	7	6
21 ゲーム，玩具，テント及びスポーツ用品	30	26	37	33	38
22 武器，火薬製品，狩猟，漁猟及び害獣駆除のための物品	2	3	12	5	4
23 流体供給装置，衛生用，暖房用，換気用及び空調用の機器，固体燃料	117	61	68	96	139
24 医療器具及び実験室用器具	22	25	9	20	16
25 建築ユニット及び建設部材	57	33	115	120	102
26 照明機器	78	121	69	50	70
27 煙草及び喫煙者の消耗品	2	2	2	7	2
28 医薬品及び化粧品，化粧用品及び化粧道具	30	40	8	17	18
29 火災防止用，事故防止用及び救助用の装置及び器具	2	0	2	1	1
30 動物の世話及び扱い用の物品	0	1	0	0	1
31 飲食物を調理するための機械及び器具，他で明記されていないもの	2	4	3	2	2
32 グラフィックシンボル，ロゴ，表面模様及び装飾	0	0	0	0	0

(iii) 上位出願人氏名（企業名）

上位出願人氏名	2007
1 Saigon Kimdan Rubber JSC	114
2 Hoa Phat Furniture JSC	19
3 Thien Long Manufacturing and Trading JSC	18
4 Xuan Loc Tho Co., Ltd.	16
5 Lilama 69-3 JSC	15

上位出願人氏名	2008
1 Saigon Kimdan Rubber JSC	45
2 Bao Dang Co., Ltd.	42
3 Saigon Com Thach Co., Ltd.	14
4 ESP Co., Ltd.	13
5 Dai Dong Tien JSC	12

上位出願人氏名	2009
1 A Chau Shoe Private Company	125
2 Saigon Kimdan Rubber JSC	43
3 Duy Tan Plastic Manufacturing JSC	23
4 Thanh Dat Pharmaceutical Co., Ltd.	19
5 Dai Dong Tien JSC	16

上位出願人氏名	2010
1 Dai Dong Tien JSC	38
2 Saigon Kimdan Rubber JSC	31
3 Binh Minh Steel Co., Ltd.	29
4 A Chau Shoe Private Company	29
5 Tri Phat Manufacturing and Trading Co., Ltd.	15

上位出願人氏名	2011
1 Dai Dong Tien JSC	32
2 Eurowindow JSC	31
3 Xuan Lan 727 Cosmetics Co., Ltd.	25
4 Thien Long Group JSC	14
5 Saigon Kimdan Rubber JSC	13

(iv) 審査結果

a) 一次審査結果の内訳 (2011年)

登録査定	1,128 件 (60%)
拒絶理由通知	472 件 (23%)
拒絶査定	313 件 (15%)
その他	48 件 (2%)

b) 最終処分別内訳 (2011年)

登録	1,145 件 (56%)	拒絶	313 件 (15%)
----	---------------	----	-------------

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

知的財産法において『工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩、又はそれらの組み合わせにより表現された製品の外観である』と規定されている（知的財産法第4条）。

意匠審査基準によれば、具体的な製品に適用され、外形は普通目で観察して認識されるものであり、工業的又は手工業的方法で生産され、明確な構成と機能を持ち、独立に流通されるもの、とされている⁸⁵。このため部分意匠は認められない。

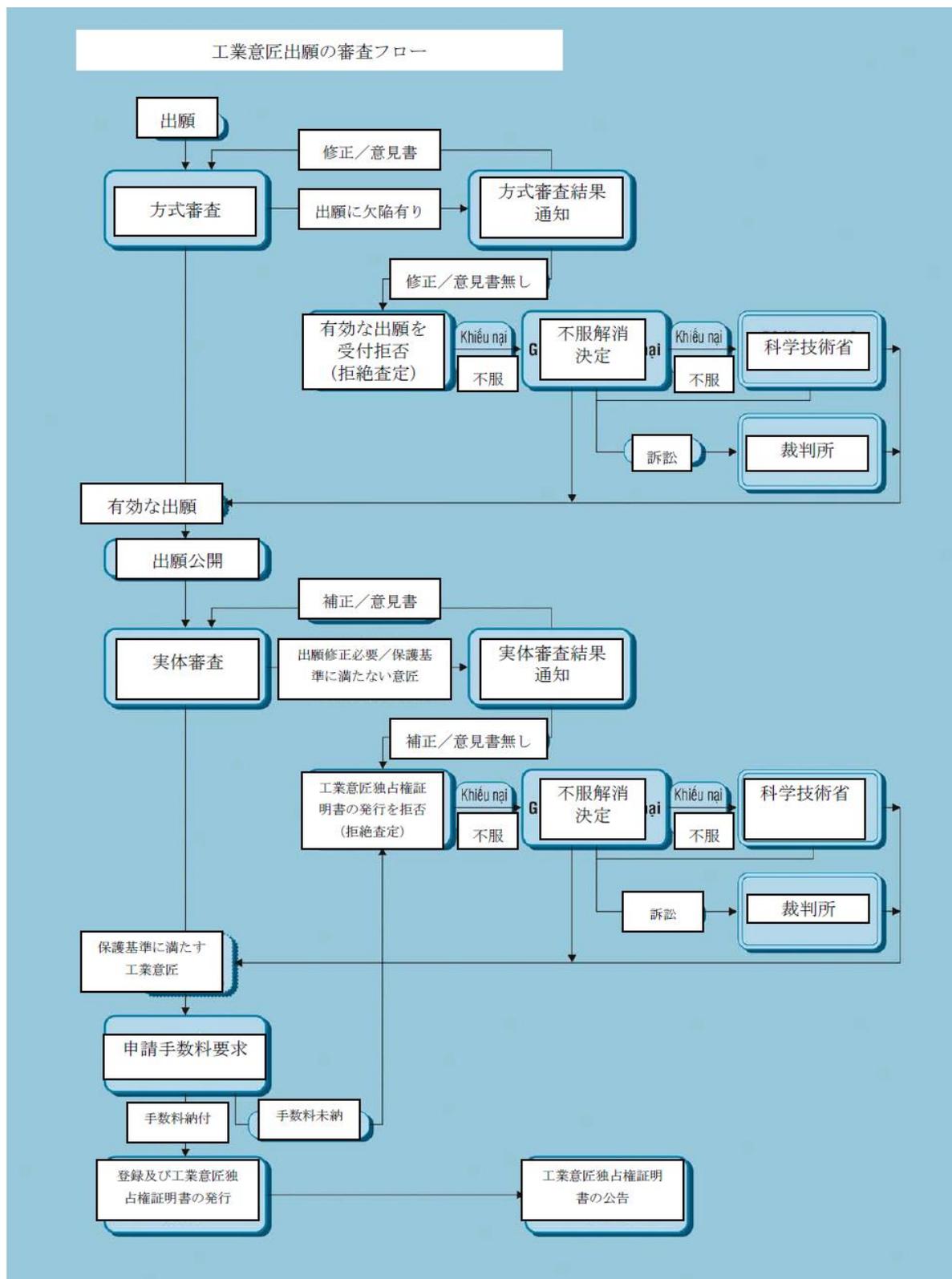
しかし、部品の意匠は認められており（改正省令 01/2007 規則 33.6i）、参考図面では点線による表示、写真や CAD 図面では色分け等により、全体の中の部品の位置を表示することが許される。ただし、参考図面であり、Disclaim はできない⁸⁶。

⁸⁵ 工業意匠審査基準第10条

⁸⁶ ヒアリング調査結果

(ii) 審査フロー図

以下に工業意匠出願の審査フロー図⁸⁷を示す。



⁸⁷ NOIP ウェブサイト

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/60F2F83D9D8A046C4725766E0030557F/\\$FILE/TrinhtuTDDonKDCN.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/60F2F83D9D8A046C4725766E0030557F/$FILE/TrinhtuTDDonKDCN.pdf) (最終訪問日 2013 年 1 月 15 日)

(iii) 使用される意匠分類

ロカルノ分類（第 8 版）が使用される。独自の意匠分類は存在しない。

88

願書へのロカルノ分類の記載が求められるが、出願人が分類しない場合又はその分類が正しくない場合には、国家知的財産庁が分類を付与し、出願人は規定上の分類付与の手数料を納付しなければならない（改正省令 01/2007 規則 33.4）。

(iv) 出願

出願には以下に示す工業意匠登録申請書（改正省令 01/2007 規則 33.4）、工業意匠明細書（改正省令 01/2007 規則 33.5）、一揃いの写真又は図面、手数料納付の領収書が必要とされる（知的財産法第 103 条）⁸⁹。申請書は 2 部提出することが求められている（改正省令 01/2007 規則 33.4）。

(1) 工業意匠登録申請書（以下、「願書」という。）に記載が必要な事項は以下のとおり。

- a) 工業意匠の名称：工業意匠に係る製品の名称
- b) 国際分類：記載しない場合は分類付与手数料を納入
- c) 出願人：氏名、住所、電話番号、ファックス番号、E メールアドレス、創作者である場合のチェック、複数出願人のチェック
- d) 代理人：(いない場合は空欄)「法定代理人・委任された法務事務所・委任された個人」の三択チェック、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、E メールアドレス
- e) 創作者：氏名、国籍、住所、電話番号、ファックス番号、E メールアドレス、複数創作者のチェック
- f) 出願人／代理人の署名
- g) 優先権：「ベトナム出願・パリ条約出願・その他出願」の三択チェック、出願番号、出願日、出願国
- h) 費用、手数料：意匠対象の製品の数、意匠の数、公開手数料、2 図目以降の図面の公開手数料（×図面数）、優先権手数料、検索手数料（×製品数／意匠数）、審査手数料（×製品数／意匠数）、郵送又は振込証明書
- i) 願書添付資料チェックリスト：
 - ・最小限書類：申請書（ページ数、部数）（2 部提出が必要）、明細書（言語、ページ数）、写真／図面（数、部数）、料金納付書の謄本
 - ・その他の添付書類：委任状（言語）「ベトナム語版・原本・写し」のチェックリスト（写しの場合、後日原本の提出が必要）、優先

⁸⁸ アンケート調査結果

⁸⁹ 様式 03-KDCN（翻訳文を資料編に添付した。）

権証明資料（「原出願書類の写し・優先権譲渡書」のチェックリスト）、登録権認証書類（譲渡証など）

(2) 工業意匠明細書は以下の内容を含む必要がある。

a) 工業意匠の名称：

工業意匠に係る製品の名前であり、広告性、記号、注釈、及び商業的表示を含有しない通用の言葉で表示する。

b) 工業意匠使用分野：

工業意匠に係る製品の具体的な使用分野であり、その製品の用途を明確化するもの。

c) 最も類似する工業意匠：

願書に記載する同一の製品にかかる工業意匠と最も相違点が少なく、出願日又は優先日（当該願書が優先権主張を含む場合）の前に広く知られていた工業意匠を明示する。その際、最も類似する当該工業意匠を開示する情報源を指摘する。

d) 写真又は図面のリスト：

工業意匠の写真、立体図、6面図、断面図などを写真、図面の記入順に列挙する。

e) 工業意匠に関する説明

①保護請求の工業意匠の本質を完全に開示し、上記 c) に規定する最も類似する工業意匠とは異なる新規な意匠の特徴とともに、当該工業意匠の本質を表す意匠的特徴を適切に示す。

②保護請求の工業意匠の意匠的特徴は、次の順序で記述されなければならない：輪郭、線の特徴、輪郭及び・又は線の特徴間の相関、色彩特徴（もしあれば）。

③使用状態が異なる製品の場合（例：蓋のある、又は畳める製品など）に、相違形態における製品の工業意匠を記述しなければならない。

④工業意匠が複数のバリエーションで構成される場合、基本となるバリエーション（願書の最初に記述されたバリエーション）の顕著な特徴を残りのバリエーションとの比較において明示しなければならない。

⑤工業意匠が製品セットの意匠である場合には、そのセットの製品別の意匠を記述しなければならない。

g) 工業意匠保護範囲

願書において写真又は図面で示され、既知の類似工業意匠と比較して新規で顕著な意匠的特徴を含め、保護請求の工業意匠の本質、及び当該工業意匠の産業財産権の範囲を特定するのに必要かつ十分な意匠的特徴を完全に列挙しなければならない。

願書が規定された最小限書類を含む場合に出願日、出願番号が認定される（改正省令 01/2007 規則 12.2）。

最小限書類とは、①願書（ページ数、部数を明記）（2部提出が必要）、②明細書（言語、ページ数を明記）、③写真／図面（数、部数を明記）、料金納付書の謄本である（改正省令 01/2007 規則 7.1）⁹⁰。

出願申請書類は次の書類を除きベトナム語での提出が必要となる（改正省令 01/2007 規則 7.2）。ベトナム語以外の言語で提出できる書類は委任状、登録権認証書類（譲渡証など）、優先権証明資料、優先権主張の基礎となる先の出願の申請書謄本であるが、ベトナム語の翻訳を提出するか、又は提出を求められる可能性がある（改正省令 01/2007 規則 7.3、7.4）。

最小限書類以外のその他の書類及びベトナム語訳に関する提出期限を定めた条項は見当たらないが、方式審査で書類が確認されるので、方式審査が実施されるまでには提出が必要と解される。なお、本式審査は出願から1月以内に実施される（知的財産法第119条）。

また、単一性の要件を満たす必要があり、下記の場合は単一性があると認められる（知的財産法第101条、改正省令 01/2007 規則 33.2）。

- a) 一の製品の意匠の保護を請求する場合
- b) 一組の複数製品の意匠の保護を請求するものであって、各製品に、それぞれ意匠がある場合
- c) 一の製品の意匠の保護を請求するものであって、当該意匠の一又は複数のバリエーションを伴うものである場合

(v) 意匠の表現物及び表現手法

出願人は、工業意匠の写真又は図面を5部提出しなければならない。写真又は図面は、当該分野に関する平均水準の知識のある者がその工業意匠の本質を特定できる程度に保護請求の工業意匠の特徴を表現し、かつ下記の従ったものであることが必要である（改正省令 01/2007 規則 33.6）。

- a) 写真又は図面は、明瞭で、明確に描かなければならない；図面は、実線で表示しなければならない；写真又は図面の背景は、単一色で、工業意匠と対称をなすものでなければならない。写真又

⁹⁰ 願書様式

は図面には、保護請求の工業意匠に係る製品だけを表示しなければならない（その他の製品を添付しない）。

- b) 写真又は図面は、同じ縮尺で、工業意匠を表示しなければならない。写真又は図面の工業意匠のサイズは、90mm x 120mm より小さくはならず、190mm x 277mm より大きくはならない。
- c) 写真又は図面は、決められた方向から、立体図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図の順序で工業意匠を表示しなければならない。図は、正面で表示されなければならない。
- d) 対称の図のある工業意匠の場合には、写真又は図面には、対称の図が要らないが、明細部分に属する写真又は図面の列挙部分にそれを明確化しなければならない。
- e) 展開可能な工業意匠（例：箱、包装など）の場合には、工業意匠の参照図は、展開された状態の工業意匠の写真又は図面で代替することができる。
- g) 工業意匠の複雑さに応じて、保護請求の工業意匠の際だった特徴を十分に表示するため、その他の角度からの写真、立体図、部分の断面、拡大図、製品の組立部品の写真などが必要となる可能性がある。
- h) 使用状態の異なる各製品（例：蓋のある、又は畳める製品）の場合には、異なる状態の製品の工業意匠の写真又は図面を提出しなければならない。
- i) 完成品の部品の工業意匠の場合には、完成品の部品の設置、使用の位置を表示する写真又は図面を有しなければならない。
- k) 工業意匠の各バリエーションについては、それぞれについて本規則の規定に従い十分に表示する写真又は図面を提出しなければならない。
- l) 製品セットの場合には、本規則の規定に従い、製品セットの立体図、及びそのセットの各製品の写真又は図面を提出しなければならない。

必要とされる意匠の図面等の数を規定する条項は見られないが、願書には図面等の数の記載が求められるため、表現に対する要件として実質的に 7 図が求められる（改正省令 01/2007 規則 33.6）⁹¹。完成品の部品の意匠の場合、部品の位置を表示する必要があるとされるが、どのような手法を用いるべきかの記述は見られなかった。

(vi) 優先権

⁹¹ アンケート調査結果

最初の出願がベトナムにおいてなされた場合又はパリ条約締約国でなされた場合、先の出願から6月以内にされた出願については、優先権を主張することができる。単一の意匠出願に対して、複数の異なる先の出願に基づく優先権を主張することもできる（知的財産法第91条）。優先権の主張は先の出願から6月以内の出願について認められる。

優先権を主張するためには願書に優先権の主張を明記し、先の出願の登録申請を受理した機関の認証を受けた登録申請書の謄本の提出が求められる（改正政令103/2006ガイドライン第10条）。

(vii) 登録要件

登録され、保護されるための要件は基本として、新規性、創作性、工業上利用可能性が求められる（知的財産法第63条）。

- ・ 新規性：出願日又は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他何らかの形態により既に開示されている他の意匠と著しく異なる場合に、出願意匠は新規であると認められる。目立ちにくくかつ記憶しにくい特徴及び両意匠を全体として識別するのに役立つことができない特徴においてのみ異なる場合、両意匠は相互に著しく異なるとは認められない。
- ・ 創作性：出願日又は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に公然と開示された工業意匠に基づいて、それが当該技術の熟練者により容易に創作できないものである場合、出願意匠は創作性を有すると認められる。
- ・ 工業上利用可能性：工業的又は手工業的方法による、意匠を具体化した外観を有する製品の大量生産のひな形として役立つことができる場合、出願意匠は産業上の利用可能性があると認められる。

また、公序良俗規定があり、国防に有害なものは保護されず（知的財産法第8条）、技術的特徴のみにより決定されるもの、建造物の外観、製品の使用中に見えないものも保護されない（知的財産法第64条）。

また、意匠審査基準に登録除外対象に関して詳細な記載がある⁹²。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

秘密保持義務を持つ限られた者にのみ知られた場合、又は、意匠出願が公開又は展示の日から6月以内に行われた場合であり、それが権利者の許可なしの場合、権利者による学術的発表の場合、及び公認の博覧会での展示の場合、新規性喪失の例外と認められる（知的財産法第65条）。この例外規定の適用の求める場合は願書の「追加資料」にチェックし、

⁹² 工業意匠審査基準第32条

証拠資料を添付することになる。

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

意匠の出願が方式上有効であるとして受理された日から 2 月以内に公開される（知的財産法第 110 条）。

意匠出願が公開された日から保護の付与に関する決定の日まで、何人も権利の付与又は拒絶に関して、NOIP に意見を提示する権利を有する。書面様式での提示、資料の添付、情報の出所の明示が必要とされる（知的財産法第 112 条）。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

出願された意匠の公開を繰り延べる制度はない⁹³。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

前記(ix)で述べたように、出願の権利付与前に NOIP に意見を提示する権利を有する（知的財産法第 112 条）。

意見の対象は、登録権、優先権、保護要件等であり、第三者による意見書は意匠出願の処理過程における情報源とみなされる（改正省令 01/2007 規則 6.1）。

NOIP は意見を文書で受けた時から 1 月以内に出願人にその意見を通知し、通知日から 1 月の期限を設定して文書で応答するよう通知する。NOIP は、出願人の応答意見を受けた後、必要に応じて第三者に対応意見を通知し、通知日から最大 1 月の期限を設定し、第三者に対応意見に応答するよう求める。NOIP は、各関係者により提供された証拠、論拠及び申請書の資料に基づき、出願人及び第三者の意見を処理する（改正省令 01/2007 規則 6.2）。

NOIP は、第三者の意見に根拠がないと判断する場合、出願人にその意見を通知する必要はないが、第三者に対しては拒絶の理由を明確にして、意見書の拒絶を通知する（改正省令 01/2007 規則 6.3）。

NOIP は、第三者の意見が登録権に関連し、第三者の意見に根拠があるか否かを判定できない場合、裁判所に提訴できるように第三者に通知する。NOIP が通知書を発出した時から 1 ヶ月以内に、第三者が裁判所に提訴したことについて、NOIP に通知しない場合、NOIP は、第三者が意見を撤回したものと判断する。NOIP が上記の期限内に第三者から通知書を受けた場合、NOIP は申請書の処理を中止し、裁判所の紛争解決結果を待機する。裁判所の解決結果の受領後、申請書の処理がその結果に基づいて行われる（改正省令 01/2007 規則 6.4）。

NOIP は、必要に応じて、かつ両当事者の請求があれば、第三者と出

⁹³ アンケート調査結果

願人との直接対話を組織し、異議のある問題を明確化する（改正省令 01/2007 規則 6.5）。

出願人が第三者の異議に応答する期間は、NOIP が関連の手続を行う期間に計上しないものとする（改正省令 01/2007 規則 6.6）。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

出願された意匠が保護要件を満たすと判断された場合、その結論、特許付与料金、特許付与決定の公開料金、登録料金を記した特許付与予定の通知書が発送される。これに従い、1 月以内に料金を納付すると特許が付与される⁹⁴。

出願時に出願料 180,000 ベトナムドン（VND）⁹⁵、公開基本費用 120,000VND 及び追加図面 2 図目以降の 1 図当たり 60,000VND、検索費用 120,000VND、審査費用 300,000VND、登録時に付与費 120,000VND、基本登録料 120,000VND 及び追加図面 2 図目以降の 1 図当たり 60,000VND、公告基本費用 120,000VND 及び追加図面 2 図目以降の 1 図当たり 60,000VND の支払いが必要となる⁹⁶。

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

意匠権は登録日に発生し、その存続期間は出願日から 5 年であり、5 年単位で 2 回の更新が認められている（知的財産法第 93 条）。

権利の効力範囲について直接に規定する条項は見当たらないが、権利の侵害行為として「殆ど異ならない他の工業意匠を実施すること」を挙げており、類似物にまで及ぶものと解される（知的財産法第 126 条）。

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立制度、無効審判制度

出願人が権利を有さなかった場合、保護証書が登録要件を満たさなかった場合、如何なる組織又は個人も NOIP に保護証書を無効とすることを請求でき、その期間は全保護期間に亘る。保護証書の一部の意匠のみが登録要件を満たさなかった場合は、その一部のみが無効となる（知的財産法第 96 条）。

権利付与後の保護証書の無効を求めるためには様式 04-CDHB よる「保護証書効力の消滅又は無効の請求申請書」に必要書類を添えて NOIP に提出する必要がある（改正省令 01/2007 規則 21.2）。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

⁹⁴ 工業意匠審査基準第 52 条

⁹⁵ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（2013 年 2 月に適用）」に基づくと、1,000VND=約 4.03 円

⁹⁶ アンケート調査結果

方式審査、実体審査の拒絶査定に対して異論がある場合は不服を申し立てることができる審判請求制度がある（知的財産法第 109 条、第 117 条）。NOIP により発行された決定又は通知に対し二回に渡り NOIP に審判を請求ができ、又は裁判所に訴えを提起することができる（改正政令 103/2006 第 14 条）。

審判請求は様式 05-KN で作成される審判請求申請書の提出により行われる（改正省令 01/2007 規則 22.2）。

一回目の審判請求期間は通知を受け取ってから 90 日間であり、NOIP は請求を受け取ってから 10 日以内に受理又は拒絶の通知を発信する（改正政令 103/2006 第 14 条）。NOIP は審判請求が受理された場合、1 月以内に証拠を示して解決する（拒絶を確定する）。1 月以内に証拠を示すことができなければ審判請求者の意見に基づき拒絶が撤回される（改正省令 01/2007 規則 22.6）。

二回目の審判請求期間は通知を受け取ってから 30 日間であり（改正政令 103/2006 第 14 条）、NOIP 側の対応は一回目と同様である（改正省令 01/2006 規則 22.6）。

出願人は審判の決定に不服がある場合、裁判所に訴えを起こすことができる（改正政令 103/2006 第 14 条）。

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続

知的財産法に出願を処理する期限を規定する条項があり、出願日から 1 月以内に方式審査、出願の公開日から 7 月以内に実体審査することが定められている（知的財産法第 119 条）。

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）

審査官を技術的背景のある者とそうでない者に二分し、技術的背景のない審査官には比較的判断の容易な平面的な意匠を担当させ、技術的背景のある審査官にはより高度な立体的な意匠を担当させている⁹⁷。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

方式審査では以下の内容が実施される⁹⁸が、個々の内容は審査基準に示されている⁹⁹。

1. 願書に付すべき資料の検査
2. 願書に付される資料の説明形式に関する諸要求の検査
3. 申請書出願人、出願人の確認

⁹⁷ ヒアリング調査結果

⁹⁸ 工業意匠審査基準第 3 条

⁹⁹ 工業意匠審査基準第 4 条－第 24 条

4. 申請書出願人の合法的な登録権の評価
5. 出願方法に関する適切性の評価
6. 申請書出願人の代理人を通じて願書を提出する場合の委任状の検査
7. 工業意匠独占権発給要請に対する登録者の適合性の評価
8. 登録対象の透明性の評価
9. 願書の単一性に関する初歩的な評価
10. 優先権の評価
11. 費用と手数料の検査
12. 工業意匠分類コードの確認
13. 出願日の確認
14. 願書が規定どおりの書類であるかという結論を出す。

(iii) 分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等）

分類の付与は方式審査で確認される。出願人が付与しなかったり、付与が不正確であったりした場合、出願人に付与費用が課される（改正省令 01/2007 規則 33.4）¹⁰⁰。

(iv) 審査順の定め方

審査順は受け付けた順であるが、前記(i)で述べたように平面意匠と立体意匠とに分けられ、審査官に渡される¹⁰¹。

(v) 実体審査等の内容

実体審査では以下の内容が実施される¹⁰²。

- a) 願書に記載される対象の本質を表す書類の内容をチェックすること。
- b) 願書に記載される対象の本質を分析すること。
- c) 願書に記載される対象は除外対象範囲に属していないかどうか確認すること。
- d) 願書に記載される意匠の工業上利用可能性を評価すること。
- e) 既存のデータベースに基づいて、願書に記載される意匠を評価すること。
- g) 願書に記載される意匠の新規性について結論を出すこと。
- h) 願書に記載される意匠の創造性を評価すること。
- i) 願書に記載される意匠は最先に出願されたものかチェックすること。
- j) 願書の単一性を評価すること。
- k) 願書に記載される工業意匠の保護可能性の結論を出すこと。

(vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治

¹⁰⁰ 工業意匠審査基準第 23 条

¹⁰¹ ヒアリング調査結果

¹⁰² 工業意匠審査基準第 28 条

癒

方式審査で出願人等の氏名、住所等が規定に沿わないが、出願人等の確認に影響を与えないもの、文面の作成に通用語でない言葉を使用したもの等の小さな欠陥は実体審査終了までの期間内に補正が求められる¹⁰³。

出願人適格や代理人適格、工業意匠の登録対象適合性、意匠の表現の適格性、優先権の適合性、手数料等に欠陥が認められる場合、出願人に欠陥が通知され、1月程度の期間内に、優先権確認資料としての願書謄本の写本の不足の場合には欠陥が認められる場合は3月程度の期間内に欠陥の克服が求められる¹⁰⁴。

実体審査で欠陥があると判断された場合、出願人に補正を求める通知がなされ、意匠の表示に対する要件、除外対象でないことの確認、公序良俗規定の確認等に欠陥が認められると出願人に補正を求める通知がなされ、2月以内の欠陥の克服又は反対意見の提出が求められる。工業上の利用可能性の評価、検索による類似意匠との比較、第三者意見の検討等による新規性の評価、創作性の評価、優先権情報の初出出願の適格性、出願の一貫性評価等により保護要件を満たさない可能性があると考えた場合、出願人に通知され、2月以内の意見書の提出が求められる¹⁰⁵。

(vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

登録された意匠について、請求等により権利の有効性を評価する手続きはない¹⁰⁶。

(viii) 先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）

願書記載の工業意匠の分類データ、類似品・関連製品の分類データに基づいた検索、インターネットによる検索（Google Image, Yahoo Image）、世界の知的財産機関ホームページの検索が規定されている¹⁰⁷。

(ix) 先行意匠調査にかける期間

先行意匠を調査するためのシステムを持っており¹⁰⁸、2-5件の意匠に2日程度かけて先行意匠調査をする。この期間内に2-5件程度の先行意匠を確認する¹⁰⁹。また、外部のデータベース（Design Finder of Orbit Questel）と契約している¹¹⁰。

¹⁰³ 工業意匠審査基準第15条

¹⁰⁴ 工業意匠審査基準第18条

¹⁰⁵ 工業意匠審査基準第48条

¹⁰⁶ アンケート調査結果

¹⁰⁷ 工業意匠審査基準第38条

¹⁰⁸ アンケート調査結果

¹⁰⁹ アンケート調査結果

¹¹⁰ アンケート調査結果

(6) その他意匠制度の運用等に関する情報

(i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法

検索・審査に関して、しばしば円卓議論により経験を共有している。品質管理のために ISO を導入しているが、形式的なものであり、審査内容まで管理できるシステムではない¹¹¹。

(ii) 審査官を育成するための研修

審査官に対する庁内での研修は入庁時のみ実施している。JPO の実施する研修には審査官を派遣しているが、人数に限られる¹¹²。

(iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合

タイの工業会に NOIP のシステムを紹介するなどした。ラオス、カンボジアとも交流があるが、これは部長クラスの交流。もともとベトナムの意匠システムは旧ソ連のシステムに倣って構成されたものであり、ロシアとの交流もある¹¹³。

意匠に関して、他国の知財庁と定期的な会合を持ちたいと思っている。ASEAN で定期会議を提案したが、今のところ何も決まっていない¹¹⁴。

(iv) 意匠登録性に関する外国からの物的支援及び研修等の提供

JPO、SIPO、KIPO には審査官を派遣し、研修を受けるなどの協力を得ている¹¹⁵。WIPO、JPO、USPTO、IPAustralia、SIPO、KIPO から審査員研修の支援を受けている¹¹⁶。

(v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）

WIPO が企画する研修では滞在費などの支援がある¹¹⁷。

(vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）

模倣品対策などの Enforcement は別の機関 VIPRI(Vietnam Intellectual Property Institute)の所管となる。NOIP は VIPRI の市場管理部門から意見を求められる。2010 年には 74 件、11 年には 54 件、今年はいくまでにか 26 件の意見聴取があった。今年の数が少ないのは経済の停滞のためと考えている¹¹⁸。

侵害製品の取り締まりのために NOIP と科学技術省監査局、市場監督

111 ヒアリング調査結果

112 ヒアリング調査結果

113 ヒアリング調査結果

114 アンケート調査結果

115 ヒアリング調査結果

116 アンケート調査結果

117 ヒアリング調査結果

118 ヒアリング調査結果

局、経済警察、税関の間に協力がある¹¹⁹。

(vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み(ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等)に関する情報行っていない¹²⁰。

(7) 意匠権に係る判例について

適切な判例が見当たらなかったため、ECAP II 資料¹²¹に紹介された意匠の拒絶査定が不服申立により登録査定となった例を示す。

不服申立番号： KN-2003-00129 (2003年3月20日)

意匠名： ビール樽 (barrel of beer)

出願番号： 3-2001-00317

出願人： Heineken Technical Services B.V.(NL)

拒絶理由： 新規性欠如

不服申立理由： 先行意匠とはプルタブ、注ぎ口が全く異なる

結論：

拒絶を取消し、保護の名称の付与を認める。

「barrel of beer」の意匠は簡単に認知でき、先行意匠とは十分に異なる。

(8) 参考文献

(i) 知的財産法 (2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号 (2006年7月1日施行)を改正した2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12号、Order No. 12/2009/L-CTN)

(ii) 産業財産に関する知的財産法の細則及び施行ガイドラインの政令103号、第103/2006/ND-CP号

(iii) 政令103号の改正、Nghị định số 122/2010/NĐ-CP Sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định số 103/2006/NĐ-CP Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Sở hữu trí tuệ về sở hữu công nghiệp、第122/2010/ND-CP号

¹¹⁹ アンケート調査結果

¹²⁰ アンケート調査結果

¹²¹ Appeals relating to the establishment of industrial property rights over industrial design, Luu Duc Thanh, NOIP
http://www.ecap-project.org/archive/fileadmin/ecapII/pdf/en/activities/national/Vietnam/litigation_dec07/EN_Appeal_on_Industrial_designs.pdf (最終訪問日 2013年1月18日)

- (iv) 知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105 号、第 105/2006/ND-CP 号
- (v) 政令 105 号の改正、Nghị định số 119/2010/ND-CP Sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định số 105/2006/ND-CP Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Sở hữu trí tuệ về bảo vệ quyền sở hữu trí tuệ và quản lý nhà nước về sở hữu trí tuệ、第 119/2010/ND-CP 号
- (vi) 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 106 号
- (vii) 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令、第 01/2007/TT-BKHHCN 号
- (viii) 省令第 01/2007/TT-BKHHCN 号の改正、Thông tư 18/2011/TT-BKHHCN Ngày 22/7/2011 sửa đổi, bổ sung một số quy định của Thông tư số 01/2007/TT-BKHHCN ngày 14/02/2007, được sửa đổi, bổ sung theo Thông tư số 13/2010/TT-BKHHCN ngày 31/7/2010 và Thông tư số 01/2008/TT-BKHHCN ngày 25/02/2008, được sửa đổi, bổ sung theo Thông tư số 04/2009/TT-BKHHCN ngày 27/3/2009、第 18/2011/TT-BKHHCN 号
- (ix) 工業意匠登録願書審査基準、Quy chế thẩm định đơn đăng ký kiểu dáng công nghiệp
- (x) 「各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書」(社)日本国際知的財産保護協会、2008 年 3 月

3. インドネシア

(1) 法令等整備状況

インドネシアの意匠制度に関する法令等として、以下の法律、規則、審査基準、及び出願人向け解説等が提供されている。

(i) 法律

- 意匠法¹²²（2000年12月20日法律第31号、2001年6月14日施行）

意匠に関する事項を規定する独立した法律である。また、以下の解説が提供されている。

- 意匠法解説¹²³（資料編 3-2）

(ii) 規則・政令等

- 意匠規則¹²⁴（2005年規則第1号）（資料編 3-1）

意匠に関する規則を規定する独立した政令である。また、以下の解説が提供されている。

- 意匠規則解説¹²⁵（資料編 3-3）

(iii) 職員向け基準・ガイドライン等

- 意匠審査基準（DGIPR 提供、非公開）

「はじめに」では、意匠の定義から始まり、審査では何が行われるか、審査が必要な理由、誰がどのように行うか等が解説されている。「A.意匠の予備審査」では、その内容として「物理的審査（方式審査）」、「明確性及び単一性」、「分類付与の審査」「公序良俗規定」等が解説されている。

「B.意匠の調査」では、調査対象として「登録された出願」「処理中の出願」「一般の刊行物」「各国の意匠データベース」が挙げられている。「C.意匠の実体審査」では、「類似性」「同一性」について、例示を用いた詳細な解説がなされている。

¹²² 特許庁外国産業財産権制度情報 インドネシア意匠法
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm>（最終訪問日 2012年8月1日）

¹²³ PENJELASAN ATAS UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 31 TAHUN 2000 TENTANG DESAIN INDUSTRI（意匠法解説）
<http://www.djpp.depkumham.go.id/inc/buka.php?czoyNzoiZD0yMDAwKzAmZj11dTmXLTIwMDBwamwuaHRtIjs=>（最終訪問日 2012年8月1日）

¹²⁴ インドネシア知的財産総局（DGIPR）ウェブサイト PERATURAN PEMERINTAH REPUBLIK INDONESIA NOMOR 1 TAHUN 2005 TENTANG PELAKSANAAN UNDANG-UNDANG NOMOR 31 TAHUN 2000 TENTANG DESAIN INDUSTRI（インドネシア意匠規則 2005年第1号）（インドネシア意匠規則 2005年第1号）
http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/ppdi_1_2005.pdf

¹²⁵ インドネシア知的財産総局（DGIPR）ウェブサイト、上記意匠規則の後半に添付されている
http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/uu_pp/ppdi_1_2005.pdf（最終訪問日 2013年1月21日）

(iv) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等

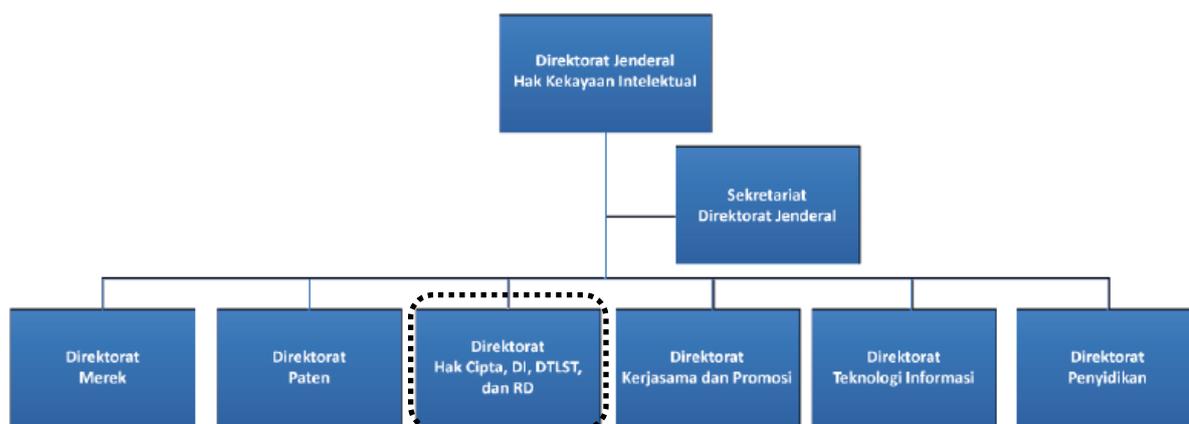
出願人向けの資料として、願書様式¹²⁶（資料編 3-5）、審査フロー図¹²⁷（資料編 3-6）、料金表¹²⁸（資料編 3-7）があり、本報告書の資料編に仮訳を収録したが、以下の本文でも一部を紹介する。

(2) 意匠登録制度の所管部局

インドネシア知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property Rights: DGIPR）

<http://www.dgip.go.id/>

下記組織図¹²⁹の意匠部（Direktorat DI(Desing Industry)）が担当部署となる。



(3) 統計情報¹³⁰

(i) 直近 5 年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	4,473	3,866	4,201	4,047	4,196
うち海外からの出願件数	4,244	1,000	600	1,060	1,458
うち日本からの出願件数	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	387

¹²⁶ DGIPR ウェブサイト

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/formulir_di.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 21 日）

¹²⁷ DGIPR ウェブサイト

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/flowchart_di.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 21 日）

¹²⁸ DGIPR ウェブサイト http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/tarif_di.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 21 日）

¹²⁹ DGIPR ウェブサイト <http://www.dgip.go.id/tentang-kami/profil-pimpinan-djhki>（最終訪問日 2013 年 1 月 21 日）

¹³⁰ アンケート調査回答による。これ以外のアンケートによる統計データ調査項目に関してはデータが無いとのことで、数字が得られなかった。

(ii) 直近 5 年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	978	1423	2045	4538	5367
うち海外からの登録件数	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)
うち日本からの登録件数	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)

(iii) 審査等に要する期間 (2012 年のデータ)

- 審査全体に要する期間：6 月
- 出願から方式審査を完了するまでの平均期間：3 月
- 出願から出願公告までの平均期間：3 月
- 出願から最初の実体審査結果を通知するまでの平均期間：12 月
- 出願から公報発行までの平均期間：13 月

(iv) 審査結果最終処分内訳 (2011 年データ)

登録 5367 件、 拒絶 620 件

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

意匠法において『「意匠」とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組み合わせに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである』と規定されている（意匠法第 1 条(1)）。

意匠審査基準では、「形状」は意匠の複雑な線の単なる外形線又は外形、「輪郭」は意匠における複雑な形状又は組み合わされた形状、「線及び／又は色彩の構図」は、意匠の表面に適用される模様（ここで、模様は色彩のない模様又は色彩のパターンのみからなる）と説明されている¹³¹。

物品又は製品の一部に関して意匠の定義に明確に言及されていないため、部分意匠制度の有無は不明確であるが、保護を受けようとする部分を実線で、保護を求めない部分を点線で描き分けることは可能である（意匠規則第 6 条(1)(g)）。

(ii) 審査フロー図

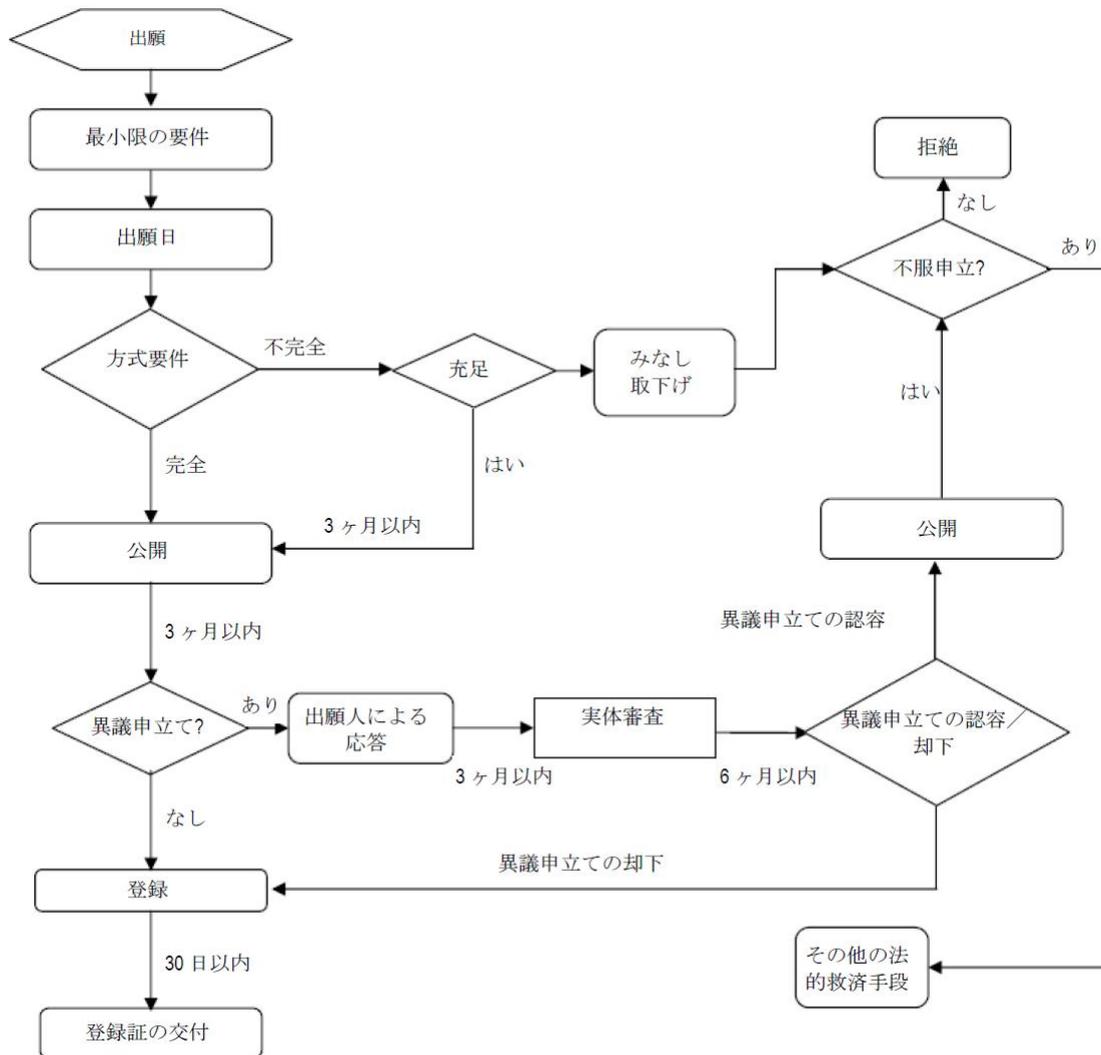
以下に意匠出願の審査フロー図¹³²を示す。ここでは公開の後、異議申し立てのあった意匠のみが実体審査の対象となるフローとなっているが、

¹³¹ 意匠審査基準 C.3.(1)意匠の定義の更なる説明

¹³² DGIPR ウェブサイト

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/flowchart_di.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 21 日）

運用としてすべての意匠について実体審査が行われている¹³³。



(iii) 使用する意匠分類

ロカルノ分類（第9版）が使用される。独自の意匠分類は存在しない。

134

(iv) 出願

出願様式¹³⁵への記載事項は以下のとおりであり、これらの内容はインドネシア語での記載が求められる（意匠法第11条）。また、4部の謄本の提出（意匠規則第4条(1)）及び出願に係る意匠が出願人若しくは創作

¹³³ ヒアリング調査結果

¹³⁴ アンケート調査結果

¹³⁵ DGIPR ウェブサイト

http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf-files/formulir_di.pdf（最終訪問日 2013年1月21日）

者の所有するものであることを陳述する公印若しくは公証人の認証のある陳述書（以下の「権利者宣言」）の提出が求められる（意匠規則第5条(1)）。

- 出願人：氏名、国籍、住所、電話／FAX、納税者番号
- 代理人：氏名、住所、法人名、代理人番号、メールアドレス、電話／FAX
- 意匠の名称
- 創作者の氏名及び国籍
- 優先権主張の有無
有りの場合：国名、優先日、優先権番号
- 意匠の分類（ロカルノ分類）
- 以下の同封資料の有無チェックリスト
 - ・ 委任状
 - ・ 譲渡証
 - ・ 権利者宣言
 - ・ 優先書類及びその翻訳文
 - ・ 優先権を伴う意匠の書類（出願書類）及びその翻訳文
 - ・ その他（詳細記載）
- 以下の資料の謄本3部
 - ・ 意匠の説明又は図面の説明
意匠の説明には、保護を受けようとする意匠の説明及び当該意匠を付した物品又は製品の説明を含める（意匠規則第6条）。
 - ・ 見本
 - ・ 図面又は写真（番号記載）
- 出願人の署名

出願人がインドネシア国外に居住する場合は、インドネシアに居所を持つ代理人を通じての出願が求められる（意匠法第14条）、委任状の提出が必要となる（意匠規則第5条(2)(b)）。

意匠の説明には、保護を受けようとする意匠の説明及び当該意匠を付した物品又は製品の説明を含めることとなっており（意匠規則第6条(3)）、具体的には、以下の事項を含める（意匠規則解説第6条(3)）。

- (1) 保護を受けようとする意匠の部分を明らかにする解説又は陳述
- (2) 新規性を伴う意匠の部分を明らかにする解説又は陳述
- (3) 意匠の物品又は製品について、意匠の物品又は製品への用途の範囲を説明する陳述。意匠は、製品及び物品そのものではないが、意匠の保護の範囲を限定するために出願した意匠が付される製品又は物品に関連するもの。

また、複数の意匠であっても、意匠の単一性を有するか同一クラスに属するのであれば、一の出願として出願することができる（意匠法第13条）。ここでいうクラスとはロカルノ分類のクラスを指し、また、例えば一組のカップとティーポットは一の意匠とされる（意匠法解説第13条）。

出願日は、出願人が以下の要件を満たし、出願書類が受理された日とされる（意匠法第18条、意匠規則11条）。

- (1) 出願様式の謄本4部への必要事項の記入
- (2) 出願意匠の図面等及びその説明の謄本3部の添付
- (3) 出願料の支払い

(v) 意匠の表現物及び表現手法

表現手法に関して、A4サイズの白紙（100g/m² から 200g/m²）を使用すること、連続番号を付すること、図面の外観を説明する情報を伴うこと、上部の余白は2.5cm・下部左右の余白は2cmとすること、保護を求めない部分は点線で示すこと、図面データを記録したフロッピーディスクを添付してもよいこと等が意匠規則第6条(1)に規定されている。

動的意匠はいくつかの変化のバリエーションを表示して示すことが認められる¹³⁶。

法令等に図面の必要枚数や図法などを規定する条項は見当たらないが、意匠審査基準には図面として「一組の図面（正投影図法）及び追加の参照図／参考図」が示されており、「追加の参考図」には斜視図が例示されている。また、色彩及び影を用いた場合、意匠の説明に記述を求めている。また、ジグザグ符号を用いて中央部を省略し、端部を描く手法を紹介している¹³⁷。

写真は白黒が望ましいが、カラー写真も要件が満たされていれば可としている。インスタント写真は長期保存の観点から不可としている。写真のコピーは明瞭であれば受けられる。背景や影は削除すべきとしている。A4サイズであればそのまま使用できるが、それより小さい場合はA4サイズの紙に貼り付けることを求めている¹³⁸。

(vi) 優先権

外国での出願が受理されてから6月以内にされた出願については、優先権を主張することができる（意匠法第16条）。

優先権を主張して出願を行う場合、優先権書類として外国での先の出願の出願書類の認証謄本が必須であり、また、すでに権利が付与されている場合は意匠権の認証謄本、及び当該意匠が新規であることを判断す

¹³⁶ 意匠審査基準 A.意匠の予備審査 2.物理的審査

¹³⁷ 意匠審査基準 A.意匠の予備審査 2.物理的審査 a.図面

¹³⁸ 意匠審査基準 A.意匠の予備審査 2.物理的審査 b.写真

るためのその他の書類の謄本を求められる可能性がある（意匠法第 17 条）。外国語の書類は、優先権出願期限から 3 月以内にインドネシア語の翻訳文の提出が必要となる（意匠法第 16 条）。

(vii) 登録要件

方式要件（→（5）（ii））に加え、実体審査では、①意匠の新規性、②法規・公序良俗・宗教又は道徳に違反する事項、③出願の単一性、④意匠の表現の明瞭性について審査が行われる（意匠規則第 24 条）（→（5）（v））。

新規性については、出願日又は優先権主張がある場合は優先日の前にインドネシア国内外において公表された意匠と同一でない場合に、新規性があるものと認められる（意匠法第 2 条）。本規定における「同一」についてインドネシア最高裁判所は、「実質的に同一」と解されると判示した（→（7）意匠権に係る判例について）。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

インドネシア国内または国外での公の又は公とみなされる博覧会においての展示又は教育、研究、開発目的での創作者による国内での試験的使用が新規性喪失の例外として認められる（意匠法第 3 条）。公の博覧会とは政府主催の博覧会、公とみなされる博覧会とは政府の認定又は承認得ている民間主催博覧会である（意匠法解説第 3 条）。

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

方式審査（→（5）（ii））の後、意匠法第 4 条（公序良俗）及び同第 11 条（願書及び図面等の提出・記載要件、手数料）並びに意匠規則第 4 条（願書及び図面等の提出・記載要件）及び同第 9 条（優先権）に規定する要件を満たす出願は、出願日から 3 月以内に公告される（意匠法第 25 条、意匠規則第 16 条）。

公告から 3 月の間、何人も実体的な事由の異議を申立てることができる（意匠法第 26 条(1)及び(2)、意匠規則第 16 条(1)及び第 17 条(1)）。これ以外の情報提供に関する規定は見当たらなかった。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

公開の時期は、出願時に出願人の請求により出願日又は優先日から 12 月を超えない範囲で延期を請求することができる（意匠法第 25 条(4)、(5)）。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

方式審査終了後の公告後 3 月の間、何人も実体的な事由の異議を申立てることができる（意匠法第 26 条(1)及び(2)、意匠規則第 16 条(1)及び第 17 条(1)）。異議申立は明確な理由を陳述し、書面により DGIPR に申

し立てる（意匠規則第 16 条(2)）。

異議の申立があった場合、その異議が出願人に通知され、出願人は当該通知の送付日から 3 月以内に答弁することができる（意匠法第 26 条(3) 及び(4)）。また、申立があったときは、審査官による実体審査（→（5）（v））が行われる（同条(5)）。異議及び答弁は当該出願の登録又は拒絶の審査における参考資料として提供される（同条(6)）。異議を認めるか否かの決定は、公告終了日から 6 月以内に下される（同条(7)）。したがって、**DGIPR** はこの期間内に実体審査を完了させる必要がある¹³⁹。その決定は、出願人又は代理人に対して当該決定の日から 30 日以内に書面で通知される（同条(8)）。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

異議申立による又は運用による実体審査で拒絶理由が見つからなかった場合、あるいは実体審査で拒絶理由が通知され、通知から 30 日以内に補正がなされ、**DGIPR** の補正の受領から 30 日以内に補正が拒絶されなかった場合、**DGIPR** は意匠登録証を交付し、権利を付与する。意匠登録証は出願日から有効とする（意匠法第 29 条、意匠規則第 25、26、29 条）。

登録までに要する費用としては、出願時に 600,000 インドネシアルピア（IDR）¹⁴⁰、登録時に登録証交付手数料 100,000IDR を支払うこととされている¹⁴¹。

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

意匠権の存続期間は出願日から 10 年である（意匠法第 5 条）。

意匠権者は、自ら所有する意匠を実施する排他的権利を有し、他の者が承認を得ずに意匠権が付与された意匠の製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び／又は頒布することを禁止する権利を有するが、当該意匠の使用が研究及び教育を目的とし、意匠権者の利益を損わない場合は、除外される（意匠法第 9 条）。

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立制度、無効審判制度

登録意匠の取消訴訟は、新規性、現行の法規、公序良俗規定に反する場合、利害関係者による商務裁判所への訴訟が可能であるが、異議申立てあるいは無効審判制度は法令に見当たらなかった（意匠法第 38 条）。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

方式審査にて要件を満たさない場合、出願人へ不備が通知され、通知

¹³⁹ 意匠審査基準 ii.はじめに e.いつそしてどのくらいの期間、実体審査が行われるか？

¹⁴⁰ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（2013 年 2 月に適用）」に基づく、1,000IDR=約 8.74 円

¹⁴¹ アンケート調査結果、料金表

の送付日から 3 月以内の補正が求められる。この期間は、出願人の請求に基づいて最長 1 月延長できる。(意匠法第 19 条、意匠法解説第 19 条)。期間内に不備が解消されなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされたことが通知される(意匠法第 20 条)。この通知に対して、通知を受けた日から 30 日以内の不服申し立てが可能である(意匠法第 24 条(3))。不服申し立てが認められなかった場合、商務裁判所に訴訟を提起することができる(意匠法第 24 条(5))。

公告期間中の異議申し立てによって又は運用として実施される実体審査において拒絶された場合、出願人は不服を申し立てることができ、また、不服申し立てが認められなかった場合、商務裁判所に訴訟を提起することができる(意匠法第 28 条)。

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続き特になし。

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制(業務分担、決裁権限等)

願書の記載が手続要件に合致しているかどうかの審査官は専門の担当者が 3 名、意匠分類を付与、管理している専門の審査官は 10 名、実体審査を担当する審査官は 12 名となっている。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

意匠法第 4 条(公序良俗)、第 11 条(願書及び図面等の提出・記載要件、手数料)、第 13 条(単一性)、第 14 条(外国出願人の場合の国内代理人の委任等)、第 15 条、第 16 条及び第 17 条(優先権)に関する方式審査が行われる(意匠法第 19 条、第 20 条及び第 24 条(1))。

意匠規則によれば、方式審査は出願日から 30 日以内に実施されることとなっており、物理的審査、方式要件及び意匠の開示の明瞭性を含む、意匠規則第 4 条(願書及び図面等の提出・記載要件)ないし同第 9 条(優先権)についての審査が行われることとされている(意匠規則 11 条)。

ここでいう「物理的審査」とは、形式、種類、大きさ及び出願に添付されている図面の添付など、出願の物理的な質に関連するその他の事項の審査をいう。また、「方式要件」の審査とは、願書、意匠の図面、意匠の説明及びその他の出願関連書類など備わっていないとしない出願の審査をいう。「意匠の開示の明瞭性」の審査とは、出願した意匠の範囲に関する審査をいい、意匠法第 1 条(1)に規定されている意匠の定義、同第 13 条に規定されている出願の単一性、同第 4 条(公序良俗等)の審査を含む(以上、意匠法規則解説 11 条)。

審査官が不備を発見した場合は、出願日から 30 日以内に出願人又はその代理人に通知をする。出願人又はその代理人は、通知の発送日から 3

ヶ月以内に応答しなければならない。応答は出願人又は代理人からの申請により1月まで延長できる。(意匠法第19条、意匠規則第11、12、13条)。単一性の審査において、複数の意匠が見られた場合、分割を求める通知が出され、出願人が期間内に分割を行わなかった場合、審査官は、出願に最も関連のある分類の出願についてのみ審査を行う(意匠規則第13条)。

意匠法第4条(公序良俗等)について不備がある場合は、拒絶をする旨が出願人に通知され、出願人は通知を受けた日から30日以内に不服を申し立てなければならない(意匠法第24条)。

方式審査の後、意匠法第4条(公序良俗)及び同第11条(願書及び図面等の提出・記載要件、手数料)並びに意匠規則第4条(願書及び図面等の提出・記載要件)及び同第9条(優先権)に規定する要件を満たす出願は、出願日から3月以内に公告される(意匠法第25条、意匠規則第16条)。

(iii) 分類付与に関する業務(意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等)

方式審査における「意匠の開示の明瞭性」の審査時に、分類付与も行われる(意匠規則第12条(5))。

意匠の分類は以下の流れで決定される(意匠審査基準 A.予備審査 4.分類)。

1. 意匠の製品名／名称が意匠の表現と適合していることを確認する(適合していない場合、最も適した名称を決定する)。
2. 分類の決定
 - a. 決定した名称に基づき、ロカルノ分類の物品のリストで同義語を調査する。
 - b. 物品の名称が広すぎる場合、種類及び機能により、より詳細な他の名称に変更して調査する。
 - c. 出願人による名称がロカルノ分類の名称に似ている場合、変更してもよい。
 - d. 審査官が、物品が何であるかを結論付けたとき、分類及び副分類のリストを使用してインデックス付けがされる。

(iv) 審査順の定め方

(法令上は)異議の申し立てられた案件のみ実体審査対象となるが、その審査は受付順で行われる¹⁴²。

¹⁴² ヒアリング調査結果

(v) 実体審査等の内容

現行の法制では、出願公告後に実体的な事由の異議申立があった場合に実体審査が行われることになっているが（意匠法第 26 条(5)）、現在 DGIPR では異議の有無にかかわらず全ての出願に対し実体審査を行う運用がなされている¹⁴³。

意匠法解説によると、意匠法第 26 条(5)でいう実体審査とは、意匠法第 2 条（新規性）及び第 4 条（公序良俗等）に基づく出願の審査であって、出願された意匠の新規性という側面を既存の基準を用いて判断することをいう。実体審査は、該当する業務を行うために特別に訓練を受け、任命される専門家である審査官により行われる。意匠分野の審査官及び他の知的財産分野の審査官は、専門知識の特性及び一定の業務範囲に基づき、専門職員としての身分が与えられる（意匠法解説第 26 条(5)）。

実体審査は、①意匠の新規性、②法規・公序良俗・宗教又は道徳に違反する事項、③出願の単一性、④意匠の表現の明瞭性について行われる（意匠規則第 24 条）。

全件実体審査を運用で行っていることについて、ヒアリングで確認したところ、以前、無審査で登録された意匠に関して問題が続発し、その後局長の指示で全件について審査を実施するようになったが、法令・規則は改訂されておらず、運用で実施しているとの回答があった¹⁴⁴。

(vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒

出願人又はその代理人は、出願から登録が付与されるまで間、出願した意匠の範囲を拡大しない場合は、出願に対し修正又は補正を行うことができる。修正又は補正によりその範囲が拡大される場合、その修正又は補正は認められない（意匠規則第 20 条）。

方式審査で出願書類や優先権書類に不備が見つかった場合、出願人又は代理人に不備が通知され、通知の発送日から 3 月以内に不備に対する応答を求められる。応答は出願人又は代理人からの申請により 1 月まで延長できる。期限内に応答が得られない場合、出願が取り下げられたものとみなされ、手数料の払い戻しはされない（意匠規則第 11 条）。

また、方式審査において意匠の説明、図面又は出願の単一性を含む図面の説明の明瞭性が欠如している場合は、出願から 30 日以内に出願人又は代理人に通知され、通知の発送から 3 月以内に補正が求められる。この場合も申請により 1 月の延長が認められる。応答されない場合又は補正によっても明瞭性の欠如が解消されない場合、出願が取り下げられたものとみなされ、手数料の払い戻しはされない（意匠規則第 12 条）。

¹⁴³ ヒアリング調査結果

¹⁴⁴ ヒアリング調査結果

方式審査において、一以上の意匠が見られた場合は、出願の日から 30 日以内に出願の分割を求める通知がなされ、通知の送付日から 3 月以内に出願を分割しなければならない。この期限は申請により 1 月まで延長が可能である。期限までに分割が行われない場合、出願に最も関連のある分類の出願についてのみ審査が行われる(意匠規則第 13 条)。

実体審査において、現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反する事項を含むことが判明した場合、出願は拒絶され、出願人又は代理人に通知される。この拒絶の通知の発送から 30 日以内であれば修正を行うことができる。総局は修正を受領した日から遅くとも 30 日以内に修正を承認するか又は拒絶するかの決定を下し、修正を認める場合は出願手続きが継続される(意匠規則第 25 条)。しかし、実際には拒絶に対する出願人の対応は反対意見を提出することだけであり、DGIPR は修正を受け付けていない¹⁴⁵。

(vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

登録された意匠について、請求等により権利の有効性を評価する手続はない。また、先行意匠の調査において確認された、意匠の登録の可否に直接関わらない先行意匠を参考情報として提供するサービスもない¹⁴⁶。

(viii) 先行意匠調査の対象範囲(先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等)

意匠規則においては、「対応する分類においてこれまでに登録された意匠の公表について調査を行い、出願を審査・比較する。」と規定されている(意匠規則第 24 条(3))。

先行意匠調査の対象は、インドネシアの登録意匠、処理中の先願、一般の刊行物、海外の知的財産庁データベース(AU、EU、US、WIPO、シンガポール、香港)である¹⁴⁷。

ただし、先行意匠調査のための専用のシステムは有さず、また、外部のデータベースとの契約は行っていない¹⁴⁸。

(ix) 先行意匠調査にかける期間

先行意匠調査にかける時間、調査対象意匠件数などの質問に対しては回答が得られなかった¹⁴⁹。

¹⁴⁵ ヒアリング調査結果

¹⁴⁶ アンケート調査結果

¹⁴⁷ 意匠審査基準 B.意匠の調査 2.調査の資料及び調査における他のいずれかの事項、アンケート調査結果

¹⁴⁸ アンケート調査結果

¹⁴⁹ アンケート調査結果

- (6) その他意匠制度の運用等に関する情報
- (i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法
審査官のトレーニング、審査官同士のディスカッションなどを行っている¹⁵⁰。
 - (ii) 審査官を育成するための研修
基礎及び上級意匠審査研修、知財一般研修及び国内外特定意匠研修¹⁵¹
 - (iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合
今のところ二国間の協力はない¹⁵²。
 - (iv) 意匠登録制度に関する外国からの物的支援及び研修等の提供
WIPO、JPO 等からの能力強化支援¹⁵³。
 - (v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）
韓国から、キャパシティ・ビルディングに係る支援が始まったところである¹⁵⁴。
 - (vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）
一つは実施差止め命令に関するもの¹⁵⁵。権利侵害された権利者は警察又は裁判所へ行く。DGIPR は法廷での証人になる¹⁵⁶。
 - (vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み(ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等)に関する情報
DGIPR 及び/又は他の機関、関係者と共に実施される¹⁵⁷。特に中小企業に対して登録費用の減額、中小企業は出願・登録費用が大企業の半額に設定されている¹⁵⁸。
- (7) 意匠権に係る判例について
アンケート調査、ヒアリング調査に対し DGIPR から適当な判例の紹介がなかったため、外国産業財産権制度セミナー、2011年11月で紹介された例

150 ヒアリング調査結果

151 アンケート調査結果

152 ヒアリング調査結果

153 アンケート調査結果

154 ヒアリング調査結果

155 アンケート調査結果

156 ヒアリング調査結果

157 アンケート調査結果

158 アンケート調査結果、料金表

を示す¹⁵⁹。

なお、本判決については JETRO 模倣対策マニュアル・インドネシア編¹⁶⁰に詳細が紹介されている。

判決番号： 022K/N/HaKI/2005

判決日： 2005 年 10 月 24 日

原告（上告人）： 本田技研工業株式会社

被告（被上告人）： PT.ANGLO SAMA PERTAMA MOTOR、知的財産
総局

原告が登録意匠 ID0000109、ID0000106 を取得しているところ、被告が自身の新聞広告により公開した後に出願した意匠により登録意匠 ID0006493 を取得した。被告のリアコンビネーションランプは原告のものと酷似していた。原告は既に公知となっている意匠を出願した被告企業及びその意匠登録を認めた知的財産総局（DGIPR）を提訴した。

スラバヤ商務裁判所で「新聞広告と登録意匠は細部が異なる」として原告敗訴判決が下されたが、原告はこれを不服として上告し、最高裁判所は TRIPS 協定第 25 条第 1 項を引き合いにして「意匠の『同一』とは『実質的同一』である」として、原告逆転勝訴の判決が下った。

(8) 参考文献

(i) 意匠法（2000 年 12 月 20 日法律第 31 号制定）

(ii) 意匠規則、PERATURAN PEMERINTAH REPUBLIK INDONESIA NOMOR 1 TAHUN 2005 TENTANG PELAKSANAAN UNDANG-UNDANG NOMOR 31 TAHUN 2000 TENTANG DESAIN INDUSTRI

(iii) 意匠法解説、PENJELASAN ATAS UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 31 TAHUN 2000 TENTANG DESAIN INDUSTRI

(iv) 意匠規則解説、PENJELASAN ATAS PERATURAN PEMERINTAH REPUBLIK INDONESIA NOMOR 1 TAHUN 2005 TENTANG PELAKSANAAN UNDANG-UNDANG NOMOR 31 TAHUN 2000

¹⁵⁹ 『インドネシアの知的財産権制度と模倣対策』（2011 年 1 月、ハキンダ・インターナショナル山本芳栄）<http://iprsupport-jpo.go.jp/joho/pdf/Indonesia-IPsystem2010.pdf>（最終訪問日 2013 年 1 月 22 日）

¹⁶⁰ 『模倣対策マニュアル・インドネシア編』（2008 年 3 月）添付資料 10、p.108
<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/indonesia1.pdf>（最終訪問日 2013 年 1 月 22 日）

TENTANG DESAIN INDUSTRI

(v) 『BRICs およびアジア諸国の意匠制度』（日本知的財産協会、2012年3月30日）

4. マレーシア

(1) 法令等整備状況

マレーシアの意匠制度に関する法令として、以下の法律、規則、出願人向け資料が提供されている。

(i) 法律

- 意匠法¹⁶¹ (2002年法律 A1140により改正された1996年12月1日法律 552 2003年3月3日施行)
意匠に関する事項を規定する独立した法律である。

(ii) 規則・政令等

- 意匠規則¹⁶² (1999年7月14日 PU(A)351改正 1999年9月1日施行)
意匠に関する規則を規定する独立した政令である。
- 意匠(改正)規則 2012¹⁶³ (2012年1月26日 KPDN(BUU)(PU2)26/5/19; PN(PU2) 588/III 2012年2月15日施行) (資料編 4-1)
上記意匠規則の修正規則であり、主に電子出願に対応する条項を付加した内容となっている。意匠規則に対する修正箇所のみ記載となっている。

(iii) 職員向け基準・ガイドライン等

意匠審査基準等は公開されていない¹⁶⁴。

(iv) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等

出願人向け資料として、願書記載方法ガイドライン¹⁶⁵ (資料編 4-2)、願書様式¹⁶⁶ (資料編 4-3)、出願ガイドライン¹⁶⁷ (資料編 4-4)、審査フロ

¹⁶¹ 特許庁外国産業財産権制度情報 マレーシア意匠法
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

¹⁶² 特許庁外国産業財産権制度情報 マレーシア意匠規則
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

¹⁶³ マレーシア知的財産公社 (MyIPO) ウェブサイト
<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/22956/idreg2012bi.pdf> (最終訪問日 2013年1月23日)

¹⁶⁴ アンケート調査結果

¹⁶⁵ MyIPO ウェブサイト
<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/35314/id-guidlines-13022012.pdf> (最終訪問日 2013年1月23日)

¹⁶⁶ MyIPO ウェブサイト
<http://www.myipo.gov.my/documents//10180/35314/ID1.pdf> (最終訪問日 2013年1月23日)

¹⁶⁷ MyIPO ウェブサイト
<http://www.utem.edu.my/crim/download/5industrialdesigns.pdf> (最終訪問日 2013年1月23日)

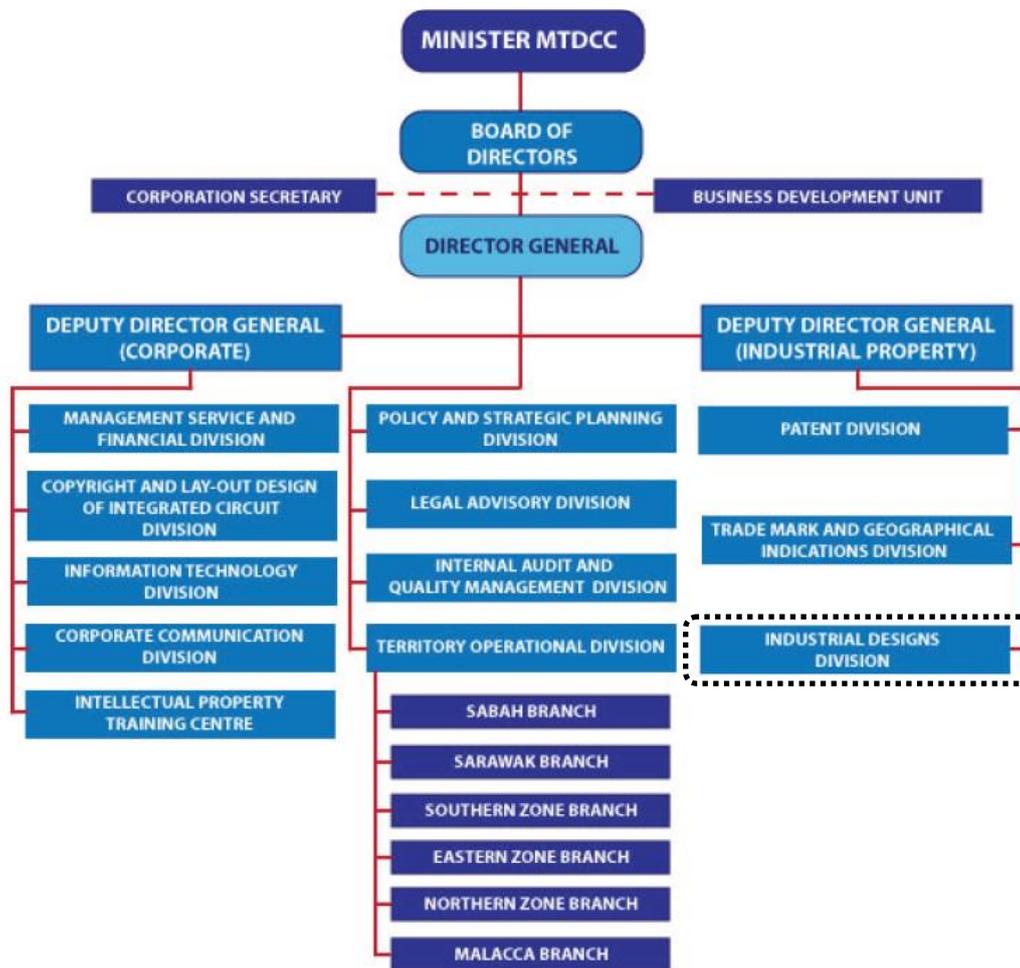
一図¹⁶⁸（資料編 4-5）、料金表（出願等）¹⁶⁹（資料編 4-6）、料金表（更新等）¹⁷⁰（資料編 4-7）があり、本報告書の資料編に仮訳を添付した。

(2) 意匠登録制度の所管部局

マレーシア知的財産公社（Malaysia Intellectual Property Corporation: MyIPO）

<http://www.myipo.gov.my/home>

下記組織図¹⁷¹の意匠課（Industrial Designs Division）が担当部署となる。



¹⁶⁸ MyIPO ウェブサイト

<http://www.myipo.gov.my/web/guest/reka-carta>（最終訪問日 2013 年 1 月 23 日）

¹⁶⁹ MyIPO ウェブサイト

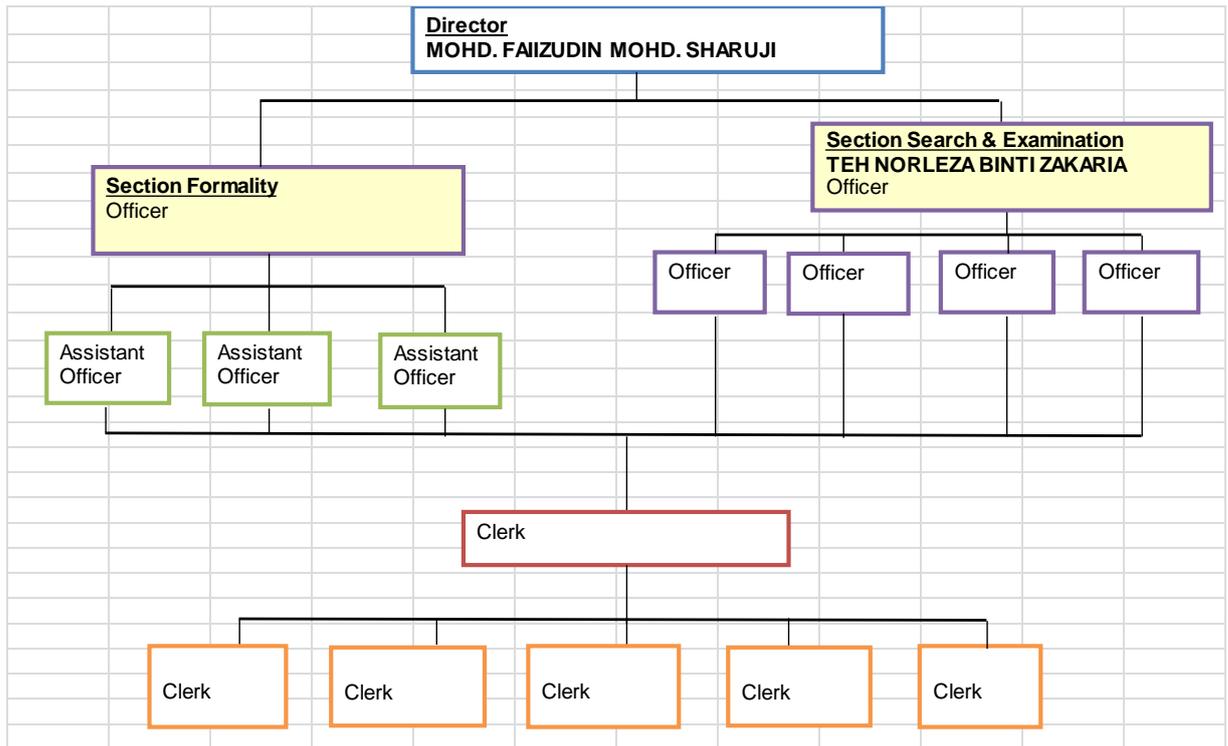
http://www.myipo.gov.my/documents/10180/30034/ID_FORMS_%26_FEES%20%28new%29.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 23 日）

¹⁷⁰ MyIPO ウェブサイト

http://www.myipo.gov.my/documents/10180/30034/NEW_FEES%20for%20registered%20id%20%28ATTACH%20TO%20EFFECTIVE%20DATE%29.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 23 日）

¹⁷¹ MyIPO セブサイト <http://www.myipo.gov.my/carta-organisasi>（最終訪問日 2013 年 1 月 23 日）

意匠課内の詳細組織図を示す¹⁷²。



(3) 統計情報¹⁷³

(i) 直近 5 年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願数	1,920	1,702	1,465	1,677	1,871
うち海外からの出願数	1,146	1,072	766	940	1,128
うち日本からの出願数*	(不明)	351	(不明)	264	393

(ii) 直近 5 年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録数	1,673	1,483	1,594	1,598	1,641
うち海外からの登録数	1,076	903	1,067	850	927
うち日本からの登録数*	(不明)	252	(不明)	240	321

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

意匠法第 3 条において、「意匠」の定義がなされており、

『「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、

¹⁷² アンケート調査結果

¹⁷³ アンケート調査結果、「うち日本からの出願数」及び「うち日本からの出願数」(*)のみ WIPO 統計 これ以外のアンケートによる統計データ調査項目に関してはデータが無いとのことで、数字が得られなかった。

視覚によって判断されるものをいう。ただし、次に掲げるものを含まない。

(a) 構成の方法若しくは原理

(b) 物品の形状若しくは輪郭の特徴であって、

(i) 当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられるもの、又は

(ii) 意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの』

とされ、物品に適用されるものとしており、機能のみによるものを除外している。

また、「物品」についても定義されており、

『「物品」とは、何らかの製造物品又は手工芸品をいい、それらの一部も、個別に作成され販売される場合は、「物品」に含める。ただし、2000年集積回路配置法という集積回路若しくは集積回路の一部、又は当該集積回路を作成するために使用されるマスクは含めない。[法律 A1077 第 2 条による改正]』（意匠法第 3 条）

とされ、上記の意匠の定義と併せて、「個別に作成され販売され」ない部分意匠は認められない。

「物品」が基礎となっており、アイコン、GUI（グラフィカル・ユーザー・インターフェイス）等は保護対象とはならないものと推測されていたが¹⁷⁴、アンケート調査ではグラフィックシンボル及びアイコンも保護対象とされているとの回答が得られた¹⁷⁵。

ただし、ヒアリング調査ではシンボルマークは商標として、物品を離れた模様（パターン）は意匠としてではなく著作物として保護される、とのことであった¹⁷⁶。

物品又は製品の一部に関して意匠の定義に明確に言及されていないため、部分意匠制度の有無は不明確であるが、保護されるべき部分を実線で描き、その他の残りの部分を点線で示す、又は保護されるべき部分を色のついたインキで囲む、ことは可能である¹⁷⁷。

¹⁷⁴ 『意匠の保護要件に対する各国比較報告書』（（社）日本国際工業所有権保護協会、2001年 3 月） p.124

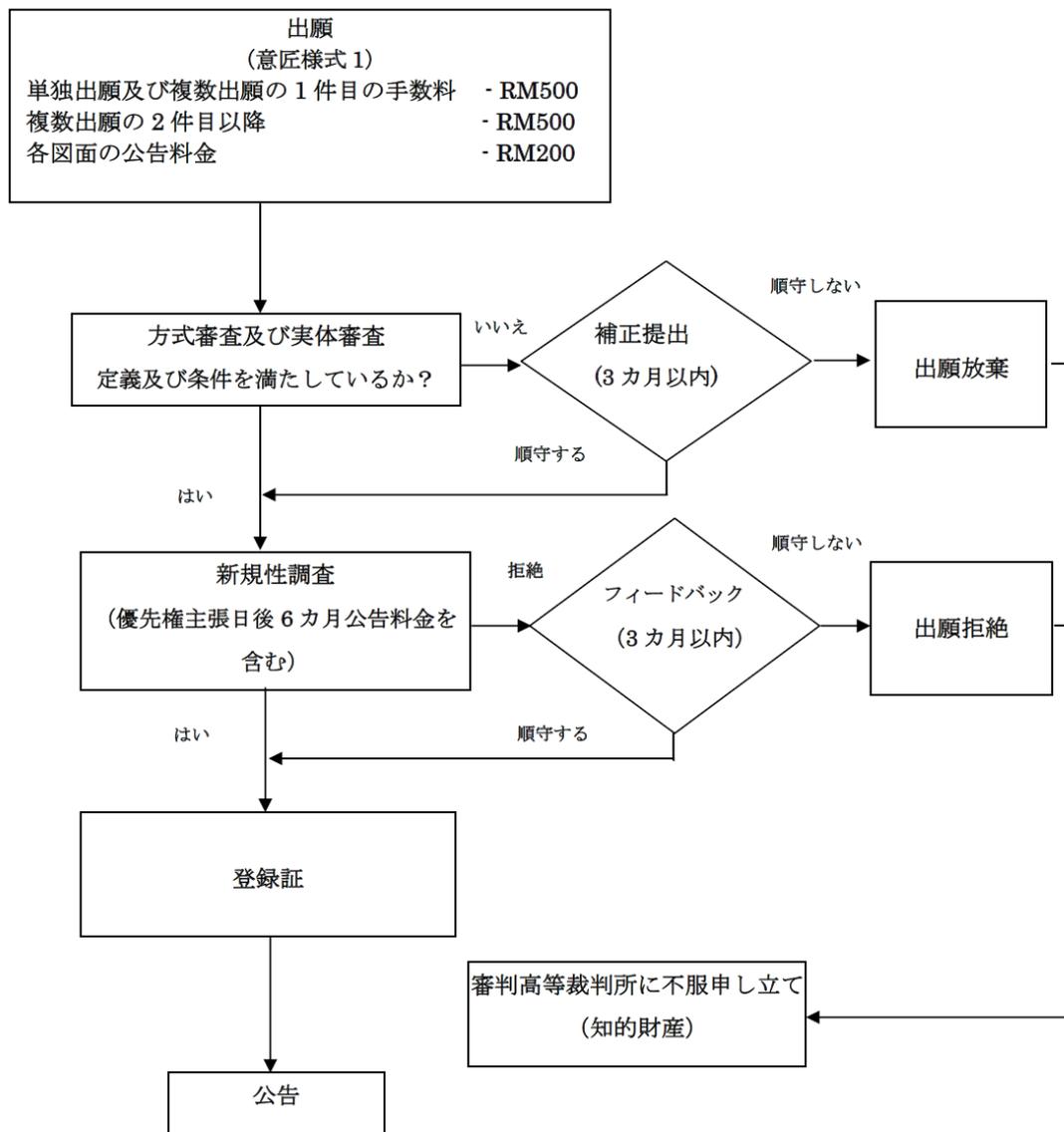
¹⁷⁵ アンケート調査結果

¹⁷⁶ ヒアリング調査結果

¹⁷⁷ 意匠出願ガイドライン 3.0 表現ガイド

(ii) 審査フロー図

以下に意匠出願の審査フロー図¹⁷⁸を示す。



(iii) 使用される意匠分類

ロカルノ分類 (第 8 版¹⁷⁹) が使用される (意匠 (修正) 規則 7)。独自の意匠分類は存在しない¹⁸⁰。

¹⁷⁸ MyIPO ウェブサイト <http://www.myipo.gov.my/web/guest/reka-carta> (最終訪問日 2013 年 1 月 23 日)

¹⁷⁹ アンケート調査に対する回答は得られなかったが、MyIPO ウェブサイト掲載の分類表には、「14-04 SCREEN DISPLAYS AND ICONS」が存在しているため、第 8 版が使用されていると推定できる。 <http://www.myipo.gov.my/web/guest/reka-klasifikasi> (最終訪問日 2013 年 1 月 23 日)

¹⁸⁰ アンケート調査結果

(iv) 出願

出願日は、出願人が特定でき、所定数の意匠の表示が提出され、所定の手数料が納付される日とされている（意匠法第 16 条）。

出願人が創作者である場合はその旨の陳述書、出願人が創作者でない場合は登録に対する出願人の権利を正当化する陳述書を添付する（意匠規則 6）。

出願はマレー語又は英語で記載することとされ、それ以外の言語の書類には登録官が満足する形での証明がなされた（認証）翻訳文の添付が求められる（意匠（修正）規則 6）。

出願様式への記載事項を以下に示す。

- 出願人氏名、住所
- 創作者氏名、住所
- 代理人氏名、住所（該当する場合、さらに Form ID 10 の提出が必要）
- 意匠を適用する特定の物品又は組物の名称
- ロカルノ分類のクラス及びサブクラス
- 図の数及び公報に掲載する図
- 複数出願の場合、登録を求める意匠の数
- 関連意匠番号（意匠法第 23 条、意匠規則 17 の下に出願する場合）
- 優先権主張（意匠法第 17 条の下に出願する場合）
 - ・ 出願国
 - ・ 出願日
 - ・ 優先権出願の名前が本出願と異なる場合、その出願人名
- 分割出願（意匠法第 20 条の下に分割された出願の場合、先の出願の情報）
 - ・ 意匠番号
 - ・ 出願日
- 宣誓書
 - ・ 出願人／代理人署名
 - ・ 日付
- マレーシア国内での連絡先電話番号

(v) 意匠の表現物及び表現手法

意匠出願ガイドラインでは意匠の表現を 6 部提出することとなっている¹⁸¹が、意匠（修正）規則 10 により 1 部の提出に変更されている。

書類は A4 サイズの強靱な紙を使用し、片面のみの記載、ひび割れ・しわ・折り目が無いこと、左側余白を 3cm 残すことが規定され、写真又は図面の大きさは 12.5cm×9cm が指定されている。また、見本のサイズは

¹⁸¹ 意匠出願ガイドライン 3.0 表現ガイド

20cm の立方体以下とされる（意匠（修正）規則 10）。

物品の定義から部分意匠制度はないが、意匠出願ガイドによれば「保護されるべき部分を実線で描き、その他の部分を点線で示す、又はその部分を色のついたインキで囲む」手法が解説されており、この手法を使用する場合は「放棄（Disclaimer）」の陳述が必要としている¹⁸²。

(vi) 優先権

外国での最初の出願から 6 月以内にされた出願については、優先権を主張することができる。出願時に先の出願がなされた官庁により認証された先の出願の謄本を提出する必要がある（意匠法第 17 条）。

先の出願の出願日、出願番号、国際意匠分類による分類番号及び小分類番号、国名、官庁を明記する。出願時に国際意匠分類番号が付与されていなかった場合はその事実を宣言において陳述し、分類番号の付与があり次第伝達する。認証謄本の提出は登録官による請求から 3 月以内。先の出願がマレー語又は英語以外の場合は上記登録官の請求から 6 月以内にマレー語又は英語の認証翻訳文を提出する（意匠規則 14）。

(vii) 登録要件

登録出願が方式要件（意匠法第 21 条）を満たしている場合は登録され、出願人に登録書が交付される（意匠法第 22 条）。

意匠法第 21 条にいう方式要件とは意匠規則 3 から 14 までの要件であり（意匠規則 19）、規定の手数料、出願様式、出願人の権利を正当化する陳述書、マレー語・英語以外の書類についての翻訳文、分類の表示、意匠の表示、新規性の陳述、優先権書類及びその翻訳文が含まれる。

また、国王又は国家元首の肖像、国家・州・都市・町・協会・法人・機関・人の紋章、記章、騎士勲章、旗飾りの複製が意匠として表現される場合、承諾を与える権限を有する公人その他の使用に対する承諾が提出されないとき拒絶する、との規定がある（意匠（修正）規則 16）。

法令としては上記要件が満たされると登録となるが、運用としてマレーシア国内に登録された意匠を対象とした新規性（意匠法第 12 条）に関する実体審査が行われている。実体審査は新規性のみを対象とし、先行意匠調査はマレーシア国内の登録意匠と公知資料（出願人により提出された先行意匠）が対象とされる¹⁸³。

マレーシアの意匠登録制度における新規性は国内公知であり、当該出願の優先日前に、当該意匠が、又は関係する取引において一般的に使用される、重要でない細部若しくは特徴においてのみ当該意匠と異なる意匠が、

¹⁸² 意匠出願ガイドライン 3.0 表現ガイド

¹⁸³ ヒアリング調査結果

(a) マレーシアの何れかの場所で公衆に開示されていた場合、又は
(b) 他の出願人によりなされたマレーシアでの出願であって、より早い優先日を有する他の意匠登録出願の内容であった場合において、その内容が当該他の出願に基づき付与された登録に含まれていたとき当該意匠は、新規性を有しているとは認められない（意匠法第 12 条）。

また、ロカルノ分類の同一のクラス、又は同一の組物若しくは同一の物品構成にかかわる場合、2 以上の意匠を同一の出願に含めることができる（意匠法第 15 条）。

『「組物」とは、数個の物品であって、同一の一般的特徴を有し、かつ、一括販売を常態とし又は一括使用を意図するものであり、各個に適用される意匠が、他の物品すべて若しくはその何れかに対して、同一であるか又は重要でない細部若しくは関連する取引において通常使用される特徴においてのみ異なるものをいう。』とされる（意匠法第 3 条）。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

登録出願日前 6 月以内に、公式又は公認の博覧会に展示された場合、又は出願人以外の他人による不法行為により開示された場合、新規性喪失とはみなさない（意匠法第 12 条）。

これらの事実は出願時に出願に伴う陳述書にて提出するか、書面で登録官に通知する必要がある（意匠規則 13）。

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

出願は、方式要件を満たしていると判断された場合、登録簿に記載して登録され、意匠登録証が交付され、官報に公告される（意匠法第 22 条）。ヒアリング調査では、登録出願は出願から 2 週間で公告される¹⁸⁴。

第三者による情報提供制度、異議申立制度に関する条項は見当たらない。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

公開を繰り延べる制度はない¹⁸⁵。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

権利付与前の異議申立制度に関する条項は見当たらない。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

前記(vii)の要件が満たされ、運用による新規性が確認されると登録官

¹⁸⁴ ヒアリング調査結果

¹⁸⁵ アンケート調査結果

は登録簿に記載して意匠を登録し、意匠登録証を出願人に交付して、官報に公告する（意匠法第 22 条）。

登録出願費用は書面出願では 500 マレーシア・リングgit (MYR)、電子出願では 480MYR、図面 1 枚当たり 200MYR の公告費用（書面、電子出願共通）が必要となる。

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

意匠権は出願日に効力が生じたときみなされ、出願日から 5 年間存続し、更新申請と更新料の納付により各 5 年間の期間を 2 期にわたり延長することができる（意匠法第 25 条）。

意匠権者は、登録意匠が適用されている何らかの物品を、販売若しくは賃貸のため又は何らかの取引若しくは事業目的での使用のために製造若しくは輸入し、又は販売若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸の申出若しくは陳列をする排他権を有する（意匠法第 32 条(1)）。

意匠権の侵害となるのは以下の場合である（意匠法第 33 条）。

(a) 当該意匠又はその不正又は明白な模倣（any fraudulent or obvious imitation）を当該意匠の登録対象である何らかの物品に適用する場合

(b) 当該意匠又はその不正又は明白な模倣が所有者のライセンス又は同意なしにマレーシア外で適用された物品を、販売のため又は何らかの取引若しくは事業目的での使用のためにマレーシアに輸入する場合

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立制度、無効審判制度

権利付与後の異議申立制度に関する条項は見当たらない。無効に関しては裁判所に訴訟を提起する必要がある（意匠法第 27 条）。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

方式審査にて出願が方式要件を満たさないと決定された場合、登録官は出願人に通知し、出願を補正する機会を与える。期限内に出願人が方式要件を満たしている旨を登録官に納得させることができない場合、又は方式要件を満たすように出願を補正することができない場合、出願は拒絶される（意匠法第 21 条）。応答の期限は通知後 3 月とする（意匠規則 19）。

登録官の決定又は命令に不服のある場合、裁判所に上訴することができる（意匠法第 46 条）。

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続き

意匠が何れかの物品に関して登録されていて、その意匠所有者がその意匠の同一性に大きく影響するほどではない変更を加えた意匠を登録する場合、先の登録は拒絶理由とはならない。ただし、この場合、後に登録された意匠の存続期間は、先の意匠の存続期間又は延長期間を超

えないものとされる（意匠法第 23 条）。同一出願人による先願の意匠が本願意匠に類似する場合に先願規定の例外となる点やそれによって登録された意匠権の存続期間に制限がかかる点で、我が国の関連意匠制度との共通点がみられる。

マレーシアの意匠法には権利侵害に対する刑事罰が規定されておらず、意匠権の侵害に対して刑事的救済を求めることはできない¹⁸⁶。

分類の付与は出願人が記載する。もし出願人の記載した分類と意匠とがそぐわない場合、出願人にその旨伝えるが、修正するか否かは出願人に任せられる¹⁸⁷。

登録後の権利についての処理はすべて裁判所で行われる¹⁸⁸。

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）

願書の記載が手続要件に合致しているかどうかの審査官は専門の担当者が 4 名、新規性調査を担当する審査官が 5 名となっている¹⁸⁹。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

方式要件（意匠法第 21 条）について審査が行われる。方式要件とは意匠規則 3 から 14 までの要件であり（意匠規則 19）、規定の手数料、出願様式、出願人の権利を正当化する陳述書、マレー語・英語以外の書類についての翻訳文、分類の表示、意匠の表示、新規性の陳述、優先権書類及びその翻訳文が含まれる。

また、国王又は国家元首の肖像、国家・州・都市・町・協会・法人・機関・人の紋章、記章、騎士勲章、旗飾りの複製が意匠として表現される場合、承諾を与える権限を有する公人その他の使用に対する承諾が提出されないと拒絶する、との規定がある（意匠（修正）規則 16）。

なお、現行法制上、登録前に行われる意匠審査の範囲は方式要件のみであるが、(4) (ii)で示した意匠登録手順のフロー図によれば新規性の調査が行われ、その対象範囲はマレーシア国内の登録意匠となる¹⁹⁰。

方式審査及び新規性調査を経て、出願に不備がないと認められた場合は登録され、出願人に登録証が交付される（意匠法第 22 条）。

(iii) 分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した

¹⁸⁶ 『各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書』（（社）日本国際知的財産保護協会、2008年3月）p.192

¹⁸⁷ ヒアリング調査結果

¹⁸⁸ アンケート調査結果

¹⁸⁹ アンケート調査結果

¹⁹⁰ ヒアリング調査結果

分類が不適切な場合の業務等)

分類の付与は出願人に任せられ、審査官が不適切な分類に気づいても出願人に通知されるのみであり、分類が補正されるか否かは出願人に任せられている¹⁹¹。これが拒絶理由となるかどうかは不明である。

(iv) 審査順の定め方

審査の順番は受付順となる¹⁹²。

(v) 実体審査等の内容

前記(ii)で述べたように、運用で実施される実体審査として、マレーシア国内に登録された意匠を対象とした新規性調査が行われる¹⁹³。

また、国王等の肖像、国家等の紋章等は、使用の承諾書の有無が審査される(意匠(修正)規則16)。

(vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒

(3)(xv)で述べたが、方式審査にて出願が方式要件を満たさないと決定された場合、出願人は通知を受け、3月以内に補正の提出を求められる(意匠法第21条、意匠規則19)。

(vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

登録された意匠について、請求等により権利の有効性を評価する手続はない。また、先行意匠の調査において確認された、意匠の登録の可否に直接関わらない先行意匠を参考情報として提供するサービスもない¹⁹⁴。

(viii) 先行意匠調査の対象範囲(先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等)

ii)でも述べたように、新規性調査の対象範囲はマレーシア国内に登録された意匠及び出願人により提出された先行意匠とされる¹⁹⁵。

先行意匠調査のための専用のシステムを持っており、外部のデータベースとの契約は行っていない¹⁹⁶。

(ix) 先行意匠調査にかける期間

3-5件の調査に約1日を要する¹⁹⁷。

191 ヒアリング調査結果

192 ヒアリング調査結果

193 ヒアリング調査結果

194 アンケート調査結果

195 ヒアリング調査結果

196 アンケート調査結果

197 アンケート調査結果

- (6) その他意匠制度の運用等に関する情報
- (i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法
審査官に対して研修を行っている¹⁹⁸。
 - (ii) 審査官を育成するための研修
知財一般の検討会¹⁹⁹。
 - (iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合
ラオスとは技術的な交流がある²⁰⁰。WIPO の常設委員会に参加している²⁰¹。
 - (iv) 意匠登録制度に関する外国からの物的支援及び研修等の提供
特に支援は受けていない。JPO からはハーグ協定に向けて支援を受けたい²⁰²。
 - (v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）
WIPO の研修に参加している²⁰³。
 - (vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）
意匠に関する模倣品対策などについて、他の機関との協力はない²⁰⁴。
 - (vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み（ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等）に関する情報
普及活動は行っている²⁰⁵。電子出願には書面出願に対して割引がある²⁰⁶。
- (7) 意匠権に係る判例について
アンケート回答に開示されなかったため APAA（Asian Patent Attorneys Association）に掲載されたマレーシアの意匠に関する判例を紹介する²⁰⁷。

¹⁹⁸ ヒアリング調査結果

¹⁹⁹ アンケート調査結果

²⁰⁰ ヒアリング調査結果

²⁰¹ アンケート調査結果

²⁰² ヒアリング調査結果

²⁰³ アンケート調査結果

²⁰⁴ ヒアリング調査結果

²⁰⁵ アンケート調査結果

²⁰⁶ 料金表

²⁰⁷ Asian Patent Attorneys Association, Industrial Designs Committee, Malaysia Country Report,
http://www.apaaonline.org/pdf/APAA_59th_council_meeting_Manila/DesignsCommittee

Arensi-Marley (M) Sdn. Bhd. v Middy Industries Sdn. Bhd. [2011] 5 CLJ 355

控訴人：Arensi-Marley(M) Sdn. Bhd.

被控訴人：Middy Industries Sdn. Bhd.

控訴人はマレーシアにおける雨樋の大手メーカーであり、被控訴人が2001年に出願し取得した雨樋の登録意匠 MY 01-00372²⁰⁸に対して控訴人の製造・販売してきた雨樋に比べて新規性が無く取り消されるべきであるとして起こした裁判 Arensi-Marley (M) Sdn. Bhd. v Middy Industries Sdn. Bhd. [2004] 4 MLJ 46²⁰⁹において主張が認められず敗訴した（判決番号：RAYUAN CIVIL NO: W-02-971-2003）が、これを不服として控訴裁判所に控訴したが、控訴裁判所は原判決を支持して控訴棄却とした。

原判決では控訴人の雨樋にくらべて被控訴人の雨樋の意匠は、「1. 両端が閉じられていない。2. 3面に長手方向のリブが形成されている」ことにより細部が異なるとして被控訴人の意匠の新規性を認めた。

控訴審では控訴人は原判決を不服として被控訴人の登録意匠の取消を意匠法 24 条に基づいて控訴したが、棄却理由の一つとして取消を求めるのであれば同 27 条(1)基づくべきであったとして手続上の問題も指摘した。

(8) 参考文献

(i)意匠法(2002年法律 A1140により改正された1996年12月1日法律 552 2003年3月3日施行)

(ii)意匠規則(1999年7月14日 PU(A)351改正 1999年9月1日施行)

(iii)意匠(修正)規則 2012、Industrial Designs Regulations (Amendment) 2012

(iv)願書記載方法ガイドライン、GUIDELINES TO FILL ID FORM 1

(v)出願ガイドライン、Industrial Designs System in Malaysia

Reports2011/2-MALAYSIA-DesignsCommitteeReport2011.pdf (最終訪問日 2013年1月25日)

²⁰⁸ マレーシア知的財産公社(MyIPO)登録意匠検索により検索

<https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm> (最終訪問日 2013年1月25日)

²⁰⁹ DALAM MAHKAMAH RAYUAN DI MALAYSIA, RAYUAN CIVIL NO: W-02-971-2003, <http://johor.kehakiman.megablox.net/directory/judgment/file/Judgment%20W-02-971-2003.pdf> (最終訪問日 2013年1月25日)

(vi) 『意匠の保護要件に対する各国比較報告書』((社) 日本国際工業所有権保護協会、2001年3月)

(vii) 『各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書』((社) 日本国際知的財産保護協会、2008年3月)

5. シンガポール

(1) 法令等整備状況

シンガポールの意匠制度に関する法令等として、以下の法律、規則、政令、及びガイドラインが提供されている。

(i) 法律

- 意匠法²¹⁰ (2004年法律 No.44 により改正、2005年1月1日施行)
意匠に関する事項を規定する独立した法律である。

(ii) 規則・政令等

- 意匠規則²¹¹ (2005年 S556 改正、2005年9月1日施行、「意匠規則 2000年 S504、2002年改正」にさらに改正を加えたもの)
意匠に関する事項の詳細を規定する独立した規則となっている。
- 改正意匠規則²¹² (2011年 S587 改正、2011年12月1日施行)
意匠に関する料金を改定したもの。
- 意匠 (国際登録) 規則²¹³ (2005年 S177、2005年4月17日施行) (資料編 5-1)
意匠の国際登録に関する独立した規則であり、国際登録意匠の保護、ライセンス等の取引の届け出及び登録、審査等が規定されている。
- 意匠の表現実務指令²¹⁴ (2005年 No.2、2005年9月1日施行) (資料編 5-2)
意匠の表現は図又は写真であること、意匠の異なる視野は最大 10 図とすること、視野のサイズは 3cmx3cm～13cmx15cm とすること、電子出願でない場合の表現は 1 組を添付することが規定されている。

²¹⁰ 特許庁外国産業財産権制度情報 シンガポール意匠法
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

²¹¹ 特許庁外国産業財産権制度情報 シンガポール意匠規則
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

²¹² シンガポール政府検事総長室 (AGC(Attorney-General's Chambers Singapore)) ウェブサイト
<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22663e5d75-3236-4861-a705-46c82b602fe1%22%20Status%3Apublished%20Depth%3A0%20TransactionTime%3A20120604000000;rec=0> (最終訪問日 2013年1月25日)

²¹³ AGC ウェブサイト
<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A04171a2e-3e55-4a8f-855b-b55aaed7e18%20Depth%3A0%20ValidTime%3A17%2F04%2F2005%20TransactionTime%3A31%2F03%2F2005%20Status%3Ainforce;rec=0;whole=yes> (最終訪問日 2013年1月25日)

²¹⁴ シンガポール特許庁 (IPOS) ウェブサイト
http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/rd_pdNo2of2005.pdf (最終訪問日 2013年1月25日)

- 著作権法第 63 章第 10 節²¹⁵第 73 条、第 74 条
著作権法と意匠法との調整規定が記載されている。

(iii) 職員向け基準・ガイドライン等

職員、審査官向けの審査基準、ガイドラインは文書として提供されていないが、アンケート調査の回答によると出願の運用に関するマニュアルがコンピューターシステムで提供されている。

(iv) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等

出願人向け資料として、出願ガイドライン²¹⁶（資料編 5-3）、図面ガイドライン²¹⁷（資料編 5-4）、願書様式²¹⁸、願書記載方法ガイドライン²¹⁹（資料編 5-5）が提供されており、英語版資料について資料編に仮訳を収録した。

(2) 意匠登録制度の所管部局

シンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore: IPOS）

<http://www.ipos.gov.sg/>

²¹⁵ AGC ウェブサイト

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=15f53b9a-6c0a-4a3b-a038-137548c717d5;page=0;query=DocId%3Ae20124e1-6616-4dc5-865f-c83553293ed3%20%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0#P1III-P210-.>（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

²¹⁶ IPOS ウェブサイト

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/designs/DesignsInfopack260308.pdf>（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

²¹⁷ IPOS ウェブサイト

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisaregistereddesign/Registereddesignsresources/GuidelinesforSubmittingRepresentations.aspx>（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

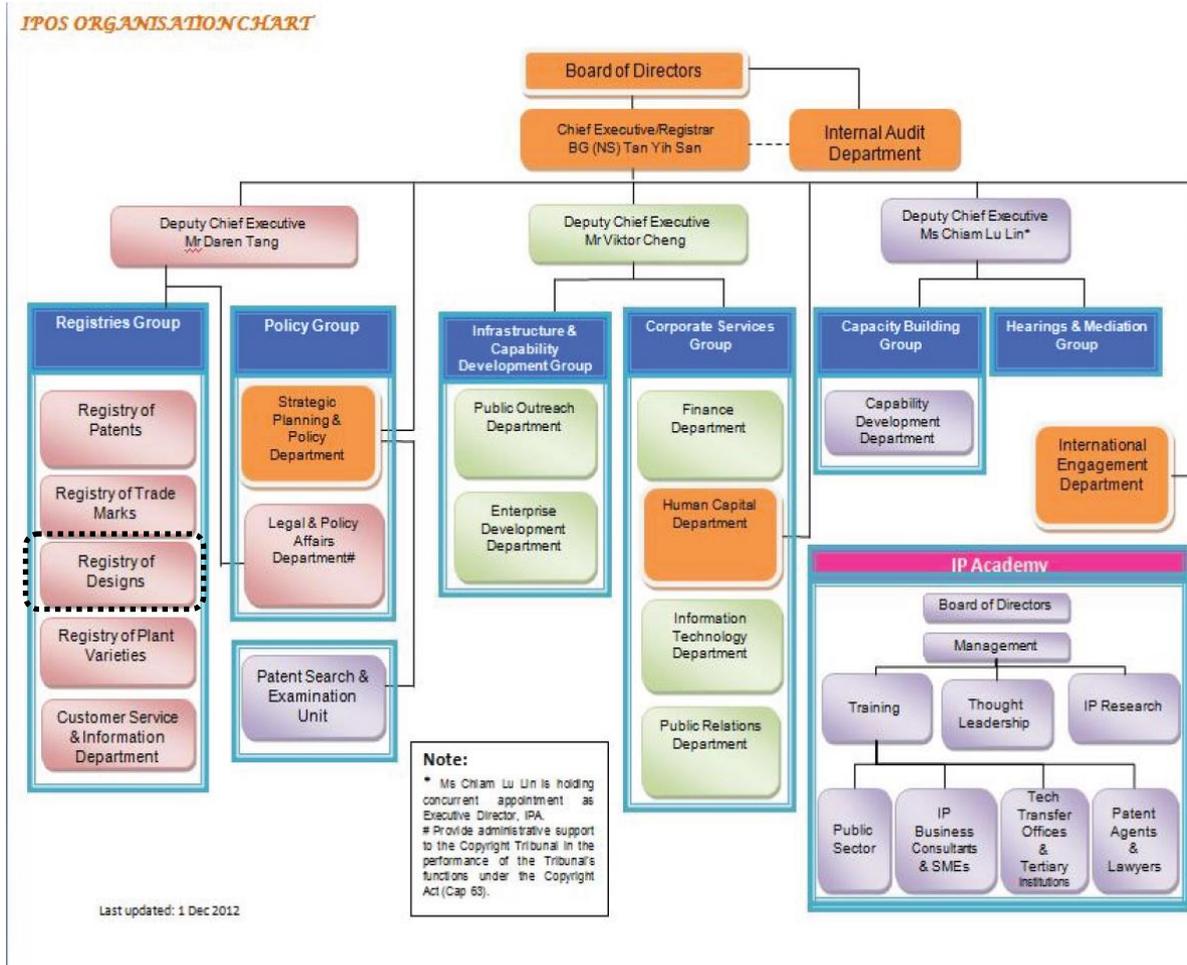
²¹⁸ 特許庁、外国産業財産権侵害対策等支援事業、出願料金・書式、シンガポール

http://iprsupport-jpo.go.jp/syutsugan/pdf/Singapore/SGP-D_form_jp.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

²¹⁹ IPOS ウェブサイト

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/designs/FillingUpFormD3v2.pdf>（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

下記組織図²²⁰の Registries Group 中の Registry of Designs（意匠登録課）が意匠担当部門となる。



(3) 統計情報²²¹

(i) 直近 5 年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	1,482	1,305	1,161	1,357	1,551
うち海外からの出願件数	970	951	640	814	890
うち日本からの出願件数	232	286	184	263	389

(ii) 直近 5 年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	1,537	1,327	1,251	1,203	1,541
うち海外からの登録件数	1,028	936	720	722	930
うち日本からの登録件数	246	287	203	214	381

²²⁰ IPOS ウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg/AboutUs/OrganisationStructure.aspx>（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

²²¹ アンケート調査結果

(iii) 上位出願人氏名 (企業名)

順位	2007	2008	2009	2010	2011
1	Aspial-Lee Hwa Jewellery Singapore Pte Ltd (SG)	SK Jewellery Pte Ltd (SG)			
2	Nokia Corporation (FD)	Apple Inc. (US)	Soo Kee Jewellery (SG)	SK Jewellery Pte Ltd (SG)	Aspial-Lee Hwa Jewellery Singapore Pte Ltd (SG)
3	SK Jewellery Pte Ltd (SG)	Toyota Jidosha Kabushiki Kaisha (JP)	SK Jewellery Pte Ltd (SG)	Victaulic Company (US)	Soo Kee Jewellery (SG)
4	Koninklijke Philips Electronics NV (NL)	Amorepacific Corporation (KR)	SC Auto Industries (S) Pte Ltd (SG)	Soo Kee Jewellery (SG)	Elecom Co, Ltd (JP)
5	Toyota Jidosha Kabushiki Kaisha (JP)	SK Jewellery Pte Ltd (SG)	Sony Ericsson Mobile Communications AB (SE)	Love & Co. (SG)	Love & Co. (SG)

(iv) 審査等に要する期間

出願は受理された後、登録証が発行され、出願から 2 月以内に順に公開される。

(v) 審判請求

意匠に関する審判請求は、無効審判、拒絶査定不服審判、その他の審判を含め、過去 5 年間には例がない。

(vi) 意匠権に関する訴訟

行政不服訴訟： 0 件 (2011 年のデータ)

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

意匠法の意匠の定義によると、『工業上の方法により物品に適用された形状、輪郭、模様又は装飾の特徴をいう』とされ、『構造についての方法又は原理』が除外され、さらに『機能によってのみ特定される場合』『別

の物品の外観によって決められる場合』『別の物品に接続して、別の物品の中又は周り又はこれに対して配置して、機能を果たす場合』が除外されている（意匠法第 2 条）。

また、物品の定義として『製造品をいい、物品の一部で、別個に製造及び販売されるもの』及び『組物』としている（意匠法第 2 条）。

このことから「部分意匠」「部品」は認められないと解されるが、実体審査が行われなため、部品と思われる登録例²²²も存在する。また、ガイドラインによれば点線・破線を使用して disclaim する部分を表示することは認められている²²³。

公序良俗既定があり、これに反するものは登録できない（意匠法第 6 条）。

GUI(Graphical User Interface)、アイコン等が保護されるか、とのアンケート調査の質問に対し、上記意匠法第 2 条の定義に該当するならば保護される、との回答を得た。

無審査であるため、画面上の表示（アイコン等）に関して、登録例は存在するが登録の有効性については疑問があるとされている²²⁴。

²²² D2011/192/G シンガポール登録意匠

http://designsearch.ipos.gov.sg/eDSearch/designSearch_Servlet?Ops=GetDesignDetails&DN=D%2020110019200G&W=YES（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

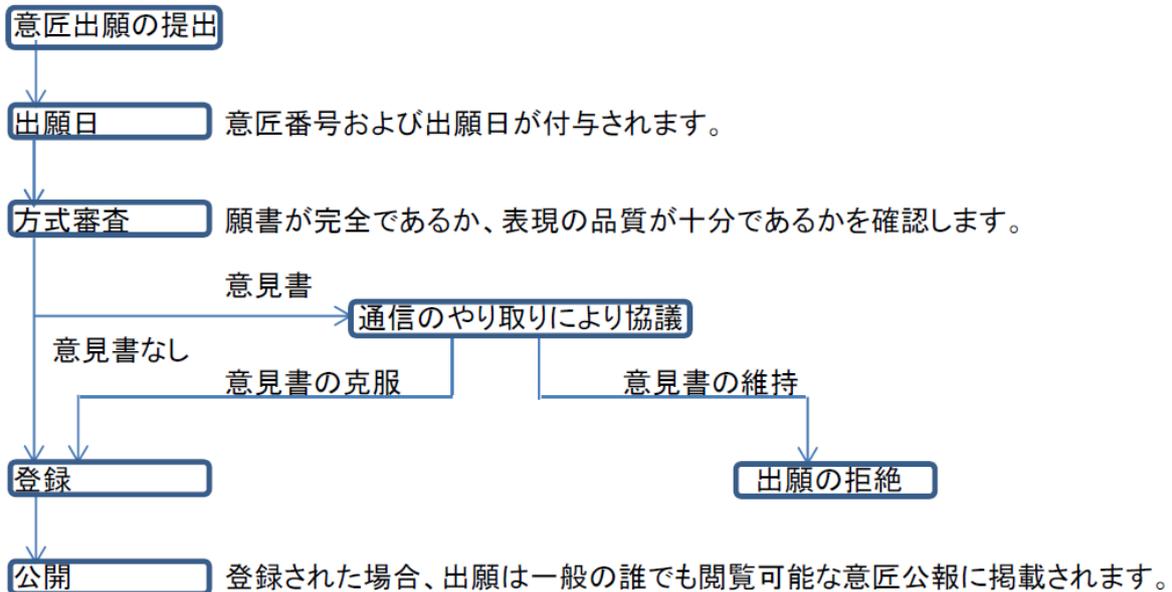
²²³ 図面ガイドライン 図面等の表示

²²⁴ 『BRICs およびアジア諸国の意匠制度』（日本知的財産協会、2012 年 3 月）p.140

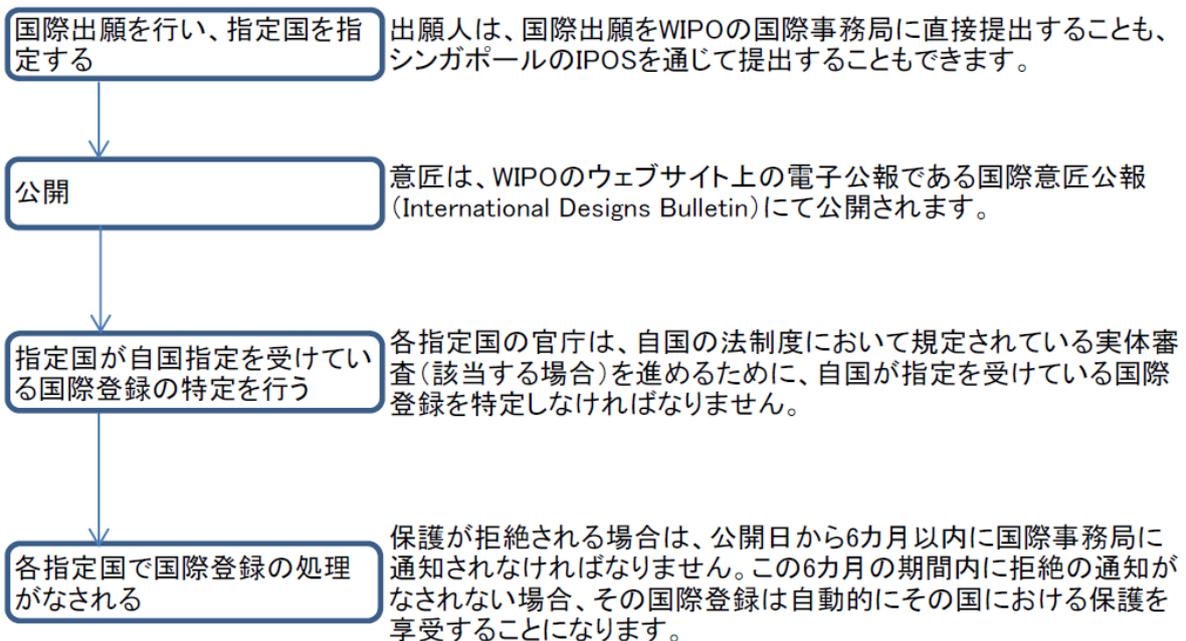
(ii) 審査フロー図

シンガポールの意匠出願のフロー図²²⁵は以下のとおりである。

意匠出願フローチャート



意匠の国際出願フローチャート



(iii) 使用される意匠分類

意匠規則に分類表が添付されており (意匠規則 附則 3)、ロカルノ分

²²⁵ IPOS ウェブサイト、意匠出願ガイドライン

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/designs/DesignsInfopack260308.pdf> (最終訪問日 2013 年 1 月 25 日)

類に準じた独自分類とのこと²²⁶。出願ガイドラインではロカルノ分類と同じ 32 のクラス及びそのサブクラスからなる分類とされている²²⁷。

(iv) 出願

法令等に出願日の認定要件は明確に規定されていないが、出願ガイドラインでは「完全な出願が所定の手数料を添えて提出された場合、意匠番号及び出願日が付与される」と解説されている²²⁸。

方式要件は意匠規則 27 に規定されており、紋章・名称等の出願には同意書が求められ（意匠規則 10、11）、出願様式の使用（意匠規則 13）、意匠の表現に関する規定（意匠規則 14）、新規性の陳述の添付（意匠規則 15）、新規性喪失の例外規定（意匠法第 8 条）適用の陳述の願書への記載（意匠規則 17）、関連する先の意匠（意匠法第 10 条）適用の陳述の願書への記載（意匠規則 18）、優先権主張の詳細の添付が求められる。

出願様式 D3²²⁹による記載項目は以下の通りである。

- 意匠の数（複数意匠出願の場合）
- 追加シートの数（願書用紙を追加する場合）
 1. 参照番号（任意）
 2. 意匠番号（意匠登録局が記入する）
 3. 分類（必須、クラス及びサブクラス）
 4. 組物の物品数（該当する場合）
 5. 物品の名称（必須）
 6. 出願人の権利（創作者であるか否か）
 7. 出願人の詳細（名前、住所、電話番号、FAX 番号、法人／個人、国籍、州（該当する場合））
 8. 意匠の表現、新規性の陳述（付属書類 A として提出する）
 9. 優先権主張（該当する場合、優先権主張国、優先日）
 10. 優先権主張（該当する場合、譲渡などが行われた場合の譲渡証など）
 11. 関連する意匠（該当する場合）
 12. 開示（該当する場合、背信による開示、博覧会での開示など）
 13. 代理人（名前、連絡先住所、電話番号、FAX 番号）
 14. 宣誓書（署名）

附則書類 A

- 意匠の表現（必須、10 図まで提出可）

²²⁶ アンケート調査結果

²²⁷ 出願ガイドライン 「分類」

²²⁸ 出願ガイドライン 「出願日」

²²⁹ 特許庁、外国産業財産権侵害対策等支援事業、出願料金・書式、シンガポールによる http://iprsupport-jpo.go.jp/syutsugan/pdf/Singapore/SGP-D_form_jp.pdf（最終訪問日 2013 年 1 月 25 日）

- 新規性の陳述

英語での出願が求められ、英語以外の書類には英語の翻訳が必要となる（意匠規則 3A(2)）。

出願ガイドラインに「新規性の陳述書」に関する解説があり、「出願人が新規とみなし権利の請求を希望する意匠の特徴を説明する」としている。また、数字や文字などが含まれる場合、これらについて権利を放棄する旨の記述も含まれる。

(v) 意匠の表現及び表現手法

意匠の表現は複製に適した図面又は写真により、意匠の異なる図面の最大数は 10 図であり、図面の寸法は 3cmx3cm から 13cmx15cm の範囲とされ、また、書類出願には一組の表現が提出されなければならない²³⁰。織物に適用する二次元の意匠の場合は見本 (Samples) を添付できるが、明確なサイズ等の規定は無く、受領を拒否される可能性もある（意匠規則 20）。また、「登録官が要求しない限り、いかなる見本 (Specimens) も提出してはならない」（意匠規則 21）との条項もある²³¹。

また、意匠の表現は鮮明であり、複写に適した写真又は図面であること、書類出願の場合は A4 用紙に貼付すること、写真はつや消し仕上げでコントラストのはっきりした背景を使うこと、無関係の物品を排除すること、電子出願の場合は JPEG 形式とすること等が求められている²³²。

また、斜視図を付属書類 A として提出すること（この付属書類 A の図面が公報に掲載される）、十分な数の図面として正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、底面図などが含まれていること等が求められている²³³。

組物の場合、付属書類 A の図面に組物中のすべての物品が図示されていることが求められている²³⁴。

電子出願の場合、ファイルのサイズは最大 1 メガバイトであり、線図の解像度は最低 200dpi、写真の解像度は最低 150dpi とされている²³⁵。

図面等への番号表示、「斜視図」等の文言は含まれないこと、物品の一部の部品にのみ適用される意匠を保護しようとする場合は、その物品の一部の部品を実線で特定し、保護を請求しない部分について点線又は波線で示すことを認めている²³⁶。

²³⁰ 意匠指令 2005 年 2 号

²³¹ 「Sample」と「Specimen」の使い分けが不明

²³² 図面ガイドライン 表現の態様

²³³ 図面ガイドライン 表現の各種図面

²³⁴ 図面ガイドライン 図面の数

²³⁵ 図面ガイドライン 図面の寸法

²³⁶ 図面ガイドライン 図面等の表示

(vi) 優先権

条約国（パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国）において行われた最初の出願から 6 月以内のシンガポールへの出願に対して優先権を主張することができる（意匠法第 12 条）。

優先権主張のために願書に記載が必要な情報は以下の通りである（意匠規則 19）。

- 優先権出願のなされた国又は地域
- 優先権出願の提出された日付
- 意匠に係る物品が所属する分類
- 優先権出願が複数の物品に対して行われた場合、優先権を主張する物品
- 優先権出願の登録機関又は所轄官庁が発行する次の証明書（登録官が求めた場合）
 1. 優先権出願の出願日
 2. 登録機関又は所轄官庁の国又は地域
 3. 意匠の表示
 4. 優先権主張が網羅する物品
 5. これらの証明書が英語でない場合、英語による認証翻訳文

優先権主張する場合、願書の第 9 項、10 項に所定の事項を記載し、証明書等を添付する。

(vii) 登録要件

新規である意匠は、その出願において明記される物品に関して登録することができる。出願意匠が、(a) 先の出願の履行において同一の又はその他の物品に関して登録された意匠、又は(b) 最初に述べた出願の日付の前に同一の又はその他の物品に関してシンガポール又は他の場所で公表された意匠と同一の場合は、又は重要でない細部において若しくは取引上普通に用いられる変形としての特徴においてのみ当該意匠と異なる場合、新規とでは認められない（意匠法第 5 条）。

また、公序良俗に反する意匠（意匠法第 6 条）、コンピュータ・プログラム等（意匠法第 7 条）も登録できない。

また、意匠の定義に関する規定から、機能のみによる特定される意匠も除外される（意匠法第 2 条）。

しかし、実体審査は行われないため、(iv) で述べた方式要件が満たされ、出願手数料が納付されれば登録となり（意匠法第 11 条）、登録官は、登録簿に記載し、所有者に登録証を発行し、登録の通知及び意匠の表示を官報に公告する（意匠法第 18 条）。

登録から除外される意匠として、彫刻品（複製のためのひな型は除く）、記念銘板、メダル、メダリオン（円形浮彫）、本のカバーやカード、カレンダーなどの文学的又は芸術的性質の印刷物が挙げられている（意匠規

則 9)。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

次の場合の開示については新規性を喪失したとはしないことが意匠法第 8 条に規定されている。

- 所有者による第三者への開示で、その第三者による善意に反する開示
- 第三者による善意に反する開示
- 登録を意図した織物の意匠の場合の最初の秘密の注文の受領
- 所有者による政府省庁への意匠の伝達、又はその結果なされた事項
- 所有者の同意を得た公式博覧会での展示（この場合は博覧会の開会後 6 月以内に出願されること）

本規定の適用を申請する場合、願書に次の事項を陳述する。

- 意匠法第 8 条のいずれに関する主張であるか（選択肢）
- 開示の状況及び関連する日付
- 博覧会の場合、名称と開催地、開幕日、最初の開示日

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

出願は方式要件を満たせば登録され、公告される(意匠法第 18 条)。

第三者による情報提供を受付けるサービスはない²³⁷。

安全保障条項があり、国防目的に関連する意匠は公告されない(意匠法第 29 条)。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

公開を繰り延べる制度はない²³⁸。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

権利付与前の異議申立制度はない²³⁹。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

方式要件が満たされ、出願手数料が納付されれば登録となる（意匠法第 11 条）。登録官は、登録簿に記載し、所有者に登録証を発行し、登録の通知及び意匠の表示を官報に公告する（意匠法第 18 条）。

出願費用は電子出願で 250 シンガポール・ドル（SGD）²⁴⁰、書面出願で 270SGD、公告、登録費用についての別途費用はかからない。

²³⁷ アンケート調査結果

²³⁸ アンケート調査結果

²³⁹ アンケート調査結果

²⁴⁰ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（2013 年 2 月に適用）」に基づく、1SGD=約 68.8 円

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

登録の存続期間は、登録日から5年であり、第2期及び第3期の5年間ずつ延長することができる（意匠法第21条(1)(2)）。

意匠権者は、登録意匠又はそれと実質的に異なる意匠が適用された物品を、(a) 販売又は賃貸のため又は取引又は事業の目的で使用するために、シンガポールにおいて製造し、又はシンガポールへ輸入する排他的権利、又は(b) シンガポールにおいて販売し、賃貸し又は販売若しくは賃貸のための申出若しくは陳列をする排他的権利を有する。即ち、意匠権は、登録意匠と実質的に同一とみなされる意匠の実施に及ぶ（意匠法第30条(1)）。

意匠権は、登録が有効な間に、意匠権者の同意を得ていない者が以下の行為をした場合に侵害される（意匠法第30条(2)）。

- (a) 前記排他的権利である何かを行うこと、
- (b) 登録意匠又はそれと実質的に異なる意匠が適用された物品をシンガポール又はその他の場所で製造することができるようにするために何らかの物を製造すること、
- (c) 組み立てられた物品に関して行われていれば、その意匠の侵害を構成するであろうキットに関して何かを行うこと、又は
- (d) 組み立てられた物品が登録意匠又はそれと実質的に異なる意匠であれば、キットをシンガポール又はその他の場所で製造又は組み立てることができるようにするために何かを行うこと

ここで「キット」とは、物品に組み立てられることを意図した構成部品の完全な又は実質的に完全なセットを意味する（意匠法第30条(3)）。

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立、無効審判制度

意匠が新規でなかった場合、著作権のある芸術作品に関しての意匠であった場合、期間が満了していた場合、利害関係人は登録官又は裁判所に取消を申請できる（意匠法第27条）。

登録官に取消を申請する場合は様式 D13 を用い、申請を行う理由の陳述書を添付する（意匠規則 40）。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

登録官が方式要件を満たしていないとする場合、書面による出願人に通知される。通知の送達から3月以内に、書面による陳述、聴聞の申請、訂正の申請ができるが、また応答期間の延長も申請できる。出願人が登録官の決定に対し上訴を望む場合は、決定の日から1月以内に決定理由を述べるように請求する。登録官は請求日から2月以内に決定理由を出願人に送付する（意匠規則 27）。

登録官の決定又は命令は、裁判所へ上訴することができ、審理は非公開で行われる（意匠法第62条）。

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続

意匠の産業上の利用に関して意匠規則 12 に次の規定がある。

『(1)意匠法第 9 条の適用上、意匠は次の場合に産業上利用されたものとする。

(a)販売又は賃貸の目的で、50 個超過の三次元の複製品が作成された場合

(b)販売又は賃貸の目的で、長さ単位で製造されている一又は複数の物品において三次元で複製された場合

(c)次の製造用に使用されている型(plate)として複製された場合

(i)販売又は賃貸の目的での 50 個超過の三次元の複製品、又は

(ii)販売又は賃貸の目的での三次元による一又は複数の物品

(2)(1)の適用上、三次元による二以上の複製品で、同一の一般的性質を有し、かつ、一緒に使用することを意図したものは、単一の複製品である。』

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）

審査業務体制は公開されていない。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

方式審査のみが実施され、登録可能性、優先権主張の正当性、意匠の表示の妥当性などは何れも考慮されない（意匠法第 19 条）。

方式審査の内容としては、意匠の表現が所定のサイズ及び品質であるか、分類が正確であるか、新規性の陳述書が記載されているかが確認される²⁴¹。

(iii) 分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等）

分類は出願人によって付与され、方式審査で審査官によって確認されるが、付与が不適切であった場合の対応についての記載は見当たらなかった。しかし、審査官によって確認されれば、補正が求められるものと考えられる。

(iv) 審査順の定め方

審査順の定め方に関する情報は得られなかった。

(v) 実体審査等の内容

実体審査は実施されない。

²⁴¹ 出願ガイドライン 方式審査

(vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒

方式審査で不備が確認された場合、出願人に通知され、意見書又は補正により不備が解消されれば登録となる。不備が解消されない場合は拒絶となるが、登録官への上訴、又は裁判所への上訴が可能である（意匠規則 27、意匠法第 62 条）。

(vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

権利の有効性を評価する手続き、又はサーチレポートの作成はない²⁴²。

(viii) 先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）

先行意匠調査は実施されない（意匠法第 19 条）。

(ix) 先行意匠調査にかける期間

先行意匠調査は実施されない（意匠法第 19 条）。

(6) その他意匠制度の運用等に関する情報

(i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法

審査官は意匠に重点を置いた知財法に関連した教育と研修に参加する²⁴³。

(ii) 審査官を育成するための研修

新人の審査官は法と運用に関しての研修を受ける²⁴⁴。

(iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合

海外知的財産庁との会議は、派遣されたものがシンガポールを訪問したときに行われる²⁴⁵。

(iv) 意匠登録制度に関する外国からの物的支援及び研修等の提供

海外からの支援に関して回答は得られなかった²⁴⁶。

(v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）

海外からの支援に関して回答は得られなかった²⁴⁷。

²⁴² アンケート調査結果

²⁴³ アンケート調査結果

²⁴⁴ アンケート調査結果

²⁴⁵ アンケート調査結果

²⁴⁶ アンケート調査結果

²⁴⁷ アンケート調査結果

(vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）

特に連携は行っていない²⁴⁸。

(vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み（ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等）に関する情報

このような取り組みは行っていない²⁴⁹。電子出願は書類出願に対して割引料金になっている（意匠規則 附則 1）。

(7) 意匠権に係る判例について

アンケート調査の回答に例示されなかったので、JETRO 模倣対策マニュアル²⁵⁰に挙げられている事例を以下に示す。

(i) Hunter Manufacturing Pte Ltd 対 Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd 事件

Hunter Manufacturing Pte Ltd 他対 Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd 他事件の控訴審、[1999 年] 3SLR(R)1108 では、意匠のある特徴が機能に決定づけられ、それ以外の特徴は決定づけられていない場合であっても、意匠は登録可能であるという提案を示している。登録意匠は電気メーターボックスの意匠であった。当時、意匠が「人目を引くもの」でなければならない（すなわち、形状又は輪郭に識別力があり、「見る人の注意を引くよう計算された」ものであること）ということが、付加的な登録基準であった。この要件は現在撤廃されている。控訴裁判所は、意匠が登録可能であると判断した。意匠は「人目を引くもの」という基準を満たし、「機能性の例外」に陥ってもいないが、その理由はその形状および輪郭、モジュラー部分と流線型の調和が、機能に決定づけられただけのものではないからである。

(ii) Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd 対 APH Trading Pte Ltd 事件

Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd 対 APH Trading Pte Ltd 事件、[2005 年] 2SLR(R)641 は、機能性の適用と「合致の必要性 (must-match)」の例外について説明している。登録意匠は電気アイソレータの意匠であった。高等裁判所は、(1)意匠が新規ではなく、既存の意匠と異なるのが、取引上一般的に使用される変更点であって、意匠の重要でない細部又は特徴のみであったこと、(2)電気アイソレータの形状

²⁴⁸ アンケート調査結果

²⁴⁹ アンケート調査結果

²⁵⁰ 『模倣対策マニュアル シンガポール編』（日本貿易振興機構（ジェトロ）2012年3月）、p.36

http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/ip/pdf/mohou_2011_re.pdf（最終訪問日 2013年1月25日）

又は輪郭の特徴が、実施する必要がある機能に決定づけられるだけのものだったこと（「機能性の例外」）（なおこれは、一定の国際基準、業界基準又は管理基準を遵守することを求められているものである）、(3) いずれの物品もその機能を果たすように、電気アイソレータの形状又は輪郭の特徴が、電気アイソレータを別の物品に接続することを可能にするか、別の物品の内部、周辺又は接触して配置することを可能にするものであって（「合致の必要性（must-match）の例外」）、その結果外箱および表面カバーにはめ込むために電気アイソレータがそのような形状を取らざるを得なかったことを理由として、意匠に登録性がないと判断した。

(8) 参考文献

(i) 意匠法（2004年法律 No.44 により改正、2005年1月1日施行）

(ii) 意匠規則（2005年 S556 改正、2005年9月1日施行、「意匠規則 2000年 S504、2002年改正」にさらに改正を加えたもの）

(iii) 意匠国際登録規則（2005年 S177、2005年4月17日施行）

(iv) 意匠指令（2005年 No.2、2005年9月1日施行）

(v) 出願ガイドライン

(vi) 図面ガイドライン

(vii) 願書記載方法ガイドライン

(viii) 『BRICs およびアジア諸国の意匠制度』（日本知的財産協会、2012年3月30日）

(ix) 『模倣対策マニュアル シンガポール編』（日本貿易振興機構（ジェトロ）2012年3月）

6. フィリピン

(1) 法令等整備状況

フィリピンの知的財産制度に関する法令として以下の1つの法律、3つの規則、及び出願人向けの資料が提供されている。

(i) 法律

- 知的財産法²⁵¹ (2008年法律第9502号により改正された法律第8293号 2008年7月4日施行)

特許、実用新案、意匠、商標を扱う法令である。分野ごとにまとめて扱われているが、共通部分は主となる特許の条文を準用する形となっている。

(ii) 規則・政令等

- 知的財産施行規則²⁵² (特許・実用新案・意匠に関する施行規則 改正：2011年4月20日) (資料編6-1)
知的財産法と同様に分野ごとにまとめて扱われている。
- 知的所有権に係わる法律の違反に対する行政不服申立に関する規則²⁵³ (2010年12月6日公布)
知的財産全般に亘る訴訟・裁判に関する規則である。
- 当事者系手続に関する規則²⁵⁴ (標章, 特許, 実用新案及び意匠の取消申請, 標章登録への異議申立, 強制ライセンス許諾 1998年10月2日公布)

特許、実用新案、意匠、商標に関する知的財産庁への、当事者系の不

²⁵¹ 特許庁外国産業財産権制度情報 フィリピン 知的財産法(特許庁収録翻訳文では第13章(第112条から第120条まで)は「意匠及び集積回路の回路配置」とされ、両分野の併記となっているが、現行版では意匠の条項のみ扱われ、集積回路の回路配置に関する条項は削除されている。)

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

意匠に関する法律条文は特許庁収録の知的財産法では第13章「意匠及び集積回路の回路配置」となっているが、IPPHL掲載のIP Codeでは第13章「意匠」となっており、「集積回路の回路配置」に関する条項が記載されていない。本報告では現地法律文書に従い「集積回路の回路配置」に関する条項・記述は除いて引用する。

<http://www.ipophil.gov.ph/images/IPResources/IPCodePartII.pdf>

²⁵² THE REVISED IMPLEMENTING RULES AND REGULATIONS FOR PATENTS, UTILITY MODELS AND INDUSTRIAL DESIGNS

http://ipophil.gov.ph/whatsnewfile/d9ce6efe_THE_REVISED_IRR_FOR_PATENTS_UTILITY_MODELS_AND_INDUSTRIAL_DESIGNS_OFFICIAL_COPY.PDF (最終訪問日 2013年1月28日)

²⁵³ 特許庁外国産業財産権制度情報 フィリピン 行政不服申立に関する規則 (最終訪問日

2012年8月1日) <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>

²⁵⁴ 特許庁外国産業財産権制度情報 フィリピン 当事者系手続に関する規則

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月1日)

服申立及び裁判所への上訴に関する規則である。

(iii) 職員向け基準・ガイドライン等

審査官向け意匠審査基準は作成中²⁵⁵であり、現在のところ提供されていない。

(iv) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等

出願人向けガイドラインはウェブ非公開であり、本調査研究に提供されなかった²⁵⁶。願書様式²⁵⁷（資料編 6-2）、審査フロー図²⁵⁸（資料編 6-3）、審査フロー図解説²⁵⁹（資料編 6-4）、料金表²⁶⁰（資料編 6-5）があり、資料編に仮訳を収録したが、以下の本文でも一部を紹介する。

(2) 意匠登録制度の所管部局

フィリピン知的財産庁（Intellectual Property Office of the Philippines: IPOPHL）

<http://www.ipophil.gov.ph/>

下記、組織図²⁶¹の特許局（Bureau of Patents）の下部組織となる 意匠・集積回路審査部が担当部署となる。

²⁵⁵ アンケート調査結果

²⁵⁶ Industrial Desing Kit、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）より表紙のみ提供された。

²⁵⁷ IPOPHL ウェブサイト

http://www.ipophil.gov.ph/document_lefttab/8d9945e1_ID%20Application%20Form.pdf
（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

²⁵⁸ IPOPHL ウェブサイト <http://www.ipophil.gov.ph/main2.php?contentid=22>（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

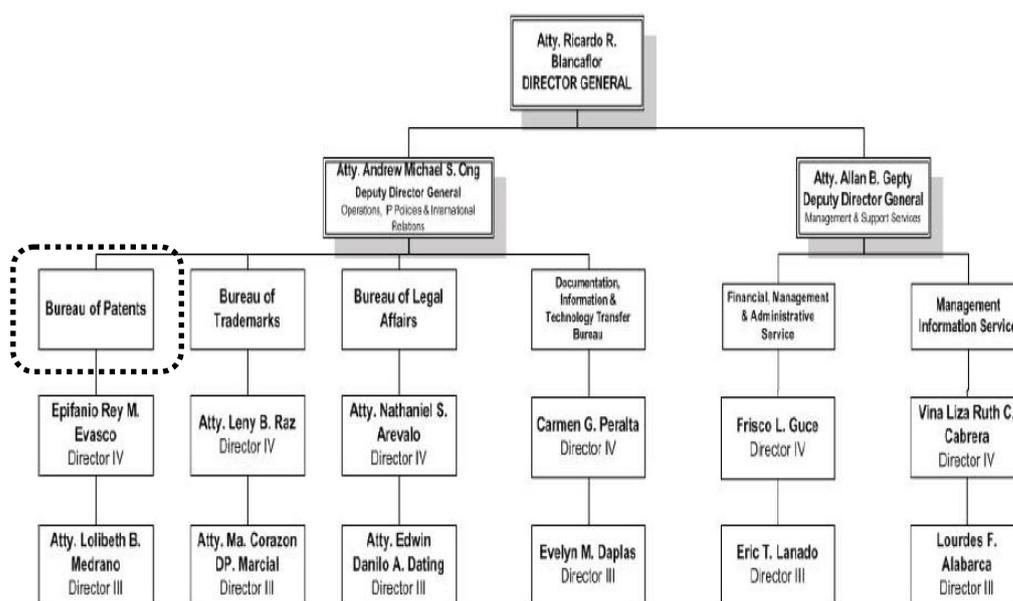
²⁵⁹ IPOPHL ウェブサイト

<http://www.ipophil.gov.ph/index.php/design/application-process-flow-chart>（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

²⁶⁰ IPOPHL ウェブサイト <http://www.ipophil.gov.ph/main2.php?contentid=30>（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

²⁶¹ IPOPHL ウェブサイト

<http://www.ipophil.gov.ph/index.php/vision-mission/organizational-structure>（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）



(3) 統計情報²⁶²

(i) 直近5年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	920	1,113	810	845	1,112
うち海外からの出願件数	526	615	322	410	651
うち日本からの出願件数	137	216	75	106	197

(ii) 直近5年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	1,333	1,214	796	960	596
うち海外からの登録件数	865	721	388	318	326
うち日本からの登録件数	274	242	118	74	114

(iii) 分類別意匠登録出願件数

意匠分類別出願件数 (ロカルノ分類)	2007	2008	2009	2010	2011
01 食料品	28	70	42	14	49
02 衣料品及び小間物類	648	1,224	441	279	207
03 旅行用品, ケース, パラソル及び身の回り品, 他で明記されていないもの	90	145	80	60	55
04 ブラシ製品	20	105	95	130	145

05 繊維製品, 人造及び天然のシート材料	32	80	120	128	80
06 家具	1,890	1,665	1,245	960	495
07 家庭用品, 他で明記されていないもの	1,400	1,030	770	730	470
08 工具及び金物類	180	156	132	168	192
09 商品の輸送又は処理のためのパッケージ及び容器	2,948	3,487	1,518	2,112	891
10 時計, 携帯時計及びその他の計測器具, 検査器具及び信号器具	176	96	128	256	64
11 装飾用品	42	315	154	42	7
12 輸送又は引き揚げの手段	3,024	5,454	2,286	972	972
13 電気の発電, 供給又は変流のための器具	215	235	275	145	95
14 記録, 通信又は情報検索の機器	115	370	190	180	125
15 機械, 他で明記されていないもの	290	280	430	100	70
16 写真撮影機器, 映画撮影機器及び光学機器	72	8	0	32	32
17 楽器	35	14	14	0	35
18 印刷機械及びオフィス用機械	12	30	0	6	0
19 文房具及びオフィス機器, 画家の材料及び教材	189	171	171	234	45
20 販売及び広告機器, 表示具	28	188	188	44	0
21 ゲーム, 玩具, テント及びスポーツ用品	90	315	220	120	45
22 武器, 火薬製品, 狩猟, 漁猟及び害獣駆除のための物品	16	16	8	0	0
23 流体供給装置, 衛生用, 暖房用, 換気用及び空調用の機器, 固体燃料	791	1,022	630	266	182
24 医療器具及び実験室用器具	276	540	84	144	138
25 建築ユニット及び建設部材	366	528	546	306	174
26 照明機器	1,504	888	392	432	208
27 煙草及び喫煙者の消耗品	112	104	56	48	32
28 医薬品及び化粧品, 化粧品用品及び化粧道具	210	174	252	174	42

29 火災防止用, 事故防止用及び救助用の装置及び器具	15	0	6	3	0
30 動物の世話及び扱い用の物品	0	0	11	44	99
31 飲食物を調理するための機械及び器具, 他で明記されていないもの	14	6	4	4	2
32 グラフィックシンボル, ロゴ, 表面模様及び装飾	262	194	268	258	500

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

知的財産法第 112 条、知的財産規則 1500 によれば、意匠は、線若しくは色彩からなる構図又は形状であり、美的及び装飾的効果をもたらす立体的形状である。ただし、構図又は形状は工業品又は手工業品に特別な外観を与え、模様として機能するものでなければならない。工業品には製造品又はそれを含む一部であって、個別に製造及び販売できるものを含む、と定義されている。

ロカルノ分類のサブクラスに属する意匠は、2 以上の意匠が 1 出願で認められる。また、組物の意匠も認められる（知的財産法第 115 条、知的財産規則 1515）。

アンケート調査結果では、GUI(Graphical Use Interface)、アイコンは保護されるが、タイプフェイス、ピクトグラム（絵文字）、シンボルマーク、模様（模様のみ）は保護されないとされる。しかし、同結果によると複数製品の組み合わせ（組物）も保護されないと回答されている。

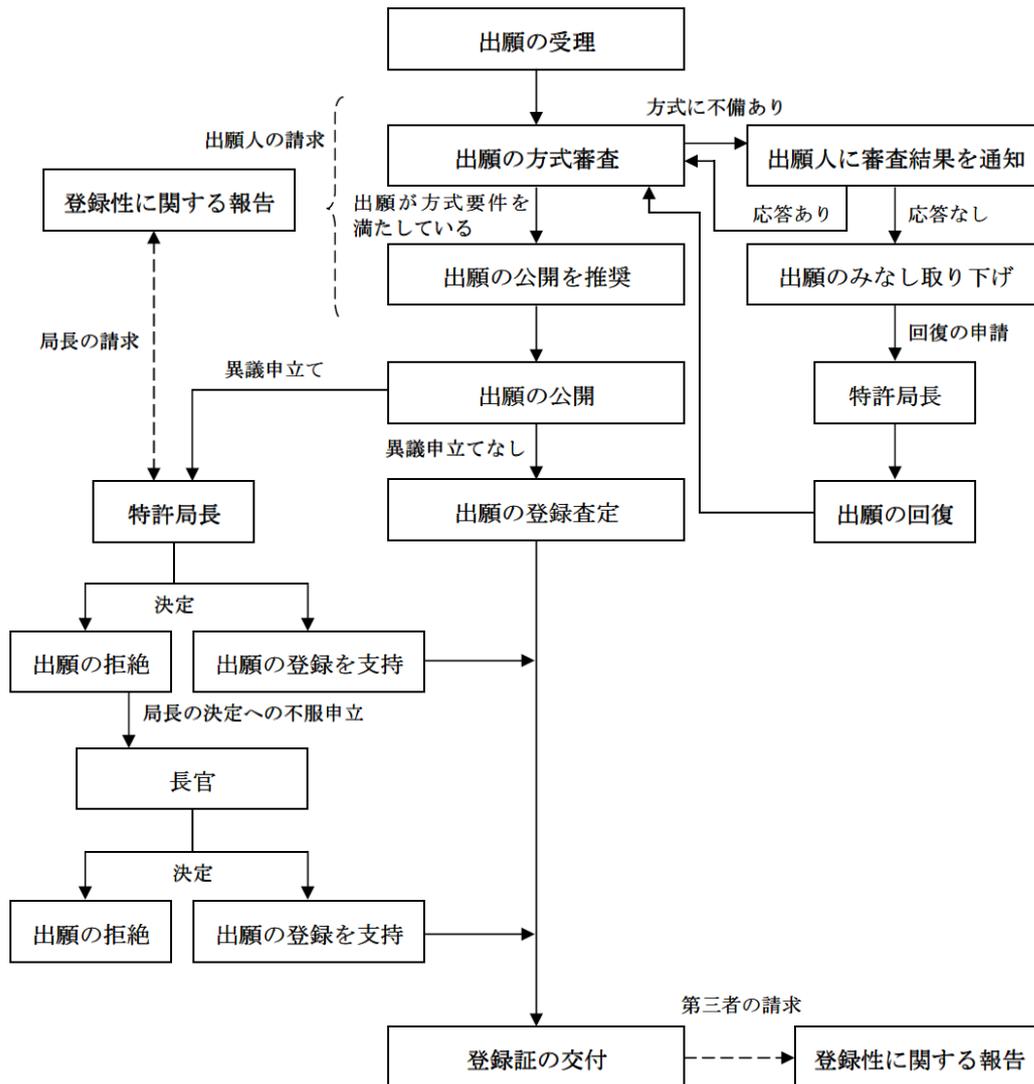
意匠の定義からすると部分意匠は認められないと解されるが、クレームされていない周囲の構造を破線で表すことは認められている（知的財産規則 1514.2）。

(ii) 審査フロー図

以下に審査のフローを示す²⁶³。

²⁶³ IPOPHL ウェブサイト <http://www.ipophil.gov.ph/main2.php?contentid=22>（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

実用新案・意匠登録手続



(iii) 使用される意匠分類

ロカルノ分類（第9版）が使用される（知的財産規則 1613 で準用される 701）。独自の意匠分類は存在しない。²⁶⁴

(iv) 出願

出願が要件を満たしていれば受理された日が、満たしていなければ誤りが訂正された日が出願日とされる（知的財産法第 116 条）。

出願書類はフィリピン語又は英語での作成が求められ、書面出願及び電子出願が可能であり、以下の項目を含める（知的財産規則 1510）。

- 意匠登録願書
 - ・ 意匠の名称
 - ・ 出願人：創作者であるかのチェック、氏名、住所、電話、FAX、

メールアドレス、国籍、居住国

- ・ 創作者：出願人であるかのチェック、氏名、住所、電話、FAX、メールアドレス、国籍、居住国
- ・ 代理人又は共通の代表者（通知の宛先）：氏名、住所、電話、FAX、メールアドレス
- ・ 優先権主張：先願国、出願日、出願番号
- ・ 出願人又は代理人の署名
- ・ チェックリスト：願書、明細書、請求の範囲、図面の各枚数及び合計枚数、公告時に要約に掲載を希望する図番号
- ・ 添付書類チェックリスト（以下の書類の添付の有無）：公証委任状、包括委任状謄本、優先権書類、手数料納付の小切手、その他の書類
- 明細書
 - ・ 名称
 - ・ 図面の簡単な説明
 - ・ 意匠の特性・特徴の説明
 - ・ 請求の範囲
- 意匠の図面

書面で提出する場合、登録願書以外の書類は4部提出する。

また、使用する用紙はA4サイズ、光沢のない白紙、上下左右に余白、通し番号による頁番号の記載が求められる（知的財産規則1603）。

(v) 意匠の表現物及び表現手法

[意匠の図面に関する特別な要件（陰影、写真、色彩の使用）]

図面は実用新案及び意匠の図面のために本規則に規定された共通規則に従って作成し、また、意匠の図面は、物品の外観を完全に開示するために十分な数の図を具備しなければならない。表示された表面の特徴又は輪郭を示すために、表面の陰影を適切に使用しなければならない。

出願人は、本規則により規定されている図面の所定の様式に代えて、意匠の写真を提出することができる。ただし、当該写真は本規則で指定する用紙に印刷し、対応する写真に最も近い用紙に黒で図形番号を付すことを条件とする。

意匠の重要な特徴が使用されているか又は使用しようとしている色彩である場合は、適用されている色彩を実際に図面に再現することができる。そうでない場合は、その色彩が用いられる物品の主な部分を指定した上で、クレームされた色彩の名称を挙げる陳述をしなければならない。（知的財産規則1514）

[意匠の図形表示の要件（CADによる図面）]

墨による製図の代わりにコンピュータ製図(CAD)等による意匠の図形

表示は、これが本規則、特に意匠の図面に関する特別な要件について満たすことを条件に、受理することができる。(知的財産規則 1514.1)

[意匠の図面への破線の使用]

図面の開示においてクレームされていない周囲の構造は、必要に応じて破線のみにより示すことができる。破線が使用される場合は、クレームされている意匠と交差させてはならず、また、クレームされている意匠の描写に用いられている線よりも濃いものであってはならない。周辺構造を示す破線がクレームされている意匠の表示と交差又は交錯する場合は、その説明図を別個の図として含めなければならない。(知的財産規則 1514.2)

知的財産規則 1608 に知的財産規則 413、414.1 から 414.15 に規定されている公式な図面の提示に係る規定が意匠に準用されるとしており、以下に示す。

[図面の一般的要件]

(a) 図面は、出願人が署名しなければならない、又は出願人の代理人が出願人の名称を図面に署名することができる。図面は、クレームの対象である発明のあらゆる特徴を示さなければならない。図面は、複数の図で構成し、発明の完全な理解の助けとなるように発明の全ての特徴を示すことができ、各図には連続番号を付し、表現する対象を簡単に説明しなければならない。

(b) (略)

(c) 各図の各要素は、図の他の各要素と適正な割合にする。ただし、別の割合を使用することが図を明確にするために不可欠である場合は、この限りでない。

(d) 発明の同じ部分が図面中の 1 以上の図に存在する場合は、必ず同じ文字で示し、別の部分を示すために同じ文字を使用してはならない。(知的財産規則 1608 で準用される 413)

[図面への最適化についての統一基準]

各図面原本は、発明の十分かつ明確な視覚化についての統一基準にできる限り近付けなければならない、発明者、庁及び公衆のために最良の結果をもたらす目的で、技術図面作成の標準要件に従わなければならない。

従って、以下の規則を厳格に実施するものとし、規則からの逸脱は、出願審査を確実に遅らせることになる。(知的財産規則 1608 で準用される 414.1)

[用紙及びインク]

図面は、滑らかで、光沢がなく、墨による消去や修正ができる十分な

厚みと耐久性のある白紙で作成しなければならない。図面に均質の線を引くために、墨又は同質物のみ使用することができる。線及びその他の要素を隠すための白色顔料の使用は、認めない。(知的財産規則 1608 で準用される 414.2)

[紙の大きさ及び余白]

図面は、正確に 29.7cm×21cm すなわち A4 判の大きさの紙に作成する。最小の余白は、次の通りとする。

上方：2.5cm、左方：2.5cm、右方：1.5cm、下方：1cm

図面、図の番号、参照番号及び署名は、余白で囲まれたスペースに収めなければならない。用紙の短い辺の一方をその上方とみなし、その仮想線から下向きに 3cm 以上を、名称、番号及び日付よりなる標題のために空白にしておく。(知的財産規則 1608 で準用される 414.3)

[文字及び黒の線]

すべての図面は、複製が十分なものとなり得るように、製図器具を使用して作成しなければならない。図面は、色づけせずに、耐久性があり、黒色で、十分な濃さがあり、統一的な厚みのある、明確な線を用いて作成する。すべての線及び文字(署名を含む)は、黒色でなければならない。この指示は、すべての線(きわめて細いものを含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用される。すべての線は、整った、鮮明かつ均質な線でなければならない。また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。断面は、斜め線の網掛けで示し、これが参照記号及び引き出し線の明確な読み取りを妨げてはならない。断面又は表面の陰影は、黒く塗りつぶしてはならない。フリーハンドの図面は、可能な限り避ける。(知的財産規則 1608 で準用される 414.4)

[線の数は可能が限り少なくし、陰影はなるべく又はまったく使用しない]

図面は、明瞭に徹するように、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本条規則を遵守することにより、縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は(断面図の場合を除いて)予備的なものとして使用し、他の方法でも描画することができる場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示すものとする。また断面図の番号に対応する番号で指定しなければならない。物体の陰影部には太線を使用するものとするが、図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合はこの限りでない。図面の作成においては、光の位置は、常に左上隅から 45 度の角度で射し込むものと想定する。(知的財産規則 1608 で準用される 414.5)

[図面の縮尺；図面の提示]

図面の縮尺は、詰まり過ぎることなく発明の各図を明確かつ十分に示すのに十分な大きさでなければならない。一枚の用紙に十分に収まらない場合は、二枚以上の用紙を使用することができるが、用紙の枚数は、必要最小限の枚数よりも多くしてはならない。

同じ図面の用紙には、複数の図を含めることができる。二枚以上の用紙に含まれる図が、事実上単一の完全な図を形成する場合は、複数の用紙に含まれる図は、各用紙に掲載される図のいずれの部分も隠すことなく完全な図にまとめることができるよう配置する。

図面の縮尺及びその実施図の特性は、3分の2の大きさに直線を縮尺して写真により複製したのもので、すべての詳細を問題なく識別することができるものとする。

例外的な場合には、図面上に縮尺が示されていれば、図により表示するものとする。(知的財産規則 1608 で準用される 414.6)

[参照文字及び数字]

異なる図には連続番号を付す。参照文字及び数字は、記入方法に注意しなければならない。高さは、なるべく 32mm 以上とし、10.6mm への縮小に耐えられるようにする。十分な余地があるときは、これより大幅に大きくしてもよい。参照文字及び数字は、図面の密接したかつ複雑な部分の完全な理解を妨げないように配置するものとし、線と交差又は交錯することが殆どないようにする。一定の部分の周囲にまとめて表示する必要がある場合は、余地があるときは若干の距離をおいて配置し、参照する部分と線で結ぶ。陰影が施された面には配置しないものとする。これを避けることができない場合は、文字が入る陰影の部分を白抜きにして、図面とは別の独立した部分であることがわかるようにする。図面に記載される数字、基準線は全て簡潔かつ明確なものにする。角括弧、丸括弧又は引用符は、数字及び文字と関連しては使用しない。(知的財産規則 1608 で準用される 414.7)

[署名の位置]

出願人の氏名及び署名又はその正式の権限を付与された代理人の氏名及び署名は、各用紙の右下端の仮想余白内に記載するものとし、如何なる場合も、図面に掛かってはならない。(知的財産規則 1608 で準用される 414.8)

[図面用紙における大きな図の位置]

各図は、無駄な余白を作らずに、相互から明確に離して1以上の用紙に縦長に配置するのが望ましい。図が縦長に配置されない場合、例えば、発明を適切に例示するために用紙の幅より大きな図が必要な場合は、図

の上部が用紙の左側に来るように横書で表示する。(知的財産規則 1608 で準用される 414.9)

[フローシート及び図表]

(略) (知的財産規則 1608 で準用される 414.10)

[IPOP HL 電子公報の図面要件]

原則として、各発明について一つの図のみを IPOP HL 電子公報に表示することができる。図面の図は、発明の内容又はその具体的な改良点を示すものを選択しなければならない。この目的のため、図は、審査官の判断により、斜視図、平面図、側面図又は断面図にする。(知的財産規則 1608 で準用される 414.11)

[参照記号]

(略) (知的財産規則 1608 で準用される 414.12)

[写真]

(a) (略)

(b) (略)

(c) 当該写真が受理されるためには、写真業界で一般に認められている次の特性を有する印画紙、すなわち表面が滑らかで、白無地の印画紙に焼き付けた写真、又は適切な寸法の感熱紙又は少なくとも材料 20 (substance 20) のボンド紙に印刷された写真。(知的財産規則 1608 で準用される 414.13)

[図面に記載してはならないもの]

代理人のスタンプ又は広告若しくは宛先は、図面に記載してはならない。(知的財産規則 1608 で準用される 414.14)

[前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される]

前記の規則に従って作成していない図面は、発明を十分に例示しているときは審査の目的で認められるが、この場合は、出願が許可される前に図面を訂正するか又は新しい図面を提出しなければならない。

出願人は、図面を作成するために技量を有する製図者を採用することが望ましい。(知的財産規則 1608 で準用される 414.15)

(vi) 優先権

対応する外国出願の最先の出願日から 6 月以内の出願について、優先権の主張が認められる (知的財産規則 1602)。

対応する外国出願の出願国、出願日、出願番号のほか、出願がなされ

た官庁によって作成された英語の調査報告の写し、引用された関連書類の複写などの提出が求められる（知的財産規則 1606）。

(vii) 登録要件

新規性又は創作性のある意匠が保護を受け（知的財産法第 113.1 条）、技術的若しくは機能的考慮により特定される意匠、公序良俗に反する意匠は保護されない（知的財産法第 113.2 条、知的財産規則 1501）。これらの要件が満たされれば登録されるとされている（知的財産法第 117 条）が、実体審査は行われなため、方式要件が満たされれば登録される（知的財産規則 1505）。

知的財産規則 1703 によれば、30 日の公告期間の経過後、登録に不利な情報を受領しなかった場合、庁は意匠の登録を認め、通知する、としている。

新規性に関しては世界公知を採っている（知的財産法第 119 条で準用される第 23 条）²⁶⁵。

また、新規性の程度として、通常の観察者が先行意匠と誤解する可能性のある些細な点のみで先行意匠と異なる意匠は、新規とは見なさい（知的財産規則 1503）とされる。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

出願日又は優先日前 6 月の間の、創作者による開示、創作者の出願によるが開示されるべきでなかった開示又は第三者による冒認出願による開示の場合、新規性喪失とはみなされない（知的財産法第 119 条で準用される第 25 条、知的財産規則 1503）

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

出願は方式要件を満たせば登録され、公告される（知的財産法第 117 条）。

知的財産規則 1703 によれば、30 日の公告期間の経過後、登録に不利な情報を受領しなかった場合、庁は意匠の登録を認め、通知する、としている。

意匠出願は登録公告後、30 日間の間、第三者からの反対意見を受付ける。反対意見は、宣誓供述人の個人情報及び事情並びに登録に異議を申し立てる理由を述べる陳述書の形式で提出しなければならず、証拠により立証されている必要がある（知的財産規則 1701）。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

²⁶⁵ ここで第 119 条の原文（翻訳文でも）では「準用される第 21 条」とされているが、条文の表題から第 23 条の誤記と思われる。

法令等に規定は見当たらないが、アンケート調査の回答によると、運用により、出願人の希望する公開日を出願申請書に記載することにより公開日を指定できる制度があり、指定できる日付にも制限はない。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

意匠出願は登録公告後、30日間の間、第三者からの反対意見を不利な情報として受付ける。反対意見は、宣誓供述人の個人情報及び事情並びに登録に異議を申し立てる理由を述べる陳述書の形式で提出しなければならない。IPOP HL は、前記の要件を満たさない提出物は考慮に入れない。これに加えて、利害関係人は、出願、登録手続及び登録制度全般の理解を深めるため、IPOP HL での協議を請求することができる。このために、当該関係者は、請求から30日以内で協議に応じることのできる日の候補を3日指定する。IPOP HL は、協議の請求の受領を確認し、提出された不利な情報に係る追加情報又は説明を請求することができる。協議後10日以内に、利害関係人は、新しい情報を含めるため、宣誓陳述書の形式により、補足的に不利な情報を提出することができる。不利な情報はすべて出願人に送付され、出願人は、通知の郵送日から30日以内にそれらについて見解を述べるることができる。提出された不利な情報のコピー及びそれについての出願人の見解は、対象となる出願の包袋の一部を構成する。

当該実用新案及び意匠の出願の登録性を決定する際は、本規則に基づき提出された不利な情報のみが考慮される。IPOP HL は、実用新案及び意匠の出願に関する IPOP HL の決定について、不利な情報の提出者に対して通知する（知的財産規則 1701）。

局長は、意匠を登録するか否かを決定する。局長は、出願人に対し、登録性要件を満たすように出願の補正を指示することもできる。このために、局長は、職権によって登録性に関する報告を発行することもできる。補正出願は、本規則に基づき、登録前に再公告される。

局長が実用新案又は意匠の登録を拒絶又は却下する場合は、出願人は、知的財産法第 7.1 条(b)及び本規則第 13 部に基づき、当該決定について長官に不服申立をすることができる。局長の決定又は命令の再審理の申立は認められない。

局長が、実用新案又は意匠の登録を認めた場合は、利害関係人は、実用新案については知的財産法第 109.4 条、意匠については知的財産法第 120 条、両当事者系手続に関する規則に基づき、取消申請を法務局に提出することができる。実用新案又は意匠を認める局長の決定について長官に不服申立をすることができる（知的財産規則 1702）。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

出願が本規則に定められているすべての登録性の方式要件を満たし、

庁が 30 日の公告期間の経過後に関係コミュニティから不利な情報を受領しなかった場合は、庁は、実用新案又は意匠の登録を認め、出願人及び関係コミュニティにその旨を通知する（知的財産規則 1703）。

登録に要する費用は出願時に必要な 3,030 フィリピンペソ(PHP)²⁶⁶のみである。なお、総資産が 1,000,000PHP 未満の小規模事業者の場合、費用は半額となる²⁶⁷。

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

意匠登録の存続期間は、出願から 5 年とされ、更新料の納付により 5 年ごと 2 回の更新が可能である。先行意匠と誤解する可能性があるような些細な点のみで異なる意匠は新規とはみなさない（知的財産規則 1503）とされるので、効力は類似まで及ぶものと推測される。

権利の制限事項として私的・非商業的規模又は非商業的目的（ただし、権利者の経済的利益を重大に害さない場合）での使用、科学又は教育目的での使用を除外している（知的財産法第 119 条で準用される第 72 条）。さらに、安全保障上必要な場合、国家又はその許可を得た第三者が使用すること認めている（知的財産法第 119 条で準用される第 74 条）。

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立、無効審判制度

意匠がその定義（知的財産法第 112 条）及び実体的要件（知的財産法第 113 条）を満たしていない場合、内容が新規でない場合、意匠の内容が当初出願の範囲を超える場合、何人も意匠の登録の取消を知的財産庁法務局長に申請することができる（知的財産規則 1520）としている。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

意匠出願の方式審査が終了すると、報告が出願人に送付される（知的財産規則 1506）。審査官による処分が出願人に不利であった場合、処分に応答した上で、補正して又は補正せずに再審査及び再審理を請求することができる（知的財産規則 1507 で準用される知的財産規則 911）。再審査及び再審理は 2 回まで、同じ手続きで可能である（知的財産規則 1507 で準用される知的財産規則 912）。2 回目の再審査若しくは再審理で審査が確定するが、審査官の拒絶に不服がある場合、局長（Director）に対して不服申立を行うことができる（知的財産規則 1507 で準用される知的財産規則 913）。局長の決定に対し不服のある場合は長官に不服申立てをすることができる（知的財産規則 1702）。

さらに、長官の決定に対し不服のある場合は裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴が可能である（知的財産規則 1311）。

²⁶⁶ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（2013 年 2 月に適用）」に基づく、1PHP=約 2.05 円

²⁶⁷ アンケート調査結果、料金表

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続

意匠登録の審査に関しては方式審査のみが実施されるが、出願人又は利害関係人(当該意匠に関して訴訟が係属している場合は、司法及び準司法機関を含む)は、所定の手数料を納付して、登録意匠の登録性に関する報告書を請求することができる(知的財産規則 1505、1901)。(→(5)(vii))

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制(業務分担、決裁権限等)

願書の記載等が手続要件に合致しているかどうかの審査の担当は5名、これらの審査官は意匠分類の付与・管理を兼任している²⁶⁸。

新規性・独創性等の実体審査は実施されない(知的財産規則 1505)。

意匠を登録するか否かは局長が決定する(知的財産規則 1702)。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

実体審査は実施されない(知的財産規則 1505)ため、方式要件のみが審査される。

方式審査の内容は以下の方式要件が考慮される(知的財産規則 1506)。

- a. 登録できない意匠に該当するものの一つであること
- b. 意匠登録願書の内容
- c. 条約に基づく優先権主張を伴う場合は、優先権書類(優先権を伴う出願番号、出願日、出願国)
- d. 出願人が創作者でない場合は、権原を示す証拠
- e. 該当する場合は、譲渡証
- f. 全ての手数料の納付
- g. 出願人の署名
- h. 創作者の特定
- i. 説明書(独特な特徴)の内容
- j. 公式な図面

(iii) 分類付与に関する業務(意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等)

出願人は願書様式に分類の記載を求められない²⁶⁹。

方式要件を順守した出願は分類が付与される(知的財産規則 1613により準用される知的財産規則 700)

²⁶⁸ アンケート調査結果

²⁶⁹ IPOPHL ウェブサイト

http://www.ipophil.gov.ph/document_lefttab/8d9945e1_ID%20Application%20Form.pdf
(最終訪問日 2013年1月28日)

(iv) 審査順の定め方

審査順の定め方に関する情報は得られなかった。

(v) 実体審査等の内容

実体審査は実施されない（知的財産規則 1505）。

(vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒

意匠出願の方式審査が終了すると、方式審査に関する報告書が出願人に送付される（知的財産規則 1506）。審査官による処分が出願人に不利であった場合、処分に応答した上で、補正して又は補正せずに再審査及び再審理を請求することができる（知的財産規則 1507 で準用される知的財産規則 911）。

(vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

出願人は、その意匠の新規性又は独創性に関する IPOPHL の決定からの利益を享受するために、その意匠権を行使する前に、所定の手数料を納付して、登録意匠の登録性に関する報告書を請求することができる（知的財産規則 1505、1901）。また、利害関係人(当該意匠に関して訴訟が係属している場合は、司法及び準司法機関を含む)も、所定の手数料を納付して、登録意匠の登録性に関する報告書を請求することができる（知的財産規則 1901）。

この報告書には、請求人が登録意匠の請求の範囲の新規性に関する有効性を判断する助けとなるように、関連の先行意匠書類の引用及び関連の程度に関する適切な表示が含まれる。また、報告書には先行意匠調査の範囲が示され、既知の又はフィリピンで他人が実施している関連先行意匠、意匠出願の出願日又は優先日の前に世界において配布されている印刷物で説明されているもの又は世界において電気通信回線を通して公衆の利用に供されているものが含まれる。既知の又は実施されている先行意匠の場合には、宣誓供述書により裏付けがされる。

当該報告書が意匠出願の公告前に発行された場合は、出願とともに公告される。当該意匠出願の公告前にこの報告書が発行された場合、それが公告されたか否かを問わず、出願人又は利害関係人は、事後の報告書に、従前の報告の発行後に提起又は発見されたその他の情報又は文献を含めるよう請求することができる（以上、知的財産規則 1902）。

この報告書は、所定の手数料全額の納付書を付した請求の受領から 2 月以内に作成される（知的財産規則 1903）。

(viii) 先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）

登録性に関する報告書の調査範囲には、既知の又はフィリピンで他人が実施している関連先行意匠、当該意匠出願の出願日又は優先日の前に世界において配布されている印刷物で説明されているもの又は電気通信回線を通して公衆の利用に供されているものが含まれる（知的財産規則1902）。

(ix) 先行意匠調査にかける期間

登録意匠の登録性に関する報告書は、所定の手数料全額の納付書を付した請求の受領から2月以内に作成される（知的財産規則1903）。

(6) その他意匠制度の運用等に関する情報

(i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法

業務内容に関する品質管理体制・手法についての情報は得られなかった。

(ii) 審査官を育成するための研修

WIPO、USPTO、JICA、KOICA の開催するセミナー、研修への出席。庁内での特定分野のエキスパートによるセミナー、IP 庁主催のエコーセミナー、製造会社のプラント訪問など²⁷⁰。

(iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合

海外知財庁との会合は行っていない²⁷¹。

(iv) 意匠登録制度に関する外国からの物的支援及び研修等の提供

海外からの支援は特に受けていない²⁷²。

(v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）

海外からの支援は特に受けていない²⁷³。

(vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）

警察、NBI（国家捜査局）、税関等の機関と協力がある²⁷⁴。

(vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み（ユーザー向け説

²⁷⁰ アンケート調査結果

²⁷¹ アンケート調査結果

²⁷² アンケート調査結果

²⁷³ アンケート調査結果

²⁷⁴ アンケート調査結果

明会、研修、各種料金の減免・補助金等)に関する情報
利用促進等の取り組みは行っているが、詳細は不明²⁷⁵。

(7) 意匠権に係る判例について

意匠の表現に関する判例は得られなかった。

(8) 参考文献

(i) 知的財産法（2008年法律第9502号により改正された法律第8293号、
2008年7月4日施行）

(ii) 知的財産施行規則（特許・実用新案・意匠に関する施行規則、改正：2011
年4月20日）

(iii) 知的所有権に係る法律の違反に対する行政不服申立に関する規則（2010
年12月6日公布）

(iv) 当事者系手続に関する規則（標章、特許、実用新案及び意匠の取消申請、
標章登録への異議申立、強制ライセンス許諾）（1998年10月2日公布）

²⁷⁵ アンケート調査結果

7. ラオス

(1) 法令等整備状況

ラオスへのアンケート調査の回答によると、意匠制度に関する法令等として、以下の2つの法律、3つの規則・政令等があるが、最新の法律、追加された省令はWIPO LEX上でも公開されておらず、入手することができなかった。

このため、以下の調査は改正前の法律及びアンケート調査の回答に基づいて実施したものである。

(i) 法律

- 知的財産法²⁷⁶ (2008年1月14日公布 2008年4月14日施行) (改正前)

知的財産全般を扱う基礎となる法律。産業財産権(特許、小特許、意匠、商標、集積回路、原産地、営業秘密)、植物品種、著作権が扱われており、保護されるべき内容が規定されている。意匠について、実体審査が行われると規定されている。

- 知的財産に関する法律 2011 (改正法)
情報がなく、詳細は不明である。

(ii) 規則・政令等

- 特許、小特許及び工業意匠に関する首相令²⁷⁷ (2002年1月17日施行)
(資料編 7-1 に)

特許、小特許、工業意匠に関する登録出願、侵害に対する措置、が規定されている(以下、政令という)。ただし、本政令では意匠に関する実体審査が規定されておらず、方式審査のみで登録されるようになっており、本政令が有効であるのか、不明である。仮訳を資料編に収録した。

- 特許、小特許及び工業意匠に関する首相令施行規則²⁷⁸ (2003年2月18日施行) (資料編 7-2)

特許、小特許、工業意匠の登録出願の手続を定める規則であり、上記2002年首相令に基づいている(以下、施行規則という)。本規則では、上記の政令と同様、意匠は方式審査のみで登録されるとなっている。仮訳を資料編に収録した。

²⁷⁶ 特許庁外国産業財産権制度情報 ラオス特許法

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm> (2012年8月3日)

²⁷⁷ Decree No. 01/PM of Prime Minister on Patent, Petty Patent and Industrial Designs
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5787> (最終訪問日 2013年1月28日)

²⁷⁸ Regulation No. 22/STEA-PMO on the Implementation of Decree on Patent, Petty Patent and Industrial Designs
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5926> (最終訪問日 2013年1月28日)

- 工業意匠に関する知的財産法実施細則（0755・MOST）
情報がなく、詳細は不明である。

(iii) 職員向け基準・ガイドライン等

- 意匠審査マニュアル
情報がなく、詳細は不明である。

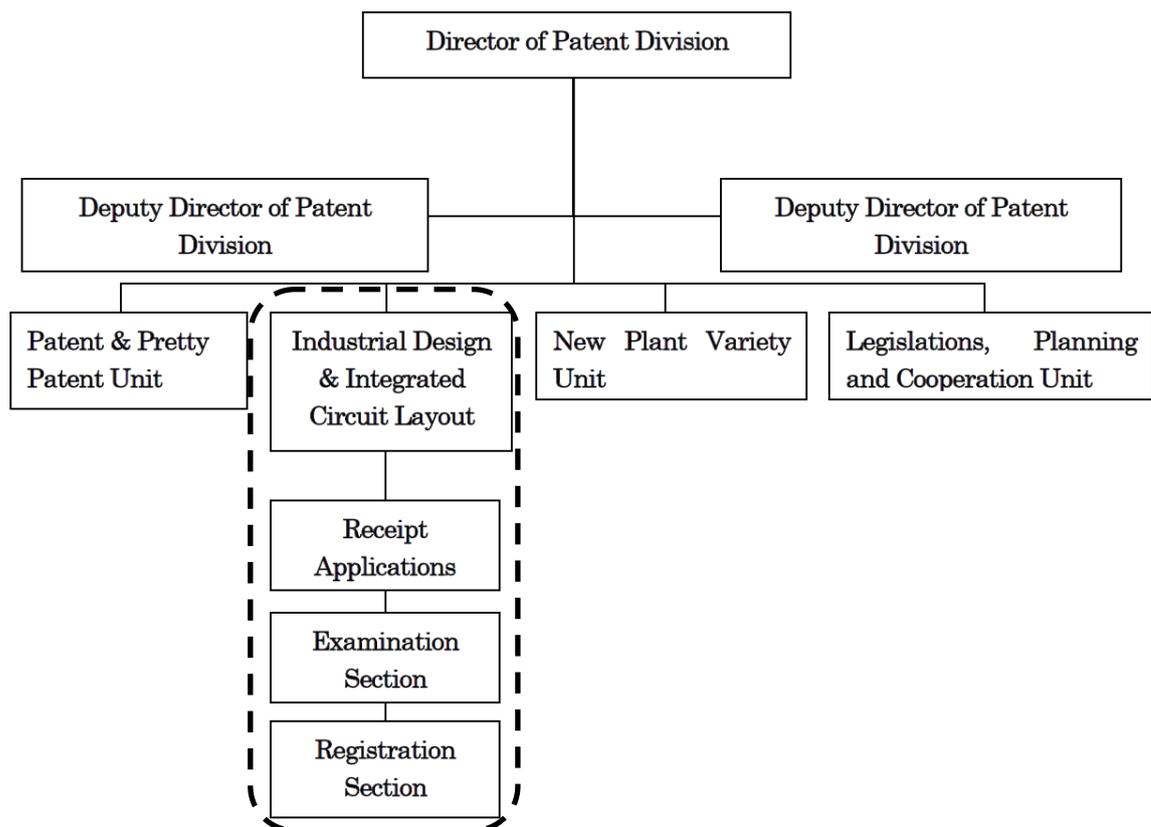
- (iv) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等
提供されていない²⁷⁹。

(2) 意匠登録制度の所管部局

ラオス知的財産及び標準化・計量局（Department of Industrial Property, Standardization and Metrology: DISM）

<http://www.stea.la.wipo.net/index.html>

(i) 組織図²⁸⁰



(ii) 組織体制²⁸¹

願書の記載等が手続要件に合致しているかどうかの審査の担当は 3 名

²⁷⁹ アンケート調査結果

²⁸⁰ アンケート調査結果

²⁸¹ アンケート調査結果

おり、分類付与業務も担当している。新規性等の実体的要件の審査の担当は2名だが、いずれも手続要件の審査を兼任している。

(3) 統計情報²⁸²

(i) 直近5年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	27	19	19	25	23
うち海外からの出願件数	23	19	16	21	22
うち日本からの出願件数	15	14	9	16	20

(ii) 直近5年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	11	3	34	3	
うち海外からの登録件数	11		34	3	
うち日本からの登録件数	3		25		

(iii) 分類別意匠登録出願数

意匠分類別 出願件数 (ロカルノ分類)	2007	2008	2009	2010	2011
01 食料品					
02 衣料品及び小間物類			3	1	
03 旅行用品, ケース, パラソル 及び身の回り品, 他で明記されて いないもの					
04 ブラシ製品					
05 繊維製品, 人造及び天然のシ ーツ材料					
06 家具			1		
07 家庭用品, 他で明記されてい ないもの					
08 工具及び金物類					
09 商品の輸送又は処理のため のパッケージ及び容器			6		
10 時計, 携帯時計及びその他の 計測器具, 検査器具及び信号器具					

²⁸² アンケート調査結果

11 装飾用品					
12 輸送又は引き揚げの手段	10		18	2	
13 電気の発電, 供給又は変流のための器具	1		1		
14 記録, 通信又は情報検索の機器					
15 機械, 他で明記されていないもの			3		
16 写真撮影機器, 映画撮影機器及び光学機器					
17 楽器		3			
18 印刷機械及びオフィス用機械					
19 文房具及びオフィス機器, 画家の材料及び教材					
20 販売及び広告機器, 表示具					
21 ゲーム, 玩具, テント及びスポーツ用品					
22 武器, 火薬製品, 狩猟, 漁猟及び害獣駆除のための物品					
23 流体供給装置, 衛生用, 暖房用, 換気用及び空調用の機器, 固体燃料					
24 医療器具及び実験室用器具					
25 建築ユニット及び建設部材			1		
26 照明機器			1		
27 煙草及び喫煙者の消耗品					
28 医薬品及び化粧品, 化粧品用品及び化粧道具					
29 火災防止用, 事故防止用及び救助用の装置及び器具					
30 動物の世話及び扱い用の物品					
31 飲食物を調理するための機械及び器具, 他で明記されていないもの					
32 グラフィックシンボル, ロゴ, 表面模様及び装飾					

(iv) 上位出願人氏名 (企業名)

No.-	Names of Top 5 applicants	2007
01	HONDA MOTOR CO., LTD	8
02	UNI-CHARM CORPORATION	6
03	SHELL BRANDS INTERNATIONAL AG	4
04	MAGIC CYCLE INDUSTRIAL CO., LTD	3
05	DR. HONGKAD SOUVANNAVONG	2

No.-	Names of Top 5 applicants	2008
01	HONDA MOTOR CO., LTD	12
02	V & S VIN & SPRIT AKTIEBOLAG (PUBL)	2
	LA BICYCLE (THAILAND) CO., LTD	2
	KUNIAKI TAKAMATSU	2
05	MAHAPHAN FIBRE-CEMENT PUBLIC CO., LTD.	1

No.-	Names of Top 5 applicants	2009
01	HONDA MOTOR CO., LTD	9
02	MAHAPHAN FIBRE-CEMENT PUBLIC CO., LTD.	3
03	LA BICYCLE (THAILAND) CO., LTD	2
04	THE SIAM KUBOTA INDUSTRY CO., LTD	1
	FRANS SEGHERS	1

No.-	Names of Top 5 applicants	2010
01	HONDA MOTOR CO., LTD	14
02	Petroleum trading Lao Co., LTD	3
03	LA BICYCLE (THAILAND) CO., LTD	2
	CANAL+DISTRIBUTION	2
04	THE SIAM KUBOTA INDUSTRY CO., LTD	1
	ORION CORPORATION	1
	Bavaria N.V.	1

No.-	Names of Top 5 applicants	2011
01	HONDA MOTOR CO., LTD	18
02	Yeyang Naoyingyang	01
	MR. CHAIYA SURIYAPORNPUN	01
	KUBOTA CORPORATION	01
	CHONGQING SOKON INDUSTRY GROUP STOCK CO., LTD	01

(v) 審査等に要する期間（2004年から2012年のデータ）

- 審査全体に要する期間：6月
- 出願から方式審査を完了するまでの平均期間：3月
- 出願から出願公告までの平均期間：12月
- 出願から最初の実体審査結果を通知するまでの平均期間：3月
- 出願から公報発行までの平均期間：12月

(vi) 審査結果

一次審査結果の内訳（2012年）

登録査定	(1件)
拒絶理由通知	(1件)
拒絶査定	(1件)

拒絶理由通知の理由別内訳

願書の記載	(1件)
図面等意匠の表現が	(1件)
公序良俗等	(1件)
新規性、創作性等	(1件)

(vii) 審判請求

これまで意匠に関して審判請求はない。

(viii) 意匠権に関する訴訟

これまで意匠権に関する訴訟は起きていない。

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

知的財産法第3条には「意匠は生産される製品の模様や形状で、形、デザイン、図、色等から構成される」と定義されている。

また、特許・小特許・意匠政令第28条には「本政令の適用上、「工業意匠」とは、線、色彩もしくは立体的形状（線ないし色を伴うか否かを問わない）の組合せであって、工業製品もしくは手工芸品の模様として用いるか、それら製造物に特別な外観を与えるために用いることが可能であり、視覚に訴え、視覚的に判別されるものをいう」との定義がある。

登録可能な意匠の要件として、ラオス国内又は世界の他国で出願日又は優先日以前に、出版物に公開されておらず、又は他のいかなる方法でも使用され明示されていないもの、としている（知的財産法第15条）。

倫理若しくは公の秩序に反する意匠は登録されない（特許・小特許・意匠政令第30条）。

GUI、アイコン、タイプフェイス、ピクトグラム（絵文字）、シンボル

マーク、模様（物品につけるための模様のみ権利化）、組物はすべて保護される²⁸³が、規定する条文は知的財産法第 15 条（2011 年改正法）とのことで、内容の確認はできなかった。

(ii) 審査フロー図

審査フロー図は提供されなかった。

(iii) 使用する意匠分類

ロカルノ分類（第 8 版）が使用される（施行規則第 20 条）。独自の意匠分類は存在しない。²⁸⁴

(iv) 出願

意匠出願に必要な書類は以下の通りであり、出願人が外国人の場合、英語又はラオス語での出願が受けられる（知的財産法第 31 条）。

- 意匠登録の出願書
- 委任状
- 製品のために使用し、意匠を具体的に表す図形、写真、又は線の組み合わせ
- 意匠見本
- 優先権を証明する書類
- 出願手数料支払いの領収証

また、出願書類について、施行規則第 20 条によると、委任状は、出願人が創作者でない場合に必要とされ、意匠の見本が受けられるのは、意匠が平面である場合に限られる。

出願書類は同じ国際意匠分類に属する複数の意匠に利用できるが、その場合、個々の意匠ごとに書類を別個に提出する必要がある。別個の出願の一つが原本とみなされ、他の出願については関連文書のコピーを用いることができるが、原本となる文書が添付される場合、出願番号及び出願日が当該文書に明記されていなければならない（施行規則第 21 条）。

出願日の特定は、出願書、意匠の写真と図面、出願手数料の領収書が適正であれば出願日が公布される（知的財産法第 36 条）。

また、外国に所在する個人又は組織の場合、ラオス国内の代理人の使用が求められている（知的財産法第 27 条）。

(v) 意匠の表現物及び表現手法

施行規則第 20 条に、出願書類に含まれるものとして、図面、写真若し

²⁸³ アンケート調査結果

²⁸⁴ アンケート調査結果

くは線画、意匠が平面の場合は意匠の見本も提出可能とされる。

(vi) 優先権

外国での出願から 6 月以内の出願について優先日が認められる（知的財産法第 29 条）。優先権を主張するためには、外国で認証を受けた先の出願のコピーを添付する（施行規則第 23 条）。

(vii) 登録要件

世界公知の下の新規性が求められ、ラオス国内又は世界の他国で、出願日又は優先日以前に、出版物に公開されておらず、又は他のいかなる方法でも使用され明示されていない意匠を新規とみなす、とされている（知的財産法第 15 条）。

登録できない意匠として、外観がその技術上の結果から生じたにすぎないもの、社会秩序や国の伝統に反する意匠、が挙げられている（知的財産法第 22 条）。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

ラオスの法令・規則には新規性喪失の例外規定は見当たらなかった。

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

施行規則第 24 条では、出願審査の終了後、施行規則第 20 条（方式要件）の条件を満たしていれば、登録局は登録の結果を公開し、6 月以内に証明書を出願人あてに発行するとしている。

これに従えば、登録されるまで公開されず、登録前の第三者による情報提供の機会はない。

知的財産法では、発明・考案に関する公開が規定されているが、意匠に関しては、審査した後、法律の要件に従った適正なものと判断された場合、登録証を発行し、登録簿に記録し、公報に掲載する、としている（知的財産法第 42 条）。

また、第三者による情報提供に関する条項は見当たらない。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

願書提出の時点で、出願日若しくは優先日から 12 月を超えない期間の意匠公開の繰り延べが認められる。公開が延期されている間、訴訟を提起する権利は与えられない（政令第 32 条）。

知的財産法では公開が規定されておらず、公開の繰り延べの規定も見当たらない。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

意匠出願は登録されるまで公開されないため、権利付与前の異議申立

制度はない。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

施行規則によれば、審査終了後の証明書の発行の外、登録の手続に関する条項は見当たらない。

出願から登録までに必要とされる費用は、出願時の 600,000 ラオス・キップ (LAK)²⁸⁵であり、登録時に別途費用は要しないとされる²⁸⁶。ただし、費用について、施行規則には米国ドル表示で記載され、5年分の年金 100USD(年あたり 20USD)、出願手数料 10USD、審査手数料 10USD とされている (施行規則第 37 条)。

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

意匠権の存続期間は出願日から 15 年とされ、権利を維持するためには 5 年ごとに 5 年分の登録料を前納しなければならない (知的財産法第 48 条)。

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立、無効審判制度

登録が無効となる場合として、期限が終了した場合、更新しなかった場合、納付金が支払われなかった場合、が挙げられている (知的財産法第 43 条)。この条文には「利用されなかった場合」も挙げられているが、意匠への適用はない。

これ以外に無効、取消、又は異議申立の理由とされる条項は見当たらないが、登録要件に反するものは無効理由があるものと考えられる。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

出願審査の終了後、出願が登録要件を満たしている場合、登録局は登録の結果を公開して、6 月以内に工業意匠証明書を出願人宛てに発行し、出願を拒絶する場合、登録局はその旨の決定を出願人に通告する (施工規則第 24 条)。しかし、拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度に関する条項は見当たらない。

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続

方式審査、実体審査の詳細に関する条項は、公開されている法令等には見当たらない。

アンケート調査への回答によると先行意匠調査は省令第 0755 号の 26.2 条に規定されているとあり、提供されていない改正された省令に詳細が記載されている可能性がある。

²⁸⁵ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (2013 年 2 月に適用)」に基づく、1LAK=約 0.01 円

²⁸⁶ アンケート調査結果

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）

願書の記載等が手続要件に合致しているかどうかの審査の担当は3名おり、分類付与業務も担当している。新規性等の実体的要件の審査の担当は2名だが、いずれも手続要件の審査を兼任している。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

知的財産法第40条によると、登録局で方式審査の後、意匠の実体審査を行う、と規定されており、また、本調査のアンケートの回答でもラオスでは実体審査を行っているとの回答があった。

しかし、知的財産法に実体審査の内容は規定されておらず、また、施行規則においては第20条の登録要件が審査され、登録となる（施行規則第24条）とされているが、同条では実体審査の内容等に触れられておらず、実体審査の内容については明確でない。

なお、施行規則第20条は出願書類の内容として、

(1) 出願書

(2) 特定の製品について使用される工業意匠を具体的に示した図面、写真もしくは線画。

(3) 工業意匠の見本（出願される工業意匠が平面である場合）

(4) 出願人が創作者でない場合、出願書に委任状を添えることを要する。としており、さらにロカルノ分類（最新版）の同一クラス、組物若しくは複合製品であれば、多意匠一出願が可能であること、出願日若しくは優先日から12月を超えない期間で公開の延期を請求できること、意匠証明書の発行前であれば出願を取り下げることができること、が規定されている。

(iii) 分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等）

法令等に分類付与に関する条項は見当たらなかったが、アンケート調査結果によれば審査官が付与している。

(iv) 審査順の定め方

審査順の定め方に関して情報は得られなかった。

(v) 実体審査等の内容

実体審査の詳細に関する情報は得られなかったが、その定義から新規性が審査されるものと考えられる。

(vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治

癒

方式審査の後、出願書類が不十分である場合、登録局は出願人に対し通知し、60日以内の補正を求める（知的財産法第37条）。

意匠登録出願の補正は、意匠の所有者が登録局に請求した場合に認められ、申請書、委任状（代理人を通じてなされる場合）、料金の受領証を提出する（施行規則第29条）。

(vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報

権利の有効性調査に関する条項は法令等に見当たらなかったが、アンケート調査では、登録された意匠について、請求等により権利の有効性を評価する手続きがある、との回答があった²⁸⁷。

(viii) 先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）

先行意匠調査のための専用のシステムは持っていない²⁸⁸。先行意匠調査の対象範囲は、自国の登録意匠、諸外国の登録意匠（いかなる国も含む）、カタログ・雑誌・書籍、インターネット上の情報とされる²⁸⁹。先行意匠調査の外注は行っておらず、また、先行意匠調査のための外部の有料データベースとの契約も行っていない²⁹⁰。

(ix) 先行意匠調査にかける期間

1件の先行意匠調査に2週間程度の時間を要し、この間に20件程度の先行意匠が調査される²⁹¹。

(6) その他意匠制度の運用等に関する情報

(i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法

業務内容の品質管理体制・手法に関する情報は得られなかった。

(ii) 審査官を育成するための研修

技術と能力を改善するために審査官に対して庁内及び海外での研修を行う²⁹²。

(iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合

海外の知財庁と合同会議を開催している。主にWIPOにより提供され

²⁸⁷ アンケート調査結果

²⁸⁸ アンケート調査結果

²⁸⁹ アンケート調査結果

²⁹⁰ アンケート調査結果

²⁹¹ アンケート調査結果

²⁹² アンケート調査結果

る²⁹³。

- (iv) 意匠登録制度に関する外国からの物的支援及び研修等の提供
WIPO から支援を受けている²⁹⁴。
 - (v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）
特になし。
 - (vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）
税関、経済警察との連携を行っている²⁹⁵。
 - (vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み（ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等）に関する情報
セミナー、会合、検討会を開催している²⁹⁶。
- (7) 意匠権に係る判例について
これまで意匠に関する訴訟は起きていない²⁹⁷。
- (8) 参考文献
- (i) 知的財産法（2008年1月14日公布、2008年4月14日施行）
 - (ii) 特許、小特許及び工業意匠に関する首相令施行規則（2001年1月17日公布、2003年2月18日施行）
 - (iii) 特許・小特許・意匠政令（2002年1月17日公布、2002年1月17日施行）

²⁹³ アンケート調査結果

²⁹⁴ アンケート調査結果

²⁹⁵ アンケート調査結果

²⁹⁶ アンケート調査結果

²⁹⁷ アンケート調査結果

8. ブルネイ

(1) 法令等整備状況

ブルネイの意匠制度に関する法令として以下の 2 つの政令が提供されている。

(i) 政令・省令

- 1999 年緊急（意匠）令²⁹⁸（2000 年 1 月 29 日施行）
意匠に関する事項を規定する独立した政令である（以下、意匠令という）。
- 2000 年意匠規則²⁹⁹（2000 年 4 月 25 日施行）
意匠に関する事項の詳細を規定する独立した規則となっている（以下、意匠規則という）。

(ii) 職員向け基準・ガイドライン等

提供されていない。

(iii) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等

出願人向け資料として、出願ガイドライン³⁰⁰（資料編 8-1）、願書様式³⁰¹（資料編 8-2）、図面・新規性の宣誓の注釈³⁰²（資料編 8-3）、審査フロー図³⁰³（資料編 8-4）、料金表³⁰⁴（資料編 8-5）が提供されており、資料編に仮訳を収録したが、以下の本文でも一部を紹介する。

²⁹⁸ Emergency (Industrial Designs) Order, 1999、WIPO Lex よりダウンロード可能。
原文では「Representation」とあるところ、特許庁より提供された訳文「緊急（意匠）令」では「表示見本」と訳されているが、ここでは「見本(specimen)」との混同を避けるために「表現」と記す。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/profile.jsp?code=BN>（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

²⁹⁹ Industrial Designs Rules, 2000、WIPO Lex よりダウンロード可能

<http://www.wipo.int/wipolex/en/profile.jsp?code=BN>（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

³⁰⁰ ブルネイ政府電子サービスウェブサイト

[http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20\(Generals\)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Applicants%20Guide.pdf](http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20(Generals)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Applicants%20Guide.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

³⁰¹ ブルネイ政府電子サービスウェブサイト

[http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20\(Generals\)/Application%20for%20Registration%20of%20Designs%20D1.pdf](http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20(Generals)/Application%20for%20Registration%20of%20Designs%20D1.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

³⁰² ブルネイ政府電子サービスウェブサイト

[http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20\(Generals\)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Notes%20on%20Representation%20and%20Statement%20of%20Novelty.pdf](http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20(Generals)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Notes%20on%20Representation%20and%20Statement%20of%20Novelty.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

³⁰³ ブルネイ政府電子サービスウェブサイト

[http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20\(Generals\)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Flowchart%20of%20Design%20Application.pdf](http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20(Generals)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Flowchart%20of%20Design%20Application.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

³⁰⁴ ブルネイ政府電子サービスウェブサイト

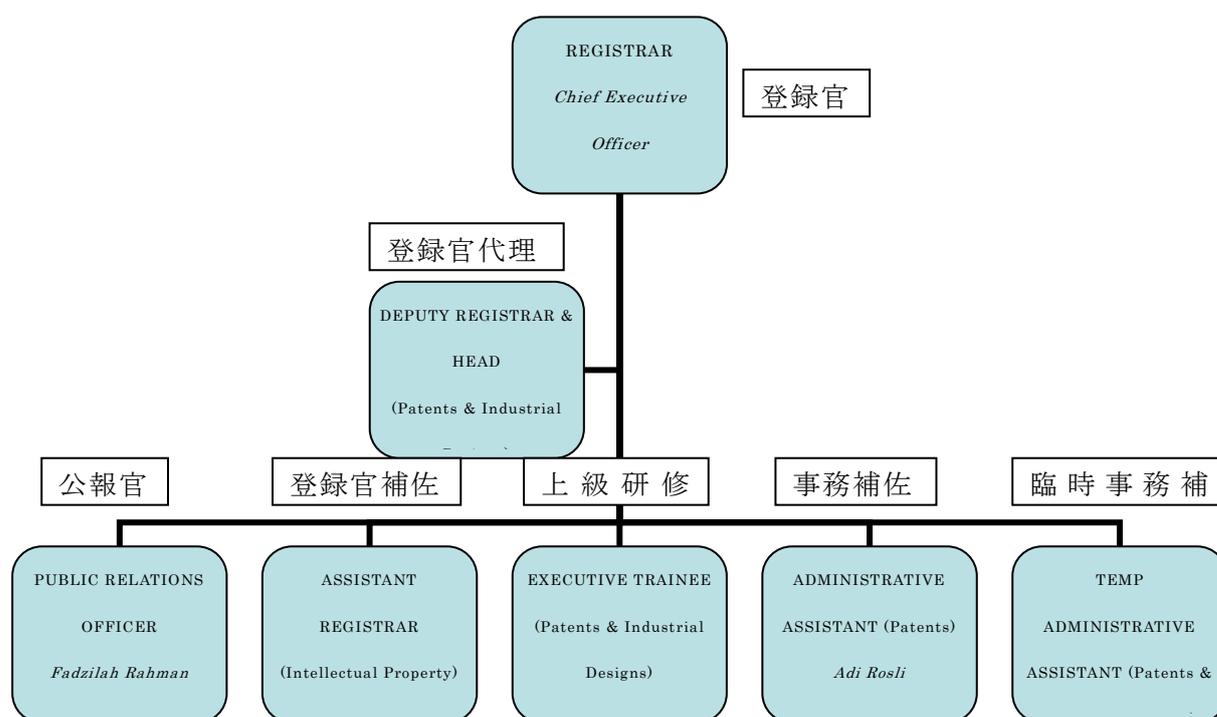
[http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20\(Generals\)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Fee%20Schedule.pdf](http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20(Generals)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Fee%20Schedule.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

(2) 意匠登録制度の所管部局

ブルネイ検事総長室知的財産部 (Intellectual Property Division, Attorney General's Chambers (AGC) : IPD)

<http://www.agc.gov.bn/>

全体の組織図は提供されていないが、意匠部門の組織図³⁰⁵を以下に示す。



(3) 統計情報³⁰⁶

(i) 直近5年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	9	17	31	12	20
うち海外からの出願件数	9	14	25	12	15
うち日本からの出願件数		2			1

(ii) 直近5年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	9	17	31	12	20
うち海外からの登録件数	9	14	25	12	15
うち日本からの登録件数		2			1

³⁰⁵ アンケート調査結果

³⁰⁶ アンケート調査結果

(iii) 分類別意匠登録出願数

意匠分類別 出願件数 (ロカルノ分類)	2007	2008	2009	2010	2011
01 食料品					
02 衣料品及び小間物類		1			
03 旅行用品, ケース, パラソル 及び身の回り品, 他で明記されて いないもの					
04 ブラシ製品					
05 繊維製品, 人造及び天然のシ ーツ材料					1
06 家具	3	2			1
07 家庭用品, 他で明記されてい ないもの				2	
08 工具及び金物類		2			
09 商品の輸送又は処理のため のパッケージ及び容器	5		1	3	2
10 時計, 携帯時計及びその他の 計測器具, 検査器具及び信号器具			1		
11 装飾用品					
12 輸送又は引き揚げの手段		7	22	1	10
13 電気の発電, 供給又は変流の ための器具		1			
14 記録, 通信又は情報検索の機 器		2			
15 機械, 他で明記されていない もの					
16 写真撮影機器, 映画撮影機器 及び光学機器					
17 楽器					
18 印刷機械及びオフィス用機 械					
19 文房具及びオフィス機器, 画 家の材料及び教材					
20 販売及び広告機器, 表示具					
21 ゲーム, 玩具, テント及びス ポーツ用品		1	1	1	1
22 武器, 火薬製品, 狩猟, 漁猟				2	

及び害獣駆除のための物品					
23 流体供給装置，衛生用，暖房用，換気用及び空調用の機器，固体燃料					
24 医療器具及び実験室用器具	1				
25 建築ユニット及び建設部材			4		1
26 照明機器			1		3
27 煙草及び喫煙者の消耗品					
28 医薬品及び化粧品，化粧品用品及び化粧道具	2			3	
29 火災防止用，事故防止用及び救助用の装置及び器具					
30 動物の世話及び扱い用の物品					
31 飲食物を調理するための機械及び器具，他で明記されていないもの					1
32 グラフィックシンボル，ロゴ，表面模様及び装飾					

(iv) 上位出願人氏名（企業名）

Names of top 5 applicants	2007	2008	2009	2010	2011
1 Perusahaan Otomobil Nasional Sdn. Bhd		7	22		9
2 Ferrari S.P. A		2	2	2	2
3 Shell Brands International AG	4				
4 MIMOS Berhad		2	2		
5 OSIM International	3				

(v) 審査等に要する期間（2012年のデータ）

- 審査全体に要する期間：1～3日
- 出願から方式審査を完了するまでの平均期間：3～5日
- 出願から出願公告までの平均期間：1月
- 出願から最初の実体審査結果を通知するまでの平均期間：N/A
- 出願から公報発行までの平均期間：1～2月
（実体審査は実施されない）

(vi) 審査結果

一次審査結果の内訳（2000-2012年）

登録査定	(151件)
拒絶理由通知	(0件)
拒絶査定	(0件)

拒絶理由通知の理由別内訳

願書の記載	(0件)
図面等意匠の表現が	(0件)
公序良俗等	(0件)
新規性、創作性等	(0件)

最終処分内訳

登録 (151件) 拒絶 (0件) (2000-2012年のデータ)

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

意匠令第2条において、「意匠」とは、工業的に生産された物品に適用される形状、形態、模様又は装飾の特徴であって、視覚によって判断される特徴をいう。ただし、建築の方法・原理、機能のみによって決まるもの、他の物品の不可分の一部であって、他の物品の外観に依存するもの、が除外されると定義されている。

世界公知の下で新規なものが保護の対象となる（意匠令第9条）が、物品の外観が重要でないもの（意匠令第10条）、公序良俗に反するもの（意匠令第11条）は登録されない。

また、先に開示された意匠から、重要でない細部又は普通に使用される変形のみの特徴のある意匠は新規ではないとされる（意匠令第9条(2)）。

美術作品に関する規定があり、著作権者の承諾を得て出願される場合、出願以前に工業的に適用された物品の販売等が著作権者の承諾を得てなされていなければ、新規性が無いとはみなされない（意匠令第13条）。ここで、工業的に適用されるとは個数が50個を超える物品の製造、又は手作りでない一定以上の枚数の衣類・一定以上の長さの織物が作られることとされている（意匠規則5）。

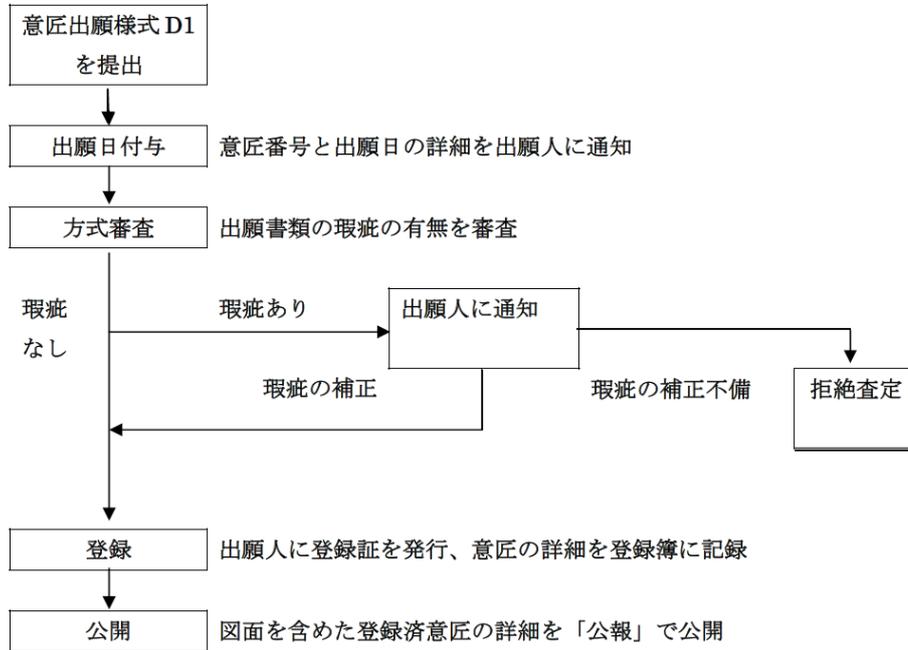
「登録から除外される意匠」が規定されており、彫刻作品（工業的に量産するための型、模型は除く）、壁飾り、メダル、メダリオン、文学的又は美術的性質の印刷物（本の表紙、カレンダー等）は登録されない（意匠規則4）。

また、GUI（グラフィカル・ユーザー・インターフェイス）、アイコン、タイプフェイス、ピクトグラフ（絵文字）、シンボルマーク、模様（物品

につけるための模様のみの特権化)は保護対象とはならないとされる³⁰⁷。

(ii) 審査フロー図

審査の流れを示すフロー図を以下に示す³⁰⁸。



(iii) 使用される意匠分類

ロカルノ分類（第 7 版）が使用される（意匠規則 2）。独自の意匠分類は存在しない。³⁰⁹

(iv) 出願

出願日は以下の書類が提出され、所定の手数料が納付されたとき、とされる（意匠令第 16 条）³¹⁰。

- a. 意匠登録の願書
- b. 複製に適した意匠の表示見本
- c. 意匠が新規性を有する旨の陳述
- d. 出願人の名称及び宛先
- e. 出願人が意匠創作者でない場合は、意匠に関する出願人の権利を説明する陳述
- f. 書類送達のためのブルネイにおける宛先

³⁰⁷ アンケート調査結果

³⁰⁸ ブルネイ政府電子サービスウェブサイト

[http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20\(Generals\)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Flowchart%20of%20Design%20Application.pdf](http://www.gov.bn/en/Services/Documents/Business%20(Generals)/Industrial%20Design%20docs%20-%20Flowchart%20of%20Design%20Application.pdf)（最終訪問日 2013 年 1 月 28 日）

³⁰⁹ アンケート調査結果

³¹⁰ 意匠令第 16 条では、原文でも確認したが、この項で示した a～c までの書類となっている。しかし、文面から見て a～g までの誤りと考えられる。

g. 規則によって求められるその他の情報、書類又は事項

願書様式により記載を求められる事項は、以下の通りである。

1. 出願人の整理番号
2. ロカルノ分類：クラス、サブクラス
3. 出願人の詳細：氏名、住所、電話、FAX、法人の種類（国名）
4. 申請する意匠の数
5. 組物の場合、物品数
6. 物品の説明
7. 意匠令第 12 条の新規性喪失の例外規定を適用する場合
 - 第 12 条(1)（内密の開示）のどの規定に該当するかの選択肢：(a)～(d)
 - (a)所有者による他人への 12 月以内の開示であって、他人による善意に反する状況での開示
 - (b)所有者以外の者による 12 月以内の善意に反する開示
 - (c)登録を求める織物の場合での、商品の最初で内密の受注
 - (d)所有者による 12 月以内の政府関係者への意匠の伝達であって、伝達による利点を考慮するためのもの
 - 内密の開示に関連する日付及び開示の詳細の記述
 - 第 12 条(2)（展覧会）の場合、展覧会の名称・開催地、開催初日の日付、意匠を開示した日付
8. 図面
9. 出願人が創作者でない場合の出願人の権利の説明
10. 意匠令第 18 条の優先権主張の場合：国名、出願日
11. 上記優先権出願の出願人が本様式の第 3 項の出願人と異なる場合、当該出願人に権利を譲る旨の譲渡書の詳細（出願時に不明の場合、出願から 3 月以内に提出）
12. 意匠令第 14 条の関連意匠の場合、先の出願の出願番号又は登録番号
13. 意匠令第 23 条(3)の分割出願の場合、関連する先の出願について：出願番号、出願日
14. 代理人名（該当する場合）、住所、電話、FAX
15. 申立：出願人又は代理人の氏名、職務権限、日付、署名

書類が英語以外で書かれたものは、登録官の納得する検認のある英語の翻訳文の提出が求められる（意匠規則 56）。

(v) 意匠の表現物及び表現手法

出願に含まれる意匠の表現は、図面又は写真とすることができ、160mm×160mm の寸法としなければならない。表示の一辺が 30mm 以上でなければならない。組物に適用されることを意図する意匠の登録につ

いての出願がなされる場合は、出願は、組物に含まれる各々の相異なる物品に適用される意匠を表示しなければならない。出願には、現物に正確に対応する 6 点の意匠の表現を添えなければならない（意匠規則 7）。

(vi) 優先権

外国での先の出願から 6 月以内になされた出願については、優先権を主張することができる（意匠令第 17 条）。

優先権主張するためには優先権陳述書の提出が必要であり、先の出願の提出国・地域、出願日・出願番号、意匠の表現及び物品を検認する当該国の管轄機関の交付した証明書を添付しなければならない（意匠令第 18 条、意匠規則 11）。

(vii) 登録要件

出願書類が意匠令第 16 条の規定通りであれば出願日が付与され、登録官は意匠令の要件及び方式要件を満たすかを審査し、不備があると確認した場合、出願人に通知し、不備を訂正する機会を与え、不備の訂正が指定の期間内になされない場合、出願は拒絶される（意匠令第 25 条）。

上記、意匠令第 25 条に基づく審査によって出願が方式要件を満たすものと認められた場合、所定の手数料の納付があれば登録され、公報での告知によって登録の事実を公表し、意匠の表現を公告する。登録の公告及び意匠の公告は、出願時又は公告の準備が完了する日前までに出願人の請求があれば、出願日又は優先日から 12 月を超えない期間延期される（意匠令第 26 条）。

(viii) 新規性喪失の例外規定（グレースピリオド）

他人による善意に反した開示について、以下の 4 つの場合が想定され、新規性喪失の例外が適用される。

- a. 所有者による他人への 12 月以内の開示であって、他人による善意に反する状況での開示
- b. 所有者以外の者による 12 月以内の善意に反する開示
- c. 登録を求める織物の場合での、商品の最初で内密の受注
- d. 所有者による 12 月以内の政府関係者への意匠の伝達であって、伝達による利点を考慮するためのもの（意匠令第 12 条(1)）。

公認国際博覧会での所有者の承諾を得た 6 月以内の展示、又は前記展示後に所有者の承諾なく展示されること、又は展示の結果公開されること、に関して新規性喪失の例外が適用される（意匠令第 12 条(2)）。

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

登録官の審査によって出願が方式要件を満たすものと認められた場合、意匠は登録され、公報に公告（公開）される。公開繰り延べの請求があ

れば、繰り延べ期間の後に公告（公開）される（意匠令第 26 条）。

何人も、その登録時に意匠が新規性を有さなかった、又はその他の理由で登録することができないものであったことを裁判所へ申請することができる（意匠法第 45 条）とされる。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

登録の公告及び意匠の公告は、出願時、又は公告の準備が完了する日前の何れかの時に出願人の請求があれば、出願日後又は優先権が主張されている場合は出願の優先日後、12 月を超えない期間延長される（意匠令第 26 条(2)）。

この場合、登録官は、延期の旨、並びに出願日、延期が請求された期間及びその他の所定事項を表示して登録所有者を特定する情報を公告する（意匠令第 26 条(3)）。

延期の期間満了時に登録意匠は公告される（意匠令第 26 条(4)）。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

出願は登録の権利付与後に公告（公開）されるため、権利付与前の異議申立制度はない。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

登録官の審査によって出願が方式要件を満たすものと認められた場合、意匠は登録され、公報に公告（公開）される。

登録までに要する費用としては、出願時に、組物でない場合 300 ブルネイ・ドル（BND）³¹¹、組物の場合 500BND、登録時に公告費用として 500BND を支払うこととなる³¹²。

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

出願日から 5 年であり、5 年を単位として 2 度の更新が可能である（意匠令第 29 条）。

意匠登録の権利範囲として、その意匠と実質的に異なる意匠まで及ぶとしており、その意匠が適用された物品について、製造、販売・賃貸・事業目的での使用のための輸入、若しくはその目的のための申出又は披露が対象とされ、権利の授受も含めている（意匠令第 31 条(1)、(2)）。

権利の制限として、研究目的、私的家庭用途、教育目的、評価・分析目的、等が除外されている（意匠令第 31 条(3)）。

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立、無効審判制度

³¹¹ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（2013 年 2 月に適用）」に基づくと、1BND=約 68.8 円

³¹² アンケート調査結果、料金表

公序良俗に違反している場合（意匠法第 44 条）、登録時に新規性を有さなかった又はその他の理由で登録することができないものであった場合（意匠法第 45 条）、又は所有者として登録を受ける権利を有さないものであった場合（意匠法第 46 条）、何人かの申請によって裁判所から取消の命令を受ける可能性がある。

権利付与後の異議、無効申請は裁判所への申請が必要となる。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

登録官の決定に対し、不服がある場合は裁判所へ上訴することができ（意匠令第 58 条(1)）、審理は裁判官室で行われる（意匠令第 58 条(2)）。

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続き

出願の補正による分割に関して、補正の結果、出願の範囲が拡大する場合、補正することはできない（意匠令第 23 条(2)）が、補正が原意匠から 1 又は 2 以上の意匠を排除する効果を有する場合は、原出願の係属中何時でも、そのように排除された意匠の更なる登録出願をすることができ（意匠令第 23 条(3)）、新たな出願は先の出願の出願日を有するものとみなされる（意匠令第 23 条(4)）。

また、審査は方式審査のみが実施されるが、出願を一見して新規性を有さない又はその他の理由で登録することができない場合は拒絶される（意匠令第 27 条(1)）。

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）

願書の記載等が手続要件に合致しているかどうかの審査の担当者は 1 名であり、分類付与・管理も兼任している。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

意匠審査は方式要件のみが審査される（意匠令第 26 条(1)）。登録官は、意匠の登録可能性、出願人が出願において主張されている優先権を受ける権利を有するか否か、又は意匠が出願において適正に表示されているか否か、についての疑問を考慮又は配慮する義務を負わない（意匠令第 28 条）。

(iii) 分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等）

分類は出願人によってなされ、審査官によって確認されるが、不適切な場合の処理に関して情報は得られなかった。

- (iv) 審査順の定め方
審査順の定め方に関する情報は得られなかった。
- (v) 実体審査等の内容
実体審査は実施されない。
- (vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒
方式要件に関する不備があることを登録官が確認した場合、書面により出願人に通知され、3月以内の補正が求められる（意匠規則 22）。
不備が解消されない場合、登録官は出願を拒絶する（意匠令第 25 条(3)）。
登録官の決定に不満がある場合、裁判所へ上訴することができる（意匠令第 58 条(1)）。
- (vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報
登録された意匠について、請求等により権利の有効性を評価する手続きがあるとされる³¹³が、法令等に関連する条項は見当たらない。
- (viii) 先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）
職権による先行意匠調査は実施されない。
- (ix) 先行意匠調査にかける期間
職権による先行意匠調査は実施されない。
- (6) その他意匠制度の運用等に関する情報
 - (i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法
業務内容に関する品質管理体制・手法に関する情報は得られなかった。
 - (ii) 審査官を育成するための研修
審査官は WIPO 及び USPTO による研修に参加する³¹⁴。
 - (iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合
ASEAN 知財協力 WG (AWGIPC)
ECAP-3、Phase2
 - (iv) 意匠登録制度に関する外国からの物的支援及び研修等の提供

³¹³ アンケート調査結果

³¹⁴ アンケート調査結果

外国からの物的支援は特に受けていない³¹⁵。

(v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）
外国からの物的支援は特に受けていない³¹⁶。

(vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）
模倣品対策に関する情報は得られなかった。

(vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み（ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等）に関する情報
利用促進等に関する取り組みは行っているとのことだが、詳細についての回答は得られなかった³¹⁷。

(7) 意匠権に係る判例について
これまでブルネイでは行政不服訴訟、民事訴訟の事案は発生していない³¹⁸。

(8) 参考文献

(i) 緊急（意匠）令 1999 年（2000 年 1 月 29 日施行）

(ii) 意匠規則 2000 年（2000 年 4 月 25 日施行）

(iii) 出願ガイドライン

(iv) 図面・新規性の宣誓の注釈

³¹⁵ アンケート調査結果

³¹⁶ アンケート調査結果

³¹⁷ アンケート調査結果

³¹⁸ アンケート調査結果

9. カンボジア

(1) 法令等整備状況

カンボジアの意匠制度に関する法令として、以下の1つの法律、1つの規則と願書様式が提供されている。

(i) 法律

- 2002年特許法³¹⁹ (2003年1月22日署名)

特許、実用新案、意匠を律する法律である。共通する条項は基本となる特許の条文が準用されている(以下、特許法という)。

(ii) 規則・政令等

- 工業意匠規則³²⁰ (工業意匠の登録手続に関する宣言、署名日不明) (資料編9-1)

意匠の登録に係る手続を規定する独立した規則となっている(以下、意匠規則という)。資料編に仮訳文を収録した。

(iii) 職員向け基準・ガイドライン等

提供されていない。

(iv) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等

願書様式 (Form No.1 ID) ³²¹ (資料編9-2) のみが提供されている。資料編に仮訳を収録した。

(2) 意匠登録制度の所管部局

カンボジア知的財産庁 (Department of Industrial Property: DIP)

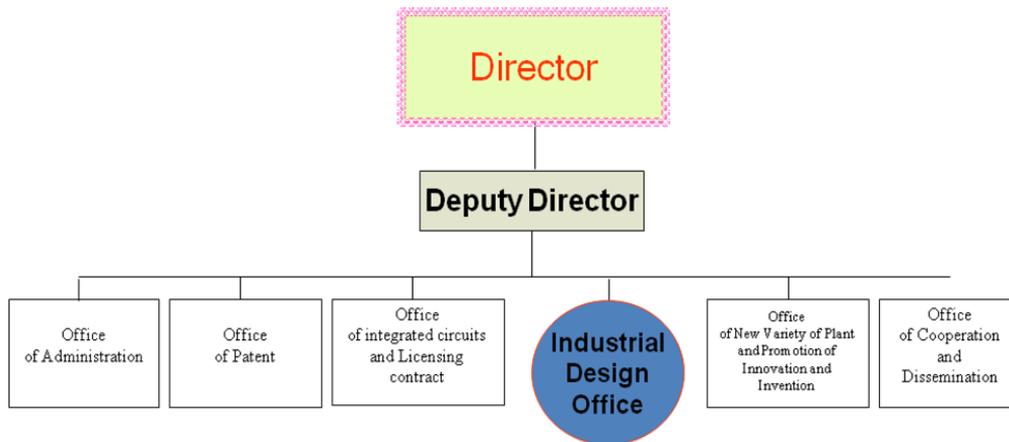
<http://www.moc.gov.kh/>

³¹⁹ 特許庁外国産業財産権制度情報 カンボジア特許法(特実意)(2002年11月28日国民議会により採択され、2002年12月31日上院により批准され、2003年1月22日プノンペン地区王宮で署名された特許、実用新案証及び意匠に関する法律)
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (最終訪問日 2012年8月5日)

³²⁰ KenFoxLaw 特許事務所 (ベトナム、このサイトで公開されている)
http://kenfoxlaw.com/resources/laos-legal-documents/laos-ip-law/doc_details/157-regulation-no-707-mimediprk-on-industrial-design-final-revised-06-june-07.html (最終訪問日 2013年2月1日)

³²¹ カンボジア知的財産庁提供、ウェブサイトに公開されていない。

全体の組織図³²²を以下に示す。意匠担当部署は意匠部（Industrial Design Office）となる。



(3) 統計情報³²³

(i) 直近 5 年の意匠登録出願件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録出願件数	23	34	31	42	47
うち海外からの出願件数	19	29	27	35	47
うち日本からの出願件数	15	18	14	16	19

(ii) 直近 5 年の意匠登録件数

	2007	2008	2009	2010	2011
意匠登録件数	不明	41	24	40	40
うち海外からの登録件数	不明	31	19	不明	不明
うち日本からの登録件数	不明	不明	不明	不明	不明

(iii) 審査等に要する期間

- 審査全体に要する期間：6 月
- 出願から方式審査を完了するまでの平均期間：3 月
- 出願から出願公開までの平均期間：N/A
- 出願から最初の実体審査結果を通知するまでの平均期間：6 月
- 出願から公報発行までの平均期間：6 月

(iv) 審判請求

2007 年から現在まで、審判請求の実績はない。

³²² アンケート調査結果

³²³ アンケート調査結果

(v) 意匠権に関する訴訟

カンボジアではこれまで意匠権に関する訴訟の事例はない。

(4) 意匠登録制度の枠組み

(i) 意匠保護の対象

特許法第 89 条に意匠の定義があり、「本法の適用上、線若しくは色彩の何らかの組合せ，又は何らかの立体形態，又は何らかの素材は，線又は色彩に関連するか否かに拘らず，意匠であるとみなされる。ただし，当該組合せ，形態，又は素材が工業製品若しくは手工芸品に特別の外観を与えるものであり，工業製品若しくは手工芸品について模様として使用でき，また，視覚に訴え，かつ，視覚により判断されることを条件とする。」と規定している。

また、機能のみから成る意匠は保護されない（特許法第 90 条）。

登録可能な意匠として新規であること（特許法第 91 条）とし、また公序良俗規定がある（特許法第 93 条）。

GUI(Graphical User Interface)、アイコン、タイプフェイス、プ区とグラム、シンボルマーク、模様（模様のみの権利）が意匠として保護されるかとの問いに対し、回答は得られなかった。

また、法令等に規定は見当たらないが、保護を求めない部分を点線で表示する等の Disclaim に関する陳述書を出願書類に含めることができる。（後出(iv)出願で説明する願書添付書類の 8.チェックリスト(4)一定の開示を考慮しないよう求める陳述書）³²⁴。

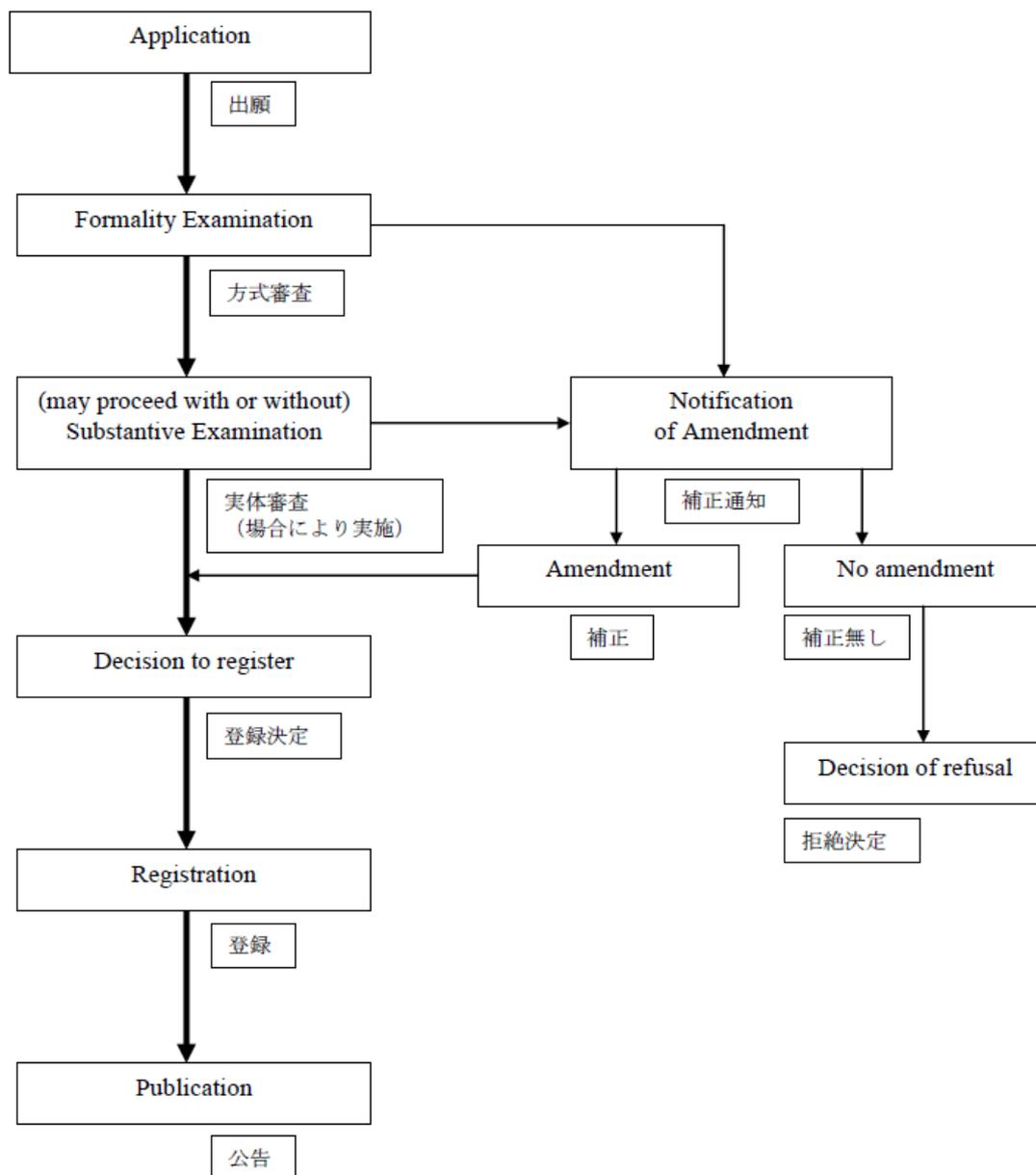
(ii) 審査フロー図³²⁵

審査の流れを示すフロー図を以下に示す。

Flow chart on the Registration of Industrial Design

意匠登録フロー図

Provisional



The certificate will be issued during 6 months from filling date (for Industrial design only)

認定証は出願から6月で発行される
(意匠の場合)

³²⁵ アンケート調査結果 「実体審査の実施に関して、明確な規定がないため、フロー図では『場合により実施』としてある」とのコメントが付されていた。

(iii) 使用される意匠分類

ロカルノ分類（版は不明）を採用している（意匠規則 4）。独自の意匠分類は存在しない³²⁶。

(iv) 出願

意匠登録出願は、願書並びに図面、写真又は意匠を組み入れる物品その他の適切な表現物、並びに当該意匠の使用が予定される製品の種類の指定を含めることとされ、意匠が平面の場合は物品の見本の添付ができる（特許法第 95 条）。

出願人が創作者でない場合、出願人の権利を正当化する陳述書の添付が求められる（特許法第 96 条）。

2 以上の意匠が、ロカルノ分類の同一クラスであるか、又は物品の同一の組物若しくは組合せに関係する場合、複数意匠を一の出願に含めることができる（特許法第 97 条）。

出願の受領時に、出願人の身元を確認できる表示、及び意匠を組み入れる物品の図形表示を含むことを要件として、受領日が出願日とされる（特許法第 101 条）。

登録出願に必要な書類は、願書（様式 No.1ID）、物品の図面、写真又はグラフィック表現、意匠が使用される製品の種類の表示、所定の手数料であり、願書には、出願人の名前、住所、国籍、居所、署名が必要とされる。また、出願人が創作者である場合、その旨、そうでない場合は、創作者の名前、住所、出願人の権利の根拠の記載が必要である。代理人が出願を行う場合は、その旨の記載、代理人の名前、住所の記載が必要となる。意匠の公開の延期を請求する場合は請求する延期期間を記載する（意匠規則 5）。

出願は基本的にクメール語での記載が求められるが、英語でも出願できる。ただし、英語の場合は 6 月以内にクメール語の翻訳の提出が求められる（意匠規則 7）。

意匠登録願書様式 1³²⁷の記載内容は以下のとおり。

1. 意匠の名称
2. 出願人：創作者であるか否かのチェック、氏名、住所、電話、メールアドレス、国籍、居住国
3. 創作者／設計者：出願人でもあるか否かのチェック、氏名、住所、国籍、居住国
4. 代理人：氏名、住所（郵便番号も含めて）、電話、FAX、メールアドレス

³²⁶ アンケート調査結果

³²⁷ Industrial Design Application Form in English、Form No. 1 DI（Web 非公開）

5. 意匠の表現、見本：出願の添付資料の 3 択チェック
 - ・グラフィック表現（4 部）
 - ・意匠の見本（1 部）
 - ・図面又はトレース図（4 部）
6. 製品の説明
7. 優先権主張：先の出願をした国又は特許庁、出願日、出願番号、分類
 - 先の出願の認証謄本の 2 択チェック
 - ・本出願に添付
 - ・本出願の提出日より 3 月以内に提出予定
8. チェックリスト
 - 願書に含まれるもの
 - (1) 願書 枚数
 - (2) 図面 枚数
 - (3) 写真／グラフィック表現 枚数
 - (4) 見本 枚数
 合計枚数
 公開時に要約に記入を望む図番号
 - 添付する資料にチェック
 - (1) 個別の公証委任状／代理人選任届
 - (2) 包括委任状の謄本
 - (3) 出願人の権利を正当化する陳述書
 - (4) 一定の開示を考慮しないよう求める陳述書³²⁸
 - (5) 優先権書類
 - (6) 先の出願の認証謄本
 - (7) 優先権の基礎となる先の出願の英語翻訳文
 - (8) 手数料納付の受領証
 - (9) その他の書類（具体的に記入）
9. 公開繰り延べ請求の有無 2 択チェック：する、しない
 - 請求する場合の繰り延べ期間
10. 出願人又は代理人の署名：署名、日付（署名の下に氏名の印字）

(v) 意匠の表現物及び表現手法

意匠規則 6 に以下の規定がある。

グラフィック表現及び見本の数とサイズは以下の通りとする。

1. 出願には以下を添付する。

(a) 意匠が平面の場合は 4 部のグラフィック表現、又は 4 部の図面若

³²⁸ この項は部分意匠に係る点線・破線での表示を disclaim することの陳述（アンケート調査結果、追加質問で確認した）

しくはトレース図。

(b) 意匠が立体の場合は、意匠の異なる面ごとの4部のグラフィック表現、又は4部の図面又はトレース図。

(c) 印刷時の寸法が、17cm×26.2cmを超えないこと。

2. 見本は20cm×20cm×20cmを超えない寸法とする。意匠のグラフィック表現、図面、トレース図は10cm×20cmを超えないこと。これらの表現、図面、トレース図は、4枚のA4サイズの厚紙に貼付する。図面及びトレース図には黒インクを使用する。

(vi) 優先権

パリ条約加盟国又は世界貿易機関の構成国における出願人又はその権利継承者が行った1又は複数の出願について優先権の主張を主張することができる（特許法第100条で準用される第27条）。

優先権を主張する場合は、それを提出した当局による認証謄本の提出が求められる（特許法第100条で準用される第28条）

優先権の主張には出願時に以下の内容を含むことが求められる。

- (a) 先の出願の提出日
- (b) 先の出願の番号
- (c) 先の出願の国際意匠分類
- (d) 先の出願を提出した国、地域又は国際出願を行った場合は指定国
- (e) 先の出願が地域的又は国際的な出願の場合、出願を行った知財庁（意匠規則11-1）。

提出時に出願の番号が不明の場合、優先日から3月以内に番号を提出する必要がある（意匠規則11-2）。

提出時に国際意匠分類が割り当てられていない場合、優先権の主張にこの事実を記載し、割り当てられ次第、連絡する必要がある（意匠規則11-3）。

出願人は、意匠登録前であれば何時でも、優先権主張の内容を修正することができる（意匠規則11-4）。

先の出願の認証謄本の提出期間は、登録官の指示した日から3月以内とし、また、既に別の出願において提出済みの場合、その別の出願に言及することで指示への応答とすることができる（意匠規則11-5）。

先の出願がクメール語以外の言語で行われた場合、登録官が指示した日から6月以内に、先の出願のクメール語訳を提出する必要がある（意匠規則11-6）。

(vii) 登録要件

出願が、出願人の身元を確認できる表示及び意匠を組み入れる物品の必要とされる表現物を含む場合、受領日が出願日として認定される（特許法第101条）。

審査官は、願書記載内容、図面・写真が適切であるか(特許法第 95 条)、出願人の権利を正当化する陳述書が添付されているか(特許法第 96 条)、手数料の納付がされているか(特許法第 130 条)、さらに意匠の定義に関する要件を満たしているか、技術的なもののみによる意匠であるか否か、公序良俗に反しないか(特許法 93 条)について審査を行う(特許法第 102 条)。

アンケート調査の回答によると、実体審査に関して「審査は一部の出願に対して行われる」の項にチェックがあるが、他方「我々は方式審査のみ行う」との回答もある。また、法令等に実体審査に関する条項は見当たらない。

前記(ii)の審査フロー図によると、実体審査は場合によって行われるとされ、任意の案件に対して実施されるものと推測される。

(viii) 新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)

世界公知の下の新規性を規定し、出願日又は優先権主張があった場合は優先日より前の 12 月以内の開示について、出願人、前権利者又は第三者による濫用、又はその結果としての開示を含め、新規性喪失の例外と規定している(特許法第 92 条)。

なお、新規性喪失の例外規定の適用を求める場合の願書への記載、必要とされる証拠資料などに関する規定は見当たらない。

(ix) 出願公開制度、第三者による情報提供

登録官が、前記(vii)に述べた登録要件が満たされていると認める場合、意匠は登録され、公開の繰り延べ請求があれば、繰り延べ期間の満了時に、登録官は登録意匠を公告(公開)する(特許法第 103 条、第 104 条)。

如何なる利害関係人も意匠登録の無効を管轄裁判所に請求することができる(特許法第 110 条)。

(x) 公開繰り延べ又は秘密意匠制度

登録となったときに出願日から又は優先権主張があった場合は優先日から 12 月を超えない期間に限り、出願が登録となったとき場合の公告を繰り延べる旨の請求を、出願時に、出願に含めることができる(特許法第 98 条)。

公告繰延べ請求が行われた場合は、意匠の表現及び出願に関するファイルは何れも公衆の閲覧に供されない。この場合、登録官は、意匠の公告繰延べについての言及並びに登録所有者を特定し、かつ、出願日、繰延べが請求されている期間の長さ、及びその他所定の明細を表示する情報を公告する。繰延べ期間の満了時に、登録意匠が公告される(特許法 104 条)。

公告の繰延べ期間中の登録意匠を基礎とする訴訟の提起は、登録簿及

び出願に関するファイルに含まれる情報が訴訟の相手方に伝達されていることを条件とする（特許法 104 条）。

(xi) 権利付与前の異議申立制度

権利付与前に意匠出願が公開される制度はないので、権利付与前の異議申立制度はない。

(xii) 登録手続・登録に要する費用

登録官が、前記(vii)に述べた登録要件が満たされていると認める場合、意匠は登録され、公開の繰り延べ請求があれば、繰り延べ期間の満了時に、登録官は登録意匠を公告する（特許法第 103 条、第 104 条）。

費用に関して、意匠登録に関する手数料は、経済財務相と鉱工業エネルギー省の合同布告で規定する（特許法第 130 条、意匠規則 26）とされているが、アンケート調査の回答によると「現在、公式な料金がない」とされ、料金に関する情報は得られなかった。

(xiii) 意匠権の存続期間及び権利の効力範囲

意匠の登録は、出願日から 5 年間有効であり、5 年ごとの 2 回まで更新することができる。更新手数料の滞納については、第 130 条にいう所定の割増手数料を納付すれば 6 月の猶予期間が認められる（特許法第 109 条）。

意匠権者以外の者による登録意匠の実施は、登録所有者の同意を必要とし（特許法 105 条）、登録意匠の「実施」とは、意匠を組み入れた物品の製造、販売又は輸入をいう（特許法 106 条）。

意匠権者は、その同意なしに実施して意匠を侵害した者又は侵害が起る虞を生じさせる行為をなした者に対して訴訟を提起する権利を有する（特許法 108 条）。

(xiv) 無効理由、権利付与後の異議申立、無効審判制度

如何なる利害関係人も意匠登録の無効を管轄裁判所に請求することができる（特許法第 110 条）。登録要件を満たしていないことが立証されたとき、又は意匠の登録所有者が創作者又はその権原承継人でないとき、管轄裁判所は登録意匠を無効とする（特許法第 111 条）。管轄裁判所が無効とした意匠は、当該意匠の登録日から無効とみなされる（特許法第 112 条）。

(xv) 拒絶査定不服審判制度及びその他の審判制度

意匠の登録、又は当該付与若しくは登録の出願の拒絶については、如何なる利害当事者も、これを管轄裁判所に対する不服申立の対象とすることができ、当該不服申立は当該決定の日から 3 月以内に行わなければ

ならない（特許法第 124 条）。

(xvi) その他、意匠保護の枠組みや出願等に関する手続き

登録意匠又はそれについての出願に関するライセンス契約は、登録官に提出されなければならない、登録官はその内容については秘密保持するが、それを登録し、かつ、それへの言及を公開する。ライセンス契約は、当該登録が行われるまで、第三者に対して効力を有さない（特許法第 115 条）。

出願人の通常の居所又は主たる営業所がカンボジア王国外にある場合は、カンボジア報告内に居住し、かつ、開業している代理人により代理され、かつ、所定の要件を満たさなければならない（特許法第 116 条）。

産業担当省は、1 は特許及び実用新案、並びに他の 1 は意匠についての 2 の別個の登録簿を維持する。本法において規定されたすべての登録は、前記登録簿に行われる（特許法第 118 条）。

(5) 審査業務内容

(i) 審査業務を行う体制（業務分担、決裁権限等）

願書の記載等が手続要件に合致しているかどうかの審査の担当は 3 名であり、その中 1 名が意匠分類の付与、管理及び実体的要件の審査の担当を兼任している³²⁹。

(ii) 登録前に行う意匠審査の範囲

出願が、出願人の身元を確認できる表示及び意匠を組み入れる物品の必要とされる表現物を含む場合、受領日が出願日として認定される。この要件を満たしていないと登録官が認める場合、登録官は、出願人に必要な訂正を提出するよう求め、当該必要な訂正の受領日を出願日として認定する。ただし、如何なる訂正もされないときは、出願は行われなかったものとして取り扱われる。（特許法第 101 条）。

出願日認定後に登録官が行う審査項目は特許法 102 条に規定されているが、意匠規則 14（方式審査）に審査手順が以下のように詳細に規定されている。特許法第 91 条で規定される新規性が審査対象とはされていない。

- (1) 登録官は、出願が特許法第 95 条を満たしているか否かを審査する。
 - 特許法第 95 条：願書記載内容及び添付される図面、写真、見本に関する要件。
- (2) 特許法第 101 条及び第 34 条に定める修正提出の指示は、書面により、修正箇所を明記し、指示から 2 月以内に提出するよう求める。
 - 特許法第 101 条：出願人の身元を確認できる表示、意匠の表現を含

むこととする条件。

- 特許法第 34 条：出願に含まれていない図面に言及している場合の対応。
- (3) 登録官は出願日を認定したら、出願人に書面で通知する。法律第 101 条及び第 34 条に基づき、出願が提出されていないものとして扱う場合は、出願人に対し書面で具体的な理由を通知する。
- (4) 特許法第 89 条、第 90 条、第 93 条、第 95 条、第 96 条及び関連する規則に定める条件が満たされていないと判断した場合、登録官は出願人に対し、2 月以内に所定の手数料とともに必要な修正を提出するよう書面で指示する。出願人が瑕疵を是正する指示に従わない場合、又は修正を提出したが、前記の条件が満たされていないと判断される場合、登録官は出願を拒絶し、出願人に対して理由を書面で通知する。
- 特許法第 89 条：意匠の定義。
 - 特許法第 90 条：機能のみによる意匠の除外規定。
 - 特許法第 93 条：公序良俗規定。
 - 特許法第 95 条：願書記載内容及び添付される図面、写真、見本に関する要件。
 - 特許法第 96 条：出願人の権利を正当化する陳述。
- (5) 出願が拒絶されても、出願日は引き続き有効で、影響はないものとする。
- (6) 登録官は、出願を認める又は拒絶する決定を書面で出願人に通知するが、認める決定の場合は、出願人に対して登録・公開の手数料を、通知日から 1 カ月以内に納付するよう求める。

登録官が、出願が上記の要件を満たしていると認めた場合、当該出願意匠を登録して、公告し、出願人に意匠の登録証を交付するための手続を進める。そうでない場合は、登録官は出願を拒絶する（特許法第 103 条）。

(iii) 分類付与に関する業務（意匠分類を付与する業務及び出願人が付与した分類が不適切な場合の業務等）

願書への分類の記載は、優先権を求める場合の先の出願にのみ求められているため、分類付与は審査官によりなされるものと考えられる。

(iv) 審査順の定め方

審査順の定め方に関する情報は得られなかった。

(v) 実体審査等の内容

前記（4）(ii)に示したフロー図にあるように、実体審査は全数ではなく任意の案件に対して実施されるが、審査の内容を規定した条項は見当

たらなかった。

- (vi) 知財庁からの不登録事由に関する通知内容及び出願人による不備の治癒
出願が、規定を満たさないと判断された場合、登録官は出願人に対し、2月以内に所定の手数料とともに必要な訂正を提出するよう書面で指示する。出願人が指示に従わない場合、又は修正を提出したが、条件が満たされていないと判断される場合、出願は拒絶され、出願人に対して理由を書面で通知する（意匠規則14(4)）。
- (vii) 権利の有効性又はサーチレポートの作成の有無に関する情報
登録された意匠について、請求等により権利の有効性を評価する手続はない³³⁰。
- (viii) 先行意匠調査の対象範囲（先願・登録意匠、意匠公報調査対象国、公知文献等）
先行意匠調査は実施されない。
- (ix) 先行意匠調査にかける期間
先行意匠調査は実施されない。
- (6) その他意匠制度の運用等に関する情報
- (i) 審査等の業務内容に関する品質管理体制・手法
業務内容に関する品質管理体制・手法に関する情報は得られなかった。
- (ii) 審査官を育成するための研修
審査官に対する研修に関する情報は得られなかった。
- (iii) 意匠制度に関する海外知的財産庁との会合³³¹
IPAustralia 及び MyIPO 主催のワークショップ
ASEAN と USPOT 主催の意匠審査ワークショップ
- (iv) 意匠登録制度に関する外国からの物的支援及び研修等の提供
海外からの支援は特に受けていない³³²。
- (v) その他意匠制度に関し海外の機関から受けている支援（交通費支援等）
海外からの支援は特に受けていない³³³。

³³⁰ アンケート調査結果

³³¹ アンケート調査結果

³³² アンケート調査結果

(vi) 模倣品対策に関する国内関係部署との連携（税関・警察）
経済警察、税関、CAMCONTROL³³⁴と協力するが、これまでのところ侵害例はない³³⁵。

(vii) 意匠登録制度の利用促進や活用支援に関する取り組み（ユーザー向け説明会、研修、各種料金の減免・補助金等）に関する情報
意匠制度の利用促進や活用支援に関する取り組みに関する情報は得られなかった。

(7) 参考文献

(i) 特許法（特実意）（2002年11月28日国民議会により採択され、2002年12月31日上院により批准され、2003年1月22日プノンペン地区王宮で署名された特許、実用新案証及び意匠に関する法律）

(ii) 工業意匠規則（工業意匠の登録手続に関する宣言、署名日不明）

³³³ アンケート調査結果

³³⁴ The Cambodia Import-Export Inspection and Fraud Repression Directorate-General
<http://www.camcontrol.gov.kh/>（最終訪問日 2013年2月1日）

³³⁵ アンケート調査結果

10. ミャンマー

現在のところ、ミャンマーには意匠制度を管理する法令は制定されておらず、また、アンケート調査も回答されず、情報が得られなかった。

Ⅲ. ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟に向けた ASEAN 諸国の課題

「Ⅱ. 調査結果」を基に、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会における日本のハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、「ジュネーブ改正協定」という。）加盟に向けた検討項目³³⁶を参照して、以下の項目について、ASEAN 諸国のジュネーブ改正協定加盟に向けた課題の検討を行った。

1. タイ

1. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

タイは一意匠一出願制度としており（特許法第 60 条）、法制度を改正して複数意匠一括出願を認めるようにするか、又はハーグ協定のジュネーブ改正協定第 13 条（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて、複数意匠一括出願を認めない旨の宣言をするかを検討する必要がある。

複数意匠一括出願を認める場合、同一出願内の意匠間で創作者が異なる場合や、同一出願のうち一部の意匠に拒絶理由が存在し、一部の意匠に拒絶理由が存在しない場合の拒絶理由を有さない意匠の取り扱いを検討する必要があるだろう。また出願様式、出願費用、記録するデータベースの構造なども変更を検討する必要があるだろう。

1. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

タイでは出願後、方式審査（予備審査）の後に第 3 者による異議申立を受け付けるために意匠登録出願が公開される（特許法第 65 条で準用される第 31 条）。法律・規則には出願の公開繰り延べに関連する条項は見られないが、アンケー

³³⁶ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会
http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/shingikai/isyou_seido_menu.htm

ト調査に対する回答では、出願の公開日は出願時に出願人が指定できる運用を行っており、その期間にも特に制限がないという（この運用は DIP の通知（アナウンスメント）によるものである）。そのため、例えば出願日の 30 月後を公開日として指定することも可能である。国際出願の公開繰り延べを担保するため、現在の法令に関連する条項を加えることを検討し、DIP におけるそのような出願に対する運用を検討する必要があるだろう。

1. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

タイでは先行意匠調査を伴う実体審査が、予備審査に合格した後の 90 日間の異議申立のための公開の後に実行される（特許法第 61 条）。そのため、タイは共通規則 18(1)(b)に基づく宣言を行う資格があるだろう。DIP のアンケート調査の回答では、実体審査に平均 18 カ月を要している（2011 年）。したがって、上記期間のために 12 カ月を適用する宣言を行うこととともに、審査の効率化等により、この期間内での処理を可能とするための体制作りを検討する必要があるだろう。

1. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない（1. 3 参照）。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる（第 10 条）。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 1. 3 で述べたような状況を考慮すると、国際公開までの実体審査の期間を十分に確保するため、国際事務局に対し、国際登録の秘密の写しの受理を希望することを通報するかどうかを検討することが必要であろう。

1. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有する（第 14 条(1)）。

タイでは特許法第 65 条で準用される第 19 条に「新規性喪失の例外規定」がある。国内出願に対する手続をどのように国際出願に対応させるか、手続自体を見直して検討する必要があるだろう。

1. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる（共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節）。

現行、タイには部分意匠制度が無く、点線・破線による表現も認められていない（意匠特許出願の手引き 3.1）ので、そのような出願への対応を検討する必要があるだろう。

1. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が 2012 年 1 月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第 407 節）。

現行、タイには関連意匠制度は無いが、この規定は関連意匠制度を有する締約国にのみ影響するものであり、調査の範囲で特段の課題は発見されなかった。

1. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は 1 図より多く、三次元の製品の場合は 6 図より多くの図を要求することはできない（第 9 規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第 401 節～406 節）。

タイでは、基本的に 7 図（正背面図、左右側面図、平底面図及び斜視図）を提出しなければならないとされているおり、その幾つかが同じであれば省略することを認めている（意匠特許出願の手引き 3.1）。そのため、出願時提出しなければならない図の数が 6 以内となるよう検討する必要があるだろう。また、アンケート調査の回答によれば、図の番号を「図 1、図 2・・・」のように表記

することとしており、「1.1、1.2・・・」や「1-1、1-2・・・」を認めていない。複数意匠一括出願（1.1参照）を認めるとした場合、図の番号の表記について検討を要する可能性がある。

1.9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第5条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則7(5)）。説明が100語を超える場合、追加の料金が課せられる。

タイでは意匠の請求の範囲の記載が必要とされており（特許法第59条(3)）、また、出願に100語以内の簡潔な説明が含まれても良い（特許規則省令第21号第20条）としている。

簡潔な説明及び請求の範囲の記載が現行のタイの意匠特許制度の要件である場合、タイは宣言を行うか、又は現在の規定を改めるかの検討が必要であろう。

1.10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則9で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則10）。締約国官庁は、国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第10条(5)）。

タイの意匠制度では見本による意匠の表現を認めていない（特許規則省令第21号第19条）ため、第11条(1)(b)に基づく宣言を行わない場合（これによりタイが意匠の公開の繰り延べを規定することになる）、タイは見本を受け付ける必要がある。そのため、タイは見本を受け付けるか、国際登録の写しの受理を希望することを通報するかどうかを検討する必要があるだろう。

1.11 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則8）。

タイの法令によると出願は創作者の名前でなされることが要求されている。出願人が創作者でない場合、出願時に譲渡証明書の添付が必要である（特許法第65条で準用される第10条）。そのため、タイは、出願が創作者の名前でななければならないという要件を通報するか、制度を改正するかを検討する必要

があるだろう。

1. 1 2 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

タイの意匠制度では、公開前に予備審査が実施され、公開後に実体審査が行われる。さらに、予備審査では、方式要件に加え、図面の一貫性などの実体的な要素も審査される。ジュネーブ改正協定では方式審査は国際事務局により実施されるため、タイは意匠審査の手続を改正する必要があるだろう。

1. 1 3 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

タイの意匠特許登録簿には排他的又は非排他的ライセンスを記載することとなっている（特許規則 26 号第 2 条）。しかし、国際登録簿にライセンス情報は記載されない。そのためタイはこれらのライセンス情報をどのように扱うかについて検討するか、又はライセンスに関する規定を改正する必要があるだろう。

1. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

タイでは出願日から 10 年と規定されている（特許法第 62 条）。このためタイは、少なくとも存続期間を延ばす必要がある。

1. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言

により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

タイでは、DIP は職権による新規性の審査を含む実体審査が行われる。現在出願時に 250 パーツ、登録されるまでにさらに 750 パーツ、また、それ以降も権利維持のために手数料を要する（割引料金になる初年度一括払いも選択できる）こととなっている（特許規則第 23 号第 2 条）。そのため、タイは個別指定手数料を宣言するか否かと、ジュネーブ改正協定に規定される更新制を適用する際の更新料について検討する必要があるだろう。

1. 16 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

タイは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必要があるだろう。

1. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第 4 条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第 4 条(1)(b)）。

官庁が、第 4 条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第 4 条(1)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

2. ベトナム

2. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

ベトナムでは「単一の共通独創性を表現し、かつ、当該工業意匠と著しく異なる変形を伴う工業意匠」は一つの工業意匠として請求することができる（知的財産法 101 条）。しかし、ハーグ協定でいう「同一メインクラス」は上記定義より広い範囲の意匠を一つの出願に含むことができることから、第 13 条（意匠の単一性についての特別要件）に従い複数意匠一括出願を認める範囲をベトナムの運用に合わせ制限するよう宣言をするか、又は一出願に含めることができる複数の意匠の範囲をロカルノ分類のメインクラスまで範囲を拡大するか対応の検討する必要があるだろう。

2. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

ベトナムでは意匠登録出願が出願の受理から 2 カ月で公開され、登録意匠が登録日から 2 カ月で公報に掲載される（知的財産法第 110 条）。

公開繰り延べ制度に関して、ベトナムには公開を繰り延べる制度はないので、本制度を導入するべく意匠登録制度を改定するか、適用除外の宣言を行うかを検討する必要があるだろう。

また、上記のどちらを選択した場合でも、国際公開の時期は一般に国際登録から 6 カ月である（共通規則 17(1)）ため、上述の現在のベトナムの公開の時期と異なっており、これらをどう調和させるかもあわせて検討する必要があるだろう。

2. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、

締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を6カ月に代えて12カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。(第12条、第18規則)

ベトナムでは、方式審査を通過した出願について、公開に続く2カ月の異議申立期間が経過した後、先行意匠の検索を含めた実体審査が行われる(知的財産法第112条及び第114条)ため、上記共通規則18(1)(b)に基づく宣言を行うことができるだろう。ベトナムでの実体審査に要する期間についての情報は得られなかったが、本宣言により拒絶通報期間を12カ月とする必要性について検討するべきであろう。

2. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない(1. 3参照)。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる(第10条)。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記2. 3で述べた状況を考慮すると、国際公開までの実体審査の期間を十分に確保するため、国際事務局に対し、国際登録の秘密の写しの受理を希望することを通報するかどうかを検討する必要があるだろう。

2. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有する(第14条(1))。

ベトナムには新規性喪失の例外規定(知的財産法第65条)がある。国内出願に対して要求される手続を国際出願に対してどのように適用するか、手続の見直しを含めて検討する必要があるだろう。

2. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はな

いが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる(共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節)。

ベトナムの現行法令には「部分意匠」を保護する規定はなく、保護を求めない部分を点線・破線によって表現することも認められていない(省令規則 33.6(a))。このような出願に対する対応を検討する必要があるだろう。

2. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が 2012 年 1 月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった(実施細則第 407 節)。

ベトナムの現行法令には関連意匠制度がない。しかし、上記規定はすでに関連意匠制度を有する締約国にのみ影響するものであるため、この項目にはベトナムのジュネーブ改正協定に加盟する際、特段の課題とはならないものと思料する。

2. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は 1 図より多く、三次元の製品の場合は 6 図より多くの図を要求することはできない(第 9 規則)。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている(実施細則第 401 節～406 節)。

ベトナムでは 7 図(正背面図、左右側面図、平底面図及び斜視図)の提出が求められており、必要がある場合は追加の図(断面図や拡大図)の提出が求められる。さらに、表現物のサイズはジュネーブ改正協定のそれと異なる(省令規則 33.6)。このため、ジュネーブ改正協定の要件とどのように整合を図るか、検討する必要があるだろう。

2. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある(第 5 条(2)(b)(ii)、(iii))。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる(共通規則 7(5))。説明が 100 語を超える場合、追加の料金が課せられる。

ベトナムでは意匠の説明が開示要件に含まれている(知的財産法第 103 条)。

ベトナムが意匠の説明を国際出願での必須要件とするのであれば、第 5 条(2)(b)(ii)に基づく宣言による通報を検討する必要があるだろう。

2. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則 9 で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則 10）。締約国官庁は、国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

現在のベトナムの意匠制度では見本による意匠の表現を認めていない（知的財産法第 108 条(1)(b)）ため、第 11 条(1)(b)に基づく宣言をしない場合（これによりベトナムは公開の繰り延べを適用することになる）、ベトナムは見本を許容する必要がある。このため、ベトナムは見本を許容するか、又は国際登録の写しの受理を希望することを通報しないか、を検討する必要があるだろう。

2. 11 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

ベトナムでは出願は創作者の名前で提出される必要があり（知的財産法第 100 条(1)(d)）、出願人と創作者が異なる場合、出願人は創作者から出願人への譲渡証を添付する必要がある。このため、ベトナムは、出願が創作者の名前で提出されるべき要件を通報するか、国内のこの要件を改めるか、を検討する必要があるだろう。

2. 12 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

本調査研究において、ジュネーブ改正協定の方式審査を適用することに関して、特段の課題は発見されなかった。

2. 13 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

ベトナムでは意匠登録簿にライセンス情報等を記録する必要がある（知的財

産法第 149 条) が国際登録簿にはライセンスに関する情報がない。ベトナムはライセンス情報をどのように扱うかについて検討するか、又はライセンスに関する規定を改正する必要があるだろう。

2. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している (第 17 条)。

ベトナムの法令では、意匠の権利期間は、最初の期間が出願から 5 年で、その後 5 年毎に 2 回の更新が認められる (知的財産法第 93 条(4)) ので、現行制度の権利期間でもハーグ協定の要求を満たしていると考えられる。

2. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される (追加の費用を要する場合もある)。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。、実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている (第 7 条、共通規則 12)。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる (第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12)。

ベトナムでは NOIP が職権による新規性の審査を含む実体審査を行っている。出願料として 180,000 ドン及び 2 図目以降の 1 図当たり 60,000 ドン、検索 120,000 ドン、審査 300,000 ドン等と定められている (アンケート調査結果)。また、ハーグ協定同様の 5 年毎の更新制を採っているが、電子データの有無や追加図面あたりの費用などの手数料が細かく規定されている (意匠料金表)。そのため、ベトナムは個別指定手数料を宣言するかどうか、検討する必要があるだろう。

2. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる (第 14 条(3)(a))。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

ベトナムは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必要があるだろう。

2. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第 4 条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第 4 条(1)(b)）。

官庁が、第 4 条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第 4 条(1)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

3. インドネシア

3. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

インドネシア法令は、ジュネーブ改正協定と同様に、同分類に属する複数の意匠からなる出願を認めている（意匠法第 13 条）。

同一出願内の意匠間で創作者が異なる場合や、同一出願のうち一部の意匠に拒絶理由が存在する場合の取り扱い、出願様式、記録するデータベースの構造等に問題がなければ、この制度はインドネシアのジュネーブ改正協定加盟に向けての障壁とはならないものと思料する。

3. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで出願の公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

インドネシアでは出願日又は優先日から 12 カ月までの公開繰り延べを認めている（意匠法第 25 条(4)、(5)）ので、公開繰り延べ期間が 30 カ月以下であることをジュネーブ改正協定第 11 条(1)(a)に基づき宣言するか、公開繰り延べを認める期間をジュネーブ改正協定に合わせて延長するかを検討する必要があるだろう。

3. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

インドネシアでは、予備審査を通過した出願は、公開後、異議申立のための 3

ヶ月が経過した後（意匠法第 26 条）、法令に明確な規定はないが、先行意匠検索による実体審査が行われる。DGIPR のアンケート調査の回答で、2012 年の実体審査に要した平均期間は 12 カ月であり、このため、意匠法令に実体審査に関する条項を追加すること、及び、上記期間を宣言により 12 カ月とすること、この期間内に実体審査が完了するように審査の効率を改善すること、を検討する必要があるだろう。

3. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない（1. 3 参照）。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる（第 10 条）。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 3. 3 で述べた状況を考慮すると、国際公開前に実体審査が完了する期間を確保できるように、国際登録の秘密の写しの受理を希望することを国際事務局に通報するかどうかを検討する必要があるだろう。

3. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果をもつ（第 14 条(1)）。

インドネシアには新規性喪失の例外規定がある（意匠法第 3 条）。国内出願に要求される手続をどのように国際出願に対して適用するかを検討する必要があるだろう。

3. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる（共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節）。

インドネシアでは、保護を求めない部分を点線で示しても良い（意匠規則 6(1)(g)）。

したがって、点線又は破線の使用は、インドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が2012年1月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第407節）。

インドネシアには関連意匠制度がないが、この規定はすでに関連意匠制度を有する締約国にのみ影響するものであるため、この規定はインドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は1図より多く、三次元の製品の場合は6図より多くの図を要求することはできない（第9規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第401節～406節）。

本調査研究の範囲で、上記要件はインドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第5条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則7(5)）。説明が100語を超える場合、追加の料金が課せられる。

インドネシアでは意匠の説明が開示要件に含まれている（意匠法第11条、第18条）。

インドネシアが意匠の説明を国際出願の必須要件とするのであれば、第5条(2)(b)(ii)に基づく宣言による通報を検討する必要があるだろう。

3. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則9で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則10）。締約国官庁は、国

際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

インドネシアの現行制度では見本による意匠の表現認めている（意匠法第 11 条(4)(a)）。

インドネシアが第 11 条(1)(b)に基づく宣言を行わない場合（これはインドネシアが公開繰り延べを認めることになる）、インドネシアが見本を受け入れることになるが、このことは、インドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 1 1 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

インドネシアの法令は、出願が創作者以外の者によって提出される場合、出願人が権利を有することを証明する資料が必要である（意匠法第 11 条(6)）。出願人が創作者ではない場合、出願人は創作者から出願人への譲渡証を添付する必要がある。このため、インドネシアは出願を創作者の名前で提出する要件を通報するか、国内制度を改正するか、について検討する必要があるだろう。

3. 1 2 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

本調査研究の範囲で、インドネシアがジュネーブ改正協定加盟するに際しての特段の問題は発見されなかった。

3. 1 3 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

インドネシアの意匠登録簿はライセンス契約の登録を求めており（意匠法第 36 条）、契約の登録が無い場合、契約は無効とされる可能性がある。しかし、国際登録簿にはライセンス情報の記録はない。インドネシアはライセンス情報の管理をどうするか、又はライセンスに関する規定を改正するか、を検討する必要があるだろう。

3. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

インドネシアの法令では、保護の存続期間は出願日から 10 年である（意匠法第 5 条）ため、改正により少なくとも存続期間を延長する必要があるだろう。

3. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

インドネシアの法令では第三者の異議申立により審査が行われると規定しているが、本調査研究によれば、運用として、第三者の異議申立が無くても、DGIPR は審査を実施している。出願に関する費用は、出願時に 600,000 ルピア、登録時に 100,000 ルピアを支払うこととなっている（料金表）。更新制及びそれに沿った料金システムの適用について検討する必要があるだろう。インドネシアが個別指定手数料の宣言を行う場合、インドネシアは運用で実施している職権による実体審査に合致するように法改正を検討する必要があるだろう。

3. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

インドネシアは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、について

検討する必要があるだろう。

3. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第4条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第4条(1)(b)）。

官庁が、第4条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第4条(4)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

4. マレーシア

4. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

マレーシアの法令は、同一分類に属する複数の意匠が一件の出願を構成することを認めており（意匠法第 15 条）、ジュネーブ改正協定と同様である。同一出願内の意匠間で創作者が異なる場合や、同一出願のうち一部の意匠に拒絶理由が存在する場合の取り扱い、出願様式、記録するデータベースの構造の点で問題がなければ、マレーシアのジュネーブ改正協定加盟に際しての障壁とはならないものと思料する。

4. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

マレーシアでは公開を繰り延べる制度が無いので本制度を導入するべく制度を改正するか、適用除外の宣言を行うかを検討する必要があるだろう。

4. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

MyIPO からのアンケート調査及びヒアリング調査の回答によれば、マレーシアでは、法令に規定はないが、運用として方式審査の後に全件に対する先行意匠調査とともに新規性の審査が行われている。しかし、その先行意匠調査の範囲は、基本的にマレーシア国内の登録意匠の範囲であることから、マレー

シアが第1条(xvii)に基づく実体審査国と認められ、共通規則18(1)(b)に基づく拒絶通報期間の延長を宣言する根拠とできるか国際事務局と議論する必要がある可能性がある。

4. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない(1. 3参照)。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる(第10条)。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記4. 3の状況を考慮し、国際登録の秘密の写しの受理を希望することについて、国際登録前に実体審査のための十分な期間を確保するために、国際事務局に通報するか、検討する必要があるだろう。

4. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有する(第14条(1))。

マレーシアには新規性喪失の例外が意匠法第12条に規定されている。国内出願に要求される手続を国際出願に対してどのように適用するか、その手続について検討する必要があるだろう。

4. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる(共通規則9(2)(b)、実施細則第403節)。

マレーシアでは、物品の特定の部分にのみ保護が適用される場合、保護を求めない部分を点線で表示することが認められている(意匠出願ガイドライン3.0(g))。したがって、点線又は破線の使用はマレーシアがジュネーブ改正協定に加盟する際の障害とはならないものと思われるが、法令又は規則に規定することについても検討の余地があるだろう。

4. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が 2012 年 1 月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第 407 節）。

マレーシアでは関連意匠制度に類似した制度がある（意匠法第 23 条）。この条項に基づいて登録された意匠の登録期間は本意匠の登録期間又は更新期間を超えることはできない。この制度の国際出願への適用、及び国際出願同士の場合、国際出願と国内出願の場合への適用について検討する必要があるだろう。

4. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は 1 図より多く、三次元の製品の場合は 6 図より多くの図を要求することはできない（第 9 規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第 401 節～406 節）。

マレーシアの現行制度では、ジュネーブ改正協定と、写真又は図面の大きさに対する要求が異なっており（意匠出願ガイドライン 3.0）、上記の要求とジュネーブ改正協定との関係について検討する必要があるだろう。

4. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第 5 条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則 7(5)）。説明が 100 語を超える場合、追加の料金が課せられる。

マレーシアでは意匠の説明が開示要件に含まれていない（意匠規則）ことから、当該要件がジュネーブ改正協定に加盟する際の障壁とはならないものと思われる。

4. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則 9 で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則 10）。締約国官庁は、国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

マレーシアには見本に関する規定があり（意匠規則 10(3)）、登録官は見本を図面又は写真と代替することを要求できるとされている（意匠規則 10(4)）。見本のサイズは各辺 20cm の立方体以内とされている。マレーシアが第 11 条(1)(b) に基づく宣言を行わない場合（これはマレーシアが意匠の公開の繰り延べを規定することになる）、マレーシアは見本を受け入れる必要があるが、見本のサイズに関する要件を見直す必要がある。また、マレーシアは、見本を図面や写真による表現と代替することを要求することを見直すことについて検討する必要があるだろう。

4. 1 1 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

マレーシアは、出願人と創作者が同一の場合はそのような陳述書、異なる場合は出願人の権利を正当化する陳述書の提出を求めている（意匠規則 5(3)）。この点について、マレーシアは、出願は創作者の名前で提出されなければならないという要件を通報するか、又は国内制度の要求を改正するか、について検討する必要があるだろう。

4. 1 2 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

マレーシアの方式審査項目と国際事務局の方式審査の内容を調整することが考えられるが、本調査研究で確認した範囲で、マレーシアのジュネーブ改正協定に加盟する際の、特段の課題は発見されなかった。

4. 1 3 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

マレーシアではライセンス契約は登録簿に記録することになっており（意匠法第 30 条）、これに記録されないライセンス契約は効力を認められない。しかし、国際登録簿はライセンス情報をもたないため、ライセンス契約の情報をどのように取り込み登録簿に記録するか、又はライセンスに関する規定を見直すか、検討する必要があるだろう。

4. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

マレーシアの法令では、登録された意匠は 5 年間有効であり、5 年ごとに 2 回に亘る更新が可能である（意匠法第 25 条）ので、ジュネーブ改正協定と一致している。

4. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

マレーシアでは、書面での出願であれば 500 リンギット (MYR)、電子出願の場合は 480MYR、及び図面あたり 200MYR の公告料が必要で、登録料は求めておらず、別途更新料が定められている。上記 4. 3 で述べたとおり、実体審査国と判断されるかが明確ではないが、方式審査国であればレベル 1、実体審査国と判断されれば上記に従いレベル 2 又は 3 を選択すること及び個別指定手数料について検討する必要があるだろう。

4. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

マレーシアは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必要があるだろう。

4. 1 7 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第 4 条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第 4 条(1)(b)）。

官庁が、第 4 条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第 4 条(4)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

5. シンガポール

シンガポールは既にハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟国であり、その制度は既にハーグ協定のジュネーブ改正協定と調和している。

6. フィリピン

6. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

フィリピンでも同様の制度を採用している（IP 法第 115 条）が、「同一の中分類（サブクラス）に属する」ことを条件としているため、認める分類の範囲を拡張することを検討する必要がある。

6. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

IPOPHL のアンケート調査の回答によると、法令等に規定はないが、運用により、出願人の希望する公開日を出願申請書に記載することにより公開日を指定できる制度があり、指定できる日付にも制限は無い。このため、例えば出願日の 30 カ月後を公開日として指定することも可能である。国際出願における公開繰り延べのため、現在の法令に特定の条項を追加するか、また、IPOPHL への出願をどのように扱うか、検討する必要があるだろう。

6. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

フィリピンでは実体審査を行っていないが（規則 1505）、公開された意匠出願に対し、公開から 30 日の間、異議申立を受け付けている（規則 1701）。フィリピンが上記共通規則 18(1)(b)に基づく宣言を行う意思がある場合、IPOPHL

が権利の付与について第三者からの異議申立を受け付ける期間を法により規定している官庁として認められるかどうか、国際事務局との議論が必要であろう。どちらの場合でも、IPOP HL は、国際事務局が行う方式審査以外の要件について、6 カ月又は 12 カ月の審査期間の間に完了できるか、確認することが必要であろう。

6. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない（1. 3 参照）。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる（第 10 条）。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 6. 3 で述べたように、フィリピンでは実体審査は行われぬ（規則 1505）。制度を改正して実体審査を適用しない限り、又は国際事務局から国際登録を受理してから登録までの過程に 6 カ月以上を要しない限り、秘密の写しの受理を希望する必要性は低いものと思われる。

6. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果をもつ（第 14 条 (1)）。

フィリピンには新規性喪失の例外規定（規則 1503）があることから、国内出願に対する手続をどのように国際出願に対応させるか、検討する必要があるだろう。

6. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる（共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節）。

フィリピンでは、権利を求めない周囲の構造を図面にあらわす場合、破線で示すことが規定されている（規則 1514.2）。このため、点線又は破線の使用は、

フィリピンがジュネーブ改正協定に加盟する際の障壁とはならないものと思われる。

6. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が2012年1月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第407節）。

現行のフィリピンの法令・規則には関連意匠制度がないが、この規定は関連意匠制度を有する締約国にのみ影響するものであるので、フィリピンがジュネーブ改正協定に加盟する際の障害とはならないものと思われる。

6. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は1図より多く、三次元の製品の場合は6図より多くの図を要求することはできない（第9規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第401節～406節）。

上記要件は、フィリピンの現行制度（規則1514）の範囲内であるので、フィリピンがジュネーブ改正協定に加盟する際の障害とはならないものと思われる。

6. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第5条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則7(5)）。説明が100語を超える場合、追加の料金が課せられる。

フィリピンでは意匠の説明及び請求の範囲が開示要件に含まれている（規則1510）。フィリピンが意匠の説明及び／又は請求の範囲を国際出願の必須の要件とする場合、第5条(2)(b)に基づき、宣言することにより通報する必要があるだろう。

6. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則9で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則10）。締約国官庁は、国

際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

フィリピンでは図面又は写真による意匠の表現物の提出が必須であり、物品の見本は付属物としてのみ受領されると規定されている（IP 法第 114 条）ことから、フィリピンが第 11 条(1)(b)に基づく宣言を行わない場合（これによりフィリピンが意匠の公開の繰り延べを規定することになる）、フィリピンは見本を受け付けることが必要になる。そのため、フィリピンは見本を受け付けるか又は国際登録の写しの受理を希望することを通報するかどうか、を検討する必要があるだろう。

6. 1 1 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

フィリピンでは出願時には譲渡証明書の提出は求められてはいないが、出願人が創作者でない場合、意匠の権限を示す陳述を求めている（規則 1510）。そのため、フィリピンは第 5 条(2)(b)(i)に基づく宣言（出願に関する必須要件：意匠の創作者の同一性）を行い、出願が創作者の名前で提出されなければならない要件を通報するか、国内制度の要件を改正することを検討する必要があるだろう。

6. 1 2 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

ジュネーブ改正協定の方式審査で確認される事項とフィリピンの法令での確認事項の差を確認し、必要に応じて調整を要する可能性はあるが、本調査研究を通じて、ジュネーブ改正協定の方式審査をフィリピンの法令に適用することに特段の課題は発見されなかった。

6. 1 3 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

フィリピンの現行制度ではライセンス情報や質権情報を記録しなければならない規定は見られなかった。しかし、アンケート調査の回答では現在ライセンス情報等を記録するデータベースを有しているとされ、同データベースに記録

する情報をどのように入手するか検討する必要があるだろう。

6. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

フィリピンでの存続期間は、出願から 5 年であり、5 年ごとに 2 回更新して最大 15 年であるから（IP 法第 118 条）、ジュネーブ改正協定に適合している。

6. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

フィリピンでは実体審査を行っていない（規則 1505）。フィリピンが実体審査を行わない限り指定手数料はレベル 1 となる。また、5 年毎の更新制を採っており（IP 法第 118 条）フィリピンのジュネーブ改正協定に加盟する際の特段の課題はないものと思われる。

6. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

フィリピンは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必

要があるだろう。

6. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第4条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第4条(1)(b)）。

官庁が、第4条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第4条(4)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

7. ラオス

ラオスからのアンケート調査の回答によると知的財産法（2008年施行）は改正され、現在は知的財産に関する法律 2011 が適用され、また、他の法令、意匠に関する知的財産法の実施についての大臣決定第 0755/MOST が追加されているとの情報であった。しかし、これらの法令は WIPO LEX 上でも公開されておらず、またその原文も入手することができなかった。したがって、以下は改正前の法令を基にした、ラオスがジュネーブ改正協定に加盟する際の課題について検討した項目である。

7. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

ラオスにも同様の制度があり（規則第 20 条）、複数意匠を一の出願で行うことが可能である。しかし、個々の意匠ごとに出願書類のコピーを提出することを求めており（規則第 21 条）、国際出願への対応を検討する必要があるだろう。

7. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを提供している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

ラオスでは出願日又は優先日から 12 カ月までの公開繰り延べを認めている（規則第 20 条）。そのため、第 11 条(1)(a)の下で繰り延べ期間が 30 カ月より短いことを宣言するか、繰り延べを可能とする期間をハーグ協定に合わせて延長するかを検討する必要があるだろう。

7. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、

この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。(第 12 条、第 18 規則)

ラオスでは先行意匠調査とともに実体審査を行っており(知的財産法第 40 条)、アンケート調査に対する回答で、審査に要する平均期間が 6 カ月とのものであった。最近の DISM に対する意匠出願件数が年間約 20 件と少ない状況であるが、ラオスがジュネーブ改正協定に加盟すると、出願の容易さから出願数の増加が予想される。そのため、本宣言により拒絶通報期間を 12 カ月とすること、また実体審査の効率を改善して上記期間内に実体審査が完了できるようにすることを検討する必要があるだろう。

7. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない(1. 3 参照)。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる(第 10 条)。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 7. 3 で述べた状況の下、国際公開前に、実体審査に充てられる時間を確保するために、国際登録の秘密の写しの受理を希望する旨の通報をするべきか、検討する必要があるだろう。

7. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果をもつ(第 14 条(1))。

ラオスの法令には新規性喪失の例外に関する規定は見られなかったが、同国がパリ条約の加盟国であることを鑑みると、少なくとも同条約の範囲で新規性喪失の例外があると認められ、国際出願に対しても同様の扱いができるよう、適用条件等を検討する必要があるだろう。

7. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はな

いが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる(共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節)。

ラオスの知的財産法(2008 年施行)には部分意匠制度に関する規定は見られないが、アンケート調査では部分意匠制度があるとの回答があった。しかし、部分意匠を線の種類を使い分けるかとの問いには規定なしとの回答であった。点線又は破線の使用を法令又は規則として提供することを検討する必要があるだろう。

7. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が 2012 年 1 月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった(実施細則第 407 節)。

ラオスの法令には明記されていないが、アンケート調査の回答では関連意匠制度があるとのことであった。もし存在するならば、国際出願同士又は国内に出願された意匠との関連をどのように扱うか、検討する必要があるだろう。もし存在しないならば、この項目に関して、ラオスがジュネーブ改正協定に加盟する際に、特段の課題はない。

7. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は 1 図より多く、三次元の製品の場合は 6 図より多くの図を要求することはできない(第 9 規則)。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている(実施細則第 401 節～406 節)。

ラオスの法令・規則には図面の要件等は明記されておらず、ラオスのジュネーブ改正協定に加盟する際の特段の課題は発見されなかった。

7. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある(第 5 条(2)(b)(ii)、(iii))。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる(共通規則 7(5))。説明が 100 語を超える場合、追加の料金が課せられる。

ラオスの法令・規則には意匠出願書類に意匠の説明又は請求の範囲を要件と

するか否かの明確な規定は見られず、ラオスのジュネーブ改正協定加盟する際の特段の課題は発見されなかった。

7. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定のみに関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則 9 で参照される意匠の複製物の添付の替りに、意匠の見本を添付してもよい（共通規則 10）。締約国官庁は国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

ラオスからのアンケート回答によると、現在のラオスの意匠制度では見本による意匠の表現を認めていないとなっているが、法令・規則では認められる（知的財産法第 31 条）。公開繰り延べの要求を伴う見本を含む国際出願（7. 2 参照）の取り扱いを検討する必要がある。ラオスが第 11 条(1)(b)の宣言を行わない場合（それは公開の繰り延べを規定することを意味するが）、ラオスは見本を受け入れる必要がある。そのため、ラオスは見本を受け入れるか、そして官庁が国際登録の写しの受理を希望することを通報するかどうか、を検討する必要があるだろう。

7. 11 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

ラオスの法令・規則には出願時の譲渡証明書を必要とする規定は見られないが、出願人が創作者でない場合、出願書類に委任状を添えることを求めている（規則第 20 条）。ジュネーブ改正協定では国際出願は委任状を要求していない。ラオスは委任状の要求を検討する必要があるだろう。

7. 12 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

ラオスの法令・規則には方式審査の詳細に関する規定は見られず、本調査においてこの課題を検討することはできなかった。

7. 13 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

ラオスの法令・規則には登録簿の詳細に関する規定はみられなかったが、アンケート調査への回答では現在ライセンス情報等を記録するデータベースを有しているとの回答があった。データベースのための情報をどのように入手するかについて検討する必要があるだろう。

7. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

ラオスでの存続期間は 15 年で、5 年ごとの更新となっており（知的財産法第 48 条）、ジュネーブ改正協定に一致している。

7. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

ラオスの法令ではラオス知財庁（DIMS : Department of Industrial Property, Standardisation and Metrology）は職権による新規性を含む実体審査を実施している。出願料は 600,000LAK で、最初の 5 年間の維持費を含み、更新手数料も 5 年ごとに課される制度となっている。ラオスは実体審査国なので、個別指定手数料を宣言するかを検討するとともに、ジュネーブ改正協定で示される更新手数料の構成を検討する必要があるだろう。

7. 1 6 出願人による自身の締約国指定の効果

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、

意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

ラオスは第 14 条(3)の下に宣言による通報を行うか、検討する必要があるだろう。

7. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第 4 条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第 4 条(1)(b)）。

官庁が、第 4 条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第 4 条(4)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

8. ブルネイ

8. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

ブルネイでもジュネーブ改正協定と同様の制度を設けており、調査の範囲でブルネイのジュネーブ改正協定に加盟する際の、特段の課題は発見されなかった。

8. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

ブルネイでは出願日又は優先日から 12 カ月まで公告を繰り延べることができる（緊急（意匠）令第 26 条）。そのため、ブルネイは第 11 条(1)(a)に基づく宣言により公開繰り延べ期間が 30 カ月未満であることを通報するか、又はジュネーブ改正協定に適合して延長するかを検討する必要があるだろう。

8. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

ブルネイでは実体審査を行っておらず（緊急（意匠）令第 26 条）、また、アンケート調査の回答によると最近の審査にかかる期間は短期間である。このことから、本事項について、調査の範囲で特段の問題は発見されなかった。しかし、ブルネイがジュネーブ改正協定に加盟すると、出願がさらに容易になって、出願数が急増することも考えられるので、その場合、対策を講じる必要が生じ

る可能性もあるだろう。

8. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない（1. 3 参照）。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる（第 10 条）。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 8. 3 で述べたように、最近のブルネイの審査期間が比較的短期間であることから、秘密の写しの受理を宣言する必要性は低いものと思われる。

8. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有する（第 14 条 (1)）。

ブルネイでは公認国際博覧会での開示について博覧会の開会から 6 カ月以内の出願、及び善意に反する所有権者以外の者による開示については開示から 12 カ月以内の出願に対して新規性喪失の例外を認めている（緊急（意匠）令第 12 条）。

公認国際博覧会での開示については国際出願様式に記載欄があり問題ないが、善意に反する所有権者以外の者による開示については記載する欄がないため、所有権者以外の者による開示に関する情報をどのようにして入手し、国内出願と同等の扱いとするか、検討する必要があるだろう。

8. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる（共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節）。

ブルネイの法令には部分意匠制度がなく、保護を求めない部分を点線又は破線で表示することを認める条項も無い（審査基準は提供されていない）。そのため、このような出願にどのように対応するか、検討する必要があるだろう。

8. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が 2012 年 1 月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第 407 節）。

ブルネイでは関連意匠制度といくつかの共通点を持つ条項がある（緊急（意匠）令第 14 条）。この条項の下に登録された意匠は本意匠の存続期間を超えることはできない。この制度をどのように国際出願に適用するか、国際出願同士又は国際出願と国内のみに出願された意匠との関連をどのように扱うか、検討する必要があるだろう。

8. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は 1 図より多く、三次元の製品の場合は 6 図より多くの図を要求することはできない（第 9 規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第 401 節～406 節）。

本調査研究の範囲では、ブルネイの図面等の要件（意匠規則第 7 条）はジュネーブ改正協定と同様であり、特段の課題は発見されなかった。

8. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第 5 条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則 7(5)）。説明が 100 語を超える場合、追加の料金が課せられる。

ブルネイでは出願書類への添付書類として「物品を特定する陳述」が求められている（意匠規則 6）が、本項の宣言により得られる意匠の簡潔な説明で代替・対応できるか検討する必要があるだろう。

また、現在添付書類としてさらに求められる「新規性の陳述」について（緊急（意匠）令第 15 条）、国際意匠出願の場合どのように扱うか対応を検討する必要があるだろう。

8. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則 9 で参照される意匠の複製物の添付に代

えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則 10）。締約国官庁は、国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

ブルネイの法令では見本による意匠の表現を認めていない(意匠規則 7)ため、ブルネイが第 11 条(1)(b)に基づく宣言を行わない場合（これはブルネイが公開繰り延べ制度を規定することになる）、ブルネイは見本を受け付ける必要があることになる。そのため、ブルネイは見本を受け付けるか、又は国際登録の写しの受理を希望することを通報するかどうか、を検討する必要があるだろう。

8. 1 1 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

ブルネイの法令では出願人が創作者と異なる場合、出願人の意匠に関する権利を説明する陳述が必要である（意匠規則 6）ので、この陳述が国際出願の譲渡証で代替できるかを検討する必要があるだろう。この点に関して、ブルネイは出願が創作者の名前でなされなければならないことの要求を通報するか、国内の制度の要求を改正するか、検討する必要があるだろう。

8. 1 2 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

本調査研究を通じて、ジュネーブ改正協定をブルネイの法令に適用することに関して、特段の課題は発見されなかった。

8. 1 3 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

ブルネイの法令では登録簿にライセンス情報、抵当などの意匠取引情報を記録することになっている（緊急（意匠）令第 34 条、意匠規則 25）。しかし、国際登録簿にはライセンスに関する情報はない。ブルネイはライセンス情報をどのように管理するか、又はライセンスに関する規定を改正するか、検討する必要があるだろう。

8. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

ブルネイの法令では登録の存続期間は出願日から 5 年とし、5 年ずつ 2 回の延長が認められており（緊急（意匠）令第 29 条）、ジュネーブ改正協定に適合している。

8. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

ブルネイでは実体審査は実施されない（緊急（意匠）令第 26 条）。ブルネイが実体審査を実施しない限り、指定手数料としてレベル 1 が適用される。5 年ごとの更新制となっており（緊急（意匠）令第 29 条）、調査の範囲で特段の課題は発見されなかった。

8. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

ブルネイは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必要があるだろう。

8. 1 7 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第4条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第4条(1)(b)）。

官庁が、第4条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第4条(4)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

9. カンボジア

9. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

カンボジアの法律にもジュネーブ改正協定と同様の制度がある（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 97 条）。したがって、カンボジアがジュネーブ改正協定に加盟するために、この項目に関する特段の課題は、調査の範囲において発見されなかった。

9. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

カンボジアの法律では、出願日又は優先日から 12 カ月までの公開繰り延べを認めている（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 98 条）。したがって、第 11 条(1)(a)に基づいて、ジュネーブ改正協定に適合する 30 ヶ月以内の範囲で繰り延べ期間を延長するか、現状が 30 ヶ月以内であることを通報することを宣言するか、について検討する必要があるだろう。

9. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

新規性についての実体審査は、カンボジアでは行われていない（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 103 条）。質問に対する回答によると、現在、方式審査に平均約 6 ヶ月を要している。しかし、カンボジアがジュネーブ改正協

定に加盟すれば、出願をする利便性が向上するため、出願件数が増加する可能性がある。このことを考慮すると、カンボジア特許庁（DIP）は、国際事務局による方式審査を含めて 6 ヶ月以内に自国の方式審査を完了できるか否かをチェックする必要があるだろう。

9. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない（1. 3 参照）。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる（第 10 条）。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 9. 3 で言及したように、新規性についての実体審査は、カンボジアでは行われていないが、現在、方式審査に平均 6 ヶ月を要している。カンボジア特許庁(DIP)における方式審査の効率が向上することを考慮すると、国際事務局における国際登録の秘密の資料の写しを受領する希望を通報するかどうかについて、検討する必要があるだろう。

9. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有する（第 14 条(1)）。

カンボジアでは特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 92 条に「新規性喪失の例外」に関する規定がある。国内出願に対して要求される手続をどのように国際出願に適用するかについて、手続のレビューをして検討する必要があるだろう。

9. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる（共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節）。

カンボジアの特許・実用新案・工業意匠に関する法律には物品の部分を意匠

として認める制度に関する規定はない。しかし、出願の願書に「一定の開示を考慮しないよう求める陳述書」を添付することを認めており（意匠登録願書様式1号、No.8の項目4）、質問に対する特許庁(DIP)からの回答によると、それは、物品の部分在意匠として認めるためのディスクレマー（disclaimer）として機能している。したがって、ジュネーブ改正協定に適合させるために、どのようにこの陳述書を修正するかについて検討する必要があるだろう。

9. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が2012年1月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第407節）。

カンボジアの現在の法律は、関連意匠制度を有していない。ジュネーブ改正協定は、関連意匠制度を有する国にのみ影響するので、この項目に関して、カンボジアがジュネーブ改正協定に加盟するために検討する課題はない。

9. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は1図より多く、三次元の製品の場合は6図より多くの図を要求することはできない（第9規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第401節～406節）。

これまでの調査に関する限り、カンボジアには意匠の表現に関する要件についての詳細な情報はほとんどない。したがって、上記の要件について、ジュネーブ改正協定に関する特段の課題は発見されなかった。

9. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第5条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則7(5)）。説明が100語を超える場合、追加の料金が課せられる。

カンボジアの法令は、意匠の説明や請求の範囲を要求していないので（工業意匠規則）、これまでの調査に関する限り、ジュネーブ改正協定に加盟する際の特段の課題は発見されなかった。

9. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則 9 で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則 10）。締約国官庁は、国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

カンボジアの法令は、意匠が二次元の場合、工業意匠出願の表現として見本を許容している（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 95 条）。したがって、9. 2 における公開繰り延べ制度を維持又は拡張する場合、ジュネーブ改正協定に適合した見本のサイズをどのようにするかなど、見本に対する要件を検討する必要があるだろう。

9. 11 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

カンボジアの法令は、出願は工業意匠の創作者の氏名で提出することを求めている。もし、出願人が創作者でない場合、出願人は創作者から出願人への譲渡証書を添付しなければならない（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 96 条）。したがって、カンボジアにおいては、国内の法制度の要件を変更するか、出願が創作者の氏名で提出されるべきことを通報することを検討する必要があるだろう。

9. 12 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

これまでの調査に関する限り、ジュネーブ改正協定の方式審査をカンボジアの制度に適用することに特段の課題は発見されなかった。

9. 13 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

カンボジアの法令は、ライセンス契約の情報は意匠登録簿に記録することを求めている（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 115 条及び第 118 条）。しかし、国際登録簿は、ライセンスに関する情報を有していない。したがって、

カンボジアにおいては、ライセンス情報を取り扱う方法について検討するか、ライセンスに関する規定を改正することについて検討する必要があるだろう。

9. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

カンボジアの法令は、最初の登録の存続期間を出願日から 5 年として、さらに 5 年ずつ 2 回の延長を認めている（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 109 条）。これは、ジュネーブ改正協定に適合するものである。

9. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

カンボジアにおいては、実体審査は行われていないので（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 103 条）、指定手数料として指定手数料レベル 1 が適用される。5 年ごとの登録の更新が規定されているので（特許・実用新案・工業意匠に関する法律第 109 条）、これまでの調査の範囲では、特段の課題は発見されなかった。

9. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、

異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

カンボジアは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必要があるだろう。

9. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第 4 条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第 4 条(1)(b)）。

官庁が、第 4 条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについて、ユーザーの利便性等を考慮し、いずれを選択するか検討する必要があるだろう。

10. ミャンマー

現在、ミャンマーには意匠登録制度がないため、ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟に向けては、法制度の整備について検討する必要があるだろう。

資料編

目次	
各国意匠制度概括表・アンケート調査結果	1
ヒアリング調査結果	18
ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟に向けた ASEAN 諸国の課題	
英語訳	28
タイ	91
ベトナム	97
インドネシア	103
マレーシア	110
ラオス	117
ブルネイ	123
カンボジア	131
ミャンマー	137

各国意匠制度概括表・アンケート調査結果-1

国名/機関略称		タイ DIP	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
1. 回答者の属性											
	役職	Director of Design Office	Director, Industrial Design Division	Deputy Director	Assistant Director Administration Head of Industrial Design	Director	Intellectual Property Specialist V	Assitant Patent Examiner	Deputy Registrar & Head of Patents	Chief of Design Office	Assistant Director IP Section Ministry of Science and Technology
2. 法令等基礎情報											
	(1) 法律	Patent Act B.E. 2522 (1979) As Amended by the Patent Act (No. 2) B.E. 2535 (1992) and the Patent Act (No. 3) B.E. 2542 (1999)	Law on Intellectual Property (No. 50/2005/QH11) amended by Law No. 36/2009/Qh12 on June 19, 2009	LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NUMBER 31 YEAR 2000 REGARDING INDUSTRIAL DESIGNS	Industrial Designs Act 552 1996 amended by Act A1140 INDUSTRIAL DESIGNS (AMENDMENT) ACT 2002	REGISTERED DESIGNS ACT (CHAPTER 266) (Original Enactment: Act 25 of 2000)	Intellectual Property Code of the Philippines (Republic Act No. 8293)	Law on Intellectual Property 2011 (特許庁資料から改定があったと思われる)	Emergency (Industrial Designs) Order, 1999	Law on Patents, Utility Models and Industrial Designs (2003)	Dear Koji SHIBUYA, In Myanmar, we have many procedures and many steps to get permission for replying foreign countries. If you have time to wait for our design registration system, I will send to you our registration system. Best Regards, Kyi Pyar
	(2) 政省令	Ministerial Regulations No. 21 - 27 of 1999 (B.E. 2542) Issued under the Patent Act B.E. 2522 As Amend by the Act (No.2) B.E. 2535 (1992) and the Paten Act (No.3) B.E. 2542 (1999)	- Decree No. 103/2006/ND-CP - Decree No. 122/2010/ND-CP - Decree No. 105/2006/ND-CP - Decree No. 119/2010/ND-CP - Circular No. 01/2007/TT-BKHON - Circular No. 01/2008/TT-BKHON 欄外に詳細を記載した *)	Government Regulation No. 1 of 2005 regarding the Implementation of Law No. 31 of 2000 regarding Industrial Design. State Gazette of 2005. No. 1.	- Industrial Designs Regulations 1999 - Industrial Designs (Amendment) Regulations 2012	- No. S 556 REGISTERED DESIGNS (AMENDMENT) RULES 2005 - No. S 587 Registered Designs (Amendment) Rules 2011 - No. S 177 REGISTERED DESIGNS (INTERNATIONAL REGISTRATION) RULES 2005 - PRACTICE DIRECTION NO. 2 OF 2005 REPRESENTATIONS OF DESIGNS - Copyright Act Chapter 63 Division 10	- THE REVISED IMPLEMENTING RULES AND REGULATIONS FOR PATENTS, UTILITY MODELS AND INDUSTRIAL DESIGNS April 20, 2011 - RULES & REGULATIONS ON ADMINISTRATIVE COMPLAINTS FOR VIOLATION OF LAW INVOLVING INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS December 6, 2010 - REGULATIONS ON INTER PARTES PROCEEDINGS (Petitions for Cancellations of a Mark, Patent, Utility Model, Industrial Design,	- Regulation No. 322/STEA-PMO on the Implementation of Decree on Patent, Petty Patent and Industrial Designs - Decree No. 01/PM of Prime Minister on Patent, Petty Patent and Industrial Designs 追加 - Ministerial Decision No. 0755/MOST on the Implementation of IP Law regarding Industrial Designs	Industrial Designs Rules, 2000	なし	
	(3) 職員向け基準・ガイドライン等	Guideline for Design Registration, 2011.	2009年12月8日発効の審査基準「工業意匠登録願審査規制(知的財産所有局局長の2009年12月8日付けの2381/QD-SHTT号決定に付けて公布す	Manual for Examination	N/A	出願の運用処理に関するマニュアルがコンピュータシステムで提供されている	審査官向けマニュアルは準備中であり、未完成	意匠審査マニュアル(特許庁資料に無い)	(Internal manual for staff)	N/A	
	(4) 出願人向けガイドライン・願書記載案内等	Guideline for Design Registration, 2011.	NOIPウェブサイトに出願人向け願書記載情報を掲載している。	一般向けの公開できるガイドラインはない	- Industrial Design System in Malaysia - Guidelines to fill ID FORM1	IPOSウェブサイトによる電子出願様式のガイドが提供されている。	一般向け出願様式記入ガイドが提供されている。	なし	Industrial Designs Leaflet - What is an Industrial Design? Industrial Designs' Guide for Applicants	N/A	
3. 意匠審査											
Q1 貴国の意匠登録制度において、意匠権の発生と公表の関係は、以下のどれに近いですか。複数該当するものがある場合は、貴国の最も基本的な手続に基づいてご回答ください。	意匠権の有無に関わらず、出願から一定期間(月)が経った段階で公表される	意匠出願は、正しければ(意匠の明確性など、問題なければ) oppositionのために90日間公開され、oppositionが終了してから実体審査が行われ、登録が判断される。	意匠権の有無に関わらず、意匠は出願の受理から2ヶ月で公開され、(7ヶ月以内に実体審査を行い)、登録日から2ヶ月で公報に掲載される。	✓ 3月	✓ 0.5月						
	意匠権の設定前に一旦公表し、異議申立の受付等のための一定期間(月)経過後に意匠権が発生	意匠権の設定を公表と同時に又は公表以前に行い、公表された時点で意匠権は既に発生	早期審査は受け付けられ、早期審査の結果、早期公開される 早期公開だけの求めは受け付けられない		✓ 6月			✓ 1月			
Q2 貴国において、公表に関する以下のような制度はありますか。	出願人の手続等により、登録前を含め早期に意匠を公開する制度	✓	✓								
	出願人の手続等により、登録や公開の時期を一定期間(月)遅らせる手続	✓(任意、出願人が出願時に公開希望日を記入する)		✓(12月)			✓(任意、出願人が出願時に公開希望日を記入する)	✓(12月)	✓(12月)	✓(12月)	✓(最大12月)アンケートではN/Aとされていたが、法98条に規定がある
Q3 出願の意匠を分類するために、どのような分類を用いていますか。複数用いている場合は全てご記載ください。	ロカルノ国際意匠分類 (第 版) 独自分類(名称) 分類数()	ロカルノ分類 (不明)	ロカルノ分類 (Ver.8)	ロカルノ分類 (Ver.9)	ロカルノ分類 (不明)	ロカルノ分類を基礎とした独自分類	ロカルノ分類 (Ver. 9)	ロカルノ分類 (Ver. 8)	ロカルノ分類 (Ver.7)	ロカルノ分類 (不明)	
ロカルノ分類において、登録前→願書等に記載された意匠を過去の意匠と比べ、新規性や創作非容易性等の実体的な登録要件を備えているかの審査をしますか。	意匠分類は特に用いていない										
	する・しない	する	する	する	する	しない	しない	する	しない	しない	
Q5 貴国において以下のような制度はありますか。	登録された意匠について、請求等により権利の有効性を判断する手続要件を満たす意匠に対する出願人等の手続により、審査処理を早くする手続	✓	✓				✓	✓	✓	ない	
	先行意匠の調査において確認された、意匠の登録の可否に直接関わらない先行意匠を参考情報として提供するサービス	✓	✓					✓	✓	ない	
	第三者による、公開された意匠についての先行意匠等の情報を受け付けるサービス	✓	✓					✓	✓		
	一定期間内の自ら公開した意匠について、新規性等の拒絶理由とはしない制度	✓(12月のグレースピリオド)	✓(6月のグレースピリオド)	✓(6月のグレースピリオド)	✓(6月のグレースピリオド)	✓(6月のグレースピリオド)	✓(6月のグレースピリオド)	✓(6月のグレースピリオド)	✓(12月又は6月のグレースピリオド)	✓(12月のグレースピリオド)	

(1) 審査の人的体制 Q8 意匠登録制度に関し、以下の業務に関わる人数をお答えください。	(1) 願書の記載等が手続要件に合致しているかどうかの審査の担当()名	4名	2名	3名	4名	公開されない	5名	3名	1名	3名	
	(2) 意匠分類を付与、管理するための担当()名	4名	2名	10名(兼任無)	-		5名	3名	1名	1名	
(2) 先行意匠調査の体制 Q7-1 貴国において、職権での先行意匠調査を行っていますか。	(3) 新規性、独創性等の実体的要件の審査の担当()名	4名	2名	12名(兼任無)	5名	N/A	N/A	2名	N/A	1名	3名
	うち、(1)と兼任する者()名	7名(兼任無)	3名	12名(兼任無)	5名		1名	1名	1名	1名	1名
Q7-2 貴国における、職権での先行意匠調査の対象案件はどのようなものになっていますか。	審査、審判等のいずれかの段階で行っている → Q7-2~7にもお答えください	✓	✓	✓	✓	N/A	IPOPHLは実体審査を行わない。登録性調査は要求に基づいて実施する。	✓	✓	✓	✓(時々実施する)法には明記されていない
	審査、審判等のいずれでも行っていない → Q8にお答えください										
Q7-3 貴国における、職権での先行意匠調査において、どのような意匠と比較しますか。	対象: () 全件 () 一部の案件(条件:)	全件	全件	・法令では一部の案件、異議のあった物のみ ・運用で全件対象	・法令では方式審査のみ ・運用で全件	N/A	全件	省令第755 26.2条	N/A		
	規定: () 法令() 運用	Ministerial Regulation No.22 of 1999 (BE.2542)...	省令No. 01/2007/TT-BKHON	意匠法(No.31, 2000年)及び運用	運用		登録後の処理はすべて裁判所で行われる	✓	✓	✓	✓
Q7-4 貴国において、先行意匠調査をどのような体制で行っていますか。	登録後の出願	対象: () 異議申立案件 () 有効性評価書請求案件 () 無効審判請求案件	✓	✓	✓	N/A	✓	✓	✓	✓	✓
	自国内の登録意匠	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
Q7-5 貴国において、先行意匠調査のための専用のシステムを有していますか。	諸外国の登録意匠(国・地域名)	✓ USPTO, AUIPO	✓ 審査官が意匠を見つけたなら何処でも	✓ AU.EU.US		N/A	✓ (国・地域名は無回答)	✓ (いかなる国も)			
	カタログ、雑誌及び書籍	✓	✓	✓			✓	✓			
Q7-6 貴国において、先行意匠調査を実施するために外部の有料データベースと契約していますか。	インターネット上の情報(諸外国の登録意匠の情報を除く)	✓	✓	✓		N/A	✓	✓			
	その他()	(無回答)	✓ 第3者から提出された文献	(無回答)	(無回答)		(無回答)	(無回答)	(無回答)		
Q7-7 先行意匠調査にはどの程度の期間をかけていますか。複数の意匠をまとめて先行意匠調査をしている場合はその件数を、また、この期間内に調査する先行意匠のおおよその数をご記載ください。	意匠審査官()名	7名	11名	12名	5名	N/A	5名	1名	N/A		
	意匠審査官を除く調査のための職員()名	(なし)	なし	なし	なし		0名	0名	1名	N/A	
Q7-8 貴国において、審査官の能力向上のため、どのような人材育成研修を行っていますか。	外部の業者への委託(あり(全件・一部案件)・なし)	なし	なし	なし	なし	N/A	なし	なし			
	もっている	もっている	もっている	もっていない	もっている		もっている	もっていない	もっていない		
Q7-9 先行意匠調査にはどの程度の期間をかけていますか。複数の意匠をまとめて先行意匠調査をしている場合はその件数を、また、この期間内に調査する先行意匠のおおよその数をご記載ください。	契約している()・契約していない	契約していない	契約していない	契約している Design Finder of Orbit Questel	契約していない	N/A	契約していない	契約していない	契約していない		
	() 件の意匠に対し() 程度かけて先行意匠調査をする。この期間内に() 件の意匠の先行意匠を確認する	80件の意匠に対し3ヶ月程度	2-5件の意匠に約2日	(無回答)	3-5件の意匠に約1日		場合による	IPOPHLは実体審査を行わない。登録性調査は要求に基づいて実施する。	1件/2週間	20件	N/A
Q8 貴国において、審査官の能力向上のため、どのような人材育成研修を行っていますか。	(自由記載)	不定期に、庁内研修	検索・審査に関して、しばしば円卓議論により経験をシェアしている。	1)基礎及び上級意匠審査研修 2)知財一般研修及び国内外特定意匠研修	知財一般の検討会	N/A	WIPO, USPTO, JICA, KOICAの開催するセミナー、研修への出席。庁内での特定分野のエキスパートによるセミナー、IP庁主催のエコノミーセミナー、製造会社のプラント訪問など	技術と能力を改善するために審査官に対して庁内及び海外での研修を行う。	審査官はWIPO及びUSPTOによる研修に参加する	N/A	
	国名/機関略称	タイ DIP	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MvIPO		シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP
4. 意匠審査制度											
Q9-1 登録された意匠に対し、権利を無効にするための手続はありますか。	ある・ない、ない場合はQ10へ	ある	ある	ある	ある	ある 登録意匠法では「取消(revocation)」と呼ぶ	ある	ある	ある	ある	
	登録前に審査をした部署						✓	✓	✓	✓	✓
Q9-2 その手続の処理をする機関は以下のどれが最も近いですか。	登録前とは異なる、権利無効の要求に対応するための部署	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	裁判所	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
Q9-3 意匠の登録が拒絶された場合に、出願人がその内容に異議を申し立てる手続はありますか。	他の機関()		科学技術省監察局(The Inspectorate of the Ministry of Science and Technology)					✓	審判部(Board of Appeal)		
	ある・ない、ない場合はQ10-1へ	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	
Q9-4 その手続の処理をする機関は以下のどれが最も近いですか。	登録前に審査をした部署					✓	✓	✓	✓	✓	✓
	登録前とは異なる、権利無効の要求に対応するための部署	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
Q9-5 意匠の登録が拒絶された場合に、出願人がその内容に異議を申し立てる手続はありますか。	裁判所	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	他の機関()	✓	審判部(Board of Patent)	科学技術省監察局(The Inspectorate of the Ministry of Science and Technology)				✓	審判部(Board of Appeal)		

B 保護される意匠											
Q10-1 貴国の意匠登録制度の中で、どのようなデザインを意匠法の保護対象とするかを規定する法令の条文をご記載ください。	(自由記載)	特許法第3章第56,57,58条	知的財産法第63条-67条	意匠法第1条1項、第2条、第4条	意匠法第12条	登録意匠法第2条 登録意匠法第7条 登録意匠規則第12規則	知的財産規則1501条 知的財産規則1502条	知的財産法2011第15条	緊急(意匠)令第2条(1)	特・実・意匠法(2003) (第89,91,93条)	
Q10-2また、上記条文に従い、貴国において、以下のような意匠は保護対象ですか。	GUI(Graphical User Interface) アイコン タイプフェイス ピクトグラム(絵文字) シンボルマーク 模様(物品につけるための模様のみの特許) 椅子、長椅子等、複数の製品を組み合わせた意匠(複数物品のまとまり全体とし)	保護されない 保護されない 保護されない 保護されない 保護されない	保護されない 保護されない 保護されない 保護されない 保護されない	保護されない 保護されない 保護されない 保護されない 保護されない	保護される 保護される 保護される 保護される(商標として) 保護される(著作権として)	保護される 保護される 保護されない 保護されない 保護されない	保護される 保護される 保護されない 保護されない 保護されない	保護される 保護される 保護される 保護される	保護されない 保護されない 保護されない 保護されない 保護されない	保護されない	
Q11-1 貴国の意匠制度において、意匠を示すために以下の表現方法は認められますか。	写真 ()認められる / ()認められない CG ()認められる / ()認められない 3Dデータ(CADデータ) ()認められる / 認められない 動画 ()認められる / ()認められない	認められる 認められない 認められる 認められない	認められる 認められない 認められる 認められない	認められる 認められない 認められる 認められない	認められる 認められない 認められる 認められない	認められる 認められない 認められない 認められない	認められる 認められる 認められる 認められる	認められる 認められる 認められる 認められる	認められる 認められない 認められない 認められない	認められる 認められない 認められない 認められない	
Q11-2 貴国の意匠制度において、意匠登録を受けようとする部分以外の部分について破線で描いたり、色を塗り分けたりすることで、実線で描いた意匠の一部のみの権利を行使することは可能ですか。	可能 ・ 不可能	不可能	不可能	可能	可能	可能(作図上) (ただし、部分意匠としてではなく、パーツとして分離可能な部分である場合)	可能(場合により)	可能	可能	可能	
Q12 貴国の意匠制度で、自動車のバンパーのように取り外しし付け替えたりすることのできる、物品の外観の一部をなす部品について、以下のように意匠登録を受けることは可能ですか。	(可能・不可能)バンパーの形状を現し、部品の意匠として権利化 (可能・不可能)自動車のバンパー以外の部分を破線で描き、バンパーのみを実線で描くことで部分意匠として権利化	可能 不可能	可能 不可能	可能 可能	可能 可能	登録意匠法第2条にあるように、物品は、部品が独立して作られ販売されるならば、部品を含む。この定義に沿う限りにおいて可能である	可能 可能	可能 可能	可能 可能	可能 可能	
Q13 貴国の意匠制度で、プリンターのトナーカートリッジや、携帯電話の電池のように、専ら製品の中に取り付けられる部品について意匠登録を受けることは可能ですか。	流通時の部品全体の形状としてであれば権利化が可能 部品単体で流通したとしても、内装品であれば権利化は認められない 内装されることが明確であれば、物品全体の一部分として権利化が可能	✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓	登録意匠法第2条にあるように、物品は、部品が独立して作られ販売されるならば、部品を含む。この定義に沿う限りにおいて可能である	✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓	✓ ✓ ✓	
Q14-1例えば、手作りの陶器の花瓶のように、一品製作した工芸品について意匠登録を受け、さらに著作物として著作権法で保護されることは可能ですか。	可能・不可能、「不可能」であればQ15へ	可能	可能	可能	可能	著作権として可能(意匠としてではない)	可能	可能	可能	不可能	
Q14-2 その工芸品について著作権と意匠権との関係を調整する規定がありますか(例えば、このとき著作権を有していなければ意匠権を実施できない等)がある場合は、法令名と条文番号をご記載ください。	(自由記載)	なし	なし	著作権法(No.19, 2002年)第12条の説明(工芸品は量産を意図しない工芸品は著作権法にて保護される。)	50個以上は意匠 50個未満は著作権	著作権法第74条	知的財産法第172.1条 著作物の定義があり(h)に「製造物品のための独創的な装飾的下装又は模倣意匠として登録することができないものであるか否かを問わない)及び応用美術のその他の著作物」の記載がある	なし	N/A	N/A	
Q15 貴国において、意匠登録を受けることのできる者について規定がありますか、ある場合は条文番号をご記載ください。	(自由記載)	特許法第10条	知的財産法第86条	意匠法(No.31, 2000年)第6条	意匠法第10条	規定なし	(無回答)	知的財産法2011 第26条	緊急(意匠)令1999 第8条(1)-(5)	N/A	
国名/機関略称		タイ DIP	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
B 保護要件											
(1)新規性											
Q16 貴国において、TRIPS協定第25条第1項にいう「新規性」を保護要件として規定する条文の判断は、デザイナー等の専門家か、一般的なユーザーか等、どのような能力、知識を有する者が行うとされていますか。	(自由記載)	特許法第3条 長官の指示による	規定にはないが、通常の見識を持つ人(当業者) a person having ordinary skill in the art	意匠法には明記されていない、法廷での証明過程での判例による。	審査官が議論して行う	方式審査のみ実施される	一般の使用者	専門家	登録官代理	N/A	
Q17 貴国において、TRIPS協定第25条第1項にいう「独創性」を保護要件として規定する条文の判断は、デザイナー等の専門家か、一般的なユーザーか等、どのような能力、知識を有する者が行うとされていますか。	(自由記載)	否、タイでは新規性のみを要件とする	通常の見識を持つ人(当業者) a person having ordinary skill in the art	創造性(独創性)に関する言及はない	審査官が議論して行う	定義は「独創性」を含んでいない	一般の使用者	専門家	登録官代理	N/A	
Q18 貴国において、「独創性がない」と判断される典型例や審査基準について、ご教示ください。	(自由記載)	N/A	既知の特徴の単なる組み合わせ	N/A	MyIPO意匠DBを参照する	N/A	もし、一般の観察者の視点で先行意匠とわずかの違いしか見いだせない場合(独創性がないと判断すること)	新規であること、すなわち、出願日又は優先日より前に、ラオス又は世界のいずれかで、使用又は展示による公開、又は他の方法により公開されていないこと	出願書類が提出される前にブルネイ又は世界のいずれかで、登録、公開、使用、販売されていない新規なものであること	方式審査のみ実施する	
(3)不登録事由											
Q19 貴国において、公序良俗等に反する意匠を登録しないための規定がありますか、ある場合は条文番号をご記載ください。	(自由記載)	特許法第58条	知的財産法第8条(1)	意匠法第4条	意匠法第13条	登録意匠法第6条	知的財産規則1501(c) 公序、善良、良俗に反する意匠(は登録されない)	知的財産法2011 第22.2条	緊急(意匠)令第11条 (1),(2) ブルネイにおいて公序・良俗に反しないこと	N/A (法93条)	
Q20 貴国において、TRIPS協定第25条第1項にいう「主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠」を保護しないための規定がありますか。ある場合は条文番号をご記載ください。	(自由記載)	Guideline for Design Registration, 2011 意匠審査基準2011	知的財産法第64条(1)	意匠法第1条1項に、意匠とは製品に美的感覚をもたらす目的であると述べられている	意匠法第3条	登録意匠法第2条(b)(i) その物品が果たさなければならない機能に関するのみ特定される場合、登録されない	知的財産規則1501(a) 技術的な結果を得るための機能特徴とする意匠(は登録されない)	知的財産法2011 第22.1条	緊急(意匠)令第2条(1)(a), (1)(b)(i)	N/A (法90条)	
Q21 貴国において、他人の業務に係る物品と混同する意匠を登録しないための規定がありますか。ある場合は条文番号をご記載ください。	(自由記載)	特許法第16条	知的財産法第7条(2)	明示的ではないが、意匠法第4条に(現行法と規則に反するものは認めない、として)盛り込まれている。	意匠法第32条	商標法第8条	ない	知的財産法2011 第56条、 第120.2条	N/A	N/A	

(4)他の出願、権利との関係 Q22 同じ意匠について、異なる日付で出願がなされた場合に、先の意匠出願により後の意匠出願を登録にしない、または無効にする規定がありますか。ある場合は条文番号をご記載ください。	(自由記載)	特許法第16条	知的財産法第90条	基本的に、意匠法第2条(2)にあるように、出願日以前の先行意匠がなければ新規とみなされる。	ない	登録意匠法第27条	知的財産法第119.1条 発明に関する先願主義を意匠にも適用する	知的財産法2011 第28条	登録局は実体審査を行わない	運用として先願主義である(法12条、特許法の準用)	
Q23 同じ意匠について複数の出願が同日になされた場合、全て登録になりますが、それとも、一つのみ登録する等、何らかの調整を行いますか。調整規定がある場合は条文番号をご記載ください。	(自由記載)	特許法第16条	出願人間の話し合いにより、唯一の出願人のみ権利者となる。またまらなかつた場合、全員が拒絶される。	意匠法には明記されていない。意匠保護の基本的概念として唯一の当事者が排他的権利を持つ。インドネシアではこのような事例が起きたことはない。	はい (複数の出願が登録になり保護される)	意匠法は、組物に関するものでない限り、一出願に一意匠の出願を提供している	複数の出願が同じ意匠に対してなされた場合、実施態様として複数の出願を包含している一件のみが登録されるが、別々に提出された場合、個別に登録されるかもしれない (知的財産規則304には特許について「出願日の出願時間が考慮される」とある)	はい もし同じ意匠が同日に出願された場合、すべての出願が登録され保護される	はい	N/Aだが、もしこのようなことが起こった場合、一方の出願のみを受領するか、解決を見なかった場合、拒絶する	
7. 意匠様											
Q24 貴国において、意匠に係る物品の記載の仕方により、権利範囲の判断が変わりますか。	(自由記載)	変わらない	ある状況においては、正	はい。	否、判断は変わらない	ノベルティの状態は、申請者が新規とみなしている意匠の特徴を説明	変わらない	はい(変わります)	はい	(誤回答) 「分からない」	
Q25 貴国において、意匠分類は権利範囲の判断に影響がありますか。	(自由記載)	変わらない	一般には否	はい。	否	分類は行政上のツールとして使用される	変わらない	はい、どの分類も異なる詳細と意匠の範囲を持っているので	はい	(無回答)	
Q26 貴国において、登録された意匠権について、権利の帰属やライセンス情報等を記録するデータベースはありますか。また、そのデータベースにはどのような情報が記録されていますか(例えば、出願番号、出願日、保護される意匠、権利者の情報、権利移転情報、更新の記録等)。	(自由記載)	ある (詳細記載ないが、DIPウェブサイトのリンク(AusPAT)によると全ての書誌事項、移転情報、ライセンス情報、賞権情報、等)	ある (独自IPAS(WIPOとは異なる)の一部)全ての書誌事項、権利者情報、ライセンス情報	ある。 情報は：出願番号、出願日、保護される意匠、権利者、権利移転情報、更新記録、意匠の説明、ライセンス情報、代理人情報、著者情報、権利移転情報、ライセンス情報	ある 出願番号、物品の名称、状態、出願日、更新日、有効期限、公開日、取下げ日、廃止日、図面の数、分類、小分類、関連意匠、優先日・国、新規性の陳述、免責事項、出願人情報、代理人情報、著者情報、権利移転情報、ライセンス情報	出願人と権利者は譲渡やその他の取引を登録簿に登録することを推奨される。登録簿はそれらの登録を反映する。	ある	ある(WIPO/IPASを使用している)	はい、登録意匠に関するすべての情報は調査のために意匠登録局で入手できる	ある、ウェブサイトで得られない権利移転情報、ライセンス情報を含むすべての登録情報(法118条)	
Q27 貴国において、意匠権を出願し、登録を受け、その後最大期間まで維持するときに必要な手数料についてご教示ください。	(a) 出願手続 ()	1出願250バーツ	出願費用:180,000ドン 公開費用:120,000ドン +60,000ドン/追加図面 検査費用:120,000ドン 審査費用:300,000ドン	600,000ルピア	出願費用:500(480)リンギット 書面(電子)出願	出願費用:250(270)SGD 電子(書面)出願	総資産>100MPHP(約2億円):大規模事業者 出願費用:3030(1515)PHP 大規模(小規模)	出願費用:600,000LAK	1次出願費用 組物でない:300BND 組物:500BND	現在、公式の出願費用が無い	
(b) 出願後登録まで(a)を除く()	1件750バーツ	付与費用:120,000ドン 登録費用:120,000ドン 公告費用:120,000ドン +60,000ドン/追加図面	登録費用100,000ルピア	一図面あたり200リンギットの広告費用(出願時に徴収される)	補正を行わなければ費用は掛からない	なし (任意で、登録性に関する審査を受けることができる)	なし	公開費用:500BND	N/A		
(c) 登録後、最大権利期間意匠権を維持するためにかかる手数料(a),(b)を除く()	5年目から10年目、8250バーツ(年ごとに増加) (5年目以降一括払い:7,500バーツ)	更新費用:1,080,000ドン 登録費用:240,000ドン +120,000ドン/追加図面 (x2回)	なし	更新費用:1600(1560)リンギット 書面(電子)出願	更新費用: 220+330(242+363)SGD 電子(書面)手続	更新費用: 2626+4444(1717+2626)PHP 大規模(小規模)	更新費用:6,490,000LAK	2次更新費用:500BND 最終更新費用:700BND	N/A		
国名/機関略称		タイ DIP	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
8. その他											
(1)ハーグ協定ジュネーブ条約 Q28 貴国のハーグ協定ジュネーブ条約への加盟についての検討状況についてご教示ください。(シンガポール以外)	(自由記載)	検討中(1999年ジュネーブ条約)	ジュネーブ条約への加盟を検討中	ジュネーブ条約には加盟していない。	検討中	N/A	検討中	まだ未加盟である	ブルネイは2013年4月までの加盟を検討している	まだハーグ協定に加盟しておらず、検討中である	
(2)法改正 Q29 貴国において、ハーグ協定ジュネーブ条約への加盟を含め、意匠法の改正は予定されていますか。予定されている場合、現在の状況は以下のどれが最も近いですか。また、どのような法改正を検討しているか、概要をご記載ください。	予定なし 法律公布済み、施行待ち 法案を立法院で審議中 法案を立法院で作成済みで審議待ち 検討作業は終了済みだが法案作成前 検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	
(3)執行機関との連携 Q30 意匠権に関し、侵害品を取り締まる警察や税関との連携を行っていますか。行っている場合、概要をご記載ください。	行っていない 行っている (自由記載)	行っていない 行っている	侵害品の取り締まりのためにNOIPと科学技術省監査局、市場監督局、経済警察、税関の間に協力がある	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	
(4)利用促進への取組み Q31 意匠制度のユーザー向け説明会、ユーザー向け研修等の普及活動は行っていますか。行っている場合、概要をご記載ください。	行っていない 行っている (自由記載)	行っていない 行っている	特許ワークショップにより意匠出願及びその応用について	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	
(5)出願推進施策 Q32 手続費用の補助、減免等、出願を推進させるために採っている施策がございましたら、その対象とともにご記載ください。	行っていない 行っている (自由記載)	行っていない 行っている	大学は申請により免除	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	

(6) 海外からの支援 Q33 意匠制度に関し、海外からの支援はありますか。ある場合、どの国からどのような支援を受けていますか。	支援は特に受けていない	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	支援を受けている (自由記載)		WIPO、JPO、USPTO、IPAustralia、SIPO、KIPOから審査員研修の支援を受けている。	WIPO、JPO等からの能力強化支援。	WIPO研修			WIPO			
(7) 海外知財庁との会合 Q34 意匠制度に関し、海外の知財庁と定期的な会合を行っていますか。行っている場合、枠組みについてご記載ください。	行っていない	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	行っている (自由記載)		2011年にUSPTOが意匠に関するセミナーを開催した	意匠に関して、他国の知財庁と定期的な会合を持ちたいと思っている。ASEANで定期会議を提案したが、今のところ何も決まっていない	WIPOの常設委員会	会議は通常シンガポールへの訪問時に行われる		海外の知財庁と合同会議を開催している。主にWIPOにより提供される	ASEAN知財協力WG (AWGIP) ECAP-3, Phase 2	-IPAustraliaとMyIPOの主権によるワークショップ -ASEANとUSPTO主権の意匠審査ワークショップ	
国名／機関略称		タイ DIP	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS

- * ベトナム 政省令の詳細
- Decree No. 103/2006/ND-CP of September 22,2006,detailing and guiding the implementation of the Intellectual Property Law regarding Industrial Property
 - Decree No. 122/2010/ND-CP dated December 31, 2010 of the Government amending and supplementing a number of articles of the government's Decree No. 103/ 2006/ND-CP of September 22, 2006, detailing and guiding a number of articles of the law on intellectual property
 - Decree No. 105/2006/ND-CP of September 22,2006,detailing and guiding the implementation of the Intellectual Property Law on the protection of intellectual property rights and on the State management of intellectual property
 - Decree No. 119/2010/ND-CP of December 30, 2010, amending and supplementing a number of articles the Government's Decree No. 105/2006/ND-CP of September 22, 2006, detailing and guiding a number of articles of the Law on Intellectual Property regarding protection of intellectual property rights and on the State management of intellectual property
 - Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN of February 14,2007.Guiding the implementation of the Government's Decree No. 103/2006/ND-CP
 - Circular No. 01/2008/TT-BKHCHN Guiding the grant and withdrawal of industrial property assessor card and eligibility certificate for industrial property assessment organizations

追加質問

回答

願書様式の8項#4にある「特定の公開を無視する陳述」とはどのようなものか？
これは表現中の特定の部位を除外するDisclaimerを陳述するもの

各国意匠制度概要表・アンケート調査結果-2

注1) 各国の回答で日本と同様であるもの色をつき表示した
注2) 選択肢での回答であるため、「無回答」であったものについて、反答を選択したものと解釈されるものは付で示した

[0, 各国意匠制度基本情報]	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
意匠を保護する法律	意匠法	特許法(特実意)	知的財産法 政令103 細則・ガイドライン 政令105 細則・ガイドライン 政令106 罰則 政令122 103改正 政令119 105改正 省令01 規則・施行ガイドライン 省令18 01改正	意匠法 意匠規則	意匠法 意匠規則 改正意匠規則	意匠法 意匠規則 改正意匠規則2011, S587 登録意匠(国際登録)規則 意匠の表現運用指令	知的財産法 知的財産規則 改正特実意規則 行政不服申立規則 当事者系手続規則	知的財産法2011(未入手) 特実意規則No.22 政令 No.01 意匠決定No.0755(未入手)	緊急(意匠)令 意匠規則	特許法(特実意) 意匠規則(未入手)	(法制度なし)
意匠の定義	「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの組合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの(2条)	「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいう(法3条)	工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩、又はそれらの組合せにより表現された製品の外形である(法4条)	工業意匠(以下「意匠」といふ)とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構成若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であつて、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである(法1条)	「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾的特徴であつて、完成した物品において視覚に訴へ、視覚によって判断されるものをいう。ただし、次に掲げるものを含まない。 (a) 構成の方法又は原理 (b) 次の場合の物品の形状又は輪郭の特徴 (i) その物品が果たさなければならない機能によつてのみ特定される場合 (ii) その物品が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品の外観によって決められる場合。又は (iii) その物品を別の物品に接続するが、別の物品の中、周り又はこれに対して配置することができるようにして、何れの物品もその機能を果たすことができるようになる場合(法2条)	「意匠」とは、工業上の方法により物品に適用された形状、輪郭、模様又は装飾的特徴をいうが、次を含まない。 (a) 構造についての方法及び原理、又は (b) 次の場合の物品の形状又は輪郭の特徴 (i) その物品が果たさなければならない機能によつてのみ特定される場合 (ii) その物品が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品の外観によって決められる場合。又は (iii) その物品を別の物品に接続するが、別の物品の中、周り又はこれに対して配置することができるようにして、何れの物品もその機能を果たすことができるようになる場合(法2条)	意匠は、線若しくは色と関係付けられるか否かを問わず、線若しくは色からなる構成又は三次元の形状である。ただし、それら構成又は形状は、工業上の物品又は手工芸品に特別な外観を与え、それらのための模様として機能することができるものでなければならない(法112条)	「意匠」は生産される製品の模様や形状で、形、デザイン、図、色等から構成される(法3条) 本政令の適用上、「工業意匠」とは、線、色彩もしくは立体的形状(線ないし色を伴うか否かを問わない)の組合せであつて、工業製品もしくは手工芸品の模様として用いられるか、それら製造物に特別な外観を与えるために用いることが可能であり、視覚に訴へ、視覚的に判別されるものをいう(政令28条)	「意匠」とは、産業工程によつて物品に適用される形状、形態、模様又は装飾的特徴であつて、完成された物品において視覚に訴へる視覚によつて判断される特徴をいう。ただし、当該組合せ、形態、又は素材が工業製品若しくは手工芸品に特別な外観を与えるために用いることができるものであるもの、又は (ii) その物品が不可分の一部を構成することを創作者によって意図される他の物品の外観に依存するもの(法2条)	本法の適用上、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材は、線又は色彩に関連するか否かに拘らず、意匠であるとみなされる。ただし、当該組合せ、形態、又は素材が工業製品若しくは手工芸品に特別な外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品に特別な外観を与えるために用いることができるものであるもの、又は (ii) その物品が不可分の一部を構成することを創作者によって意図される他の物品の外観に依存するもの(法2条)	N/A
意匠特有の制度	・部分(2条) ・一意匠(7条) ・組物(8条) ・関連(10条) ・分割(10-2) ・変更(13条) ・秘存(14条)	・公開権証(任意の期間) (審査基準「意匠特許出願の手引き」、出願様式解説G)	組物(法101条)	・部分(規則6条) ・組物(法解説13条) ・公開延期(法25条)	・組物(法3条) ・関連(法23条)	・組物(法2条) ・関連(法10条)	・多意匠一出願(法115条) ただし、意匠1件ごとにコピーを提出する必要がある(法31条)	・多意匠一出願(法15条) ・組物(法2条、15条) ・関連意匠(法14条)	・多意匠一出願(法109条) ・組物(法97条)	N/A	N/A
権利期間	設定登録の日から20年	出願から10年(62条) (延長規定なし)	出願から5年、5年単位で2回の延長が可能(法93条)	出願から10年(法5条) (延長規定なし)	出願から5年、5年単位で2回の延長が可能(法25条)	登録から5年、5年単位で2回の延長が可能(法21条)	出願から5年、5年単位で2回の延長が可能(法118条)	出願から15年、5年ごとに5年分の登録料を前納する(法48条)	出願から5年、5年単位で2回の延長が可能(法29条)	出願日から5年、5年単位で2回の延長が可能(法109条)	N/A
意匠の開示の特徴	・物品の説明(様式2) ・意匠の説明(6条) ・正投影、等角投影、斜投影、斜視図(様式6) ・写真、ひな形、見本(規則4,5条) ・破線(様式6)	・図面又は写真による開示 ・意匠が色彩を伴うときは表現にも彩色(規則19条) ・100語以内の意匠の陳述書を付することができる(規則20条)	・工業意匠の写真、立体図面、参照図面、断面図などによる開示 ・意匠の保護を求めらるる部分 ・意匠の特徴の記述:輪郭、線の特徴、輪郭及び又は線の特徴間の相関、色彩特徴(もしあれば) ・使用状態が異なる製品の組合(例:蓋のある、又は畳める製品など)、相違形態を記述 ・複数の変形がある場合、変形の特徴を記述(省令規則33.5)	・見本、図、写真による開示(法11条) ・意匠の保護を求めらるる部分 ・意匠の保護を求めらるる部分は実線であり、それ以外の部分は点線で描く(法6条)	・写真又は図(意匠出願ガイドライン3.0(a)) ・意匠の保護を求めらるる部分 ・意匠の保護を求めらるる部分については、線種を変える、又は色インキで囲む等により明示が必要(意匠出願ガイドライン3.0(g))	・意匠の表現は複写に適したものの(規則14) ・表現の数は10図まで(指令) ・見本も提出可能であるが、登録官は見本を拒絶することができる(規則20) ・意匠の一部を構成しない物品は排除する(図面ガイドライン、表現の態様) ・オンライン出願のファイルはJPEG(図面ガイドライン、表現の態様) ・画像ファイルのサイズは1MBまで(図面ガイドライン、図面の寸法)	・表面の特徴を示すために陰影を使用する。特徴が色彩である場合、色彩を図面に再現する(規則1514) ・クレームされない周囲の構造は破線により示す(規則1514.2) ・各図には連続番号を付し、簡単に説明する(規則413) ・出願は(図又は写真のほかに)物品の見本を伴うことができる(法114.1条)	・図又は写真での出願が可能(法31条) ・意匠が平面である場合、見本の提出可能(規則20)	・7点の意匠の表現を添える(規則7)	・図面、写真又は見本(平面の場合)が認められる(法95条)	N/A
実体審査の有無	あり	あり	あり	あり 法令上は、異議申立があつた場合のみ実施される(法26条)が、局長の指示により、運用として異議申立が無くても全数に対して審査している	あり 法令によれば「なし」だが、意匠の新規性を求める規定があり、(これに沿ったものと思われる)審査を実施している	なし	なし ただし、登録制に関する報告を請求できる(規則1505)	あり	なし	- 法令等に明記されていない。回答者によれば、「場合によって実施することもある」とのこと	なし
意匠分類	日本分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類に準じた独自分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類	ロカルノ分類

[1, 制度] 意匠に関する、貴国の産業財産権の制度について、以下の設問にお答え願います	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPFL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS	
Q1-1 貴国には、①意匠の法律(法的拘束力のあるもの)、②方式審査基準(法的拘束力のあるもの)や③意匠審査基準(法的拘束力のないもの)がありますか	意匠の法律 ある 方式審査基準 ある 意匠審査基準 ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある		
Q1-2(1) 意匠出願の図面の記載要件の確認、公序良俗の審査を行う専門部署	<input type="checkbox"/> ある(担当者数) <input type="checkbox"/> ない	ある	ある 6人	ある 12人		ある 4人			ある: 1名			
Q1-2(2) 分類付与・確認を行う専門部署	<input type="checkbox"/> ある(担当者数) <input type="checkbox"/> ない	ある(意匠部門)	ある 7人	ある 12人	ある 2人	ある 4人	ない	ない	ある: 1名	ない		
Q1-3 貴国では、意匠出願の実体審査を行っていますか下記の当てはまるものを記入をお願いします <input type="checkbox"/> すべての出願について行っている、 <input type="checkbox"/> 一部の意匠出願について行っている、 <input type="checkbox"/> 行っていない	すべての出願について行っている	すべての出願について行っている	すべての出願について行っている	すべての出願について行っている(運用として)拒絶に対する出願人の行動は反対意見のみ、修正は受け付けない	すべての出願について行っている	行っていない	行っていない	行っていない	すべての出願について行っている	行っていない	一部の出願について行っている	
Q1-4 実体審査を行う専門部署がありますか、専門部署がある場合には、その専門部署の担当者数を記入願います	専門部署がある 7人	ある 7人	ある 11人	ある 15人	ある 4人	ない	ない	ない	ない	ない	ない	
Q1-5 実体審査を行っている国に質問します。新規性の判断について、行っている先行調査に当てはまるものを下記の中からすべてご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 自国の意匠公報、 <input type="checkbox"/> 他国の意匠公報、 <input type="checkbox"/> 特許公報等、 <input type="checkbox"/> 公知資料(雑誌・カタログ、インターネット、その他)	自国公報、外国公報、雑誌、カタログ、インターネットの公知資料	自国公報 ・他国公報(米国、オーストラリア、及び、場合によりWIPO)	自国公報 ・他国公報(オーストラリア、ベネルクス、カナダ、スイス、中国、ドイツ、OHIM、スペイン、フランス、英国、日本、韓国、ロシア、米国、WIPO、その他) ・公知資料(雑誌・カタログ)	自国公報 ・他国公報(オーストラリア、EU、米国、英国、その他) ・公知資料(雑誌・カタログ)、インターネット、その他	自国公報 ・公知資料(その他(出願人により提出された先行意匠))	N/A	N/A	自国公報 -他国公報(ベトナム) -特許公報 -公知資料(雑誌・カタログ)		自国公報、オーストラリアの意匠公報、インターネット		
Q1-6 右記の事項について貴国の状況を教えてください(制度の有無をお教えください)	部分意匠制度 ある 関連意匠制度 ある 多意匠一出願制度 ない 特許、意匠の間での出願変更制度 ある 早期審査制度 ある 新規性喪失の例外 ある 各種料金減免制度 ある	ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	ない ある(一出願に含む場合可) ない(派生意匠は出願可) ない ない ない ない ない ない	ある ない ない ない ない ない ない ない ない	ない ある associated design ある ない ない ない ない ない	ない ある ある ない ない ない ない ない ない	ある ある ある ない ない ない ない ない ない	ある ある ある ない ない ない ない ない ない	ある ある ある ない ない ない ない ない ない	ある ない ない ない ない ない ない ない ない	ある ない ない ない ない ない ない ない ない	
[2, 意匠の保護客体] 貴国で保護される意匠について、以下の設問にお答え願います												
Q2-1 貴国において、意匠の法律によって保護される意匠の定義について、記入して下さい	「意匠」とは、物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの組合であつて、視覚を通じて美感を醸成させるもの(2条)	「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいう(法3条)	ベトナム知的財産法によれば、工業意匠とは、形状、線、色彩、又はそれらの組合せによって表現される製品の的外観をいう	工業意匠(以下「意匠」といふ)とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であつて、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである	「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であつて、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう	「意匠」とは、工業上の方法により物品に適用された形状、輪郭、模様又は装飾の特徴をいうが、次を含まない。 (a) 構造についての方法及び原理、又は (b) 次の場合の物品の形状又は輪郭の特徴 (i) その物品が果たさなければならない機能によってのみ特定される場合 (ii) その物品が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品の外観によって決められる場合、又は (iii) その物品を別の物品に接続するか、別の物品の中、周回又はこれに対して配置することができるようにして、何れの物品もその機能を果たすことができるようにする	意匠規則1500 意匠は、形状、線、色彩又はその組合せからなる構成物、又は形状、線若しくは色彩と結合しているか否かを問わず、その全体が又は全体として捉えられた場合に美的及び装飾的效果をもたらす立体的形状である。ただし、当該構成物又は形態は、工業製品又は手工芸品に特別の外観を与え、これらのための模様として機能することができるものでなければならない。工業品には、有用な若しくは実用的な技術に属する製造品はそれを含む一部であつて、個別に製造及び販売することができるものを含む	意匠とは、形状、模様、色彩を含む製品の形状を意味する	緊急(意匠)令1999 第2条 「意匠」とは、産業工程によって物品に適用される形状、形態、模様又は装飾の特徴であつて、完成された物品において視覚に訴え視覚によって判断される特徴をいう。ただし、次を含まない。 (a) 建築の方法若しくは原理、又は (b) 物品の形状若しくは形態であつて次のもの (i) その物品が果たすべき機能のみによって決まるもの、又は (ii) その物品が不可分の一部を構成することを創作者によって意図される他の物品の外観に依存するもの	本法の適用上、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材は、線又は色彩に関連するか否かに拘らず、意匠であるとはみなされる。ただし、当該組合せ、形態、又は素材が工業製品若しくは手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品について模様として使用でき、また、視覚に訴え、かつ、視覚により判断されることを条件とする。		

Q2-2 貴国の意匠の法律によって保護される意匠の保護対象について、該当するかしないかをすべてお答え下さい。選択肢以外に保護対象がある場合は、「その他」欄に記入して下さい	□有体物(不動産を含む)	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	
	□有体物(不動産含まない)	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	
	□3次元(3D)画像	該当しない	(該当しない)	該当する	(該当しない)	(該当しない)	該当する	該当する	(該当しない)	該当する	(該当しない)	「該当する」との回答であったが、意味を取り違えている可能性あり
	□極小意匠(肉眼で視認できないもの)	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)
	□建築物	該当しない	(該当しない)	移動可能な小規模建築物は可能	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	該当する	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)
	□ホログラム	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)
	□動的意匠	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)
	□光(花火、イルミネーション)	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)
	□グラフィックシボル	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	該当する	該当する	該当する	(該当しない)	(該当しない)
	□店舗等の室内ディスプレイやレイアウト	該当しない	該当する	包装紙、外面、ラベルは可	該当する	該当する			該当する	該当する	(該当しない)	「該当する」との回答であったが、意味を取り違えている可能性あり
	□包装ラッピング	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	「該当する」との回答であったが、意味を取り違えている可能性あり
	□アイコン	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	該当する	該当する	(該当しない)	(該当しない)	該当する
	□画像(表示される物品を特定しない)	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	該当する
□画像のみ(表示される物品を特定しない)	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	
□設計図	該当しない	(該当しない)	該当する	(該当しない)	該当する	(該当しない)	該当する	該当する	該当する	(該当しない)	「該当する」との回答であったが、意味を取り違えている可能性あり	
□テキスタイル(布として)	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	(該当しない)	該当する	該当する	該当する	
□テキスタイルのみ(物品を特定しない)	該当しない	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	該当する	該当する	該当する	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	
□その他()	なし	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	これらが登録意匠法第2条の意匠の定義に合致する限りにおいて	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)
【3. 意匠の開示方法】貴国の意匠出願に関する、意匠の開示方法について、以下の設問にお答え願います												
	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPPL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS	
Q3-1 貴国へ意匠出願する場合に認められる意匠の出願形式について、当てはまるか当てはまらないかをすべて記入して下さい	□書面	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	□電子的な記録媒体	認められない	(認められない)	参照目的のみ可	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)
	□電子メール	認められない	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)
□インターネット	認められる	(認められない)	(認められない)	(認められない)	認められる	(認められない) IPOS Website	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	
□その他	なし	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	
Q3-2 貴国へ意匠出願する場合に認められる意匠の表現形式について、当てはまるか当てはまらないかをすべて記入して下さい	□図面	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	□写真	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	□見本	認められる	(認められない)	(認められない)	認められる	認められる	認められる	認められる	(認められない)	(認められない)	(認められない)	認められる
□その他	なし	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	
Q3-3 意匠出願の表現形式に関連して特別な料金制度がある場合、それはどのような制度ですか当てはまるか当てはまらないかをすべて記入して下さい	料金制度											
	□電子化手数料	制度あり	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	N/A	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)
	□どのような場合に(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	□料金内容(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	□保管手数料	制度なし	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	N/A	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)
	□どのような場合に(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	□料金内容(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	□その他	なし	(無回答)	出願手数料、出願公開手数料、調査手数料、実態審査手数料	あり	銀行経由の支払い	N/A	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)
	□どのような場合に(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	□料金内容(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減免制度												
□出願数又は意匠数に関連して	制度なし	制度あり	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	
□どのような場合に(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
□料金内容(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
□その他	なし	ある	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	
□どのような場合に(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
□料金内容(自由記載)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

Q3-4 貴国へ意匠出願する場合に認められる意匠の表現手法について、何らかの規定はありますか。また、それはどのようなものですか。以下の選択肢に当てはまるか当てはまらないかを記入し、選択肢以外のものは、自由記載欄をご利用下さい。		日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPFL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
図面による表現の場合												
規定 どのような規定ですか												
図の数	<input type="checkbox"/> 一意匠あたり__図まで	規定なし	一意匠当たり7図まで (方式審査基準)	無制限	規定なし	規定なし	一意匠に10図まで 規定はないが、2005年実務 指令第2号に記載されている	規定なし	規定なし	7図まで	規定なし 8図まで、4部のコピー	
図の大きさ	<input type="checkbox"/> (自由記載)	横150mm、縦 113mm(様式6備考6)	規定はないが、A4用紙 (210mmx297mm)に記載の こと	90mmx120mm - 190mmx277mm	A4、100-200 g/m ²	12.5cmx9cm(規則10.5)	書面出願では3cmx3cm - 13cmx15cmまで	規定あり (無記入)	A4サイズの用紙以下	160mmx160mm以下、 1辺は30mm以上	A4サイズの用紙に20cmx 20cm以内	
図法	(例) 正投影図法、斜め方向のものに限り、等角投影図法、斜投影図法を認める <input type="checkbox"/> (自由記載)	正投影図法、等角投影図法、斜投影図法	斜視図	正投影図法、等角投影図法、キャビネット図法、カブリエ図法	正投影図法、斜視図または立体図	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	
図の表記	<input type="checkbox"/> 向きや内容を示す (例: 正面図、参考図など) <input type="checkbox"/> 番号の付記 (例: 図1、1-1、1-2) <input type="checkbox"/> その他	認められない 認められる なし	(認められない) (認められない) (認められない)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	規定なし ページ番号	規定なし	認められる (無回答)	規定なし	規定なし 認められる (無回答)	
図の省略	<input type="checkbox"/> 二次元であって表裏が無様様のものは裏面の省略可 <input type="checkbox"/> 立体物で図が同一又は対象の場合はどちらか一方を省略可能 <input type="checkbox"/> その他(自由記載)	認められる 認められる なし	認められる 認められる (無回答)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし (無回答)	
必要図面以外の図の追加	<input type="checkbox"/> 認めていない <input type="checkbox"/> 展開図、断面図、拡大図、斜視図、画像図等 <input type="checkbox"/> その他(自由記載)	認められる 認められる なし	認められない (無回答)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	規定なし	規定なし	規定なし	認めていない	規定なし 認められる	
参考図	<input type="checkbox"/> 認めていない <input type="checkbox"/> 意匠の理解を助ける必要がある場合に認める <input type="checkbox"/> 使用状態を示した図であれば認める <input type="checkbox"/> 引き込み線や説明が記載された図を認める <input type="checkbox"/> その他(自由記載)	認められる 認められる 認められる なし	認められない 認められる (無回答)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	認められる (無回答)	規定なし 規定なし 認められる(規定はないが)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし 認められる 認められる 認められる (無回答)	
線の種類	<input type="checkbox"/> 透明部の表現でその他の線と使い分ける <input type="checkbox"/> 材質の表現でその他の線と使い分ける。具体的に「自由【部分意匠制度のある国】 <input type="checkbox"/> 意匠登録を受けようとする部分とその他の部分で使い分ける <input type="checkbox"/> その他(自由記載)	認められる 認められない 認められる なし	認められる (認められない) (N/A)	規定なし 一規定はないが、運用で認める (認められない)	認められない (認められない)	認められる (認められない)	規定なし 規定なし 認められる(規定はないが)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし 認められる 認められる (無回答)	
色彩の有無及び表現	<input type="checkbox"/> 線のみの図を認めるか <input type="checkbox"/> 色彩を含む図を認めるか <input type="checkbox"/> 図面以外(願書等)に記載による色彩の特定を認めるか 【部分意匠制度のある国】 <input type="checkbox"/> 色彩の塗り分けによって、意匠登録を受けようとする部分の特定を認めるか <input type="checkbox"/> 認めていない	認められない 認められる 認められる 認められる	認められる (質問の趣旨が不明瞭) 認められる (認められない)	認められる (無回答)	認められる (認められない)	認められる (認められない)	規定なし 認められる(規定はないが) 認められる(規定はないが)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし 認められる	
陰影等の表現	<input type="checkbox"/> 認めていない <input type="checkbox"/> 認めているが一定の制約がある(→どのような制約ですか?)	認められない 認められない	認められる 認められる	認められる 認められる	認められる 認められる	規定なし 規定なし	規定なし 規定なし	規定なし 認めているが、一定の制約がある	規定なし	規定なし	規定なし (認められない)	
対象となる意匠以外の記載	<input type="checkbox"/> 背景の映り込みを認める <input type="checkbox"/> マネキン、モデル(人物)等の映り込みを認める <input type="checkbox"/> 引き込み線や図の中に記載された説明を認める <input type="checkbox"/> その他、認められるもの(自由記載)	認められない 認められない 認められない 参照図面として認められる	認められる 規定なし 認められる (無回答)	認められる (認められない) 認められる (無回答)	規定なし 規定なし 規定なし (無回答)	規定なし 規定なし 規定なし (無回答)	規定なし 規定なし 規定なし (無回答)	(無回答)	規定なし 規定なし 規定なし (無回答)	規定なし 規定なし 規定なし (無回答)	規定なし 規定なし 規定なし (認められない) (無回答)	
写真による表現の場合												
<input type="checkbox"/> 写真による表現を認めていない その理由()		認められる	(認められる)	(認められる)	(認められる)	(認められる)	(認められる)	(認められる)	(認められる)	(認められる)	(認められる)	
写真による表現を認めている場合どのような規定ですか												
写真の数	<input type="checkbox"/> 一意匠あたり__図まで	規定なし	一意匠当たり7図まで	無制限	規定なし	規定なし	一意匠に10図まで 規定はないが、2005年実務 指令第2号に記載されている	規定なし	規定なし	7図まで	8図まで、4部のコピー	
写真の大きさ(1枚の大きさ)	<input type="checkbox"/> 自由記載	横150mm、縦 113mm(様式6備考6)	規定はないが、A4用紙 (210mmx297mm)に記載の こと	90mmx120mm - 190mmx277mm	A4用紙(100-200 g/m ²)に 糊付け	12.5cmx9cm(規則10.5)	規定なし	規定なし	A4サイズの用紙以下	160mmx160mm以下、 1辺は30mm以上	A4用紙に20cmx20cm以内	
鮮明度	<input type="checkbox"/> 自由記載	規定なし	上質のインクおよび/または 上質の用紙に、すべての特 徴が明瞭に表示されること	明瞭かつ鮮明でなければ ならない	意匠の図が明瞭に表示され ること	欠け、しわ、折り目の無いこと (規則10(1)(c))	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	

色彩の有無及び表現	<input type="checkbox"/> モノクロ写真を認めるか	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし 認められる	規定なし 認められる	
	<input type="checkbox"/> カラー写真を認めるか	認められる	認められる 色彩に係る権利が主張される場合のみ	認められる	認められる	認められる				規定なし 認められる	規定なし 認められる	
	【部分意匠制度のある国】 <input type="checkbox"/> 写真の上から別の色で塗りつぶすことを認める	認められる	(N/A)	(N/A)	(無回答)	(無回答)				規定なし (認められない)	規定なし 認められる	
対象となる意匠以外の記載	<input type="checkbox"/> 背景の映り込みを認める	認められない	規定なし	(認められない)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> マネキン、モデル(人物)等の映り込みを認める	認められない	規定なし	(認められない)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> 引き込み線や図の中に記載された説明を認める	認められない	規定なし	(認められない)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
見本による表現の場合												
<input type="checkbox"/> 見本による表現を認めていない その理由()	認められる	認められない (法59条、意匠の描画についてのみ述べられており、見本に関する条項はない)	認められない (制度上)	(認められる)	登録官は見本による表現を図又は写真による表現に置き換えることを要求しても良い(規則10(4))	規定なし	(認められる)	認められない (図と写真のみ受け入れる)	認められない (規則15 登録官が要求しない限り認めない)	(認められる)		
規定	どのような規定ですか <input type="checkbox"/> 認めていない	認められない						(無回答)			20cmx20cmx20cm以内	
マネキン等の付属品	<input type="checkbox"/> 認めているか一定の制約がある(一どのような制約ですか?)	認められない	認められない	認められる (紙に糊付けできる薄いものならば可、例えば布など)							規定なし	
CG等電子的な画像による表現の場合												
<input type="checkbox"/> CG(コンピュータ・グラフィックス)等電子的な画像の表現を認めていない その理由()	認められる	(認められる) (意匠が鮮明に示されない場合は不可)	(紙に出力したものであれば)認められる	(認められる)	(認められる)	規則に規定はないが、静止画像であれば考慮される。JPEGのみ受領される	(認められる)	認められない (図と写真のみ受け入れる)	(認められる)	(認められる) (書面の出願のみ)		
規定	どのような規定ですか <input type="checkbox"/> 静止画のみ認める <input type="checkbox"/> 動画も認める	認められる	認められる (認められない)	認められる	認められる (認められない)	考慮される (認められない)	認められる	(無回答)	認められる (認められない)	N/A		
画像の種類(静止画/動画)	<input type="checkbox"/> 一意匠あたり_図まで	規定なし	(無回答)	規定なし	規定なし	(無回答)	規定なし	規定なし	7図まで			
画像の数	<input type="checkbox"/> JPEG	認められない	(無回答)	認められる	認められる	(無回答)	認められる	規定なし	認められる			
認められるデータフォーマット	<input type="checkbox"/> BMP	認められない	(無回答)		認められる	(無回答)	認められる		(認められない)			
	<input type="checkbox"/> GIF	認められない	(無回答)		認められる	(無回答)	認められる		(認められない)			
	<input type="checkbox"/> その他()	認められない	(無回答)		認められる	(無回答)	認められる		(認められない)			
画像データの量(重さ)	<input type="checkbox"/> _まで	認められない	特徴の鮮明な詳細のための高画質	規定なし	規定なし	(無回答)	(無回答)		(無回答)			
色彩の有無及び表現	<input type="checkbox"/> モノク画像を認めるか	認められない	認められる	認められる	認められる	(無回答)			認められる			
	<input type="checkbox"/> カラー画像を認めるか	認められない	認められる (色彩に係る権利が主張された商品についてのみ)	認められる	認められる	(無回答)			認められる			
	<input type="checkbox"/> 画像以外(願書の記載等)の記載による色彩の特定を認める	認められない	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(無回答)		認められる			
【部分意匠制度のある国】 <input type="checkbox"/> 色彩の塗り分けによって、意匠登録をつけようとする部分の特定を認める	認められない	(N/A)		(認められない)	(認められない)	(N/A)			認められる			
【4.意匠の表現に関する願書記載事項】黄国の意匠出願に関する意匠の表現に関する願書記載事項について	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPFL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS	
Q4-1 黄国へ意匠出願する場合の提出書面の内容(記載項目)について			図面に製品の機能が十分に示されていない場合、審査時に審査官が説明を求める場合がある									
意匠に係る物品 <input type="checkbox"/> 必須、 <input type="checkbox"/> 任意、 <input type="checkbox"/> 項目なし	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	(無回答)	
物品の説明 <input type="checkbox"/> 必須、 <input type="checkbox"/> 任意、 <input type="checkbox"/> 項目なし	任意	任意	必須	必須	項目なし	任意	規定なし	必須	必須	必須	(無回答)	
意匠の説明 <input type="checkbox"/> 必須、 <input type="checkbox"/> 任意、 <input type="checkbox"/> 項目なし	任意	任意	必須	任意	項目なし	意匠の新規性の陳述が必要	任意	必須	項目なし	項目なし	(無回答)	
部分意匠の表示 <input type="checkbox"/> 必須、 <input type="checkbox"/> 任意、 <input type="checkbox"/> 項目なし	必須	(N/A)	(N/A)	必須	必須	N/A	必須	必須	必須	必須	必須	

Q4-1-1. 意匠に係る物品の欄に記載には、どのような規定がありますか 例1) 日本の場合、経済産業省令で定める物品の区分(別表第1の下欄)によらなければならない。当該区分のいずれにも属さない物品については、物品の説明の欄に使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する 例2) ロカルフ分類に含まれる物品であれば認める	区分のいずれにも属さない物品について記載する	新規な物品に関する意匠である場合、出願人は物品の機能について又は使用条件について説明を提出することができる	物品は、ロカルフ分類の物品リストに含まれるものでなくてはならない	ロカルフ分類 当該区分のいずれにも属さない物品については、物品の説明の欄に使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する	(無回答)	意匠規則第3表に示される分類に対応した物品でなければならない	規定なし	ロカルフ分類に含まれる物品であれば認める	規則6 意匠が適用される物品のロカルフ協定によって設定された分類のクラス及びサブクラスに従って分類を特定する陳述書	(法律文書参照)	
Q4-1-2. 願書の①「物品の説明」及び②「意匠の説明」の欄について、認められるものにはYを、認められないものにはNを、下欄の()に記入して下さい		(「物品」と「意匠」の意味が不明瞭とのコメント)									
使用目的	①() ②()	Y N	Y Y	Y Y	Y N	N Y	規定なし	N Y	(無回答) (無回答)		
操作方法	①() ②()	Y N	Y Y	Y N	N N	N Y*		N Y	N N		
色彩・透明部	①() ②()	N Y	— —	Y N	N N	N Y*		Y N	N (無回答)		
模様・連続性	①() ②()	N Y	— —	N Y	N N	(無回答) (無回答)		N N	(無回答) (無回答)		
上4つ以外に認められる記載 自由記載()	① ②		(無回答) (無回答)		クレーム クレーム	N N		(無回答) (無回答)	(無回答) (無回答)		
材質	①() ②()	N Y	Y Y	Y N	N N	N Y*		N Y	(無回答) (無回答)		
大きさ	①() ②()	N Y	— —	Y N	N N	N Y*		Y N	(無回答) (無回答)		
デザインの特徴	①() ②()	N Y	Y Y	Y N	Y N	N N		N Y	Y Y		
上3つ以外に認められる記載 自由記載()	① ②		(無回答) (無回答)			N		(無回答) (無回答)	(無回答) (無回答)		
Q4-1-3 部分意匠制度のある国に質問します 願書に部分意匠である旨を記載する場合の規定について、記入して下さい 例) 日本の場合、願書に【部分意匠】の欄を設け、「意匠に係る物品」の欄に権利の客体となる物品の名称(カメラのグリップ部の部分意匠である場合は、「カメラ」)を記載し、「意匠の説明」の欄に、図面等において意匠登録を受けようとする部分をどのようにして特定したか、その方法を記載しなければならない	願書に【部分意匠】の欄を設ける	(N/A)	(N/A)	願書に【部分意匠】の欄を設け、「意匠に係る物品」の欄に権利の客体となる物品の名称(カメラのグリップ部の部分意匠である場合は、「カメラ」)を記載し、「意匠の説明」の欄に、図面等において意匠登録を受けようとする部分をどのようにして特定したか、その方法を記載しなければならない	(N/A)	(N/A)	規定なし	(無回答)	(無回答)		
[5. 意匠の特定・認定・補正の考え方] 意匠の特定・認定・補正について、どのようにお考えですか	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPPL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
Q5-1 出願日確保のために十分とされる意匠の開示要件について、どのような規定(法、施行規則、細則、運用、その他)がありますか	意匠法6条	1979年特許法に基づいた省令規則により審査される。法57条参照	知的財産法第100条、第107条、省令規則7	法18条	(無回答)	以下が満足されれば出願日が確保される: (a)有効な出願様式による登録申請 (b)出願人の氏名・住所の明記 (c)明瞭な意匠の表現を含む出願 (d)出願費用	意匠規則1513、1514	知的財産法2011 第21条	(無回答)	(無回答)	
Q5-2 貴国で採用している分類はどのようなものですか 下記の当てはまるものを総て記入して下さい。 □自国の意匠分類 □ロカルフ分類 □他国の分類(国名:)	日本意匠分類	ロカルフ分類	ロカルフ分類	ロカルフ分類	ロカルフ分類	ロカルフ分類に準じた独自分類	ロカルフ分類	ロカルフ分類	ロカルフ分類	(無回答)	
Q5-3 分類は誰が付与しますか 下記の当てはまるものを記入してください。 □出願人、□官庁、□その他	官庁	官庁	出願人及び官庁	官庁	出願人	出願人 方式審査: 分類が不適当な場合審査官は出願人の不備として取り上げる	その他(審査官)	出願人	その他(WIPO)	出願人、官庁	
Q5-4 付与した分類と物品類との間に何らかの関係がありますか 下記の当てはまるものを記入してください □同一となる分類内の物品はすべて類似物品	審査官が判断		同一となる分類内で、意匠が類似した物品はすべて類似物品						✓	(無回答)	
□分類ごとに物品の類似範囲が決定している		分類ごとに物品の類似範囲が決定している		分類ごとに物品の類似範囲が決定している	分類ごとに物品の類似範囲が決定している	分類ごとに物品の類似範囲が決定している	分類ごとに物品の類似範囲が決定している	分類ごとに物品の類似範囲が決定している			
□その他(自由記載)						類物に関して、それらは同じ分類・小分類に含まれることが必要					

	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
Q5-5 意匠の認定に至るまでの審査プロセス(方式審査・実体審査の両方を含む)について、教えてください 日本の場合、実体的事項はその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、(1)意匠に係る物品、(2)意匠に係る物品の形態に関して、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する。											
物品の類似の範囲の特定											
誰が何に基づいて行っていますか (例) 実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する 自由記載()	実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する	審査官が見つければ、長官に報告し、長官が判定する。(長官は実際にはオープン・ティーに相談する)、審査基準Sec3	方式審査と実体審査の審査官	実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する	実体審査官	実体審査は実施されない	(無回答)	例と同様にしている 実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する	登録官が緊急(意匠)令第25条に従って判断する	(無回答)	
認定できないときの扱い (例) 拒絶理由通知書の送付 自由記載()	拒絶理由通知書の送付	拒絶理由通知書の送付	拒絶理由通知書を交付し、一定期間内に説明を提出するよう出願人に要請する	拒絶理由通知書の送付	拒絶理由通知書の送付	(N/A)		法的根拠に基づいた拒絶理由通知書の送付	緊急(意匠)令第25条に従い、拒絶理由通知書の送付		
形態の特定											
図法について											
誰が何に基づいて行っていますか (例) 方式審査官が施行規則に基づいて行う 自由記載()	方式審査官が施行規則に基づいて行う	予備(方式)審査官が実施	拒絶理由通知書を交付し、一定期間内に説明を提出するよう出願人に要請する	方式審査官が施行規則に基づいて行う	方式審査官	方式審査官が法律文書と実務指令に沿って評価する	(無回答)	規定なし	登録官が法令・規則に基づいて行う	(無回答)	
認定できないときの取り扱い (例) 方式却下、出願却下 自由記載()	方式却下、出願却下	予備審査で補正要求で済ませる(運用で対応)	拒絶理由通知書を交付し、一定期間内に補正を提出するよう出願人に要請するか、出願受理通知書を送付する	方式却下、出願却下	出願却下	審査を行った審査官が不備通知書または拒絶理由通知書を送付する		規定なし	拒絶理由通知書の送付		
意匠が明確か											
誰が何に基づいて行っていますか (例) 方式審査官が施行規則に基づいて行う 自由記載()	実体審査官が審査基準に基づいて行う	予備審査	方式審査官が、意匠出願が法的要件に適合しているか否かを判断する	方式審査官が施行規則に基づいて行う	実体審査官	方式審査官が法律文書と実務指令に沿って評価する	(無回答)	実体審査官が意匠法等に基づいて行う	(無回答)	(無回答)	
認定できないときの取り扱い (例) 拒絶理由通知書の送付 自由記載()	拒絶理由通知書の送付	修正を求める(法的には拒絶となるが、運用として補正を求める)	拒絶理由通知書を交付し、一定期間内に補正を提出するよう出願人に要請するか、出願受理通知書を送付する	拒絶理由通知書の送付	拒絶理由通知書の送付	審査を行った審査官が不備通知書または拒絶理由通知書を送付する		法的根拠に基づいた拒絶理由通知書の送付	(無回答)		
Q5-6 実体審査における意匠の表現の規定について、記載不備があった場合の対応						N/A 我々の体制は方式審査のみ認めている	(無回答、実体審査は行わない)		N/A		
アクション											
例) 意匠が特定できない旨の拒絶理由通知書の送付 自由記載()	拒絶理由通知書の送付	意匠の表現や表示が精密でない場合、出願人にオフィスアクションを送付する 予備(方式)審査で指摘する	不備があるという趣旨の拒絶理由通知書を送付し、一定期間内に補正を提出するよう出願人に要請する	意匠が特定できない旨の拒絶理由通知書の送付	意匠についてさらなる説明を求める照会状	(N/A)		知的財産法2011 第15条、第22条に従い、意匠が特定できないとして権利者又は出願人に拒絶理由通知書を送付する		(無回答)	
具体的な対応											
例) 補正が認められない場合は補正却下 自由記載()	補正が認められない場合は補正却下	撤回繰り返す	補正が認められない場合は補正却下	補正が認められない場合は補正却下	補正が認められない場合は補正却下	(N/A)		知的財産法2011 第30条、第36条、第37条に従う			
出願日の繰り下げはありますか、ありませんか	ある	上記の限りない	ない	ない	ない	(N/A)		繰り下げはない			
Q5-7 願書の記載について、貴国で必須となる記述総てを記入して下さい。また、出願時において必須であるか、登録時において必須(補正を認める)かも記入して下さい							(無回答)				
□部分意匠制度のある国の場合、「部分意匠」の記載	「部分意匠」の記載は出願時に必須	(N/A)	(N/A)	出願時に必須	登録時に必須	N/A		登録時に必須	出願時に必須	(無回答)	
□機能・操作についての説明	機能・操作についての説明も出願時に必須	出願時に必須	出願時に必須	出願時に必須	登録時に必須	登録時に必須	登録時に必須 新規性の陳述	登録時に必須	出願時に必須		
□大きさ、色彩	大きさ・色彩及び図の省略方法は必須となる記述ではない	(無回答)	出願時に必須	(無回答)	登録時に必須	N/A		(無回答)	出願時に必須		
□図の省略方法		(無回答)	出願時に必須	登録時に必須	出願時に必須	規定なし		(無回答)	(無回答)		

Q5-8 以下に示す事例は、日本で意匠の認定が可能とされる事例ですが、貴国において以下の事例は認定可能ですか。認定できない場合は、その理由を記入して下さい	認定される	出願は省略部分の無いワイドな外観を描画しなければならず、点線表現などによる如何なる部分の省略も許されない	認定される 一部分意匠でないなら登録できる(もちろん新しくなければ) もし、部分意匠であるなら認定されない	(無回答)	i) マレーシアにおいて、まだ登録されていない ii) マレーシア市場において、まだ販売されていない iii) 新しい意匠である	物品が意匠法第2条の「意匠」と「物品」の要件を満たし(個別に製造され、販売される)のであれば、認定される	データベースが複雑だから	はい、本件は自国で確認できた	(認定される)	(無回答)		
【意匠に係る物品】 包装用噴霧器のノズル 【部分意匠】 【物品の説明】本物品は、ノズルレバーを固定又は解放するつまみ部を有する包装用噴霧器のノズルである 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である 図面中、管の省略部分は願書添付図面上5cmである												
 意匠登録番号:1306405												
Q5-9 補正・分割・出願変更が認められる場合、意匠の認定の後、許容し得る補正・分割・変更の範囲について、教えて下さい。認められるか認められないかをすべてに記入し、特記事項があれば自由記載欄に記入して下さい	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHEL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS	
許容し得る補正												(無回答)
① 意匠の種類を超えた補正												
<input type="checkbox"/> 全体意匠 ⇔ 部分意匠の補正	認められない	(N/A)	(N/A)	(認められない)	認められる	(N/A)	(N/A)	認められる	(認められない)			
<input type="checkbox"/> 部分意匠 ⇔ 部分意匠の補正	認められない	(N/A)	(N/A)	(認められない)	認められる	(N/A)	(N/A)	認められる	(認められない)			
② 図面の種類を超えた補正												
<input type="checkbox"/> 図面 ⇔ 写真の補正	認められない	認められる (認められない)	認められる (認められない)	認められる (認められない)	(認められない)	(無回答)	認められる (認められない)	認められる (認められない)	認められる (認められない)			
<input type="checkbox"/> 図面 ⇔ 見本・ひな形の補正	認められない	(認められない)	(認められない)	認められる (認められない)	(認められない)	(無回答)	(認められない)	認められる (認められない)	認められる (認められない)			
<input type="checkbox"/> 写真 ⇔ 見本・ひな形の補正	認められない	(認められない)	(認められない)	認められる (認められない)	(認められない)	(無回答)	認められる (認められない)	認められる (認められない)	認められる (認められない)			
<input type="checkbox"/> 色彩あり ⇔ 色彩無し補正	認められない	認められる (「なし」→「あり」は不可)	認められる (「なし」→「あり」は不可)	(認められない)	(認められない)	(無回答)	(認められない)	認められる (認められない)	認められる (認められない)			
③ 図の種類を超えた補正												
<input type="checkbox"/> 斜視図の追加	認められない	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	(認められない)	(認められない)	(認められない)			
<input type="checkbox"/> 斜視図 ⇔ 6面図	認められない	認められない	(認められない)	認められる	(認められない)	(認められない)	認められる	(認められない)	(認められない)			
④ 意匠の内容の補正												
<input type="checkbox"/> 新規事項の追加(要旨変更)	認められない	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)			
<input type="checkbox"/> 要旨の認定に影響のないレベルの補正	認められる	(認められない)	認められる	認められる	(認められない)	認められる (出願された意匠の範囲を広げない限り)	(認められない)	認められる	(認められない)			
<input type="checkbox"/> 類否判断に影響のないレベルの補正	認められない	(認められない)	認められる	認められる	(認められない)	(認められない)	(認められない)	認められる	(認められない)			
<input type="checkbox"/> 意匠登録を受けようとする範囲の補正	認められない	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)			
自由記載欄		斜視図の写真は図面と共に提出しても良い				(無回答)	(無回答)	(無回答)	緊急(意匠)令第23条 (1) 登録官は、所定の方法で出願人によって当該人になされた申請により意匠登録出願を補正することができる			(無回答)
Q5-10 願書の記載について、補正可能な項目と補正が可能な時期について、記入して下さい							(無回答)					(無回答)
意匠に係る物品												
補正の可否(自由記載)	認められない	自発的またはオフィスアクションへの応答	物品(類似物品)に対する修正は、認められると考えられる	補正は認められない	補正できる 様式ID9(物品の名称)	誤記の修正は認められる		意匠の要旨以外は可能	緊急(意匠)令第23条参照			
補正可能な時期(自由記載)		公開前	知財庁(NOIP)による最終的な拒絶査定、付与の決定、付与拒否の決定の前	—	一回目の照会:3か月	登録認可の前		登録証の発行前				
意匠に係る物品の説明												
補正の可否(自由記載)	認められる	参照目的のみ、権利主張はできない	意匠に係る物品に対する説明は、認められると考えられる	補正は認められる	N/A	N/A		意匠の要旨以外は可能、認められる	(無回答)			
補正可能な時期(自由記載)		登録前	知財庁(NOIP)による最終的な拒絶査定、付与の決定、付与拒否の決定の前	3か月以内	N/A	N/A		登録証の発行前	(無回答)			
意匠の説明												
補正の可否(自由記載)	認められる	参照目的のみ、権利主張はできない	意匠に対する説明は、認められると考えられる	補正は認められる	N/A	誤記の修正は認められる		意匠の要旨以外は可能、認められる	(無回答)			
補正可能な時期(自由記載)	事件が係属	公開前	知財庁(NOIP)による最終的な拒絶査定、付与の決定、付与拒否の決定の前	3か月以内	N/A	登録認可の前		登録証の発行前	(無回答)			

許容し得る分割(自由記載欄)	二以上の意匠を包含する出願	一つを選択させる。他の意匠については別途出願させる(日付は維持されない)	本意匠または物品セットの意匠の実施態様(変形例)は、最初の意匠出願と同じ出願日または優先日で、新たな出願に分割することができる	物品のセットとしての要件を満たす必要がなければ、許容される	N/A	N/A		出願人は、図と意匠の要旨以外について、登録証の発行前であればいつでも、補正が可能	緊急(意匠)令第23条 二以上の意匠を包含する場合		
許容し得る出願変更	<input type="checkbox"/> 意匠出願 ⇄ 特許/実用新案出願	意匠出願 ⇄ 特許/実用新案出願	(認められない)	(認められない)	(認められない)	(認められない)	N/A	認められる	(認められない)		
	<input type="checkbox"/> 意匠出願 ⇄ 商標出願	認められない	(認められない)	(認められない)	認められる			(認められない)	(認められない)		
【6. 意匠の単一性のとらえ方】複数意匠一括出願制度を採用している国に質問します。意匠の単一性について、どのようにお考えですか。以下の設問にお答え願います	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPFL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
Q6-1 貴国で「一意匠」と認められるための要件はどのようなものですか						N/A					
「一意匠」の要件(自由記載) 例)一つの物品の区分に相当する一つの物品に係る意匠	一つの物品の区分に相当する一つの物品に係る意匠	(無回答) 一つの物品の形状	「一意匠」とは、一つの物品区分に相当する一つの物品に係る意匠を意味する	一物品に対し一意匠	一物品に対し一意匠 =単一意匠		(無回答)	新規で装飾性があること	意匠登録の目的のために、物品は、ロカル協定によって設定された分類に従って分類される。	(無回答)	
根拠となる法、規則、運用ありますか(自由記載) 例) 意匠法第7条、済産業省令別表第1	意匠法7条	(無回答) 法60条	知的財産法第101条(3)	法13条	法3条			知的財産法2011 第15条	規則(6)(3)、24		
Q6-2 一つの出願に含むことができる意匠の範囲はどのようなものですか。以下の事例について、認められるか認められないかを記入して下さい		1979年特許法第60条:「一つの特許出願は、一つの製品のみを用いられる一つ意匠に関するものでなければならぬ」									
部品と完成品(例:自転車のサドルと自転車)	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない		認められない	認められる	認められる	(無回答)	
同一分類内の複数物品(例:イスとテーブルが同一分類内にある場合、イスとテーブル)	別物であれば認められる	認められない	認められない 組合物とはならないのか? 一同一のコンセプトが無ければ、同じ分類でも認められない	認められない	認められない		認められない	認められる	認められる		
同一物品の類似しない複数意匠(例:イスのみの複数意匠)	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない		認められない	認められない	認められる		
同一物品の類似する複数意匠(例:イスのみの複数意匠)	認められない	認められる	認められる	認められない	認められない		認められる	認められない	認められる		
複数物品を指定する一意匠	認められない	場合による	認められない	認められない	認められない		認められる	認められる	認められる		
同一出願人による類似しない複数意匠(物品の同一を考慮しない)	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない		認められない	認められない	認められる		
同一出願人による類似する複数意匠(物品の同一を考慮しない)	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない		認められる	認められない	認められる		
Q6-3 一意匠と認められる範囲はどのようなものですか。以下の事例について、認められるか認められないかを記入して下さい											
一意匠を基にした複数の実施態様(例:非包装物と包装された状態の複数の実施例)	認められない	認められない	認められる 一例えば包装の色が異なる	認められない	認められる		認められない	認められる	認められる	(無回答)	
ナイフ、フォーク及びスプーンなどのセットもの	認められる	認められない	認められる	認められる	認められる		認められる	認められる	認められる		
セットものについて、出願人が自由に組み合わせる一意匠として出願することを認めているか	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない		認められる	認められる	認められる		
物品の一部又は全体が動くあるいは変化するもの(例:組立てるとロボットになる自動車おもちゃ)	認められる	認められない	認められる	認められない	認められる		認められない	認められる	認められない		
遷移する画像(例:操作により展開する音楽再生装置の画像)	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない		認められない	認められない	認められない		
Q6-4 一意匠とは認められないケースについて、どのようなものか具体的に教えて下さい	物品の異なる機能のための複数の画像や、形質的な関連性の認められない複数の画像	一意匠は、消費者に販売される一つの物品または一つの形態に関するものでなければならぬ。製品の意匠は、消費者の目に見える外的特徴であるため、内面的特徴、用途、方法、概念、原理、不可復の製品などは、意匠において主張することはできない。	異なる意匠に係る物品に対する同一の意匠 ・同一の意匠に係る物品に対する異なる意匠 ・意匠に関する単一の独創概念がない、物品のセット	(無回答)	(無回答)		類似した優勢な特徴がなければ一意匠とは認められない	なし	(無回答)	(無回答)	

<p>Q6-5 以下に示す事例では、貴国において一意匠と認められますか。また、認められない場合、その理由を記入して下さい。Q6-5 以下に示す事例では、貴国において一意匠と認められますか。また、認められない場合、その理由を記入して下さい</p> <p>【一意匠に係る物品】 一組のオーディオ機器セット 【一意匠に係る物品の説明】 本物品は、複数のオーディオ機能機器を内蔵した筐体である本体部と、本体部より出された音声を増大させて音声を聴くための左側及び右側の二個のスピーカーボックスにより構成されておりそれらは分離可能である</p>  <p>一意匠登録番号: 1308421</p>	認められる	認められる	場合による	一意匠と認められない	認められる		認められない	認められる	認められる	認められる	
<p>【7. 一意匠】一意匠の効力について、どのようにお考えですか。以下の設問にお答えください</p>	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
<p>Q7-1 一意匠の開示内容と一意匠の効力の範囲について、どのようにお考えですか。当てはまるか当てはまらないかを記入し、該当しない場合は自由記載欄をご利用下さい</p>											
<p>物品名を含む類似範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 願書に記載の物品と同一の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 願書に記載の物品の類似物品の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 物品名は例示に過ぎず、形態が同一であれば他の物品にも権利は及ぶ</p> <p><input type="checkbox"/> (自由記載)</p>	該当する	(該当しない)	該当する	該当する	該当する	(該当しない)	該当する	(該当しない)	該当する	(無回答)	
<p>図面等で開示されていない箇所について (自由記載)</p> <p>色彩の有無 (自由記載)</p> <p>実施態様のみ類似する優作品 (自由記載)</p>	該当する	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(該当しない)	(無回答)	
<p>図等に表された一意匠の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 図等と同一の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 図等の類似の範囲までおよび</p>	該当する	(該当しない)	該当する	該当する	該当する	(無回答)	(該当しない)	該当する	該当する	(無回答)	
<p>Q7-2 一意匠の開示内容について、権利行使における制限事項はありますか</p>	(無回答)		保護する一意匠に、他者に属する知的財産権が含まれている場合は、権利行使の面で制限があり得る	権利請求や部分一意匠の表示(点線、実線)により、権利行使が制限される	開示規定は登録意匠法第8条に見られる	なし	なし	なし	なし	Q7-3参照	(無回答)
<p>Q7-3 一意匠の開示内容に関わる無効事由にはどのようなものがありますか</p>	法57条によると、 1.知られている又は使われている一意匠 2.本国又は他国で公開されている一意匠 3.法第65条又は第28条により公開された一意匠 4.1～3に類似した一意匠	・新規性がない ・創作性がない ・産業上の利用可能性がない	(1)新規でない (2)公共の秩序、道徳又は宗教に反する	登録意匠の取消は以下を基にしている: (1)一意匠が登録の時点で新規でない、又は(2)他の権利により登録官が一意匠の登録を拒絶した場合、又は(3)登録の時点で対応する芸術作品の著作権が期限切れになっていた場合。	N/A	1. 知的財産法2011 第16、22、又は26条による保護の対象要件の一つ又はそれ以上を満たさなかった場合 2. 出願人又は出願人の代理人により提供された虚偽の又は誤解を招く情報の下に認められた出願の無効な登録の場合	緊急(一意匠)令第12条「内容の開示等についての規定」(グレースピリオド等、無効にならない条件)	(無回答)			

[8, その他]											
Q8-1 ハーク協定ジュネーブアクトでは提出可能な図面を6図以内としているが、貴国では意匠の開示として十分と考えますか		左側面図が対称な場合、一方を省略しても良いが、斜視図は省略してはならない					我々は10図まで許容している				
<input type="checkbox"/> 十分である	十分である	十分である		十分である	十分である	(無回答)	十分である	十分である	十分である	(無回答)	
<input type="checkbox"/> 不足している			不足している			(無回答)					
Q8-2 貴国の裁判例で、6図では意匠の開示上不十分とされた例はありますか		特許法に基づく省令第21号(1999年)は、意匠出願について審理するあらゆる法廷で取り上げられる この省令第21号の第19条は「表示は、保護を求める製品のすべての特徴を示す写真又は図面をもって構成することができる」と定めており、図面の数を制限していないが、この規定により、審査官は表示が重要な特徴をすべて示しているかどうかを検討することができる									
<input type="checkbox"/> そのような判例はない	そのような裁判例はない	ない	ない		ない	ない	ない	ない	ない	(無回答)	
<input type="checkbox"/> 判例がある 具体的に(自由記載)				ある (無回答)							
Q8-3 貴国では、パリ条約による優先権の証明書の提出が必要ですか	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
<input type="checkbox"/> 不要							不要 審査官が証明書の提出を求めない限り			(無回答)	
<input type="checkbox"/> 必要 どのような時に?(自由記載)	必要	必要 先の出願の出願日に関する優先権を主張する場合は、優先権証明書の原本を特許庁に提出する必要がある	必要 優先権出願の受理官庁が交付した優先権出願の認証謄本を、ベトナム知財庁(NOIP)への出願から3か月以内に提出しなければならない	必要 パリ条約に基づく優先権を主張する出願	必要		必要 (無回答)	必要	必要		
Q8-4 貴国では、パリ条約による優先権等の主張を伴う出願に際し、貴国への出願図面等と優先権の証明書類の図面等に差異がある場合、どのような対応をしますか											
<input type="checkbox"/> 認める										(無回答)	
<input type="checkbox"/> 認めない						✓ 一般に、拒絶が提起される	認めない	認めない			
<input type="checkbox"/> その他(自由記載)	その差異が新規事項とみなされるかどうかによって異なる	その他 提出された意匠出願における意匠に係る製品が、先の出願で示されたものかどうかを審査官が検討し、意匠に係る製品の意匠が先の出願のものとは異なる認定されれば、優先権は認められない	その他 出願された意匠における差異が、優先権書類に添付された図面を考慮した際に不可欠の特徴でなく、かつ、その差異が優先権書類の意匠の趣旨を変えないものでなければ、優先権は認められる	その他 通知を送達する	その他 優先権主張書類の主張の通りの図面を再提出する必要があると考えられるとき				出願人は差異を訂正するよう求められる		

【9. 情報収集依頼】											
Q9-1 貴国における、意匠の表現を争点とした審決あるいは判決がありましたら教えてください。多数ある場合は著名な判決等3件程度お教えてください。		いくつかの裁判例を添付する。有名な判例はなく普通のものだが、参考にしていただきたい。	(無回答)	インドネシア最高裁のURLを記載したので、参照されたい。 http://putusan.mahkamahagung.go.id/ (インドネシア語)	(無回答)	取消事例はない。	(無回答)	自国では意匠の表現に関する審決・判決はまだ為されていない。	なし	(無回答)	
Q9-2 貴国における法令、規則、基準、ガイドラインおよび、貴国の意匠制度における意匠の表現に関して特許となるWeb情報のURL、文献名及びそれらの該当箇所の要約、著作者名をお教えてください。著作権が関わる場合は別途ご相談させていただきます。	日本	タイ DIP, S&I	ベトナム NOIP	インドネシア DGIPR	マレーシア MyIPO	シンガポール IPOS	フィリピン IPOPHL	ラオス DISM	ブルネイ IPD	カンボジア DIP	ミャンマー IPS
		特許法(No.2)B.E.2535及び特許法(No.3)B.E.2542により改正された、1979年タイ特許法B.E.2522 ・省令第21, 22, 24, 25, 26, 27 and 28, 1999年 http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_docman&Itemid=427 (タイ語)	もう既にお持ちです	www.dgip.go.id	d) 1996年意匠法 ii) ロカルノ分類 iii) MyIPO Website http://www.myipo.gov.my	(無回答)	(無回答)	現在、Websiteは開設されていないが、我々の部署が構築中であり、2013年初には公開できると期待している。	緊急(意匠)令1999 http://www.brunei-patents.com.bn/files/ID%20-%20Order%20%20Rules/Industrial_Designs_Order_1999.pdf 意匠規則2000 http://www.brunei-patents.com.bn/files/ID%20-%20Order%20%20Rules/Industrial_Designs_Rules_2000.pdf 料金表、様式 http://www.brunei-patents.com.bn/index.php/information/forms-and-	(無回答)	

ヒアリング調査結果

1. タイ

(1) 訪問先、面談者

DIP (Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce of Thailand)

Ms. Pajchima TANASANTI, Director General (挨拶のみ)

Ms. Usanee SIRIREUNG, Director, Design Office

Ms. Saifon PANGHOM, Senior Design Officer, Design Office

Mr. Sarayut PHAHUMUNTO, Head of Design Group

(2) 日時： 2012年11月12日、9:45 - 15:30

(3) 場所： DIP 会議室、Ms. SIRIREUNG 執務室

(4) ヒアリング記録

(i) 第1回アンケート調査票に関して、一部無回答であったところを確認した。

Q5-5 「意匠の認定に至るまでの審査プロセスについて」

・物品の類似の範囲の特定

Q 誰が何に基づいて行っていますか

A 審査官が類似の意匠を特定して長官に報告し、長官が判断する（実際には長官が実務者に相談して判断する）。特許法第三章に基づく。

Q 認定できない時の扱い

A 拒絶理由通知を送付する。

・形態の特定（図法について）

Q 誰が何に基づいて行っていますか

A 予備審査の審査官が実施している（「方式審査」は、タイでは単なる方式の審査ではなく、予備審査（preliminary examination）である）。

Q 認定できない時の取り扱い

A 運用として予備審査での補正の要求で対応している。

・意匠が明確か

Q 誰が何に基づいて行っていますか

A 予備審査の審査官が実施している。

Q 認定できない時の取り扱い

A 補正を求める。法的には拒絶となるが、運用により補正を求めている。

Q5-6 「実体審査における意匠の表現の規定について、記載不備への対応」について無回答であったが？

Q アクション

A 意匠の表現や表示が正確でない場合、実体審査ではなく予備審査において出願人にオフィスアクションを送付する(実体審査への質問だったので無回答としていた)。

Q 具体的な対応

A 補正が認められない場合、数回繰り返す。

Q 出願日の繰り下げはありますか

A 上記の繰り返しの間、出願日の繰り下げはない。

Q5-10 「願書の記載について、補正可能な項目と補正可能な時期」

Q 「意匠の説明・許容し得る分割」について無回答であったが？

A 複数の意匠を含む出願については一つを選択させる。選択されなかった意匠については、必要であれば別途出願させるが、その出願について出願日は維持されない。

Q6-1 「一意匠」と認められるための要件

Q 「一意匠」の要件

A 一つの物品の形状であること。「一つの物品」であるから、その分離できない部分のみを取り扱うことはないという意味で部分意匠は認めていない。

Q 根拠となる法、規則、運用

A 法 60 条

Q6-2 「一つの出願に含むことができる意匠の範囲（以下の各項が認められるか否か）」

Q 部品と完成品

A 認められない。

Q 同一分類内の複数物品

A 認められない。

Q 同一物品の類似しない複数意匠

A 認められない。

Q 同一物品の類似する複数意匠

A 認められない。

Q 複数物品を指定する一意匠

A 場合による（実際の出願を見ないと判断できない）。

Q 同一出願人による類似しない複数意匠

A 認められない。

Q 同一出願人による類似する複数意匠

A 認められない。

Q6-3 「一意匠と認められる範囲（以下の各項が認められるか否か）」

Q 一つの意匠を基にした複数意匠

A 認められない。

Q ナイフ、フォーク及びスプーンなどのセットもの

A 認められない。

Q セットものについて、自由な組み合わせ

A 認められない。

Q 物品の一部又は全体が動くあるいは変化するもの

A 認められない。

Q 遷移する画像

A 認められない。

(ii) その他

Q1 審査を実施する順番はどのように決めるのか

A 新たに受領したものと補正を加えて返送されてきたものを合わせて一日 40－50 件を処理しているが、これらを受領順に審査している。新たに受領したもののうち 60%は補正を要求される。

Q2 審査の品質管理、スピードアップについて、どのような対策が取られているか

A 新任の審査官には3カ月のトレーニングを実施している。また審査官同士の議論なども行われている。

Q3 意匠制度に関して二国間協議は行われているか

A 二国間の協力はない。JPOからのセミナー、援助はとても助かっている。

Q4 意匠制度に関する他国からの支援は行われているか

A WIPOのセミナーには参加している。中国でもセミナーがあった。

Q5 模倣品対策としての他の政府機関との協力はあるか

A 模倣品を発見した人は警察に届けるか法廷に訴える。DIPとしては法廷から意見書を求められ、法廷での証人になる。

Q6 画像デザインは保護を受けられるか

A 画面が固定された外観であれば受けられるが、そうでなければ保護されない。

Q7 部分意匠は認められるか

A 意匠とは物品の形態であり、部分的なものでは在り得ないと思うが・・・。

2. ベトナム

(1) 訪問先、面談者

NOIP (National Office of Intellectual Property)

Dr. Le Ngoc LAM, Director, Industrial Design Division

(2) 日時： 2012年11月16日、10:00 - 12:00

(3) 場所： NOIP Dr. LAM 執務室

(4) ヒアリング記録

(i) 第1回アンケート調査票に関して、不明瞭なところを確認した

Q3-4 「意匠の開示方法・図面による表現の場合：線の種類・透明部分の表現」について、『規定なし』との回答であったが、運用上はどうか？

A 規定はないが、図面による意匠の表現を明瞭にする目的であれば運用として認める。

Q3-4 「意匠の開示方法・CG等の電子的な画像による表現の場合」について、「参考目的でのみ認める」との回答であったが、どのような扱いになるのか？

A 「参考目的でのみ認める」と回答したが、あれは電子ファイルのこと。ベトナムでは紙による出願しか認めていない。CGであっても紙媒体での出願であれば問題なく、図又は写真による出願と同じ扱いになる。

Q5-8 「包装用噴霧器のノズルの事例が認められるか」について、「認められない」との回答であったが、その理由は何か？

A 「認められない」と回答したのは「部分意匠」との表示があったため。これが部分意匠でないのであれば、先行事例がない限り認められ、登録される。

Q6-1 「一つの出願に含むことができる意匠の範囲、以下の事例は認められるか否か：同一分類内のイスとテーブル」について、認められないとの回答であったが、組物にはならないのか？

A 「認められない」と回答したが、イスとテーブルが同一のコンセプトを持つのであれば組物として認められる。同一のコンセプトがなく、単にイスとテーブルのセットということであれば、同一分類のものであっても認められない。

(ii) その他

Q1 審査を実施する順番はどのように決めるのか

A 審査の順番は受け付け順だが、内容により 2 分している。審査官には技術的背景のある人とそうでない人がおり、技術的背景のある審査官には立体的な意匠を、そうでない人には平面的なあるいは表面的な意匠を担当してもらっている。ただ、すべての出願に目を通して 2 分するのは私の仕事になり、負担が大きいのが問題。

Q2 審査の品質管理、スピードアップについて、どのような対策が取られているか

A 審査官に対する研修は入庁の時のみ実施しており、その後は定期的な研修は行っていない。JPO には研修のために審査官を派遣したり、派遣してもらって研修を行ったりしているが、特に JPO に派遣する研修員は人数に限られる。品質管理の意味で ISO を導入しているが、これは形式的なものであり、審査内容まで管理できるようなシステムではない。各審査官が実施した結果もすべて自分が最終チェックをしている。現行の NOIP の審査システムでは自分のところに負担が集中しすぎており、これが問題である。

Q3 意匠制度に関して二国間協議は行われているか

A JPO、SIPO、KIPO に審査官を派遣して研修を受ける機会がある。また DIP との間では意見交換の機会があり、タイの工業会に NOIP のシステムを紹介するなどしている。ラオス、カンボジアとも交流があるが、こちらは部長クラスの交流になる。ロシアとの交流もある。もともとベトナムの意匠システムは旧ソ連のシステムに倣って構成されたものであり、その名残が説明文の要求として残っている。

Q4 意匠制度に関する他国からの支援は行われているか

A 先ほど述べたような支援を受けている。WIPO が企画する研修などでは滞在費などの支援がある。

Q5 模倣品対策としての他の政府機関との協力はあるか

A 模倣品対策などの Enforcement は別の機関 VIPRI(Vietnam Intellectual Property Institute)の所管となる。NOIP は VIPRI の市場管理部門から意見を求められる。2010 年には 74 件、11 年には 54 件、今年はこれまでに 26 件の意見聴取があったが、ほとんど Honda のバイクに関するものであった。今年の数が少ないのは経済の停滞のためと考えている。

Q6 画像デザインは保護を受けられるか

A 装置類の表示画面の画像は無視して登録している。

Q7 部分意匠は認められるか

A ベトナムには部分意匠の制度はない。

3. インドネシア

(1) 訪問先、面談者

DGIPR (Directorate General of Intellectual Property Rights)

Mr. Budi SRATNO, Deputy Director for Copyright, Industrial Design,
Trade Secret and IC Layout

Mr. Andriensjah S.T., S.H., M.M, Head of Section of Classification
and Searching

(2) 日時： 2012年11月14日、10:00 – 12:00

(3) 場所： DGIPR Mr. SRATNO 執務室

(4) ヒアリング記録

(i) 第1回アンケート調査票に関して、不明であったところを確認した

Q1-3 「実体審査」の項に「一部の出願について実体審査を行っている」との回答であったが、どのような出願について審査を行っているのか

A **Opposition** のあった物のみ実体審査の対象としている。拒絶に対する出願人の対応は反対意見を提出することだけであり、**DGIPR** は補正を受けつけていない。

追加 Q/A

ヒアリング当日は、上記法令に沿った回答であったが、後日（12月26日）、実体審査に関して **Opposition** がなくても全出願に対して実施されているとの **JIPA** 情報に基づき、電話で問い合わせの確認を行ったところ、「運用としてすべての意匠出願について実体審査を行っている。以前、無審査で登録された意匠に関して問題が連続し、その後局長の指示で全数について審査を実施すようになったが、法令・規則は改訂されておらず、運用で実施している。」との回答を得た。

Q3-4 「意匠の開示方法・図面による表現の場合：陰影等の表現」に「規定なし」との回答であったが、運用上はどうか？

A 陰影に関する規定はないが、陰影は参考図には認められる。クレームに係る図面に関しては明確さを保つために認めない。

(ii) その他

Q1 審査を実施する順番はどのように決めるのか

A **Objection** 又は異議のあった出願のみ審査対象となるが、その審査は受け付けた順番に行われる。

Q2 審査の品質管理、スピードアップについて、どのような対策が取られているか

A 審査官のトレーニング、審査官同士のディスカッションなどを行っている。

Q3 意匠制度に関して二国間協議は行われているか

A 今のところ二国間の協力はない。

Q4 意匠制度に関する他国からの支援は行われているか

A 韓国から、キャパシティ・ビルディングに係る支援が始まったところである。

Q5 模倣品対策としての他の政府機関との協力はあるか

A 権利侵害された権利者は警察又は裁判所へ行く。DGIPR は法廷での証人になる。

Q6 画像デザインは保護をうけられるか

A 画像が製品に固有のものであれば保護される。

Q7 部分意匠は認められるか

A 認められる。

4. マレーシア

(1) 訪問先、面談者

MyIPO (Intellectual Property Corporation of Malaysia)

Mr. Mohd FAIZUDIN MOHD SHARUJI, Director, Industrial Design
Division

(緊急会議のため、後半 30 分程度のみ)

Ms. Shahida NAFISHAH BINTI JAMALUDIN, Assistant Director,
Administration and Human Resource Department

(2) 日時： 2012 年 11 月 19 日、 9 : 30 - 11 : 30

(3) 場所： MyIPO 会議室

(4) ヒアリング記録

(i) 第 1 回アンケート調査票に関して、不明確な案件について確認した

Q1-3 貴国では、意匠出願の実体審査を行っていますか

A 新規性に関する実体審査は運用として行っている。MyIPO の意匠データベースを対象に新規性の確認のためにサーチを行っている。先の質問票調査にはこれを実体審査として回答した。

Q4-1-1 意匠に係る物品の欄の記載には、どのような規定がありますか

A (無回答・規定なし、であったので確認した)

特に規定はなく分類は出願人が記載する。もし出願人の記載した分類と意匠とがそぐわない場合、出願人にその旨伝えるが、補正するか否かは出願人に任せる。

Q5-1 出願日確保のために十分とされる意匠の開示要件について、どのような規定(法、施行規則、細則、運用、その他)がありますか

A (無回答・規定なし、であったので確認した)

出願された意匠は受理され、出願日が付与され、2 週間でそのまま公開される。その後、方式審査、新規性審査が行われ、約 6 カ月で登録となる。

(ii) その他

Q1 審査を実施する順番はどのように決めるのか

A 審査の順番は受け付け順。一日約 15 件の出願を処理している。

Q2 審査の品質管理、スピードアップについて、どのような対策が取られているか

A 審査官に対して研修を行っている。

Q3 意匠制度に関して二国間協議は行われているか

A ラオスと技術的な交流がある。

Q4 意匠制度に関する他国からの支援は行われているか

A 特に支援は受けていない。JPOからは技術的な支援を受けたい、特にハーグ協定に向けて。

Q5 模倣品対策としての他の政府機関との協力はあるか

A 意匠に関する模倣品対策などについて、他の機関との協力はない。

Q6 画像デザインは保護を受けられるか

A 静止画像ならば保護を受けられる。

Issues for each ASEAN country in acceding to the Geneva Act of the Hague Agreement

1. Kingdom of Thailand

A study on design registration systems and practices in the ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users, and other documents, and on replies to questionnaire and hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

The following items were considered as issues for Thailand in acceding to the Geneva Act.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

1.1. Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

Since only one industrial design may be included in a single application under the Patent Act of Thailand (Patent Act Section 60), it would be necessary to consider whether to amend the legislation to accept applications for more than one industrial design, the so-called "multiple design applications", or make a declaration under Article 13 (1) (Special Requirements Concerning Unity of Design) not to accept multiple design applications.

In the case of accepting multiple design applications, further consideration should be taken with regard to how to handle the cases where a number of industrial designs in one application have different creators from the others, and where only part of the industrial designs

has reasons for refusal while others do not. In addition, it is necessary to consider whether the format of application, filing fees, and database structure for recording should also be modified.

1.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international application (Article 11, Rule 16).

In Thailand, after formality examination (preliminary examination), the design application is published to accept opposition by a third party (Patent Act Section 31 as applied *mutatis mutandis* pursuant to Article 65). According to the reply by the Department of Intellectual Property (DIP) to the questionnaire, although there is no specific provision in the laws and regulations, an applicant may designate the publication date at the time of filing by filling in the desired date on the application form, with no limitation on the date (This practice is applied under "DIP Announcement"). Therefore, the publication date could be deferred for 30 months from the filing date. It would be necessary to consider adding specific provisions into the present legislation to ensure the deferment of publication for an international application and to consider prosecuting such applications at the DIP.

1.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, a Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides a period for submitting an opposition may notify through a declaration that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete the substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In Thailand, since substantive examination are conducted with prior design searches after 90 days for submitting opposition has passed following publication of an application which underwent preliminary examination (Patent Act Section 61), Thailand would be entitled to make the above-mentioned declaration under Rule 18(1)(b). According to the DIP's reply to the

questionnaire, the average time to complete substantive examinations was 18 months in 2011. Therefore, it would be necessary to make the declaration to apply 12 months for this period and at the same time, consider developing a system that enables to complete substantive examination within the above period by improving the efficiency of examinations etc. .

1.4 Notification to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 1.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after international registration has been completed (Article 10).

The notification for the confidential copies enables the designated Office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or the designation after the international registration before international publication, substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand, without this notification, the designated office has to start substantive examination after the publication since the copies shall be delivered after the international publication.

In light of the circumstances mentioned in 1.3, it would be necessary to consider whether to notify wishes to receive confidential copies of international registration to the International Bureau in order to secure sufficient time for conducting substantive examination before international publication.

1.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect as normal applications filed in each designated Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

In Thailand, provisions concerning “exception of lack of novelty” are prescribed under Section 19 as applied *mutatis mutandis* pursuant to Section 65 of the Patent Act. It would be necessary to consider how to apply the procedure for domestic applications to international applications by reviewing the procedure itself.

1.6 Use of dotted or broken lines in reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matters which is shown in representation of designs but for which protection is not sought may be indicated by descriptions and/or means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

At present, Thailand does not have a Partial Design System and does not allow the use of dotted or broken line for indicating parts for which protection is not sought (Design Manual 3.1). Therefore, it would be necessary to consider how to handle such applications.

1.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System” in January 2012 and enabled designated Contracting Parties that has this system to accept an international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

At present, Thailand does not have a Related Design System. However, the above provision affects only those Contracting Parties that has such a system. Therefore no specific issue has been found regarding this item for Thailand in acceding to the Geneva Act.

1.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

In Thailand, 7 views (front view, rear view, left side view, right side view, top view, bottom view and perspective view) are required in principle, although some of them may be omitted in case where they are the same (Design Manual 3.1). Therefore, it would be necessary to consider having the number of the required views not more than six. In addition, according to the reply to the questionnaire, the numbering system for the reproductions is “Fig. 1, Fig. 2...” not “1.1, 1.2...” or “1-1, 1-2...” in Thailand. It will be necessary to consider changing this numbering system if multiple design applications are to be accepted (See 1.1).

1.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding

reproduction of the design or characteristic feature of the design as elements that identify the design and when requiring stating the claims for which rights are sought. (Article 5(2)(ii), (iii)). Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

Stating the claim is required by the law of Thailand (Patent Act Section 59(3)) and a brief description within 100 words may be included in the application (Regulation No.21 Rule 20).

If a brief descriptions and a claim are mandatory requirements in the current Thailand Design Patent System, Thailand should consider making a declaration or changing the requirement of the current provision.

1.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design, it is possible to contain specimens of the industrial design instead of reproductions referred to in Rule 9 (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify the International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

As the current design patent system of Thailand does not accept design applications with specimens instead of reproductions (Regulation No.21 Rule19), if Thailand does not make a declaration under the Article 11(1)(b)(which means that Thailand will provide the deferment of the publication of an industrial design), it will become necessary for Thailand to accept specimens. Therefore, Thailand has to consider whether to accept specimens or notify that it wishes to receive a copy of the international registration.

1.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party requires that the application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify that fact and its procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8).

The law of Thailand requires that an application should be filed in the name of the

creator of the industrial design. When the applicant is not the creator, the applicant has to attach the deed of assignment from the creator to the applicant (Patent Act Section 10 as applied mutatis mutandis pursuant to Section 65). Therefore, Thailand has to consider notifying the requirement to file the application in the name of the creator, or changing requirement of the national system.

1.12 Formality examination

Under the Geneva Act, International Bureau examines the formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

In the design patent system of Thailand, preliminary examination is conducted before the publication, and substantive examination is conducted after the publication. Furthermore, at the preliminary examination in Thailand, in addition to formality requirements, substantive matters such as consistency of drawing are examined. Since under the Geneva Act, formality examination of international applications is conducted by the International Bureau, it would be necessary for Thailand to change the procedure of design patent examinations.

1.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

The register of design patent in Thailand may contain information regarding exclusive or non-exclusive licenses (Ministerial Regulations No. 26, Rule 2). However, the international register does not have any information regarding licenses. Therefore, Thailand should consider how to manage the license information or amend the provision regarding licenses.

1.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, the duration of protection in the Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the designated Contracting Party is longer, the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

The law of Thailand provides for the duration of protection for 10 years counted from

the filing date (Patent Act Section 62). Therefore, Thailand needs to amend the provision to extend the duration of design patents.

1.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the description for the international application. Only the designation fee depends on the designated country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration (Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

In Thailand, the DIP conducts substantive examination, including examination on novelty *ex officio*. The fee for filing an application is 250 THB, another 750 THB is required for registration, and annual renewal fee is further charged (reduction for bullet payment of renewal fee is available) (Rule 2). Therefore, Thailand needs to consider whether to declare payment by the individual designation fee and the amount of renewal fee when renewal of the fee as prescribed by the Geneva Act is applied.

1.16 Effect of designation of the applicant's Contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is the domicile of the applicant, it may make a declaration and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, Thailand needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

1.17 Intermediary Office

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1) should be made by taking account of the convenience for applicants.

2. Socialist Republic of Vietnam

A study on design registration systems and practices in the ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users and other documents, and on replies to questionnaire and hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

The following items were considered as issues for Vietnam in acceding to the Geneva Act.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

2.1 Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

The law of Vietnam allows multiple industrial designs in one application as "Variations of industrial design that express a single common inventive idea and that are not significantly different from such industrial design" (Law on Intellectual Property Article 101). However, "the same main class" of Locarno Classification allows including a wider range of designs in one application than this definition. Therefore, it should be considered whether to make a notification through a declaration to restrict the requirement of multiple designs in one application being complied with the present practice in Vietnam in accordance with Article 13 (Special Requirements Concerning Unity of Designs) or amend the provision of Article 101 to expand the range of multiple designs in one application to the range of main class of the Locarno Classification.

2.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international application (Article 11, Rule 16).

In Vietnam, an industrial design application is published within 2 months after the filing date and a registered industrial design is published in the gazette within 2 months from the date of registration (Law on Intellectual Property Article 110).

Regarding deferment of publication, since there is no system to allow such deferment in Vietnam, it would be necessary to consider whether to introduce deferment of publication into the design registration system or make a declaration not to provide for deferment of publication.

Either way, the timing of international publication is six months after the date of the international registration in general (Rule 17(1)), which is different from the above-mentioned timing of publication in Vietnam. Therefore, it would be necessary to consider how to harmonize the timing of publication with that under the Geneva Act.

2.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, a Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides a period for submitting an opposition may, in a declaration, notify that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete the substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In Vietnam, since substantive examination are conducted with prior design searches after 2 months for submitting opposition have passed following publication of an application which underwent preliminary examination (Law on Intellectual Property Article 112 and 114), Vietnam would be entitled to make the above-mentioned declaration under Rule 18(1)(b). Although there is no information on the period necessary for conducting substantive

examinations in Vietnam, it would be necessary to consider making a declaration to apply 12 months for the above period.

2.4 Notification of wishes to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 2.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after international registration has been completed (Article 10(5)).

The notification for the confidential copies enables the designated office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or the designation after the international registration before international publication, substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand, without this notification, the designated office has to start substantive examination after the publication, since the copies shall be delivered after the international publication.

In light of the circumstances mentioned in 2.3, it would be necessary to consider whether to notify wishes to receive confidential copies of international registration to the International Bureau in order to secure sufficient time for conducting substantive examination before international publication.

2.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect as normal applications filed in each designated Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

In Vietnam, provisions concerning “exception of lack of novelty” are prescribed under Article 65 of Law on Intellectual Property. It would be necessary to consider how to apply the procedure for domestic applications to international applications by reviewing the procedure itself.

2.6 Use of dotted or broken lines in a reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matters which are shown in a reproduction of designs but for which protection is not

sought may be indicated by descriptions and/or by means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

The current laws of Vietnam do not provide protection for Partial Design and do not allow the use of dotted or broken line for indicating the parts for which protection is not sought (Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN, Point 33.6(a)). Therefore, it would be necessary to consider how to handle such applications.

2.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System” in January 2012 and enabled designated Contracting Parties that have this system to accept an international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

The current law of Vietnam does not provide for a Related Design System. However, the abovementioned provision affects only those Contracting Parties that has such system. Therefore, no specific issue has been found regarding this item for Vietnam in acceding to the Geneva Act.

2.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

In Vietnam, 7 views (front view, rear view, left side view, right side view, top view, bottom view and perspective view) are required and other necessary views (such as sectional view and enlarged view) are required when needed. In addition, the required size of representations is different from the Geneva Act (Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN, Point 33.6). Therefore, it would be necessary to consider how to adjust the requirements with those under the Geneva Act.

2.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding reproduction of the design or characteristic feature of the design as elements that identify the

design and when requiring stating the claims for which rights are sought. (Article 5(2)(ii), (iii)). Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, a brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

The law of Vietnam requires a description of the industrial design as a disclosure requirement (Law on Intellectual Property Article 103). If Vietnam wishes to include description as a mandatory requirement of an international application, it should consider making a notification through the declaration under the Article 5(2)(b)(ii).

2.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design, it is possible to contain specimens of the industrial design instead of reproductions referred to in Rule 9 (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify the International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

As the current design patent system of Vietnam does not accept design applications with specimens instead of reproductions (Law on Intellectual Property Article 108(1)(b)), if Vietnam does not make a declaration under the Article 11(1)(b) (which means that Vietnam will provide the deferment of the publication of an industrial design), it will become necessary for Vietnam to allow specimens. Therefore, Vietnam has to consider whether to allow specimens or notify that it wishes to receive a copy of the international registration.

2.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party requires that the application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify that fact and the procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8),

The law of Vietnam requires that an application should be filed in the name of the creator of the industrial design (Law on Intellectual Property Article 100(1)(d)). When an applicant is not the creator, the applicant has to attach the deed of assignment from the creator to the applicant. Therefore, Vietnam has to consider notifying the requirement to file an

application in the name of the creator, or changing requirement of the national system.

2.12 Formality examination

Under the Geneva Act, the International Bureau examines the formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

Through this study, specific issues in applying the formality examinations of the Geneva Act to the law of Vietnam were not discovered.

2.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

The register of industrial design registration in Vietnam requires registration of license contracts (Law on Intellectual Property Article 149). However, the international register does not have any information regarding licenses. Therefore, Vietnam needs to consider how to manage the license information or amend the provision regarding licenses.

2.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, the duration of protection in Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the designated Contracting Party is longer, the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

Under the law of Vietnam, a registered industrial design is valid for 5 years, and the period may be renewed for two consecutive periods of 5 years (Law on Intellectual Property Article 93(4)). Therefore, the current duration of protection meets the requirements of the Geneva Act.

2.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the

description for the international application. Only the designation fee depends on the designated country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration (Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

In Vietnam, the National Office of Intellectual Property (NOIP) conducts substantive examination, including examination on novelty *ex officio*. The fee for filing an industrial design application is 180,000 VND with 60,000 VND for each drawing from the second one, for searches 120,000 VND, and for examination 300,000 VND (Questionnaire reply). Although the law of Vietnam has a 5 year renewal system in the same way as the Geneva Act, fees for the presence of electronic data and for additional drawings are prescribed in detail. (The Table Fees and Charges relating to Industrial Designs) Therefore, Vietnam needs to consider whether to declare payment by the individual designation fee.

2.16 Effect of designation of the applicant's Contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is a domicile of the applicant, it may make a declaration and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, Vietnam needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

2.17 Intermediary Office.

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1) should be made by taking account of the convenience for applicants.

3. Republic of Indonesia

A study on design registration systems and practice in the ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users and other documents, and on replies to questionnaire and hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

The following items were considered as issues for Indonesia in acceding to the Geneva Act.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

ID Law: Law No. 31 of December 20, 2000 regarding Industrial Designs

ID Regulation: Indonesia Government Regulation No. 1 of 2005

3.1 Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

The law of Indonesia allows several industrial designs that belong to the same class to be included in one application (ID Law Article 13), in the same way as the Geneva Act.

If there are no issues regarding multiple creators of designs in one application, an application with some designs that have reasons for refusal, application format, or data base structure for recording, this system will not be an issue for Indonesia in acceding to the Geneva Act.

3.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international application (Article 11, Rule 16).

The law of Indonesia allows deferment of publication for up to 12 months from the filing date or the priority date (ID Law Article 25(4), (5)). Therefore, it would be necessary to consider whether to make a declaration under Article 11(1)(a) to notify that the period of deferment is less than 30 months, or extend the period of deferment to conform with the Geneva Act.

3.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, any Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides a period for submitting an opposition may, notify through a declaration that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete the substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In Indonesia, after 3 months have passed for submitting an opposition following publication of an application which underwent preliminary examination (ID Law Article 26), substantive examination is conducted with prior design search although there is no specific provisions on substantive examination. In the reply to the questionnaire, the Directorate General of Intellectual Property Rights (DGIPR) stated that the average time to complete a substantive examination was 12 months in 2012. Therefore it would be necessary to add specific provisions on substantive examination into the Design Law of Indonesia as well as consider making the above-mentioned declaration to apply 12 months for this period and improve the efficiency of substantive examination in order to be able to complete substantive examination within the above period.

3.4 Notification to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 3.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after international registration has been completed (Article 10).

The notification for the confidential copies enables the designated office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or the designation after the international registration before the international publication, substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand, without this notification, the designated office has to start substantive examination after the publication since the copies shall be delivered after the international publication.

In light of the circumstances mentioned in 3.3, it would be necessary to consider whether to notify wishes to receive confidential copies of international registration to the International Bureau in order to secure sufficient time for conducting substantive examination before international publication.

3.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect as normal applications filed in each designated Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

In Indonesia, provisions concerning “exception of lack of novelty” are prescribed under Article 3 of the ID Law. It would be necessary to consider how to apply the procedure for domestic applications to international applications by reviewing the procedure itself.

3.6 Use of dotted or broken lines in a reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matters which are shown in a reproduction of designs but for which protection is not sought may be indicated by descriptions and/or means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

In Indonesia, the parts for which protection is not sought may be indicated by dotted lines (ID Regulation, Article 6(1)(g)). Therefore, the use of dotted or broken lines would not be

a problem for Indonesia in acceding to the Geneva Act.

3.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System” in January 2012 and enabled designated Contracting Parties that has this system to accept an international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

At present, Indonesia does not have a Related Design System. However, the above provision affects only those Contracting Parties that has such a system. Therefore, no specific issue has been found regarding this provision for Indonesia in acceding to the Geneva Act.

3.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of each representation and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

As a result of this study, we consider that the above requirements would not be a problem for Indonesia in acceding to the Geneva Act.

3.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding reproduction of the design or characteristic feature of the design as elements that identify the design and when requiring stating the claims for which rights are requested. (Article 5(2)(ii), (iii)). Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, a brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

The law of Indonesia requires a description of industrial design as a disclosure requirement (ID Law Article 11 and 18). If Indonesia requires a description as a mandatory element of an international application, it needs to consider notifying as such in a declaration under the Article 5(2)(b)(ii).

3.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design, it is possible to contain specimens of the industrial design instead of reproductions referred to in Rule 9, (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify the International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

The current law of Indonesia allows to accept an industrial design application with specimens (ID Law Article 11(4)(a)). In case a Contracting Party does not make a declaration under Article 11(1)(b) (which means that the Contracting Party will provide the deferment of the publication of an industrial design), the Contracting Party needs to accept specimens, but through this study, the acceptance of specimens is not an obstacle for Indonesia in acceding to the Geneva Act.

3.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party requires that an application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify that fact and the procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8).

The law of Indonesia requires that an application should be filed in the name of the creator of the industrial design (ID Law Article 11(6)). When an applicant is not the creator, the applicant has to attach the deed of assignment from the creator to the applicant. Therefore, Indonesia has to consider notifying the requirement to file an application in the name of the creator, or changing the requirement of the national system

3.12 Formality examination

Under the Geneva Act, the International Bureau examines the formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

As a result of this study, specific problem in applying formality examinations under the Geneva Act to the law of Indonesia was not discovered.

3.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

The register of industrial design registration in Indonesia requires registration of license contracts (ID Law Article 36), and without this registration of contract, the license contract may be nullified. However, the international register does not have any information regarding licenses. Therefore, Indonesia should consider how to manage the license information or amend the provision regarding licenses.

3.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, The duration of protection in Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the designated Contracting Party is longer, is the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

The law of Indonesia provides for the duration of protection for 10 years counted from the filing date (ID Law Article 5). Therefore, Indonesia needs to amend the provision to extend the duration of design patents.

3.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the description for the international application. Only the designation fee depends on the designated country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration

(Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

In Indonesia, the law provides for examination following opposition by third parties, but according to the reply to our survey in this study, the DGIPR, in practice, conducts examination without any submission of opposition. The fee for filing an application is 600,000 IDR and at registration 100,000 IDR (Tariff). It is necessary to consider applying a renewal system and a fee schedule consistent with the system. If Indonesia wishes to declare payment by individual designation fee, it needs to consider the amendment of law that conforms to substantive examination conducted *ex officio* in practice.

3.16 Effect of designation of the applicant's Contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is the domicile of the applicant, it may make a declaration and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, Indonesia needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

3.17 Intermediary Office

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1) should be made by taking account of the convenience of applicants.

4. Malaysia

A study on design registration systems and practices in ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users and other documents, and on answers to questionnaire and hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

The following items were considered as issues for Malaysia in acceding to the Geneva Act.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

4.1 Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design, may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

The law of Malaysia allows several industrial designs that belong to the same class to constitute one application (Industrial Design Act Section 15), in the same way as the Geneva Act. If there are no issues regarding multiple creators in one application, an application with some designs that have reasons for refusal, application format, and database structure for recording, this system will not be an issue for Malaysia in acceding to the Geneva Act.

4.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for

the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international application (Article 11, Rule 16).

Since there is no system that allows such deferment in Malaysia, it would be necessary to consider whether to introduce deferment of publication into the design registration system or make a declaration not to provide for deferment of publication.

4.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, a Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides for a period for submitting an opposition may, notify through a declaration that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete the substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In the reply to the questionnaire and hearing survey, the Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO) stated that substantive examination for novelty with prior design searches is in practice conducted after formality examination in Malaysia, although there is no specific provision on substantive examination. However, since the scope of the prior design searches for novelty examination is basically limited to registered designs in Malaysia, it may become necessary to discuss with the International Bureau whether Malaysia would be acknowledged as an Examining Office under Article 1 (xvii) and be acknowledged as having grounds to make a declaration under Rule 18(1)(b) to extend the refusal period.

4.4 Notification to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 4.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after international registration has been completed (Article 10).

The notification for the confidential copies enables the designated office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or the designation after the international registration before international publication,

substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand, without this notification, the designated office has to start substantive examination after the publication since the copies shall be delivered after the international publication,.

In light of the circumstances mentioned in 4.3, it would be necessary to consider whether to notify wishes to receive confidential copies of international registration to the International Bureau in order to secure sufficient time for conducting substantive examination before international publication.

4.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect as normal applications filed in each designated Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

In Malaysia, provisions concerning “exception of lack of novelty” are prescribed under Section 12 of the Industrial Design Act. It would be necessary to consider how to apply the procedure for domestic applications to international applications by reviewing the procedure itself.

4.6 Use of dotted or broken lines in a reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matters which are shown in a reproduction of designs but for which protection is not sought may be indicated by descriptions and/or means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

In Malaysia, when protection is applied only for a particular part of an article, the part for which protection is not sought may be indicated by dotted lines (“Intellectual Property Guide”, 5. Industrial Design in Malaysia, 3.0(g)). Thus, use of dotted or broken lines would not be a problem for Malaysia in acceding to the Geneva Act, although this practice should preferably be provided for in laws and regulations.

4.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System” in January 2012 and enabled designated Contracting Parties that have this system to accept an

international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

In Malaysia, there is a similar system to the Related Design System. (Section 23 of the Industrial Design Act) It is stated that the period of registration of an industrial design to be registered by virtue of the provision of this section shall not exceed the period of registration or the renewal period of the principal industrial design. Therefore, it would be necessary to consider how the system shall be applied to an international application and how to apply the system between two international applications or to an international application and a national application.

4.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of each representation and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

In Malaysia, the required size of photos or drawings is different from the Geneva Act (“Intellectual Property Guide”, 5. Industrial Design in Malaysia, 3.0 (b)). Therefore, it would be necessary to consider making the requirement conform to that under the Geneva Act.

4.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding reproduction of the design or characteristic feature of the design as elements that identify the design and when requiring the claims for which rights are sought. (Article 5(2)(ii), (iii)). Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, a brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

The law of Malaysia does not require a description as disclosure requirement. (Industrial Design Regulations), Therefore, specific problem was not discovered through this study.

4.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a

request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design, it is possible to contain specimens of the industrial design instead of reproductions referred to in Rule 9 (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify the International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

Under the law of Malaysia, a specimen is applicable for an application (Industrial Regulations Section 10(3)), and the registrar may require the specimens to be replaced by drawings or photos (Industrial Regulations Section 10(4)). The size of the specimen is limited to a size smaller than 20cm x 20cm x 20cm in Malaysia. In case a Contracting Party does not make a declaration under Article 11(1)(b) (which means that the Contracting party will provide the deferment of the publication of an industrial design), the Contracting party should accept specimens. In that case, Malaysia needs to reconsider the requirement concerning the size of specimen. In addition, Malaysia needs to reconsider the requirement of replacing specimens with drawings or photos.

4.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party requires that an application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify the fact and the procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8),

In Malaysia, an application for registration of an industrial design requires a statement that the applicant and the creator is the same person and when the applicant is not the creator, a statement justifying the applicant's right to the registration. (Industrial Design Regulations Section 5(3)). In this regard, Malaysia has to consider notifying its requirement of filing an application in the name of the creator or changing the requirement of the national system

4.12 Formality examination

Under the Geneva Act, the International Bureau examines formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

It may become necessary to adjust the law of Malaysia regarding the differences

between the items checked in the formality examinations of the Geneva Act and the items prescribed by the law of Malaysia. However, through this study, specific problem in applying the formality examinations of the Act to the law of Malaysia was not discovered.

4.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

The register of industrial design registration in Malaysia requires registration of license contracts (Industrial Design Act Section 30), and without this registration, the license contract may be nullified. However, the international register does not have any information regarding licenses. Therefore, Malaysia should consider how to manage the license information or amend the provision regarding licenses.

4.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, The duration of protection in the Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the Contracting Party is longer, the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

Under the law of Malaysia, a registered industrial design is valid for 5 years, and may be renewed for two consecutive periods of 5 years (Industrial Design Act Section 25). This practice conforms to the Geneva Act.

4.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the description for the international application. Only the designation fee depends on the designated country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a

declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration (Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

In Malaysia, fee for filing an application is 500 MYR for filing in paper, and 480 MYR for electronic filing with 200 MYR of publication fee for each drawing. No separate registration fee is required, and fees for renewal are set separately. As mentioned in 4.3 above, it is not clear whether MyIPO will be acknowledged as an Examining Office. Level 1 will be applied as an Office without substantive examination and as mentioned above, it would be necessary for Malaysia to choose Level 2 or Level 3 as well as consider payment by individual designation fee if it is acknowledged as an Examining Office.

4.16 Effect of designation of the applicant's contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is the domicile of the applicant, it may make a declaration and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, Malaysia needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

4.17 Intermediary Office.

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1) should be made by taking account of the convenience of applicants.

5. Singapore

Singapore has already acceded to the Geneva Act and the design registration system conforms to the Geneva Act.

6. Republic of the Philippines

A study on design registration systems and practices in the ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users and other documents, and on replies to questionnaire or hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

The following items were considered as issues for the Philippines in acceding to the Geneva Act.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

IP Code: Intellectual Property Code of the Philippines

Revised Rule: The revised implementing rules and regulations for patents, utility models and industrial designs

6.1 Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design, may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

The law of the Philippines allows a single application to be comprised of several different designs which belong to the same subclass of the Locarno Classification (IP Code Section 115). It may be necessary to consider expanding the applicable scope of class to main class of the Locarno Classification.

6.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international application (Article 11, Rule 16).

In the reply to the questionnaire, the Intellectual Property Office of the Philippines (IPOP HL) stated that although there is no specific provision in the law and regulation, an applicant may designate the publication date at the time of filing an application by filling in the desired date on the application form, with no limitation on the date. Therefore it is possible to defer the publication date for 30 months from the filing date. It would be necessary to consider adding specific provisions into the present legislation to ensure the deferment of publication for an international application as well as consider how to handle such applications at the IPOP HL.

6.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, a Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides a period for submitting an opposition may, notify through a declaration that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete the substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In the Philippines, although substantive examinations are not conducted (Revised Rule 1505), oppositions are accepted until 30 days after the publication of applications (Revised Rule 1701). If the Philippines intends to make the above declaration under Rule 18(1)(b), it would be necessary to discuss with the International Bureau whether the IPOP HL will be acknowledged as an Office whose law provides for a period of submitting opposition to the grant of protection by third parties. In either case, it would be necessary to confirm whether the IPOP HL can complete examination on requirements other than formality examined by the International Bureau within the period of 6 or 12 months.

6.4 Notification to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 6.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after the international registration has been completed (Article 10).

The notification for the confidential copies enables the designated Office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or designation after the international registration before international publication, substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand, without this notification, the designated office has to start substantive examination after the publication since the copies shall be delivered after the international publication.

As mentioned in 6.3, substantive examinations are not conducted in the Philippines (Revised Rule 1505). Unless the system is changed to conduct substantive examinations or the process for the registration after receiving an international registration from the International Bureau takes more than 6 months, there seems to be little need for the Philippines to notify wishes to receive confidential copies.

6.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect as normal applications filed in each designate Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

In the Philippines, provisions concerning “exception of lack of novelty” are prescribed under Revised Rule 1503. It would be necessary to consider how to apply the procedure for domestic applications to international applications by reviewing the procedure itself.

6.6 Use of dotted or broken lines in a reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matters which are shown in reproduction of designs but for which protection is not sought may be indicated by descriptions and/or means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

In the Philippines, it is prescribed that in indicating the surrounding parts rights are not sought in the drawing disclosure, only broken lines may be used (Revised Rule 1514.2). Therefore, use of dotted or broken lines will not be an obstacle for the Philippines in acceding to the Geneva Act.

6.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System” in January 2012 and enabled designated Contracting Parties that have this system to accept an international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

The current law of the Philippines does not prescribe a Related Design System. However, the above provision affects only those Offices whose law provides such a system. Therefore no specific issue has been found regarding this provision for the Philippines in acceding to the Geneva Act.

6.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of each representation and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

Since the above requirements are within the scope of the current system in the Philippines (Revised Rule 1514), they will not be an obstacle for the Philippines in acceding to the Geneva Act.

6.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding reproduction of the design as elements that identify the design and when requiring stating the claim for which rights are sought (Article 5(2)(ii), (iii)). Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

The law of the Philippines requires both a brief description and a claim for an

industrial design application (Revised Rule 1510). If the Philippines wishes to require a description and/or a claim as mandatory elements in an international application, it will be necessary to notify as such in a declaration under the Article 5(2)(b).

6.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design, it is possible to contain specimens of the industrial designs instead of reproductions referred to in Rule 9 (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify the International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

In the Philippines, submitting reproductions of the design in drawings or photographs is mandatory for industrial design applications, and specimens are only accepted as attachments (IP Code Section 114). Therefore, if the Philippines does not make a declaration under Article 11(1)(b) (which means that the Philippines will provide the deferment of the publication of an industrial design), the Philippines needs to accept specimens. It will be necessary for the Philippines to consider whether to accept specimens or notify the wish to receive a copy of the international registration.

6.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party requires that an application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify that fact and the procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8).

Although the Philippines does not require a deed of assignment at the time of filing, the law of the Philippines requires a written statement justifying the right to the industrial design when an applicant is not the creator (Revised Rule 1510)., Therefore, the Philippines needs to consider whether to make a declaration under Article 5(2)(b)(i) (Mandatory requirement of an application: Identicalness of the creator of the industrial design) and notify the requirement of filing an application in the name of the creator, or change the requirement of the national system.

6.12 Formality Examination

Under the Geneva Act, the International Bureau examines the formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

It may become necessary to adjust the law of the Philippines regarding the differences between the items to be checked in the formality examination of the Geneva Act and those checked under the law of Philippines. However, through this study, no specific problem in applying formality examinations of the Act to the law of Malaysia was found.

6.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

The current system of the Philippines does not require information on licenses or pledging to be recorded. However, according to the reply to the questionnaire, information on licenses is recorded in a database. It will be necessary to consider how to obtain such information for the database.

6.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, The duration of protection in Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the designated Contracting Party is longer, the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

Under the law of the Philippines, a registered industrial design is valid for 5 years, and may be renewed for two consecutive periods of 5 years (IP Code Section 118), making the maximum duration 15 years. Therefore this practice conforms to the Geneva Act.

6.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the description for the international application. Only the designation fee depends on the designated

country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration (Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

In the Philippines, substantive examinations are not conducted (Revised Rule 1505). As long as the Philippines does not conduct substantive examinations, designation fee for Level 1 will be applied. Since the country adopts a 5 years renewal system (IP Code Section 118), there seems to be no specific issue for the Philippines regarding this item in acceding to the Geneva Act.

6.16 Effect of designation of the applicant's Contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is the domicile of the applicant, it may make a declaration and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, the Philippines needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

6.17 Intermediary Office.

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1) should be made by taking account of the convenience of applicants.

7. Lao People's Democratic Republic (herein after referred as Lao PDR)

A study on design registration systems and practice in the ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users and other documents, and on replies to questionnaire or hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

According to the reply to the questionnaire, the "Intellectual Property Laws (2008)" was modified and the current law is the "Law on Intellectual Property (2011)", and another law the "Ministerial Decision No. 0755/MOST on the Implementation of IP Law regarding Industrial Designs" was added. However, these new/modified laws cannot be accessed through the WIPO LEX and the text is also not available. Therefore, the following items were considered as issues for Lao PDR in acceding to the Geneva Act based on the previous law and regulation.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

IP Law: Intellectual Property Law (2008)

Regulation: Regulation No. 322/STEA-PMO on the Implementation of Decree on Patent, Petty Patent and Industrial Designs

7.1 Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design, may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

In Lao PDR, there is similar system (Regulation Article 20) that allows several designs

to be filed in one application. However, as a copy of filing documents is required for each design (Regulation Article 21), Lao PDR needs to consider how to apply this requirement to international applications.

7.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international application (Article 11, Rule 16).

The law of Lao PDR allows deferment of publication for up to 12 months from the filing date or the priority date (Regulation Article 20). Therefore, it would be necessary to consider whether to make a declaration under Article 11(1)(a) and notify that the period of deferment is less than 30 months or extend the period of deferment to accord with the Geneva Act.

7.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, a Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides a period for submitting an opposition may, notify through a declaration that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete the substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In Lao PDR, substantive examinations are conducted (IP Law Section 40) with prior design searches and the average period for conducting a substantive examination is 6 months. The recent number of design applications filed with the Department of Intellectual Property, Standardization and Metrology (DISM) in a year was about 20, but once Lao PDR accedes to the Geneva Act, the number of applications is expected to increase since it will facilitate the filing process. Therefore, it would be necessary to consider making the above declaration to apply 12 months for the refusal period as well as consider improving the efficiency of substantive examinations in order to complete substantive examinations within the

abovementioned period.

7.4 Notification to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 7.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after international registration has been completed (Article 10).

The notification for the confidential copies enables the designated Office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or the designation after the international registration before the international publication, substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand, without this notification, the designated office has to start substantive examination after the publication since the copies shall be delivered after the international publication.

In light of the circumstances mentioned in 7.3, it would be necessary for Lao PDR to consider whether to notify wishes to receive confidential copies of international registration to the International Bureau in order to secure sufficient time for conducting substantive examinations before international publication.

7.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect as normal applications filed in each designated Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

No provision on “exception of lack of novelty” of industrial designs was found in the law of Lao PDR. However, taking into account of the fact that Lao PDR is a member state of the Paris Convention, “exception of lack of novelty” is at least applicable within the scope of the Paris Convention. Therefore, it would be necessary to consider reviewing the applicable conditions in order to apply the practice to international applications

7.6 Use of dotted or broken lines in a reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matters which are shown in a reproduction of designs but for which protection is not

sought may be indicated by descriptions and/or means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

There is no provision in the law of Lao PDR for Partial Design but Lao PDR replied to the questionnaire that a Partial Design System “exists”. It also replied that there is no provision that prescribes the use of dotted or broken lines for indicating the parts for which protection is not sought. Therefore, it would be necessary to consider providing for the use of dotted or broken lines in the laws or regulation.

7.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System” in January 2012 and enabled designated Contracting Parties that has this system to accept an international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

Although a provision on Related Design System was not found in the law of Lao PDR, Lao PDR replied to the questionnaire that a Related Design System “exists”. In that case, it would be necessary to consider how to handle the relationship between international applications and between international and domestic design application for related designs. If the System does not exist, there is no specific issue in this regard for Lao PDR in acceding to the Geneva Act.

7.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of each representation and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

The requirements for drawings are not stated in the law and regulation of Lao PDR. Therefore, no specific issue has been found regarding the above requirements for Lao PDR in acceding to the Geneva Act.

7.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding reproduction of the design or characteristic feature of the design as elements that identify the design and when requiring stating the claims for which rights are sought. (Article 5(2)(ii), (iii)).

Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, a brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

The requirement for description or claim on the design filing document is not stated in the law and regulation of Lao PDR. Therefore, no specific problem regarding this requirement for Lao PDR in acceding to the Geneva Act was found.

7.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design, it is possible to contain specimens of the industrial design instead of reproductions referred to in Rule 9 (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify the International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

According to the reply to the questionnaire, the design system in Lao PDR does not allow using specimens as representations of designs. However, there is a provision allowing specimens in the law (IP Law Section 31). It will be necessary to consider how to handle international applications containing specimens that request deferment of publication (see 7.2). If Lao PDR does not make a declaration under Article 11(1)(b) (which means that the Lao PDR will provide the deferment of the publication of an industrial design), Lao PDR needs to accept specimens. Therefore, Lao PDR has to consider whether to accept specimens or notify that the Office wishes to receive a copy of the international registration.

7.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party requires that an application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify that fact and the procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8).

There is no requirement for submitting a deed of assignment at the time of filing an application in the law and regulation of Lao PDR. On the other hand, if an applicant is not the creator, it is required to attach a power of attorney to the application documents (Regulation Article 20). As the Geneva Act does not require a power of attorney for international

applications, Lao PDR needs to consider changing the requirement of power of attorney.

7.12 Formality Examination

Under the Geneva Act, the International Bureau examines the formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

There is no provision in the law and regulation of Lao PDR regarding details of formality examinations. Therefore we were not able to make a study of this issue..

7.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

Although there is no provision regarding details of the register in the law and regulation of Lao PDR, in the reply to the questionnaire, Lao PDR stated that there is a database recording license information. It will be necessary to consider how to obtain such information for the database.

7.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, the duration of protection in the Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the designated Contracting Party is longer, the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

In Lao PDR, a registered industrial design is valid for 5 years, and may be renewed for two consecutive periods of 5 years making the duration 15 years (IP Law Section 48). This practice accords with the Geneva Act.

7.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the description for the international application. Only the designation fee depends on the designated

country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration (Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

Under the law of the Lao PDR, the DISM conducts substantive examination including examination on novelty *ex officio*. The fee for filing an application in Lao PDR is 600,000 LAK which includes the renewal fee for the initial period of 5 years, and fee for renewal is charged every 5 years. Since Lao PDR is an Examining Office, it needs to consider whether to declare payment by the individual designation fee, as well as consider applying the renewal fee structure prescribed in the Geneva Act.

7.16 Effect of designation of the applicant's Contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is the domicile of the applicant, it may make a declaration and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, Lao PDR needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

7.17 Intermediary Office.

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1), should be made by taking account of the convenience for applicants.

8. Brunei Darussalam

A study on design registration systems and practices in the ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users and other documents, and on replies to questionnaire or hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

The following items were considered as issues for Brunei in acceding to the Geneva Act.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

ID Order: Emergency (Industrial Design) Order, 1999

ID Rules: Industrial Design Rules, 2000

8.1 Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design, may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

Since Brunei has a similar system as the system under the Geneva Act (ID Order Section 15), there is no specific issue in this regard for Brunei in acceding to the Act.

8.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for

the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international application (Article 11, Rule 16).

The law of Brunei allows deferment of publication for up to 12 months from the filing date or the priority date (ID Order Section 26). Therefore, it would be necessary to consider whether to make a declaration under Article 11(1)(a) to notify that the period of deferment is less than 30 months or extend the period of deferment to conform to the Geneva Act.

8.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, any Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides a period for submitting an opposition may, notify through a declaration that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In Brunei, substantive examinations are not conducted (ID Order Section 26) and according to the reply to the questionnaire, the period of time recently required for examinations is relatively short. Therefore, no specific issue was found for Brunei with regard to this item. However, once Brunei accedes to the Geneva Act, the number of applications may rapidly increase because filing process will be facilitated. In this case, it may become necessary to implement measures accordingly.

8.4 Notification to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 8.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after international registration has been completed (Article 10(5)).

The notification for the confidential copies enables the designated office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or the designation after international registration before international publication,

substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand, without this notification, the designated office has to start substantive examination after the publication since the copies shall be delivered after the international publication.

As mentioned in 8.3, the period of time recently required for examination in Brunei is relatively short, and therefore the necessity of making this notification is low.

8.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect in each designated Contracting Party as normal applications filed in each designated Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

The law of Brunei allows applying “exception of lack of novelty” to applications for exhibited designs filed within 6 months from the holding of the official international exhibitions and within 12 months to applications for designs disclosed by any person other than the right holder in breach of good faith (ID Order Section 12).

Although there is a column on the international application form for stating that the application is for disclosure in official exhibitions, there is no column to state that the application is for disclosure by a person other than the right holder. Therefore, Brunei needs to consider how to obtain information on disclosure by a person other than the right holder and apply the same level of protection as national applications to such international applications.

8.6 Use of dotted or broken lines in a reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matter which are shown in a reproduction of designs but for which protection is not sought may be indicated by descriptions and/or means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

Brunei does not have a Partial Design System and there is no specific provision that provides for the use of dotted or broken lines for indicating the parts for which protection is not sought (Examination standard was not provided). Therefore, it would be necessary to consider how to handle such applications.

8.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System” in January 2012 and enabled designated Contracting Parties that have this system to accept an international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

In Brunei, there is a provision that has certain common points with the Related Design System (ID Order Section 14). The period of right for a design registered by virtue of this Section cannot extend beyond the duration of rights of the principal design. Therefore, it would be necessary to consider how to apply this system to an international application and to the relationship between international applications, and between an international application and a national application.

8.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of each representation and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

According to our study, the requirement concerning drawings in Brunei is similar to the requirements under the Geneva Act (ID Rules Section 7). Therefore, the above requirements will not be a problem for Brunei in acceding to the Geneva Act.

8.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding reproduction of the design or characteristic feature of the design as elements that identify the design and when requiring stating the claims for which rights are sought (Article 5(2)(ii), (iii)). Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, a brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

In Brunei, as a “statement that specifies the article” is required as an attached document to the filing documents (ID Rules Section 6), it will be necessary to consider whether this statement can be replaced by a brief description allowed through making the abovementioned declaration.

Furthermore, it will be necessary to consider how to handle the “statement on novelty” required as an attached document (ID Order Section 15) for international applications.

8.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design, it is possible to contain specimens of the industrial design instead of reproductions referred to in Rule 9 (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

As the law of Brunei does not accept specimens as representations of industrial design (ID Rules Section 7), if Brunei does not make a declaration under Article 11(1)(b) (which means that the Brunei will provide the deferment of the publication of an industrial design), Brunei needs to accept specimens. Therefore, Brunei has to consider whether to accept specimens or notify that it wishes to receive a copy of the international registration.

8.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party requires that an application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify that fact and the procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8),

When an applicant is not the creator, the law of Brunei requires a statement explaining the applicant’s rights to the industrial design (ID Rules Section 6(2)(d)). Therefore, it will be necessary to consider whether this statement could be replaced by a deed of assignment for an international application. In addition, Brunei needs to consider whether to notify the requirement of filing an application in the name of the creator or change the requirement of the national system

8.12 Formality examination

Under the Geneva Act, the International Bureau examines the formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

Through this study, specific problem in applying formality examinations under the Geneva Act to the law of Brunei was not discovered.

8.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

The law of Brunei requires recording mortgage or licensing information of designs in the register (ID Order Section 34, ID Rules Section 25). However, the international register does not have any information regarding licenses. Therefore, Brunei needs to consider how to manage license information or amending the provision regarding licenses.

8.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, the duration of protection in the Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the designated law in the designated Contracting Party is longer, the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

The law of Brunei prescribes that a registered industrial design is valid for 5 years, and may be renewed for two consecutive periods of 5 years (ID Order Section 29). This practice accords with the Geneva Act.

8.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the description for the international application. Only the designation fee depends on the designated country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining

Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration (Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

In Brunei, substantive examinations are not conducted (ID Order Section 26). As long as Brunei does not conduct substantive examinations, the designation fee of Level 1 will be applied. Since a renewal system for each 5 years is provided (ID Order Section 29), no specific issue was found in this study.

8.16 Effect of designation of the applicant's Contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is the domicile of the applicant, it may make a designation and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, Brunei needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

8.17 Intermediary Office

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1) should be made by taking account of the convenience of applicants.

9. Kingdom of Cambodia

A study on design registration systems and practices in the ASEAN member states was conducted by AIPPI JAPAN commissioned by the JPO, based on surveys on legislation, examination standards, guidelines for users and other documents, and on replies to questionnaire or hearing surveys, while referring to issues for Japan's accession to the Geneva Act of the Hague Agreement (hereinafter referred as "the Geneva Act") under consideration at the JPO.

The following items were considered as issues for Cambodia in acceding to the Geneva Act.

Notation:

Article: An article of the Geneva Act,

Rule: A Rule of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement

AI Section: A Section of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

Law: Law on the Patents, Utility Model and Industrial Designs

9.1 Multiple industrial designs in one international application

The Geneva Act allows a single international application to include up to 100 industrial designs which belong to the same main class of the Locarno Classification (Article 5(4), Rule 7(3)(v)and(7)). A Contracting Party may restrict the requirement of the unity of design, unity of production or unity of use, or that a design which belongs to the same set or to a composition of items or only one independent and distinct design, may be claimed in a single application, by making a declaration under the Article 13(1) (Special Requirements Concerning Unity of Design).

As the law of Cambodia provides a similar system (Law Article 97) as the Geneva Act, there is no specific issue regarding this item for Cambodia in acceding to the Geneva Act.

9.2 Deferment of publication

The Geneva Act allows deferment of the publication of an industrial design for a period of up to 30 months from the filing date or where priority is claimed, from the priority date of the application concerned, when the law of the designated Contracting Party provides for the deferment of publication, by applicants' request at the time of filing an international

application (Article 11, Rule 16).

The law of Cambodia allows deferment of publication for up to 12 months from the filing date or the priority date (Law Article 98). Therefore, it would be necessary to consider whether to make a declaration under Article 11(1)(a) to notify that the period of deferment is less than 30 months or extend the period of deferment to accord with the Geneva Act.

9.3 Period for notification of refusal

Under the Geneva Act, the notification of refusal of the effects of an international registration designating an Office is in principle communicated by the Contracting Party to the International Bureau within 6 months from the publication of the international registration. The notification shall state all the grounds on which the refusal is based. However, any Contracting Party which conducts substantive examinations or whose law provides a period for submitting opposition may, in declaration, notify through a declaration that the period of 6 months shall be replaced by a period of 12 months. The Office of the Contracting Party shall complete substantive examination or examination for the opposition within that period and notify the International Bureau of the decision (Article 12, Rule 18).

In Cambodia, substantive examinations on novelty are not conducted (Law Article 103) and according to the reply to the questionnaire, the period of time required for formality examination is in average 6 months at present. However, once Cambodia accedes to the Geneva Act, the number of applications is expected to increase due to improved convenience of filing applications. Therefore, it will be necessary to confirm whether the Department of Intellectual Property (DIP) can complete the formality examination within 6 months including the period for formality examination by the International Bureau.

9.4 Notification to receive confidential copies of an international registration

Under the Geneva Act, the refusal of the effects of an international registration shall be notified by the Office of the Contracting Party to the International Bureau within the prescribed period (See 9.3). By notifying wishes to receive confidential copies of the international registration to the International Bureau, the designated Office can receive the copies immediately after international registration has been completed (Article 10(5)).

The notification for the confidential copies enables the designated office to start substantive examination before international publication. If the applicant withdraws the application or the designation after the international registration before international publication, substantive examination based on the confidential copies will go to waste. On the other hand,

without this notification, the designated office has no choice but to start substantive examination after the publication since the copies shall be delivered after the international publication.

As mentioned in 9.3, while substantive examinations on novelty are not conducted in Cambodia, the period of time required for formality examinations is 6 months in average at present. Taking account of the possible improvement of efficiency of formality examination at the DIP, it would be necessary to consider whether to notify the wishes to receive confidential copies of international registration to the International Bureau.

9.5 Applying “exception of lack of novelty” to an international application

While there are no provisions specifically stating “exception of lack of novelty” in the Geneva Act, an international registration shall have at least the same effect as normal applications filed in each designated Contracting Party for the grant of protection of the industrial design under the law of the Contracting Party (Article 14(1)).

In Cambodia, provisions concerning “exception of lack of novelty” are prescribed under Article 92 of the Law on Patents, Utility Models and Industrial Designs. It would be necessary to consider how to apply the procedure for domestic applications to international applications by reviewing the procedure itself.

9.6 Use of dotted or broken lines in reproduction of designs for part protection is not sought

The Geneva Act does not clearly provide protection for the so-called “Partial Design”. However, matters which are shown in a reproduction of designs but for which protection is not sought may be indicated by descriptions and/or means of dotted or broken lines (Rule 9(2)(b), AI Section 403).

The law of Cambodia does not have any specific provisions on Partial Design. However, it is allowed to attach a “statement that certain disclosures be disregarded” to the application request (Form No.1 ID, Box No. 8, accompanied item 4) which serves as a disclaimer regarding parts of articles acknowledged as designs, according to the DIP’s reply to the questionnaire. It would be necessary to consider how to amend this statement to accord with the Geneva Act.

9.7 Related design system

The Geneva Act added provisions concerning the so-called “Related Design System”

in January 2012 and enabled designated Contracting Party that have this system to accept an international application together with an indication of the reference number to the principal industrial design or to the principal application or registration (AI Section 407).

The current law of Cambodia does not provide for a Related Design System. However, the above provision affects only those Offices that have such a system. Therefore, no specific issue has been found regarding this item for Cambodia in acceding to the Geneva Act.

9.8 Requirements concerning drawings

The Geneva Act does not allow a Contracting Party to require more than one view where the industrial design or product is two-dimensional or more than six views where the product is three-dimensional (Rule 9). The size of each representation and numbering of reproductions are also specified under the Administrative Instructions. (AI Sections 401 to 406)

As far as this study goes, there is few detailed information about requirements for representations of designs in Cambodia. Therefore, no specific issue has been found regarding the above requirements under the Geneva Act.

9.9 Brief descriptions and claims

It is necessary for a Contracting Party to make a declaration to the International Bureau when requiring an international application to contain a brief description regarding representation of the designs or characteristic feature of the design as elements that identify the design and when requiring stating the claims for which rights are sought (Article 5(2)(ii), (iii)). Even if the Contracting Party does not require a brief description or a claim, at the option of the applicant, a brief description may be included in the international application (Rule 7(5)). If the description exceeds 100 words, an additional fee is required.

The law of Cambodia does not require a description or a claim for designs (Industrial Design Regulations). Therefore, no specific problem regarding this requirement was found.

9.10 Specimens

When an international application governed exclusively by the Geneva Act contains a request for deferment of publication in respect of a two-dimensional industrial design,, it is possible to contain specimens of the industrial design instead of reproductions referred to in Rule 9 (Rule 10). The Office of the Contracting Party may notify International Bureau that the Office wishes to receive a copy of the international registration, along with any relevant

statement, document or specimen for the international application (Article 10(5) of the Geneva Act).

The law of Cambodia allows specimens as representation of industrial design application when the design is two-dimensional (Law on the Patents, Utility Model and Industrial Designs Article 95). Therefore, it would be necessary to consider the requirements on specimens such as the size that conforms to the Geneva Act in order to maintain or expand the system of deferring publication stated in 9.2.

9.11 Requirement to file an application in the name of the creator

When the law of a Contracting Party of the Geneva Act requires that an application for protection of a design should be filed in the name of the creator of the industrial design, the Contracting Party may notify that fact and the procedure complying with the requirements in a declaration (Rule 8),

The law of Cambodia requires that an application should be filed in the name of the creator of the industrial design. When an applicant is not the creator, the applicant has to attach the deed of assignment from the creator to the applicant (Law on the Patents, Utility Model and Industrial Designs Article 96). Therefore, Cambodia needs to consider notifying the requirement to file an application in the name of the creator or changing the requirement of the national system.

9.12 Formality examination

Under the Geneva Act, the International Bureau examines the formality requirement of an international application. When the formality requirement is satisfied, the international application is registered and published in 6 months from the international registration date (Article 8, 10).

Through this study, specific problem in applying formality examinations of the Geneva Act to the system of Cambodia was not found.

9.13 International register/License information

Under the Geneva Act, international registration is recorded on the International Register managed by the International Bureau. The International Register does not hold any information regarding licenses or pledging (Article 16).

The law of Cambodia requires license contract information to be recorded in the register (Law on the Patents, Utility Model and Industrial Designs Article 115 and 118). However, the international register does not have any information regarding licenses. Therefore, Cambodia needs to consider how to manage license information or amending the provision on licenses.

9.14 Duration of registration

Under the Geneva Act, the duration of protection in the Contracting Parties is 15 years counted from the date of the international registration but when the period provided under the domestic law in the designated Contracting Party is longer, the period will be the same as the duration provided by the domestic law (Article 17).

The law of Cambodia prescribes an initial period of registration of 5 years which may be renewed for two additional 5 years periods (Law on the Patents, Utility Model and Industrial Designs Article 109). This practice conforms to the Geneva Act.

9.15 Fees for international application/registration

Under the Geneva Act, the fee for an international application consists of (i) basic fee, (ii) designation fee, and (iii) publication fee (in some cases, additional fee is required). Basic fee and publication fee are calculated by the number of designs, pages, and the words in the description for the international application. Only the designation fee depends on the designated country or countries. The designation fee for a Contracting Party whose Office does not conduct any substantive examination is Level 1, the designation fee for a Contracting Party whose Office conducts substantive examination on matters other than novelty is Level 2 and a Contracting Party whose office conducts substantive examination, including examination on novelty either *ex officio* or following opposition by third parties is Level 3 (Article 7 and Rule 12). An Examining Office may replace standard designation fee by individual designation fee through a declaration, which may not exceed the fee charged in its country. Furthermore, an Examining Office may specify that the individual fee will be divided into two parts, in which the first part is paid at the time of filing the international application and the second part is paid at a later date determined in accordance with the law of the Contracting Party concerned, in a declaration (Article 1(xvii), 7 and Rule 12).

In Cambodia, as substantive examinations are not conducted (Law on the Patents, Utility Model and Industrial Designs Article 103), designation fee of Level 1 will be applied. No specific issue was found through this study since a renewal system every 5 years is provided

(Law on the Patents, Utility Model and Industrial Designs Article 109) .

9.16 Effect of designation of the applicant's Contracting Party

When a Contracting Party whose Office is an Examining Office is the domicile of the applicant, it may make a declaration and notify the Director General that the designation of the Contracting Party in an international registration will have no effect (Article 14(3)).

Without the declaration under Article 14(3), an applicant may file an industrial design either directly as a national application or via the International Bureau as an international application, by the option of the applicant, which may result in two equivalent applications for the same design existing in different languages and formats.

Therefore, Cambodia needs to consider whether to make a declaration under Article 14(3) and make a notification.

9.17 Intermediary Office.

An international application may be filed, at the option of the applicant, either directly with the International Bureau or through the Office of the applicant's Contracting Party (Article 4(1)). However, any Contracting Party may declare that international applications may not be filed through its Office and notify the fact to the Director General (Article 14(2)).

In case an Office does not make a declaration under Article 4(1), and the Office allows an applicant to file indirectly through the Office, the Office may notify and accept to collect and forward the fees payable in connection with the application to the International Bureau (Rule 27(2)(b)).

The choice of option provided under Article 4(1) should be made by taking account of the convenience for applicants.

10. Republic of the Union of Myanmar

At present, Myanmar does not have a legislation system to protect industrial designs and therefore it needs to consider establishing a legislation system in acceding to the Geneva Act.

ภาคที่ 3 หัวข้อการพิจารณาเข้าร่วมภาคีข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากรุงเทพ

1. ประเทศไทย

พิจารณาประเด็นปัญหาต่าง ๆ ของประเทศไทยในการเข้าร่วมเป็นภาคีข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากรุงเทพ (ต่อไปใช้คำว่าข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญา) โดยอ้างอิงหัวข้อการพิจารณาเข้าร่วมข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญาของญี่ปุ่นที่จัดทำขึ้นโดยคณะกรรมการคุ้มครองสิทธิทรัพย์สินทางปัญญาระหว่างประเทศแห่งญี่ปุ่นซึ่งได้ทำการสำรวจ/ค้นคว้าวิจัยภาวะความเป็นจริงของระบบจดทะเบียนการออกแบบผลิตภัณฑ์ในประเทศกลุ่มอาเซียนและการบริหารระบบ ตามที่ได้รับมอบหมายจากสำนักงานสิทธิบัตรแห่งญี่ปุ่น รวมทั้งการสำรวจบทบัญญัติและกฎหมาย, มาตรฐานการตรวจสอบ, คู่มือสำหรับผู้ยื่นขอรับสิทธิบัตร, การตรวจสอบการดำเนินงานที่เกี่ยวข้องอื่น ๆ, ผลการสำรวจด้วยแบบสำรวจและการสัมภาษณ์ของญี่ปุ่น

1.1 ระบบการขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์หลายแบบในคำขอเดียว

ข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญารับรองการยื่นคำขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ไม่เกิน 100 แบบในคำขอสิทธิบัตร 1 ฉบับ ในกรณีที่การออกแบบผลิตภัณฑ์เหล่านั้นสังกัดหมวดหลักเดียวกันในการแยกประเภทการออกแบบผลิตภัณฑ์โรลล์โนระหว่างประเทศ (มาตรา 5 (4) ระเบียบ 7 (3) (v), (7)) นอกจากนั้นการออกแบบผลิตภัณฑ์เป้าหมายที่ขึ้นขอในคำร้องฉบับเดียวกันนั้นจะต้องเข้าเงื่อนไขการเป็นการออกแบบผลิตภัณฑ์เดียวกัน, การเป็นผลิตภัณฑ์เดียวกันหรือมีการใช้เช่นเดียวกัน, เป็นการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่อยู่ในชุด (set) เดียวกันหรืออยู่ในองค์ประกอบของรายการสินค้าเดียวกัน รวมทั้งในกรณีที่ประเทศภาคีสถิติสัญญาสามารถประกาศตามมาตรา 13(1) ได้ว่าการออกแบบผลิตภัณฑ์นั้นเป็นการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่มีเอกลักษณ์และการออกแบบผลิตภัณฑ์แยกประเภทได้เท่านั้นที่สามารถยื่นขอสิทธิบัตรได้ (เงื่อนไขพิเศษเกี่ยวกับความเป็นแบบอย่างเดียวกันของการออกแบบผลิตภัณฑ์)

ประเทศไทยใช้ระบบยื่นคำขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ 1 แบบ ต่อ 1 คำขอ (กฎหมายสิทธิบัตรมาตรา 60) จึงจำเป็นต้องพิจารณาแก้ไขปรับปรุงระบบกฎหมายและยอมรับคำขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ 1 แบบ 1 คำขอ หรือประกาศโฆษณาเหตุผลการไม่ยอมรับคำขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ 1 แบบ ต่อ 1 คำขอตามข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากรุงเทพมาตรา 13 (เงื่อนไขพิเศษเกี่ยวกับความเป็นแบบอย่างเดียวกันของการออกแบบผลิตภัณฑ์) กรณีการรับรองคำขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์หลายแบบ ต่อ 1 คำขอ ประเทศไทยจำเป็นต้องพิจารณาวิธีปฏิบัติต่อการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่ไม่มีเหตุผลพอปฏิเสธได้ เนื่องจากในคำขอสิทธิบัตรฉบับเดียวกันนั้นส่วนหนึ่งเป็นการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่มีเหตุผลพอปฏิเสธได้และส่วนหนึ่งไม่มีเหตุผลที่จะปฏิเสธได้ และจำเป็นต้องพิจารณาแก้ไขแบบฟอร์มการยื่นขอสิทธิบัตร, ค่าใช้จ่ายในการยื่นขอสิทธิบัตร, โครงสร้างฐานข้อมูลการจดทะเบียน เป็นต้น

1.2 ระบบเลื่อนเวลาเปิดเผยต่อสาธารณะ

ข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญาระบุไว้ว่า กรณีที่กฎหมายของประเทศภาคีที่กำหนดมีข้อกำหนดเลื่อนวันเปิดเผยการขอสิทธิบัตรเอาไว้, กรณีที่มีการยื่นวันยื่นขอสิทธิบัตรหรือยื่นขึ้นการมีสิทธิก่อนตามที่ผู้ยื่นขอขึ้นคำร้องถอนยื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศทั้งสองกรณีสามารถเลื่อนวันเปิดเผยต่อสาธารณชนออกไปได้ถึง 30 เดือนเป็นอย่างมากที่สุดนับจากวันที่ได้รับสิทธิยื่นคำขอก่อน (มาตรา 11 กฎข้อบังคับที่ 16)

สำหรับประเทศไทยจะเปิดเผยการยื่นขอสิทธิบัตรต่อสาธารณะหลังการยื่นขอ, หลังการตรวจสอบรูปแบบ (ตรวจสอบสำรอง) เพื่อรับค่าขึ้นค่านจากบุคคลที่สาม (กฎหมายสิทธิบัตรมาตรา 31 อนุโลมตามความในมาตรา 65) สำหรับวันเปิดเผยการยื่นขอสิทธิบัตรนั้น ไม่พบมาตราที่เกี่ยวข้องอยู่ในกฎหมายหรือกฎระเบียบ แต่จากการสำรวจด้วยแบบสอบถามพบว่าดำเนินการโดยผู้ยื่นขอสิทธิบัตรสามารถกำหนดเวลาเปิดเผยต่อสาธารณะเองได้ ณ เวลาขึ้นขอและไม่มีการกำหนดระยะเวลาเอาไว้เป็นพิเศษแต่อย่างใด (ดำเนินการตามแจ้งความ(ประกาศ)ของ DIP)

ดังนั้นจึงสามารถกำหนดได้อย่างเช่นกำหนดวันเปิดเผยไว้ที่ 30 เดือนหลังวันขึ้นคำขอสิทธิบัตร เป็นต้น
เพื่อให้สามารถขีดเวลาเปิดเผยการขึ้นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศออกไป

ไทยคงจำเป็นต้องพิจารณาเพิ่มมาตราและหัวข้อที่เกี่ยวข้องลงในกฎหมายที่ใช้อยู่ในปัจจุบัน และพิจารณาวิธีการจัดการกับการขึ้นขอสิทธิบัตรดังกล่าวของ DIP ด้วย

1.3 ระยะเวลาการแจ้งปฏิเสธ

ตามพื้นฐานของข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญา

ระยะเวลาที่ประเทศภาคีแจ้งปฏิเสธผลการจดทะเบียนระหว่างประเทศที่กำหนดประเทศนั้นไปยังสำนักงานระหว่างประเทศตามปกติอยู่ที่ 6 เดือนนับตั้งแต่วันจดทะเบียนระหว่างประเทศ โดยในแจ้งความจะต้องระบุหลักฐานทั้งหมดที่เป็นรากฐานของการปฏิเสธนั้น แต่ในกรณีที่ประเทศภาคีนั้นกำลังตรวจสอบความเป็นจริงอยู่หรือรับรองการขึ้นคำคัดค้านตามกฎหมาย จะสามารถปรับเปลี่ยนระยะเวลาจาก 6 เดือน เป็น 12 เดือนก็ได้โดยการประกาศโฆษณา

ประเทศภาคีนั้นจะต้องตรวจสอบความเป็นจริงของการขึ้นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศหรือตรวจสอบการขึ้นคัดค้านให้เสร็จสิ้นภายในระยะเวลาดังกล่าวแล้วแจ้งการตกลงใจนั้นไปยังสำนักงานระหว่างประเทศ (มาตรา 12 กฎข้อบังคับที่ 18)

การสำรวจการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่สร้างสรรค์ขึ้นก่อนของประเทศไทยนั้น มีขึ้นหลังเปิดเผยต่อสาธารณชนเพื่อเปิดโอกาสให้ทำการขึ้นคัดค้านได้ช่วง 90 วันหลังผ่านการรับรองจากการตรวจสอบสำรอง (กฎหมายสิทธิบัตรมาตรา 61) ดังนั้นประเทศไทยจึงอยู่ในฐานะที่สามารถประกาศโฆษณาตามกฎข้อบังคับร่วมมาตรา 18(1)(b) จากคำตอบที่ได้จากการสำรวจด้วยแบบสอบถามของ DIP พบว่าเวลาที่ใช้ในการตรวจสอบความเป็นจริงโดยเฉลี่ยในปี 2011 อยู่ที่ 18 เดือน ดังนั้นเพื่อให้อยู่ในระยะเวลาดังกล่าวข้างต้น คงจำเป็นต้องพิจารณาสร้างระบบเพื่อให้สามารถจัดการได้ภายในระยะเวลาดังกล่าวโดยการตรวจสอบอย่างมีประสิทธิภาพ ๑๕๑ พร้อมกัน ไปด้วยการประกาศโฆษณาใช้ระยะเวลา 12 เดือน

1.4 การรับสำเนาความลับ

ตามข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญา

กระทรวง/ทบวงของประเทศภาคีต้องแจ้งการปฏิเสธผลการจดทะเบียนระหว่างประเทศต่อสำนักงานระหว่างประเทศภายในระยะเวลาที่กำหนด (ดู 1.3) กรณีที่ประเทศภาคีประกาศโฆษณารับสำเนาความลับตามความที่แจ้งไปยังสำนักงานระหว่างประเทศ ประเทศนั้นสามารถได้รับสำเนาความลับทันทีหลังการจดทะเบียนระหว่างประเทศเกี่ยวกับการขึ้นขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่ระบุประเทศเดียวกันนั้น (มาตรา 10)

กระทรวง/ทบวงของประเทศภาคีที่กำหนดตามแจ้งความการรับสำเนาความลับสามารถเริ่มตรวจสอบความเป็นจริงก่อนการเปิดเผยระหว่างประเทศ

ถ้าผู้ขึ้นขอสิทธิบัตรยกเลิกการขึ้นขอก่อนการเปิดเผยระหว่างประเทศหรือกรณีที่ยกเลิกการกำหนด

การตรวจสอบความเป็นจริงโดยใช้สำเนาความลับเป็นฐานก็จะไร้ประโยชน์

ส่วนกรณีที่ไม่มีการแจ้งความดังกล่าว

กระทรวง/ทบวงของประเทศภาคีที่กำหนดจะเริ่มตรวจสอบความเป็นจริงหลังการเปิดเผยต่อสาธารณชน

เนื่องจากจะทำการจัดแจกสำเนาหลังการเปิดเผยระหว่างประเทศ

เมื่อคิดถึงสภาวะดังกล่าวใน

1.3

ข้างต้น

ประเทศไทยคงจำเป็นต้องพิจารณาว่าจะแจ้งการประกาศความต้องการรับสำเนาความลับการจดทะเบียนระหว่างประเทศต่อสำนักงานระหว่างประเทศหรือไม่ เพื่อเริ่มตรวจสอบความเป็นจริงตั้งแต่ก่อนการเปิดเผยระหว่างประเทศและสงวนรักษาเวลาสำหรับการตรวจสอบไว้อย่างพอเพียง

1.5 การกำหนดข้อยกเว้นสำหรับการสูญเสียความใหม่

ข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญาไม่ได้กำหนดมาตราว่าด้วย

“ข้อยกเว้นสำหรับการสูญเสียความใหม่ของการออกแบบผลิตภัณฑ์”

เอาไว้อย่างชัดเจน

แต่การจดทะเบียนระหว่างประเทศนั้นอย่างน้อยก็มิมีประสิทธิผลเดียวกันกับการขึ้นขอสิทธิอย่างถูกต้องเพื่อขอความคุ้มครองการออกแบบผลิตภัณฑ์ในประเทศ
ภาคีที่กำหนดแต่ละแห่งตามกฎหมายของประเทศภาคีนั้น ๆ (มาตรา 14(1))

สำหรับประเทศไทย มี “การกำหนดชื่อยกเว้นสำหรับความใหม่ของการออกแบบผลิตภัณฑ์” เอาไว้ในมาตรา 19 ซึ่งอนุโลมตามมาตรา 65
ของกฎหมายสิทธิบัตร

ลงจำเป็นต้องพิจารณาทบทวนขั้นตอนการขึ้นขอสิทธิบัตรภายในประเทศอีกครั้งว่าจะรองรับการขึ้นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศอย่างไร

1.6 การใช้เส้นจุดหรือเส้นประตรงส่วนที่ไม่ต้องการคุ้มครองคำอธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์

ข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญาไม่ได้กำหนดมาตราคุ้มครองประเภทที่เรียกว่า “การออกแบบผลิตภัณฑ์เป็นส่วน ๆ” เอาไว้อย่างชัดเจน
แต่สำหรับหัวข้อที่อธิบายเนื้อหาการออกแบบผลิตภัณฑ์แต่ไม่ขอความคุ้มครองสิทธินั้นสามารถใช้คำอธิบายและหรือใช้เส้นจุดหรือเส้นประในการบ่งชี้ได้ (กฎข้อ
บังคับร่วม 9(2) (b) รายละเอียดระเบียบปฏิบัติวรรค 403)

ปัจจุบัน ประเทศไทยไม่มีระบบสำหรับการออกแบบผลิตภัณฑ์เป็นส่วน ๆ และไม่มีกรับรองคำอธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์ด้วยการใช้เส้นจุด/เส้น
ประ (มาตรฐานการตรวจสอบ 3.1) ดังนั้นจึงจำเป็นต้องพิจารณาหาทางรองรับการขึ้นขอสิทธิบัตรลักษณะนี้ด้วย

1.7 ระบบการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่เกี่ยวข้อง

ข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญาได้เพิ่มเติมมาตราว่าด้วย “ระบบการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่เกี่ยวข้อง” ตั้งแต่เดือนมกราคม 2012
ทำให้สามารถแสดงหมายเลขอ้างอิงของการขึ้นขอสิทธิบัตร,
การจดทะเบียนพื้นฐานหรือการออกแบบผลิตภัณฑ์พื้นฐานให้แก่ประเทศภาคีที่กำหนดที่มีระบบเดียวกันนี้ได้ (รายละเอียดระเบียบปฏิบัติวรรค 407)

ประเทศไทยไม่มีระบบการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่เกี่ยวข้อง ข้อกำหนดนี้มีผลกระทบต่อประเทศภาคีที่มีระบบการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่เกี่ยวข้องเท่านั้น
และไม่มีการตรวจพบปัญหาใด ๆ เป็นพิเศษภายในขอบเขตการตรวจสอบ

1.8 เงื่อนไขการยื่นแบบ ฯลฯ

ข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากำหนดจำนวนแบบที่ต้องยื่นเวลาขึ้นขอสิทธิบัตรไว้ว่า “ไม่สามารถเรียกร้องให้ยื่นแบบเกินกว่า 1
แบบในกรณีของการออกแบบผลิตภัณฑ์หรือผลิตภัณฑ์สองมิติ และเกินกว่า 6 แบบในกรณีของผลิตภัณฑ์สามมิติ (กฎข้อบังคับบทที่ 9)
และมีการกำหนดขนาดคำอธิบายและวิธีกำกับหมายเลขของแต่ละแบบเอาไว้ในรายละเอียดระเบียบปฏิบัติด้วย (รายละเอียดระเบียบปฏิบัติวรรค 401 ถึง 406)

ประเทศไทยกำหนดให้ต้องยื่นแบบพื้นฐานจำนวน 7 แบบ (แบบด้านหน้าด้านหลัง, แบบด้านซ้ายด้านขวา, แบบแนวราบและส่วนกัน รวมทั้งแนวเฉียง)
ถ้ามีแบบใดเหมือนกันบ้างก็ยื่นขอมาให้เสนอแบบชนข้อได้ (มาตรฐานการตรวจสอบการออกแบบผลิตภัณฑ์ 3.1)
ดังนั้นไทยจึงจำเป็นต้องพิจารณากำหนดให้ยื่นแบบจำนวนไม่เกิน 6 แบบ นอกจากนั้น
คำตอบที่ได้จากการสำรวจด้วยแบบสอบถามเรื่องเงื่อนไขเกี่ยวกับแบบของไทยนั้น แสดงการยอมรับการระบุหมายเลขแบบเป็น “แบบที่ 1, แบบที่ 2...”
และไม่ยอมรับการระบุหมายเลขแบบ “1.1, 1.2...” หรือ “1-1, 1-2...” ในกรณีที่ขอมให้มีการขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์หลายรายในคำขอเดียว (ดู 1.1)
อาจจำเป็นต้องพิจารณาเรื่องนี้ด้วย

1.9 คำอธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์อย่างง่ายและขอบเขตการเรียกร้องสิทธิ

ตามข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญา
กรณีที่มีการเรียกร้องให้อธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์หรืออธิบายลักษณะพิเศษที่เป็นเอกลักษณ์ของการออกแบบผลิตภัณฑ์อย่างง่ายในแง่ของปัจจัยสำคัญรวมทั้ง
กรณีที่มีการเรียกร้องให้ระบุขอบเขตการเรียกร้องในแง่ของสิทธินั้น จำเป็นต้องประกาศนโยบายการเรียกร้องนั้นต่อสำนักงานระหว่างประเทศ (มาตรา
5(2)(ii),(iii))แม้ในกรณีที่ประเทศภาคีไม่เรียกร้องให้มีการอธิบายอย่างง่ายหรือให้ระบุขอบเขตการเรียกร้องสิทธิ

ผู้ขึ้นขอสิทธิบัตรก็สามารถผนวกรวมคำอธิบายอย่างง่ายไว้ในคำขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศได้ (กฎข้อบังคับร่วม 7(5)) กรณีที่คำอธิบายมีจำนวนเกิน 100 คำต้องจ่ายค่าธรรมเนียมเพิ่ม

ประเทศไทยกำหนดเงื่อนไขให้ต้องระบุขอบเขตการออกแบบผลิตภัณฑ์ (กฎหมายสิทธิบัตร มาตรา 59(3)) อีกทั้งยอมให้มีคำอธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์อย่างง่ายจำนวนเกิน 100 คำเท่ากับไว้ในคำขึ้นขอสิทธิบัตรด้วย (กฎกระทรวงว่าด้วยระเบียบข้อบังคับสิทธิบัตร ฉบับที่ 21 มาตรา 20)

กรณีที่ระบบสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ของประเทศไทยในปัจจุบันกำหนดเงื่อนไขให้อธิบายและระบุขอบเขตการเรียกชื่อ ประเทศไทยคงจำเป็นต้องพิจารณาว่าจะประกาศหรือแก้ไขข้อกำหนดที่อยู่ในปัจจุบัน

1.10 อธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์ด้วยตัวอย่าง

การขึ้นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศในความสัมพันธ์กับข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากรณีที่มีการยื่นขอใช้เวลาการเปิดเผยการออกแบบผลิตภัณฑ์สองมิติต่อสาธารณชนนั้น สามารถแนบตัวอย่างการออกแบบผลิตภัณฑ์มาพร้อมกับคำอธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่อ้างอิงกฎข้อบังคับร่วม 9 ได้ด้วย (กฎข้อบังคับร่วม 10) กระทรวง/ทบวงประเทศภาคีสามารถแจ้งความจำนงไปยังสำนักงานระหว่างประเทศขอรับแถลงการณ์, เอกสารหรือสำเนาการจดทะเบียนระหว่างประเทศพร้อมตัวอย่างในความสัมพันธ์กับกระทรวง/ทบวงในส่วนของขึ้นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศ (มาตรา 10(5))

เนื่องจากระบบการออกแบบผลิตภัณฑ์ของประเทศไทยไม่รับรองการอธิบายการออกแบบผลิตภัณฑ์ด้วยตัวอย่าง(กฎกระทรวงว่าด้วยระเบียบข้อบังคับสิทธิบัตร ฉบับที่ 21 มาตรา 19) ดังนั้นกรณีที่ไม่มีประกาศโฆษณาตามมาตรา 11(1) (b) (กำหนดการเลื่อนเวลาเปิดเผยการออกแบบผลิตภัณฑ์ต่อสาธารณชนของไทย) ไทยคงจำเป็นต้องรับตัวอย่าง และคงจำเป็นต้องพิจารณาว่าจะรับตัวอย่างหรือแจ้งความจำนงขอรับสำเนาการจดทะเบียนระหว่าง ประเทศ

1.11 เงื่อนไขการยื่นเอกสารคำขอสิทธิบัตรในนามผู้สร้างสรรค์

กรณีที่กฎหมายของประเทศภาคีกำหนดไว้ว่าการขึ้นขอสิทธิบัตรคุ้มครองการออกแบบผลิตภัณฑ์ต้องยื่นในนามของผู้ออกแบบผลิตภัณฑ์ ประเทศภาคีนั้นสามารถแจ้งเหตุผลรวมทั้งขั้นตอนที่รวมอยู่ในการเรียกร้อง โดยการประกาศโฆษณา (กฎข้อบังคับร่วม 8)

กฎหมายของประเทศไทยกำหนดให้ขึ้นขอสิทธิบัตรในนามของผู้ออกแบบผลิตภัณฑ์ กรณีที่ผู้ขึ้นขอสิทธิบัตร ไม่ใช่ผู้ออกแบบผลิตภัณฑ์ เมื่อจะยื่นขอสิทธิบัตรจำเป็นต้องแนบใบรับรองการโอนสิทธิ์มาด้วย (กฎหมายสิทธิบัตรมาตรา 10 อนุโลมตามมาตรา 65) ดังนั้น ไทยคงจำเป็นต้องพิจารณาว่าจะแจ้งเงื่อนไขให้ต้องยื่นขอสิทธิบัตรในนามผู้สร้างสรรค์หรือแก้ไขระบบ

1.12 การตรวจสอบรูปแบบการยื่นขอ

ข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากำหนดให้สำนักงานระหว่างประเทศตรวจสอบเงื่อนไขเกี่ยวกับรูปแบบการยื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศ กรณีที่การขึ้นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศตรงตามเงื่อนไขรูปแบบที่กำหนด การยื่นขอนั้นก็จะได้รับการจดทะเบียนและเปิดเผยต่อสาธารณชนภายใน 6 เดือนนับจากวันจดทะเบียนระหว่างประเทศ (มาตรา 8, มาตรา 10)

ระบบการออกแบบผลิตภัณฑ์ของประเทศไทยมีการตรวจสอบสำรองก่อนเปิดเผยต่อสาธารณชน และตรวจสอบความเป็นจริงหลังการเปิดเผย ซึ่งกว่านั้นในการตรวจสอบสำรองนั้นนอกจากจะตรวจสอบเงื่อนไขด้านรูปแบบการยื่นขอสิทธิบัตรแล้วยังมีการตรวจสอบความเป็นจริงเช่น ความสอดคล้องกันของแบบด้วย

และเนื่องจากข้อตกลงเจนีวาว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากำหนดให้สำนักงานระหว่างประเทศเป็นผู้ตรวจสอบรูปแบบการยื่นขอ ดังนั้นประเทศไทยคงจำเป็นต้องคำนึงถึงขั้นตอนการตรวจสอบสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ของคนด้วย

1.13 บัญชีทะเบียนระหว่างประเทศ

ข้อตกลงเงินว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากำหนดให้บันทึกการจดทะเบียนคำขอสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ระหว่างประเทศไว้ในบัญชีทะเบียนซึ่งอยู่ในการควบคุมของสำนักงานระหว่างประเทศ แต่ไม่มีการบันทึกข้อมูลเกี่ยวกับใบอนุญาต, ข้อมูลคุณลักษณะของสิทธิบัตร ฯลฯ (มาตรา 16)

บัญชีทะเบียนสิทธิบัตรการออกแบบผลิตภัณฑ์ของประเทศไทยมีการบันทึกใบอนุญาตแบบพิเศษ หรือ แบบไม่พิเศษ (กฎกระทรวงฉบับที่ 26 มาตรา 2) แต่บัญชีทะเบียนระหว่างประเทศไม่บันทึกข้อมูลใบอนุญาต ดังนั้น ประเทศไทยจึงจำเป็นต้องพิจารณาว่าจะจัดการกับข้อมูลใบอนุญาตอย่างไรหรือทำความเข้าใจเกี่ยวกับข้อกำหนดเกี่ยวกับใบอนุญาต

1.14 ระยะเวลาต่อเนื่องของทะเบียน

ข้อตกลงเงินว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญากำหนดระยะเวลาของทะเบียนไว้ที่ 15 ปีนับตั้งแต่วันที่จดทะเบียนระหว่างประเทศ หรือกรณีที่มีระยะเวลาต่อเนื่องที่ประเทศกิติที่กำหนดแต่ละประเทศกำหนดไว้ตามกฎหมายภายในประเทศมีระยะเวลาเกินกว่านั้น ให้ถือเอาระยะเวลาที่สิ้นสุดเป็นระยะเวลาการถือสิทธิบัตร (มาตรา 17)

ประเทศไทยกำหนดไว้ที่ 10 ปีหลังจากยื่นขอสิทธิบัตร (กฎหมายสิทธิบัตร มาตรา 62) ดังนั้นประเทศไทยจึงควรชี้ระยะเวลาต่อเนื่องของทะเบียนออกไปบ้าง

1.15 ค่าธรรมเนียมยื่นขอสิทธิบัตร/จดทะเบียน

ค่าธรรมเนียมยื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศตามข้อตกลงเงินว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญาประกอบด้วย (i) ค่าธรรมเนียมพื้นฐาน (ii) ค่าธรรมเนียมการกำหนด รวมทั้ง (iii) ค่าธรรมเนียมการเปิดเผยต่อสาธารณชน (บางกรณีอาจเป็นค่าใช้จ่ายเพิ่มเติม) ค่าธรรมเนียมพื้นฐานและค่าธรรมเนียมการเปิดเผยต่อสาธารณชนกำหนดตามจำนวนการออกแบบผลิตภัณฑ์ที่รวมอยู่ในการยื่นขอสิทธิบัตร, จำนวนหน้า, จำนวนคำที่ใช้อธิบาย ส่วนค่าธรรมเนียมการกำหนดประเทศกิตินั้นแบ่งเป็น ระดับ 1 ค่าธรรมเนียมกำหนดประเทศกิติที่กระทรวง/ทบวงไม่ทำการตรวจสอบความเป็นจริง ระดับ 2 ค่าธรรมเนียมกำหนดประเทศกิติที่กระทรวง/ทบวงทำการตรวจสอบความเป็นจริงเกี่ยวกับเนื้อหาที่นอกเหนือจากความเป็นการออกแบบผลิตภัณฑ์ใหม่ ระดับ 3 ค่าธรรมเนียมกำหนดประเทศกิติที่กระทรวง/ทบวงทำการตรวจสอบความเป็นจริงที่รวมถึงการตรวจสอบความเป็นจริงเกี่ยวกับความเป็นการออกแบบผลิตภัณฑ์ใหม่หรือการขึ้นคัดค้านของบุคคลที่สาม (มาตรา 7 กฎข้อบังคับร่วม 12) กระทรวง/ทบวงผู้ตรวจสอบอาจปรับเปลี่ยนการใช้อัตราค่าธรรมเนียมกำหนดประเทศกิติเฉพาะรายแทนอัตราค่าธรรมเนียมการกำหนดตามมาตรฐานที่ประกาศโฆษณาไว้ก็ได้ แต่ค่าธรรมเนียมที่เรียกเก็บกรณียื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศจะต้องไม่เกินอัตราที่เรียกเก็บในประเทศตน นอกจากนั้นกระทรวง/ทบวงที่ทำการตรวจสอบสามารถแบ่งค่าธรรมเนียมการกำหนดประเทศกิติเฉพาะรายออกเป็นสองส่วนคือ ส่วนแรกให้จ่ายเป็นค่าธรรมเนียมเมื่อยื่นขอรับสิทธิบัตรระหว่างประเทศ ส่วนหลังให้จ่ายหลังวันกำหนดตามกฎหมายประเทศกิติที่เกี่ยวข้อง (มาตรา 1(xviii), มาตรา 7, กฎข้อบังคับร่วม 12)

สำหรับประเทศไทยนั้น DIP เป็นผู้ตรวจสอบความเป็นจริงซึ่งรวมถึงการตรวจสอบความใหม่ของการออกแบบผลิตภัณฑ์ ค่าธรรมเนียมที่เรียกเก็บในปัจจุบันคือ 250 บาทเมื่อยื่นคำร้องขอรับสิทธิ และในขั้นตอนจนถึงการจดทะเบียนอีก 750 บาท หลังจากนั้นยังต้องจ่ายค่าธรรมเนียมเพื่อดำรงรักษาสิทธิบัตรสืบเนื่องต่อไปด้วย (กฎระเบียบสิทธิบัตรฉบับที่ 23 มาตรา 2) ดังนั้นประเทศไทยคงต้องพิจารณาว่าจะประกาศโฆษณาค่าธรรมเนียมกำหนดเฉพาะรายหรือพิจารณาค่าใช้จ่ายในการดำรงรักษาสิทธิบัตรเมื่อใช้ระบบการปรับเปลี่ยนที่กำหนดไว้ในข้อตกลงเงินว่าด้วยการแก้ไขปรับปรุงสนธิสัญญา

1.16 การบ่งชี้ตนเองในการยื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศ

กรณีในประเทศกิติที่กระทรวง/ทบวงทำหน้าที่เป็นหน่วยงานตรวจสอบเป็นประเทศกิติที่ผู้ยื่นขอสิทธิบัตรอาศัยอยู่ ในการยื่นขอจดทะเบียนระหว่างประเทศสามารถประกาศโฆษณาว่าสิ่งที่กำหนดโดยประเทศกิตินั้น ไม่มีประสิทธิผลและแจ้งต่อสำนักงานระหว่างประเทศได้

(มาตรา 14 (3)(a))

กรณีที่ไม่ประกาศโฆษณาตามมาตรา

14(3)

ผู้ยื่นขอสิทธิบัตรอาจเลือกยื่นขอสิทธิบัตรภายในประเทศหรือยื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศผ่านทางสำนักงานระหว่างประเทศก็ได้ ผลก็คือสามารถมีการยื่นขอสิทธิบัตรเหมือนกัน 2 ฉบับที่ใช้ภาษาและแบบฟอร์มต่างกันสำหรับการออกแบบผลิตภัณฑ์เดียวกัน

ประเทศไทยจำเป็นต้องพิจารณาว่าจะประกาศโฆษณาตามมาตรา 14(3) และแจ้งต่อสำนักงานระหว่างประเทศหรือไม่

1.17 กระทรวง/ทบวงที่เป็นตัวกลาง

ในการยื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศ

ผู้ยื่นขอสามารถยื่นต่อสำนักงานระหว่างประเทศโดยตรงหรือจะยื่นผ่านกระทรวง/ทบวงประเทศภาคีของผู้ยื่นขอก็ได้ (มาตรา 4(1) (a)) อนึ่ง ประเทศภาคีใดก็ตามสามารถแจ้งเหตุผลที่ไม่สามารถยื่นขอสิทธิบัตรระหว่างประเทศผ่านทางกระทรวง/ทบวงของประเทศภาคีนั้น ได้ตามประกาศโฆษณาต่อผู้อำนวยการสำนักงานระหว่างประเทศได้ (มาตรา 4 (1)(b))

กรณีที่กระทรวง/ทบวงไม่ได้แจ้งการประกาศโฆษณาตามมาตรา 4 (1)(b) และกรณีที่กระทรวง/ทบวงอนุญาตการยื่นขอสิทธิบัตรที่ผู้ยื่นขอทางอ้อมผ่านกระทรวง/ทบวง กระทรวง/ทบวงจะแจ้งไปยังสำนักงานระหว่างประเทศว่ารับค่าธรรมเนียมที่ผู้ยื่นขอสิทธิบัตรจ่ายที่ตน โอนไปให้หรือไม่ (กฎข้อบังคับร่วม 27(2)(b))

เกี่ยวกับประเด็นต่าง ๆ เหล่านี้ จำเป็นต้องพิจารณาเลือกปฏิบัติอย่างใดอย่างหนึ่งโดยคำนึงถึงความสะดวกของผู้ใช้

Các vấn đề của mỗi nước ASEAN trong việc gia nhập Đạo luật Geneva về Thỏa ước Hague

2. Nước Cộng hòa Xã hội Chủ nghĩa Việt Nam

Một nghiên cứu về các hệ thống đăng ký thiết kế và thực tiễn tại các quốc gia thành viên ASEAN đã được AIPPI Nhật Bản thực hiện (AIPPI: Hiệp hội Quốc tế Bảo hộ Quyền Sở hữu Trí tuệ) dưới sự ủy nhiệm của JPO (Phòng Sáng chế Nhật Bản), căn cứ trên những khảo sát về pháp luật, các tiêu chuẩn thẩm định, các hướng dẫn cho người dùng và những tài liệu khác, và căn cứ trên những câu trả lời cho bảng câu hỏi thăm dò và/hoặc các cuộc khảo sát trực tiếp, với dẫn chiếu tới những vấn đề để Nhật Bản gia nhập Đạo luật Geneva về Thỏa ước Hague (sau đây gọi là “Đạo luật Geneva”) đang được xem xét tại Phòng Sáng chế Nhật Bản.

Các mục sau đây là những phát hiện liên quan đến các vấn đề để Việt Nam gia nhập Đạo luật Geneva.

Chú thích:

Điều: một điều trong Đạo luật Geneva,

Quy tắc: một Quy tắc trong Các Quy định Chung thuộc Đạo luật Năm 1999 và Đạo luật Năm 1960 về Thỏa ước Hague

Phần AI: một Phần về Các Chỉ dẫn Hành chính để Đăng ký tham gia Thỏa ước Hague

2.1 Một vài kiểu dáng công nghiệp trong một đơn đăng ký quốc tế

Đạo luật Geneva cho phép một đơn đăng ký quốc tế bao gồm hai hoặc hơn hai kiểu dáng công nghiệp thuộc cùng loại chính trong Phân loại Locarno, nhiều nhất là 100 (Điều 5(4), Quy tắc 7(3)(v) và (7)). Bên ký kết Đạo luật Geneva có thể hạn chế yêu cầu về sự thống nhất kiểu dáng, thống nhất cách sản xuất hoặc thống nhất về cách sử dụng, hoặc thuộc cùng bộ hay cấu thành các sản phẩm, hoặc chỉ một kiểu dáng độc lập và riêng biệt mới có thể được yêu cầu đăng ký trong một đơn theo tuyên bố trong Điều 13(1) (Các Yêu cầu Đặc biệt Về Sự thống nhất Kiểu dáng).

Luật pháp Việt Nam cho phép đưa một vài kiểu dáng công nghiệp vào một đơn đăng ký khi “Các kiểu dáng công nghiệp của một bộ sản phẩm gồm nhiều sản phẩm thể hiện ý tưởng sáng tạo chung duy nhất, được sử dụng cùng nhau hoặc để thực hiện chung một mục đích” (Luật Sở hữu Trí tuệ, Điều 101). Tuy nhiên, một loại chính trong Phân loại Locarno có thể bao gồm rộng hơn định nghĩa này. Do đó, có thể cân nhắc xem trong tuyên bố sẽ thông báo không chấp nhận một đơn đăng ký gồm vài kiểu dáng theo như Điều 13 (Các Yêu cầu Đặc biệt Về Sự thống nhất Kiểu dáng) hay mở rộng quy định để chấp nhận một đơn đăng ký gồm vài kiểu dáng thuộc cùng một loại chính trong Phân loại Locarno.

2.2 Hoãn công bố

Đạo luật Geneva cho phép hoãn công bố về một kiểu dáng công nghiệp trong thời hạn lên đến 30 tháng kể từ ngày nộp đơn, hoặc, khi có yêu cầu ưu tiên, kể từ ngày ưu tiên của đơn đăng ký liên quan, trong trường hợp luật pháp tại Bên Ký kết được chỉ định có quy định về việc hoãn công bố, khi bên đăng ký có yêu cầu vào lúc nộp đơn đăng ký quốc tế (Điều 11, Quy tắc 16).

Ở Việt Nam, một đơn đăng ký kiểu dáng công nghiệp sẽ được công bố trong vòng 2 tháng sau ngày nộp đơn và một kiểu dáng công nghiệp được đăng ký sẽ được công bố trên công báo trong vòng 2 tháng kể từ ngày đăng ký (Điều 110 Luật Sở hữu Trí tuệ).

Về việc trì hoãn công bố, vì ở Việt Nam không có hệ thống nào cho phép hoãn như vậy, nên sẽ cần phải cân nhắc xem có đưa việc hoãn công bố vào hệ thống đăng ký kiểu dáng hay đưa ra tuyên bố không quy định cho hoãn công bố.

Thêm vào đó, ngay cả nếu một trong hai phương án trên được lựa chọn, thì quy định thời gian công bố quốc tế, thường là sáu tháng sau ngày đăng ký quốc tế (Quy tắc 17(1)), cũng khác so với quy định thời gian công bố nói trên ở Việt Nam. Do đó, sẽ cần phải cân nhắc xem làm thế nào để phù hợp với quy định về thời gian công bố của Đạo luật Geneva.

2.3 Thời gian thông báo từ chối

Theo Đạo luật Geneva, một vấn đề nguyên tắc là thông báo về việc từ chối hiệu lực của một đơn đăng ký quốc tế phải do Phòng sáng chế được chỉ định truyền đạt tới Văn phòng Quốc tế trong vòng 6 tháng kể từ khi công bố đăng ký quốc tế. Bản thông báo phải nêu toàn bộ các cơ sở làm căn cứ cho việc từ chối. Tuy nhiên, bất kỳ Bên Ký kết nào có Văn phòng là một Văn phòng Thẩm định, hoặc luật pháp nước đó có quy định về một thời hạn cho phép khả năng phản đối việc cấp văn bằng bảo hộ, có thể thông báo trong tuyên bố cho Tổng Giám đốc là thời hạn 6 tháng sẽ được thay thế bằng thời hạn 12 tháng. Văn phòng phải hoàn tất việc thẩm định nội dung hoặc thẩm định việc phản đối trong vòng thời hạn đó và thông báo cho Văn phòng Quốc tế về quyết định đó (Điều 12, Quy tắc 18).

Do việc thẩm định nội dung phải được tiến hành khi đã kiểm tra kiểu dáng sau 2 tháng xem có sự phản đối sau khi công bố một đơn đăng ký đã được thẩm định sơ bộ đủ điều kiện ở Việt Nam (Luật Sở hữu Trí tuệ, Điều 112 và 114), nên Việt Nam có thể được quyền đưa ra tuyên bố nêu trên theo Quy tắc 18(1)(b). Mặc dù không có thông tin về thời hạn cần thiết để thẩm định nội dung ở Việt Nam, nhưng có thể cần phải cân nhắc đến việc đưa ra tuyên bố áp dụng 12 tháng cho thời hạn nói trên.

2.4 Thông báo về ý muốn nhận các bản sao tin cần của một bản đăng ký quốc tế

Theo Đạo luật Geneva, việc từ chối hiệu lực của một đơn đăng ký quốc tế phải do Phòng sáng chế truyền đạt đến Văn phòng Quốc tế bằng một thông báo từ chối trong vòng thời hạn quy định (xem 2.3). Bằng việc thông báo ý muốn nhận các bản sao tin cần của bản đăng ký quốc tế tới Văn phòng Quốc tế, Phòng sáng chế được chỉ định có thể nhận được các bản sao ngay sau khi việc đăng ký quốc tế hoàn tất (Điều 10(5)).

Việc thông báo về các bản sao tin cần cho phép phòng sáng chế được chỉ định bắt đầu thẩm định nội dung trước khi công bố quốc tế. Nếu người nộp đơn rút đơn đăng ký hoặc việc chỉ định sau khi đăng ký quốc tế và trước khi công bố quốc tế, thì việc thẩm định nội dung căn cứ trên các bản sao tin cần sẽ bị hủy bỏ. Mặt khác, nếu không có thông báo này, thì, do các bản sao được cung cấp sau khi công bố quốc tế nên phòng sáng chế được chỉ định sẽ không có lựa chọn nào khác ngoài việc bắt đầu thẩm định nội dung sau khi công bố quốc tế.

Xét về các trường hợp nêu ở mục 2.3, sẽ cần phải cân nhắc xem có thông báo cho Văn phòng Quốc tế về ý muốn nhận các bản sao tin cần của bản đăng ký quốc tế để có thể đảm bảo đủ thời gian cho thẩm định nội dung trước khi công bố quốc tế.

2.5 Áp dụng “ngoại lệ về mất tính mới” cho một đơn đăng ký quốc tế

Mặc dù trong Đạo luật Geneva không có các điều khoản rõ ràng về “ngoại lệ về mất tính mới”, nhưng một bản đăng ký quốc tế phải ít nhất là có cùng hiệu lực với đơn đăng ký bảo hộ kiểu dáng công nghiệp được nộp thông thường ở mỗi Bên Ký kết được chỉ định theo pháp luật của Bên Ký kết đó (Điều 14(1)).

Ở Việt Nam, các điều khoản về “ngoại lệ về mất tính mới” được quy định tại Điều 65 Luật Sở hữu Trí tuệ. Cần phải cân nhắc cách thức áp dụng quy trình yêu cầu đối với các đơn đăng ký trong nước cho các đơn đăng ký quốc tế, có xem xét lại bản thân quy trình đó.

2.6 Sử dụng đường chấm rời hay nét đứt trong một bản vẽ mô phỏng cho phần không yêu cầu bảo hộ

Đạo luật Geneva không quy định rõ ràng việc bảo hộ cho cái gọi là “Kiểu dáng Một phần”. Tuy nhiên, phần nội dung được thể hiện trong một bản vẽ mô phỏng nhưng không được yêu cầu bảo hộ có thể được nêu trong phần mô tả và/hoặc nhờ những đường chấm rời hoặc nét đứt (Quy tắc 9(2)(b), Phần AI 403).

Các luật hiện hành của Việt Nam không quy định về việc bảo hộ cho “Kiểu dáng Một phần” và không cho phép sử dụng đường chấm rời hay nét đứt để thể hiện những phần không yêu cầu bảo hộ (Thông tư 01/2007/TT-BKHHCN, Điểm 33.6(a)). Do đó, cần cân nhắc cách thức xử lý những đơn đăng ký như vậy.

2.7 Hệ thống Kiểu dáng Liên quan

Đạo luật Geneva đã bổ sung các điều khoản về cái gọi là “Hệ thống Kiểu dáng Liên quan” vào tháng 1/2012 và Bên Ký kết được chỉ định có luật pháp quy định về hệ thống này có thể chấp nhận một đơn đăng ký quốc tế có thể hiện số tham chiếu tới kiểu dáng công nghiệp chính hoặc tới bản đăng ký hoặc đơn đăng ký chính (Phần AI 407).

Luật hiện hành ở Việt Nam không quy định về Hệ thống Kiểu dáng Liên quan. Tuy nhiên, điều khoản nói trên chỉ ảnh hưởng đến những Phòng sáng chế ở các quốc gia có luật quy định về hệ thống đó. Do đó, về mục này, không thấy vấn đề cụ thể nào cho Việt Nam gia nhập Đạo luật Geneva.

2.8 Các yêu cầu về bản vẽ mô phỏng

Đạo luật Geneva không cho phép Bên Ký kết nào được yêu cầu có hơn một hình chiếu trong trường hợp sản phẩm hoặc kiểu dáng công nghiệp có hai chiều hoặc có hơn sáu hình chiếu trong trường hợp sản phẩm đó có ba chiều (Quy tắc 9). Kích thước của mỗi bản đại diện và cách đánh số bản vẽ mô phỏng cũng được quy định trong Các Chỉ dẫn Hành chính. (Các Phần AI từ 401 tới 406)

Ở Việt Nam, theo yêu cầu phải có 7 hình chiếu (từ phía trước, từ phía sau, từ bên trái, từ bên phải, từ trên xuống, từ dưới lên, và hình phối cảnh), và các hình chiếu cần thiết khác (như mặt cắt và hình phóng to) khi cần. Thêm vào đó, kích thước yêu cầu của các bản đại diện khác với yêu cầu trong Đạo luật Geneva (Thông tư 01/2007/TT-BKHCN, Điểm 33.6). Do đó, cần cân nhắc để sao cho những yêu cầu này phù hợp với các yêu cầu trong Đạo luật Geneva.

2.9 Xác nhận và bản mô tả ngắn gọn

Bất kỳ Bên Ký kết nào của Đạo luật Geneva đều có thể yêu cầu một đơn đăng ký quốc tế phải gồm một bản xác nhận hoặc bản mô tả ngắn gọn, thông báo cho Tổng Giám đốc bằng một tuyên bố nếu bên đó có Phòng sáng chế là một Phòng Thẩm định và có luật pháp tại thời điểm trở thành thành viên của Đạo luật này (Điều 5(2)(ii), (iii)). Ngay cả nếu Bên Ký kết đó không yêu cầu có bản mô tả và / hoặc bản xác nhận ngắn gọn, thì tùy theo người nộp đơn, bản mô tả ngắn gọn có thể được đưa vào trong đơn đăng ký quốc tế (Quy tắc 7(5)). Nếu bản mô tả vượt quá 100 từ thì sẽ cần đóng phí bổ sung).

Luật pháp Việt Nam yêu cầu có bản mô tả kiểu dáng công nghiệp (Luật Sở hữu Trí tuệ, Điều 103). Nếu Việt Nam muốn yêu cầu bản mô tả trở thành một yếu tố bắt buộc của một đơn đăng ký quốc tế, thì phải thông báo điều đó trong bản tuyên bố theo như Điều 5(2)(b)(ii).

2.10 Mẫu vật

Trong trường hợp một đơn đăng ký quốc tế chịu sự chi phối riêng của Đạo luật Geneva có chứa yêu cầu trì hoãn công bố đối với một kiểu dáng công nghiệp có hai chiều và được kèm theo các mẫu kiểu dáng công nghiệp (Quy tắc 10) thay vì các bản vẽ mô phỏng như nêu trong Quy tắc 9. Phòng Sáng chế của Bên Ký kết có thể thông báo cho Văn phòng Quốc tế rằng Phòng Sáng chế muốn nhận một bản sao của bản đăng ký quốc tế, cùng với bất kỳ phát biểu, tài liệu hay mẫu vật nào đi kèm với đơn đăng ký quốc tế (Điều 10(5) Đạo luật Geneva).

Luật hiện hành của Việt Nam không chấp nhận đơn đăng ký kiểu dáng có kèm mẫu vật thay cho bản vẽ mô phỏng (Luật Sở hữu Trí tuệ, Điều 108(1)(b)), vậy nên trong trường hợp Việt Nam không tuyên bố về Điều 11(1)(b)(nghĩa là Việt Nam có quy định về việc trì hoãn công bố kiểu dáng công nghiệp), Việt Nam nên chấp nhận mẫu vật. Do đó, Việt Nam phải cân nhắc việc chấp nhận mẫu vật và cân nhắc xem có thông báo hay không về việc phòng sáng chế muốn nhận một bản sao của bản đăng ký quốc tế.

2.11 Yêu cầu Nộp Đơn đăng ký Dưới Tên Người Sáng tạo

Trong trường hợp luật pháp của một Bên Ký kết Đạo luật Geneva yêu cầu đơn đăng ký phải được nộp dưới tên người sáng tạo ra kiểu dáng công nghiệp, Bên Ký kết phải thông báo trong một tuyên bố về thực tế đó và về quy trình tuân thủ các yêu cầu đó (Quy tắc 8),

Theo yêu cầu của Luật pháp Việt Nam, đơn đăng ký phải được nộp dưới tên người sáng tạo ra kiểu dáng công nghiệp (Luật Sở hữu Trí tuệ, Điều 100(1)(d)). Trường hợp người nộp đơn không phải là người sáng tạo,

thì người nộp đơn phải đính kèm văn bản ủy nhiệm của người sáng tạo cho người nộp đơn. Do đó, Việt Nam phải cân nhắc thông báo yêu cầu của mình về việc nộp đơn đăng ký dưới tên người sáng tạo, hoặc thay đổi yêu cầu của hệ thống quốc gia.

2.12 Thẩm định Hình thức

Theo Đạo luật Geneva, Văn phòng Quốc tế sẽ thẩm định yêu cầu hình thức của một đơn đăng ký quốc tế. Khi yêu cầu về hình thức đã đạt, đơn đăng ký quốc tế sẽ được đăng ký và công bố trong 6 tháng kể từ ngày của bản đăng ký quốc tế (Điều 8, 10).

Từ nghiên cứu này cho thấy không phát hiện ra vấn đề cụ thể nào về việc áp dụng các thẩm định hình thức theo Đạo luật Geneva vào luật Việt Nam.

2.13 Sổ đăng ký Quốc tế/Thông tin Quyền sử dụng

Theo Đạo luật Geneva, bản đăng ký quốc tế sẽ được ghi vào Sổ Đăng ký Quốc tế do Văn phòng Quốc tế quản lý. Sổ Đăng ký Quốc tế không nắm giữ bất kỳ thông tin nào về quyền sử dụng hay đảm bảo (Điều 16).

Sổ đăng ký cho bản đăng ký kiểu dáng công nghiệp ở Việt Nam yêu cầu việc đăng ký các hợp đồng sử dụng đối tượng sở hữu công nghiệp (Luật Sở hữu Trí tuệ, Điều 149). Tuy nhiên, sổ đăng ký quốc tế không có bất kỳ thông tin nào về quyền sử dụng. Do đó, Việt Nam cần cân nhắc cách quản lý thông tin về quyền sử dụng hoặc cải tổ lại điều khoản về quyền sử dụng.

2.14 Thời hạn của bản đăng ký

Theo Đạo luật Geneva, thời hạn bảo hộ ở các Bên Ký kết phải là 15 năm tính từ ngày của bản đăng ký quốc tế hoặc các thời hạn dài hơn giống như thời hạn cho bản đăng ký trong nước (Điều 17).

Theo Luật pháp Việt Nam, kiểu dáng công nghiệp đã đăng ký sẽ có hiệu lực trong vòng 5 năm, và có thể gia hạn thêm hai lần liên tiếp, mỗi lần 5 năm (Luật Sở hữu Trí tuệ, Điều 93(4)), điều này phù hợp với Đạo luật Geneva.

2.15 Lệ phí cho đơn/bản đăng ký quốc tế

Theo Đạo luật Geneva, lệ phí cho một đơn đăng ký quốc tế bao gồm (i) phí cơ bản, (ii) phí chỉ định, và (iii) phí công bố (trong một số trường hợp sẽ cần phí bổ sung). Phí cơ bản và phí công bố được tính bằng số các kiểu dáng, các trang và các từ trong bản mô tả của đơn đăng ký quốc tế. Chỉ có phí chỉ định là phụ thuộc vào quốc gia hay các quốc gia chỉ định. Liên quan đến phí chỉ định, phí chỉ định cho một Bên Ký kết có phòng sáng chế không thực hiện bất kỳ việc thẩm định nào trên cơ sở nội dung sẽ ở mức 1, phí chỉ định cho Bên Ký kết có Phòng sáng chế thực hiện việc thẩm định trên cơ sở nội dung chứ không phải về tính mới là ở mức 2 và phí chỉ định cho các Bên Ký kết có phòng sáng chế thực hiện thẩm định trên cơ sở nội dung, bao gồm cả việc thẩm định về tính mới một cách đương nhiên hay theo sự phản đối của các bên thứ ba là ở mức 3 (Điều 7 và Quy tắc 12). Một Phòng Thẩm định có thể thay thế phí chỉ định chuẩn bằng phí chỉ định riêng biệt trong

bản tuyên bố, mức phí này không thể vượt quá tổng của mỗi mức phí địa phương cho bản đăng ký của một đơn. Hơn nữa, một phòng Thẩm định có thể nêu rõ trong bản tuyên bố về mức phí riêng biệt gồm hai phần, phần một được thanh toán khi nộp đơn đăng ký quốc tế và phần hai được thanh toán sau, vào một ngày xác định theo luật của Bên Ký kết có liên quan (Điều 1(xvii), 7 và Quy tắc 12).

Ở Việt Nam, NOIP (Cục Sở hữu Trí tuệ Việt Nam) thực hiện việc thẩm định trên cơ sở nội dung, bao gồm cả thẩm định về tính mới một cách đương nhiên. Mức phí từ lúc nộp đơn đến lúc công bố của một đơn đăng ký kiểu dáng công nghiệp là: nộp đơn: 180.000VNĐ, công bố: 120.000VNĐ cộng thêm 60.000VNĐ cho mỗi bản vẽ/ảnh chụp từ lần thứ hai, cho việc kiểm tra: 120.000VNĐ, cho việc thẩm định: 300.000 VNĐ (Bản câu hỏi thăm dò).

Luật Việt Nam áp dụng hệ thống gia hạn 5 năm giống như Đạo luật, mặc dù quy định biểu phí rất chi tiết (Biểu, lệ phí và phí tổn liên quan đến kiểu dáng công nghiệp). Do đó, Việt Nam có thể cân nhắc xem có tuyên bố về mức phí chỉ định riêng biệt hay không.

2.16 Hiệu lực của việc Chỉ định Bên Ký kết của Người nộp đơn

Bất kỳ Bên Ký kết nào có Phòng sáng chế là một Phòng Thẩm định đều có thể tuyên bố rằng việc chỉ định do một người có một nơi ở, một nơi thường trú hay một cơ sở công nghiệp hoặc thương mại thật và hiệu quả trong địa phận của một Bên Ký kết trong một bản đăng ký quốc tế là không có hiệu lực (Điều 14(3)).

Nếu không có tuyên bố theo Điều 14(3), một người nộp đơn có thể nộp đơn đăng ký kiểu dáng công nghiệp trực tiếp với hồ sơ đăng ký trong nước hoặc thông qua Văn phòng Quốc tế với một hồ sơ đăng ký quốc tế, tùy lựa chọn của người nộp đơn, điều đó có thể dẫn đến kết quả là hai hồ sơ đăng ký tương đương cho cùng một kiểu dáng có thể tồn tại dưới các mẫu và ngôn ngữ khác nhau.

Do vậy, Việt Nam có thể cân nhắc việc thông báo trong tuyên bố theo Điều 14(3).

2.17 Các hồ sơ đăng ký quốc tế thông qua Phòng sáng chế.

Tùy lựa chọn của người nộp đơn, hồ sơ đăng ký quốc tế có thể được nộp trực tiếp lên Văn phòng Quốc tế hay thông qua Phòng sáng chế của Bên Ký kết của người nộp đơn (Điều 4(1)). Tuy nhiên, bất kỳ Bên Ký kết nào cũng có thể tuyên bố là các hồ sơ đăng ký quốc tế không thể được nộp qua Phòng sáng chế của họ (Điều 14(2)).

Trong trường hợp một Phòng sáng chế không tuyên bố theo Điều 4(1), và cho phép người nộp đơn nộp (một cách trực tiếp và) một cách gián tiếp thông qua Phòng sáng chế, Phòng sáng chế có thể thông báo, dù chấp nhận hay không thanh toán từ người nộp đơn và chuyển sang Văn phòng Quốc tế (Quy tắc 27(2)(b)).

Có thể cần cân nhắc đến việc có thông báo theo Điều 4(1) hay không, lưu ý tới lợi ích của người nộp đơn.

Isu-isu pada masing-masing negara ASEAN dalam upaya penyetujuan Perjanjian Hague Akta Jenewa

3. Republik Indonesia

Sebuah studi yang mempelajari sistem dan praktik registrasi desain di negara-negara anggota ASEAN dilaksanakan oleh AIPPI JAPAN yang dinaungi oleh JPO, berdasarkan jajak pendapat mengenai perundang-undangan, standar pemeriksaan, pedoman bagi pengguna dan dokumen lainnya, dan berdasarkan jawaban atas angket dan/atau dengar pendapat, dengan referensi terhadap isu-isu dalam penyetujuan Perjanjian Hague Akta Jenewa untuk Jepang (selanjutnya akan disebut "Akta Jenewa") di bawah pertimbangan JPO.

Berikut ini adalah hasil temuan terhadap isu-isu penyetujuan Akta Jenewa untuk Indonesia.

Catatan:

Pasal: pasal di Akta Jenewa,

Peraturan: Peraturan Regulasi Umum berdasarkan Akta 1999 dan Akta 1960 pada Perjanjian Hague

Seksi AI: Seksi Instruksi Administratif untuk Pengajuan Permohonan Perjanjian Hague

Undang-undang ID: Undang-undang No.31 tanggal 20 Desember 2000 mengenai Desain Industri

Peraturan ID: Peraturan Pemerintah Republik Indonesia No. 1 tahun 2005

3.1 Beberapa desain industri dalam satu pendaftaran internasional

Akta Jenewa mengizinkan sebuah pendaftaran internasional tunggal untuk mencakup dua atau lebih desain industri yang berada di kelas utama Klasifikasi Locarno yang sama, sampai maksimal 100 (Pasal 5(4), Peraturan 7(3)(v) dan (7)). Pihak pemohon Akta Jenewa dapat membatasi persyaratan untuk kesatuan desain, kesatuan produksi atau kesatuan penggunaan, atau berada dalam susunan atau komposisi barang yang sama, atau hanya satu desain unik dan independen yang dapat diklaim dalam satu pendaftaran oleh deklarasi berdasarkan Pasal 13(1) (Persyaratan Khusus Menyangkut Kesatuan Desain).

Hukum di Indonesia mengizinkan beberapa desain industri yang berada pada kelas yang sama untuk mengajukan satu pendaftaran (Undang-undang ID Pasal 13), yang serupa dengan Akta Jenewa.

Jika desain-desain tersebut tak memiliki masalah seperti misalnya terdapat lebih dari satu pencipta dalam satu pendaftaran, penanganan pendaftaran terdiri atas beberapa desain yang dapat ditolak, formulir pendaftaran, struktur basis data untuk register, maka sistem ini tidak akan menjadi isu dalam penyetujuan Akta untuk Indonesia.

3.2 Penangguhan Publikasi

Akta Jenewa mengizinkan penangguhan publikasi untuk desain industri selama periode maksimal 30 bulan sejak tanggal penerimaan atau, jika terjadi pengklaiman prioritas, sejak tanggal prioritas untuk pendaftaran yang bersangkutan, atau jika undang-undang dari Pihak Pemohon terkait memberikan penangguhan publikasi, maka terhitung sesuai permintaan si pemohon pada saat pengajuan pendaftaran internasional

(Pasal 11, Peraturan 16).

Hukum di Indonesia mengizinkan penangguhan publikasi selama maksimal 12 bulan sejak tanggal penerimaan atau tanggal prioritas (Undang-undang ID Pasal 25(4), (5)). Karena itu, diperlukan pertimbangan antara membuat sebuah deklarasi berdasarkan Pasal 11(1)(a) untuk mengabarkan bahwa periode penangguhan kurang dari 30 bulan, atau memperpanjang periode penangguhan agar selaras dengan Akta Jenewa.

3.3 Periode pemberitahuan penolakan

Menurut Akta Jenewa, secara garis besar, pemberitahuan penolakan terhadap akibat registrasi internasional wajib diberitahukan oleh Kantor terkait kepada Biro Internasional dalam jangka waktu 6 bulan sejak publikasi registrasi internasional. Dalam pemberitahuan wajib dicantumkan dasar-dasar penyebab mengapa terjadi penolakan. Akan tetapi bagi Pihak Pemohon yang Kantornya merupakan sebuah Kantor Pemeriksa atau yang hukumnya memberikan periode untuk kemungkinan oposisi terhadap pemberian perlindungan, dapat pemberitahukan Direktur Jenderal melalui deklarasi bahwa periode 6 bulan akan digantikan oleh periode 12 bulan. Kantor akan melengkapi pemeriksaan substantif atau pemeriksaan oposisi dalam masa periode dan pemberitahukan keputusannya pada Biro Internasional (Pasal 12, Peraturan 18).

Setelah 3 bulan untuk publikasi yang menindaklanjuti oposisi terhadap pendaftaran yang lulus pemeriksaan awal (Undang-undang ID Pasal 26), pemeriksaan substantif secara praktis dilakukan dengan pencarian desain sebelumnya di Indonesia meski tidak ada ketentuan spesifik mengenai pemeriksaan substantif. Menurut jawaban DGIPR terhadap kuesioner, waktu rata-rata untuk menyelesaikan pemeriksaan substantif adalah 12 bulan pada tahun 2012, oleh karenanya diperlukan penambahan ketentuan menyangkut pemeriksaan substantif pada Hukum Desain Indonesia dan mempertimbangkan untuk membuat deklarasi di atas menerapkan 12 bulan untuk periode ini, meningkatkan efisiensi dari pemeriksaan substantif agar dapat menyelesaikan pemeriksaan substantif selama periode di atas.

3.4 Pemberitahuan keinginan untuk menerima salinan rahasia dari registrasi internasional

Menurut Akta Jenewa, penolakan terhadap akibat registrasi internasional wajib diberitahukan oleh Kantor Pusat kepada Biro Internasional dalam sebuah pemberitahuan penolakan dalam periode yang telah ditentukan (lihat 3.3). Dengan pemberitahuan kepada Biro Internasional mengenai keinginan untuk menerima salinan rahasia dari registrasi internasional, Kantor terkait dapat menerima salinan segera setelah registrasi internasional telah selesai (Pasal 10(5)).

Pemberitahuan untuk salinan rahasia mengizinkan kantor terkait untuk memulai pemeriksaan substantif sebelum publikasi internasional. Jika si pemohon menarik kembali pendaftaran atau penunjukannya setelah registrasi internasional dan sebelum publikasi internasional, pemeriksaan substantif berdasarkan salinan rahasia akan menjadi tidak berlaku. Di sisi lain, tanpa pemberitahuan ini, karena salinan akan dikirimkan setelah publikasi internasional, kantor terkait tak memiliki pilihan lain selain memulai pemeriksaan substantif setelah publikasi terbit.

Dengan mempertimbangkan kondisi yang telah disebutkan di 3.3, perlu dipertimbangkan apakah akan memberitahukan keinginan untuk menerima salinan rahasia dari registrasi internasional kepada Biro Internasional dalam upaya agar dapat menyisihkan cukup waktu untuk pemeriksaan substantif sebelum publikasi internasional.

3.5 Menerapkan "pengecualian kurangnya kebaruan" pada sebuah pendaftaran internasional

Meski tak ada ketentuan jelas mengenai "pengecualian kurangnya kebaruan" dalam Akta Jenewa, sebuah registrasi internasional harus memiliki setidaknya akibat yang sama pada setiap Pihak Pemohon terkait sebagai pendaftaran yang diajukan secara berkala untuk pemberian perlindungan desain industri berdasarkan undang-undang dari Pihak Pemohon (Pasal 14(1)).

Di Indonesia, ketentuan mengenai "pengecualian kurangnya kebaruan" tercantum dalam Pasal 3 di Undang-undang ID. Perlu dipertimbangkan bagaimana menerapkan prosedur yang diperlukan pada pendaftaran domestik dan internasional, dengan mengkaji ulang prosedur itu sendiri.

3.6 Penggunaan garis titik-titik atau garis putus dalam reproduksi untuk bagian yang tidak diikutsertakan

Akta Jenewa tidak secara gamblang menyatakan pemberian perlindungan khusus untuk yang disebut sebagai "Desain Sebagian". Akan tetapi pada bagian yang ditampilkan dalam sebuah reproduksi namun tidak diinginkan perlindungan terhadapnya dapat diindikasikan dalam deskripsi dan/atau dengan metode garis titik-titik atau garis putus (Peraturan 9(2)(b), Seksi AI 403).

Di Indonesia, bagian-bagian yang tidak ingin dilindungi dapat diindikasikan dengan garis titik-titik (Peraturan ID, Pasal 6(1)(g)). Oleh karenanya, dalam hal ini penggunaan garis titik-titik atau garis putus tak berpotensi menjadi masalah serius dalam penyetujuan Akta Jenewa untuk Indonesia.

3.7 Sistem desain bertautan

Akta Jenewa menambahkan ketentuan menyangkut apa yang disebut dengan "Sistem Desain Bertautan" pada bulan Januari 2012 dan Pihak Pemohon terkait yang dalam hukumnya memiliki sistem ini, dapat menerima sebuah pendaftaran internasional bersamaan dengan sebuah indikasi dari nomor referensi untuk desain industri pokok atau untuk pendaftaran atau registrasi pokok (Seksi AI 407).

Hukum Indonesia saat ini tidak mencakup Sistem Desain Bertautan. Akan tetapi, ketentuan di atas hanya efektif bagi Kantor-Kantor yang memiliki undang-undang dengan sistem tersebut. Maka dalam hal ini, tak ada isu spesifik yang telah ditemukan dalam penyetujuan Akta Jenewa untuk Indonesia.

3.8 Persyaratan representasi

Akta Jenewa tidak mengizinkan Pihak Pemohon untuk memerlukan lebih dari satu tampilan jika desain atau produk industri berwujud dua dimensi atau lebih dari enam tampilan jika produk berwujud tiga dimensi

(Peraturan 9). Ukuran masing-masing representasi dan penomoran reproduksi juga ditentukan dalam Instruksi Administratif. (Seksi AI 401 sampai 406)

Sejauh studi ini berjalan, persyaratan di atas tidak akan menjadi masalah dalam penyetujuan Akta Jenewa untuk Indonesia.

3.9 Deskripsi dan pernyataan singkat

Setiap Pihak Pemohon Akta Jenewa mungkin perlu memastikan jika dalam pendaftaran internasionalnya mengandung deskripsi atau pernyataan singkat apa pun, wajib memberitahukan Direktur Jenderal melalui sebuah deklarasi jika Kantornya merupakan sebuah Kantor Pemeriksa dan memiliki undang-undang yang, pada saat menjadi bagian dari Akta ini, (Pasal 5(2)(ii), (iii)). Bahkan jika Pihak Pemohon tidak memerlukan deskripsi dan/atau pernyataan singkat, sesuai pilihan si pemohon, deksripsi singkat dapat dicantumkan dalam pendaftaran internasional (Peraturan 7(5)). Jika deskripsi melebihi 100 kata, akan dikenakan biaya tambahan.

Undang-undang di Indonesia memerlukan deskripsi pada desain industri (Undang-undang ID Pasal 11 dan 18). Jika Indonesia berniat mewajibkan deskripsi sebagai elemen wajib pada sebuah pendaftaran internasional, harap beritahukan melalui deklarasi sesuai Pasal 5(2)(b)(ii)

3.10 Spesimen

Jika sebuah pendaftaran internasional yang dikuasai sepenuhnya oleh Akta Jenewa memiliki sebuah permohonan untuk penangguhan publikasi menyangkut desain industri dua dimensi dan, alih-alih disertai dengan reproduksi yang merujuk pada Peraturan 9, pendaftaran harus disertai dengan spesimen dari desain industri (Peraturan 10). Kantor milik Pihak Pemohon dapat memberitahukan Biro Internasional bahwa ia ingin menerima salinan dari registrasi internasional beserta pernyataan, dokumen atau spesimen apa pun yang relevan bersama dengan pendaftaran internasional (Pasal 10(5) pada Akta Jenewa).

Undang-undang di Indonesia saat ini mengizinkan untuk menerima sebuah pendaftaran desain industri dengan spesimen (Undang-undang ID Pasal 11(4)(a)). Jika Indonesia tidak mendeklarasikan Pasal 11(1)(b)) (yang berarti bahwa Indonesia memberikan penangguhan publikasi untuk sebuah desain industri), Indonesia harus menerima spesimen, namun melalui studi ini, tak ditemukan permasalahan spesifik dalam penyetujuan Akta Jenewa untuk Indonesia

3.11 Persyaratan untuk Mengajukan Pendaftaran atas Nama si Pencipta

Jika Pihak Pemohon Akta Jenewa memiliki undang-undang yang mewajibkan pendaftaran untuk diajukan atas nama si pencipta desain industri, Pihak Pemohon wajib memberitahukan fakta dan prosedurnya sesuai dengan persyaratan dalam deklarasi (Peraturan 8),

Undang-undang di Indonesia mewajibkan pendaftaran untuk diajukan atas nama si pencipta desain industri

(Undang-undang ID Pasal 11(6)). Jika pihak pemohon bukanlah si pencipta, pemohon tersebut harus melampirkan surat penyerahan hak dari si pencipta kepada pemohon. Oleh karena itu, Indonesia harus mempertimbangkan untuk memberitahukan persyaratannya untuk mengajukan pendaftaran atas nama si pencipta, atau mengubah persyaratan pada sistem nasional

3.12 Pemeriksaan Formalitas

Menurut Akta Jenewa, Biro Internasional memeriksa persyaratan formalitas dari pendaftaran internasional. Jika persyaratan formalitas terpenuhi, pendaftaran internasional akan diregister dan dipublikasikan dalam waktu 6 bulan sejak tanggal registrasi internasional (Pasal 8, 10).

Melalui studi ini, tak ditemukan masalah spesifik dalam menerapkan pemeriksaan formalitas Akta kepada hukum di Indonesia.

3.13 Register internasional/Informasi Lisensi

Menurut Akta Jenewa, registrasi internasional wajib dicatat dalam Register Internasional yang ditangani oleh Biro Internasional. Register Internasional tidak memegang informasi apa pun menyangkut lisensi atau jaminan (Pasal 16).

Register untuk registrasi desain industri di Indonesia memerlukan registrasi kontrak lisensi (Undang-undang ID Pasal 36), dan tanpa registrasi kontrak ini, kontrak lisensi tidak berlaku. Akan tetapi, register internasional tidak memiliki informasi apapun menyangkut lisensi. Karena itu, Indonesia sebaiknya mempertimbangkan metode untuk menangani informasi lisensi atau merombak ketentuan yang menyangkut lisensi.

3.14 Durasi registrasi

Menurut Akta Jenewa, durasi perlindungan di Pihak Pemohon adalah 15 tahun dihitung sejak tanggal registrasi internasional atau lebih lama sesuai dengan durasi pada registrasi nasional (Pasal 17).

Undang-undang di Indonesia memberikan durasi perlindungan selama 10 tahun dihitung sejak tanggal penerimaan (Undang-undang ID Pasal 5). Karenanya, Indonesia wajib mengubah ketentuan yang menyangkut durasi dari paten desain.

3.15 Biaya pendaftaran/registrasi internasional

Menurut Akta Jenewa, biaya pendaftaran internasional terdiri dari (i) biaya dasar (basic fee), (ii) biaya penetapan (designation fee), dan (iii) biaya publikasi (publication fee) (dalam beberapa kasus, diperlukan biaya tambahan). Biaya dasar dan biaya publikasi ditentukan dari jumlah desain, halaman, dan jumlah kata dalam deskripsi pada pendaftaran internasional. Hanya biaya penetapan yang bergantung pada negara anggota. Mengenai biaya penetapan, biaya penetapan untuk Pihak Pemohon yang Kantornya tidak melakukan pemeriksaan apa pun yang bersifat substantif akan digolongkan ke level 1, sedangkan biaya penetapan untuk Pihak Pemohon yang Kantornya melaksanakan pemeriksaan substantif tapi tidak

melakukan pemeriksaan kebaruan akan digolongkan ke level 2 dan Pihak Pemohon yang Kantornya melaksanakan pemeriksaan substantif termasuk pemeriksaan terhadap kebaruan, entah itu *ex officio* atau menindaklanjuti oposisi oleh pihak ketiga, akan digolongkan ke level 3 (Pasal 7 dan Peraturan 12). Kantor Pemeriksa dapat mengganti biaya penetapan standar dengan biaya penetapan individu dalam deklarasi, yang besarnya tidak boleh melampaui besar dari jumlah total dari masing-masing biaya registrasi sebuah pendaftaran. Selain itu, Kantor Pemeriksa dapat menentukan bahwa biaya individu dibagi menjadi dua bagian, yang pertama dibayarkan pada saat pengajuan permohonan internasional dan waktu pembayaran kedua akan ditentukan sesuai dengan peraturan perundang-undangan negara Pihak Pemohon terkait melalui deklarasi (Pasal 1(xvii), 7 dan Peraturan 12).

Di Indonesia, undang-undang menetapkan bahwa setelah oposisi diajukan oleh pihak ketiga, maka pemeriksaan substantif akan dilakukan.

Meski begitu, menurut survei kami dalam penelitian ini, dalam praktiknya, DGIPR melakukan pemeriksaan substantif tanpa permintaan oposisi.

Biaya untuk mengajukan aplikasi ini adalah Rp600.000 dan untuk mengambil sertifikatnya dikenakan biaya Rp100.000 (Tarif_{di}).

Penerapan sistem pembaruan dan biaya yang sesuai dapat dipertimbangkan (karena sistem di Indonesia saat ini tidak memungkinkan pembaruan).

Jika Indonesia ingin menyatakan biaya penetapan individu, Indonesia harus mempertimbangkan amandemen undang-undang yang menyediakan pemeriksaan *ex officio* atas dasar substantif untuk menyelaraskan dengan praktiknya.

3.16 Akibat Penetapan Pemohon Negara Anggota

Siapa pun Pihak Pemohon yang Kantornya merupakan Kantor Pemeriksa dapat mendeklarasikan bahwa penetapan seseorang yang memiliki tempat tinggal berdomisili dan tetap atau memiliki sebuah badan industri atau komersil yang nyata dan berjalan dalam wilayah Pihak Pemohon pada registrasi internasional tidak diberlakukan (Pasal 14(3)).

Tanpa deklarasi, berdasarkan Pasal 14(3), seorang pemohon dapat mengajukan desain industri baik secara langsung dengan pendaftaran nasional atau melalui Biro Internasional dengan sebuah pendaftaran internasional, tergantung dari opsi yang dipilih pihak pemohon, yang dapat menghasilkan dua pendaftaran yang setara untuk desain yang sama yang hadir dalam bentuk dan bahasa yang berbeda.

Karena itu, Indonesia dapat mempertimbangkan untuk memberitahukan melalui sebuah deklarasi, sesuai Pasal 14(3).

3.17 Pendaftaran internasional melalui Kantor

Pendaftaran Internasional dapat diajukan baik secara langsung dengan Biro Internasional atau melalui Kantor dari Pemohon Negara Anggota, tergantung pilihan pihak pemohon (Pasal 4(1)). Akan tetapi, setiap Pihak Pemohon dapat mendeklarasikan bahwa pendaftaran internasional tidak akan diajukan melalui

Kantornya (Pasal 14(2)).

Dalam kasus sebuah Kantor tidak mengeluarkan deklarasi sesuai Pasal 4(1), dan kantor mengizinkan pemohon untuk mengajukan (secara langsung dan) secara tak langsung melalui Kantor, Kantor dapat memberitahukan apakah akan menerima pembayaran dari pemohon dan mentransfer ke Biro Internasional (Peraturan 27(2)(b)).

Dapat dipertimbangkan apakah akan memberitahukan sesuai Pasal 4(1), dengan memperhatikan keuntungan yang dimiliki pemohon.

Isu-isu bagi setiap negara ASEAN untuk menjadi ahli kepada Akta Geneva dalam Perjanjian Hague

4. Malaysia

Satu kajian mengenai sistem pendaftaran reka bentuk dan amalan dalam anggota negara ASEAN telah dijalankan oleh AIPPI Jepun melalui arahan oleh JPO. Kajian ini mengambil kira tinjauan mengenai perundangan, standard pemeriksaan, garis panduan untuk pengguna dan dokumen-dokumen lain dan berdasarkan pada jawapan kepada soal selidik dan/atau tinjauan sidang pembicaraan. Ia merujuk kepada isu-isu untuk Jepun menjadi ahli kepada Akta Geneva dalam Perjanjian Hague (selepas ini dirujuk sebagai "Akta Geneva") yang masih dipertimbangkan penyertaannya oleh JPO.

Butiran berikut pula merupakan hasil penemuan berkaitan dengan isu-isu untuk Malaysia menjadi ahli kepada Akta Geneva ini.

Tatatanda:

Artikel: sebuah artikel daripada Akta Geneva,

Peraturan: sebuah Peraturan daripada Peraturan Awam di bawah Akta 1999 dan Akta 1960 daripada Perjanjian Hague

AI Seksyen: Sebuah Seksyen daripada Arahan Pentadbiran untuk Permohonan Perjanjian Hague

4.1 Beberapa reka bentuk perindustrian dalam satu permohonan antarabangsa

Berdasarkan kelas utama yang sama dalam Klasifikasi Locarno, Akta Geneva membenarkan permohonan antarabangsa tunggal untuk termasuk dua atau lebih, sehingga 100 (Artikel 5(4), Peraturan 7(3)(v) dan (7)). Pihak pejanji Akta Geneva mungkin menghadkan peraturan kepada keseragaman rekabentuk, keseragaman pengeluaran atau penggunaan, atau tergolong dalam set atau komposisi barangan yang sama, atau hanya satu rekabentuk yang tersendiri dan berbeza yang boleh dipohon perlindungan dalam satu permohonan melalui perakuan di bawah Artikel 13(1) (Keperluan Khas Berkaitan Keseragaman Rekabentuk).

Undang-undang Malaysia membenarkan beberapa reka bentuk perindustrian yang berada dalam kelas yang sama membentuk satu permohonannya (Seksyen 15 Reka Bentuk Perindustrian), sebagaimana yang dinyatakan dalam Akta ini.

Sekiranya tidak terdapat isu dalam kes-kes seperti terdapat berbilang pencipta dalam satu permohonan, permohonan yang terdiri daripada pelbagai reka bentuk yang memungkinkan sebab untuk penolakan, borang permohonan, struktur pangkalan data dalam berdaftar, maka sistem ini tidak boleh menjadi isu untuk Malaysia menjadi ahli dalam Akta Geneva.

4.2 Penangguhan penerbitan

Akta Geneva membenarkan penangguhan penerbitan sesuatu reka bentuk perindustrian bagi tempoh sehingga 30 bulan daripada tarikh pemfailan atau, apabila terdapat tuntutan keutamaan, dari tarikh tuntutan keutamaan sesuatu permohonan berkenaan, di mana undang-undang Negara Anggota yang dilantik membenarkan penangguhan penerbitan, pada masa pemohon memohon pemfailan permohonan

antarabangsa dibuat (Artikel 11, Peraturan 16).

Di Malaysia oleh kerana ketiadaan sistem yang membenarkan penangguhan sedemikian, maka pertimbangan seharusnya dilakukan sama ada penangguhan penerbitan perlu mula dimasukkan ke dalam sistem pendaftaran reka bentuk atau diisytiharkan bahawa penangguhan penerbitan tidak akan diguna pakai.

4.3 Tempoh untuk pemberitahuan penolakan

Menurut Akta Geneva, berdasarkan pendiriannya, pemberitahuan pembatalan kesan-kesan pendaftaran antarabangsa akan berkuatkuasa setelah diberitahu oleh Pejabat yang dilantik kepada Biro Antarabangsa dalam tempoh 6 bulan daripada pendaftaran antarabangsa yang diterbitkan. Pemberitahuan harus menyatakan semua sebab penolakan. Walau bagaimanapun, mana-mana Negara Anggota yang Pejabatnya juga merupakan sebuah Pejabat Pemeriksaan, atau undang-undangnya membenarkan sebagai satu bantuan berbentuk jaminan, satu tempoh diberikan untuk kemungkinan berlakunya penolakan, maka dalam perakuan, memberitahu Ketua Pengarah bahawa tempoh 6 bulan itu seharusnya diganti dengan tempoh 12 bulan. Pejabat berkenaan akan melengkapkan pemeriksaan substantif atau pemeriksaan penolakan dalam tempoh tersebut dan menghubungi Biro Antarabangsa untuk memaklumkan keputusannya (Artikel 12, Peraturan 18).

Berdasarkan jawapan soal selidik dan tinjauan sidang perbicaraan MyIPO, pemeriksaan substantif untuk kebaharuan dengan pencarian reka bentuk terdahulu akan dilakukan secara praktis selepas pemeriksaan formaliti di Malaysia walaupun tidak terdapat peruntukan khusus mengenai pemeriksaan substantif ini. Sungguhpun begitu, oleh kerana ruang lingkup pencarian reka bentuk terdahulu untuk pemeriksaan kebaharuan hanya terhad kepada pendaftaran reka bentuk domestik di Malaysia, perkara ini seharusnya dibincangkan dengan Biro Antarabangsa sama ada MyIPO boleh diperakukan sebagai sebuah Pejabat Pemeriksaan di bawah Artikel 1 (xvii), sekiranya Malaysia mahu pengisytiharan di atas diletakkan di bawah Peraturan 18(1)(b).

4.4 Pemberitahuan berkehendak untuk menerima salinan sulit pendaftaran antarabangsa

Menurut Akta Geneva, pembatalan kesan-kesan pendaftaran antarabangsa akan berkuatkuasa harus diberitahu oleh Pejabat Biro Antarabangsa melalui satu pemberitahuan pembatalan dalam tempoh yang ditentukan (lihat 4.3). Dengan pemberitahuan berkehendak untuk menerima salinan sulit pendaftaran antarabangsa yang dikemukakan kepada Biro Antarabangsa, Pejabat yang dilantik boleh menerima salinan dengan segera setelah pendaftaran antarabangsa telah diselesaikan (Artikel 10(5)).

Pemberitahuan salinan sulit ini membolehkan pejabat yang dilantik memulakan pemeriksaan substantif sebelum penerbitan antarabangsa dibuat. Sekiranya pemohon menarik permohonan atau mengubah reka bentuk selepas pendaftaran antarabangsa sebelum penerbitan antarabangsa, pemeriksaan substantif berdasarkan salinan sulit akan menjadi satu pembaziran. Tetapi sekiranya, tanpa pemberitahuan, oleh kerana salinan akan dihantar selepas penerbitan antarabangsa, maka pejabat yang dilantik tidak mempunyai

pilihan selain memulakan pemeriksaan substantif selepas penerbitan dilakukan.

Berdasarkan keadaan yang dinyatakan dalam 4.3, seharusnya ditentukan sama ada Biro Antarabangsa perlu dimaklumkan mengenai kehendak untuk menerima salinan pendaftaran antarabangsa, supaya masa yang mencukupi dapat diperuntukan untuk melakukan pemeriksaan substantif sebelum penerbitan antarabangsa.

4.5 Memohon 'pengecualian atas kekurangan kebaharuan' untuk permohonan antarabangsa

Peruntukan yang jelas mengenai 'pengecualian atas kekurangan kebaharuan' tidak terdapat dalam Akta Geneva. Sepatutnya pendaftaran antarabangsa mempunyai sekurang-kurangnya kesan yang sama pada setiap Negara Anggota yang dilantik sebagaimana permohonan biasa untuk bantuan jaminan reka bentuk industri di bawah undang-undang Negara Anggota (Artikel 14(1)).

Di Malaysia, peruntukan mengenai "pengecualian atas kekurangan kebaharuan" dinyatakan dalam Seksyen 12 Akta Reka Bentuk Perindustrian. Perlu dipertimbangkan cara untuk mengenakan prosedur yang dikehendaki dalam permohonan domestik yang diguna pakai untuk permohonan antarabangsa. Prosedur itu sendiri perlu dikaji semula.

4.6 Penggunaan garisan titik atau putus-putus dalam reproduksi bahagian yang tidak dituntut

Akta Geneva tidak menyatakan secara jelas mengenai "Reka Bentuk Separa". Walau bagaimanapun perkara yang tidak ditunjukkan dalam reproduksi kerana tidak memerlukan jaminan boleh dihuraikan melalui penerangan dan/atau dengan cara garisan titik atau putus-putus (Peraturan 9(2)(b) AI Seksyen 403).

Di Malaysia, sekiranya perlindungan dipohon hanya untuk sebahagian tertentu daripada satu Artikel, bahagian yang tidak dipohon boleh ditunjukkan dengan garisan putus-putus ("Garis Panduan Harta Intelek", 5 Reka Bentuk Perindustrian di Malaysia 3.0(g)). Oleh itu, dalam hal ini, penggunaan garisan titik atau putus-putus tidak akan menjadi masalah dalam Malaysia menjadi ahli kepada Akta Geneva, walaupun amalan ini seharusnya dinyatakan dalam undang-undang atau peraturan.

4.7 Sistem Reka Bentuk Berkaitan

Akta Geneva menambah peruntukkan mengenai "Sistem Reka Bentuk Berkaitan" pada Januari 2012 dan Negara Anggota yang dilantik yang mana undang-undangnya memperuntukkan sistem ini boleh menerima permohonan antarabangsa yang disertakan bersama petunjuk kepada nombor rujukan reka bentuk perindustrian prinsipal atau kepada permohonan atau pendaftaran prinsipal (AI Seksyen 407).

Di Malaysia, undang-undang memperuntukkan satu sistem yang mempunyai petunjuk umum tertentu di bawah Seksyen 23 Akta Reka Bentuk Perindustrian. Tempoh masa pendaftaran untuk sesuatu reka bentuk perindustrian didaftarkan mengikut seksyen ini mestilah tidak melebihi tempoh masa pendaftaran reka bentuk perindustrian asal didaftarkan dan mana-mana lanjutan tempoh masa yang ditetapkan. Perlu

dipertimbangkan sama ada sistem ini sepatutnya diguna pakai untuk permohonan antarabangsa. Hubungan antara permohonan antarabangsa dengan permohonan antarabangsa dan permohonan domestik juga perlu dinilai semula.

4.8 Syarat-syarat berkaitan reproduksi

Akta Geneva tidak membenarkan Negara Anggota untuk mengemukakan lebih dari satu sudut pandangan untuk reka bentuk perindustrian atau barang dua-dimensi atau lebih dari enam sudut pandangan untuk barang tiga-dimensi (Kaedah 9). Saiz setiap representasi dan penomboran representasi juga dinyatakan dalam Arahan Pentadbiran (AI Seksyen 401 hingga 406)

Di Malaysia, saiz representasi yang dikehendaki berbeza daripada Akta Geneva ("Garis panduan Harta Intelektual", 5. Reka Bentuk Perindustrian di Malaysia, 3.0(b)). Oleh itu, perlu dipertimbangkan, sekurang-kurangnya, menjadikan peraturan ini seiring dengan yang terdapat dalam Akta Geneva.

4.9 Deskripsi ringkas dan perlindungan

Mana-mana Negara Anggota dalam Akta Geneva mungkin memerlukan permohonan antarabangsa mengandungi deskripsi ringkas atau perlindungan, perlu menyatakan kepada Ketua Pengarah dalam satu deklarasi sekiranya Pejabatnya adalah Pejabat Pemeriksaan dan undang-undangnya, pada masa itu menjadi sebahagian daripada Akta ini (Artikel 5(2)(ii),(iii)). Sekiranya Negara Anggota tidak memerlukan deskripsi ringkas dan/atau perlindungan, pemohon boleh memilih untuk menyertakan deskripsi ringkas dalam permohonan antarabangsa (Kaedah 7(5)). Sekiranya deskripsi melebihi 100 patah perkataan, satu yuran tambahan akan dikenakan.

Undang-undang Malaysia tidak memerlukan deskripsi atau perlindungan (Peraturan Reka Bentuk Perindustrian), oleh itu dalam kajian ini, masalah khusus tidak ditemui

4.10 Spesimen

Apabila permohonan antarabangsa yang ditadbir secara eksklusif oleh Akta Geneva mengemukakan penangguhan penerbitan kesan daripada reka bentuk perindustrian dua dimensi yang tidak disertakan bersama reproduksi sebagaimana Kaedah 9, sebaliknya disertakan spesimen reka bentuk perindustrian (Kaedah 10). Pejabat Negara Anggota boleh menyatakan kepada Biro Antarabangsa bahawa Pejabat tersebut berkehendak untuk menerima satu salinan pendaftaran antarabangsa, bersama penyata, dokumen atau spesimen berkaitan yang disertakan dalam permohonan antarabangsa itu (Artikel 10(5) dalam Akta Geneva).

Dalam undang-undang di Malaysia, sesuatu spesimen boleh digunakan untuk satu permohonan (Seksyen 10(3) Peraturan Perindustrian), dan pendaftar mungkin memerlukan spesimen-spesimen ini diganti dengan lukisan atau gambar foto (Seksyen 10(4) Peraturan Perindustrian). Di Malaysia, saiz spesimen telah dihadkan kepada saiz yang lebih kecil daripada 20 sm x 20 sm x 20 sm. Sekiranya mana-mana Negara Anggota tidak memperakui Artikel 11(1)(b) (yang

bermakna Negara Anggota tersebut memberi penangguhan penerbitan untuk reka bentuk perindustrian), maka Negara Anggota tersebut seharusnya mengguna spesimen. Dalam hal ini, Malaysia seharusnya mempertimbangkan syarat-syarat berkenaan saiz spesimen. Malaysia juga harus mempertimbangkan menggantikan spesimen dengan lukisan atau gambar foto.

4.11 Keperluan untuk Pemfailan Permohonan atas nama Pencipta

Sekiranya undang-undang ditetapkan oleh Negara Anggota dalam Akta Geneva memerlukan permohonan difailkan atas nama pencipta reka bentuk perindustrian, Negara Anggota akan menyatakan fakta dan prosedur yang harus diikuti bersama syarat-syarat dalam perakuan (Kaedah 8).

Di Malaysia, sekiranya pemohon bukan pencipta, permohonan pendaftaran reka bentuk perindustrian memerlukan pernyataan yang mewajarkan hak pemohon ke atas pendaftaran seperti dokumen serahhak (Seksyen 5(3) Peraturan Reka Bentuk Perindustrian).

Sehubungan ini, Malaysia seharusnya mempertimbangkan keperluan pemfailan permohonan atas nama pencipta, atau menukar keperluan sistem negara

4.12 Pemeriksaan Formaliti

Dalam Akta Geneva, Biro Antarabangsa memeriksa keperluan formaliti untuk sesuatu permohonan antarabangsa. Apabila keperluan formaliti telah dipenuhi, permohonan antarabangsa akan didaftarkan dan diterbitkan dalam tempoh 6 bulan daripada tarikh pendaftaran antarabangsa (Artikel 8,10).

Perlu dipastikan perbezaan antara perkara yang diteliti dalam pemeriksaan formaliti Akta Geneva dan undang-undang Malaysia, yang mungkin memerlukan perubahan dilakukan kepada undang-undang Malaysia. Walau bagaimanapun, melalui kajian ini, tidak terdapat masalah khusus dalam menerapkan pemeriksaan formaliti menurut Akta ini ke dalam undang-undang Malaysia.

4.13 Daftar Antarabangsa/Maklumat Lesen

Menurut Akta Geneva, pendaftaran antarabangsa akan direkodkan dalam Daftar Antarabangsa yang ditadbir oleh Biro Antarabangsa. Daftar Antarabangsa tidak mengandungi apa-apa maklumat mengenai lesen atau cagaran (Artikel 16).

Daftar pendaftaran reka bentuk perindustrian di Malaysia memerlukan pendaftaran untuk kontrak lesen (Seksyen 30 Akta Reka Bentuk Perindustrian), dan tanpa pendaftaran kontrak ini, kontrak lesen adalah tidak sah. Walau bagaimanapun, daftar antarabangsa tidak memerlukan apa-apa maklumat mengenai lesen. Maka, Malaysia seharusnya mempertimbangkan cara untuk mengurus maklumat lesen atau menyusun kembali peruntukan berkaitan lesen.

4.14 Tempoh pendaftaran

Menurut Akta Geneva, tempoh perlindungan di Negara Anggota ialah 15 tahun dikira bermula daripada tarikh

pendaftaran antarabangsa dilakukan atau terma yang lebih lama yang bersamaan dengan tempoh menerusi pendaftaran negara (Artikel 17).

Dalam Undang-undang Malaysia, reka bentuk perindustrian yang telah didaftarkan sah untuk tempoh 5 tahun, dan boleh diperbaharui untuk 2 tempoh berturut-turut dengan setiap tempoh selama 5 tahun (Seksyen 25 Akta Reka Bentuk Perindustrian) yang bersamaan dengan Akta ini.

4.15 Yuran untuk permohonan/pendaftaran antarabangsa

Menurut Akta Geneva, yuran untuk permohonan antarabangsa terdiri daripada (i) yuran asas (ii) yuran mengubah reka bentuk dan (iii) yuran penerbitan (dalam kes tertentu, yuran tambahan diperlukan). Yuran asas dan yuran penerbitan dikira berdasarkan jumlah reka bentuk, muka surat, dan patah perkataan dalam deskripsi yang dikemukakan untuk permohonan antarabangsa. Hanya yuran mengubah reka bentuk bergantung kepada negara atau negara-negara yang terlibat. Untuk yuran mengubah reka bentuk, Tahap 1 ialah yuran mengubah reka bentuk untuk sesebuah Negara Anggota yang mana Pejabatnya tidak menjalankan pemeriksaan atas dasar substantif, tahap 2 ialah Pejabat yang menjalankan pemeriksaan atas dasar substantif selain kebaharuan dan tahap 3 pula ialah Pejabat yang menjalankan pemeriksaan atas dasar substantif termasuk pemeriksaan kebaharuan sama ada ex officio atau berdasarkan bantahan pihak ketiga (Artikel 7 dan Peraturan 12). Seorang Pegawai Pemeriksa boleh menggantikan yuran mengubah reka bentuk standard dengan yuran mengubah reka bentuk individu secara perakuan, yang mungkin tidak melebihi yuran setempat setiap pendaftaran permohonan secara keseluruhan. Tambahan pula, sesebuah Pejabat Pemeriksaan boleh menetapkan yuran individu yang terdiri daripada dua bahagian, yang pertama perlu dibayar pada masa pemfailan permohonan antarabangsa dan yang kedua perlu dibayar pada satu tarikh kemudian yang ditentukan berdasarkan undang-undang Negara Anggota, dalam perakuan (Artikel 1(xvii), 7 dan Peraturan 12).

Di Malaysia, yuran pemfailan sesuatu permohonan ialah RM 500 untuk pemfailan manual (kertas) dan RM 480 untuk pemfailan elektronik. Tiada yuran pendaftaran berasingan dikenakan and yuran untuk pembaharuan juga diasingkan. Sebagaimana yang dinyatakan dalam 4.3 di atas, tidak jelas sama ada MyIPO diperakui sebagai sebuah Pejabat Pemeriksaan, jika tidak maka Tahap 1 ialah untuk Pejabat yang tidak menjalankan pemeriksaan substantif, dan jika diperakui sebagai Pejabat Pemeriksaan, maka ia boleh dipertimbangkan untuk memohon Tahap 2, Tahap 3 atau yuran mengubah reka bentuk individu seperti yang dinyatakan di atas.

4.16 Kesan Pelantikan di Negara Anggota Pemohon

Mana-mana Negara Anggota yang Pejabatnya merupakan Pejabat Pemeriksaan boleh memperakui pelantikan seseorang yang mempunyai domisil, tempat tinggal kebiasaan atau perindustrian yang wujud dan efektif atau perniagaan komersil dalam wilayah di sebuah Negara Anggota yang mana pendaftaran antarabangsa tidak memberi kesan (Artikel 14(3)).

Tanpa perakuan di bawah Artikel 14(3), seseorang pemohon boleh memilih untuk memfailkan permohonan

sesuatu reka bentuk perindustrian sama ada secara langsung melalui kerajaannya atau permohonan antarabangsa melalui Biro Antarabangsa. Ini mungkin menyebabkan dua permohonan serupa untuk reka bentuk yang sama boleh didapati dalam bahasa dan borang yang berbeza.

Maka, Malaysia boleh mempertimbangkan sama ada mahu melaporkan, dalam perakuan, di bawah Artikel 14(3).

4.17 Pendaftaran Antarabangsa melalui Pejabat.

Permohonan antarabangsa boleh difailkan, mengikut pilihan pemohon, sama ada secara langsung kepada Biro Antarabangsa atau melalui Pejabat di Negara Anggota pemohon (Artikel 4(1)). Walau bagaimanapun, mana-mana Negara Anggota boleh memperakui bahawa permohonan-permohonan antarabangsa berkemungkinan tidak difailkan melalui Pejabatnya (Artikel 14(2)).

Dalam hal sesebuah Pejabat tidak memperakui di bawah Artikel 4(1), dan Pejabat itu membenarkan seseorang pemohon untuk memfailkan secara langsung atau tidak langsung melalui Pejabat itu, maka Pejabat tersebut boleh melaporkan, sama ada menerima bayaran daripada pemohon tersebut atau memindahkannya ke Biro Antarabangsa (Kaedah 27(2)(b)).

Pertimbangan diperlukan sama ada laporan perlu dibuat berdasarkan Artikel 4(1), dengan memberi perhatian kepada manfaat yang diperolehi oleh pemohon.

7. ສປປ ລາວ

ການສໍາຫຼວດຄົ້ນຄວ້າກ່ຽວກັບລະບົບການຈົດທະບຽນແບບອຸດສາຫະກຳ ແລະ ສະພາບການນໍາໃຊ້ລະບົບດັ່ງກ່າວ ຂອງບັນດາປະເທດອາຊຽນ

ແມ່ນສະມາຄົມຄຸ້ມຄອງຊັບສິນທາງບັນຍາຂອງຍີ່ປຸ່ນເປັນຜູ້ດໍາເນີນການ ໂດຍໄດ້ຮັບການມອບໝາຍຈາກທະບວງສິດທິບັດຍີ່ປຸ່ນ. ໄດ້ມີການສຶກສາຄົ້ນຄວ້າກ່ຽວກັບບັນຫາຄົງຄ້າງ ຂອງການເຂົ້າເປັນພາຄີຂອງ ສ.ປ.ປ ລາວ ໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາ ຕາມຂໍ້ຕົກລົງຂອງສົນທິສັນນາ Hague (ຕໍ່ໄປຈະເອີ້ນວ່າ “ອະນຸສັນຍາເຈນີວາ”) ໂດຍອີງໃສ່ຫົວຂໍ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າ ໃນເວລາທີ່ຍີ່ປຸ່ນພວມກະກຽມເຂົ້າເປັນພາຄີໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາດັ່ງກ່າວ ເຊິ່ງໄດ້ເອົາຜົນຂອງການສໍາຫຼວດກົດໝາຍ, ມາດຖານໃນການພິຈາລະນາ, ຄູ່ມືສໍາລັບຜູ້ຂໍຈົດທະບຽນ ແລະ ເອກະສານອື່ນໆ, ແລະ ຜົນຂອງການຕອບສອບຖາມ ແລະ ການຮັບຟັງຄໍາເຫັນ ເປັນພື້ນຖານ.

ໂດຍອີງຕາມຜົນການຕອບແບບສອບຖາມ ເຮັດໃຫ້ໄດ້ຮູ້ຂໍ້ມູນວ່າ ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍຊັບສິນທາງບັນຍາ (ຈັດຕັ້ງປະຕິບັດປີ 2008) ແມ່ນໄດ້ຮັບການປັບປຸງ ແລະ ກົດໝາຍ ທີ່ມີຜົນບັງຄັບໃຊ້ໃນປະຈຸບັນແມ່ນ ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍຊັບສິນທາງບັນຍາ (ສະບັບປັບປຸງ) ປີ 2011, ແລະ ຮູ້ວ່າມີລະບຽບກົດໝາຍອື່ນໆເພີ່ມເຕີມ ເຊັ່ນ ຂໍ້ຕົກລົງຂອງລັດຖະມົນຕີ ເລກທີ 0755/MOST ກ່ຽວກັບການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດກົດໝາຍວ່າດ້ວຍຊັບສິນທາງບັນຍາ ເຊິ່ງກ່ຽວກັບແບບອຸດສາຫະກຳ. ເຖິງຢ່າງໃດກໍຕາມ ບັນດາກົດໝາຍດັ່ງກ່າວ ແມ່ນບໍ່ໄດ້ເຜີຍແຜ່ໄວ້ທັງໃນ WIPO LEX ແລະ ປະຈຸບັນກໍຍັງບໍ່ໄດ້ຮັບເອກະສານສະບັບຕົ້ນ. ຕໍ່ໄປ

ຈະແນະນໍາກ່ຽວກັບບັນຫາຄົງຄ້າງທີ່ຈໍາເປັນຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າ ເພື່ອການເຂົ້າເປັນພາຄີໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາຂອງ ສ.ປ.ປ ລາວ ໂດຍອີງໃສ່ກົດໝາຍສະບັບກ່ອນການປັບປຸງເປັນພື້ນຖານ.

7.1 ລະບົບການຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນຫຼາຍແບບອຸດສາຫະກຳໃນເທືອດຽວ

ອະນຸສັນຍາເຈນີວາ ອະນຸຍາດໃຫ້ ສາມາດບັນຈຸແບບອຸດສາຫະກຳ ໄດ້ຮອບ 100 ແບບ ໃນການຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນເທືອດຽວ ຖ້າຫາກບັນດາແບບດັ່ງກ່າວນອນຢູ່ໃນໝວດໃຫຍ່ດຽວກັນ ຕາມການຈັດແບ່ງປະເພດແບບອຸດສາຫະກຳສາກົນ Locarno (ມາດຕາ 5(4), ລະບຽບ 7(3)(v) ແລະ (7)). ປະເທດພາຄີໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາ ສາມາດດໍາເນີນການຖະແຫຼງຕາມມາດຕາ 13 (1) ເພື່ອກຳນົດວ່າ ແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ເປັນເປົ້າໝາຍໃນການຍື່ນຄໍາຮ້ອງພ້ອມກັນໃນເທືອດຽວ ຕ້ອງກົງກັບເງື່ອນໄຂຄວາມເປັນເອກະພາບຂອງແບບອຸດສາຫະກຳ, ຄວາມເປັນເອກະພາບກັນຂອງຜະລິດຕະພັນ ຫຼື ຄວາມເປັນເອກະພາບໃນການນໍາໃຊ້; ຫຼື ຂຶ້ນກັບກຸ່ມ (Set) ຫຼື ໂຄງຮ່າງສິນຄ້າອັນດຽວກັນ; ຫຼື ມີພຽງແຕ່ແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ມີຄວາມເປັນເອກະລາດ ແລະ ມີຄວາມສາມາດໃຈ້ແຍກໄດ້ເທົ່ານັ້ນ, ຈຶ່ງຈະສາມາດຍື່ນຄໍາຮ້ອງພ້ອມກັນໃນເທືອດຽວໄດ້ ເປັນຕົ້ນ (ເງື່ອນໄຂພິເສດກ່ຽວກັບຄວາມເປັນເອກະພາບກັນຂອງແບບອຸດສາຫະກຳ).

ໃນ ສປປ ລາວ ແມ່ນມີລະບົບທີ່ຄ້າຍຄືກັນ (ກົດລະບຽບ ມາດຕາ 20) ເຊິ່ງອະນຸຍາດໃຫ້ຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນຫຼາຍແບບອຸດສາຫະກຳໄດ້ໃນເທືອດຽວ. ເຖິງຢ່າງໃດກໍຕາມ ກໍຕ້ອງການສໍາເນົາຫຼັງຊຸດໃນແຕ່ລະ ແບບອຸດສາຫະກຳເພື່ອຍື່ນຄໍາຮ້ອງ (ກົດລະບຽບ ມາດຕາ 21). ດັ່ງນັ້ນ, ຈະຕ້ອງໄດ້ມີການສຶກສາຄົ້ນຄວ້າຄືນໃໝ່ ກ່ຽວກັບການຕອບສະໜອງການຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ.

7.2 ລະບົບການເລື່ອນການເຜີຍແຜ່

ໃນກໍລະນີກົດໝາຍປະເທດທີ່ກຳນົດໃດໜຶ່ງທີ່ເປັນພາຄີໃນອະນຸສັນຍາ ຫາກໄດ້ກຳນົດກ່ຽວກັບການເລື່ອນການເຜີຍແຜ່ການຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນ, ອະນຸສັນຍາເຈນີວາ ຈະອະນຸຍາດໃຫ້ເລື່ອນການເຜີຍແຜ່ ການ ຈົດທະບຽນແບບອຸດສາຫະກຳໃດໜຶ່ງ ເປັນໄລຍະເວລາສູງສຸດເຖິງ 30 ເດືອນ ນັບຈາກວັນຍື່ນຄໍາຮ້ອງ ຫຼື ວັນບຸລິມະສິດ ໃນກໍລະນີມີການອ້າງບຸລິມະສິດ ຖ້າມີການສະເໜີຈາກຜູ້ຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນໃນເວລາທີ່ຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ. ໂດຍເລີ່ມຈາກວັນບຸລິມະສິດ ຂອງການສະໝັກທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ, ຢູ່ສະຖານທີ່ທີ່ກົດໝາຍຂອງຄູ່ສັນຍາ ທີ່ໄດ້ຮັບການແຕ່ງຕັ້ງຮອງຮັບ ການເລື່ອນການ ເຜີຍແຜ່, ໂດຍການການຮ້ອງຂໍຂອງຜູ້ສະໝັກໃນເວລາຍື່ນເອກະສານຮ້ອງຂໍການສະໝັກລະຫວ່າງປະເທດ (ມາດຕາ 11,

ລະບຽບ 16).

ກົດໝາຍຂອງ ສ.ປ.ປ ລາວ ອະນຸຍາດໃຫ້ເລື່ອນການເຜີຍແຜ່ໄດ້ເຖິງ 12 ເດືອນ ນັບຈາກມື້ຮອດອ້ອງ ຫຼື ວັນບຸລິມະສິດ (ກົດລະບຽບ ມາດຕາ 20). ດັ່ງນັ້ນ ຈຶ່ງມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າ ຈະແຈ້ງໃຫ້ຮັບຮູ້ວ່າ ໄລຍະເວລາເລື່ອນການເຜີຍແຜ່ດັ່ງກ່າວແມ່ນໜ້ອຍກວ່າ 30 ເດືອນ ດ້ວຍການຖະແຫຼງພາຍໃຕ້ຂໍ້ກຳນົດຂອງມາດຕາ 11 (1) (a) ຫລືຈະຂະຫຍາຍເວລາເລື່ອນການເຜີຍແຜ່ອອກໄປ ໃຫ້ສອດຄ່ອງຕາມອະນຸສັນຍາເຈນີວາ.

7.3 ໄລຍະເວລາສຳລັບການແຈ້ງການປະຕິເສດ

ໂດຍພື້ນຖານແລ້ວ, ອະນຸສັນຍາເຈນີວາກຳນົດໃຫ້ປະເທດພາຄີຕ້ອງແຈ້ງ ປະຕິເສດຜົນຂອງການຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດເຊິ່ງກຳນົດເຈາະຈົງປະເທດທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ ໄປຫາສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດ ບົກກະຕິແລ້ວແມ່ນພາຍໃນ 6 ເດືອນນັບຈາກມື້ຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ. ການແຈ້ງການດັ່ງກ່າວຈະ ຕ້ອງກ່າວເຖິງເລື່ອງລາວທັງໝົດທີ່ເປັນສາຍເຫດຂອງການປະຕິເສດ. ເຖິງຢ່າງໃດກໍຕາມ, ໃນກໍລະນີມີການຍື່ນຄັດຄ້ານວ່າປະເທດພາຄີທີ່ກ່ຽວຂ້ອງດັ່ງກ່າວກ່ຽວກັບການກວດສອບເນື້ອໃນ ຫຼື ໃນກໍລະນີກົດໝາຍກຳນົດໃຫ້ມີສາມາດຍື່ນຄັດຄ້ານໄດ້ ກໍສາມາດປ່ຽນໄລຍະ 6 ເດືອນດັ່ງກ່າວ ເປັນ 12 ເດືອນໄດ້ດ້ວຍການຖະແຫຼງການ. ພາຍໃນໄລຍະເວລາດັ່ງກ່າວ, ລັດພາຄີເປົ້າໝາຍດັ່ງກ່າວຈະຕ້ອງກວດສອບເນື້ອໃນຂອງການຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ ຫຼື ພິຈາລະນາການການຍື່ນຄັດຄ້ານ ໃຫ້ສຳເລັດ ແລ້ວແຈ້ງການໃຫ້ສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດຮັບຊາບກ່ຽວກັບການຕັດສິນດັ່ງກ່າວ (ມາດຕາ 12, ລະບຽບ 18).

ຢູ່ ສ.ປ.ປ ລາວ ແມ່ນດຳເນີນການກວດສອບເບື້ອງຕົ້ນ ໄປຄຽງຄູ່ກັບການກວດສອບເນື້ອໃນຂອງແບບອຸດສາຫະກຳ (ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍຊັບສິນທາງບັນຍາ ມາດຕາ 40), ແລະ ຈາກຄຳຕອບຂອງແບບສອບຖາມ ເຮັດໃຫ້ຮູ້ວ່າໄລຍະເວລາທີ່ຕ້ອງການໃນການພິຈາລະນາ ສະເລ່ຍແລ້ວແມ່ນ 6 ເດືອນ. ທີ່ຜ່ານມາ, ການຍື່ນຂໍຂຶ້ນທະບຽນແບບອຸດສາຫະກຳຕໍ່ DISM (Department of Industrial Property, Standardization and Metrology) ຕໍ່ປີແມ່ນມີປະມານ 20 ຄຳຮ້ອງຕໍ່ປີ ເຊິ່ງຖືວ່າໜ້ອຍ; ແຕ່ເມື່ອລາວເຂົ້າເປັນພາຄີໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາແລ້ວ, ຄາດວ່າຈຳນວນຄຳຮ້ອງຈະເພີ່ມຂຶ້ນ ເນື່ອງຈາກມີຂໍສະດວກໃນການຍື່ນຄຳຮ້ອງກວ່າເກົ່າ. ສະນັ້ນ, ຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າ ຄວນຈະປ່ຽນໄລຍະເວລາໃນການຕອບປະຕິເສດ ເປັນ 12 ເດືອນ ຫຼືບໍ່, ຫຼືບໍ່ດັ່ງນັ້ນກໍຕ້ອງປັບບຸງປະສິດຕິພາບຂອງການກວດສອບເນື້ອໃນ ເພື່ອໃຫ້ສາມາດສຳເລັດໄດ້ພາຍໃນໄລຍະເວລາດັ່ງກ່າວມາ.

7.4 ການຮັບສຳເນົາປິດລັບ

ອີງຕາມສົນທິສັນຍາເຈນີວາ, ການປະຕິເສດຜົນຂອງການຂຶ້ນທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດຈະຕ້ອງໃຫ້ສຳນັກງານລັດຂອງປະເທດພາຄີແຈ້ງໄປ ຫາສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດ ພາຍໃນໄລຍະເວລາທີ່ກຳນົດ (ເບິ່ງຂໍ້ 7.3). ໃນກໍລະນີປະເທດພາຄີຖະກ່າວແຫຼງການຮັບສຳເນົາປິດລັບ ໂດຍການແຈ້ງຕໍ່ສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດ, ກ່ຽວກັບການຮັບຄຳຮ້ອງຂໍຈົດທະບຽນແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ກຳນົດເຈາະຈົງປະເທດດັ່ງກ່າວນັ້ນກໍແມ່ນສາມາດ ຮັບສຳເນົາປິດລັບໄດ້ໃນທັນທີທີ່ການຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດສຳເລັດແລ້ວ (ມາດຕາ 10)

ສຳນັກງານລັດຂອງປະເທດພາຄີທີ່ຖືກກຳນົດສາມາດເລີ່ມດຳເນີນການກວດສອບເນື້ອໃນໄດ້ກ່ອນການເຜີຍແຜ່ ລະດັບສາກົນ ດ້ວຍການແຈ້ງການກ່ຽວກັບການຮັບສຳເນົາປິດລັບ. ໃນກໍລະນີຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງໄດ້ຂໍຖອນຄຳຮ້ອງດັ່ງກ່າວ ຫຼື ຖອນການກຳນົດເຈາະຈົງ ກ່ອນການເຜີຍແຜ່ລະດັບສາກົນ, ການກວດສອບເນື້ອໃນທີ່ເອົາສຳເນົາປິດລັບເປັນພື້ນຖານຈະເສຍໄປໂດຍບໍ່ມີປະໂຫຍດ. ກົງກັນຂ້າມ, ກໍລະນີບໍ່ມີການແຈ້ງການ, ສຳເນົາຈະຖືກແຈກຢາຍພາຍຫຼັງທີ່ມີການເຜີຍແຜ່ລະດັບສາກົນ, ສະນັ້ນ, ອົງກອນລັດຂອງປະເທດພາຄີທີ່ຖືກກຳນົດເຈາະຈົງຈະເລີ່ມການກວດສອບເນື້ອໃນພາຍຫຼັງທີ່ມີການເຜີຍແຜ່. ໃນສະພາບການດັ່ງທີ່ໄດ້ກ່າວໄວ້ໃນຂໍ້ 7.3 ຂ້າງເທິງນີ້,

ມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າເພື່ອເປັນການຮັບປະກັນໃຫ້ມີເວລາໃນການກວດສອບເນື້ອໃນກ່ອນການເຜີຍແຜ່ຕໍ່ສາທາລະນະນັ້ນ, ຄວນຈະມີການແຈ້ງຄວາມປະສົງໃນການຮັບສຳເນົາບົດລັບຂອງການຂຶ້ນທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດຫຼືບໍ່.

7.5 ລະບຽບການຍົກເວັ້ນກ່ຽວກັບການຂາດຄວາມແປກໃໝ່

ອະນຸສັນຍາເຈນີວາບໍ່ມີຂໍ້ກຳນົດທີ່ຈະແຈ້ງກ່ຽວກັບ “ລະບຽບການຍົກເວັ້ນກ່ຽວກັບການຂາດຄວາມແປກໃໝ່”, ແຕ່ສຳລັບການຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດແລ້ວ, ໃນບັນດາປະເທດພາຄີທີ່ຖືກກຳນົດເຈາະຈົງ ຢ່າງໜ້ອຍກໍ່ມີຜົນບັງຄັບຄືກັນກັບການຍື່ນຄຳຮ້ອງຢ່າງເປັນທາງການເພື່ອຮຽກຮ້ອງໃຫ້ມີການຄຸ້ມຄອງແບບອຸດສາຫະກຳ ໂດຍອີງໃສ່ກົດໝາຍຂອງປະເທດພາຄີດັ່ງກ່າວ (ມາດຕາ 14 (1)).

ຢູ່ ສ.ປ.ປ ລາວ ບໍ່ມີຂໍ້ກຳນົດກ່ຽວກັບລະບຽບການຍົກເວັ້ນກ່ຽວກັບການຂາດຄວາມແປກໃໝ່, ແຕ່ເມື່ອຄຳນຶງເບິ່ງວ່າການທີ່ປະເທດລາວກໍ່ເປັນພາຄີໃນສົນທິສັນຍາບາຣີ ຢ່າງໜ້ອຍກໍ່ເຮັດໃຫ້ເຂົ້າໃຈໄດ້ວ່າປະເທດລາວຍອມຮັບລະບຽບການຍົກເວັ້ນກ່ຽວກັບການຂາດຄວາມແປກໃໝ່ ໃນຂອບເຂດຂອງສົນທິສັນຍາບາຣີ. ເມື່ອເປັນດັ່ງນັ້ນ, ສຳລັບປະເທດລາວແມ່ນມີຄວາມຈຳເປັນໃນການສຶກສາຄົ້ນຄວ້າກ່ຽວກັບເງື່ອນໄຂ ເພື່ອໃຫ້ຂໍ້ກຳນົດດັ່ງກ່າວມີຜົນບັງຄັບໃນການຍື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດເຊັ່ນດຽວກັນ.

7.6 ການໃຊ້ເສັ້ນຈຳເມັດ ຫຼື ເສັ້ນຂີດຕໍ່ໃສ່ສ່ວນທີ່ບໍ່ຕ້ອງການການຄຸ້ມຄອງ ໃນການແຕ້ມແບບອຸດສາຫະກຳ

ອະນຸສັນຍາເຈນີວາບໍ່ໄດ້ກຳນົດຢ່າງຈະແຈ້ງກ່ຽວກັບການຄຸ້ມຄອງ “ແບບອຸດສາຫະກຳບາງສ່ວນ”, ແຕ່ສຳລັບສ່ວນທີ່ປະກົດຢູ່ໃນຮູບແຕ້ມຂອງແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ບໍ່ຕ້ອງການການຄຸ້ມຄອງ ກໍ່ສາມາດຂຽນອະທິບາຍ ແລະ/ຫຼື ແຕ້ມດ້ວຍເສັ້ນຈຳເມັດ ຫຼື ເສັ້ນຂີດຕໍ່ໄດ້ (ກົດລະບຽບທົ່ວໄປຂໍ້ 9 (2) (b)) ລະບຽບຈັດຕັ້ງປະຕິບັດລະອຽດໝວດທີ 403).

ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍຊັບສິນທາງບັນຍາຂອງ ສ.ປ.ປ ລາວ (ຈັດຕັ້ງປະຕິບັດປີ 2008) ບໍ່ມີຂໍ້ກຳນົດກ່ຽວກັບແບບອຸດສາຫະກຳບາງສ່ວນ ແຕ່ຈາກແບບສອບຖາມ ເຫັນວ່າມີຄຳຕອບວ່າມີລະບົບແບບອຸດສາຫະກຳບາງສ່ວນດັ່ງກ່າວ. ແຕ່ມີຖາມວ່າກ່ຽວກັບແບບອຸດສາຫະກຳບາງສ່ວນນັ້ນ ໄດ້ມີການແຍກໃຊ້ປະເພດເສັ້ນໃນການແຕ້ມຫຼືບໍ່ ກໍ່ໄດ້ຄຳຕອບວ່າ ບໍ່ມີຂໍ້ກຳນົດ. ສະນັ້ນ, ເຫັນວ່າມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າ ກ່ຽວກັບການກຳນົດໃສ່ໃນລະບຽບກົດໝາຍ ກ່ຽວກັບການນຳໃຊ້ເສັ້ນຈຳເມັດ ຫຼື ເສັ້ນຂີດຕໍ່.

7.7 ລະບົບແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ

ຂໍ້ກຳນົດກ່ຽວກັບ “ລະບົບແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ” ໄດ້ຖືກເພີ່ມເຕີມໃສ່ໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາ ນັບແຕ່ເດືອນມັງກອນ 2012 ເປັນຕົ້ນມາ. ສຳລັບປະເທດພາຄີທີ່ຖືກກຳນົດເຈາະຈົງ ທີ່ມີລະບົບດຽວກັນ ກໍ່ສາມາດສະແດງໂຕເລກອ້າງອີງຂອງການຍື່ນຄຳຮ້ອງພິນຖານ, ການຈົດທະບຽນພິນຖານ ຫຼື ແບບພິນຖານໄດ້ (ລະບຽບຈັດຕັ້ງປະຕິບັດລະອຽດໝວດທີ 407)

ໃນກົດໝາຍຂອງລາວບໍ່ໄດ້ມີການກຳນົດທີ່ຈະແຈ້ງ, ແຕ່ອີງຕາມຄຳຕອບຂອງແບບສອບຖາມແລ້ວແມ່ນເຫັນໄດ້ວ່າມີລະບົບແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ກ່ຽວຂ້ອງເຊັ່ນດຽວກັນ. ຖ້າຫາກວ່າມີລະບົບດັ່ງກ່າວແທ້ ກໍ່ຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າຈະມີການປະຕິບັດຮ່ວມກັບແບບອຸດສາຫະກຳ ທີ່ເປັນການການຍື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດຄືກັນ ຫຼື ການຍື່ນພາຍໃນ ໃຫ້ມີການກ່ຽວພັນກັນແບບໃດ. ຖ້າຫາກບໍ່ມີລະບົບດັ່ງກ່າວ, ກໍ່ບໍ່ຖືວ່າເປັນບັນຫາທີ່ຕ້ອງຄົ້ນຄວ້າເປັນພິເສດ (specific) ໃນການທີ່ຈະໃຫ້ ສ.ປ.ປ ລາວເຂົ້າເປັນພາຄີໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາ.

7.8 ເງື່ອນໄຂການສົ່ງແຜນວາດ

ອີງຕາມອະນຸສັນຍາເຈນີວາ, ຈຳນວນແຜນວາດທີ່ຕ້ອງການໃນການຍື່ນຂໍ້ຈົດທະບຽນນັ້ນ, ແມ່ນໃຫ້ຮຽກຮ້ອງບໍ່ເກີນ 1 ແຜ່ນ ສຳລັບແບບອຸດສາຫະກຳ ຫຼື ຜະລິດຕະພັນສອງມິຕິ; ແລະ ບໍ່ເກີນ 6 ແຜ່ນ

ສໍາລັບຜະລິດຕະພັນສາມມິຕິ (ກົດລະບຽບທີ 9).

ສໍາລັບຂະໜາດຂອງຮູບ ແລະ ວິທີການໝາຍຕົວເລກກໍ່ຖືກກຳນົດໄວ້ໃນລະບຽບຈັດຕັ້ງປະຕິບັດລະອຽດ (ລະບຽບຈັດຕັ້ງປະຕິບັດ ໝວດທີ 401 ເຖິງ 406)

ໃນຂອບເຂດຂອງການສໍາຫຼວດຕົວຈິງ, ລະບຽບກົດໝາຍຂອງລາວບໍ່ໄດ້ກຳນົດຈະແຈ້ງກ່ຽວກັບຄວາມຈໍາເປັນໃນການສົ່ງແຜນວາດ, ສະນັ້ນ, ບໍ່ເຫັນວ່າມີບັນຫາຄັ້ງຄ້າງຫຍັງເປັນພິເສດກ່ຽວກັບຂອບເຂດຂອງການສໍາຫຼວດ ສໍາລັບປະເທດລາວໃນການເຂົ້າເປັນພາຄີຂອງອະນຸສັນຍາເຈນີວາ.

7.9 ການອະທິບາຍກ່ຽວກັບແບບອຸດສາຫະກຳແບບງ່າຍດາຍ ແລະ ຂອບເຂດຂອງການຮຽກຮ້ອງ

ອີງຕາມອະນຸສັນຍາເຈນີວາ, ໃນກໍລະນີມີການຮຽກຮ້ອງໃຫ້ມີການອະທິບາຍແບບງ່າຍດາຍກ່ຽວກັບຮູບລັກສະນະ ທີ່ ຈຸດພິເສດຂອງແບບອຸດສາຫະກຳ ໂດຍຖືເປັນຫນຶ່ງໃນປັດໃຈສໍາລັບການລະບຸໃຈແຍກແບບອຸດສາຫະກຳ; ທີ່ ໃນກໍລະນີມີການຮຽກຮ້ອງໃຫ້ຂອບເຂດຂອງການຮຽກຮ້ອງໃນຖານະເປັນສິດທິ; ແມ່ນມີຄວາມຈໍາເປັນຕ້ອງໄດ້ເຮັດຖະແຫຼງການເຖິງສໍານັກງານລະຫວ່າງປະເທດ (ມາດຕາ 5 (2) (ii), (iii)). ໃນກໍລະນີປະເທດພາຄີບໍ່ຮຽກຮ້ອງໃຫ້ມີການອະທິບາຍແບບງ່າຍດາຍ ຫຼື ຂອບເຂດຂອງການຮຽກຮ້ອງກໍຕາມ, ຜູ້ຍືນຄໍາຮ້ອງກໍສາມາດບັນຈຸການອະທິບາຍແບບງ່າຍດາຍເຂົ້າໃນການຍືນຄໍາຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດໄດ້ (ກົດລະບຽບທົ່ວໄປຂໍ້ 7(5)). ໃນກໍລະນີບົດອະທິບາຍມີຫຼາຍກວ່າ 100 ຄໍາສັບກໍຈະຖືກຄິດໄລ່ເປັນເພີ່ມ. ບໍ່ເຫັນຂໍກຳນົດໃດໃນລະບຽບກົດໝາຍຂອງ ສ.ປ.ປ ລາວ ທີ່ກຳນົດຈະແຈ້ງວ່າ ບົດອະທິບາຍແບບອຸດສາຫະກຳ/ຂອບເຂດຂອງການຮຽກຮ້ອງ ເປັນເງື່ອນໄຂຈໍາເປັນສໍາລັບເອກະສານຄໍາຮ້ອງຂໍຈົດທະບຽບແບບອຸດສາຫະກຳຫຼືບໍ່. ສະນັ້ນ, ໃນຂອບເຂດການສໍາຫຼວດແລ້ວແມ່ນບໍ່ເຫັນວ່າມີບັນຫາຄັ້ງຄ້າງຫຍັງເປັນພິເສດ (Specific).

7.10 ການສະແດງແບບອຸດສາຫະກຳໂດຍແບບຕົວຢ່າງ

ການຍືນຄໍາຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດທີ່ກ່ຽວຂ້ອງກັບອະນຸສັນຍາເຈນີວານັ້ນ, ໃນກໍລະນີມີການຮຽກຮ້ອງໃຫ້ເລືອນການເຜີຍແຜ່ແບບອຸດສາຫະກຳທີ່ເປັນສອງມິຕິ, ແມ່ນສາມາດປ່ຽນແທນການຄັດຕິດໂດຍອີງໃສ່ຂໍກຳນົດຂອງກົດລະບຽບທົ່ວໄປຂໍ້ 9 ເພື່ອສະແດງແບບອຸດສາຫະກຳ ມາເປັນການຄັດຕິດແບບຕົວຢ່າງຂອງແບບອຸດສາຫະກຳດັ່ງກ່າວໄດ້ (ກົດລະບຽບທົ່ວໄປຂໍ້ 10). ອີງກອນລັດຂອງປະເທດພາຄີສາມາດແຈ້ງບອກສໍານັກງານລະຫວ່າງປະເທດ ກ່ຽວກັບຄວາມຕ້ອງການຮັບສໍາເນົາຂອງການຂຶ້ນທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ ພ້ອມກັບບົດສຽງ, ບົດຄວາມ ຫຼື ແບບຕົວຢ່າງທີ່ກ່ຽວຂ້ອງກັບການຍືນຄໍາຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດໄດ້ (ມາດຕາ 10 (5)).

ອີງໃສ່ຄໍາຕອບຂອງແບບສອບຖາມຈາກປະເທດລາວ, ມີບາງຄໍາຕອບທີ່ກ່າວວ່າອີງໃສ່ລະບົບແບບອຸດສາຫະກຳຂອງລາວແລ້ວ ແມ່ນບໍ່ຍອມຮັບການສະແດງແບບອຸດສາຫະກຳດ້ວຍແບບຕົວຢ່າງ; ແຕ່ເມື່ອເບິ່ງລະບຽບກົດໝາຍແລ້ວເຫັນວ່າການສະແດງແບບອຸດສາຫະກຳດ້ວຍແບບໂຕຢ່າງແມ່ນສາມາດ ຮັດໄດ້ (ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍຊັບສິນທາງບັນຍາ ມາດຕາ 31). ສະນັ້ນ, ເຫັນວ່າມີຄວາມຈໍາເປັນຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າກ່ຽວກັບການຈັດການກ່ຽວກັບການຍືນຄໍາຮ້ອງລະຫວ່າງປະ ທດທີ່ລວມມີແບບຕົວຢ່າງທີ່ມາຈາກການຮຽກຮ້ອງໃຫ້ເລືອນການເຜີຍແຜ່.

ໃນກໍລະນີປະເທດລາວບໍ່ເຮັດການຖະແຫຼງຕາມມາດຕາ 11 (1) (b) (ເຊິ່ງນັ້ນໝາຍເຖິງການໃຫ້ເລືອນການເຜີຍແຜ່), ປະເທດລາວກໍຈໍາເປັນຕ້ອງູ່ຜິຈາລະນາຍອມຮັບເອົາແບບຕົວຢ່າງ. ໝາຍຄວາມວ່າ ປະເທດລາວຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າຈະຍອມຮັບແບບຕົວຢ່າງ ຫຼື ຈະແຈ້ງວ່າອີງກອນລັດບໍ່ມີຄວາມປະສົງທີ່ຈະຮັບສໍາເນົາຂອງການຂຶ້ນທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ.

7.11 ໃບຢັ້ງຢືນການສົ່ງມອບ

ໃນກໍລະນີກົດໝາຍຂອງປະເທດພາຄີຮຽກຮ້ອງວ່າ ໃນການຍືນຄໍາຮ້ອງຂໍການຄຸ້ມຄອງແບບອຸດສາຫະກຳນັ້ນ ຈະຕ້ອງເຮັດໃນນາມຜູ້ສ້າງແບບດັ່ງກ່າວ,

ປະເທດພາສາດັ່ງກ່າວກໍ່ສາມາດແຈ້ງກ່ຽວກັບເນື້ອໃນດັ່ງກ່າວ
ລວມທັງແຈ້ງກ່ຽວກັບຂັ້ນຕອນທີ່ລວມຢູ່ໃນການຮຽກຮ້ອງນັ້ນ
(ກົດລະບຽບທົ່ວໄປຂໍ້ທີ 8)

ໄດ້ດ້ວຍການຖະແຫຼງການ

ລະບຽບກົດໝາຍຂອງ ສ.ປ.ປ ລາວ
ບໍ່ໄດ້ມີຂໍ້ກຳນົດທີ່ລະບຸວ່າຕ້ອງການໃບຢັ້ງຢືນການສົ່ງມອບໃນເວລາອື່ນຄຳຮ້ອງ,
ແຕ່ໃນກໍລະນີຜູ້ອື່ນຄຳຮ້ອງບໍ່ແມ່ນຜູ້ສ້າງແບບອຸດສາຫະກຳດັ່ງກ່າວ
ແມ່ນຕ້ອງການໃຫ້ມີໃບມອບສິດຄັດຕິດນຳ (ກົດລະບຽບມາດຕາ 20). ສ່ວນໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາ
ແມ່ນບໍ່ໄດ້ຮຽກຮ້ອງໃຫ້ມີໃບມອບສິດໃນເວລາອື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດ. ສະນັ້ນ,
ມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າຄືນໃໝ່ກ່ຽວກັບການນຳໃຊ້ໃບມອບສິດຂອງລາວ
ໂດຍສົມທຽບໃສ່ອະນຸສັນຍາເຈນີວາ.

7.12 ການກວດສອບຕາມຮູບການ

ອີງຕາມອະນຸສັນຍາເຈນີວາ,
ສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດຈະດຳເນີນການກວດສອບເງື່ອນໄຂທາງຮູບການຂອງການຂຶ້ນທະບຽນລະຫວ່າງປະ
ເທດ. ເມື່ອຄົບເງື່ອນໄຂທາງຮູບການແລ້ວ ຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດຈະຖືກຈົດທະບຽນ ແລະ
ຈະຖືກເຜີຍແຜ່ພາຍໃນ 6 ເດືອນ ນັບຈາກການຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ (ມາດຕາ 8, ມາດຕາ 10).
ໃນລະບຽບກົດໝາຍຂອງລາວ
ເຫັນວ່າບໍ່ມີຂໍ້ກຳນົດຈະແຈ້ງກ່ຽວກັບລາຍລະອຽດຂອງການກວດສອບຕາມຮູບການ; ສະນັ້ນ,
ໃນການສຳຫຼວດຄົ້ນຄວ້າໃນຄັ້ງນີ້ ກໍ່ບໍ່ສາມາດສຶກສາກ່ຽວກັບບັນຫານີ້ໄດ້.

7.13 ໃບທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ / ຂໍ້ມູນການອະນຸຍາດ

ອີງຕາມອະນຸສັນຍາເຈນີວາ ການຂຶ້ນທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດຂອງແບບອຸດສາຫະກຳ
ຈະຖືກບັນທຶກໄວ້ໃນໃບທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ ເຊິ່ງສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດເປັນຜູ້ຄຸ້ມຄອງ;
ສ່ວນຂໍ້ມູນການອະນຸຍາດ, ຂໍ້ມູນຂອງສິດຄຳປະກັນຈະບໍ່ຖືກບັນທຶກໄວ້ (ມາດຕາ 16).
ເຫັນວ່າລະບຽບກົດໝາຍຂອງລາວບໍ່ໄດ້ມີຂໍ້ກຳນົດກ່ຽວກັບລາຍລະອຽດຂອງໃບທະບຽນ;
ແຕ່ອີງຕາມຄຳຕອບໃນຂອງແບບສອບຖາມແລ້ວ
ໄດ້ຄຳຕອບວ່າປະຈຸບັນມີຖານຂໍ້ມູນສຳລັບບັນທຶກຂໍ້ມູນການອະນຸຍາດ. ຢູ່ ສ.ປ.ປ ລາວ
ມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າຈະເອົາຂໍ້ມູນເພື່ອມາປ້ອນໃສ່ຖານຂໍ້ມູນໄດ້ແນວໃດ.

7.14 ອາຍຸຂອງແບບອຸດສາຫະກຳ

ອີງຕາມອະນຸສັນຍາເຈນີວາ, ແບບອຸດສາຫະກຳມີອາຍຸ 15 ປີ ນັບແຕ່ມີຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ,
ຫຼືໃນກໍລະນີກົດໝາຍພາຍໃນຂອງປະເທດພາສາທີ່ຖືກກຳນົດເຈາະຈົງໄດ້ກຳນົດອາຍຸທີ່ດົນກວ່ານັ້ນ
ກໍ່ໃຫ້ຖືເອົາອາຍຸທີ່ດົນທີ່ສຸດນັ້ນ (ມາດຕາ 17).
ອາຍຸຄວາມຂອງແບບອຸດສາຫະກຳຢູ່ລາວແມ່ນສາມາດຕໍ່ໄດ້ເທື່ອລະ 5 ປີ ລວມເປັນ 15 ປີ
(ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍລັບສິນທາງບັນຍາ ມາດຕາ 48) ເຊິ່ງກໍ່ກົງກັບອະນຸສັນຍາເຈນີວາ

7.15 ຄຳທຳນຽມການອື່ນຄຳຮ້ອງ • ການຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດ

ພາຍໃຕ້ອະນຸສັນຍາເຈນີວາ ຄຳທຳນຽມສຳລັບການອື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດປະກອບດ້ວຍ (i)
ຄຳທຳນຽມເພີ່ມຖານ, (ii) ຄຳທຳນຽມການກຳນົດເຈາະຈົງ, ແລະ (iii) ຄຳທຳນຽມການເຜີຍແຜ່ (ໃນບາງກໍລະນີ
ກໍ່ຕ້ອງການຄຳ ທຳນຽມເພີ່ມເຕີມ). ຄຳທຳນຽມເພີ່ມຖານ ແລະ
ຄຳທຳນຽມເຜີຍແຜ່ແມ່ນຖືກຄິດໄລ່ຕາມຈຳນວນແບບອຸດສາຫະກຳ, ຈຳນວນໜ້າ, ແລະ
ຄຳສັບທີ່ໃຊ້ໃນການອະທິບາຍໃນການອື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດ.
ສຳລັບຄຳທຳນຽມໃນການກຳນົດເຈາະຈົງນັ້ນ, ໃນກໍລະນີອົງກອນລັດບໍ່ໄດ້ທຳການກວດສອບເນື້ອໃນ
ຄຳທຳນຽມໃນການກຳນົດເຈາະຈົງປະເທດພາສາອື່ນຈະແມ່ນລະດັບ 1,
ໃນກໍລະນີອົງກອນລັດໄດ້ທຳການກວດສອບເນື້ອໃນນອກຈາກເນື້ອໃນຂອງຄວາມແປກໃໝ່ແມ່ນລະດັບ 2,
ໃນກໍລະນີອົງກອນລັດໄດ້ທຳການກວດສອບເນື້ອໃນ

ລວມທັງການກວດສອບເນື້ອໃນກ່ຽວກັບຄວາມແປກໃໝ່ເຊິ່ງດຳເນີນໂດຍອົງໃສ່ການຍື່ນຄັດຄ້ານຕາມອຳນາດໃນໜ້າທີ່ ຫຼື ການຍື່ນຄັດຄ້ານຈາກບຸກຄົນທີ່ສາມຄຳທຳນຽມໃນການກຳນົດເຈາະຈົງປະເທດພາຄີຈະແມ່ນລະດັບ 3 (ມາດຕາ 7, ກົດລະບຽບທົ່ວໄປຂໍ້ 12). ອົງກອນລັດທີ່ດຳເນີນການກວດສອບສາມາດປ່ຽນແທນຄຳທຳນຽມການກຳນົດເຈາະຈົງມາດຕະຖານ ເປັນຄຳທຳນຽມການກຳນົດເຈາະຈົງສະເພາະໄດ້ ດ້ວຍການຖະແຫຼງການ ແຕ່ຕ້ອງບໍ່ໃຫ້ເກີນຄຳທຳນຽມທີ່ເກັບຢູ່ພາຍໃນປະເທດ. ນອກນັ້ນ,

ກໍ່ສາມາດແບ່ງຄຳທຳນຽມໃນການກຳນົດເຈາະຈົງອອກເປັນສອງສ່ວນ, ສ່ວນທີ່ໜຶ່ງແມ່ນໃຫ້ຈ່າຍໃນເວລາຍື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດ, ອີກສ່ວນໜຶ່ງແມ່ນໃຫ້ຈ່າຍພາຍຫຼັງໂດຍອົງໃສ່ກົດໝາຍຂອງປະເທດພາຄີທີ່ກ່ຽວຂ້ອງໄດ້ ດ້ວຍການຖະແຫຼງການ (ມາດຕາ 1 (xvii), ມາດຕາ 7, ກົດລະບຽບທົ່ວໄປ ມາດຕາ 12).

ພາຍໃຕ້ກົດໝາຍລາວ, DISM ເປັນຜູ້ກວດສອບເນື້ອໃນ ລວມທັງເນື້ອໃນກ່ຽວກັບຄວາມແປກໃໝ່ ຕາມອຳນາດໃນໜ້າທີ່. ຄ່າຍື່ນຄຳຮ້ອງແມ່ນ 6 ແສນກີບ ເຊິ່ງໃນນັ້ນລວມມີຄ່າບຳລຸງຮັກສາໄລຍະ 5 ປີທຳອິດ, ແລະ ຈະມີການເກັບຄ່າທຳນຽມໃນການຕໍ່ອາຍໃນທຸກໆ 5 ປີ. ເນື່ອງຈາກ ສ.ປ.ປ ລາວ ເປັນປະເທດກວດສອບເນື້ອໃນ, ສະນັ້ນ ຈິ່ງມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງສຶກສາຄົ້ນຄວ້າຄືນໃໝ່ກ່ຽວກັບການຖະແຫຼງຄຳທຳນຽມໃນການກຳນົດເຈາະຈົງສະ ພາະວ່າເປັນລະດັບ 2 ຫຼື ລະດັບ 3 ໄປພ້ອມກັບການຈັດຕັ້ງຄຳທຳນຽມໃນການຕໍ່ອາຍຸດັ່ງທີ່ສະແດງຢູ່ໃນອະນຸສັນຍາເຈນີວາ.

7.16 ຜົນຂອງການກຳນົດເຈາະຈົງປະເທດປະເທດພາຄີດ້ວຍໂຕຂອງຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງເອງ

ລັດພາຄີທີ່ອົງກອນຂອງລັດດັ່ງກ່າວເປັນຜູ້ກວດສອບ ສາມາດຖະແຫຼງ ແລະ ແຈ້ງຕໍ່ຫົວໜ້າສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດໄດ້ວ່າ ໃນການຍື່ນຄຳຮ້ອງຂໍຈົດທະບຽນລະຫວ່າງປະເທດນັ້ນ, ໃນກໍລະນີຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງຫາກມີທີ່ຢູ່ຢູ່ໃນປະເທດດັ່ງກ່າວ, ການກຳນົດເຈາະຈົງເອົາລັດພາຄີດັ່ງກ່າວແມ່ນຈະບໍ່ມີຜົນບັງຄັບ (ມາດຕາ 14 (3) (a)).

ໃນກໍລະນີບໍ່ມີການຖະແຫຼງຕາມມາດຕາ 14 (3), ຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງສາມາດເລືອກໄດ້ວ່າຈະຍື່ນຄຳຮ້ອງຂໍຈົດທະບຽນແບບອຸດສາຫະກຳພາຍໃນປະເທດໂດຍກົງ ຫຼື ຈະຍື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດໂດຍຜ່ານສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດກໍ່ໄດ້ ເຊິ່ງຜົນໄດ້ຮັບກໍ່ຄື ສຳລັບແບບອຸດສາຫະກຳອື່ນດຽວກັນ, ຈະເຮັດໃຫ້ສອງການຍື່ນຄຳຮ້ອງທີ່ມີຄ່າເທົ່າກັນ ສາມາດມີຢູ່ໃນສອງພາສາ ແລະ ສອງຮູບແບບທີ່ແຕກຕ່າງກັນໄດ້.

ສຳລັບປະເທດລາວ ມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າຈະທຳການຖະແຫຼງ ແລະ ແຈ້ງບອກຕາມຂໍ້ກຳນົດຂອງມາດຕາ 14 (3) ຫຼືບໍ່.

7.17 ອົງກອນທີ່ເປັນຕົວແທນ

ໃນການຍື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດ ຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງສາມາດເລືອກໄດ້ວ່າຈະຍື່ນຄຳຮ້ອງສຳນັກງານລະຫວ່າງປະເທດໂດຍກົງ ຫຼື ຍື່ນໂດຍຜ່ານອົງກອນຂອງປະເທດພາຄີຂອງຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງກໍ່ໄດ້ (ມາດຕາ 4 (1) (a)). ເຖິງຢ່າງໃດກໍ່ຕາມ, ລັດພາຄີສາມາດແຈ້ງຕໍ່ຫົວໜ້າສຳນັກງານໄດ້ວ່າການຍື່ນຄຳຮ້ອງລະຫວ່າງປະເທດບໍ່ສາມາດເຮັດໄດ້ໂດຍຜ່ານ ອົງກອນຂອງລັດພາຄີດັ່ງກ່າວໄດ້ ດ້ວຍການຖະແຫຼງການ (ມາດຕາ 4 (1) (b)).

ໃນກໍລະນີອົງກອນບໍ່ແຈ້ງບອກກ່ຽວກັບການຖະແຫຼງຕາມຂໍ້ກຳນົດຂອງມາດຕາ ມາດຕາ 4 (1) (b), ແລະ ອົງກອນຫາກໄດ້ອອກອະນຸຍາດຕໍ່ການຍື່ນຄຳຮ້ອງທາງອ້ອມໂດຍຜ່ານອົງກອນດັ່ງກ່າວ, ອົງກອນຈະຕ້ອງແຈ້ງຖາມວ່າຈະຍອມຮັບການໂອນຄຳທຳນຽມຂອງຜູ້ຍື່ນຄຳຮ້ອງໄປຫ້ອົງການລະຫວ່າງປະເທດ ຫຼືບໍ່ (ກົດລະບຽບທົ່ວໄປຂໍ້ (27)(2)(b)).

ມີຄວາມຈຳເປັນຕ້ອງໄດ້ສຶກສາຄົ້ນຄວ້າເບິ່ງວ່າຈະຖະແຫຼງການຕາມມາດຕາ 4 (1) (b), ຫຼື ຈະຄຳນຶງເຖິງຄວາມສະດວກຂອງຜູ້ນຳໃຊ້ ແລ້ວເອົາເລືອກໃດ.

Isu negara-negara ASEAN untuk menjadi ahli kepada Akta Geneva dalam Perjanjian Hague.

8. Brunei Darussalam

Satu kajian mengenai sistem pendaftaran reka bentuk dan amalannya di negara-negara anggota ASEAN telah dijalankan oleh AIPPI JEPUN melalui arahan oleh JPO. Kajian ini mengambil kira tinjauan mengenai perundangan, standard peperiksaan, garis panduan untuk pengguna dan dokumen lain, juga jawapan kepada soal selidik dan/atau tinjauan sebutan. Ia merujuk kepada isu-isu untuk Jepun menjadi ahli kepada Akta Geneva dalam Perjanjian Hague (selepas ini dirujuk sebagai "Akta Geneva") yang masih dipertimbangkan penyertaannya oleh JPO.

Butiran berikut pula merupakan maklum balas berkaitan isu-isu untuk Brunei menjadi ahli kepada Akta Geneva ini.

Tatatanda:

Artikel: satu artikel yang terdapat dalam Akta Geneva,

Kaedah: Satu Kaedah dalam Peraturan Awam di bawah Akta 1999 dan Akta 160 Perjanjian Hague

AI Seksyen: Satu Seksyen dalam Arahan Pentadbiran untuk Permohonan dalam Perjanjian Hague

Arahan ID : Arahan (Reka bentuk Perindustrian) Kecemasan, 1999

Peraturan ID : Peraturan Reka bentuk Perindustrian, 2000

8.1 Beberapa reka bentuk perindustrian dalam satu permohonan antarabangsa

Berdasarkan kelas utama yang sama dalam Klasifikasi Locarno, Akta Geneva membenarkan permohonan antarabangsa disatukan untuk dua atau lebih, sehingga 100 reka bentuk perindustrian (Artikel 5(4), Kaedah 7(3)(v) dan (7)). Negara Anggota dalam Akta Geneva mungkin menghadkan peraturan kepada keseragaman reka bentuk, keseragaman pengeluaran atau penggunaan, atau tergolong dalam set atau komposisi barangan yang sama, atau hanya reka bentuk yang tersendiri dan berbeza yang boleh dipohon perlindungan dalam satu permohonan melalui perakuan di bawah Artikel 13(1) (Keperluan Khas Berkaitan Keseragaman Reka bentuk).

Undang-undang Brunei mengamalkan sistem yang sama (Seksyen 15 Arahan ID), sebagaimana yang dinyatakan dalam Akta, dan tidak terdapat isu khusus untuk Brunei menjadi ahli dalam Akta ini.

8.2 Penangguhan penerbitan

Akta Geneva membenarkan penangguhan penerbitan sesuatu reka bentuk perindustrian dilakukan untuk satu tempoh daripada tarikh pemfailan sehingga 30 bulan atau, apabila terdapat tuntutan prioriti maka daripada tarikh tuntutan prioriti sesuatu permohonan dibuat. Ini berlaku sekiranya undang-undang Negara Anggota yang dilantik membenarkan penangguhan penerbitan, pada masa pemohon memohon pemfailan permohonan antarabangsa dibuat (Artikel 11, Kaedah 16).

Undang-undang Brunei membenarkan penangguhan penerbitan sehingga 12 bulan daripada tarikh pemfailan atau tarikh prioriti (Seksyen 26 Arahan ID). Oleh itu, terdapat keperluan untuk mempertimbangkan sama ada perlu membuat perakuan di bawah Artikel 11(1)(a) bagi menyatakan bahawa tempoh penangguhan adalah kurang dari 30 bulan, atau melanjutkan tempoh penangguhan yang mungkin sejajar dengan Akta Geneva.

8.3 Tempoh untuk pemberitahuan penolakan

Menurut Akta Geneva, berdasarkan pendiriannya, pemberitahuan pembatalan pendaftaran antarabangsa akan berkuatkuasa setelah diberitahu oleh Pejabat yang dilantik kepada Biro Antarabangsa dalam tempoh 6 bulan selepas pendaftaran antarabangsa diterbitkan. Pemberitahuan mesti menyatakan semua sebab penolakan. Walau bagaimanapun, mana-mana Negara Anggota yang Pejabatnya juga merupakan sebuah Pejabat Pemeriksaan, atau undang-undangnya membenarkan sebagai satu bantuan berbentuk jaminan, satu tempoh diberikan untuk kemungkinan berlakunya penolakan, maka dalam perakuan, memberitahu Ketua Pengarah bahawa tempoh 6 bulan itu seharusnya diganti dengan 12 bulan. Pejabat berkenaan akan melengkapkan pemeriksaan substantif atau pemeriksaan penolakan dalam tempoh tersebut dan menghubungi Biro Antarabangsa untuk memberitahu keputusannya (Artikel 12, Kaedah 18).

Di Brunei, tiada pemeriksaan substantif untuk kebaharuan dilaksanakan (Seksyen 26 Arahan ID) dan, berdasarkan jawapan yang diterima untuk soal selidik, tempoh masa yang diperlukan kini untuk melakukan pemeriksaan sangat pendek. Oleh itu, tiada isu khusus dikenalpasti untuk Brunei berhubung perkara ini. Walau bagaimanapun, apabila Brunei menjadi ahli dalam Akta Geneva, jumlah permohonan mungkin bertambah berdasarkan kemajuan dalam mengemukakan permohonan pemfailan dengan lebih mudah. Dalam hal ini, kemungkinan terdapat keperluan untuk mewujudkan satu bentuk penilaian.

8.4 Pemberitahuan berkehendak untuk menerima salinan sulit pendaftaran antarabangsa

Menurut Akta Geneva, pemberitahuan pembatalan pendaftaran antarabangsa akan

berkuatkuasa setelah diberitahu oleh Pejabat Biro Antarabangsa melalui satu pemberitahuan pembatalan dalam tempoh yang ditentukan (lihat 8.3). Dengan pemberitahuan berkehendak untuk menerima salinan sulit pendaftaran antarabangsa yang dikemukakan kepada Biro Antarabangsa, Pejabat yang dilantik boleh menerima salinan dengan kadar segera setelah pendaftaran antarabangsa selesai dibuat (Artikel 10(5)).

Pemberitahuan salinan sulit ini membolehkan pejabat yang dilantik memulakan pemeriksaan substantif sebelum penerbitan antarabangsa dibuat. Sekiranya pemohon menarik balik permohonan atau mengubah reka bentuk selepas pendaftaran antarabangsa sebelum penerbitan antarabangsa, pemeriksaan substantif berdasarkan salinan sulit akan menjadi satu pembaziran. Tetapi sekiranya, tanpa pemberitahuan, oleh kerana salinan akan dihantar selepas penerbitan antarabangsa, maka pejabat yang dilantik tidak mempunyai pilihan selain memulakan pemeriksaan substantif selepas penerbitan dilakukan.

Sebagaimana yang dinyatakan dalam 8.3, tempoh masa yang diperlukan buat masa ini untuk melakukan pemeriksaan sangat pendek, oleh itu keperluan terhadap pemberitahuan menjadi kurang.

8.5 Memohon "pengecualian atas kekurangan kebaruan" untuk permohonan antarabangsa
Peruntukan yang jelas mengenai 'pengecualian atas kekurangan kebaruan' tidak terdapat dalam Akta Geneva. Sepatutnya pendaftaran antarabangsa mempunyai sekurang-kurangnya kesan yang sama pada setiap Negara Anggota yang dilantik sebagaimana permohonan biasa untuk bantuan jaminan reka bentuk industri di bawah undang-undang Negara Anggota (Artikel 14(1)).

Undang-undang Brunei membenarkan memohon "pengecualian atas kekurangan kebaruan" selama 6 bulan untuk sesuatu reka bentuk dipamerkan di sebuah pameran rasmi antarabangsa, dan pendedahan sesuatu reka bentuk dalam mengingkari tujuan baik dalam tempoh 12 bulan oleh mana-mana orang selain pemunya. (Seksyen 12 Arahan ID)

Pendedahan di pameran rasmi adalah dilindungi dalam bentuk permohonan antarabangsa, sebaliknya, pendedahan yang dilakukan oleh mana-mana orang selain pemunya adalah tidak dilindungi. Sehubungan itu, harus dipertimbangkan cara untuk mendapatkan maklumat dan menggunakannya dalam permohonan antarabangsa agar perlindungan yang sama boleh diperolehi untuk permohonan domestik.

8.6 Penggunaan garisan titik atau putus-putus dalam reproduksi bahagian tidak dituntut
Akta Geneva tidak menyatakan secara jelas mengenai "Reka Bentuk Separa". Walau

bagaimanapun perkara yang tidak ditunjukkan dalam reproduksi kerana tidak memerlukan jaminan boleh dihuraikan melalui penerangan dan/atau dengan cara garisan titik atau putus-putus (Kaedah 9(2)(b) AI Seksyen 403).

Undang-undang Brunei tidak memberi perlindungan untuk "Reka Bentuk Separa" dan tiada peruntukan membenarkan penggunaan garisan titik atau putus-putus dalam menandakan bahagian yang tidak memerlukan perlindungan (tiada standard pemeriksaan disediakan). Oleh itu, perlu mempertimbangkan cara menangani permohonan sedemikian.

8.7 Sistem Reka Bentuk Berkaitan

Akta Geneva menambah peruntukan mengenai "Sistem Reka Bentuk Berkaitan" pada Januari 2012 dan Negara Anggota yang dilantik yang mana undang-undangnya memperuntukan sistem ini boleh menerimapakai permohonan antarabangsa yang disertakan bersama petunjuk kepada nombor rujukan reka bentuk perindustrian prinsipal atau kepada permohonan atau pendaftaran prinsipal (AI Seksyen 407).

Di Brunei, undang-undang memperuntukan satu sistem yang mempunyai petunjuk umum tertentu dengan Sistem Reka Bentuk Berkaitan di bawah Seksyen 14 Arahan ID. Hak reka bentuk yang didaftarkan mengikut seksyen ini mestilah tidak melebihi tempoh akhir dan tempoh tambahan hak yang wujud dalam pendaftaran reka bentuk asal. Perlu dipertimbangkan sama ada sistem ini sepatutnya diguna pakai untuk permohonan antarabangsa. Hubungan antara permohonan antarabangsa dengan permohonan antarabangsa dan permohonan domestik juga perlu dinilai semula.

8.8 Peraturan berkaitan reproduksi

Akta Geneva tidak membenarkan Negara Anggota untuk mengemukakan lebih dari satu sudut pandangan untuk reka bentuk perindustrian atau barang dua-dimensi atau lebih dari enam sudut pandangan untuk barang tiga-dimensi (Kaedah 9). Saiz setiap representasi dan penomboran representasi juga dinyatakan dalam Arahan Pentadbiran (AI Seksyen 401 hingga 406)

Melalui kajian (Seksyen 7 Peraturan ID) ini, keperluan di atas tidak akan menjadi masalah untuk Brunei menjadi ahli dalam Akta Geneva.

8.9 Deskripsi ringkas dan perlindungan

Mana-mana Negara Anggota dalam Akta Geneva mungkin memerlukan permohonan antarabangsa mengandungi deskripsi ringkas atau perlindungan, perlu menyatakan kepada

Ketua Pengarah dalam satu deklarasinya sekiranya Pejabatnya adalah Pejabat Pemeriksaan dan undang-undangnya, pada masa itu menjadi sebahagian daripada Akta ini (Artikel 5(2)(ii),(iii)). Sekiranya Negara Anggota tidak memerlukan deskripsi ringkas dan/atau perlindungan, pemohon boleh memilih untuk menyertakan deskripsi ringkas dalam permohonan antarabangsa (Kaedah 7(5)). Sekiranya deskripsi melebihi 100 patah perkataan, satu fi tambahan akan dikenakan.

Undang-undang Brunei memerlukan satu pernyataan yang merujuk kepada Artikel (Seksyen 6(3)(b) Peraturan ID) dan ia boleh dipertimbangkan sekiranya pernyataan ini ditukar dengan deskripsi ringkas reproduksi dalam Akta melalui pemberitahuan, dalam perakuan, Ketua Pengarah.

Undang-undang Brunei juga memerlukan satu pernyataan yang menyatakan reka bentuk perindustrian ini adalah sesuatu yang baharu (Seksyen 15(2)(b) Arahan ID), yang harus dipertimbangkan cara mengolahnya untuk permohonan antarabangsa.

8.10 Spesimen-spesimen

Apabila permohonan antarabangsa yang ditadbir secara eksklusif oleh Akta Geneva mengemukakan penangguhan penerbitan kesan daripada reka bentuk perindustrian dua-dimensi yang tidak disertakan bersama reproduksi sebagaimana Kaedah 9, sebaliknya disertakan spesimen reka bentuk perindustrian (Kaedah 10). Pejabat Negara Anggota boleh menyatakan kepada Biro Antarabangsa bahawa Pejabat tersebut berkehendak untuk menerima satu salinan pendaftaran antarabangsa, bersama penyata, dokumen atau spesimen berkaitan yang disertakan dalam permohonan antarabangsa itu (Artikel 10(5) dalam Akta Geneva).

Undang-undang Brunei tidak menerima spesimen sebagai pernyataan kepada sesuatu reka bentuk (Seksyen 7 Peraturan ID), dalam kes Brunei tidak memperakui Artikel 11(1)(b) (yang bermaksud bahawa Brunei perlu mengadakan penangguhan penerbitan sesuatu reka bentuk perindustrian), Brunei seharusnya menerima spesimen. Maka, Brunei perlu mempertimbangkan penerimaan spesimen dan menentukan sama ada Pejabatnya berhendak untuk menerima salinan pendaftaran antarabangsa atau sebaliknya.

8.11 Keperluan untuk Pemfailan Permohonan atas nama Pencipta

Sekiranya undang-undang ditetapkan oleh Negara Anggota dalam Akta Geneva memerlukan permohonan difailkan atas nama pencipta reka bentuk perindustrian, Negara Anggota akan menyatakan fakta dan prosedur yang harus diikuti bersama peraturannya dalam perakuan (Kaedah 8).

Dalam undang-undang Brunei, apabila pemohon bukan pencipta, satu pernyataan menjelaskan hak pemohon berkaitan reka bentuk perindustrian diperlukan (Seksyen 6(2)(d) Peraturan ID). Harus dipertimbangkan sama ada pernyataan ini boleh diganti dengan dokumen serahhak untuk permohonan antarabangsa.

Brunei dalam hal ini harus mempertimbangkan sama ada untuk menyatakan keperluannya dalam mengemukakan permohonan atas nama pencipta, atau menukar keperluan dalam sistem negaranya.

8.12 Pemeriksaan Formaliti

Dalam Akta Geneva, Biro Antarabangsa memeriksa keperluan formaliti untuk sesuatu permohonan antarabangsa. Apabila keperluan formaliti telah dipenuhi, permohonan antarabangsa akan didaftarkan dan diterbitkan dalam tempoh 6 bulan daripada tarikh pendaftaran antarabangsa (Artikel 8,10).

Kajian ini mendapati tiada masalah khusus akan timbul dalam melaksanakan pemeriksaan formaliti Akta ini ke dalam undang-undang Brunei.

8.13 Daftar Antarabangsa/Maklumat Lesen

Menurut Akta Geneva, pendaftaran antarabangsa akan direkodkan dalam Daftar Antarabangsa yang ditadbir oleh Biro Antarabangsa. Daftar Antarabangsa tidak mengandungi apa-apa maklumat mengenai lesen atau cagaran (Artikel 16).

Undang-undang Brunei merekodkan cagaran dan/atau maklumat perlesenan reka bentuk dalam Daftarnya. Manakala, Daftar Antarabangsa tidak memerlukan maklumat mengenai lesen. Maka, Brunei perlu mempertimbangkan cara untuk mengendali maklumat lesen atau menyusun kembali peruntukan berkaitan lesen.

8.14 Tempoh pendaftaran

Menurut Akta Geneva, tempoh perlindungan di Negara Anggota ialah 15 tahun dikira bermula daripada tarikh pendaftaran antarabangsa dilakukan atau terma yang lebih lama yang bersamaan dengan tempoh menerusi pendaftaran negara (Artikel 17).

Untuk Undang-undang Brunei, tempoh pendaftaran permulaan selama 5 tahun dan lanjutan tambahan adalah 2 tempoh dengan setiap tempoh 5 tahun (Seksyen 29 Arahan ID) yang tidak bertentangan dengan Akta.

8.15 Fi untuk permohonan/pendaftaran antarabangsa

Menurut Akta Geneva, fi untuk permohonan antarabangsa terdiri daripada (i) fi asas (ii) fi mengubah reka bentuk dan (iii) fi penerbitan (dalam kes tertentu, fi tambahan diperlukan). Fi asas dan fi penerbitan dikira berdasarkan jumlah reka bentuk, muka surat, dan patah perkataan dalam deskripsi yang dikemukakan untuk permohonan antarabangsa. Hanya fi mengubah reka bentuk bergantung kepada negara atau negara-negara yang terlibat. Untuk fi mengubah reka bentuk, Tahap 1 ialah fi mengubah reka bentuk untuk sesebuah Negara Anggota yang mana Pejabatnya tidak menjalankan pemeriksaan atas dasar substantif, tahap 2 ialah Pejabat yang menjalankan pemeriksaan atas dasar substantif selain kebaharuan dan tahap 3 pula ialah Pejabat yang menjalankan pemeriksaan atas dasar substantif termasuk pemeriksaan kebaharuan sama ada *ex officio* atau berdasarkan bantahan pihak ketiga (Artikel 7 dan Kaedah 12). Seorang Pegawai Pemeriksa boleh menggantikan fi mengubah reka bentuk standard dengan fi mengubah reka bentuk individu secara perakuan, yang mungkin tidak melebihi fi setempat setiap pendaftaran permohonan secara keseluruhan. Tambahan pula, sesebuah Pejabat Pemeriksaan boleh menetapkan fi individu yang terdiri daripada dua bahagian, yang pertama perlu dibayar pada masa pemfailan permohonan antarabangsa dan yang kedua perlu dibayar pada satu tarikh kemudian yang ditentukan berdasarkan undang-undang Negara Anggota, dalam perakuan (Artikel 1(xvii), 7 dan Kaedah 12).

Tidak dilaksanakan pemeriksaan substantif di Brunei (Seksyen 26 Arahan ID). Di Cambodia, tiada pemeriksaan substantif dilaksanakan (Undang-undang Paten, Model Utiliti dan Fasal Reka Bentuk Perindustrian 103), maka fi mengubah reka bentuk Tahap 1 akan hanya dikira sebagai fi mengubah suai reka bentuk. Sistem pembaharuan untuk setiap 5 tahun disediakan (Undang-undang Paten, Model Utiliti dan Artikel Reka Bentuk Perindustrian 109), maka tidak terdapat isu dalam kajian siasatan ini.

8.16 Kesan Pelantikan di Negara Anggota Pemohon

Mana-mana Negara Anggota yang Pejabatnya merupakan Pejabat Pemeriksaan boleh memperakui pelantikan seseorang yang mempunyai domisil, tempat tinggal kebiasaan atau perindustrian yang wujud dan efektif atau perniagaan komersil dalam wilayah di sebuah Negara Anggota yang mana pendaftaran antarabangsa tidak memberi kesan (Artikel 14(3)).

Tanpa perakuan di bawah Artikel 14(3), seseorang pemohon boleh memilih untuk memfailkan permohonan sesuatu reka bentuk perindustrian sama ada secara langsung melalui kerajaannya atau permohonan antarabangsa melalui Biro Antarabangsa. Ini mungkin menyebabkan dua permohonan serupa untuk reka bentuk yang sama boleh didapati dalam bahasa dan bentuk

yang berbeza.

Maka, Brunei boleh mempertimbangkan sama ada mahu melaporkan, dalam perakuan, di bawah Artikel 14(3).

8.17 Pendaftaran Antarabangsa melalui Pejabat.

Permohonan antarabangsa boleh difailkan, mengikut pilihan pemohon, sama ada secara langsung kepada Biro Antarabangsa atau melalui Pejabat di Negara Anggota pemohon (Artikel 4(1)). Walau bagaimanapun, mana-mana Negara Anggota boleh memperakui bahawa permohonan-permohonan antarabangsa berkemungkinan tidak difailkan melalui Pejabatnya (Artikel 14(2)).

Dalam hal seseorang Pejabat tidak memperakui di bawah Artikel 4(1), dan Pejabat itu membenarkan seseorang pemohon untuk memfailkan secara langsung atau tidak langsung melalui Pejabat itu, maka Pejabat tersebut boleh melaporkan, sama ada menerima bayaran daripada pemohon tersebut atau memindahkannya ke Biro Antarabangsa (Kaedah 27(2)(b)).

Pertimbangan diperlukan sama ada laporan perlu dibuat berdasarkan Artikel 4(1), dengan memberi perhatian kepada manfaat yang diperolehi pemohon.

9. កម្ពុជា

ទីភ្នាក់ងារវិញ្ញាបនបត្រក្នុងកម្មវិធីនៃ ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា បានឱ្យសមាគមន៍ការពារកម្មសិទ្ធិបញ្ញាអន្តរជាតិជើងខ្ញុំ សិក្សាស្រាវជ្រាវអំពីស្ថានភាពជាក់ស្តែងនៃបច្ចេកវិទ្យាគំនូរស្នាមកម្ម និង ការអនុវត្ត នៅបណ្តាប្រទេសអាស៊ាន ដោយស្រាវជ្រាវអំពីច្បាប់និងបទដ្ឋានគតិយុត្ត បទដ្ឋាននៃការពិនិត្យ សេចក្តីណែនាំសម្រាប់អ្នកដាក់ពាក្យ និងឯកសារផ្សេងៗ។ ដោយរដ្ឋករលើលទ្ធផលនៃការស្រាវជ្រាវនេះការស្នូរអង្កេត ឬការស្នូរផ្តល់ ព្រមទាំងពិនិត្យមើលឯកសារស្តីពីចំណុចដែលជម្រុញការពិចារណា ដើម្បីចូលជាសមាជិកនៃកិច្ចព្រមព្រៀងឡាហៃ ច្បាប់ហ្សឺណែវ (Geneva act of the Hague Agreement, ខាងក្រោមនេះហៅកាត់ថា ច្បាប់ហ្សឺណែវ) ជើងខ្ញុំបានពិចារណាអំពីបញ្ហាដែលកម្ពុជាត្រូវដោះស្រាយដើម្បីចូលជាសមាជិកនៃកិច្ចព្រមព្រៀងឡាហៃនេះ។

9.1 របបដាក់ពាក្យស្នើសុំដោយសំណុំលិខិតតែមួយសម្រាប់គំនូរស្នាមកម្មច្រើន

នៅក្នុងច្បាប់ហ្សឺណែវ ស្តីពីគំនូរស្នាមកម្មដែលជាប្រភេទតែមួយ តាមរយៈការបំបែកគំនូរស្នាមកម្មអន្តរជាតិទូទៅ ទទួលស្គាល់នូវការដាក់ពាក្យស្នើសុំតែមួយ សម្រាប់គំនូរ១០០ (មាត្រា 5(4), បទដ្ឋានគតិយុត្ត (7(3)(v), (7)))។ ប្រទេសដែលជាសមាជិកនៃកិច្ចព្រមព្រៀង អាចប្រកាសស្តីពីច្បាប់ពាក់ព័ន្ធនឹងការដាក់ពាក្យស្នើសុំតែមួយ សម្រាប់គំនូរស្នាមកម្មដែលជាប្រភេទតែមួយនៃការដាក់ពាក្យស្នើសុំ គំនូរស្នាមកម្មដែលស្របនឹងលក្ខខណ្ឌភាពតែមួយ ឬភាពតែមួយនៃទំនិញ ឬភាពតែមួយក្នុងការប្រើ ឬក៏ជាគំនូរនៃលក្ខណៈ (set) តែមួយ ឬក៏ជាសមាសភាគនៃគុណភាព ឬក៏គំនូរស្នាមកម្មឯកជន ហើយដែលអាចបំបែកចែកបាន ក្រោមមាត្រា 13 (1) (លក្ខខណ្ឌពិសេសនៃភាពតែមួយនៃគំនូរស្នាមកម្ម)។

នៅក្នុងច្បាប់កម្ពុជា ក៏មានបទដ្ឋាននិងច្បាប់ហ្សឺណែវដែរ (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រកម្ពុជា វិញ្ញាបនបត្រនៃគំនូរស្នាមកម្មដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាមកម្ម មាត្រា 97)។ ដូច្នេះ ក្នុងទំហំដែលយើងខ្ញុំបានស្រាវជ្រាវ ពុំបានឃើញថា មានបញ្ហាពិសេសអ្វីពាក់ព័ន្ធនឹងចំណុចនេះទេ។

9.2 របបពន្យារកាត់ចុះផ្សាយ

នៅក្នុងច្បាប់ហ្សឺណែវ ក៏មានចែងថា ក្នុងករណីដែលច្បាប់នៃប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀង មានបញ្ញត្តិអំពីការពន្យារកាត់ចុះផ្សាយ ពេលដែលអ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីបានដាក់ពាក្យស្នើសុំ គេអាចពន្យារកាត់ចុះផ្សាយបានយ៉ាងដឹង 30 ថ្ងៃ ដោយគិតពីថ្ងៃដែលមានអាទិភាព ក្នុងករណីដែលមានការអះអាងអំពីម្ល៉េងដាក់ពាក្យស្នើសុំ ឬអំពីសិទ្ធិអាទិភាព (មាត្រា 11, បទដ្ឋានគតិយុត្ត ទី 16)។

នៅក្នុងច្បាប់កម្ពុជា ទទួលស្គាល់នូវការពន្យារកាត់ចុះផ្សាយយ៉ាងដឹង 12 ថ្ងៃ ដោយគិតពីកាលបរិច្ឆេទដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជី ឬកាលបរិច្ឆេទអាទិភាព (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រកម្ពុជា វិញ្ញាបនបត្រនៃគំនូរស្នាមកម្មដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាមកម្ម មាត្រា 98) ។ ដូច្នេះ ដោយរដ្ឋករលើមាត្រា 11(1) (a) កម្ពុជាចាំបាច់ត្រូវពិចារណាអំពីប្លុកការពន្យារកាត់ចុះផ្សាយនេះទៅ 30 ថ្ងៃ ដើម្បីសម្រេចទៅនឹងច្បាប់ហ្សឺណែវ ឬក៏ប្រកាសថា បច្ចុប្បន្ននេះ អាចពន្យារកាត់ចុះផ្សាយ 30 ថ្ងៃបាន។

9.3 អំឡុងពេលជូនដំណឹងបដិសេធ

ជាគោលការណ៍ នៅក្នុងច្បាប់ហ្សឺណែវ អំឡុងពេលនៃការជូនដំណឹងទៅលើសមាជិករដ្ឋាភិបាលអន្តរជាតិ ស្តីពីការបដិសេធអំណុំអាទិភាពនៃការចុះបញ្ជីអន្តរជាតិដែលកំណត់ដោយប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀង គឺតាមរយៈការ 6 ខែ គិតពីពេលចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ។ ក្នុងករណីដែលមានការអះអាងអំពីម្ល៉េងដាក់ពាក្យស្នើសុំ ក៏ប៉ុន្តែ ក្នុងករណីដែលប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងនោះ បានពិនិត្យជាសារធាតុ ឬក៏ទទួលស្គាល់នូវការដាក់ពាក្យស្នើសុំ គឺអាចប្តូរអំឡុងពេលនេះពី 6 ខែ ទៅ 12 ខែបាន តាមរយៈការប្រកាស។ ប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងនោះ ត្រូវបញ្ចប់ការពិនិត្យជាសារធាតុ ឬបានបញ្ចប់ការពិនិត្យពាក្យដាក់ក្នុងអំឡុងពេលនេះ ហើយជូនដំណឹងទៅលើសមាជិករដ្ឋាភិបាលអន្តរជាតិ

(មាត្រា 12, បទដ្ឋានគតិយុត្តទី 18)។

នៅកម្ពុជា ពុំមានការពិនិត្យជាសាធារណៈអំពីភាពថ្មីនៃគំនូរទេ (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រគុកកម្ម វិញ្ញាបនប័ត្រថ្មីដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាដៃកម្ម មាត្រា 103)។ យោងតាមចម្លើយនៃអង្គត បច្ចុប្បន្ននេះ ការពិនិត្យអំពីវិធីស្រុកជាមួយ 6 ខែ។ ក៏ប៉ុន្តែ បើសិនជាត្រូវបានដឹងថាមានការប្តូរឈ្មោះ ចំនួនដាក់ពាក្យស្នើសុំឱ្យចុះបញ្ជីអាចនឹងកើន ដូច្នោះត្រូវតែរកលំអភាពស្រួលដល់ការដាក់ពាក្យនេះ។ ប្រសិនបើមានការអំពីចំណុចនេះទៅ ឆ្ងាយក្នុងកម្មសិទ្ធិបញ្ញាកម្ពុជា ត្រូវតែពិនិត្យមើលថា តើកម្មជាអាចធ្វើការពិនិត្យទម្រង់នេះបានចប់សព្វគ្រប់ក្នុងអំឡុងពេល 6 ខែ រួមទាំងការពិនិត្យទម្រង់ដោយលោកជំនាញអន្តរជាតិដែរឬទេ។

9.4 ការទទួលបានសេចក្តីសម្រេច

នៅក្នុងច្បាប់ប្តីណែនាំ គេត្រូវឱ្យស្ថាប័នដ៏ធំប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀង ធ្វើការជូនដំណឹងអំពីការបដិសេធនូវសេចក្តីសម្រេចបញ្ជីអន្តរជាតិ ក្នុងអំឡុងពេលនេះ (សូមមើល 7.3)។ ក្នុងករណីដែលប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងបានប្រកាសអំពីការទទួលបានសេចក្តីសម្រេច តាមរយៈការជូនដំណឹងទៅលើលោកជំនាញអន្តរជាតិ ប្រទេសនោះអាចទទួលបានសេចក្តីសម្រេចស្តីពីគំនូរស្នាដៃកម្មនៅភ្លាមៗ ក្រោយពេលចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ (មាត្រា 10)។

តាមរយៈលក្ខណៈទទួលបានសេចក្តីសម្រេចនោះ ស្ថាប័នប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងដែលត្រូវបានកំណត់នោះ អាចចាប់ផ្តើមការពិនិត្យជាសាធារណៈការដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីនោះ មុនការផ្សាយជាសាធារណៈអន្តរជាតិ។ បើសិនជាអ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំបានមកពីកិច្ចព្រមព្រៀងផ្សេងទៀតជាសាធារណៈអន្តរជាតិ ការពិនិត្យជាសាធារណៈដោយផ្អែកលើលក្ខណៈសម្រេចនោះ នឹងគ្មានប្រយោជន៍ទេវីញ។ ផ្ទុយទៅវិញ បើសិនជាមិនបានជូនដំណឹងនេះទេ ស្ថាប័នប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងដែលបានកំណត់នេះនឹងចាប់ផ្តើមធ្វើការពិនិត្យជាសាធារណៈ ក្រោយការផ្សាយជាសាធារណៈ។

ដូចដែលបានពន្យល់ក្នុងចំណុច 9.3 នេះ បច្ចុប្បន្ន ការពិនិត្យជាសាធារណៈអំពីភាពថ្មី កម្ពុជាមិនធ្វើទេ តែត្រូវការជាមួយ 6 ខែ ដើម្បីពិនិត្យ។ ប្រសិនបើមានការអំពីលក្ខណៈស្រដៀងគ្នាប្រសិនបើមានការពិនិត្យទម្រង់ដោយឆ្ងាយក្នុងកម្មសិទ្ធិបញ្ញា កម្ពុជាត្រូវបានពិចារណាអំពីការជូនដំណឹងស្តីពីការទទួល ឬក៏មិនទទួលបានសេចក្តីសម្រេចបញ្ជីអន្តរជាតិទៅលើលោកជំនាញអន្តរជាតិ។

9.5 បញ្ញត្តិលើកលែងនៃការបាត់បង់ភាពថ្មី

នៅក្នុងច្បាប់ប្តីណែនាំ ពុំមានបញ្ញត្តិណាមួយចែងច្បាស់លាស់អំពី "បញ្ញត្តិលើកលែងស្តីពីការបាត់បង់ភាពថ្មី" ទេ ក៏ប៉ុន្តែការចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ យ៉ាងហោចណាស់ក៏មានសេចក្តីចែងច្បាស់អំពីការដាក់ពាក្យស្នើសុំប្រើប្រាស់ឈ្មោះដែលមានស្នាដៃកម្មស្រដៀងគ្នាដែលបានកំណត់ ដោយផ្អែកលើច្បាប់ប្រទេសនោះ (មាត្រា 14 (1))។

នៅកម្ពុជា ក្នុងច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រគុកកម្ម វិញ្ញាបនប័ត្រថ្មីដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាដៃកម្ម មាត្រា 92 បានចែងអំពី "ករណីលើកលែងនៃការបាត់បង់ភាពថ្មី"។ ស្តីពីនីតិវិធីដែលចាំបាច់ក្នុងការដាក់ពាក្យស្នើសុំក្នុងប្រទេស តើត្រូវអនុវត្តចំពោះការដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីអន្តរជាតិយ៉ាងណាដែរ ចាំបាច់ត្រូវពិចារណាឡើងវិញអំពីនីតិវិធីនេះ។

9.6 ការប្រើប្រាស់ឈ្មោះ ឬប្រាសាទដាច់ខាត សម្រាប់ការដឹងមិនទាន់ទទួលបានការពារ ក្នុងគំនូរស្នាដៃកម្ម

នៅក្នុងច្បាប់ប្តីណែនាំ ពុំមានបញ្ញត្តិណាមួយចែងច្បាស់លាស់អំពីការការពារ "គំនូរស្នាដៃកម្មយុទ្ធសាស្ត្រ" ទេ ក៏ប៉ុន្តែចំពោះចំណុចដែលមានបញ្ហាស្នាដៃកម្ម តែមិនទាន់ទទួលបានការការពារ គេអាចពន្យល់ និង/ឬប្រើប្រាស់ឈ្មោះ ឬប្រាសាទដាច់ខាត (បទដ្ឋានគតិយុត្តទី 9 (2) (b), បញ្ញត្តិលើកលែងស្តីពីការអនុវត្ត កថាភាគី 403)។

ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រកកកម្ម វិញ្ញាបនបត្រផ្លូវដំណើរការអន្តរជាតិ និងគំនូរស្នាមដេករបស់កម្ពុជា ពុំមានបញ្ញត្តិណាមួយដែលផ្តល់នូវការស្នាក់នៅស្របច្បាប់ស្តីពីគំនូរស្នាមដេកនៃក្រុមប្រឹក្សាភិបាល។ ក៏ប៉ុន្តែ គេទទួលបានការស្នាក់នៅឯកសារ "សេចក្តីថ្លែងការណ៍ទាមទារឱ្យកំណត់ការផ្សាយជាសាធារណៈនូវចំនួនមួយចំនួន" (ទម្រង់នៃការដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីអំពីគំនូរស្នាមដេក លេខ១, ចំនួនទី 4 No.8) ហើយយោងតាមអង្គការពិភពលោកនៃការស្នាក់នៅស្របច្បាប់ គេបានឆ្លើយថា ទោះបីមានមុខងារដើម្បីទទួលបានការស្នាក់នៅស្របច្បាប់នៃក្រុមប្រឹក្សាភិបាលក្នុងករណី ដូច្នោះ ក៏ប្រព្រឹត្តទៅតាមការស្នាក់នៅនៃក្រុមប្រឹក្សាភិបាលនេះ ដើម្បីសម្របទៅនឹងច្បាប់ស្តីពីលើស។

9.7 របបគំនូរស្នាមដេកដែលពាក់ព័ន្ធ

នៅក្នុងច្បាប់ស្តីពីលើស មាត្រា ស្តីពី "របបគំនូរស្នាមដេកពាក់ព័ន្ធ" ត្រូវបានបន្ថែមនៅថ្ងៃទី ១២ ខែ ធ្នូ ឆ្នាំ 2012 ហើយចំពោះប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងនេះ អាចបង្ហាញលេខយោងនៃការដាក់ពាក្យស្នើសុំមូលដ្ឋាន ឬ នៃការចុះបញ្ជីមូលដ្ឋាន ឬនៃគំនូរស្នាមដេកមូលដ្ឋាន ដោយអ្នកលើច្បាប់នៃប្រទេសនោះបាន (បទបញ្ញត្តិលើសស្តីពីការអនុវត្ត កថាភាគទី 407)។

ក្នុងច្បាប់កម្ពុជាបច្ចុប្បន្ននេះ ពុំមានប្រព័ន្ធគំនូរស្នាមដេកពាក់ព័ន្ធទេ។ ច្បាប់ស្តីពីលើសមានកម្លាំងចាប់ផ្តើមនៅថ្ងៃចុះហត្ថលេខានៃច្បាប់គំនូរស្នាមដេកពាក់ព័ន្ធចំណុះ។ ដូច្នោះ ស្តីពីចំណុចនេះ កម្ពុជាមិនចាំបាច់ពិចារណាដើម្បីចូលជាសមាជិកទេ។

9.8 លក្ខខណ្ឌដាក់គំនូរ ជាដើម

តាមច្បាប់ស្តីពីលើស ចំនួនគំនូរដែលត្រូវដាក់លើស្នាមដេកពាក់ព័ន្ធស្នើសុំ គឺ មិនអាចទាមទារឱ្យដាក់លើសនូវគំនូរបានទេ ក្នុងករណីនៃគំនូរស្នាមដេក ឬគំនូរនៃផលិតផល ដោយទម្រង់ពីរខ្នាត ឬមិនអាចទាមទារឱ្យលើសពីចំនួនគំនូរបានឡើយ ក្នុងករណីនៃផលិតផល គួរដោយទម្រង់ពីរខ្នាត (បទដ្ឋានគតិយុត្ត ទី 9)។

របៀបដាក់លើសទំហំមួយ ឬរបៀបដាក់លើស ត្រូវដាក់ដោយបទដ្ឋានគតិយុត្តលំអិត (ច្បាប់លើសស្តីពីការអនុវត្ត កថាភាគលេខ 401~406)។

តាមការស្រាវជ្រាវរបស់យើងលើស្ថានភាពនៃ ក្នុងច្បាប់កម្ពុជា ពុំឃើញមានលក្ខខណ្ឌអំពីការបង្ហាញអំពីគំនូរស្នាមដេកទេ។ ដូច្នោះ ស្តីពីលក្ខខណ្ឌនេះ ពុំឃើញមានបញ្ហាពិសេសអ្វីមួយពាក់ព័ន្ធនឹងច្បាប់ស្តីពីលើសទេ។

9.9 សេចក្តីពន្យល់សង្ខេបអំពីគំនូរស្នាមដេក និង ទំហំនៃការទាមទារ

តាមច្បាប់ស្តីពីលើស ក្នុងករណីបង្ហាញគំនូរស្នាមដេក ឬពន្យល់សង្ខេបអំពីលក្ខណៈពិសេសនៃគំនូរស្នាមដេក ហើយទាមទារឱ្យបញ្ចូលទាំងសមាសភាគណាពិសេសមួយទៅក្នុងគំនូរស្នាមដេកនោះ ព្រមទាំងក្នុងករណីទាមទារឱ្យលើសនូវអំពីទំហំនៃសិទ្ធិដែលទាមទារ ត្រូវប្រកាសអំពីការណ៍នេះទៅលើគណៈកម្មាធិការអន្តរជាតិ (មាត្រា 5 (2) (ii), (iii))។ ទោះជាយ៉ាងណាក៏ដោយ ប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀង មិនទាមទារឱ្យលើសនូវអំពីគំនូរស្នាមដេក ឬទំហំនៃការទាមទារក៏ដោយ ក៏គេអាចបញ្ចូលការពន្យល់សង្ខេបនោះបាន នៅពេលដាក់ពាក្យស្នើសុំអន្តរជាតិដែរ ដោយជម្រើសរបស់អ្នកដាក់ពាក្យ (បទដ្ឋានគតិយុត្ត ទី 7 (5))។ ក្នុងករណីសេចក្តីពន្យល់នោះ មានលើស 100 ពាក្យ ត្រូវបង្រៀមសម្រាប់បន្ថែម។

តាមរយៈការស្រាវជ្រាវនេះឃើញថា ច្បាប់កម្ពុជាពុំមានបញ្ញត្តិណាមួយដែលទាមទារឱ្យលើសអំពីគំនូរស្នាមដេក ឬទាមទារឱ្យបញ្ជាក់ទំហំនៃការទាមទារ (បទដ្ឋានគតិយុត្តស្តីពីគំនូរស្នាមដេក) ដូច្នោះគ្មានបញ្ហាពិសេសអ្វីមួយនៃការដាក់ពាក្យនឹងច្បាប់ស្តីពីលើស ក្នុងចំណុចនេះទេ។

9.10 ការបង្ហាញគំនូរស្សាហកម្មដោយសំណាកស្តុ

ការដាក់ពាក្យស្នើសុំអន្តរជាតិពាក់ព័ន្ធនឹងច្បាប់ប្តីណែនាំ ក្នុងករណីដែលទាមទារឱ្យពន្យារការផ្សាយជាសាធារណៈនៃគំនូរ ទម្រង់ពីរខ្នាត គេអាចដាក់សំណាកស្តុនោះបាន ដើម្បីជំនួសការដាក់ឯកសារបង្ហាញអំពីគំនូរស្សាហកម្មនោះ ដោយផ្អែកលើបទដ្ឋានគតិយុត្តរម្យ ទី 9 (បទដ្ឋានគតិយុត្តរម្យទី 10)។ ស្ថាប័នរដ្ឋនៃប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀង អាចជូនដំណឹងស្តីពីការចង់ទទួលបានគំនូរស្សាហកម្មនៃការចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ ដែលមានភ្ជាប់នូវការប្រកាស ឬឯកសារ ឬគំរូ ដែលបានដាក់ពាក្យសុំចុះបញ្ជីអន្តរជាតិនោះបាន (មាត្រា 10 (5))។

ក្នុងករណីដែលគំនូរស្សាហកម្មជាគំនូរទម្រង់ពីរខ្នាត ច្បាប់កម្ពុជាអនុញ្ញាតឱ្យដាក់សំណាកស្តុដើម្បីបង្ហាញអំពីការដាក់ពាក្យស្នើសុំនៃគំនូរស្សាហកម្មនោះបាន (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រកក្កក្ក វិញ្ញាបនបត្រដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្សាហកម្ម មាត្រា 95)។ ដូច្នោះ ក្នុងករណីដែលក្សេម ឬព្រឹក្សេមប្រចាំខ្លួនពន្យារការផ្សាយជាសាធារណៈនៃគំនូរ 9.2 កម្មជាត្រូវពិចារណាអំពីលក្ខខណ្ឌនៃសំណាកស្តុនោះ ដូចជាការកំណត់ទំហំនៃសំណាកស្តុ ជាដើម ដើម្បីសម្រេចទាំងនឹងច្បាប់ប្តីណែនាំ។

9.11 លិខិតបញ្ជាក់ការអនុប្បទាន

ក្នុងករណីដែលច្បាប់នៃប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀង បានកម្រិតខ្ពស់នៃអ្នកបង្កើតស្នាដៃស្សាហកម្ម ពេលចុះបញ្ជីការពារគំនូរស្សាហកម្ម ប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងនោះត្រូវជូនដំណឹងអំពីគោលគំនិត និងការទាមទារនោះ តាមរយៈការប្រកាស (បទដ្ឋានគតិយុត្តរម្យ ទី8)។

ច្បាប់កម្ពុជាទាមទារឱ្យដាក់ឈ្មោះអ្នកបង្កើតស្នាដៃ នៅពេលដាក់ពាក្យសុំ។ ក្នុងករណីដែលអ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីមិនមែនជាអ្នកបង្កើតស្នាដៃទេ អ្នកដាក់ពាក្យសុំចុះបញ្ជី ត្រូវដាក់ភ្ជាប់នូវលិខិតបញ្ជាក់ការអនុប្បទាន។ បើសិនជាអ្នកដាក់ពាក្យសុំចុះបញ្ជី មិនមែនជាអ្នកបង្កើតស្នាដៃទេ ត្រូវភ្ជាប់នូវលិខិតអនុប្បទានពីអ្នកបង្កើតស្នាដៃ ទៅឱ្យអ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីនោះ (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រកក្កក្ក វិញ្ញាបនបត្រដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្សាហកម្ម មាត្រា 96)។ ដូច្នោះ កម្មជាត្រូវពិចារណាអំពីការប្តូរលក្ខខណ្ឌនៃច្បាប់របស់ខ្លួន ឬការជូនដំណឹងកម្រិតខ្ពស់នៃអ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជី គឺជាអ្នកបង្កើតស្នាដៃ។

9.12 ការពិនិត្យទម្រង់

តាមច្បាប់ប្តីណែនាំ គេត្រូវឱ្យលេខាធិការដ្ឋានអន្តរជាតិធ្វើការពិនិត្យទម្រង់។ ក្នុងករណីដែលទម្រង់នោះត្រឹមត្រូវហើយ គេនឹងចុះបញ្ជីអំពីការស្នើសុំអន្តរជាតិនោះ ហើយនឹងផ្សាយជាសាធារណៈក្នុងអំឡុងពេល 6 ខែ គិតពីថ្ងៃដែលបានចុះបញ្ជីអន្តរជាតិនោះ (មាត្រា 8, មាត្រា 10)។

ដោយតាមការស្រាវជ្រាវរបស់យើងខ្ញុំហួតអស់ពេលវេលា ពុំឃើញមានបញ្ហាអ្វីពីសេសក្នុងការអនុវត្តការពិនិត្យទម្រង់នៃច្បាប់ប្តីណែនាំ ចំពោះប្រព័ន្ធរបស់កម្ពុជាទេ។

9.13 គោលបញ្ជីនៃការចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ

ដោយតាមច្បាប់ប្តីណែនាំ ការចុះបញ្ជីអន្តរជាតិត្រូវធ្វើនៅក្នុងគោលបញ្ជីអន្តរជាតិ ដោយលេខាធិការដ្ឋានអន្តរជាតិ ដើម្បីគ្រប់គ្រងឱ្យមានលក្ខណៈ។ ក៏ប៉ុន្តែ ក្នុងបញ្ជីនោះ ពុំមានចុះអំពីព័ត៌មាននៃប្រកាសនីយប័ត្រនោះ ផ្អែកលើលិខិតបញ្ជាក់ ជាអាទិ៍ ទេ (មាត្រា 16)។

ច្បាប់កម្ពុជាត្រូវឱ្យចុះបញ្ជីអំពីព័ត៌មាននៃកិច្ចសន្យាអាជ្ញាប័ណ្ណ ក្នុងគោលបំណងកំណត់ទិន្នន័យស្របច្បាប់ (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រក្រុម វិញ្ញាបនបត្រចម្រើនដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាហកម្ម មាត្រា 115 និងមាត្រា 118)។

ក៏ប៉ុន្តែ គោលបំណងនៃការចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ ពុំមានព័ត៌មានពាក់ព័ន្ធនឹងកិច្ចសន្យាផ្តល់សិទ្ធិទេ។ ដូច្នេះ កម្ពុជាត្រូវពិចារណាអំពីវិធានដទៃទៀតដើម្បីព័ត៌មាននេះ ឬក៏ធ្វើវិសោធនកម្មបញ្ញត្តិស្តីពីកិច្ចសន្យាផ្តល់សិទ្ធិនេះ។

9.14 អំឡុងពេលមានអត្ថិភាព (សុពលភាព)

ច្បាប់ប្តីណែនាំបានចែងថា អំឡុងពេលមានអត្ថិភាពគឺ 15 ឆ្នាំ ដោយគិតពីថ្ងៃចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ ឬក៏ប្រសិនបើប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងបានកំណត់អំឡុងពេលអត្ថិភាពដ៏វែងជាងនេះដោយច្បាប់ក្នុងប្រទេសខ្លួន អំឡុងពេលដែលវែងនោះ គឺជាអំឡុងពេលមានអត្ថិភាព (មាត្រា 17)។

ច្បាប់កម្ពុជាបានចែងទទួលស្គាល់អំឡុងពេលមានអត្ថិភាពនៃការចុះបញ្ជីលើកដំបូង 5 ឆ្នាំ តែអាចសុំបន្តបានពីដងទៀត ដែលម្តងមានអត្ថិភាព 5 ឆ្នាំ។ (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រក្រុម វិញ្ញាបនបត្រចម្រើនដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាហកម្ម មាត្រា 109)។ នេះគឺស្របនឹងច្បាប់ប្តីណែនាំ។

9.15 កម្រិតសេវាដាក់ពាក្យស្នើសុំអន្តរជាតិ និង កម្រិតសេវាសម្រាប់បន្ត

យោងតាមច្បាប់ប្តីណែនាំ កម្រិតសេវាដាក់ពាក្យស្នើសុំអន្តរជាតិ មាន (i) កម្រិតមូលដ្ឋាន, (ii) កម្រិតសេវាធ្វើការកំណត់, និង (iii) កម្រិតសេវាសម្រាប់ការផ្សាយជាសាធារណៈ (អាចមានសាលាប្រឹក្សាប្រជុំប្រចាំខ្សែផ្សេងទៀត)។ កម្រិតសេវាមូលដ្ឋាន និង កម្រិតសេវាសម្រាប់ផ្សាយជាសាធារណៈ គឺ ត្រូវកំណត់ទៅតាមចំនួនគំនូរស្នាហកម្ម ចំនួនទំព័រ និងចំនួនពាក្យដែលបានច្បាប់ ក្នុងការដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជី។ កម្រិតសេវាធ្វើការកំណត់នៃប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងដែលស្ថាប័នដូចមិនបានធ្វើការពិនិត្យជាសាធារណៈ គឺកម្រិតទី១។ រីឯកម្រិតសេវាធ្វើការកំណត់នៃប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងដែលស្ថាប័នដូចមិនបានពិនិត្យជាសាធារណៈ គឺកម្រិតទី២ ហើយកម្រិតសេវាធ្វើការកំណត់នៃប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងដែលស្ថាប័នដូចមិនបានពិនិត្យជាសាធារណៈ រួមទាំងការពិនិត្យជាសាធារណៈផងដែរ ដោយឧទាហរណ៍ ឬដោយការដាក់ពាក្យដាក់ចេញនៃកិច្ចព្រមព្រៀង គឺ កម្រិតទី៣ (មាត្រា 7, បទដ្ឋានគតិយុត្តទី 12)។ ស្ថាប័នពិនិត្យអាចប្តូរកម្រិតសេវាកំណត់ជាស្តង់ដារ ទៅ កម្រិតសេវាកំណត់ពិសេសបាន តាមរយៈការប្រកាស តែមិនត្រូវយកលើសកម្រិតសេវាដែលកំណត់ក្នុងប្រទេសរបស់ខ្លួនបានឡើយ។ លើសពីនេះ ស្ថាប័នពិនិត្យអាចបង្កើតកម្រិតសេវាកំណត់ពិសេស ជាធាតុ ហើយឱ្យគេបង់ភាគដំបូងនៅពេលដាក់ពាក្យស្នើសុំអន្តរជាតិ រីឯការបង់ភាគទី២ អាចសម្រេចឱ្យបង់ក្រោយ តាមច្បាប់នៃប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងបាន (មាត្រា 1(xvii), មាត្រា 7, បទដ្ឋានគតិយុត្តទី 12)។

នៅកម្ពុជា គេមិនធ្វើការពិនិត្យជាសាធារណៈទេ (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រក្រុម វិញ្ញាបនបត្រចម្រើនដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាហកម្ម មាត្រា 103) ហេតុនេះហើយ ក្រុមអនុវត្តកម្រិតទី១ ក្នុងការយកកម្រិតសេវាដែលបានកំណត់។ ការចុះបញ្ជីក្រុមបន្តរៀងរាល់ 5 ឆ្នាំ (ច្បាប់ស្តីពីប្រកាសនីយប័ត្រក្រុម វិញ្ញាបនបត្រចម្រើនដែលមានអត្ថប្រយោជន៍ និងគំនូរស្នាហកម្ម មាត្រា 109) ដូច្នេះ យោងតាមការស្រាវជ្រាវដែលបានធ្វើរួចមកហើយនេះ ពុំមានបញ្ហាអ្វីទេ។

9.16 ការកំណត់ដោយខ្លួនឯងក្នុងការដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ

ប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀង ដែលមានស្ថាប័នធ្វើការពិនិត្យ អាចជូនដំណឹងទៅលើការដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ ក្នុងការដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ របស់អ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីអន្តរជាតិ ដែលមានលំនៅដ្ឋាននៅក្នុងប្រទេសនោះ ពុំមានអានុភាព (មាត្រា 14 (3) (a))។

ក្នុងករណីដែលមិនបានប្រកាសដោយផ្អែកលើមាត្រា 14 (3) អ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំ អាចដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះតំនួសដោយផ្ទាល់ក្នុងប្រទេសនោះ ឬអាចដាក់ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីតំនួសអន្តរជាតិ តាមរយៈលេខាធិការដ្ឋានអន្តរជាតិ តាមជម្រើសរបស់ខ្លួនបាន ហើយជាលទ្ធផល អាចមានការដាក់ពាក្យស្នើសុំដូចគ្នា ពាក់ព័ន្ធនឹងតំនួសស្រដៀងគ្នា ដែលសរសេរជាភាសាផ្សេងគ្នា និងទម្រង់ផ្សេងគ្នា។

ដូច្នេះ កម្ពុជាត្រូវពិចារណាអំពីការប្រកាសទទួលស្គាល់នូវការកំណត់ដោយខ្លួនឯង ដែលមានចែងក្នុងមាត្រា 14(3) ប្រទេស។

9.17 ស្ថាប័នធ្វើអន្តរាគមន៍

ការដាក់ពាក្យស្នើសុំអន្តរជាតិ អាចធ្វើទៅលេខាធិការដ្ឋានដោយផ្ទាល់ ឬអាចធ្វើតាមរយៈស្ថាប័នរបស់ប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងរបស់អ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំ ដោយជម្រើសបាន (មាត្រា 4 (1) (a))។ ក៏ប៉ុន្តែ ប្រទេសដែលជាភាគីនៃកិច្ចព្រមព្រៀងអាចជូនដំណឹងដោយការប្រកាស ស្តីពីការមិនអាចដាក់ពាក្យស្នើសុំអន្តរជាតិតាមរយៈស្ថាប័នរបស់ប្រទេសនោះបាន (មាត្រា 4 (1) (b))។

ក្នុងករណីដែលស្ថាប័នមិនបានជូនដំណឹងអំពីការប្រកាសដោយផ្អែកលើមាត្រា 4 (1) (b) ហើយប្រសិនបើស្ថាប័ននោះបានអនុញ្ញាតឱ្យអ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំ ដាក់ពាក្យដោយប្រយោលតាមរយៈស្ថាប័ននោះ ក្នុងករណីនេះ ស្ថាប័ននោះត្រូវជូនដំណឹងអំពីការទទួល មិនទទួលការផ្ទេរកម្រៃសេវាពីអ្នកដាក់ពាក្យ ហើយបញ្ជូនទៅលេខាធិការដ្ឋានអន្តរជាតិ (បទដ្ឋានគតិយុត្តរម្យ ទី 27 (2) (b))។

ស្តីពីចំណុចទាំងនេះ កម្ពុជាត្រូវពិចារណាអំពីផលប្រយោជន៍របស់អ្នកដាក់ពាក្យស្នើសុំ ហើយសម្រេចយកជម្រើសណាមួយដែលមានចែងក្នុងមាត្រា 4 (4)។

10. jrefm

vuf&refmEliWGUk&wfZilryllGya' r&I ? [*k(Hague) oabmwhDufuyjif
r6frkmaom* eDm(Geneva) oabmwhDuf &t zDifpa&t wGif ryllGya' ul
jyKk oijyikm&ef pOfpmzVheND[wfygvn/

翻訳資料		ページ
タイ		
	1-1 意匠特許出願の手引き	1
	1-2 願書様式	95
	1-3 審査フロー図	97
	1-3E 審査フロー図 (英語)	98
	1-4 料金表	99
	1-5 ハーグ協定加盟検討書	101
ベトナム		
	2-1 No122 政令改正 (No103)	246
	2-2 No119 政令改正 (No105)	253
	2-3 18-2011 省令改正 (01-2007)	262
	2-4 意匠審査基準	270
	2-5 願書様式	295
	2-6 検索申請書様式	300
	2-7 出願に必要な書類	301
	2-8 願書記載方法ガイドライン	302
	2-9 審査フロー及び説明	306
	2-9E 審査フロー及び説明 (英語)	309
	2-10 審査フロー図	313
	2-11 補正・分割・変更等	314
	2-11E 補正・分割・変更等 (英語)	317
	2-12 料金表	321
	2-12E 料金表 (英語)	323
インドネシア		
	3-1 意匠規則	326
	3-2 意匠法解説	347
	3-3 意匠規則解説	365
	3-4 意匠審査基準 (非公開)	
	3-5 願書様式	382
	3-6 審査フロー図	384
	3-7 料金表	385
マレーシア		
	4-1 2012 年意匠規則	386
	4-1E 2012 年意匠規則 (英語)	426
	4-2 願書記載ガイドライン	451
	4-2E 願書記載ガイドライン (英語)	454
	4-3 願書様式	457
	4-3E 願書様式 (英語)	460

4-4	出願ガイドライン	463
4-4E	出願ガイドライン (英語)	488
4-5	審査フロー図	521
4-5E	審査フロー図 (英語)	522
4-6	料金表 出願他	523
4-6E	料金表 出願他 (英語)	525
4-7	料金表 更新他	527
4-7E	料金表 更新他 (英語)	529
シンガポール		
5-1	意匠国際登録規則	532
5-1E	意匠国際登録規則 (英語)	544
5-2	意匠指令	549
5-2E	意匠指令 (英語)	550
5-3	出願ガイドライン	551
5-3E	出願ガイドライン (英語)	587
5-4	図面ガイドライン	608
5-4E	図面ガイドライン (英語)	611
5-5	願書記載方法ガイドライン	613
5-5E	願書記載方法ガイドライン (英語)	630
フィリピン		
6-1	知的財産規則	636
6-1E	知的財産規則 (英語)	698
6-2	願書様式	752
6-2E	願書様式 (英語)	755
6-3	審査フロー図	759
6-3E	審査フロー図 (英語)	760
6-4	審査フロー図解説	761
6-4E	審査フロー図解説 (英語)	764
6-5	料金表	769
6-5E	料金表 (英語)	771
ラオス		
7-1	規則	774
7-1E	規則 (英語)	788
7-2	政令	798
7-2E	政令 (英語)	809
ブルネイ		
8-1	出願ガイドライン	820
8-1E	出願ガイドライン (英語)	824
8-2	願書様式	827
8-2E	願書様式 (英語)	834

8-3	図面・新規性の宣誓の注釈	839
8-3E	図面・新規性の宣誓の注釈（英語）	841
8-4	審査フロー図	843
8-4E	審査フロー図（英語）	844
8-5	料金表	845
8-5E	料金表（英語）	846
カンボジア		
9-1	意匠規則	849
9-1E	意匠規則（英語）	861
9-2	願書様式	869
9-2E	願書様式（英語）	873
9-3	審査フロー図（日本語及び英語）	877

総論

特許とは 仏暦 2535 年(西暦 1992 年)特許法 (第 2 版) 及び仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法(第 3 版)による改正増補を経て、仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) 特許法に規定される、物品の発明または意匠に対し保護を与えるために発行される重要証書を意味する。

“意匠” とは、物品の形状あるいは物品の様相または色彩の構成であり、物品の独自の特徴をもち、かつ、工業品を含む工業製品のモデルとして使用可能であることを意味する。

“意匠特許” とは、

物品の意匠の重要な内容となっていて、視覚に表現される物品意匠の“形状”について、または、物品の様相あるいは色彩の構成に対して、保護を与えることを意味する。

また、登録できる物品意匠は特徴をもった物品意匠でなければならぬ。

第 56 条によりそれは、工業的、工業的に生産可能な、新規の物品意匠創作でなければならぬ。

ゆえに、登録を出願する物品の意匠は、それが新規の物品意匠であるかどうか審査される。その物品意匠の重要内容が“既存の作品と同じか、類似していないか”について審査される。

(1)

以下の物品意匠創作は、新規の物品意匠創作とみなされない。

- (1) 出願日より前に、タイ国内で既存していたかまたは既に一般に普及していた意匠。
- (2) 出願日より前に、タイ国内外を問わず、その意匠の重要な内容となる図面が、既に一般に普及している刊行物や印刷物で公表されていた意匠。
- (3) 出願日より前に、第 65 条および第 28 条に則る意匠特許出願公開で、その重要な内容が既に公表されていた意匠。
(知的財産局による意匠特許出願の公開公報)
- (4) (1) と (2) または (3) の物品意匠に似て、それらの模倣とみなされる物品意匠。

意匠特許権上の権利

特許権者のみが、その意匠とその特許権による物品を使用し、その意匠を使用した物品を販売し、販売の目的を持って所持し、また販売の申し出をし、またタイ国内に輸入する権利を持つ。ただし学術的研究を利目的として使用する場合を除く。

保護の期間

第 62 条により、意匠特許権はタイ国内で特許出願した日から 10 年間保護される。第 65 条、第 16 条または第 74 条により、法廷上の裁判となった場合、当該特許の保護期間のうち裁判係争期間を除外して数える。

(2)

意匠特許の保護付与申請

出願人は下記の場合で、特許出願書を提出し手数料を支払うこと。

- 知的財産局の意匠特許出願受付窓口 または、
- 地方の県商務事務所 または
- 商務省の支部、特許事務所担当官宛に、特許出願書と共に、内容別にそった手数料分の郵便振込済票を下記の住所に送付する。

商務省知的財産局特許部長 宛
郵便番号 11000 ノンタブリー県 ノンタブリー市 パーキングラゾー
ノンタブリー1通り 44/100

特許証を破損、紛失した場合、特許権者は警察に証拠となるものを提示して届出し、特許証の代用証を申請する。

この申請書式は Scoo-poo/scoo-phoo/oo-soo-poo/209-koo (10-11 ページ参照)

意匠特許出願書の内容

- (1) 特許出願書書式 Scoo-poo/scoo-phoo/oo-soo-poo/001-koo
- (2) 特許請求の範囲
- (3) 物品意匠を表わす図面
- (4) (もしあれば) 物品の詳細説明
- (5) その他の書類 例えば、
 - 権利証明書書式 Scoo-poo/scoo-phoo/oo-soo-poo/001-koo (pho) または
 - 権利譲渡書 または
 - 雇用契約書
 - 委任状

1 出願あたりの手数料

下記の通り、手続き段階に応じて支払うこと。

- 意匠特許出願書提出 250 バーツ
- 同一の意匠について、一度に 10 以上の同時出願の場合 2,250 バーツ
- 訂正、増補 一回につき 50 バーツ
- 公開公示請求 250 バーツ
- 特許証発行請求 500 バーツ
- 局長の命令、審査決定に不服申し立て申請 一部につき 500 バーツ
- 特許出願書審査の請求 1 件につき 50 バーツ
- 書類複写代 1 ページにつき 3 バーツ
- 複写書類の認証
 - 10 ページを超える書類複写 1 版につき 50 バーツ
 - 10 ページを越えない書類複写 1 ページにつき 5 バーツ
- その他の申請 (以下の通り) 1 版につき 50 バーツ
 - 外国での出願日をタイ国内での出願日とみなされる権利申請
 - 特許代理人登録申請 1 版につき 50 バーツ

-特許証の代用証または特許権に則る権利使用の許可証の代用証、の申請
 -特許証の代用証として、登録証明書の特許証を受け取る申請

年間特許料

5年目	500 バーツ	追加料を含む金額
6年目	650 バーツ	(4年目の年末日より数えて120日以内に支払なければならぬ。)
7年目	950 バーツ	
8年目	1,400 バーツ	
9年目	2,000 バーツ	
10年目	2,750 バーツ	

または一括払いで 7,500 バーツ

(1) 特許出願書式 Soo-poo/soo-photo/oo-soo-poo/001-koo

3 ページのその1

特許/小特許出願書	官吏用
<input type="checkbox"/> 発明	出願受理日
<input type="checkbox"/> 意匠	出願提出日
<input type="checkbox"/> 小特許	国際特許分類
	使用される物品の種類... I
	公開公告日
	公開番号
	特許/小特許付与日
	特許/小特許番号
	担当官署名
1.発明/意匠を表わす名称... J	
2.この意匠特許出願は同一物質についての同時に行われる...件の出願のうち、第...番目の出願である。	
3.特許/小特許出願人の氏名、住所 (国名から) ... A	3.1 国籍
	3.2 電話番号
	3.3 F A X
	3.4 E-mail
4.特許/小特許出願の権利... B	<input type="checkbox"/> 発明者である/意匠創作...である <input type="checkbox"/> 権利の譲受人 <input type="checkbox"/> その他の理由による出願人
5. (もしあれば) 代理人の氏名住所 (県名から) ... D	5.1 代理人番号
	5.2 電話番号
	5.3 F A X
	5.4 E-mail
6.物品の発明者/意匠創作... 氏名住所 (国名から) ... C	
7.この特許/小特許出願書は元の出願書から分かれた、または関係するもので、この出願書の出願日も元の出願書と同じ日に提出したとみなされるよう申請いたします。	
元の出願書番号: 年 月 日 日付提出。元の申請から分かれた、または関係する理由は、	
<input type="checkbox"/> 元の出願の発明が多数項目であるため	
<input type="checkbox"/> 出願人に権利がないと異議申し立てされたため	
<input type="checkbox"/> 権利の種類の変更のため	

注 この書式に詳細が書ききれない場合は、リファレンス番号と題をつけて添付書類にしてもよい。

(A) 特許出願人 について

12 ページ で解説

- (B) 特許出願の権利 13-14 ページ //
- (C) 意匠創作者 15 ページ //
- (D) 特許代理人 16-17 ページ //
- (J) 物品意匠を表わす名称 21-23 ページ //
- (I) 物品の種類 20 ページ //

8. タイ国外での出願申請			
出願日	出願番号	国名	国際特許分類 申請状況
8.1		E	
8.2			
8.3			
8.4 <input type="checkbox"/> 特許/小特許の出願人は、当出願が外国で最初に出願した日に出版されたときとみなされる旨を申請する。			
<input type="checkbox"/> この願書に添付して証明書を提出 <input type="checkbox"/> この出願の後に証明書を提出する			
9. 政府機関の企画により特許/小特許出願人がした発明/物品意匠の展示			
展示日	年月日	展示企画が始まった日	年月日 企画者 F
10. 微生物に関する発明			
10.1	登録番号	10.2 登録日付	10.3 登録機関/国
11. 特許/小特許出願人は当出願を次の外国語で作成した文書で先に提出し、当出願日から90日以内にタイ語に直して出願書を提出いたします。			
<input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> フランス語 <input type="checkbox"/> ドイツ語 <input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他の言語 G			
12. 出願人は局長に対し、----年---月---日以降に、当特許の出願公開または小特許の登録、登録公開を行うよう申請いたします。 <input type="checkbox"/> 公開に際し、番号----の図面の使用を希望します。			
13. この特許/小特許出願書の構成			
ア	出願書式	ページ	14. 他の出願書類 <input type="checkbox"/> 特許/小特許出願の権利を証明する書類
イ	発明の明細もしくは物品の詳細	ページ	<input type="checkbox"/> 発明/意匠の展示を証明する書類
ウ	特許請求の範囲	ページ	<input type="checkbox"/> 委任状
エ	図面	枚	<input type="checkbox"/> 微生物に関する明細書
オ	物品を表わす図面	ページ	<input type="checkbox"/> 外国での出願日をタイ国内での出願日とみなす申請書
	<input type="checkbox"/> 図面	枚	<input type="checkbox"/> 権利の種類変更
	<input type="checkbox"/> 写真	枚	<input type="checkbox"/> その他の書類
カ	発明の要約	ページ	
15. 私は、下記を保証いたします。			
<input type="checkbox"/> 当該発明は以前に特許/小特許の出願をしたことがないこと。			
<input type="checkbox"/> 当該発明は-----から発展改良したものであること。			
16. 署名 (<input type="checkbox"/> 特許/小特許出願人 <input type="checkbox"/> 代理人) H			

注：いずれの発明特許、意匠特許の出願人または小特許出願人も、特許/小特許を得る為に官史に虚偽の内容を示した者は6ヶ月以下の禁固刑に処する。

- (F) 意匠特許出願人が政府機関の企画でなした意匠創作 19 ページ #
- (G) 意匠特許出願人が局長に対し特許出願の公開公示を請求する 19 ページ #
- (H) サイン署名 19 ページ #

特許/小特許出願の権利証明書

場所:
 日付: 仏暦 年 月 日

知的財産局局長 殿
 私、氏名.....住所.....及び、
 私、氏名.....住所.....及び、
 私、氏名.....住所.....は、

ここに以下の通り、私の発明/意匠について、私の権利の証明と確認をさせていただきます。

(発明/意匠の名称を記入)

 これについて下記の通り、私は特許/小特許を出願いたします。

1. 私は、ここに特許または小特許の出願をする物の発明者/特許出願する物の意匠創作者であること。
2. 特許を出願する当該発明/意匠について他に誰も特許/小特許を出願する権利がある個人や機関は存在しないこと。
3. 私は、出願する特許/小特許について、特許/小特許を出願する権利をまた誰にも譲渡していないこと。
4. 私がこの証明書に列記した詳細と、特許/小特許出願書に列記の事項は、全ての事項において、正当で真実であること。

署名
 (.....)

 (.....)

 (.....)

- 注 1. 当証明書は、特許/小特許出願人が発明者/意匠創作者本人である場合提出すること。
 2. 当証明書は、特許/小特許出願書と共に提出すること。

* 訳文は前頁と同じ *

特許/小特許出願の権利証明書

場所：
日付： 仏暦 年 月 日知的財産局局長 殿
私、氏名 住所 及び、
私、氏名 住所 及び、
私、氏名 住所 は、

ここに以下の通り、私の発明/意匠について、私の権利の証明と確認をさせていただきます。

(発明/意匠の名称を記入)

これについて下記のとおり、私は特許/小特許を出願いたします。

1. 私は、ここに特許または小特許の出願をする物の発明者/特許出願する物の意匠創作者であること。
2. 特許を出願する当発明/意匠について他に誰も特許/小特許を出願する権利がある個人や機関は存在しないこと。
3. 私は、出願する特許/小特許について、特許/小特許を出願する権利をまだ誰にも譲渡していないこと。
4. 私がこの証明書に列記した詳細と、特許/小特許出願書に列記の事項は、全ての事項において、正当で真実であること。

署名
(.....)
(.....)
(.....)

- 注 1. 当証明書は、特許/小特許出願人が発明者/意匠創作者本人である場合提出すること。
2. 当証明書は、特許/小特許出願書と共に提出すること。

Soo-poo/soo-phoo/oo-soo-poo/209-koo

官吏用
番号
受理日特許証または小特許証の代用証または、
特許または小特許に則る権利使用許可証の代用証の申請書特許証/小特許証番号
発行日

1. 私、氏名、国籍、住所
電話番号 は、

2. 下記の出用証を申請いたします。

- 特許/小特許 番号 発行日
- 特許または小特許に則る権利使用の許可証
番号 発行日

3. 前述の出用証を申請する理由。上記番号の特許証または小特許証、または特許または小特許に則る権利使用の許可証が下記の状態であるため。

- 紛失
- 重大な破損

4. 私はここにこの申請書に添付して、申請に關係する証拠を提出いたします。
 特許証または小特許証、または特許または小特許に則る権利使用の許可証を紛失した旨の、 警察署の届出受理書。
 重大な破損があった 番号 の特許証/小特許証/特許に則る権利使用の許可証/小特許に則る権利使用の許可証

5. 上記内容と、この申請書と共に提出した証拠書類は全ての事項について正当で真実であることを保証いたします。

日付 仏暦 年 月 日

申請人署名..... ()

(裏面の説明文をお読みください)

(13)

(A) 特許出願の権利がある者(1 ページ 第 3 項)

特許を出願する者は以下のいずれかの資格を持たなければならない。

- (1) タイ国籍を有する者 あるいは タイ国内に本社がある法人
- (2) タイ国が加盟国である特許権の保護に関する条約または国際合意の他の加盟国の国籍を持つ。
- (3) タイ国籍を有する者やタイ国内に本社がある法人に対し、その国内で特許出願を認めている国の国籍を持つ。
- (4) タイ国内またはタイ国が加盟国である特許権の保護に関する条約または国際合意の他の加盟国である国において、真正で真剣な産業上あるいは商業上の事業過程または主居住地が存在すること。

- 出願人が意匠創作者である場合 **Soo-poo/soo-phoo/oo-soo-poo/001-koo (pho)** 書式を使用 8 ページ
- 出願人が外国人の場合 **Form PI/PD/PP/001 (補補)**を使用 9 ページ
- 出願人が未成年者の場合 詳細 86 ページ
- 出願者が死亡した場合 詳細 86-87 ページ

(B) 特許出願の権利(1 ページ 第 4 項)

意匠創作者は特許を出願する権利がある者であり、特許証上に、その意匠創作者であるとして名前を記載される権利がある。

ゆえに出願人は **Soo-poo/soo-phoo/oo-soo-poo/001-koo (pho)** 書式 を使用して特許についての証明書を提出しなければならない。

特許出願する権利は譲渡し、相続することができる。

出願人が権利の譲受人である場合は、譲渡人と譲受人双方の署名がある権利譲渡証がなければならない。

譲渡証は原本でなければならない。

(14)

-特許代理人自身が、その署名する権利譲受人である場合、代理人をたてる委任状には“譲渡を受ける権限も与える旨を記載しておくかなければならない”

-権利譲渡証。譲渡人の権利譲渡証が、譲受人用の版と別に作成されるなら、その書類上には、物品意匠を表わす名称と、権利譲渡人が誰に権利譲渡するかを記載していなければならぬ。

ただし、複写本は以下のように準用する。

1. 特許事務所当局による認証

-外国の特許事務所当局が、その事務所当局に提出された権利譲渡証の複写であると認証した場合。

-当該意匠出願の提出証明で、外国での最初の特許出願日をタイ国内で出願した日とみなされる申請を出し、当該外国の特許事務所当局がその書類の正当性を認証し、譲渡人と譲受人双方の署名のある権利譲渡証が存在する場合

または

2. 公証役場による認証

2.1 前述の認証において、認証に付帯された書類と原本を見比べ、前述の複写版が、申請番号.....年...月...日付.....X.X.X. 事務所提出の権利譲渡証原本の正しい複写に間違いがないことを確認したことを記載しなければならぬ。

複写版認証の見本

“ここに私は、付帯の書類を原本と見比べ、当書類が2007年7月3日付登録のUS SN 00/000, 000 について米国特許庁に登録された権利譲渡証原本の真正の複写であることを認証します。”

2.2 知的財産局に提出した申請書に、最初に出願した国での出願の番号や出願日の詳細がない場合。

-書類全般が、最初に提出した出願書に合致した複写であることを公証役場において認証してもらう。タイ国内で申請した物品意匠と合致させるために、これをおこなう。

(C) 意匠の創作者 (1ページの第6項)

権利に関する証明申請書、権利譲渡契約書、または雇用の状態を示す書類に記載の通り、個人の名前を列記する。

権利譲渡証原稿の例

特許出願の権利譲渡契約書

〒10110 バンコク都 ポムプラーム区
ウオラチャック通り 140/2
仏暦 2531 年 4 月 1 日

譲渡人 住所 x x x の A と 譲受人 住所 x x x の B
をこの契約の当事者とし、

この契約書をもって、
電気扇風機の意匠創作者である譲渡人は、特許出願権とその他の権利を含む、
前述の発明についての権利を、譲受人に対して、
譲受人が相当の金銭代価を譲渡人に支払うことを条件に、譲渡することとする。

証拠として下記に、譲渡人と譲受人は以下に署名をする。

(署名サイン)	A	譲渡人
(署名サイン)	B	譲受人
(署名サイン)	C	証人
(署名サイン)	D	証人

(D) 特許代理人 (1 ページ第 5 項)

-タイ国内に住所をもつ特許出願人がその代理行為の権限を他人に与えたい場合、特許局局長のもとに代理人登録をしている代理人に対してのみに代理権を与える。

出願人、異議申立人、反論人、不服の再審請求人がタイ国内に住所を持たない場合は、特許局局長のもとに代理人登録をしている代理人に委任しなければならない。

これは下記の原因に則り、局長に委任状を提出して行う。

(1) 当該委任が外雇で、なされた場合。

その委任状には、委任者が住所を有する国に駐在する、タイ国大使館またはタイ国領事館の権限ある担当官あるいは商務省管轄の事務局長、または前述の者から代理の権限を受けた官吏による署名サインの認証、あるいは、その国の法律上で、署名サイン認証する権限がある人物による認証がなくてはならない。

あるいは、

出願人が台湾に住所を持つ場合、 仏暦 2534 年 (西暦 1991 年) 3 月 29 日署名の koo-too 030423571 外務省答弁書と、仏暦 2534 年 5 月 16 日署名の商業登記局法務部の議定書 0606/410 に則って処理する。

中国 (台湾) 国籍人の特許出願については、タイ国領事官がその委任状の署名サイン認証をする。

(2) タイ国内で、委任状が作成された場合。

パスポートの写し、または一時居住を証明する書類の写し、あるいは、委任行為があった時点でその本人が実際に入国していることと局長が判断できるその他の証拠となるものを提出しなければならない。

-委任状または (1) による証明書が外国語で作成されている場合、その書類を提出する者に、タイ語の翻訳文を手配させることとする。 場合に応じて、その翻訳人に、委任状または証明書の翻訳が原文と合間違いないことの保証文をつけさせ、場合に応じて、その委任状または証明書と共にその翻訳文を提出する。

(17)

特許代理人として登録を申請する者の条件。

(1) 科学、工学、建築学、法学の方面の学士、または科学を基礎学問として 12 単位以上学ぶ必要がある学部以上の学歴を持つ者。 及び、

(2) 知的財産局が決めた、特許法律の知識と実務の訓練を経た者。

特許代理人としての登録を申請するにおいて、商務省知的財産局で、申請人は、

4 x 5cm サイズの、撮影から 6 ヶ月以内、半身、正面向き、普通の姿勢で帽子なしの写真 2 枚を持って、担当官に提出しなければならない。

特許代理人としての登録申請書は soo-poo(soo-phoo/oo-soo-poo/101-koo) を使用する。

(E) タイ国外で最初に特許出願した日をタイ国内で出願した日とみなす権利の申請 (2 ページ 第 8 項)

第 14 条の、タイ国外で物品の意匠について特許出願した者は、もし、最初にタイ国外で特許出願提出をした日から数えて 6 ヶ月以内にタイ国内でその物品の意匠特許を出願したなら、その者はタイ国外で最初に特許出願した日を、タイ国内で出願した日とみなす様に要求してもよい。

タイ国外で既に特許出願をしている物品意匠の特許出願に於いて、最初に出願者が外国で特許出願提出した日から数えて 6 ヶ月以内に、タイ国内で出願して、第 60 条第 2 項により、その申請で、最初に外国で特許出願申請をした日を出願日とみなされる旨の要望がある場合、特許局局長が決めたさらに別の書式を提出させる。それは特許出願書提出と同時に、または特許出願公開日より前とする。また、次の追加書類を提出すること。

1. 当該最初に出願した外国の特許事務当局がその正当性を認証した、最初に外国で特許出願した出願書にそった明細書の写し

2. 当該外国の特許事務当局が発行する、最初に外国で特許出願書を提出した日の日付を証明する証明書

(18)

**(F) 政府機関が企画した展示会での特許出願人の物品意匠展示
(2 ページ 第 9 項)**

出願人は、当該物品意匠の写真と共に、展示が始まった日を記載した上で、当該物品意匠が、政府機関が企画したことによって、あるいはタイ国内での創作を許したことにより公衆の場にさらされた旨を認める主権者側の証明書を提出すること。

ゆえに前述の物品意匠特許出願書が、公衆公開の場で展示が始まった日から 12 ヶ月以内に申請されたなら、その出願日は公開の展示が開始した日であるとみなす。

**(G) 意匠特許出願人が、特許局長に対し、-----日後に特許出願の公開公
示をするよう申請する。(2 ページ 第 12 項)**

出願人が物品意匠の重要な内容を公開公示を先送りしたい場合、この 2 ページ第 12 項にその年月日を記載する。

(H) サイン署名 (2 ページ 第 12 項)

- 出願人が自然人の場合、氏名を明記し、サイン署名する。
- 出願人が法人の場合、その法人の名前において権限がある人物が、会社印捺印と共に、その氏名を明記し、サイン署名する。
- 出願人が、代理行為をする権限を与えて代理人をたてた場合、その代理人が氏名を明記の上、サイン署名することができる。

(I) 物品の種類

物品のグループ別による物品の種類分類である。物品意匠検査が迅速にできるように、同類の物品意匠のデータベースとなるために、同類の物品意匠を収集しておくという目的がある。

物品の種類分類は世界的所有権機関 (WIPO) が使用している世界的システムであり、Locarno Design Classification と呼ばれ、5 年ごとに物品の分類を調整している。

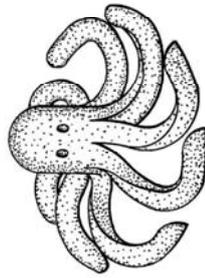
ゆえに、特許審査官が当初の審査段階で分類を与えるので、出願人は物品の分類を必ずしも記入しなくてもよい。

また、実務においては審査官が意匠の重要な内容を審査した上で、他の分類にあらわれた物品に関連つけるかもしれないが、その場合、これに従う。

(J) 物品の意匠を表わす名称 (1 ページ 第 1 項)

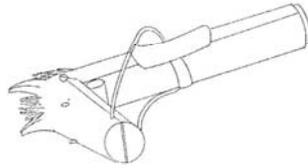
使用目的に応じた状態での記述で、申請した物品意匠を表わす図面と合致したもの。物品の意匠を表わす名称には、その利点、性質、素材、商業上の名称を記述してはならない。

例



物品の意匠を表わす名称

菓子



物品の意匠を表わす名称

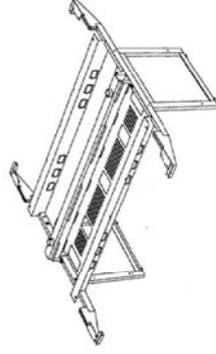
玩具

物品の意匠を表わす名称 (続き)



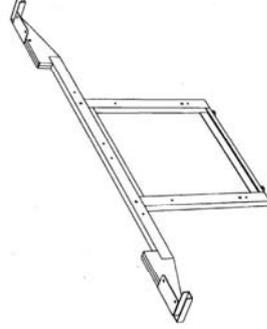
物品の意匠を表わす名称

玩具 (こま)



物品の意匠を表わす名称

“机のフレーム”



物品の意匠を表わす名称

“机の脚”

物品の意匠を表わす名称 (続き)



物品の意匠を表わす名称 “時計”



物品の意匠を表わす名称 “時計のバンド”

(2) 特許請求の範囲

出願書で申請された意匠特許出願の重要な部分は、物品意匠を表わす図面と、権利請求の範囲項目である。仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 省令第 21 号により、権利請求の範囲は 1 つのみ記載すると規定されている。

ゆえに申請した出願書の権利請求の範囲は以下のように、物品の意匠で重要な内容となっていないいずれかの特徴について記載しなければならぬ。

- 物品意匠の “形状” に対し、保護を請求する場合

次の物品意匠に対する権利を願いました。つまりここに提出する物品意匠を表わす図面上に現れている明細をもつ、-----の形状形態。

- “模様” の構成に対し、保護を請求する場合。

次の物品意匠に対する権利を願いました。つまりここに提出する物品意匠を表わす図面上に現れている明細をもつ、-----の模様

- “形状” 形態と “模様” の構成に対し、保護を請求する場合。

次の物品意匠に対する権利を願いました。つまりここに提出する物品意匠を表わす図面上に現れている明細をもつ、-----の形状形態と模様

禁止事項

当該物品意匠の素材、使用目的、能力または利点について権利請求をしないこと。

(3) 物品意匠を表わす図面

各特許出願書は物品意匠 1 件についてのみ出願可能であり、それは権利を請求した限りの保護の範囲がある。それは出願書に添付する物品意匠を表わす図面の限りで、権利保護を求めめる範囲を記載している特許請求の範囲に記載されている。

ゆえに、物品意匠を表わす図面は、保護を求めようとするすべての重要内容である、物品の形状 及び/または 模様を表わしていないなければならない。

3.1 作図で図面を表わす場合

-物品意匠の形状や詳細を隠さない状態で明確に表わさなければならぬ。正面、上面、側面図、と、それぞれの接続しあった全体像から成り、作図の学術的手法にのっとったものでなければならぬ。

反対側の形状が同じである場合、一面だけを表示する。

- 部品や素材を表示した図について説明した内容、サイズは記載しなくてよい。
- 作図用の道具や、作図用の Auto CAD のようなコンピュータプログラムを使用してもよい。
- 線はなめらかで、その太さに一貫性があること。色をぬらなくてもよい。
- 耐久性のある、濃い黒の印刷、インクを使用すること。
- 物品意匠の上のさまざまな曲面に陰影をつけるには、物品意匠の全体像上の影の状態のみを表現するとし、薄い細い線で表現する。それらが申請した物品意匠の形状、形態を不明瞭にしないようにすること。

作図道具を使用した物品意匠の表現

例



図 2

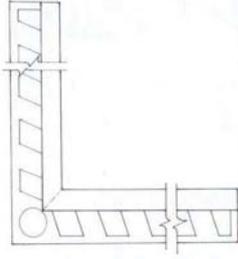


図 1



図 3

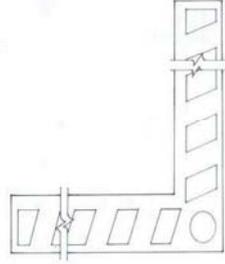


図 6



図 4

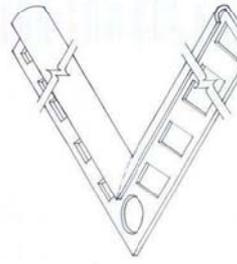


図 7

作図道具を使用した物品意匠の表現

例

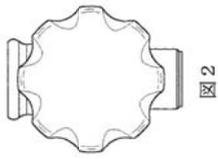


図 2

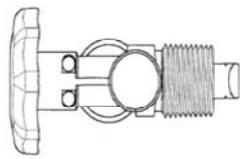


図 3

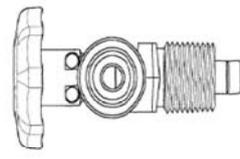


図 1

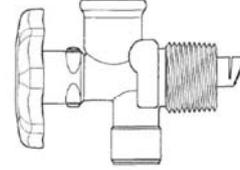


図 4

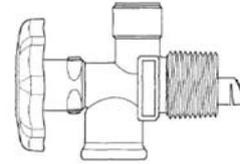


図 5

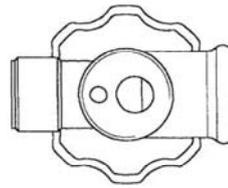


図 6

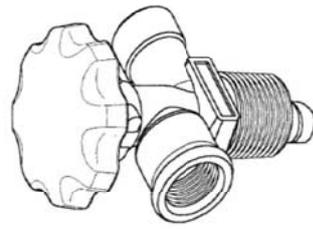


図 7

意匠が平面である場合、Auto CADやIllustrator等のコンピュータプログラムの使用をすべきである。

コンピュータプログラムを使用した意匠の使用は作図の際便利である。



図 4



図 2

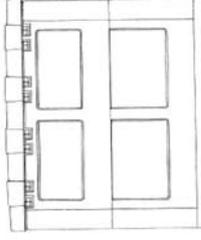


図 1



図 5



図 6

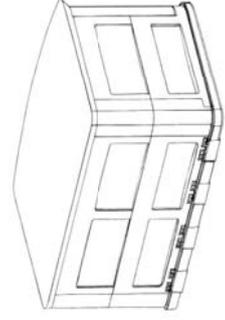


図 7

図 3

意匠に、曲面や凹凸の面がある場合、**Rhinoceros** や **3D MAX** などのコンピュータプログラムの使用をすべきである。

コンピュータプログラムを使用した意匠の使用は作図の際便利である



図 2

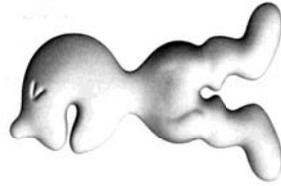


図 1



図 3



図 4

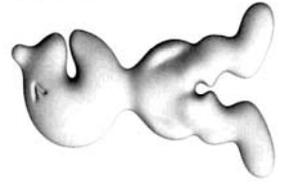


図 5



図 6

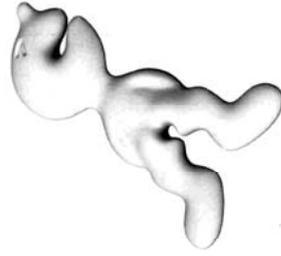
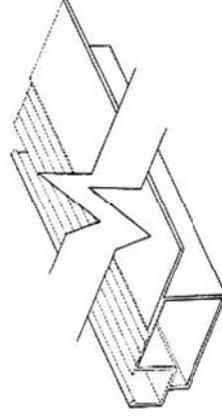
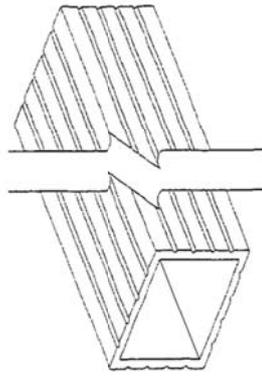
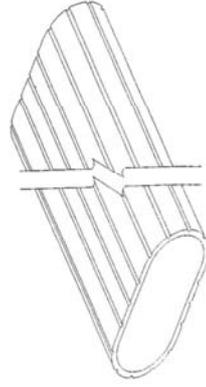


図 7

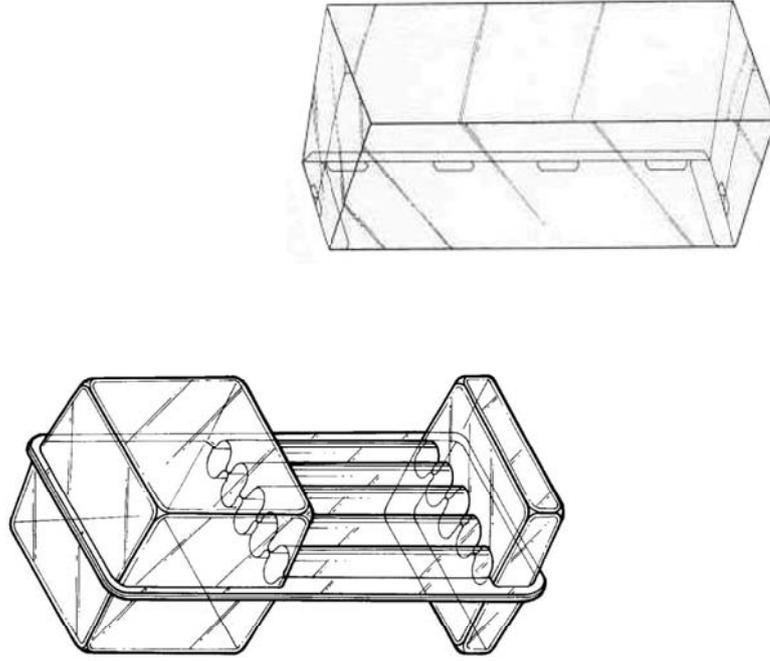
意匠が継続的に長い場合、次の印で表現する。

- 物品意匠の断面がずっと同じ形状をしていて、その最後まで継続的に長い状態である場合、次のように表現する。



意匠に透明度がある場合、次の印で表現する。

- 透明度がある意匠、または透明な状態がある部分で構成されている場合、2本の希薄な平行線で透明な状態を表現する。



特殊な意匠の形態

1. 使用によって形状形態が変化する意匠

この意匠の場合、使用の際には、例えば、ふたを開け、ふたを広げ、また折り曲げて閉めることができるなど、通常とは異なった状態になる。開口部を開いた状態を表現したい場合、開いた状態での様々な側面と全体像を表現しなければならない。また、完全に閉めた状態の全体像のみ表示が可能である。

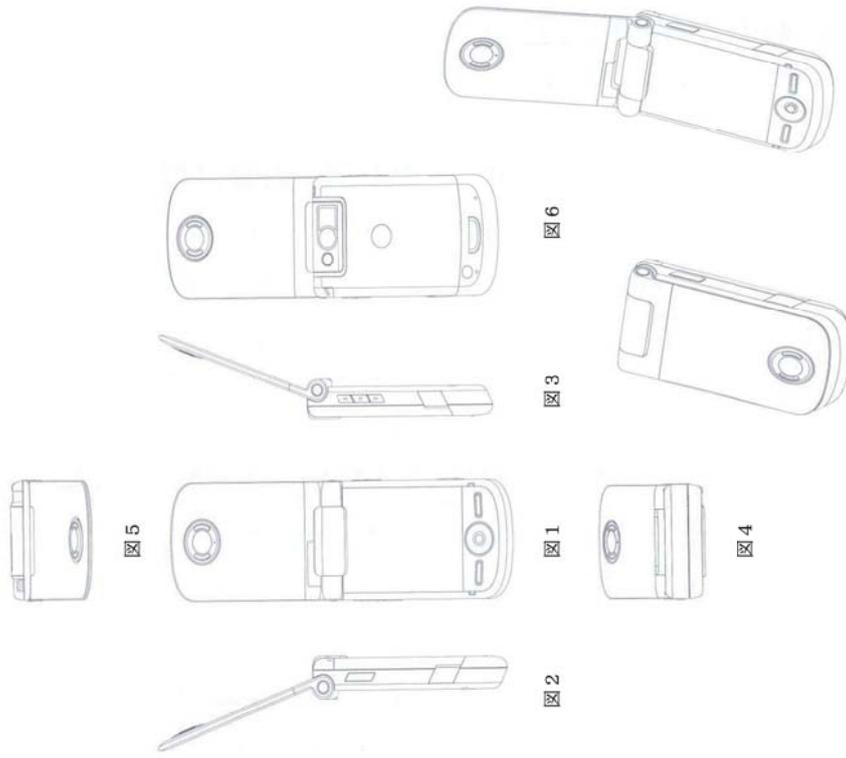


図 8

図 7

使用状態によって形状形態が変化する意匠（続き）

この意匠の場合、使用の際には、例えば、ふたを開け、ふたを広げ、また折り曲げて閉めることができるなど、通常とは異なった状態になる。開口部を開いた状態を表現した
 い場合、開いた状態での様々な側面と全体像を表現しなければならぬ。
 そして完全に閉めた状態で全体像を表示が可能である。

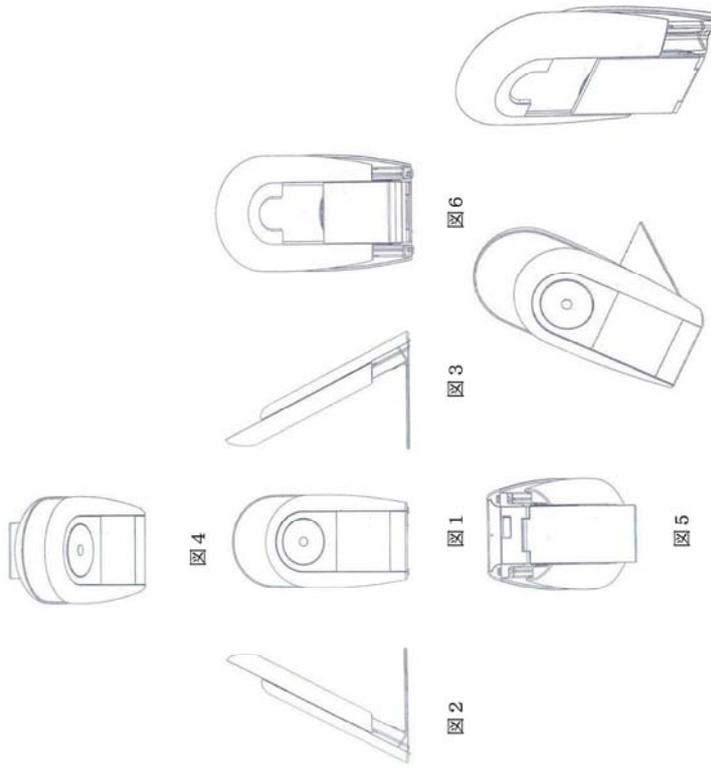


図 4

図 2

図 3

図 6

図 1

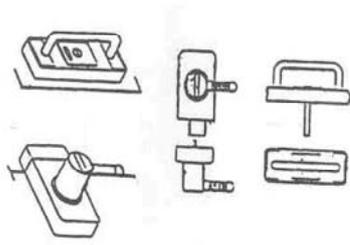
図 7

図 8

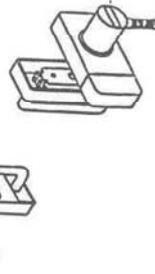
このマルチメディア玩具の意匠は、スライド式で、背面のフタ部分を広げてスタンド足として利用可能である。そこで、玩具をスライドさせて、スライド状態でスタンド足部分を広げて折り曲げ、十分足を広げた状態で表現する。そして、足を折り曲げただけの状態の全体像を表現する。（スライドして閉めない状態で）

2. 部品に分かれる物品意匠

この事例で出願人は、ドアロック（錠前）をドア本体に内蔵した形で示している。つまり、ドアロック具は、ドアの一方の平面についており、ドアのもう一方の平面にドアの取っ手がロック具の接続状態全体を隠す形についている。ゆえに、適正な方向から接続状態を表現しなければならぬ。



又、この事例では出願した物品は多数の部品からなり、いくつかの部品は外されているが、使用時には組み合わさった状態である。

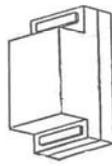


建築建造物の設置などの場合、設置や組み立ての際の

部品の状態を隠さないような形で、完全に組み立てた状態での物品全体図を示すこと。

3. 同じ型の部品が多数ある物品意匠

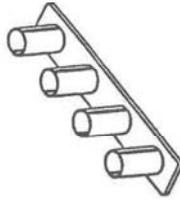
出願した物品意匠が、いくつかの部品のみの特徴がある道具で、その道具にそれが多数あり、その部品がその道具から取り外し可能な場合、その道具はその部品の物品意匠を表現する名称を使い、物品意匠を表わす図面はその部品1つだけを表すこととする。



出願上の名称は“消火器具”。消火器具の両脇の2つの脇に覆いかぶせる2つの覆いがある。この覆いは火の出口の先端部分を覆うために新たに意匠創作された。



この場合、物品意匠の重要内容は覆いの部品であり、ゆえに覆い部品のみについて出願する。
この2つの覆い部品は同じ型のものであるため、出願においては物品1つだけについて示す。



3.2 写真で図面を表現する場合

物品の上に光線が入ったり、影が入ったりしない状態に光を調整すること。はっきり明確に物品の全体形状を写すようにすること。

- 物品の写真画像は、その色彩構成についての保護を出願する場合を除いて、白黒とする。
 - 物品の形状の詳細がわかるように十分大きいサイズにすること。
 - 物品意匠の各側面と全体像を表わすこと。
 - アピア文字で写真の番号を記載すること。
 - A4サイズの質のよい写真であること。
- ただし、それより小さいならA4の紙面に貼り付け、透明ビニールのラミネートをかけること。



図 2



図 6



図 1



図 1



図 4



図 5



図 7

物品意匠を表わす名称 ペンダントトップ

3.2 写真で図面を表現する場合 (続き)

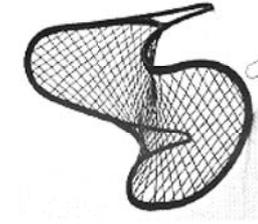


図 7

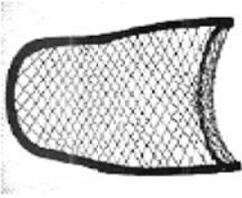


図 4



図 6



図 2



図 1

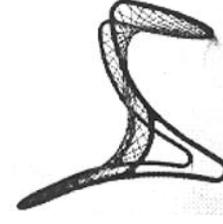


図 3

3.2 写真で図面を表現する場合 (続き)

物品意匠を表わす名称

“掘削機”



図 4



図 1



図 2



図 3

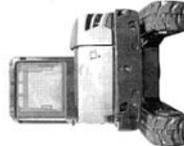


図 5



図 6

3.2 写真で図面を表現する場合（続き）

物品意匠を表わす名称 “自動車”



図1



図3



図2



図4



図5



図6



図7

(4) 物品上の模様在意匠

4.1 立体である物品上の模様

物品意匠を表わす図面と同じ図で表現する。つまり、各側面と全体像を表わすこと。

模様の状態とその模様が現れている場所を表わすためである。

物品意匠を表わす名称

“皿の上の模様”

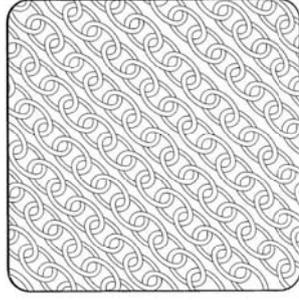


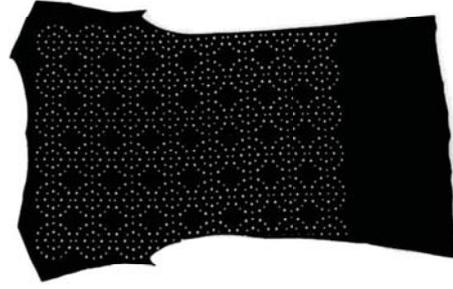
図1



図2

または”衣服の上の模様“の場合、立体である物品意匠を表わす図面と同じ図を表示する。
つまり、各側面と全体像を表わすこと。

平面に広げられる衣服意匠の場合、正面と背面を示す。
どちらから片側だけ示した場合、その反対の面も同じ模様であるという意味である。



この衣服の意匠を表わす図からは、小さな丸がヨコ方向に並び、服のタテ方向に沿ってそれが並んでいて、模様は服の裾までには触れずに終っている。
このような場合、正面だけを表示していれば、衣服の背面も同じ模様であるという意味となる。

ゆえに背面の模様がそれと違う場合や模様がない場合、背面の状態も示さなくてはならぬ。

4.2 布状の物品の模様

“布状の物品の模様”の場合、限りなく長く同じ模様が続く場合、四隅に囲み印をつけて、(繰り返し)模様の間を示す。



事例研究

物品の意匠を表わす名称
物品の明細描写（使用目的）

と／または

物品意匠を表わす図面

の合致性、関連性

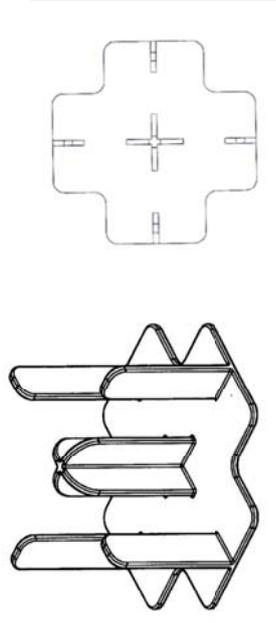
(43)

事例研究 1

物品意匠を表わす名称と使用目的とが合致していないケース

- この出願された意匠特許出願は、物品意匠を表わす名称と、物品意匠を表わす図面上に表現されている使用目的とが合致していない。

物品意匠を表わす名称 “床材”



物品意匠の使用目的を説明する文言

当該意匠は、床敷用のレンガ、コンクリート板などの既成品の建設資材を列状に並べる補助具として使い、仕切りのタテヨコ方向に等距離に板を離して並べて置くためである。実際の使用状態からは、床材の間仕切り道具であるとみえる。ゆえに物品意匠は“床材の間仕切り道具”であると記されるべきである。

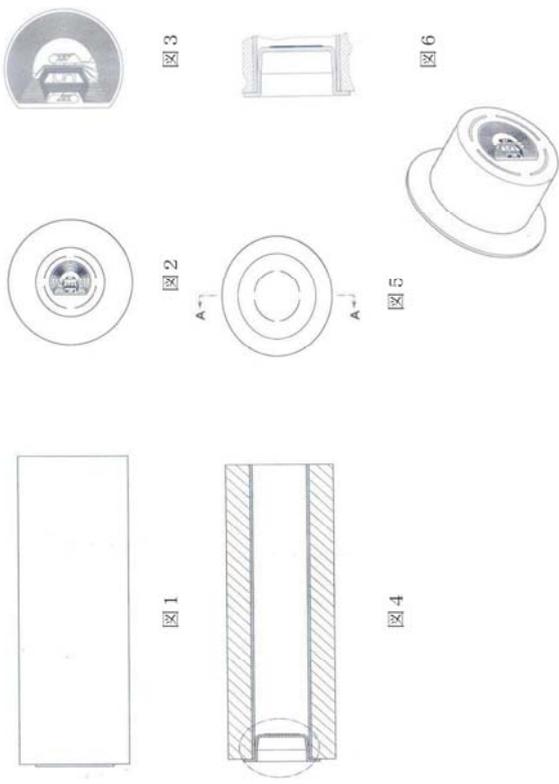
(44)

事例研究 2

物品意匠を表わす名称と、物品意匠を表わす図面と、物品の明細描写とに合致していない重要な内容がある場合。

●この事例では、物品意匠を表わす名称は“プリント用のロール紙”

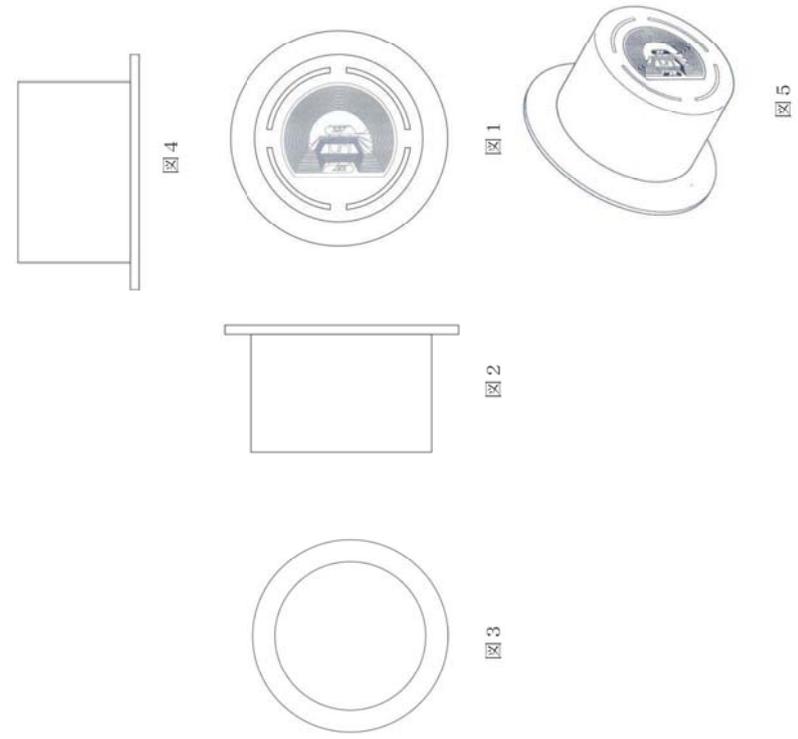
物品意匠を表わす図面では、多数の部品が既に組み合わさった状態と、ばらばらの状態の部品を表示されている。この物品意匠の重要な内容を示した、物品の明細描写は次の通り。



物品の明細描写は次の通り。
この物品意匠は“プリント用のロール紙”である。つまり、プリント機械使用用の芯があるロール紙である。ロール紙の芯にしっかりとつけられた中央部の底にICの先がびったり支えられ、中央部はロール芯にそった方向に沿っていろいろな長さがありえる。芯を取り出すときにICの先が外しやすいように、中央の底には切れ目を入れている。

これらの明細描写からは、物品意匠の重要な内容が、他の道具や装置と共に使用するために意匠創作されたもので、印刷機の動作を制御する道具であることがわかる。この印刷機の動作を制御する道具は、一般に普及している中央芯のあるロール紙につけるので、特許出願書を訂正しなければならない。

1. 物品の意匠を表わす名称 “印刷機の動作を制御する道具”
2. 特許請求の範囲 出願書に添付した物品を表わす図面にある通りの“印刷機の動作を制御する道具”の形状、形態。
3. 物品意匠を表わす図面は次のように各側面と全体像を表示。



事例研究 3

物品の意匠を表わす図面が合致していない場合でも、審査の結果、物品意匠としての存在がありえる場合は、2つの方向で審査を続ける。

物品意匠、“消臭器具”の意匠出願。この事例研究の場合、図1と図2にある物品意匠を表わす図では、周囲の淵枠がやや凹凸がある曲面になっている透明な四角形のケースであると表わしている。

物品の意匠を表わす名称が“消臭器具”であり、その使用目的から推測して、物品のいずれかの壁面に、気体を蒸発させるために、穴もしくは小さな開口部があるべきである。



図 1

図1では外面壁と周りの淵枠は密閉している。

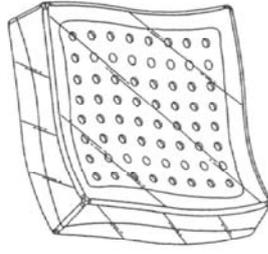


図 2

図2では 素材の透明性を表わす印である希薄な斜線の表示がある。この線は 外側壁面平面全体にかかっているため、ケース全体の平面が透明であり、ケースの中側の別の平面に丸い穴がある。

(47)

この場合、この“消臭器具”の物品意匠では、特別に気体を蒸発させる為にケースのふたを開けない限り、気体を蒸発させることができない。

方向性 1

この意匠特許出願は図1と図2の物品の意匠を表わす図は合っているが、物品の意匠を表わす名称は次の様であるべきである。

“消臭剤を入れるケース”

注釈 実際の使用の際にケースのふたを開けるとすると、消臭剤は全て急速に蒸発してしまうであろう。

方向性 2

図2で、前述の穴または小さな丸い開口部がある壁面は、消臭剤用のケースの外側の壁面であるかもしれない。

この場合、次のように、図2の意匠を表わす図面を訂正しなければならぬ。

-穴のある壁面のところのみ、透明性を表わす線を外す。そして、

-穴や小さな丸い開口部の周囲の淵枠の平面部分が透明であったら、透明を示す線をそのままにして、穴のある面の厚みも表現する。(開いた穴に厚みがある場合)

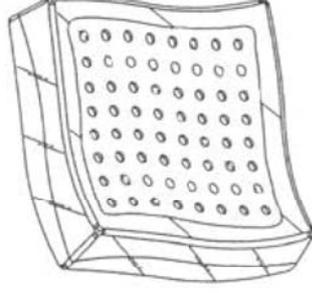


図 2 (訂正後)

(48)

事例研究 4

イノベーション的意匠、従来品の形状からの革新。

物品意匠の特許出願申請“洗面器”。 図1、図3、及び図5の物品意匠をまわす図をみると、共に、物品の下部側から下に延びる管状のものがある。それは下水排水設備に接続できるように開口する末端がある、排水口部分をもつ物品の形態を示している。

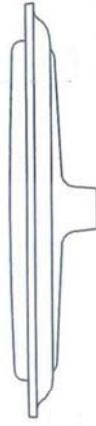


図1

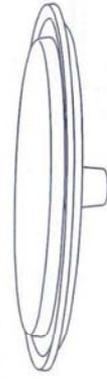


図3

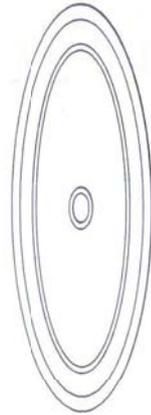


図5

この事例は、一般普及している洗面器の形状から進歩した、または逸脱したイノベーション的意匠の一例である。

なぜなら、この物品意匠を説明する明細描写は、これは取り外し可能な桶の形態で、この取り外しできる桶が、水道蛇口から出た水や手や顔を洗った下水を受ける役目をする、としているからである。

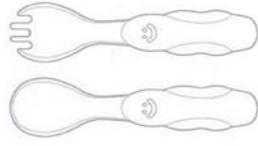
“好ましい実施形態としては、この物品の本質は、取り外し可能な台座であり水受けの受容器でもある形態の配管備品であり、従来人の顔や手を洗うのに利用されてきた備品である。”

事例研究 5

セットで使用するが、使用目的が異なる物品の意匠

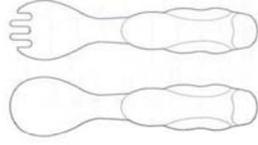
この場合、出願した物品意匠は使用目的が異なるが、実際の使用や商売上の売買ではセットである。例えば スプーンとフォーク

図1



suis

図2



suis

図3

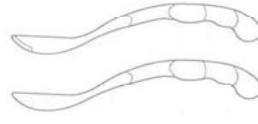


suis

図4

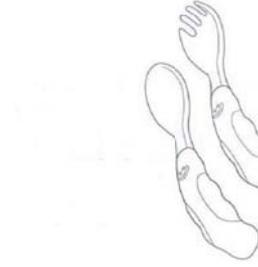


suis



suis

図5



suis

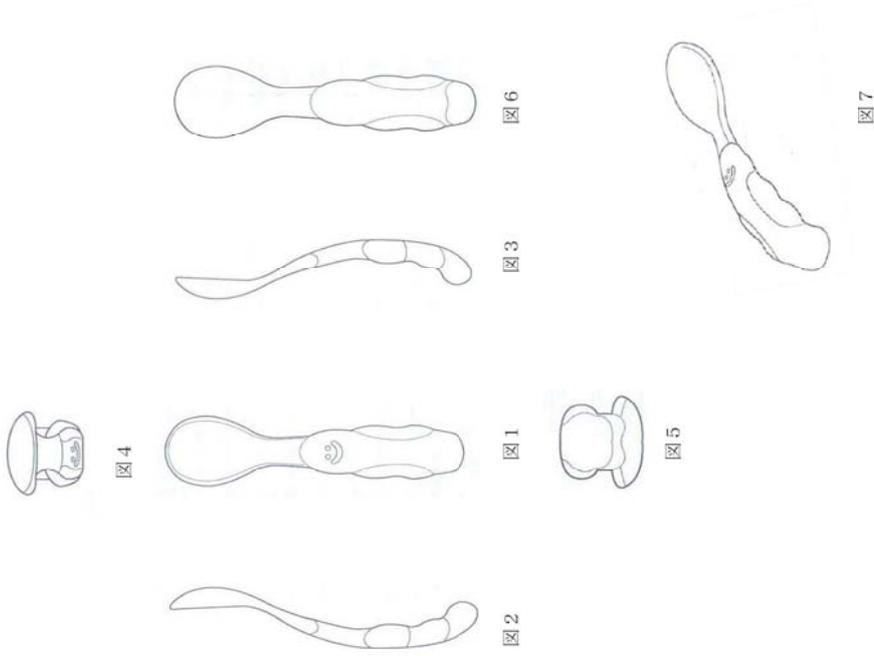
図6

このような場合、以下のように出願を分ける。

物品意匠を表わす名称

“スプーン”

物品意匠を表わす図面



そして特許請求の範囲は次の様にする。

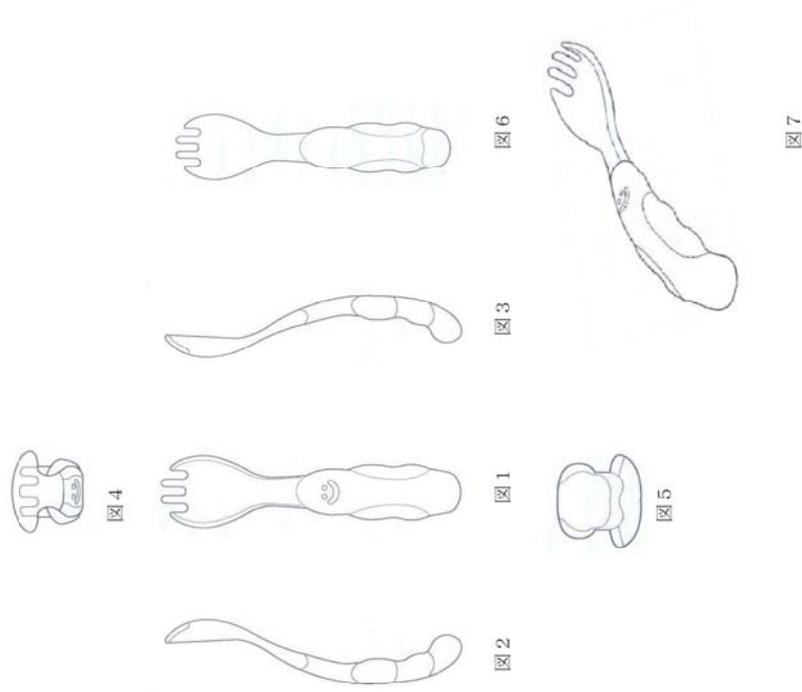
“次の物品意匠に対する権利を出願いたします。つまりここに提出する物品意匠を表わす図面上に現れているスプーンの形状、形態。”

“フォーク”の物品意匠特許出願

物品意匠を表わす名称

“フォーク”

物品意匠を表わす図面



そして特許請求の範囲は次の様にする。

“次の物品意匠に対する権利を出願いたします。つまりここに提出する物品意匠を表わす図面上に現れているフォークの形状、形態。”

意匠特許出願書の審査

仏暦 2522 年 (1979 年) タイ国特許法に従った省令第 22 号 (2542) 第 11 項によると、担当官に、意匠特許出願された物品意匠が第 56 条に従っているかどうかを審査せよとする。それは、審査のためにこれまで分類を重ねてきた刊行物や印刷物に、その重要な内容や詳細を既に公開した意匠が存在しないかどうかを調べることによる。

この審査のための分類作業された意匠の目録は、国際的には物品意匠の種類によって仕分けされたロカルノ意匠分類と呼ばれるシステムになっている。

タイの知的財産局も仏暦 2533 年 (1990 年) 以来現在まで、意匠特許出願公開時に物品の仕分けをし、国際物品分類に従った物品の分類をしている。

その 2

物品意匠の登録付与審査

現在、出願の新規性について審査する際には、印刷物の形で調べることができ、また、コンピューターシステムでその重要な内容を検索して引き出し、既存の物品についての資料書類として利用することができる。

ロカルノ分類の全文は www.wipo.int にてダウンロード可能

物品の種類

仏暦 2522 年 (1979 年) 10 月 9 日公布の特許出願する意匠に使用する物品の規定に関する

省令により、以下の通り。

物品の種類は基本的に次の分類に分けられる。

- | | | |
|----|-----|----------------------------|
| 分類 | 01 | 食品製造物 |
| | 02 | 服飾品およびりボン、針、糸、ボタンの種類の物品 |
| | 03 | 旅行用品、箱、日傘、他に規定がない個人使用の生活用品 |
| | 04 | ブラシ |
| | 05 | 布状の織物 自然界に存在するもの、作られたもの |
| | 06 | 家具 |
| | 07 | 他に記載がない家庭用品 |
| | 08 | 道具、金属製の道具 |
| | 09 | 輸送または商品の運搬に使う箱、容器 |
| | 10 | 時計及び時刻を告げる他の道具 計測器具、警報器 |
| | 11. | 装飾品 |
| | 12. | 運搬用あるいは持ち上げ用の乗り物 |
| | 13. | 電力の発電、分配、変圧で使用する道具 |
| | 14. | 録音、録画の機械 通信やデータの検索で使用する道具 |
| | 15. | 他に記載がない道具機械 |
| | 16. | 写真、映画の撮影機材。レンズにかかわる道具 |

- | | |
|-----|----------------------------------------------------|
| 17. | 楽器 |
| 18. | 印刷に使用する機器、事務機器 |
| 19. | 事務用品に関する道具、教育で使う美術作品にかかわる道具 |
| 20. | 販売や様々な商標広告宣伝、に使用する道具 |
| 21. | 遊びのゲームに使うもの、スポーツで使用する道具 |
| 22. | 武器、花火類、害獣退治及び魚釣りの道具、害虫駆除または殺虫に使う道具 |
| 23. | 液体を吹き付ける道具、公衆衛生上で使用する機械道具、熱を作る機械、気体を出す機械、空調設備、固体燃料 |
| 24. | 医学、または実験室で使用する道具 |
| 25. | 建物のユニット、建築で使用するもの |
| 26. | 光を出す器具 (電球) |
| 27. | たばこ、吸引に使用する道具器具 |
| 28. | 化粧品と道具、トイレで使用する設備、道具 |
| 29. | 防火、事故防止、被災者援助の設備機械、道具 |
| 30. | 動物の保護と、捕獲で使用する道具 |
| 99. | 箱おけ、郵便受け その他 |

1. 既存の作品の検索

現在特許局では、物品意匠審査担当官により、印刷物で出ている物品の種類ごとに分けられたタイ意匠特許出願公開データベースを調査し、また、インターネットを通じてタイと外国の知的財産事務当局の物品意匠データベースを検索している。物品意匠データベースは次のような、十分なものである。

タイ意匠データベース

www.ipthailand.go.th



アメリカ特許商標庁データベース

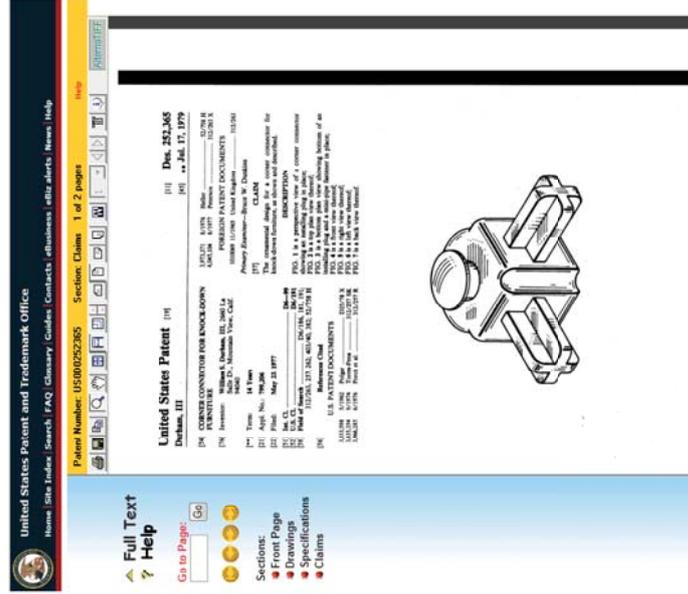
www.uspto.gov



Data current through December 21, 2010.

Query [help]
Term 1: [] in Field 1: Application Type []
Term 2: [] in Field 2: []
Select years [help]
[] to present [help]

When searching for specific numbers in the Patent Number field, patent numbers must be seven characters in length, excluding commas, which are optional.



オーストラリア知的財産庁データベース
www.ipaustralia.gov.au

[Introduction Page](#) [Login and Copyright](#) [About AIPC](#) [Help](#)

Search for a Design

Data Current as of 22 December 2010

App/Des Number

Registration Number:

Article/Product:

Classification Code: (eg. 01-01 or 02-01a)

A list of Registration or App/Des Numbers, separated by commas, can be submitted.
 Don't Display Representations

Continuous Output Clear Page SEARCH

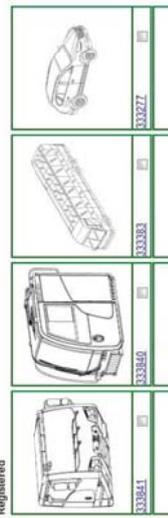
588 Search Results - Page 1 of 12

22 December 2010 05:10 PM Data Current as of 22 December 2010

[Introduction Page](#) [Login and Copyright](#) [About AIPC](#) [Help](#)

[View All](#) [Clear Selection](#) [Refine Search](#) [View Details](#) [Reset Results](#) [Next Page](#)

Applications/Designs Pending Number	Article/Product Name	Class	Select
201015516	Motor truck	12-08	<input type="checkbox"/>
201015515	Motor truck	12-08	<input type="checkbox"/>
201015514	Motor truck	12-08	<input type="checkbox"/>
201015488	Whole body of car	12-08	<input type="checkbox"/>
201015329	Whole body of car	12-08	<input type="checkbox"/>
201014599	Electric vehicle	12-09	<input type="checkbox"/>
201014249	Automobile	12-09	<input type="checkbox"/>
201013616	Automobile	12-09	<input type="checkbox"/>
201013615	Automobile	12-09	<input type="checkbox"/>
201013614	Automobile	12-09	<input type="checkbox"/>
201013613	Automobile	12-09	<input type="checkbox"/>
201013277	Automobile	12-08	<input type="checkbox"/>



世界的所有権機関データベース
www.wipo.int

[Home](#) [About](#) [Search](#) [Help](#)

Figure Express Structured Search

Enter a keyword

By Number By Keyword

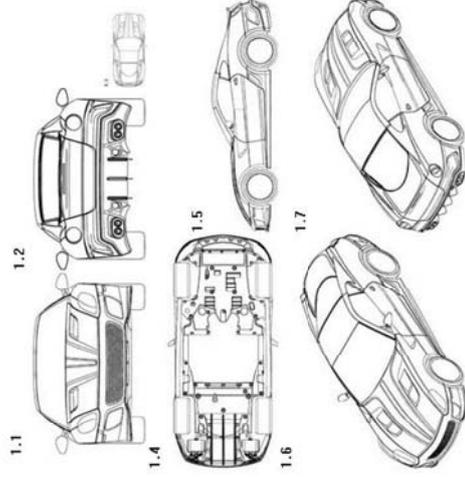
All Motor Vehicle Furniture Household Appliances Toys Other

All Registration Number Holder International Registration Date Locum Classification Article of Products Priority Date Designated Contracting Parties Publication Date

SEARCH RESET

Entregistramientos Internationaux /
 International Registrations /
 Registros Internacionales

(11) DM/073635 (15) 19.05.2010 (18) 19.05.2015
 (22) 19.05.2010 (73) FERRARI S.P.A. Via Emilia Est. 1163, I-41100 MODENA (IT)
 (86/87/88) IT/EM (88) EM (74) JACOBACCI & PARTNERS S.p.A. Corso Emilia 8, I-10152
 Torino (IT) (72) Flavio MANZONI, Via Vandeljelli 2, I-41053 MARANELLO (MODENA) (28) 1
 (51) Cl. 12-08 (54) 1. Car 1. Voiture 1. f. Automóvil (81) II B.J. Cl. KP. MA. MC. ME. SN. SR.
 III. CH. EG. LI. MD. MK. MN. OM. RS. SG. TR. UA. (30) 25.11.2009; 1639972; EM (45)
 30.11.2010



2. 意匠の重要な内容の審査

この段階では、出願した物品意匠の重要な内容を審査し、既存の作品である物品意匠を検索し、検索して得た中で似かよった物品意匠をもちより審査する。
出願した物品意匠が新規なものであり、また工業／工芸的に生産可能であるとされた場合、登録付与が報告される。

また、既存の作品と似ているか同じであった場合、出願却下が報告される。
次の意匠は新しい意匠とはみなされない。

- (1) 出願日より前に、タイ国内で既存していたかまたは既に一般に普及していた意匠。
- (2) 出願日より前に、タイ国内外を問わず、その意匠の重要な内容となる図面が、既に一般に普及している刊行物や印刷物で公表されていた意匠。
- (3) 出願日より前に、第 65 条および第 28 条に則る意匠特許出願公開で、その重要な内容が既に公表されていた意匠。
(知的財産局による意匠特許出願の公開公報)
- (4) (1) と (2) または (3) の物品意匠に似て、それらの模倣とみなされる物品意匠。

注： いずれかの人が法人が、既存の作品が存在することの証拠として、タイ国内外を問わず既に一般に普及していた刊行印刷物を提示したい場合、それは正当で信頼できる証拠でなければならず、提供者はその刊行物全てのページが正当であることを保証しなければならぬ。

出願登録付与の可能性審査の指針

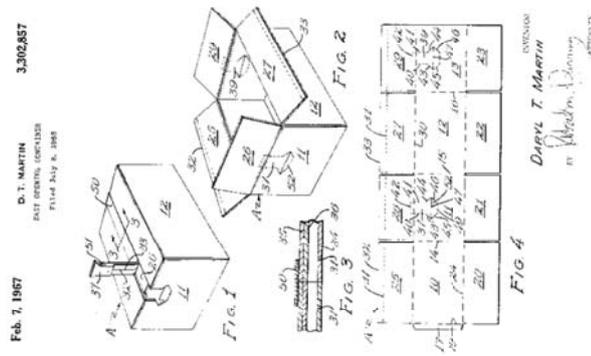
出願登録付与の可能性を審査するにあたり、物品意匠の重要な内容を次のように審査する。

- 物品の意匠であるか。
- 第 58 条に違反した物品意匠でないか。
- 新規の物品意匠であるか。
- 工業的、工芸的な生産のモデルとして応用できる意匠であるか。

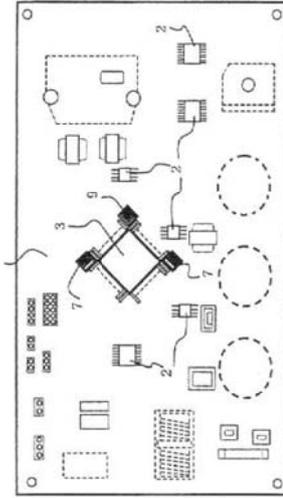
1. 物品の意匠であるか、の審査

次のような形態で、デザインのみ注目した物品意匠は登録されない。

- 使用方法の状態、改良を目的としている場合。 例



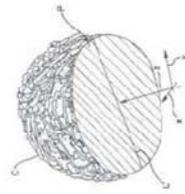
-基本的方法や原則。 例えば鍵盤の並べ方、ICやコンピュータのプログラム



-考え方の概要。本のページの割り振りなど。

-決まった形で現れる形状形態がない意匠。例えば ガス、液体、電気、あるいは熱。

-肉眼で認識できない意匠。例えば洗剤や砂糖粒の結晶あるいは糖の結晶。



フォンダン製品。 それぞれが約50ミクロンを越えない直径をもつ多結晶でできている。

2. 第58条に違反した物品意匠でないか、の審査

次の意匠は特許出願できない。

-公序良俗に反する物品意匠。つまり、一般に崇拜されている宗教、国王または王族、に敬意を表さない形状形態をもつ物品意匠。

- 仏像の様々な印相を装飾品や日用品にしたもの。例えばロウソクの台や机の台など。または、霊験ある護符のデザインに使用した神像。



- 国王の写真、国王や高位の王族の銅像を崇拜用の像や装飾用品にしたもの。
例 ラーマ5世の像など



- わいせつな形態の物品意匠 女性や男性の裸体や身体の部分を使用した意匠
衣服のハンガー、灰皿など。



- 勅令で規定した物品意匠 (なし)

3. 新規の意匠であるか

公開から90日経った出願で、異議申し立てがない場合、また異議申し立てがあつたが局長により当該異議申し立てが却下された場合、登録付与の命令を出す前に、物品意匠の新規性について審査しなければならない。

これはタイ知的財産局と外国の知的財産管理当局の意匠データベースに収集されている既存の物品意匠を調べて、その意匠の重要な内容が類似している既存の物品意匠を引用して比較審査する。その調査結果を局長に提示し審査の上、特許付与か出願却下かの命令が出る。

3.1 物品意匠の重要な内容の審査方法は、出願書の中の、審査されるべき3つの重要な内容が関係しあっている。

3.1.1 物品意匠を表わす名称

3.1.2 特許請求の範囲制限と、

3.1.3 物品意匠を表わす図面に示した意匠の重要な内容。

3.1.1 物品意匠を表わす名称

物品意匠を表わす名称は物品の使用方法的となり、広く一般に呼ばれる名称とならるので、出願した物品意匠が、その構成部分に新規性がみられる場合、その新規性がみられる部分のみの名称を記載する。

または、従来品の形状からの革新的意匠の場合では、呼び名や一般の理解の通りのその物品のこれまでの使用目的が依然として存在し、既存の作品の書類を調査した結果、類似した形状を持っているが、その使用目的が異なる意匠や、また他の違うシステムと共に使用する意匠が見つかった場合、

この場合、既存の物品調査を、使用目的が同じである物品意匠についても、そういったものが存在していないか、異なった形状で存在する場合を除いて、対象を広げなければならぬ。

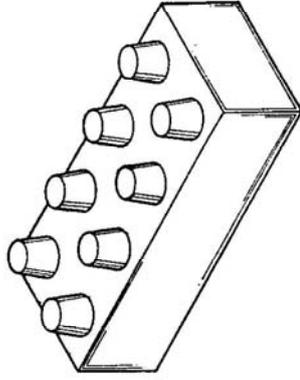
その後、新規だと判断できれば、その意匠登録付与ができる。

(78ページの事例研究を参照)

3.1.2 特許請求の範囲制限

意匠特許出願書は、物品意匠を表わす名称にそった保護請求の範囲を一般的な形での形状だけ記載しているので、もし、既存の物品が一般的な使用目的にそった形状や幾何学的形状の場合、特許請求の範囲のところへ新規性を与えた意匠の部分について追加して説明することができる。

例 “物品意匠を表わす名称 レンガ”



特許請求の範囲 は、

“次の物品意匠に対する権利を出願いたします。レンガ の形状形態で、特徴を持つ部分のみ。 つまり、ここに詳細を示しますように、広い平面の一方の面上に、先端が切れた円錐形の突起物が一定数ついており、それが物品の長い方の方向に等間隔で2列に並んでいる。”

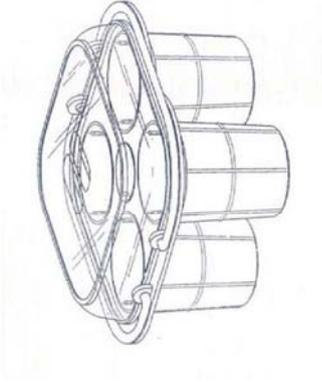
この事例では既存の物品が、一般的な長方形の塊で、出っ張った円錐形の突起がない平面の“レンガ”の物品意匠として存在しているも、ここに出願された物品意匠に、**新規性がある**と判断される。ここで、特許請求の範囲の制限は、レンガ上の平面に付けられた円錐形の一定数の突起物、の特徴となる。

3.1.3 物品意匠を表わす図面に示した物品意匠の重要な内容

これは保護の核心部分である。特許請求の範囲において記載した内容には、“意匠を表わす名称”の形状及びまたは模様において権利を請求する、とあるが、物品意匠の形状や模様についての明細描写はなく、それは、意匠を表わす図面に則って保護される範囲制限があるという言及であるからである。

例として、意匠特許出願 第076359号 は “フタつき収納容器”の意匠である。

ここに提示する物品意匠を表わす図面の通りの詳細で、“フタつき収納容器”の形状形態について権利を請求する。



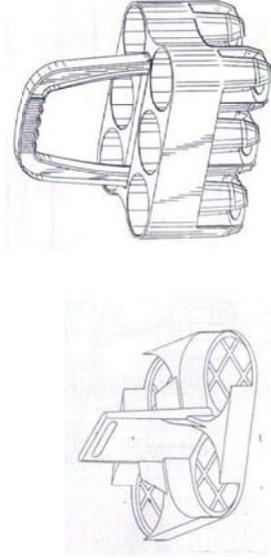
出願した図面では、容器は密閉式で、覆いのフタは透明であり、取り外しができる。

出願人は出願した意匠の2つの両方の部分の保護を請求している。2つのものを分けて販売するという意図はなく、一緒に使用するものとしてデザインしたからである。

この場合、審査官は、検索して得た物品と比較して、既存の物品と似ているか、同じである部分や部品が一つでもあれば、出願人に対し、保護の範囲を新規性が見られる部分に絞ってもらうと限定するよう指示する。

この出願事例において、検索の結果、既存の物品意匠が存在した。

物品意匠特許出願公開と、アメリカ特許商標庁のデータベースから次の類似したものがあった。



意匠特許出願公開 第 48168 号

U.S. D 405,006

既存の物品と比べてみると、それらは単なる収納容器のみの意匠であり、収納部分の形状も異なっており、覆いのフタ部分もない。そこで新規の物品意匠とみなされる。この出願の場合、新規性があると認められ、登録付与する。

3.2 審査の結果、新規の物品意匠であるかどうか。

出願した物品意匠が、検索して見つかった物品意匠や既存の物品と見比べた時に次のような結果がでるかもしれない。

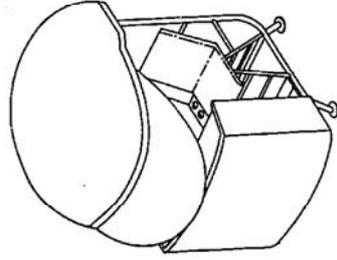
同じ形状の物品意匠であった。

次の事例は、出願者が同じ人物で、出願日が異なる場合である。

物品意匠を表す名称 “交通整理用のスタンド”

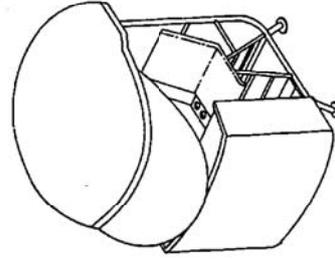
仏暦 2537 年 (1994 年) 8 月 8 日出願 特許出願番号 第 023400 号

特許公開 2539 年 (1996 年) 5 月 9 日



既存の作品

その後、同じ出願者が仏暦 2546 年 (2003 年) 1 月 28 日に、特許出願番号 第 079663 号を申請した。



出願した意匠

既存の物品の調査から、“交通整理用のスタンド”は仏暦2539年(1996年)5月9日の物品意匠特許出願公開で公開されていることがわかった。これは出願第079663号の出願日の前である。

比較したところ、物品意匠の構造と形状は既存のものと同じである。構成物の部分の詳細に至るまで違いがない。この場合、同じ物品意匠の出願とみなされ、新しいものはみなさない。ゆえに出願は却下された。

事例研究 1

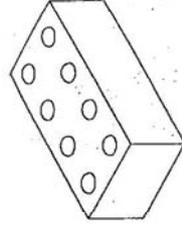
物品意匠に同じ方向性がみられるが、違う形状である。

この事例の意匠の形態は、既存の物品の意匠と異なった形状があるが、デザイナーの学術的には同じ物品意匠の範疇にあるとみなされる。

物品平面の長い方向に沿って一定数の突起物があるレンガの意匠。

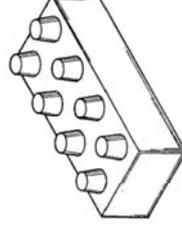
物品意匠を表わす名称 “ブロックレンガ” 特許出願番号 第084658号

2546年(2003年)8月21日出願



出願した物品意匠

既存の物品は、物品意匠特許出願公開データベースより、2538年(1995年)10月19日公開。



既存の物品意匠

審査の結果

出願した意匠はごく一般にみる長方形の塊の形状である。多数の突起部分があり、平面の長さがある方向に沿ってそれが2列でならんでいるところは同じである。

違いは、出願物の突起部分は円形が半分で、既存の物品のは先端が切れた円錐である。しかし、調べると、幾何学的な形の突起部分の違いは、一般的なありふれて使われる形であった。出願した物品意匠についている突起部分の違いは、既存の物品とのはっきりした違いとは言えず、新規ではない。ゆえに出願は却下された。

事例研究 2

意匠に同じ方向性がみられ、サイズのみには違いがみられる。

一括でデザインしておいて、形状を自由に選べるようにする。複数回の意匠創作ではないという、この様な性質のモデルの制作は、意匠創作の本質上よくありえるが、新規の意匠とはみなさない。

物品意匠特許出願 “洗面器” 仏暦 2548 年 (2005 年) 12 月 2 日出願



既存の物品

出願した物品

既存の物品意匠の調査で、アメリカ特許商標庁の物品意匠データベースから“洗面器”の物品意匠が見つかった。

比較審査したところ、正方形の形状をした洗面器で、洗面器としての意匠の重要な内容は、桶の面が中央に向かって下がっていて、上側 4 つの淵がどれも盛り上がっている。違うのは、出願した方が既存のものより、桶面の傾向きが浅いのと、高さがあるということである。

出願された意匠は、上側の淵の重要な部分が既存のものと同じである。洗面器自体の高さに違いはあるが、高さを加えただけのことである。出願された物品意匠を既存のものとはっきり区別する違いではないので、新規ではない。ゆえに出願は却下された。

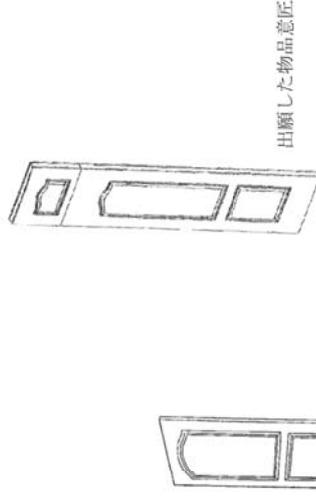
事例研究 3

物品意匠に同じ方向性がみられるが、構成の部分に違いがある

出願した物品意匠の部品や部分がいかにか増減しようが、意匠の重要内容が同じであれば、新規の意匠とはみなされない。

出願された“ドア板”の物品意匠は、ドア部分を分けて開けることができる。

前側の平面には、長方形の型の周りにそって枠型の溝が 2 つあり、これが物品意匠の重要内容となっている。



既存の物品意匠

出願した物品意匠

既存の意匠の調査では“ドア板”の意匠が見つかった。

2540 年 (1997 年) 11 月 28 日公開の物品意匠特許公開データベースによると、大型ドア板で、長方形の型の周りにそって枠型の溝があるという意匠の重要内容は既成の物品と同じであった。

出願した物品意匠は、小さいドア板をさらに追加したところに違いがあるが、その小さいドア板にも物品意匠の重要内容である枠型の溝をドア板前面にさらにつけているので、新規性がないとみなされる。ゆえに出願は却下された。

事例研究 4

追加的な使用目的がある物品意匠。

出願された物品意匠の審査で、出願された物品意匠が、一般既存の使用目的に追加した使用目的がある場合でも、その意匠はよく似たような基本スタイルになってしまいが、それは物品意匠の重要な内容だといえる。

“ランプ内臓の洋服掛けスタンド”の 物品意匠特許の出願



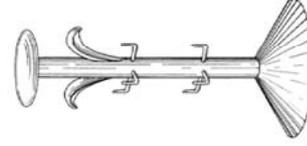
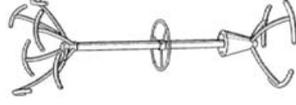
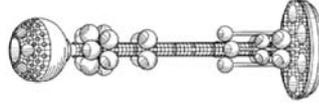
ここに提出された“ランプ内臓の洋服掛けスタンド”の 物品意匠特許出願の物品意匠を表わす図面では、背の高いスタンド柱で、その上下の先端が円錐型に広がっていて、上の先端の近くにフックの吊り輪が数個ある。

“ランプ内臓の洋服掛けスタンド”の 物品意匠 (続き)



物品意匠特許出願公開データベースの
既存の物品

下はアメリカ特許商標庁データベースの既存の物品



柱の形状と、いろいろなフック部分に違いが見られる。出願された物品意匠は新規の物品意匠だとみなされる。よって登録付与される。

事例研究 5

基本的構造に同じ方向性がみられる物品意匠

机、イスなどの家具の物品意匠は、物品の構造がせいぜい数種類に限定される。ゆえに意匠の方向性は基本的な構造を基に使うことによって発展する。それは特殊な素材を使うことで視覚的な形状に変化をつける効果によるものである。

このような場合、調査する意匠は同じ基本的な構造があるものとし、その新規性について審査する。

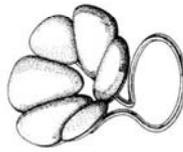
“イス”の物品意匠出願。出願したものではありませんが、座面が宙に浮いて自立していて、背面の先端部分は支えがない。これが特徴であり、座面は座る人の体重を支えれるという使用目的をこなす素材からできている。



出願した物品意匠



既存の物品



既存の物品の調査では、アメリカ特許商標庁のデータベースから、基本的構造が同じである“イス”の物品意匠が見つかった。それは類似したイスの構造であるが、形状の構成部分は構造が異なっている。そして座面部分の形状が異なっていて、新規の物品意匠であるといえる。よって登録付与される。

事例研究 6

既存の普及品の革新であるが、以前と同じ物品意匠の使用目的をもつ意匠

この場合、使用目的に沿った意匠を表わしたという観点から調査することを基本原則としなければならない。調査しても存在しない場合、類似した形状の物品意匠をさらに調査する。

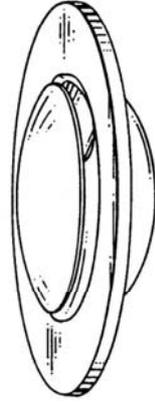
物品意匠を表わす名称 “洗面器”

水道蛇口から流れる水や顔や手を洗った下水を受け取る部分の意匠。前述の水受け槽の部分は、なだらかな楕円形のデザインになっていて、それが、排水管や接続部分につながるための先端口が底についている楕円形の排水槽にさらに重なっている。

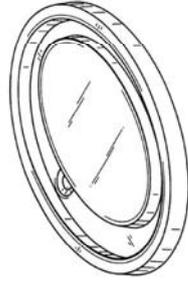


この物品意匠を表わす図によると、一般的な洗面器の形には見えない。洗面器の中央部分の排水の穴がある水受け槽の部分をきちんと表示していないが、隠しているからである。

既存の物品の調査で類似の形状と形態をもったものがあつた。
-2537年(1994年)5月3日登録のUS D346,641号 物品意匠を表わす名称は“空調バルブ”



-2546 年 (2003 年) 9 月 9 日登録の US D479,586 号 物品意匠をまわす名称は“洗面器”



既存の物品で一番類似しているのは US D479, 586 号である。出願した物品意匠は、似たような楕円形が内側にある“水桶”の楕円の形状であるが、ここにある既存の物品とは違う。つまり、既存の物品は楕円の内側の水槽が水受けの部分と接続しており、外側の枠に近づいている。反対側のふち枠はより広く、中央あたりに排水の穴があり、一般普及している普通の“洗面器”である。



既存の物品意匠



出願した物品意匠

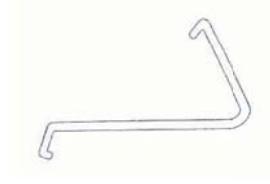
排水方法に新規性があるということで、よって登録付与される。

事例研究 7

使用目的に沿った物品意匠

これは他のシステムや、物品と共に直接使用される目的があるという点で、一線に使用される際のそれらの形状、サイズ、距離により制限を受けることがある。

ゆえに、使用目的に沿って物品意匠をより美しく発展させることに対し、登録付与は可能である。その発展した形状がもとの意匠の方向性を保っていても、はっきりと形状が違っていたら、新規性があるとみなす。



“支えのフック”の意匠。タイプ1。

既存の物品である。断面が丸い形状があり、両方の先端は2つのものを接続し、つっけあうためにフック状である。

“支えのフック”の意匠。タイプ2。

既存の物品と見比べると、同じ様な支えフックの物品意匠の傾向があるが、その断面が平たいところが異なっている。また折れ曲がり部分も違う。既存の物品 (タイプ1) とは違う形状を持つといえる。



タイプ2の“支えのフック”の物品意匠は新規性があるとみなされる。登録付与は可能である。

この“支えのフック”の意匠タイプ3

では、

調査の結果、“支えのフック”の物品意匠タイプ1とタイプ2が見つかったが、タイプ2の意匠が最も類似した形状の意匠であった。



既存の物品意匠であるタイプ2 (2536年 (1993年) 4月10日出願公開) と比べてみると、全体が平たい形状で両方の先端が曲がっていて、既存の物品意匠 (タイプ2) と同じである。フックの先端の引っ掛け部分が、タイプ2の同じ部分より、より手前に入りこんでいるところに違いがある。



既存の物品意匠

出願した物品意匠

タイプ3の物品意匠はタイプ2の物品意匠と同じであり、新規性はない。

ゆえに出願は却下された。

事例研究 8

模様構成の意匠の方向性

“天井、壁板の模様”の物品意匠。一般的には、模様の面はおおとつ (浮き彫り) があり、平面の模様ではない。一般的な模様の意匠では基本のベース模様と、模様のその他の構成部分の意匠である。基本のベース模様の配置で模様も違ってくる。

ゆえに物品上の模様の新規性について審査するには、基本のベース模様の形状と配置を意匠の重要内容として審査する必要がある。



第 069751 号の物品意匠



既存の物品意匠

既存の物品調査では、2543年 (2000年) 1月31日の意匠特許公開データベースで“天井、壁板の模様”の物品意匠があり、それは第 069751 号出願より前に公開されている。

出願した物品意匠は基本のベース模様の形状が同じ (大きな花状) ものが

4つ、板の隅に向かって放射線状に並んでおり、既存の物品と同じであり、新規性がなると判断される。ゆえに出願は却下される。

事例研究 9

(特許委員会の決定)

”ペン“の物品意匠出願。 仏暦 2546 年 (2003 年) 6 月 23 日出願 第 0302001768 号。出願されたものは、ペンのボディ一部分の形状がずっとまっすぐな管状で、インクを出す先端部分は円錐状になっていて、そこに輪状の丸い盛り上がった部分があり、管状のボディ一部分と先端の円錐形の部分を隔っている。2546 年 (2003 年) 6 月 25 日出願公開。



出願した物品意匠

2549 年 (2006 年) 8 月 21 日に、異議申立人は、特許第 2885 号の写しとペンの製品カタログを証拠提出した。

異議申し立て一再審請求の証拠
(既存の物品)

知的財産局局長は 2552 年 (2009 年) 10 月 5 日付 審査決定 422552 により、異議申し立てを却下した。

その後、異議申立人は 2552 年 (2009 年) 11 月 23 日に 再審請求した。その要旨は次の通り。

1. 出願しているペンの物品意匠は、特許出願ができるような新規の物品意匠とは認められない。

なぜならそれは、特許出願日より前に、タイ国内外を問わず、一般に普及している刊行物や印刷物でその重要な内容あるいは詳細を公開した物品意匠と類似し、模倣とみなされる物品意匠であり、また、この特許出願日より前に特許公開した物品意匠に類似し、模倣とみなされる物品意匠であるからである。

2. 出願書の物品意匠はペンのそれぞれの部分が全て既存のペンの物品意匠のいろいろな部分と類似している。

特許委員会はこの異議申し立て、反論、異議申立人の意匠特許再審請求と、様々な証拠を審査し、次の判断をした。

1. ペンのボディ一部分。出願書によるとボディ一部分は管状で、線模様が斜めにひねってボディ一部分の周りに束状の模様が入っている。

1.1 丸い管状の形でひねった斜めの線模様がボディ一部分の周りについている形状が、特許第 2885 号で特許付与されたペンのボディ一部分に類似し、模倣とみなされる。

1.2 2542 年 (1999 年) 1 月のペン製品広告カタログの写しにある、再審請求人が製造販売しているペン製品意匠と類似し、模倣とみなされる。

2. ペンの先端部分。2542 年 (1999 年) より前に、再審請求人が製造販売して一般普及していたペン先の意匠の丸く膨れた部分と類似している。

特許委員会は、特許出願第 0302001768 号 について、

これが既存の物品意匠を用いて構成し出願したもので、それぞれの部分で既存のペンの物品意匠と似た形状があり、

特許委員会が審査したところ、出願した物品意匠は 重要な内容の点で、既存の物品意匠から何も違わない、と判断し、物品意匠の保護についての規定である TRIPS 協定第 25 条の原則に則った、知的財産と国際取引裁判所判決 第 48/2551 号 を踏襲する。

2542 年 (1999 年) 特許法 (第 3 版) による仏暦 2522 年 (1979 年) 法 改正増補の 第 70 条第 2 項により、特許委員会は第 48/2553 号決定において、出願した物品意匠は物品の意匠創作とはみなされないという理由をもって、当該特許出願を却下した。

(決定の詳細は 86-90 ページ)

I

特許委員会決定 第 48/2553 号

出願番号 第 0302001768 号 ペンの 意匠特許 について

タイ国籍人である コラウィット スブッティポン は、2546 年 (2003 年) 6 月 23 日に特許出願番号 第 0302001768 号 ペンの 意匠特許出願書を提出し、2549 年 (2006 年) 6 月 25 日に公開公示があった。

株式会社ディーシー インダストリーズ (上場会社) は 2549 年 (2006 年) 8 月 21 日、ペンの 物品意匠について異議申し立て書提出を行った。

その要旨は、

出願人の物品意匠は、特許を出願できるような、手工芸を含む工業のための新規の物品意匠創作ではない。

なぜなら、当該 ペンの 意匠は、特許出願日より前に、タイ国内外を問わず、一般に普及している刊行物や印刷物でその重要な内容あるいは詳細を公開した物品意匠と類似し、模倣とみなされるものであり、また、この特許出願日より前に特許公開した物品意匠に類似している物品意匠であるからである。

証拠書類として、特許証 第 2885 号 の写し、ペン製品カタログ 等 を提出した。

出願人は 2550 年 (2007 年) 2 月 27 日に反論書を提出した。

その要旨は、

反論人は意匠創作を行ったし、その必要な通りにペンのボディが製造されるように美術担当に成形型を作らせた。この成形型はペンのボディを伸ばして大きくしたり、小さくしたりして製造するためのものであり、この成形型はプラスチック成形機で使用する。

異議申立人の物品意匠と比べると、ボディのらせんのかかり方が違い、同じものではないことがわかる。ペン全体のイメージも違い、誤認し易いようなものではない。

知的財産局長は、2552 年 (2009 年) 10 月 5 日付 第 42/2552 号 決定 により、異議申し立てを却下した。

その後、2552 年 (2009 年) 11 月 23 日 異議申立人 株式会社ディーシー インダストリーズ (上場会社) は次の要旨の再審請求を起こした。その要旨は、

2

1. 出願にあるペンの物品意匠は、特許を出願できるような新規の物品意匠創作ではない。なぜなら、当該特許出願日より前に、タイ国内外を問わず、一般に普及している刊行物や印刷物でその重要な内容あるいは詳細を公開した物品意匠と類似し、模倣とみなされるものであり、また、この特許出願日より前に特許公開した物品意匠に類似し、模倣とみなされる物品意匠であるからである。
2. 出願書の物品意匠はペンのそれぞれの部分が全て既存のペンの物品意匠のいろいろな部分と類似している。
この特許出願人は新規の創造的な意匠創作行為を全くしておらず、既存の製品であるボディーターとサヤの型を使い、それに一般的なありふれたペンの構成部品である先端の栓を足して、特許を出願しているにすぎない。

特許委員会は、異議申し立て書、反論書、異議申立人の再審請求書と様々な証拠を審査したところ、次の審査されるべき点があった。

1. この意匠特許出願の異議申し立ては法律に合った異議申し立てかどうか。
2. この意匠特許出願の重要な内容は、再審請求人（異議申立人）が引用したいいろいろな書類の写しに類似し、それが、出願日前にタイ国内に既存か、すでに一般普及していた意匠、または、特許出願日より前にタイ国内外を問わず、一般に普及していた刊行物や印刷物でその重要な内容あるいは詳細を公開した意匠か、または、前述の意匠に類似し、その模倣とみなされる意匠であるかどうか。つまり、仏暦 2542 年（1999 年）特許法（第 3 版）による仏暦 2522 年（1979 年）法 改正増補 第 56 条、第 57 条 4 項 に沿っているかどうか。

論点 1 について。

この出願者は 2549 年（2006 年）5 月 25 日に特許公開をしていて、再審請求人（異議申立人）は 2549 年（2006 年）8 月 21 日に異議を申し立てている。ゆえに、公開があったから 90 日以内に再審請求人（異議申立人）が担当官に対して異議を申し立てたケースである。

再審請求人（異議申立人）は、この出願が、再審請求人（異議申立人）が引用した印刷物の写しに類似していると主張している。それは特許出願日より前にタイ国内で既存か、すでに一般に普及していた意匠、または、特許出願日より前にタイ国内外を問わず、一

3

般に普及していた刊行物や印刷物であったので、この出願が第 56 条の 新規の物品意匠創作とはならないという主張である。

再審請求人（異議申立人）の異議申し立ての権利は、仏暦 2542 年（1999 年）特許法（第 3 版）による、仏暦 2522 年（1979 年）法 改正増補 第 31 条と第 65 条の権利の行使であり、ゆえに、再審請求人（異議申立人）の異議申し立ては法律に合致した異議申し立てである。

論点 2

出願書上の物品意匠と、異議申立書の写しに記載されている物品意匠を比べると、出願人の物品意匠は次のようであるといえる。

1. ペンのボディーター。出願書によると、ボディーター部分は丸い管状で、縦模様が斜めにねじれて入って、ボディーターの周囲にらせん模様になっている。
- 1.1 2544 年（2001 年）2 月 25 日出願 出願番号第 012898 号、2546 年（2003 年）2 月 12 日 特許公開、公開番号 第 55059 号、特許証 第 2885 号 で特許を付与されたペンのボディーターの意匠に類似し、その模倣とみなされる。
- 1.2 再審請求人（異議申立人）株式会社ディーティーシー インダストリーズ（上場会社）が ボールペン LANCER SPIRAL 825 として 製造販売したペン製品意匠に類似し、その模倣とみなされる。それは 2542 年 1 月印刷の LANCER ペン商品カタログ の写しに掲載されている。

2. ペンの先端。その丸く曲がった栓になった形態が、2542 年（1999）以前に一般販売されていた、株式会社ディーティーシー インダストリーズ（上場会社）のボールペン LANCER SPIRAL 825 と Lancer Horn 824 の物品意匠に類似している。

ゆえに出願番号 第 0302001768 号の物品意匠は それぞれの部分が既存のペンの製品意匠と類似しており、既存の製品モデルを用いて組み立て、物品意匠を特許出願している

とみなされる。

さらに、知的財産と国際取引裁判所判決 第 48/2551 号 では、物品意匠について、仏暦 2522 年（1979 年）法の第 3 条と第 56 条の意匠の固有の特徴が原則だということになる。つまり、物品の意匠は生産のモデルとなるために意匠創作されたものでなければならぬ。そして、構成された意匠の基礎となる美観を与えようとする意匠創作でなければならぬので、単なる使用上の利便を目的としただけの意匠であってはならない。また、その種類の物品意匠として未だ一般に明確に認識されていない意匠でなければならぬ。そしてこれらは、国際法及び一般的な外国の法律の中の同じ課題についての原則と合致している。

例えば、TRIPS 協定では、物品意匠の保護についての規定であるその第 25 条 1 で、

4

“加盟国は、独創で創作され、また新規に創作された意匠の保護をしなければならない。加盟国は、当該意匠が既存の意匠と重要な内容において違いがない、または既存の意匠の単なる組み合わせであったなら、当該意匠に新規性がなくと判断することができる。加盟国が物品意匠に与える保護は、技術的または機能的考慮によりなされた意匠についてまで及ばなくてもよい。”

ゆえに、仏暦 2542 年 (1999 年) 特許法 (第 3 次改正) による、仏暦 2522 年 (1979 年) 法改正増補 第 56 条により、出願人の意匠は新規の意匠制作ではなく、同法第 57 条 4 項の、既存の作品と類似した物品意匠である。

仏暦 2542 年 (1999 年) 特許法 (第 3 次改正) による、仏暦 2522 年 (1979 年) 法改正増補 第 70 条第 2 項により、特許委員会は、2553 年 (2010 年) 8 月 25 日、第 8/2553 回審議において、出願を却下し、知的財産局局長の決定を翻し、以後の手続き段階について担当官に一任することを決定する。

特許委員会のこの決定に対し当事者が不服な場合、当事者は、裁判所に対し、この決定を受けてから 60 日以内に起訴することができる。

前述の期日内に不服の訴えがなかった場合、この特許委員会の決定をもって結審とする。

(署名) XXXX ウォーラサック ウォンブリーチャー 委員長

(署名) XXXX 委員 (署名) XXXX 委員
アムボン マイトリウエート キッテイ アモンラクサー

5

(署名) XXXX 委員 (署名) XXXX 委員
ウドムキェット ノンタケーオ パラーウット サオウオンヨーティン

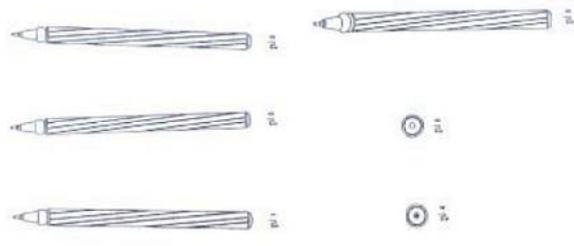
(署名) XXXX 委員 (署名) XXXX 委員
キッテイ タンチットロトマニサクダー サムラーン チャックラチャイ

(署名) XXXX 委員 (署名) XXXX 委員
スラサート シラウイニット ウィム マノービモーク
(審議時不在)

知的財産局

2553 年 (2010 年) 9 月 22 日

再審請求 第 0302001768 号 審議資料

<p>出願人の意匠</p>  <p>出願人：コラウイット スブツテイボン 出願日：2003/6/23 公開日：2006/5/25</p>	<p>再審請求人の意匠</p> <p>請求日 2009年11月23日 請求人 (株)ダイソーインダストリーズ</p>
<p>1. ペンのボディ部分</p> <p>特許番号 第2885号 出願番号 第012898号 2001/2/25 出願 公開番号 第55059号 2003/2/12 公開</p> 	<p>1. ペンのボディ部分</p> <p>特許番号 第2885号 出願番号 第012898号 2001/2/25 出願 公開番号 第55059号 2003/2/12 公開</p> 
<p>2. ペンのボディ部分 LANCER SPIRAL 825</p> <p>(株)ダイソーインダストリーズの 1999年1月 LANCER ペン製品カタログより</p> 	<p>2. ペンのボディ部分 LANCER SPIRAL 825</p> <p>(株)ダイソーインダストリーズの 1999年1月 LANCER ペン製品カタログより</p> 
<p>3. ペンの先端部分</p> <p>(株)ダイソーインダストリーズの 1999年以前に市販した LANCER SPIRAL 825 ペン</p> 	<p>3. ペンの先端部分</p> <p>(株)ダイソーインダストリーズの 1999年以前に市販した LANCER SPIRAL 825 ペン</p> 
<p>4. ペンの先端部分</p> <p>(株)ダイソーインダストリーズの 1999年以前に市販した LANCER HORN 824 ペン</p> 	<p>4. ペンの先端部分</p> <p>(株)ダイソーインダストリーズの 1999年以前に市販した LANCER HORN 824 ペン</p> 

特許出願の権利がある者
(補足説明)

1. 出願人が未成年者である場合。

出願人が未成年者で、まだ法律上の成年にもなっていない場合。

法律上の成人になっていない未成年者も成人と同様の出願書を構成する書類と証拠書類を使って一般の人と同じく出願できる。

これには出生証明書や住民票の写しなどの添付が必要である。

2. 出願人が死亡した場合。

特許出願の権利の相続人

A. 特許出願の権利の相続人が、法定相続人である場合。①

1. 全ての相続人の氏名、住所、人数に関する詳細。
2. 法定相続人のID証明書
3. 法定相続人の住民票
4. 出願人の死亡証明書 またはその他死亡を証明するもの
5. 法定相続人が出願者の配偶者であった場合、法律上の婚姻証明書がなければならぬ。
6. 法定相続人が出願者の父親であった場合、出願人の母親との婚姻登記証または養子縁組の証明書がなければならぬ。
7. 出願者の養子が法定相続人であった場合、養子縁組登記の証明書を提出しなければならぬ。
8. 相続について争った場合は、和解書または最終の裁判判決文を提出すること。
9. 法定相続人が多数存在し、そのうち何人かが死亡している場合、それらの法定相続人の死亡証明書も必要である。

(①は法律で相続を受ける権利を決められている者。例えば、出願人である夫が死亡した場合、婚姻登記をしているその妻と子は法律上の相続を受ける権利を持つ者であり、“法定相続人”という。)

B. 特許出願の権利の相続人が、遺言書による相続人であった場合。②

1. 遺言書
2. 遺言書による相続人のID証明書
3. 遺言書による相続人の住民票
4. 出願人の死亡証明書またはその他死亡を証明するもの。
5. 相続について争った場合、和解書または最終の裁判判決文を提出すること。
6. 遺言書による相続人が多数存在し、そのうち何人かが死亡している場合、それらの遺言書による相続人の死亡証明書も必要である。

(②出願人がその遺言書で誰を特許出願権の遺産相続人にするかを記載した場合、その者は遺言書による権利を持つ遺産相続人であり、“遺言書による相続人”という。)

C. 特許出願権の遺産相続人が遺言執行者であった場合。

1. 遺産執行者に指名する旨の、最終の裁判所命令または判決、あるいは遺言書。
2. 出願人の死亡証明書またはその他死亡を証明するもの。
3. 遺言執行人のID証明書。

 特許/小特許出願書 <input type="checkbox"/> 発明 <input type="checkbox"/> 意匠 <input type="checkbox"/> 小特許	音使用	
	出願受理日	出願番号
	出願提出日	
	国際特許分類	
	使用される物品の種類	
公開公告日	公開番号	
特許/小特許付与日	特許/小特許番号	
担当署名		
1 発明意匠を教わす名		
2 この意匠特許出願は同一物品についての同時に行われる一件の出願のうち、第二番目の出願である。		
3 特許/小特許出願人の氏名、住所(国名から)		
31 国籍		
32 電話番号		
33 FAX		
34 E-mail		
4 特許/小特許出願の権利		
<input type="checkbox"/> 発明者である 意匠制作者である <input type="checkbox"/> 権利の譲受人 <input type="checkbox"/> その他の理由による出願人		
5 (もしあれば) 代理人の氏名住所(国名から)		
51 代理人番号		
52 電話番号		
53 FAX		
54 E-mail		
6 物品の発明者/意匠制作者 氏名住所(国名から)		
7 この特許/小特許出願書は元の出願書から分かれた、または関係するもので、この出願書の出願日も元の出願書と同じ日に提出したとみなされるよう申請いたします。		
元の出願番号: 年 月 日 日付提出。元の申請から分かれた、または関係する理由は、		
<input type="checkbox"/> 元の出願の発明が多数項目であるため <input type="checkbox"/> 出願人に権利がないと誤認申し立てされたため <input type="checkbox"/> 権利の種類の変更のため		
注 この書式に詳細が書ききれない場合は、リファレンス番号と題をつけて添付書類にしてもよい。		

8. タイ国外での出願申請			
出願日	出願番号	国名	国際特許分類
8.1			
8.2			
8.3			
8.4 <input type="checkbox"/> 特許/小特許の出願人は、当出願が外国で最初に提出した日に提出されたこととみなされる旨を申請する。 <input type="checkbox"/> この願書に添付して証明書を提出 <input type="checkbox"/> この出願の後日に証明書を提出する			
9. 政府機関の企画により特許/小特許出願人がした発明/物品意匠の展示 展示日 年月日 展示企画が始まった日 年月日 企画者			
10. 微生物に関する発明			
10.1 登録番号	10.2 登録日付	10.3 登録機関/国	
11. 特許/小特許出願人は当出願を次の外国語で作成した文書で先に提出し、当出願日から90日以内にタイ語に置き換えて出願書を提出いたします。 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> フランス語 <input type="checkbox"/> ドイツ語 <input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> その他の言語			
12. 出願人は局長に対し、.....年.....月.....日以後に、当特許の出願公開または小特許の登録、登録公開を行うよう申請いたします。 <input type="checkbox"/> 公開に際し、番号.....の図面の使用を希望します。			
13. この特許/小特許出願書の構成			
ア 出願書式 ページ			
イ 発明の明細もしくは物品の詳細説明			
ウ 特許請求の範囲 ページ			
エ 図面 枚 ページ			
オ 物品を教わす図面 ページ			
カ 図面 枚 ページ			
キ 写真 枚 ページ			
ク 発明の要約 ページ			
14. 他の出願書類			
<input type="checkbox"/> 特許/小特許出願の権利を証明する書類 <input type="checkbox"/> 発明/意匠の展示を証明する書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 微生物に関する明細書 <input type="checkbox"/> 外国での出願日をタイ国内での出願日とみなす申請書 <input type="checkbox"/> 権利の種類変更 <input type="checkbox"/> その他の書類			
15. 私は、下記を保証いたします。 <input type="checkbox"/> 当該発明は以前に特許/小特許の出願をしたことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該発明は.....から発願改良したものであること。			
16. 署名 (<input type="checkbox"/> 特許/小特許出願人 <input type="checkbox"/> 代理人)			

注: いずれの発明特許、意匠特許の出願人も、特許/小特許出願人も、特許/小特許を得る為に冒更に虚偽の内容を示した者は6ヶ月以下の禁固刑に処する。

1-4 タイ 料金表

メインメニュー ➤ タイの知的財産 ➤ 特許 / 小特許 ➤ 手数料 ➤ 手数料 ➤ 手数料



手数料

特許 / 小特許 - 手数料

手数料

登録にかかると手数料

	タイバーツ (THB)
- 特許出願費用	500
- 意匠出願費用	250
- 小特許出願費用	250
- 補正書提出費用	50
- 公開手数料	250
- 小特許の登録及び公開手数料	500
- 審査請求費用 (特許の場合)	250
- 特許登録費用	500
- 異議申し立て費用	250
- 審判請求費用	500
- 権利変更費用	100

1-4 タイ 料金表

意匠年金	タイバーツ (THB)
5年目	500
6年目	650
7年目	950
8年目	1,400
9年目	2,000
10年目	2,750
あるいは初年度の年金支払いの際に一括払い	7,500

小特許	タイバーツ (THB)
5年目	750
6年目	1,500
あるいは初年度の年金支払いの際に一括払い	2,000

小特許権の延長費用

1回目	6,000 THB
2回目	9,000 THB

年金費用

特許年金	タイバーツ (THB)
5年目	1,000
6年目	1,200
7年目	1,500
8年目	2,200
9年目	3,000
10年目	4,000
11年目	5,200
12年目	6,800
13年目	8,200
14年目	10,000
15年目	12,000
16年目	14,200
17年目	16,800
18年目	19,200
19年目	22,000
20年目	25,000
あるいは初年度の年金支払いの際に一括払い	140,000

(翻訳版)

知的財産庁

最終研究調査報告

意匠の国際登録に関するハーグ協定加盟についてプロジェクト体制で研究調査を実施し、タイが意匠の国際登録に関するハーグ協定の国際加盟国となる場合の要準備事項の検討をプロジェクト体制で行った

序文

意匠の国際登録に関するハーグ協定加盟についての研究調査を目的とした本研究プロジェクトは、世界知的所有機関(WIPO)が設立し、1934年ロンドン・アクト、1960年ハーグ・アクト、1999年ジュネーブ・アクトを包含する国際意匠登録制度であるハーグ協定の分析を企図している。本研究では、ハーグ協定の利点と問題点、及びタイの製品デザイナー、中小企業経営者、輸出事業者がタイの加盟を要望している状況に鑑みて、ビジネスに対するその影響の研究調査を目標としている。加えて本研究では、タイ特許関連諸法をハーグ協定に対応して適切に改正し、国内法を整備するための方法と手段の検討も行う。研究の結果は政府、民間両部門の関係者に配布し、将来の本案件に関する意思決定の際の利用に資するものとする。

当研究チームは、本研究が知的財産庁にとって有用なものとなり、同局の意志決定プロセスにおいてその情報が幹部により活用されることを期待する。

提出先
商務省知的財産庁

Apisith and Alliance Co Ltd
2011年4月

研究者リスト

1. Mr. Apisith Sutham プロジェクト長
2. Mr. Polawat Supapatset 副プロジェクト長
3. Mr. Kan Raksasuk 研究員
4. Ms Siriwasa Sitthichai 研究員
5. Ms Yupparat Roikaew 研究員
6. Mr. Pattanan Kanwantawanich 研究員

目次

第1章	意匠の国際登録に関するハーグ協定	ページ
はじめに		11
1.	意匠の定義と特質	12
2.	意匠の国際登録に関するハーグ協定	12
3.	意匠の国際登録に関するハーグ意匠制度(ハーグ協定)	13
3.1	1934年ロンドン・アクト	14
3.2	1960年ハーグ・アクト	14
3.3	1999年ジュネーブ・アクト	16
4.	意匠の国際登録に関するハーグ協定の条項	18
4.1	アクトへの加盟	20
4.2	国際出願資格	20
4.3	意匠の国際出願	22
4.4	国際出願の要件	22
4.5	国際事務局による方式審査	24
4.6	公開	25
4.7	登録の拒絶	26
4.8	国際保護及び更新	27
4.9	国際登録の訂正	27
4.10	手数料	28
4.11	留保	28
5.	結論	30
5.1	ハーグ協定加盟の利点と問題点	30
5.2	ハーグ協定加盟の際に適用すべきアクト	31

第2章	意匠の国際登録に関するハーグ協定における ジュネーブ・アクト	32	第3章	欧州共同体商標意匠庁(OHIM)管理下の意匠と意匠の 国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ・アクト	49
はじめに		33	はじめに		51
分析		33	1.	登録共同体意匠(RCD)の保護制度	51
1.	1999年ジュネーブ・アクトに準拠したハーグ協定加盟資 格	33	1.1	登録共同体意匠(RCD)	53
1.1	1999年ジュネーブ・アクトの加盟資格	33	1.2	非登録共同体意匠(UCD)	59
1.2	国際出願資格	33	1.3	意匠の国際登録出願	60
1.3	出願先及び出願日	34		RCDの利点	61
1.4	優先権	34	2.	OHIMが管理する共同体意匠制度により付与される 保護とハーグ協定に基づく保護の関係	62
1.5	言語	35	2.1	OHIMの共同体意匠登録と1999年ジュネーブ・アク トの関係	62
1.6	国際出願における記載事項	36	2.2	国際登録	62
1.7	取次の訂正	37	2.3	出願人の資格	63
1.8	国際登録	37	2.4	国際登録における公開の繰延べ	63
1.9	公開	38	2.5	国際登録手数料	63
1.10	公開前の秘密保持	38	2.6	出願言語	63
1.11	国際出願に記載した指定締約国による意匠の審査	38	2.7	国際出願の記録と公開	63
1.12	登録拒絶	39	2.8	優先権主張	64
1.13	国際登録に関する訂正の記録	41	2.9	国際出願の無効	64
1.14	国際登録の更新	41	2.10	OHIM審査結果の通報	64
1.15	手数料	41	2.11	共同体意匠登録の効力	64
2.	1999年ジュネーブ・アクトにおいて締約国によりなされ た宣言の分析	44	2.12	審査	65
2.1	国内官庁を経由した国際出願の禁止	44			
2.2	出願に必要な補足情報	44			
2.3	個別指定手数料	45			
2.4	個別指定手数料の2段階納付	45			
2.5	30カ月より短期の公開繰延べ	45			
2.6	公開繰延べの禁止	45			
2.7	1件の出願における意匠の単一性に関する特別要件	46			
2.8	出願に記載の指定締約国として出願人の自国を指定するこ との禁止	46			
2.9	所有権訂正の効力	46			
2.10	共同官庁	46			
2.11	出願人に関する特別要件	47			
2.12	ビューの提出義務	47			
2.13	転送手数料	47			
2.14	秘密情報の審査	47			
2.15	拒絶通報期間の12カ月への延長	47			
2.16	登録発効日	47			
2.17	国内法が規定する最長保護存続期間	48			
結論		48			

第4章	ハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトへのアジア諸国の加盟状況の調査	68
はじめに		69
1.	シンガポールと1999年ジュネーブ・アクトに準拠したハーグ協定	69
1.1	シンガポールにおける国内登録	70
1.2	シンガポールにおける1999年ジュネーブ・アクトに準拠したハーグ協定に基づく国際意匠登録	74
1.3	ハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトのシンガポールにとつての利点と問題点	79
分析		81
2.	トルコと意匠の国際登録に関するハーグ協定	82
2.1	意匠の国内登録	82
2.2	トルコにおける意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録	86
2.3	ハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトのトルコにとつての利点と問題点	89
分析		91

第5章	タイが意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合に起こりうる影響	92
はじめに		93
1.	タイが1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合の利点と問題点	93
1.1	意匠の国際登録	93
1.2	タイの輸出業界、通商、経済	94
1.3	政府機関及び法律顧問	95
2.	タイ特許法と1999年ジュネーブ・アクトとの相違点、タイがハーグ協定に基づくジュネーブ・アクトに加盟した場合のタイ特許法への影響	96
2.1	優先権	96
2.2	公開の繰延べ	98
2.3	訂正	98
2.4	国際登録の通報期間	99
2.5	意匠の秘密保持	100
2.6	登録訂正の記録	101
2.7	更新	102
2.8	手数料	102
分析		107
附表		109
表1:	手数料表(2010年1月1日現在有効)	109
表2:	3つのアクトの比較	111

第6章	アンケート調査報告	113	第7章	商務省知的財産庁主催のセミナー「外国市場における意匠登録の重要性と利点」開催報告	126
はじめに		114	セミナー開催報告		127
1.	調査質問項目	115	セミナープログラム		128
2.	調査結果	120	セミナー要旨		129
			1. 開会の辞		130
			2. 講演の詳細		135
			3. 質疑応答		138
			4. 討論会「タイ及び外国における意匠保護」		140
			5. セミナー「国際意匠登録の重要性と利点」におけるアンケート調査報告		

はじめに

今日、知的財産保護の強化、特に製品意匠及び特許法の対象となる発明に対する保護がますます重要視されつつある。タイの製品デザイナー、中小企業家、輸出事業者は、第三者による新考案の無許可使用の防止や真の考案者の権利侵害の防止を目的として知的財産保護を求めている。

加えて、政府によるタイ製品の外国、特に欧州連合(EU)への輸出振興政策によって、優れたデザイナーと品質により消費者に浸透しているタイ製品が多額の国外資金のタイへの流入をもたしている。しかしながら、その売上が漸減する場合があります。その際には製品のデザイナーがそっくり模倣されていることに気付くことも多い。その結果、製品意匠の真の所有者である、タイの製品デザイナー、中小企業経営者、輸出事業者は収益を逸失し、タイ国の輸出産業は打撃を受けることになる。

第三者による意匠侵害に対してタイの製品デザイナー、中小企業家、輸出事業者が行う国内外における保護出願の支援要請に対応し、またタイの輸出産業振興のために、知的財産特許庁は、複数の国において単一の手続により登録された意匠を保護する制度である意匠の国際登録に関するハーグ協定へのタイ加盟に関して研究調査を行っている。本研究は、タイがハーグ協定に加盟した場合の利点と問題点、そして起こりうる影響の検討を目標としており、その詳細情報をタイが加盟すべきかどうかの意思決定の際に利用するものとしている。

1. 意匠の定義と特質

タイ特許法 B.E. 2522 (1979) (No. 3) 及び改正特許法 B.E. 2542 (1999) (以下「特許法」と呼称する)¹⁾の定義によれば、「意匠」とは製品に対して特別な外観を付与する線又は色のあらゆる形状又は組成物を意味し、工業製品及び手工芸品における模様として機能することができるものである。タイ特許法が対象とする「意匠」では工業的意匠及び手工芸的意匠の両方に対して保護が適用されるが、著作権法に基づく保護は除外されている。この点は国によって異なり、保護を工業的意匠のみに限定している国もある。

保護対象となりうる製品意匠は、その製品に対して装飾となると共に創造性と美学を表現し、かつ視覚のみにより認識される形状、模様又は色を備えていなければならない。例えば、水筒のデザイナー、織布の模様や色等である。加えて、意匠は新規かつ独創的で、過去にいかなる状況においても使用されないし公開されおらず、かつ工業的又は手工芸的生産用モデルとして実際に使用可能でなければならない。さらに、冒流的なものや猥褻なもの等、

¹⁾ Please see Section 3 of the Patent Act, Paragraph 5.

²⁾ Please see Section 56 of the Patent Act provides.

公序良俗に違反するとみなされるいかなる製品も保護も保護を求め出る出願をするとはできない。

世界的な所有権機関(WIPO)は、物品の装飾的な又は美学的な面として「意匠」を定義している、その特性上、物品の形状又は表面のような三次元的特徴を有する意匠と、模様、線又は色のような二次元的特徴を有する意匠の二種類に分類できるとしている。

WIPOによれば、意匠は、自動車や自動二輪車、自転車のような工業製品にも、布地や織物のような手工芸品にも適用することができる。意匠はまた、視覚上心地よいものでなければならぬが、製品の製造工程は意匠とはならない。結果として、「意匠」の WIPO による定義はタイ特許法の定義と類似のものとなっている。

2. 意匠の国際登録に関するハーグ協定

意匠の国際登録に関するハーグ協定(以下、場合により「ハーグ協定」と呼称する)は、WIPO が設立した意匠の国際出願制度であり、ハーグ協定加盟国はそれを遵守することに同意している。WIPO は、意匠の所有者が国際的な保護を受ける手段を提供するための出願制度の標準化を目標としている。換言すれば、意匠の所有者は単一の簡素な手続により複数の国において保護を受けることができるということである。

意匠の国際登録ハーグ制度、即ちハーグ協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」と呼称する)に基づき、1925年11月6日に創始された。ハーグ協定は最初に1928年6月1日に発効したが、加盟国を対象とする意匠の保護に関する出願制度は、次の3つのアクトに準拠している。

1. 1934年ロンドン・アクト(以下、場合により「1934年アクト」と呼称する)、
2. 1960年ハーグ・アクト(以下、場合により「1960年アクト」と呼称する)、
3. 1999年ジュネーブ・アクト(以下、場合により「1999年アクト」と呼称する)。

これらの3つのアクトは相互に独立しており、異なる出願及び保護手続を特徴としている。ハーグ協定のもとでは、2004年4月1日に発効し2008年に改正された実施細則(以下「実施細則」と呼称する)⁴、及び2つの共通規則、即ちハーグ協定の1999年アクト、1960年アクト、1934年アクトに基づく共通規則(2009年1月1日に発効、以下「2009年共通規則」と呼称

³ Please see Section 58 of the Patent Act.

⁴ "Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement (as in force on January 1, 2008)" http://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/legal_texts/pdf/admin_instructions.pdf / October 12, 2010

する)⁵、及びハーグ協定の1999年アクト、1960年アクトに基づく共通規則(2010年4月1日に発効、以下「2010年共通規則」と呼称する)⁶によって加盟国の意匠保護出願方法を定めている。

結果として、ハーグ協定の適用は、以下のように異なる共通規則を伴った3つのアクトに準拠していることになる。

1. 1934年ロンドン・アクトに準拠した国際登録に対しては2009年共通規則を適用。
2. 1960年ハーグ・アクトに準拠した国際登録に対しては2010年共通規則を適用。
3. 1999年ジュネーブ・アクトに準拠した国際登録に対しては2010年共通規則を適用。

3. 意匠の国際登録に関するハーグ意匠制度(ハーグ協定)

上記に説明した、意匠の国際登録に関するハーグ意匠制度、即ちハーグ協定に関わる3つのアクト、即ち1934年ロンドン・アクト、1960年ハーグ・アクト、1999年ジュネーブ・アクトは、現在有効である。現時点でハーグ協定は58カ国もの加盟国数を誇る⁷。締約国はこれら3つの異なるアクトのいずれかの加盟国であり、各々異なる共通規則のもとでの異なる出願手続の対象となる。したがって本研究では、これら3つの異なるアクトの利点と問題点を明らかにし、タイが加盟した場合の影響の差異の解析を行う。

3.1 1934年ロンドン・アクト

1934年6月2日のロンドン・アクトには以下の12カ国が加盟している。ペナン、コートジボワール、エジプト、フランス、ドイツ、リヒテンシュタイン、モナコ、モロッコ、セネガル、スベイン、スリナム、チュニジア。

しかしながら2010年、フランス及びドイツの2カ国は、各々2010年9月20日⁸及び2010年8月16日⁹に、本アクトからの離脱を通告した。離脱は、最終通告後3カ月以内に発効した。

⁵ Common Regulations under the 1999 Act, the 1960 Act and the 1934 Act of the Hague Agreement (as in force on January 1, 2009)" http://www.wipo.int/hague/legal_texts/hague_common_regulations.html / October 12, 2010

⁶ Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement (as in force on April 1, 2010)" http://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/legal_texts/pdf/hague_common_regulations.pdf / October 12, 2010

⁷ "Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs/Status on April 15, 2011" <http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/hague.pdf> / April 15, 2011

⁸ "The Hague Notification No. 102" / http://www.wipo.int/treaties/en/notifications/hague/treaties_hague_102.html / October 12, 2010

⁹ "The Hague Notification No. 100" / http://www.wipo.int/treaties/en/notifications/hague/treaties_hague_100.html / October 12, 2010

現時点ではもはや 1934 年ロンドン・アクトに基づく国際出願の受付は凍結されているものの、協定自体は加盟国に対して引き続き有効である(後に論ずる)。1934 年ロンドン・アクトに基づく意匠の国際出願手続の詳細は以下の通りである¹⁰。

- (1) 1934 年ロンドン・アクトのもとでは、締約国国民と加盟国領土の個人及び法人が意匠保護を出願しそれを保証される資格を有する。
- (2) 意匠保護を出願するための国際出願の寄託先は、ベルンにある知的財産保護合同国際事務局(BIRPT)に限定されていた。
- (3) 1934 年ロンドン・アクトに基づく国際出願は、すべて英語もしくはフランス語にてなされなければならない。公式には出願及びその明細における使用可能言語はフランス語のみであった。しかし、2009 年共通規則の改正過程で、本改訂協定の加盟国の便宜のために英語が追加された¹¹。
- (4) 国際登録は、いずれかの締約国における保護を明示的に放棄しない限り、すべての締約国に対して自動的に有効となる。
- (5) 国際出願に含まれる意匠は、出願にその数を記載する条件で、単一でも複数でも可である。かかる寄託は開封文書でも密封文書でも行うことができる。ただし、二重封筒でかつ管理番号を穿孔した密封文書(シロワー封筒)が特に望ましい寄託手段として推奨される。
- (6) 優先権は国際出願制度の対象であり、すべての意匠に対して保証される。
- (7) 各々の意匠には公表されている基本手数料と公開手数料が課される。意匠 1 件に対する基本手数料は 216 スイス・フランである。2 件目から 50 件目までは 1 件ごとに 432 スイス・フランである。51 件目から 100 件目までは 1 件ごとに 638 スイス・フランである。複数の意匠を 1 件の出願にまとめて寄託するか否かの決定は国際事務局審査官単独の裁量による。これに関して 1934 年ロンドン・アクトでは詳細は定められていない。
- (8) 公開では意匠の表現は含まれず、単にその意匠が組み入れられる予定の物品を記載するのみである。公開は、国際登録日より 6 カ月以内に行われる。
- (9) 国際的保護存続期間はベルンにある知的財産保護合同国際事務局(BIRPT)への出願日から 15 年と定められている。この期間は 5 年と 10 年の 2 つの期間に分けられており、出願人は第 1 の期間における 5 年目の前半 6 カ月間に出願の更新をすることができ。

¹⁰ London Act of June 2, 1934 / http://www.wipo.int/hague/en/legal_texts/wo_hald.htm/ October 12, 2010

¹¹ Please see Rule 6 (1) of the 2009 Common Regulations under the 1999 Act, the 1960 Act and the 1934 Act of the Hague Agreement (as in force on January 1, 2009).

(10) 1934 年ロンドン・アクトに基づく保護によって、締約国の請求権及び 1928 年ベルヌ条約に基づく条項の行使権が剥奪されることは決してない。

(11) 手数料収入がもたらす各年の純益については、共通費用を差し引いた額を締約国に分配するものとする。

(12) 締約国による保護の拒絶通報に関する条項は規定されていない。

2009 年 9 月 22 日から 10 月 1 日までジュネーブで開催された第 28 回ハーグ協定会議(第 17 回総会)において、ハーグ協定の 1999 年アクト、1960 年アクト、1934 年アクトに基づく共通規則の改正が行われ、2010 年 1 月 1 日からハーグ協定 1934 年ロンドン・アクトによる出願の凍結を発効させることが決定された。この会議においては、1934 年ロンドン・アクトに基づく国際出願の停止に関連して、共通規則の改正が決議された。結果として、1934 年アクトでは現在新規締約国の受け入れも新規指定の受理も行われていない。

2009 年 9 月 24 日にジュネーブで開催された締約国による臨時会議において、1934 年ロンドン・アクト加盟国は、2010 年 1 月 1 日をもって本アクトに基づく出願の停止を発効させることを決議した。1934 年ロンドン・アクトの締約国がもはや新規指定を行わないとの決議は、後にハーグ同盟総会に報告された。ただしこの凍結措置は、凍結措置発効日以前に寄託された国際出願の効力継続を毀損せず、また国際登録の更新又は延長に対しては何らの影響もなく、1934 年ロンドン・アクトに準拠して 15 年以内の期間においては継続的に完全な保護効力を有する。加えて、1934 年ロンドン・アクト締約国が 2009 年共通規則のもとでの凍結措置の発効日以前に寄託されたか又は記録された国際出願の追加指定を受諾することは可能である。即ち、1934 年ロンドン・アクト及び 2009 年共通規則に基づく新たな国際出願の寄託は停止され、1934 年ロンドン・アクトに関連する規則も 2010 年共通規則において無効とされたということである。

3.2 1960 年ハーグ・アクト

1960 年ハーグ・アクトの締約国は以下の 34 カ国である。アルバニア、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、朝鮮民主主義人民共和国、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリヤ、キルギス、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン、マリ、モナコ、モザンビア、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニジェール、モルドバ、ルーマニア、セネガル、セルビア、スロベニア、スリナム、スイス、マケドニア、ウクライナ。

1960 年ハーグ・アクトと 2010 年共通規則のみに従った国際出願手続の詳細は以下の通りである。

- (1) 1960年アクトに基づいて国際出願を行う資格のある者は、締約国の国民、及びいずれの締約国の国民でもない場合はいずれかの締約国領土に住所を有するか又は実地的かつ有効な工業上のもしくは商業上の拠点を有する個人及び法人である。
- (2) 国際出願はWIPO国際事務局(以下、場合により「国際事務局」と呼称する)に直接寄託することも、国内法で認められている場合は出願人の自国所管官庁を経由して寄託することも可能である。
- (3) 1960年ハーグ・アクトに基づく出願には、出願人が国際出願の効力を及ぼすことを請求する締約国の一覧、及びその意匠に関連する写真又は写実的表現を添付することができる。登録書類は開封文書も密封文書も可であるが、出願人又は名義人がそれにアクセスする権利を剥奪されることはない。
- (4) 出願人が最初の寄託の優先日から6カ月以内に行われる国際出願において優先権を主張する場合は、優先権を主張する日付、出願国、寄託数を出願に明示しなければならず、
- (5) 優先権を主張する場合は、国際出願は、所定の様式でかつ写真又は他の写実的表現が添付され手数料が納付されることを条件として、国際事務局が受理した日に出願されたとみなされる。
- (6) 2010年共通規則6条1項¹²により、1960年ハーグ・アクトに基づく国際出願は、すべて英語、フランス語もしくはスペイン語にてなされなければならない。
- (7) 国際事務局は、寄託された国際出願の写真又は他の写実的表現、及び出願日を国際意匠公報に掲載する。
- (8) 出願人が請求した場合、国際出願日から12カ月を超えない範囲で公開の繰延べが可能である。ただし、優先権の主張がなされている場合は繰延べ可能期間の開始日は優先日となる。
- (9) 1960年ハーグ・アクトに基づいて登録された国際出願は、出願人が出願内で指定した各々の締約国において、当該締約国の国内法に基づく保護と同等の保護効力を有する。
- (10) 1960年アクトに基づいて締約国が承認した保護付与存続期間は5年であるが、更新により国際出願日から10年まで延長できる。ただし、締約国の国内法が10年を超える期間を定めている場合は、その締約国の保護存続期間が適用される。
- (11) 出願人が指定した締約国の各々は、定期発行の国際意匠公報においてその国際寄託の登録が公開された号のその指定国内官庁による受理後6カ月以内にその国内官庁が国際事務局に通報することにより保護を拒絶することができる。拒絶は次の条件に該当する場合のみ可能である(1) その意匠が国内法で規定する要件を満たしていない場合、(2) 登録に対して第三者による

¹² Please see Rule 6 (1) of the 2010 Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act (as in force on April 1, 2010).

異議申立があった場合、拒絶国は、国内の共通規則に照らした場合の出願の瑕疵を拒絶理由とすることはできない。

- (12) 手数料は、1件目の意匠に対する手数料、及び同一の国際出願において寄託された2件目以降の意匠1件ごとの手数料からなる。加えて、出願人により指定された締約国には標準指定手数料が規定されているが、その額は加盟国の責任レベルに依存する。
- (13) 1934年アクトと同様に、1960年アクトにおいてはパリ条約の締約国が本アクトの加盟国となることが同意されている。
- (14) 各々の締約国は、250,000スイス・フランの基金に対して比例計算により定められた額を1回のみ拠出する。
- (15) 本1960年アクトは、国際出願手続の改善のために、締約国又は本アクト改正のために開催された委員会出席者の半数以上の賛成をもって改正することができる。

3.3 1999年ジュネーブ・アクト

1999年ジュネーブ・アクトには以下の41の国及び政府間機関が加盟している。アフリカ知的財産機関(OAPI) (16カ国が加盟)¹³、アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エジプト、エストニア、欧州共同体(27カ国が加盟)¹⁴を代表して欧州共同体商標意匠庁、フランス、ブルリア、ドイツ、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モンゴル、ナミビア、ノルウェー、オマーン、ポーランド、モルドバ共和国、ルーマニア、サントメ・プリンシペ、セルビア、シネガポール、スロベニア、スペイン、シリア・アラブ共和国、スイス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トルコ、ウクライナ、フィンランド、モナコ。

1999年ジュネーブ・アクトと2010年共通規則のみに従った国際出願手続の詳細は以下の通りである。

- (1) 1999年ジュネーブ・アクトのもとでは、締約国もしくは締約政府間機関の国民であるか、又はいずれかの締約国領土に住所、常居住地、もしくは実地的かつ有効な工業上あるいは商業上の拠点を有する、個人又は法人が、国際出願を行う資格を有する。

¹³ OAPI has 16 member states; namely, Benin, Burkina Faso, Cameroon, Central African Republic, Congo, Côte d'Ivoire, Equatorial Guinea, Gabon; Guinea; Guinea-Bissau; Mali; Mauritania; Niger; Senegal, Tchad and Togo. <http://www.wipo.int/african/oapi/oa/oausers/oaapl.html> / October 14, 2010

¹⁴ 27 European Union members are Austria; Belgium; Bulgaria; Cyprus; Czech Republic; Denmark; Estonia; Finland; France; Germany; Greece; Hungary; Ireland; Italy; Latvia; Lithuania; Luxembourg; Malta; Netherlands; Poland; Portugal; Romania; Slovakia; Slovenia; Spain; Sweden and the United Kingdom.

- (2) 国際出願は、国際事務局に対して直接行うことも、国内法で認められている場合は出願人の本国所管官庁を經由して行うことも可能である。
- (3) 国際出願には、出願人情報、写真、図面、二次元の表現等による意匠を構成する製品表示、指定締約国の申請と表示が必要である。
- (4) 国際出願には、パリ条約に基づき、条約締約国又は世界貿易機関(WTO)加盟国において又はそれらに対してなされた先行出願の優先権主張の宣言を伴うことができる。
- (5) 2010年共通規則 6条 1項¹⁵の規定に従い、1999年アクトに基づき国際出願は、英語、フランス語もしくはスペイン語にてなされなければならない。
- (6) 審査主義をとる締約国及び政府間機関の締約国は、所定手数料の増額を事務局長に対して通報することができるが、その額は所管官庁が国内出願の出願人から受け取る額を超えてはならない。
- (7) 出願人は、所定の手数料及び同一の出願において付託した 2 項目以降の意匠の各々に対して手数料を納付しなければならない。締約国に納付する標準指定手数料は加盟レベルに依存する場合があります。
- (8) 国際事務局は、本アクトと本規則の要件を満たささない国際出願に対して必要な訂正を行うことを出願人に命令する場合がある。出願人が所定の期限までに命令を履行しなかった場合は、その国際出願は出願人によって放棄されたものとみなされる。
- (9) 国際出願が国際事務局に対して直接行われた場合は、国際事務局がその国際出願を受理した日が出願日となる。ただし、国際事務局が出願人に対して訂正を命令し、出願人がそれを履行した場合、国際事務局はかかる瑕疵が正しく訂正された日を出願日とみなす。
- (10) 国際事務局による公開は十分な公表であり、名義人は他の公表を要求されない。出願人は、出願日又は優先権主張がなされた場合は優先日から、30 カ月までの公開繰延べを請求することができる。この期間は、1960年ハーグ・アクトにおける 12 カ月以内という規定から延長された。
- (11) 指定締約国は、国内法の規定する範囲で、国際出願の効力を部分的に又は全体的に拒絶することができる。ただし、国際出願の形式や記載事項に対する要件が異なることを理由として拒絶することはできない。この拒絶は、登録公開日から 6 カ月以内になされなければならないが、宣言によりこれを 12 カ月に延長することができる。この期間は、国際事務局により 1960 年アクトにおける期間から延長された。

¹⁵ Please see Rule 6 (1) of the 2010 Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act (as in force on April 1, 2010).

- (12) 1999 年ジュネーブ・アクトのもとでの保護存続期間は国際登録日から起算して 15 年間であり、最初の 5 年間は国際登録日から起算し、更新により 10 年間延長できる。ただし、指定締約国の国内法が本アクトの規定よりも長い保護存続期間を定めている場合は、更新の効力はその締約国の国内法の定める期間と同一の期間に及ぶ。
- (13) 国際登録簿に対してなされたすべての記録の変更は関係締約国所管官庁の登録簿になされたと同等の効力を有する。ただし、宣言書において規定した陳述書又は文書を締約国の所管官庁が受理しない限りかかる記録は無効である旨締約国が宣言し、事務局長に通報した場合を除く。
- (14) 1999 年アクト 29 条の規定により、本アクトの留保は一切認められない¹⁶。

これらのアクトに共通することは、ハーグ協定に加盟することにより、当事者は、保護による利益の最大化及び時間と費用の節減を目的として、複数の国に対する単一の出願手続によって意匠登録の保護を求めることができるといふ点である。加えて、出願人は指定締約国審査官庁による審査状況を確認し監視することができ、登録後、ハーグ協定に定められた規則と手続に従って、出願人はそれを更新することができ、その効果は出願人が指定したすべての締約国に及ぶ。さらに、ハーグ協定に基づく出願は単一の言語が使用され、手数料の納付はスイス・フランのみにて可能である。

4. 意匠の国際登録に関するハーグ協定の条項

本研究においては、3 つのアクトの利点と問題点の比較を行う。詳細は以下の通りである。

4.1 アクトへの加盟

先に説明したように、1934 年ロンドン・アクト、1960 年ハーグ・アクト、1999 年ジュネーブ・アクトの規則は各々異なっている。各々は国際条約とみなされ、それ自身で絶対的なものである。各々のアクトの定める条件を満たす国は、当該のアクトの締約国となる資格がある。1 つの国が 2 以上のアクトに加盟することも可能である。

1934 年ロンドン・アクト及び 1960 年ハーグ・アクトのもとでは、これらのアクトへの加盟希望国はまずパリ条約に加盟しなければならぬ。この点は 1999 年ジュネーブ・アクトでは異なっていて、WIPO の加盟国でありさえすればアクトに加盟することが可能である。即ち、1999 年ジュネーブ・アクトのもとではパリ条約の加盟国である必要はない。ただし、パリ条

¹⁶ Please see Article 29 of the 1999 Geneva Act.

約の意匠に関する条項を遵守する義務がある¹⁷。この改正により、1960年ハーグ・アクトや1934年ロンドン・アクトに比較して、1999年ジュネーブ・アクトにおいては多くの国が加盟する道が開かれた。

加えて、1999年ジュネーブ・アクトでは、政府間機関による締約が可能であり¹⁸、この規定は政府間機関による締約を認めていない1960年ハーグ・アクトや1934年ロンドン・アクトとは対照的である。

締約国の加盟が実現しかつ2以上のアクトに拘束される場合、国際出願に対していずれのアクトを適用すべきかという問題が生ずる。これには、出願人の所属締約国、換言すれば出願人が国際出願の権利を取得した加盟国と、出願において指定された締約国の両方を考慮する必要がある。次の2つのケースについてまとめると以下のようになる。

a. ケース1ー共通するアクトが単一である場合

出願人が1999年ジュネーブ・アクト及び1960年ハーグ・アクトの両方に拘束される締約国の国民であるか又はそこに住所を有し、かつハーグ協定のもとでの国際登録の出願資格があり、1960年ハーグ・アクトのみに拘束される締約国を指定した場合は、当該の出願は単一のアクト(1960年アクト)のみに拘束される。

b. ケース2ー複数のアクト

出願人が1999年ジュネーブ・アクト及び1960年ハーグ・アクトの両方に拘束される締約国の国民であるか又はそこに住所を有し、1999年ジュネーブ・アクト及び1960年ハーグ・アクトの両方に拘束される締約国を指定しかつそれが実行可能である場合は、その出願は最新のアクト、このケースでは1999年ジュネーブ・アクトに準拠する。

ただし、各々の出願に適用するアクトの決定は、国際事務局又は国内官庁への国際出願日に行われ、国際出願の受理後の再検討によりハーグ協定の別のアクトへの変更を締約国に同意させることはできない。

まとめると、国際出願が1934年ロンドン・アクト、1960年ハーグ・アクト、1999年ジュネーブ・アクトのいずれに準拠するかを決定する際は、まず出願人がいずれのアクトによって国際出願資格を得たかを考慮し、次にその出願において指定した各々の締約国又は政府間機関がいずれのアクトに拘束されているかを考慮する。国際出願の

¹⁷ Please see Article 2 (2) of the 1999 Geneva Act.

¹⁸ Please see Article 27 (1) (f) of the 1999 Geneva Act.

すべての指定締約国が複数のアクトに拘束される場合は、「最新のアクト」が適用される。しかし、すべての指定締約国であってもいずれかの単一の指定締約国であっても単一のアクトのみに排他的に拘束される場合は、その単一の共通アクトが適用される¹⁹。

タイは1989年よりWIPO条約の加盟国である。2008年10月2日に、タイは工業所有権の保護に関するパリ条約²⁰に加盟し、内国民待遇や優先権に関する各条項等、タイ特許法に対してパリ条約の原則を適用する補正を行った。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)の加盟国として、パリ条約における複数の重要な原則を国内法に組み入れた。

パリ条約は「意匠」を定義しておらず、また意匠に意匠特許それ自体を付与する条件に関する規定もない。同様に、ハーグ協定にもまた意匠登録条件の規定は存在しない。国際的合意に基づいて意匠に登録資格を与えるための最低限の基準が記載されているのみである。

1999年ジュネーブ・アクトへの加盟の合意が発効するのは3カ月経過後である。1934年ロンドン・アクト及び1960年ハーグ・アクトのもとでは、WIPO事務局長への合意の提出後1カ月を経過した日又はそれ以降の定められた日を発効日としていた。

4.2 国際出願資格

1999年ジュネーブ・アクトでは、国際出願資格者は、締約国国民又はいずれかの締約国領土に住所、常居住地又は実体的かつ有効な工業上もしくは商業上の拠点を有する国民であると定めている

1999年ジュネーブ・アクト3条²¹における「人」とは個人又は企業体を意味していて、これはタイ特許法65章において14章「特許出願人の資格に関して」の条項を意匠の出願にも準用すると規定していることに対応する。

1999年ジュネーブ・アクト3条に基づく国際出願有資格者は、ハーグ協定に基づいて、スイス・ジュネーブにあるWIPO国際事務局か、1999年ジュネーブ・アクト1条14項に定義されている出願人の自国²²特許所管官庁のいずれかに寄託することができる。

4.3 意匠の国際出願

¹⁹ Guide to the International Registration Design: Part A: Introduction: A8-A10

²⁰ "Contracting Parties: Paris Convention (Total Contracting Parties: 173)"/

http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en& treaty_id=2/ October 14, 2010

²¹ Please see Article 3 of the 1999 Geneva Act.

²² Please see Article 1 (xiv) of the 1999 Geneva Act.

a. 出願提出先と出願日

1934年ロンドン・アクト1条では、国際出願提出先はベルンにある知的財産保護同盟国際事務局(BIRPT)に限定されている²³。しかし、1960年ハーグ・アクト4条²⁴及び1999年ジュネーブ・アクト4条²⁵では、国際出願は国際事務局に直接提出すること(直接出願)も、出願人の自国所管官庁を経由して提出すること(間接出願)も可能で、出願人がそれを選択することができる。

国際事務局は、所定の様式でかつ写真又は他の写実的表現が添付され手数料が納付されることを条件として国際事務局が受理した日を出願日とみなす。ただし、国際事務局が出願人に対して訂正を命令し、出願人がそれを履行した場合は、国際事務局はかかる訂正を受理した日を出願日とみなす。

加えて、国際出願が1999年ジュネーブ・アクトに排他的に準拠している場合は、共通規則の13条3項²⁶に従って、出願人の自国が出願を受理した日から1カ月以内に出願を国際事務局に提出しなければならぬ。ただし、安全手続に関する規定のある締約国の場合は共通規則13条4項²⁷に従って6カ月以内に出願を国際事務局に提出すればよい。この規則は、出願人でも出願人の代理人でもない第三者が公開前に出願審査を行うことが国内法で認められていない特定の国に適用される。

b. 優先権

1934年ロンドン・アクト4条4項では、国際的寄託を条件に、すべての意匠に優先権を保証している。1960年ハーグ・アクト9条では、出願人による優先権の主張を認めているが、かかる国際寄託に対する優先権主張は同一の意匠の最初の寄託から6カ月以内に行われなければならない。

加えて、1999年ジュネーブ・アクトでは、次に掲げる条件を満たした場合には、最初にパリ条約のいずれかの締約国又は世界貿易機関(WTO)のいずれかの加盟国において又はそれに対して行われた出願の優先権を出願人が主張することを認めている(1)出願人がパリ条約のいずれかの締約国又はWTOのいずれかの加盟国²⁸に同一の意匠を

²³ Please see Article 1 of the 1934 London Act.

²⁴ Please see Article 4 of the 1960 Hague Act.

²⁵ Please see Article 4 of the 1999 Geneva Act.

²⁶ Please see Rule 13 (3) of the 2010 Common Regulations.

²⁷ Please see Rule 13 (4) of the 2010 Common Regulations.

²⁸ Please see Article 6 of the 1999 Geneva Act.

最初に出願した後、6カ月以内に優先権の主張を行った場合、(2)出願人が、国際出願後の最初の寄託時に、かかる意匠の最初の寄託から6カ月以内に行われる国際出願に対する優先権主張の宣言を行った場合²⁹。

4.4 国際出願の要件

a. 国際出願における言語

1934年アクトのもとでの国際出願における使用言語はフランス語又は英語に限定されているが、1960年ハーグ・アクト及び1999年ジュネーブ・アクトでは、2010年4月1日発効の共通規則6条1項³⁰により、全体的にも部分的にも、フランス語、英語及びスペイン語の使用が認められている。国際事務局宛の連絡はタイライター又は他の機械で作成した書面でなければならず、かつ効力を付与するためには署名が必要である³¹。

b. 国際出願の詳細

国際出願は、公の様式により提出しなければならないが、出願人又はその代理人(場合による)の署名³²、及び1999年ジュネーブ・アクト5条1項³³に規定された記載事項と情報が必要である。出願に必要な情報としては、(1)出願人に関する所定の情報、(2)国際出願の対象となる意匠、(3)意匠を構成する製品又は意匠を使用予定の製品に関する表示、(4)指定締約国の表示、(5)所定の手数料、等がある。

1999年ジュネーブ・アクト5条2項は、出願に記載した指定締約国が国際出願に対して追加情報の記載を必要としている場合に要求できる情報に関するものである。追加の必要情報としては、(1)意匠の考案者の身元に関する表示、(2)意匠の特徴に関する簡潔な説明、(3)クレーム、等がある。国際事務局が受理した時点で国際出願が適用される要件を満たしていないと認められた場合は、国際事務局は出願人に対して、送付した訂正命令の日付から3カ月以内の訂正を命じることがある³⁴。

1934年アクトに基づいて行われる国際出願は、そのアクトのすべての締約国において保護される。これに対して、1960年ハーグ・ア

²⁹ Please see Article 6 (1) of the 1999 Geneva Act.

³⁰ Please see Rule 6 (1) of the 2010 Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act (as in force on April 1, 2010).

³¹ Please see Section 201: Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement.

³² Please see Rule 7 (1) of the Common Regulations.

³³ Please see Article 5 (1) of the 1999 Geneva Act.

³⁴ Please see Rule 14 (1) of the Common Regulations.

クト及び 1999 年ジュネーブ・アクトに基づいて出願された意匠において、出願人はその出願意匠の保護を求める締約国を表示し、指定しなければならぬ。

c. 意匠の表現と見本

3 つのアクトにおいて意匠の表現に関しては、出願人が意匠を表現する (1) 又は複製の写真又は図面を開封文書又は密封文書として提出できる点が重要である。

加えて、1999 年ジュネーブ・アクト 5 条 1 項と 3 項によれば、「意匠が二次元であり、公開繰延べが申請されている場合は、国際出願には意匠の表現(具体的には写真又は図面)で、これは標準的でありかつハーグ協定の実施細則にも適合している)ではなく、所定数の意匠の見本を添付してもよい」とある。ただし、出願人は繰延べ期間の満了前に正規の形式の表現を国際事務局に提出することができる。

4.5 国際事務局による方式審査

国際出願の国際事務局への直接提出又は出願人の自国内官庁を経由しての提出後可及的速やかに、国際事務局は出願された意匠の新規性以外の点に関して審査を行う。出願が各々のアクトの要件に適合している場合は、国際事務局は国際出願が対象としている意匠の各々を即時登録しなければならない。

訂正が命令され、かつ出願人がその命令を履行しなかった場合は、出願人又はその代理人がすべての訂正を完了するまで、出願日及び登録日は繰延べされる。ただし訂正は、国際事務局による出願人又はその代理人への訂正命令通報後 3 カ月以内に履行されなければならない。期限内に通報による命令を履行しなかった場合は、出願人は出願を放棄する意志があるものとみなす。ただし、本アクトに拘束される指定締約国がその国内法により次に列挙する情報を必須としている場合においては、1999 年ジュネーブ・アクト 8 条 2 項(b)³⁵に基づく不履行として除外するものとする³⁶ (1) 考案者の身元、(2) 意匠の機能、(3) クレーム、(4) 共通規則 8 条³⁷に従って、1999 年アクトに拘束されない締約国の国内法が意匠保護の出願人はその意匠の考案者でなければならぬと規定している場合、1999 年ジュネーブ・アクト 8 条 2 項(b)及び共通規則 8 条に適合しない場合、出願人はその出願においてその締約国を指定することができない。換言すれば、出願人が規則に従って保護を受けることを求める対象の締約国が通報している特定の要件に対する不適合があった場合は、出願人はその締約国においては 1999 年ジュネーブ・アクト 8

³⁵ Please see Article 8 (2) (a) of the 1999 Geneva Act.

³⁶ Please see Rule 14 (3) of the Common Regulations.

³⁷ Please see Rule 8 of the Common Regulations.

条 2 項(b)及び共通規則 8 条に関する保護を受けることができずということがある。

上記のように、直接的に又は出願人の自国内官庁を経由して間接的に受理した出願において、言語、国際出願の記載事項、意匠の表現物、及びすべての訂正の審査に対して国際事務局は直接的責任を有する。国際事務局は、公の模範及びその詳細記載事項の審査を行う義務がある。ハーグ協定規則に反する瑕疵があった場合、国際事務局は、郵便、ファクシミリ等所定の方法で出願人に直接連絡する。出願人が保護を求める指定締約国として特定の締約国を定めたとしても、その締約国の国内官庁は、国際出願に関して公の模範及びその記載事項を審査する一切の義務を負わない。

指定締約国による拒絶がない場合、又は指定締約国の所管官庁による拒絶通報があったとしてもその後それを取下げた場合、1999 年ジュネーブ・アクト 14 条 1 項及び 14 条 2 項(a)³⁸により、国際登録は、少なくとも各々の締約国において出願された場合と同等の効力を有し、その効力はその締約国が保証すると規定されている。詳述すると、国際登録は、登録日より、少なくとも各々の指定締約国において通常の手続で行われた意匠の保護付与の出願が保証する効力と同等の効力を有する。ただし、その締約国が事務局長に対して宣言した場合は、最長でその宣言において指定された期間かかる効力の有効化を繰延べることができ、その効力は 6 カ月を超えない³⁹。結局、登録は最長で 18 カ月後に有効となる。換言すれば、この期間は、締約国が効力の拒絶を表明する最長の許容期間である 12 カ月と、上記 WIPO 事務局長に対してなされた宣言による 6 カ月の和である。

4.6 公開

国際事務局は、登録後に出願人より請求があった場合は即時、公開の繰延べ請求がありかつそれが放棄されていない場合は繰延べ期間満了時又は繰延べ期間が満了したとみなした時点で、その他の場合は国際登録日より 6 カ月又はそれ以降可及的速やかに、国際意匠公報上に国際登録を公開する⁴⁰。公開時には、国際登録簿に記載する情報、その意匠の表現、及び公開の繰延べを行う場合は繰延べ満了の日付又は 2010 年共通規則 17 条 2 項に基づいて繰延べが満了したとみなす日付の各情報が必要である。公開は関係する締約国の知的財産所管官庁にインターネットを経由して送付される。国際事務局によって行われる登録の公開は十分な公表とみなされる⁴¹。換言すれば、締約国において再公表する必要はないということである。ただし、1999 年ジュネーブ・アクトでは、締約国が自国公用語を用いて再公表することを禁じて

³⁸ Please see Article 14 of the 1999 Geneva Act.

³⁹ Please see Article 18 (1) (c) (i).

⁴⁰ Please see Rule 17 (1) of the 2010 Common Regulations.

⁴¹ Please see Article 10 (3) (a) of the 1999 Geneva Act.

はないが、この際に追加手数料の徴収や追加の文書提出要求を行ってはならない。2010年共通規則の16条1項によれば、1999年アクトのみに準拠する国際出願に関する公開継続の最長期間は出願日から30カ月であるが、優先権の主張がなされている場合は当該出願の優先日から30カ月である。優先権の主張がなされている場合、1999年アクト及び1960年アクトの両方に準拠する国際出願に関する公開継続の最長期間は出願日又は当該出願の優先日から12カ月である⁴²。

4.7 登録の拒絶

各々の締約国による拒絶は、かかる国においては登録が最初から無効であったことと同等である。1934年ロンドン・アクトにおいては、締約国の登録拒絶に関する規定が存在しない。1960年ハーグ・アクト及び1999年ジュネーブ・アクトにおいてはこの点が改訂され、指定締約国の国内官庁が登録の公開を受理した日から6カ月以内に国際事務局に通報することを条件に、指定締約国による拒絶を認めている。拒絶は、その国際登録が国内法で規定する要件を満たしていない場合、及び登録に対して第三者による異議申立があった場合のみ可能である⁴³。

ただし、1999年ジュネーブ・アクト及び1960年ハーグ・アクトに基づき2010年共通規則では、さらに指定締約国の審査官庁が国際登録の公開から12カ月以内に国内法の範囲で全体的又は部分的に拒絶することが認められている⁴⁴。しかし、その国際出願における公の形式に記載された情報や詳細内容等の要件が異なることを理由として拒絶することはできない。

4.8 国際保護及び更新

1934年ロンドン・アクトにおける国際保護存続期間は寄託の日から15年に固定されている。この期間は次の2つの期間からなる(1)最初の5年間の保護存続期間、(2)第2の10年間。これはすべての締約国に対して有効である。

1960年ハーグ・アクトのもとでの国際登録は各々の指定締約国が国内法の規定に基づいてその意匠に付与する保護効力と同等の保護効力を生ずる。保護存続期間は国際出願日から5年間又は出願が更新された日から10年間であるが、締約国における国内法の規定により新規性の審査が行われる場合は、その締約国においてその国内法の保護が開始される計算上の日付よりも早く開始される。国際出願を更新するか否かは、アクトに規定した最低限の保護存続期間には影響しない。加えて、締約国の国内法が10年を超える意匠保

⁴² Please see Rule 16 (1) of the 2010 Common Regulations.

⁴³ Please see Article 18 (1) (a) of the 2010 Common Regulations.

⁴⁴ Please see Article 18 (1) (b) of the 2010 Common Regulations.

保護存続期間を規定している場合は、保護存続期間はその国の国内法によって規定される保護存続期間と同一となる。

1999年ジュネーブ・アクト17条には、出願に記載された指定締約国においてのみ意匠が保護されると規定している。各々の指定締約国における保護存続期間は15年で、最初の5年の期間は国際登録日から起算する。これは更新により5年間ずつ延長して更新による延長期間を計10年間とすることができ。加えて、締約国の国内法が本アクトに規定する期間を超える意匠保護付与期間を規定している場合は、その国際登録が更新されることを条件に、保護存続期間はその締約国の国内法によって規定される保護存続期間と同一となる⁴⁵。さらに、1999年ジュネーブ・アクトに準拠する国際登録は、少なくとも各々の締約国の国内法に従って出願された場合と同等の効力を有する。

4.9 国際登録の訂正

1999年ジュネーブ・アクト16条⁴⁶においては、国際登録の名義人の変更、名義人の名前又は住所の変更、及び代理人選任の変更等、重要情報の訂正が認められている。国際登録の名義人の変更は、1999年ジュネーブ・アクトに基づく意匠の譲受人又は新名義人が原名義人と同一の権利を保持する場面に許可される。また、締約国所管官庁が宣言書に指定した陳述書又は文書を受領しない限りかかる記録は無効であるとの宣言を締約国が事務局長に通報した場合を除いて、本アクト16条2項⁴⁷により、すべての国際登録簿記録の変更は、締約国内官庁による国内登録簿への変更と同等の効力を有する。

注目すべき点は、譲渡人と譲受人間の名義移転に関して、1999年ジュネーブ・アクトにおいては何らの文書の提出も必要とされず、また移転の通報に記載すべき事項の規定もないことである。本アクトでは、かかる国際登録においてライセンシス証明書も必要とされない。その理由は、ハーグ協定ではこれらの状況は関連締約国の国内法の対象であるとしているためである。

4.10 手数料

ハーグ協定のもとでは、出願人又は名義人は国際登録手数料を国際事務局に直接支払うか、又は出願人の自国所管官庁に出願日に支払い、その後国際事務局に転送する間接的方法により納付しなければならない。

国際出願の寄託を行う際の手料は次の各号の通りである。

1. 基本手数料
2. 場合に依りて、標準指定手数料又は個別指定手数料

⁴⁵ Please see Article 17 (2) of the 1999 Geneva Act.

⁴⁶ Please see Article 17 (2) of the 1999 Geneva Act.

⁴⁷ Please see Article 16 (2) of the 1999 Geneva Act.

3. 公開手数料

ただし、その国際出願において公開繰延べ申請がなされている場合は、公開手数料の納付は猶予される。

基本手数料及び公開手数料の納付先は国際事務局であり、標準指定手数料又は個別指定手数料の納付先は指定締約国所管官庁である。出願人が納付すべき手数料のうち、基本手数料、標準指定手数料及び公開手数料については、ハーグ協定の 1934 年ロンドン・アクト、1999 年ジュネーブ・アクト、1960 年ハーグ・アクトが準拠する 2009 年共通規則及び 1999 年ジュネーブ・アクト、1960 年ハーグ・アクトが準拠する 2010 年共通規則の附則に記載されている。所定手数料の詳細は、共通規則 12 条に規定されている⁴⁸。

2009 年共通規則に準拠する 1934 年ロンドン・アクトにおいては、1 件目の意匠に対する基本手数料及び公開手数料が規定されている。これらの手数料は、同一の国際出願に提出された 2 件目から 50 件目までの意匠に対しては増額され、51 件目から 100 件目までの意匠に対してはさらに増額される。

2010 年共通規則に準拠する 1960 年ハーグ・アクト及び 1999 年ジュネーブ・アクトにおいては、1 件目の意匠に対する国際出願手数料が規定されている。同一の国際出願における 2 件目以降の意匠の各々に対しては規則の附則に記載した額の手数を納付しなければならない。さらに、締約国に納付する標準指定手数料は、締約国の責任レベルに依存する。

個別指定手数料に関しては、1999 年ジュネーブ・アクト 7 条 2 項⁴⁹において、出願人は共通規則の附則に規定した標準指定手数料を納付するか、あるいは指定締約国が個別指定手数料を課している場合はそれを納付すると規定している。ただし、かかる個別指定手数料は、それを事前に WIPO のウェブサイトに掲出するために、WIPO 事務局長に通報しなければならぬ。しかしながら、1999 年ジュネーブ・アクト 7 条 2 項の最後において、「個別指定手数料は、当該締約国の所管官庁が国内法に基づいて同一件数、同一期間の意匠保護の付与に対して出願人に課してきた額相当を超えてはならず、超過額は国際手続における除外規定により減額される」と規定している。これは、締約国が個別指定手数料を規定する場合は、その手数料は、その国が国内法に基づいて課してきた額を超えてはならないことを意味し、これは国際事務局が行う出願の審査や公開等の業務をその国が行う必要がないことが理由である。

一般論として、個別指定手数料は、共通規則手数料表の標準指定手数料より高額とすることにより、締約国により多くの収入をもたらす。標準指定手数料は出願人の費用負担を抑えるために通常低額に設定されており、こ

⁴⁸ Please see Rule 12 (1) and 12 (2) of the Common Regulations.

⁴⁹ Please see Article 7 (2) of the 1999 Geneva Act.

の国際事務局が規定した標準指定手数料では指定締約国国内官庁における管理業務に必要な現実の費用を賄うことができない場合がある。

4.11 留保

1999 年ジュネーブ・アクト 29 条において、「本アクトに対する留保はこれを認めない」と規定している。結果として本アクトの締約国は、本アクトの加盟資格に関わる留保を行うことはできないが、必要に応じて、事務局長宛に国内法に基づく審査主義の宣言を行うことはできる。宣言は、締約国がハーグ協定への加盟文書を寄託した時点以降に可能である。宣言が加盟後になされた場合は、WIPO 事務局長がそれを受理してから 3 カ月以内に発効する。この宣言は発効日からハーグ協定に基づく国際出願に対して有効である。

1934 年ロンドン・アクト及び 1960 年ハーグ・アクトにおいては留保に関する規定は存在しない。

5. 結論

5.1 ハーグ協定加盟の利点と問題点

a. 利点

ハーグ協定のものであらずかのアクト又は複数のアクトへの加盟により、一度の出願により出願人が指定した複数のハーグ制度締約国に効果を及ぼし、出願人に国際出願資格を付与するという利点をもたらす。加えて、出願人は、場合に応じて WIPO 又は自国内官庁のいずれか好都合な方に手数料を納付することができる。国際事務局に対する納付はスイス・フランのみにて可能である。登録手続の際には国際事務局が審査結果を国際事務局に提出するため、出願人は国際事務局において出願の処理状況を監視することが容易に可能である。この点は、出願の対象国である各々の国が主権と領土権の原則のもとに相互に全く異なる登録手続を有する国別の出願とは対照的である。

b. 問題点

現時点ではハーグ協定には 58 カ国が加盟しており、各々は 3 つのアクトのいずれかに所属している。ハーグ協定のもので意匠の国際登録の効力は締約国の国内法のもとで執行されるものと同等であるため、国際登録の名義人はかかるアクトの締約国全域において保護されまたその権利の行使が排他的に可能である。当研究チームとしては、ハーグ協定により各国の国内事情に詳しくない者が本来の制度に比較して容易にかつ簡潔な手続により出願登録が可能となるとは言え、出願において指定した締約国に対して個別指定手数料を納付する必要が

あるため、登録出願及び研究活動に対する財政的手段の脆弱な国、デザイナー、独立出資者にとっては意匠の保護登録機会が剥奪される場合があるという見解である。

意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟する場合は、したがっていずれのアクトがタイにとって最も有益であるかという点と、タイの工業部門や製品デザイナーにとって国際的にどれだけの競争力を有するかという点の考察が必要である。

5.2 ハーグ協定加盟の際に適用すべきアクト

ハーグ協定のもとでの 3 つのアクトにはそれぞれ利害得失がある。当チームの研究によれば、1999 年ジュネーブ・アクトがタイ及びタイ国民、特にタイの工業部門や製品デザイナーにとって最も利点が大きい。1999 年ジュネーブ・アクトでは、政府間機関の加盟も認められている。出願は国際事務局に直接提出することも、出願人の自国国内官庁を経由して提出することも可能である。最初の寄託の出願日より 6 カ月以内に優先権主張を行うことができ、また意匠の二次表現を提出することができる。

1999 年ジュネーブ・アクトにおいてはまた、最大 30 カ月の公開繰延べが可能であり、保護存続期間は 15 年である。その上、締約国の国内法がこれより長期の保護を規定している場合は、本アクトに基づいて行われた国際出願に対しても同一の期間が適用される。1999 年ジュネーブ・アクトにおいては、すべての締約国に対して有効な単一手続による訂正が認められている。加えて、1999 年ジュネーブ・アクトは洗練されており、WIPO も、本アクトが世界共通の意匠登録制度策定時の煩雑さを軽減するものとの確信のもとに支持している。その上、本アクトにはアジア及び欧州の多くの国が加盟している。

本研究に基づいて、当研究チームは 1999 年ジュネーブ・アクトが最も有益であり、ハーグ協定加盟に関する詳細研究の対象とすべきであると判断する。次章に詳細研究結果を示す。

第 2 章

意匠の国際登録に関するハーグ協定における ジュネーブ・アクト

はじめに

第 1 章で説明したように、1999 年ジュネーブ・アクト、1960 年ハーグ・アクト、1934 年ロンドン・アクトは相互に独立である。それらには様々な異なる慣行があり、意匠の国際登録に対する保護内容も異なっている。加えて、各々のアクトは、それ自身で完全な国際条約とみなされる。各々のアクトに明示された適格国がそのアクトの加盟国となることができる。1 国が 2 以上のアクトに加盟することも可能である。

第 1 章において説明した、ハーグ協定のもとでの意匠の国際登録及び 3 つのアクトすべてに関する研究により、当チームは、複数の国において保護効力を有するという点から、1999 年ジュネーブ・アクトが締約国にとつての利点が最も大きいという結論を得た。締約国数はこのアクトが最大であり、かつ最も洗練されたアクトである。本章においては、1999 年ジュネーブ・アクトの締約国となった場合に遵守を要求される規則と、享受できる利点を研究する。

分析

本節では、1999 年ジュネーブ・アクトの利点と問題点、加盟国が従うべき法規、慣行、共通規則及び実施細則について分析する。

1. 1999 年ジュネーブ・アクトに準拠したハーグ協定加盟資格

1.1 1999 年ジュネーブ・アクトの加盟資格

1999 年ジュネーブ・アクトのもとでは、このアクトへの加盟するためには WIPO 設立条約への加盟が必要であり、パリ条約への加盟は必ずしも要件とはならない。この点はパリ条約への加盟を前提条件としている 1960 年ハーグ・アクト、1934 年ロンドン・アクトとは異なる。ただし、パリ条約の意匠に関する規定を遵守する義務がある⁵⁰。加えて、本アクトでは、政府間機関の加盟を認めている⁵¹。また、後者の 2 つのアクトでは、政府間機関の加盟は認められていない。タイに関しては、パリ条約に未加盟の間は後者の 2 つのアクトへの加盟資格を備えていなかった。しかし、2008 年 8 月 2 日に加盟が実現した⁵²ため、現時点では 3 つのアクトすべてを加盟候補とすることができ。

1.2 国際出願資格

⁵⁰ Please see Article 2 (2) of the 1999 Geneva Act.

⁵¹ Please see Article 27 (1) (i) of the 1999 Geneva Act.

⁵² "Contracting Parties/Paris Convention"/http://www.wipo.int/treaties/en/Remarks.jsp?cnty_id=2020C October 22, 2010

1999 年ジュネーブ・アクトのもとでは⁵³、締約国もしくは締約政府間機関の加盟国の国民であるか、又はいずれかの締約国領土に住所、常居住地もしくは実体的かつ有効な工業上あるいは商業上の拠点を有する、個人又は法人が、国際出願を行う資格を有する。

1.3 出願先及び出願日

1999 年ジュネーブ・アクト 4 条では、出願人が国際出願を国際事務局に直接提出することも、出願人の自国所管官庁を経由して間接的に提出することも認められており、前者の場合はその出願を国際事務局が正式に受理した日が出願日となり、後者の場合は、その出願が 2010 年共通規則 13 条 3 項⁵⁴に定める期限内に国際事務局に送付されることを前提としてその所管官庁がその出願を正式に受理した日が出願日となる。詳述すると、国際出願が 1999 年アクトに排他的に準拠する場合、国際事務局がそれを 1 カ月以内に受理することを前提として、出願日はその所管官庁が国際出願を正式に受理した日となる。ただし、安全手続に関する規定のある締約国の場合は共通規則 13 条 4 項⁵⁵に従って 6 カ月以内に国際事務局に提出すればよい。なお、4 条 1 項(b)⁵⁶の規定により締約国がその国内官庁において国際出願を受理しないことを宣言し事務局長宛に通報した場合は、出願人はその国内官庁に提出することはできない。

意匠の保護に関する国際出願資格のある出願人は、ジュネーブにある WIPO 国際事務局に直接出願することも、出願人の自国所管官庁⁵⁷を経由して間接的に出願することも可能である。国際出願を出願人の自国所管官庁を経由して行う場合、その官庁の事情に配慮して送達手数料⁵⁸の納付を義務付けられる場合がある。

1.4 優先権

1999 年ジュネーブ・アクト 6 条により、パリ条約締約国又は世界貿易機関(WTO)加盟国のいずれかにおいてなされた同一意匠の出願日から 6 カ月以内に国際出願がなされた場合、出願人はパリ条約 4 条に基づく優先権の主張を行うことができる。優先権主張に関しては、国際事務局はその国際出願に伴う優先権証明書の提出を要求しない。出願人は、優先権主張の細目を出願に記載すればよい。

なお、1999 年ジュネーブ・アクト 6 条 1 項(b)⁵⁹では、宣言(優先権主張の)は国際出願後に行うこともできると規定している。ただし、出願人によ

⁵³ Please see Article 3 of the 1999 Geneva Act.

⁵⁴ Please see Rule 13 (3) of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act.

⁵⁵ Please see Rule 13 (4) of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act.

⁵⁶ Please see Article 4 (1) of the 1999 Geneva Act.

⁵⁷ Please see Article 1 (xvi) of the 1999 Geneva Act.

⁵⁸ Please see Article 4 (2) of the 1999 Geneva Act.

⁵⁹ Please see Article 6 (1) of the 1999 Geneva Act.

る優先権主張が可能な期限を定めた規則は現時点では存在しない。結局、優先権主張は出願と同日に行う必要があるということになる。

また、国際事務局は優先権証明書を要求しないものの、出願において指定された指定国官庁は出願人に対して証明書を直接提出することを要求する場がある。タイ知的財産庁通報「特許出願様式、外国に対する優先権主張、補足文書及び謄本の部数について⁶⁰⁾」の 8 条においても、優先権主張を行う出願人に対して外国で行われた先行出願の優先権請求書類の謄本の提出を要求している。

1.5 言語

1999年ジュネーブ・アクト5条1項によれば、国際出願には所定の言語を使用しなければならない⁶¹⁾。1999年アクト及び1960年アクトに基づく共通規則(2010年4月1日発効)6条では、国際出願、国際登録簿の記録、公報上の国際登録公開、及びすべてのデータの公表には、英語、フランス語、又はスペイン語を使用しなければならないと規定している。

1999年ジュネーブ・アクトのもとでの国際出願又は国際登録に関する連絡手続の詳細は以下の通りである。

国際事務局と出願人、名義人又は国内官庁との間の連絡においては、英語、フランス語、又はスペイン語を使用しなければならない。国際事務局は、出願時に出願人、名義人又は国内官庁が国際事務局との間で使用した言語と同一の言語を使用して、出願人、名義人又は国内官庁との連絡を行う。ただし、出願人、名義人又は国内官庁が異なる言語を使用することを国際事務局に対して明示的に通報した場合は、例えば出願時にフランス語を使用したにも拘わらず英語を使用するよう通報した場合等は、この限りでない。

所管官庁を経由した間接出願の場合、その所管官庁は、連絡手段として英語、フランス語、又はスペイン語のいずれかの使用を出願者に義務付けることができる。換言すれば、出願人が連絡に使用する言語を選ぶことではできないということである。国内官庁が指定した言語と異なる言語を使用した

⁶⁰⁾ Clause 8 of Department of Intellectual Property's Notification Re: Patent application form, priority claim overseas, supporting documents to the application and a number of copies provides that "if an applicant for patent or petty patent wishes to make a claim, the application shall be deemed to be filed on the day the application was filed for the first time overseas. The applicant shall specify his intention in an application form under Clause 2 and submit the following documents with the application or before the publication date of the application but not exceeding 15 months from the first filing date overseas:

1. An application form No. Sor por/Sor phor/Or sor por/002-Kor attached hereto;

2. A copy of an application for patent or petty patent filed overseas with a filing date and other details in the application where the copy shall be certified true and correct by a patent office to which it was filed, to support the consideration."

⁶¹⁾ Please see Article 5 (1) of the 1999 Geneva Act.

場合、出願人がそれを訂正しない限り、出願日の遅延を生ずる可能性がある。これは2010年共通規則14条2項に従った規定である。

1.6 国際出願における記載事項

1999年ジュネーブ・アクト5条1項⁶²⁾においては、国際出願に対して、出願人に関する情報、国際出願対象意匠の表現、意匠を構成する製品、指定締約国、及び所定の手数料の表示が義務付けられている。同アクト5条2項では、例えば国際出願対象意匠の考案者の身元の表示、意匠の簡潔な説明、クレーム等の、指定締約国が国際出願において課すことのできる他の必須記載事項を規定している。ただし、国際事務局が訂正命令を送付した日から3カ月以内⁶³⁾に出願人が訂正命令を履行しなかった場合は、出願人は保護を受ける権利を剥奪される。

1999年ジュネーブ・アクト5条1項(iii)においては、意匠が二次元であってかつ出願人が公開の繰延べを申請した場合、出願人はかかる意匠の表現(ハーグ協定の図面・写真基準及び実施細則に適合した図面、写真等)に代わってその見本を提出することができると規定している。ただし、出願人は、公開繰延べ期間満了前に所定の形式の表現を国際事務局に提出しなければならない。

1.7 瑕疵の訂正

出願人が訂正命令を履行しなかった場合、出願人又はその代理人に訂正を完了するまで出願日及び登録日は繰延べされる。訂正は国際事務局が出願人又はその代理人に書面で通報した日から3カ月以内になされなければならない。期限内に命令通報を履行しなかった場合は、出願人は出願を放棄する意志があるものとみなす。ただし、本アクトの締約国である指定締約国がその国内法により、保護付与の出願において次に列挙する情報を必須としている場合は、1999年ジュネーブ・アクト8条2項(b)⁶⁴⁾に基づき不履行として除外するものとする (1) 考案者の身元情報、(2) 意匠の簡潔な説明、(3) クレーム、(4) 1999年アクト及び1960年アクトに基づく共通規則8条に従って、1999年アクトに拘束される締約国の国内法が意匠保護の出願人はその意匠の考案者でなければならないと規定している場合。

1999年ジュネーブ・アクト8条2項(b)又は1999年アクト及び1960年アクトに基づく共通規則8条の不履行があった場合、その国際出願においてはその締約国を指定しなかったものとみなす。換言すれば、出願人が規則に従って保護を受けることを求める対象の締約国が通報している特定の要件の不履行があった場合は、国内法が1999年ジュネーブ・アクト8条2項(b)

⁶²⁾ Please see Article 5 (1) of the 1999 Geneva Act.

⁶³⁾ Please see Rule 14 of the 2010 Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act (as in force on April 1, 2010).

⁶⁴⁾ Please see Article 8 (2) of the 1999 Geneva Act.

及び1999年アクトと1960年アクトに基づく共通規則8条における規定と関連するその締約国においては出願人は保護を受けることができないうことである。

1.8 国際登録

国際出願を国際事務局が審査し、1999年ジュネーブ・アクト及び2010年共通規則に照らして正当であると判断した場合は、国際事務局は可及的速やかに国際登録簿に登録し、特許を発行し、登録証明書を出願人に送付し、1999年ジュネーブ・アクトにより出願人は「名義人」となり、意匠の所有者としての又は特許権者としての権利が付与される。

指定締約国が保護付与の拒絶をしなかった場合、又は拒絶したとしてもその後それを取下げた場合、1999年ジュネーブ・アクト14条1項及び14条2項(a)⁶⁵により、国際登録は、少なくとも各々の締約国において出願された場合と同等の効力を有し、その効力はその締約国が保証すると規定されている。

1.9 公開

国際事務局により登録がなされると、国際事務局はその登録をWIPOのウェブサイトで公開する。国際事務局は、国際登録の公開簿本を指定締約国の所管官庁にインターネットを経由して送付する。かかる公開は、2010年共通規則17条1項により、十分な公表⁶⁶とみなされる。共通規則17条1項の規定「国際登録の公開」には次の補足説明がある。

a. 17条(i)出願より請求があった場合は、国際登録を登録後即時公開しなければならない。これは、国際事務局がすべての手続を完了した時点でハーグ協定に基づきその出願を公開することを意味する。

b. 17条(ii)公開の繰延べが請求され、かつその請求が拒否されなかった場合は、繰延べ期間の満了日又は満了したとみなされる日より後にその出願を公開しなければならない。2010年共通規則16条に基づき、出願人は当該の出願の出願日又は優先権の主張がなされている場合は優先日から最長30カ月の公開繰延べを請求することができる。現時点ではタイ特許法は公開繰延べの要件を規定していないため、この問題は次のように解釈することができる。

⁶⁵ Please see Article 14 of the 1999 Geneva Act.

⁶⁶ Please see Article 10 (3) (a) of the 1999 Geneva Act.

1999年ジュネーブ・アクト11条1項(b)「公開の繰延べ」によれば、締約国の国内法に国際出願の公開繰延べの規定が存在しない場合、かかる締約国は、その旨宣言し、WIPO事務局長に通報しなければならぬ。1999年ジュネーブ・アクト11条3項(i)においては、国際事務局は、公開繰延べ請求を却下する前に、その国際出願におけるその指定締約国の指定の無期取下げを、国際事務局の通報後1カ月以内⁶⁷に行うように出願人に書面にて通報すると規定している。ただし例外があり、表現の代わりに見本を提出した出願においては、国際事務局は公開繰延べ出願請求を自動的に取下げ、その後それを出願人に通報する。

c. 17条(iii)その他の場合には、国際出願は登録の6カ月後又はそれ以降可及的速やかに公開するものとす。即時公開の請求がなかつた場合は意匠登録の6カ月後に、また繰延べ期間が満了した場合はその後可及的速やかに公開を行う。

当研究チームとしては、出願人が具体的行動を起こす前に行う指定締約国内の製品需要の研究調査には時間がかかるため、出願日より30カ月の公開繰延べ期間が設けられていることは出願人にとって有益であると判断する。例えば、複数の意匠が出願に含まれ、かつその中のいずれかの意匠が指定締約国では十分な市場価値を持たないと判断した場合に、出願人はそのような意匠を取下げることができる。その上、このことにより生産販売を行うべき時期に至っていない特定の国での出願の保留又は取下げが可能であり、費用と支出の節減が可能となる。公開繰延べ期間において、出願人は競合業者に公開内容を知られることなく、よく準備し計画されたマーケティング活動を展開することができる。意匠が出願人の許可なく複製されることを防止できる。

1.10 公開前の秘密保持

1999年ジュネーブ・アクト10条5項及び10条5項(b)⁶⁸は、国際出願に記載された意匠の秘密保持に関する指定締約国の義務を規定している。

1.11 国際出願に記載した指定締約国による意匠の審査

各々の指定締約国の国内特許所管官庁で、かつそれ自体で審査部門を有しているものは、登録のために提出された意匠が国内法を遵守しているかを判断するために、その意匠の審査を行うことができる。ただし、最初

⁶⁷ Please see Rule 16 (2) of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act.

⁶⁸ Please see Article 10 (5) of the 1999 Geneva Act.

に提出された時点での方式審査は、審査基準の一貫性の確保及びすべての締約国の規則との適合性審査の必要性から国際事務局の責任事項となっており、国内官庁がこれを行うことはできない。

1.12 登録拒絶

1999年ジュネーブ・アクト12条によれば、各々の締約国による登録拒絶があった場合は、その国において登録発効がかつて一度もなかったものとみなされる。ただし、1999年ジュネーブ・アクト12条1項では、締約国特許所管官庁が本アクト又は共通規則に規定した以外の文書又はその他の追加品目、例えば2010年共通規則9条に規定したものの以外の異なる又は追加の意匠表現等の提出を出願人に要求することを禁じている。換言すれば、仮にタイが1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合、タイの特許庁は出願人に対し、国際出願のタイ語翻訳版の提出を要求することができないことを意味している。優先権主張がされた場合、1999年ジュネーブ・アクト12条により、仮にタイ国内法に従った意匠の表現が提出されなかった場合やタイ語翻訳版が寄託されなかった場合でも、それを登録拒絶理由とすることはできない。

指定締約国内官庁が拒絶通報を行う場合は、次の各号に掲げる細目を拒絶通報に記載して国際事務局に通報しなければならない。

- 1) 拒絶した特許所管官庁の名称(締約国の所管官庁の名称の表示)
- 2) 国際登録の登録番号
- 3) 拒絶日
- 4) かかる拒絶の理由すべて
- 5) 拒絶理由が、その意匠と同一又は類似の意匠が国内で又は国際的に登録されていることである場合、又はハーグ協定のもとでかかる意匠が登録日以前に存在していることである場合は、その締約国国内官庁は、既存の意匠の出願番号又は登録番号、出願日又は登録日、写真等、拒絶を正当化するすべての既存情報を拒絶通報に添付して送付しなければならない。
- 6) 拒絶理由が第三者による異議申立であった場合は、その旨を明確に記載しなければならない。
- 7) 意匠が未公開であると特許所管官庁が判断したとせばハーグ協定に基づいて公開の繰延べが行われた場合)、したがって拒絶通報に添えて写真を送付することができない場合、かかる特許所管官庁は12カ月以内に国際事務局に対してその旨説明しなければならない(意匠が公開済みの場合は6カ月である)。
- 8) 拒絶に対する再審請求が可能な場合は、指定締約国所管官庁は国内法に基づき請求可能期間を指定しなければならない。
- 9) 審査又は再審査手続が国際出願を拒絶した指定締約国の領土に住所を有する代理人によってのみ可能である場合、例としてタイ特許庁が国際出願を拒絶したかつ国内法により再審請求可能な

39

(139)

特許代理人が特許庁に登録された者でなければならぬ場合には、かかる要件を拒絶通報に記載しかつ出願者にも周知しなければならぬ。

国際出願の項目で説明したように、登録を拒絶する場合、指定締約国所管官庁は、6カ月以内⁶⁹⁾又は12カ月以内に国際事務局に対して拒絶通報しなければならぬ。国際事務局が国内特許所管官庁より拒絶通報を受理した場合、国際事務局は可及的速やかに拒絶の事実を国際登録簿に記載し、WIPOのインターネットベースの公開システムにおいて公開し、その後名義人に拒絶通報の謄本を送付する⁷⁰⁾。

指定締約国所管官庁が規定に従って6カ月又は12カ月の期限内に拒絶通報を行った場合、同官庁はかかる拒絶の追加の理由を後から通報することができ、追加の拒絶理由としては、初期審査後に、その意匠に対して意匠の単一性欠如の判断があった場合、意匠の単一性要件に対する不適合があった場合、1件の出願の構成物として認められない場合、新規性が欠如している場合等がある。締約国所管官庁は、本アクトで規定した期限が満了していても追加の拒絶理由を通報することができ、その場合かかる追加の理由は名義人に直接送付しなければならない。

1999年ジュネーブ・アクト13条「意匠の単一性要件」は、国内法により意匠の単一性要件に適合する意匠を1件の出願として提出することを義務付けている締約国は、その旨をWIPO事務局長に通報しなければならないと規定している。そのような締約国は、複合出願を拒絶する可能性がある。拒絶された場合、出願人は出願を訂正して分割し、1件の出願としてではなく個々の出願として提出することができる。

加えて、かかる締約国は、必要とみなされる場合、分割された国際出願に対して追加手数料を徴収することができる⁷¹⁾。国際事務局に拒絶通報を行った官庁は、追加手数料を出願人に再通報し、出願人はその追加手数料をかかる特許所管官庁に直接納付することができる。1999年ジュネーブ・アクト13条3項に規定している「必要であった場合」とは、締約国が分割手数料と納付方法を自身で個々に決定できることを意味する⁷²⁾。

拒絶通報の写しが名義人に送付され名義人がそれを正当に受理した場合、ハーグ協定に基づき、名義人は、拒絶通報を行った官庁の国内法に従い国内法に基づいて出願が行われた場合と同等の扱いで、再審査もしくは拒絶

⁶⁹⁾ Please see Rule 18 (1) (b) of the 2010 Common Regulations.

⁷⁰⁾ The registration date will take effect no later than 18 months thereafter. This refers to the first 12 months as stipulated for Thailand to issue a refusal and six months in case the notification is to be made to WIPO's Director-General.

⁷¹⁾ Please see Rule 15 (5) and 6 of the 2010 Common Regulations.

⁷²⁾ Please see Article 3 (3) of the 1999 Geneva Act.

⁷³⁾ WIPO Doc No. H/CE/VII/3 dated September 3, 1997, page 23 note 13, 14.

再審の請求、又は拒絶に対する不服申立を行う権利を有する⁷⁴。名義人は、国内官庁によって行われた出願の拒絶に対応した国内官庁の規則と手続に従って再審査もしくは拒絶再審の請求又は第三者による異議申立に対する反対申立を行うために、代理人を選任することができる。したがって、タイ特許庁の場合も、ハーグ協定に基づき、弁明書、不服申立、異議申立に関して、国内出願が準拠する規則と同一の特許庁規則の遵守を出願人に対して義務付けることができる。

拒絶通報は随時取下げが可能であり、その場合その通報は国際事務局に提出しなければならない。その通報には指定締約国がその国際出願における意匠の有効性を全体的に又は部分的に承認したことを記載しなければならない。拒絶の取下げとは、本章の 1.8 項「国際登録」でも説明したように、1999 年ジュネーブ・アクト 14 条 1 項と 14 条 2 項に規定された規則に従って、拒絶が取下げられた国でハーグ協定に基づく登録が効力を有することを意味する。

1.13 国際登録に関する訂正の記録

1999 年ジュネーブ・アクト 16 条⁷⁵に基づき、所有権の訂正、名義人の名前と住所の訂正、選任代理人の訂正等の国際出願の訂正が可能である。ただし、所有権の訂正の場合、譲受人又は新しい所有者が 1999 年ジュネーブ・アクトのもとで原所有者と同一条件で国際出願を行う資格を有することが前提となる。

1.14 国際登録の更新

1999 年ジュネーブ・アクト 17 条は、国際登録に対する最初の 5 年間の保護を規定しており、かつこれは 15 年まで 5 年ごとに更新が可能である。ただし指定締約国の国内法で規定する最長期間がこれを超える場合は、それに従う。

1.15 手数料

ハーグ協定のもとでは、出願人又は名義人は国際登録手数料を国際事務局に直接支払うか、又は出願人の本国所管官庁に出願日に支払い、その後国際事務局に転送する間接的方法により納付しなければならない。国際事務局に対する納付はスイス・フランのみにて可能であり、自国内官庁を経由する場合は他の通貨も使用することができる⁷⁶。

国際事務局への納付手続は次の各号のいずれかによる⁷⁷。

⁷⁴ Please see Article 12 (3) (b) of the 1999 Geneva Act.

⁷⁵ Please see Article 16 (1) of the 1999 Geneva Act.

⁷⁶ Please see Rule 18 (1) of the 2010 Common Regulations.

⁷⁷ Please see Rule 801 of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement

- (1) 銀行引落しによる国際事務局が開設している銀行口座への入金。
- (2) 国際事務局のスイスポータル口座又は指定した口座への送金。
- (3) 電子ストライプタイプのクレジットカード又は WIPO ウェブサイトで可能な電子決済。

出願の取下げ、登録や更新の拒絶につながるりやすいエラーや遅延を生じず、最も簡便な納付方法は引落しによる国際事務局が開設している銀行口座への入金である。ただし、出願時に公開の繰延べを請求している場合は、公開手数料は後から納付可能である⁷⁸。国際出願を行う際に納付すべき手数料は次の各号の通りである⁷⁹。

1. 基本手数料
2. 公開手数料
3. 標準指定手数料又は個別指定手数料

基本手数料と公開手数料は国際事務局が徴収する。場合にに応じて納付する標準指定手数料又は個別指定手数料は、指定締約国特許所管官庁が徴収する。出願人は、共通規則の附則手数料表の記載に従って、基本手数料、標準指定手数料、及び公開手数料を納付しなければならない。1999 年ジュネーブ・アクト 7 条 2 項⁸⁰に基づき、国際出願の指定締約国は、共通規則の附則手数料表記載の標準指定手数料を受取ることも、出願人からの独自の個別指定手数料徴収を宣言することも可能であるが、個別指定手数料を徴収する場合は、締約国は WIPO 事務局長にその額を通報しなければならず、WIPO は出願者の便宜のためにそれを事前に WIPO のウェブサイトに掲出するものとす。

a. 基本手数料

出願人は、国際出願の提出時に共通規則の附則手数料表記載の基本手数料を納付しなければならない。詳述すると、意匠 1 件に対する基本手数料は 397 スイス・フランである。2 件目以降の意匠の各々に対しては各々 19 スイス・フランである。更新の際の更新料は、意匠 1 件に対して 200 スイス・フランであり、2 件目以降の意匠の各々に対しては各々 17 スイス・フランである。

b. 標準指定手数料

1999 年ジュネーブ・アクト 7 条 2 項又は 2010 年共通規則の 36 条 1 項に基づいて標準指定手数料の代わりに個別指定手数料を適用する旨の宣言を行っていない指定締約国には標準指定手数料を納付する。標準指定手数料は、各々の締約国の責任レベルに依存して 3 つの

⁷⁸ Please see Rule 12 (1) and 12 (2) of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act.

⁷⁹ Please see Rule 12 of the 2010 Common Regulations.

⁸⁰ Please see Article 7 (2) of the 1999 Geneva Act.

異なる手数料レベルに分かれている。審査責任の大きい国には高額の手数料が認められている。共通規則の附則手数料表の詳細は次の通りである。

レベル 1. 国際出願の細目の審査を行わない国の受取額は、1 件目の意匠に対して 42 スイス・フラン、国際出願中の 2 件目以降の意匠各々に対して 2 スイス・フランである。

レベル 2. 国際出願の細目の審査を行うが新規性の審査は行わない国の受取額は、1 件目の意匠に対して 60 スイス・フラン、国際出願中の 2 件目以降の意匠各々に対して 20 スイス・フランである。

レベル 3. 国際出願の細目及び新規性の両方の審査を行う国の受取額は、1 件目の意匠に対して 90 スイス・フラン、国際出願中の 2 件目以降の意匠各々に対して 50 スイス・フランである。

c. 個別指定手数料

1999 年ジュネーブ・アクト 7 条 2 項においては、「ただし、個別指定手数料は、同一件数の意匠の同一期間における保護に対してその締約国の所管官庁が出願人から徴収可能な額相当を超えてはならず、超過額は国際手続における除外規定により減額される」と規定している。これは、締約国が個別指定手数料を規定する場合は、その手数料は、その国が国内法に基づいて同一件数、同一期間の意匠保護の付与に対して出願人に課してきた額を超えてはならないことを意味し、これは国際事務局が行う出願の審査や公開等の業務をその国が行う必要がないことが理由である。

一般論として、個別指定手数料は、共通規則の手数料表の規定より高額とすることにより、締約国により多くの収入をもたらす。標準指定手数料は出願人の費用負担を抑えるために通常低額に設定されており、この国際事務局が規定した標準指定手数料では指定締約国内官庁における管理業務に必要な現実の費用を賄うことができな場合がある。

d. 公開手数料

出願人は、国際出願が行われた後に、共通規則の附則手数料表記載の公開手数料を納付しなければならない。その額は、表現 1 件当たり 17 スイス・フラン、表現表示ページが 2 ページ以上の場合、2 ページ以降 1 ページ当たり 150 スイス・フランである。100 語を超える説明文がある意匠については、追加 1 語当たり 2 スイス・フランの追加手数料が課される。

ただし、この手数料表には締約国として保護出願を行う可能性のある開発途上国(LDC)の一覧も掲載されている。この一覧は国連(UN)又はその他国際機関において制定されているものと同じである。WIPO 国際事務局は、国際市場における LDC 諸国のデザインナーの意匠保護を促進し意匠保護に関する意識を高めることをポリシーの一つとしており、このため LDC 諸国に対して 10 パーセント割引制度を提供している。

2. 1999 年ジュネーブ・アクトにおいて締約国によりなされた宣言の分析 81

本節は、1999 年ジュネーブ・アクトにおいて締約国によりなされた宣言とその効果の研究に関するものである。締約国が行う宣言には次のようなものがある。

2.1 国内官庁を経由した国際出願の禁止

1999 年ジュネーブ・アクト 4 条 1 項(b)において、国内所管官庁においては国際出願を受理しないことを締約国が宣言し事務局長に通報することが認められている。これは、締約国が独力で国際出願を受理するか否かを決定する際の選択肢として用意されているものである。換言すれば、これを選択した場合は、締約国は国際出願を受理せず、国際事務局を経由した出願のみを強制する。かかる宣言を行った締約国は、アフリカ知的財産機関(OAPI)、欧州共同体(EU)、フランス、クロアチア、ラトビア、スロベニア、ウクライナである。このうちのいくつかの国は単に煩雑さを避けたものかも知れないが、多くは出願及び納付金を受理しそれを WIPO 国際事務局に転送するシステムの準備が整っていないことや処理手続により発生する費用負担の用意ができていないことが理由である。

予算、人員、出願システムは整備されているにも拘わらず国内官庁による国際出願の受理を行わない国もある。出願を国際事務局経由に限定しても十分機能するため、煩雑さを避けてそれに一本化する宣言を行った国である。注目すべきは、かかる宣言をこの理由で行った国はすべて欧州の国だということである。つまり、国内官庁への出願が認められない場合は、ハーグ協定のもとでの出願資格があるかあるいは EU 諸国に住所を有するか事業を営んでいるこれらの国の出願人は、国際事務局に出願しなければならないが、それは幸いなことに近隣のスイスにあり大きな不都合はないためである。

2.2 出願に必要な補足情報

1999 年ジュネーブ・アクト 5 条 2 項(b)においては、審査主義をとる締約国が、その国を指定締約国とした出願人が追加情報を提出しなればなら

⁸¹ From <http://www.wipo.int/hague/en/declarations.html>, November 1, 2010
44

らない旨、WIPO 事務局長に通報することを認めている。これを履行しなかった場合は出願人は保護の付与を拒否され、それは出願人がその状況を正すまで継続される。5 条 2 項(b)に基づいて通報される追加情報に関しては、以下のようになんかな宣言が行われている。

- a) 5 条 2 項(b) (i): その出願の対象意匠の考案者の身元に関する表示 - この情報に関する宣言を行っている国はルーマニアのみである。
- b) 5 条 2 項(b) (ii): その出願の対象意匠の表現又は特徴的特色の簡潔な説明 - ルーマニアとシリアがこの情報に関する宣言を行った。
- c) 5 条 2 項(b) (iii): クレーム: これに関する宣言を行った国はない。

2.3 個別指定手数料

OAPI、EU、ブルガリア、ハンガリー、キルギス、モルドバが、各々の内部事情により、1999 年ジュネーブ・アクト 7 条 2 項に基づく個別指定手数料に関する宣言を行った。ただし、本手数料は各国が国内法に基づいて徴収する額を超えることはできないと規定されている。実際は国際事務局が出願の初期審査や公開等の業務を行っているため、国内法に基づいて徴収する額より少額とすべきである。

2.4 個別指定手数料の 2 段階納付

2010 年共通規則 12 条 3 項においては、当該の締約国に関する個別指定手数料は 2 つの部分で構成されると規定されている。第 1 の部分は国際出願が行われた時点で納付義務があり、第 2 の部分は締約国の国内法に従って定められる期限までに納付すればよい。現時点では、本 12 条 3 項に従った宣言を行った締約国はない。

2.5 30 カ月より短期の公開繰延べ

現時点では、クロアチア、エストニア、スロベニア、デンマーク、ノルウェー、シリア、OAPI が、1999 年ジュネーブ・アクト 11 条 1 項(a)に基づく宣言を行っており、宣言を行った先進国の約半数が意匠の公開繰延べ期間を出願日から最大 12 カ月以内に制限している。ただしデンマークは繰延べ期間を 6 カ月以内としている。前に説明したように、公開の繰延べは出願人にとって有益なものであるが、いくつかの国では出願日より 30 カ月という 16 条 1 項に規定する期間が余りにも長いと判断していると思われる。公開繰延べにより、出願人は、WIPO 国際事務局に公開手数料を納付する前に、製品の指定締約国における試験的マーケティングや市場導入の準備が可能になる。

2.6 公開繰延べの禁止

アイスランド、シンガポール、ポーランド、ブルガリア、ウクライナは、1999 年ジュネーブ・アクト 11 条 1 項(b)に従って、意匠の公開繰延べを禁止している。これにより、出願人は、出願に記載する指定締約国の一覧にこれらの国を含めることができないことになる。公開繰延べ制度の基本原理は、出願人が WIPO 国際事務局に公開手数料を納付する前に、指定締約国における製品の試験的マーケティングや市場導入の準備が可能になることにある。しかしながら、これらの国では、出願人はその前にパリ条約又は WTO 加盟国において優先権主張を行うことにより権益を確保できるため公開の繰延べを行う必要はないと判断したと思われる。

2.7 1 件の出願における意匠の単一性に関する特別要件

エストニア、

キルギス、ルーマニア、シリア、シンガポールは、国内法により 1 件の出願における意匠件数が 1 件に制限されているため、1999 年ジュネーブ・アクト 13 条 1 項に従って、この宣言を行った。これにより、これらの国はその特別要件に適合しない出願を拒絶することができる。換言すれば、出願人は意匠 1 件ごとに分割して出願を行わなければならないということである。

2.8 出願に記載の指定締約国として出願人の自国を指定することの禁止

1999 年ジュネーブ・アクト 14 条 3 項においては、審査主義国の場合、自国の出願人が指定締約国として自国を指定することを禁止することが認められている。現時点ではブルガリアのみがこの宣言を行っている。

2.9 所有権訂正の効力

1999 年ジュネーブ・アクト 16 条 2 項においては、締約国が、国際登録簿における意匠の所有権訂正の記録は、宣言書において規定した所有権訂正陳述書又は文書その締約国の所管官庁が受理しない限りその締約国においては無効である旨宣言し、WIPO 事務局長に通報することが認められている。宣言がない場合は、国際事務局はその訂正を公開することができるが、その手段は WIPO のウェブページの公表のみである。現時点では、デンマーク及び OAPI が本件に関する宣言を行っている。

デンマーク及び OAPI は、自身の利益擁護及びハーグ制度の複雑化を排除して協定の成果を最大化するためにかかる宣言を行った。EU に属しかつハーグ協定の締約を検討している国では、制度を簡素化するために不必要な手続を排除することの必要性が認識されている。このことが、本研究実施時点で特定の国が所有権の訂正を示す証拠の提出を義務付ける宣言を行っている理由であると思われる。

2.10 共同官庁

ペネルクスとも略称される、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダは、意匠に関する国内法制を統合することに合意した複数の国がその旨事務局長に通報することを認めている。1999年ジュネーブ・アクト19条1項に基づく宣言を行った。共同官庁とは、1999年ジュネーブ・アクトの定義に従った国内官庁を意味する。同一の意匠法制を共有するグループ下の国は、ハーグ協定においては単一の加盟国とみなされる。

2.11 出願人に関する特別要件

アイスランド及びガーナは、1999年ジュネーブ・アクトに拘束される締約国の国内法が意匠保護の出願人はその意匠の考案者でなければならぬと規定している場合にその締約国はその旨事務局長に通報することを認めている。2010年共通規則の8条1項に基づいて、本件に関する宣言を行った。

2.12 ビューの提出義務

2010年共通規則の9条3項(a)においては、1999年ジュネーブ・アクトに拘束される締約国において意匠を構成する製品又は意匠使用予定製品の特定ビューの提出が義務付けられている場合、その旨宣言し、事務局長に通報しなければならぬと規定している。ただし、9条3項(b)において、意匠が二次元の場合ビュー数は1でなければならず、三次元の場合は6以下でなければならぬと規定している。

本研究実施時点において、9条3項(a)に基づく宣言を行った国はない。

2.13 転送手数料

本研究実施時点において、本件に関する宣言を行った国はない。

2.14 秘密情報の審査

本研究実施時点において、本件に関する宣言を行った国はない。

2.15 拒絶通報期間の12カ月への延長

アイスランド、キルギス、モルドバ、ルーマニア、スペイン、シリア、トルコが、2010年共通規則18条1項(b)に基づく宣言を行った。これは、国内法により意匠の公開に対して第三者による異議申立が認められているためであり、WIPO事務局長に対して12カ月の拒絶通報期間の適用を通報した。

2.16 登録発効日

スペインとトルコは、2010年共通規則18条1項(c) (i)に基づいて宣言を行った。それによると、これらの国では、登録は宣言に記載された期間の最終日に発効し、国際登録簿の公開から12カ月に相当する18条1項(b)に基づく所定の期間よりも後である場合があるが、かかる12カ月の期間の最終日から6カ月を超えることはできない。この宣言により、この2カ国における発効日は国内法制によって規定されたものと同じとなる。

2.17 国内法が規定する最長保護存続期間

1999年ジュネーブ・アクト17条3項(c)においては、各々の締約国は国内法による最長の保護存続期間を宣言し、事務局長に通報しなければならぬと規定している。

結論

1999年ジュネーブ・アクトに準拠するハーグ協定は、同一基準による意匠保護を提供するものであり、出願人にとっては出願の簡便化という利点がある。詳述すると、出願人は1箇所の出願先に一度出願するだけで、出願人が指し登録により確定するすべてのハーグ協定締約国において効力を有する。加えて、出願人は場合に依りて、手数料をスイス・フランで国際事務局に直接納付することも、又は締約国所管官庁を経由して納付することも可能である。出願提出後は、指定締約国による審査結果はすべて国際事務局に報告されるため、出願人は国際事務局において出願が正当に登録されたかどうかを確認することができる。このことは、国内制度に基づいて出願を行わなければならない、主権と領土権の原則のため各々の国で行われる出願は全く関連がなく保護を求める国ごとに異なるという、この制度がない場合の状況とは対照的であり、出願人にとって有益である。

本アクトに加盟する場合、締約国は、確実に他の締約国と整合する審査制度その他の要件を整備する必要がある。換言すれば、普遍的な保護を実現するためにはハーグ協定に基づくすべての締約国の制度は加盟国間で共通でなければならないということである。加えて、ハーグ協定の手続においては、一度の出願が同一アクトすべての加盟国において効力を有するのみならず、登録及び保護もまた出願人が追加の費用負担することなく同時に効力を有する。

アクトに加盟する場合には、締約国における共通の規則と慣行が前提となる。換言すれば、ハーグ協定の締約国は同一条件の保護を受けられるということである。同時に、ハーグ協定に基づいて一度だけ行う国際登録手続がすべての締約国において効力を有する。結果として、意匠の登録及び保護は、複数の国において追加費用を伴わずに同時に効力を有することになる。

第3章

欧州共同体商標意匠庁(OHIM)管理下の意匠と

意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ・アクト

はじめに

欧州諸国は、加盟国の知的財産等の共通の利益を保護するために 27 개국からなる欧州連合(EU)を発足させた。またこの観点から、EU はスペイン・アlicantに本部を置く欧州共同商標意匠庁(OHIM)を設立した。OHIM の設立目的は、知的財産に対する共通の保護制度を実現し、EU 加盟国における商標と意匠の出願の簡素化を図ることである。出願により生ずる保護効力は、27 の EU 加盟国において共通に適用される。

当研究チームは、この欧州連合専門機関の役割を調査するために OHIM に関する情報を収集した。本章では最初に、OHIM が提供している共同体における意匠保護制度を調べる。次に、OHIM の保護制度と 1999 年ジュネーブ・アクトに基づく意匠の国際出願との関連を調査する。

1. 登録共同体意匠(RCD)の保護制度

例えば包装デザインは、製品の成否を左右する重要な要因である。消費者による製品の選択は、有用性の観点からのみならず、製品の外観が決め手になる場合がある。品質が同じで価格も同等の二つの製品があった場合、消費者は包装デザインによって製品を選択しがちである。これが、経営者やデザイナーが製品を成功させるために新しいデザインを追求する理由である。これはまた、デザイナーに伴う権利と利益を保護する意匠登録が重要な理由でもある。

OHIM は、登録共同体意匠(RCD)制度のもとでの保護付与を 2003 年に開始し、登録数は以降徐々に増加している。現時点では、OHIM は既に 400,000 件の意匠を受理し、登録しており、この件数は平均で毎年 80,000 件⁸³増加している。OHIM はまた意匠間の競争を触発し、これにより外観上魅力的な製品の消費者による購入、使用意欲を高め、製品の進歩と競争力の強化をもたらしした。

OHIM が設立される以前は、デザイナー、経営者、意匠所有者には国際的意匠保護に関しては二つの選択肢があった。第一は、欧州諸国の各々において出願を行う、国内出願である。第二は、ジュネーブにある WIPO への国際出願である。OHIM の設立と RCD 保護制度により、出願人は一つの出願によって 27 の EU 加盟国において共通の保護を受けることが可能となり、保護範囲が大幅に拡張された。EU 加盟国においては、OHIM への意匠登録は第三の選択肢であり、しかも簡便であるだけでなく、意匠の利用を促進し大きな経済効果を生み出した。OHIM を経由した登録制度は EU 加盟国における国内出願の権利を剝奪するものではない。何らかの理由で意匠が拒絶、

⁸³ 27 European Union members are Austria; Belgium; Bulgaria; Cyprus; Czech Republic; Denmark; Estonia; Finland; France; Germany; Greece; Hungary; Ireland; Italy; Latvia; Lithuania; Luxembourg; Malta; Netherlands; Poland; Portugal; Romania; Slovakia; Slovenia; Spain; Sweden and the United Kingdom.

⁸⁴ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/RCD/index.en.do/> November 11, 2010

取消し、取下げされたとしても、その影響は他の EU 加盟国には及ばない。結果として、OHIM の管理下での意匠登録は、迅速、簡便でかつ間違いなく簡素なものである。OHIM では意匠の 40 パーセント以上が 1 週間以内に登録完了となる⁸⁴。

欧州連合理事会の監督のもとで⁸⁵、OHIM は、欧州連合専門機関として法的にも、管理上も、財政的にも独立している。OHIM 全体を管轄する長官、副長官、審判部、財政部の役員は、欧州連合理事会が任命する。各々の部は EU の各々の加盟国の代表と欧州連合理事会の代理人で構成される。OHIM には、商標と意匠に関する紛争を審査する 4 つの部があり、各々が審判を行って知的財産の認可又は取下げに関する審決を下す。当研究チームはしたがってそれぞれの部の構成を簡潔に説明すべきと判断する。それを以下に示す⁸⁶。

(a) 審判部

4 つの委員会がある。内一つの委員会が意匠に関する裁定に特化している。この意匠裁定委員会は 3 名で構成され、2 名は法務専門家、1 名は委員長である。審判部は独立に審決を下す権限があり、OHIM の指示に従う義務はない。ただし、審判部は特定の紛争については拡大審判部に回送する場合はある。

(b) 拡大審判部

審判部の 9 人のメンバーで構成される拡大審判部は、商標及び意匠に関連する法的複雑性を有する紛争や特別要因による重要事案の審判権を有する。審判部は、審判部手続規則に従って、通常そのような事案を拡大審判部に回送して最終審決を下す。

(c) 一人部

名称が示すとおり、一名の法務専門家のみで構成され、当事者による和解がなされた紛争の審決、解決済み紛争の手数料や不服申し立て等に関する決定を行う。

(d) 審判部評議会

審判部評議会は、規定、規則、審判部組織に関する責任を有する。審判部評議会はまた、審判部の人員採用を行い、審判部の検討すべき問題を担当する。

⁸⁴ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/RCD/index.en.do/> March 18, 2011

⁸⁵ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/OHIM/institutional.en.do/> November 11, 2010

⁸⁶ "Board of Appeal" <http://oami.europa.eu/ows/rw/OHIM/institutions/BoA.en.do/> February 2, 2011

EU 加盟国は各々異なる国内法制と異なる意匠保護制度を有している。各々の国で意匠の定義も異なる。この多様性が共同体内における広範な競争と商取引を阻害してきた。この問題を解決し、経済的競争力を強化し、EU 域内での共通の意匠登録を促進するために、OHIM は、出願者がすべての EU 加盟国を対象とする一つの保護規則と一つの保護法制に基づく一つの出願を提出するだけの、単一の手続を導入した。換言すれば、この単一手続により、意匠の出願人は OHIM の登録共同体意匠(RCD)制度によって保護され、その権利はすべての EU 加盟国に及ぶようになる。

結果として、EU において登録、保護される意匠は OHIM が管理することとなり、登録、移転、取下げ等の手続が簡素化された。加えて、登録はすべての EU 加盟国に対して効力を有することとなった。欧州共同体意匠規則(CDR) 6/2002 に記述されているように、EU における意匠登録の目的の一つは出願人にとって妥当なコストかつ簡素な手続の制度を提供することである。しかしながら、EU における意匠保護には、実は以下のように 3 つの方法がある⁸⁷。

1.1 登録共同体意匠(RCD)

2003 年 4 月 1 日から、RCD によって名義人における意匠の全体的又は部分的な排他的所有権を排他的に保護する制度が開始された。最初の保護存続期間は出願から 5 年間であり、更新により 5 年ずつ延長が可能であるが、最大は 25 年間である。出願人が出願日前 12 カ月以内に市場に公開したとしても出願日前に新規性を喪失したとはされない。この制度は長期の保護制度と考えられており⁸⁸、デザインナーは保護存続期間の短い非登録共同体意匠(UCD)ではなく、この登録共同体意匠(RCD)による登録と保護を選ぶ傾向がある。

1.1.1 「登録共同体意匠」としての保護資格を有する意匠

理事会規則 (EC) No. 6/2002 においては、「意匠」を製品全体又は部分の外観であって、製品自体あるいはその装飾又はその両方の、特に線、輪郭、色、形状、手触りあるいは素材又はこれらの任意の組合せにおける特徴に由来する外観と定義している⁸⁹。EU において保護資格を有する意匠には、新規性と独自性が必要である⁹⁰。換言すれば、かかる意匠は出願日又は優先日より前に出現し又は公表されたことがなく、唯一でかつ他の製品とは異なるものでなければならぬということである。

⁸⁷ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/RCD/protection/protection.en.do/>, November 11, 2010

⁸⁸ (17) of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design provides that "this calls for two forms of protection, one being a short-term unregistered design and the other being a longer term registered design."

⁸⁹ Please see Article 3 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

⁹⁰ Please see Article 4 (1) of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

ただし、意匠が市場に供せられたとしても当該業界において広く既知となっていない場合は、新規性を欠くとは判断されない。出願日又は優先日より前1年間に初めて供せられたか使用された意匠は、意匠の実体が開示又は公表されたとはみなされない⁹¹。例えば、EU において2002年4月1日より後に出願された意匠は、2003年4月1日より前に広く公表又は使用されたとはみなされない。特徴が不可視であるか外観が技術的機能によってのみ表現可能な特定の種類の意匠、公序良俗又は道徳原理に反する意匠⁹²は登録共同体意匠(RCD)による保護出願資格はない。

加えて、EU においては、複数の意匠の申請が可能で複合出願が認められている⁹³。ただし、これら複数の意匠はロカルノ分類⁹⁴の同一クラスになければならず、この分類は理事会規則 (EC) No. 6/2002 40条⁹⁵において出願目的に対するその高度の重要性が証明されている。ロカルノ分類により、複数意匠を含む出願手続を効率化することができる。これはその意匠に関連した工業製品の検索を簡単化し、意匠の分類の際の重複を防止する。2009年1月1日に、ハーグ協定下のWIPO国際事務局、政府間機関、49の加盟国はロカルノ制度を締約し適用することに合意した。この制度を工業技術の発展に沿った最適のものとするために、5年ごとに専門家委員会が改訂する。最近の改訂は2009年1月1日に実施された。

1.1.2 登録共同体意匠(RCD)への出願と、その詳細

登録共同体意匠としての保護出願は次のものを備えなければならない。

- (1) 出願人が住所を有する国名を含む出願人情報。出願人が自然人の場合は姓及び名を表示しなければならない。企業の場合は、法的に登録された法人名、電話番号、ファックス番号、登録先を表示しなければならない。
- (2) 意匠の表現物(少なくとも1次元のもの)
- (3) 各々の意匠ごとに100語を超えない長さの、意匠表現物の説明。
- (4) 必要な場合、登録公開繰延べの請求。

出願人の提出した情報が不正確な場合や不足している場合は、出願の取下げに至ることを防止するためには期限内にそれを訂正する必要があるため、出願における細目は極めて重要である。このことは意匠の表現にも適用されるものであり、所定の規則に適合していなければならない。

⁹¹ Please see Article 7 (2) (b) of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

⁹² Please see Article 9 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

⁹³ Please see Article 2 (1) of the Commission Regulation (EC) No 2245/2002.

⁹⁴ The Locarno Classification, formerly known as the Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs, is WIPO's international classification used for the purposes of the registration of industrial designs. <http://www.wipo.int/classifications/locarno/en/>, February 2, 2011.

⁹⁵ Please see Article 40 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

出願は厳密に規則に従って行われなければならない。出願の対象が二次元の意匠であり、かつ出願人が理事会規則(EC) No. 6/2002 50条⁹⁶に従って共同体意匠の公告繰延べを請求した場合は、表現を見本で代替することが可能である。

1.1.3 出願の提出と転送⁹⁷

出願人は、登録共同体意匠の出願先として次の各号のいずれかを選択できる。

- (a) OHIM
- (b) 加盟国の知的財産所管官庁
- (c) ベネルクス諸国の場合、ベネルクス意匠庁。

出願が加盟国の知的財産所管官庁又はベネルクス意匠庁において行われた場合、かかる官庁は出願後2週間以内にその出願をOHIMに転送する義務がある。かかる官庁は、出願の受理及び転送に要する費用を超えない範囲で、出願人に手数料を課すことができる。加盟国の知的財産所管官庁又はベネルクス意匠庁から転送された出願のOHIMによる受理後、OHIMは出願人に対して受理の事実を可及的速やかに適宜通報し、これには受理日情報を含む。加盟国の知的財産所管官庁又はベネルクス意匠庁が出願を受理しOHIMに転送することを認めているのは、ここでは特に意匠に関してまた一般的には知的財産に関して、EUの利益を擁護する目的で共通して優先権を重視しているためである。出願日は、加盟国の知的財産所管官庁又はベネルクス意匠庁に出願が行われた日となる。

1.1.4 優先権

個人が、OHIM への出願前 6 カ月以内にパリ条約締約国又は WTO 加盟国において出願を行っていた場合、優先権を付与される⁹⁸。

優先権を請求する場合、出願人は最初の出願の細目を含む宣言書をその出願に添付しなければならない。最初の出願に使用されている言語がOHIMにおいて使用可能な言語でない場合は、必要に応じてOHIMがその出願の翻訳を命ずる場合がある⁹⁹。OHIMは現時点で、英語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語の5言語を使用可能言語として公表している¹⁰⁰。OHIMによるユーロ圏における均等待遇の原則を反映して、これらの言語はすべてEU域内で広く使用されている言語である。

⁹⁶ Please see Article 50 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

⁹⁷ Please see Article 35 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

⁹⁸ Please see Article 41 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

⁹⁹ Please see Article 42 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

¹⁰⁰ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/CTMFAQ/CTM8.en.do> November 14, 2010

出願人が過去に行った出願の優先権を主張する場合は、優先権主張対象の出願を特定し、かつその出願の謄本を提出しなければならない。ただし、優先権宣言書は出願と同時に提出する必要はなく、以前の出願の日付と出願国の情報と共に1カ月以内に提出すればよい。以前の出願の謄本と証拠文書は出願日から3カ月以内に提出しなければならない¹⁰¹。

優先権の主張には、博覧会優先権を含む。詳述すると、出願人が製品又は意匠を公共機関が組織する国際博覧会において開示し、かつ博覧会開催日から6カ月以内に博覧会を行う場合、博覧会での開示日からの優先権を主張することができる¹⁰²。博覧会で開示した意匠の優先権を主張する場合、意匠を保護するためには出願人は、出願日から3カ月以内に、博覧会の公認代理人が発行する証明書を優先権申請に添えて提出しなければならない¹⁰³。

1.1.5 出願の審査

OHIMは最初に、登録共同体意匠(RCD)制度のもとで出願が保護対象として受理可能か審査を行う。出願は細目、要件、及び意匠の表現やクレーム等、すべての必要な文書を備えていなければならない。複合意匠出願の場合は、細目や補足文書の確認や登録共同体意匠としての適合性確認の前に、OHIMはすべての意匠がロカルノ分類における同一クラスに属するか否かの確認を行う必要がある。

意匠が共同体意匠に関する理事会規則(EC) No. 6/2002 3条に違反している場合や、公序良俗又は道徳原理に反する場合は、OHIMは出願人に対して所定の期限までに欠陥を訂正するよう通報する¹⁰⁴。共同体意匠に関する理事会規則(EC) No. 6/2002 46条は、欠陥に関して次の各号のように規定している。

(a) 出願に欠陥があり、かつ出願人がOHIMの命令を所定の期間内に履行した場合は、OHIMは欠陥が是正された日を出願日とみなさなければならない。欠陥が所定の期間内に是正されなかった場合は、その出願は登録共同体意匠の出願としては扱わない。その意匠が非登録共同体意匠として保護される可能性はある。

(b) 欠陥が手数料の納付に関するもので、かつ出願人がOHIMの命令を所定の期間内に履行した場合は、OHIMは元々の出願日を出願日としなければならない。欠陥が所定の期間内に是正されなかった場合は、OHIMはその出願を拒絶しなければならない。

¹⁰¹ Please see Article 8 of the Commission Regulation (EC) No 2245/2002.

¹⁰² Please see Article 44 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

¹⁰³ Please see Article 9 of the Commission Regulation (EC) No 2245/2002.

¹⁰⁴ Please see Article 47 (2) of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

(c) 出願人が優先権に関する条件を履行せず、かつOHIMが定めた所定の期間内に是正されなかった場合は、その出願に関する優先権を喪失する。

1.1.1.6 出願の公告

通常、登録共同体意匠(RCD)としての登録出願は、登録後可及的速やかに共同体意匠公報上で公告される。ただし、RCDの出願人は、出願時に、出願日又は優先権主張がなされている場合は優先日から最大で30カ月間の公告繰延べを請求することができる¹⁰⁵。繰延べの告示は共同体意匠公報に掲載され、それには名義人の名前、代理人の名前、出願日と登録日、出願番号が記載されるが、その意匠の表現は公告されない¹⁰⁶。

1.1.1.7 保護存続期間

OHIMは、審査後RCDによる保護資格があると判定した意匠を登録する。登録された意匠は、登録共同体意匠により出願日から5年間保護される。正当な名義人はそれを5年ごとに更新することができるが、出願日から25年¹⁰⁷を超えない。25年間という期間は国別の出願の他と比べて最も長い。

1.1.1.8 更新

登録共同体意匠は、保護存続期間が終了する月の末日である満了日の前の6カ月間に、正当な名義人又は権限を与えられた者が更新請求を行い、更新手数料を納付することにより更新することができる。ただし、正当な名義人がそれを履行しなかった場合、さらにその次の保護存続期間終了日から6カ月間に請求を提出し、かつ遅延料として通常の手数料の25パーセントを加算した手数料を納付することにより、更新することができる¹⁰⁸。更新請求が保護終了後6カ月を超えて提出された場合や手数料が納付されなかった場合、期限内に欠陥が是正されなかった場合は、OHIMは登録が期限切れとなったと判断し、名義人にその旨通報する¹⁰⁹。

1.1.1.9 共同体意匠の権利

共同体意匠に関する理事会規則(EC) No. 6/2002 14条においては、共同体意匠の権利はデザイナー又はその権原の承継人に付与されなければならない。意匠が二人以上の者により共同で開発された場合は、共同体意匠の権利はそれらのものに共同に付与されなければならない。

¹⁰⁵ Please see Article 50 (1) of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

¹⁰⁶ Please see Article 14 (3) of the Commission Regulation (EC) No. 22/45/2002.

¹⁰⁷ Please see Article 12 of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

¹⁰⁸ Please see Article 13 (1) of the Council Regulation (EC) No. 6/2002 on Community Design.

¹⁰⁹ Please see Article 22 (4) of the Commission Regulation (EC) No. 22/45/2002.

ただし、別の合意がある場合及び国内法により別に規定されている場合を除き、意匠が従業者によって職務上の義務の遂行中又は雇用主の指令に従って開発された場合は、共同体意匠の権利は雇用主に付与されなければならない。この結果、名義人は共同体意匠を第三者による名義人の同意のない使用から保護する排他的権利を有することとなる。名義人の排他的権利には、その意匠に関連した製品の生産、発表、輸出、輸入、輸出、使用の権利が含まれる。

しかしながら、登録共同体意匠によって名義人に付与される排他的権利には、共同体意匠に関する理事会規則(EC) No. 6/2002 20条による制限があり、次の各号に相当する場合は共同体意匠によって付与される権利を行使してはならない。

- (a) 個人的又は非商用目的でなされた行為、
- (b) 実験的目的でなされた行為、
- (c) 公正取引慣行に適合し、意匠の正規の利用を不当に阻害せず、出典を明記することを条件として、引用や教育を目的とする再現行為。

1.1.10 無効

共同体意匠は、次の各号に該当する場合に限り、無効であると宣言される。

- (a) その意匠が共同体意匠に関する理事会規則(EC) No. 6/2002 3条(a)の定義に適合しない場合
- (b) その意匠が共同体意匠に関する理事会規則(EC) No. 6/2002の4条から9条の要件を満たさない場合
- (c) 共同体意匠に関する理事会規則(EC) No. 6/2002 14条に基づき、裁判所の判決により正当な名義人に共同体意匠資格が認められない場合
- (d) その共同体意匠が出願日より後に公開された先行意匠に抵触する場合
- (e) 識別性を有する標識が後願の意匠中で使用されており、その標識を支配する欧州共同体規則又は加盟国の法令がその標識の権利者にその標識の使用を禁止する権利を付与している場合
- (f) その意匠が加盟国の著作権法に基づいて保護されている著作物の無許可使用を構成する場合
- (g) その意匠がパリ条約6条3項に掲げた項目のいずれかの不適当な使用を構成する場合、その意匠は既存のものと同じ又は類似とみなされる。

上記の場合、登録共同体意匠の有効性に影響を及ぼす。

1.1.11 出願手数料

登録共同体意匠の出願においては、次の各号の手数料を納付するものとする¹¹⁰。

- (a) 登録手数料 230ユーロ
 - 複合出願における2件目から10件目の意匠に対する追加登録手数料 各々の意匠に対して115ユーロ
 - 複合出願における11件目以降の意匠に対する追加登録手数料 各々の意匠に対して50ユーロ
- (b) 公告手数料 120ユーロ
 - 複合出願における2件目から10件目の意匠に対する追加公告手数料 各々の意匠に対して60ユーロ
 - 複合出願における11件目以降の意匠に対する追加公告手数料 各々の意匠に対して30ユーロ
- (c) 公告繰延べ請求手数料 40ユーロ
 - 複合出願における2件目から10件目の意匠に対する追加繰延べ手数料 各々の意匠に対して20ユーロ
 - 複合出願における11件目以降の意匠に対する追加繰延べ手数料 各々の意匠に対して10ユーロ

出願人は、登録手数料をユーロでOHIMに直接納付することも、OHIMの銀行口座に送金することもできる¹¹¹。登録共同体意匠に対する登録手数料と公告手数料の合計は350ユーロである(公告繰延べの請求がない場合)。この手数料は、出願中の意匠数に応じた登録手数料と公告手数料から計算される¹¹²。

1.2 非登録共同体意匠(UCD)

欧州共同体意匠規則によれば、非登録共同体意匠(UCD)の定義はRCDの定義と同一である。両者の唯一の相違は保護存続期間である。UCDの場合は、保護存続期間はEU域内で最初に公開されてから8年間のみである。共同体意匠に関する理事會規則(EC) No. 6/2002 11条においては、意匠は、公表、商用使用、又はその他の方法で開示されたときにEU域内で公開されたのみならず、ただし欧州共同体域内で事業を営む当該業界におけるビジネスの通常の過程において合理的範囲で知り得なかつた場合は、公開されたとはみなされないと規定している。さらに、秘密保持を明示的又は暗黙の条件として第三者に対して開示したことが唯一の理由である場合は、その意匠が公開されたとはみなされない。

¹¹⁰ Please see Article 6 of the Commission Regulation (EC) No 2245/2002.

¹¹¹ Please see Article 5 (1) of the Commission Regulation (EC) No 2246/2002.

¹¹² Please see List of Fees following the Commission Regulation (EC) No 2246/2002.

しかしながら、UCDは、名義人のみに対して模倣からの保護を意匠がEU域内で最初に公開された日から3年間付与するものである。ただし、RCDとUCDの保護要件は同一である。相違は、UCDの保護に関しては保護出願の必要がないことである。また実際の保護存続期間は短い。

UCDの所有権紛争においては、保護が有効であることや、保護が模倣を禁止しているのみであることの立証責任が生ずる。UCDは短期の保護制度と位置づけられるが、現実問題として、保護の権利を主張するためにEU域内において意匠が最初に公開された日を名義人が証明するのは困難な場合がある。

保護の範囲については¹¹³、RCDによる場合でもUCDによる場合でも基準は同一で、EU域内全体で共通である。ただし、意匠が共同体意匠制度による保護を受けるためには、新規性と独自性が必要である。違いは、RCDは名義人に排他的使用権を付与し、第三者によるその意匠の複製、販売、輸出、輸入を禁止するのに対し、UCDは単に模倣による利益を防止するのみである点にある。結局、あるデザイナーが意匠を創作しそれが先行意匠と類似していた場合、そのデザイナーは保護の対象となつている意匠の存在を知り得なかつたことと証明が必要になる。例えば、65歳のイタリア人デザイナーA氏が、25歳のフランス人デザイナーB氏のペンチとよく似ていることを事前には知らずにペンチをデザイナーB氏の博覧会で販売したとし、B氏のペンチは既にRCDによる保護の対象となつていたとする。A氏には、そこでB氏のペンチの存在を知らずにペンチをデザイナーA氏に立証責任が生ずる。A氏が説得力のある証明ができれば、その意匠の真正の権利者であるB氏の権利を侵害したとはみなされない。

意匠の真正の権利者に関する紛争を防止するために、真正の意匠権利者は、意匠が公開されてから12カ月以内にRCDによる保護出願を行うことができる。

意匠に新規性と独自性が備わっているか否かの決定をするための要件は、RCDとUCD間ではほぼ同一である。相違は、意匠が公開された日の定義にある。UCDは登録出願制度ではないため、意匠は保護開始日以前に公開されていなくてはならないが、RCDでは意匠は保護出願日以前に公開されていなくてはならない。

1.3 意匠の国際登録出願

2008年1月1日から、EU加盟国ではスイス・ジュネーブにあるWIPO国際事務局への意匠の国際登録出願が可能となった。WIPOは手続を行った

¹¹³ <http://oami.europa.eu/ows/nw/pages/RCD/protection/UCD.en.do/> November 12, 2010

後OHIMに送付し、それにより登録共同体意匠として直接OHIMに出願した場合と同一の効力を有するものとみなす。

2008年に、EUではハーグ協定に基づく意匠の国際登録が認められるようになり、意匠の所有者は、英語、フランス語又はスペイン語を使用したWIPO国際事務局への一度の直接出願により、複数の締約国において保護を受けることが可能になった¹¹⁴。手数料の納付にはスويس・フランを使用できる。

OHIMにはハーグ協定に基づく国際出願の受理責任はないが、WIPOによって公開された国際出願が、公開後6カ月間に行う審査により拒絶された場合に重要な役割がある¹¹⁵。OHIMは、出願が拒絶された理由の調査義務があるのである。例えば、EU加盟国においては拒絶に対する異議申し立てがOHIMに直接行われる場合があり、OHIMは拒絶の取下げを求めた異議の有効性に関する判断をWIPOに通報するが、その場合のEU加盟国の不利益を回避するために、OHIMは出願において細目がすべて記載されているか、出願が公序良俗や道徳の原則に反していないか等を調査し、その結果をWIPO国際事務局に報告する。

出願に対する拒絶や取下げの理由がない限り、WIPOに提出された国際出願の出願日からその国際登録はEUにおける国際登録ともなり、OHIMに出願されたRCDが有する効力をすべて有する。

RCDの利点

RCDによる保護の特徴的な点は、OHIMにおける簡素な手続にある。出願は単一の手続によって行われる。言語はEU域内で広く使用されている言語を使用する。OHIMに直接出願する場合でも、加盟国の知的財産所管官庁に出願する場合でも、出願は一度である。出願はインターネット経由でも可能であり、出願人には一定の期間後に確認通知が送付される。電子出願日は、出願が書類で行われた場合の出願日と同一のものとみなされる¹¹⁶。電子出願により、時間と旅費が削減できる上に登録手続の閲覧が容易であるため、出願人は次の意匠の出願に集中することができ、ただし、電子出願に慣れない者のために、ハードコピーを用いた通常の出願方法を選択することも常時可能である¹¹⁷。

RCDによって提供される保護制度においては同一又は類似の意匠を先行登録した者がいるか否かの調査ができず、これはこのシステムの弱点となっている。換言すれば、真の所有者の意匠と類似の特性を有する意匠を誰でも出願することができてしまうということであり、これは排他的権利を消尽

¹¹⁴ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/RCD/protection/intlRegistrations.en.pdf>, November 12, 2010

¹¹⁵ Please see Article 11a (1) of the Commission Regulation (EC) No 2245/2002

¹¹⁶ Please see Article 38 (1) of Regulation (EC) No 6/2002.

¹¹⁷ <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/RCD/protection/the.RCD.en.pdf>, November 11, 2010

するものである。したがって、意匠の登録命令に対抗して審判部に審判の請求を提出するか、あるいは事案を裁判所に提出することにより、自身の権益を自身で保護することが出願人の責務となるが、いずれも費用を要しかつ困難が伴う。しかし、ただ一つの言語を使用したただ一度の出願によって27の国において保護を受けることができ、即ち共同体意匠制度に基づく保護登録が迅速と簡便であるという事実、及び各々の国に国内出願を行う場合に比べてと手続に要する費用が格段に少なくて済むという事実により、OHIMが管理する共同体意匠制度に基づく保護申請が、EUの保護のもとで事業を営む意志のある起業家、投資家、デザイナーの間では一般的に利用されている。

2. OHIMが管理する共同体意匠制度により付与される保護とハーグ協定に基づく保護の関係

ここまで、1999年ジュネーブ・アクト及びOHIMが管理する共同体意匠制度における保護登録の手続、及び向制度における必須要件に関して議論してきた。WIPOが管理するハーグ協定においては、1960年ハーグ・アクト及び1999年ジュネーブ・アクトの、2つの異なるアクトに基づいて出願することができ、この2つのアクトの法規は異なるが、基本的には各々の国はいずれのアクトにも自由に加盟することができ、1999年ジュネーブ・アクトには現時点で41の国と政府間機関が加盟しており、意匠の国際登録においては重要な役割を担っている。2007年9月24日にはOHIM自身も1999年ジュネーブ・アクトに加盟した結果、締約国の総数は70を超え、2008年1月1日からハーグ協定に基づく意匠の国際登録がすべてのEU加盟国に対して効力を有することとなった。

本節では、このように意匠の国際登録において重要な役割を担っているOHIMの共同体意匠に基づく保護と1999年ジュネーブ・アクトの関係を議論する。

2.1 OHIMの共同体意匠登録と1999年ジュネーブ・アクトの関係

OHIM による 1999 年ジュネーブ・アクト加盟後、EU 加盟国の国籍を有するか、又は EU 域内に住所あるいは実体的かつ有効な工業上もしくは商業上の拠点を有する者はハーグ協定に基づく出願を行うことができようになった。

もう一つの効果は、国際登録が RCD としての保護と同一の効力を有するようになったことである。ただし、OHIM と WIPO との間での協力関係が国際登録における慣行上の様々な疑問を生ずることとなった。出願人は、いずれの規則を遵守すべきなのかという点に関して混乱し疑問を抱く場合がある。

2.2 国際登録

OHIM には国際出願に関する業務はなく、WIPO への出願の転送も行わない。したがって、国際出願は直接 WIPO に提出しなければならない。無知又は錯誤により OHIM に国際出願を提出した出願人に関しては、OHIM は WIPO に転送しないのみならず出願人への差戻しも行わない。国際出願を正しい相手先に提出することは出願人の責任である。

2.3 出願人の資格

1999年ジュネーブ・アクトのもとでは、締約国の国民もしくは団体、締約政府機関の加盟国、いずれかの締約国領土に住所、常居住地又は実体的かつ有効な工業上もしくは商業上の拠点を有する国民が国際出願を行う資格を有する。

2.4 国際登録における公開の繰延べ

公開の繰延べは出願人が決定する。当該出願人が出願時に公開繰延べの宣言を行うことにより、公開繰延べが行われる。繰延べ期間は原則として出願日から6カ月である。1999年ジュネーブ・アクトにおける最大繰延べ期間は出願日又は優先日から30カ月である。この1999年ジュネーブ・アクトにおける最大繰延べ期間は、OHIM が認める繰延べ期間と一致している。

2.5 国際登録手数料

登録手数料は、1件の出願中の意匠の件数と公開繰延べ請求の有無に依存する。納付はスイス・フランで WIPO 国際事務局に対して行わなければならない。WIPO 国際事務局のウェブサイトで手数料の計算が可能である¹¹⁸。

国際登録の手数料は、例えば出願に含まれる意匠数、公開繰延べ請求の有無、製品説明の語数等のいくつかの要因に依存する。両制度における意匠1件の登録手数料は、スイス・フランとユーロの価値を考慮して比較すると、ほぼ同じである。したがって当研究チームは、手数料は出願人にとつていずれの制度を選択するかを判断する要因にはならないという見解である。むしろ決定要因は、出願人にとつての制度の簡便性である。

2.6 出願言語

ハーグ協定のもとでは、WIPO への出願に対する合意済み言語である出願人には、英語、スペイン語、フランス語のいずれかの言語の使用が義務付けられている。出願人は、出願に際してこの3言語の中から一つを選択することができる。

2.7 国際出願の記録と公開

¹¹⁸ Fees can be calculated at <http://www.wipo.int/haque/en/fees/calculator.jsp> November 18, 2010

OHIM には、意匠の国際出願の記録と公開を行う義務はなく、WIPO 国際事務局が登録の記録と月ごとのハーグ協定データベース情報の更新を行う。国際事務局はまた、国際意匠公報上での国際出願の公開にも責任を有する。

2.8 優先権主張

EU においては、出願人は国際出願時に優先権主張を行うことができるが、優先日から6カ月以内になされなければ権利を喪失する。

2.9 国際出願の無効

第三者が EU 域内の共同体意匠の取消し又は取下げを要求する場合は、350 ユーロを納付した上で、取下げの根拠の記載を伴った書面にて OHIM に請求する。権利に対する異議申し立てを受けた者は OHIM に対して弁明書を提出することができる。

2.10 OHIM 審査結果の通報

WIPO が国際出願の初期審査のみに責任を負うのに対し、OHIM は手続が完了するまで出願の処理に関する責任を負う。出願に瑕疵があった場合は、OHIM からの通報後2カ月以内に訂正しなければならない。

2.11 共同体意匠登録の効力

理事会規則 (EC) No 6/2002 106 条 d に従い、欧州共同体を指定国とした国際登録は、ジュネーブ・アクト 10 条 2 項に規定された登録日から登録共同体意匠と同一の効力を有する¹¹⁹。

2.12 審査

OHIM は、国際登録の公開から6カ月以内に、規定や規則に対する適合性や拒絶理由の有無等の観点から出願内容の審査を行う。換言すれば、OHIM は、その国際出願が理事会規則 (EC) No. 6/2002 3 条¹²⁰の「意匠」の定義に適合しているか、理事会規則 (EC) No. 6/2002 9 条¹²¹に規定する公序良俗又は道徳原理に反していないか等に関して審査を行うことである。OHIM が拒絶理由を発見した場合は、WIPO 国際事務局にその理由を通報し、

¹¹⁹ A national or an entity of a state that is a contracting party, a state member of an intergovernmental organization who is a contracting party or a national that has a domicile, a habitual residence or a real and effective industrial or commercial establishment in the territory of a contracting party under the 1999 Geneva Act is allowed to file an international application, the effect of which is the same as an application for a registered Community Design.

¹²⁰ Please see Article 3 of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²¹ Please see Article 9 of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

その登録の EU における効力を停止又は一時停止させる。WIPO は拒絶情報を出願者に転送し、出願者はその拒絶に対する異議申し立てを OHIM に対して直接行うことができる。異議申立理由が有効である場合は、OHIM は拒絶を取下げ、それを国際事務局に通報する。かかる場合においても、その国際出願は登録日から EU において効力を有し、その効力は登録共同体意匠に付与される効力と同一である。唯一の相違は保護が有効である国の数で、それは変化しうる。

分析

意匠の国際出願の出願人において、EU の OHIM と WIPO 国際事務局のいずれに従って手続を行うべきかに関して混乱が生ずる可能性がある。答えは、出願がいずれの審査段階にあるかで決まるとのことである。審査が両者のいずれかかの規則に従うものであれば、その機関の規則が適用される。例えば、出願時には WIPO 国際事務局に出願するものであるもので、使用言語や手数料はハーグ協定に基づく規則に従わなければならない。

ただし、共同体意匠に関する EU の規則と意匠の国際登録が準拠する規則は、相当程度相互補完的に構成されている。その理由の一つは、OHIM による 1999 年ジュネーブ・アクトへの加盟を明記した 2006 年 12 月 26 日の補正理事会規則 (EC) No. 1891/2006 であり、これは 2008 年 1 月 1 日からすべての EU 加盟国において有効となった。加盟に伴う補正は、無効理由¹²²、規定の適用¹²³、国際出願手続¹²⁴、指定手数料¹²⁵、欧州共同体を指定国とした国際登録の効力¹²⁶、拒絶¹²⁷、国際登録の効力喪失¹²⁸等の数箇所である。

OHIM の規則と 1999 年ジュネーブ・アクトには意匠の保護という共通の目的があるが、対象国が異なる。OHIM の規則は EU のみを対象としているのに対し、1999 年ジュネーブ・アクトは EU を含む 41 の国と政府間機関の領土を対象としている。

EU 加盟国は意匠を WIPO 国際事務局に登録することができ、その意匠は EU のみならず 1999 年アクトの締約国の領土において保護される。なお、1999 年ジュネーブ・アクトの締約国中の数カ国は EU の加盟国でもある¹²⁹。出願人によっては、EU 域内のみにおける保護が必要である場合があり、その場合は登録手続の迅速性が特徴である OHIM に出願すればよい。しかし、

¹²² Please see Article 25 (1) d of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²³ Please see Article 106a of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²⁴ Please see Article 106b of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²⁵ Please see Article 106c of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²⁶ Please see Article 106d of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²⁷ Please see Article 106e of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²⁸ Please see Article 106f of the Council Regulation (EC) No 6/2002.

¹²⁹ <http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/hague.pdf> November 22, 2010

EU 及び 1999 年ジュネーブ・アクトのその他の締約国での保護を必要とする場合は WIPO 国際事務局に出願を提出すればよい。

ただし、デザイナーによっては、国際出願に対していずれの制度がより有効かという点で見方が分かれるかも知れない。つまり、OHIM の登録共同体意匠制度と OHIM 加盟後の 1999 年ジュネーブ・アクトのいずれかによってより効果的な意匠保護が可能かという点である。現時点では、過去 1 年間に出版された日産マーチの新デザインの出願が通常の手続によらず公開されてしまうという事故があったため、意匠の所有者は OHIM の制度に基づき登録を回避する傾向がある。図面が部品製造者との契約締結のための公開以前に開示されることはないことから、自動車業界に関連する何らかの未経験の過失が起きたものと考えられる。2010 年型新日産マーチの図面の他、日産 370Z、ロードスター、日産 NV200、新スズキ・アルト、マツダ 3、マツダ RX8、ルノー・ダチアが過去 1 年間に公開された。

第三者による侵害を防止するために OHIM に出願を行うことは、完成車や現地組立て車の欧州連合市場での販売開始を計画する自動車メーカーがよくとる行動である。しかし、所有者からもメーカーからの許諾もなく図面が開示されたことから、正当な開示が行われるまでの間は出願者の意匠情報の秘密保持義務のある OHIM に漏洩の責任がある。

欧州では日産マイクラと呼ばれる日産マーチの図面は、自動車情報に関する英国の有名ウェブサイト www.carmagazine.co.uk の「SecretNewcar¹³⁰」コラムにおいて最初に公表された。欧州において発表予定の自動車の OHIM 登録済み図面が事前に幾度も公開されてしまったことは、正規登録前の所有者にとっては必須である OHIM 内部の保護手続に問題があることを示す。新デザインが公開されてしまったことにより、競争関係、投資、輸出、そして雇用にさえも悪影響を及ぼした。当該企業は、市場における競争に直面し、事業閉鎖の可能性もあった。したがって、意匠の所有者にとって OHIM による保護を選択するか否かは、極めて重要な事項となる。現時点では、OHIM がこの種の過失を防止する措置をとっているとは理解している者はいない。OHIM もまた、事故が将来において起こらないと確約することはできていない。

意匠の保護は、知的財産保護活動の重要な一環であり、あらゆる職業のあらゆる者にとっての関心事となってきた。欧州連合とアセアンとの合同知的財産プロジェクツトの協賛のもとに知的財産庁が開催した「欧州共同体向けタイ製品の欧州連合における知的財産の保護」と題するセミナーにおいては、多数の専門家はその重要性を認め、またそれに関して見解が発表された。知的財産庁副局長(当時の)Wibullak Ruamrak 氏は、1997 年から 2004 年までの間にタイが OHIM に 340 件の意匠保護申請を行い、163 件が登録されたことを明らかにした。この中で 7 ないし 8 件は特許出願が行われ、残り

¹³⁰ Honey Demio, Headlight Magazine, October 17, 2009

は商標登録が行われた。EU へのタイ製品の輸出増加に伴い、特許登録も増加すると期待される。しかしながら意匠登録に関するタイの企業家やデザイナーの関心が低い理由は、登録コストが輸出規模に見合っていないためである。タイの企業は、EU 内の法律事務所を経由して出願を行う傾向にあるが、これには多額の費用が必要である。欧州特許庁(EPO)の法務・国際部副長官の Manuel Desantez 博士は、意匠が国際商取引における重要事項であることを強調している。開発途上国において知的財産を重視する文化を育てることは非常に難しいことである。博士は、多くの人が知的財産を多国籍企業が製品価格を上げるための道具だと考えていることを承知してはいるが、知的財産は製品の市場価値を高め、製品の権利者により多くの利益をもたらすものであると主張している。したがって、このような重要な役割を現実のものとするために、製品の権利者は新たな発明をすることが奨励される。世界の知識の 80 パーセント以上は特許情報であり、その情報へのアクセスの程度がビジネス上の競争者の進展度の指針となるのである¹³¹。

専門家の意見に基づき、国家の知的財産を発展させるために、意匠の保護登録を強力に支援する制度が作られている。次の章では、当研究チームは 1999 年ジュネーブ・アクトに加盟した東南アジア諸国について調査し、アクトへの加盟前後において経験した利害得失を議論する。

第 4 章

ハーグ協定に基づく 1999 年ジュネーブ・アクトへのアジア諸国の加盟状況の調査

¹³¹ Krungthep Thurakij Newspaper, Business News, No. 226 67

はじめに

本章では、アジア圏の 2 つの国のハーグ協定に基づく 1999 年ジュネーブ・アクトへの加盟状況を論ずる。本アクトに加盟しているアジア圏の国は、アルメニア¹³²、アゼルバイジャン¹³³、グルジア¹³⁴、モンゴル¹³⁵、オマーン¹³⁶、シンガポール¹³⁷、シリア¹³⁸、トルコ¹³⁹である。しかし、研究チームはシンガポールとトルコに関心を持ち、総合的に検討の結果この 2 ケ国を選択した。研究結果には利点と問題点がまとめられており、意匠の国際登録に関するハーグ協定へのタイの加盟の是非を決定する目的に利用することができ

る。

シンガポールは、東南アジアでは唯一の 1999 年ジュネーブ・アクト加盟国である。同国は力強い経済成長中で知的財産の発展の重要性を認識しているため、1999 年ジュネーブ・アクト加盟の利点を調査研究する対象として関心が持たれた。

トルコは、欧州とアジアという 2 つの大陸に挟まれた国であり、戦略上重要な地理的位置を占めているため長きに渡って経済的繁栄を享受してきた。トルコはまた、トルコ・リラがほぼユーロに運動していること、分かれるように、欧州におけるユーロ導入により多くの経済的影響を受けた。また同国では知的財産(IP)の重要性に関する認識があり、IP が欧州における主要な利益の源泉であることからその発展を後押ししてきた。EU 加盟を目指すことにより、一部起因する経済的影響が顕著であることにより、1999 年ジュネーブ・アクト加盟がもたらした様々な影響調査の対象として関心が持たれた。

研究は二つの部分からなる。最初に、1999 年ジュネーブ・アクト加盟後のシンガポールにおける意匠登録の詳細と国際登録手続を説明し、その後シンガポールにとっての加盟の利点と問題点をあげる。次に、1999 年ジュネーブ・アクト加盟後のトルコにおける意匠登録及び国際登録手続をまとめる、その後アクト加盟に関するトルコの状況を分析する。

1. シンガポールと 1999 年ジュネーブ・アクトに準拠したハーグ協定

¹³² Member to the 1999 Geneva Act since July 13, 2007

¹³³ Member to the 1999 Geneva Act since December 8, 2010

¹³⁴ Member to the 1999 Geneva Act since December 23, 2003

¹³⁵ Member to the 1999 Geneva Act since January 19, 2008

¹³⁶ Member to the 1999 Geneva Act since March 4, 2009

¹³⁷ Member to the 1999 Geneva Act since April 17, 2005

¹³⁸ Member to the 1999 Geneva Act since May 7, 2008

¹³⁹ Member to the 1999 Geneva Act since January 1, 2005

1999 年ジュネーブ・アクト加盟のアジア諸国 8 カ国¹⁴⁰の中で、2005 年 1 月 17 日にアクトに加盟し 2005 年 4 月 17 日に加盟が発効したシンガポール¹⁴¹は、最初でかつ唯一の東南アジアの国である。同国はその後 1999 年ジュネーブ・アクトと共に適用する登録意匠の国際登録規則 2005¹⁴²を公布した。

シンガポールの制度における意匠登録は国内登録と国際登録の 2 つに分けられる。

1.1 シンガポールにおける国内登録¹⁴³

シンガポールは、各国の国内意匠登録基準に相当する国内の特許登録基準を有している。詳述すると、シンガポールにおいて意匠登録する場合、その意匠出願は工業目的でなければならず、国内外で過去に登録されたものであってはならず、その実体又は意匠の詳細が出願日以前にいかなる場所において公開されてはならない。換言すれば、登録対象の意匠は過去に登録、販売、使用がされてはならないということである。

シンガポールにおいて登録出願される意匠は、ハーグ協定に基づく国際登録と同じくロカルノ分類に従って分類される。

シンガポールにおける意匠登録は先願主義に基づいており、最初に登録出願した者が最初に登録する権利を有する。出願人は WTO 又はパリ条約のあらゆる加盟国においてなされた出願に対して優先権主張を行うことができるが、ただしこれは最初の出願から 6 カ月以内になされなければならない。

A. 保護適用基準

出願人は登録出願された意匠に関して新規性を説明しなければならず、次に列挙する詳細情報を出願時に提出しなければならない。

1) 意匠の表現(二次元又は三次元)。表現としては、図面又は写真又はその両方を使用することができるが、大きさは規定に従わなければならない。画質は再使用に耐える水準でなければならない。例えば写真の場合は、十分に鮮明なオリジナルの写真は提出しなければならない。コピーや不明瞭なスクリーン画像は受け付けられない。図面はコンピューターによる図面であればならない。手書きの図面はいかに美しいものでも受け付けられない。表現は明快かつ明瞭で、A4 用紙に表示されていなければならない。

¹⁴⁰ Armenia, Azerbaijan, Georgia, Mongolia, Oman, Singapore, Syria and Turkey

¹⁴¹ www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/hague.pdf, January 14, 2011

¹⁴² www.ipos.gov.sg/INR/rdonlyres/13856C9D-583E-4D81-88C6-

ZF0848DC3CE1570/RegisteredDesignsIntl/RegistrationRules2005.pdf, January 14, 2011

¹⁴³ www.ipos.gov.sg/lefttab/des/, January 14, 2011

2) 表現の数: 各々の出願における表現の数は 10 以下でなければならぬ。

出願は、シンガポール知的財産庁(IPOS)を通して電子的に行うことができます。IPOS を通じて電子的出願を行う場合は、表現は.jpeg 形式のファイルでなければならぬ。IPOS を通じて又は郵送により物理的書類で出願を行う場合は、審査官が連絡可能な出願人の連絡先を記載しなければならぬ。住所を変更した場合は、出願人は審査官に対して補正請求を行い、補正手数料を納付しなければならぬ。

IPOS は、手数料が正しく納付された日を以って意匠出願の出願日とみなす。

B. 出願の審査

出願人による出願提出後、審査官は方式審査を行い、その出願が規則に適合しているか否かを確認する。この時点では新規性の審査は行われない。

何らかの理由で出願の訂正が必要であると審査官が判断した場合は、出願人に対して期限内の訂正命令の通報を行う。期限内に履行されなかった場合は、出願は取下げとなる。

ただし、出願人が審査官の訂正命令に同意できない場合は、書面にてその旨説明し、審査官がその説明に同意した場合はその出願は引き続き登録承認の対象となる。一方、審査官が出願者の説明に同意しなかった場合は出願を取下げるとされる。

C. シンガポールにおける登録出願手数料¹⁴⁴

IPOS のウェブサイトを経由した電子的出願と IPOS での物理的直接出願のいずれも可能であるため、手数料も二種類となる。

電子的出願においては、手数料は各々の意匠に対して 250 シンガポール・ドルである。物理的出願においては、手数料は各々の意匠に対して 270 シンガポール・ドルである。

電子的出願の方が出願時の手数料が少額であるのみならず、補正請求、氏名変更や住所変更、審査官命令による訂正、登録済み意匠の更新等の手数料も電子的に手続の方が少額である。例えば、氏名又は住所変更手数料は電子的手続の場合は 15 シンガポール・ドルであるが、IPOS において直接手続された場合は 21 シンガポール・ドルである。

D. 承認期間

¹⁴⁴ www.ipos.gov.sg/topnav/iform/Registration+Designs+Forms.htm, January 14, 2011

通常、意匠登録出願に対する IPOS における承認には 2・3 カ月を要する。ただし、出願の記載事項の瑕疵のため審査官から補正命令が出された場合は、その期間はより長くなる可能性がある。

E. 登録承認と公告

出願が規則に適合していると判断した場合、IPOS は登録証明書を発行し、公開審査のために意匠公報上に公告する。何らかの理由で出願人が出願を取下げると、その意匠の公告前に取下げが可能である。

シンガポールにおける意匠登録に関する理解の一助とするため、次ページにおいてシンガポール意匠登録手続を図示する。

F. 保護存続期間と意匠登録の更新

シンガポールにおいて登録された意匠の保護存続期間は **5年**であり、これは **5年**ごとに最長で意匠の出願日から **15年**まで更新が可能である。更新の際は、各々の更新期間内に、更新請求を提出し、所定の更新手数料を納付する。

シンガポールにおいて登録された意匠の更新手数料は次の通りである。

更新方法	1回目の更新/ シンガポール・ドル	2回目の更新/ シンガポール・ドル	3回目の更新/ シンガポール・ドル	4回目の更新/ シンガポール・ドル
IPOS 直接	220	330	440	550
ウェブでの電子手続	200	300	400	500
電子手続割引額	20	30	40	50

G. 出願の取下げ

登録済み意匠が次の各号に該当すると判断された場合に、関係者による審査官又は裁判所への意匠取下げ請求があれば、取下げることができる。

- 1) 登録時点において新規性の欠如が見られる場合、
- 2) 登録時点において(出願取下げの理由となりうる)著作権を有する作品と関連する場合、
- 3) その他審査官が該当すると判断した場合。

1.2 シンガポールにおける 1999年ジュネーブ・アクトに準拠したハーグ協定に基づく国際意匠登録

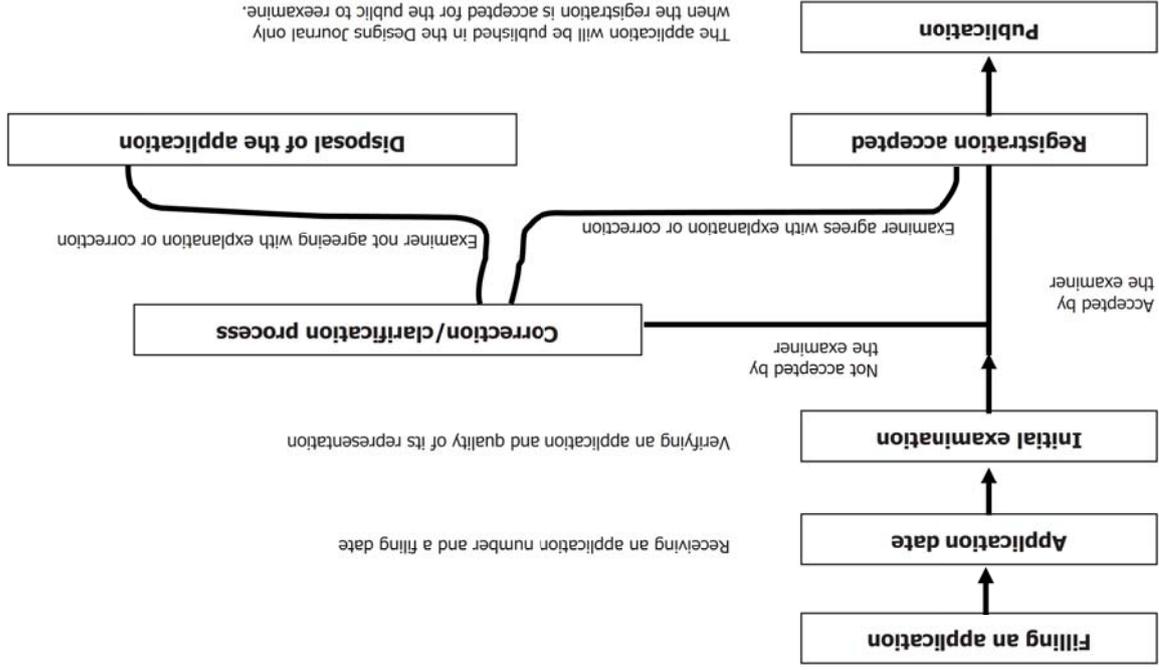
A. 国際保護適用基準

出願人が意匠のシンガポール国外での保護、即ち国際保護を求める場合は、保護を求める各々の国に出願を提出することも、またシンガポールが1999年ジュネーブ・アクトに加盟済みのハーグ協定を通して出願を提出することも可能である。

意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく出願により、出願人は、IPOS 又は WIPO 国際事務局に対して出願を一度のみ提出することにより複数の国において保護を受けることができる。国内法であるシンガポールの登録意匠規則 2005 においては、国際登録を、意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく 1999年ジュネーブ・アクトに基づいて効力を有する意匠の国際登録と定義している¹⁴⁵。1999年ジュネーブ・アクトに基づく出願手続の詳細は、第1章を参照されたい。

¹⁴⁵ Registered Designs (International Registration) Rules 2005 Part II of Registered Designs (International Registration) Rules 2005

Singapore's registration procedures of industrial designs



B. 国際登録の出願手数料

1999年ジュネーブ・アクトに基づく国際登録の出願人は、基本手数料、標準指定手数料、及び公告手数料を納付しなければならない。1999年ジュネーブ・アクト7条2項¹⁴⁶においては、締約国は、その締約国を指定した国際出願に対して標準指定手数料を徴収することも、WIPO事務局長に対する宣言書に記載した額の個別指定手数料を徴収することも可能と規定されている。個別指定手数料は事前に出願人に知らしめるためにWIPOのウェブサイトに掲出する。

国際登録手数料は以下の通りである。

1. 基本手数料 出願人は国際出願の提出時に共通規則の附則手数料表記載の手数料、即ち意匠1件に対して397スイス・フラン及び同一出願における2件目以降の意匠の各々に対して19スイス・フランを納付しなければならない。
2. 公告手数料 表現1件当たり17スイス・フラン、表現表示ページが2ページ以上の場合、2ページ目以降1ページ当たり150スイス・フランである。100語を超える意匠説明に対しては追加1語当たり2スイス・フランの追加手数料が課される。

C. 保護存続期間

国際登録の保護存続期間は、出願日から15年以下である。5年ごとの更新が可能であるが、シンガポールにおいて出願された意匠に対して5年ごとの期間からなる最長15年の保護存続期間を規定したシンガポール登録意匠法21条「登録期間」により最長は出願日から15年である。即ち、シンガポールでの国際登録は国内法と同一の15年の保護を受けることができる。

D. 宣言

シンガポールにおいて保護を求める出願人が出願時にシンガポールを指定国とした場合は、以下に説明するような自国における国際登録と1999年ジュネーブ・アクトに基づく国際登録との相違点に関してシンガポールがWIPO事務局長に宣言を行ったことを知っておく必要がある¹⁴⁷。

1) 意匠の単一性

国際出願には100件までの意匠を含めることができるが、それらすべてがロカルノ分類の同一クラスに分類されなければならない。出願人は、出

願に含まれるすべての意匠がこの規則に適合しているか否かを確認する必要がある。適合していない場合はシンガポールのIPOSは審査過程で国際事務局に通報し、出願人に対して出願の分割を命令する場合がある。出願人に出願の分割命令が出された場合は、IPOSからの通報後3カ月以内にそれを履行しなければならぬ。分割した出願の出願日は、原出願と同一である。

2) 公告の繰延べ

1999年ジュネーブ・アクトのもとでは、出願人は、出願日又は優先日から30カ月間の公告繰延べを請求することができる。しかしながら、シンガポールの国内法には公告繰延べに関する規定は存在しない。したがって、出願人が出願時にシンガポールを指定国とし、その後公告の繰延べを求めるときは、出願人は出願における指定国の一覧からシンガポールを除外しなければならない。

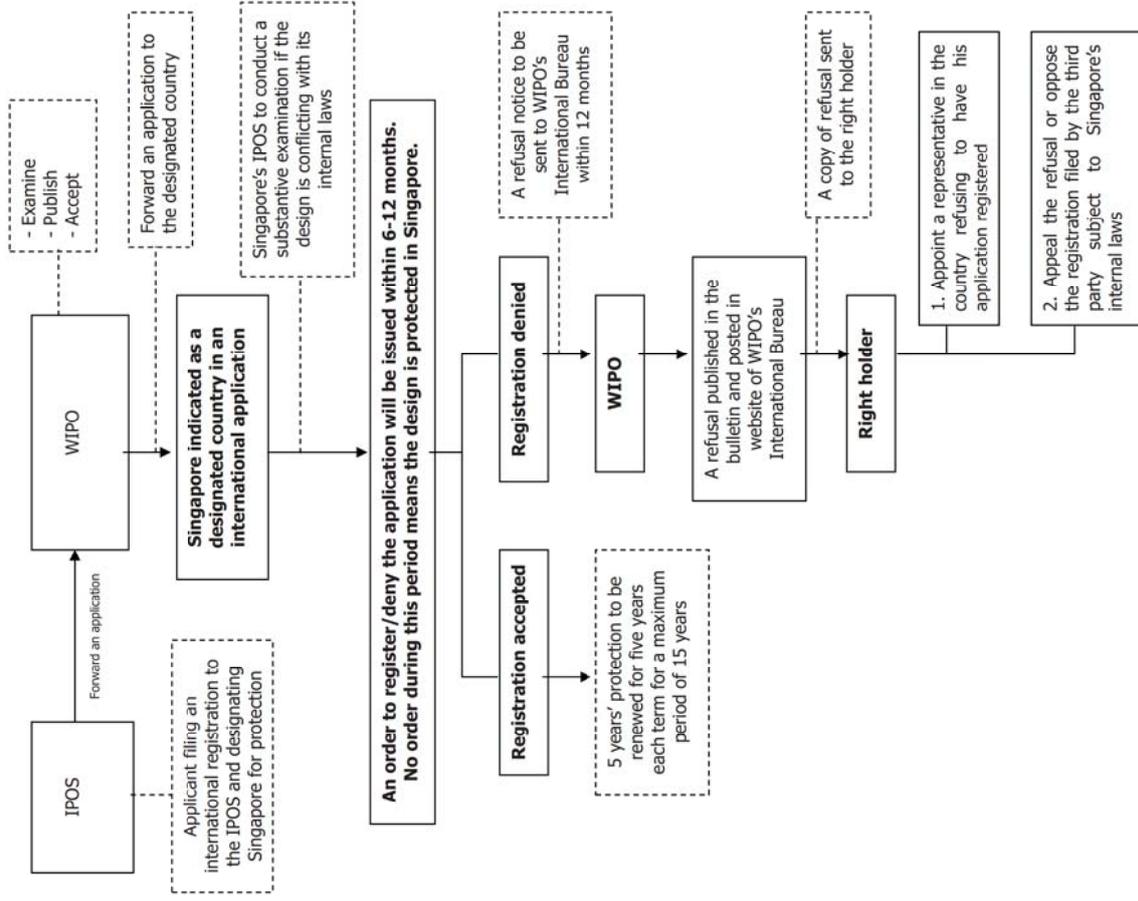
3) 意匠公報上での公告

シンガポールを指定国とする国際出願は、通常は意匠公報上に公告を行う国内出願とは分けて、IPOSのウェブサイト上でシンガポールを指定国とする国際出願の項目内に公告する。

理解の一助とするため、次ページにおいてシンガポールにおける国際意匠登録手続を図示する。

¹⁴⁶ Please see Article 7 (2) of the 1999 Geneva Act.
¹⁴⁷ <http://www.ipos.gov.sg/leftNav/des/ApplyInq+for+a+Registered+Design+Outside+Singapore.htm> January 14, 2011

Singapore's international registration filed through Singapore's IPOS



1.3 ハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトのシンガポールに於ける利点と問題点

A. 利点¹⁴⁸

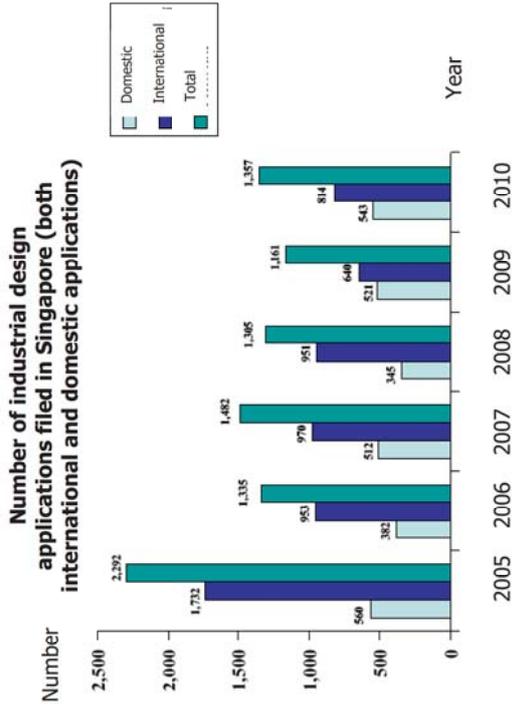
1. 国際出願の出願者にとっては、一度の出願、単一の使用言語、単一の手数料納付先等、シンガポールによる1999年ジュネーブ・アクト加盟以前の申請と比べて、非常に簡便な手続である。
2. 登録内容に所有者の氏名や住所等の訂正があった場合、登録済みの意匠の更新を行う場合等において、訂正や更新をWIPO国際事務局に対して一度のみ行えば明細書に指定したすべての締約国に効力を及ぼすため、手続が迅速で簡便である。
3. 出願人は、ハーグ協定に基づく出願においては、登録保護存続期間の満了日を出願ごとに確認する必要がない。換言すれば、国別出願においては保護存続期間の満了日が国別に異なるため指定国別に異なる日に更新請求を行う必要があるのに対して、単一の国際出願制度のもとではそれを気にする必要がないということである。したがって、手続が一度であることにより更新やその他の訂正手続の管理が簡便になり、しかもその効力はすべての指定締約国に及ぶ。

B. 問題点

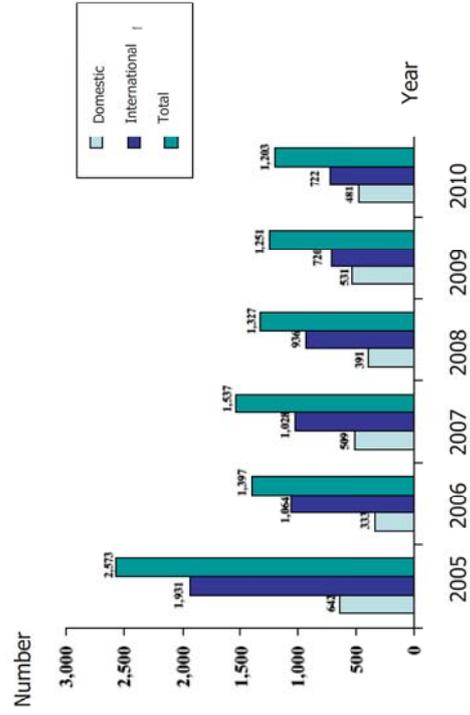
シンガポールは、1999年ジュネーブ・アクトに加盟した最初の東南アジアの国である。加盟直後の1年間には極めて多数の国際出願が行われたが、その数はその後数年間漸減している。国内出願も、国際出願に比べてもさらに減少している。詳細を次の統計に示す¹⁴⁹。

¹⁴⁸ www.ipos.gov.sg/leftNav/def/ApplyIn+for+a+Registered+Design+Outside+Singapore.htm January 14, 2011
¹⁴⁹ www.ipos.gov.sg/leftNav/pub/sta/Registered+Designs+Statistics.htm February 15, 2011

IPOS に提出された意匠出願件数



IPOS が登録した意匠件数



分析

ここまでの説明に基づき、シンガポールによる 1999 年ジュネーブ・アクト加盟には明確な利点があると言える。即ち、出願人に対して複数の国における保護を簡便な手続で付与し、これにより出願人の出願費用を削減できることである。なお、これまで本アクトへのシンガポールの加盟がもたらした不利益の議論は行われていないが、これがシンガポールにとって加盟による悪影響がなかったことを意味するものではない。換言すれば、単にシンガポールにとっての悪影響の話題に触れているだけである可能性がある。当研究チームとしては、もし 1999 年ジュネーブ・アクト加盟が非常に好ましいものであるならば、世界最多レベルの国内登録数を誇る米国や日本等の大国が何故意匠の国際登録に関するハーグ協定の 1999 年ジュネーブ・アクトに加盟していないかが疑問であるとの見解である。

タイが本アクトへの加盟を検討する場合は、締約国が経験した現実の影響、及び米国や日本のような国が本アクトに加盟していない理由に関する包括的な調査を行うべきである。

2. トルコと意匠の国際登録に関するハーグ協定

トルコは、2005年1月1日に意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトに加盟した。欧州に境界を接する高度成長国であるが、欧州連合には加盟していない。

トルコは、科学産業技術相が管轄するトルコ特許庁(TPI)の創設により知的財産を強化し、その発展に力を注いできた。この国はまた、世界的所
有権機関設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約(PCT)等、多くの条約や国際協定に加盟している。

このことにより、トルコは、1999年ジュネーブ・アクトへの加盟がもたらす影響の研究対象として関心が持たれた。この節では最初にトルコにおける意匠登録に関する情報を紹介する。その後アクト加盟後の国際登録に関するトルコの状況を説明する。

2.1 意匠の国内登録¹⁵⁰

トルコには1995年意匠法と意匠の国内登録に関する意匠規則の2つの法制がある。

A. 出願基準

他の国同様、トルコにおいて出願可能な意匠は、トルコ内外において新規でなければならぬ。換言すれば、その意匠は出願日以前にいかなる場所においても公開されたことがあってはならない。それはまた他との区別をつけることのできる独自性がなければならない。

トルコにおいて登録される意匠は、意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録と同じロカルノ分類に従って分類される。

トルコにおける意匠登録は先願主義に基づいており、最初に登録出願した者がその意匠の権利を有する。また、WTO、パリ条約又はベルヌ条約のあらゆる加盟国においてなされた出願の出願人は優先権主張を行うことができるが、ただしこれは最初の出願から12カ月以内になされなければならない。この点はベルヌ条約の加盟国ではなく原出願から6カ月以内の優先権主張のみを認めるシンガポールとは異なる点である。

B. 保護申請の基準

1. 出願の細目: 出願人は、A4用紙へのタイプ又はコンピュータ印字により意匠の新規性を説明しなければならない。

¹⁵⁰ http://www.turkogatent.gov.tr/portal/default_en.jsp?svfa=141 April 15, 2011

2. 意匠の表現: 意匠の表現としては図面又は写真を使用することができるが、大きさは8x8センチメートルでなければならず、画質は公告として使用可能な水準でなければならぬ。例えば、写真の場合は鮮明なオールドナル写真を提出しなければならない。提出された意匠に商標が含まれている場合、その出願人がその商標の所有者である場合に限りその意匠内のみに表示が認められる。

3. 表現の数: 出願中の表現の数は10以下でなければならない。

C. 出願の審査

出願人による出願提出後、審査官は方式審査を行い、その出願が規則に適合しているか否かを確認し、新規性の審査も行なう。何らかの理由で出願の訂正が必要であると審査官が判断した場合は、出願人に対して期限内の訂正命令を通報する。期限内に履行されなかった場合は、出願は取下げとなる。

ただし、出願人が審査官の訂正命令に同意できない場合は、書面にてその旨説明し、審査官がその説明に同意した場合はその出願は引き続き登録承認の対象となる。一方、審査官が出願者の説明に同意しなかった場合は出願を取下げるとされる。

D. 国内登録に対する出願手数料¹⁵¹

TPIのウェブサイトでの電子出願は行われていない、出願人はTPIに直接出願を提出しなければならない。ただし、TPIのウェブサイトではTPIに提出した出願の進捗状況の監視を行うことはできる。

意匠の出願手数料は100トルコ・リラである¹⁵²。同一の出願内の2件目以降の意匠各々に対する手数料は35トルコ・リラである。

E. 公告及び公告の繰延べ

方式審査の結果出願に瑕疵がない場合は、審査官は、公開審査のため出願から6カ月以内にその出願を意匠公報上に公告する。カラー公告で8x8センチメートルの表現の場合、手数料は20トルコ・リラである。大きなサイズの意匠公告を求める出願人は、8x8センチメートルごとに40トルコ・リラの追加手数料を納付しなければならない。

¹⁵¹ http://www.turkogatent.gov.tr/portal/default_en.jsp?svfa=142 April 15, 2011

¹⁵² 1 Turkish lira was equal to 19.30 Thai Baht as of February 14, 2011. Starting from January 1, 2005, Turkey has changed its currency from Turkish lira (TRL) to New Turkish Lira (TRY) with a sub-unit called New Kurush (YKr) where six digits of zero were cut off. As a result, 125,625,000 TRL now becomes 123.63 TRY. Currency unit in all financial transactions were changed from TRL to TRY from January 1, 2005.

http://www.mfa.gov.th/web/18550_0b2d4=349 April 25, 2011

出願人が公告繰延べを求めめる場合は、出願時にその旨表明することができるが、その期間は 30 カ月を超えてはならない。これは 1999 年ジュネーブ・アクトが規定する期間と一致している。

公告繰延べ手数料は、各々の意匠に対して 25 トルコ・リラである。

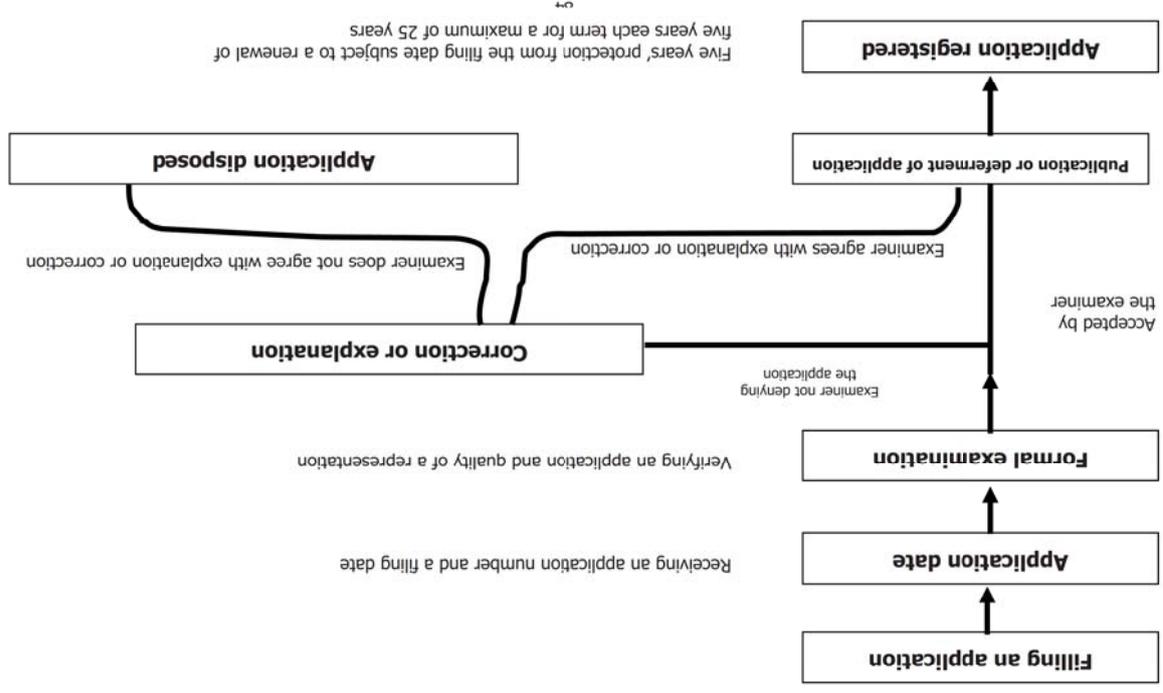
F. 意匠登録の保護存続期間と更新

トルコでは、保護存続期間は登録意匠の出願日から起算して 5 年間であり、かつ 5 年ごとに更新可能で、最長はトルコにおける出願日から 25 年である。更新する場合は出願人は更新手数料を納付の上、期限内に更新請求を提出しなければならない。

保護存続期間満了日前 6 カ月間に更新請求が行われた場合は、手数料は 300 トルコ・リラである。同一出願に含まれる 2 件以降の意匠各々に対する追加手数料は 50 トルコ・リラである。ただし、更新請求が保護満了日後 6 カ月間に行われた場合は、出願人は 400 トルコ・リラの手数料と、同一出願に含まれる 2 件以降の意匠各々に対する追加手数料 60 トルコ・リラを納付しなければならない。

1-5 タイ ハーグ協定加盟検討書

Turkey's registration procedures of industrial designs



G. 出願の取下げ

登録済み意匠が次の各号に該当すると判断された場合に、関係者による審査官又は裁判所への意匠取下げ請求があれば、取下げることができる。

1. 登録時点において新規性の欠如が見られる場合、
2. 登録時点において著作権を有する作品と関わりがある場合、
3. その他審査官が該当すると判断した場合。

2.2 トルコにおける意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録¹⁵³

トルコは 2005 年 1 月 1 日に 1999 年ジュネーブ・アクトに加盟し、2005 年 4 月 1 日に発効した。

トルコの国際登録規則は、第 1 章に詳細を説明した 1999 年ジュネーブ・アクトとほぼ同一であるが、トルコの TPI が WIPO 国際事務局に宣言を行った数項目は例外である。

A. トルコによる宣言

トルコは、慣行が異なることを理由として WIPO 事務局長に対して以下のように宣言を行った。

1. 拒絶期間の 12 カ月への延長

トルコは、2010 年共通規則 1 条 1 項(b)に基づき、国内法が保護の付与に対する第三者の異議申立を認めていることを宣言し、WIPO 事務局長宛に本来の期間 6 カ月を 12 カ月に延長することを通報した。

2. 国際登録の効果が生ずる日

トルコは、保護存続期間の開始日が国際事務局による出願受理日であることを規定した 2010 年共通規則 18 条 1 項(c) (i)に基づき、宣言を行った。

出願において、規定に反して英語、フランス語、スペイン語以外の言語が使用されていた場合、国際事務局は出願人に対して訂正命令を通報する。この場合、保護存続期間の開始日は出願人が訂正を履行するまで延期されるが、ただしその期間は出願日から 6 カ月を超えてはならないことになっている。

しかしながら、トルコの TPI は、国際出願提出時の言語の問題があったとしても保護開始日を延期しない宣言を行った。換言すれば、保護開始日は元々

の出願日、即ち国際事務局がその国際登録を受理した日とする。この宣言により、国際登録における保護存続期間はトルコ国内法の規定と完全に同一となる。

3. 締約国国内法に基づく最長意匠保護存続期間

トルコは、国際登録された意匠に対して国内法と同一の 25 年間の保護存続期間を付与する旨宣言した。

B. 国際登録に対する出願手数料

1999 年ジュネーブ・アクトに基づく国際登録の出願人は、基本手数料、標準指定手数料、及び公告手数料を納付しなければならない。1999 年ジュネーブ・アクト 7 条 2 項¹⁵⁴においては、締約国は、その締約国を指定した国際出願に対して標準指定手数料を徴収することも、WIPO 事務局長に対する宣言書に記載した額の個別指定手数料を徴収することも可能と規定されている。個別指定手数料は事前に出願人に知らしめるために WIPO のウェブサイトに掲出する。

ただし、トルコは標準指定手数料の徴収を選択し、その指定手数料はレベル 1 である。詳細は以下の通りとなる。

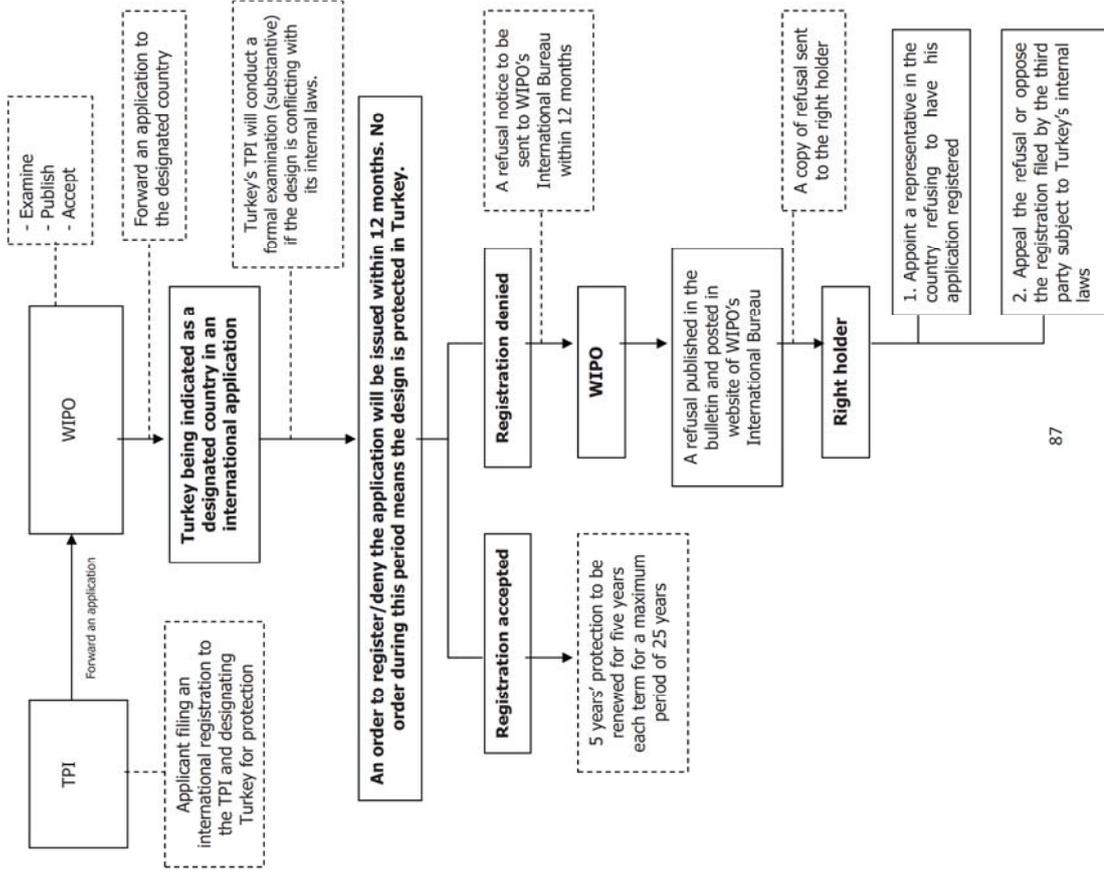
1. 基本手数料: 出願人は国際出願の提出時に共通規則の附則手数料表記載の手数料、即ち意匠 1 件に対して 397 スイス・フラン及び同一出願における 2 件目以降の意匠の各々に対して 19 スイス・フランを納付しなければならない。
2. 公告手数料: 表現 1 件当たり 17 スイス・フラン、表現表示ページが 2 ページ以上の場合、2 ページ目以降 1 ページ当たり 150 スイス・フランである。100 語を超える意匠説明に対しては、追加 1 語当たり 2 スイス・フランの追加手数料が課される。
3. 標準指定手数料: 各々の意匠には 42 スイス・フラン、同一出願における 2 件目以降の意匠の各々に対して 2 スイス・フランが課される。

理解の一助とするため、次ページにトルコの国際登録手続を図示する。

¹⁵³ www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/haueur.pdf April 25, 2011

¹⁵⁴ Please see Article 7 (2) of the 1999 Geneva Act.

Turkey's international registration filed through the Turkish Patent Institute (TPI)



2.3 ハーグ協定に基づく 1999 年ジュネーブ・アクトのトルコにとっての利点と問題点

A. 利点

1999 年ジュネーブ・アクトへのトルコの加盟は以下のように国際登録出願者に対して手続の簡便化をもたらしている。

1. 出願者にとっては、複数の異なる国別出願を必要とせず、一度の出願を行えばよく、使用言語、手数料納付先も単一である。
2. 登録内容に所有者の氏名や住所等の訂正があった場合、登録済み意匠の更新を行う場合等において、訂正や更新を WIPO 国際事務局に對して一度のみ行えば明細書に指定したすべての締約国に効力を及ぼすため、手続が迅速で簡便である。
3. 意匠の保護を求める国ごとに代理人や法律顧問を選任する必要がなく、出願人にとって費用の節減になる。

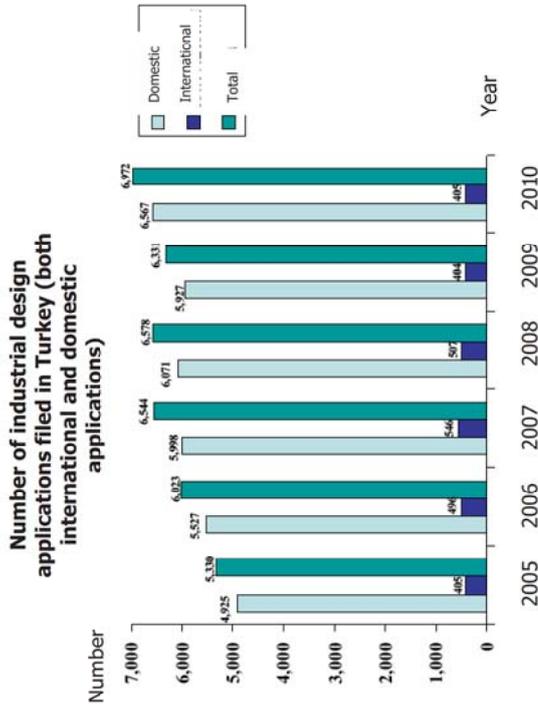
B. 問題点

トルコは、1999 年ジュネーブ・アクトへの加盟による問題点や不利益を特に指摘していない。これは、トルコ国内法と 1999 年ジュネーブ・アクトの条項との間で抵触が生じる度に、トルコ独自の慣行を締約国が承認することを求めて WIPO 事務局長に宣言を行ってきたことによる可能性がある。

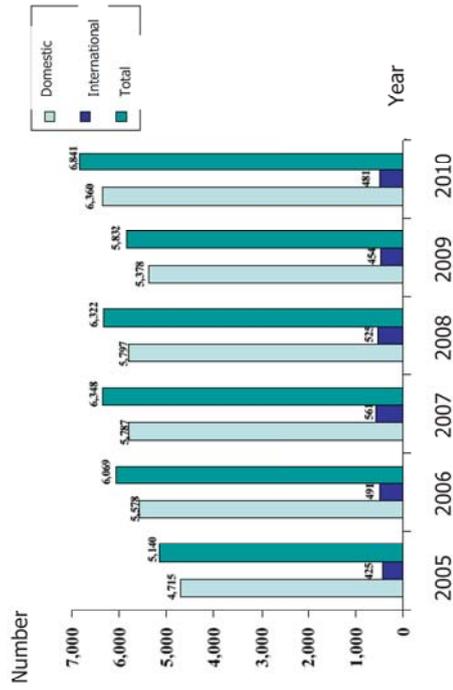
トルコの国内の意匠登録数は毎年増加している。トルコにおける国内登録、国際登録の詳細は次の通りである¹⁵⁵。

¹⁵⁵ http://www.turkpatent.gov.tr/journal/default_sc.jsp?svf=145 April 25, 2011
88

トルコ TPI に提出された意匠出願件数



TPI が登録した意匠件数



分析

1999 年ジュネーブ・アクトへのトルコの加盟後、この国は欧州連合から知的財産に関する基準類の改善を求められた。また、トルコ自身の知的財産に関する基準類の改善努力は、特許、意匠、商標等の知的財産の発展をもたらし、国家の高い経済成長となって結実した。知的財産に関する質の高い基準類は、国家への投資を促進し、それがさらに製品品質の向上と先端技術の開発をもたらし、結果として、知的財産はトルコにとって他国と競争して経済を発展させる重要な手段であると言えることができる。

本研究により、トルコは知的財産に対する理解を高め、国際標準に適合させたことが明らかとなった。加えて、意匠の国際登録に関するハーグ協定へのトルコ加盟後に、トルコにおける意匠出願件数は毎年増加している。ただし、国際出願に比較して国内出願の方が件数の伸びが大きい。

本研究では、意匠の国際登録に関するハーグ協定へのトルコ加盟とトルコにおける意匠登録の増加傾向との関連の理由を示唆する情報は得られなかった。タイが本アクトへの加盟を検討する場合は、意匠の国際登録に関するハーグ協定に関する包括的な調査が必要である。

はじめに

本章では、タイによる意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ・アクトへの加盟がタイに与える影響について研究する。本章ではまた、意匠特許の登録に関連する利点、問題点、及びタイの工業デザイナー、中小企業の経営者、輸業者、官公庁、法律顧問、一般人への影響に加えて、タイの輸出業界、国の通商と経済への影響を議論する。同時に、2011年3月31日に開催した「国際意匠登録の重要性と利点」と題するセミナーに参加した関係者及び一般人の意見調査により国内及び国際登録に関する幅広い意見を収集した結果を反映した議論も行う。

本章は、2つの部分から構成される。最初にタイが1999年ジュネーブ・アクトに参加することに関する利害得失とその影響を議論し、次に現在有効なタイ特許法とアクトに加盟した場合に必要な法令の補正との比較を行うと共にタイの意匠特許登録への影響を分析する。

第5章

タイが意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合に起こりうる影響

1. タイが1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合の利点と問題点

本報告書の冒頭に述べたように、1999年ジュネーブ・アクトには様々な利害得失があるが、本章ではその最後として、タイが本アクトに加盟した場合の影響に焦点を当てる。詳細は以下の通りである。

1.1 意匠の国際登録

タイが1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合、利点は、タイにおける意匠の保護制度が国際標準に近づき、その結果国際的に受入れられ易くなるという点である。意匠の国際登録に関するハーグ協定は多くの国で認めている一般的な制度であり、単一使用言語、単一手数料納付先を特徴とする一度の出願を出願人が行うことにより、複数の締約国において効力を有する。加えて、訂正や更新を行う場合も、一カ所の請求先に一度提出することによりすべての締約国に効力が及ぶ。

問題点に関しては、1999年ジュネーブ・アクトの条項と国内法との間で抵触が生じた場合はその抵触に関する宣言を行うことができないため、締約国でこの点に関して意見を表明した国はない。即ち、1999年ジュネーブ・アクトは締約国内法に適合可能な、自由度の高い制度なのである。これは、意匠の国際登録に関するハーグ協定が、すべての締約国がそれを効果的にかつ簡便に組み入れることができるように設計し発達した国家間制度であることが理由であり、それにより自由度を高めている。例えば、4条1項(b)は、締約国が事務局長に対して本国官庁では国際出願を受理しない旨宣言することを認めている。換言すれば、

これは自国官庁で国際出願を受理しない締約国や政府機関における国際出願の代替手段を用意する制度である。この場合出願人は WIPO 国際事務局に直接出願することを求められる。この高い自由度のため、1999 年ジュネーブ・アクトを脱退した国や政府機関はまだまだない¹⁵⁶。

1.2 タイの輸出業界、通商、経済

利点: 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ・アクトは、その制度に基づく登録により、製品が 1999 年ジュネーブ・アクト締約国に輸出され販売されたとしても、それらの国においては保護が付与されるため製品の権利が侵害されることはないとの確信を持つことができることから、タイの輸出業者にとつて製品の外国輸出拡大の誘因となりうる。結果として、本アクトへのタイの加盟は、国際社会におけるタイの印象を良くするのみならず、タイのデザイナーが創作したタイの意匠をより強力に保護することになる。本アクトへのタイの加盟はまた、外国の投資家からのわが国への投資を呼び込み、工業生産を増加させ、雇用を増大し、タイ経済に好影響を与えられる。タイの製品デザイナー、中小企業の起業家、輸出業者、及び一般人に関して言えば、意匠により強力に保護される結果、製品をより広範に、独自に、かつ創造的に開発しデザインする意欲を高めるだろう。

輸出の増大は競争の激化を意味するが、国際的意匠関連業界における競争に関して言えば、起業家は国内における競争のみならず外国との競争にもさらされる。この激烈な競争は、デザイナーの創造性のみならず、技術、装備、原材料に関する競争でもある。タイ国内の起業家及びデザイナーによるタイでの研究開発は先進国と比較すると進んでいないとは言えないため、依然として意匠、製品の創造力、そして 1999 年ジュネーブ・アクトに基づく慣行と保護に関する理解と関連した技術や新知識の導入が必要である。さらに、タイの意匠業界に対する投資と研究開発人員の増大が強く要請される。

以上、タイによる 1999 年ジュネーブ・アクトへの加盟がタイの工業デザイナー、輸出業者、中小企業の起業家に対して利益となり、簡便さと費用節減をもたらす理由を説明してきた。1999 年ジュネーブ・アクトには、出願人が出願時に意匠そのものではなく意匠の表現を提出することを認め、出願に添付して提出する文書の翻訳を不要とする等、出願人に登録費用の節減をもたらすいくつかの条項がある。

しかしながら、タイの産業界では依然として国際登録基準の正しい理解がされておらず、その結果保護や国際登録が普及していないという問題が明確にあ

ることを考えると、そのために民間企業やタイのデザイナーが、タイによる 1999 年ジュネーブ・アクトへの加盟の影響を受ける可能性がある。当研究チームは、この点は、セミナーや研究会において、又は特別に任命された知的財産庁の専門家が、できるだけ多数のタイのデザイナー、中小企業の起業家、輸出業者、法律顧問、そして一般人に対して国際登録手続に関する教育を行うことによつて解決できるという見解である。

1.3 政府機関及び法律顧問

利点: タイによる意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく 1999 年ジュネーブ・アクトへの加盟によつて、本アクトの他の締約国との間での適合性と均一性を有する審査制度、法令、及び慣行を政府が整備する契機となるため、政府、特に知的財産庁意匠特許庁は加盟による利点が大きいと考えられる。換言すれば、ハーグ協定が対象とする加盟国になることにより、タイは、一度の出願によりすべての締約国に効力を及ぼす、同一の出願手続のもとでの同一の保護を受けることができる同一の制度の対象となる。方式審査は WIPO 国際事務局が行うため、タイの知的財産庁は意匠の方式審査を行う必要がない。

その結果、提出された出願又は意匠に瑕疵があった場合、例えば意匠の表現が意匠そのものと異なっていた等の場合、訂正を命令することができるのは国際事務局ということになる。これはタイの公共部門にとっては、国際登録の方式審査に関する費用と責任を軽減し、手間を省くという利点がある。

加えて、タイ国民、特にタイの輸出業者は、追加の費用負担なく、複数の国における出願と保護に関して現在のアクト締約国と同等のより均等な機会を得ることができる。元来、国際保護を求めめる出願人は、個別出願を行うために法律顧問や国際法律事務所を使う必要があり、多額の費用を要した。しかし、本アクトに加盟することにより、タイのデザイナー、輸出業者、一般人は、知的財産庁を經由して国際登録の出願又は国際登録に関する情報を得ることが可能であり、法律顧問や国際法律事務所を使う必要はなくなる。

問題点: タイが 1999 年ジュネーブ・アクトに加盟し、タイ知的財産庁が本アクトに基づく国際出願の受理に同意した場合、公共部門は、本アクトに従つて、ハーグ協定に基づく国際出願を国内官庁に提出することを望む者に法令に基づく情報、手続、規定、規則等の知識を広く提供するために、ハーグ制度に基づく国際登録に精通した人員の増強を行う必要がある。

知的財産庁は、関心のある者に情報を提供し登録手続に関する助言を行うために、国際登録手続を完全に理解している専門家を用意する必要がある。

¹⁵⁶ There were only cases where countries had become contracting parties of other Acts but later withdrew to join the 1999 Geneva Act.

加えて、手数料徴収、及びタイ知的財産庁が受理した国際出願と手数料のWIPO 国際事務局への転送の問題がある。タイの観点からはこれは、現在の出願標準システムを、現時点では技術的にも、経済的にも、知識面からもタイより優れている他の締約国が構築したものと同一基準とするためのアップグレードを意味する。結果として、タイの公共部門は、現在のシステムとは異なる新しい国際登録システムを立ち上げるために多額の予算が必要となる。その出願システムは、共通規則、行政命令、1999年ジュネーブ・アクトを遵守すべく改造する必要がある。その上、タイが加盟国となった場合は、タイがハーグシステムに基づいて規定された義務を遵守することを保証するために、国際登録出願された情報と文書の秘密性を保護し維持する新技術やノウハウが強く要請される。これらすべては、国際出願制度の発効以前に準備しなければならず、緊急の課題となることは間違いない。

2. タイ特許法と1999年ジュネーブ・アクトとの相違点、タイがハーグ協定に基づきジュネーブ・アクトに加盟した場合のタイ特許法への影響

基本的に、タイ特許法に基づく意匠登録の原則的基準は、1999年ジュネーブ・アクトに対して設計されたものと類似している。結果として、タイがWIPO 国際事務局に宣言を行う必要のある項目はほとんどない。詳細は以下の通りである。

2.1 優先権

1999年ジュネーブ・アクト6条に従って、出願人は、パリ条約4条に基づいて、パリ条約締約国又は世界貿易機関(WTO)の加盟国において又はそれらに対して行われた6カ月以内の先行出願の優先権を請求することができる。

一方、タイ特許法60条2項においては、「第14条に該当し外国で意匠特許出願を行った者は、外国での最初の出願日から6カ月以内に国内で出願を行ったときはかかる最初の外国出願日を国内での出願日として主張することができる」と規定している。これは、タイは特許法制定時点ではパリ条約に加盟していなかった¹⁵⁷にも拘わらず、タイ特許法がパリ条約の原則に対応し、それを条文に取込んだことを明示している。優先権に関しては、(1)主張可能な期限、(2)出願の謄本の提出の二つの問題がある。

(1) 優先権主張可能な期限

1999年ジュネーブ・アクト6条1項(b)¹⁵⁸においては、出願人が国際出願の提出後に優先権主張を行うことを認めている。しかしながら、1999年ジュネーブ・アクトにおいて出願人が優先権主張可能な期限を特定する規定は存在しない。単に、出願人はパリ条約締約国又は世界貿易機関(WTO)の加盟国において又はそれらに対して行われた先行出願の優先日から6カ月以内に国際出願を行わなければならないと規定しているのみである。

タイ特許法1979に基づく省令No. 21 (1999)の22項においては、「外国で意匠特許の出願がなされた意匠特許につき、かかる外国での最初の出願日から6カ月以内に意匠特許出願を行う場合において、出願人が特許法第60条の2に基づきかかる外国での最初の出願日をタイでの出願日とすることを希望する場合、出願人は、出願時又は出願公告前に、長官の定める様式による別の願書を提出しなければならない。この場合、出願人はさらに、出願日及び出願の詳細を示す外国で提出した意匠特許の出願書類の謄本で、出願を行った国の特許庁が認証したものを提出することを要する」と規定している。結果として、最初に外国で出願された出願の優先権についてはタイ特許法は以下のように規定していることになる。(1)出願人は外国での最初の出願日から6カ月以内にタイでの出願を行わなければならない、(2)出願人は外国で行われた出願の優先権主張をタイでの出願時に行うことも、タイでの出願後かつ公告前の任意の日に行うことも可能である。

優先権主張可能な期限に関する相違があるわけだが、タイ知的財産庁はこの特定の問題において1999年ジュネーブ・アクトを遵守する目的でタイ特許法を補正する必要はなく、この問題に関してWIPO事務局長宛に宣言を行えばすべての締約国に通報される。

(2) 優先権証明書の謄本

WIPO 国際事務局は出願人に対して出願時に優先権証明書の提出を要求しない。その代わり、国際出願において行われる優先権主張の程度の詳細情報を要求する。これには、過去に出願した特許所管官庁の名称、最初の出願日等を含む。ただし、WIPO 国際事務局自身は要求しないものの、指定締約国の国内特許所管官庁が最初に行われた出願の写しの提出を要求することを禁じてはいない。結果として、タイ特許庁が指定締約国国内所管官庁となった場合は、出願人に対して原出願の写しの提出を要求することができる。

これはしかしながら、「出願人がかかる外国での最初の出願日を・・・出願人はさらに、出願日及び出願の詳細を示す外国で提出した意匠特許の出願書類の謄本で、出願を行った国の特許庁が認証したものを提出することを要する」と規定しているタイ特許法1979に基づく省令No. 21 (1999)の22項¹⁵⁹とは異なる。

¹⁵⁷ Thailand became a member to the Paris Convention for the Protection of Industrial Property on August 2, 2008 http://www.wipo.int/treaties/en/Remarks.jsp?cny_id=2020C

¹⁵⁸ Please see Article 6 (1) of the 1999 Geneva Act.
¹⁵⁹ Please see Clause 22 of the Ministerial Regulation No. 21 (1999) issued under the Patent Act, B.E. 2522.

結局、優先権証明書の謄本提出に関する相違があるわけだが、指定締約国の国内特許管官庁が最初に行われた出願の謄本の提出を要求することを本アクトが、禁じてはいないため、タイ特許庁はこの特定の問題において1999年ジュネーブ・アクトを遵守する目的でタイ特許法を補正する必要はない。

2.2 公開の繰延べ

1999年ジュネーブ・アクト10条3項(a)においては、「国際登録は国際事務局が公開しなければならぬ。かかる公開は締約国における十分な公表とみなされ、名義人は他の公表を要求されない」と規定している。

公開は、出願が登録された後に国際事務局によって行われる。ただし、出願人は共通規則16条に従い、公開の繰延べを請求することができ、繰延べの最長期間は出願日又は優先日から30カ月である。これまでのところ、タイの特許法では公開繰延べ期間に関する規定は存在しない。しかしながら、実際には知的財産庁長官宛に書面にて公開の繰延べを請求することはできる。

タイには、公開の繰延べの規定が存在しないため、1999年アクトに加盟した場合は、公開の繰延べ制度が存在せず、公開繰延べを求めた出願人は知的財産庁長官宛に書面にて公開の繰延べを請求する必要がある旨WIPO事務局長宛に宣言を行う必要が生ずると思われる。国際事務局は、公開繰延べ請求を拒絶する前に、通報日から1カ月以内にタイを指定国一覧から除外するよう出願人に通報する。

ただし、出願人が意匠の代わりに意匠の表現を提出している場合は、国際事務局は出願人に通報する前に自動的に公開の繰延べ請求を拒絶する。

タイの特許法では公開の繰延べに関する明確な規定が存在しないため、タイ特許庁はしたがってこの問題に関して宣言を行う必要があり、それが無い場合は出願人においてタイを指定国とする出願人を混乱に陥れ、国際出願からタイを除外してしまふ可能性がある。例えば、シンガポールもまた、国内法には公開の繰延べに関する規定が存在しない。したがってIPOSは、出願人が意匠の保護を求めるとしてシンガポールを指定し、その後公開の繰延べを請求する場合は、シンガポールを指定国の一覧から除外しなければならぬ旨、ウェブサイトで宣言している。タイ特許庁も、この問題に関しては法令の補正を行うのではなく、シンガポールを見習うこともできる。

ただし、タイ国内法に公開繰延べ期間に関する規定が存在しないものの、出願人は前述のように知的財産庁長官宛に書面での通知をもって請求することはできる。当研究チームとしては、1999年ジュネーブ・アクトを遵守するために、タイ特許庁は公開繰延べが可能な期間を明示すべきだとの見解である。

2.3 訂正

タイ特許庁が承知しておかなければならないことの一つに、WIPO国際事務局が方式審査を行うという点がある。この過程においては、出願に使用されている言語、出願に必要な細目、意匠の表現、出願における無効で訂正が必要なる事項の審査が行われる。即ち、国際出願の方式審査はWIPO国際事務局が直接的に責任を有するということである。WIPO国際事務局が出願を直接受理するか出願人の自国国内官庁を経由して受理した後、国際事務局はその出願の審査を行い、1999年ジュネーブ・アクトに適合しない事項があった場合は出願人に通報する。換言すると、出願人がその出願においてタイを指定国としていたとしても、タイ特許庁には方式審査を行う責任は存在しないということである。タイ特許庁の義務は、出願を受理しそれをWIPO国際事務局に転送することのみである。

2.4 国際登録の通報期間

1999年ジュネーブ・アクトは、国際登録に関してすべての締約国が遵守すべき普遍的な制度であると考えられる。1999年ジュネーブ・アクトにおいて規定が存在しない場合や、国内法がそれと抵触する場合は、タイは宣言を行わなければならない。これは、国際登録は各々の締約国において同一の効力を有すること、及びかかる国際登録の効力は締約国により保証されることを規定した、1999年ジュネーブ・アクト14条1項及び14条2項(b)の詳細な条項により、指定締約国が登録の拒絶を行わなかった場合、又は拒絶を行ったとしてもその後拒絶を取らなかった場合に適用される。

第一に、1999年ジュネーブ・アクト14条1項においては、「国際登録は、その登録日から、各々の指定締約国において、その締約国の国内法に基づき通常の意匠保護付与の出願と少なくとも同一の効力を有する」と規定している。

第二に、1999年ジュネーブ・アクト14条2項においては、「所管官庁が12条に基づく拒絶通報を行っていない各々の指定締約国においては、国際登録は、遅くとも拒絶通報可能期間満了日から、もしくはその締約国が規則に基づいて相当する宣言を行った場合は遅くともその宣言に指定した日から、その締約国の国内法に基づいて意匠に付与される保護効力と同一の効力を有する」と規定している。

タイが拒絶通報を行わない場合、国際登録は、タイの国内法に基づいて意匠に付与される効力と同一の効力を有するのである。また、国際登録は、遅くともタイの拒絶通報可能期間の満了日から効力を有するが、タイがWIPO事務局長宛に宣言に指定した日から国際登録が効力を有すると規定する宣言を行った場

合はその宣言に従う。ただし宣言において指定する日はタイの拒絶通報可能期間の満了日から6カ月を超えてはならない¹⁴⁹。結局、登録の発効日は、タイの拒絶通報可能期間の最長の場合である12カ月と、宣言を行った場合の最大6カ月の和、遅くとも18カ月を超えてはならないことになる。

タイ特許庁が国際事務局への拒絶通報を期限(公開日から12カ月以内、ただし宣言を行った場合は6カ月以内)までに通報しなかった場合は、それが文書の紛失、出願件数過多による審査遅れ等を含むいかなる理由であろうとも、ハーグ協定においては拒絶通報がない場合は意匠の保護は直ちに発効すると規定しているため、タイ特許法56条に基づく新規性の審査が未完了であっても、あるいはタイ特許法58条によりその意匠の特許性が認められない場合でも、国際出願の名義人に対してその意匠の保護が付与される。したがって、タイ特許庁は、この問題を解決するため、国際出願審査官の人員を増強し拒絶通報を遅滞なく行うべく整備する必要がある。

加えて、ハーグ協定制度にもとづく出願人は、弁明、不服申立、異議申立、抗議の提出に関して、国内出願の場合と同様、タイの特許法を遵守しなければならない。

審査官が、国際出願された意匠が国内法に基づく出願基準(方式審査を除く)に適合しないと判断した場合は、タイ特許庁は国際登録の発効を拒絶することができる。この場合は、国際出願された意匠の一部のみの拒絶をすることも可能である。拒絶通報はWIPO国際事務局に送付け、タイが当該の国際登録の全体又は一部を拒絶を行った旨表明しなければならぬ。ただし、拒絶を取下げた場合は、1999年ジュネーブ・アクト14条1項及び14条2項に従って、拒絶を取下げた締約国におけるハーグ協定に基づく国際登録は効力を有する。換言すれば、国際登録は各々の締約国において同一の効力を有し、その効力は締約国が保証するということである。

2.5 意匠の秘密保持

1999年ジュネーブ・アクト10条5項においては、(a) 国際事務局は、登録発効後直ちに、その国際出願に付随する関連の陳述書、文書、見本と共に、国際登録の謄本を、かかる謄本の受理の希望を国際事務局宛に通報し、かつその国際出願において指定国とされた各々の締約国所管官庁に送付しなければならない。 (b) 締約国所管官庁は、国際事務局による国際登録の公開前においては、国際事務局がその謄本を締約国所管官庁に送付した各々の国際登録の秘密を保持しなければならない。前述の謄本は、意匠保護の目的でその締約国において又はそれに対して行われ、かつ締約国所管官庁が管轄するその国際登録及び国際出願の審

¹⁴⁹ Please see Rule 18 (1) (c) of the Common Regulations under the 1960 Act and the 1999 Act.

査目的のみに使用しなければならぬ。特に、その国際出願に基づいている出願資格の抵触に関する行政上の又は法的手続を除いて、締約国所管官庁は、かかる国際登録の内容をその国際登録の名義人を除くその官庁外のいかなる者にも漏洩してはならない。かかる行政上の又は法的手続の場合は、国際登録の内容は、その手続に関与する当事者が開示の秘密を尊重することを義務付けられている場合に限りその当事者に対して秘密を保持しつつ開示できる」と規定されている。

タイ特許法21条及び22条においては、出願に記載された発明特許の秘密保持方法を規定している。同法65条には、これら2つの規定を意匠特許に準用する規定があり、したがっていかなる職員も人物も公開前に意匠の細目を開示してはならず、これは1999年ジュネーブ・アクトと適合する。

2.6 登録訂正の記録

所有者の訂正、意匠における使用許諾の訂正、名義人の氏名や住所の訂正、代理人選任の訂正、国際登録の1999年ジュネーブ・アクト16条1項¹⁵⁰に基づく所有者の変更等の登録内容の訂正は、登録前においても登録後においても可能である。国際登録の所有者の変更は、1999年ジュネーブ・アクトに基づく意匠の譲受人又は新名義人と同一の権利を保持する場合に許可される。すべての変更は、名義人が同時に出願したすべての国際出願に対して有効となる。

タイが本アクトに加盟した場合、国際登録の訂正の効力は、1999年ジュネーブ・アクト16条2項¹⁵¹に基づいて、その訂正がタイの所管官庁の登録簿においてなされた場合と同一であるのみならず、タイは、タイ特許庁に対して通報が行われるか又はタイ特許庁が所定の文書を受理しない限りタイにおいては登録訂正が無効である旨、WIPO事務局長宛に宣言を行うことができる。なお、注目すべき点は、譲渡人と譲受人間の名義移転に関して、1999年ジュネーブ・アクトにおいては何らの文書の提出も必要とされず、また移転通知に記載すべき事項の規定もないことである。本アクトでは、国際登録に関するライセン

ス証明書も必要とされない。

結論として、当研究チームは、有効性審査及び国内法に基づいて付与される効力はタイの国内法に従っていないなければならないという見解である。例えば、移転は書面にてなされ、かつ署名を伴っていないなければならない。ただし、登録訂正を行う出願人にとって分かりやすく、簡明な国際登録手続とするために、知的財産庁は、タイにおいて名義人が権利を移転し又は国際登録の登録訂正を行う場合は名義人は知的財産庁に所定の文書を提出し知的財産庁の規則を遵守しなければならない旨、WIPO国際事務局宛に宣言を行うことができる。

¹⁵⁰ Please see Article 16 (1) of the 1999 Geneva Act.

¹⁵¹ Please see Article 16 (2) of the 1999 Geneva Act.

2.7 更新

1999年ジュネーブ・アクト17条¹⁶⁸においては、国際登録は指定締約国のみに効力を有し、国際登録日から起算して5年間の最初の期間内で有効であり、かつその期間は1回ごとに5年間延長できる更新の対象となると規定している。ただし、保護存続期間の総計は国際登録日から15年又は各々の国内法が規定する最長の保護存続期間を超えることはできない。換言すれば、国内法が15年を超える保護存続期間を許容している場合は、国際登録は国内法に従って保護され、保護存続期間は1999年ジュネーブ・アクトの規定よりも長くなる。

タイ特許法62条においては、タイにおける意匠特許の有効期間は出願日から10年間と規定されている。その結果、タイが本アクトに加盟した場合は、1999年ジュネーブ・アクト17条を遵守し、国内登録と国際登録の両者の保護存続期間を同一とするために、保護存続期間を15年とする特許法の補正を行わなければならない。

加えて、1999年ジュネーブ・アクト17条3項(c)及び2010年共通規則36条2項において、本アクトの締約国は、国内法に基づいて登録された意匠の保護存続期間を通報しなければならないと規定している。したがって、タイは、国内法が国内登録された意匠に付与する最長の保護存続期間に関して、WIPO事務局長宛に宣言を行わなければならない。WIPO事務局はそのタイの保護存続期間をウェブサイトに掲出する。

2.8 手数料¹⁶⁴

出願人は、国際登録手数料をWIPO国際事務局又は出願人の自国所管官庁のいずれかに納付することができ、出願人の自国所管官庁に納付した場合、当該官庁は続いてそれを国際事務局に納付するが、その際の使用通貨はスイス・フランのみである。

国際出願時の手数料は次の通りである:¹⁶⁵

1. 基本手数料
2. 公開手数料。ただし、国際出願において公開繰延べ申請がなされている場合は、公開手数料の納付は猶予される
3. 標準指定手数料又は個別指定手数料

¹⁶⁰ Please see Article 17 (2) of the 1999 Geneva Act.

¹⁶⁴ <http://www.wipo.int/export/sites/www/haque/en/fees/pdf/sched.pdf>, March 2, 2011

¹⁶⁵ Please see Rule 12 (1) and Rule 12 (2) of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act.

基本手数料及び公開手数料の納付先は国際事務局であり、標準指定手数料又は個別指定手数料の納付先は指定締約国の所管官庁である。出願人は、2010年共通規則の附則¹⁶⁶に記載に基づく額の、基本手数料、標準指定手数料又は個別指定手数料及び公開手数料を納付しなければならない。

1999年ジュネーブ・アクトの7条2項¹⁶⁷において、指定締約国は2010年共通規則の附則に規定した標準指定手数料を徴収するか、又は指定締約国が定めた個別指定手数料を徴収するかを**選択**することができることと規定している。ただし、個別指定手数料は、それを事前にWIPOのウェブサイトに掲出するために、WIPO事務局長に通報しなければならない。また、締約国が出願人から個別指定手数料を徴収する場合は、その手数料は、当該国が国内の出願者から通常徴収する額を超えてはならない。

タイがハーグ協定制度に基づく1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合、タイがWIPOから受取る標準指定手数料が既に国内出願の通常手数料を超えているため、タイは個別指定手数料を徴収する旨の宣言を行うべきではない。本アクトに基づく国際登録手数料の詳細は次の通りである。

a. 基本手数料

出願人は、国際出願の提出時に共通規則の附則手数料表記載の基本手数料を納付しなければならない。詳述すると、意匠1件に対する基本手数料は397スイス・フランである。2件目以降の意匠の各々に対しては各々19スイス・フランである。更新の際の更新料は、意匠1件に対して200スイス・フランであり、2件目以降の意匠の各々に対しては各々17スイス・フランである。

b. 公開手数料

締約国は、国際出願が行われた後に、2010年共通規則の附則手数料表記載の公開手数料を納付しなければならない。その額は、(1) 表現1件当たり17スイス・フラン、(2) 表現表示ページが2ページ以上の場合、2ページ目以降1ページ当たり150スイス・フラン、(3) 100語を超える説明文がある意匠については、追加1語当たり2スイス・フランである。

ただし、2010年共通規則の附則には、国際出願が(1) 国連が指定した開発途上国(LDC)において行われた場合、(2) 加盟国の多数がLDCである政府機関において行われた場合に関する言及があり、かかる場合には、WIPO国際事務局はこれらの国及び政府機関に対して10パーセント割引制度を提供している。

¹⁶⁶ Please see Table 1, Schedule of Fees governed by the 1999 Geneva Act.

¹⁶⁷ Please see Article 7 (2) of the 1999 Geneva Act.

c. 標準指定手数料、個別指定手数料の選択

締約国は、出願において保護の付与を求める国としてその国を指定した出願人から、(1) 2010年共通規則の附則手数料表記載の標準指定手数料を徴収するか、(2) その国が定めた個別指定手数料を徴収するかについて、選択することができる。

(1) 標準指定手数料¹⁶⁸

1999年ジュネーブ・アクトの7条2項又は2010年共通規則の36条1項に基づいて標準指定手数料の代わりに個別指定手数料を適用する旨の宣言を行っていない指定締約国に対しては、標準指定手数料が適用される。標準指定手数料は、各々の締約国の責任レベルに依存して3つの異なる手数料レベルに分かれている。換言すれば、責任の大きい国には高額の手数料が認められていることである。

WIPOは標準指定手数料¹⁶⁹を以下のように規定している。

1.1 レベル1

国際出願の実体審査を行わない締約国の受取額は、1件目の意匠に対して42スイス・フラン、同一出願中の2件目以降の意匠各々に対して2スイス・フランである。

レベル1に属する締約国は、アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、エジプト、フランス、リヒテンシュタイン、マケドニア、モンゴル、ナミビア、オマーン、サントメ・プリンシペ、シンガポール、スロベニア、トルコである。

1.2 レベル2

国際出願の実体審査を行うが新規性の審査は行わない締約国の受取額は、1件目の意匠に対して60スイス・フラン、国際出願中の2件目以降の意匠各々に対して20スイス・フランである。

レベル2に属する締約国は、スイス、ドイツ、デンマーク、エストニア、クロアチア、ラトビア、ノルウェー、ポーランド、ウクライナである。

1.3 レベル3

¹⁶⁸ http://www.wipo.int/edocs/hagdocs/en/2007/hague_2007_10.pdf March 2, 2011

¹⁶⁹ http://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/fees/pdf/level_of_fees.pdf March 2, 2011

国際出願の実体審査及び新規性の両方の審査を行う締約国の受取額は、1件目の意匠に対して90スイス・フラン、国際出願中の2件目以降の意匠各々に対して50スイス・フランである。

レベル3に属する締約国は、スペイン、グルジア、カーナ、アイスランド、リトアニア、ルーマニア、セルビア、シリアである。

(2) 個別指定手数料

1999年ジュネーブ・アクトの7条2項においては、「ただし、個別指定手数料は、同一件数の意匠の同一期間における保護に対して当該締約国の所管官庁が出願人から徴収可能な額相当を超えてはならず、超過額は国際手続における除外規定により減額される」と規定している。これは、締約国が個別指定手数料を規定する場合は、その手数料は、当該国が国内法に基づいて通常徴収可能な額を超えてはならないことを意味する。また、個別指定手数料は、国内法に基づく現実の手数料より低額でなくてはならず、これは国際事務局が行う出願の審査や公開等の業務を当該国が行う必要がないことが理由である。

一般論として、個別指定手数料は、共通規則の手数料表の規定より高額とすることにより、締約国により多くの収入をもたらす。標準指定手数料は出願人の費用負担を抑えるために通常低額に設定されており、この国際事務局が規定した標準指定手数料では指定締約国内官庁における管理業務に必要な現実の費用を賄うことができない場合がある。1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合、タイがWIPOから受取る標準指定手数料が既に国内出願の通常手数料を超えているため、タイは個別指定手数料を徴収する旨の宣言を行うべきではない。なお、ハーグ協定制度においては、指定締約国が、異議申立審査手数料、不服申立手数料等の内部的な手数料を課すことが禁止されていない。ただし、それらは国内における手数料よりも高額であってはならない。

次の表は、表中の1999年ジュネーブ・アクト締約国を出願において指定締約国とした場合に納付しなければならない個別指定手数料である。

ハーグ協定に基づく個別指定手数料¹⁷⁰

a. 国際出願に対する個別指定手数料

締約国

条件

単位:スイス・フラン

OAPI

一寄託に対し

複数寄託に対し

108

162

¹⁷⁰ <http://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/fees/pdf/individ-fec.pdf> March 2, 2011

縮約国	条件	単位:スイス・フラン
ブルガリア	最初の意匠に対し	103
	追加の意匠ごとに	55
EU	意匠ごとに	89
	最初の意匠に対し	103
ハンガリー	追加の意匠ごとに	24
	最初の意匠に対し	156
キルギス	追加の意匠ごとに	78
	最初の意匠に対し	106
モルドバ	追加の意匠ごとに	11

b. 1999年ジュネーブ・アクトに基づく更新時の個別指定手数料

縮約国	条件	単位:スイス・フラン
OAPI	一審託に対し	248
	1回目の更新	205
	2回目の更新	273
	3回目の更新	342
EU	意匠ごとに	44
	最初の意匠に対し	103
ハンガリー	追加の意匠ごとに	24
	最初の意匠に対し	78
キルギス	追加の意匠ごとに	8
	最初の意匠に対し	151
モルドバ	追加の意匠ごとに	15

分析

タイには、1999年ジュネーブ・アクトの条項に対応するために、ハーグ協定の加盟発効後可及的速やかに意匠保護法令の補正を行う義務が生ずる。この影響は、加盟後3カ月又は本アクトに規定した日から発生する。したがって、タイは、ハーグ協定を遵守するという重要義務のために事前に法改正を行って準備しておく必要がある。これは特に、意匠の新規性と独自性の審査制度、及びタイの知的財産裁判所における紛争解決手続に対して言えることである。後者は、タイによる本アクトへの加盟時においては国際出願が紛争の原因となりうるため、それに対して整備しておく必要がある。

ハーグ協定に基づく意匠の国際登録に付与される保護は、タイの国内法に基づく登録と同一の効力を有する。したがって、国際登録は国内登録と同一のものでみなされ、国際出願を行った外国人の権利者にも保護が付与され、その権利者がタイ国民に対して排他的権利を行使するという事態も起こりうる。しかしその議論に対しては、タイが本アクトに加盟していない場合であっても、外国人の権利者が国内出願を行うことはできるため問題にはならないという考え方ができる。一方、本アクトに加盟することにより、タイのデザイナー、中小企業の起業家、輸出業者、公共部門、法律顧問、一般人にとつては、より簡便かつ迅速に外国での意匠の保護が受けられる。またこの制度により、国内出願に比べて費用節減が可能である。加えて、タイのデザイナー、中小企業経営者、輸出業者に対しては、より早くかつ効率的に国際競争を制するために知識を拡大し生産能力を拡張する意欲が高まる。保護が容易に付与されるようになると、外国の工業デザイナーによるタイへの投資も促進される。

即ち、タイによる1999年ジュネーブ・アクトに準拠したハーグ協定への加盟は、タイの工業デザイナー、中小企業経営者、輸出業者、公共部門、法律顧問、一般人にとつていくつもの利点がある。加盟は、タイの輸出産業のみならず、通商と経済に対しても利益となる。ただし、本アクトへの加盟に当たってタイは以下に詳細を示す各点において準備が必要である。

1. タイは、法的手続を整備しなければならない。1999年ジュネーブ・アクトの法規定を包括的に調査すると共に、加盟時の本アクト遵守義務を履行するためタイ国内法の補正が必要である。
2. タイは、セミナーを開催して民間部門、工業デザイナー、及び意匠関連団体間で情報交換と議論を進め、この問題に関する意見を収集すべきである。加えて、本アクトへの加盟の利害得失に関する研究を行うべきである。
3. タイの知的財産庁は、必要なシステムを構築し、人材育成を推進するために、必要な人員、装備、システム、予算の用意をすべきである。

4. タイは、審査段階での問題や国際出願制度に関連した権利、異議申立、情報等に関する紛争に対する支援体制を整備しなければならず、また相談に応じるために紛争和解センターを設立すべきである。

5. 知的財産庁は、特にタイ特許庁の登録制度に関連して、より簡明で効率的なサービスを目標としてそのサービス品質の向上に取り組みべきである。知的財産庁は、ウェブベースの特許検索サービスに関連する能力を高めるため、要員の教育を行うべきである。加えて、特許出願審査の基準を確立し、特に加盟後の審査件数増加に備えて審査期間の短縮に努めるべきである。

タイは、法制面と人材面の整備を進めなければならない。また、本アクト加盟の利害得失の評価を行うべきである。当研究チームとしては、本アクトへの加盟は、より広範で国際的な保護効力のみならず、タイのデザイン一、中小企業経営者、輸出業者が迅速にかつ簡便に国際的な保護を受けることができる点において、多大な利益をもたらすとの見解である。なお、タイは、起こりうる過誤及び1999年ジュネーブ・アクトとの間で発生しうる抵触防止のために、これまで述べてきた様々な点における準備を進めるべきである。

附表

表 1:手数料表
(2010年1月1日現在有効)

国際出願	単位:スイス・フラン
A.	
1. 基本手数料 ¹⁷¹	397
1.1 1意匠につき	19
1.2 同じ国際出願に含まれる追加の意匠ごとに	
公開手数料 ¹⁷²	
2.1 公開される表現ごとに	17
2.2 第1ページに加えて1又はそれ以上の表現が表されるページごとに(表現が紙で提出される場合)	150
3. 説明が100語を超える場合追加1単語につき ¹⁷³	2
標準指定手数料 ¹⁷⁴	
4.1 レベル1が適用される場合	
4.1.1 1意匠につき	42
4.1.2 同じ国際出願に含まれる追加の意匠ごとに	2
4.2 レベル2が適用される場合	
4.2.1 1意匠につき	60
4.2.2 同じ国際出願に含まれる追加の意匠ごとに	20
4.3 レベル3が適用される場合	
4.3.1 1意匠につき	90
4.3.2 同じ国際出願に含まれる追加の意匠ごとに	50
個別指定手数料(個別指定手数料は各々の対象締約国別に定められている) ¹⁷⁵	
5. 排他的又は部分的に1960年アクト又は1999年アクトに準拠した国際出願により生じた国際登録の更新	
B.	
1. 基本手数料 ¹⁷⁶	200
1.1 1意匠につき	17
1.2 同じ国際出願に含まれる追加の意匠ごとに	
標準指定手数料	

¹⁷¹ Please see note * of Schedule of Fees (<http://www.wipo.int/hague/en/fees/sched.htm>)

¹⁷² Please see note * of Schedule of Fees (ditto)

¹⁷³ Please see note * of Schedule of Fees (ditto)

¹⁷⁴ Please see note ** of Schedule of Fees (ditto)

¹⁷⁵ Please see note * of Schedule of Fees (ditto)

¹⁷⁶ Please see note *** of Schedule of Fees (ditto)

1-5 タイ ハーグ協定加盟検討書

- 2.1 意匠につき 21
- 2.2 同じ国際出願に含まれる追加の意匠ごとに 1
- 3. 個別指定手数料(個別指定手数料は各々の対象締約国別に定められている)
- C. 各種記録
 - 1. 所有権の訂正 144
 - 2. 名称人の名前、住所の訂正 144
 - 2.1 意匠につき 72
 - 2.2 同じ国際出願に含まれる追加の意匠ごとに 144
 - 放棄 144
 - 限定 144
- D. 公開済み国際登録に関する情報
 - 1. 公開済み国際登録の国際登録簿抄本の発行 144
 - 2. 国際登録簿又は公開済み国際登録の付随書類の証明なしの写しの発行
 - 2.1 最初の5ページ 26
 - 2.2 請求が同時でありかつ同一の国際登録に関するものである場合5ページを超える1ページごとに 2
 - 3. 国際登録簿又は公開済み国際登録の付随書類の証明付原本の発行
 - 3.1 最初の5ページ 46
 - 3.2 写しの請求が同時でありかつ同一の国際登録に関するものである場合5ページを超える1ページごとに 2
 - 4. 見本の写真発行 57
 - 5. 国際登録簿又は公開済み国際登録の付随書類の内容説明書の発行
 - 5.1 1件目の国際登録 82
 - 5.2 請求が同時でありかつ同一名称人の国際登録である場合2件目以降の国際登録1件ごとに 10
 - 6. 国際登録所有者リストの検索
 - 6.1 個人名又は団体名による検索 82
 - 6.2 2件以上の国際登録が検索された場合2件目以降の1件ごとに 10
 - 7. 抄本、原本、写し、説明書、検索結果の通知にフックスを使用した場合の追加手数料(1ページごとに) 4

1-5 タイ ハーグ協定加盟検討書

表 2: 3-077 の比較

項目	1934年ロンドン・アクト	1960年ハーグ・アクト	1999年ジュネーブ・アクト
1. 出願資格	締約国民と加盟国領土の個人及び法人は意匠保護を出願しそれを保証される資格を有する。	締約国の国民、及びいずれかの締約国の国民であるか、又はいずれかの締約国の領土に住所を有するか又は実体的かつ有効な工業上もしくは商業上の拠点を有する個人及び法人	締約国民もしくは締約政府機関の加盟国のものであるか、又はいずれかの締約国の領土に住所を有する、個人又は法人が、国際事務局に対し直接行うことも、国内法で認められている場合は出願人の自国所管官庁を経由して行うことも可能である。
2. 国際登録簿提出先	ベルンにある知的財産保護条約国際事務局(BIRPI)	WIPO 国際事務局への直接寄託、又は国内法で認められている場合は出願人の自国所管官庁を経由して行うことも可能である。	国際事務局は、寄託された国際出願の写真を他の写実的表現、及び出願日を国際登記公報に掲載する。
3. 使用可能言語	フランス語又は英語	英語、フランス語又はスペイン語	英語、フランス語又はスペイン語
4. 国際出願の公開	公開では意匠を再現することはし得られない。単にその意匠が組み込まれる予定の物品を明示するのみである。	国際事務局は、寄託された国際出願の写真を他の写実的表現、及び出願日を国際登記公報に掲載する。	出願人が請求した場合、出願日から30か月を超えない範囲で公開を繰延べることができる。
5. 公開の繰延べ	公開は、国際登録日より6か月以内に行われる。	出願人が請求した場合、国際出願日から12か月を超えない範囲で公開の繰延が可能である。	出願人が請求した場合、出願日から30か月を超えない範囲で公開を繰延べることができる。
6. 保護存続期間	国際的保護存続期間は国際出願日より15年と定められている。この期間は5年と10年の2つの期間に分かれており、出願人は第1の期間における5年目の前半6か月間に出願の更新をすることができ。	保護存続期間は5年であるが、更新により10年まで延長できる。ただし、締約国の国内法が10年を超える期間を定めている場合は、当該締約国の保護存続期間が適用される。	保護存続期間は国際登録日から起算して15年間であり、最初の5年間は国際登録日から起算し、更新により10年間延長できる。ただし、指定締約国の国内法が本アクトの規定よりも長い保護存続期間を定めている場合は、更新の効力は当該締約国の国内法の定める期間と同一の期間に及び。

第6章
アンケート調査報告

テーマ:意匠保護の国際登録の件

- 1 回目: 意匠の国際登録に関するハーグ協定についての調査の一環として実施
- 2 回目: 商務省知的財産庁主催の「外国市場における意匠登録の重要性と利点」と題するセミナーにおいて実施

<p>1999年ジュネーブ・アクト</p> <p>国際出願が出願人の自国内官庁に提出された場合は、その国が出願を受理した日を出願日とみなす。出願はWIPO国際事務局に1か月以内に送付される。ただし、安全手続に関する規定のある締約国の場合は6か月以内に送付する。</p> <p>国際出願がWIPO国際事務局に直接提出され、その後国際事務局が訂正命令を発行した場合は、出願人は命令を受取った日から3か月以内にそれを履行すればよい。この場合訂正が正当に完了した日が出願日とみなされる。</p> <p>国際出願が登録され、公開され、指定締約国に転送された後、指定締約国は保護の付与を拒絶することができる。この場合、その指定締約国の特許所等官庁はその官庁がその国際出願の公開通報を受理した日から6か月以内、もしくはその指定締約国が審査主義をとっている場合には12か月以内に、WIPOにそれぞれを通報しなければならない。</p>	<p>1960年ハーグ・アクト</p>	<p>1934年ロンドン・アクト</p> <p>2010年1月1日からハーグ協定の1934年アクトの適用凍結を効させることが決定され、1934年アクトでは新規締約国の受け入れも新規指定の受理も行われていない。したがって、1934年ロンドン・アクト及び2009年共通規則に基づく出願を行うことはできない。</p>	<p>7. 登録手続</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

はじめに

知的財産庁及びその他公共部門は、特に巨大経済圏でありタイ製品の知名度も高い欧州連合市場を中心とした海外輸出を支援するために意匠の重要性を認識している。タイ製品は、その意匠、美学、洗練度により外国人に好まれていく。しかしながら、外国市場におけるタイ製品の需要は、他国がタイ製品を模倣し外国での市場を奪っているために減少傾向にあると認められる。これは、実際の意匠の所有者であるタイのデザイナー、中小企業経営者、輸出業者に影響を及ぼして輸出収入の逸失による損害を引き起こし、タイ国としてもまた本来得られたはずの輸出収益の逸失を招いている。

タイのデザイナー、中小企業経営者、輸出業者が発明し創作した意匠を国内外での無断使用から守るための保護を付与し、またタイのデザイナーに国際フォーラムにおいてその潜在能力を宣伝する機会を与え、さらに模倣防止策によって優れた意匠に支えられたタイの輸出産業を拡大するために、公共部門は商務省知的財産庁を中心に、複数の締約国において保護を付与することのできる意匠の国際登録に関するハーグ協定についての研究調査を開始した。この調査は、タイがハーグ協定に基づく1999年ジュネーブ・アクトに加盟した場合の利害得失を明確化することを目標とし、その結果はタイ加盟の意思決定に利用するものとしている。

当研究チームは、調査の一環として質問票を作成し、2011年3月31日に開催した「外国市場における意匠登録の重要性と利点」と題するセミナーの前及びセミナー中においてアンケート調査を行った。

1. 調査質問項目

意匠の国際登録に関するハーグ協定へのタイ加盟についての調査は、一般人、特にタイの製品デザイナー、中小企業経営者、輸出業者、法律顧問、及び意匠保護出願を行ったか又は行ったことのないが意匠を所有しているタイの意匠関係者の基本情報と意見を収集することを目的としている。収集した情報は、分析の参考として使用し、「外国市場における意匠登録の重要性和利点」セミナーの計画策定にも活用する。

当研究チームはアンケートをタイの製品デザイナー、中小企業経営者、輸出業者、法律顧問、その他一般人に送付した。

アンケート調査の詳細は以下の通りである。

質問票

意匠の国際保護登録に関して

セクション1: 回答者の一般情報(最も近いものに✓印をつけてください)

1. 性別
 男性 女性 回答しない
2. 年齢
 18-25 歳 26-35 歳 36-45 歳
 46-55 歳 56 歳以上 回答しない
3. 最終学歴
 高校又は専門学校 2年制大学又は高等専門学校
 大学卒業 修士課程又はそれに相当する課程
 修士課程よりも高い学歴 その他(具体的に): _____
4. 職業
 デザイン学校学生 製品デザイナー 法律専門家
 企業経営者 輸出業者 教員、教授
 企業従業員 その他(具体的に): _____
5. 月収
 10,000 バーツ未満 10,001-20,000 バーツ 20,001-30,000 バーツ
 30,001-40,000 バーツ 40,001-50,000 バーツ 50,000 バーツ超

セクション2: 製品又は意匠使用製品の輸出に関する情報 (最も近いものに✓印をつけてください)

1. 外国への製品輸出又は外国での博覧会における製品発表を行ったことがありますか?
 はい(具体的な場所を書いてください): _____
 欧州 米州 アフリカ
 中東 アジア その他(具体的に): _____

いいえ(セクション3に進んでください)

2. 外国への製品輸出又は外国での博覧会における製品発表経験がある場合、あなたの製品が模倣されたり製品意匠の権利が侵害されたりしたことがありますか?
 いいえ はい(詳しく): _____

セクション3: 意匠の国際保護登録に関する情報(最も近いものに✓印をつけてください)

1. 意匠の保護登録について何か知っていることがありますか?
 はい いいえ
2. 意匠保護登録の出願経験がありますか?
 はい(保護を求めた地域を指定してください) 外国
 タイ 外国
 いいえ(その場合、将来出願することに関心がありますか?)
 はい いいえ
3. 意匠保護の出願経験がある場合、誰が出願手続を行いましたか?
 自分自身、自分の会社 代理人、法律顧問を通して
4. タイ又は外国で登録出願の経験がある場合、その登録出願に際して何かトラブルが発生しましたか?
 いいえ _____
 はい(詳しく): _____
 タイでのトラブル _____
 外国でのトラブル _____
5. タイがコスト増をほぼ伴わずに一度の出願で複数の国における保護を受けられることができる国際意匠登録制度に加盟した場合、新システムに基づく保護出願に対して関心がありますか?
 はい いいえ
 理由、ご意見等: _____
6. 知的財産庁がこの問題を説明するために「意匠保護のための登録制度」というセミナーを開催した場合、参加したいと思いますか?
 はい(あなたの連絡先をご記入ください) いいえ

連絡先(セミナーに参加したい方):

名前/団体名: _____
 参加人数: _____
 E-mail: _____
 Tel: _____
 FAX: _____

セクション4: 「意匠の保護出願」に影響する要因

1. 意匠保護のための国内及び国際登録の出願において次のどの要因が重要だと思いますか(最もあてはまるところに✓印をつけてください)

重要要因	重要度				
	最高 5	高 4	中 3	低 2	最低 1
1. 手続: 出願手続					
1.1 明確で簡素な出願手続					
1.2 出願所要時間					
1.3 複数国での保護					
1.4 助言、情報提供					
1.5 費用					
2. サービス要員					
2.1 熱意、配慮のこもったサービス					
2.2 助言や質問への回答の明瞭度					
2.3 サービス要員数					
2.4 サービス要員の能力と専門性					
2.5 サービス提供部門の独立性					

2. タイにおける意匠保護出願経験がある場合、サービスに対する満足度はどの程度ですか?(最もあてはまるところに✓印をつけてください)

満足度評価要因	満足度				
	最高 5	高 4	中 3	低 2	最低 1
1. 手続: 出願手続					
1.1 明確で簡素な出願手続					
1.2 出願所要時間					
1.3 複数国での保護					
1.4 助言、情報提供					
1.5 費用					
2. サービス要員					
2.1 熱意、配慮のこもったサービス					
2.2 助言や質問への回答の明瞭度					
2.3 サービス要員数					
2.4 サービス要員の能力と専門性					

その他ご提案:

.....

質問票を2011年3月25日までに Fax: 0-2655-2868 又は email: info@apisithalliance.com 宛てご返送ください。

ご質問がある場合は、K. Nossara 又は K. Yupparat (Tel. 02 655 2860 内線 115, 113) までお問合せください。

2. 調査結果

当研究チームは、158名のタイの製品デザイナー、中小企業経営者、輸出業者、法律顧問、及び一般人から回答を得、その結果のすべてを2011年4月5日にタイ特許庁に送付した。データ処理後のアンケート結果のまとめを以下に示す。

セクション1: 回答者の一般情報

回答者数 158

1. 性別

- 男性 87名
- 女性 71名

2. 年齢

- 18-25歳 37名
- 26-35歳 65名
- 36-45歳 27名
- 46-55歳 20名
- 56歳以上 7名
- 無回答 2名

3. 最終学歴

- 高校又は専門学校レベル 10名
- 2年制大学又は高等専門学校卒業 7名
- 大学卒業 67名
- 修士課程又はそれに相当する課程修了 64名
- 修士課程よりも高い学歴 10名

4. 職業

- デザイン学校学生 6名
- 製品デザイナー 8名
- 法律専門家 24名
- 企業経営者 29名
- 輸出業者 8名
- 民間企業従業員 57名
- その他 26名

5. 月収

- 10,000 バーツ未満 21名
- 10,001-20,000 バーツ 28名
- 20,001-30,000 バーツ 36名
- 30,001-40,000 バーツ 17名

119

(219)

- 40,001-50,000 バーツ 11名
- 50,000 バーツ超 38名
- 無回答 7名

セクション2: 製品又は意匠使用製品の輸出に関する情報

1. 外国への製品輸出及び外国での博覧会における製品発表に関して、
 - 1.1 43名が、次に列挙する地域(回答数順、複数回答可)への製品輸出又はそこでの製品発表を行った経験があると回答した。
 - アジア 39名
 - 欧州 23名
 - 米州 16名
 - アフリカ 10名
 - 中東 19名
 - その他(豪州等) 4名
 - 1.2 103名は、外国への製品輸出、外国での製品発表の経験はないと回答した。
 - 1.3 12名は無回答であった。
2. 外国への製品輸出、外国での製品発表の経験者中、
 - トラブルの経験なし 21名
 - あり 22名

外国への製品輸出に際して発生したトラブルまとめ

 - 輸出前に中国でディーゼル・エンジン及び耕起機が模倣、製造されタイ及びその他諸国で販売された。
 - 中国及びベトナムのメーカーが製品とそれを使用する特定部品を、実際にそれらを組み合わせる前に、両方模倣した。
 - 製品が中国人によって模倣された。
 - 材料は異なるが、同一の意匠を使用された。
 - 権利を侵害する新製品に自社が所有する2つの意匠が使用された。
 - 製品の意匠と商標が模倣された。
 - 中国が製品を模倣し、そっくりの外観を有するものを外国で販売した。
 - 当社がデザインした製品をある顧客が発注して購入し、その1年後に値下げを要求した。当社がそれを拒否したところ、発注が停止された。その後当社は、その顧客のウェブサイトに於いて、同一意匠の製品が販売されているのを見つけた。その製品はそっくりの外観だった。
 - 製品が模倣され、外観が類似の製品が販売された。

120

(220)

- 製品が模倣された。
- 運動着が模倣された。また商標が侵害された。
- 製品意匠と、商標が模倣された。

セクション3: 意匠の国際保護登録

- 99名が、意匠の保護登録について知っていると回答した。53名は知らなかったと回答し、6名は無回答であった。
- 意匠保護登録出願経験に関して、
 - 67名(44.37%)は登録出願の経験ありと回答した。この回答者中、58名(86.56%)はタイ国内登録出願の経験があると回答した。1名(1.49%)は国際登録出願の経験があると回答した。8名(11.94%)は国内、国際両方の登録出願経験があると回答した。
 - 84名(53.16%)は登録出願の経験なしと回答した。この回答者中、50名(59.62%)は出願経験がないが関心はあると回答した。26名(30.95%)は出願経験がなく関心もないと回答した。15名(17.85%)は出願経験がなく、関心については無回答であった。
 - 7名(4.43%)は登録出願経験に関して無回答であった。
- 意匠保護出願手続に関して、
 - 32名(47.76%)は自身自身で行ったと回答した。
 - 32名(47.76%)は代理人又は法律顧問を通して行ったと回答した。2名(2.98%)は自身自身と代理人の両方で行ったと回答した。
- 保護出願の際のトラブル経験に関して、
 - 36名(53.73%)は経験なしと回答した。
 - 31名(46.26%)は経験ありと回答した。

4.1 タイにおける意匠保護出願に際して起こったトラブルまとめ

タイにおける意匠保護出願に際して発生したトラブルに関する当研究チームの質問に対する回答をまとめると以下のようになる。

- タイにおける出願手続の遅延又は遅滞。
- 特に意匠の類似性又は侵害の問題に関する担当者の情報提供能力又は助言能力の欠如。
- 1 出願 1 意匠主義のため、各々の意匠ごとに出願が必要であり、費用が高額となること。
- 担当者の能力及び専門性の欠如。業務に対する熱意の欠如。人員不足。

121

(221)

5. 保護存続期間満了が近づき、生産もされなくなつてから製品の正規登録が行われるため、侵害が起こった場合の権利行使の効力が弱いこと。

4.2 外国における意匠保護出願に際して起こったトラブルまとめ

- 外国の博覧会で製品発表を行うか、又は外国に製品を販売しているタイの輸出業者は、国際保護出願を自身自身で又は外国の代理人を通して行った。何人かは、法律事務所又はタイの法律顧問を通して行った。そこで発生したトラブルをまとめると以下のようになる。
1. 非常に高額な業務コスト。
 2. 各々の国の国内法に基づく出願規則の差異。
 3. 外国語で通信を行わなければならないという言語問題。
 4. 複雑で不明確な手続。
 5. 知的財産庁において外国保護出願に関して情報や知識を提供するスタッフがいないこと。
5. タイがコスト増をほぼ伴わずに一度の出願で複数の国における保護を受けることができる国際意匠登録制度に加盟した場合の、新システムに基づく保護出願に対する関心の有無について、130名(82.27%)はなしと回答した。21名(13.29%)はありと回答した。7名は無回答だった。

セクション4: 「意匠の保護出願」に影響する要因の重要度まとめ

152名がこのセクションにおいて回答した。

6名は無回答だった。
このセクションの該当者はトータルで158名であった。

重要要因	重要度				
	最高	高	中	低	最低
1. 手続: 出願手続	5	4	3	2	1
1.1 明確で簡素な出願手続	88	38	24	2	0
1.2 出願所要時間	75	48	22	6	1
1.3 複数国での保護	74	50	23	5	0
1.4 助言、情報提供	63	55	25	6	0
1.5 費用	63	54	31	2	2
2. サービス要員					
2.1 熱意、配慮のこもったサービス	77	54	17	4	0
2.2 助言や質問への回答の明瞭度	87	48	15	2	0
2.3 サービス要員数	58	57	31	4	2

122

(222)

重要要因	重要度				
	最高	高	中	低	最低
1.4 サービス要員の能力と専門性	91	38	21	2	0
1.5 サービス提供部署の独立性	53	55	33	8	3

「意匠の保護出願」に影響する要因の重要度の調査においては、さらに出願手続とサービス要員の 2 つの観点に分けて調査している。調査結果は以下のようになるとまとめることができる。

出願手続に関する 5 つの小項目を重要度の順に並べると次のようになる。

1. 明確で簡素な出願手続
2. 出願所要時間
3. 複数国での保護
4. 助言、情報提供
5. 費用

サービス要員に関する 5 つの小項目を重要度の順に並べると次のようになる。

1. サービス要員の能力と専門性
2. 助言や質問への回答の際の明瞭度
3. 注意、配慮、熱意のこもったサービス
4. サービス人員数
5. サービス提供部署の独立性

セクション 5: タイにおける意匠保護出願経験者の満足度に関する意見まとめ
 61 名がこのセクションに対して回答した。
 6 名は無回答だった。

このセクションの該当者はトータルで 67 名であった。

満足度評価要因	満足度				
	最高	高	中	低	最低
1. 手続: 出願手続	5	4	3	2	1
1.1 明確で簡素な出願手続	5	21	27	6	2
1.2 出願所要時間	8	7	19	15	12
1.3 助言、情報提供	7	17	26	9	2
1.4 費用	9	21	30	1	0
2. サービス要員					
2.1 熱意、配慮のこもったサービス	12	14	24	6	5
2.2 助言や質問への回答の際の明瞭度	12	14	24	7	4
2.3 サービス要員数	12	8	26	9	6
2.4 サービス要員の能力と専門性	14	10	30	4	3

タイにおける保護出願経験者の満足度の調査においては、さらに出願手続とサービス要員の 2 つの観点に分けて調査している。調査結果は以下のようになるとまとめることができる。

A. 出願手続に関して出願経験者が改善を要すると考えている度合いの高い順に並べると次のようになる。

- (1) 手続の迅速化、現在に比べ適切な時間での手続
- (2) スタッフの助言、情報提供能力向上
- (3) 手続の明瞭度、簡明度の向上
- (4) 費用の低減

B. サービス要員に関して出願経験者が改善を要すると考えている度合いの高い順に並べると次のようになる。

- (1) サービス要員の人員強化
- (2) 注意と熱意のこもったサービス
- (3) 明瞭な助言と質問に対する明瞭な回答
- (4) サービス要員の能力と専門性

加えて、ハーグ協定に基づく国際保護出願及びタイの加盟に関する意見調査を行った。回答者の意見をまとめると以下のようになる。

1. 国際登録、特にハーグ協定に関するより多くの情報の伝達、提供が行われるべきだ。
2. タイが国際協定に加盟する前に、知的財産保護、特にタイにおける知的財産保護に関する情報を一般人に積極的に提供し、啓発を進めるべきだ。加えて、国内保護の出願手続を改善して、明確な基準を設定し、手続をより迅速かつ効率的なものとするべきだ。
3. 輸出業者、企業経営者、法律顧問等、ターゲットとする各々のグループの意見を聞くための討論会や懇談会を、バンコクや地方で開催すべきだ。
4. 利点と、特にタイに及ぼす影響を調査するために包括的かつ詳細な研究を行うべきだ。
5. 出願制度の効率性を向上するために、この問題を真に理解し、真の専門性を有するスタッフ及び要員の増員の必要性が大きい。

第7章

商務省的財産庁主催セミナー
「外国市場における意匠登録の重要性と利点」
開催報告

セミナー「外国市場における意匠登録の重要性と利点」
開催報告

セミナータイトル 「外国市場における意匠登録の重要性と利点」

開催日時: 2011年3月31日、木曜日、9:00-16:00

統括責任者

Paichima Thanasanti
知的財産庁長

登壇者

1. Usanee Sirirueng
特許庁長官

2. Polawat Supapatset
Apisith and Alliance Co Ltd, 研究チーム代表

3. Yongyuth Niamsap
Vice President, Research & Development, Large
Cars
Sammitr Motors Manufacturing Public Limited
Company

4. Sathit Kalawantawanich
Creative director, Propaganda

5. Pongsathorn La-iadon
Executive director, FIF Design Studio

6. Iad Charurat
Vice president, Bathroom Design Co Ltd

司会者

Sakkachat Sivaboworn

参加者

152名、タイの製品デザイナー、中小企業経営者、輸出業者、法律専門家、その他一般人

セミナープログラム

「外国市場における意匠登録の重要性と利点」
知的財産庁主催

開催日時: 2011年3月31日 9:00-16:00 hours

開催場所: グランド・メルキュール・フォーチュン・バンコク 3階、フォー
チュン・プラチナ・ホール

.....

- 08:30-09:00 受付
- 09:00-09:30 開会の辞、Patchima Thanasanti 知的財産庁局長
- 09:30-10:30 講演「タイ及び外国における意匠登録」、Usanee Sirueng 意匠特許庁長官
- 10:30-10:45 休憩
- 10:45-11:30 講演「ハーグ協定に関する研究結果」、Polawat Supapatset, Apisith and Alliance Co Ltd、研究チーム代表
- 11:30-12:00 質疑応答
- 12:00-13:00 12階タイ料理店で昼食休憩
- 13:00-15:30 討論会「タイ及び外国における意匠保護」
 - Yongyuth Niamsap, Vice President, Research & Development, Large Cars, Sammitr Motors Manufacturing Public Limited Company
 - Sathit Kalawantawamich, Creative director, Propaganda
 - Pongsathorn La-iadon, Executive director, FIF Design Studio
 - Iad Charurat, Vice president, Bathroom Design Co Ltd
 - Polawat Supapatset, Attorney-at-Law, Apisith and Alliance Co Ltd
 - 司会 Sakkachat Sivaboworn
- 15:30-16:00 セミナー閉会、休憩、個別に意見交換

セミナー要旨



1. 開会の辞

1.1 Usanee Sirueng 意匠部長が知的財産庁長官を紹介した。



1.2 Pajchima Tanasanti 知的財産庁長官による開会の辞があった。



2. 講演の詳細

2.1 Usanee Sirirueng 意匠部長、「タイ及び外国における意匠登録」

1) タイにおける意匠登録

タイにおいては、出願人はタイ語を使用して出願を行わなければならない。1件の出願においては、1件の意匠の保護請求のみが認められている。手数料は出願1件当たり250バーツである。登録されるためには意匠は新規でかつ工業目的でなければならぬ。保護存続期間は出願から10年である。

2) 日本における意匠登録

出願の詳細説明に使用できる言語は日本語のみである。ただし、(組物の場合)1件の出願に複数の意匠を含めることができ、保護存続期間は登録から20年である。

3) 米国における意匠登録

出願に使用できる言語は英語のみであり、出願された意匠は公告前に意匠の実体審査が行われる。保護存続期間は登録から14年である。

4) ドイツにおける意匠登録

出願に使用できる言語はドイツ語のみである。意匠の実体審査はないが、出願の正確性と手数料が納付されたか否かが審査される。保護存続期間は出願日から5年であるが、4回の更新が可能で、1回ごとに5年ずつ延長される。

5) オマーンにおける意匠登録

出願に使用できる言語は英語及びアラビア語である。意匠の実体審査は行われぬ。出願は正確性と手数料が納付されたか否かのみが審査される。保護存続期間は出願日から10年であり、4年の保護存続期間満了日に年間手数料を納付しなければならない。

6) シンガポールにおける意匠登録

出願に使用できる言語は英語のみである。意匠の実体審査は行われぬ。出願は正確性と手数料が納付されたか否かのみが審査される。保護存続期間は出願日から5年であるが、2回の更新が可能で、1回ごとに5年ずつ延長され、最長は15年である。

129

(229)

7) 欧州連合(OHIM)における意匠登録

1件の出願によって複数の意匠保護請求を行うことができ、出願に使用できる言語は英語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ドイツ語である。保護効力は27カ国のEU加盟国に及ぶ。



2.2 Apisith and Alliance Co Ltd 研究チーム代表 Polawat Supapatsert、「ハーグ協定に関する研究結果」

1) ハーグ協定の定義

ハーグ協定は世界的な所有権機関(WIPO)が設立した国際意匠登録制度である。

2) 本質と目的

ハーグ協定の本質は、締約国が協定の定める条件を承認し遵守することに合意しているという事実であり、これによりハーグ協定は57カ国における意匠保護出願の国際標準となっている。本協定のもとでは、意匠所有者はより広範な保護を簡便に受けることができる。

3) ハーグ協定の構造

1928年6月1日に発効したハーグ協定は、次の3つのアクトからなる。

- 1934年ロンドン・アクト

130

(230)

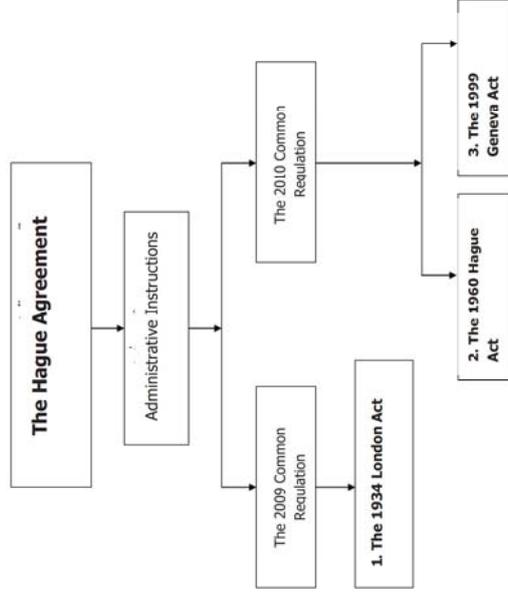
2. 1960年ハーグ・アクト
3. 1999年ジュネーブ・アクト

3つのアクトは相互に独立である。それらは同格であり、各々の締約国に対してのみ適用される。各々のアクトは相互に異なる慣行を有し、異なる国際保護制度を提供している。しかし、これら3つのアクトは同一の実施細則と2009年共通規則及び2010年共通規則の2つが現在有効である共通規則に準拠する。

したがって、3つのアクトは次のように異なる共通規則に従って効力を有し保護が付与される。

1. 1934年ロンドン・アクトに基づく保護は2009年共通規則に準拠する。
2. 1960年ハーグ・アクトに基づく保護は2010年共通規則に準拠する。
3. 1999年ジュネーブ・アクトに基づく保護は2010年共通規則に準拠する。

Structure of the Hague Agreement



結果として、タイは2以上のアクトの加盟国になることができ、その結果当該のアクトの規定と規則を遵守する義務が生ずる。

4) 各々のアクトの詳細

- 1934年ロンドン・アクト
 - 締約国は12カ国。
 - 締約国国民と加盟国領土の個人及び法人は意匠保護を出願しそれを保証される資格を有する。
 - 出願先はスイス・ベルンにある知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)に限定されていた。
 - 保護存続期間は15年である。
 - 2009年9月22日から10月1日まで開催された第28回ハーグ協定会議においてなされたハーグ協定1934年ロンドン・アクト凍結決議により、現在は本アクトに基づく出願をすることはできず、新規加盟国の受入れも行っていない。
 - 1960年ハーグ・アクト
 - 締約国は34カ国
 - 国際出願を行う資格のある者は、締約国の国民、及びいずれの締約国の国民でもない場合はいずれかの締約国領土に住所を有するか又は実地的かつ有効な工業上もしくは商業上の拠点を有する個人及び法人である。
 - 出願はWIPO国際事務局に直接出願することも、国内法で認められている場合は出願人の自国所管官庁を經由して行うことも可能である。
 - 保護存続期間は15年。
 - 1990年ジュネーブ・アクト
 - 締約国は41の国と政府間機関
 - 締約国もしくは締約政府間機関の加盟国の国民であるか、又はいずれかの締約国領土に住所、常居地もしくは実地的かつ有効な工業上あるいは商業上の拠点を有する、個人又は法人が、国際出願を行う資格を有する。
 - 出願は、WIPO国際事務局に対して直接行うことも、国内法で認められている場合は出願人の自国所管官庁を經由して行うことも可能である。
 - 公開の繰延べは出願日から最大30カ月まで可能であり、出願日から12カ月以内としていた1960年ハーグ・アクトとは異なる。
 - 保護存続期間は15年。
- 5) タイにとつて確実に有益と考えられるアクト

ハーグ協定に基づく3つのアクトには利害得失が存在する。本研究により、以下の理由によって、タイにとつて最も利点の大きいアクトは1999年ジュネーブ・アクトであることが示された。

- 現時点では1934年ロンドン・アクトは無効となっている。
 - 1960年ハーグ・アクトの締約国は1999年ジュネーブ・アクトより少なく、このため1960年ハーグ・アクトの保護範囲が狭い。
 - 1999年ジュネーブ・アクトのもとでは、出願人はWIPOに対して直接出願を行うことも、自国所管官庁を経由して行うことも可能である。
 - ジュネーブ・アクトには41もの国と政府間機関が加盟しているが、保護効力の及ぶ国の数が多く、またこのアクトが最も洗練されている。
 - 拒絶通報可能期間及び公開繰延べ期間が長い。
 - 1件の出願に100件までの複数の意匠を含めることができる。
- ただし、締約国はその締約国を指定締約国とした出願に含まれる意匠数が国内法で規定する数を超えてはならないと宣言することができる。
- 国際出願前に国内出願を行う必要がない。
 - 出願は、WIPO国際事務局によって方式審査、公開、登録が行われる。
 - 出願に記載したすべての指定締約国にはWIPO国際事務局から出願の謄本が送付され、出願の詳細の正確性と国内法に対する適合性に関する追加審査を行うことができる。

出願が国内法に適合しないと指定締約国特許所管官庁が判断した場合は、場合に応じて6カ月又はそれを超える期間内に国際事務局宛に通報することにより、その国における登録の効力を拒絶することができる。

出願人は、(1)基本手数料、(2)公開手数料、(3)標準指定手数料又は個別指定手数料を納付しなければならない。

保護存続期間は5年間であるが、2回の更新が可能であり各回5年ずつ延長することができるため合計で15年となる。但し国内法に従う。換言すれば、国内法がより長い保護存続期間を規定している場合は、ハーグ協定に基づく保護存続期間は国内法の規定による長いほうの期間が適用される。

即ち、ハーグ協定は、一度の出願により意匠保護が付与される制度であり、時間と費用の節減を求める出願人にとって国内出願制度と比較して簡便な制度であると言える。



3. 質疑応答

3.1 質問: どれかのアクトに加盟することを選んだ場合、加盟資格は3つのアクトすべてに対して有効ですか? 言い換えれば残りの2つのアクトに対しても有効となりますか?

回答: 3つのアクトは独立です。言い換えれば、それらは同格でそのアクトに加盟した国にのみ適用されます。ただし、ハーグ協定では、一つの国が加盟できるアクトを一つに制限しているわけではありません。年ロンドン・アクトは凍結されています。したがって2つのアクト、1960年ハーグ・アクトと1999年ジュネーブ・アクトが残っていて、それらに加盟することができます。

3.2 質問: 知的財産庁に出願をした場合、その国内出願をハーグ協定の国際登録制度に基づく優先権主張に用いることはできますか?

回答: タイがハーグ協定に加盟しない限りそれはできません。しかし、加盟すれば、出願人は国内出願の優先権を主張することができます。ただし、国内出願を国際出願に変更することはできません。

3.3 質問: 中国はハーグ協定に加盟していますか?

回答: 未加盟です。

3.4 質問: タイがハーグ協定に加盟した場合、国際登録の出願はどのように行うことになりますか? 知的財産庁に出願すれば国外に再出願する必要はなくなるのですか?

回答: その通りです。タイがハーグ協定制度に加盟するとすぐに、意匠の国際出願をタイの知的財産庁に提出し、知的財産庁から WIPO 国際事務局に転送することが可能になります。

3.5 質問: 出願がタイ知的財産庁から WIPO に転送した後、出願に記載された全指定締約国に通報する前に公開が行われるというのは正しいですか?

回答: その通りです。

3.6 質問: 出願手数料はいくらですか?

回答: 国際出願の際は次の手数料が必要です。

1. 出願あたり 397 スイス・フランの基本手数料、
2. 42 又は 60 又は 90 スイス・フランの標準指定手数料か、国別に決められた個別指定手数料、
3. 表現 1 件当たり 17 スイス・フランの公開手数料。

3.7 質問: タイ国内法に従って会社を設立し、その支店を締約国に置いた場合、その支店にハーグ協定制度に基づく国際登録の出願をさせることはできますか?

回答: はい、できます。基本的には、締約国もしくは締約政府機関の加盟国の国民であるか、又はいずれかの締約国領土に住所、常居地もしくは実体的かつ有効な工業上あるいは商業上の拠点を有する、個人又は法人が、国際出願を行うことができます。

3.8 質問: 国際出願が登録された後、指定国がその国での保護を拒絶した場合、どうすればいいのでしょうか?

回答: 締約国が保護の付与を拒絶した場合、その出願はその国の国内法に従うこととなります。つまり、審判請求を行う場合は、その国の国内法に従って審判請求することになります。

3.9 質問: 国際意匠の公開は WIPO が行うとのことですが、その場合その意匠をタイで再公開することはできますか?

回答: はい。ハーグ協定では意匠を再公開することは禁止されていません。ただし、最初の公開に対して WIPO が課した手数料に加えてさらに手数料を徴収することは認められていません。

質疑応答の様子



4. 討論会「タイ及び外国における意匠保護」

討論会参加者は、各々の企業が行ってきた意匠登録の状況を説明した。また、意匠の模倣、外国での意匠登録の難しさ等、トラブル経験を出し合った。参加者は、過去において、外国で意匠の宣伝や製品の展示を行った際に、それらが模倣されたり、時にはその国で類似品が意匠登録されたりすることがあったことを認識した。したがって、製品を国外に持ち出す前に保護出願を行うことが重要であり、製品が推奨された。加えて、模倣を難しくするために意匠を相当程度複雑で精巧な工程を必要とするものとすることも推奨された。



Mr. Yongyuth Niamsap,
Vice President, Research & Development, Large Cars,
Sammitr Motors Manufacturing PCL



Mr. Pongsathorn La-iadon,
Executive director, FIF Design Studio



Mr. Sathit Kalawantawanich,
Creative director, Propaganda



Mr. Iad Charurat,
Vice president, Bathroom Design Co Ltd



Mr. Polawat Supapatset,
Attorney-at-Law, Apisith and Alliance Co
Ltd



Mr. Sakkachat Sivaboworn,
the moderator

5. セミナー「国際意匠登録の重要性と利点」におけるアンケート調査報告

5.1 質問票

セミナー「国際意匠登録の重要性と利点」における質問票

主催：知的財産庁

開催日時：2011年3月31日 9:00-16:00

開催場所：グラント・メルキュール・フォーチュン・バンコク 3階、フォーチュン・プラチナ・ホール

.....

セクション1: 回答者の一般情報(最も近いものに✓印をつけてください)

1. 年齢: 18-25 歳 26-35 歳 36-45 歳 46-55 歳 56 歳以上 回答しない

2. 最終学歴:

- 高校又は専門学校 修士課程又はそれに相当する課程修了
 2 年制大学又は高等専門学校 修士課程より高い最終学歴 その他(具体的に): _____
 大学卒業

3. 職業:

- デザイン学校学生 製品デザイナー 法律専門家
 企業経営者 輸出業者 教員、教授
 企業従業員 その他(具体的に): _____

セクション 2: 外国市場における意匠登録の重要性と利点に関する意見(最もあてはまるものに✓印をつけてください)

4. セミナー参加前に、セミナーのトピックに関してどの程度の理解がありましたか?
 最高 高 中 低 最低

5. セミナー参加後には、セミナーのトピックに関してどの程度の理解になりましたか?
 最高 高 中 低 最低

6. 意匠の国際登録に関するハーグ協定の最大の利点は何だと思いますか?

- 一度の出願による複数国での保護効力付与
 国際言語の使用、追加翻訳作業不要化

- 法律顧問、代理人費用の節減
 複数国での保護付与迅速化
 その他(具体的に): _____

7. あなたの意見では、意匠の国際登録に関するハーグ協定の最大の利点は何ですか?

- 複数国での保護が不要な場合のコストの高さ
 外国語使用義務
 外国意匠のタイへの過度の流入
 その他(具体的に): _____

8. 意匠の国際登録に関するハーグ協定にタイが加盟すべきだと思いますか?

- はい(あればご意見も): _____
 いいえ(あればご意見も): _____

9. タイが意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟する場合、その前どのような面の整備を行うべきでしょうか?(複数回答可)

- 広報、情報提供の強化
 協定加盟前のさらなる研究調査
 本案件に関する知識を高めるための要員教育
 担当要員の増強
 システムの近代化による簡便性と効率性の向上
 その他(具体的に): _____

10. 公共部門が一般人に対して意匠の国際登録に冠する啓発や情報提供を行うチャネルとしてはどれが良いと思いますか?(複数回答可)

- ウェブサイト/インターネット 雑誌/公報 地方でのセミナー
 新聞 テレビ
 その他(具体的に): _____

その他ご提案:

ご質問又は追加のご意見がある場合は、0-2655-2868 にファックスするか又は email: info@apisith.halliance.com 宛お送りください。

- 5.2 セミナー「国際意匠登録の重要性と利点」におけるアンケート調査に対する回答 152 件の分析 (主催: 知的財産庁、開催日時: 2011 年 3 月 31 日 9:00-16:00、開催場所: グランド・メルキュール・フォーチュン・パシフィック 3 階、フォーチュン・プラチナ・ホール)

セクション 1: 回答者の一般情報

1. 年齢
 - 18-25 歳 6 名
 - **26-35 歳 83 名**
 - 36-45 歳 42 名
 - 46-55 歳 20 名
 - 無回答なし
2. 最終学歴
 - 高校又は専門学校レベル 0
 - 2 年制大学又は高等専門学校卒業 0
 - **大学卒業 74 名**
 - 修士課程又はそれに相当する課程修了 58 名
 - 修士課程より高い最終学歴 20 名
 - 無回答なし
3. 職業
 - デザイン学校学生 1 名
 - 企業経営者 20 名
 - **民間企業従業員 57 名**
 - 製品デザイナー 10 名
 - 法律専門家 17 名
 - 輸出業者 34 名
 - 大学教授 2 名
 - その他 11 名

Section 2: 外国市場における意匠登録の重要性と利点に関する意見

1. セミナー参加前の理解度
 - 理解度「最高」1 名
 - 理解度「高」11 名
 - 理解度「中」90 名
 - 理解度「低」48 名
 - 理解度「最低」2 名
2. セミナー参加後の理解度
 - 理解度「最高」62 名
 - 理解度「高」57 名

- 理解度「中」 32名
 - 理解度「低」 1名
 - 理解度「最低」 0
3. 意匠の国際登録に関するハーグ協定の最大の利益
 - 「一度の出願による複数国での保護効力付与」 59.21%
 - 「法律顧問、代理人費用の節減」 21.71%
 - 「複数国での保護付与迅速化」 15.13%
 - 「国際言語の使用、追加翻訳作業不要化」 2.63%
 - 「その他」 1.31%
 4. 意匠の国際登録に関するハーグ協定の最大の課題
 - 「外国語使用義務」 40.78%
 - 「外国意匠のタイへの過度の流入」 34.86%
 - 「複数国での保護が不要な場合のコストの高さ」 17.10%
 - 「その他」 7.23%

5. 意匠の国際登録に関するハーグ協定にタイが加盟すべきかどうかに関する意見

セミナー参加者から多くの意見と提案が寄せられた。ハーグ協定へのタイの加盟に賛成意見が多数を占めたが、反対意見もあった。理由は以下の通りであった。

- 5.1 90.78%はハーグ協定へのタイの加盟に賛成であった。理由は、
 - 1) ハーグ協定により国際出願が簡便化されるため、企業経営者による複数国での意匠の保護請求の利便性を増す。また、企業経営者による意匠の高度化を促し国際貿易の発展に寄与する。
 - 2) ハーグ協定への加盟は製品デザイナーによる外国での保護出願を促進する効果がある。
 - 3) ハーグ協定により時間と意匠の国際登録費用の節減が可能である。
- 5.2 ただし、ハーグ協定へのタイの加盟に対して 9.21%の反対意見もあった。
 - 1) アクトへの加盟前に、精通した担当要員の強化等、様々な面での整備が必要である。
 - 2) 意匠登録が必要と我々が考える国は、中国、日本、米国等であり、アクトの締約国リストに記載されている国は我々としてはあまり重要な国ではない。アクトの加盟国が増えるまで待つべきだ。
 - 3) ハーグ協定に基づく出願における使用言語は、英語、フランス語、スペイン語であり、これは国際出願のタイへの過度の流入をもたらす可能性がある。また、タイの権利者にとっても審査や権利行使の際に混乱を起こすように思われる。

- 4) タイの企業経営者は、膨大な意匠登録数を跨る国と対抗しなければならず、タイの交渉力を以って販売を拡大するという強みを失う可能性がある。
6. 意匠の国際登録に関するハーグ協定加盟前に整備すべき事項。
 1. 本案件に関する知識を高めるための要員教育
 2. システムの近代化による簡便性と効率性の向上
 3. 広報、情報提供の強化
 4. 協定加盟前のさらなる研究調査
 5. 担当要員の増強
7. 公共部門が一般人に対して意匠の国際登録に冠する啓発や情報提供を行うチャネル
 1. ウェブサイト、インターネット
 2. 地方でのセミナー
 3. 雑誌、公報
 4. テレビ
 5. 新聞

セミナー参加者からのその他の提案

アクト加盟前にタイが整備すべき事項としてセミナー参加者から以下のような提案が寄せられた。

1. アクトへのタイ加盟による問題の発生を防止するため、新しい法律又は法制を制定するか、ハーグ協定制度に対応すべく既存の国内法を補正すべきである。
2. ハーグ協定に基づいて英語、フランス語、スペイン語を使用してタイに提出された出願を受入れるために、英語を使用した新しい意匠データベースを創設すべきである。
3. 意匠関連の様々な専門家によるセミナーを開催すべきである。加えて、各回のセミナー後に知的財産庁の方向性とハーグ協定へのタイ加盟問題に関する最新状況を知らせるべきである。
4. アクトへのタイ加盟に関して意見を求め、利害得失及び発生しうる問題を詳細に議論するために、意思決定前に民間部門と製品デザイナーによる討論会や打合せを行うべきである。
5. ハーグ協定制度の詳細に関して官公庁及び地方を含む一般人に積極的に情報提供すべきである。
6. 驚異的な意匠登録数を跨る日本と米国が未だに協定に加盟していない理由に関してさらなる研究調査を行うべきである。
7. タイがハーグ協定に基づく 1999 年ジュネーブ・アクト加盟に関心があるならば、アクトの法規に関する包括的かつ分析的な調査を行うべきである。

8. 知的財産庁は自身の能力を分析し、対応するハードウェア構築と業務効率化のための要員の能力育成に必要な人員、ツール、装備、システム、予算に関する立案をすべきである。
9. 国内出願の審査時の問題発生や、紛争や不服申立があった場合にそれを受入れ、支援するシステムを確立すべきである。加えて、包括的な情報システムを構築すべきである。また紛争和解勧告センターを設立すべきである。
10. 知的財産庁のサービス品質の向上を図るべきである。これは、タイ特許庁の登録システムと局のウェブベースの特許検索システムの両方について言えることである。加えて、要員の知識と専門能力を高めるために、また特許出願審査基準をより確固としたものにするために要員の教育が必要である。特許審査期間は現在に比べて短縮する必要がある、審査官の人員増強を行うべきである。

2-1 ベトナム No122 政令改正 (No103)

政府
ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福
ハノイ、2010年12月31日
N o. 122/2010/ND-CP

政令

政府が工業意匠についての知的財産法の数箇条を実行案内及び詳細規定する 2006年9月22日付政令 No. 103/2006/ND-CP の数箇条を修正、補足する。

政府

2001年12月25日付の政府組織法に基づき、
2009年6月19日に修正、補足した2005年11月29日付の知的財産法に基づき、
科学技術省の大臣の提議に基づく。

政令：

第1条：政府が工業意匠についての知的財産法の数箇条を実行案内及び詳細規定する 2006年9月22日付政令 No. 103/2006/ND-CP の数箇条を修正、補足する。

1. 第3条の2項h)を以下のように修正する。

「h) 地理的表示は、地方管理であり、地名も地方の特産物の地理的起源を示す他の表示も含める。」

2. 第19条の3項及び4項を以下のように修正、5項を追加する。

「3. 農業農村開発省及び商工省が主な責任を持ち、中央直轄省・都市の人民委員会と協調し、省庁、業界、又は地方の所管範囲に属する地理的表示を有する特産物・産品の特徴、特産物の生産工程を判定する。」

4. 中央直轄省・都市の人民委員会は、登録願書提出及び地域特産物の為の地理的表示の管理を実施し、地名や地方の特産物の地理的起源を示す他の表示に対する団体商標・認定商標を登録するために、資格認定証を授与する。」

5. 科学技術省が地名及び製品の地理的起源を示す他の表示を確定する基準を規定する。」

3. 第 IIIa 章を以下のように追補する：

「第 IIIa 章. 秘密特許

第 23a 条. 秘密特許；秘密特許の保護書；秘密特許に対する権の内容及び制限

1. 国家権限機関に国家機密保護についての法律に基づき、防衛・国家安全保障の分野に関する国家機密と確定される特許は秘密特許である。

2. 秘密特許は秘密特許特権証明書、或いは秘密実用新案特許証明書しか授与されない。

3. 秘密特許登録願書、秘密特許は秘密特許特権証明書、秘密実用新案特許証明書は公開されていない、国家機密保護についての法律に基づき、守らなければならない。

4. 秘密特許使用権の使用・移転、願書提出権の移転、秘密特許所有権は国家機密保護についての法律に基づき、国家権限機関の許可を得なければならぬ。

5. 知的財産法の第 145、146、147 条に定めた規定に従い、国防・国家安全保障の目的として、公安省・国防総省の大臣が使用可能、または個人・組織に秘密特許を使用させることも可能。

6. 秘密特許が国家権限機関に国家機密保護についての法律に従い、解除されてから、秘密特許保護願書及び資格は以下通り処理される：

a) 秘密特許願書は特許願書と同様に引き続き処理される。

b) 秘密特許特権証明書、秘密実用新案特許証明書が特許特権証明書、実用新案特許証明書になり、産業財産公報に公布され、国家特許登録簿に登録される。

第 23b 条. 外国に登録する前、特許の機密保護管理

1. ベトナムの個人・組織は本政令の第 23c 条 2 項に定めた規定に基づき、権限機関の許可を得なければならない、さらに秘密特許保護についての規定がある国でのみ秘密特許登録可能である。

2. ベトナムの個人・組織の特許；ベトナムにおいて作られ、ベトナム国家に保護されていない特許を外国で産業財産保護登録願書を提出する場合、以下の機密保護管理規定に反してはならない：

a) 本項の b) に規定される対象を除き、ベトナムで特許登録願書を提出して、出願日から 6 月の期間を経てから、外国で産業財産保護要求願書を提出することは可能である。

b) 特許が国家機密保護に関する法律に基づき秘密特許と確定され、権限機関の通知があった場合、外国で産業財産保護要求願書を提出してはならない。

第 23c 条. 秘密特許確定及び解除；秘密特許に対する権を確定・移転する

1. 秘密特許確定は国防総省及び公安省が国家機密保護に関する法律に基づき、実施する。

2. 公安省が主な責任を持ち、国防総省・科学技術省と協力し、秘密特許確定及び解除の手続き；秘密特許保護；願書審査及び秘密特許保護資格授与の手続き；秘密特許に対する使用権・移転権の管理；知的財産法及び国家機密保護に関する法律に従い、外国における産業財産登録の管理を規定する。」

4. 第 29 条を以下のように修正、補足する：

「第 29 条. 産業財産代理業務営業資格認定証の発行及び剥奪

1. 産業財産代理業務営業資格認定証は個人の要求により、法律に規定による費用・手数料を納入した後、知的財産法の第 155 条 2 項に定めた条件に満たした個人に授与される。

2. 産業財産代理業務営業資格認定証は下記の場合剥奪される：

a) 産業財産代理業務営業資格認定証を授与された者が、産業財産代理活動を辞める場合；

- b) 産業財産代理業務資格認定証を授与された者が、知的財産法の第155条2項に定めた条件を満たしていない場合；
- c) 産業財産代理業務資格認定証を授与された者が、主務国家機関の決定により資格認定証使用権を剥奪される場合。
3. 本条の2項の規定に基づき剥奪された場合、産業財産代理業務営業資格認定証の再登録の検討は営業資格認定証剥奪期間が終わってから実行される。
4. 科学技術省は産業財産代理業務営業資格認定証の発行及び剥奪を行う。

5. 第29a条を以下のように追補する：

「第29a条、産業財産代理業務営業条件に適切な組織を記録及び削除

1. 知的財産法の第154条に定めた条件及び本条の第2、3、4項に定められた詳細規定に適切な組織は組織の要求で、法律の規定による費用・手数料を納入した後、産業財産代理についての国家登録簿に産業財産業務営業組織と認められ、産業財産公報に公布される。
2. 知的財産法の第154条1項に規定される組織は下記通りである：
- a) 企業法で設立され、事業を運営する組織；
- b) 産業組合法で設立され、運営する産業組合・産業連合組合；
- c) 外国弁護士団体の支店・100%外国資本法律株式会社・ベトナムの弁護士団体と外国弁護士団体の合併での法律株式会社を除き、弁護士法の下で設立され、運営する弁護士団体；
- d) 科学技術法で設立され、運営する科学技術業務組織。
3. 本条の2項に規定される組織の支店・付属機関はその組織の名の下で産業財産代理業務に限り経営すること。

4. 産業財産代理業務組織の法律代理人、或いは組織の法律代理人が産業財産代理業務経営活動で委任される組織の人は知的財産法の第155条1項に規定される産業財産代理業務経営条件を満たさなければならない。
5. 産業財産代理業務組織は下記通りの場合により、国家産業財産代理登録簿から名称を削除され、その削除は産業財産公報に公布される：
- a) 産業財産代理業務事業が終了する産業財産代理業務組織；
- b) 知的財産法の第154条に規定される条件を満たす産業財産代理業務組織

6. 第36条の2a、2b、3aの補足は以下通りである：

「2a. 2006年7月1日以降2010年1月1日以前知的財産所有局に提出した産業財産登録願書は2005年の知的財産法、及び施行案内書類の規定に基づき、処理される。

2b. 2010年1月1日以降知的財産所有局に提出した産業財産登録願書は2009年の知的財産法の数箇条の修正、補足法、及び施行案内書類の規定に基づき、処理される。

3a. 知的財産所有局は知的財産法に基づく地理的表示登録の規定に適合に記録された品物の名称・産地に対する地理的表示登録証明書を授与する。品物の名称・産地に対する主体の権利及び義務は知的財産法の地理的表示規定により適用される。」

第2条、施行期日

本政令は2011年2月20日より施行する。

第3条、施行案内責任

1. 科学技術省の大臣は本政令の施行を案内する。

2. 各大臣、省のレベルに相当する省庁機関長、政府付属機関長、中央直轄省・都市の人民委員会長が本政令を施行する責任を持つ。

政府代表

首相

サイン及び公印済み

Nguyen Tan Dung

受信人

政党秘書委員会

首相、各副首相

各省、省庁機関、政府付属機関

汚職防止中央事務所

中央直轄省・都市人民委員会

中央事務所、政党各委員会

国家主席事務所

民族評議会、国会委員会

国会事務所

最高裁判所

最高人民検察当局

国家監査

国家財務観察委員会

社会政策銀行

ベトナム発展銀行

ベトナム祖国戦線中央委員会

各団体の中央機関

政府事務所：各局・付属機関、公報...

保管：総務課...

政府
ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

第 119/2010/ND-CP 号

ハノイにて、2010 年 12 月 30 日

知的財産所有権保護に関する知的財産所有法と知的財産所有に関する国家管理の

若干の条項を詳細に規定し、その実行を案内する政府の 2006 年 9 月 22 日付の

第 105/2006/ND-CP 号政令の若干の条項を修正、補充する

政令

政府

2001 年 12 月 25 日付けの政府組織法に基づき、

2009 年 6 月 19 日に修正・補充された 2005 年 11 月 29 日付の知的財産所有法に基づき、
科学 & 技術省大臣の提案を検討した上で、

政令

第 1 条：知的財産所有権保護に関する知的財産所有法と知的財産所有に関する国家
管理の若干条項を詳細に規定し、施行ガイドラインに関する政府の 2006 年 9 月 22 日
付の第 105/2006/ND-CP 号政令の若干条項の改正、補充は以下のものである。

1. 第 1 条の修正は以下のものである。

「第 1 条：適用範囲

本政令は知的財産権の侵害行為、侵害性格並びに程度の確定、その損害の確定、
侵害処理の請求と解決、知的財産権の侵害処理、知的財産所有に関する輸出入商

品コントロール、知的財産所有の鑑定と知的財産所有についての国家管理に関する
知的財産法の若干の条項を詳細に規定し、施行ガイドラインを示す」。

2. 第 14 条 1 項の修正は以下のものである。

「第 14 条：植物品種に対する権利侵害要素

1. 植物品種に対する権利侵害要素が以下の形態のどれかの一つに所属する。

a) 植物品種保護証明書所有者の許可無しに知的財産所有法の第 186 条 1 項に規定さ
れる諸行為を実現するために被保護植物品種の増殖資材の使用

b) 知的財産所有法の第 187 条に規定される植物諸品種増殖資材の使用

c) 被保護植物品種称号と間違えやすい被保護植物品種の同類か近隣類の植物品種称
号の使用、

d) 本項の a)、b) における規定は、その品種保護証明書所有者がその品種の増殖資材
に対して自分の権利実現条件を持たなければ、収獲資材にも適用する」。

3. 第 23 条 1 項の修正は以下のものである。

「第 23 条、侵害処分請求書に添付する資料、証拠

1. 侵害処分請求者は自分の請求を証明するために侵害処分請求書に添付する以下
の資料、証拠を送付しなければならない。

a) 請求者が知的財産権利所有者か、或いは知的財産権利被移転者、相続者、継続
者である場合、権利主体として証明する証拠

b) 既に発生した行為を証明する行為、税関手続き反中止申請書に対する輸出入商
品についての知的財産権利侵害容疑証拠

c) 自分の請求を証明するための他の資料、証拠」。

4. 第 24 条 1 項と 2 項の修正、補充が以下のものである。

「第 24 条、権利主体を証明する証拠

1. 登録された工業発明、工業意匠、配置設計、商標、地理案内、植物品種、著作権、出演者の権利、録音・録画出版社の権利、放送組織の権利に対して権利主体を証明する証拠が以下の諸資料のどれか一つである。

a) 発明独占権証明書、実用新案独占権証明書、工業意匠独占権証明書、配置設計登録証明書、商標登録証明書、地理案内登録証明書、植物品種保護証明書、著作権登録証明書、関連する権利の登録証明書の謄本または写し及び参照用原本。

b) その対象者を登録する権限機関の発給による工業意匠に関する国家登録簿の引用、著作権・関連する権利に関する国家登録簿の引用、被保護植物品種に関する国家登録簿の引用。

2. 国際登録商標について、工業意匠に関する国家管理機関によって発給されるベトナムで保護される国際登録商標証明書の謄本または写し及び参照用原本が権利主体証明証拠として提出する。」

5. 第 I V 章の称号修正は以下のものである。

「第 I V 章、知的財産権利侵害処分」

6. 第 28 条 1 項と 2 項修正は以下のものである。

「第 28 条：侵害商品の価値の確定

1. 侵害商品は以下のように規定される。
 - a) 侵害商品が侵害要素を含有する製品の部分、細目〔以下は部分と言う〕で、独立製品と同じように流通される。
 - b) 本条 a) の規定に従い独立に流通できる製品の一部分として侵害要素を分離できない場合、侵害商品は侵害要素を含有する製品全体である。

2. 侵害商品の価値は侵害処分機関によって侵害行為発生時点に確定され、以下の優先順序に従い基づく。

- a) 侵害商品の貼付価格、
- b) 侵害商品の実売価格、

c) まだ流通を認めない場合、侵害商品の原価

d) 侵害商品の輸入価格」。

7. 第 33 条廃棄

8. 第 36 条 1 項修正は以下のものである。

「第 36 条、申請書取り扱い手続き

1. 輸出入商品検査・監視請求書受理日から勤務(working days)20 日以内、或いは税関手続き反中止請求書受理時点から 24 時間内に、出願者が知的財産所有法の第 217 条 1 項 a), b), c) と 2 項の規定に従い義務を果たせば、税関機関は申請書を第 217 条 1 項 a), b), c) と 2 項の規定に従い義務を持つ。拒否する場合、税関機関は出願者に文書で返事し、理由を明確に取り上げなければならない」。

9. 第 39 条 1 項修正、3 項補充は以下のものである。

「第 39 条、知的財産所有鑑定内容と分野

1. 知的財産所有の鑑定は以下の諸内容を含む。

- a) 本政令の第 6 条の規定に従い、知的財産所有権利対象の保護範囲確定、
 - b) 本政令の第 5 条 2 項と第 7 条から第 14 条までの規定に従い被検討対象が知的財産所有権利侵害要素と見られる諸条件を満たすか否か確定、
 - c) 被検討対象と被保護対象の間の重なり合、相当、類似、誤解あい、区別しがたいなどの有無確定、
 - d) 知的財産所有権利価値の確定、損害価値の確定
3. 文化・スポーツ・観光省、科学 & 技術省、農業と農村開発省は自らの官庁管理範囲における本条項 2 項の規定に従う分野内に知的財産所有鑑定活動について具体的に指導する責任を持つとする」。

1 10. 第 42 条修正、補充は以下のものである。

「第 42 条、知的財産所有鑑定組織

1. 知的財産所有法の第 201 条 2 項に規定される鑑定活動が認められる組織が以下の組織を含む。

- a) 企業に関する法律に従い設立し営業する企業
- b) 産業組合に関する法律に従って設立し、活動する産業組合と産業組合連合会、
- c) 事務組織
- d) 外国弁護士組織支店、外国資本法律有限会社、ベトナム弁護士組織と外国弁護士組織の合弁有限会社を除く弁護士に関する法律に従って設立し、活動する弁護士組織

2. 知的財産所有鑑定組織は以下の条件を満たさなければならない。

- a) 知的財産所有鑑定員を少なくとも一人有すること。
- b) 事務所、仕事用装備・設備・手段を持つこと。
- c) 鑑定活動を実現するための必要なデータ、情報資源を持つこと。
- 3. 知的財産所有鑑定組織は活動登録済み分野内に鑑定活動のみを実現する」。

1 11. 第 43 条の修正、補充は以下のものである。

「第 43 条、知的財産所有鑑定組織の権利と義務

- 1. 知的財産所有鑑定組織は以下の諸権利を有する。
 - a) 知的財産所有鑑定員を各鑑定毎に雇う。
 - b) 法律が別に規定する場合を除いて鑑定を実現するために鑑定対象に関する情報、資料を提供するように機関、組織、個人に対して提案する。
 - c) その他の諸権利は法律の規定に基づく。
- 2. 知的財産所有鑑定組織は以下の諸義務を有する。
 - a) 営業登録証明書、活動登録証明書に記入する鑑定分野通りに活動する。

b) 各鑑定に関連する資料、書類を保管・保存する。

c) 鑑定を請求し、求める機関、組織並びに個人の請求に従って情報、資料の秘密を守り、関連ある機関、組織並びに個人に損害を与える場合、その損害を賠償する。

d) その他の諸義務は法律の規定に基づく」。

1 2. 第 44 条の修正、補充は以下のものである。

「第 44 条：知的財産所有鑑定員

1. 知的財産所有鑑定員は鑑定の必要な内容に関連する諸問題についての評価、結論を出すために専門・業務知識を十分に身に身に付け、国家権限機関に知的財産所有鑑定資格を承認され、証明書を発給されなければならない。

2. 知的財産所有法の第 201 条 3 項の規定に従う諸条件を満たす者は国家権限機関に知的財産所有鑑定資格を承認され、証明書を発給される。

3. 知的財産所有鑑定員は以下の諸権利を有する。

- a) 一つの知的財産所有鑑定組織でその組織の名目で活動するか、或いは独立に活動できる。
- b) 鑑定結論を出すために関連資料が十分に揃わないか、或いは価値を持たない場合、鑑定を拒否する。
- c) 鑑定に役立つ審査結果、或いは専門的な結論、専門家の意見を使用する。
- d) 独立に活動する知的財産所有鑑定員は法律が別に規定する場合を除いて鑑定を実現するために鑑定対象に関連する情報、資料を提供するように機関、組織並びに個人に請求する権利を持つ。
- e) その他の諸権利は法律の規定に基づく。
- 4. 知的財産所有鑑定員は以下の諸義務を持つ。
 - a) 鑑定を求める機関の召集書に従い、鑑定書類を作成し、出席し、請求がある場合鑑定結論を説明する。
 - b) 鑑定事件に関連する現物、資料を保管する。

- c) 鑑定結論を独立に出し、自分の鑑定結論に責任を負い、誤った鑑定結論を故意に出して関連する組織、個人に損害を与えればその損害を賠償しなければならない。
- d) 鑑定員が鑑定対象、鑑定する必要がある事件に関連する権利、利益を持つか、或いは鑑定結論の客観性に影響する他の理由がある場合、鑑定を拒否する。
- dd) 鑑定を請求し、求める機関、組織並びに個人の請求に従って情報、資料の秘密を守り、関連する機関、組織並びに個人に損害を与える場合、その損害を賠償する。
- e) 鑑定順序、手続きに関する規定を遵守する。
- g) その他の諸義務は法律の規定に基づく。

1 3. 第 50 条 3 項の修正、補充は以下のものである。

「第 50 条：補足鑑定、再鑑定

3. 同鑑定問題に諸結論間の食い違い、鑑定結論と知的財産所有に関する国家管理機関との間に食い違いがある場合、鑑定を請求し、求める者は他の鑑定組織、鑑定員に再鑑定を引き続き請求し、求めることができる。

必要な場合、鑑定を求める機関は鑑定必要問題に対する意見を募集するために専門家、関係ある機関、組織の代表者を含む諮問評議会を設立する場合もある。」

1 4. 第 51 条 1 項修正は以下のものである。

「第 51 条：鑑定結論文書

1. 鑑定結論文書は権限機関が問題を解決するための証拠提供源の一つである。鑑定結論文書は知的財産所有侵害行為に関する結論、或いは紛争事件に関する結論を出さない。」

1 5. 第 55 条 1 項に e) を補足する。

「第 55 条：科学・技術省の責任

- e) 知的財産所有と知的財産所有権保護に関して、国家管理のデータベースを確立し、国家通信網を設立する。」

- 1 6. 知的財産所有権保護と知的財産所有に関する国家管理についての知的財産所有法の若干の条項を詳細に規定し、その実施を案内する政府の 2006 年 9 月 22 日付の第 105/2006/ND-CP 号政令の第 55 条 1 項、第 56 条、第 58 条、第 60 条 1 項第 63 条 1 項における「文化・通信省」の術語を「文化・スポーツ・観光省」の術語に変更する。

第 2 条：実施効力

本政令は 2011 年 2 月 20 日から実施効力を持つ。

第 3 条：実施案内の責任

1. 科学・技術省、文化・スポーツ・観光省、農業・農村開発省は本政令実施案内の責任を負うものとする。
2. 大臣各位、官庁に相当する機関首長、政府直属機関首長、各省人民委員会委員長 (知事) 直轄市長は本政令実施の責任を負うものとする。

政府代表

首相

サイン及び公印済み

グエン・タン・ズン

宛先

- * 党中央委員会書記局
- * 政府首相、副首相各位、
- * 官庁、官庁に相当する機関、政府直属機関
- * 汚職防止、対策に関する中央指導委員会事務局
- * 各省、直轄市人民評議会、
- * 党中央総務局、党中央の各委員会、

科学技術省

ベトナム社会主義国
独立・自由・幸福

番号：18/2011/TT-BKHHCN

ハノイ、2011年7月22日

省令

- 2010年7月31日付省令13/2010/TT-BKHHCN号により修正、補足された
- 2007年2月14日付省令01/2007/TT-BKHHCN号の一部条項の修正、補足及び
- 2009年3月27日付省令04/2009/TT-BKHHCN号により修正、補足された
- 2008年2月25日付省令01/2008/TT-BKHHCN号の一部条項の修正、補足

科学技術省の機能、任務、権限及び組織を規定した2008年3月14日付政令28/2008/ND-CP号を基に、

2009年6月19日付の法律36/2009/QH号により修正、補足した2005年11月29日付知的財産法(以下知的財産法と呼ぶ)を基に、

科学技術省の権限に属する行政手続簡素化に関する、2010年12月24日付議決67/NG-CP号を基に、

科学技術省大臣は、下記の通り、

2010年7月31日付省令13/2010/TT-BKHHCN号により修正、補足された、
2006年9月22日付政令103/2006/ND-CP号施行ガイドラインに関する、2007年2月14日付省令01/2007/TT-BKHHCN号(以下2010年に改正された01/2007/TT-BKHHCN)及び、
工業所有権鑑定官証の付与・撤回及び工業所有権鑑定活動の要件合格組織証明書
2008年2月25日付省令01/2008/TT-BKHHCN号により修正、補足した2007年2月14日付省令01/2007/TT-BKHHCN号

2009年3月27日付省令04/2009/TT-BKHHCN号により修正、補足された、工業所有権鑑定士資格認定証及び工業所有権鑑定機関資格認定証の付与、撤回のガイドラインに関する

2008年2月25日付省令01/2008/TT-BKHHCN号(以下は2009年に改正された省令01/2008/TT-BKHHCN号と呼ぶ)の一部条項を修正、補足する。

第1条 2010年に改正された省令01/2007/TT-BKHHCN号の一部条項の修正、補足は下記の通りである。

1. 7.2e) 項の修正、補足は下記の通りである。

- * 国家議長事務局、
- * 民族評議会と国会の各委員会、
- * 国会総務局、
- * 最高人民裁判所
- * 最高人民検察院
- * 国家監査
- * 国家財務監視委員会、
- * 社会政策銀行、
- * ベトナム開発銀行、
- * ベトナム祖国戦線中央委員会、
- * 各団体の中央機関
- * 政府官房、官房長官、同副長官各位、公報
- * 庶務室保管・保存

「e) 願書に記載された対象物は規定に従って正確に分類・小分類されなければならない。出願人が自ら分類・小分類しない、又は自ら分類・小分類したことが正確ではない場合、知的財産庁は分類・小分類を行い、出願人は規定に従い分類・小分類手数料を納付しなければならない。」

2. 7.3c) 項の修正、補足は下記の通りである。

「c) 優先権を証明する書類 (受理機関が証明した最先の出願の願書 (複数の願書の原本 (PCT 願書はこの限りではない) ; 最先の商標登録出願の商品、サービスのリスト、他人から譲り受ける際の優先権譲渡書)」

3. 20.3 項の修正、補足は下記の通りである。

「20.3 発明特許証の効力の維持」

- a) 発明特許証の効力を維持するために、特許証所有者は効力期限満了日前 6 ヶ月以内に年金を納付しなければならない。上記定められた期限より遅れた場合、前の効力期限満了日から遅くとも 6 ヶ月以内に、滞納一ヶ月につき 10% 追納しなければならない。
- b) 知的財産庁は、特許証効力維持申請書及び年金を受領した日から、勤務日 10 日以内に、効力維持申請を審査する。要件を満たした場合、知的財産庁は、発明特許に関する国家登録簿に記載する。

効力維持申請が欠如又は不適合である場合、知的財産庁は通知書を出す。申請者は通知日から一ヶ月以内に欠如を改善するか、異議申立をしなければならない。指定期間内に欠如を改善しない又は改善したことが要件を満たさない、もしくは異議申立をしない又は異議申立をしたが妥当ではない場合、知的財産庁は、効力維持申請を拒絶するという通知書を出す。」

4. 20.4a) 項の修正、補足は下記の通りである。

「a) 発明特許証、実用新案特許証、回路配置登録証明証は、存続期間を更新できない。

意匠登録証は 5 年ずつ、最大 2 回連続、存続期間を更新できる。保護を受けている工業意匠が複数のパリエーションを有する場合、意匠登録証は全てのパリエーション又は若干のパリエーションを対象に更新できる。ただし基本意匠はその中に入らなくてはならない。

商標登録証は商品、サービスの全て、又は一部を対象に 10 年間ずつ何回でも連続的に存続期間を更新できる。」

5. 33.5e) の修正、補足は下記の通りである。

「e) 工業意匠に関する説明は、知的財産法第 103 条 2 項の規定に適合しなければならない。且つ下記の通り明瞭に説明するべきである。

(i) 出願意匠の性質を表す特徴を十分に開示しなければならない。工業意匠の性質を表す造形的特徴を記載すると同時に、上記の 33.5c) に記された最も類似の意匠と相違している新規の造形的特徴を示し、写真、図面と一致しなければならない。

(ii) 出願意匠は、形状の特徴、線の特徴、形状及び／又は線の相対関係、色彩の特徴 (ある場合) の順に記載される。

(iii) 使用形態が異なる物品 (蓋付または折り畳可能な物品など) に関して、使用形態での工業意匠を説明しなければならない。

(iv) パリエーションが複数ある工業意匠の場合、各々の工業意匠が本意匠 (願書に最初に記載された意匠) と相違している特徴を開示する。

(v) 組物の工業意匠の場合、そのセットの各々物品の意匠を説明する。」

6. 33.6 項の修正、補足は下記の通りである。

「33.6 工業意匠の写真、図面に関する要件

出願人は工業意匠の写真を 4 部又は、図面を 4 部提出しなければならない。写真、図面は、該当分野に関して普通の知識を持っている人なら、だれでも、その写真、図面により、その工業意匠を確定できる程度に、出願意匠の造形的特徴を十分に表さなければならない。写真、図面は下記通り表示される。」

7. 37.4 項 e) の修正、補足は下記の通りである。

「e) 願書の「商標に係る商品・サービスのリスト」は、知的財産庁が工業所有権広報に掲載した、ニース協定による商品及びサービスクラス国際分類表に従って分類しなければならない。出願人が自ら分類しない、又は分類したことが正確ではない場合、知的財産庁が分類し、出願人は規定に従い分類手数料を納付しなければならない。」

8. 37.5 項の修正、補足は下記の通りである。

「37.5 商標見本に係る要件

願書につけた商標見本以外、願書に同一商標見本を 5 部添付し、且つ、下記の要件を満たさなければならない。」

9. 47.1 項の修正、補足は下記の通りである。

「47.1 工業所有権譲渡契約登録書類は、下記の通りである。

- a) 本省令の付録 D に定められた所定様式 01-HDCN 号による工業所有権譲渡契約登録願書 2 通
- b) 契約書 1 通 (原本又は規定に従い認証された謄本)。ベトナム語以外の言語で作成された契約書の場合、ベトナム語の翻訳を添付しなければならない。枚数が複数ある場合、甲乙が一枚毎に署名するか、割り印をしなければならない。

- c) 特許証の原本
- d) 当該工業所有権を複数の主体が共有する場合、工業所有権譲渡に関する共有者の同意書
- e) 委任状（代理人を通じて出願する場合）
- f) 料金、手数料の納付書の謄本（郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合）

10. 53.2 項の修正、補足は下記の通りである。

「53.2 資格認定証交付申請の書類

工業所有権代理人資格認定証交付申請の書類は、下記の通りである。

- a) 本省令の付録 E に定められた所定様式 01-CCHN による工業所有権代理人資格認定証（資格認定証）交付申請書 2 通
- b) 知的財産庁が実施した工業所有権代理人の実務能力認定試験の合格通知書の謄本
- c) 3×4cm の写真 2 枚
- d) 身分証明書の謄本
- e) 料金、手数料の納付書の謄本（郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合）」

11. 59.2 項の修正、補足は下記の通りである。

「59.2 試験出願：

- a) 知的財産法の第 155 条 2 項 a-d に規定された要件の該当者に限り、本項の規定により受験登録できる。
- b) 知的財産庁に提出する受験登録の願書は以下の通りである。
 - (i) 本省令の付録 E に定められた所定様式 05-KTNV による受験登録の願書 2 通
 - (ii) 大学卒業証明書の謄本（認証された謄本を除き、参照するために原本を提出する。）
 - (iii) 受験登録者が工業所有権関連法律に関する研修を受け、又は経験がある証明書
 - 科学技術省が認定した工業所有権関連法律に関する研修講座修了証明書の謄本（認証された謄本を除き、参照するために原本を提出する。）
 - 工業所有権をテーマにした大学、大学院卒業論文、及びその卒業論文を管理している教育機関の証明書。又は
 - 採用決定書又は労働契約書の謄本、及び最低 5 年間継続的に、国家又は国際工業所有権機関において工業所有権登録出願の願書を直接審査している、若しくは知的財産法第 155 条 2 項 d に定められた工業所有権に関する監査、検査、観察、裁判、法律顧問など

の工業所有権関係法務に従事し、若しくは工業所有権に関して研究者として科学研究、教育指導をしていることを証明するその他の書類（勤務先が証明したもの）

(iv) 3×4cm の写真 2 枚

(v) 料金、手数料の納付書の謄本（郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合）」

12. 59.5 項の修正、補足は下記の通りである。

「59.5 試験実施

- a) 試験は 1 年に 2 回定期的に実施する。
- b) 受験者の解答は試験実施委員会に承認された解答、採点基準により採点される。
- c) 試験結果は知的財産庁により受験者に通知される。受験者は知的財産庁に対して再採点を要求する権利を有する。試験実施委員会は知的財産庁長官の規定に従い再採点する。試験結果は、工業所有権代理人資格認定申請用として 5 年間に限り効力を有する。」

13. 付録 A の所定様式 01-SC,03-KDCN,04-NH の「分類」「小分類」という項目は下記の通り修正される。

以下の注釈を付け加える。

「出願人が自ら分類、小分類しない又は、分類、小分類したのが正確ではない場合は、知的財産庁は分類、小分類を行い、出願人は規定に従い分類、小分類サービス料金を納付しなければならない。」

14. 付録 A の所定様式 01-SC, 02-TKBT,03-KDCN, 04-NH, 05-CDDL, 付録 B の所定様式 01-SDD,02-CGD, 03-YCTD, 付録 C の 01-SDVB, 02-GHVB,03-PBVB,04-CDHE,05-KN, 06-DKQT, 07-DKCD, 08-SDQT, 付録 D の所定様式 01-HDCN,02-HDSD,03-SDHD,04-CGGB, 付録 E の所定様式 01-CCHN, 02-CLCC,05-KTNV, 付録 F の所定様式 01-YCYCSC, 02-YCTCKD, 03YCTCNH の「出願書類」という項目は下記の通り修正される。

「料金、手数料の納付証書」は「料金、手数料の納付書の謄本（郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合）」に置き換えられる。

15. 付録 C の所定様式 02-GHVB の「更新期限」という項目を撤廃し、「更新申請の対象」を下記の通り修正、補足する。

「工業意匠特許証・更新の必要なパリエーション・・・
・商標登録証明証・更新の必要なグループ及び商品、サービス...」

16. 付録 E の所定様式 01 - CCHN 及び 05 - KTNV の「出願人の登録住所に関する社、坊、町人民委員会の認証」という項目を撤廃する。

第 2 条 2009 年に改正された省令 01/2008/TT-BKHCHN 号の一部は下記の通り修正、補足される。

1. II の 1 項の b) 及び c) は下記の通り修正される。

「b) 工業所有関連法律は全ての鑑定専攻の試験における必修科目である。

最低限 15 年間継続的に、工業所有権関係法令の立案、施工指導をしている、又は国家工業所有権機関において工業所有権鑑定、工業所有権関連紛争・クレーム・訴訟の解決、監査をしている、又は合法的に設立、活動している研究教育機関において工業所有権関係法令を研究・教育している、又は工業所有権代理人として工業所有権に関する法律顧問をしている者は、工業所有権関係法律科目の試験を免除できる。

c) 鑑定専攻の科目には発明（実用新案を含む）及び半導体集積回路配置の鑑定科目、工業意匠の鑑定科目、商標及び地理的表示（原産地名を含む）の鑑定科目、その他の工業所有権の鑑定科目は、該当鑑定専攻の試験科目が含まれる。最低限 15 年間継続的に、法令の施工指導をしている、又は規制を作成している、又は国家若しくは国際工業所有権機関において、特許発明登録出願書（実用新案を含む）、工業意匠登録出願書、商標、地理的表示（原産地名を含む）登録出願書の内容を直接に審査している、又はその審査結果を認定している人は、該当鑑定科目の試験を免除できる。

最低限 15 年間継続的に、工業所有権代理人として工業所有権の確立・行使の手続きを直接に行う者は、自分が担当した件数が最も多い該当専門科目の試験を一つ免除できる。」

2. II の 4 項の修正、補足は下記の通りである

「4. 試験出願書類

試験出願書類は下記の通りである。

- a) 本省令の付録 I の所定様式による工業所有権鑑定実務能力認定試験出願の願書 2 通
- b) 大学又は大学の卒業証の謄本（認証された謄本を除き、参照のため原本を提出する。）
- c) 試験出願人が本省令の II の 1 項の b) 及び c) に記された試験科目の免除を申請する場合、採用決定書又は労働契約書又は専門的实际活動を証明する証書の謄本（認定された謄本を除き、参照のため原本を提出する。）
- d) 3×4cm の写真 2 枚

e) 料金、手数料の納付書の謄本（郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合）」

3. II の 6 項 c) の修正、補足は下記の通りである。

「試験実施日から 2 ヶ月以内、試験実施委員長は、受験者に試験結果を通知し、試験の全科目に合格した者に、本省令の付録 V に規定された所定様式により、受験科目に該当した専攻を記入した工業所有権鑑定士の実務能力認定証を授与する。認定証の有効期間は（鑑定士資格認定証交付申請用）発行日から 5 年間である。」

4. III の 2 項の修正、補足は下記の通りである。

「2. 鑑定士資格認定証交付申請の書類

鑑定士資格認定証交付申請の書類は下記の通りである。

- a) 本省令の付録 II の所定様式による鑑定士資格認定証交付申請書 2 通
- b) 試験実施委員長が本省令の II の 6 項の c) の規定により発行した工業所有権鑑定士の実務能力認定証の謄本
- c) 身分証明証の謄本
- d) 3×4cm の写真 2 枚
- e) 料金、手数料の納付書の謄本（郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合）」

5. III の 4 項の c) の修正、補足は下記の通りである。

「c) 本省令の III の 2 項及び 3 項の規定は、鑑定士資格認定証の再交付の申請にも適用される。ただし、2 項に規定された書類はこの限りではない。知的財産庁の書類審査期間は提出日から 15 日間以内となる。」

6. IV の 2 項の修正、補足は下記の通りである。

「2. 鑑定機関資格認定証交付申請の書類

鑑定機関資格認定証交付申請の書類は下記の通りである。

- a) 本省令の付録 III の所定様式による鑑定機関資格認定証交付申請書 2 通
- b) 企業登録証明書の謄本、科学及び技術事業登録証明書の謄本、又は弁護士業務を行う組織の場合は事業登録証明書の謄本（認証された謄本を除き、対照のため原本を提出する。）
- c) 採用決定書の謄本、又は、組織及び工業所有権鑑定士の労働契約書の謄本（認証された謄本を除き、対照のため原本を提出する。）
- d) 料金、手数料の納付書の謄本（郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合）」

7. IV の 4 項の c) の修正、補足は下記の通りである。

「c) 本省令の IV の 2 項及び 3 項の規定は、鑑定機関資格認定証の再交付の申請にも適用される。ただし、2 項の b) 及び c) に規定された書類はこの限りではない。知的財産庁、科学技術局の書類審査期間は提出日から 15 日間以内となる。」

8. 付録 I、II 及び III の所定様式は、本省令の付録 I、II 及び III の所定様式に置き換えられる。

第 3 条 施行

本省令は署名日から 45 日後に発効する。

送り先： <ul style="list-style-type: none"> ● 首相 (報告用) ● 副首相 (報告用) ● 首相直属の CCTTHC 工作委員会 (報告用) ● 最高裁判所 ● 最高人民検察庁 ● 政府直属の官庁 ● 中央政府直属の県、市の人民委員会 ● VBQPPL 検査局 (司法省) ● 広報 ● 事務、PC、SHTT の保管 	大臣代行 次官 グエン・クアン 署名済み
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

科学技術省
 知的財産所有局
 ベトナム社会主義共和国
 独立・自由・幸福

工業意匠登録願書審査基準

(知的財産所有局局長の 2009 年 12 月 8 日付けの 2381/QĐ-SHTT 号決定に付けて公布する)

**第 1 章
 総則**

第 1 条：基準の内容

本基準は工業意匠願書の方式審査、実体審査とその願書審査活動に関連する若干の問題を含む工業意匠登録願書審査に対して実施基準を指導するものである。

第 2 条：用語の解釈

本基準において以下の用語は次のように理解される。

1. 『知的財産法』は国会の第 11 期国会の第 8 回会議に 2005 年 11 月 29 日に採択された第 50/2005/QH11 号知的財産法が一部の条項改正、補充政令に従い改正・補充されて第 12 期国会に 2009 年 6 月 19 日に第 36/2009/QH12 号の知的財産法として採択されたものこと言う。
2. 「政令」は工業所有に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その実施案内に関する政府の 2006 年 9 月 22 日付けの第 103/2006/ND-CP 号政令を言う。
3. 「省令」は工業所有に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その実施案内に関する政府の 2006 年 9 月 22 日付けの第 103/2006/ND-CP 号政令を引率する科学技術大臣の 2007 年 2 月 14 日付けの第 01/2007/TT-BKHCN 号省令を言う。
4. 「願書」は工業意匠登録願書を言う。
5. 「分類コード」は工業意匠に関する国際分類表 (ロカルノ分類) に従い願書に記載する工業意匠分類コードを言う。
6. 「申請書出願人」は省令の 2.1 項における規定に従う工業意匠登録申請書の出願人のことである。
7. 「出願人」は省令の 5.4 項における規定に従う申請書出願人か、或いは一般的に申請書出願人の代理人を言う。
8. 「登録対象」は願書に取り上げている対象であると理解される。

**第 2 章
 方式審査**

第 3 条：方式審査の目的、内容

方式審査の目的は願書に取り入れられている資料に対して形式的な諸要求の遵守を検査する上で規定どおりの書類であるかという結論を出すものである。方式審査は以下の諸内容を含む。

1. 願書に付すべき資料の検査
2. 願書に付される資料の説明形式に関する諸要求の検査
3. 申請書出願人、出願人の確認
4. 申請書出願人の合法的な登録権の評価
5. 出願方法に関する適切性の評価
6. 申請書出願人の代理人を通じて願書を提出する場合の委任状の検査
7. 工業意匠独占権発給要請に対する登録者の適合性の評価
8. 登録対象の透明性の評価
9. 願書の統一性に関する初歩的な評価
10. 優先権の評価
11. 費用と手数料の検査
12. 工業意匠分類コードの確認
13. 出願日の確認
14. 願書が規定どおりの書類であるかという結論を出す方式審査は実施されて、IPAS システムに記入される。

第4条：願書に付すべき資料の検査

1. 願書に以下の必要な各種書類が知的財産法第 108 条と省令 7.1 項における規定通りに揃っているかどうか検査する。
 - a) 工業意匠登録願書 [その中に申請書出願人の名前と住所は必須]。
 - b) 工業意匠写真セット/図面
 - c) 工業意匠説明書
 - d) 願書提出手数料支払い証明書
2. 願書に以下の書類が (知的財産法) 第 100 条 1 項と 3 項における規定通りに含まれているかどうか検査する。
 - a) 委任状 (申請書出願人の代理人を通じて願書を提出する場合)
 - b) 申請書出願人が他人の権利を享受する場合の登録権を証明する資料 (相続証明書、提出済み願書移転を含む願書提出権移転証明、又は合意、請負契約、或いは労働契約など)
 - c) 願書に国際条約、又は両者合意に従う優先権享受の要請がある場合、最初の願書コピー
 - d) 展覧会での展示証明資料、科学論文による発表、或いは申請書出願人の意向以外の工業意匠発表を証明する資料
 - e) 願書公開手数料、優先権享受要請料金 (優先権享受要請がある場合) 支払い証明書、審査手数料、実体審査手数料支払い証明書。
3. 願書に省令 33.6 項における規定どおりに工業意匠写真セット/図面が 5 セット付されているか検査する。
4. 本条の 1 項から 3 項までの各項目の検査は省令 7.1 項と 33.6 項に規定される要請が遵守されていないことが確認されれば、関連する欠陥は以下の 5 条から 15 条まで分類される。

第5条：願書に付す各資料の説明形式に関する要求の検査

1. 願書に付されている資料の説明形式が省令 7.2 項、10.1 項に規定される要求に合うかどうか検査する。
2. 願書の以下の欠陥については説明形式に関する要求に合わない。
 - a) 省令 7.3 項と 7.4 項に規定する場合を除いてベトナム語以外の言語で作成される願書は省令 7.2b) 項に取り上げる規定に合わない。
 - b) 資料の説明形式は省令 7.2 項に取り上げる規定に合わない。
 - c) 願書はモデルに従って作成されていない、または願書にある情報が省令 7.2b)(iv) 項、10.1 項、33.4 項における規定通りに十分に記入されていない。
 - d) 消えやすいインクで手書きした資料、書き直した資料、願書が資料の内容に影響を与えるものは省令 7.2b)(v) 項に取り上げる規定に合わない。

第6条：申請書出願人、願書作成者の確定

1. 申請書出願人、願書作成者に関する情報は願書における相応項目か、願書提出権引渡し/移転要求項目に記入する。
2. 以下の欠陥については申請書出願人、願書作成者が確定できない。
 - a) 申請書出願人に関する情報が不十分で、一貫性を持たない (住所不足、住所不十分)、願書と委任状に記入する住所が統一しないことは省令 7.2d) 項に取り上げる規定に合わない。
 - b) 願書に出願者の署名が無く、又は出願者の署名を消したり、書き直したりし、或いは署名者がベトナム法人の法律代表者である場合、署名に捺印されておらず、願書の確認印鑑が申請書出願人に関する情報に合わないことは省令 7.2b)(iv) 項の規定に合わない。
 - c) 願書作成者に関する情報が無く、願書作成者の住所・国籍に関する情報が足りないことは省令 7.2d) 項に合わない。

第7条：申請書出願人の合法登録権の評価

1. 以下の場合は申請書出願人の登録権が合法と見なされる。
 - a) 申請書出願人が個人ながら願書作成者でもあること。
 - b) 申請書出願人が法人で、この場合他の合意書が付されなければ願書に記入する作成者が申請書出願人に登録工業意匠を作り出す任務実行を任せられると暗黙に認められること。
 - c) 申請書出願人が他人の権利を享受する場合、合法登録権証明資料 (相続証明書、提出済み願書引渡しを含む願書提出権移転証明、又は合意、仕事契約、或いは労働契約など) を有すること。
2. 申請書出願人が登録権を持たないと確認される証拠があれば申請書出願人の登録権は非合法と見なされる。その場合は具体的に次の通りである。
 - a) 申請書出願人が個人であるが願書作成者は申請書出願人と異なる。
 - b) 申請書出願人が法人であるが願書に優先権享受要請があれば、最初願書に挙げる法人ではない。

この場合出願者は、申請書出願人が他人のその権利を享受すれば合法登録権証明資料を補充する必要がある。

第8条：願書提出方法に関する適合性の評価

1. 出願方法が知的財産法の第89条の規定において適切だと見なされるのは以下の場合である。
 - a) 願書がベトナム合法代表者を通じて提出されている。
 - b) 願書がベトナム団体、個人である申請書出願人、ベトナムに常駐する外国個人、ベトナムにおいて生産・経営職場を持っている外国団体、個人である申請書出願人によって直接提出されている。
2. 願書提出方法が知的財産法の第89条の規定に不適切だと見なされるのは以下の場合である。

願書がベトナムに常駐しない外国個人、ベトナムにおいて生産・経営職場を持っていない外国団体又は個人である申請書出願人によって直接提出されていること。

第9条：願書が申請書出願人の代表者を通じて提出される場合、委任状を検査する。

1. 出張所・代表事務所（申請書出願人が法人である）、又は工業的財産所有代表サービス機関（申請書出願人が個人、法人である）を通じて願書は提出できる。この場合、願書は申請書出願人の委任状が付されなければならない。委任状は省令4.2項、7.2項の規定に合わなければならない。
2. 欠陥のある願書は以下の場合である。
 - a) 申請書出願人の委任状が無い又は出張所・代表事務所との委任機能を規定する文書が省令4.2項、7.2a)項の規定に合わない。
 - b) 委任状原本が無い場合は省令の7.2a)項、13.3c)項の規定に合わない。
 - c) 委任状が省令の4.2項の規定内容を十分に含んでいない。
 - d) 工業意匠登録委任に違反し、委任状原本に触れていない非合法委任状は省令7.2d)項の規定に合わない。

第10条：工業意匠独占権発給要求に対する登録対象の適合性を評価する。

1. 工業意匠独占権発給要求に適切だと見なされる登録対象は以下の諸要求を十分に満たしていないなければならない。
 - a) 具体的な製品に適用する。
 - b) 製品の外形は普通目で見れば観察し、認識されねばならない。
 - c) 工業意匠の外形を持つ製品は工業方法で生産され、明確な構成と機能を持ち、独立した流通（例えば：物品、道具、設備、手段など）に回さなければならぬ。
2. 登録対象は、微細な粉粒を一定の罫型で固めた場合を除き、粉、砂糖、塩、粉石炭など小さな粉粒である場合、工業意匠を持つ製品が普通目で見ればできずと見なされる。

3. 独立に流通に回される工業意匠の外形を持つ製品が適切だと見なされるのは次の通りである。

- a) 塊の製品、又は異なる部分、部品から組み立てる完成品。この種類の対象は物品、道具、設備、手段、用品、衣類、食品、薬品、固体燃料、資材、箱、梱包などである。長い棒形の製品はその長さが制限無し（定型金属棒）で、花模様が付いている布地、壁貼り付け資材などである。
 - b) 機械的（分解・組み立てでできる）で、或は接着剤、縫い留め、溶接などで分解・組み立てでき、お互いに交換できる大量生産の装置、製品。これは完成品を作るため、表面に貼り付ける銘柄・薄紙・装飾シートが含まれている。
4. 独立に流通に回される工業意匠の外形を持つ製品が適切ではないと見なされるのは次の通りである。
 - a) 製品から切り離せない製品の部分、又は製品から切り離せばその製品を置き壊す手段となり、取替え部品が無いもの。
 - b) 製品の断り表面部分が模様で製品の表面に直接作り出され、完成品の表面に線などペンキ塗りで、上記の3b)項に記載したように製品から切り離せないもの。
 5. 工業意匠独占権発給要求に適合していないと見なされる登録対象は知的財産法第64条の規定に従い国家が保護する登録対象ではないものとする。

第11条：登録対象の完全な表現の評価

1. 登録対象は工業意匠が具体的な製品に適用され、省令33.6項に規定される諸要求を満たす写真セット・図面に表現されれば完全表示と見なされると同時に省令33.5項に規定される諸要求を満たす説明書に説明される。
 - a) 工業意匠の称号が省令33.5a)項の規定に反する。
 - b) 説明書が省令33.5項に規定される項目と内容を十分に含んでいないもの。
 - c) 写真セット・図面が省令33.6項に規定される要求を満たさないもの。
 - d) 写真セット・図面に現れる対象が不統一で、又は説明書に説明される対象に統一されておらず、省令33.5e)項と33.6a)項の規定に反するもの。
 - e) 省令33.6g)項に規定される通りに願書に取り上げる対象の本質を明確にさせる工業意匠の他の角度から工業意匠の全図面の写真セット・図面が揃っていないもの、又は断面図が足りないもの。
- 第12条：願書の統一性を初歩的に評価する。**
1. 願書は知的財産法第101条3項と省令33.2項に規定されるように以下の内容に抵触していれば統一性を満たすと見なされる。
 - a) 一製品の工業意匠、又は
 - b) 一製品の工業意匠の複数の他の変形を提出するか、又は
 - c) 数個の製品を含む組物の製品の工業意匠を提出する。

2. 願書は、登録対象が上の1項に取り上げる場合のどれかに所属しなければ知財的財産法第101条3項と省令33.2項に規定される統一性を満たさず、以下はその要件を満たさない。

- a) 異なる意匠が異なる製品に適用する複数意匠を一出願として提出する。又は
- b) 異なる種類の多数製品が同一組の組物に所属しない工業意匠を一出願として提出する。

第13条：優先権の評価

1. 願書は知的財産法第91条、政令第10条の1項b), c)とd)項、省令13.5の規定を十分に満たした場合に優先権を享受する。具体的に、下記の要件を満たした場合に、願書の優先権が認められる：
 - a) 願書における相応項目に優先権享受要請を記入すること。
 - b) 願書の優先権享受の根拠は知的財産法第91条、政令第10条1項b), c)とd)項に規定される。
 - c) 最初に受理した管轄機関の受理確認がある願書謄本(原本)の写本を規定された期間内に提出すること。
 - d) 願書謄本のベトナム語訳文は、要請があれば規定された期間内に提出すること。

2. 願書の優先権は下記の何れかの場合には認められない。

- a) 願書の優先権享受の根拠は知的財産法第91条、政令第10条1項b), c)とd)項の規定を満たさないこと。
- b) 最初に受理した管轄機関の受理確認がある願書謄本(原本)の写本がないこと。
- c) 省令第7.3c)項に規定された最初の願書謄本の申請書出願人の情報を確認する願書謄本のベトナム語訳文がないこと。

第14条：検査費と手数料

1. 料金/手数料に関する要求を満たした願書は省令第81.8.2に規定されているように、願書提出費、願書公布費、願書の優先権享受要請費(優先権享受申請の場合)、分類費(適用される場合)、審査するための参照費、実体審査費が含まれる。
2. 費用/手数料の分割要請願書に対しては下記の原則で検査される。
 - a) 願書原本(願書謄本)にまだ実施されなかった仕事の費用/手数料について、願書に分割要請が明白に記入されれば、分割願書に移動できる。
 - b) 分割願書の公布は願書元本(願書謄本)と独立に実現される。
 - c) 分割願書における対象が願書元本(願書謄本)の対象と本質的な変化がなければ、参照費、実体審査費の納入要請は不要である。願書元本(願書謄本)の実体審査結果は内容分割願書の評価に利用される。
 - d) 内容分割願書の対象が願書謄本の対象に変化した場合に、参照費、実体審査費を納入しなければならない。関連する費用/手数料は願書分割が実施された時点で十分に納入されなければならない。

3. 省令13.3b)に規定されているように、願書提出費、願書公布費、願書の優先権享受費(優先権の享受申請の場合)、分割費(適用される場合)、審査するための参照費、実体審査

費のいづれかが未納もしくは不足すれば、費用/手数料の要求を満たしていない。

第15条：次の各種欠陥は願書の規定には影響しないが、出願人は願書の実体審査期間内にその欠陥を克服しなければならぬ。

1. 申請書出願人、願書作成者、代表者の名前・住所が入力、略称時に発生したミスなどにより規定に従わないものであって、申請書出願人、願書作成者、代表者の名前・住所の確認に影響を与えないもの。
2. 文面作成の入力と通用語でない言葉の利用で願書にミスが発生したが、願書、説明書の内容に記載する工業意匠の本質を変更させる程度ではないもの。
3. 他の小さな欠陥。

第16条：次に挙げる各種欠陥によって願書が規定通りであることが認められない場合、規定通り認められるように出願人がそれらの欠陥を克服しなければならぬ。

1. 願書が第5.7条2項、第9条2項、第10条3項、第11条2項、第12条2項、第14条2項に挙げる欠陥を有すること。
2. 願書が第13条2項に挙げる欠陥を有すること。

第17条：願書が規定通りであると認められない欠陥

願書が第5条2a)項、第8条2項、第10条4.5項に挙げる欠陥を有すること。

第18条：規定通りの願書受け入れ拒否予定の通知

1. 願書が依然として規定通りであると認められない場合、IPASシステムにおいて“規定通りの願書受け入れ拒否予定の通知”に取り上げられる。
2. 前記第16条1項に規定した欠陥を有し、規定通りと認められていない出願人は願書の欠陥が通知され、当該の欠陥を克服するため、通知日から1カ月間程度の期間が与えられる。
出願者又は出願人は、定められた期間内に、その欠陥が克服されず、或いは克服された結果が要件を満たさない場合、規定通り、願書が規定通りと認められず、或いは克服された結果が第16条2項に規定した欠陥を有し、願書が規定通りのもので認められない場合、出願人は願書の当該欠陥を通知され、通知日から当該欠陥を克服するため1カ月間程度の期間が与えられる。願書謄本の写本の不足の場合に限り、通知日から当該欠陥を克服するため三ヶ月間程度の期間が与えられる(この期限は更新不可)。
出願者は、願書が規定通りと認められるが、優先権が認められずと警告され、定められた期間を過ぎて、願書の欠陥が克服されず、或いは克服された結果が要件を満たさない場合、優先権を認められない。
4. 願書が第17条に規定した欠陥があれば、願書は規定通りのもので認められない。出願者は願書の欠陥について通知され、意見の申し立て期間として通知日から一ヶ月間程度の期間が与えられる。
定められた期間内に、知的財産所有局の結論に意見の申し立てをしない、或いは申し立てが適当ではない場合、出願人は願書受け入れ拒否を正式に通告される。

第19条：回答資料提出期間の延長

1. 願書に関する審査結果への出願人の回答提出期間は第18条2-4項、第34条1項、或いは第48条2-6項に定められ、省令9.2項の規定に従って一回限り延長される。提出期間延長要請は締切の前に、更新手数料と同時に提出しなければならない。提出期間延長要請は規定された延長手数料と同時に提出しなければならない。また、延長手数料と同時に提出しても、知的財産所有局の通知書に記載した期限を過ぎれば認められない。
2. 回答資料の提出期間延長は、省令9.2項に規定されているように通知書に記載した提出期間と同様で、一回限り認められる。

第20条：規定どおりの願書受け入れ拒否の決定

1. 願書の有効性を確認できないという結論はIPASシステムに実施される“有効性を有する願書に対する拒絶予定の通知”に取り上げる。
2. 願書は第18条2項に適用し、定められた期間を過ぎた後(第19条が適用された場合を含めて)、出願人は欠陥を克服せず、或いは克服結果が要求を満たさない場合に、第18条2項に規定されるように書類の不十分の理由で“規定通りの願書受け入れ拒否の決定”が準備される。
3. 第18条4項に適用される願書が、定められた期間を過ぎた後(第19条が適用された場合を含めて)、出願人は知的財産所有局の結論に不服申立せず、或いは不服申立が的確ではない場合に、第18条4項に規定されるように書類の不十分の理由で“規定どおりの願書受け入れ拒否の決定”が準備される。

第21条：優先権の確認

1. 願書が優先権を享受するために第13条1項の規定に適合した、願書の優先日が認められる。
2. 第18条3項に規定される要件が定められた期間内に満たされた場合、優先権が認められ、願書の優先日も認められる。
3. 第18条3項に規定される要件が定められた期間内に満たされない場合、或いは満たされても願書原本のベトナム語翻訳は出願人が願書原本の出願者でない場合、優先権/願書提出権の譲渡証明書がない場合、願書原本が米国特許商標庁(USPTO)に提出したものであって、願書原本の出願者が願書の願書作成者である場合を除いて、願書の優先日は認められない。
出願人は願書の優先日を認めない理由を“規定通りの願書受け入れ決定”にて通知される。

第22条：願書提出日の確認

1. 願書提出日は願書の受理日に受理押印された日である。
2. 内容分割願書の場合、願書提出日が願書原本の受理日に受理押印された日である。

第23条：工業意匠分類コードの確認

1. 工業意匠分類コードは、工業意匠がある商品の適切な名称と成いは願書に取り上げた意匠の本質、ロカルノ協定の工業意匠の分類原則(工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定の最新分類表を適用)を適用する。国家の工業意匠の標準表が導入されたら、国家工業意匠分類コードも確認される。
2. 本条の1項により確認される工業意匠の分類コードはIPASシステムの相応項目に換査し、記入しなければならない。

第24条：規定どおりの願書の確認決定

1. 願書が規定に適合するとの結論はIPASシステムにおいて“規定通りの願書受け入れ決定”に取り上げられる。当該規定通りの願書の優先日及び願書提出日は上記の第21条と22条にて確認される。
2. 第15-17条に定めたいずれの欠陥もなければ、願書は規定通りの願書と確認される。
3. 第15条に定めた欠陥がある場合に、願書は規定通りのものとは認められず、出願人に当該欠陥が通知され、願書の実体審査期間中に克服されなければならない。実体審査期間内に欠陥が克服されない場合、願書は下記第30条により処分される。
4. 願書が第18条2項を適用された場合、定められた期間内に願書の克服が要件を満たせば、規定通りのものと認められる。
5. 願書が第18条4項を適用された場合、定められた期間内に、出願人が知的財産所有局の結論に対する的確な意見を申し立てた場合、規定通りのものと認められる。
6. 願書が第21条1-2項を適用された場合、規定通り優先日を認められる。
7. 願書が第21条3項を適用された場合、規定通り認められるが、優先日は認められない。出願人には優先権が認められない理由が通知される。

第25条：方式審査期間

1. 方式審査期間は省令の13.8に規定され、提出日から一月間と定められる。
2. 出願人が、提出日から1カ月間の期間内に自ら願書の内容の修正、又は書類を追加する場合、或いは知的財産所有局の通知に対する応答期間内に応答する場合、方式審査期間は願書の追加、補充、応答の受理日から一月間延長される。
3. 本条1-2項の規定により締切前の最短の勤務日の3日前に、“規定通りの願書への拒否予定”、“規定通りの願書への確認決定”、“規定通りの願書への拒否決定”の通知が作成され、所属長の承認を得た上、出願人に送付される。

第26条：方式審査の段階における通知作成の原則

1. 願書に第5-17条の欠陥があれば、出願人が通知を受ける時点の願書の現状を理解し、初回の応答時に欠陥が克服できるようにするため、通知書にすべての欠陥を記載しなければならない。
2. 本条1項に挙げた欠陥を克服した後に発生する結果も、出願人に初回の応答で発生したそれらの結果を克服できるように通知しなければならない。

第 27 条：方式審査の終了時に願書の処理

1. 規定通りの願書について、審査員が審査し、必要な場合に願書に適合するように IPAS システムの情報訂正する。願書が実体審査段階に移動される。
2. 省令 14.3 の規定に基づいて、規定通りの願書に関連する情報が工業知的財産所有広報の A 版に公開され、審査員によって IPAS システムに準備されなければならない。公開が順調に進展するため、IPAS システムにおける申請書の順番及び工業意匠の写真/設計図が十分に、正確に設定されなければならない。申請書が一つしかない場合に申請書は一つと認められる。工業意匠の写真/設計図の順番は 1 から始まる。不要な、或いは取り替えられた写真/図面を方式審査画面から削除することも可能である。
3. 規定通りの願書と拒否された正式な願書は知的財産所有局の保留部に移送される。

第 3 章 実体審査

第 28 条：願書の実体審査の目的と内容

1. 工業意匠登録出願を審査する目的は出願書に記載される対象が知的財産法の第 64 条と第 90 条の保護規定を満足するかどうか結論を出すことである。その結論を出すためには、先ず出願書に記載された対象が知的財産法第 64 条における工業意匠として国家が保護する対象の範囲かどうか確認するか、もしくは知的財産法第 8 条における知的財産に関する国家政策に違反していないかどうか確認し、もし除外対象でない場合は出願書に記載される対象が知的財産法第 64 条、第 90 条に規定する保護の条件を満たしているかどうかで、結論を出す。
2. 出願書の内容検査は以下の主な内容である。
 - a) 出願書に記載される対象の本質を表す書類の内容をチェックすること。
 - b) 出願書に記載される対象の本質を分析すること。
 - c) 出願書に記載される対象は除外対象範囲に属していないかどうか確認すること。
 - d) 出願書に記載される工業意匠の工業適用可能性を評価すること。
 - e) 既存のデータベースに基づいて、出願書に記載される工業意匠を評価すること。
 - g) 出願書に記載される工業意匠の新しさについて結論を出すこと。
 - h) 出願書に記載される工業意匠の創造性を評価すること。
 - i) 出願書に記載される工業意匠は一番目に申請されたものかどうかチェックすること。
 - k) 出願書の統一性を評価すること。
 - l) 出願書に記載される工業意匠の保護可能性の結論を出すこと。

第 29 条：内容検査済みの出願書

知的財産法第 114 条 1b) 項に基づいて、無効申請がない限り、有効に承認された全ての工業意匠は内容申請が実行される。
工業意匠登録出願書内容に関する審査中止の要求は認められない。

第 30 条：願書に記載される対象の本質を表す書類の内容をチェック

1. 願書に記載される対象の本質を表す書類の内容は省令 33.5 項及び 33.6 項を満たさなければならぬ。
2. 上記 1 項により願書実体審査に影響を及ぼし、工業意匠の本質を明らかにすることができない場合、又は第 24 条 3 項「有効願書承認決定」の不足が解決されない場合、出願人は克服・説明するためにその不足又は必要とされる説明の内容を表示しなければならぬ。
3. 上記 1 項の要件は満たされず、又は第 24 条 3 項「有効願書承認決定」の不足が解決されなければならない場合であっても、願書に記載される工業意匠の本質の確定及び願書実体審査に影響を及ぼさない場合、願書実体審査が継続的に実行される。以下の第 48 条 2 項から 6 項を実施する間に、出願人が克服できるようにするために当該不足が表示されなければならない。

第 31 条：願書に記載される対象の本質の分析

願書に記載される対象の本質の分析には以下の内容がある。

1. 改めて工業意匠及び工業意匠の適用分野をチェックすることによって願書に記載される工業意匠の正確な分類コードを確定する。
2. 願書に記載される工業意匠の本質を確定する。

願書に記載される工業意匠の本質は写真・図形・説明書による説明などの基本形状特徴の集合により確定される。工業意匠の基本形状特徴は理解しやすく、覚えやすく、本出願書に記載される工業意匠と他の工業意匠と全体的に異なっているところである。基本形状特徴の構成要素は省令 33.7 により規定される。

省令 33.7a) 項に記載される物体、線図、色区分、位置相関又はサイズ相関と他の要素、同時に省令 33.7b) 項に記載されない要素だけが基本形状特徴と見なされる。

願書に記載される工業意匠の本質を確定することは工業意匠説明書にも基づく。願書で写真・図面の基本形状特徴と工業意匠説明書の基本形状特徴は統一しなければならぬ。

第 32 条：願書に記載される対象が除外対象でないか確定する。

1. 願書に記載される対象が知的財産法第 64 条 1 項に規定されている場合、工業意匠特許発行の要件に付合しないとされる。願書に記載される対象は類似製品の技術機能を実施する為に外形の要素が必要だとされる場合、形状が複数であるが、類似技術特徴を確保する製品は工業意匠除外について上記規定を適用しない。
2. 願書に記載される対象が知的財産法第 64 条 2 項に規定されている場合、工業意匠特許発行の要件に適合しないとされる。外形が解除される対象の民用建設工事又は工業建設工事は一般の方法や手段で移転できない建設工事である。もし、店頭、キオスク、移動家屋など移動的に、独立的に使用されるか、或は組立によるモジュール又は一戸建ての場合、建設工事の形状は上記規定の除外対象に入らず、工業意匠の対象と見なされる。
3. 願書に記載される対象が知的財産法第 64 条 3 項に規定されている場合、工業意匠特

許発行の要件に適合しないとされる。使用過程において製品の工業意匠が見える場合は工業意匠対象にされる。製品の内部、製品を分解しないと見えない部分は使用過程において見えないと見なされない。製品使用過程は一般的に登録された時の独立的存在状態での製品用途開発過程であり、工業意匠を持つ完成品開発過程ではないと理解される。製品使用過程は工業意匠製品の生産・流通・交換・売買・組立の過程であり、メーカーを含む直接使用者・流通・売買の業者により実施され、メンテナンス・保護又は製品修理を除く。

4. 願書に記載される対象が知的財産法第8条1項に規定されている場合、工業意匠特許発行の要件に適合しないとされる。以下に該当する場合は本規定違反と見なされる。
 - a) 偽札印刷機の形状、手紙爆弾、或は民族・宗教などに害を与えること。
 - b) 社会道徳に違反し、セク・ハラを起す製品形状など。
 - c) 関係機関の許可を受けないベトナムと外国の指導者の画像を有する製品形状、国家・国家機関・国家及び国際的組織のシンボルの製品形状。
5. 本条の1-4の何れかに記載の登録対象についての願書の処理は下記第34条に基づいて実施される。
6. 登録対象は、省令35.3の規定通りの製品外形であり、さらに本条1-4の何れかに該当しなければ、工業意匠特許発行要件に適合とされる。

第33条：欠陥修正、内容説明の要請

1. 願書が第30条2項に発見された方式、或いは説明必要内容、第31条1項に確認された省令33.5a)に挙げる要件を満たさない工業意匠の名称に関する欠陥がある場合、それらの欠陥、或いは説明必要内容は「願書内容欠陥通知書」、又は「願書内容説明通知書」に指摘される。
2. 第31条2項における実現結果が保護対象を正確に確認できなければ、願書実体系審査が期限前に停止される。願書の取り扱いは下記の第34条に従い実現される。
3. 対象が一つか又は若干の一定保護条件を満たさないから他の条件を評価しなくても、対処者が保護条件を満たさないと確認する理由があれば、願書実体系審査が期限終了前に停止される。願書の取り扱いは下記の第34条に従い実現される。

第34条：願書実体系審査

1. 願書が第33条1-3項に確認される場合、それらの欠陥、或いは説明必要内容はIPASシステムに実現する「願書内容欠陥通知書」、又は「願書内容説明通知書」に取り上げられる。

出願人が欠陥を克服し、願書に取り上げる対象を説明し、又は願書内容説明要請に反対意見を言うための期間は決定した通知書署名日から二月とする。出願人は規定期間内に欠陥を克服し適切な説明の意見を提出せず、反対の意見を提出せず、又は反対意見があっても適切ではなければ、願書実体系審査が期限終了前に停止され、願書が保護証明書発給を拒否されることを警告される。

2. 願書が第32条1-4項の規定に該当する場合、願書は実体系審査を停止される。願書審査停止を招く理由はIPASシステムにおいて「願書内容欠陥通知書」、又は「願書内容説明通知書」に取り上げられる。

決定した通知書署名日から二月の間、出願人は願書に挙げる対象について説明し、願書内容説明要請反対意見を提出することができる。出願人は規定期間内に欠陥を克服し適切な説明の意見を提出せず、反対の意見を提出せず、又は反対意見提出しても適切ではなければ、願書実体系審査が期限終了前に停止され、願書が保護証明書付与を拒否されることを通告される。

3. 実体系審査停止要請、又は出願人の願書取り下げか或いは取り止め宣言があれば願書実体系審査は期限終了前に停止され、或いは撤去される。願書は願書実体系審査過程を終了するためにIPASシステムから撤去すると認められるが「期限終了前実体系審査停止通知」、或いは「願書撤去通知」は出願人に送付する必要ない。

第35条：願書の回復／審査回復拒否

1. 願書が第34条1-2項に基づいて確定され、規定期間内に欠陥が適切な説明、或は反対の適切な意見を提出した場合、願書の審査が回復される。願書は引き続き適合する条文に基づいて処理される。
2. 願書が第34条1-2項に基づいて確定され、規定期間内に欠陥が適切な説明、或は反対の意見を提出せず、又は反対の意見を提出したが適切でない場合、願書の審査が中止され、保護されないことになる。願書は以下の第53条に基づいて処理される。

第36条：工業上の利用可能性

1. 願書の工業意匠は知的財産法第67条及び下記の項目に該当する場合、省令35.6の規定により工業上利用不可能と見なされる。
 - a) 願書に書いてある製品形状が工業的、或は手工業的に大量生産不可能。
 - b) 願書に書いてある製品形状が液体・気体などの不安定（非固定形状）製品。
 - c) 願書に書いてある製品形状が特別な技能のみにより製造できる製品、或は繰り返し製造できない。
 - d) 適切な理由による他の製品形状。
- この場合、願書は保護条件に対応しない。願書は下記第48条2項に基づいて処理される。

2. 願書の工業意匠は知的財産法第67条に対応し、省令35.6の規定に何れかに該当しない場合、工業上利用可能と見なされる。

第37条：工業意匠情報検索

1. 工業意匠情報検索の目的は保護基準に基づいて願書に書いてある意匠が先行意匠に重なり、類似したり、或は関連があったりするか判断すること。
2. 最低必要な情報源
最低必要な情報源は省令35.4の規定に基づいて審査過程で検索される必要がある。具

体的に審査官は以下の情報源を検索する必要がある。

- a) 知的財産庁が受理し、公開日が願書の申込日、或は願書の優先日（優先対象願書）より先である工業意匠願書。
- b) 知的財産庁の意匠のデータベースに保管され、各組織、他国が受理し、25年間に公開日が出願日、或は願書の優先日（優先対象願書）より先にされた工業意匠願書及び意匠保護。
- c) 知的財産庁の収集、保管している工業意匠に関する他の情報。
- d) 知的財産庁が受理し、出願日、或は優先日（優先対象願書）が本件の出願日、或は願書の優先日（優先対象願書）より先である工業意匠願書（最初の願書原則チェック用）。
- e) 必要な場合、実施可能であれば上記の最低情報源よりもっと広く検索する。各組織及び世界の知的財産機関、その他のホームページの工業意匠のデータベースを利用可能。

第38条：情報検索工程

1. 情報検索工程は以下の規定を厳守すること：
 - a) 願書に記載される工業意匠の分類データ、同製品・類似品・関連ある製品の分類データに基づいて検索する（比較検索）。
 - b) 出願人のホームページ及びGoogle Image、Yahoo Image、その他の手段で製品に関連するデータに基づいて検索する。
 - c) 各組織及び世界の知的財産機関、その他のホームページでの類似意匠製品を幅広く検索する。
2. 情報検索終了：
 - a) 願書に記載される工業意匠と重なる意匠を発見し、省令35.7、35.8、35.9の原則及び以下の第39条に基づき、新規性・創作性・最初出願原則が評価できること、或は
 - b) 第37条2項に述べた全ての情報源を検索した結果、発見しないか、または願書に書いている工業意匠の類似意匠を発見した場合であっても、省令35.7、35.8、35.9の原則及び以下の第39条に基づき、新規性・創作性・最初出願原則が評価できること。

第39条：願書に記載される工業意匠を発見された類似意匠に対して評価する

願書に記載される工業意匠を発見された類似意匠に対して評価するために、願書に記載される意匠が類似意匠と重なっているか、多少の相違があるかないか確定し、願書に記載される意匠の新規性・創作性・最初出願原則についての結論を出す。

1. 重なる工業意匠

重なる工業意匠は省令35.1a)の規定原則に基づいて確定される。具体的に、二つの工業意匠は基本的及び非基本的な形状特徴を有する同品なら、重なる意匠と見なされる。多少の相違がない工業意匠
2. 多少の相違がない工業意匠

多少の相違がない工業意匠は知的財産法第65条2項の規定原則に基づいて確定され

る。具体的に、二つの工業意匠は基本的な形状特徴を有するが、非基本的な形状特徴（あまり重視しない）についてのみ違えば、多少の相違がない意匠と見なされる。

逆に、二つの工業意匠は基本的な形状特徴の相違が何れか一つでもあれば、多少の相違がある意匠と見なされる。

3. 極類似工業意匠

極類似工業意匠は省令35.1c)の規定原則に基づいて確定される。具体的に、二つの工業意匠は、他の類似意匠より基本的な形状特徴を有する同じ品であれば、極類似工業意匠と見なされる。二つの極類似工業意匠は基本的な形状特徴について少なくとも一つの相違がある。
4. 類似工業意匠

類似工業意匠は省令35.1b)の規定原則に基づいて確定される。具体的に、二つの工業意匠は、基本的な形状特徴を幾つか有する同じ品であれば、類似工業意匠と見なされる。二つの類似工業意匠は基本的な形状特徴について幾つかの相違がある。
5. 対照工業意匠

対照工業意匠は省令35.5の規定原則に基づいて確定される。具体的に、対照工業意匠は願書に書いてある意匠と重なる意匠、多少の相違がない意匠、極類似意匠、類似意匠を含め、願書に書いてある意匠の新規性・創作性・最初出願原則を評価する必要な条件になる。

第40条：検索報告

1. 検索報告は全ての見つけた情報を含め、省令35.5の規定原則に基づいて確定される。公開上での工業意匠の開示情報は公開的に開示され、工業意匠の映像・情報源・その情報の発行日を含める。

情報が発行日を含める。当該意匠が公開的に開示された証明証拠及び市場に流通される日を含む。ベトナム、或は世界で有名な製品、作品の情報を除く。インターネット上の工業意匠の開示情報はインターネットでその意匠が開示された証明証拠、及びURL（その意匠を掲載するページ最終アドレス）、インターネットの出現日が含まれる。“Wayback Machine”という保存する手段（<http://www.archive.org>）は工業意匠掲載ホームページの公開日を確定する。
2. 願書に書いている工業意匠に対する検索報告の情報はIPAS システムの申込書の“引用資料”項目に記入すること。もし、IPAS システムに検索情報を十分書き入れなければ、その願書は対象資料がないと見なされる。
3. 工業意匠の審査官は登録工業意匠の新規性・創作性・最初出願原則に関する結論を出す前に、その意匠の関連情報を十分検索する責任を持つ。

第41条：第三者の意見の処理

1. 工業意匠登録の願書の公開日から特許付与の決定を下す日の前日まで、実地審査の期間中に知的財産法第112条に基づき提出された出願意匠の特許付与に反対する第三者の意見書は審理される。

2. 第三者の意見は、理由があると判断された場合、省令 6.2 項に記載された規定に基づき処理される。具体的に、出願人は書面で特許付与に反対する意見を通知される。出願人は、通知日から一月以内に書面で回答する。この通知書のコピーは第三者に送付される。
3. 第三者の意見は、理由がないと判断された場合、省令 6.3 項に記載された規定に基づき処理される。具体的に、第三者の意見は出願人に通知される必要がない。しかし、第三者は、その意見申出の審理が却絶される旨を通知される。
4. 必要な場合、出願人の回答は引き続き第三者に通知される。第三者はその通知日から一月以内に書面で折り返し回答する。
5. 第三者の意見が登録権に係る場合において、当該意見は理由があるか否かを判断できない場合、第三者は省令 6.4 項に記載された規定に基づき、裁判所に申立書を出すよう通知される。
6. 第三者の意見は理由があると判断された場合、当該意見による情報は引用情報として利用され、調査報告書に記録され、出願意匠の新規性、創作性を評価するために利用される。審査官は第三者に書面で出願意匠の新規性、創作性を評価するためにその意見を採り入れたことを通知する。この通知書は、第三者の意見を採用し入れた内容の審査結果通知書とともに、第三者に送付される。
7. 第三者と出願人との情報交換過程は重複する可能性がある。必要な場合、出願人及び第三者は、工業意匠部が最終結論を出すまでに、直接に対話するために知的財産庁に呼ばれる。

第 42 章：工業意匠の相違に関する評価原則

1. 出願意匠は、造形的共通特徴及び相違特徴を見出すために、基本的な造形的特徴に関して、引用意匠と個別に比較、評価される。形状、線、色彩、位置の相互関係、サイズの相互関係、その他の要素は造形的特徴と見なされる。
2. 工業意匠は全体的に評価される。
 - a) 工業意匠を構成した造形的特徴の全ては、審査、評価される。
 - b) 工業意匠を部分別又は部品別に評価、結論しない。
 - c) 完成品と完成品を構成する部品は、それぞれ異なった製品として見なされる。完成品の工業意匠と、完成品を構成する部品の工業意匠は実質的に相違しているとは見なされる。
3. 工業意匠は、考案ではなく表示方法により評価される。
 - a) 工業意匠を表示する方法は、工業意匠を構成する実質的造形的特徴グループにより確定される。
4. 工業意匠は、外観により評価される。
 - a) 評価過程において、透明材料でできた製品の内部構造特徴は、審査されることがある。
 - b) 評価過程において、美感を直接的に起こさせない内部構造特徴は、通常重視度が低い。
5. 通常、集中的に観察される部分は、重視度がより高いものとして評価される。

- a) 冷蔵庫、テレビなどの製品の一部だけが集中的に観察される製品に関しては、集中的に観察される表側及び上面は、他の部分（裏側、下面...）より重視度が高いものとして評価される。
6. 工業意匠のサイズ
 - a) 工業意匠を持つ製品のサイズは、遠近法により変更された場合、基本的造形的特徴と見なされない。
 - b) 技術的機能を確保する、又は技術的要求（コンセントや車輪など）を満たすためにサイズを変えた製品の部分は、重視度がより低いものとして評価される。
 - c) 長さが無限であり、断面が不変である棒状の製品（定型金属棒など）の長さに沿って繰り返して変化した棒状の製品に関しては、製品の長さの変更は、基本的造形的特徴と見なされない。
 - d) 表面の面積が無限で、同じ模様で繰り返して飾られた製品（布、壁紙、ロール紙など）に関しては、模様の変更は、基本的造形的特徴と見なされない。
 - e) 薄く平たい製品（布、壁紙など）に関しては、サイズの相当変更、修飾用線間の距離の相当変更は、基本的造形的特徴と見なされる。
7. 製品の材料の変更
 - a) 製品を作り上げる材料は、基本的造形的特徴と見なされない。
8. 製品の色彩の変更
 - a) 表面の飾りが重要視される特定の製品（製品のラベル、包装又は展開できる箱、茶碗、皿など）に関しては、飾り配置で表現されたことにより、変わった美感を起させる色彩は、基本的造形的特徴と見なされることがある。
 - b) 色は本来周知されているため、基本的造形的特徴と見なされない。
9. 対称工業意匠
 - a) 一つの工業意匠が引用工業意匠との対称により形成された場合、双方の相違点は、基本的造形的特徴と見なされない。

第 43 章：出願意匠の新規性に関する結論

1. 出願意匠の「新規性」を評価するための最低限の情報源には、省令 35.4b) (i)-(iii) 項に定められた引用資料が含まれる。特許付与に対する第三者の反対意見による情報も同様に扱われる。

「新規性」を評価するために用いられる情報源は、出願意匠に関する出願の日（又は優先日）までに公開された情報に限る。
2. 省令 40 及び 35.5 の規定に従い実施された調査報告に記載された情報に基づき、出願意匠の新規性は、省令 35.7a)-b) の規定に従い評価される。
3. 調査報告から、知的財産法第 39 条から見ると重複している、又は同法 39 条 2 項から見ると実質的に相違していない引用意匠が最低一つ見当たった場合、出願意匠は、「新規性」の基準を満たさないと見なされる。同時に引用意匠は、同法 65 条 3 項及び 4 項の規定に従い公開・表示された出願意匠ではない。この場合、願書は保護条件を満たさない。願書は以下の第 48 条 2 項に従い処理される。

注意：本条に従い出願意匠の新規性を評価（一対一）するために用いられる情報は、

引用資料に示された対象物に関する情報に限る。

4. 本条 3 項に記載された場合を除き、出願意匠は新規であると見なされる。相違している造形的特徴及び他の造形的特徴のグループは、出願意匠の保護範囲（重量）を決める。明細書の保護範囲（要求）に示され、願書の写真・図面に表われる。

第 44 条：創作性の評価の基準

1. 該当分野に関する標準な知識を有する人
 該当分野に関する標準な知識を有する人とは、工業意匠が適用されている分野に関する一般的な知識を有する人である。すなわち、省令 23.6(a) 項の規定に従い公開された、該当分野における工業意匠の情報を当然知っている人である。
 国、言語を問わず、書面に表現されているにせよ、利用されているにせよ、出願意匠が適用されている製品に関する工業意匠関連情報の全ては、出願意匠の出願日まで公開されるなら、該当分野に関する標準的な知識を有する人の知識範囲内である。
2. 出願意匠の『創作性』を評価するための最低限の情報源には、省令 35.4b)(ii) 項に定められた引用資料が含まれる。適合する限り、特許付与に対する第三者の反対意見による情報も同様に扱われる。
3. 工業意匠の審査官
 工業意匠の審査官は、省令 35.8 に定められた原則に従い、本条 1、2 項に記載された該当分野に関する標準的な知識を有する人の知識範囲内の情報に基づき、出願意匠の創作性を評価する。

第 45 条：出願意匠の創作性の評価

1. 創作性のない工業意匠
 省令 35.8b) 項に記載された場合を除き、以下の出願意匠は創作性を有しないと見なされる。
 - a) 工業意匠が既知の造形的特徴を単純に組み合わせたもの。（公開された造形的特徴は、代替、位置変更、数量増減などにより単純に配置され、組み合わせられる。）これは、引用工業意匠の基本的造形的特徴が出願意匠の基本造形的特徴と同一または実質的に相違していない上に、基本造形的特徴の位置の相対関係、組み合わせ方、もしくは位置変更が該当分野において周知とされていている場合に、適用される。
 - b) 工業意匠が植物、果物、動物などの本来の自然の外観の一部的もしくは全面的模造・模倣であり、周知の幾何学的な形状（円、楕円、三角形、正方形、長方形、正多角形、切断面がそれらの形状をしている円柱）をしているもの。
 これは、出願意匠が十分に變形されないことにより、自然物の普通の形状、又は単純な幾何学的形状をしている場合に適用される。
- c) 工業意匠が、ベトナム国内及び世界の著名もしくは周知の商品又は建造物の外観を単純に複写したもの。

- d) 工業意匠が、他の分野における工業意匠の模倣（周知のおもちゃの自動車、二輪車など）であるもの。
 上記の場合、願書は保護条件を満たさない。願書は以下の第 48 条に従い処理される。

2. 創作性のある工業意匠

省令 35.8b) 項及び本条 1 項に記載された場合を除き、出願意匠は創作性を有するものと見なされる。

第 46 条：出願意匠の最初出願原則の適格性の審査

1. 出願意匠の最初出願の適格性を審査するために利用される最低限の情報源には、省令 35.4b)(v) 項に定められた引用資料が含まれる。
 この情報源は、出願意匠と同一、又は実質的に相違していない上に、出願意匠の出願日の前に知的財産庁へ出願され、出願意匠の出願日の後に公開され、特許付与の要件を満たす引用意匠に限る。
2. 本条 1 項に記載されたような情報源から引用工業意匠を見出さない場合、出願意匠は、最初出願の原則を満たすと見なされる。
3. 本条 1 項に記載されたような情報源から引用工業意匠が発見された場合、出願意匠は、最初出願の原則を満たさないと見なされる。この場合、願書は保護条件を満たささない。願書は以下の第 48 条に従い処理される。

出願意匠と同一、又は実質的に相違していない、完成品の部品又は別の物品の引用意匠が発見された場合、完成品の部分の出願意匠は、省令 35.9c) 項に記載された最初出願原則を満たさないと見なされる。

4. 本条 1 項に記載されたような情報源から発見された引用工業意匠が、出願意匠と、知的財産庁へ同じ日に（又は優先日は同じ）、複数の出願人により出願された場合（同一又は実質的に相違していない工業意匠）、出願意匠は、最初出願の原則を満たさない。この場合、願書は保護条件を満たささない。願書は以下の第 48 条に従い処理される。
5. 本条 1 項に記載されたような情報源から発見された引用工業意匠が、出願意匠と、知的財産庁へ同じ日に（又は同じ優先日）、同一の出願人により出願された場合（同一又は実質的に相違していない工業意匠）、出願意匠は、最初出願の原則を満たさないと見なされる。この場合、願書の対象物は保護条件を満たさず、願書は以下の第 48 条に従い処理される。

第 47 条：願書の一貫性の評価

1. 第 31 条 2 項に従う出願意匠の性質分析結果により、次のことが認められた場合、出願の一貫性がなく、又は不適合の意匠登録出願となる。
 - a) 願書に記載された意匠が、お互いに同じ基本造形的特徴を持っていないもの。この場合、それらの意匠はお互いに実質的に相違していると見なされる。

b) 組物の個別製品の意匠が、同一の発想によるものではないもの。すなわち、これらの製品の意匠が、同一組物の各製品に共通する新規な基本的造形的特徴を全く一つも持っていないもの。

上記の場合、願書は保護条件を満たさず、願書は以下の第48条6項に従い処理される。

2. 出願意匠は本条1項に記載されたような場合を除き、願書は一貫性に適合すると見なされる。

第48条：出願意匠が保護条件を満たさない可能性に関する結論

1. 出願意匠が保護を受けない可能性に関する結論は、省令15.7項に記載された規定に従い行われ、IPASシステムにおける「実体審査結果通知書」に記載される。

2. 第36条1項、第43条3項、第45条1項に記載されたような場合、願書に記載された対象物は保護条件を満たさない。「工業上の利用可能性」、「新規性」、「創作性」の基準を満たさない理由、第30条3項に従い確定された欠陥は、「実体審査結果通知書」に記載される。

通知書の署名日から二月以内に出願人は意見書を提出することができる。出願人は、指定期間内に意見書を提出しない、又は反論する意見が妥当ではない、又は第30条3項に従い確定された欠陥を改善しない、もしくは十分に改善しない場合、特許付与が拒絶されることを通告される。

3. 第46条3項に記載されたような場合、願書に記載された対象物は特許付与の要件を満たさない。最初出願原則を満たさない理由は「実体審査結果通知書」に記載される。

第30条3項に従い確定された欠陥も、「実体審査結果通知書」に記載される。通知書の署名日から二月以内に、出願人は意見書を提出することができる。出願人は、指定期間に意見書を提出しない、又は反論する意見が妥当ではない場合、特許付与が拒絶されることを通告される。

4. 第46条4項に記載されたような場合、願書に記載された対象物は特許付与の要件を満たさない。最初出願の要件を満たさない理由、一つ願書を共同で出願するように他の出願人に交渉せよという出願人に対する要求は、「実体審査結果通知書」に記載される。第30条3項に従い確定された欠陥も「実体審査結果通知書」に記載される。

通知書の署名日から二月以内に、出願人は意見書を提出することができる。出願人は、指定期間内に上記の要求に関する意見書を提出しない、又は反論する意見が妥当ではない場合、特許付与が拒絶されることを通告される。

5. 第46条5項に記載されたような場合、願書に記載された対象物は特許付与の要件を満たさない。最初出願原則を満たさない理由、出願した複数の願書から一つを選ぶ、又は複数の願書に記載された工業意匠を組み合わせることににより複数の案を持つ一つの願書を作成して出願し、同時に残りの出願を取り下げる、又は適切に願書の書類を修正するという出願人への要求は「実体審査結果通知書」に記載される。

第30条3項に従い確定された欠陥も「実体審査結果通知書」に記載される。通知書の署名日から二月以内に、出願人は意見書を提出することができる。出願人は、指定期間内に上記の要求に関する意見書を提出しない、又は反論する意見が妥当では

ない場合、特許付与が拒絶されることを通告される。

6. 第47条1項に記載されたような場合、願書に記載された対象物は特許付与の要件を満たさない。一貫性の要件を満たさない理由、一貫性を持たない対象を取り除く、又はその対象に関して新しく出願する、又は適切に願書の書類を修正するという出願人への要求は「実体審査結果通知書」に記載される。

その他、願書に記載された対象物の中に、別の保護基準を満たさない対象物が一つか複数存在する場合、該当対象物に関する結論は、出願人にわかるように「実体審査結果通知書」に記載される。

第30条3項に従い確定された欠陥も「実体審査結果通知書」に記載される。

通知書の署名日から二月以内に願書の一貫性欠如を改善し、一貫性を持たない対象を取り除く、又はその対象に関して新しく出願する、又は知的財産庁に上記の要求に対する反論意見書を提出することができる。出願人は、指定期間内に願書の欠如を改善しない、又は反論意見書を提出しない、又は反論する意見が妥当ではない場合、特許付与が拒絶されることを通告される。

第49条：実体審査段階における補正書類の審査

1. 出願人が自主的に、又は知的財産庁の要求により、省令17.1b(ii)項の規定に従い出願の書類を修正する場合、審査官は省令17.1c項の規定の要件を満たすか否か、省令17.1h項に定められた補正料金納付の証明書類を付けるか否か、補正書類を審査する。

2. 省令17.1c項及び17.1h項に定められた要求を満たした場合、補正書類及び補正内容は認められる。願書は修正された内容をもって該当条項に従い引き続き処理される。

3. 省令17.1h項に定められた補正料金納付の証明書類が不足している場合、補正書類及び補正内容は認められない。審査官は出願人に書面で、その補正書類を認めない理由を通知し、出願人に補正書類及び補正内容が認められるように料金を納付するよう要求する。願書は修正された内容をもって該当条項に従い引き続き処理される。

4. 省令17.1c項に定められた要求を満たさない場合、補正書類及び補正内容が認められない。審査官は出願人に書面で、その補正書類を認めない理由を通知する。

第50条：特許付与の要件を満たさないと結論した後の願書の処理（「出願内容説明通知書」、又は「出願内容欠知通知書」）

1. 指定期間内に、出願人が内容を改善するか、第34条1-2項に列挙された理由を適切に説明・反論した場合、願書は引き続き審査される。審査官は第36条に従い実行する。出願人が妥当に説明・反論した場合、第1回の通知書と異なった理由がある限り、審査官は第2回の通知書により意見を保留することができる。審査官は振り替えて第34条1項もしくは2項を実行する。

3. 指定期限が切れた時、第35条2項に定められたような場合、願書は特許付与を拒絶される。願書は第53条に従い、処理される。

第51条：保護要件を満たさない結論後の願書の処理（実体審査結果通知後）

1. 出願人が指定期間内に第 48 条 2-6 項に記載された理由・要求に対して反論する意見書を提出しない場合、願書は、引き続き該当条項に従い審査され、第 52 条に従い処理される。
2. 出願人が指定期間内に第 48 条 4-6 項に記載された要求に対して回答するか、適切に実行した場合、願書は、引き続き該当条項に従い審査され、第 52 条に従い処理される。
3. 出願人の反論意見が妥当である場合、第 1 回の通知書と異なった理由がある限り、審査官は第 2 回の通知書により意見を保留することができる。審査官は振り替えて第 48 条の該当項を実行する。
4. 指定期限が切れた場合、第 48 条 2-6 項に記載された理由・要求に対して反論する意見書を提出しない、又は反論意見が妥当ではない場合、願書特許付与が拒絶される。願書は第 53 条に従い、処理される。

第 52 条：特許付与予定の通知

1. 出願意匠の特許付与に関する結論は IPAS システムにおいて行われる。
2. 第 48 条 2-6 項に定められた場合以外、若しくは第 48 条 2-6 項に定められた場合であるがその後第 51 条 1-2 項により処理された場合、願書に記載された対象物は保護要件を満たす。願書が保護要件を満たす結論、特許付与料金、特許付与決定の公開料金、登録料金は、特許付与予定の通知書に記載される。
通知日から一月以内に出願人は上記の料金を納付する。出願人が、指定期間内に通知された料金を納付しない場合、特許付与が拒絶されると通告される。
3. 特許付与の願書に関する情報は、省令 19.2 項に定められた工業所有広報 B 集に掲載する必要があるが、審査官により第 27 条 2 項に記載されたような方法で IPAS システムにおいて用意される。
4. 審査官は第 55 条に従い書類を仕上げる。

第 53 条：特許付与拒絶決定

1. 出願意匠の特許付与拒絶に関する結論の処理は IPAS システムにおいて行われる。
2. 第 35 条 2 項に定められた場合には、省令 15.5 に記された規定に対して、願書は、出願意匠の特許付与を拒絶される。願書が拒絶される結論は「特許付与拒絶決定」に記載される。
出願人は省令 22 の規定に基づいて本通知に対して審判を請求することができる。
3. 第 50 条 3 項あるいは第 51 条 4 項に定められた場合には、省令 15.7 項に記載された規定に対して、願書は、出願意匠の特許付与を拒絶される。願書が拒絶される結論は「特許付与拒絶決定」に記載される。
出願人は省令 22 の規定に基づいて本通知に対して審判を請求することができる。
4. 審査官は第 56 条に従い書類を仕上げる。

第 54 条：実体審査段階における願書処理原則

1. 願書実体審査は省令 15.6 の規定に基づいて実施される。具体的には、願書の記載対象は保護の条件（基準）に沿って評価される。

- a) 願書に、色々な提案が書かれてある場合、それぞれの提案の工業意匠は基本的な提案（願書の最初に記載されたもの）から評価される。
- b) 願書に、組物製品が書かれてある場合、それぞれの製品の工業意匠は一つの製品の工業意匠として独立的保護基準に基づいて検索され、評価される。
- c) 製品グループの内の一つの製品の工業意匠が保護条件に対応できない場合、その製品の工業意匠は製品グループから取り除かれる。出願人は新製品グループとして書類を提出する。
2. 第 15 条、第 30 条 2-3 項、第 34 条 2 項、第 48 条 2-6 項の欠陥または理由（もしあれば）は出願人が通知時に願書のことについてよく知るために、それぞれ通知に列挙する必要があり。
3. 第 33 条 1 項の欠陥を克服したことによって得た情報は、最初の応答でその問題を克服できるように出願人に通知する。

第 55 条：保護発行のため書類準備

1. 願書が第 55 条 2 項の規定に該当する場合、審査官は以下の 2 項の規定に従って書類を三そろえる。
2. 保護発行申請書類は
 - a) 第一部は保護発行予定通知（実体審査通知及び実体審査報告書）、及び実施期間に従って検索資料、審査過程の実施通知と出願人への返事（もしあれば）
 - b) 第二部は願書に対する最後処理された工業意匠の写真・形状の絵
 - c) 第三部は願書に書いてある残りの書類
3. 保護発行を決定する前に、承認を得るため局長に提出する。

第 56 条：被撤去願書、或いは保護証明書発給拒否書類の準備

1. 第 53 条 2-3 項に確認する場合に所属すれば、審査員は願書内資料を下記の 2 項に規定する順序に従って別々に 3 集に分ける。
2. 署名提出願書資料が下記のものである。
 - a) 第 1 集は実現時間順序に従って被撤去願書通知、或いは保護証明書発給拒否決定（実体審査レポートを含む）、参照資料、審査過程における通知と出願人の応答公文を含む。
 - b) 第 2 集は願書に対して最後に取扱われた工業意匠写真セット／設計図を含む。
 - c) 第 3 集は願書の残り資料を含む。
3. 局レベルのリーダーダによる批准のため、提示前に課レベルのリーダーダに願書を報告する。

第 57 条：実体審査期限

1. 2010 年 1 月 1 日前に提出された工業意匠登録願書に対して、実体審査期限は願書公布日から六月とする。
2010 年 1 月 1 日以降に提出された工業意匠登録願書に対して、実体審査期限は願書公布日から七月を過ぎてはならないとする。
2. 出願人が願書の実体審査過程に資料を自分で修正・補充した場合、或いは出願人が局

レベルの通知応答を実現すれば実体審査期限は知的財産庁に応答資料を提出する日から二月（出願人がその仕事を実現するための時間に相当する）延長できる。

3. 本条 1-3 項に規定する期限が終了する 15 日前に願書内容に欠陥がある通知書、願書説明通知書、或いは実体審査結果通知書、保護証明書発給予定通知書、或いは保護証明書発給拒否予定通知書の内のどれか一つを整備して、局レベルのリーダーによる批准署名のため、事前に課レベルのリーダーに報告しなければならない。

第 58 条：実体審査後の願書取扱い

保護証明書被発給願書、撤去願書、保護証明書発給拒否願書が実体審査段階終了と見られる場合、保護証明書を発給する、もしくは願書書類を保管するために知的財産庁の機能部署に転送する。

第 59 条：工業意匠願書再審査

1. 工業意匠願書再審査は以下の場合に対して、省令 16 の規定に従い処理される。
 - a) 省令 16.1a) に規定されているように保護証明書発給予定通知／保護証明書発給拒否通知が出されてから、保護証明書発給拒否に関する出願者／第三者の反論意見がある場合。
 - b) 保護証明書主の保護範囲縮小要請がある場合。願書の実体再審査は省令 16.2 における規定と保護範囲縮小要請に取り上げる理由に従う。
2. 審査員は再審査要請に見合う結論を出すために書類を受理して願書の実態再審査を行う。
3. 願書の実体再審査期間は省令 16.1b) に規定されたように再審査要請提出日から四月とする。本条 3 項に上げる期限終了 15 日前に、願書の実態再審査要請に対する結論を完全整備して、課レベルのリーダーに提出した後、局レベルのリーダーに批准署名のため提出しなければならない。

第 4 章

その他の規定

第 60 条：願書書類、願書書類の送受管理

1. 工業意匠登録願書、願書の審査段階に補充する書類を含む願書の関連書類はすべて工業意匠室の事務登録簿に記載しなければならない。
2. 工業意匠局の所管機関間、審査員と上司と間に行われる願書受渡は願書の居場所の確認及び紛失防止の目的で十分に登録しなければならない。処理の目的で願書を扱う個人は最良状態で願書書類を保管する責任がある。

第 61 条：工業意匠室長の責任

1. 工業意匠審査員は割り当てられた願書を処理の目的で受理し、工業意匠登録願書に関する審査業務を行い、工業意匠登録願書を再審査し、異議申し立てされた工業意匠願

書に知的財産の関連機関との協力で専門的な意見を提出し、異議申し立てされた願書に対する処分決定の内容に適切な業務を行う責任がある。

2. 審査員は願書の書類、願書の審査段階に補充される書類及び審査段階に処理した書類を受け・保管する責任がある。
3. 審査員は知的財産法の第 11 条に定めた規定により、工業意匠願書に秘密を保持する責任がある。

第 62 条：工業意匠室長

1. 工業意匠室長は審査員に願書の処理の目的に割り当て、工業意匠分類コードを統一させ、出願人に通知する内容を管理する責任がある。
2. 工業意匠室長は工業意匠願書の審理・審査を維持し、処理進度を確保するため、監査・注意し、行政的な措置を導入する責任がある。必要の場合に、工業意匠室長は願書の審査期間を保つため、審査員間に処理中の願書を移動させる権利がある。
3. 工業意匠室長は願書の審査、承認を受ける再審査願書の再審査、願書の異議申し立てに対する工業意匠室の最終結論を提出する責任がある。

第 63 条：知的財産局の所管機関間の協力責任

1. 知的財産局に所轄する個人・組織は願書の審査を最良状態で進めるため、業務を協力し、割り当てられた仕事を実施し、定められた期間を厳守し、仕事の質を確保し、必要な設備・技術的なインフラを確保する責任がある。
2. 知的財産局の所管機関間の業務協力での人事を異動することは知的財産庁の業務実施規制により実施される。

第 5 章

実施項目

第 64 章：実施事項

審査段階が終了しない工業意匠登録願書は本基準の規定により処理される。本基準の実施中に、補充・訂正すべき問題が発生したら、意見反映をまとめ、知的財産局長の検討に提出するため、工業意匠室に連絡する。

知的財産局長

Tran Viet Hung

付録A-7フォーム: 03-KDCN (続き)

<p>⑤ 優先権要求</p> <p>願書 (各願書) のガイドラインは優先日を確定するものである</p>		願書No.	出願日	出願国
<p>□ ベトナムでの最初出願に基づく</p> <p>□ パリ条約での出願に基づく</p> <p>□ その他:</p>				
⑥ 費用、手数料				
<p>費用、手数料の種類</p>		費用対象	金額	
<p>□ 工業意匠の製品/工業意匠の案当たり出願手数料</p>	 製品/意匠		
<p>□ 出願公開手数料</p>	 図		
<p>□ 2番目の図からの公開手数料</p>				
<p>□ 優先権要求手数料</p>	 製品/意匠		
<p>□ 出願内容審査用検索手数料</p>	 製品/意匠		
<p>□ 出願内容審査手数料</p>				
<p>納入しななければならない費用/手数料: 各書類 (郵便、または銀行振り込みで提出) :</p>				
<p>⑦ 願書に含まれている各資料</p>				
<p>最少書類</p> <p>□ 申請書、.....頁 x部</p> <p>□ 明細書、.....語で、.....頁</p> <p>□ 写真セット/図、.....写真 x部</p> <p>□ 料金、手数料の納付の領収書 (郵便サービス利用又は知的財産庁の口座への直接的な銀行振り込みにより料金、手数料を納付する場合)</p>				
<p>その他の書類</p> <p>□ 委任状、.....語</p> <p>□ ベトナム語版、.....頁</p> <p>□ 原本</p> <p>□ 写し (□ 原本は後程提出する □ 原本は願書No.に基づき提出した)</p>				
<p>優先権証明資料:</p> <p>□ 初出願書写し、.....部</p> <p>□ 優先権譲渡書(他人から受ける場合)</p> <p>□ 登録権確認資料(他人から受ける場合)</p> <p>□ 追加頁に追加資料を記入する</p>				
		<p>資料項目検査 (願書受取り係員用)</p>		
		<p>願書受取り係員 (署名)</p>		

⑧ 申請書出願人の保証

申告書の上記の情報が事実であり、法律で責任を持つことを保証する。
.....年...月...日
申請書出願人/代表者
(あわば、職位を具体的に書き、署名する)

後...追加頁

付録A-7フォーム: 03-工業意匠 (続き)

追加頁No.

⑨ 他申請書出願人
(最初頁に記入した申請書出願人以外)

氏名: _____ Eメール: _____

住所: _____

電話番号: _____ ファクス: _____

□ この申請書出願人は工業意匠の作者である

□ 工業意匠副特許証明書授与の要求がある

工業意匠検索申込書

知的財産所有局殿
 (386 グエン・チャイ、ハノイ)
 以下の願書主は知的財産所有局に工業意匠検索の委託を申し込む*

申込書受取り捺印
 (申込書受取り係員用)

工業意匠検索申込情報の内容	
工業意匠の名称	工業意匠国際分類
工業意匠検索申込情報のデータベース: <input type="checkbox"/> ベトナムにおける授与された工業意匠特許証明書 <input type="checkbox"/> ベトナムにおける授与された工業意匠特許証明書、意匠保護の為に申込書を提出する	
請求人 氏名: 住所: 電話番号: ファクス: Eメール: 年...月...日 願書主の署名 (あれば、具体的な職位を書くこと)
申込書に含まれている書類 <input type="checkbox"/> 工業意匠の写真セット、... 写真 x03 セット <input type="checkbox"/> 工業意匠の図面、... 図 x 03 部 <input type="checkbox"/> 費用の領収書 (領収書番号及び金額を具体的に明記すること)	

* 備考: 本頁及び以下の頁に、申請者、または申請者の代表者は情報が適合する□に×を付けること。

2-5 ベトナム 願書様式

氏名: 住所: 電話番号: ファクス: Eメール:	氏名: 住所: 電話番号: ファクス: Eメール:
④ 他作者 (最初頁に記入した作者以外) 国籍:	
氏名: 住所: 電話番号: ファクス: Eメール:	国籍: 氏名: 住所: 電話番号: ファクス: Eメール:
⑤ 他資料 (名前、頁などについて具体的に記入すること)	
⑩ 申請書出願人/申請書出願人の代表者が署名する	

後...追加頁

メインページ ※ 工業意匠 ※ 出願に必要な資料

出願に必要な書類

1.最低限の資料

- (a) 01/2007/TT-BKHCN 通達 A 付録の 03-KDCN フォームによる工業意匠出願登録
- (b) 工業意匠の写真または図形(5 式)
- (c) 工業意匠の説明書
- (d) 出願手数料の領収書

2. 出願の要求

- (a) 1 式の出願は 1 つだけの保護証明書を要求する。
- (b) 出願の全ての資料はベトナム語で作成されなければならない。01/2007/TT-BKHCN 通達の 7.3 項及び 7.4 項に定められた他の言語の資料はベトナム語に翻訳されなければならない。
- (c) 出願の全ての資料は縦置き(図面、グラフ、表は横置きでも表示可能)、余白は 20mm の A4 の紙(210mm x 297mm) で表示されなければならない(出願に搭載する目的がない補修資料を除く)。
- (d) フォームに記載する必要のある資料はそのフォームに基づいて適当な情報を記入しなければならない。
- (e) 枚数がある資料はページごとにページ番号をアラビア数字で表示しなければならない。
- (f) 資料がタイプライターで作成されるか明確・清潔のインクで無修正に印刷されなければならない。知的財産所有局に提出済みの資料に小さい文法・言葉のミスが発見される場合、出願人はそのミスを修正することが可能だが、修正箇所は出願人の確認署名(押印も可)がなければならない。
- (g) 出願の用語は標準語である(方言、めつたに利用しない言葉、自作の言葉を使わない)。出願に記載される記号、測定単位、電子文字のフォント、文法はベトナム基準にならなければならない。
- (h) 出願はデータ(出願内容の全てまたは一部)の資料媒体の添付で申請が可能である。

3. 申請書記入の案内

トップページへ移動

ページ 1

余白 (登録機用)
Điền trống
(đính cho cơ quan đăng ký)

願書主は自分で工業意匠名称を付けること。名称は短く、工業意匠の製品の本質を反映すること。

Kiểu dáng công nghiệp.
Tên phải ngắn gọn.
Phần ảnh chính xác bản chất của sản phẩm mang kiểu dáng công nghiệp

<p>TÊN KHAI Được tự khai hoặc được cấp quyền. Kính gửi Cục Sở hữu Trí tuệ, Bộ Khoa học, và Công nghệ, Hà Nội</p> <p>Chỉ đơn đăng ký để Cục Sở hữu Trí tuệ và để làm tài liệu lập bằng độc quyền để đăng công nghiệp.</p>	<p>CHỦ ĐƠN (Nếu chủ, cá nhân phi-nhà-đầu tư quyền sở hữu công nghiệp) Điền họ, tên, địa chỉ, Điện thoại, Email</p> <p>ĐẠI DIỆN CỦA CHỦ ĐƠN (Nếu chủ đơn phi-nhà-đầu tư quyền sở hữu công nghiệp) Tên, địa chỉ, Điện thoại, Email</p>	<p>TÁC GIẢ Quốc tịch, Email</p> <p>CHỦ ĐƠN ĐẠI DIỆN CỦA CHỦ ĐƠN KÝ TÊN Tên, địa chỉ, Điện thoại, Email</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Chỉ thực hiện trong máy và các bằng sáng chế, đơn đăng ký, văn bằng, bằng Di sản văn hóa, bằng Di sản văn hóa phi vật thể và bằng sáng chế không được cấp bằng.

願書主は、Locarno 工業意匠国際分類表通りの工業意匠分類指標を書くこと。分類は明確に分類していない場合は分類費用を納入すること。

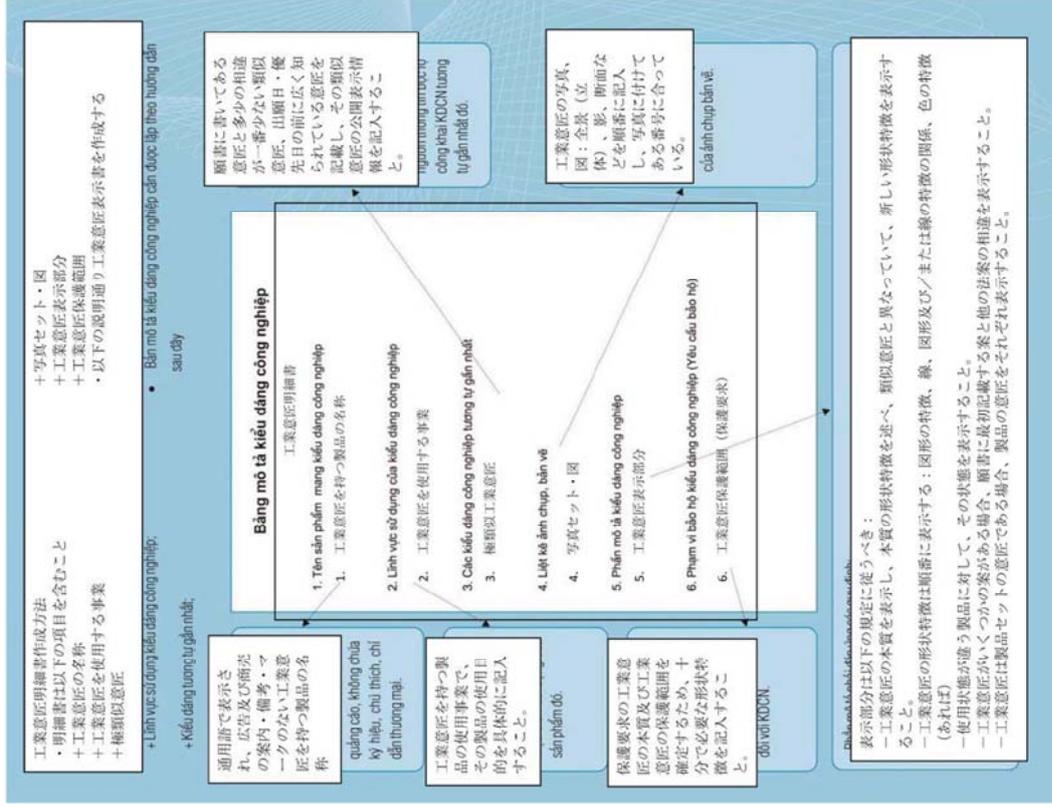
học phân loại không chính xác thì phải nộp phí phân loại

該当するところに (X) を付け、願書作者の名前、住所を書くこと。代理人がいなくてもよい。書かなくてもよい。

委任された個人、組織の長に許可された人、ベトナムにある外国の支・駐在事務所の長。

người đại diện được ủy quyền, người đứng đầu chi nhánh, văn phòng đại diện tại Việt Nam của tổ chức nước ngoài

願書作者が署名する
Chủ ký của cá nhân lập
Tổ khai



ホーム》工業意匠》工業意匠審査手順
工業意匠審査手順

願書から登録までのすべての手順を以下のフロー図に示す。
(図省略)

(1) 出願申請

ベトナムの工業意匠権を得るには直接または郵送により、国家知的財産庁又はホーチミン市又はダナンにある支所に、工業意匠特許付与のための申請書を出願できる。

ベトナムの組織、個人、外国人でベトナムに永住している個人、ベトナムで生産又は事業を行っている海外の組織又は個人は、直接に又はベトナムの法定代理人を通して工業意匠特許の申請を出願できる。

ベトナムに永住していない海外の個人、ベトナムで生産又は事業を行っていない海外の組織又は個人は、ベトナムの法的代理人を通して工業意匠特許の申請を出願できる。

・ 先願の原則

ベトナムは先願主義を採用しており、すなわち、同一の意匠の保護を求めて、二つ又はそれ以上の複数の出願申請が複数の異なる当事者から出願された場合、最先の優先日又は出願日を有し、要求される条件を満たす有効な出願に対してのみ付与され、二つ又はそれ以上の出願申請がすべての条件を満たし、同一の最先の優先日又は出願日を有する場合、工業意匠特許はすべての出願人の同意の下、ただ一つの出願申請に対して付与される。このような同意が得られない場合、工業意匠特許の付与はすべての出願申請に対して拒絶される。

このため工業意匠特許の出願は意匠が創作されたのち直ちに工業意匠特許を出願し、出願申請の出願前には意匠を公開しないことを推奨する。

(2) 方式審査

国家知的財産庁に出願された工業意匠特許の出願申請は、その有効性を評価するために方式審査が行われる。

出願申請の方式審査に要する期限は出願日から一月である。方式審査の過程で、出願人が自主的に又は国家知的財産庁の要求により補正を行い又は文書を補足した場合、方式審査の期限は文書が補正又は補足された期間の間延長される。

(3) 方式審査結果の通知

上記の期限の満了する前に、国家知的財産庁は出願申請の方式審査を完了し、さらに審査結果を出願人に通知する。

- 有効な出願申請に対して、国家知的財産庁は出願人に対して有効な出願申請を受理したことを通知する。
- 方式要求を満たさなかった出願申請に対して、国家知的財産庁は出願人に対し；(有効な)出願申請の受理を拒絶する通知を行い、明瞭に理由を述べ、出願人に不備を補正する又は拒絶に対して反論する期限を通知から一月とすることを通知する。

(4) 有効な出願申請の拒絶

出願の申請に対して国家知的財産庁が拒絶の意向を通知した出願人が、定められた期間内に出願申請の不備の補正ができず又は不備の補正が不十分である、又は意見の申立を行わなかった又は合理的でない意見の申立を行った場合、国家知的財産庁は出願の申請について拒絶を通知し、出願人の要求により、方式審査以降の事務処理に対して支払われた手数料及び料金を返還する。

決定に直接関係する出願人、すべての機関及び個人は、決定に同意できない場合、決定の通知を受けてから 90 日以内に国家知的財産庁長官に不服を申し立てるか又は裁判所にて訴訟を開始することができる。

拒絶の決定について不服申立を受領した日から 10 日以内に、国家知的財産庁は受理又は、明確に理由を述べた不服申立不受理の通知を発行する。

国家知的財産庁の決定または通知による個別の意匠特許出願に関する決定または通知についての不服申立（第一次不服申立）の裁定期限の期限切れにより、不服申立が解決されない又は国家知的財産庁の不服申立調停決定に合意が得られなかった場合、決定に直接に関与する不服申立人は、第一次不服申立の裁定期限から、又は不服申立を行う権利を持つものが第一次不服申立についての裁定の決定を受領した又は知った日から、30 日以内に、さらなる不服申立（第二次不服申立）を科学技術省に提起するか又は裁判所にて訴訟を開始することができる。上記の第二次不服申立を科学技術省に提起し、又は不服申立人が科学技術省長官の不服申立調停決定に合意しない場合、不服申立人は裁判所にて訴訟を開始することができる。

(5) 出願の公開

出願が方式として有効であるとして受理されてから二月以内に、第三者による異議申立又は意見書を得るために、出願は知的財産公報に公開される。出願人はそのような公開費用を支払わなければならない。

(6) 実体審査

意匠出願についての実体審査の目的は、要求及び対応する保護の範囲の下に出願による権利主張の対象の適格性を審査することである。公開から六月以内に国家知的財産庁の審査官による審査が実施される。

実体審査の実施中に、出願人が、自発的に又は国家知的財産庁の要求により、補正又は文書の補正又は適正化を行った場合、実体審査の期限は出願人が補正等を行う期間について延長される。

(7) 実体審査結果の通知

出願の実体審査の期限の終了日までに国家知的財産庁は出願人に対して以下の通知を行う：

- 出願による権利主張の対象が保護の条件を満たさない場合、明瞭な拒絶理由と共に、出願人が意見を述べ要求（出願人は要求により下記期限を延長することができる）を満足するために出願人への通知から二月の期限を定め、工業意匠特許の付与を拒絶する意向で

ある旨の通知；

- 出願による権利主張が保護の条件を満たしているが、出願が欠陥を含んでいる場合、明瞭に欠陥を指摘し、出願人が正当化又は欠陥の訂正（出願人は下記期限を延長することができる）するために出願人への通知から二月の期限を定め、工業意匠特許の付与を拒絶する意向である旨の通知；

- 期限内に、出願による意匠の権利主張が保護の条件を満たす又は出願人が欠陥の訂正を十分に為す又は合理的な正当化が為す場合、工業意匠特許の付与を認める意向である旨及び出願人に(9)項で参照される費用の支払いの要求の通知；

(8) 拒絶通知

国家知的財産庁が出願の拒絶の意向を通知し、出願人が定められた期限内に、欠陥の訂正に失敗し又は欠陥の訂正が不十分であり又は意見の申立を行わず又は不合理な意見の申立を行う場合、国家知的財産庁は出願の拒絶を通知する。

審査官の拒絶の決定の中に不服がある場合、(4)項で述べた手順に従い、出願人は国家知的財産庁長官に拒絶決定に対する上訴を行うか、又は裁判所で訴訟を開始することができる。

(9) 工業意匠特許付与の意向の通知及び費用支払いの要求

審査官が、出願の要件を満たしていると判定した場合、国家知的財産庁は工業意匠特許を付与する意向の通知を発行し、出願人に対して工業意匠特許の費用の支払いを要求する。

(10) 工業意匠特許の発行

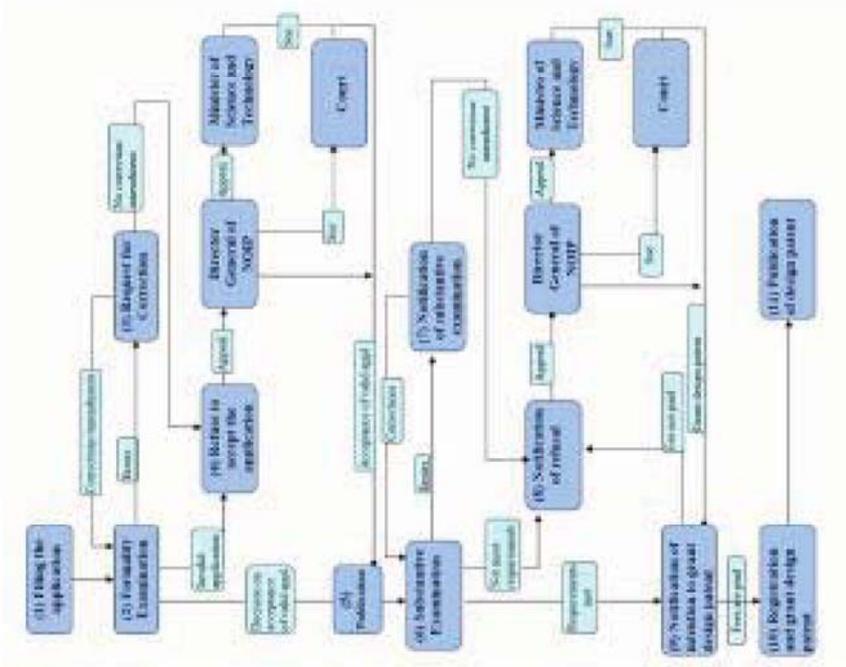
出願人が前述の手数料と料金を期限内に完済してから 10 日以内に国家知的財産庁は工業意匠特許の付与の手続を実施する。

(11) 工業所有権の国家登録簿への登録と工業意匠特許の公告

工業意匠特許は工業意匠の国家登録簿に記録され、発行から二月以内に出願人が公告手数料を納付した後に意匠特許の付与の決定が国家知的財産庁の工業所有権公報に公告される。

Home » Industrial Designs » Industrial Design Examination Procedure
Industrial Design Examination Procedure

The whole procedure from filing to registration is shown in the flow chart below.



(1) **Filing the application**
 In order to obtain right for industrial design in Viet Nam, you must file the application for granting an industrial design patent, directly or by mail, to the National Office of Intellectual Property of Viet Nam (NOIP) or its brand offices in Ho Chi Minh City or Da Nang.

Organizations, individuals of Viet Nam, foreign individuals permanently residing in Viet Nam and foreign organizations and individuals having a production or trading establishment in Viet Nam may file applications for an industrial design patent either directly or through a lawful representative in Viet Nam.

Foreign individuals not permanently residing in Viet Nam, foreign organizations and individuals not having a production or trading establishment in Viet Nam shall file applications for an industrial design patent through a lawful representative in Viet Nam.

Ø The first-to-file principle

Viet Nam has adopted the first-to-file system, i.e. where two or more applications are filed by many different parties for protection of the same design, the patent may only be granted to the valid application with the earliest priority or filing date among applications that satisfy all required conditions; where there are two or more applications satisfying all the conditions and having the same earliest priority or filing date, the industrial design patent may only be granted to a single application out of these applications under an agreement by all applicants. Without such an agreement, all these applications shall be refused for the grant of the industrial design patent.

Accordingly, it is advisable to file an application for an industrial design patent as soon as possible after the design was invented and not to make the design public before filing the application.

(2) Formality examination

An application for an industrial design patent filed with the NOIP shall be subject to formality examination for evaluating its validity.

The time limit for formality examination of an application is one (1) month from the filing date. In the course of formality examination, if the applicant corrects or supplements documents on his/her own initiative or upon the request of the NOIP, the time limit for formality examination may be prolonged for a period of time during which documents are corrected or supplemented.

(3) Notification of the formality examination result

Before the expiration of the time limit above, the NOIP shall complete the formality examination of applications and send notices on examination results to applicants.

Ø For a valid application, the NOIP shall send to the applicant a notice on acceptance of valid application.

Ø For an application failing to meet formal requirements, the NOIP shall send to the applicant:

a notice of intended refusal to accept valid applications, clearly stating reasons and setting a time limit for the applicant to correct errors or to object such intended refusal and set a time limit of one month from the date of notification for the applicant to give opinions or correct errors;

(4) Refuse to accept the valid application

If the applicant to whom the NOIP has sent a notice on its intended refusal of the application fails to correct errors or unsatisfactorily corrects errors or makes no opposition or makes unreasonable opposition to the intended rejection within the set time limit, the NOIP shall send a notice on its refusal of the application and, upon the applicant's request, refund the paid fees and charges for jobs to be done after the formality examination.

Applicants and all organizations and individuals having rights and interests directly related to the decision may lodge a complaint with the Director General of NOIP or initiate a lawsuit at court if they disagree with this decision within 90 days from the date the person having the right to complain receives the notice of this decision.

Within 10 days from the date of receipt of a complaint about the decision of refusal, NOIP shall issue a notice of acceptance or rejection of such complaint, clearly stating the reason(s) for rejection.

Upon the expiration of the time limit for settlement of the complaint about decisions or notices concerning the application for an industrial design patent (the 1st complaints) by the NOIP such decisions or notices, if the complaint is not settled or the complainant disagree with complaint-settling decisions of the NOIP, the complainant or person having rights and interests directly related to the decision may further lodge their complaints (the 2nd complaints) to the Minister of Science and Technology or initiate a lawsuit at court within 30 days from the date of expiration of the time limit for settlement of the 1st complaint if by that date the 1st complaint is not settled, or from the date the person having the right to complain receives or knows about the decision on settlement of the 1st complaint. Upon the expiration of the time limit for settlement of the 2nd complaint above or if the complainant disagree with complaint-settling decisions of the Minister of Science and Technology, such complainant or person may initiate a lawsuit at court.

(5) Publication of the application

Within 2 months as from the date the application is accepted as formally valid, it will be published in the Industrial Property Official Gazette for oppositions and comments of third parties. Applicant shall pay a fee for such publication.

(6) Substantive Examination

The purpose of substantive examination of design applications is to assess the eligibility of objects claimed in the application under the requirements and corresponding protection scope. An examination will be carried out by examiners of the NOIP within 6 months from the date of publication.

If the applicant, in the course of substantive examination, corrects or supplements documents or makes justifications on his/her own initiative or upon the request of the NOIP, the time limit for substantive examination may be prolonged for a period of time during which the applicant does so.

(7) Notification of substantive examination results

On the date of expiration of the time limit for substantive examination of an application at the latest, the NOIP shall send to the applicant one of the following notices:

∅ A notice on its intended refusal to grant an industrial design patent, clearly stating the reason(s) for refusal and setting a time limit of two (2) months from the date of issuance of the notice for the applicant to give opinions and satisfy the requirements (the applicant may request prolongation of the above time limit), if the object claimed in the application fails to satisfy the protection conditions;

∅ A notice on its intended refusal to grant an industrial design patent, clearly pointing out errors and setting a time limit of two (2) months from the date of issuance of the notice for the applicant to justify or correct errors (The applicant may request prolongation of the above time limit), if the object claimed in the application satisfy the protection conditions but the application still contains errors;

∅ a notice on its intended grant of an industrial design patent and request the applicant to pay the fee as referred to in the Item (9), if the signs claimed in the application satisfy the protection conditions or the applicant satisfactorily corrects errors or makes reasonable justifications within the time limit;

(8) Notification of refusal

If the applicant to whom the NOIP has sent a notice on its intended refusal of the application fails to correct errors or unsatisfactorily corrects errors or makes no opposition or makes unreasonable opposition to the intended rejection within the set time limit, the NOIP shall send a notice on its refusal of the application.

When dissatisfaction is in the decision of refusal of examiners, the applicant may appeal against the decision of refusal with Director General of NOIP or initiate lawsuits at court in accordance with procedures mentioned in the item (4) above.

(9) Notification of intention to grant an industrial design patent and request to pay fee

If examiners judge that the application fulfills the requirements, NOIP will issue a notification of its intention to grant the industrial design patent and request to pay fee for the issue of an industrial design patent to the applicant.

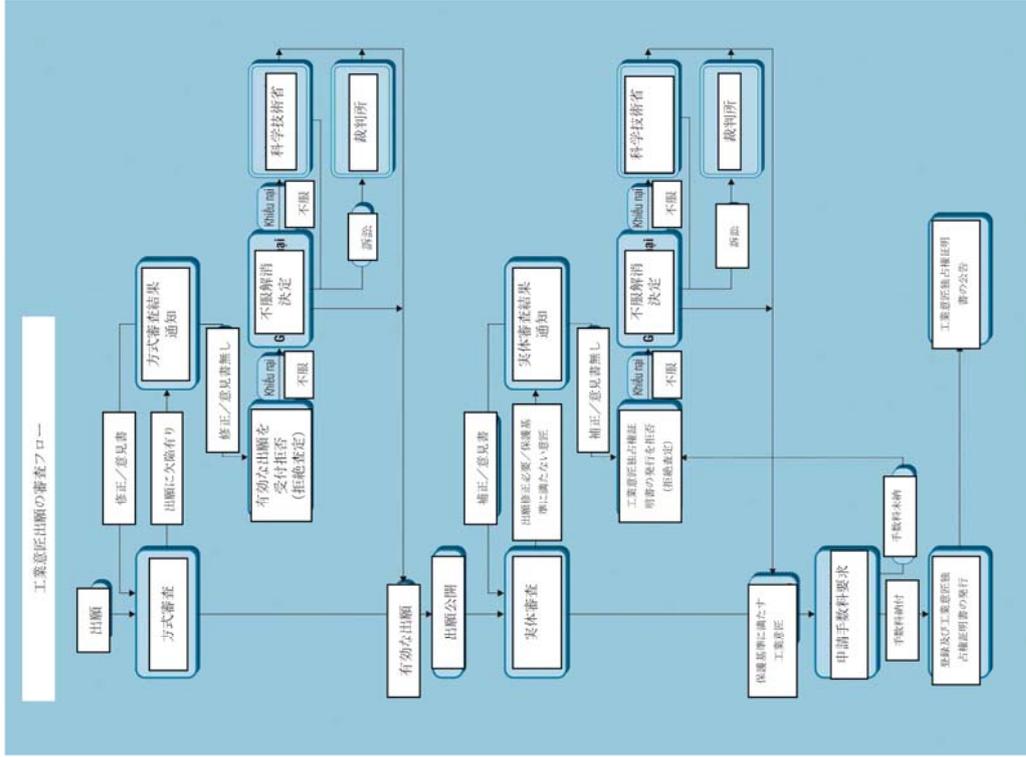
(10) Issue the industrial design patent

Within 10 days after applicants pay fully and on time the prescribed fees and charges, the NOIP shall carry out the procedures for granting the industrial design patent.

(11) Entry into the National Register of Industrial Property and publication of the industrial design patent

The Industrial design patent shall be recorded in the National Register of Industrial Design and the decision on granting the patent design shall be published by the NOIP in the Industrial Property Official Gazette within two (2) months from the date of issuance and after the applicant pays a publication fee.

[Go top](#)



ホーム》工業意匠》出願の補正／補足／分割／変更／移転
出願の補正／補足／分割／変更／移転

1. 出願の補正及び補足

- a/ 国家知的財産庁が適正申請書受理拒絶通知書、保護証書付与拒絶通知書、又は保護証書付与決定を发出する前に、出願人は、自主的に、又は国家知的財産庁の要求に応じて、申請書の各資料を補正し、補正することができる。
- b/ 下記の各資料の補正又は補足を求められた場合、出願人は、当初提出した資料の補正内容についての詳細説明書とともに、当初資料を補正又は補足された資料を提出しなければならない。
 - (i) 発明登録申請の場合、発明の明細書又は要約書。
 - (ii) 工業意匠登録申請の場合、図面、写真、又は明細書。
 - (iii) 商標登録申請書の場合、商標見本、商標に係る商品及びサービスのリスト。
 - (iv) 地理的表示登録申請書の場合、地理的表示に該当する地域の特徴の明細書、地図。
- c/ 申請書の補正又は補足は、発明又は工業意匠の登録申請書の明細書、商標登録申請書の商品及びサービスリストに記述した内容を超えて、保護範囲(数量)を拡張したり、申請書に記述する対象の本質を変えたりしてはならない。補正が保護範囲(数量)を拡張し、又は対象の性質を変える場合、出願人は、新規申請書を提出し、かつ全ての手続が最初から行われる。
- d/ 出願人は、出願人、発明・創作者の名前、住所に関する誤りを補正することを請求することができる。
- e/ 補正又は補足の請求の全ては、様式(ここでは提示しない)に従って、作成される。複数の申請書に関連する同じ内容の補正を請求することができるが、請求人は当該申請書の数に応じて料金を納付しなければならない。
- f/ 国家知的財産庁が適正申請書受理通知書を发出した後に、出願人が自主的に申請書類を補正し、補正する場合には、その補正又は補足は、本省令の規則 13.2、規則 13.3、及び規則 13.6 の規定に従うものとする。申請書の補正及び補足の内容は、本省令の規則 14 の規定に基づき、産業財産官報に公開され、出願人は法定の申請書公開料金を納付しなければならない。
- g/ 申請書の補正及び補足は、代理人の変更を含め、出願人により自発的に、又は国家知的財産庁の求めにより、補正及び補足の内容が明記され、申請書

補正及び補足の料金納付証書が添付された書面により行われる。申請書補正及び補足の資料は、それぞれ、本省令の規則 7、規則 10 及び規則 13 の規定に従うものとする。

2. 出願分割

a/ 出願人は、自主的に、又は国家知的財産庁の求めに応じて、申請書を分割することができる（発明登録申請書の技術的解決の一つ又は複数、工業意匠登録申請書の工業意匠の一つ又は複数、商標登録申請書の商標の構成要素の一つ又は複数、又は商品・サービスマストの一部について、これを一つ又は複数の新規申請書、いわゆる分割申請書に分割させる）。

b/ 分割申請書には、新規の出願番号を付し、最先の申請書の出願日、又は最先の申請書の優先日が認められる；適正申請書受理通知書の発出後、本省令の規則 14 の規定に基づき公開される。

c/ 出願人は、分割申請書について、申請書出願料金及び最先の申請書と独立した手続の料金及び手数料の全てを納付しなければならないが、優先権主張料金を納付する必要がある。分割申請書については、方式審査が行われ、最先の申請書の未完手続を継続的に処理される。国家知的財産庁の最初申請書に係る適正申請書受理通知書の発出後に、申請書分割が行われる場合、分割申請書は、再公開され、出願人は公開料金を納付しなければならない。

d/ 最先の申請書は、（分割された後に）、通常の手続に従い処理され、出願人は申請書の補正及び補足の料金を納付しなければならない。

3. 出願の変更

a/ 国家知的財産庁が、保護証書付与拒絶通知書又は保護証書付与決定を發出する前に、発明登録申請書の出願人は、知的財産法の第 115 条の第 1 項の e の規定に基づき、発明特許を請求する申請書を実用新案の申請書に変更することができるが、規定の通りに、申請書変更料金を納付しなければならない。

b/ 国家知的財産庁は、適正申請書変更請求を受けた後に、当該規定に基づき、変更申請書の処理手続を引き続き実施するが、変更請求前に実施した手続を再実施しない。

c/ 上記の 17.3.a に規定する期間の後に提出された申請書変更請求が認められない。出願人は、新規申請書を提出することができるが、最初申請書の

願日（優先日、もしあれば）を与えられる。

4. 出願の移転

国家知的財産庁が本省令の 17.1.a に規定する通知書のいずれかを発出する前に、出願人は、他人に申請書を移転することを記録することを国家知的財産庁に請求することができる。移転記録請求は、様式（ここでは提示しない）及び本省令の規則 17.1 の当該規定で作成される。申請書移転記録請求書に、被譲渡人が登録権に関する要件に該当することを証明する資料を添付しなければならない。

Home » Industrial Designs » Amendment/supplementation/division/conversion/transfer of applications

Amendment/supplementation/division/conversion/transfer of applications

1. Amendment and supplementation of applications

a/ Before the NOIP issues a notice on its rejection of an application, a notice on its refusal to grant a protection title or a decision on the grant of a protection title, the applicant may amend or supplement documents of the application on his/her own initiative or upon the request of the NOIP.

b/ In response to a request for amendment or supplementation of the following documents, the applicant shall submit amended or supplemented copies of documents enclosed with a detailed written explanation of the amended contents as compared with the initially submitted documents:

- (i) Invention description or abstract, for an invention registration application;
- (ii) Drawings, photos or description, for an industrial design registration application;
- (iii) Mark specimen, list of goods and services bearing the mark, for a mark registration application;
- (iv) Description of distinct characteristics, a map of the geographical area subject to the geographical indication, for a geographical indication registration application.

c/ The amendment and supplementation of an application must not expand the protection coverage (or increase the protection volume) beyond the contents disclosed in the description, for invention or industrial design registration applications, in the list of goods and services, for mark registration applications, and must not change the nature of the object stated in the application. If the amendment expands the protection coverage (increases the protection volume) or changes the nature of the object sought to be protected, the applicant shall file a new application and all procedures shall be carried out a

new.

d/ The applicant may request correction of errors in the names and addresses of the applicant and the author.

e/ All requests for amendment and supplementation must be made in writing according to a set form (not printed herein). A request may be made for amendment of the same content related to many applications, provided that the requester pays a fee based on the number of to-be-amended applications.

f/ If the applicant amends or supplements the application's documents on his/her own initiative after the NOIP issues a notice on acceptance of valid application, the amendments or supplements shall be made according to the provisions of Points 13.2, 13.3 and 13.6 of this Circular. Amended and supplemented application contents shall be published in the Industrial Property Official Gazette according to the provisions of Point 14 of this Circular and applicants shall pay a prescribed fee for such publication.

g/ The amendment and supplementation of an application, including change of the mandated party, which is made by the applicant on his/her own initiative or upon the request of the NOIP, must be made in writing, clearly specifying the amended and supplemented contents, and enclosed with an amendment and supplementation fee receipt. Documents containing amendments and supplements to applications must comply with the relevant provisions of Points 7, 10 and 13 of this Circular.

2. Division of applications

a/ The applicant may divide, on his/her own initiative or upon the request of the NOIP, his/her application (division and transfer of one or several technical solutions in an invention registration application, one or several industrial designs in an industrial design registration application, one or several components of a mark or part of the list of goods and services in a mark registration application to one or several new applications referred to as divisional applications).

b/ A divisional application must bear a new serial number and is entitled

to the filing date or date(s) of priority (if any) of the parent application; and shall be published according to the provisions of Point 14 of this Circular after the issuance of the notice on acceptance of valid application.

c/ For each divisional application, the applicant shall pay a filing fee and all fees and charges for procedures carried out independently from the parent application but is exempted from the fee for claim for priority rights. Divisional applications are subject to formality examination and shall be further processed according to the procedures not yet completed for their parent applications. Divisional applications shall be re-published and applicants shall pay a publication fee if the division is effected after the NOIP issues notices on acceptance of valid applications for parent applications.

d/ Parent applications (after being divided) shall be further processed according to normal procedures and applicants shall pay an amendment and supplement fee.

3. Conversion of applications

a/ Before the NOIP issues a notice of its refusal to grant a protection title or a decision on the grant of a protection title, an invention registration applicant may convert the application for an invention patent into one for a utility solution patent or vice versa according to the provisions of Point e, Clause 1, Article 115 of the Intellectual Property Law, if the applicant pays a prescribed application conversion fee.

b/ After receiving a valid request for application conversion, the NOIP shall continue carrying out the procedures for processing the converted application according to relevant provisions but shall not carry out again the procedures already completed for the application before the conversion request is made.

c/ Requests for application conversion made after the time limit specified at Point 17.3.a above shall not be considered. Applicants may file new applications bearing the filing dates (dates of priority, if any) of parent applications.

4. Transfer of applications

Before the NOIP issues any of notices specified at Point 17.1.a of this Circular, an applicant may request the NOIP to record the transfer of his/her application to another person. Requests for recording of the transfer shall be made according to a set form (not printed herein) and relevant provisions of Point 17.1 of this Circular, and must contain documents proving that the transferee satisfies the requirement on the right of registration.

[Go top](#)

Home » Industrial Designs » Fees and charges
 手数料・料金
 工業意匠に関する手数料・料金表
 (財務省 2009 年 2 月 4 日付回覧 No.22/2009/TT-BTC より引用)

No.	手数料・料金	金額(単位:千 VND)
1.	出願手数料 - 書面出願の手数料(出願全内容のデジタルデータベースなし) - 書面出願の手数料(出願全内容のデジタルデータベースあり) - オンライン出願の手数料 優先権の手数料(1 出願/請求あたり)	180 150 100 600
2.	補完・分割・譲渡・変更の請求を含む、出願補正の手数料(1 補正/出願あたり)	120
3.	書類の補正・補完の更新手数料(1 回あたり)	120
4.	工業意匠特許の付与手数料	120
5.	- 追加手数料(1 意匠を超えた場合、1 意匠あたり) 工業意匠特許の補正手数料	100 120
6.	工業意匠特許の更新手数料(1 意匠あたり)	540
7.	規定期限満了後の有効性の維持/更新の手数料(運延 1 カ月あたり)	維持/更新手数料の 10%
8.	付与された工業意匠特許の無効化手数料	180
9.	付与された工業意匠特許の取消手数料	300
10.	補正・補完・分割・譲渡・変更の出願(申請を含む、出願の公開手数料(1 出願あたり))	120
11.	- 図面/画像が 1 を超えた場合の、1 あたりの追加の公開手数料 工業意匠特許の登録手数料(補正、更新、無効化、取消、再交付を含む)	60 120
12.	- 図面/画像が 1 を超えた場合の、1 あたりの追加手数料	60

No.	手数料・料金	金額(単位:千 VND)
13.	工業意匠特許の付与・補正・更新・無効化の査定 の公開手数料	120
14.	- 図面/画像が 1 を超えた場合の、1 あたりの追加 の公開手数料	60
15.	出願の実体審査料金(1 意匠あたり)-情報調査 料金は含まず - 工業意匠の国際分類の追加料金(1 クラスあたり)	300 100
16.	工業意匠出願の迅速審査料金	300
17.	審査、評価、及びその他の必要な作業のための 情報調査の料金(工業意匠の場合、1 意匠あたり)	120
18.	工業意匠に関する情報提供の料金(1 請求あたり)	200
19.	工業意匠特許の副本、謄本の交付料金	120
20.	- 4 ページを超えた場合の、1 ページあたりの追加 料金 ベトナム知的財産庁が交付し、保管する副本の 交付料金(第 1 ページ)	5 12
21.	- 1 ページを超えた場合の、1 ページあたりの追加 手数料 優先権に関する情報提供の料金	5 60
22.	- 1 ページを超えた場合の、1 ページあたりの追加 手数料	6

[Go top](#)

1 英語原文では「achieved」となっていたが、「archived」の間違いと思われるので意識した

Home » Industrial Designs » Fees and charges

Fees and charges**THE TABLE FEES AND CHARGES RELATING TO INDUSTRIAL DESIGN**

(Quoted from Circular No. 22/2009/TT-BTC of 04 February 2009 of the Ministry of Finance)

No.	Fees and Charges	Rate (thousand VND)
1.	Filing fee	
	- fee for application filed in paper form without digital database of the whole content of the application	180
	- fee for application filed in paper form with digital database of the whole content of the application	150
	- fee for application filed online	100
2.	Fee for priority right (per each application/request)	600
3.	Fee for amending applications, including for request of supplement, separation, assignment, change (per each amendment/ application)	120
4.	Fee for renewal of amending and supplementing documents (each time)	120
5.	Fee for granting a Patent for Industrial Design	120
	- additional fee (for each alternative in excess of one)	100
6.	Fee for amending a Patent for Industrial Design	120
7.	Fee for renewal of a Patent for Industrial Design (each alternative)	540
8.	Fee for maintenance/ renewal of validity after described time limit (for each belated month)	10% fee for maintenance/ renewal
9.	Fee for invalidation of a granted Patent for Industrial Design	180

No.	Fees and Charges	Rate (thousand VND)
10.	Fee for cancellation of a granted Patent for Industrial Design	300
11.	Fee for publication of application, including application for amendment, supplement, separation, assignment, conversion (each application)	120
	- additional fee for publication of each drawing/image in excess of one	60
12.	Fee for Register of a Patent for Industrial Design (including one for amendment, renewal, invalidation, cancellation, reissuance)	120
	- additional fee for each drawing/image in excess of one	60
13.	Fee for publication of Decision on granting, amending, renewing, invalidating a Patent for Industrial Design	120
14.	- additional fee for publication of each drawing/image in excess of one	60
15.	Charge for substantive examination of application (for each alternative) - without information searching charge	300
	- additional charge for internationally classifying of industrial design (each class)	100
16.	Charge for rapid examination of industrial design application	300
17.	Charge for searching information for examining, evaluating, assessing and other works of responsibilities (for industrial design for each alternative)	120
18.	Charge for providing information relating to industrial design (each request)	200
19.	Charge for issuance of duplicates, copies of a Patent for Industrial Design	120
	- additional charge for each page in excess of four	5
20.	Charge for issuance of copies issued and achieved by the National Office of Intellectual	12

No.	Fees and Charges	Rate (thousand VND)
	Property of Vietnam (first page)	
	- additional fee for each page in excess of one	5
21.	Charge of providing information for priority rights	60
22.	- additional fee for each page in excess of one	6

[Go top](#)

工業意匠に関する法 (2000 年第 31 号) の実施に関する

インドネシア共和国政府規則 (2005 年第 1 号)

神のご加護により、

インドネシア共和国大統領は、

工業意匠に関する法 (2000 年第 31 号) を実施するため、工業意匠に関する法 (2000 年第 31 号) の実施に関する政府規則を制定する必要があることに鑑み、

①1945 年インドネシア共和国憲法第 5 条 (2)、

②工業意匠に関する法 (2000 年第 31 号) (インドネシア共和国官報 2000 年第 243 号、官報付録第 4045 号) を考慮して、

次の通り決定する。

工業意匠に関する法 (2000 年第 31 号) の実施に関する政府規則を制定すること。

第 I 章

総則

第 1 条

この政府規則では、次の用語の意味は以下の通りとする。

1. 「工業意匠 (Industrial Design)」(以下「意匠」という。)とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩から成る構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であって、美的印象を与え、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである。
2. 意匠の「説明 (Description)」とは、意匠それ自体の説明であって、意匠の付された物品又は製品の陳述及び保護を受けるため出願した意匠の説明又は新規性の陳述を含む。
3. 「図面 (Drawing)」とは、平面又は立体形状での意匠を提示したもので、保護の対象となる部分全体の外観を明確に示すものをいう。
4. 「出願 (Application)」とは、総局に対する意匠登録の出願をいう。
5. 「出願人 (Applicant)」とは、出願をする者をいう。
6. 「代理人 (Proxy)」とは、意匠に関する法 (2000 年第 31 号) に定める知的財産権コメンサルタントをいう。
7. 「審査官 (Examiner)」とは、専門知識を有するため、総局に任命されて出願の審査を行う者をいう。
8. 「創作者 (Designer)」とは、単独又は共同で意匠を創作する者をいう。
9. 「意匠の権利者 (Rights Holder of the Industrial Design)」とは、意匠の所有者としての創作者又は創作者から当該の権利を受け取る者又は過去に当該の権利を創作者から受け取っていた者から当該の権利をさらに受け取る者をいう。
10. 「意匠権 (Industrial Design Rights)」とは、創作に対してインドネシア共和国により創作者に与えられる排他的権利であって、一定期間当該創作を自ら実施するか、他の者

にその実施を許諾する権利である。

11. 「優先日 (Priority Date)」とは、優先権を主張する最初の出願国 (country of origin) における最初の出願の出願日をいう。
12. 「日 (Day)」とは、就業日をいう。
13. 「法 (Law)」とは、意匠に関する 2000 年の法第 31 号をいう。
14. 「大臣 (Minister)」とは、法務・人権大臣をいう。
15. 「総局 (Directorate General)」とは、知的財産権総局をいう。

第 2 条

- (1) 意匠権は、新規な意匠に対して与えられる。
- (2) 意匠は、当該意匠の出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は、新規であるものとみなされる。
- (3) (2) の規定における事前の公表とは、次に掲げる日以前に、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことをいう。

(a) 出願日、又は

(b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

第 3 条

- (1) 1 の出願で提出できるのは、次の意匠である。
 - (a) 1 の意匠、又は
 - (b) 複数の意匠であって、意匠の単一性を有するか、同一の分類に属するもの
- (2) (1) の規定における意匠とは、第 1 条第 1 号にいう基準を満たす意匠をいう。

第 II 章

意匠の登録出願

第1部

出願の提出

第4条

(1) 出願は、インドネシア語で記入した上で、総局に対して書面により四部の謄本を提出する。

(2) (1)の規定における出願書類のレイアウト及び内容は、本規則の添付書類に示す通りとする。

(3) (2)の規定における出願書類の提出手続は、法第11条(1)、(2)及び(3)の規定に従って行う。

第5条

(1) 第4条に規定する出願書類には次の事項を伴う。

(a) 登録出願に係る意匠を説明できる意匠の見本、図面又は写真及び説明の謄本3部

(b) 出願に係る意匠が出願人若しくは創作者の所有するものであることを陳述する公印若しくは公証人による認証のある陳述書

(c) 出願手数料の納付書

(2) 出願が創作者以外の者によって提出される場合は、(1)の規定における出願は次の事項を伴う。

(a) 十分な証拠を添えて、出願人が当該意匠に対する権利を有することを示す陳述書、及び

(b) 出願を代理人が提出する場合は、委任状

第6条

(1) 第5条(1)(a)の規定における図面又は写真は、次のものとする。

(a) A4サイズの白紙で作成し、その重さは100g/m²から200g/m²までとする。

4

(b) A4用紙による図面又は写真はそれぞれその品質を損ねずに、コピー機又はスキャナーで複製できなければならない。

(c) 図面用の連続番号を挿入し、希望する意匠の公表情報を説明するために作成された図面の配置図及び斜視図に基づき作成されたそれぞれの図面の外観を説明することにより、それぞれの図面は図面に關する十分な情報を伴わなければならない。

(d) 図面配置又は読み込まれた図面代用写真の下部、左右の余白設定は2cmとし、上の余白は2.5cmとする。

(e) 図面のそれぞれには、図面用の連続番号を用いて番号を付さなければならない。

(f) 図面又は写真は、原見本と一致させなければならない。

(g) 意匠の図面は、点線の部分について保護を受けようとするのでない場合は、点線を用いて図面を作成することができる。これに対して、保護を受けようとする部分は、太実線を用いて作成しなければならない。

(h) 出願に同封される意匠の図面には、公開手続を簡易化するために当該図面データを記録したフロッピーディスクを添付することができる。

(2) 外国語を使用している意匠の説明は、インドネシア語に翻訳しなければならない。

(3) 意匠の説明には、保護を受けようとする意匠の説明及び当該意匠を付した物品又は製品の説明を含める。

(4) 第5条(2)(b)にいう委任状とは、次の条件を満たす出願の提出のために作成される委任状である。

(a) 著書人及び被著書人が署名していること

(b) 公証人により十分に押印又は認証されていること。

(c) 委任状が外国語で作成されている場合は、インドネシア語に翻訳されなければならない。

第7条

(1) 出願が複数の出願人によって共同で出願される場合は、当該出願は他の出願人の同意書を添付した上で、1名の出願人によって署名される。

(2) (1)に規定する出願書類には、出願人全員の氏名を伴い、出願書類に署名した複数の出願人のうち1名の住所を指定する。

第8条

5

- (1) 出願人がインドネシア国外に居住する場合は、その出願は代理人を通じて提出されなければならない。
- (2) (1)の規定における出願人は、インドネシアにおける法律上の居所を選択して陳述しなければならない。

第 9 条

優先権を伴う出願を行う場合は、当該の出願は、法第 16 条及び第 17 条の規定に従って行う。

第 2 部

出願

第 10 条

出願日は、出願人が次の要件を満たし、出願書類が受理された日である。

- (a) 出願様式の謄本 4 部への必要事項の記入
- (b) 登録出願される意匠の見本、図面又は写真及び説明の謄本 3 部の添付
- (c) 法第 11 条 (1) に規定する出願手数料の支払い

第 3 部

方式審査

第 11 条

- (1) 総局は、出願の日から 30 日以内に、物理的審査、方式要件、及び意匠の公表の明瞭性を含む、第 4 条ないし第 9 条の規定における出願の方式審査を行う。
- (2) 総局は、出願の日から 30 日以内に、第 4 条ないし第 9 条の規定における出願の要件及び完全性を満たす上での不備を見つけた場合には、出願人又はその代理人に通知する。
- (3) 出願人又はその代理人は、通知の発送日から 3 ヶ月以内に、(2) の規定における要件の不備に対して応答しなければならない。

6

- (4) (3) の規定における要件を満たすための期間は、出願人又はその代理人から申請がある場合は、1 ヶ月まで延長することができる。
- (5) (3) 及び (2) に規定する条件に対する応答がない場合は、(3) 及び (4) の規定における期限が経過した日から 14 日以内に、総局は出願人又はその代理人に対して、出願が取り下げられたものとみなされることを書面で通知する。
- (6) (5) に規定するように出願が取り下げられたものとみなされるときは、総局にすでに支払われた手数料は払い戻されない。

第 12 条

- (1) 第 11 条 (1) の規定における方式審査では、意匠の公表情報の説明、図面又は出願の単一性に関連するものを含む図面の説明の明瞭性が欠如している場合は、出願の日から 30 日以内に、総局は出願人又はその代理人に通知する。
- (2) 出願人又はその代理人は、当該意匠の公表がより明瞭となるよう修正し、(1) に規定するように通知の発送日から 3 ヶ月以内に公開可能となるようになければならない。
- (3) (2) の規定における出願の修正の期間は、出願人又はその代理人から申請がある場合は、1 ヶ月まで延長することができる。
- (4) (2) 及び (3) に規定する条件が満たされない場合は、第 11 条 (5) 及び (6) の規定を適用する。
- (5) 明瞭性の審査時に、審査官は現行の規定に従ってそれぞれの出願の分類も行う。

第 13 条

- (1) 第 11 条 (1) の規定における方式審査において、一以上の意匠が見られた場合は、総局は遅くとも出願の日から 30 日以内に出願人又はその代理人に対し、書面により当該出願を分割するよう通知する。
- (2) 出願人又はその代理人は、(1) の規定における通知が送付された日から 3 ヶ月以内に分割しなければならない。
- (3) (2) の規定における出願を分割するための期間は、出願人又はその代理人から申請がある場合は、1 ヶ月まで延長することができる。
- (4) (2) 及び (3) に規定する期限が経過するまでに分割が行われない場合は、審査官は、出願に最も関連のある分類の出願についてののみ審査を行う。
- (5) (2) の規定における分割出願のそれぞれに対して、法の規定に従って手数料が課される。

7

第14条

- (1) 出願人又はその代理人は、第11条(5)及び第12条(4)の規定における取り下げられたものとみなされる決定に対して、通知を受けた日から30日以内に不服を申し立てることができる。
- (2) (1)の規定における不服を出願人又はその代理人が申し立てない場合は、(1)における総局によるみなし取下の決定は確定する。
- (3) 総局は、(1)の規定における不服の申立を承認するか又は却下するかは決定を、(1)の規定における不服申立書を受理した日から遅くとも30日以内に出さなければならない。
- (4) 不服申立が認容される場合、総局は出願手続を進める。

第15条

- (1) 第11条(5)及び第12条(4)の規定における取下の決定について、出願人又はその代理人は法に規定する手続により商事裁判所に訴訟を提起することができる。
- (2) 総局は、(1)の規定における訴訟が認められたことを陳述する確定力ある判決の謄本を受領した後で、出願の手続を進める。

第5部

公開

第16条

- (1) 総局は、意匠公報又はその他公衆が容易にかつ明確に閲覧できる特別な手段に出願を掲載することにより、この政府規則第4条ないし第9条及び法第4条の規定する要件を充足した出願を公開する。
- (2) (1)の規定における出願の公開に関して、何人もその明確な理由を陳述することにより、総局に対し書面により異議を申し立てることができる。

第17条

8

- (1) 第16条(1)に規定する出願の公開は、遅くとも出願日から3ヶ月以内に行う。
- (2) 第11条(3)及び(4)、第12条(2)及び(3)、第13条(2)及び(3)に規定する期間内に充足されなければならない出願要件の充足において不備が見つかった場合には、第16条(1)の規定における出願の公開は、要件が充足された日に行われる。
- (3) 第15条(1)及び第28条(1)に規定する拒絶又は取下に関する決定に対して出願人又はその代理人が異議を申し立てる場合には、第16条(1)の規定における出願の公開は、既に確定力を有し、訴訟が認められたことを陳述する裁判判決の謄本を受領した日に行われる。

第18条

第16条(1)の規定における出願の公開は、次の事項を含む。

- (a) 出願人の氏名・名称及び住所
- (b) 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名・名称及び住所
- (c) 出願日及び出願番号
- (d) 出願が優先権を伴う場合は、出願国名及び優先日
- (e) 意匠の名称及び分類
- (f) 意匠の図面又は写真

第19条

- (1) 出願時に出願人は書面により公開の延期を請求することができる。
- (2) (1)の規定における公開の延期は、出願日又は優先日から12ヶ月を超えることができない。

第5部

出願の補正

第20条

- (1) 出願人又はその代理人は、出願した意匠の範囲を拡大しない場合は、提出された

9

- 出願に対し修正又は補正を行うことができる。
- 出願の内容の補正により一意匠以上になった場合、先の出願日と同じ出願日が与えられる。
- 意匠が修正又は補正によりその範囲が拡大される場合、総局は修正又は補正を認めない。
- (4) (1)の規定における修正又は補正は、総局から出願の登録が付与されるまで出願人又はその代理人が行うことができる。

第6部

出願の取下

第21条

出願の取下の申請は、当該出願に対する決定がされていないことを条件として、出願人又はその代理人から総局に対して書面により行わなければならない。

第22条

第21条の規定における出願の取下の場合は、総局にすでに支払われた手数料は払い戻されぬ。

第III章

実体審査、拒絶及び意匠登録証の付与

第I部

実体審査

第23条

- (1) 第17条(1)の規定における公開期間内は、何人も実体的な事項を含む異議を書面によつてかつ法に規定する手数料の支払いにより申し立てることができる。
- (2) (1)の規定における異議は、法第26条及び第28条(1)の規定に従って行う。

第24条

- (1) 第23条の規定における出願に対する異議の申立があった場合、審査官は、次の事項を含む実体審査を行う。

- (a) 意匠の新規性
 (b) 現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反する事項
 (c) 出願の単一性
 (d) 意匠の公表の明瞭性に関連する事項

- (2) (1)の規定における審査は、次のものに対して行われる。

- (a) 異議申立人が提起した異議
 (b) 異議の申し立てられた出願の審査及びその答弁、並びに
 (c) 関連する引例

- (3) (2)の規定における審査は、審査官により、次の通り行われる。

- (a) 対応する分類においてこれまでに出版された意匠の公表について調査を行い、出願を審査・比較する。
 (b) 異議申立人の提起した異議に対して出願を審査・比較する。
 (c) その結果を総局に報告する。

- (4) (2)(c)の規定における審査報告には、次の事項を含める。

- (a) 意匠の新規性
 (b) 現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反する事項
 (c) 出願の単一性
 (d) 意匠の公表の明瞭性に関連する事項

第2部

拒絶

第25条

- (1) 出願手続において、出願が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反する事項を含むことが判明した場合、総局は当該出願を拒絶し、このことを出願人又は

はその代理人に書面により通知することができる。

- (2) (1)の規定における出願の拒絶に関して、出願人は、出願した意匠の範囲を拡大しない場合は、(1)の規定における通知書の発送日から遅くとも30日以内であれば、修正を行うことができる。
- (3) 総局は、修正を受領した日から遅くとも30日以内に、(2)の規定における修正を承認するか又は拒絶するかの決定を出す。
- (4) (2)の規定における修正を認める場合、総局は出願手続を継続する。

第26条

- (1) 総局は、法第2条に違反する出願を拒絶することができる、その旨を書面により出願人及びその代理人に通知する。
- (2) (1)の規定における出願の拒絶に関して、出願人は、出願した意匠の範囲を拡大しない場合は、(1)の規定における通知書の発送日から遅くとも30日以内であれば修正を行うことができる。
- (3) 総局は、修正を受領した日から遅くとも30日以内に、(2)の規定における修正を承認するか又は拒絶するかの決定を出す。
- (4) (2)の規定における修正を認める場合、総局は出願手続を継続する。

第27条

- (1) 出願人又はその代理人は、第25条(1)及び第26条(1)の規定における拒絶の決定に対して、拒絶通知を受領した日から30日以内に異議を申し立てることができる。
- (2) 出願人又はその代理人が(1)の規定における異議を申し立てない場合は、(1)の規定における総局による拒絶の決定は確定する。
- (3) 総局は、異議申立書を受領した日から遅くとも30日以内に、(1)の規定における異議を承認するか又は拒絶するかの決定を出さなければならない。
- (4) 異議が認められる場合、総局は出願手続を進める。

第28条

- (1) 第25条(1)及び第26条(1)の規定における拒絶の決定に関して、出願人又はその代理人は、法の規定による手続により商事裁判所に訴訟を提起することができる。

12

(337)

る。

- (2) 総局は、既に確定力があり(1)の規定における訴訟における訴訟が認められたことを陳述する判決の謄本を受領した後で、出願の手続を進める。

第3部

意匠登録証の付与

第29条

- (1) 第23条(1)の規定における公開期間の終了までに出願に対して異議が申し立てられない場合は、総局は、公開期間の終了日から遅くとも30日以内に意匠登録証を交付し、付与する。
- (2) 意匠登録証は、出願日から効力を発する。
- (3) (2)の規定における意匠登録証には、次の事項を含める。

- (a) 出願番号
- (b) 意匠の名称
- (c) 意匠の分類
- (d) 意匠の権利者の氏名・名称、国籍及び住所
- (e) 出願日
- (f) 登録番号、並びに
- (g) 認定した職員の署名

第30条

意匠登録証の謄本を必要とする者は、法に規定する手数料を支払うことにより総局に対して当該謄本を請求することができる。

第31条

総局は、意匠一般登録簿に意匠登録証が付与された意匠を登録し、意匠公報にその旨を公開する。

13

(338)

第 IV 章

意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更及び意匠権の移転の登録

第 1 部

意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更及び意匠権の移転の登録申請

第 32 条

- (1) 意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録申請は、総局に対してインドネシア語で書面により附本 2 部を提出して行う。
- (2) (1) の規定における意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録申請は、次の事項を記載して行う。
 - (a) 意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録申請された登録意匠の登録番号
 - (b) 意匠の元の権利者及び新たな権利者の氏名・名称、国籍及び住所
 - (c) 名称又は住所への変更の登録申請が行われた意匠の権利者が法人である場合は、当該法人の名称及び設立国 (country of origin)
 - (d) 氏名・名称又は住所への変更の登録申請が行われた意匠の権利者がインドネシア共和国外に居住している場合は、インドネシアの指定住所として代理人の本籍地

第 33 条

意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録を求める各申請は、次に掲げるものの提出を伴う。

- (a) 意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の証拠書類
- (b) 出願が代理人により提出される場合は、意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録を求める申請に関する委任状、及び
- (c) 意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録申請手数料の支払証明の添付

14

(339)

第 34 条

第 33 条 (a) の規定における意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の証拠書類が外国語で作成されている場合は、インドネシア語の翻訳文を添付しなければならない。

第 35 条

第 33 条 (b) の規定における委任状は、意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録申請を行うために作成された委任状であって、次の条件を満たす。

- (a) 意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録申請が行われた意匠の登録番号の記載。
- (b) 裏書人及び被裏書人による署名
- (c) 公証人による十分な押印又は認証
- (d) 委任状が外国語により作成されている場合は、インドネシア語に翻訳されなければならない。

第 36 条

(1) 総局は、意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更を意匠一般登記簿に登録し、第 32 条 (1) の規定における申請を受理した日から遅くとも 30 日以内に意匠公報に当該変更について包括的に公開する。

(2) 総局は、(1) の規定における登録の日から遅くとも 14 日以内に、出願人又はその代理人に対して書面により登録について通知する。

第 2 部

意匠権の移転の登録申請

第 37 条

- (1) 意匠権の移転の登録申請は、総局に対してインドネシア語で書面により附本 2 部を提出して行う。
- (2) (1) の規定における意匠の移転の登録申請は、次の事項を記載して行う。

15

(340)

- (a) 権利が移転される意匠の登録番号
- (b) 意匠の権利者及び譲受人の氏名・名称、国籍及び住所
- (c) 意匠の権利者又は譲受人が法人である場合は、当該法人の氏名・名称及び設立国 (country of origin)
- (d) 権利の移転の登録申請がインドネシア共和国外に居住する意匠の権利者又は譲受人により行われる場合は、インドネシアの指定住所として代理人の本籍地

第 38 条

意匠権の移転の登録を求める各申請は、次のものの提出を伴う。

- (a) 権利の一部又は全部の移転を含む権利の移転の証拠書類
- (b) 権利が移転される意匠の所有権の証明
- (c) 権利の移転を求める申請を代理人が行う場合は、委任状
- (d) 権利の移転の登録申請手数料の支払証明の添付

第 39 条

第 38 条 (a) の規定における権利の移転の証拠書類が外国語で作成されている場合は、インドネシア語の翻訳文を添付しなければならない。

第 40 条

第 38 条 (c) の規定における委任状は、意匠権の移転の登録申請を行うために作成された委任状であって、次の条件を満たす。

- (a) 権利の移転の登録申請が行われた意匠の登録番号の記載
- (b) 裏書人及び被裏書人による署名
- (c) 公証人による十分な押印又は認証
- (d) 委任状が外国語により作成されている場合は、インドネシア語に翻訳されなければならない。

第 41 条

- (1) 総局は、意匠権の移転を意匠一般登録簿に登録し、第 37 条 (1) の規定における申請を受理した日から遅くとも 30 日以内に意匠公報に当該の移転について包括的に公開する。
- (2) 総局は、(1) の規定における登録の日から遅くとも 14 日以内に、出願人又はその代理人に対して書面により登録について通知する。

第 42 条

意匠一般登録簿に登録されていない意匠権の移転は、第三者に対抗できない。

第 V 章

意匠登録の取消

第 43 条

総局に登録された意匠は、次の場合に取り消すことができる。

- (a) 意匠の権利者から総局に対して取消申請が提出される場合
- (b) 利害関係者により提起され、既に確定力を有する意匠登録取消訴訟が認められたと陳述する訴訟判決に基づく場合

第 44 条

- (1) 意匠の権利者による意匠登録の取消申請は、総局に対してインドネシア語で書面により請求 2 部を提出して行う。
- (2) 意匠登録の取消申請は、次の事項を記載して行う。
 - (a) 取消申請の行われた意匠の登録番号
 - (b) 取消の理由

第 45 条

第 44 条の規定における意匠登録の取消を求め各申請は、次のものの提出を伴う。

- (a) 意匠登録証
- (b) 意匠一般登記簿に登録されている意匠の実施権者からの反対がないことを記載した承認書
- (c) 意匠登録の取消申請を代理人が行う場合は、委任状
- (d) 意匠登録の取消申請手数料の支払証明

第 46 条

第 45 条 (c) の規定における委任状は、意匠登録の取消申請を行うために作成された委任状であって、次の条件を満たす。

- (a) 取消申請のされた意匠の登録番号の記載。
- (b) 裏書人及び被裏書人による署名
- (c) 公証人による十分な押印又は認証
- (d) 委任状が外国語により作成されている場合は、インドネシア語に翻訳されなければならない。

第 47 条

- (1) 総局は、第 44 条 (1) の規定における意匠登録の取消申請を受理した日から遅くとも 30 日以内に意匠登録の取消に関する決定を出す。
- (2) 総局は、意匠登録の取消を意匠一般登記簿に登録し、(1) の規定における総局からの決定の日から遅くとも 30 日以内に意匠公報に当該取消について公開する。
- (3) 総局は、(1) の規定における「決定」交付の日から遅くとも 14 日以内に、次の者に対して書面により決定について通知する。

- (a) 意匠の権利者、及び
- (b) 意匠一般登記簿の記録に従ってライセンズされている場合は、実施権者

第 48 条

18

(343)

- (1) 第 43 条 (b) の規定における利害関係者により提起される意匠登録の取消訴訟について、総局は、意匠一般登記簿に意匠の登録取消を記録し、既に確定力を有する裁判判決を受領した日から遅くとも 80 日以内に当該取消を意匠公報に公開する。
- (2) 総局は、書面により意匠の権利者及び (1) の規定における利害関係者に対して、(1) の規定における登録の日から遅くとも 14 日以内に当該登録について通知する。

第 49 条

意匠登録の取消は、意匠権に関する全ての法的効果及び当該意匠から発生するすべての権利を消滅させる。

第 VI 章

意匠一般登記簿及び意匠公報

第 50 条

意匠一般登記簿とは、意匠の分野における登録情報を集めたものであって、次の事項を含む。

- (a) 意匠の権利者の氏名・名称、国籍及び住所
- (b) 創作者の氏名・名称、国籍及び住所
- (c) 代理人の氏名・名称、国籍及び住所
- (d) 名称
- (e) 分類
- (f) 意匠の図面又は写真
- (g) 出願された意匠の説明又は解説
- (h) 出願日
- (i) 最初の出願国 (country of origin) 及び優先日
- (j) 登録番号及び
- (k) 必要に応じて、氏名・名称又は住所への変更、権利の移転、取消、ライセンズ契約の登録その他の詳細を記載する欄 (columns)

19

(344)

第 51 条

- (1) 意匠公報は、公報誌の形で公衆に公開するための手段であり、総局が定期的に行い、法により規律される資料を含む。
- (2) 意匠公報には、次の事項が掲載される。

- (a) 意匠の権利者又は出願人の氏名・名称、国籍及び住所
- (b) 創作者の氏名・名称、国籍及び住所
- (c) 代理人の氏名・名称、国籍及び住所
- (d) 名称
- (e) 分類
- (f) 意匠の図面又は写真
- (g) 意匠の説明又は解説
- (h) 出願日
- (i) 最初の出願国 (country of origin) 及び優先日
- (j) (意匠が登録されている場合は) 登録番号、並びに
- (k) 必要に応じて、氏名・名称又は住所への変更、権利の移転、登録取消、ライセンス契約の登録に関する解説及びその他の詳細

第 52 条

総局は、総局のあらゆる決定及びすでに確定力を有する裁判判決を意匠一般登記簿に登録し、当該登録について意匠公報に公開する。

第 VII 章

経過規定

第 53 条

- (1) この政府規則の制定前に意匠登録証を付与された意匠は、この政府規則に違反しない場合は、効力を維持する。
- (2) この政府規則の制定前になされた出願は、この政府規則に従って手続を行う。

第 VIII 章

終則

第 54 条

この政府規則は、制定の日から施行される。

あらゆる者がこの政府規則を知ることができるように、インドネシア共和国の官報に掲載することにより、この政府規則を公布するよう命じる。

ジャカルタにおいて 2005 年 1 月 4 日に承認された。

インドネシア共和国大統領

(署名)

DR. H. SOESILO BAMBANG YUDHOYONO

ジャカルタにおいて 2005 年 1 月 4 日に公布された。

法務・人権大臣

(署名)

Dr. Hamid Awaludin

インドネシア共和国官報 2005 年第 1 号

工業意匠に関するインドネシア共和国の法（2000年第31号）の解説

概要

開発途上国のインドネシアは、競争力を高めることで、その工業部門を強化する必要がある。競争力を高める方法の一つが、知的財産権の一つである意匠の役割を活用することである。

文化の多様性は、意匠に法的保護を与えることで取引のグローバル化への参画を果たすという取組みとまうまう合わさって、国内産業の発展を促す。

取引のグローバル化については、インドネシアは、1994年の法第7号により承認された「知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPS協定）」を含む「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を批准し、1997年の大統領令第15号により「工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）」を批准し、また「意匠の国際寄託に関するヘーグ協定（ロンドン法）」にも加盟している。

上記の事項を考慮して、また現状では意匠が法律により保護されていないため、インドネシアは、意匠の分野で法を策定して、創作者の権利の保護を保障し、その権利と義務を規律するとともに、権限のない者に意匠権を濫用させないようにする必要がある。

TRIPS協定に対するコミットメントを履行するほか、意匠を規制する趣旨は、周知の意匠の多様な剽窃、海賊行為又は模倣からの効果的な保護の基盤を提供することである。そのような規制の原則は、産業上利用可能で、平面又は立体的な製品の形で生成でき、美的価値を有する知的作品に対して所有権を認めることにより体现される。

意匠権に与えられる法的保護は、継続的に新しい意匠を創造する創作者の創造力を刺激することをその目的とする。意匠に関する規定は、新たな意匠の創造という精神を推進し得る助長的な風土を生み出すためにこの法律で定められる。

意匠の保護は、創造者又は一定の意匠権を受ける権利を有する法人が登録手続を通じてその申請を行う場合に、インドネシア共和国から付与される。

公衆に対して特に知的財産権分野における明確な情報、具体的には意匠の定義に関する情報を提供するため、著作権、特許、意匠の間の相違点など、様々な種類の知的財産権について解説を提供する必要があると考えられた。

（著作権の主体としての）創造者とは、そのひらめきによって、科学、芸術、文学の分野で創造物を生み出す一又は複数の者をいう。（特許の主体としての）発明者とは、技術分

野においてある問題を解決する活動を単独で又は共同で行う者であって、方法や製品の形で生産物を生み出す。創作者とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものの形で単独又は共同で意匠を創作する者をいう。

意匠並びに特許の登録手続においては、審査官による審査が行われるが、著作権にはそのような審査制度はない。

意匠出願の審査においては、新規性の原則及び先願主義が適用される。

意匠における新規性は審査官の見解に基づき判断されるが、著作権では「新規な」又は「新規性」の判断は、先願主義に基づいて登録申請が提出される時までに、当該の登録が新規でないこと又は書面若しくは書面以外により既に公表／公開されていることを証明できる他の者がいないかで行われる。

「オリジナル」とは、それを創造若しくは創作する者から直接もたらされたもの又はその起源を証明できる者から直接提案されたものをいう。

さらに、先願主義とは、意匠出願を最初に提出した者が法的保護を得ることをいい、最初に当該の意匠を完成させた者が法的保護を得るという原則によるものではない。また、意匠の登録を公開又は公表する目的上、審査手続においては、出願は現行の法規に基づき分類される。

意匠権の登録手続の実施を可能とするために、現在、政府は知的財産権分野における業務を提供する省庁として法務・人権省の特に知的財産権総局を指定している。

該当する義務と責任が広範に及ぶことを考慮すれば、将来的に知的財産権を取り扱う総局が独自に財務管理を行う新たな独立した政府機関に発展することも有り得る。

II. 逐条解説

第 1 条

十分に明快

第 2 条

第 1 項
十分に明快

第 2 項

「公表 (disclosure)」とは、印刷又は電子媒体による公表であつて、博覧会への参加を含む。

第 3 項

十分に明快

第 3 条

(a)

「公の博覧会 (official exhibition)」とは、政府の主催する博覧会であるが、一方、「公と認定された博覧会 (an exhibition which is recognized as official)」とは、公衆が主催し政府の認定を受けているか又は承認を得ている博覧会をいう。

(b)

十分に明快

第 4 条

十分に明快

第 5 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

「意匠一般登記簿 (General Register of Industrial Designs)」とは、意匠分野における登録を集めたものであつて、権利者の氏名・名称、意匠の種類、出願日、登録日に関する情報及び (権利の移転が申請されている場合は) 権利の移転に関するその他の情報が記載されているものをいう。

「意匠公報 (Official Gazette of Industrial Design)」とは、公的刊行物の形で公衆に通知するための手段であつて、定期的に総局が公表し、法により規定する題材を掲載するものをいう。

第 6 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

十分に明快

第 7 条

第 1 項

「職務 (official relation)」とは、公務員と公務員の所属機関との間の雇用関係をいう。

第 2 項

この規定は、例えば政府機関からの注文に基づいてある者が創作した意匠の権利であっても、別途合意の無い限りは、その注文を行った者として政府機関がその権利を所有するという原則を確認するためのものである。この規定は、当該意匠が職務以外の他のことに使用される場合に、その権利を主張する創作者の権利を縮小させるものではない。

第 3 項

「雇用関係 (work relation)」とは、民間企業での労働関係、又は民間の機関からの意匠の注文により成立する関係又は創作者との個別の関係をいう。

第 8 条

意匠一般登録簿及び意匠公報への創作者の氏名・名称の記載は、知的財産分野において共通するものである。創作者の氏名・名称に付随する権利は、人格権と称されている。

第 9 条

第 1 項

排他的権利とは、意匠の権利者のみに付与され、所定の期間自己の創作を自ら実施するか又は他人にその実施を許可する権利をいう。よって、他の者は、権利者からの許可を得ずに当該意匠を実施することを禁止される。他人への権利の移転は、相続、寄附、遺言、契約又はその他の理由により行うことができる。

第 2 項

この項で定める使用は、研究及び開発を含めた、実験及び教育を目的とする使用のみである。ただし、権利者の通常の利益を損なってはならない。ここで、「通常の利益」とは、第 1 項の規定における意匠権の使用に含まれない実験及び教育全般を目的とする使用をいう。教育の分野では、例えば、その市のすべての教育機関で使用される場合に、創作者の通常の利益は損なわれない。利益の基準は、商業利益が存在するか否かのみならず、使用の量からも判断される。

第 10 条

十分に明快

第 11 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 4 項

(a)

出願した意匠の見本の大きさが非常に大きい場合は、様々な角度から作成又は撮影した当該意匠の図面又は写真を提出すれば十分である。

(b)

十分に明快

(c)

十分に明快

第 5 項

十分に明快

第 6 項

「十分に証明する (sufficient evidence)」とは、合法の証明であり、出願人が出願を行う権利を有することを確実に証明するに足ることである。

第 7 項

十分に明快

第 12 条

「反証されない限り (Unless proven otherwise)」とは、インドネシアの法制において用いられている善意の原則を体现するものである。

第 13 条

「1 の意匠 (one industrial design)」とは、緩やかな意匠の単位である。しかし、例えば一組のカップとティーポットも、1 の意匠である。また、「分類 (class)」という語は、ロカルノ協定に規定する意匠の国際分類に規律されている分類をいう。インドネシアはまたこの協定に加盟していないが、実際には、審査における主要な基準としてこの協定が利用されている。

第 14 条

基本的には、出願は出願人が直接提出することができる。インドネシア共和国外に居住する出願人の場合は、書類がインドネシア語で作成されなければならないことを考慮すれば、出願人 [の負担] を軽減するために、代理人を通じて出願が行われるべきである。また、代理人 (インドネシア人) を利用することで、インドネシアに法律上の居所があることとの出願人の要件がクリアされる。

第 15 条

十分に明快

第 16 条

十分に明快

第 17 条

(a)

「認証謄本 (complete copy)」とは、指定国の現行法に基づき登録出願を行うために必要とされる書類の認証謄本をいう。

(b)

「有効な書類 (valid document)」とは、現行の法規に従って、原本と同一とみなされる書類の謄本をいう。

第 18 条

この要件は、すでに定義されている出願日を取得する出願人 [の負担] を軽減するための最小限の要件である。出願日は、意匠の保護期間の開始日とみなされる。

第 19 条

第 1 項

要件の不備を満たすために、出願人には 3 ヶ月の猶予期間が与えられる。猶予期間は、出願人の通知の受領日ではなく通知の送付日から起算される。

郵便の受領は、消印、発送書類又はその他の配達証明により証明する。

第 2 項

十分に明快

第 20 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

総局に支払われた手数料は全て、出願が認容されたか、拒絶されたか、又は取り下げられたかにかかわらず払い戻すことはできない。

第 21 条

「決定がされていない」とは、意匠一般登録簿に登録されていない出願をいう。

第 22 条

十分に明快

第 23 条

十分に明快

第 24 条

第 1 項

「審査」とは、第 11 条の規定における方式要件が完全であるかについての方式審査（様式審査）をいう。

また、公開を目的として、総局は出願が公開される場合に不明瞭又は不適切だと判断される事項に関して分類及び審査を行う。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

この規定は、例えば道徳に違反すると判断される部分を削除することなどにより、出願

を行った者が出願した意匠を修正できるようにするためのものである。

第 4 項

十分に明快

第 5 項

十分に明快

第 25 条

第 1 項

「公開される (announced)」とは、意匠公報という媒体を通じて公衆が閲覧できるようにすることであり、その後、公開は他の媒体を通じても行われる場合がある。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

「裁判所の判決 (the decision of the Court)」とは、既に確定力を有する裁判所の判決をいう。

第 4 項

この規定は、自己の利益のために当該の遅延が必要だと判断する出願人に機会を与えるためのものである。

第 5 項

優先日とは、優先権を主張する最初の出願国 (country of origin) における最初の出願の出願日をいう。

第 26 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 4 項

十分に明快

第 5 項

「実体審査 (substantive examination)」とは、法第 2 条及び第 4 条に基づく出願の審査であって、出願された意匠の新規性という側面を既存の基準を用いて判断することをいう。実体審査は、該当する業務を行うために特別に訓練を受け、任命される専門家である「審査官 (examiner)」により行われる。意匠分野の審査官及び他の知的財産分野の審査官は、専門知識の特性及び一定の業務範囲に基づき、専門職員としての身分を与えられる。

この身分は、発展する中で審査官に対するインセンティブとして与えられている。

第 6 項

十分に明快

第 7 項

十分に明快

第 8 項

十分に明快

第 27 条

十分に明快

第 28 条

十分に明快

第 29 条

十分に明快

第 30 条

第 1 項

「謄本」とは、当該の意匠の作者の氏名、権利者又は代理人など、意匠に関する情報が記載されている謄本をいう。

第 2 項

十分に明快

第 31 条

第 1 項

(e)

「その他の理由 (other reasons)」とは、例えば、破産に関連する裁判所の決定をいう。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 4 項

十分に明快

第 5 項

十分に明快

第 32 条

十分に明快

第 33 条

十分に明快

第 34 条

十分に明快

第 35 条

第 1 項

「記録されなければならない (must be recorded)」とは、この法の規定に定める通り、関係者が合意した最終的な形のライセンス許諾契約そのものであって、当該ライセンス許諾契約の内容を含む。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 36 条

第 1 項

この規定は、当該のライセンス許諾契約がもたらす可能性のある一定の帰結から自国の利益を保護するためのものである。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 37 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

この規定は、実施権許諾者に実施料を支払った実施権者の利益を保護するためのものである。

第 3 項

十分に明快

第 4 項

十分に明快

第 38 条

十分に明快

第 39 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

十分に明快

第 3 項

別途定義されていない限り、この法における「書記官 (clerk)」とは、地方裁判所／商事裁判所の書記官をいう。

第 4 項

十分に明快

第 5 項

十分に明快

第 6 項

十分に明快

第 7 項

「延吏 (confiscation clerk)」とは、地方裁判所／商事裁判所の延吏をいう。

第 8 項

十分に明快

第 9 項

十分に明快

第 10 項

十分に明快

第 40 条

十分に明快

第 41 条

十分に明快

第 42 条

十分に明快

第 43 条

十分に明快

第 44 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

権利が取り消された場合は、当該の意匠に対する権利の真の保有者が別にいるはずである。このような状況は、意匠の保有者が 2 人いるが、法律に従ってその一方のみが合法的な保有者と認定されている場合に、生じることがある。第 1 項の規定に従って、次の実施料の支払いは、実施権者から合法的な意匠の保有者に対して行われる。

第 45 条

十分に明快

第 46 条

十分に明快

第 47 条

「紛争解決方法 (alternative dispute resolution)」とは、交渉、あっせん、調停及びその他の現行法に基づき当事者が選択することのできる方法をいう。

第 48 条

十分に明快

第 49 条

(a)

この規定は、権利の侵害を受けた者の側の損失が大きくなりえないようにするためのものである。そのため、商事裁判所裁判官は、侵害の方法の継続及び輸入行為など意匠の侵害の申立が行われている製品の貿易ルートへの解放 (entry) を禁止する仮差止め命令を出す権限を有する。

(b)

この規定は、侵害者に証拠を除去させないためのものである。

第 50 条

十分に明快

第 51 条

十分に明快

第 52 条

十分に明快

第 53 条

十分に明快

第 54 条

十分に明快

第 55 条

十分に明快

第 56 条

十分に明快

第 57 条

十分に明快

工業意匠に関する法（2000年第31号）の実施に関するインドネシア共和国政府規則（2005年第1号）の解説

概要

意匠の創造者として創作者に法的保護を与えること並びにその活動及び創造力を刺激して、新規な意匠を絶えず創造させることを目的として、工業意匠に関する法（2000年第31号）が制定された。このような法的保護は、構造的システムとして知られる登録制度により与えられており、意匠法にはこのシステムが採用されている。つまり、自己の意匠を自ら実施するか、他人に実施を許可する排他的権利である意匠権は、意匠の権利者が登録出願を行っている場合には、国家から与えられる。

工業意匠に関する法第11条（7）は、出願（意匠登録出願）手続に関する詳細な規則は、政府規則により規律すると決定している。これと同様に、意匠法の実施には、意匠登録出願に関する規定、つまり、意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録、意匠権の移転の登録、並びに、意匠の権利者からの申請若しくは裁判判決のいづれかによる意匠登録の取消について規律することも必要である。これらを考慮して、この政府規則が策定された。その趣旨は、意匠に関する法（2000年第31号）の実施に関する規定を包括的に規律することである。

この政府規則では、法において「出願」と定義されている意匠登録手続は、様々な段階を通じて実行される。その段階としては、出願の受理、出願要件の方式審査、公開、第三者から出願に対する異議が申立てられる場合は実体審査、意匠登録証の付与、意匠一般登録簿への登録及び意匠公報への公開などがある。

手続を先に進めるために、出願は最小限の要件を充足して出願日を取得しなければならぬほか、その他の出願要件も充足しなければならない。さらに出願に対しては方式審査が行われる。方式審査は、当該出願がすべての要件を充足し、公開に値するかを判断するためのものである。方式審査には、物理的審査、様式審査、意匠の公表の明瞭性に関する審査などがある。

すべての要件が充足されると、出願は意匠公報又はその他の特別手段により公衆に公開される。出願の公開は、根拠ある理由により意匠出願に対して異議を申し立てる機会を公衆に与えるためのものである。根拠ある理由とは、すなわち、意匠が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反するものである場合には、意匠権を与えてはならないと規定する第2条又は第4条に出願が違反していることである。そのように公衆から申し立てられた異議に関して、審査官は、実体審査を行う。当該の出願が法第2条又は第4条に違反すると判断された場合、総局には出願を拒絶する権限が与えられている。総局による拒絶の

1

決定があったときは、出願人は総局に異議を申し立てるか、又は商事裁判所に訴訟を提起することができる。さらに、当該の異議が総局により認容された場合又は既に確定力を有する裁判判決に訴訟が認められた旨が記載されている場合、総局は出願手続を継続させなければならない。

出願の公開期間中に公衆から異議が申し立てられなかった場合、総局は出願人が意匠の権利者である証拠として意匠登録証を付与する。総局は、それを意匠一般登録簿に登録し、その旨を意匠公報で公開しなければならぬ。

出願手続を規律するほか、この政府規則は、意匠の権利者の氏名・名称又は住所への変更の登録に関する規定、意匠権の移転の申請に関する規定、意匠登録の取消に関する規定、並びに意匠一般登録簿及び意匠公報についての規定も定めている。

2

逐条解説

第 1 条

十分に明快

第 2 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

「公表 (disclosure)」とは、印刷又は電子媒体による公表であって、博覧会への参加を含む。

第 3 項

十分に明快

第 3 条

第 1 項

「1 の意匠 (one industrial design)」とは、緩やかな意匠の単位である。しかし、例えば一組のカップとティーポットも、1 の意匠である。また、「分類 (class)」という語は、ロカルノ協定に規定する意匠の国際分類に規律されている分類をいう。

第 2 項

十分に明快

第 4 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

総局は、本条の規定における出願様式を提供しているが、レイアウト及び内容がこの政府規則の同封物に従っていれば、当該様式の作成は出願人又はその代理人が行ってもよい。

第 3 項

十分に明快

第 5 条

第 1 項

(a)

出願した意匠の見本の大きさが非常に大きい場合は、様々な角度から作成又は撮影した当該意匠の図面又は写真を提出すれば十分である。

(b)

十分に明快

(c)

十分に明快

第 2 項

(a)

「十分に証明する」とは、合法の証明であり、出願人が出願を行う権利を有することを

確実に証明するに足ることである。

(b)

十分に明快

第 6 条

第 1 項

(a)

用紙の大きさと重さの指定は、知的財産権の分野において国際的に適用される紙の使用要件に関する複数の規則と合致するようになっている (*customized*)。

(b)

十分に明快

(c)

十分に明快

(d)

十分に明快

(e)

十分に明快である

(f)

十分に明快

(g)

十分に明快

(h)

5

「図面データ」とは、特に*.Jpg など画像データによるものをいう。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

意匠の説明には、次の事項を含める。

1. 保護を受けようとする意匠の部分を明らかにする解説又は陳述

2. 新規性を伴う意匠の部分を明らかにする解説又は陳述

3. 意匠の物品又は製品については、意匠の物品又は製品への用途の範囲を説明する陳述。意匠は、製品及び物品そのものではないが、意匠の保護の範囲を限定するために出願した意匠が付される製品又は物品に関連するものである。

第 4 項

十分に明快

第 7 条

十分に明快

第 8 条

十分に明快

第 9 条

十分に明快

6

第 10 条

この条文の規定は、意匠出願が出願日を取得するために充足しなければならない最小限の要件である。出願日は意匠の保護期間の開始日とみなされる。

第 11 条

第 1 項

「物理的審査」とは、形式、種類、大きさ及び出願に添付されている図面の添付など、出願の物理的な質に関連するその他の事項の審査をいう。

出願の「様式要件の審査」とは、出願書、意匠の図面、意匠の説明及びその他の出願関連書類など備わっていないなければならない出願の完全性の審査をいう。

「意匠の公表の明瞭性の審査」とは、出願した意匠の範囲に関する審査をいい、法第 1 条第 1 項に規定されている意匠の基準、法第 13 条に規定されている出願の単一性、当該意匠が法第 4 条に違反していないことの審査を含む。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

郵便の受領は、消印、発送書類又はその他の配達証明により証明する。

第 4 項

十分に明快

第 5 項

十分に明快

第 6 項

十分に明快

第 12 条

第 1 項

十分に明快

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 4 項

十分に明快

第 5 項

現行の分類規定は、ロカルノ分類（ロカルノ協定）に基づく国際分類に従っている。

第 13 条

第 1 項

この場合は、意匠出願が法第 13 条に違反することが判明したときは、分割出願のそれぞれが同一の出願日を取得することを考慮すれば、当該の出願は分割されなければならない。出願人が通知に応答しない場合、登録された出願が主たる意匠となる。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 4 項

十分に明快

第 5 項

十分に明快

第 14 条

十分に明快

第 15 条

十分に明快

第 16 条

第 1 項

「公開する」とは、意匠公報という媒体を通じて、公衆が閲覧できるようにすることをいい、その後は、他の媒体を通じた公開も行われることがある。

「特別な手段」には、次のものが含まれる。掲示板、ジャーナル、インターネット、公開を行うことができるその他の手段。

公開を目的として、総局は、出願が公開された場合に、不明瞭又は不適切と判断された事項に関して分類及び審査を行う。

第 2 項

十分に明快

9

(373)

第 17 条

第 1 項

意匠出願の公開が公衆に不安を生じさせる虞がある場合、出願の公開は、当該の意匠の図面又は写真を添付せずに行うことができる。

第 2 項

十分に明快

第 3 項

十分に明快

第 18 条

十分に明快

第 19 条

この規定は、自己の利益のために当該の選定が必要だと判断する出願人に機会を与えるためのものである。

第 20 条

第 1 項

「出願した意匠の範囲を拡大する」とは、意匠の保護を求めめる外観の範囲を広げることという。

第 2 項

十分に明快

10

(374)

第 3 項

十分に明快

例えば、意匠が一定の意匠権法の対象となる別の出願人に与えられた事項を含む場合は、総局は、当該出願を拒絶することができる。例えば、絵画又は建築作品、衣服の模様、コンピュータモニター上での見え方、スケッチ又は写真及びその他の事項などの著作権の分野におけるその他の芸術作品。

第 4 項

十分に明快

一方、特許の分野では、例えば、形の決まっているフック又は釘など、機能性/有用性のみを有する製品。商標分野では、例えば、類似品とその他の実例とを区別するロゴ。

第 21 条

「決定がされていない」とは、意匠一般登録簿に登録されていない意匠をいう。

また、国家による意匠の所有に関連する一定の事項を含む出願の場合、総局は出願を拒絶することができる。例えば、工芸品又は伝統芸術その他の実例などの「国産」がある。また「国産」の事例としては、国章若しくは公章、国旗若しくは公旗、宗教上若しくは土着の信仰のシンボル、及び伝統的な習慣がある。

(c)

第 22 条

十分に明快

十分に明快

(d)

第 23 条

十分に明快

十分に明快

第 2 項

(a)

十分に明快

十分に明快

第 24 条

第 1 項

(c)

「実体審査」とは、法第 2 条及び第 4 条に基づく出願の審査であって、出願された意匠の新規性という側面を判断し、出願された意匠が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反しないことを保証する。

(a)

十分に明快

「関連する引例」とは、行われた出願の提出日前にすでに提出されていた同じ調査分野に含まれる引例である。

第 3 項

十分に明快

(b)

第 4 項

11

12

十分に明快

第 25 条

出願人による出願の修正及び本条に基づき当該出願の修正を承認するか拒絶するかに関する総局の決定は、この政府規則第 29 条 (1) の規定における意匠登録証の付与の期限が経過するまでの一定の期間内に行う。

本条における「修正」とは、現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に反する事項に関する要素を除去することである。

第 26 条

出願人による出願の修正及び本条に従って当該出願の修正を承認するか拒絶するかに関する総局の決定は、この政府規則第 29 条 (1) の規定における意匠登録証の付与の期限が経過するまでの一定の期間内に行う。

第 27 条

出願人による拒絶の決定に対する異議の提出及び本条に従って異議申し立てを承認するか拒絶するかに関する総局の決定は、この政府規則第 29 条 (1) の規定における意匠登録証の付与の期限が経過するまでの一定の期間内に行う。

第 28 条

十分に明快

第 29 条

十分に明快

13

(377)

第 30 条

「謄本」とは、当該意匠の創作者の氏名、権利者又は代理人など、意匠に関する情報が記載されている謄本をいう。

第 31 条

十分に明快

第 32 条

十分に明快

第 33 条

十分に明快

第 34 条

十分に明快

第 35 条

十分に明快

第 36 条

十分に明快

14

(378)

第 37 条
十分に明快

第 38 条
十分に明快

第 39 条
十分に明快

第 40 条
十分に明快

第 41 条
十分に明快

第 42 条
十分に明快

第 43 条
十分に明快

15

(379)

第 44 条
十分に明快

第 45 条
十分に明快

第 46 条
十分に明快

第 47 条
十分に明快

第 48 条
十分に明快

第 49 条
十分に明快

第 50 条
十分に明快

16

(380)

インドネシア共和国法務・人権省
知的財産権総局

意匠出願様式

第 51 条

十分に明快

担当官の記載欄
(15) 出願日
(22) 提出日
(11) 出願番号

第 52 条

十分に明快

私/私たちは、本書により ¹ 、		担当官の記載欄 ()
(71) 出願人の氏名		
(86) 国籍 住所 ²		
電話/Fax 番号 納税者番号、		

第 53 条

十分に明快

意匠の登録申請を行います。

第 54 条

十分に明快

知的財産権コンサルタントがいいます/いません*)		()
(74) 知的財産権コンサルタントの氏名： 住所 ² ： 法人の名称 ³ ： 住所： 知的財産権コンサルタント番号： 電子メールアドレス： 電話/Fax 番号：		

第 55 条

十分に明快

(54) 意匠の名称：	()
(72) 創作者の氏名及び国籍 ⁴	()
意匠登録の請求は、優先権を伴って/伴わずに行います。(30):	()
(33) 国 (32) 優先日 (31) 優先権主張番号	()

インドネシア共和国官報付録 4465

(51) 意匠の分類 (ロカルノ分類) :	
私は/私たちは、以下を同封します ⁵⁾ 。	
() 委任状	()
() 譲渡証	()
() 権利者宣言書	()
() 優先書類及びその翻訳文	()
() 優先権を伴う意匠の書類 (出願書類) 及びその翻訳文	()
() その他 (詳述してください) :	()
謄本 3 部:	()
() 意匠の説明又は図面の説明	()
() 見本	()
() 図面又は写真 (番号を記載してください)	()

よって、私/私たちの提出したこの出願手続をしてください。

意匠の出願者

()

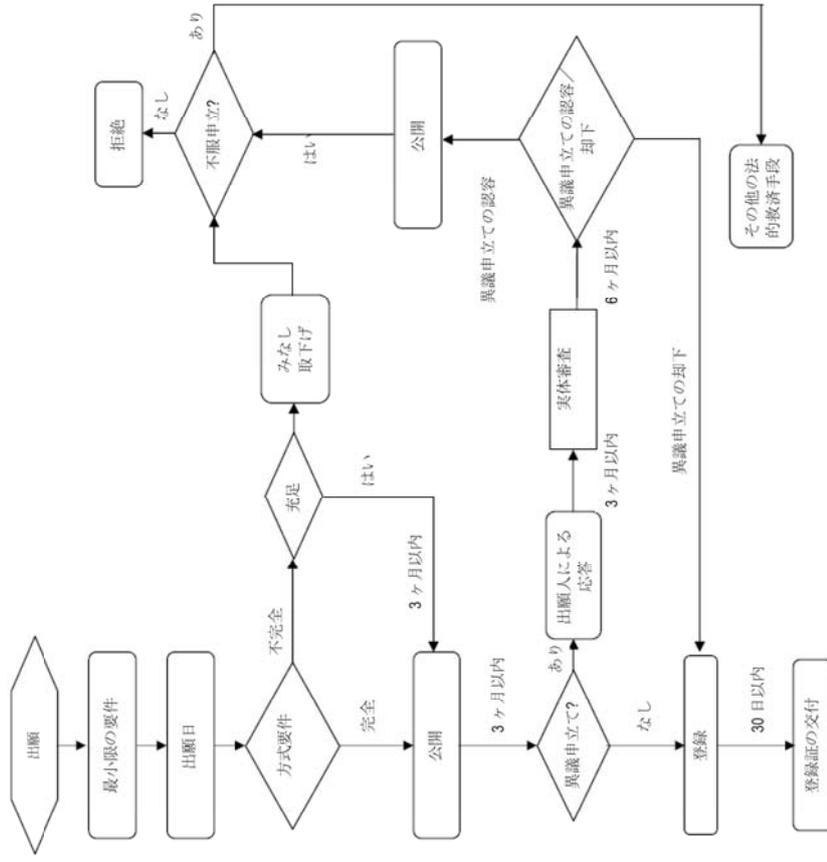
注記:

- 1) 出願者が複数いる場合は、この様式には一人だけ記載し、残りの者については、別の用紙に記載してください。
- 2) 連絡先住所
- 3) 現行規則に基づき任命された知的財産権コンサルタント又は代理人が知的財産分野の特定の企業の代理人である場合は、その企業名も記載してください。
- 4) スペースが十分でないときは、別紙を追加して使用してください。
- 5) 提出する書類の種類にチェックを入れてください。
- 6) 意匠出願を提出する者が以下に該当する場合は、以下の指示に従ってください。
 - 複数の者である場合は、出願人の中から1名を指名してください。
 - 知的財産権コンサルタント又は代理人である場合は、署名する権限を有するのは、現行の規定に基づき任命された登録知的財産権コンサルタント又は代理人です。

⁵⁾ 不要な箇所には取消線を引いてください。

意匠の出願手続

(意匠法 (2000 年第 31 号) に基づき作成)



2012年意匠(改正)規則

第1部序

規則1 引用及び施行

- (1) 本規則は、2012年意匠(改正)規則として引用することができる。
 (2) 本規則は、2012年2月15日に施行するものとする。

規則2 解釈

(1) 本規則において、次に掲げる事項は、文脈上別段の解釈を必要としない限り、それぞれを意味する。「局」とは、意匠登録局又は意匠法(以下「本法」という。)第5条に基づいて設立されたその支局を意味する。

(2) 本規則における条、項又は号への言及は、本法における条、項又は号への言及であるものとする。

規則3 規定手数料及び追徴金 本法及び本規則に基づいて支払われる手数料、追徴金その他支払は、附則1に規定の通りとする。

規則4 様式

- (1) 本規則にいう様式は、附則2に掲載されるものである。
 (2) 印刷された様式の複写は、登録官により無料で提供されるものとする。

No.	租税収入以外の国の収入の種類	単位	料金
1	意匠出願 a. 小企業 b. 小企業以外	出願1件につき 出願1件につき 出願1件につき	300,000ルピア 600,000ルピア 150,000ルピア
2	意匠出願への異議の提出	出願1件につき	100,000ルピア
3	意匠一般登録抄本(Quotation)の申請	出願1件につき	100,000ルピア
4	意匠登録証の交付手数料(サービス料)	出願1件につき	100,000ルピア
5	意匠優先権書類の申請	出願1件につき	100,000ルピア
6	意匠登録証原本の申請	出願1件につき	100,000ルピア
7	意匠譲渡の登録 a. 小企業 b. 小企業以外	出願1件につき 出願1件につき	200,000ルピア 400,000ルピア
8	意匠ライセンス契約書の登録	出願1件につき	250,000ルピア
9	意匠の(権利者の)氏名及びビノ又は住所の変更 a. 小企業 b. 小企業以外	出願1件につき 出願1件につき	100,000ルピア 150,000ルピア
10	意匠の取消 a. 小企業 b. 小企業以外	出願1件につき 出願1件につき	0ルピア 200,000ルピア

租税収入以外の国の収入の種類に関する料金は、2009年の政府規則第38号に基づく。

第 II 部 意匠の出願及び登録手続

規則 5 意匠の登録出願

(1) 意匠の登録出願は、規定手数料を伴い意匠様式 1 (ID Form 1) によりなすものとする。

(2) 出願は、出願人により、又は、規則 32 にしたがって出願人により任命された代理人により、署名されるものとする。

(3) 出願人が意匠の創作者である場合は、出願はその旨の陳述書を含むものとし、出願人が意匠の創作者でない場合は、出願は、意匠の創作者の各々の名称及び住所を明示し、登録に対する出願人の権利を正当化する陳述書を伴うものとする。

(3A) 出願が

(a) (2) に従い代理人により署名されており、その代理人により出願がなされる場合、

又は

(b) (2) に従い出願人により署名されているが、代理人により出願がなされる場合、代理人は、規定手数料を添えて意匠様式 1 及び意匠様式 10 を提出する。

(4) 本法第 15 条により 2 以上の意匠が同一の登録の主題である場合は、出願人は、意匠の数を明示し、所定の追加手数料を支払うものとする。

規則 6 書類の言語、翻訳及び字訳

本法及び本規則に規定する、登録官に送付又は提出又は提出される書類、又はその一部において、ローマ字以外の文字又は国語若しくは英語以外の言語で記載された言葉が含まれる場合、登録官が別段の指示をしない限り、その書類には次のものが伴うものとする。

(a) 各言葉の英語への翻訳文、及び状況により必要な場合には字訳であって、登録官が満足するような形で証明がなされたもの、及び

(b) 各言葉が属する言語に関する陳述書

規則 7 分類

出願は、国際意匠分類による分類及び小分類を表示するものとする。

規則 8 名称、住所、国籍及び居住地

(1) 自然人の名称は、完全な名称で明示されるものとし、法人の名称は、完全な名称の正式呼称により表示されるものとする。

(2) 表示される住所は、迅速な郵便配達を確実にするために完全かつ最新の住所であるものとし、これには、電子メールアドレス、ウェブサイト・アドレス、ファックス及び電話番号（ある場合）、又は一般に使用されている効果的な通信の態様、方法又は方式が含まれる。

(3) 出願人の国籍は、出願人が国民である国の名称で表示されるものとし、法人は、当該

人が構成されている国の名称及び当該法人の登記上の事業所を表示するものとする。

規則 9 共通の代表者

出願が、2 以上の出願人によりなされ、出願人が出願人を代表する代理人を任命していない場合は、次に掲げるとおりとする。

(a) 出願人が、出願人の 1 名を共通の代表者として指名する。又は

(b) 出願人が、出願人の 1 名を共通の代表者として指名しない場合は、願書上で筆頭に示された出願人が、共通の代表者であるものとみなす。

規則 10 書類のサイズ等

(1) 登録官により特定の場合に与えられる命令に従うことを条件として、表示を掲載するすべての出願、通知、書面その他書類であって本法又は本規則に基づいて提出さ

れるものは、次に掲げるとおりとする。

- (a) A4 サイズ(29.7cm×21cm)の強靱な紙であること
 - (b) 別段の規定がなければ、片面のみに掲載すること
 - (c) ひび割れ、しわ、折り目がないこと
 - (d) 写真、及びあらゆる形態、態様又は方法による関連する複製物による直接の複製を許容する体裁であり、表示が左側約 3cm の余白を有する片面になされること
 - (2) 表示は、1 枚複写で提出されるものとする。
 - (3) 表示が、見本から構成される場合は、見本のサイズは、20cm×20cm×20cm 以下とする。
 - (4) 登録官は、図面又は写真から構成される表示により見本を代替することを請求することができる。
 - (5) 写真及び図面は、12.5cm×9cm のサイズとする。
 - (6) 意匠上に語句、文字又は数字が示される出願にあっては、登録官は、排他的使用権の放棄を各々の表示に表明することを請求することができる。
- 規則 11 意匠の番号
- (1) 出願の内容である意匠の各々には、番号を付すものとする。
 - (2) 当該番号は、各々の表示側面の余白に示すものとする。
 - (3) 同一物体が表示上に異なる角度から表示される場合、番号は、小数点により区分される別の 2 数字から構成されるものとする。
 - (4) 複数出願に含まれる各々の意匠は、異なる番号で示されるものとする。

規則 12 新規性の陳述

- (1) 繊維製品、壁紙その他同種の壁装品若しくはレースに対して、又は、組合せの繊維製品、壁紙その他同種の壁装品若しくはレースに対して、応用される意匠の模倣又

は装飾の登録出願の場合の他は、本法第 14 条(1)(c)の要件である新規性の陳述が各々の表示に掲載されるものとする。

- (2) 新規性の陳述は、各々の表示の 1 枚目の表面にのみ掲載されるものとする。ただし、登録官が自己の発行する指令書において、表示の 1 枚目の表面にのみ掲載することとが実質的でないことを認める場合は、当該陳述は当該指令書において登録官が指定する箇所に掲載し、他の陳述書又は権利放棄書と区別されるものとする。

規則 13 先の開示として認知されない開示

出願人が、関連の先の開示につき、出願人の意匠が新規性を有するか否かの決定上本法第 12 条(3)に基づいて無視して差し支えない可能性のある事実を出願時に承知している場合は、出願人は出願に伴う陳述書において当該事実を陳述するか、又は、書面で可及的速やかに登録官に通知し当該関連事実を伝えるかとするものとする。

規則 14 優先権の主張宣言及び先の出願の翻訳文

- (1) 本法第 17 条(2)にいう宣言は、意匠登録出願時になされるものとし、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (a) 先の出願日
- (b) (2)に従うことを条件として、先の出願番号
- (c) (3)に従うことを条件として、先の出願に付与された意匠国際分類による分類番号及び小分類番号
- (d) 先の出願が提出された国名、又は、先の出願が広域若しくは国際出願である場合は広域若しくは国際出願の対象である国名、及び
- (e) 先の出願が広域若しくは国際出願である場合は、出願がなされた官庁
- (2) (1)にいう宣言の提出時に、先の出願番号が不明の場合は、当該番号は当該宣言を含む出願の提出日から 3 月以内に提出するものとする。

(3) 意匠国際分類による分類番号及び小分類番号が、先の出願に付与されていない場合、又は、(1)にいう宣言の提出時には未だ付与されていない場合は、出願人は、宣言において当該事実を陳述するものとし、当該分類番号及び小分類番号の付与が再び次第伝達するものとする。

(4) 出願人は、意匠の登録前の何れかの時点で、(1)にいう宣言の内容を補正することができる。

(5) 本法第 17 条(3)にいう先の出願の認証謄本の提出期間は、登録官による請求日から 3 月とし、他の出願につき謄本が既に提出されている場合は、出願人は当該他の出願に対する言及を以て応答することができる。

(6) 先の出願が国語又は英語以外の言語による場合は、出願人は (5) にいう登録官による請求日から 3 カ月以内に、先の出願の国語又は英語による翻訳文で登録官が満足する認証がなされたものを提出する。

(7) 登録官は、優先権宣言を本法第 17 条(5)に基づいて無効とみなす場合は、理由を書面で出願人に伝達するものとする。

規則 15 表面模様繰返しから構成される表示

表面模様繰返しから構成される意匠の表示の各々は、完全な模様及び繰返しの縦横の十分な部分を表示するものとし、18cm×13cm 以上のサイズとする。

規則 16 登録に対する承諾

(1) 陛下(Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agong)、又は、国家元首(Ruler of a State)の肖像、又は、国家(country)、州(state)、都市(city)、町(town)、協会(society)、法人(body corporate)、機関(institution)若しくは人(person)の紋章(armorial bearings)、記章(insignia)、騎士勲章(orders of chivalry)、旗飾り(decorations of flags)の複製が意匠上に表現される場合において、承諾を与える権限を明らかに有する公人

その他人物の肖像又は複製の登録及び使用に対する承諾が提出されていないときは、登録官は、自己の見解で、当該意匠登録出願の受理を拒絶するか否かを熟慮するものとする。

(2) (1)にいう承諾が得られていない場合は、登録官は当該意匠登録を拒絶するものとする。

規則 17 他の物品等に係る関連出願

出願が、1 又は 2 以上の物品に関して既に登録済の意匠の登録に係るものであって、又は、意匠の性格に変更を与える若しくは独自性に本質的に影響を与えるには十分でない微調整若しくは変更を施した登録意匠から構成されるものであって、本法第 23 条の保護を請求する場合は、当該出願は、次に掲げる事項を含むものとする。

(a) 既になされた登録又は既になされた出願の番号、及び

(b) 当該登録又は出願の主題である意匠の番号

規則 18 出願日の付与及び通知

(1) 登録官は、出願が本法第 16 条の要件を満たすか否かを決定するために、意匠登録出願の審査を行うものとする。

(2) 出願が(1)にいう要件を満たさないことが受理時点で判明する場合は、登録官は、出願人に対して補正書を提出するよう通知により請求し、当該補正書の受理日を出願日として付与するものとする。当該通知後 3 月以内に補正がなされない場合は、当該出願は提出されなかったものとみなす。

(3) (2)に基づく補正書提出の請求は、書面によるものとし、補正の請求内容を明示するものとする。

(4) 登録官は出願日の付与後直ちに、願書の複写に出願日と出願番号を付与した様式を出願人に送付するものとする。

(5) 出願が提出されたものとみなされなかった場合は、登録官は、書面で出願人に通
知し、理由を明示するものとする。

規則 19 方式要件及び審査

(1) 本法第 21 条(6)の適用上、規則 3 から規則 14 までの要件は、方式要件として指定
されるものとする。

(2) 登録官が、出願が方式要件の何れかを満たさないと決定する場合は、登録官は、
出願人に書面で通知し、当該判定に関して出願人に当該通知日後 3 月以内に意見書を
提出する機会を与えるものとする。

(3) 出願人が、所定期間内に、方式要件が遵守されていることに登録官を納得させる
ことができないか、又は、方式要件を遵守すべく出願を補正することができない場合
は、登録官は、出願を拒絶することができ、複数出願の場合は、方式要件が遵守され
ていない意匠を登録から除外することができる。

(4) 登録官は、出願を受理若しくは拒絶する決定、又は、当該意匠を除外する決定を、
出願人に書面で通知するものとする。

(5) 出願人側の不備又は怠慢により出願が整備されず、出願日から 12 月以内に登録
に至らない出願は、取り下げられたものとみなす。

規則 20 登録証

(1) 本法第 22 条(1)(b)にいう意匠の登録証は、附則 3 に掲載の様式によるものとする。

(2) 本法第 15 条に基づいて 2 以上の意匠が同一出願の主題である場合は、登録官は、
当該各意匠の登録証を発行するものとする。

規則 21 登録簿登録事項

意匠登録簿は、各々の意匠に関して、次に掲げる事項を登録するものとする。(a) 登

登録証の掲載事項

(b) 規則 26(2)に基づいてなされる記載事項

(c) 意匠の満了日又は放棄日又は失効日

(d) 規則 32 にしたがって任命された代理人の名称、住所、又は、該当する場合は、
送達のための住所、及び

(e) 優先権主張の対象である先の出願がなされた又は先の出願の対象である国名

規則 22 登録内容の公告

本法第 22 条(2)に基づいて官報に公告されるべき事項に加え、次に掲げる事項が公告
されるものとする。

(a) 規則 21 に基づいて登録簿に登録される事項

(b) 意匠の表示、及び

(c) 規則 26(1)に基づく登録の所有権の変更に次に掲げる事項の詳細を含むもの

(i) 意匠の出願番号又は登録番号

(ii) 出願日、優先日(あれば)及び登録日

(iii) 意匠権者及び新意匠権者、及び

(iv) 所有権の変更の性質

第 III 部 登録存続期間

規則 23 登録存続期間の延長

- (1) 本法第 25 条(2)に基づく登録存続期間延長の請求は、現行期間満了前 6 月以内に規定手数料を以て、又は、本法第 25 条(3)に基づいて付与される猶予期間に所定の追徴金支払を以て、意匠様式 2 でなされるものとする。
- (2) 登録存続期間の延長を得て、登録官は、附則 4 に掲載される様式で延長証書を交付するものとする。
- (3) 所定手数料の不払による登録失効は、影響を受けるすべての意匠に関して登録簿に登録するものとする。
- (4) 本規則は、本法第 50 条(2)にいう意匠登録の存続期間の延長にも適用するものとする。
- (5) 支払済の延長手数料は、払い戻されないものとする。

規則 24 回復請求

- (1) 本法第 26 条(1)に基づく失効登録の回復請求は、登録官に対して所定手数料及び回復請求を裏付ける陳述書を以て、意匠様式 3 上になされるものとする。
- (2) 登録官は、出願を検討の上、本法第 26 条(2)に基づく回復請求に該当することに納得しない場合は、相応に出願人に通知するものとし、通知日後 1 月以内に出願人が審理を受けることを請求しないときは、当該請求を拒絶するものとする。
- (3) 出願人が(2)にいう通知日後 1 月以内に審理を請求する場合は、登録官は、出願人に期限内に書面の提出により審理を受ける機会を与えた後に、当該請求を認容するか拒絶するかを決定するものとする。
- (4) 登録官は、請求の認容を決定する場合は、相応に出願人に通知し、所定手数料、未納延長手数料及び規定追徴金を伴う意匠様式 2 の提出を求めるものとする。

規則 25 回復に対する異議申立書

本法第 26 条(3)に基づく登録意匠の回復に対する異議申立書は、所定手数料を伴い意匠様式 4 で登録官に対してなすものとする。

第 IV 部 登録の譲渡、移転、補正又は登録の取消

規則 26 譲渡、移転その他の法の適用の登録請求

- (1) 登録意匠における又は意匠登録出願における権利に影響する譲渡、移転その他の法の適用の本法第 30 条(1)に基づく登録請求は、次に掲げるとおりになされるものとする。
- (a) 登録官に対して意匠様式 5 で、
- (b) 所定手数料及び譲渡、移転その他の法の適用の認証謄本を適宜伴うものとする。
- (2) 登録官は、請求の完備に納得する場合は、適切とみなす登録をなすものとする。

規則 27 補正の申請又は取消の請求

- (1) 本法第 24 条(3)に基づく登録簿の補正に係る登録官に対する請求又は本法第 27 条(2)に基づく意匠登録の取消の請求は、規定手数料並びに請求人の権利及び根拠の十分な陳述書を伴い、意匠様式 6 上になすものとする。

(2) 請求人が意匠権者以外の者である場合は、(1)という請求及び陳述書の複写を意匠権者に与えるものとする。

(3) 意匠権者が、登録簿補正又は意匠登録取消の請求に対して反論を行う場合は、当該請求の受理日から 3 月以内に、当該請求に対して意匠権者が反論する根拠の陳述を含む反論書を提出し、複写を請求人に与えるものとする。

(4) 反論書を提出しない意匠権者は、反論がなかったものとみなす。

(5) 請求人は、(3)に基づいて提出された反論書の受理日後 2 月以内に、当該請求人の請求を裏付ける根拠の陳述の、及び、もしあれば、反論書で主張される事実であって当該請求人が認知するものの陳述の、弁駁書を提出することができ、同時に意匠権者に対して複写を与えるものとする。

(6) (5)に基づく弁駁書が提出されない場合は、当該請求は放棄されたものとみなされ

る。

(7) (5)に基づく弁駁書が提出される場合は、登録官は、期限内に書面の提出により審理を受ける機会を意匠権者及び請求人に与えた後に、本件を決定するものとする。

規則 28 裁判所に対する請求

(1) 本法第 24 条(1)(a)、本法第 24 条(3)又は本法第 27 条(1)(a)、(b)若しくは(c)に基づく裁判所に対する請求は、申立書によりなすことができる。

(2) (1)に基づく請求の複写は、意匠様式 7 の局に対する提出を以て登録官に提出するものとする。

(3) 本法第 24 条(1)又は(3)に基づく請求は、本法第 22 条(2)という官報への掲載日後 1 月以内に裁判所に対してなされるものとする。

(4) (3)に規定の期限は、当該規定期間の満了に拘らず、当事者の請求を以て、裁判所又は登録官が延長することができる。

規則 29 裁判所命令

(1) 請求人は、裁判所命令が発せられる場合は、当該命令の局用複写を登録官に対して提出するものとし、登録簿の補正請求の場合は、規定手数料を伴う意匠様式 8 を提出するものとする。

(2) 登録簿は、適宜、登録官により相応に補正されるものとする。

第 V 部 雑則

規則 30 出願及び登録意匠の補正

- (1) 本法第 19 条(1)又は本法第 40 条(1)に基づく、意匠登録出願又は登録意匠又は関連書類の補正の請求は、所定手数料を伴い意匠様式 9 で行うものとする。
- (2) (1)に基づく請求が誤記又は明らかな不注意に係る場合は、請求は、当該誤記又は不注意が発生した状況を述べる証拠を伴うものとする。
- (3) 補正事項又は訂正事項は、すべての当事者に書面で伝達されるものとし、登録官は、必要とみなす場合は、当該補正事項又は訂正事項の官報による公告を指示するものとする。
- (4) 明らかな誤記の訂正は、登録官の自発的判断でなすことができ、その場合は、(3)が準用されるものとする。

規則 31 裁量権及び審理を受ける機会

- (1) 登録官は、本法又は本規則に基づいて付与される裁量権を、意匠権者又は当事者に対して不利になるように行使する意図については、その旨の通知を送達するものとする。
- (2) (1)に基づいて通知の送達を受ける者は、通知日後 2 月以内に、登録官に対して意見書を提出し、当該意見書は登録官により決定に至る過程で斟酌されるものとする。
- (3) 意見書が規定期間内に提出されない場合は、登録官は、当該意見書を介さず裁量権の行使を実施することができる。
- (4) 当該裁量権行使における登録官の決定は、利害関係人に通知されるものとする。

規則 32 代理人の任命

- (1) 本法又は本規則に別段の規定がなければ、何人も局に対する手続において代理人により代表させることができ、代理人は当該何人かを代表して出頭、提出及び書類の

署名をなすことができる。

- (2) 登録官に対する手続における当事者になる者が、初めて代理人を任命する場合、又は、代理人の復代理人を任命する場合は、任命された代理人は、手続において当該当事者の代理人として行為する最初の時点で、又はその前の時点で、正副 2 通の意匠様式 10 を登録官に提出するものとする。
- (3) 同一の事業に係るか異なる事業に係るかを問わず、何人も自己のために、同一の意匠に関して、同時に行為する 2 以上の代理人を任命することはできない。2 以上の代理人が掲載されている場合は、登録官は、適正に任命された最新の代理人のみを認知するものとする。
- (4) 登録官は、規則 33 に基づいて編集し保管されるマレーシア意匠代理人名簿上に現在掲載されていない者の代理人としての認知を拒絶するものとする。
- (5) 登録官は、(2)の場合において、代理人に対しその権限の証拠を提出するよう求めることができる。

規則 33 代理人の登録

- (1) 登録官は意匠代理人名簿を保管するものとする。
- (2) 意匠代理人としての登録の請求は、規定手数料を以て意匠様式 11 で登録官に対してなされるものとする。
- (3) 意匠代理人名簿に登録を受けるためには、申請人は、マレーシアにおいて居住しているか若しくは居住者であることに、又は、マレーシアに主たる事業所を有することに、登録官を納得させるものとし、次に掲げるとおりとする。
- (a) 1983 年特許法(法令第 291 号)に基づく規則により保管される特許代理人名簿上に掲載されている。
- (b) マレーシアのみにおいて開業している弁護士(advocate and solicitor)である。
- (c) 何らかの学問分野で学位を認定され、工業所有権の分野で少なくとも 3 年の経験

署名をなすことができる。

(2) 登録官に対する手続における当事者になる者が、初めて代理人を任命する場合、又は、代理人の復代理人を任命する場合は、任命された代理人は、手続において当該当事者の代理人として行為する最初の時点で、又はその前の時点で、正副 2 通の意匠様式 10 を登録官に提出するものとする。

(3) 同一の事業に係るか異なる事業に係るかを問わず、何人も自己のために、同一の意匠に関して、同時に行なう 2 以上の代理人を任命することはできない。2 以上の代理人が掲載されている場合は、登録官は、適正に任命された最新の代理人のみを認知するものとする。

(4) 登録官は、規則 33 に基づいて編集し保管されるマレーシア意匠代理人名簿上に現在掲載されていない者の代理人としての認知を拒絶するものとする。

(5) 登録官は、(2) の場合において、代理人に対しその権限の証拠を提出するよう求めることができる。

規則 33 代理人の登録

(1) 登録官は意匠代理人名簿を保管するものとする。

(2) 意匠代理人としての登録の請求は、規定手数料を以て意匠様式 11 で登録官に対してなされるものとする。

(3) 意匠代理人名簿に登録を受けるためには、申請人は、マレーシアにおいて居住しているか若しくは居住者であることに、又は、マレーシアに主たる事業所を有することに、登録官を納得させるものとし、次に掲げるとおりとする。

(a) 1983 年特許法(法令第 291 号)に基づく規則により保管される特許代理人名簿上に掲載されている。

(b) マレーシアのみにおいて開業している弁護士(advocate and solicitor)である。

(c) 何らかの学問分野で学位を認定され、工業所有権の分野で少なくとも 3 年の経験

を有する、又は

(d) 局の元職員であることにより工業所有権の分野で少なくとも 7 年の経験を有する。

(4) 登録官は、記録すべき違反行為又は詐欺若しくは不正行為を含む犯罪で有罪判決を受けている者を登録しないものとする。

(5) 登録官は、申請人が意匠代理人名簿上の登録に適格であることに納得の上、当該年の 12 月 31 日に満了する期間に亘り、当該申請人を登録するものとする。

(6) 代理人は、次に掲げる場合は、意匠代理人名簿から削除されるものとする。

(a) 最早マレーシアにおいて居住しておらず若しくは居住者でない、又は、マレーシアに主たる事業所を有していない場合

(b) 記録すべき違反行為又は詐欺若しくは不正行為を含む犯罪で有罪判決を受けている場合、又は

(c) 特許代理人名簿若しくは弁護士名簿から削除され回復されていない、又は、暫定的に特許代理人名簿若しくは弁護士名簿から削除され回復されていない場合

(7) 意匠代理人としての登録延長の請求は、各年の 1 月 31 日前に規定手数料を以て意匠様式 12 で登録官に対してなすものとする。

(8) 登録官は、(3) 及び(4)に規定の条件が引き続き満たされることに納得した上で、意匠代理人登録を、当該年の 12 月 31 日に満了する期間に亘り延長するものとする。

規則 34 書類を請求する権限

登録官に対する何らかの手續の何れかの段階において、登録官は、追加文献、情報又は証拠が自己が決定する期間内に提出されることを指令することができる。

規則 35 証拠

(1) 本規則に基づいて証拠を提出することができる場合は、証拠は、法定宣言書又は

宣誓供述書によるものとする。

(2) 登録官は、自己が適切とみなす場合は、特定の場合に、そのような証拠に代えて又は追加して、証言を受けることができ、証人が自己の宣言書又は宣誓供述書により反対尋問を受けることを認容するものとする。

規則 36 法定宣言書及び宣誓陳述書

(1) 本規則に基づいて提出される又は本規則に基づく手続において使用される法定宣言書若しくは宣誓陳述書は、次に掲げるとおり作成され署名されるものとする。

(a) マレーシアにおいては、1960 年法定宣誓法(Statutory Declarations Act 1960)[法令第 13 号]の規定又は 1980 年高等裁判所規則(Rules of the High Court 1980 [P.U.(A) 50/80])に従うこと

(b) 世界のその他地域においては、裁判所、裁判官、治安判事、行政長官(magistrate)、公証人、領事その他法的手続の適用上の宣誓を管理するために当該地域における法律により授権された公職人の面前ですること

(2) (1)により宣言を受ける又は宣誓陳述書を認証することを授権された者の印章若しくは署名が付され、押され、記されていると認められる書類は、当該印章若しくは署名の真正性に係る証拠又は公的地位の若しくは当該宣言を受ける若しくは当該宣誓陳述書を認証する権限の真正性に係る証拠がなくとも採用することができる。

規則 37 証拠免除の権限

本規則に基づいて、人が、何らかの行為若しくは用件をなすことを請求され、又は、何らかの書類若しくは証拠の作成若しくは提出を請求される場合であって、当該人が当該行為若しくは用件をなすことができず又は当該書類若しくは証拠の作成若しくは提出をすることができないことが相応の理由によるものであることが、登録官が納得することができるように明示される場合は、登録官は、自己が適切とみなす他の

証拠の提出を得た上で、自己が適切とみなす条件に従うことを条件として、当該行為若しくは用件をなすこと又は当該書類若しくは証拠を作成若しくは提出することを免除することができる。

規則 38 不備の補正

局における又は局に対する手続上の不備は、登録官が指令する条件下で補正することができる。

規則 39 書類の署名

(1) パートナーシップの代表又は代理の立場での署名を受けるべき書類は、すべてのパートナーの完全な名称を含み、次に掲げる者の署名を受けけるものとする。

(a) すべてのパートナー

(b) すべてのパートナーの代表として署名する旨を陳述する代表経営者代行者、又は
(c) 書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる代理人その他の者

(2) 法人(body corporate)の代表又は代理の立場での署名を受けるべき書類は、次に掲げる者の署名を受けけるものとする。

(a) 法人の取締役若しくは秘書役その他の役員、又は

(b) 書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる代理人その他の者

(3) パートナーシップ以外の団体の代表又は代理の立場での署名を受けるべき書類は、当該団体の代表として書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる秘書役又は代理人その他の者。

(4) 登録官は、必要とみなす場合はいつでも、署名権授権の証拠を請求することができる。

規則 40 送達のための住所

- (1) 本法第 14 条(2)に従うことを条件として、本法又は本法下で制定される規則の利害関係人は、マレーシアにおける送達のための住所を登録官に提出するものとし、当該住所は、当該手続に係る一切の目的で当該利害関係人の実在住所とみなすことができる。
- (2) (1)に拘らず、代理人が任命されている場合は、送達のための住所は、代理人の住所とする。
- (3) (1)及び(2)に拘らず、意匠登録出願人のマレーシアにおける送達のための住所は、登録後は、別段の送達のための住所が提出されない場合は、意匠権者のマレーシアにおける送達のための住所とみなすものとする。

規則 41 非就業日

局において行為又は用件をなすにつき本法又は本規則により制定された最終日が非就業日とされる日に当たる場合は、当該非就業日後の最初の日であって非就業日でない日に当該行為又は用件をなすことが合法であるものとする。

規則 42 書類及び物の提出及び送付

- (1) 本法又は本規則により局への提出又は登録官への提出が求められるか認められる書類又は物は、局の通常の営業時間中に局に持ち込むか、郵便で登録官宛てに送付する。
- (2) 郵便による送付の場合、その書類又は物を同封した郵便物に適切に宛先を記載し、然るべく準備し、前払いの郵便切手等を付したうえで投函することにより、効力が生じたものとみなす。
- (3) 局への書類又は物の提出は、局がそれを受領し、かつ、その受領が記録された時

点で効力が生じたものとみなす。

規則 42A 書類及び物の電子的提出

- (1) 登録官は、本法又は本規則により局への提出又は登録官への提出が求められるか認められる書類又は物につき、電子的提出のためのサービスを提供することができる。
- (2) (1)の規定に基づき提供されるサービスを利用しようとする者は、公式ウェブサイトに公表される通知により一般向けに、又は特定の事件において当該サービスの理異様を希望する者への通知（電子的手段による通知を含む）を通じて登録官が定める条件を順守する。
- (3) 本規則 42A に基づき電子的に提出される書類又は物は、その書類又は物が電子提出システムにより受理された時点で効力が生じたものとみなす。
- (4) 付随する書類又は物で、電子的に提出することが不可能なものである場合、その付随する書類又は物は、規則 42 に規定する方法で登録官に提出又は送付することができるが、登録官が定める条件に従うことが前提となる。

規則 42B 電子的提出の条件

- (1) 規則 42A(2)の一般性を損なうことなく、電子的提出の条件には、次のものが含まれる。
- (a) 書類又は物の電子的提出において順守すべき手続、
- (b) 電子的提出において書類又は物を記録又は保管するための形式又は媒体、
- (c) 書類又は物を提出する者によるデジタル署名が求められる場合など、スタンプ印、署名、捺印又は認証が義務づけられている書類又は物の真正性の証明方法、及び
- (d) 電子的提出の実行過程が中断された場合に取るべき措置。
- (2) 規則 42A の規定にかかわらず、登録官は、次の場合は電子的に提出された書類又は物の受理又は登録を拒絶することができる。

(a) 書類又は物に含まれる情報を、読み取り可能な形式で表示することができない場合、

(b) 書類又は物の電子的記録を、電子的提出システム内に保存することが不可能な場合、

(c) 書類又は物の電子的記録が改変されているか、損傷しているか、不完全であるか、偽造されていると登録官が判断する場合、又は

(d) 登録官が定めた電子的提出の条件が順守されていない場合

規則 43 期間延長の請求

(1) 本法第 43 条に基づく期間延長の請求は、所定手数料を以て意匠様式 13 でなされるものとする。

(2) 最大延長期間は規定日から 3 月を超えないものとする。

規則 44 登録簿閲覧の時間

登録簿は、就業時間中に、公衆の閲覧に供するものとする。

規則 45 謄本又は抄本の請求

次の請求は、所定の手料を添えて意匠様式 14 でなされるものとする。

(a) 登録簿上の記載事項又は書類の認証又は不認証謄本、

(b) 登録簿上の記載事項又は書類の認証又は不認証抄本、又は

(c) 登録簿上の記載事項又は書類を伴う登録官の認証。

規則 46 提出書類の閲覧

譲渡、移転その他の法の適用に係る提出書類は、利害関係人の承諾書を以てのみ閲覧し、謄本を入手することができる。

附則 1 手数料 (規則 3)

次の手数料は、本法に基づく出願、登録その他の事項に関する納付されるものである。これらの手数料は、その対象となる事項を行う前に、又は同時に、納付しなければならない。

パート 1

番号	事項又は手続	様式	E ファイリング 手数料 (RM)	通常手数料 (RM)
1.	意匠登録出願： 意匠 1 件につき 意匠特定追加各 1 件につき (規則 5)	意匠様式 1	480.00	500.00
	出願に含まれる表現物の図面の各々の公告 (規則 10 及び規則 22)		200.00	200.00
2.	登録存続期間延長の請求： 次に掲げる事項の第 2 期間につき (a) 意匠 1 件 (b) 意匠追加各 1 件につき 次に掲げる事項の第 3 期間につき (a) 意匠 1 件 (b) 意匠追加各 1 件につき 次に掲げる事項の第 4 期間につき (a) 意匠 1 件 (b) 意匠追加各 1 件につき 次に掲げる事項の第 5 期間につき (a) 意匠 1 件 (b) 意匠追加各 1 件につき	意匠様式 2	780.00	800.00
	登録存続期間延長請求の猶予期間に関して本法 第 25 条 (3) に基づく追徴金の支払いを要す； 各 1 ヶ月の期間 (合計 6 カ月まで) につき (規則 23)		780.00	200.00
	次に掲げる事項の第 5 期間につき (a) 意匠 1 件 (b) 意匠追加各 1 件につき		780.00	800.00

番号	事項又は手続	様式	Eフアイリング 手数料 (RM)	通常手数料 (RM)
3.	登録意匠の回復請求 (規則 24)	意匠様式 3	780.00	800.00
	規則 24 (4) に基づき支払われる追徴金： 各 1 カ月の期間 (合計 12 カ月まで)		100.00	100.00
4.	意匠回復に対する異議申立書 (規則 25)	意匠様式 4	280.00	300.00
5.	次の譲渡、移転その他の法の適用の登録請求 (規則 26)	意匠様式 5		
	(a) 登録意匠		280.00 (各意匠につき)	300.00 (各意匠につき)
	(b) 意匠登録出願		280.00 (各意匠につき)	300.00 (各意匠につき)
6.	登録簿補正の申請又は登録取消の請求 (規則 27)	意匠様式 6	580.00	600.00
7.	請求の複写の裁判所への提出 (規則 28)	意匠様式 7	無料	無料
8.	登録簿補正のための裁判所命令の通知 (規則 29)	意匠様式 8	180.00	200.00
9.	意匠登録出願又は登録意匠の補正請求 (規則 30)	意匠様式 9	180.00	200.00
10.	代理人の任命又は変更及び送達のための住所の 変更 (規則 32 及び規則 40)	意匠様式 10	80.00 (各意匠登録出 願につき)	100.00 (各意匠登録出 願につき)
11.	意匠代理人としての登録請求 [規則 33 (2)]	意匠様式 11	1,280.00	1,300.00
12.	意匠代理人の登録延長の請求 [規則 33 (7)]	意匠様式 12	580.00	600.00
13.	期間延長の請求； 各 1 月の期間 (合計 3 カ月まで) (規則 43)	意匠様式 13	280.00 月当り 300.00	300.00 月当り 300.00
14.	記載事項、書類等の認証又は不認証請求又は抄 本の請求；	意匠様式 14	頁当り 10.00	頁当り 10.00
	(a) 認証請求又は抄本		頁当り 5.00	頁当り 5.00
	(b) 不認証請求又は抄本		1 認証当り 100.00	1 認証当り 100.00
	(c) 認証請求又は抄本を伴う登録官の認証 (規則 45)		請求又は抄本 1 頁当り 20.00	請求又は抄本 1 頁当り 20.00

パート II

本法に基づき求められる他の手数料

番号	事項又は手続	手数料 (RM)
1.	パブリック・サーチ実施の請求	時間当り 20.00
2.	コンピュータ印刷	
	(a) 白黒	頁当り 5.00
	(b) カラー	頁当り 20.00

意匠様式 1

1996 年意匠法 意匠登録室
1999 年意匠規則
(第 14 条及び規則 5)

マレーシア知的財産公社

意匠登録出願

出願番号 (登録局使用欄) :

1. 各出願人の完全な名称及び住所 :

(個人 (事務所全パートナーを含む) の名前は、その氏名を記載します。姓あるいは氏は氏にあたる部分には下線を引いてください。法人組織の場合は法人名を記載します)。出願人が法人組織の場合には、設立州/国を記載してください。

2. 創作者の完全な氏名及び住所 :

3. 代理人の名称 (該当する場合のみ) :

通知等の送付先となるマレーシア国内の文書送付先住所 :
(代理人が選任される場合、本様式と一緒に意匠様式 10 を提出してください)

4. 意匠を適用する特定の物品又は組物の名称 :

5. 分類 :

意匠の国際分類に従いクラス及びサブクラスを記載してください。

6. 図面

公告に掲載する図面の数及びいずれの視点であるかを記載してください。

7. 複数出願 : 登録を求めめる意匠の数を記載してください (該当する場合のみ)。

8. 関連出願 :

第 23 条及び規則 17 に基づく関連出願としての受理を出願人が求める先行出願の出願番号又は登録番号を記載してください。

9. 優先権の主張 (該当する場合のみ) :

第 17 条に基づき優先権を主張する、外国で出願がなされた先の出願の条約国及び出願日を記載してください。

国名 :

出願日 :

10. 第 9 欄の詳細が適用される場合において、先の出願が第 1 欄記載の名称で行われなかったときは、出願人に登録出願を行う権利を与える証書 (たとえば、譲渡証など) の詳細を記載してください。適切な名称及び日付を記載してください :

(この情報が本様式の提出時に提示されない場合、この意匠が登録される前に提出しなければなりません。)

11. 分割出願 : 第 20 条に基づき出願日の主張がなされる該当する先の出願の出願番号及び出願日を記載してください。

出願番号 :

出願日 :

12. 宣言 :

私/私たちは、添付の表現物に表現される意匠の登録を申請します。私/私たちは、第 4 欄に記載される物品又は組物に関する意匠の所有者であると主張する出願人たる私/私たちが、この意匠に存在するあらゆる意匠権の所有者であることを宣言します。私/私たちはまた、第 9 欄の記載事項に関し、条約国における出願であつて出願人が先行出願として依拠するものが、条約国において提出された最初の意匠登録出願であることを宣言します。

署名

日付

出願人/代理人の名称

(該当しない方を削除してください)

13. マレーシア国内における連絡担当者の氏名及び電話番号 :

意匠様式 2

マレーシア知的財産公社

1996 年意匠法

意匠登録局

1999 年意匠規則

(第 25(2)条又は第 50(2)条及び規則 23)

登録存続期間延長の請求

1. 出願番号 (登録局使用欄) : _____
2. 登録意匠番号 : _____
3. (各) 所有者の完全な名称及び住所 : _____
4. 本請求は 2 回目、3 回目、4 回目又は 5 回目の延長のいずれに係るものですか?
何回目の期間延長かを記載してください。 _____
5. 延長手数料の納付期限日はいつですか?
延長請求が遅れて提出される場合、何回分の猶予期間を希望しますか? _____
6. 登録に 2 以上の意匠が含まれる場合において、その全意匠について延長を請求するのではないと
きは、延長を請求する各意匠の番号を記載してください。 _____
7. 延長手数料 RM _____
追徴料金 (該当する場合) RM _____
合計 RM _____ 同封しました。
8. 延長証書の送付宛先とするマレーシア国内の名称及び住所 : _____
9. 宣誓 :
私/私たちは、上記の登録意匠の登録期間延長を請求します。
(該当しない方を削除してください) _____
- 署名 _____ 日付 _____
10. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 : _____

(412)

意匠様式 3

マレーシア知的財産公社

1996 年意匠法

意匠登録局

1999 年意匠規則

(第 26 条及び規則 24)

登録意匠の回復請求

1. 出願番号 (登録局使用欄) : _____
2. 登録意匠番号 : _____
3. (各) 所有者の完全な名称及び住所 : _____
4. 回復を請求する各請求人の完全な名称及び住所 :
(本情報が第 3 欄記載の情報と同じ場合は余白のままとしてください) _____
5. 代理人の名称 (該当する場合) :
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所 : _____
6. 本請求が所有者によりなされるものである場合、現在意匠登録簿に記載されている送付先住所を
第 5 欄の住所に置き換えることを希望しますか?
(「はい」又は「いいえ」を記入してください。) _____
7. 本請求の根拠 :
(裏付けとなる証拠を、制定法上の宣言又は宣誓供述書の形で本様式に同封してください) _____
8. 回復手数料 RM _____ 同封しました。
9. 宣誓 :
私/私たちは、上記の登録意匠の回復を請求します。
(該当しない方を削除してください) _____
- 署名 _____ 日付 _____
10. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 : _____

(413)

意匠様式 4

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法

1999 年意匠規則

(第 26 条及び規則 25)

意匠回復に対する異議申立通知書

1. 出願番号 (登録局使用欄) :

2. 登録意匠番号 :

3. 意匠登録簿又は願書に現在記載されている (各) 出願人又は所有者の完全な名称及び住所 :

4. 本通知を提出する (各) 通知人の完全な名称及び住所 :

5. 本通知の根拠 :

6. 代理人の名称 (該当する場合) :
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所 :7. 宣誓 :
(各署名人の氏名、及び関係ある場合はその立場を記載してください)私/私たちは、第 26(3)条に従い上記の登録意匠回復請求の請求人に本通知を送付したことを確認
します。
(該当しない方を削除してください)

署名

日付

氏名

8. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 :

意匠様式 5

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法

1999 年意匠規則

(第 30 条及び規則 26)

(i) 登録意匠又、は
(ii) 意匠登録出願
に対する譲渡、移転その他の法の適用の登録請求

1. 出願番号 (登録局使用欄) :

2. 出願又は登録の枚 : 2 件以上の場合は総数を記入してください。

3. 意匠登録簿又は願書に現在記載されている (各) 出願人又は所有者の完全な名称及び住所 :

4. 本請求を提出する (各) 請求人の完全な名称及び住所 :
(本情報が第 3 欄記載の情報と同じ場合は余白のままとしてください)5. 本通知の根拠 :
第 2 欄に記載される各出願又は登録意匠の譲渡、移転その他の法の適用の詳細を記載してください。
これには、日付及び関与する全当事者の名称などを含み、法人組織の場合は国名及び (該当する
場合は) 設立州/国を含みます。譲渡証、移転証書その他の法の適用の証明書を同封してください。6. 代理人の名称 (該当する場合) :
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所 :7. 宣誓 :
(各署名人の氏名、及び関係ある場合はその立場を記載してください)私/私たちは、第 2 欄に記載される意匠/各意匠に意匠権が存在する場合において、請求人が本
請求により登録を求めている権利を付与されている者にも、当該意匠権に対する同等の権利が付
与されていることを宣誓します。
(該当しない方を削除してください)

署名

日付

署名者氏名

8. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 :

意匠様式 6

マレーシア知的財産公社

1996 年意匠法

意匠登録局

1999 年意匠規則

(第 24(3)条又は第 27(2)条及び規則 27)

登録簿補正の申請又は登録取消の請求

1. 出願番号 (登録局使用欄) : _____
2. 登録番号 : _____
3. (各) 所有者の完全な名称及び住所 : _____
4. 本様式にて請求を提出する請求人の完全な名称及び住所 : _____
(本情報が第 3 欄記載の情報と同じ場合は余白のままとしてください)
5. 代理人の名称 (該当する場合) : _____
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所 : _____
6. 請求の種別を説明してください。 _____
7. 宣誓 : _____ 日付 _____
私/私たちは、登録簿補正の申請/登録取消を請求します。
(該当しない方を削除してください)
8. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 : _____

意匠様式 7

マレーシア知的財産公社

1996 年意匠法

意匠登録局

1999 年意匠規則

(第 24(1)(a)条又は第 24(3)条又は第 27(1)条(a)、(b)若しくは(c)号及び規則 28)

請求の複写の裁判所への提出

1. 出願番号 (登録局使用欄) : _____
2. 登録番号 : _____
3. 意匠登録簿又は願書に現在記載されている (各) 出願人又は所有者の完全な名称及び住所 : _____
4. 本請求を提出する (各) 請求人の完全な名称及び住所 : _____
(本情報が第 3 欄記載の情報と同じ場合は余白のままとしてください)
5. 代理人の名称 (該当する場合) : _____
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所 : _____
6. 宣誓 : _____ 日付 _____
(各署名人の氏名、及び関係ある場合はその立場を記載してください)
私/私たちは、請求の複写を裁判所へ提出します。
(該当しない方を削除してください)
7. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 : _____

意匠様式 8

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法

1999 年意匠規則

[1999 年規則 (第 24(1)(d)条及び規則 29)]

登録簿補正のための裁判所命令の通知

1. 出願番号 (登録局使用欄) ; _____
2. 登録番号 ; _____
3. (各) 所有者の完全な名称及び住所 ; _____
4. 本請求を提出する各請求人の完全な名称及び住所 ; _____
5. 代理人の名称 (該当する場合) ; _____
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所 ; _____
6. 求められる補正の詳細 ; _____
(裁判所命令の公式複写を添付してください) _____

7. 宣誓 :

私/私たちは、登録簿補正のための裁判所命令の通知の複写を提出します。
(該当しない方を削除してください)

署名 _____ 日付 _____

署名者氏名 _____

意匠様式 9

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法

1999 年意匠規則

(第 19 条又は第 40 条及び規則 30)

意匠登録出願又は登録意匠の補正請求

1. 出願番号 (登録局使用欄) ; _____
2. 出願番号又は登録番号 ; _____
3. 願書又は意匠登録簿に現在記載されている (各) 出願人又は所有者の完全な名称及び住所 ; _____
4. 請求を提出する請求人の完全な名称及び住所 ; _____
(本情報が第 3 欄記載の情報と同じ場合は余白のままとしてください)
5. 新名称の詳細 (該当する場合) ; _____
(名称変更の証拠を同封する。例として、名称変更に関する設立証書)
6. 補正の詳細を記載してください (該当する場合) ; _____

7. 請求が名称又は住所の変更に係るものである場合、その変更は、その名称の下でなされた意匠登録出願又は登録意匠のすべてに適用されますか?
(「はい」又は「いいえ」を記入してください)

8. 代理人の名称 (該当する場合) ; _____
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所 ; _____

9. 宣誓 ; _____

私/私たちは、意匠登録出願/登録意匠の補正を請求します。

(該当しない方を削除してください)

署名 _____ 日付 _____

10. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 ; _____

意匠様式 10

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法
1999 年意匠規則
(第 14 条又は第 45 条及び規則 32 及び規則 40)

代理人の任命又は変更及び送達のための住所の変更

1. 出願番号 (登録局使用欄) : _____
2. (各) 出願人又は所有者の完全な名称及び住所 : _____
3. 現在の代理人の完全な名称及び住所 (該当する場合) : _____
4. 代理人の登録番号 (該当する場合) : _____
5. 新代理人の名称及び住所 : _____
6. 新代理人の登録番号 : _____
7. 宣誓 : _____

私は、上記の出願又は登録に関するすべての連絡が第 5 欄記載の住所 (送達のための住所) に送付されることを請求します。

署名 _____ 日付 _____

請求人氏名
役職

8. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号 : _____

意匠様式 11

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法
1999 年意匠規則
(第 47 条及び規則 32 及び規則 33(2))

意匠代理人としての登録請求

1. 出願番号 (登録局使用欄) : _____
2. 出願人の完全な名称及び住所 : _____
3. 国籍 : _____
4. 本籍地又は主たる営業所 (現在の電話番号及びファックス番号を含みます) : _____
5. 資格 : _____
(宣誓供述管理官 (commissioner for oaths) による認証がなされた資格証の写しを添付してください)
6. 経歴 : _____
(制定法上の宣言の形で経歴の詳細を提出してください)
7. 宣誓 : _____
私は、意匠代理人としての登録を請求します。私はまた、上記の情報がすべて真正かつ正確であることを宣誓します。

署名 _____ 日付 _____

意匠様式 12

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法
1999 年意匠規則
(第 47 条及び規則 33(7))

意匠代理人の登録延長請求

1. 代理人の登録番号： _____
2. 出願人の完全な名称及び住所： _____
3. 国籍： _____
4. 本籍地又は主たる営業所（現在の電話番号及びファックス番号を含みます）： _____
5. 資格： _____
6. 延長手数料： _____ RM _____ 同封しました。
7. 宣誓：
私は、意匠代理人としての登録延長を請求します。私はまた、上記の情報がすべて真正かつ正確であることを宣誓します。
_____ 署名 _____ 日付 _____

意匠様式 13

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法
1999 年意匠規則
(第 43 条及び規則 43)

期間延長請求

1. 出願番号（登録局使用欄）： _____
2. (各) 出願人の完全な名称及び住所： _____
3. 代理人の完全な名称及び住所（該当する場合）：
連絡の宛先とするマレーシア国内の送付先住所： _____
4. どの程度の期間延長を希望しますか？ 1 カ月、2 カ月又は 3 カ月のいずれかを記入してください。
5. 完了日：
(第 4 欄における延長を請求する目的たる行為又は事項の完了日を記載してください)
6. 宣誓：
私/私たちは、第 5 欄記載の日付までの期間延長を請求します。
(該当しない方を削除してください)
_____ 署名 _____ 日付 _____
7. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号： _____

意匠様式 14

マレーシア知的財産公社

意匠登録局

1996 年意匠法
1999 年意匠規則
(第 9 条及び第 47 条及び規則 45)

附則 3

記載事項、書類等の認証又は不認証請求本又は抄本の請求

1. 出願又は登録番号： _____
2. 意匠登録簿又は願書に現在記載されている (各) 意匠出願人又は所有者の完全な名称及び住所： _____
3. 次の事項の請求：
 (a) 認証請求本又は抄本、又は []
 (b) 不認証請求本又は抄本、又は []
 (c) 認証請求本又は抄本を伴う登録官の認証 (該当するものにチェックしてください) []
- 必要な複写 (コピー) 部数は何部ですか？ []
4. 請求本、抄本又は認証の送付先とするマレーシア国内の完全な名称及び住所：
 (特別な配送/回収上の指示がある場合は詳細を記載してください)
5. 認証を要する書類を同封しましたか？同封されていない場合は、可能であれば局が複写を用意することになります。

6. 宣誓：

私/私たちは、第 3 欄でチェックされた書類を請求し、それが第 4 欄記載の名称及び住所宛てに送付されることを請求します。
 (該当しない方を削除してください)

署名 _____ 日付 _____

7. マレーシア国内の連絡担当者の氏名及び電話番号：

発行日： _____
 (_____)

意匠登録官に代わり

附則 3

1996 年意匠法
1999 年意匠規則
(規則 20)マレーシア知的財産公社
意匠登録局
意匠登録証

登録番号：
 登録日：
 失効日：
 物品又は組物
 名称及び住所：

1996 年意匠法及び 1999 年意匠規則の各条項に従い、表現物が添付された意匠は、上記の登録日をもつて、上記の名称及び住所により、登録された。

発行日： _____
 (_____)

マレーシア意匠登録官

附則 4

1996 年意匠法
1999 年意匠規則
(規則 23)マレーシア知的財産公社
意匠登録局

意匠登録期間延長証

次の登録意匠の登録期間延長請求に関し、

登録番号：
 所有者の名称：
 失効日：

登録官に代わり署名・発行を行う権限を与えられた担当官であり未尾署名者たる私は、1996 年意匠法に基づき登録された本意匠が、上記の通り追加 5 年間にわたり登録期間を延長して有効に存続することを証明する。

意匠登録官に代わり



MALAYSIA

Warta Kerajaan

SERI PADUKA BAGINDA

DITERBITKAN DENGAN KUASA

HIS MAJESTY'S GOVERNMENT GAZETTE

PUBLISHED BY AUTHORITY

 Jil. 56
 No. 2

 31hb Januari 2012

 TAMBAHAN No. 14
 PERUNDANGAN (A)

P.U. (A) 37.

INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996

INDUSTRIAL DESIGNS (AMENDMENT) REGULATIONS 2012

In exercise of the powers conferred by section 47 of the Industrial Designs Act 1996 [Act 552], the Minister makes the following regulations:

Citation and commencement

1. (1) These regulations may be cited as the **Industrial Designs (Amendment) Regulations 2012**.
- (2) These Regulations come into operation on 15 February 2012.

Amendment of regulation 5

2. The Industrial Designs Regulations 1999 [P.U. (A) 351/1999], which are referred to as the "principal Regulations" in these Regulations amended in regulation (5) by inserting after subregulation (3) the following subregulation:

“(3A) Where the application is—

- (a) signed by an agent in accordance with subregulation (2) and the agent files the application; or
 - (b) signed by an applicant in accordance with subregulation (2) but the application is filed by an agent,
- the agent shall file ID Form 1 and ID Form 10 accompanied by the prescribed fees”.

Amendment of regulation 6

3. The principal Regulations are amended by substituting for regulation 6 the following regulation:

“Language of documents, translations and transliterations

6. Where any document, as prescribed under the Act and Regulations, given or sent to or filed with the Registrar, or any part of the document, contains or consists of a word or words in characters other than Roman or in a language other than the national language or English language, it shall, unless the Registrar otherwise directs, be accompanied by—
 - (a) a translation and, if the case requires, a transliteration, of each word in the English language, certified or verified to the satisfaction of the Registrar; and
 - (b) a statement as to the language to which each word belongs”.

Amendment of regulation 7

4. Regulation 7 of the principal Regulations is amended by substituting for the word “or” the word “and”.

Amendment of regulation 8

5. Regulation 8 of the principal Regulations is amended by substituting for subregulation (2) the following subregulation:

“(2) The address indicated shall be a complete and current address so as to ensure prompt postal delivery, including the electronic mail address, website address, facsimile and telephone number, if any, or any effective mode, manner or form of communication prevailing”.

Amendment of regulation 10

6. Regulation 10 of the principal Regulations is amended—

- (a) in paragraph (1)(d), by substituting for the words “, electrostatic process, photo offset and microfilming,” the words “and any associated reproduction in any form, mode or manner;”;
- (b) in subregulation (2), by substituting for the words “six copies” the words “one copy”; and
- (c) in subregulation (4), by deleting the word “tracings”.

Amendment of regulation 14

7. Regulation 14 of the principal Regulations is amended—

- (a) in subregulation (3), by substituting for the word “or” appearing after the word “class” the word “and”; and
- (b) by substituting for subregulation (6) the following subregulation:

“(6) Where the earlier application is in a language other than the national language or the English language, the applicant shall, within three months from the date of the request by the Registrar referred to in subregulation (5), furnish a certified or verified translation to the satisfaction of the Registrar of the earlier application in the national language or the English language.”.

Amendment of regulation 18

8. Subregulation 18(4) of the principal Regulations is amended by deleting the words “a certificate of filing in the form of”.

Amendment of regulation 20

9. Subregulation 20(2) of the principal Regulations is amended by substituting for the words “common certificate of registration for” the words “Certificate of Registration for each of”.

Amendment of regulation 32

10. Regulation 32 of the principal Regulations is amended by inserting after subregulation (4) the following subregulation:

“(5) The Registrar may, for the purpose of subregulation (2), require the agent to produce evidence of his authority.”.

Amendment of regulation 33

11. Regulation 33 of the principal Regulations is amended—

- (a) in paragraph (3)(b), by deleting the word “or”;
- (b) in paragraph (3)(c), by substituting for the full stop the words “;or”; and
- (c) by inserting after paragraph (3)(c) the following paragraph:
 - “(d) has had at least seven (7) years of experience in the field of industrial property by virtue of being an ex-officer of the Office.”.

Substitution of regulation 42

12. The principal Regulations are amended by substituting for regulation 42 the following regulation:

“Filing and service of documents and things

42. (1) Any document or thing required or authorized by the Act or these Regulations to be filed at the Office or with the Registrar shall be delivered by hand to the Office during its normal business hours or be sent to the Registrar by post.

(2) Sending by post shall be deemed to be effected by properly addressing, preparing and posting a letter containing the document or thing, with the prepaid postage on it, to the Registrar at the Office and the document or thing shall be deemed to have been received at the time when the document or thing is actually received by the Office.

(3) The filing of a document or thing with the Office shall be deemed to be effected at such time as it is received by the Office and is recorded as received.”.

New regulations 42A and 42B

13. The principal Regulations are amended by inserting after regulation 42 the following regulations:

“Electronic filing of documents and things

42A. (1) The Registrar may provide a service for the electronic filing of the document or thing required or authorized by the Act or these Regulations to be filed at the Office or with the Registrar.

(2) A person who intends to use the service provided under subregulation (1) shall comply with the terms and conditions as may be specified by the Registrar, either generally by notice published in the official website or, in any particular case, by notice, including through electronic means, to the person desiring to use such service.

(3) A document or thing which is electronically filed under this regulation shall be deemed to be effected at such time as that document or thing is accepted by the electronic filing system.

(4) Where any accompanying document or thing is not capable of being filed electronically, such accompanying document or thing may be delivered or sent to the Registrar in the manner specified in regulation 42, subject to such terms and conditions as the Registrar may specify.

Terms and conditions for electronic filing

42B. (1) Without limiting the generality of subregulation 42A(2), the terms and conditions for electronic filing shall include the following:

- (a) the procedure to be complied with for the electronic filing of documents and things;
- (b) the format or media in which a document or thing is to be recorded or stored for purposes of electronic filing;
- (c) the manner of authenticating a document or thing which is required to be stamped, signed, sealed or certified, including the requirement for a digital signature of the person filing the document or thing; and
- (d) the actions to be taken in the event of an interruption in the process of performing an electronic filing.

(2) Notwithstanding regulation 42A, the Registrar may refuse to accept or register any document or thing which is filed electronically, if—

- (a) the information contained in such document or thing is not capable of being displayed in a legible form;
- (b) the electronic record of such document or thing is not capable of being stored in the electronic filing system;

(430)

- (c) the electronic record of such document or thing appears to the Registrar to be altered, damaged, incomplete or forged; or
- (d) any of the terms or conditions on electronic filing specified by the Registrar is not complied with.”

Substitution of regulation 45

14. The principal Regulations are amended by substituting for regulation 45 the following regulation:

“45. Any request for—

- (a) certified or uncertified copies of any entry or document in the Register; or
- (b) certified or uncertified extracts from any entry or document in the Register; or
- (c) a Registrar’s Certification accompanied by certified copy of any entry or document in the Register;

shall be made on ID Form 14 accompanied by the prescribed fee.”

Substitution of First Schedule

15. The principal Regulations are amended by substituting for the First Schedule the following Schedule:

**“FIRST SCHEDULE
FEES
(Regulation 3)**

The following fees shall be paid in respect of applications, registrations and other matters under the Act. Such fees must in all cases be paid before or at the time of doing the matter in respect of which they are paid.

PART I				
Item No.	Matters or Proceedings	Form	E-Filing Fee (RM)	Manual Fee (RM)
1.	Application for the registration of an industrial design:	ID FORM 1		
	for a single design		480.00	500.00
	for each additional design specified (Regulation 5)		480.00	500.00
	Publication for each view of the representation contained in the application (Regulations 10 and 22)		200.00	200.00

(431)

Item No.	Matters or Proceedings	Form	E-Filing Fee (RM)	Manual Fee (RM)
2.	Application for extension of the period of registration: for second period of— (a) a single industrial design (b) each additional industrial Design for third period of— (a) a single industrial design (b) each additional industrial design for fourth period of— (a) a single industrial design (b) each additional industrial design for fifth period of— (a) a single industrial design (b) each additional industrial design Surcharge shall be payable under subsection 25(3) in respect of period of grace in making application for the extension of period of registration: for each period of one month (not exceeding six months in total) (Regulation 23)	ID FORM 2	780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 200.00	800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 200.00
3.	Request to restore a registered industrial design (Regulation 24) Surcharge payable under subregulation 24(4): for each period of one month (not exceeding twelve months in total)	ID FORM 3	780.00 100.00	800.00 100.00
4.	Notice of opposition to the restoration of an industrial design (Regulation 25)	ID FORM 4	280.00	300.00
5.	Application to record the assignment, transmission or other operation of law to: (a) a registered industrial design or; (b) an application for registration of an industrial design (Regulation 26)	ID FORM 5	280.00 for each design 280.00 for each design	300.00 for each design 300.00 for each design

Item No.	Matters or Proceedings	Form	E-Filing Fee (RM)	Manual Fee (RM)
6.	Application for rectification of the Register or request for revocation of registration (Regulation 27)	ID FORM 6	580.00	600.00
7.	Submission of a copy of an application to Court (Regulation 28)	ID FORM 7	Free	Free
8.	Notice of order of Court for rectification of the Register (Regulation 29)	ID FORM 8	180.00	200.00
9.	Request for amendment of an application for registration of an industrial design or a registered industrial design (Regulation 30)	ID FORM 9	180.00	200.00
10.	Appointment or change of agent and change of address for service (Regulations 32 and 40)	ID FORM 10	80.00 (For each application of industrial design)	100.00 (For each application of industrial design)
11.	Application for registration as an Industrial Designs Agent [Subregulation 33(2)]	ID FORM 11	1,280.00	1,300.00
12.	Application for extension of registration as an Industrial Designs Agent [Subregulation 33(7)]	ID FORM 12	580.00	600.00
13.	Request for extension of time: for each period of one month (not exceeding three months in total) (Regulation 43)	ID FORM 13	280.00 300.00 for each month	300.00 300.00 for each month
14.	Request for certified or uncertified copies of or extract from entries, documents, etc.: (a) for certified copy or extract; (b) for uncertified copy or extract; or (c) Registrar's Certification accompanied with certified copy or extract (Regulation 45)	ID FORM 14	10.00 per page 5.00 per page 100.00 per Certificate 20.00 per page for copy or extract	10.00 per page 5.00 per page 100.00 per Certificate 20.00 per page for copy or extract

PART II

OTHER FEES REQUIRED UNDER THE ACT

Item No.	Matters or Proceedings	Fee (RM)
1.	Request to conduct public search	20,00 per hour
2.	Computer print-out	
	(a) black and white	5.00 per page
	(b) in colour	20.00 per page*.

Amendment of Second Schedule

16. The Second Schedule to the principal Regulations is amended—

- (a) by substituting for the words “MINISTRY OF DOMESTIC TRADE AND CONSUMER AFFAIRS, MALAYSIA” wherever appearing the words “INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA”;
- (b) by deleting the words “INTELLECTUAL PROPERTY DIVISION,” wherever appearing”;
- (c) by substituting for ID FORM 1 the following form:

“ID FORM 1**INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA**

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 14 and Regulation 5)
Industrial Designs Registration Office

APPLICATION FOR REGISTRATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN

Application number (For official use only):

- Full name and address of each applicant:
(Names of individuals including all partners in a firm shall be given in full. Underline the surname or family name. For a corporate body give its company name) If the applicant is a corporate body, give country/state of incorporation.
- Full name and address of the author:
- Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:
(If agent is appointed, Form ID 10 shall be submitted together with this form)

4. Name the particular article or set of articles to which the design applies:

5. Classification:
Enter the class and subclass number in accordance with the International Classification for Industrial Designs.

6. View(s):
Enter the number(s) and which view(s) to be gazetted.

7. Multiple applications: Enter the number of industrial design applied for registration (if any):

8. Association:
Enter the application number or registration number of the earlier design with which the applicant seeks association under section 23 and regulation 17.

9. Declaration of priority (if any):
Give the convention country and filing date of any previous application made abroad from which priority is claimed under section 17.
Country:
Date of filing:

10. If the details in column 9 apply, and the previous application was not made in the name(s) given in column 1, give details of the instrument (for example, deed of assignment) which gives the applicant the right to apply for registration. Include appropriate name(s) and date(s):

(If this information is not given at the time this Form is filed, you must submit it before this industrial design is registered).

11. Divisional application: Give the number and filing date of any relevant earlier application whose filing date is claimed under section 20.

Number:
Date of filing:

12. Declaration:

I/We apply to register the industrial design shown in the accompanying representations. I/We declare that I/We the applicant(s) who claim(s) to be the owner(s) of the design in relation to the article or set of articles specified

in column 4 and to be the owner of any designs right that exists in this industrial design. If/We also declare in respect of any entry in column 9 that the application made in the convention country upon which the applicant relies is the first application made for registration of the design in a convention country.

Signature(s) _____ *Date*

Name of applicant/agent
(Delete whichever is not applicable)

13. Name and telephone number of person to contact in Malaysia: _____

(d) by substituting for ID FORM 2 the following form:

ID FORM 2

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Subsection 25(2) or Subsection 50(2)
and Regulation 23) _____
Industrial Designs Registration Office

**APPLICATION FOR EXTENSION OF THE PERIOD OF
REGISTRATION**

1. Application number (For official use only): _____

2. Registered industrial design number: _____

3. Full name and address of the/each owner: _____

4. Is this application for an extension for a second, third, fourth or fifth period?
Please state which period. _____

5. When is the extension fee due?
How many period of grace do you want if the application for extension is late? _____

6. If the registration contains more than one industrial design and extension is not applied for in respect of all of them, state the number of each industrial design for which extension is applied for: _____

7. Extension fee RM _____
Surecharge (if applicable) RM _____
Total RM _____ enclosed

8. Full name and address in Malaysia to which the certificate of extension is to be sent: _____

9. Declaration: _____

I/We apply for an extension of the period of registration of the above registered industrial design.
(Delete whichever is not applicable)

Signature(s) _____ *Date*

10. Name and telephone number of person to contact in Malaysia: _____

(e) by substituting for ID FORM 3 the following form:

ID FORM 3

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 26 and Regulation 24) _____
Industrial Designs Registration Office

REQUEST TO RESTORE A REGISTERED INDUSTRIAL DESIGN

1. Application number (For official use only): _____

2. Registration number: _____

3. Full name and address of the/each owner: _____

4. Full name and address of the/each applicant applying for restoration:
(Leave blank if this information is the same as given in column 3) _____

5. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent: _____

6. If this application is being made by the owner(s), do you want the address in column 5 to replace the address for service currently on the Register? (State YES or NO)

7. Grounds for this application:
(enclose supporting evidence in the form of statutory declaration(s) or affidavit(s) with this Form)

8. Restoration fee:

RM _____ (enclosed)

9. Declaration:

I/We apply for the above registered industrial design to be restored.

(Delete whichever is not applicable)

Signature(s)

Date

10. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:

(f) by substituting for ID FORM 4 the following form:

"ID FORM 4

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 26 and Regulation 25)

Industrial Designs Registration Office

NOTICE OF OPPOSITION TO THE RESTORATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN

1. Application number (For official use only):

2. Registration number:

3. Full name and address of the/each applicant/owner as currently appears on the Register or application:

4. Full name and address of the/each person making this notice:

(438)

5. Grounds for this notice:

6. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:

7. Declaration:

(Name of each signatory should be entered, and status if relevant)

I/We confirm that a copy of this Notice has been given on the applicant for the restoration of the above industrial design in accordance with subsection 26(3).
(Delete whichever is not applicable)

Signature(s)

Date

Name(s)

8. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:

(g) by substituting for ID FORM 5 the following form:

"ID FORM 5

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 30 and Regulation 26)

Industrial Designs Registration Office

**APPLICATION TO RECORD THE ASSIGNMENT, TRANSMISSION OR OTHER OPERATION OF LAW TO:
(i) A REGISTERED INDUSTRIAL DESIGN, OR;
(ii) AN APPLICATION FOR REGISTRATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN**

1. Application number (For official use only):

2. Application or registration number(s): Give the total number if more than one.

3. Full name and address of the/each applicant/owner as currently recorded on the Register or application(s):

(439)

4. Full name and address of the person making this application:
(Leave blank if this information is the same as given in column 3)
-
5. Grounds for this application:
Give details of the assignment, transmission or operation of law affecting the rights in the or in each application or registered industrial design specified in column 2 including its date and the names of all the parties involved, including for corporate bodies the country and, if appropriate, state of incorporation. A certified copy of the assignment, transmission or other operation of law shall be enclosed.
-
6. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:
-

7. Declaration:
(Name of each signatory should be entered, and status if relevant)

I/We declare that where industrial design right exists in the/in each industrial design mentioned in column 2, the person(s) entitled to any interest which the applicant is seeking to register by this application is/are also entitled to the corresponding interest in the industrial design right.
(Delete whichever is not applicable)

Signature(s) _____
Date

Name of signatory(s):

8. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:
-

(h) by substituting for ID FORM 6 the following form:

"ID FORM 6

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Subsection 24(3) or 27(2) and Regulation 27)

**APPLICATION FOR RECTIFICATION OF THE REGISTER OR
REQUEST FOR REVOCATION OF REGISTRATION**

1. Application number (For official use only):
-

(440)

2. Registration number:
-
3. Full name and address of the/each owner:
-
4. Full name and address of the person making the application/request on this form:
(Leave blank if this information is the same as given in column 3)
-
5. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:
-

6. Explain the nature of your application:
-

7. Declaration:
I/We apply/request for rectification of the Register/revocation of registration.
(Delete whichever is not applicable)

Signature(s) _____
Date

8. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:
-

(i) by substituting for ID FORM 7 the following form:

"ID FORM 7

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
Paragraph 24(1) (a) or Subsection 24(3) or
Paragraph 27(1) (a), (b) or (c) and Regulation 28)

SUBMISSION OF A COPY OF AN APPLICATION TO COURT

1. Application number (For official use only):
-

2. Registration number:
-

(441)

3. Full name and address of the/each applicant/owner as currently appears on the Register or application(s):

4. Full name and address of the/each person making this application: (Leave blank if this information is the same as given in column 3)

5. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:

6. Declaration:
(Name of each signatory should be entered and status if relevant)

I/We submit a copy of the application to Court.
(Delete whichever is not applicable)

Signature(s)

Date

Name of signatory(s):

7. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:

(j) by substituting for ID FORM 8 the following form:

"ID FORM 8

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
[Regulations 1999 (Paragraph 24(1)(d) and Regulation 29)]

NOTICE OF ORDER OF COURT FOR RECTIFICATION OF THE REGISTER

1. Application number:
(For official use only)

2. Registration number:

3. Full name of the/each owner:

4. Full name and address of each person making this application:

5. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:

6. Details of the rectification required to be made:
(An office copy of the order of Court shall be attached)

7. Declaration:
I/We submit a copy of the notice of order of the Court for rectification of the Register
(Delete whichever not applicable)

Signature(s)

Date

Name of signatory(s):

(k) by substituting for ID FORM 9 the following form:

"ID FORM 9

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 19 or 40 and Regulation 30)

Industrial Designs Registration Office

REQUEST FOR AMENDMENT OF AN APPLICATION FOR REGISTRATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN OR A REGISTERED INDUSTRIAL DESIGN

1. Application number (For official use only):

2. Application or registration number(s):

3. Full name and address of the/each applicant/owner as currently recorded on application(s) or the Register:

4. Full name and address of person(s) making the request:
(Leave blank if this information is the same as given in column 3)

5. Give details of new name, if applicable:
(enclose proof of any change of names; example copy of Certificate of Incorporation on change of name)

6. Give details of amendment to be made, if applicable:

7. If this request is to alter the name or address, does the alteration apply to all application for registration of an industrial design or registered industrial designs in that name?
(State YES or NO)

8. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:

9. Declaration:

I/We apply for amendment of the application for registration of an industrial design/registered industrial design.

(Delete whichever is not applicable)

Signature(s)

Date

10. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:

(l) by substituting for ID FORM 10 the following form:

"ID FORM 10

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996 Industrial Designs Registration Office
Industrial Designs Regulations 1999
(Sections 14 or 45 and Regulation 32 and 40)

APPOINTMENT OR CHANGE OF AGENT AND CHANGE OF ADDRESS FOR SERVICE

1. Application or registration number(s):

2. Full name and address of the/each applicant/owner:

3. Full name and address of present agent (if applicable):

4. Agent's registration number (if applicable):

(444)

5. Name and address of new agent:

6. Registration number of new agent:

7. Declaration:
I request that all communication concerning the above application or registration shall be sent to the address specified in column 5, which is the address for service.

Signature(s)

Date

Name of applicant(s):
Designation:

8. Name and telephone number of person to contact in Malaysia

(m) by substituting for ID FORM 11 the following form:

"ID FORM 11

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996 Industrial Designs Registration Office
Industrial Designs Regulations 1999
(Sections 47 and Subregulation 33(2))

APPLICATION FOR REGISTRATION AS AN INDUSTRIAL DESIGNS AGENT

1. Application number(s):
(For official use only)

2. Full name and address of the applicant:

3. Nationality:

4. Permanent residence or principal place of business (including current telephone and fax number):

5. Qualifications:
(attach copies of qualifications certified by Commissioner for Oaths.)

(445)

6. Experience:
(submit details of your experience in the form of statutory declaration.)

7. Declaration:
I apply for registration as an Industrial Design Agent. I also declare that all information given above is true and correct.

Signature(s)

Date

(n) by substituting for ID FORM 12 the following form:

"ID FORM 12

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 47 and Sub regulation 33(7))

Industrial Designs Registration Office

APPLICATION FOR EXTENSION OF REGISTRATION AS AN INDUSTRIAL DESIGNS AGENT

1. Registration number of agent: _____

2. Full name and address of the applicant: _____

3. Nationality: _____

4. Permanent residence or principal place of business (including telephone and fax number): _____

5. Qualifications: _____

6. Extension fee: _____ RM _____ enclosed.

7. Declaration:

I apply for an extension of the registration as an Industrial Design Agent. I also declare that all information given above is true and correct.

Signature(s)

Date

(o) by substituting for ID FORM 13 the following form:

"ID FORM 13

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 43 and Regulation 43)

Industrial Designs Registration Office

REQUEST FOR EXTENSION OF TIME

1. Application number (For official use only): _____

2. Full name and address of the/each applicant: _____

3. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent: _____

4. How long an extension do you want? State 1, 2 or 3 months. _____

5. Completion date:
(State the completion date of the act or thing in respect of which the extension of time is requested, regard to the extension of time in column 4)

6. Declaration:
I/We request for an extension of time to the date stated in column 5.
(Delete whichever is not applicable)

Signature(s)

Date

7. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:

.....

(p) by substituting for ID FORM 14 the following form:

"ID FORM 14

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Sections 9 and 47 and Regulation 45)

Industrial Designs Registration Office

**REQUEST FOR CERTIFIED OR UNCERTIFIED COPIES OF OR
EXTRACT FROM ENTRIES, DOCUMENTS, ETC.**

1. Application or registration number: _____
2. Full name and address of the/each applicant/owner of the industrial design as currently appears on the Register or application(s):

3. Request for:

(a) certified copy of or extract; or	[<input type="checkbox"/>]
(b) uncertified copy of or extract; or	[<input type="checkbox"/>]
(c) Registrar's Certification accompanied with certified copy or extract (Tick whichever is applicable)	[<input type="checkbox"/>]

How many copies do you require? []

4. Full name and address in Malaysia to which copies, extracts or certificate be sent:
(If you have any special delivery/collection instructions, please give details)

5. Have you enclosed the documents to be certified? If not, the Office will, if possible, prepare photocopies.

6. Declaration:
I/We request for the document(s) which is ticked in column 3 and shall be sent to the name and address given in column 4.
(Delete whichever not applicable)

Signature(s) _____ Date _____

(448)

7. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:

.....

Substitution of Third Schedule

17. The Principal Regulations are amended by substituting for the Third Schedule the following Schedule:

"THIRD SCHEDULE

INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996
INDUSTRIAL DESIGNS REGULATIONS 1999
(Regulation 20)

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA
Industrial Designs Registration Office

CERTIFICATE OF REGISTRATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN

Registration Number : _____
Registration Date : _____
Expiry Date : _____
Article or set of article : _____
Name and address : _____

In pursuance of and subject to the provisions of the Industrial Designs Act 1996 and the Industrial Designs Regulations 1999, the Industrial Design of which the representation(s) is or are attached has been registered from the date of registration in the name(s) and address(es) as above.

Date of Issuance: _____

(.....)
Registrar of Industrial Designs Malaysia.

Substitution of Fourth Schedule

18. The principal Regulations are amended by substituting for the Fourth Schedule the following Schedule:

"FOURTH SCHEDULE

INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996
INDUSTRIAL DESIGNS REGULATIONS 1999
(Regulation 23)

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA
Industrial Designs Registration Office

**CERTIFICATE OF EXTENSION OF PERIOD
OF REGISTRATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN**

IN THE MATTER OF an application to extend the period of registration of a Registered Industrial Design as the following:

(449)

願書 1 記載ガイドライン

Registration Number :
Name of Owner :
Expiry Date :

1. THE UNDERSIGNED being an officer authorized to sign and issue certificates on behalf of the Registrar, certify that this industrial design registered under the Industrial Design Act 1996 continues in force with the period of registration extended for a further five years as above.

Date of Issuance: (.....)
(.....)
Acting for the
Registrar of Industrial Designs*.

Made 26 January 2012
[KPDN(BUU)(PU)26/5/19; PN(PU)588/III]

DATO' SRI ISMAIL SABRI BIN YAAKOB
Minister of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism

意匠出願は、出願様式 1 を用いて行うものとします。

第 1 欄： 出願人の正式名称及び住所

出願人の名称を記載します。出願人が個人である場合は国籍も記載します。出願人がパートナーシップである場合は、各パートナーの氏名を記載してください。法人組織である場合は、法人名及び設立州/国を記載します。

第 2 欄： 作者の名称及び住所

該当する意匠の元々の作者の氏名及び住所を記載します。作者は、自然人でなければなりません。作者を 2 名以上とすることも可能です。出願人と作者が異なる場合、出願人は、意匠に対する権利を正当化する陳述書を別紙にて提出しなければならず、その陳述書は、出願人又は作者の署名がなされているか、第 9 欄の詳細な証書の内容を（たとえば、譲渡証又は雇用証書などにより）記載していなければなりません。

第 3 欄： 代理人の名称

出願人が代理人を指名する場合、代理人の名称及び住所を記入しなければなりません。指名される代理人は、登録された意匠代理人でなければなりません。出願人は、意匠様式 10 を用いて登録された意匠代理人を指名しなければなりません。代理人を通じての出願は、出願人が外国籍の企業又は外国企業であり営業上の住所がマレーシア国外にある場合にのみ義務づけられます。

第 4 欄： 意匠が適用される特定の物品又は組物の名称

物品の説明は、可能な限り短くするものとし、たとえばナイキ・シューズや XXXX07 スーパーバキュームといったブランド名が含まれてはなりません。玩具の自動車、自動車、容器といった一般的な物品の説明で十分です。可能な場合は、ロカルノ分類に定める物品の説明に従うようにしてください。

Hakejpta Pencetak (i)
PERCETAKAN NASIONAL MALAYSIA BERHAD
Semua Hak Terpelihara. Tindakan mana-mana bahagian jua daripada penerbitan ini boleh diterbitkan semula atau disimpan di dalam bentuk yang boleh diperolehi semula atau disiarkan dalam sebarang bentuk dengan apa jua cara elektronik, mekanikal, fotokopi, rakaman dan/atau sebaliknya tanpa mendapat izin daripada Percetakan Nasional Malaysia Berhad (Pencetak kepada Kerajaan Malaysia yang dilantik).

DICETAK OLEH
PERCETAKAN NASIONAL MALAYSIA BERHAD,
KUALA LUMPUR
BAGI PIHAK DAN DENGAN PERINTAH KERAJAAN MALAYSIA



第5欄： 分類

物品は、国際分類に従って分類しなければなりません。意匠においてはロカルノ分類を使用します。各出願につき、クラス又はサブクラスは1つのみとします。

第6欄： 図面等

図面等の数を記載します。公報に記載すべき図面等を指定します。願書と一緒に提出することが求められるのは、表現物1部のみです。

第7欄： 複数出願

それぞれの意匠が同一クラスに係るものであることを条件として、1出願において2以上の意匠の出願を行うことができます。

第8欄： 関連出願

関連出願とする意匠の出願/登録番号を記載します。本欄は、次の出願又は登録に係るものです。

- i) 出願人が1又は2以上の異なる物品に関して同一の意匠の登録出願を求める場合における出願。たとえば、皿の登録意匠の権利者が、模様及び装飾についての同じ意匠をカップ又はティーポットにまで拡大しようとする場合など。
- ii) 1又は2以上の他の物品についての登録。この場合、意匠の特徴は、元々の登録意匠の特徴又は識別性を変更するには不十分な修正物又は変形物で構成されます。いずれの場合においても、それらの意匠は共通の所有下になければなりません。

第9欄： 優先権の宣言

本欄は、優先権主張がなされる場合に記載します。優先権を主張する場合、主張する優先権出願の出願日及び国名を記載します。優先権主張は、最先の出願日から6カ月以内になされなければなりません。先の出願がなされた官庁により正確なものであると認証された当該先行出願の写しを願書提出時に、又は登録官の求めがあつてから3カ月以内に、提出しなければなりません。

第10欄： 出願人に登録出願を行う権利を与える証書（たとえば譲渡証など）の詳細
出願人と創作者が同じでない場合には、証書の詳細を記載します。

第11欄： 分割出願

多意匠出願の場合を除き、出願に含まれるのは1点の意匠のみとします。1出願中に2点以上の意匠が出願されていると審査官が判断した場合、出願人には、当初出願から他の意匠を排除するよう通知されます。当初出願の係属中であればいつでも、出願人は、「分割出願」として追加の登録出願を行うことができます。当初出願の出願日及び出願番号は、本欄に記載しなければなりません。

第12欄： 宣言

会社を代表して願書に署名を行った出願人については、その氏名及び肩書を記載します。出願人により選任された代理人については、その名称を記載します。

第13欄： マレーシア国内における連絡担当者の氏名及び電話番号

この担当者は、出願に関して連絡可能であれば代理人でもその他の者でも構いません。

GUIDELINES TO FILL ID FORM 1

Application for Industrial Designs should be filed using Form ID1

Column 1: Full name and address of applicant.

Insert name of applicant. If the applicant is an individual, also state nationality. If the applicant is a partnership, please state the name of the partners. For a corporate body, state its company name and the country/state of incorporation.

Column 2: Full name and address of author.

State the name and address of the original author of the design concerned. The author must be a person and can be more than one. If the applicant and the author are not the same person, the applicant must submit a **Statement Justifying the rights to the design** in a separate piece of paper and the statement must be endorsed by the applicant or author or state the details instrument (for example by deed of assignment or employment) in **Column 9**.

Column 3: Name of agent

If the applicant appoints an agent, the name and address of the agent should be filled in. An appointed agent should be a Registered Industrial Designs Agent. The applicant must appoint a registered Industrial Design Agent by using Form ID10. An application through an agent is only compulsory if the applicant is a foreign nationality or foreign company/corporation where the business address is outside Malaysia.

Column 4: Name the particular article or a set of article that the design(s) apply to.

Description of the article should be made as short as possible and should **not** include brand names and model of the article, e.g. Nike Shoes or XXX07 Super Vacuum and etc. General description of the article would be sufficient, e.g. a toy

car, a container and etc. If possible follow the description of article as in the **Locarno Classification**.

Column 5: Classification

Article should be classified according to the International Classification. For Industrial Design use the Locarno Classification. Only one class and sub-class is applied to each application.

Column 6: View(s)

The number of views should be stated. The views to be gazetted should be indicated. Only one copy of the representation is required to be submitted with the application form.

Column 7: Multiple applications

Two or more designs can be applied to one application form provided the designs relate to the same class.

Column 8: Association

Fill in the application/registration number of the design to be associated. This column relates to;

- i) the application where the applicant seeks to apply for registration of the same design in respect of one or more different articles. For example, the proprietor of a registered design for plate may extend the same design for pattern and ornamentation to a cup or a teapot;
 - ii) the registration of one or more other articles, in which the design features consist of modifications or variations not sufficient to alter the character or the identity of the original registered design.
- In both cases, the designs must have common ownership.

Column 9: Declaration of Priority

This column should be filled if there is a priority claim. If priority is claimed, the filing date and the country name of the priority claimed should be stated. Priority

claim must be filed within 6 months from the earliest filing date. A copy of the earlier application and certified as correct by the office with which it was filed must be submitted together with the application form or within 3 months from the date of request by the Registrar.

Column 10: Details of instrument which gives the applicant the right to apply for registration (e.g. deed of assignment)

If the applicant and the author are not the same person, the details of the instrument should be filled in.

Column 11: Divisional application

An application should contain only one design except in the case of multiple applications. If an examiner finds that more than one design is applied in a single application, the applicant will be notified to exclude the other design from the initial application. At any time during the pendency of the initial application, the applicant could make a further application as a “**Divisional Application**” for registration. The filing date and application number of the initial application must be stated in this column.

Column 12: Declaration

The applicant that signed the application form on behalf of the company, the name and designation should be stated. An agent appointed by the applicant should state the name.

Column 13: Name and telephone number of person to contact in Malaysia.

The person can be the agent or any other person that can be contacted with regards to the application.

意匠様式1

マレーシア知的財産公社

1996年意匠法
1999年意匠規則
(第14条及び規則5)

意匠登録局

意匠登録出願

出願番号(登録局使用欄):

1. 各出願人の完全な名称及び住所:
(個人(事務所の全パートナーを含む)の名前は、その氏名を記載します。姓あるいは氏にあたる部分には下線を引いてください。法人組織の場合は法人名を記載してください)。出願人が法人組織の場合には、設立州/国を記載してください。

2. 創作者の完全な氏名及び住所:

3. 代理人の名称(該当する場合のみ):
通知等の送付先となるマレーシア国内の文書送付先住所:
(代理人が選任される場合、本様式と一緒に意匠様式10を提出してください)

4. 意匠を適用する特定の物品又は組物の名称:

5. 分類:
意匠の国際分類に従いクラス及びサブクラスを記載してください。

意匠様式1

6. 図面
公告に掲載する図面の数を記載してください。

7. 複数出願：登録を求めめる意匠の数を記載してください（該当する場合のみ）。

8. 関連出願：

第 23 条及び規則 17 に基づく関連出願としての受理を出願人が求める先行出願の出願番号又は登録番号を記載してください。

9. 優先権の主張（該当する場合のみ）：

第 17 条に基づき優先権を主張する、外国で出願がなされた先の出願の条約国及び出願日を記載してください。

国名：

出願番号：

出願日：

10. 第 9 欄の詳細が適用される場合において、先の出願が第 1 欄記載の名称で行われたかったときは、出願人に登録出願を行う権利を与える証書（たとえば、譲渡証など）の詳細を記載してください。適切な名称及び日付を記載してください：

（この情報が本様式の提出時に提示されない場合、この意匠が登録される前に提出しなければなりません。）

意匠様式1

11. 分割出願：第 20 条に基づき出願日の主張がなされる該当する先の出願の出願番号及び出願日を記載してください。

出願番号：

出願日：

12. 宣言：

私/私たちは、添付の表現物に表現される意匠の登録を申請します。私/私たちは、第 4 欄に記載される物品又は組物に関する意匠の所有者であると主張する出願人たる私/私たちが、この意匠に存在するあらゆる意匠権の所有者であることを宣言します。私/私たちはまた、第 9 欄の記載事項に関し、条約国における出願であって出願人が先行出願として依拠するものが、条約国において提出された最初の意匠登録出願であることを宣言します。

署名

日付

出願人/代理人の名称

（該当しない方を削除してください）

13. マレーシア国内における連絡担当者の氏名及び電話番号：

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Industrial Designs Act 1996
Industrial Designs Regulations 1999
(Section 14 and Regulation 5)

Industrial Designs Registration Office

APPLICATION FOR REGISTRATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN

Application number (For official use only):

1. Full name and address of / each applicant:
(Names of individuals including all partners in a firm shall be given in full. Underline the surname or family name. For a corporate body give its company name). If the applicant is a corporate body, give country / state of incorporation.

2. Full name and address of the author:

3. Name of agent (if applicable):
Address for service in Malaysia to which correspondence should be sent:
(If agent is appointed, Form ID 10 shall be submitted together with this form)

4. Name the particular article or set of articles to which the design applies:

5. Classification:
Enter the class and subclass number in accordance with the International Classification for Industrial Designs.

6. View(s):
Enter the number(s) and which view(s) to be gazetted.

7. Multiple applications: Enter the number of industrial design applied for registration (if any):

8. Association:
Enter the application number or registration number of the earlier design with which the applicant seeks association under section 23 and regulation 17.

9. Declaration of priority (if any):
Give the convention country and filing date of any previous application made abroad from which priority is claimed under section 17.

Country:
Number:
Date of filing:

10. If the details in column 9 applies, and the previous application was not made in the name(s) given in column 1, give details of the instrument (for example, deed of assignment) which gives the applicant the right to apply for registration. Include appropriate name(s) and date(s):

(If this information is not given at the time this Form is filed, you must submit it before this industrial design is registered).

11. Divisional application: Give the number and filing date of any relevant earlier application whose filing date is claimed under section 20.

Number:
Date of filing:

12. Declaration:

I / We apply to register the industrial design shown in the accompanying representations. I / We declare that I / We the applicant(s) who claim(s) to be the owner(s) of the design in relation to the article or set of articles specified in column 4 and to be the owner of any designs right that exists in this industrial design. I / We also declare in respect of any entry in column 9 that the application made in the convention country upon which the applicant relies is the first application made for registration of the design in a convention country.

Signature(s) _____ Date _____

Name of applicant / agent
(Delete whichever is not applicable)

4-3E マレーシア 願書様式(英語)

ID FORM 1

マレーシアの意匠システム

13. Name and telephone number of person to contact in Malaysia:

「知的財産ガイド」シリーズ

1. マレーシアの知的財産保護システム
2. 知的財産—よくある質問 (FAQs)
3. マレーシアの特許システム
4. マレーシアの商標システム
5. マレーシアの意匠システム
6. マレーシアの地理的表示システム
7. マレーシアの著作権システム
8. マレーシアの半導体集積回路配置システム
9. 知的財産の概要

免責事項

本書は基礎情報を含んでいるが、公式な文書及び専門家の法的助言を意図したものではない。

製品、役務、企業名、組織及びウェブ・サイトの参照は **MyIPO** の保証を意味するものではない。

著作権 **MyIPO(2009)**

本使用の複製は、電子的又は印刷物によらず、マレーシア知的財産公社の承諾を得ること。

知的財産ガイド-5

マレーシアの意匠システム

本ガイドは読者の知的財産に関する知識を増加させる目的のものである。本書は **MyIPO** に寄せられた意見を基に用意された。

- 1.0 概要
 - 1.1 定義
 - 1.2 解説
 - 1.3 物品と組物物品
 - 1.4 登録できる意匠
 - 1.5 登録できない意匠
 - 1.6 出願人
 - 1.7 出願
 - 1.8 登録の重要性
 - 1.9 地域的保護
 - 1.10 保護の期間
 - 1.11 公衆の検索
- 2.0 出願様式 (ID Form1) の書き方ガイドライン
 - 1. 出願人の氏名と住所
 - 2. 作者の氏名と住所
 - 3. 代理人の名前
 - 4. 意匠が適用される特定の物品または組物物品
 - 5. 分類
 - 6. 複数出願
 - 7. 関連出願
 - 8. 優先権の主張
 - 9. 登録のための補助資料
 - 10. 分割出願
 - 11. 宣誓書
 - 12. 連絡先の名前と電話番号

- 3.0 表現ガイド
 - 3.1 表現の例
 - 3.2 登録できる表現の例
- 4.0 出願手続
- 5.0 意匠登録手続のフロー図
- 6.0 料金と関連様式
- 7.0 登録代理人

8.0 ロカルノ分類表

- 9.0 出願様式記入例
 - 9.1 単一出願
 - 9.2 複数出願
- 10.0 意匠登録窓口の住所と電話番号

1.0 概要

1.1 定義

「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう。(意匠法第3条)

1.2 解説

意匠は物品または製品の全体的な外観である。意匠は、物品の形状及び輪郭のような三次元 (3D) 的な特徴、又は模様及び装飾のような二次元 (2D) 的な特徴である。意匠の特徴は工業的な方法又は手段により、物品に適用され完成した物品に特有の特徴を与えるものである。

1.3 物品と組物物品

1.3.1 物品

工業製品又は手工業製品であって、その部分が別々に作られて販売される製品又は手工業製品を含む。

1.3.2 組物物品

同一の一般的特点を有し、かつ、一括販売を常態とし、又は一括使用を意図する複数の物品。

例：ティーパーツ、カップ、皿からなるティーセット。

1.4 登録できる意匠

保護されるべき特徴は新規であり、マレーシア国内において公衆に開示されておらず、また登録意匠に発見されないものである。意匠の特徴は、物品に適用される三次元的な特徴の形状及び輪郭、又は二次元的な特徴の模様及び装飾、又はそれらの組み合わせからなる。

1.4.1 形状及び輪郭 (三次元的特徴)

登録された意匠の新規性要素は物品の形状及び輪郭に見られる。

三次元的特徴の例



1.4.2 模様及び装飾 (二次元的特徴)

登録された意匠の新規性要素は物品の模様と装飾に見られる。二次元的特徴の例



1.4.3 三次元及び二次元の組み合わせ

登録された意匠の新規性要素は物品の形状、輪郭、模様、装飾の組み合わせに見られる。

三次元と二次元的特徴の組み合わせの例



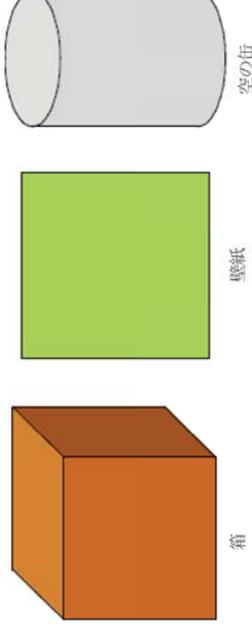
注：

物品の形状、輪郭、模様、装飾によって見出される新規性要素は出願による保護を規定する。

1.5 登録できない意匠

(i) 明確な美的外観を持たない物品の特徴。(第3条)

例：



- (ii) 建設の方法又は原理。(第3条(1)(a))

例:



- (iii) 物品の意匠が単に機能の観点のみによる場合(機能でのみ説明される場合)。(第3条(1)(b)(i))

例:



- (iv) 物品の意匠が他の物品の組み合わせる部分であって、その特徴が他の物品の外観に依存している場合。(第3条(1)(b)(ii))

例:



- (v) 意匠の特徴が重要でない細部のみであるか、又は物品の美的外観が顕著ではない場合。(第12条(2))

例:

通常サイズの鉛筆(A)であり、長さが短くデザインされたもの(B)又は、点線で示された円錐部の寸法が異なるもの



- (vi) 公序良俗又は反する意匠。(第13条)

1.6 出願人

以下は意匠の登録のための出願の資格がある

- (i) 意匠の創作者
- (ii) 個人または企業が出願人となり得る、及び
- (iii) 創作者が出願人ではない場合、出願時に出願人の権利を正当とする陳述

1.7 出願

登録は先願主義の原則により付与される。意匠の登録のための出願はできるだけ早期に又は意匠が公衆に開示される前になされなければならない。出願前に意匠の秘密性を確保するために細心の注意が払われなければならない。

1.8 登録の重要性

1.8.1 排他的権利

知的財産公社意匠部の発行する意匠登録証は法廷において権利者の証拠として認

識される。意匠登録の権利者は登録された意匠が適用された如何なる物品も製造、輸入、販売、賃貸する排他的権利を持つ。国際市場で意匠を活用しようとする出願人はそれぞれの国の意匠権を得る必要がある。

1.8.2 法的措置

登録された意匠を利用したい者は権利者の同意を得なければならぬ。意匠の権利者は 1996 年意匠法及び 1972 年取引表示法に基づき侵害者に対して法的措置を開始する権利を有する。

1.9 地域的保護

マレーシアでの登録はマレーシア国内での保護のみ提供する。他の国で意匠の保護を受けるためには、それらの個々の国で別々の出願をしなければならぬ。

しかし、マレーシアの出願は、パリ条約又は WIPO 加盟国では、マレーシアでの出願から 6 か月以内の出願であれば優先日を主張する基礎となり得る。

1.10 保護の期間

登録された意匠は出願日から 5 年間の初期保護期間を与えられ、その後 2 回の連続した 5 年ごとの延長が可能である。最大の保護期間は 15 年である。

1.11 公衆の検索

意匠は登録により公衆の閲覧が可能となる。登録の情報は意匠登録原簿に記録され、政府公報で公開される。

2.0 出願様式 (ID Form1) の書き方ガイドライン¹

意匠の出願は、ID 様式 1 により作成される。

1. 出願人の氏名と住所
出願人の氏名を記載する。出願人が個人の場合、国籍も記載する。出願人がパートナーシップである場合、パートナーの指名も記載する。法人組織である場合、法人名及び州又は国を記載する。
2. 创作者の氏名と住所
該当する意匠の元々の创作者の指名及び住所を記載する。创作者は自然人でなければならず、複数でもよい。出願人と创作者が異なる場合、出願人は、意匠に対する権利を正当化する陳述書を別紙にて提出し、その陳述書は出願人又は创作者又は指名された代理人の裏書が必要である。
3. 代理人の名前
出願人が代理人を指名する場合、代理人の名前を記載する。指名される代理人は登録意匠代理人でなければならぬ。出願人が外国人または外国企業でありその住所又は所在地がマレーシア国外である場合、出願は代理人を通じての出願が規定である。登録意匠代理人の指名は様式 ID10 を用いてなされなければならない。
4. 出願に係る特定の物品または組物物品

¹ 本ガイドラインは ID-Guidelines-13022012 により更新されている。(以下、脚注は AIPPI による)

<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/35514/td-guidelines-13022012.pdf>

物品の説明は可能な限り短くするものとし、物品のブランド名や型名を含んではならない。物品の一般的な説明で十分であり、可能な場合はロカルノ分類を基とした説明とすること。例：玩具の自動車、自動車、自動車、テレビなど。

5. 分類

物品はロカルノ分類に従い分類すること。各出願につき一つの分類及び小分類とすること。例： 06-01 (椅子)。

6. 複数出願

意匠が同じ分類に係るものであることを条件として、一出願において二以上の意匠の出願を行うことができる。

7. 関連出願

関連する意匠の出願番号又は登録番号を記載する。本欄は次のものに関係する：

- (i) 出願人が一つ以上の異なる物品に関して同一の意匠の登録出願を求めるとき、例えば皿に対しての登録意匠の権利者が、模様及び装飾についての同じ意匠をカップにまで拡大しようとすることができる。
- (ii) 一つ又はそれ以上の他の物品についての登録で、意匠の特徴が元々の登録意匠の特徴又は識別性を変更するには不十分な修正又は変形で構成されている場合。
いずれの場合でも、それらの意匠は共通の所有権のものでなければならぬ。

8. 優先権の主張

優先権が主張される場合、最初の出願日及び出願国が記載されなければならない。優先権の主張は出願日から 6 月以内になされなければならない。先行出願の写しと、先行出願がなされた官庁により正確なものであるとの認証を出願と同時に提出しなければならない。

9. 登録のための補助資料

出願人と创作者が同じでない場合、証書の詳細を記載する。例：譲渡証又は雇用契約書など。

10. 分割出願

出願は、複数出願の場合を除き、一点の意匠のみを含まなければならない。一つの出願の一つを超える意匠が出願されていると審査官が判断した場合、出願人は最初の出願から他の出願を排除するように通知される。これらの最初の出願から排除された意匠は、最初の出願が係属中である限りいつでも「分割出願」として登録するために出願できる。最初の出願の出願日と出願番号を本欄に記載しなければならない。

11. 宣誓書

出願様式に会社の代表として署名した出願人又は出願人により指名された代理人はその氏名と肩書を記載する。

12. 連絡先の名前と電話番号

この人物は出願に関して連絡可能であれば代理人又はその他の者が可能である。出願人が创作者でない場合、出願人の権利を正当化する陳述が求められる。

3.0 表現ガイド

- (a) 表現は6部²の複写で出願様式の一部として添付されなければならない。
- (b) 表現は以下の様式でなければならない：
- (i) 写真
写真は12.5cm × 9cmで鮮明な原画でなければならない。物品は影や反射のない中立で平面の背景に対して示されなければならない。意匠の一部を形成する意図のない余分な物品は除外されなければならない。
- (ii) 図面
図面は12.5cm × 9cmでなければならない。
図面の線は均質な太字で描かれなければならない。
粗い手書きのスケッチは認められない。
- (c) 用紙 (A4 サイズ) の片面のみを使用すること。個々のシートはセットの全数と通し番号を表示しなければならない。
- (i) 単一出願の例：単一出願の場合、通し番号は次のようになる：
シート1の4、シート2の4など、又は1/4、2/4など。
- (ii) 複数出願の例：三つの意匠出願の場合、通し番号は次のようになる：
1.1の3、1.2の3など、又は1.1/3、1.2/3、1.3/3 ; 2.1/3、2.2/3、2.3/3 ; 3.1/3、3.2/3、3.3/3。
- (d) 表現の視野は番号と短い説明をつけること。

(i) 単一出願の例：

1.1 斜視図、1.2 正面図、1.3 背面図、1.4 平面図、など

(ii) 複数出願の例：

1.1 斜視図、1.2 正面図、1.3 背面図、1.4 平面図、など及び；

2.1 斜視図、2.2 正面図、2.3 背面図、2.4 平面図、など

(e) 表現は巻れ、しわ、折り目がでないこと。

(f) 表現は物品のすべての詳細を明瞭に示し、複写が可能であること。

(g) もし保護が物品の特定の部分だけに応用される場合、新規性が主張される部分を明確に一義的に示されなければならない。例えば、出願人は次のようにするとよい：

(i) 保護されるべき部分を実線で描き、その他の残りの部分を点線で示す；又は

(ii) その部分を色のついたインキで囲む

(h) 表面の繰り返し模様からなる意匠の表現は完全な模様と十分な繰り返し部分の長さと同幅を示し、18cm × 13cmの大きさにしなければならない。

(i) 表現は主張する意匠の外線を完全に開示するために十分な視野の数を含まなければならない。

(j) 出願に、言葉、活字、数字が表れる意匠は、個々の表現に排他的使用を放棄する陳述が表示されなければならない。

² 意匠規則の改正により「1部複写の提出」となっている。

- (k) 表現の初めのページには図面又は写真；新規性及び、もし適用されるならば放棄の陳述を含まなければならない。

3.1 意匠の表現の例

意匠の表現は写真又は図面で提出されなければならない。

3.1.1 写真

05-00199

12 12-07

TOYOTA JIDOSHA KANUSHIKI KAISEI



1.1 正面斜視図



1.2 背面斜視図



1.3 正面図

STATEMENT OF NOVELTY

THE SUBSTANCE OF THE DESIGN FOR WHICH PROTECTION IS REQUESTED AS SHOWN IN THE DRAWING AND CONSIDERATION OF THE ARTICLE, AS SHOWN IN THE ACCOMPANYING REPRESENTATIONS.
THE REGISTRATION OF THIS INDUSTRIAL DESIGN SHALL GIVE NO RIGHT TO THE EXCLUSIVE USE OF ANY NUMERICAL, MARKS, LETTER OR WORKS APPEARING ON THE ARTICLE.



1.4 背面図

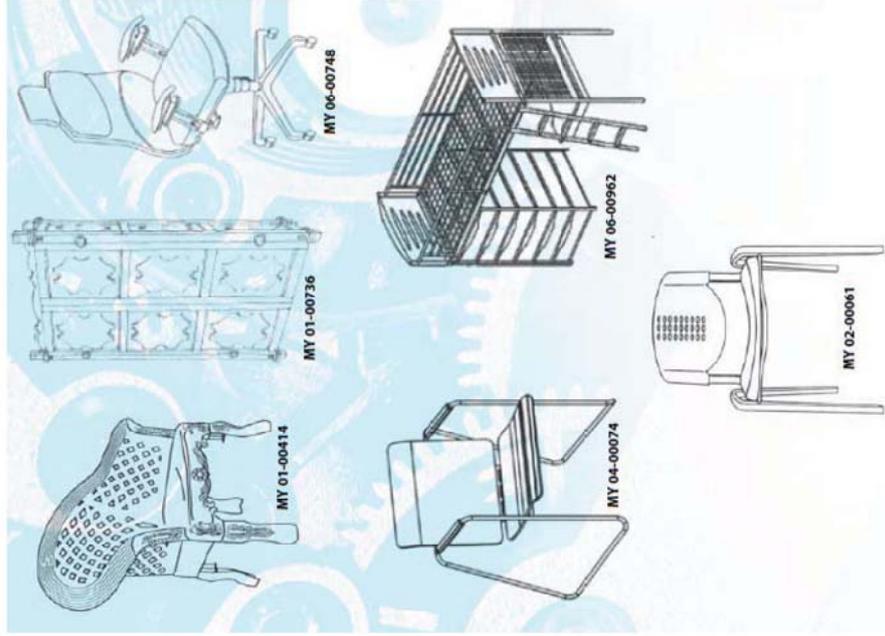


1.5 平面図



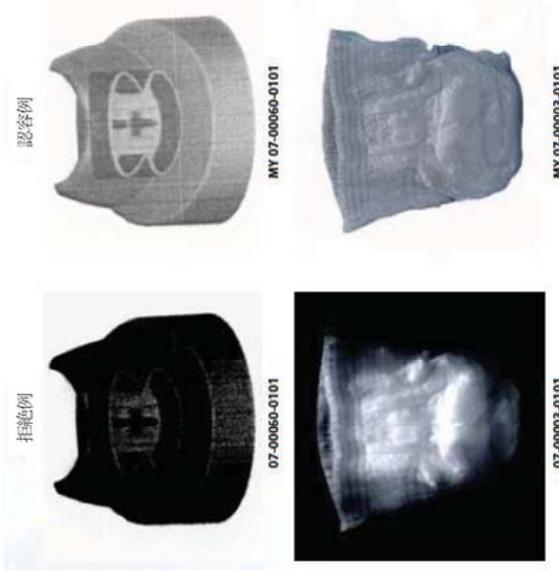
1.6 右側面図

3.1.2 図面 (訳注: 以下の図面の背景は MyIPO プレゼン資料によるものであり、実際の登録意匠では無背景)



3.2 登録できる表現の例

出願が登録のために受け入れられるためには、明瞭な表現が提出されなければならなりません。

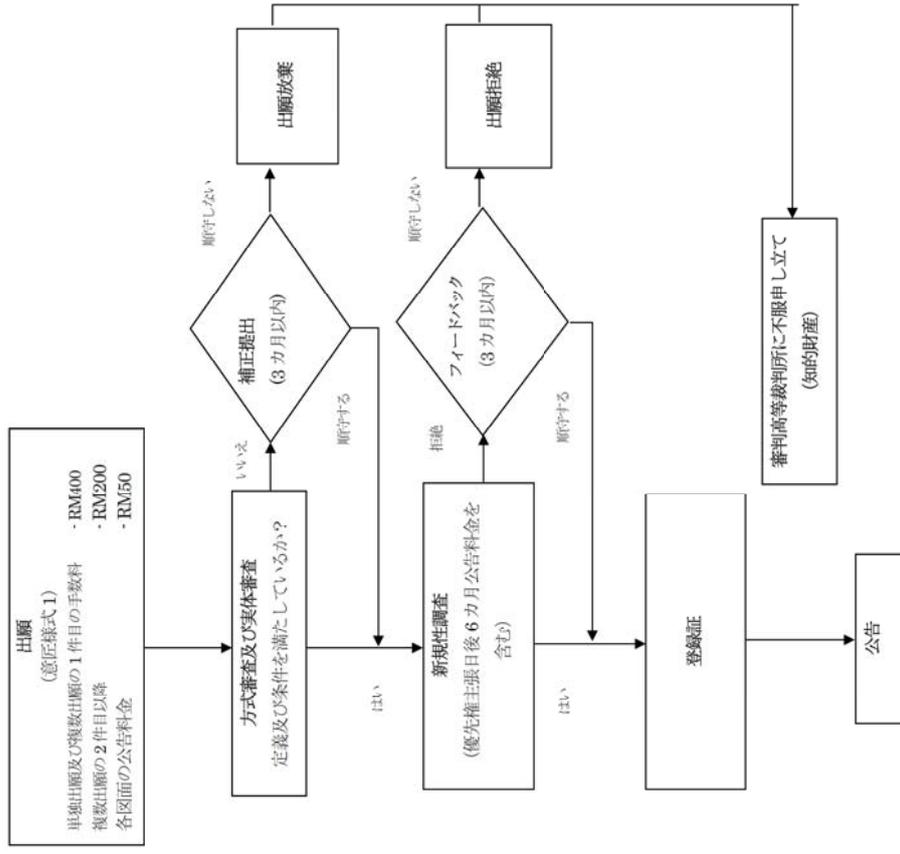


4.0 出願手続

出願は以下を含まなければならない：

- (i) 英語による出願様式 (ID Form1) 又はマレーシア語による出願様式 (BorangRP1)
- (ii) 表現の 6 枚複写
- (iii) 出願される意匠に関しての意匠の新規性の陳述
- (iv) 出願費用
- (v) 必要に応じて、出願人の権利の正当性の陳述

5.0 意匠登録手順のフロー区 (料金は改訂前の数字)³



* 詳細は意匠規則を参照のこと。

³ 本フロー中の料金は6.0 料金と関連様式と同様に改定により変更されている。

6.0 料金と関連様式 (*改定前) 4

様式	事項又は手続	料金 (リンギット)
ID1	意匠登録出願 :	
	(i) 一意匠出願	400.00
	(ii) 追加される特定された意匠 1 件につき (規則 5)	200.00
ID2	出願に含まれる表現の各々の公告 (規則 10 及び 22)	50.00
	次に掲げる登録存続期間延長の請求又は第 2 回の期間延長	
	a) 一件の意匠 b) 追加の意匠一件につき 次に掲げる第 3 回の期間延長 a) 一件の意匠 b) 追加の意匠一件につき	600.00 300.00 800.00 400.00
ID3	登録意匠の回復請求 (規則 24)	600.00
	規則 24(4)に基づき支払われる追徴金 : 各 1 カ月の期間 (合計 6 カ月まで)	50.00
	意匠回復に対する異議申立書 (規則 25)	50.00
ID5	登録意匠又は意匠登録出願の譲渡、移転その他の法の適用の登録請求 (規則 26)	200.00
ID6	登録簿修正の申請又は登録取消の請求 (規則 27)	200.00
ID7	請求の複写の裁判所への提出 (規則 28)	無料
ID8	登録簿修正のための裁判所命令の通知 (規則 29)	100.00

4 本料金表は ID FORMS AND FEES FOR ALL PROCEEDINGS FOR REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS. 及び FORM AND FEES FOR REGISTERED INDUSTRIAL DESIGNS により改訂されている

http://www.myipo.gov.my/documents/101180/30034/ID_FORMS_%26_FEES%20%28new%29.pdf
http://www.myipo.gov.my/documents/101180/30034/NEW_FEES%20for%20registered%20id%20%28AT TACH%20TO%20EFFECTIVE%20DATE%29.pdf

ID9	意匠登録出願又は登録意匠の補正請求 (規則 30)	100.00
ID10	代理人の任命又は変更又は宗達のための住所の変更 (規則 32 及び 40)	30.00
ID11	意匠代理人としての登録請求 (規則 32(2))	1,000.00
ID12	意匠代理人の登録延長の請求 (規則 33(7))	400.00
ID13	期間延長の請求 各 1 月の期間あたり (合計 3 月まで) (規則 43)	200.00 50.00
	記載事項、書類等の認証又は不認証請求又は抄本の請求 : (a) 認証請求又は抄本 (b) 不認証請求又は抄本	10.00 ページ当たり 5.00 ページ当たり

7.0 登録代理人

出願人は意匠登録を得るために、彼自身により、又は代理として行動する登録代理人の指名により意匠出願を行うことができる。指名された代理人は登録意匠代理人でなければならず、代理人の住所は事業を行っている住所でなければならない。

外国の出願人は代理人の指名のために ID Form10 を提出しなければならない。

8.0 ロカルの分類表

クラス 1	食料品
クラス 2	衣料品及び小間物類
クラス 3	旅行用品、ケース、パランソル及び身の回り品、他で明記されていないもの
クラス 4	フラン製品
クラス 5	繊維製品、人造及び天然のシーツ材料
クラス 6	家具
クラス 7	家庭用品、他で明記されないもの
クラス 8	工具類及び金物類
クラス 9	商品の輸送又は処理のためのパッケージ及び容器
クラス 10	時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具
クラス 11	装飾用品
クラス 12	輸送又は引き揚げる手段
クラス 13	電気の発電、供給又は変流のための器具
クラス 14	記録、通信又は情報検索の危機
クラス 15	機械、他で明記されないもの

8 分類リスト・ロカルの (9 版) → (現行) 日本意匠分類対照表
http://www.ipdl.inpit.go.jp/D_GUIDANCE/Locarno8ToJp.ipdl?N0000=175

クラス 16	写真撮影機器, 映画撮影機器及び光学機器
クラス 17	楽器
クラス 18	印刷機械及びオフィス用機械
クラス 19	文房具及びオフィス機器, 画家の材料及び教材
クラス 20	販売及び広告機器, 表示具
クラス 21	ゲーム, 玩具, テント及びスポーツ用品
クラス 22	武器, 火薬製品, 狩猟, 漁業及び害獣駆除のための物品
クラス 23	流体供給装置, 衛生用, 暖房用, 換気用及び空調用の機器, 固体燃料
クラス 24	医療器具及び実験室用器具
クラス 25	建築ユニット及び建設部材
クラス 26	照明機器
クラス 27	煙草及び喫煙者の消耗品
クラス 28	医薬品及び化粧品, 化粧品用品及び化粧道具
クラス 29	火災防止用, 事故防止用及び救助用の装置及び器具
クラス 30	動物の世話及び扱い用の物品
クラス 31	飲食物を調理するための機械及び器具, 他に明記されないもの
クラス 99	その他

9.0 出願様式記入例

9.1 単一出願

JADUAL KEDUA
BORANG-BORANG
(Pejabat 4)

KEMENTERIAN PERDAGANGAN DALAM NEGERI
DAMHAI, EHWAL, PENGUNA

BAHAGIAN HARTA INTELLEK,
Pejabat Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian

BORANG RP 1

Acta Reka Bentuk Perindustrian 1996
Pejabat Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian 1999
(Seksyen 14 dan Peraturan 5)
Permohonan bagi Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian
(lihat nota di bahagian belakang Borang ini)

Number Pemohonan :
(Untuk kegunaan rasmi sahaja)

1. Nama penuh dan alamat pemohon/pejabat pemohon
(Nama individu termasuk semua rangkai yang dibenarkan
sebagai firma hendaklah diberikan dengan penuh.
Gantikan nama diri atau nama keluarga. Bagi perubahan
Perbitanan berikan nama syarikat/nya)
Jika pemohon adalah pertubuhan, perbadanan, badan nama
negara, ingatkan dipertubuhan.

Syarikat Mesra Kani Sdn. Bhd.
Jalan Mesra , Lot 224,
Mesra Damai,
55555 Kuala Lumpur,
Malaysia.
Didaftarkan di Malaysia

2. Nama penuh dan alamat pencipta :

Syed Mokhtar, Jalani
c/o Syarikat Mesra Kani Sdn. Bhd.
Jalan Mesra , Lot 224, Mesra Damai,
55555 Kuala Lumpur,
Malaysia.

3. Nama syen (jika berkenaan) :

ABDULLAH BIN AHMAD
Abdullah Ahmad & Co.
Advocates & Solicitors
9th Floor, Menara Niaga,
99, Jalan Persekutuan,
45151 Combak, Selangor,
Malaysia
([AMM11]NSO-885STT(16))

4. Nama barang atau set barang berkenaan yang
kepadanya reka bentuk terpakai :

Garment hanger

5. Klasifikasi:
Masukkan nombor kelas/bekas mengikut Klasifikasi
Aranabangsa untuk Reka Bentuk Perindustrian.

06-08

6. Permohonan bertilang :
Masukkan bilangan reka bentuk, perindustrian yang
dijohon untuk didaftarkan (jika ada) :

N / A

7. Perkhidmatan :
Masukkan nombor permohonan atau nombor
pendaftaran reka bentuk yang terdahulu, yang permohonan
meminta pelesenan di bawah seksyen 22(1)
dan Peraturan 17.

MY 00-00001

BORANG RP 1

BORANG RP 1

8. Aduan prenti (jika ada):
Berikan negara konvensyen dan tarikh pemfalan mana-mana permohonan sebelum ini yang dibuat di luar negara yang darjadanya prenti dituntut di bawah Seksyen 17.

9. Jika buta-butir dalam ruang 8 terpakai, dan permohonan sebelum ini tidak dibuat atas nama yang diberikan dalam ruang 1, berikan buta-butir restumen (contohnya, surat kearah pengarah) yang membenarkan permohonan hak untuk memohon pendaftaran.
Masukkan nama dan tarikh yang sewajarnya:
(jika maklumat ini tidak diberikan pada masa borang ini dibuat, anda mesti mengemukakanya sebelum reka bentuk perindustrian ini didaftarkan)

10. Pemohonan terbahagi:
Berikan nombor dan tarikh pemfalan mana-mana permohonan yang terdahulu yang relevan yang tarikh pematangannya dituntut di bawah Seksyen 20.

11. Aduan:
Saya/Kami memohon untuk mendaftar reka bentuk perindustrian yang ditunjukkan dalam representasi yang disertakan. Saya/Kami mengaku bahawa Saya/Kami adalah pemohon yang menuntut sebagai pemunya reka bentuk berhubung dengan suatu barang atau set barang yang dinyatakan dalam ruang 4 dan adalah pemunya mana-mana hak reka bentuk yang wujud dalam reka bentuk perindustrian ini. Saya/Kami juga mengaku berkenaan dengan apa-apa maklumat dalam ruang 8 bahawa permohonan yang dibuat dalam negara konvensyen yang kepadaanya permohonan berkaitan adalah permohonan yang pertama yang telah dibuat untuk pendaftaran reka bentuk itu dalam sebuah negara konvensyen.
(Pusing yang tidak berkenaan)

12. Nama dan nombor telefon orang yang boleh dihubungi dalam Malaysia

13. Senarai semakan:
Pasikan anda telah menyertakan:

- representasi reka bentuk perindustrian [Lihat nota (c)]
- apa-apa balaian vertikal berasingan [Lihat nota (e)]
- 5 yang berkaitan [Lihat nota (f)]

Negara: U.S.A
Tarikh pemfalan (haribulandehun): 01.01.2001
(Layak menuntut prenti dalam tempoh enam bulan dari tarikh pemfalan terawal pemfalan tersebut di mana Malaysia menjadi anggota bagi Konvensyen Antarabangsa)

Perjanjian terah hak diadajagani antara Syarikat Mesra Kami Sdn. Bhd. dengan Syed Mokhtar Jalani pada 01 Disember 2000

Nombor: Tarikh pemfalan (haribulandehun)

Signature(s): Syed Mokhtar Jalani Pengarah
Date: 08-12-14-5676

ABDULLAH BIN AHMAD
08-12-14-5676

BORANG RP 1

9.2 複数出願

JADUAL KEDUA
BORANG-BORANG
(Peraturan 4)

BORANG RP 1
KEMENTERIAN PERDAGANGAN DALAM NEGERI
DAN HAL EHWAL PENGGUNA

BAHAGIAN HARTA INTELEK,
Pejabat Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian

Ata Reka Bentuk Perindustrian 1996
Peraturan-Peraturan Reka Bentuk Perindustrian 1999
(Selsyen 14 dan Peraturan 5)

Pemohonan bagi Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian
(Lihat nota di bahagian belakang Borang ini)

Nombor Pemohonan:
(Untuk kegunaan rasmi sahaja)

1. Nama penuh dan alamat pemohon/setiap pemohon:
(Nama individu termasuk semua rakan kongsi dalam sesebuah firma hendaklah diberikan dengan penuh. Gariskan nama diri atau nama keluarga. Bagi perubahan Pendaftaran berken nama syarikatnya)
Jika pemohon ialah pertubuhan perbadanan, berikan nama negara/ negeri ia dipertubuhkan.

2. Nama penuh dan alamat pencipta:
Reka bentuk 1:
Syed Mokhtar Jalani
c/o Syarikat Mesra Kami Sdn. Bhd.
Jalan Mesra, Lot 1234,
Mesra Damai, 55555 Kuala Lumpur,
Malaysia.
Reka bentuk 2 & 3:
Syarifah Shuhada Abdulilah
c/o Syarikat Mesra Kami Sdn. Bhd.
Jalan Mesra, Lot 1234, Mesra Damai,
55555 Kuala Lumpur,
Malaysia.

3. Nama ejen (jika berkenaan):
ABDULLAH BIN AHMAD
Abdullah Ahmad & Co.
Advocates & Solicitors
99th Floor, Menara Niaga,
99, Jalan Persekutuan,
45454 Gombak, Selangor,
Malaysia.
[AAAM/111NSO-888ST7 (9)]

4. Nama barang atau set barang berkenaan yang kepadaanya reka bentuk terpakai:
Reka Bentuk 1 hingga 3:
Garment hanger

5. Klasifikasi:
Klasifikasi:
Reka Bentuk 1 hingga 3: 05-08
Aras bilangan untuk Reka Bentuk Perindustrian.

BORANG RP 1

10.0 意匠登録事務所の住所と電話番号

Applications may be filed at:

Headquarters

Intellectual Property Corporation of Malaysia,
32nd Floor, Menara Dayabumi,
Jalan Sultan Hishamuddin,
50623 Kuala Lumpur
Phone Number : 603-22632100 (Operator)
603-22745113 (Helpdesk)
603-22632198/2199 (Counter service)
Fax Number : 603-22741332
Corporate E-mail : general@myipo.gov.my

Branches**Sarawak Branch**

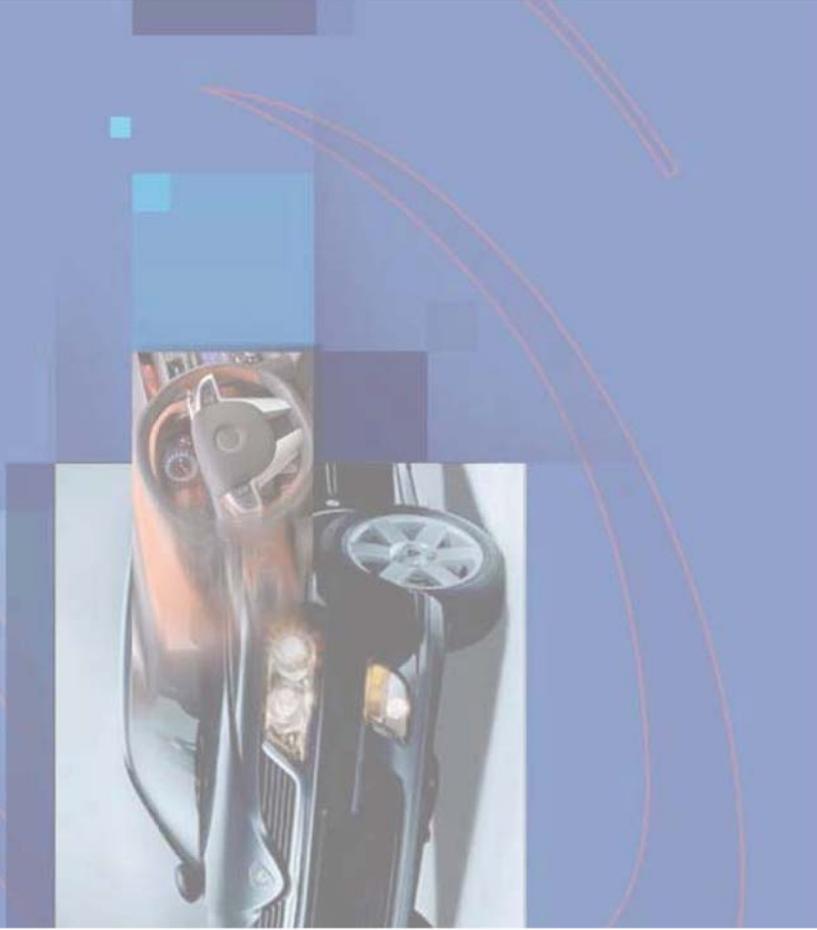
Intellectual Property Corporation of Malaysia,
Lot 9936, (Sub Lot 5), 3rd Floor,
Queen's Court, Block E,
Jalan Wan Alwi,
93350 Kuching,
Sarawak
Phone Number : 6082-459075
Fax Number : 6082-455052

Sabah Branch

Intellectual Property Corporation of Malaysia,
6th Floor, Block C, Kompleks KUWASA,
49, Jalan Karamunsing,
88000 Kota Kinabalu,
Sabah
Phone Number : 6088-233571
Fax Number : 6088-257046

BORANG RP 1	
6. Permohonan berbilang : Masukkan bilangan reka bentuk perindustrian yang dipohon untuk didaftarkan (jika ada) :	Ya 3
7. Perikatan : Masukkan nombor permohonan atau nombor pendaftaran reka bentuk yang terdahulu yang permohonan meminta perikatan di bawah subseksyen 23(1) dan Peraturan 17.	MY 00-00001
8. Aduan priortiti (jika ada) : Berikan negara konvensyen dan tarikh pendaftaran mana-mana permohonan sebelum ini yang dibuat di luar negara yang daripadanya priortiti diutamakan di bawah Seksyen 17.	Negara Tarikh pendaftaran (harfubulantahun) Reka Bentuk 1 hingga 3 U.S.A 01.01.2001 (Layak menurut priortiti dalam tempoh enam bulan dari tarikh pendaftaran terawal perindustrian tersebut di mana Malaysia menjadi anggota Int'l/Konvensyen Antarabangsa).
9. Jika buti-butir dalam ruang 8 terpakai, dan permohonan sebelum ini tidak dibuat atas nama yang dibenarkan dalam ruang 1, berikan buti-butir instrumen (contohnya, surat iktian penambahakan) yang memberikan permohonan hak untuk memohon pendaftaran. Masukkan nama dan tarikh yang sewajarnya. (Jika maklumat ini tidak diberikan pada masa borang ini difailkan, anda mesti mengemukakan sebelum reka bentuk perindustrian ini didaftarkan)	Peperiksaan serah hak dibandilangani antara Syahkat, Mesra Kami Sdn. Bhd. dengan Syed Mokhtar Jelani dan Syarifah Shubada Abdullahi pada 01 Disember 2000.
10. Permohonan terbalagi : Berikan nombor dan tarikh pendaftaran mana-mana permohonan yang terdahulu yang relevan yang tarikh penfaiannya diutamakan di bawah Seksyen 20.	Nombor Tarikh pendaftaran (harfubulantahun)
11. Aduan : Saya/Kami memohon untuk mendatar reka bentuk perindustrian yang ditunjukkan dalam representasi yang disertakan. Saya/Kami mengaku bahawa Saya/Kami adalah pemohon yang menaruh sebagai pemunya reka bentuk berhubung dengan suatu barang atau set barang yang dinyatakan dalam ruang 4 dan acabah semuanya mana-mana hak reka bentuk yang wujud dalam reka bentuk perindustrian ini. Saya/Kami juga mengaku berkenaan dengan apa-apa maklumat dalam ruang 8 bahawa permohonan yang dibuat dalam negara konvensyen yang kepadaanya permohonan bergantung adalah permohonan yang pertama yang telah dibuat untuk pendaftaran reka bentuk itu dalam sebuah negara konvensyen. (Poleng yang tidak berkenaan)	
12. Nama dan nombor telefon orang yang boleh dihubungi dalam Malaysia	Signature(s) Date Pengarah Syed Mokhtar Jelani Abdullah Bin Ahmad 08-1234 5678
13. Senarai semakan : Pastikan anda telah menyertakan : • representasi reka bentuk perindustrian [Lihat nota (c)] • apa-apa helasan vertikal berasingan [Lihat nota (e)] • fi yang berkaitan [Lihat nota (f)]	BORANG RP 1

Industrial Designs System in Malaysia



"Intellectual Property Guide" Series

1. The Intellectual Property Protection System in Malaysia
2. Intellectual Property-Frequently Ask Questions (FAQs)
3. Patents System in Malaysia
4. Trade Marks System in Malaysia
5. Industrial Designs System in Malaysia
6. Geographical Indications System in Malaysia
7. Copyright System in Malaysia
8. Layout-Designs of Integrated Circuits System in Malaysia
9. General Information on Intellectual Property

Disclaimer

This book contains basic information but is not intended to replace official document and professional legal advice.

Any reference to product and services, company name, organization and web sites does not represent MyIPO's endorsement.

Copyright MyIPO (2009)

Any reproduction of this material, whether in electronic or printed form, must obtain the consent of the Director General of Intellectual Property Corporation of Malaysia.

©MyIPO April 2009



Intellectual Property Guide - 5 Industrial Designs System in Malaysia

This guide is intended to increase reader's knowledge on intellectual property.
This document was prepared based on the feedback received by MyIPO.



INFORMATION ON INDUSTRIAL DESIGNS

1.0 General Information

- 1.1 Definition
- 1.2 Interpretation
- 1.3 Article and Set of Article
- 1.4 Registrable Industrial Designs
- 1.5 Non-registrable Industrial Designs
- 1.6 Applicant
- 1.7 Filing
- 1.8 Importance of Registration
- 1.9 Territorial Protection
- 1.10 Duration of Protection
- 1.11 Public Search

2.0 Guidelines to Fill in Application Form (ID Form 1)

1. Full Name and Address of Applicant
2. Full Name and Address of Author
3. Name of Agent
4. Name of the Particular Article or Set of Articles to Which the Design Applies
5. Classification
6. Multiple Application
7. Associated Application
8. Declaration of Priority
9. Supporting Instrument for Registration
10. Divisional Application
11. Declaration
12. Name and Telephone Number of Contact Person

- 3.0 Representation Guides
 - 3.1 Example of Representations
 - 3.2 Example of Acceptable Representation
- 4.0 Application Procedure
- 5.0 Industrial Designs Registration Flow Chart Procedures
- 6.0 Fees and Related Forms
- 7.0 Registered Agent
- 8.0 Locarno Classification
- 9.0 Example of Application Form
 - 9.1 Single Application
 - 9.2 Multiple Application
- 10.0 Address and Telephone Number of Industrial Designs Registration Office

1.0 GENERAL INFORMATION

1.1 Definition

Industrial designs means features of shape, configuration, pattern or ornament applied to an article by any industrial process or means, being features which in the finished article appeal to and are judged by the eyes... [Section 3, Industrial Designs Act 1996].

1.2 Interpretation

An industrial design is the overall appearance of an article or a product. The design may consist of three-dimensional (3D) features such as the shape and configuration of an article, or two-dimensional (2D) features, such as pattern and ornamentation. The design features must be applied to an article by an industrial process or means of which, the features in the finished article gives it a unique appearance.

1.3 Article and Set of Article

1.3.1 Article

Any article of manufacture or handicraft, and includes any part of such article or handicraft if that part is made and sold separately.

1.3.2 Set of Article

A number of articles that are of the same general character and ordinarily on sale together, or intended to be used together. Example: A tea set that consist of a teapot, cup and saucer.

1.4 Registrable Industrial Designs

The features to be protected should be new, has not been disclosed to the public in Malaysia and is not found in the Industrial Designs Register. The features of the design may consist of the shape and configuration of 3D features or pattern and ornamentation of 2D features or the combination of these features thereof, applied to an article.

1.4.1 Shape and Configuration (3D Features)

The element of newness in a registered industrial design is found on the shape and configuration of the article.

Examples of 3D features:



1.4.2 Pattern and Ornament (2D Features)

The element of newness in a registered industrial design is found on the pattern and ornament of the article.

Example of 2D features:



1.4.3 Combination of 3D and 2D

The element of newness in a registered industrial design is found on the combination of the shape and configuration and pattern and ornament of the article.

Examples of combination of 3D and 2D:



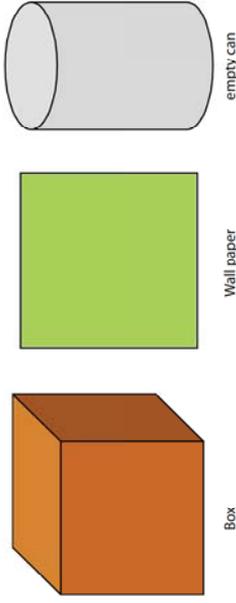
Note:

The element of newness found on the shape and configuration and patent and ornament of the article is to limit the protection made in an application.

1.5 Non-registrable Industrial Designs

- (i) The features of the article do not have a clear aesthetic appearance. (Section 3).

Example:



- (ii) Method or principle of construction. [Section 3(1)(a)]

Example:



- (iii) The designs of the articles are concerned solely on the functional aspects (dictated solely by the function). [Section 3(1)(b)(i)].

Example:



- (iv) The designs of articles that are integral parts of other articles and whose features are dependent upon the appearance of other articles. [Section 3(1)(b)(ii)].
Example:



- (v) The design features differ only in immaterial details or the aesthetic appearance of an article is not significant. [Section 12(2)]

Example:

A normal-sized pencil (Pencil A) which is designed to be shorter (Pencil B) or is different in terms of the conifer size, as indicated in the dotted area.



Pencil A (available in the market)



Pencil B (new application) - refuse

- (vi) The designs are contrary to public order or morality. [Section 13].

1.6 Applicant

The following are eligible to apply for registration of an Industrial Design:

- (i) The author of the industrial design;
- (ii) applicant can be either an individual or a company; and
- (iii) a Statement justifying the applicant's rights is required upon filing if applicant is not the author.

1.7 Filing

Registration is granted based on 'first to file' rule. An application for registration of an industrial design should be filed as soon as possible or before an industrial design is disclosed to the public. Extreme care should be exercised to ensure secrecy of the design before filing.

1.8 Importance of Registration

1.8.1 Exclusive Rights

A Certificate of Registration of an Industrial Design issued by the Industrial Designs Office is recognized by the Court as proof of ownership. The owner of a registered industrial design has the exclusive right to make, import, sell or hire out any article to which the registered industrial design has been applied for. An applicant who intends to exploit an industrial design in the international market should obtain the rights in the respective countries.

1.8.2 Legal Action

Any other person intending to use the registered industrial design should obtain the consent of the owner. The owner of a registered industrial design has the right to commence legal action against an infringer pursuant to Industrial Designs Act 1996 and Trade Description Act 1972.

1.9 Territorial Protection

Registration in Malaysia only provides protection in Malaysia. In order to obtain protection of an industrial design in other countries, separate applications would have to be filed in those respective countries.

However, a Malaysian application may be used as a basis for Priority Date Claim in the countries which are parties to the Paris Convention or World Intellectual Property Organization (WIPO), provided the application is filed within 6 months from the filing date in Malaysia.

1.10 Duration of protection

A registered industrial design is given an initial protection period of five years from the date of filing and is extendable for a further two consecutive terms of five years each. The maximum protection period is 15 years.

1.11 Public search

An industrial design will be made available for public inspection upon registration. Information regarding the registration is recorded in the Register of Industrial Designs and published in the Government Gazette.

2.0 GUIDELINES TO FILL IN APPLICATION FORM (ID FORM 1)

Application for Industrial Designs shall be made on ID Form 1.

1: Full name and address of applicant

Insert name of applicant. If the applicant is an individual, also state nationality. If the applicant is a partnership, please state the name of the partners. For a corporate body, state its company name and the country or state of incorporation.

2: Full name and address of author

State the name and address of the original author of the design concerned. The author must be a person and can be more than one. If the applicant and the author are not the same person, the applicant must submit a statement justifying the rights to the design in a separate piece of paper and the statement must be endorsed by the applicant or author or appointed agent.

3: Name of agent

If the applicant appoints an agent, the name of the agent should be filled in. The appointed agent shall be a Registered Industrial Designs Agent. An application through an agent is only compulsory if the applicant is a foreigner or foreign company with a residence or principal place of business outside Malaysia. The appointment of a Registered Industrial Designs Agent shall be made in Form ID 10.

4: Name of the article or set of articles to which the design applies

Description of the article should be made as short as possible and should not include brand names and model of the article. General description of the article would be sufficient and wherever possible, a description should be based on the LOCARNO CLASSIFICATION. Examples: A toy car, a car, a television, etc.

- 5: Classification**
Articles should be classified in accordance with the LOCARNO CLASSIFICATION. Only one class and sub-class is applied to each application. Example: 06-01 (Chair)
- 6: Multiple application**
Two or more designs can be applied to one application form provided the designs relate to the same class. Copies of application form should be submitted according to the number of designs applied for.
- 7: Associated application**
Fill in the application or registration number of the design to be associated. This column relates to:
- (i) If applicant seeks to apply for registration of the same design in respect of one or more different articles for example to a saucer, the owner of a registered design may extend the same design for patterns and ornaments that are attached to a cup.
 - (ii) The registration of one or more other articles, in which the design features or consists of modifications or variations not sufficient to alter the character or the identity of the original registered design.
In both cases, the designs must have common ownership.
- 8: Declaration of priority**
If priority is to be claimed, the filing date of the earliest filing date and the country should be stated. Priority claim must be made within six months from the date of filing. A copy of the earlier application and certified as correct by the office with which it was filed, must be submitted together with the application.

- 9: Supporting instrument for registration**
If the applicant and the author are not the same person, the details of instrument should be filled in. Example: Deed of assignment or employment contract, etc.
- 10: Divisional application**
An application should contain only one design except in the case of multiple applications. If an examiner finds that more than one design is applied in the single application, the applicant will be notified to exclude the other designs from the initial application. Those designs that were excluded from the initial application could be applied for registration as a "Divisional Application" at any time during the pendency of the initial application. The filing date and application number of the initial application must be stated in this column.
- 11: Declaration**
The applicant who signed the application form on behalf of the company or an agent appointed by the applicant should state his/her name and designation.
- 12: Name and telephone number of contact person**
The person can be the agent or any other person that can be contacted with regards to the application. Statement justifying the applicant's rights is required if applicant is not the author.

3.0 REPRESENTATION GUIDES

(a) Representations shall be filed in six copies and must be attached as part of the application form.

(b) Representations can be in the form of a:

(i) **Photograph**
Photograph shall be 12.5cm X 9cm and must be clear original prints. The article should be shown against a neutral plain background without shadow or reflections. Any extraneous articles that are not intended to form part of the design must be excluded.

(ii) **Drawing**
Drawing shall be 12.5cm X 9cm.
The lines of the drawing must be even and boldly drawn. Rough-hand sketches are not acceptable.

(c) Only one side of the paper (A4 size) should be used. Each sheet should show the total number of the sheets in the set and must be numbered accordingly.

(i) Example of **single application**: In the case of a single application, the sequence of numbering is as follows:

Sheet 1 of 4, Sheet 2 of 4 and others or 1/4, 2/4,...

(ii) Example of **multiple application**:
In the case of 3 multiple applications, the sequence of numbering is as follows:
1.1 of 3, 1.2 of 3, ... ; or
1.1/3, 1.2/3, 1.3/3; 2.1/3, 2.2/3, 2.3/3; 3.1/3, 3.2/3 and 3.3/3.

(d) The view of representations should be numbered and labeled with brief descriptions.

(i) Example of **single application**:

- 1.1 perspective view, 1.2 front view,
- 1.3 rear view, 1.4 top view, ... and ...;

(ii) Example of **multiple application**:

- 1.1 perspective view, 1.2 front view,
- 1.3 rear view, 1.4 top view ... and ...;
- 2.1 perspective view, 2.2 front view,
- 2.3 rear view, 2.4 top view, ... and ...;

(e) Representations shall be free from cracks, creases or folds.

(f) Representations shall show all details of the article clearly and should be able to be reproduced.

(g) If protection is applied only for a particular part of an article, that part of the article in which novelty is claimed must be clearly and unambiguously identified. For example, the applicant may:

(i) Draw solid lines along the part to be protected and show the remaining parts in dotted lines; or

(ii) Encircling the part in coloured ink.

(h) Representation of an industrial design which consists of a repeating surface pattern shall show a complete pattern and a sufficient portion of the repeat length and width, and shall be of a size of 18cm x 13cm x 18cm x 13cm.

(i) A representation shall contain sufficient number of views to completely disclose the appearance of the design claimed.

(j) In an application where words, letters and numerals appear in an industrial design, statement of disclaimer of any right to their exclusive use shall appear on each representation.

- (k) First page of representation shall include drawings or photographs; a statement of novelty and "disclaimer" if appropriate.

3.1 Example of Representation

Representation may be submitted in the form of a photograph or drawing.

3.1.1. Photograph



TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA

22



1.4 REAR VIEW

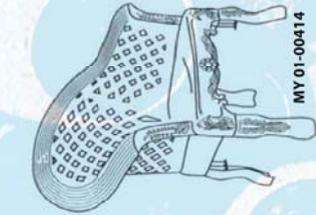


1.5 TOP VIEW

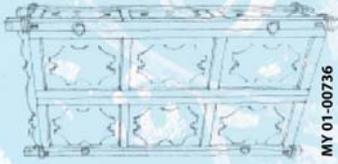


1.6 RIGHT SIDE VIEW

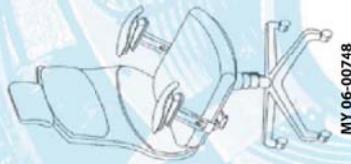
3.1.2 Drawing



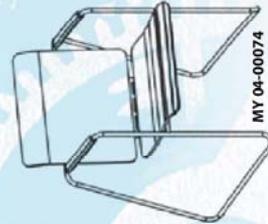
MY 01-00414



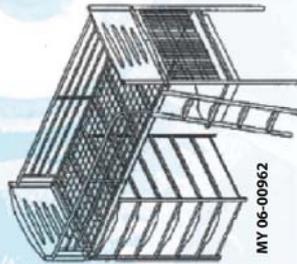
MY 01-00736



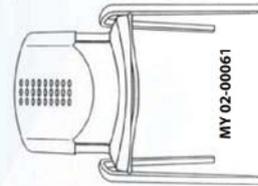
MY 06-00748



MY 04-00074



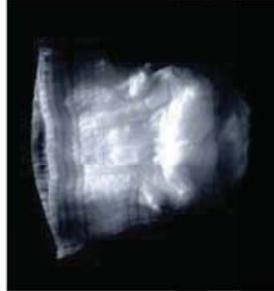
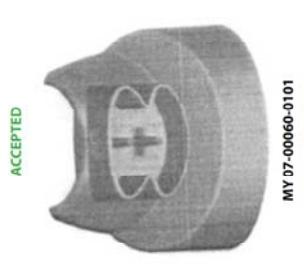
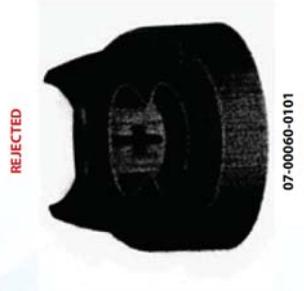
MY 06-00962



MY 02-00061

3.2 Example of Acceptance of Representation

Clear representation should be submitted in order for an application to be accepted for registration.

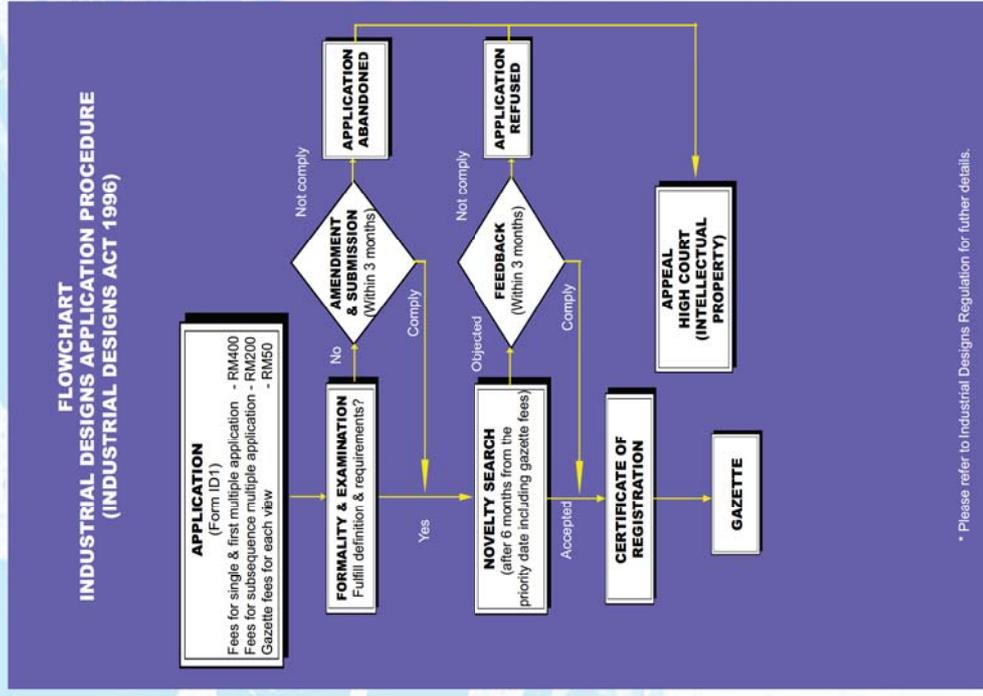


4.0 APPLICATION PROCEDURES

Filing of an application should include:

- (i) Application form ID Form 1 in English or Borang RP 1 in Bahasa Malaysia
- (ii) Six sets of representations.
- (iii) A Statement of Novelty in respect of the industrial designs to which the design is applied.
- (vi) Payment in full of the appropriate filing fee.
- (vii) Statement justifying applicant's right, whenever applicable.

5.0 INDUSTRIAL DESIGNS REGISTRATION FLOW CHART PROCEDURES



* Please refer to Industrial Designs Regulation for further details.

6.0 FEES AND RELATED FORMS

FORM	MATTERS OR PROCEEDINGS	FEE (RM)
ID 1	Application for the registration of an industrial design: (i) for a single design (ii) for each additional design specified (Regulation 5) Publication for each view of the representation contained in the application. (Regulation 10 and 22)	400.00 200.00 50.00
ID 2	Application for extension of the period of registration or second period of – a) a single industrial design b) each additional industrial design or third period of – a) a single industrial design b) each additional industrial design Surcharge shall be payable under subsection 25 (3) in respect of period of grace in making application for the extension of period of registration: or each period of one month (not exceeding six months in total) (Regulation 23)	600.00 300.00 800.00 400.00 100.00
ID 3	Request to restore a registered industrial design (Regulation 24) Surcharge payable under subregulation 24(4): For each period of one month (not exceeding six months in total)	600.00 50.00
ID 4	Notice of opposition to the restoration of an industrial design (Regulation 25)	50.00
ID 5	Application to record the assignment, transmission or other operation of law to a registered industrial design or application for registration of an industrial design. (Regulation 26)	200.00
ID 6	Application for rectification of the Register or request for revocation of registration (Regulation 27)	100.00

59

(512)

ID 7	Submission of a copy of an application to Court (Regulation 28)	Free
ID 8	Notice of order of Court for rectification of the Register (Regulation 29)	100.00
ID 9	Request for amendment of an application for registration of an industrial design or a registered industrial design (Regulation 30)	100.00
ID 10	Appointment or change of agent and change of address for service (Regulation 32 and 40)	30.00
ID 11	Application for registration as an Industrial Designs Agent (Regulation 33 (2))	1,000.00
ID 12	Application for extension of registration as an Industrial Designs Agent (Regulation 33 (7))	400.00
ID 13	Request for extension of time: For each period of one month (not exceeding three months in total) (Regulation 43)	200.00 50.00
ID 14	Request for certified or uncertified copies of or extract from entries, documents, etc.: (a) for certified copy or extract (b) for uncertified copy or extract (Regulation 45)	10.00 per page 5.00 per page

60

(513)

7.0 REGISTERED AGENT

An applicant may file an industrial design himself or appoints a registered industrial design agent to act on his behalf in obtaining industrial design registration. Appointed agent should be a registered industrial design agent. Agent's address should be the address of service.

A foreign applicant should file ID form 10 for the appointment of an agent.

8.0 LOCARNO CLASSIFICATION

Class 1	Foodstuffs
Class 2	Articles of clothing and haberdashery
Class 3	Travel goods, cases, parasols and personal belongings, not elsewhere specified
Class 4	Brushware
Class 5	Textile piecegoods, artificial and natural sheet material
Class 6	Furnishing
Class 7	Household goods, not elsewhere specified
Class 8	Tools and hardware
Class 9	Packages and containers for the transport or handling of goods
Class 10	Clocks and watches and other measuring instruments, checking and signalling instruments
Class 11	Articles of adornment
Class 12	Means of transport or hoisting
Class 13	Equipment for production, distribution or transformation of electricity
Class 14	Recording, communication or information retrieval equipment
Class 15	Machines, not elsewhere specified
Class 16	Photographic, cinematographic and optical apparatus
Class 17	Musical instruments
Class 18	Printing and office machinery
Class 19	Stationery and office equipment, artists' and teaching materials
Class 20	Sales and advertising equipment, signs
Class 21	Games, toys, tents and sports goods
Class 22	Arms, pyrotechnic articles, articles for hunting, fishing and pest killing

61

(514)

Class 23	Fluid distribution equipment, sanitary, heating, ventilation and air-conditioning equipment, solid fuel
Class 24	Medical and laboratory equipment
Class 25	Building units and construction elements
Class 26	Lighting apparatus
Class 27	Tobacco and smokers' supplies
Class 28	Pharmaceutical and cosmetic products, toilet articles and apparatus
Class 29	Devices and equipment against fire hazards, for accident prevention and for rescue
Class 30	Articles for the care and handling of animals
Class 31	Machines and appliances for preparing food or drink not elsewhere specified
Class 99	Miscellaneous

62

(515)

9.0 EXAMPLE OF APPLICATION FORM

9.1 Single Application

JADUAL KEDUA
BORANG-BORANG
(Peraturan 4)

KEMENTERIAN PERDAGANGAN DALAM NEGERI
DAN HAL EHWAL PENGGUNA

BAHAGIAN HARTA INTELEK,
Pejabat Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian

BORANG RP 1
Akta Reka Bentuk
Perindustrian 1996
Peraturan-peraturan Reka
Bentuk Perindustrian 1999
(Seksyen 14 dan Peraturan 5)
Permohonan bagi Pendaftaran
Reka Bentuk Perindustrian
(Lihat nota 6 bahagian belakang Borang ini)

Nombor Permohonan :
(Untuk kegunaan rasmi sahaja)

1. Nama penuh dan alamat permohonan/selap permohonan:
(Nama individu termasuk semua rakan kongsi dalam
sebuah firma hendaklah diberikan dengan penuh.
Gariskan nama diri atau nama keluarga. Bagi perubahan
Perbitanan berikan nama syarikatnya)
Jika permohonan ialah perubahan perbitanan, berikan nama
negara asalnya di hadapan.
2. Nama penuh dan alamat pencipta :
Syarikat Mesra Kami Sdn. Bhd.
Jalan Mesra , Lot 1234,
Mesra Damai,
55555 Kuala Lumpur,
Malaysia.
Didaftarkan di Malaysia
3. Nama ejen (jika berkenaan) :
Syed Mokhtar Jalani
c/o Syarikat Mesra Kami Sdn. Bhd.
Jalan Mesra , Lot 1234, Mesra Damai,
55555 Kuala Lumpur,
Malaysia.
ABDULLAH BIN AHMAD
Abdullah Ahmad & Co.
Advocates & Solicitors
5th Floor, Alimara Naga,
99, Jalan Persekutuan,
45454 Gombak, Selangor,
Malaysia.
[JAMR1111NGO-888STT(6)]
Garmen: hanger
4. Nama barang atau set barang berkenaan yang
kepadanya reka bentuk terpacak :
06-08
5. Klasifikasi:
Masukkan nombor kelas/subkelas mengikut Klasifikasi
Antarabangsa untuk Reka Bentuk Perindustrian.
6. Permohonan berbilang :
Masukkan bilangan reka bentuk perindustrian yang
dipohon untuk didaftarkan (jika ada) :
N / A
7. Perkhidmatan :
Masukkan nombor permohonan atau nombor
pendaftaran reka bentuk yang terdahulu yang permohonan
ini merupakan lanjutan di bawah subseksyen 23(1)
dan Peraturan 17.
MY 00-00001

BORANG RP 1

BORANG RP 1

8. Aduan priorti (jika ada) :
Berikan negara konvensional dan tarikh pemfalan mana-
mana permohonan sebelum ini yang dibuat di luar negara
yang daripadanya priorti dituntut di bawah Seksyen 17.
Negara :
U.S.A
01.01.2001
(Layak menuntut priorti dalam tempoh
enam bulan dari tarikh pemfalan terawal
pemfalan tersebut di mana Malaysia
menjadi anggota tani/Konvensyen Antiarabangsa).
9. Jika butiri-butiri dalam ruang 8 terpacak, dan permohonan
sebelum ini tidak dibuat atas nama yang diberikan dalam
ruang 1, berikan butiri-butiri instrumen (contohnya, surat
ikatan penyerahan) yang membenarkan pemohon hak
untuk memohon pendaftaran.
Masukkan nama dan tarikh yang sewajarnya.
(Jika maklumat ini tidak diberikan pada masa borang ini
dikalik, anda mesti mengemukakanya sebelum reka
bentuk perindustrian ini didaftarkan)

10. Permohonan terbahagi :
Berikan nombor dan tarikh pemfalan mana-mana
permohonan yang terdahulu yang relevan yang tarikh
pentalamnya dilumuti di bawah Seksyen 20.
Nombor :
Tarikh pemfalan
(haribulan/tahun)

11. Aduan :
Saya/Kami memohon untuk mendarat reka bentuk
perindustrian yang ditunjukkan dalam representasi
yang disertakan. Saya/Kami mengaku bahawa
Saya/Kami adalah pemohon yang menuntut
sebagai pemunya reka bentuk berhubung dengan
satu barang atau set barang yang dinyatakan
dalam ruang 4 dan adalah pemunya mana-mana
hak reka bentuk yang wujud dalam reka bentuk
perindustrian ini. Saya/Kami juga mengaku
berkenaan dengan apa-apa maklumat dalam ruang
8 bahawa permohonan yang dibuat dalam negara
konvensional yang kepadanya permohonan bergantung
adalah permohonan yang pertama yang telah
dibuat untuk pendaftaran reka bentuk itu dalam
sebuah negara konvensional.
(Pocong yang tidak berkenaan)

Syarat(s) :
Syed Mokhtar Jalani
Pengarah
Abdullah Bin Ahmad
08-1234 5678
Date

12. Nama dan nombor telefon orang yang boleh dimabuzgi
dalam Malaysia :
Abdullah Bin Ahmad
08-1234 5678

13. Senarai semakan :
Pastikan anda telah menyertakan :
• representasi reka bentuk perindustrian [Lihat nota (c)]
• apa-apa helaian kertas berasingan [Lihat nota (e)]
• 4 yang berkaitan [Lihat nota (f)]

BORANG RP 1

9.2 Multiple Application

JADUAL KEDUA BORANG-BORANG (Peraturan 4)

KEMENTERIAN PERDAGANGAN DALAM NEGERI DAN HAL EHWAL PENGGUNA

BAHAGIAN HARTA INTELEK Pegibab Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian

BORANG RP 1

Atas Reka Bentuk Perindustrian 1996 Berdaftar Reka Bentuk Perindustrian 1999 (Sesyen 14 dan Peraturan 5) Permohonan bagi Pendaftaran Reka Bentuk Perindustrian
(Lihat nota di bahagian belakang Borang ini)

Nombor Permohonan :
(Untuk kegunaan rasmi sahaja)

1. Nama penuh dan alamat permohonan setiap pemohon:
(Nama individu termasuk semua rakan kongsi dalam sebarang firma hendaklah diberikan dengan penuh. Gariskan nama diri atau nama keluarga. Bagi perubahan Perbadanan berikan nama syarikatnya)
Jika pemohon ialah perubahan perbadanan, berikan nama negara negeri ia dipindahkan.

2. Nama penuh dan alamat pencipta :

Reka bentuk 1 :
Syed Mokhtar Jalani
c/o Syarikat Mesra Kami Sdn. Bhd.
Jalan Mesra , Lot 1234,
Mesra Damai, 35555 Kuala Lumpur,
Malaysia.
Reka bentuk 2 & 3 :
Syarifah Shuzada Abdullah
c/o Syarikat Mesra Kami Sdn. Bhd.
Jalan Mesra , Lot 1234, Mesra Damai,
35555 Kuala Lumpur,
Malaysia.

3. Nama ejen (jika berkenaan) :

ABDULLAH BIN AHMAD
Abdullah Ahmad & Co.
Advocates & Solicitors
9th Floor, Mesra Niaga,
98, Jalan Preskitularan,
45454 Gombak, Selangor,
Malaysia
[AAM/111/NEO-885/TT/05]

4. Nama barang atau set barang berbeza yang kepadanya reka bentuk terpakai :

Reka Bentuk 1 hingga 3: 06-08

5. Klasifikasi:

Masukkan nombor keasas/keklas mengikut Klasifikasi Antarabangsa untuk Reka Bentuk Perindustrian.

BORANG RP 1

BORANG RP 1

6. Permohonan berbilang :
Masukkan bilangan reka bentuk perindustrian yang dipohon untuk didaftarkan (jika ada) :

Ya

3

MY 00-00001

Negara

Reka Bentuk 1 hingga 3

(Layak menurut prosedur dalam tempoh enam bulan dari tarikh penialian terawal penialian terasbut di mana Malaysia menguar angula untuk konvensyen Antarabangsa)

Perkataan :

Masukkan nombor permohonan atau nombor pendaftaran reka bentuk yang terdahulu yang permohonan meminta perkalian di bawah subseksyen 23(1) dan Peraturan 17.

Akuan pironiti (jika ada) :

Berikan negara konvensyen dan tarikh penialian mana permohonan sebelum ini yang dibuat di luar negara yang daripadanya pironiti diambil di bawah Seksyen 17.

Jika but-butir dalam ruang 8 terpakai, dan permohonan sebelum ini tidak dibuat atas nama yang dibekalkan dalam ruang 1, berikan but-butir instrumen (contohnya, surat iktian penyeratahan) yang memberikan pemohon hak untuk memohon pendaftaran.

Masukkan nama dan tarikh yang sewajarnya.

(Jika maklumat ini tidak dibekalkan pada masa borang ini difailkan, anda mesti mengemukakan sebelum reka bentuk perindustrian ini didaftarkan)

Permohonan terbahagi :

Berikan nombor dan tarikh penialian mana-mana permohonan yang terdahulu yang relevan yang tarikh penialianya dituntut di bawah Seksyen 20.

Akuan :

Saya/Kami memohon untuk mendaftar reka bentuk perindustrian yang dibujukkan dalam representasi yang disertakan. Saya/Kami mengaku bahawa Saya/Kami adalah pemohon yang menuntut sebagai pemunya reka bentuk berhubung dengan suatu barang atau set barang yang dinyatakan dalam ruang 4 dan adalah pemunya mana-mana hak reka bentuk yang wujud dalam reka bentuk perindustrian ini. Saya/Kami juga mengaku berkenaan dengan apa-apa maklumat dalam ruang 8 bahawa permohonan yang dibuat dalam negara konvensyen yang kepadanya permohonan bergantung adalah permohonan yang pertama yang telah dibuat untuk pendaftaran reka bentuk itu dalam sebuah negara konvensyen.

(Potong yang tidak berkenaan)

Signature(s)

Syed Mokhtar Jalani

Pengarah

Abdullah Bin Ahmad

08-1234-5678

Date

Nama dan nombor telefon orang yang boleh dihubungi dalam Malaysia

Senarai semakan :

Pastikan anda telah menyertakan :

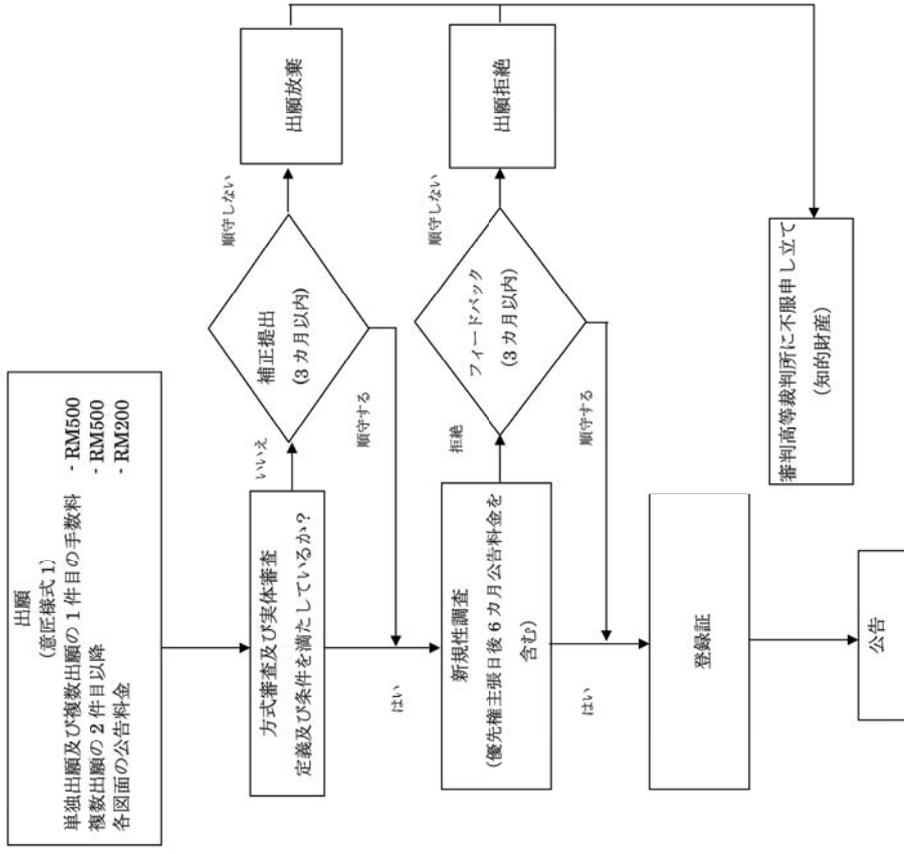
• representasi reka bentuk perindustrian [Lihat nota (c)]

• apa-apa helian kelas berasingan [Lihat nota (e)]

• fi yang berkaitan [Lihat nota (f)]

BORANG RP 1

意匠出願手続
フローチャート
(1996年意匠法)



* 詳細は意匠規則を参照のこと。

10.0 ADDRESS AND TELEPHONE NUMBER OF THE INDUSTRIAL DESIGNS REGISTRATION OFFICE

Applications may be filed at:

Headquarters

Intellectual Property Corporation of Malaysia,
32nd Floor, Menara Dayabumi,
Jalan Sultan Hishamuddin,
50623 Kuala Lumpur

Phone Number : 603-22632100 (Operator)

603-22745113 (Helpdesk)

603-22632198/2199 (Counter service)

Fax Number : 603-22741332

Corporate E-mail : general@myipo.gov.my

Branches

Sarawak Branch

Intellectual Property Corporation of Malaysia,
Lot 9936, (Sub Lot 5), 3rd Floor,

Queen's Court, Block E,

Jalan Wan Alwi,

93350 Kuching,

Sarawak

Phone Number : 6082-459075

Fax Number : 6082-455052

Sabah Branch

Intellectual Property Corporation of Malaysia,
6th Floor, Block C, Kompleks KUWASA,

49, Jalan Karamunsing,

88000 Kota Kinabalu,

Sabah

Phone Number : 6088-233571

Fax Number : 6088-257046

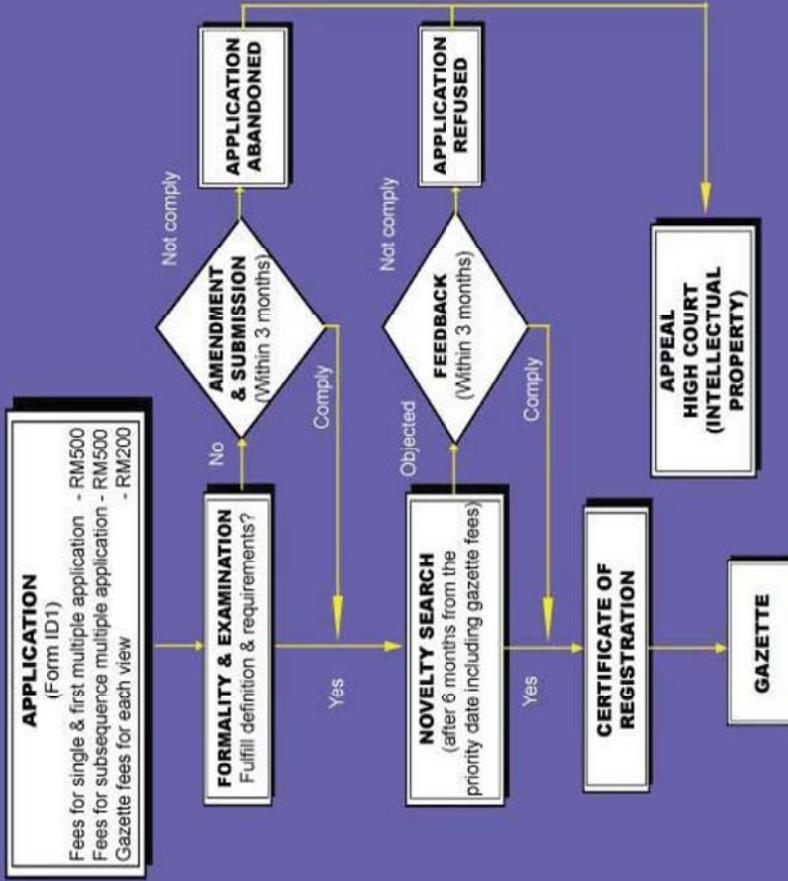
意匠

意匠登録出願に関する意匠様式及び全手続の手数料

パート I

ID	ID1	事項又は手続	E.ファイリング 手数料 (RM)	通常手数料 (RM)
		意匠登録出願 :		
		意匠 1 件につき	480.00	500.00
		意匠特定追加各 1 件につき (規則 5)	480.00	500.00
		出願に含まれる表現物の図面の各々の公告 (規則 10 及び規則 22)	200.00	200.00
ID5	ID5	次の譲渡、移転その他の法の適用の登録請求 (規則 26)		
		(a) 登録意匠	280.00 (各意匠につき)	300.00 (各意匠につき)
		(b) 意匠登録出願	280.00 (各意匠につき)	300.00 (各意匠につき)
ID9	ID9	意匠登録出願又は登録意匠の補正請求 (規則 30)	180.00	200.00
ID10	ID10	代理人の任命又は変更及び送達のための住所の変更 (規則 32 及び規則 40)	80.00 (各意匠登録出願につき)	100.00 (各意匠登録出願につき)
ID13	ID13	期間延長の請求 : 各 1 カ月の期間 (合計 3 カ月まで) (規則 43)	280.00 月当り 300.00	300.00 月当り 300.00
ID14	ID14	記載事項、書類等の認証又は不認証請求又は抄本の請求 : (a) 認証請求又は抄本 (b) 不認証請求又は抄本 (c) 認証請求又は抄本を伴う登録官の認証 (規則 45)	頁当り 10.00 頁当り 5.00 1 認証当り 100.00	頁当り 10.00 頁当り 5.00 1 認証当り 100.00 請求又は抄本 1 頁当り 20.00 請求又は抄本 1 頁当り 20.00

**FLOWCHART
INDUSTRIAL DESIGNS APPLICATION PROCEDURE
(INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996)**



* Please refer to Industrial Designs Regulation for further details.

4-6 マレーシア 料金表 出願他

その他の意匠様式及び手数料

様式 本法に基づき求められる他の手数料

1. パブリック・サーチ実施の請求
手数料 (RM)
時間当たり 20.00
2. コンピュータ印刷
頁当たり 5.00
頁当たり 20.00

INDUSTRIAL DESIGNS

ID FORMS AND FEES FOR ALL PROCEEDINGS FOR REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS.

PART I

		Matters or Proceedings	E-Filing Fee (RM)	Manual Fee (RM)
	ID 1	Application for the registration of an industrial design: for a single design	480.00	500.00
	ID 5	Application to record the assignment, transmission or other operation of law to: (a) a registered industrial design or; (b) an application for registration of an industrial design (Regulation 26)	280.00 for each design 280.00 for each design	300.00 for each design 300.00 for each design
	ID 9	Request for amendment of an application for registration of an industrial design or a registered industrial design (Regulation 30)	180.00	200.00
	ID 10	Appointment or change of agent and change of address for service	80.00 (For each)	100.00 (For each)

登録意匠に関する様式及び手数料

登録意匠の全手続に関する様式及び手続

ID	事項又は手続	様式 ID	登録意匠の全手続に関する様式及び手続	E ファイリング手数料 (RM)	通常手数料 (RM)
ID 13	Request for extension of time: (Regulations 32 and 40)		application of industrial design) 300.00		
ID 13	Request for extension of time: for each period of one month (not exceeding three months in total) (Regulation 43)	2	登録存続期間延長の請求: 次に掲げる事項の第2期間につき (a) 意匠1件 (b) 意匠追加各1件につき 次に掲げる事項の第3期間につき (a) 意匠1件 (b) 意匠追加各1件につき 次に掲げる事項の第4期間につき (a) 意匠1件 (b) 意匠追加各1件につき 次に掲げる事項の第5期間につき (a) 意匠1件 (b) 意匠追加各1件につき	780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00 780.00	800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00 800.00
ID 14	Request for certified or uncertified copies of or extract from entries, documents, etc.:		application of industrial design) 280.00		
ID 14	(a) for certified copy or extract;		10.00 per page		
ID 14	(b) for uncertified copy or extract; or		5.00 per page		
ID 14	(c) Registrar's Certification accompanied with certified copy or extract (Regulation 45)		100.00 per Certificate 20.00 per page for copy or extract		
OTHER ID FORMS AND FEES					
FORM	OTHER FEES REQUIRED UNDER THE ACT	3	登録意匠の回復請求 (規則 23)	780.00	800.00
1.	Request to conduct public search		規則 24 (4) に基づき支払われる追徴金: 各1カ月の期間 (合計 12 カ月まで)	100.00	100.00
2.	Computer print-out (a) black and white (b) in colour	4	意匠回復に対する異議申立書 (規則 25)	280.00	300.00
5			次の譲渡、移転その他の法の適用の登録請求 (規則 26)		
			(a) 登録意匠 (b) 意匠登録出願	280.00 280.00	300.00 300.00

4-7 マレーシア 料金表 更新他

様式 ID	事項又は手続	E-ファイリング手数料 (RM)	通常手数料 (RM)	Form ID	Matters or Proceedings	E-Filing Fee (RM)	Manual Fee (RM)
6	登録簿修正の申請又は登録取消の請求 (規則 27)	580.00	600.00				
7	請求の複写の裁判所への提出 (規則 28)	無料	無料				
8	登録簿修正のための裁判所命令の通知 (規則 29)	180.00	200.00	2	Application for extension of the period of registration:		
9	意匠登録出願又は登録意匠の補正請求 (規則 30)	180.00	200.00		for second period of-		
10	代理人の任命又は変更及び送達のための住所の変更 (規則 32 及び規則 40)	80.00	100.00		(a) a single industrial design	780.00	800.00
		(各意匠登録出願につき)	(各意匠登録出願につき)		(b) each additional industrial design	780.00	800.00
11	意匠代理人としての登録請求 [規則 33 (2)]	1,280.00	1,300.00		for third period of-		
12	意匠代理人の登録延長の請求 [規則 33 (7)]	580.00	600.00		(a) a single industrial design	780.00	800.00
					(b) each additional industrial design	780.00	800.00
13	期間延長の請求: 各 1 月の期間 (合計 3 カ月まで) (規則 43)	280.00	300.00		for fourth period of-		
		月当り 300.00	月当り 300.00		(a) a single industrial design	780.00	800.00
					(b) each additional industrial design	780.00	800.00
14	記載事項、書類等の認証又は不認証請求又は抄本の請求: (a) 認証請求又は抄本 (b) 不認証請求又は抄本 (c) 認証請求又は抄本を伴う登録官の認証 (規則 45)	頁当り 10.00	頁当り 10.00		for fifth period of-		
		頁当り 5.00	頁当り 5.00		(a) a single industrial design	780.00	800.00
		1 認証当り 100.00	1 認証当り 100.00		(b) each additional industrial design	780.00	800.00
		請求又は抄本 1 頁当り 20.00	請求又は抄本 1 頁当り 20.00		Surcharge shall be payable under subsection 25(3) in respect of period of grace in making application for the extension of period of registration:		
					for each period of one month (not exceeding six months in total)	200.00	200.00
					(Regulation 23)		
様式	本法に基づき求められる他の手数料	手数料 (RM)		3	Request to restore a registered industrial design (Regulation 24)	780.00	800.00
1.	パブリック・サーチ実施の請求	時間当り 20.00			Surcharge payable under subregulation 24(4):		
2.	コンピュータ出力				for each period of one month		
	(a) 白黒	頁当り 5.00					
	(b) カラー	頁当り 20.00					

FORM AND FEES FOR REGISTERED INDUSTRIAL DESIGNS

Form and Fees for all procedures of Registered Industrial Designs

	(not exceeding twelve months in total)	100.00	100.00
<u>4</u>	Notice of opposition to the restoration of an industrial design (Regulation 25)	280.00	300.00
<u>5</u>	Application to record the assignment, transmission or other operation of law to: (a) a registered industrial design or; (b) an application for registration of an industrial design (Regulation 26)	280.00 for each design	300.00 for each design
<u>6</u>	Application for rectification of the Register or request for revocation of registration (Regulation 27)	580.00	600.00
<u>7</u>	Submission of a copy of an application to Court (Regulation 28)	Free	Free
<u>8</u>	Notice of order of Court for rectification of the Register (Regulation 29)	180.00	200.00
<u>9</u>	Request for amendment of an application for registration of an industrial design or a registered industrial design (Regulation 30)	180.00	200.00
<u>10</u>	Appointment or change of agent and change of address for service (Regulations 32 and 40)	80.00 (For each application of industrial design)	100.00 (For each application of industrial design)
<u>11</u>	Application for registration as an Industrial Designs Agent	1,280.00	1,300.00

[Subregulation 33(2)]

12 Application for extension of registration as an Industrial Designs Agent
(Subregulation 33(7))

580.00

600.00

[Subregulation 33(7)]

13 Request for extension of time: for each period of one month (not exceeding three months in total)
(Regulation 43)

280.00

300.00 for each month

14 Request for certified or uncertified copies of or extract from entries, documents, etc.:

(a) for certified copy or extract;

10.00 per page

10.00 per page

(b) for uncertified copy or extract; or

5.00 per page

5.00 per page

(c) Registrar's Certificate accompanied with

100.00 per Certificate

100.00 per Certificate

certified copy or extract

20.00 per page for copy or extract

20.00 per page for copy or extract

(Regulation 45)

Part II of the First Schedule

FORM	OTHER FEES REQUIRED UNDER THE ACT	FEE (RM)
1.	Request to conduct public search	20.00 per hour
2.	Computer print-out	
	(a) black and white	5.00 per page
	(b) in colour	20.00 per page

登録意匠法

(第 266 章)

2005 年登録意匠 (国際登録) 規則

法務大臣はここに、シンガポール知的財産庁と協議のうえ、登録意匠法第 64A 条及び第 74 条により付与される権限を行使して次の規則を定める。

第 I 部

序

規則 1 引用及び施行時期

本規則は、2005 年登録意匠 (国際登録) 規則として引用することができ、2005 年 4 月 17 日に施行される。

規則 2 定義

本規則において、文脈上他の意味が求められない限り、

「共通規則」とは、2004 年 4 月 1 日にヘーグ連合総会が採択したヘーグ協定の 1999 年法、1960 年法及び 1934 年法に基づき共通規則で、適宜代替、改定又は修正がなされた場合にはその代替、改定又は修正がなされたものをいう。

「意匠公報」とは、登録意匠規則の規則 67A (R1) に基づき、この名称で出版された刊行物を意味する。

「ヘーグ協定のジュネーブ法」とは、意匠の国際登録に関するヘーグ協定の 1999 年 7 月 2 日に署名された法律をいう。

「国際出願」とは、国際事務局に対する国際登録出願をいう。

「国際事務局」とは、世界的な所有権機関の国際事務局をいう。

「国際登録簿」とは、ヘーグ協定のジュネーブ法のために国際事務局が管理する国際登録に関する正式なデータ収集物をいう。

「国際登録」とは、ヘーグ協定のジュネーブ法に従い実行される意匠の国際登録をいう。

「シンガポール指定国際登録」とは、ヘーグ協定のジュネーブ法に基づきシンガポールへの保護の拡大を求める請求が (関連の国際出願において又はその後に) なされる国際登

録をいう。

「保護国際意匠 (シンガポール)」は、規則 11 に規定される意味を有し、「保護される」及び「保護」というときは、相応に解釈する。

規則 3 様式

(1) 本規則において番号付きの様式に言及する場合、対応する番号を付した次の様式の最新版を指すものと解釈される。

(a) 登録意匠規則附則 2 (R1) に定める書式であって、かつ

(b) 意匠公報に公告されるもの。

(2) いずれの書式も、それが意図されている場合以外の場合において使用するためには、登録官の指示に基づいて修正することができる。

第 II 部

シンガポール指定国際登録

規則 4 保護適格

(1) 規則 9 に従うことを条件として、シンガポール指定国際登録は、国際登録の細目が本法に基づく意匠登録出願に含まれ、当該出願が、本法及び登録意匠規則 (R1) に基づく意匠登録要件を満たす場合には、シンガポールで保護の対象となる適格を有する。

(2) (1) の適用上、本法第 11(1) 条及び登録意匠規則の規則 7、13 乃至 21 及び 23 乃至 28 は考慮しない。

規則 5 保護国際意匠 (シンガポール) の効果

(1) 本規則の規定に従うことを条件として、保護国際意匠 (シンガポール) に関する国際登録の名義人は、本法第 30 条、31 条及び 36 乃至 41 条に基づく登録意匠の登録名義人と同一の権利及び救済を有する。

(2) (1) は、登録意匠の侵害とならない行為に関しては、本法第 30 条(5)、(6) 及び(7) の規定に従うことを条件とする。

(3) 本法第 30(1) 条の適用において、名義人の権利は、保護国際意匠 (シンガポール) が

規則 11 に基づいて登録されたものとみなされる日をもって効力を生ずる。

(4) 本法第 44 条に基づき侵害訴訟手続の根拠のない脅迫に対する救済は、登録意匠に関連して適用されるのと同様に、保護国際意匠（シンガポール）にも適用される。

(5) (4)の適用上、

(a) 本法第 44(1)条における意匠登録出願への言及は、保護国際意匠（シンガポール）に関する国際出願への言及とみなす。

(b) 本法第 44(2)条における意匠の登録への言及は、保護国際意匠（シンガポール）の保護への言及とみなす。

(c) 本法第 44(4)条における意匠が登録されている旨の通知への言及は、意匠が、保護国際意匠（シンガポール）である旨の通知への言及とみなす。

規則 6 財産の対象としての保護国際意匠（シンガポール）

本法第 32 条及び第 33 条の規定は、登録意匠に関連して適用されるのと同様に、必要なる変更を加えて、保護国際意匠（シンガポール）に関連して適用される。

規則 7 取引の届出

(1) 本規則 7 の適用上、次の取引は届出可能な取引である。

(a) 保護国際意匠（シンガポール）を使用するためのライセンス又は再ライセンスの付与

(b) 保護国際意匠（シンガポール）又はそれに対する権利に設定される担保権（固定担保又は浮動担保を問わない）の付与

(2) 次の者により登録官に申請がなされた場合は、取引の関連する細目を登録簿に登録する。

(a) 届出可能な取引により、保護国際意匠（シンガポール）につき利益を受ける権利を有すると主張する者、又は

(b) その他該取引により影響を受けると主張する者。

(3) 届出可能な取引の関連する細目の登録申請は、

(a) 様式 D09 により行う。

(b) その取引が、保護国際意匠（シンガポール）の使用のためのライセンス又は再ライセンスの付与である場合、

(i) ライセンス又は再ライセンス（いずれか適宜）を付与する者の署名がなされるか、

(ii) 取引の十分な証拠であると登録官がみなす証拠があわせて提出されなければならない。

(c) その取引が、保護国際意匠（シンガポール）又はそれに対する権利に設定される担保権（固定担保又は浮動担保を問わない）の付与である場合、

(i) 担保権設定者の署名がなされるか、

(ii) 取引の十分な証拠であると登録官がみなす証拠があわせて提出されなければならない。

(d) 登録意匠規則の附則 1 (R1) に規定する、様式 D09 提出に関する料金をあわせて納付しなければならない。

(4) 本規則 7 において、関連取引とは次の取引をいう。

(a) 保護国際意匠（シンガポール）又はこれにおける若しくは基づく権利の譲渡

(b) 保護国際意匠（シンガポール）又はこれにおける若しくは基づく権利に関する人格代理人による何らかの同意の表明

(c) 保護国際意匠（シンガポール）又はこれにおける若しくは基づく権利を移転させる裁判所その他の管轄当局の命令

(5) 保護国際意匠（シンガポール）における利益をそれと知らずに取得する者に対しては、次のいずれかの場合、取引は効力を生じない。

(a) (1)において言及される届出可能な取引の場合、取引の関連する細目事項の登録を求められなくなるまで、又は

(b) 関連取引の場合、取引が国際登録簿に登録されるまで。

(6) (1)において言及される届出可能な取引により、保護国際意匠（シンガポール）に対する、又はそれに基づく利益を受ける権利があると主張する者は、

(a) 取引日の後、かつ、取引の関連する細目の登録を求めた申請がなされる前に生じた、保護国際意匠（シンガポール）の侵害に関して損害賠償を受けたり、不当利得を理由とする清算・償還を受けたりする権利を有さず、かつ、

(b) 取引日の後、かつ、取引の関連する細目の登録を求めた申請がなされる前に生じた、登録意匠の政府の役務のための使用に関する本法第 46 条に基づき補償を受ける資格を有しない。

(7) 関連取引により、保護国際意匠（シンガポール）に関する国際登録の名義人となる者は、

- (a) 取引日の後、かつ、取引が国際登録簿に記載される前に生じた、保護国際意匠（シンガポール）の侵害に関し、損害賠償を受けたり、信託義務違反で不当に得られた利益の清算・償還を受けたりする資格を有さず、かつ、
- (b) 取引日の後、かつ、取引が国際登録簿に記載される前に生じた、登録意匠の政府の役割のための使用に関する本法第 46 条に基づく補償を受ける資格を有しない。

(8) 本規則 7 において、「関連する細目」とは、

- (a) 保護国際意匠（シンガポール）の使用に関するライセンスト付与の場合は、
 - (i) 使用権者の名称及び住所、
 - (ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実
 - (iii) ライセンスが限定的なものである場合は、その限定内容の説明、及び
 - (iv) ライセンスの存続期間が確定期間であるか、確定期間であると確認できる場合は、その期間
- (b) 保護国際意匠（シンガポール）の使用に関する再ライセンス付与の場合は、
 - (i) 再ライセンスを付与した者及びその者に再ライセンスを付与する能力を与えた各人の名称及び住所、
 - (ii) 再使用権者の名称及び住所、
 - (iii) 再ライセンスが排他的再ライセンスである場合は、その事実
 - (iv) 再ライセンスが限定的なものである場合は、その限定内容の説明、及び
 - (v) 再ライセンスの存続期間が確定期間であるか確定期間であると確認できる場合は、その期間

(c) 保護国際意匠（シンガポール）又はそれにおける若しくは基づく権利に設定される担保権の付与の場合は、

- (i) 担保権者の名称及び住所、
- (ii) 担保権の性質（固定担保又は浮動担保の別）、及び
- (iii) 担保権の範囲又は保護国際意匠（シンガポール）における権利の担保範囲

規則 8 優先権

(1) (2) に従うことを条件として、本法第 12 条の規定は、本法に基づく意匠登録に関連し

て適用されるのと同様に、シンガポール指定国際登録の保護に関連して適用され、優先権が付与される。

(2) 優先権主張の方法は、ヘーグ協定のジュネーブ法及び共通規則に従い決定する。

規則 9 審査

(1) シンガポール指定国際登録の通知を国際事務局から受領した場合、登録官は、それが規則 4 に規定されるシンガポールでの保護要件を満たすか否かを審査する。

(2) 登録官は、国際登録が規則 4 に規定されるシンガポールでの保護要件を満たしていないと判断した場合、保護拒絶の通知を国際事務局に発する。

(3) 拒絶通知には、国際登録の名義人が拒絶を不服とする意思表示を行うことができる期間を定める。

(4) 名義人が意思表示を行うための期間の延長を請求する場合、次の期間が満了前に様式 D16 により登録官に期間延長請求を提出する。

- (a) 拒絶通知に記載された期間、又は
 - (b) 登録官が従前に付与した延長期間。
- (5) 意思表示を行う国際登録の名義人は、様式 D1 によりシンガポール国内の送付先住所を登録官に提出する。

規則 10 拒絶通知

(1) 規則 9(3) に基づく拒絶通知は、共通規則の規則 26(3) による国際登録の公告日から 6 カ月を経過した後には発してはならない。

(2) 規則 9(3) に基づく拒絶通知には、ヘーグ協定のジュネーブ法第 12 条及び共通規則の規則 18 により求められる事項を記載する。

(3) 規則 9(2) に基づき拒絶通知が発せられた後、規則 9(3) に規定される期間内又は登録官が付与した延長期間内に名義人が意思表示を行った場合、登録官は、拒絶に関する確定的な決定がなされた時点で、その決定を国際事務局に通知する。

(4) (3) の適用上、次のいずれかの場合に確定的な決定がなされたものとみなす。

- (a) 登録官、又は登録官からの上訴を受けて裁判所が、当該拒絶を支持するか否かを決定し、かつ、その決定に対する上訴権が失効したか消滅したとき、又は
- (b) 拒絶に関する手続が中止又は放棄されたとき。

規則 11 保護

- (1) シンガポール指定国際登録の対象である意匠は、次のいずれかの場合の時点で保護国際意匠（シンガポール）として保護される。
- (a) 規則 10(1)において言及される 6 カ月の期間内に国際事務局に拒絶通知が発せられていない場合は、その期間の満了時、又は
- (b) 上記以外の場合は、規則 10(3)に基づき、保護拒絶を撤回する確定的な決定がなされたとの通知を登録官が国際事務局に発した時点。
- (2) 本規則による本法の規定の適用上、シンガポール指定国際登録の対象である意匠は、本法に基づき登録された意匠の場合と同様に取り扱われ、対応する国際出願の出願日から保護国際意匠（シンガポール）として保護される。

規則 12 取消

- (1) 保護国際意匠（シンガポール）につき、規則 11 に基づき付与された保護は、利害関係人の申立に基づき取り消される場合がある。
- (2) (3)、(4)及び(5)に従うことを条件として、本法第 27 条の規定は、登録意匠の登録取消に関連して適用されるのと同様に、必要な変更を加えて、保護国際意匠（シンガポール）に付与される保護の取消に関連して適用される。
- (3) 本法第 27 条の適用上、
- (a) 本法第 27 条(1)及び(2)における意匠登録された後の時点への言及は、意匠が、保護国際意匠（シンガポール）として保護されることとなった後の時点への言及とみなす。
- (b) 本法第 27 条(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)における意匠の登録取消への言及は、保護国際意匠（シンガポール）に付与された保護の取消への言及とみなす。
- (c) 本法第 27 条(1)及び(6)(a)における意匠の登録日への言及は、意匠が、保護国際意匠（シンガポール）として保護されることとなった日への言及とみなす。
- (d) 本法第 27 条(2)(a)における意匠の登録時点への言及は、意匠が、保護国際意匠（シンガポール）として保護されることとなった時点への言及とみなす。
- (e) 本法第 27 条(2)(b)及び(6)(b)における、第 22 条(1)に従い満了した登録意匠における権利への言及は、本法第 27 条(2)(a)において言及される芸術作品の著作権が満了

したことを理由に満了した、保護国際意匠（シンガポール）に付与される保護への言及とみなす。

- (4) 登録意匠規則 (R1) 第 VI 部は、登録意匠の取消に関連して適用されるのと同様に、必要な変更を加えて、保護国際意匠（シンガポール）に付与される保護の取消立に関連して適用される。
- (5) 保護国際意匠（シンガポール）に付与される保護が、その程度を問わず取り消される場合、
- (a) 登録官は、国際事務局にその旨通知し、かつ、
- (b) 保護国際意匠（シンガポール）に関する国際登録の名義人の権利は、次のいずれかの時点で消滅するものとみなす。
- (i) 取消申立日、又は
- (ii) 登録官又は裁判所が、取消の根拠が存在することを上記の日よりも早い日をもって認めた場合はその日。

規則 13 意匠が保護された旨の虚偽の表示

- (1) 本法第 66 条の規定は、登録意匠に関連して適用されるのと同様に、必要な変更を加えて、保護国際意匠（シンガポール）に関連して適用される。
- (2) 本法第 66 条の適用上、
- (a) 本法第 66 条(1)及び(2)における、物品に適用された意匠がその物品に関して登録済である旨の表示をする者への言及は、物品に適用された意匠が保護国際意匠（シンガポール）として保護される旨の表示をする者への言及とみなす。
- (b) 本法第 66 条(3)における意匠登録における権利への言及は、保護国際意匠（シンガポール）に付与される保護への言及とみなす。

規則 14 政府による使用

本法第 IV 部は、登録意匠に関連して適用されるのと同様に、必要な変更を加えて、保護国際意匠（シンガポール）に関連して適用される。

第 III 部

国際登録の分割

規則 15 国際登録の分割

(1) 2 以上の意匠がシンガポール指定国際登録の対象となっている場合において、国際登録の審査後に登録官が、対応する国際出願が登録意匠規則 (R1) の規則 22 を順守していないことを根拠としてそれらの意匠のいずれかにつき保護が拒絶されるべきであるとの意見を有するときは、登録官は、保護拒絶の通知を国際事務局に発する。

(2) シンガポール指定国際登録の名義人は登録官に対し、通知に記載された拒絶の根拠を覆すために国際登録の分割を申請することができる。

(3) シンガポール指定国際登録が登録官により分割された場合、国際登録の名義人は、本法第 11 条に基づき、分割の対象となった意匠の登録を申請することができる。

(4) (3)に基づく申請は、

(a) 拒絶通知の日付から 3 カ月以内になされなければならない、

(b) 様式 D3 でなされなければならない、かつ、

(c) 登録意匠規則の附則 1 に規定する、様式 D3 提出に関する料金をあわせて納付しなければならない。

(5) (3)に従い意匠がシンガポールで登録された場合、

(a) 本法第 20 条は当該意匠又は登録には適用されず、かつ、

(b) 対応する国際出願の出願日が、本法における当該意匠の登録日とみなされる。

(6) 登録意匠規則の規則 57 は、(4)において言及されるいかなる行為にも適用されない。

第 IV 部

登録簿を通じての国際出願

規則 16 国際出願

(1) 本規則の規定に従うことを条件として、国際出願は登録簿を通じて行うことができる。

(2) 国際出願は、次のいずれかの者によつてのみ行うことができる。

(a) 締約国である国の国民である者、

(b) 締約国である政府間機関の加盟国の国民である者、

(c) 締約国の領土内に住居を定めているか、常居所を有する者、又は

(d) 締約国の領土内に現実かつ真正な産業上又は商業上の営業所を有する者。

(3) 登録官は、国際出願が次の条件を満たさない限り、これを国際事務局に送付する義務を負わない。

(a) 共通規則により求められる様式で出願がなされていること、

(b) 国際出願の提出に関して共通規則により求められる料金の納付が同時になされること、及び

(c) 当庁への送致料金 150 ドルの納付が同時になされること。

(4) (3)(b)において言及される納付は、

(a) 登録官が発行する実務案内に定める一般要件を満たし、かつ、

(b) 特別の場合において登録官が出願人に書面通知で明示する他の要件を満たさなければならぬ。

(5) 本規則 16 において、

「締約国」とは、ヘーグ協定のジュネーブ法を締約した国又は政府間機関をいう。

「締約国の領土」とは、次のいずれかをいう。

(a) 締約国が国の場合には、当該国の領土

(b) 締約国が政府間機関の場合には、当該政府間機関を構成する条約が適用される領土

第 V 部

雑則

規則 17 国際登録に関する一定の事項の証拠

(1) 保護国際意匠 (シンガポール) に関する一切の法的手続において、保護国際意匠 (シンガポール) に関する国際登録の名義人として登録されていることは、その国際登録の有効性及びその後の当該国際登録の譲渡その他の移転の有効性の一応の証拠となる。

(2) 裁判所による確知は、次のものをいう。

(a) ヘーグ協定のジュネーブ法及び共通規則、

(b) 国際事務局が発行する国際登録簿への登録の謄本、及び

(c) 国際事務局が刊行する定期的な公報の写し。

(3) (2)(b)又は(c)に記載する文書は、それにより伝達される国際事務局の証書又は行為の証拠として容認できるものとする。

(4) 国際事務局が発行する文書又は当該文書への記入若しくはその抄本の証拠は、その原本の提出により当該法律手続において提示することができ、その原本が証拠として受領される。

(5) 本規則 17 において「法的手続」とは、登録官に対する手続を含む。

規則 18 代理人

次のいずれかの事項に関連して、ある者により、又はある者に対して行われることが本規則により求められるか認められる行為は、その者が口頭又は書面で授權する代理人により、又はその代理人に対してなすことができる。

- (a) 保護国際意匠（シンガポール）として意匠の保護を求める請求、又は
- (b) 保護国際意匠（シンガポール）に関する手続。

規則 19 保護国際意匠（シンガポール）の使用の立証責任

保護国際意匠（シンガポール）に関する民事手続において、その意匠が使用されていたかについて疑義が生じた場合、どのような使用がなされていたかを証明する責を負うのは、その意匠に関する国際登録の名義人である。

規則 20 国際事務局への情報の伝達

成文法又は法の支配にかかわらず、登録官は国際事務局に対し、本規則、ヘーグ協定のジュネーブ法又は共通規則に基づきシンガポールが伝達することを要する情報を伝達することができる。

規則 21 登録意匠規則の適用

- (1) 本規則に別段の定めがある場合を除き、登録意匠規則（R1）は、意匠登録出願及び登録意匠に関連して適用されるのと同様に、必要な変更を加えて、シンガポール指定国際登録及び保護国際意匠（シンガポール）に関連して適用される。
- (2) 費用及び費用の担保並びに登録官に対する証拠に関する本法及び登録意匠規則の規定は、登録意匠又は意匠登録出願に関する手続に関連して適用されるのと同様に、本規則に基づく手続に関連して適用される。
- (3) 疑義を避けるため付言すると、登録意匠規則の規則 7、13 乃至 21、23 乃至 29、31

乃至 39、67 及び 68 は、シンガポール指定国際登録又は保護国際意匠（シンガポール）に適用されない。

2005 年 3 月 30 日作成

LIEW HENG SAN

事務次官

法務省

シンガポール



About | Contact Info | Feedback | Site Map | Help

Within All Government Websites

Home | Search | Browse | Results | My Preferences

Permalink

On 25/06/2012, you requested for the version in force on 25/06/2012 incorporating all amendments published on or before 25/06/2012. The closest version currently available is that of 17/04/2005.

No. S 177

REGISTERED DESIGNS ACT
(CHAPTER 266)

REGISTERED DESIGNS (INTERNATIONAL REGISTRATION) RULES 2005

In exercise of the powers conferred by sections 64A and 74 of the Registered Designs Act, the Minister for Law, after consulting with the Intellectual Property Office of Singapore, hereby makes the following Rules:

PART I
PRELIMINARY

Citation and commencement

1. These Rules may be cited as the Registered Designs (International Registration) Rules 2005 and shall come into operation on 17th April 2005.

Definitions

2. In these Rules, unless the context otherwise requires —
 "Common Regulations" means the Common Regulations under the 1999 Act, the 1960 Act and the 1934 Act of the Hague Agreement, adopted by the Assembly of the Hague Union with effect from 1st April 2004, as replaced, revised or amended from time to time;
 "Designs Journal" means the journal by that name published under rule 67A of the Registered Designs Rules (R 1);
 "Geneva Act of the Hague Agreement" means the Act, signed at Geneva on 2nd July 1999, of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs;
 "International application" means an application to the International Bureau for international registration;
 "International Bureau" means the International Bureau of the World Intellectual Property Organization;
 "International Register" means the official collection of data concerning international registrations maintained by the International Bureau for the purposes of the Geneva Act of the Hague Agreement;
 "International registration" means the international registration of a design effected according to the Geneva Act of the Hague Agreement;
 "International registration designating Singapore" means an international registration in respect of which a request has been made (whether in the relevant international application or subsequently) for extension of protection to Singapore under the Geneva Act of the Hague Agreement;
 "protected international design (Singapore)" has the meaning given by rule 1.1, and references to "protected" and "protection" shall be construed accordingly.

Forms

3.—(1) Any reference in these Rules to a numbered form shall be construed as a reference to the current version of the form bearing the corresponding number which is —
 (a) described in the Second Schedule to the Registered Designs Rules (R 1); and
 (b) published in the Designs Journal.
 (2) Any form may be modified on the direction of the Registrar for use in a case other than the case for which it is intended.

INTERNATIONAL REGISTRATION DESIGNATING SINGAPORE

PART II

INTERNATIONAL REGISTRATION DESIGNATING SINGAPORE

Entitlement to protection

4.—(1) Subject to rule 9, an international registration designating Singapore shall be entitled to become protected in Singapore if, had the particulars of the international registration been comprised in an application for registration of a design under the Act, that application would have satisfied the requirements for registration of a design under the Act and the Registered Designs Rules (R 1).
 (2) For the purpose of paragraph (1), section 1.1 of the Act and rules 7.13 to 21 and 23 to 28 of the Registered Designs Rules shall be disregarded.

Effects of protected international design (Singapore)

5.—(1) Subject to the provisions of these Rules, the holder of the international registration relating to a protected international design (Singapore) shall have the same rights and remedies as the registered owner of a registered design under sections 30, 31 and 36 to 41 of the Act.
 (2) Paragraph (1) shall apply subject to section 30 (5), (6) and (7) of the Act relating to acts not amounting to infringement of a registered design.
 (3) For the purposes of the application of section 30(1) of the Act, the rights of the holder shall have effect from the date on which the protected

international design (Singapore) is to be treated as registered under rule 1.1.

(4) The remedy for groundless threats of infringement proceedings under section 44 of the Act applies to a protected international design (Singapore) as it applies in relation to a registered design.

(5) For the purposes of paragraph (4) —

(a) the reference in section 44(1) of the Act to an application for registration of a design shall be treated as a reference to an international application relating to a protected international design (Singapore);

(b) the reference in section 44(2) of the Act to the registration of the design shall be treated as a reference to the protection of the protected international design (Singapore); and

(c) the reference in section 44(4) of the Act to a notification that a design is registered shall be treated as a reference to a notification that a design is a protected international design (Singapore).

Protected international design (Singapore) as object of property

6. Sections 32 and 33 of the Act shall apply, with the necessary modifications, in relation to a protected international design (Singapore) as they apply in relation to a registered design.

Notification of transactions

7.—(1) The following are notifiable transactions for the purpose of this rule:

(a) the grant of a licence or sub-licence for the use of a protected international design (Singapore);

(b) the grant of any security interest (whether fixed or floating) over a protected international design (Singapore) or any right in it.

(2) On application being made to the Registrar by —

(a) a person claiming to be entitled to an interest in or under a protected international design (Singapore) by virtue of a notifiable transaction; or

(b) any other person claiming to be affected by such a transaction,

the relevant particulars of the transaction shall be entered in the Register.

(3) The application for registration of the relevant particulars of a notifiable transaction shall —

(a) be made in Form D9;

(b) where the transaction is the grant of a licence or sub-licence for the use of a protected international design (Singapore) —

(i) be signed by the grantor of the licence or sub-licence, as the case may be; or

(ii) be accompanied by such evidence as the Registrar considers to be sufficient proof of the transaction;

(c) where the transaction is the grant of any security interest (whether fixed or floating) over a protected international design (Singapore) or any right in it —

(i) be signed by the mortgagee of the security interest; or

(ii) be accompanied by such evidence as the Registrar considers to be sufficient proof of the transaction; and

(d) be accompanied by the fee for the filing of Form D9 in the First Schedule to the Registered Designs Rules (R 1).

(4) The following are relevant transactions for the purpose of this rule:

(a) an assignment of a protected international design (Singapore) or any right in it;

(b) the making by personal representatives of an asset in relation to a protected international design (Singapore) or any right in it;

(c) an order of the Court or other competent authority transferring a protected international design (Singapore) or any right in it.

(5) Until —

(a) in the case of any notifiable transaction referred to in paragraph (1), an application has been made for registration of the relevant particulars of the transaction; or

(b) in the case of any relevant transaction, the transaction has been recorded in the International Register,

the transaction is ineffective as against a person acquiring an interest in the protected international design (Singapore) in ignorance of it.

(6) A person claiming to be entitled to an interest in or under a protected international design (Singapore) by virtue of a notifiable transaction referred to in paragraph (1) is not entitled to —

(a) damages or an account of profits in respect of any infringement of the protected international design (Singapore) occurring after the date of the transaction and before the date of the application for registration of the relevant particulars of the transaction; and

(b) compensation under section 46 of the Act in respect of the use of the design for the services of the Government occurring after the date of the transaction and before the date of the application for registration of the relevant particulars of the transaction.

(7) A person who becomes the holder of the international registration relating to a protected international design (Singapore) by virtue of any relevant transaction is not entitled to —

(a) damages or an account of profits in respect of any infringement of the protected international design (Singapore) occurring after the date of the transaction and before the transaction is recorded in the International Register; and

(b) compensation under section 46 of the Act in respect of the use of the design for the services of the Government occurring after the date of the transaction and before the transaction is recorded in the International Register.

(8) In this rule, "relevant particulars" means —

(a) in the case of the grant of a licence for the use of a protected international design (Singapore) —

(i) the name and address of the licensee;

(ii) where the licence is an exclusive licence, that fact;

(iii) where the licence is limited, a description of the limitation; and

- (iv) the duration of the licence if the same is, or is ascertainable as, a definite period;
- (b) in the case of the grant of a sub-licence for the use of a protected international design (Singapore) —
- the name and address of the grantor of the sub-licence and of each person from whom he derived his ability to grant the sub-licence;
 - the name and address of the sub-licensor;
 - where the sub-licence is an exclusive sub-licence, that fact;
 - where the sub-licence is limited, a description of the limitation; and
 - the duration of the sub-licence if the same is, or is ascertainable as, a definite period; and
- (c) in the case of the grant of any security interest over a protected international design (Singapore) or any right in it —
- the name and address of the grantee;
 - the nature of the interest (whether fixed or floating); and
 - the extent of the security or right in the protected international design (Singapore) secured.

Priority

8—(1) Subject to [paragraph 12](#), [section 12](#) of the Act shall apply so as to confer a right of priority in relation to the protection of an international registration designating Singapore, as it applies in relation to the registration of a design under the Act.

(2) The manner of claiming priority shall be determined in accordance with the Geneva Act of the Hague Agreement and the Common Regulations.

Examination

9—(1) Upon receiving a notification of an international registration designating Singapore from the International Bureau, the Registrar shall examine whether the international registration satisfies the requirements for protection in Singapore set out in [rule 4](#).

(2) If it appears to the Registrar that the requirements for protection in Singapore set out in [rule 4](#) are not met, he shall give notification of refusal of protection to the International Bureau.

(3) The notification of refusal shall specify the period within which the holder of the international registration may make representations against the refusal.

(4) If the holder requires an extension of time to make representations, he shall file with the Registrar his request for an extension of time on Form D16 before the expiry of —

- the period specified in the notification of refusal; or
 - any extended period previously granted by the Registrar.
- (5) A holder of an international registration making representations shall file with the Registrar an address for service in Singapore in Form D1.

Notification of refusal

10—(1) A notification of refusal under [rule 9\(3\)](#) shall not be given after the expiry of 6 months from the date of the publication of the international registration in accordance with [Rule 26\(3\)](#) of the Common Regulations.

(2) A notification of refusal under [rule 9\(3\)](#) shall set out the matters required under [Article 12](#) of the Geneva Act of the Hague Agreement and [Rule 18](#) of the Common Regulations.

(3) Where, after a notification of refusal has been given under [rule 9\(2\)](#), the holder makes representations within the period specified in [rule 9\(3\)](#) or any extended period granted by the Registrar, the Registrar shall, upon a final decision being made in relation to the refusal, notify the International Bureau of that decision.

(4) For the purposes of [paragraph 13](#), a final decision shall be regarded as being made where —

- the Registrar or the Court on appeal from the Registrar decides whether the refusal shall be upheld or withdrawn, and any right of appeal against that decision expires or is exhausted; or
- the proceedings relating to the refusal are discontinued or abandoned.

Protection

11—(1) A design which is the subject of an international registration designating Singapore shall be protected as a protected international design (Singapore) —

- in a case where no notification of refusal has been given to the International Bureau within the period of 6 months referred to in [rule 10\(1\)](#), upon the expiry of that period; or
- in any other case, upon the Registrar notifying the International Bureau under [rule 10\(3\)](#) that a final decision has been made to withdraw the refusal of protection.

(2) For the purposes of the application by these Rules of the provisions of the Act, a design which is the subject of an international registration designating Singapore shall be treated as if it was registered under the Act, and shall be protected as a protected international design (Singapore), from the filing date of the corresponding international application.

Revocation

12—(1) The protection conferred under [rule 11](#), on a protected international design (Singapore) may be revoked on the application of an interested person.

(2) Subject to [paragraphs 13](#), [14](#) and [15](#), [section 27](#) of the Act shall apply, with the necessary modifications, in relation to the revocation of the protection conferred on a protected international design (Singapore) as it applies in relation to the revocation of the registration of a registered design.

(3) For the purposes of applying [section 27](#) of the Act —

(a) the references in [section 27\(1\)](#) and [\(2\)](#) of the Act to the time after a design has been registered shall be treated as references to the time after a design has become protected as a protected international design (Singapore);

(b) the references in [section 27](#) (1), (2), (3), (4) and (5) of the Act to the revocation of the registration of a design shall be treated as references to the

revocation of the protection conferred on a protected international design (Singapore);

(c) the references in [section 27](#) (1) and (6)(a) of the Act to the date of registration of a design shall be treated as references to the date a design became protected as a protected international design (Singapore);

(d) the reference in [section 27\(2\)\(a\) of the Act](#) to the time a design was registered shall be treated as a reference to the time a design became protected as a protected international design (Singapore); and

(e) the references in [section 27](#) (2)(b) and (6)(b) of the Act to the right in a registered design having expired in accordance with [section 27\(1\) of the Act](#) shall be treated as a reference to the protection conferred on a protected international design (Singapore) having expired by reason that the copyright in the artistic work referred to in [section 27\(2\)\(a\) of the Act](#) has expired.

(4) Part VI of the Registered Design Rules (R 1) shall apply, with the necessary modifications, to an application for revocation of the protection conferred on a protected international design (Singapore) as it applies in relation to the revocation of a registered design.

(5) Where the protection conferred on a protected international design (Singapore) is revoked to any extent —

- the Registrar shall notify the International Bureau; and
- the rights of the holder of the international registration relating to the protected international design (Singapore) shall be deemed to have ceased to exist as from —
 - the date of the application for revocation; or
 - if the Registrar or the Court is satisfied that the grounds for revocation existed at an earlier date, that date.

False representation that design is protected

13—(1) [Section 66 of the Act](#) shall apply, with the necessary modifications, in relation to a protected international design (Singapore) as it applies in relation to a registered design.

(2) For the purposes of applying [section 66 of the Act](#) —

(a) the references in [section 66\(1\)](#) and [\(2\) of the Act](#) to a person representing that a design applied to any article is registered in respect of that article shall be treated as references to a person representing that a design applied to any article is protected as a protected international design (Singapore); and

(b) the references in [section 66\(3\) of the Act](#) to a right in a registered design shall be treated as references to protection conferred on a protected international design (Singapore).

Government use

14. [Part IV of the Act](#) shall apply, with the necessary modifications, in relation to a protected international design (Singapore) as it applies in relation to a registered design.

PART III

DIVISION OF INTERNATIONAL REGISTRATION

Division of international registration

15—(1) Where 2 or more designs are the subject of an international registration designating Singapore and, after examining the international registration, the Registrar is of the view that protection should be refused in respect of any of those designs on the ground that the corresponding international application does not comply with [rule 22 of the Registered Designs Rules](#) (R 1), the Registrar shall give notification of refusal of protection to the International Bureau.

(2) The holder of the international registration designating Singapore may apply to the Registrar for a division of the international registration in order to overcome the grounds of refusal stated in the notification.

(3) Where an international registration designating Singapore has been divided by the Registrar, the holder of the international registration may apply under [section 11 of the Act](#) for the registration of any design which has been the subject of the division.

(4) An application under [paragraph 13](#) shall be —

- made within 3 months from the date of the notification of refusal;
- made in Form D3; and
- accompanied by the fee for the filing of Form D3 in [the First Schedule to the Registered Designs Rules](#).

(5) Where any design is registered in Singapore pursuant to an application under [paragraph 13](#) —

- [section 20 of the Act](#) shall not apply to that design or registration; and
 - the filing date of the corresponding international application shall be treated, for the purposes of the Act, as the date of registration of that design.
- (6) [Rule 57 of the Registered Designs Rules](#) shall not apply to the doing of any act referred to in [paragraph 4](#).

PART IV

INTERNATIONAL APPLICATION THROUGH REGISTRY

International application

16—(1) Subject to the provisions of these Rules, an international application may be made through the Registry.

(2) The international application may be made only by any of the following persons:

- a person who is a national of a State that is a Contracting Party;
- a person who is a national of a State member of an inter-governmental organisation that is a Contracting Party;
- a person who is domiciled in or has a habitual residence in the territory of a Contracting Party; or
- a person who has a real and effective industrial or commercial establishment in the territory of a Contracting Party.

(3) The Registrar shall not be required to transmit the international application to the International Bureau unless the international application is —

- (a) made in such form as may be required under the Common Regulations for the filing of the international application; and
- (b) accompanied by payment of such fee as may be required under the Common Regulations;
- (c) accompanied by payment to the Office of a transmittal fee of \$150.
- (4) The payment referred to in paragraph (3)(a) shall comply with—
- (a) such general requirements as may be specified in the practice directions issued by the Registrar; and
- (b) such other requirements as the Registrar may, in any particular case, specify in a written notice to the applicant.
- (5) In this rule—

“Contracting Party” means any State or inter-governmental organisation which is a party to the Geneva Act of the Hague Agreement;

“territory of a Contracting Party” means—

- (a) where the Contracting Party is a State, the territory of that State; or
- (b) where the Contracting Party is an inter-governmental organisation, the territory in which the constituent treaty of that inter-governmental organisation applies.

PART V

MISCELLANEOUS PROVISIONS

Evidence of certain matters relating to international registration

17.—(1) In all legal proceedings relating to a protected international design (Singapore), the registration of a person as the holder of the international registration relating to a protected international design (Singapore) shall be prima facie evidence of the validity of that international registration and of any subsequent assignment or other transmission of it.

(2) Judicial notice shall be taken of—

- (a) the Geneva Act of the Hague Agreement and the Common Regulations;
- (b) a copy of an entry in the International Register issued by the International Bureau; and
- (c) a copy of the Bulletin published by the International Bureau.
- (3) Any document referred to in paragraph (2)(a) or (c) shall be admissible as evidence of any instrument or act of the International Bureau referred to in the document.
- (4) Evidence of any document issued by the International Bureau, or of any entry in or extract from such a document, may be given in any legal proceedings by the production of a copy thereof, and such a copy shall be received in evidence.
- (5) In this rule, “legal proceedings” include proceedings before the Registrar.

Agents

18. Any act required or authorised under these Rules to be done by or to a person in connection with—

- (a) a request for protection of a design as a protected international design (Singapore); or
- (b) any procedure relating to a protected international design (Singapore),
- may be done by or to an agent authorised by that person orally or in writing.

Burden of proving use of protected international design (Singapore)

19. If in any civil proceedings relating to a protected international design (Singapore), a question arises as to the use to which the design has been put, the holder of the international registration relating to the design shall bear the burden of showing what use has been made of it.

Communication of information to International Bureau

20. Notwithstanding any written law or rule of law, the Registrar may communicate to the International Bureau any information which Singapore is required to communicate under these Rules, the Geneva Act of the Hague Agreement or the Common Regulations.

Application of Registered Designs Rules

21.—(1) Except as otherwise provided in these Rules, the Registered Designs Rules (R. 1) shall apply, with the necessary modifications, in relation to an international registration designating Singapore and to a protected international design (Singapore) as they apply in relation to an application for registration of a design and to a registered design.

(2) The provisions of the Act and the Registered Designs Rules relating to costs and security for costs and to evidence before the Registrar shall apply in relation to proceedings under these Rules in the same manner as they apply in relation to proceedings relating to a registered design or an application for registration of a design.

(3) For the avoidance of doubt, rules 7.13 to 21.23 to 29.31 to 39.67 and 68 of the Registered Designs Rules do not apply to an international registration designating Singapore or a protected international design (Singapore).

Made this 30th day of March 2005.

LIEW HENG SAN
Permanent Secretary,
Ministry of Law,
Singapore.

[LAW 18/001/005 Vol. 3; AG/LEG/SL/266/2000/1 Vol. 2]

シンガポール知的財産庁 意匠登録局

2005年 実務指令第2号

意匠の表現

本実務指令は、意匠の表現の要件を明確にするために、登録意匠規則の規則 14 に基づき登録局が発令するものである。

本実務指令は、2005年9月1日に実施される。

意匠の表現

登録意匠規則によれば、

- (1) 意匠の各図の表現は、複製に適した図面または写真によるものとする。
- (2) 表現物として提出することができる意匠の異なる図面の最大数は10とする。
- (3) 各図面の寸法は、最小で3センチメートル×3センチメートル、最大で13センチメートル×15センチメートルまでとする。
- (4) 電子的なオンラインシステムを通じて提出するのではない出願において、出願時に提出することが必要な表現は1組のみである。

2005年9月1日

LIEW WOON YIN

登録官

意匠登録局

IN THE REGISTRY OF DESIGNS, INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF SINGAPORE

PRACTICE DIRECTION NO. 2 OF 2005

REPRESENTATIONS OF DESIGNS

This Practice Direction is issued by the Registrar under Rule 14 of the Registered Designs Rules, to specify the requirements for the representations of designs.

This Practice Direction will come into effect on 1 September 2005.

Representations of Designs

In accordance with the Registered Designs Rules:

- (1) The representation of each view of the design shall be in the form of a drawing or photograph that is suitable for reproduction.
- (2) The maximum number of different views of the design that may be filed as representations of the design is 10.
- (3) The dimensions of each view should be at least 3cm by 3cm but should not exceed 13 cm by 15 cm.
- (4) Applications which are not filed through the electronic online system will need to be accompanied by only ONE (1) set of representations.

Dated this 1st day of September 2005



LIEW WOON YIN
REGISTRAR
REGISTRY OF DESIGNS

意匠

インフォバック

シンガポールの知的財産庁

意匠

インフォバック

目次

イントロダクションおよび基本事項	出願手続
イントロダクション	出願
登録意匠により付与される権利	出願後の処理
登録意匠を規制する立法措置	権利付与後の手続
登録意匠の特権	
出願時期	シンガポール国外での登録意匠出願
優先権主張	イントロダクション
登録可能な意匠	ヘーグシステム
登録不可能な意匠	
分類	分類 —— 付属書類 3
所有権および権利	
登録意匠の利益を受ける資格	登録意匠において頻繁に使用される用語
期間および更新	
権利侵害	
権利行使	
意匠を登録された旨の虚偽の表示	

本インフォバックにおいて提供される情報は指針としてのみ意図されるものであり、法的な助言とはなりません。本インフォバックに記載されている事項に基づいて何らかの行為をしようとするときは、独立の専門家による助言を求めるようにしてください。

ISBN 番号：981-05-1940-0

2008年1月11日現在の情報に基づく

©2006 Intellectual Property Office of Singapore

(著作権：シンガポール知的財産庁)

免責

1. 限定使用ライセンス

シンガポール知的財産庁（「ライセンサー」）はここに、本資料1部を私用または社内目的のためにコンピュータで閲覧するために使用する限定的、非独占的なローカルライセンスおよび権利をあなたに（「ライセンシー」）付与します。あなたは、本資料をネットワーク上に置いて一度に複数の場所で本資料を閲覧可能にすることもできますが、その場合はネットワークに接続するコンピュータ数が1,000台未満であり、かつ、そのネットワークがインターネットによるアクセス不能であることを条件とします。本資料はライセンス許諾されるものであり、販売されるものではありません。あなたに付与されるライセンスは、本資料に対する権原または所有権をあなたに付与するものではありません。

2. 所有権

本資料およびその一切のコピーに対する、またはそれらに関連する一切の権原、所有権および知的財産権（タイトル、テーマ、主題、コンセプト、アートワーク、アニメーション、音声、オーディオビジュアル効果、操作方法、人格権、および関連する文書などを含む）は、ライセンサーの所有に属し、ライセンサーにより付与されたライセンスに基づき使用されるものとします。

本資料は、シンガポール著作権法、国際間の著作権条約・協定、その他適用可能な法により保護されるものとします。すべての権利は保留されます。本資料はある一定のライセンスされた資料を含むことがあり、ライセンサーの使用許諾者は、本ライセンス契約の違反があった場合にはその権利を保護するために行動することがあります。

3. ライセンシーの責務

A. 上記のライセンス付与を条件として、あなたは、ライセンサーの書面による事前承諾なしに、全部または一部を問わず、本資料をコピー、伝達、放送、送信、写真複写、複製、翻訳または修正したり、その派生的著作物を作成したり、本資料の財産権表示またはラベルを除去したり、本資料をインターネット上で公表したりしてはなりません。

B. あなたは、上記の方法で本資料を使用することができますが、次のことを行うことはできません。

- (i) いかなる方法であれ、本資料を他人に販売したり、本資料に担保権を設定したり、本資料の複製物を送信したりすること、またはいかなる状況であれ本資料を他人に貸し出したり、ライセンス供与したりすること、
- (ii) 本資料の画像、フォント、グラフィックス、クリップアート、アニメーション、写真その他のコンテンツを公開したり配信したりすること、
- (iii) 特定可能な個人または法人に関する画像を、当該個人または法人が何らかの製品もしくはサービスと関連性を有しているかそれを推奨または宣伝していると示唆するような方法で使用すること、または
- (iv) 本資料またはその一部、画像、フォント、グラフィックス、クリップアート、アニメーション、写真その他のコンテンツを、商業目的のそれを問わず、いかなる目的であれ使用すること。

4. 助言の否認

本資料に記載されている内容は、もっぱら一般向けの情報として提供されることを目的としており、法律専門家の代わりとすることを意図したものではありません。また法的助言と考えるべきではありません。既存または発展途上の法をライセンスの有する事実関係に適用するにあたりライセンスが適切な法律専門家に相談するまでは、何らかの行為をする決断、またはしない決断をする根拠として本資料を使用すべきではありません。本資料に記載されているいかなる事項も、ライセンスサーとライセンス間の間に特別の関係（弁護士と依頼人の関係など）や何らかの注意義務を生じさせる助言と解釈してはなりません。

5. 責任の排除

ライセンスサーはここに、法により認められる最大限の範囲で、(a) 本資料の誤りまたは脱漏（手続上の不正確な点や誤植などを含みます）または (b) ライセンスによる本資料の使用に起因または何らかの形で関連してライセンスサーが被る損失、権利侵害、請求、賠償責任または損害に関する一切の責任を排除します。

6. 保証の否認

本資料における一切の情報は、「現状有姿」条件で提供されるものであり、ライセンスサーは、明示・黙示を問わず、情報の正確性、商業上の補償、特定目的適合性および非侵害などいかなる種類の保証もせず、その他コロンローにより課される一切の保証も、認められる最大限の範囲で排除されます。

7. 承諾

あなたはここに、上述の本ライセンス内容を読み、理解したことを認め、本資料を使用するという行為が、ここに定める本ライセンスの条件に拘束されることへのあなた自身の同意を確認するものであることに同意します。あなたはさらに、本ライセンスが、ライセンスサーとあなたとの間の完全かつ排他的な合意を陳述したものであること、ならびに本ライセンスがいかなる従前または同時期の合意（口頭または書面を問いません）にも、本ライセンスと相反する書面のライセンス契約を含めライセンスサーとあなたの間他のいかなる意思表示にも優先することを認め、同意します。

1. インテクトラクションおよび基本事項

知的財産 (IP) とは、あなたの思想的または知性的産物をいいます。IP には、発明や技術革新もあれば、商業上用いられる特別な名称や形象、独創的な意匠、あるいはアイデアの表現などがあります。シンガポールでは、それらの IP を保護する法律が存在します。IP の保護は、発明に対する特許付与、商業上用いられる標識の商標登録、物品に適用される意匠の工業意匠登録、および種物品種に対する保護の付与などの登録手続を通じて行われます。これら以外にも、登録の必要がないにもかかわらず保護される場合のある IP として、著作物、地理的表示、集積回路の配置設計、秘密情報、営業秘密などがあります。

インテクトラクション

意匠とは、工業上の方法により物品に適用された形状、輪郭、模様または装飾の特徴をいいます。私達が毎日目にするのは物品の外観です。物品とは、意匠が適用されるあらゆる物体をいいます。

登録意匠は、主に工業上の使用のために意匠を保護するのに使用されます。登録意匠は、意匠の所有者がその意匠の使用を支配できるようにするために政府が当該所有者に付与する権利です。

登録意匠により付与される権利
登録意匠により付与される権利は、シンガポール全域にわたり適用されます。登録意匠は、その所有者に対し、他人が所有者の許可なく当該意匠を使用するのを防止する権利を付与します。登録意匠は、出願日から当初 5 年間にわたり保護されます。その後、更新料の納付を条件として、登録は 5 年ごとに、最長 15 年まで更新することができます。登録意匠は財産の一形態であるので、他人に譲渡したり、質権を設定したり、ライセンス供与したりすることができます。

意匠には、平面意匠と立体意匠があり、日用品に適用することができます。



携帯電話 織物の模様 コーヒーテーブル タイプフューズ ヘアブラシ

登録意匠を規制する立法措置

登録意匠法 (第 266 章) は、2000 年 11 月 13 日に施行されました。本法は、2000 年登録意匠規則からなる補助的な法律とあわせて、シンガポールの登録意匠関連法を規制する立法措置を構成しています。

>> 2000 年 11 月 13 日以前、シンガポールにおける保護は、英国での登録と同時に付与されてきました。シンガポールにおける登録意匠法の施行により、2000 年 11 月 13 日以前に英国に登録された全意匠は、その登録意匠の所有者がシンガポールにおける登録を更新する限りにおいてシンガポールでの保護を享受し続けることになりました。

>> 登録意匠法 (第 266 章) は、<http://statutes.agc.gov.sg> および IPOS のウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg> (立法措置) にてオンライン閲覧することができます。

>> 立法措置の冊子は www.snpcorp.com/webshop または 1 Kim Seng Promenade, Great World City East Tower, #18-01 Singapore 237994 (電話: (65) 6826 9691) の SNP Corporation Ltd にて入手することができます。

登録意匠の特権

意匠の登録により、所有者は、所有権および他人が所有者の許可なく当該意匠を使用するのを防止する権利を取得します。

登録意匠の所有者は、様々な方法でその意匠を利用することができます。登録意匠を使用して、他人によるコピーを禁止することで自己の市場シェアをより強固に保護したり、第三者にライセンス供与して商業的な見返りを得たり、金銭的な対価を得て売却したりすることもできます。

出願時期

シンガポールにおける意匠登録制度は、先願主義を採用しています。言い換えれば、一般にその出願を最初に行った者が他の者に優先します。

優先権主張

シンガポールは、他の多くの国と同様に、意匠登録出願における優先権主張を認めています。出願人が（シンガポール以外の）パリ条約加盟国または世界貿易機関加盟国において先に出願を行った対応の意匠を有している場合、出願人は、最初の出願日から6カ月以内にシンガポール登録を出願することを条件として、この最初に行った出願に基づく優先権主張を行うことができます。同様に、シンガポールに最初になされた出願についても、シンガポールにおける最初の出願日から6カ月以内に対応出願がなされることを条件として、パリ条約加盟国または世界貿易機関加盟国における対応出願で優先権を主張することもできます。

>> 対応出願とは、同じ意匠について同じ物品に関しシンガポール国外でなされる別個の出願をいいます。

>> パリ条約加盟国およびWTO加盟国の一覧は、WIPOのウェブサイトを www.wipo.int およびWTOのウェブサイトを www.wto.org で確認してください。

登録可能な意匠

意匠とは、工業上の方法により物品に適用された形状、輪郭、模様または装飾の特徴をいいます。意匠が出願のための適格性を有するためには、一般に、2つの重要な基準を満たさなければなりません。

意匠は新規でなければなりません。登録意匠は、シンガポール内外を問わず登録されたことも、世界中の何処であれ最初の出願がなされる日より前に公開されたことのないものでなければなりません。よって、意匠の所有者は、意匠の出願がなされるまでの間、意匠を何人にも開示したりすることのないよう注意しなければなりません。

ある意匠が、同じ物品または別の物品に関して登録済みの意匠と同じである場合、その意匠は新規ではありません。一般に、次の場合は意匠が新規であるとは認められません。

- 登録済みである
- 同じ物品または別の物品に関して、世界中の何処かで公開されたことがある
- 重要でない細部もしくは特徴においてのみ、取引上普通に用いられる変形としての当該意匠と異なる

意匠は工業的方法により物品に適用されていなければなりません；登録意匠は、工業的方法により物品に適用されていなければなりません。すなわち、販売または賃貸目的で50個を超える物品が生産されているか、生産が意図されていないければなりません。

登録不可能な意匠

登録意匠法においては、次の場合は意匠を登録することができません。

1. 公序良俗に反する意匠
2. コンピュータプログラムまたは集積回路の配置設計
3. 所定の物品（彫刻作品〔工業的方法により大量生産する雕塑または模様として使用するか、そのような使用を意図した鋳型を除く〕、ウォールブラーク、メダルおよびメダイオン（大型メダル）、主に文学的または芸術的な性質の印刷物（ブックジャケット、カレンダー、免状・証明書、クーポン、婦人服仕立てパターン、グリーティングカード、ラベル、小冊子、地図、設計図、トランプなどのカード、はがき、切手、商業用宣伝、商業用フォームおよびカード類、譲渡証書その他の文面など）に適用される意匠
4. 構造についての方法または原理
5. もっぱら機能によってのみ特定される意匠
6. その意匠が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品の

5-3 シンガポール 出願ガイドライン

外観によって決められる意匠、または物品を別の物品と接合するか、別の物品の中もしくは周囲に、またはその近くに配置することを可能ならしめ、それによりいずれか一方の物品が機能するような意匠

>> 上記の中には、他の知的財産権法により保護されるものもあります。たとえば、コンピュータプログラムは著作権関連法に基づき保護される場合があります。

分類

シンガポールにおいて意匠登録を求め出る出願を行う場合、意匠の所有者は、意匠が適用される物品の分類を行うよう求められます。分類は、登録意匠規則の付属書類 3 に従って行います。この付属書類 3 では、工業意匠に関するロカルノ分類 (13 頁) に記載されているのと同じ 32 のクラスおよびそのサブクラスの見出しが一覧表示されています。

>> ロカルノ分類は、スイス国ジュネーブにある世界知的所有権機関 (WIPO) により管理される多国間協定に基づいています。この協定は、「工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定」といいます。ロカルノ分類のコピーは IPOS の窓口でも閲覧できますし、WIPO のウェブ사이트 www.wipo.int でも閲覧することができます。

意匠情報調査

意匠の登録出願を行う前に、まずはその登録可能性を確認するために既存意匠の調査を実行することをおすすめします。既存意匠の調査を支援するのに利用可能な情報源があります。

eSearch IPOS のウェブ사이트 www.ipos.gov.sg/eDesigns>

eSearch を通じてアクセス可能。シンガポールで登録済みかつ公開済みの全意匠 (詳細および画像) のオンライン調査が可能。ユーザーは、世界的所有権機関 (WIPO) のオンラインデータベースおよび掲示板で国際意匠を調査するために **eSearch** からのリンクを使用することもできます。

Search Terminals IPOS の「Public Search Area」で利用することが可能で、

5-3 シンガポール 出願ガイドライン

一般の人が意匠登録の電子調査を実行することができます。所定の使用料および印刷手数料が必要です。

SurfIP (www.surfip.gov.sg) IPOS の特別プロジェクトで、一連のサービスを提供する IP ポータルサイト。**SurfIP** では、ユーザーが IP 情報の調査を実行したり、先行技術調査を行ったり、米国、欧州、日本、韓国、中国および ASEAN など他の国・地域の IP データベースにアクセスしたりすることができます。

これらのツールや情報源では、非排他的な調査を行うことができます。出願人は、各国で登録された意匠についてはそれぞれの国のデータベースを確認するよう推奨されます。

2. 所有権および権利

ことは犯罪です。

登録意匠の利益を受ける資格

通常は創作者が意匠の所有者です。しかし、意匠の創作が他人の委託により行われた場合には、契約により別段の定めのない限り、その委託人が意匠を所有する権利を有します。シンガポール法に基づき、業務上創作された意匠である場合は、その意匠に対する権利は雇用主に属します。意匠の所有者は、その権利を他人に譲渡することができます。その場合には当該権利が譲受人に移転します。

意匠の所有者であると主張する者は、個人であれ法人であれ、シンガポールでの意匠登録を申請することができます。国籍または居住地に関する制限はありません。ただし、シンガポールに居住していない出願人は、すべての通知の送付先たるシンガポールの住所を登録局に提出しなければなりません。

期間および更新

登録意匠の保護は、出願日から当初 5 年間継続します。ただし、登録はその後、更新料の納付を条件として 5 年ごとに、最長 15 年まで更新することができます。

権利侵害

登録意匠が登録された所有者の同意なしに使用されたことが明白である場合、権利侵害が発生したものとみなされます。

権利行使

登録された所有者は、意匠の権利侵害を発見した場合、登録意匠法により付与されている自己の権利を行使することができます。権利侵害者に対して所有者の費用負担により法的措置を講じたり、差止めによる救済を求めたり、権利侵害者が所有者の権利を利用して得た利益の返還を求めたり、損害賠償を請求したりすることが可能です。

意匠を登録された旨の虚偽の表示

登録されていないか、出願中である意匠を登録されたものとして虚偽の表示を行う

3. 出願手続

出願

出願人は、IPOS のウェブサイト www.ipos.gov.sg からアクセス可能な eDesigns を通じて電子的に願書を提出し所定の手数料を納付することができます。上記に代えて、IPOS のウェブサイト (Forms and Payment> Design Forms) から願書をダウンロードし、記入した願書に所定の手数料を添えて IPOS に提出することもできます。

さらに審査がなされるよう意匠が受理されるためには、出願人は、次のものを提出しなければなりません。

新規性の陳述書

出願人が新規とみなし、権利の請求を希望する意匠の特徴を説明した陳述書。意匠に数字や文字などの一般的要素が含まれている場合、出願人は、その新規性の陳述書においてこれらについての権利を放棄することを推奨されます。

>> 権利放棄は、言葉、数字その他意匠の表現に組み込まれている特徴を排除するために用います。意匠を適用する物品の大部分が言葉、文字、商標または数字を含んでいる場合、新規性の陳述書には、次の文言も含まれます。「意匠に現出している言葉*、文字*、商標*または数字*の排他的使用権については一切の権利を請求しません。」(* 適宜該当するもの)

意匠の表現

意匠は、平面意匠でも立体意匠でもよく、いずれの場合も表現により図示されなければなりません。表現は、線図でも写真でも (または両方でも) 認められます。表現は、所定のサイズで、かつ、複製に適した品質を有していなければなりません。「表現の提出に関するガイドライン」については本インフォバックの巻末を参照してください。

組物における各物品に

組物に適用することを意図した意匠の場合、表現は、その組物

適用される表現 (該当する場合のみ) における各物品に適用された状態の意匠を示すものでなければなりません。

>> 組物とは、通常一緒に販売される、または一緒に使用することが意図されている 2 つ以上の物品をいいます。各物品は、同一の意匠、または意匠の性質を変更したりその識別性に実質的に影響を与えたりするには不十分な程度の修正または変更を伴う同一の意匠を共有していなければなりません。「組物」の例としてはカトラリーセットやティーマットなどがあります。

優先権主張

出願人が優先権の主張を希望する場合、出願時において優先権に関する宣言がなされなければなりません。

送付先住所

あらゆる出願において、シンガポール国内における送付先住所が提出されなければなりません。これは、意匠登録局からのすべての通信が送付される住所です。送付先住所に変更がある場合、出願人は、所定の手数料を添えて所定のフォームを提出して意匠登録局に通知しなければなりません。

処理に要する推定期間

通常、出願日から意匠の登録までは 2 カ月から 3 カ月程度かかります。ただし、出願において補正を要する不備がある場合や、出願と一緒に提出しなければならない文書が登録官の指定する期日までに提出されていない場合などは、登録手続にさらに時間がかかる場合があります。

様式および手数料

登録意匠に関する様式および手数料の一覧は、本インフォバックの巻末に同封してあります。すべての様式は、意匠登録局で入手可能であり、IPOS のウェブサイト www.ipos.gov.sg (Forms and Payment> Design Forms) からダウンロードすることが可能です。

eDesigns

IPOSのウェブサイト www.ipos.gov.sg からアクセス可能な eDesigns は、シンガポールにおけるオンラインの意匠関連調査および取引を可能にするワンストップ・ソリューションです。eDesigns のサービスには、次の事項が含まれます。

- シンガポールで提出された意匠出願の基本情報の調査および閲覧
- 意匠出願の提出
- 代理人の選任もしくは変更請求、または送付先住所の登録もしくは変更請求
- 出願人／権利所有者の名称または詳細事項の変更請求
- 出願の詳細事項の変更請求
- 最新の意匠公報のダウンロード
- 意匠登録の更新

eDesigns で提供されるサービスの最新リストについては IPOS のウェブサイト www.ipos.gov.sg をご確認ください。

出願の提出

出願は、次に記載する住所への手交または郵送により送付することも、IPOS のウェブサイト www.ipos.gov.sg で利用可能な eDesigns により電子的に提出することもできます。

住所： Registrar of Design
Registry of Design
Intellectual Property Office of Singapore
51 Bras Basah Road
#04-01 Plaza By The Park
Singapore 189554

営業時間： 月曜日から金曜日まで 8:30am から 12:30am、1:30pm から 5:30pm
土曜日 8:30am から 1:00pm

納付受付時間： 月曜日から金曜日まで 8:30am から 12:00am、1:30pm から 4:30pm

土曜日 8:30am から 12:00pm

手数料の納付は、NETS、キャッシュカードもしくは GIRO、小切手（銀行渡り）、送金為替または銀行為替手形で（シンガポールドルで）シンガポール知的財産庁宛に行うことができます。

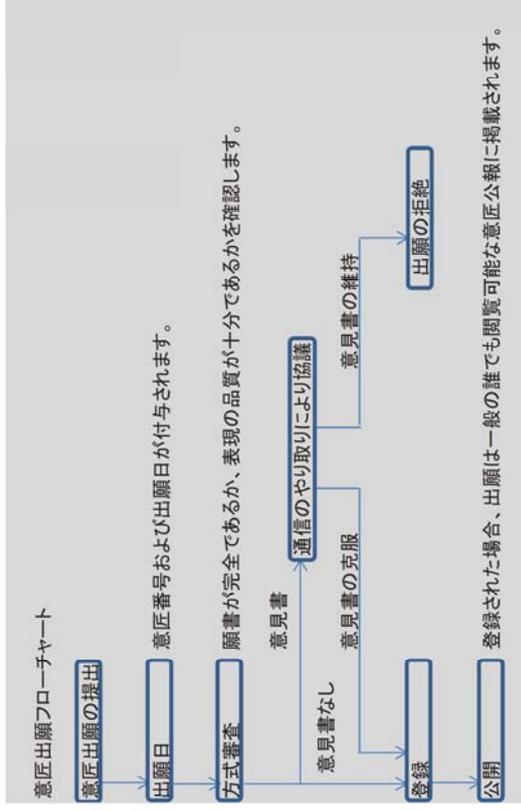
郵送による提出の場合、出願書は完全記入済みで、然るべく署名がなされ、さらに必要な文書がすべて添付され、小切手／送金為替／銀行為替手形／GIRO 支払請求の形で手数料の納付がなされていない必要があります。

顧客問い合わせホットライン： (65) 6339 8616

ファックス： (65) 6339 1369

Eメール： ipos_enquiry@ipos.gov.sg

出願後の処理



出願日

完全な出願が所定の手数料を添えて提出された場合、意匠番号および出願日が付与されます。

方式審査

出願人が必要な文書をすべて提出した後、意匠登録局は、文書が方式を満たしていることを確認するための審査を行います。これには、出願書に記載された全情報の審査が含まれます。例えば、審査官は、意匠の表現が所定のサイズおよび品質であるか、分類が正確であるか、新規性の陳述書が記載されているかを確認します。

意匠登録局は、意匠が新規であることを確認するための調査を実施しません。方式審査のみを行います。

意匠登録局による意見書

方式審査において補正すべき箇所または不備が見つかった場合、審査官は出願人に対しこ

れを通知し、出願人は所定の期間内にこの不適合を是正しなければなりません。定められた期日までに登録官に対し是正がなされない場合、出願は、取り下げられたものとみなします。

出願人は、意見書に不服がある場合、その理由を登録官に対し書面で回答しなければなりません。

登録官が出願人の提出物を受理した場合、出願は登録されることとなります。受理されない場合は出願が拒絶されます。

承認および公開

出願が整うと、登録証が発行され、出願が意匠公報に掲載されます。いったん掲載された意匠は、一般の閲覧に供されます。

補正

登録官は、出願に対する補正に関し、補正案が意匠の全体的な外観を実質的に変更したり権利の範囲を拡張したりするものでない場合に限り、これを認めます。

取り下げ

出願人は、公開の準備が完了する前であれば出願を取り下げることができます。

権利付与後の手続

期間および更新

意匠の登録は、出願日から当初 5 年間にわたり有効です。その後、更新料の納付を条件として、登録は 5 年ごとに、最長 15 年まで更新することができます。

取消し

意匠の登録後いつでも、利害関係人は登録官または裁判所に対し、次の根拠に基づき登録意匠の取消手続を申し立てることができます。

- 当該意匠が登録時点において新規でなかったこと
- 当該意匠は、その登録時点において著作権が存在していた美術作品に「一致する意匠 (corresponding design)」であったが、その作品の著作権が失効した時点で意匠の登録期間は終了してしまっていたこと
- 上記のほか、登録官が意匠の登録を拒絶する根拠としたであろうあらゆる根拠

補正命令

自己の法的利益を侵害された者は、登録簿の補正命令を裁判所に申し立てることができる。

4. シンガポール国外での登録意匠出願

イントロダクション

意匠の保護は、事実上、地域的に限られたものです。保護を希望する国には、別途それぞれ登録を行わなければなりません。シンガポール国外で保護を得るためには、出願人が該当する国に個別に、またはヘーグ協定に基づく国際登録制度を通じて、直接出願を提出する必要があります。

ヘーグシステム

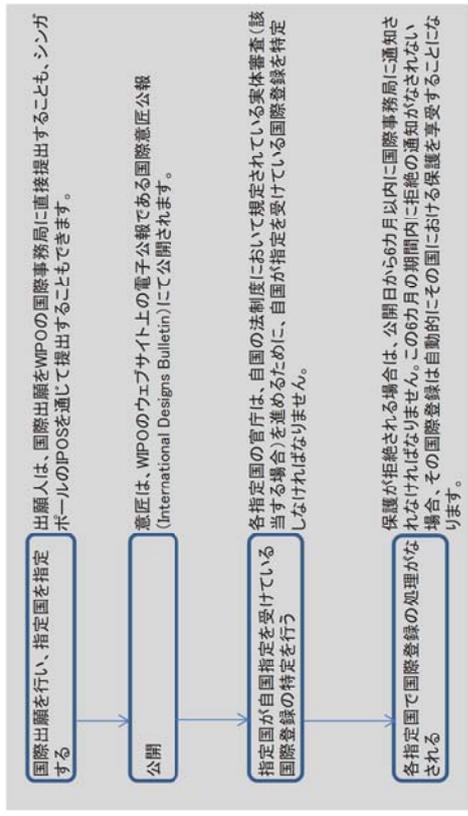
ヘーグシステムは、世界的所有権機関 (WIPO) の国際事務局が運営する国際登録制度です。

ヘーグシステムは、各国レベルで異なる国内官庁において実施しなければならなかった一連の国内出願を、1 件の国際出願で置き換えるものです。このシステムのおかげで、登録意匠の所有者には、WIPO の国際事務局に 1 つの言語で 1 件の出願を提出し、1 つの貨幣 (スイスフラン) で一式の手数料を支払うことにより、その所有する意匠を複数の国で同時に保護することができるという便宜が与えられます。

利点

1. 出願人は、ヘーグ協定の加盟国である様々な国にあるそれぞれの意匠官庁にいくつもの異なる言語で別々の出願を提出して各意匠官庁にそれぞれ手数料を納付する代わりに、1 つの言語でたった 1 件の出願を提出し、1 つの官庁に 1 種類の手数料をすればよいという便宜を受けることができます。
2. 出願人がその登録につき爾後、住所変更または登録意匠の所有者変更などの変更を行ったたり、登録の更新を行ったりする必要があるが生じた場合、WIPO の国際事務局に 1 件の申請を行うことにより容易に変更や更新を実行することができます。
3. 出願人は、1 件の国際登録を行うことで、一連の国内登録案件の更新期限を常に監視している必要がなくなります。

ヘーグシステムに基づく国際登録のプロローチャート



シンガポールにおける国際出願の提出

シンガポールはヘーグ協定のジュネーブ法 (1999 年) に加盟しているため、シンガポールの IPOS を通じて国際出願を提出することができます。ヘーグ協定の加盟国一覧については WIPO のウェブサイト www.wipo.int を参照してください。

意匠の国際登録に関するすべての様式は、WIPO のウェブサイト www.wipo.int で閲覧・入手可能であり、それらの様式の料金は WIPO に支払います。出願人は、フランス語または英語のいずれかの言語で WIPO に出願を行うことを選択することができます。ただし、IPOS の意匠登録局を通じて提出されるすべての出願、様式および通信は、英語でなければなりません。

出願日は、IPOS が国際出願および必要な手数料を受領した日です (ただし、WIPO の国際事務局が出願を受領するのはその後 1 カ月以内となります)。

国際出願におけるシンガポールの指定

シンガポールを指定する国際出願の場合には、次の点に注意してください。

意匠の単一性

1 件の国際出願は、最大 100 組までの異なる意匠で構成することができます。そのすべての意匠が工業意匠に関するロカルノ分類の同じクラスに属していなければなりません。国際出願でシンガポールを指定する場合は、出願人は、同じ出願の主題である意匠が、意匠の単一性、生産の単一性、または使用の単一性の要件を満たしているか、同じ組物に属していなければならない点、または 1 件出願において権利請求することができるのは独立した識別性のある意匠 1 組のみであるという点に注意しなければなりません。

シンガポールを指定した国際登録が、この「意匠の単一性」の原則を満たしていない場合、IPOS は、これを審査の段階で WIPO の国際事務局に通知します。出願人は、この意見書を克服するために出願を分割するよう案内されます。国際登録を分割するための申請は、IPOS による通知から 3 カ月以内に提出されなければなりません。分割された出願の出願日は、それぞれ、国際登録の出願日と同じ出願日となります。

公開の延期

ヘーグ協定のジュネーブ法 (1999 年) においては、国際登録の公開を出願日または優先権主張日から最大で 30 カ月まで延期することができます。しかし、シンガポールでは公開の延長を認めていません。したがって、国際登録がシンガポールを指定している場合において、出願人が公開の延長を希望するときは、出願人はシンガポールを指定国一覧から除外しなければならぬ場合があります。

IPOS の意匠公報における公開

ヘーグ協定に基づくシンガポールを指定した国際出願は、IPOS の意匠公報において、「シンガポールを指定した国際登録」と題する別個の項目で公開されます。それらの国際出願は、シンガポールの国内出願と異なり、工

業意匠に関するロカルノ分類で表される物品のクラスごとではなく、国際登録番号により公開されます。

分類 - 付属書類 3

登録意匠規則の付属書類 3 は、工業意匠に関するロカルノ分類で提示される 32 のクラスおよびそれらのサブクラスの見出しを表示しています。この一覧は、各クラスおよびサブクラスに属する物品の種別に関する一般的な情報を伝えるものであり、出願人が自己の意匠出願を分類すべき正確なクラスおよびサブクラスを探し当てるのを支援するための簡易ガイドである点にご注意ください。

登録様式においては、正確なクラスおよびサブクラスの番号を記載するよう求められるのに加え、ロカルノ分類に従い適切に物品を明示する必要があります。物品の名称を確認する場合は、IPOS の受付窓口で入手可能なロカルノ分類のコピーを参照してください。これは WIPO のウェブサイトで www.wipo.int で閲覧することもできます。

クラス 1 食品

- 01-01 製パン製品、ビスケット、ペーストリー、マカロニその他のシリアル製品、チョコレート、菓子、アイス
- 01-02 果物および野菜
- 01-03 チーズ、バターおよびバター代用品、その他の酪農製品
- 01-04 加工肉製品（豚肉製品を含む）、魚類
- 01-05 [空白]
- 01-06 動物用の食品
- 01-99 雑項目

クラス 2 衣料品および紳士用服飾品

- 02-01 下着・肌着、ランジェリー、コルセット、ブラジャー、寝巻き
- 02-02 衣服
- 02-03 かぶり物（帽子など）
- 02-04 履物、靴下およびストッキング類
- 02-05 ネクタイ、スカーフ、ネックチーフおよびハンカチーフ
- 02-06 手袋

02-07	紳士用服飾品および服飾小物
02-99	雑項目
クラス 3 旅行用品、ケース類、バラソルおよび身の回り品のうち他の分類に記載されて いないもの	
03-01	トランク、スーツケース、ブリーフケース、ハンドバッグ、キーホルダー、中 身に特化したケース類、財布その他同様の物品
03-02	[空白]
03-03	傘、バラソル、日よけおよびステッキ
03-04	うちわ、扇、扇子
03-99	雑項目
クラス 4 プラン製品	
04-01	清掃用ブラシおよびほうき
04-02	トイン用ブラシ、衣類用ブラシおよび靴用ブラシ
04-03	機械用ブラシ製品
04-04	ペンキ用刷毛、調理用刷毛
04-99	雑項目
クラス 5 織物反物、人工または天然シート材料	
05-01	短繊維製品
05-02	レース
05-03	刺繍
05-04	リボン、組みひもその他の装飾材料
05-05	織物
05-06	人工または天然シート材料
05-99	雑項目
クラス 6 家具・調度品	
06-01	ベッドおよび腰かけ

06-02	[空白]
06-03	テーブルおよび同様の家具類
06-04	収納家具
06-05	組合せ家具
06-06	上記以外の家具および家具部品
06-07	鏡およびフレーム類
06-08	衣類ハンガー
06-09	マットレスおよびクッション
06-10	カーテンおよび屋内ブラインド
06-11	カーペット、マットおよびラグ
06-12	タペストリー
06-13	ブランケットその他のカバーリング材料、家庭用リネン製品、テーブルクロス
06-99	雑項目
クラス 7 家庭用品のうち他の分類に記載されていないもの	
07-01	陶器、グラス類、皿その他同様の性質の物品
07-02	調理器具、台所用品および容器類
07-03	テーブルナイフ、フォークおよびスプーン
07-04	食品または飲み物を供するための手動の器具および台所用品
07-05	アイロンおよび洗濯、清掃および乾燥用設備
07-06	上記以外の卓上台所用品
07-07	上記以外の家庭用容器
07-08	暖炉用器具
07-99	雑項目
クラス 8 工具および金物類	
08-01	穿孔、研磨または掘削用の工具および器具
08-02	ハンマーその他同様の工具および器具
08-03	切断用の工具および器具
08-04	ねじ回しその他同様の工具および器具

08-05	上記以外の工具および器具	
08-06	ハンドル、ノブおよびヒンジ	
08-07	施錠装置または閉鎖装置	
08-08	締付装置、支持装置または実装装置であって、他のクラスに含まれないもの	
08-09	ドア、窓および家具用の金具および細工物、ならびに同様の物品	
08-10	自転車用ラック	
08-99	雑項目	
クラス 9	商品の搬送または出荷用の梱包材および容器	
09-01	ボトル、フラスコ、ポット、カルボイ、デミジョン、および動的な注出手段付き容器	
09-02	保存用の金属製容器、ドラム缶および樽・桶	
09-03	箱、ケース類、容器、(保存用)ブリキ缶または金属製容器	
09-04	大型バスケット、枠箱およびバスケット	
09-05	袋、小袋、チューブおよびカプセル	
09-06	ロープおよび締め付け用材料	
09-07	閉鎖方法および留め具・締め具	
09-08	フォークリフト用パレットおよびプラットフォーム	
09-09	遺棄物および屑用の容器ならびにその容器立て	
09-99	雑項目	
クラス 10	掛け時計、置き時計および腕時計などの時計、その他の計測器具、検査器具および信号器具	
10-01	掛け時計・置き時計および目覚まし時計	
10-02	懐中時計などの時計および腕時計	
10-03	上記以外の時間計測器具	
10-04	上記以外の計測用器具、器械および装置	
10-05	検査、保安または試験用器具、器械および装置	
10-06	信号器械および装置	
10-07	計測、検査および信号用器具のケーシング、ケース、ダイヤル、持ち手その他	

	あらゆる部品および付属品	
10-99	雑項目	
クラス 11	装飾品	
11-01	宝飾品	
11-02	装身具、テンプル、マントルピースおよび壁飾り、花瓶および花器	
11-03	勳章および肩章	
11-04	造花、人工の果物および植物	
11-05	旗、祝祭用装飾	
11-06	動物用食品	
11-99	雑項目	
クラス 12	輸送または荷物持ち上げの手段	
12-01	動物に引かせる乗り物	
12-02	手押し車、荷物運搬用一輪車	
12-03	鉄道用機関車および車両、その他あらゆるレール車両	
12-04	テルハ型運搬装置、腰掛け式リフトおよびスキーフット	
12-05	荷積みまたは運搬用の昇降機および巻上げ機	
12-06	船舶およびボート	
12-07	航空機および宇宙船	
12-09	トラクター	
12-10	路上走行車トトラレー	
12-11	自転車およびオートバイ	
12-12	距離測定機、下肢不自由者用移動椅子、担架	
12-13	特定目的車両	
12-14	上記以外の乗り物	
12-15	乗り物用のタイヤおよび滑り止めチェーン	
12-16	乗り物の部品、設備および付属品であって、他のクラスまたはサブクラスに含まれないもの	
12-99	雑項目	

- クラス 13 電力の生産、輸送・分配または変圧のための設備
- 13-01 発電機および発動機
- 13-02 電力変圧器、整流器、電池および蓄電池
- 13-03 電力の分配または制御のための設備
- 13-99 雑項目
- クラス 14 記録、通信または情報検索のための設備
- 14-01 音声または画像の記録または再生のための設備
- 14-02 データ処理設備ならびに周辺器械および周辺装置
- 14-03 通信設備、無線遠隔制御装置および無線増幅器
- 14-99 雑項目

クラス 15 機械であって他の項目に記載されていないもの

- 15-01 エンジン
- 15-02 ポンプおよびコンプレッサ
- 15-03 農業機械
- 15-04 建設機械
- 15-05 洗濯機、掃除機および乾燥機
- 15-06 織物機械、ミシン、編み機および刺繍機（それらの不可欠の部分を含む）
- 15-07 冷凍・冷蔵機器
- 15-08 [空白]
- 15-09 工作機械、研磨および鋳造機械
- 15-99 雑項目

- クラス 16 写真撮影機、映画撮影機および光学装置
- 16-01 写真撮影カメラおよびフィルム式カメラ
- 16-02 プロジェクターおよびビューアー
- 16-03 写真複写機および引き伸ばし機
- 16-04 現像機および設備

- 16-05 付属品
- 16-06 光学式の物品
- 16-99 雑項目
- クラス 17 楽器
- 17-01 鍵盤楽器
- 17-02 管楽器
- 17-03 弦楽器
- 17-04 打楽器
- 17-05 機械式の楽器
- 17-99 雑項目

クラス 18 印刷機およびオフィス機器

- 18-01 タイプライターおよび計算機
- 18-02 印刷機
- 18-03 タイプおよびタイプフェイス
- 18-04 製本機、プリンター用針金綴じ機、裁断機および裁断器（製本用）
- 18-99 雑項目

クラス 19 文房具および事務用品、画材および教材

- 19-01 筆記用紙・便箋、通信および発表用カード類
- 19-02 事務用品
- 19-03 カレンダー
- 19-04 帳簿その他同様の外観を有する物品
- 19-05 [空白]
- 19-06 デッサン、彩色画、彫刻、版画その他の画法のための手書き用材料および器具
- 19-07 教材
- 19-08 上記以外のプリンター関連物品
- 19-99 雑項目

クラス 20	販売および広告機器、標識
20-01	自動販売機
20-02	ディスプレイおよび販売機器
20-03	標識、看板および広告装置
20-99	雑項目
クラス 21	ゲーム、玩具、テントおよびスポーツ用品
21-01	ゲームおよび玩具
21-02	体操およびスポーツ器具および装置
21-03	上記以外のアミューズメントおよびエンターテインメント用品
21-04	テントおよびその付属品
21-99	雑項目
クラス 22	武器、火工品、狩猟、釣りおよび有害生物駆除用品
22-01	射出兵器
22-02	上記以外の兵器
22-03	弾薬、ロケットおよび火工品
22-04	標的および付属品
22-05	狩猟および釣り用品
22-06	トラップ、有害生物駆除用品
22-99	雑項目
クラス 23	液体分配装置、衛生、暖房、換気および空調設備
23-01	液体分配装置
23-02	衛生器具
23-03	暖房機器
23-04	換気および空調機器
23-05	固体燃料
23-99	雑項目

クラス 24	医療用および研究所用設備
24-01	医師、病院および研究所のための器具および機器
24-02	医療器具、研究所で使用する器具および器械
24-03	人工装置
24-04	外傷用医薬材料、看護および医療用の材料
24-99	雑項目
クラス 25	建設ユニットおよび建築部材
25-01	建設材料
25-02	組立（プレハブ）用の建設部品
25-03	家屋、ガレージその他の建物
25-04	脚立、梯子および足場
25-99	雑項目
クラス 26	照明器具
26-01	燭台
26-02	懐中電灯および手提げランプおよびランタン
26-03	公共照明設備
26-04	光源（電気その他を問わない）
26-05	ランプ、標準ランプ、シャンデリア、壁および天井用固定具、ランプシェード、リフレクター、写真および映画用プロジェクターランプ
26-06	乗り物用の照明装置
26-99	雑項目
クラス 27	タバコおよび喫煙用品
27-01	タバコ、葉巻および紙巻きタバコ
27-02	パイプ、シガーホルダーおよびシガレットホルダー
27-03	灰皿
27-04	マッチ
27-05	ライター

27-06 シガーケース、シガレットケース、タバコ用広口瓶およびポーチ

27-99 雑項目

クラス 28 医薬品および化粧品、トイレ用品および器具

28-01 医薬品

28-02 化粧品

28-03 トイレ用品および美容院用品

28-04 かつら、ヘアピース

28-99 雑項目

クラス 29 火災対策、事故防止および救出用の装置および機器

29-01 火災対策装置および機器

29-02 事故防止および救出用の装置および機器であって、他の項目に記載されていないもの

29-99 雑項目

クラス 30 動物の世話および取扱い用品

30-01 動物の衣服

30-02 籠、ケージ、ケネルおよび同様のシエルトアー

30-03 給餌器および給水器

30-04 馬具類

30-05 鞭および突き棒

30-06 寝床および巢

30-07 止まり木その他ケージ用付属品

30-08 目印、刻印およびつなぎロープ

30-09 つなぎ柱

30-99 雑項目

クラス 31 食べ物または飲物を準備するための機械および器具であって他の項目に記載されていないもの

31-00 食べ物または飲物を準備するための機械および器具であって他の項目に記載されていないもの

クラス 99 雑項目

99-0 雑項目

登録意匠における願出用語
物品（用品）
意匠が適用される物品（用品）

クラスおよびサブクラス ロカルノ分類に基づき、意匠が適用される物品はそれぞれ異なるクラスおよびサブクラスに分類されます。物品のクラスは 32 あります。

方式審査
意匠登録局が実施する審査で、出願人の詳細、物品のクラスおよびサブクラス、意匠の表現物などの方式要件が満たされていることを確認します。

工業的方法
意匠は工業的方法により物品に適用されなければなりません。すなわち、販売または賃貸目的で 50 個を超える物品が生産されているか、生産が意図されていないかなりません。

新規性
新しく、世界中の何人にも知られていないこと。

優先権主張日
シンガポールにおける出願人が、パリ条約加盟国または世界貿易機関加盟国への対応出願を有する場合に主張することのできる早期の日付。ただし、シンガポール出願は当該早期の日付から 6 カ月以内に提出されなければなりません。

意匠の表現（物）
意匠の図面または写真をいいます。

5-3 シンガポール 出願ガイドライン

組物 同じ全般的性質を有する2つ以上の物品で、通常一緒に販売されるものであるか、一緒に使用することが意図されているもの。

新規性の陳述 新規である意匠の特徴を記載した陳述。

IPOS

シンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁 (IPOS) (<http://www.ipos.gov.sg>) は、知的財産 (IP) 関連法を制定し統制し、IP に関する意識向上を促進し、シンガポールにおける IP のさらなる発展を促すための基盤を提供する管轄政府機関です。現代の新しい経済において IP が急速に重要な資源となる中、IPOS のビジョンは、アイデアや知的な努力が価値あるものとみなされ、これらが生み出され活用される創造的なシンガポールを育むことです。商標・特許登録局の後継機関として、IPOS は 2001 年 4 月 1 日に法務省の法定機関として設立されました。

DESIGNS

infopack

DESIGNS

infopack

Contents

Introduction and Fundamentals Introduction Rights Conferred by a Registered Design Legislation Governing Registered Designs Benefits of a Registered Design When to File Priority Claim Registrable Designs Designs that Cannot be Registered Classification	1	Application Process Filing an Application Process After Submission Post Grant	6
Ownership and Rights Entitlement to a Registered Design Term and Renewals Infringement Enforcement Falsely Representing Designs as Registered	5	Applying for a Registered Design Outside Singapore Introduction The Hague System	10
		Classification – Third Schedule	13
		Frequently Used Terms in Registered Designs	15

The information provided in this infopack is meant as a guide only and does not amount to legal advice. Please seek independent professional advice before acting on any matter contained in this infopack.

ISBN Number: 981 - 05 - 1940 - 0

Information as of 11 January 2008

©2006 Intellectual Property Office of Singapore

IPOS

INTELLECTUAL PROPERTY
OFFICE OF SINGAPORE

Disclaimer

1. Limited Use License

The Intellectual Property Office of Singapore ("the Licensor") hereby grants you ("the Licensee"), a limited, non-exclusive local license and right to use one (1) copy of the Material for your private or internal viewing on a computer. You may network the Material for viewing on more than one location at a time, but only if the network consists of less than 1000 computers, and is a network that is not accessible via the Internet. The Material is licensed and not sold. Your license confers no title or ownership in the Material.

2. Ownership

All title, ownership rights and intellectual property rights in and relating to the Material and any and all copies thereof (including but not limited to any titles, themes, objects, concepts, artwork, animations, sounds, audio-visual effects, methods of operation, moral rights, and any related documentation) are owned by the Licensor or used under authorized license by the Licensor.

The Material is protected by the Singapore copyright laws, international copyright treaties and conventions and any other applicable laws. All rights are reserved. The Material may contain certain licensed Material and the Licensor's licensors may act to protect their rights in the event of any violation of this License agreement.

3. Responsibilities of Licensee

A. Subject to the grant of License herein above, you may not, in whole or in part, copy, communicate, broadcast, transmit, photocopy, reproduce, translate, modify, create derivative works based on the Material, remove any proprietary notices or labels on the Material, or publish the Material over the Internet, without the prior consent, in writing, of the Licensor.

B. You are entitled to use the Material in the manner stated above, but you are not entitled to:

- (i) sell, grant a security interest in or transfer reproductions of the Material to other parties in any way, nor to rent, lease or license the Material to others under any circumstances;
- (ii) Publish and/or distribute the images, fonts, graphics, clipart, animations, photographs, or any content of the Material;
- (iii) Use any of the images related to identifiable individuals or entities in a manner which suggests their association with or endorsement of any product or services;
- (iv) Exploit the Material or any of its parts, images, fonts, graphics, clipart, animations, photographs, or any other content in the Material, for any purpose, commercial or otherwise.

1

INTRODUCTION AND
FUNDAMENTALS

Intellectual Property (IP) refers to the product of your mind or intellect. IP can be an invention or innovation, special names and images used in trade, original designs or an expression of an idea. In Singapore, laws exist to protect such IP. This may be through a registration process such as patent grants for inventions, trade mark registration for signs used in trade, industrial design registration for designs applied to articles and grants of protection for plant varieties. Other forms of IP that need not be registered, but may be protected nonetheless, include copyright works, geographical indications, layout-designs of integrated circuits, confidential information and trade secrets.

Introduction

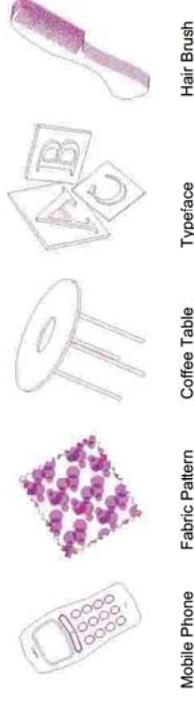
A **Design** refers to the features of shape, configuration, pattern or ornament applied to an article by an industrial process. It is the appearance of articles we see everyday. An article refers to any object to which the design is applied.

Registered Designs are used primarily to protect designs for industrial use. It is the right given by the Government to the owner to control the use of his design

Rights Conferred by a Registered Design

The rights conferred by a registered design extend throughout Singapore. It confers on the owner the right to prevent others from using the design without his permission. A registered design is protected for an initial period of 5 years from the date of filing the application. Thereafter, the registration may be renewed every 5 years up to a maximum of 15 years, subject to the payment of renewal fees. As a registered design is a form of property, it can be assigned, mortgaged or licensed.

Designs can be two-dimensional or three-dimensional and can be applied to everyday items.



Mobile Phone

Fabric Pattern

Coffee Table

Typeface

Hair Brush

4. No Advice

The content contained in the Material is meant for general informational purposes only, is not intended to be a substitute for legal counsel, and should not be considered legal advice. It should not be used as a basis for taking or refraining to take any action until the Licensee has retained competent legal counsel to apply existing or developing law to Licensee's facts. Nothing stated in the Material shall be construed as advice that gives rise to any special relationship (including but not limited to solicitor-client relationships) or any form of duty of care as between the Licensor and the Licensee.

5. Disclaimer of Liability

The Licensor hereby disclaims, to the fullest extent allowable by law, all responsibility for any loss, injury, claim, liability, or damage of any kind suffered by the Licensee resulting from, arising out of or any way related to (a) any errors in or omissions in the Material, including but not limited to technical inaccuracies and typographical errors, (b) the Licensee's use of the Material.

6. No Warranty

All information in the Material is provided on an "as is" basis and the Licensor makes no warranty of any kind, either express or implied, including without limitation warranties accuracy of information, warranties of merchant indemnity, fitness for a particular purpose, and non-infringement, and all other warranties imposed by law are excluded to the fullest extent as allowable.

7. Acknowledgement

You hereby acknowledge that you have read and understand the foregoing License and agree that the action of using the Material is an acknowledgement of your agreement to be bound by the terms and conditions of the License contained herein. You also acknowledge and agree that this License is the complete and exclusive statement of the agreement between the Licensor and you and that the License supersedes any prior or contemporaneous agreement, either oral or written, and any other communications between the Licensor and you including any inconsistent written license agreement.

Legislation Governing Registered Designs

The Registered Designs Act (Cap. 266) came into force in 13 Nov 2000. The Act, together with a subsidiary legislation consisting of the Registered Designs Rules 2000, forms the legislation governing the registered designs law in Singapore.

>> Prior to 13 Nov 2000, protection in Singapore was automatically granted upon registration in the United Kingdom. With the enactment of the Registered Designs Act in Singapore, all the designs that were registered in the United Kingdom prior to 13 Nov 2000 will continue to enjoy protection in Singapore as long as the owners of these registered designs renew their registration here.

>> View the Registered Designs Act (Cap. 266) online at <http://statutes.agc.gov.sg> and the IPOS website <http://www.ipos.gov.sg> (Legislation).

>> Copies of the legislation are available at www.snpcorp.com/webshop or SNP Corporation Ltd at 1 Kim Seng Promenade, Great World City East Tower, #18-01 Singapore 237994, Tel (65) 6826 9691.

Benefits of a Registered Design

By registering a design, the owner obtains a right to ownership and the right to prevent others from using the design without his permission.

The owner of a registered design can exploit his design in many ways. He may use it to better protect his market share by barring copying by others, license it to third parties for commercial returns or sell the design for a sum of money.

When to File

The design registration system in Singapore operates on a first-to-file basis. In other words, the first person to file for application will, in general, have priority over others.

Priority Claim

Singapore, like many countries, allows priority claims in the application for design registration. If an applicant has a corresponding design application filed earlier in a Paris Convention country or a World Trade Organization member country (other than Singapore), he may claim priority from this first-filed application, provided the Singapore registration is filed within 6 months from the date of the first filing. Similarly, an application which is first filed in Singapore can be used to claim priority in a corresponding application filed in a Paris Convention country or a World Trade Organization member country, provided that the corresponding application is filed within 6 months from the date of the first-filed Singapore application.

>> A corresponding application is a separate application filed outside Singapore for the same design in respect of the same article.

>> For the list of parties to the Paris Convention and members of the World Trade Organization, please refer to the WIPO website www.wipo.int and the WTO website www.wto.org.

Registrable Designs

A design refers to the features of shape, configuration, pattern or ornament applied to an article by an industrial process. To qualify for application, a design must, in general, satisfy two key criteria:

The Design must be new. The registered design must not have been registered in Singapore or elsewhere; or published anywhere in the world before the date of application of the first filing. Thus the owner of a design should be careful not to disclose the design to anyone, until a design application is filed. If a design is the same as another that is registered in respect of the same or any other article, it is not new. Generally, a design is not new if it

- has been registered; or
- has been published anywhere in the world, in respect of the same or any other article; or
- differs only in immaterial details, or features, from other designs that are commonly found in trade.

The Design must be industrially applied onto an article: The registered design has to be applied to an article by an industrial process i.e. more than 50 copies of the article have been or are intended to be produced for sale or hire.

Designs that Cannot be Registered

Under the Registered Designs Act, the following cannot be registered:

1. Designs that are contrary to the public order or morality.
 2. Computer programs or layout-designs of integrated circuits.
 3. Designs applied to certain articles: Works of sculpture (other than casts used or intended for use as models or patterns to be multiplied by any industrial process); wall plaques, medals and medallions; and printed matter primarily of a literary or artistic character (including book jackets, calendars, certificates, coupons, dress-making patterns, greeting cards, labels, leaflets, maps, plans, playing cards, postcards, slumps, trade advertisements, trade forms and cards, transfers and similar articles).
 4. Any method or principle of construction.
 5. Designs that are solely functional.
 6. Designs that are dependent upon the appearance of another article, of which it is intended by the designer to form an integral part; or enable the article to be connected to, or placed in, around or against, another article so that either article may perform its function.
- >> *Some of the above may be protected by other IP laws. For example, computer programs may have protection under the copyright law.*

Classification

When applying for registration of designs in Singapore, the design owner is required to classify the article or articles to which the design is applied. Classification is done in accordance with the Third Schedule of the Registered Designs Rules, which lists the headings of the 32 classes and their subclasses as presented in the Locarno Classification for Industrial Designs (page 13).

>> The Locarno Classification is based on a multilateral treaty administered by the World Intellectual Property Organization (WIPO) in Geneva, Switzerland. This treaty is called the Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs. A copy of the Locarno Classification is available at the IPOS counter for reference and can also be found on the WIPO website www.wipo.int.

Design Information Search

Before filing an application for the registration of a design, it is advisable to first conduct a search of the existing designs to ensure its registrability. There are resources available to help search for existing designs.

eSearch

Accessible via eDesigns at the IPOS website www.ipos.gov.sg>eDesigns>eSearch, facilitates online searches of all designs (details and images) registered and published in Singapore. Users can also use a link from eSearch to search the World Intellectual Property Organization's (WIPO) online database and bulletins for details of international designs.

The Search Terminals

Available at IPOS' Public Search Area allow the public to conduct an electronic search of the Designs register. The relevant usage and printing fees will apply.

SurfIP (www.surfip.gov.sg)

A special project by IPOS, is an IP portal that offers a suite of services. At SurfIP, a user can conduct research on IP information, search for prior art, and access the IP databases of other countries/regions such as US, Europe, Japan, Korea, China and ASEAN.

These tools and resources provide non-exhaustive searches. Applicants are advised to check the databases of other countries for designs registered in the respective countries.

2

OWNERSHIP AND RIGHTS

Entitlement to a Registered Design

The designer is usually the owner of the design. However, if the design is commissioned by another, the commissioning party does have the right to own the design, unless otherwise agreed by contract. If the design is developed in the course of employment, under Singapore law, the rights to the design are vested with the employer. The owner of the design may assign his rights to another party and if he does, the rights would pass to the assignee.

Any person or corporation claiming to be the owner of a design may apply for a design registration in Singapore. There are no restrictions as to nationality or residency. However, an applicant who is not a resident in Singapore must provide the Registry of Designs with an address for service in Singapore to which all correspondences will be sent.

Term and Renewals

Protection for a registered design lasts for an initial period of 5 years from the date of filing the application. The registration may however be renewed every 5 years up to a maximum of 15 years, subject to the payment of renewal fees.

Infringement

Infringement occurs when there is a clear use of a registered design without the consent of its registered owner.

Enforcement

Once a registered owner discovers that his design has been infringed, he can enforce his rights as conferred by the Registered Designs Act. He can take legal action against the infringing party, seek relief in the form of an injunction, demand for the profits gained by the infringing party at his expense or seek damages for the loss suffered.

Falsely Representing Designs as Registered

It is a criminal offence to falsely represent a design as registered when it is not registered or if it is pending registration.

3 APPLICATION PROCESS

Filing an Application

The applicant may file the application form and pay the prescribed fee electronically by submitting the application form via eDesigns, accessible from the IPOS website www.ipos.gov.sg. Alternatively, he may download the application form from the IPOS website (Forms and Payment>Design Forms) and submit the completed form and prescribed fee to IPOS.

The applicant needs to furnish the following in order for a design to be accepted for further examination:

A Statement of Novelty

A statement describing the features of a design that the applicant considers as new, and which he wishes to claim rights to. If the design contains generic elements such as numerals or letters, the applicant is encouraged to disclaim these in his statement of novelty.

>> Disclaimers are used to exclude words, numerals or other features that are incorporated into the representation of the design. If a major part of an article to which your design applies contains words, letters, trade marks and/or numerals, the statement of novelty should also include the following: "No claim is made to any right to the exclusive use of the word", letters", trade mark" or numerals" appearing in the design." (as appropriate)

Representations of the Design

Designs can be two-dimensional or three-dimensional and each design should be shown graphically in representations. These may be line drawings, or photographs (or both). The representations must be of the prescribed size and should be of a quality suitable for reproduction. Please refer to the back of this Infopack for the "Guidelines for Submitting Representations".

Representation Applied to Each Article in a Set (if any)

For designs intended to be applied to a set of articles, the representation should show the design as applied to each article in the set.

>> A set of articles refers to two or more objects that are ordinarily sold together or are intended to be used together. The articles must share the same design or the same design with modifications or variations which are not sufficient to alter the character or substantially affect the identity of the design. Examples of 'sets of articles' are sets of cutlery, or tea sets.

Priority Claim

If the applicant wishes to claim priority, the declaration of priority has to be made at the point of filing the application.

Address for Service

An address for service in Singapore must be provided in all applications. This is the address to which all correspondences from the Registry of Designs will be sent. Where there is a change in the address for service, the applicant must notify the Registry of Designs by filing the relevant form with the prescribed fee.

Estimated Processing Time

Generally it takes about 2 to 3 months from the date of filing the application to the successful registration of a design. However, the registration process may take longer if the application has deficiencies that must be corrected or if documents that must accompany the application have not been submitted within the time specified by the Registrar.

Forms and Fees

A list of the forms and fees pertaining to registered designs is enclosed at the back of this Infopack. All forms are available at the Registry of Designs and are downloadable from the IPOS website www.ipos.gov.sg (Forms and Payment> Design Forms).

eDesigns

eDesigns, accessible at the IPOS website, www.ipos.gov.sg, is a one-stop solution to facilitate online designs related searches and transactions in Singapore. eDesigns services include:

- search and view basic information for any design application filed in Singapore;
- file a design application;
- request to appoint or change an agent or to enter or change an address for service;
- request to change the name or other particulars of the applicant/proprietor;
- request to change details of an application;
- download the latest Designs Journals;
- renew a Design registration

For an updated list of services offered by eDesigns, please visit the IPOS website www.ipos.gov.sg.

Application Submission

The application may be sent to the Registry of Designs by hand, mailed to the address below or electronically filed using eDesigns, available at the IPOS website www.ipos.gov.sg.

Address: Registrar of Design
Registry of Design
Intellectual Property Office of Singapore
51 Bras Basah Road
#04-01 Plaza By The Park
Singapore 189554

Business hours : Monday to Friday : 8:30am to 12:30am, 1:30pm to 5:30pm
Saturday : 8:30am to 1:00pm
Payment hours : Monday to Friday : 8:30am to 12:00am, 1:30pm to 4:30pm
Saturday : 8:30am to 12:00pm

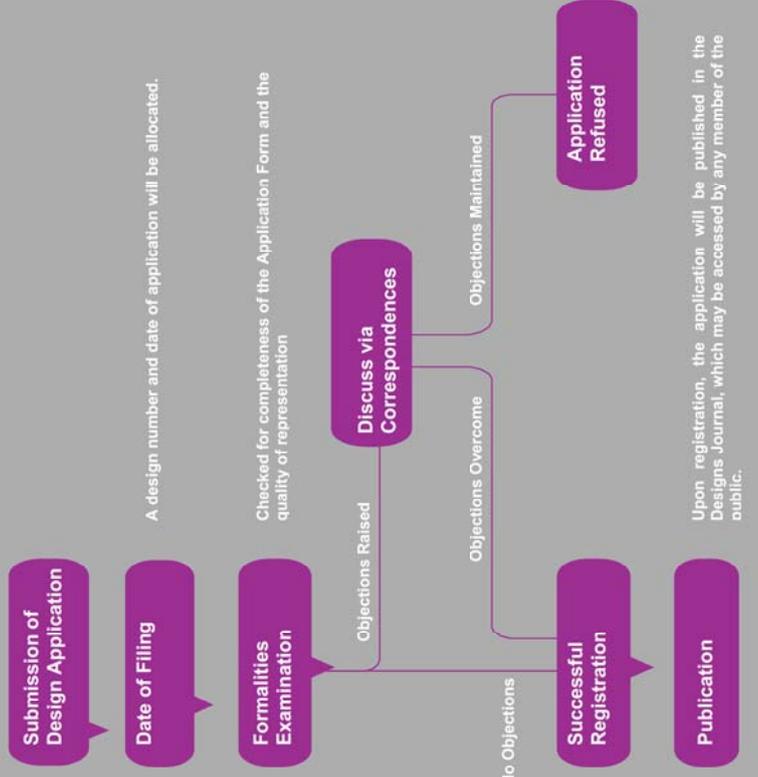
Payment can be made by NETS, CashCard or GIRO, cheques (crossed), money order and bank draft (in Singapore dollars) made out to Intellectual Property Office of Singapore.

For submission by mail, the application form must be completed and duly signed, and be accompanied with all the required documents as well as payment in the form of a cheque/money order/bank draft/the request for GIRO payment.

Customer Enquiry Hotline : (65) 6339 8616
Fax : (65) 6339 1369
Email : ipos_enquiry@ipos.gov.sg

Process After Submission

Flowchart of a Design Application



Date of Filing

Once a completed application is filed together with the prescribed fee, it will be assigned a design number and a date of filing.

Formalities Examination

After the applicant has filed all the necessary documents, the Registry of Designs examines the documents to ensure that the formalities have been met. This entails an examination of all information provided in the form. For instance, the examiners would check that the representations of the designs are of the prescribed size and quality, the classification is accurate and the statement of novelty is provided.

The Registry of Designs will not conduct searches to ensure that the design is new. Only a formalities examination is conducted.

Objections Raised by the Registry of Designs

If there are any amendments or deficiencies spotted in the formalities examination, the examiners will notify the applicant and the applicant would have to correct this non-compliance within a given period. If the corrections are not made to the Registrar within the stipulated deadline, the application will be deemed to have been withdrawn.

If the applicant does not agree with the objections raised, he should reply to the Registrar in writing with his reasons.

If the Registrar accepts his submissions, the application will proceed to registration. Otherwise, it would be refused.

Approval and Publication

Once an application is in order, a registration certificate will be issued and the application will be published in the Designs Journal. Once published, the published designs are made available for public inspection.

Amendment

The Registrar will permit amendments to the application provided that the proposed amendment does not substantially alter the overall appearance of the design or widen the scope of the rights.

Withdrawal

An applicant may withdraw his application before the preparation of the publication has been completed.

After Registration

Term and Renewals

The registration of a design is valid for an initial period of 5 years from the date of filing the application. Thereafter, the registration may be renewed every 5 years up to a maximum of 15 years, subject to the payment of renewal fees.

Revocation

At any time after the design has been registered, any interested person may apply to the Registrar or the Court for revocation proceedings of a registered design on the grounds that:

- the design was not new at the time of registration;
- the design was a corresponding design in relation to an artistic work in which copyright subsisted at the time it was registered, but the period of registration of the design had expired when the copyright in that work expired; or
- any other ground on which the Registrar could have refused to register the design.

Rectification

Any aggrieved party may apply to the Court for the Registrar to be rectified.

4 APPLYING FOR A REGISTERED DESIGN OUTSIDE SINGAPORE

Introduction

Protection for designs is territorial in nature. A separate registration will have to be made in each of the countries where protection is desired. To obtain protection outside Singapore, the applicant needs to file his applications directly in the countries concerned either individually or via the Hague System.

The Hague System

The Hague System is an international registration system that is administered by the International Bureau of the World Intellectual Property Organization (WIPO).

Under the Hague system, a single international application replaces a whole series of national applications which, otherwise, should have been effected at the national level with different national offices. This system gives the owner of a registered design the convenience of having his design protected in several countries simultaneously by filing one application with the International Bureau of WIPO, in one language, and paying one set of fees in one currency (Swiss francs).

Advantages

1. The applicant enjoys the convenience of filing only one application, in one language, and pays one fee to one office, instead of filing separate applications in the designs offices of the various countries, party to the Hague Agreement in different languages, and paying a separate fee to each designs office.
2. Should the applicant need to make subsequent changes to his registration, such as a change of his address or a change in ownership of the registered design, or to renew the registration, he can easily effect the change or renew the registration through a single application with the International Bureau of WIPO.
3. With a single international registration, the applicant need not constantly monitor the deadlines for the renewal of a whole series of national registrations.

Flowchart of an International Application under the Hague System

File IA and designated countries

An international application (IA) may be filed by the applicant directly at the International Bureau of WIPO or through IPOPOS in Singapore.

Published

The design is published in the International Designs Bulletin, an electronic bulletin on WIPO's website

Designated Countries identify the IRs in which they are designated

The Office of each Designated Country must identify the International Registrations (IR) in which it has been designated in order to proceed to the substantive examination provided for by its own legislation, if any.

IR is processed by each Designated Country

A refusal of protection must be notified to the International Bureau within six months from the date of publication. If no refusal is notified within the six-month time limit, it automatically follows that the international registration enjoys protection in the country concerned.

Filing an International Application in Singapore

As Singapore is party to the Geneva (1999) Act of the Hague Agreement, an international application may be filed through IPOPOS in Singapore. For the list of countries party to the Hague Agreement, please refer to the WIPO website www.wipo.int.

All forms pertaining to the international registration of a design are available at the WIPO website www.wipo.int and the fees for such forms should be made out to WIPO. The applicant may choose to file the application in French or English with WIPO. However, all applications, forms and communications submitted via the Registry of Designs at IPOPOS must be in English.

The date of filing is the date on which IPOPOS receives the international application and the required fees (provided that the application is received by the International Bureau of WIPO within one month thereafter).

Designating Singapore in an International Application

For international applications designating Singapore, please note the following:

Unity of Design

A single international application may comprise several different designs, up to a maximum of 100 designs. All the designs must belong to the same class of the Locarno Classification for Industrial Designs. If an international application designates Singapore, the applicant should note that designs that are subject of the same application must conform to a requirement of unity of design, unity of production or unity of use, or belong to the same set or composition of items, or that only one independent and distinct design may be claimed in a single application.

If the international registration designating Singapore does not conform to this principle of "unity of design", IPOPOS will inform the International Bureau of WIPO of the fact at the examination stage. The applicant will be invited to divide his application to overcome the objection. The application to divide the international registration must be made within 3 months from the notification by IPOPOS. The divided applications will have the same filing date as that of the international registration.

Deferment of Publication

Under the Geneva (1999) Act of the Hague Agreement, publication of an international registration may be deferred up to 30 months from the date of filing, or the priority date. However, Singapore does not provide for deferment of publication. Hence, if an international registration designates Singapore and the applicant wishes to proceed with the deferment, he may have to withdraw Singapore from the list of designated countries.

Publication in IPOS' Design Journal

International applications designating Singapore under the Hague Agreement are published in IPOS' Designs Journal, in a separate section entitled "International Registrations Designating Singapore". Unlike Singapore national applications, they are published according to the international registration number instead of the class of the article as represented in the Locarno Classification for Industrial Designs.

Classification - Third Schedule

The Third Schedule of the Registered Designs Rules lists the headings of the 32 classes and their subclasses as presented in the Locarno Classification for Industrial Designs. Please note that this list gives general information about the types of articles, which belong to each class and subclass, and is a quick reference to help you locate the correct class and subclass to lodge your design application in.

In the registration form, besides requiring you to state the exact class and subclass numbers, you would need also to appropriately specify the article according to the Locarno Classification. To ascertain the names of the articles, please refer to the copy of the Locarno Classification which is available at the IPOS Counter, or you may wish to access the WIPO website at www.wipo.int.

Class 1. FOODSTUFFS
01-01 Baker's products, biscuits, pastry, macaroni and other cereal products, chocolates, confectionery, ices
01-02 Fruit and vegetables
01-03 Cheeses, butter and butter substitutes, other dairy produce
01-04 Butcher's meat (including pork products), fish
01-05 [vacant]
01-06 Animal foodstuffs
01-99 Miscellaneous

CLASS 2 ARTICLES OF CLOTHING AND HABERDASHERY

02-01 Undergarments, lingerie, corsets, brassieres, nightwear
02-02 Garments
02-03 Headwear
02-04 Footwear, socks and stockings
02-05 Neckties, scarves, neckerchiefs and handkerchiefs
02-06 Gloves
02-07 Haberdashery and clothing accessories
02-99 Miscellaneous

CLASS 3 TRAVEL GOODS, CASES, PARASOLS AND PERSONAL BELONGINGS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
03-01 Trunks, suitcases, briefcases, handbags, keyholders, cases specially designed for their contents, wallets and similar articles
03-02 [vacant]
03-03 Umbrellas, parasols, sunshades and walking sticks
03-04 Fans
03-99 Miscellaneous

CLASS 4 BRUSHWARE
04-01 Brushes and brooms for cleaning
04-02 Toilet brushes, clothes brushes, and shoe brushes
04-03 Brushes for machines
04-04 Paintbrushes, brushes for use in cooking
04-99 Miscellaneous

CLASS 5 TEXTILE PIECEGOODS, ARTIFICIAL AND NATURAL SHEET MATERIAL

05-01 Spun Articles
05-02 Lace
05-03 Embroidery
05-04 Ribbons, braids and other decorative trimmings
05-05 Textile fabrics
05-06 Artificial or natural sheet material
05-99 Miscellaneous

CLASS 6 FURNISHING

06-01 Beds and seats
06-02 [vacant]
06-03 Tables and similar furniture
06-04 Storage furniture
06-05 Composite furniture
06-06 Other furniture and furniture parts
06-07 Mirrors and frames
06-08 Clothes hangers
06-09 Mattresses and cushions
06-10 Curtains and indoor blinds
06-11 Carpets, mats and rugs
06-12 Tapestries
06-13 Blankets and other covering materials, household linen and napery
06-99 Miscellaneous

CLASS 7 HOUSEHOLD GOODS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED
07-01 China, glassware, dishes and other articles of a similar nature
07-02 Cooking appliances, utensils and containers
07-03 Table knives, forks and spoons
07-04 Appliances and utensils, hand-manipulated, for preparing food or drink

07-05 Flatirons and washing, cleaning and drying equipment
07-06 Other table utensils
07-07 Other household receptacles
07-08 Fireplace implements
07-99 Miscellaneous

CLASS 8 TOOLS AND HARDWARE

08-01 Drills, milling or digging tools and implements for drilling, milling or digging
08-02 Hammers and other similar tools and implements
08-03 Cutting tools and implements
08-04 Screwdrivers and other similar tools and implements
08-05 Other tools and implements
08-06 Handles, knobs and hinges
08-07 Locking or closing devices
08-08 Fastening, supporting or mounting devices not included in other classes

08-09 Metal fittings and mountings for doors, windows and furniture, and similar articles
08-10 Bicycles racks
08-99 Miscellaneous

CLASS 9 PACKAGES AND CONTAINERS FOR THE TRANSPORT OR HANDLING OF GOODS

09-01 Bottles, flasks, pots, carboys, demijohns, and containers with dynamic dispensing means
09-02 Storage cans, drums and casks
09-03 Boxes, cases, containers, (preserve) tins or cans
09-04 Hampers, crates and baskets
09-05 Bags, sachets, tubes and capsules
09-06 Ropes and hooping materials
09-07 Closing means and attachments
09-08 Pallets and platforms for forklifts
09-09 Refuse and trash containers and stands thereto
09-99 Miscellaneous

CLASS 10 CLOCKS AND WATCHES AND OTHER MEASURING INSTRUMENTS, CHECKING AND SIGNALLING INSTRUMENTS

10-01 Clocks and alarm clocks
10-02 Watches and wrist watches
10-03 Other time-measuring instruments
10-04 Other measuring instruments, apparatus and devices
10-05 Instruments, apparatus and devices for checking, security or testing
10-06 Signalling apparatus and devices
10-07 Casings, cases, dials, hands and all other parts and accessories of instruments for measuring checking and signalling
10-99 Miscellaneous

CLASS 11 ARTICLES OF ADORNMENT

- 11-01 Jewellery
11-02 Trinkets, table, mantle and wall ornaments, flower vases and pots
11-03 Medals and badges
11-04 Artificial flowers, fruit and plants
11-05 Flags, festive decorations
11-06 Animal foodstuffs
11-99 Miscellaneous

CLASS 12 MEANS OF TRANSPORT OR HOISTING

- 12-01 Vehicles drawn by animals
12-02 Handcarts, wheelbarrows
12-03 Locomotives and rolling stock for railways and all other rail vehicles
12-04 Trolley carriers, chain lifts and ski lifts
12-05 Elevators and hoists for loading or conveying
12-06 Ships and boats
12-07 Aircraft and space vehicles
12-09 Tractors
12-10 Road vehicle trailers
12-11 Cycles and motorcycles
12-12 Perambulators, invalid chairs, stretchers
12-13 Special-purpose vehicles
12-14 Other vehicles
12-15 Tyres and anti-skid chains for vehicles
12-16 Parts, equipment and accessories for vehicles, not included in other classes or subclasses
12-99 Miscellaneous

CLASS 13 EQUIPMENT FOR PRODUCTION, DISTRIBUTION OR TRANSMISSION OF ELECTRICITY

- 13-01 Generators and motors
13-02 Power transformers, rectifiers, batteries and accumulators
13-03 Equipment for distribution or control of electric power
13-99 Miscellaneous

CLASS 14 RECORDING, COMMUNICATION OR INFORMATION RETRIEVAL EQUIPMENT

- 14-01 Equipment for the recording or reproduction of sounds or pictures
14-02 Data processing equipment as well as peripheral apparatus and devices
14-03 Communications equipment, wireless remote controls and radio amplifiers
14-99 Miscellaneous

CLASS 15 MACHINES, NOT ELSEWHERE SPECIFIED

- 15-01 Engines
15-02 Pumps and compressors
15-03 Agricultural machinery
15-04 Construction machinery
15-05 Washing, cleaning and drying machines
15-06 Textile, sewing, knitting and embroidering machines, including their integral parts
15-07 Refrigeration machinery and apparatus
15-08 [vacant]
15-09 Machines tools, abrading and founding machinery
15-99 Miscellaneous

CLASS 16 PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC AND OPTICAL APPARATUS

- 16-01 Photographic cameras and film cameras
16-02 Projectors and viewers
16-03 Photocopying apparatus and enlargers
16-04 Developing apparatus and equipment
16-05 Accessories
16-06 Optical articles
16-99 Miscellaneous

CLASS 17 MUSICAL INSTRUMENTS

- 17-01 Keyboard instruments
17-02 Wind instruments
17-03 Stringed instruments
17-04 Percussion instruments
17-05 Mechanical instruments
17-99 Miscellaneous

CLASS 18 PRINTING AND OFFICE MACHINERY

- 18-01 Typewriters and calculating machines
18-02 Printing machines
18-03 Type and type faces
18-04 Bookbinding machines, printers' stapling machines, guillotines and trimmers (for bookbinding)
18-99 Miscellaneous

CLASS 19 STATIONERY AND OFFICE EQUIPMENT, ARTISTS' AND TEACHING MATERIAL

- 19-01 Writing paper, cards for correspondence and announcements
19-02 Office equipment
19-03 Calendars
19-04 Books and other objects of similar outward appearance
19-05 [vacant]
19-06 Material and instruments for writing by hand, for drawing, for painting, for sculpture, for engraving and for other artistic techniques
19-07 Teaching Material
19-08 Other printer matter
19-99 Miscellaneous

CLASS 20 SALES AND ADVERTISING EQUIPMENT, SIGNS

- 20-01 Automatic vending machines
20-02 Display and sales equipment
20-03 Signs, signboards and advertising devices
20-99 Miscellaneous

CLASS 21 GAMES, TOYS, TENTS AND SPORTS GOODS

- 21-01 Games and Toys
21-02 Gymnastics and sports apparatus and equipment
21-03 Other amusement and entertainment articles
21-04 Tents and accessories thereof
21-99 Miscellaneous

CLASS 22 ARMS, PYROTECHNIC ARTICLES, ARTICLES FOR HUNTING, FISHING AND PEST KILLING

- 22-01 Projectile weapons
22-02 Other weapons
22-03 Ammunition, rockets and pyrotechnic articles
22-04 Targets and accessories
22-05 Hunting and fishing equipment
22-06 Traps, articles for pest killing
22-99 Miscellaneous

CLASS 23 FLUID DISTRIBUTION EQUIPMENT, SANITARY, HEATING, VENTILATION AND AIR-CONDITIONING EQUIPMENT, SOLID FUEL

- 23-01 Fluid distribution equipment
23-02 Sanitary appliances
23-03 Heating equipment
23-04 Ventilation and air-conditioning equipment
23-05 Solid fuel
23-99 Miscellaneous

CLASS 24 MEDICAL AND LABORATORY EQUIPMENT

- 24-01 Apparatus and equipment for doctors, hospitals and laboratories
24-02 Medical instruments, instruments and tools for laboratory use
24-03 Prosthetic articles
24-04 Material for dressing wounds, nursing and medical care
24-99 Miscellaneous

CLASS 25 BUILDING UNITS AND CONSTRUCTION ELEMENTS

- 25-01 Building Material
25-02 Prefabricated or pre-assembled building parts
25-03 Houses, garages and other buildings
25-04 Steps, ladders and scaffolds
25-99 Miscellaneous

CLASS 26 LIGHTING APPARATUS

- 26-01 Candelsticks and candelabra
26-02 Torches and hand lamps and lanterns
26-03 Public lighting fixtures
26-04 Luminous sources, whether electrical or not
26-05 Lamps, standard lamps, chandeliers, wall and ceiling fixtures, lampshades, reflectors, photographic and cinematographic projector lamps
26-06 Luminous devices for vehicles
26-99 Miscellaneous

CLASS 27 TOBACCO AND SMOKERS' SUPPLIES

- 27-01 Tobacco, cigars and cigarettes
27-02 Devices and equipment for holders
27-03 Ashtrays
27-04 Matches
27-05 Lighters
27-06 Cigar cases, cigarette cases, tobacco jars and pouches
27-99 Miscellaneous

CLASS 28 PHARMACEUTICAL AND COSMETIC PRODUCTS, TOILET ARTICLES AND APPARATUS

- 28-01 Pharmaceutical products
28-02 Cosmetic products
28-03 Toilet articles and beauty parlour equipment
28-04 Wigs, false hairpieces
28-99 Miscellaneous

CLASS 29 DEVICES AND EQUIPMENT AGAINST FIRE HAZARDS, FOR ACCIDENT PREVENTION AND FOR RESCUE

- 29-01 Devices and Equipment against fire hazards
29-02 Devices and equipment for accident prevention and for rescue, not elsewhere specified
29-99 Miscellaneous

CLASS 30 ARTICLES FOR THE CARE AND HANDLING OF ANIMALS

- 30-01 Animal clothing
30-02 Pens, cages, kennels and similar shelters
30-03 Feeders and waterers
30-04 Saddlery
30-05 Whips and prods
30-06 Beds and nests
30-07 Perches and other cage attachments
30-08 Markers, marks and shackles
30-09 Hitching posts
30-99 Miscellaneous

CLASS 31 MACHINES AND APPLIANCES FOR PREPARING FOOD OR DRINK, NOT ELSEWHERE SPECIFIED

- 31-00 Machines and appliances for preparing food or drink, not elsewhere specified

CLASS 99 MISCELLANEOUS

99-0 Miscellaneous

Frequently Used Terms in Registered Designs

An object to which the design has been applied.

Class and Subclass

Based on the Locarno Classification, the articles to which the designs are applied are divided into different classes and subclasses. There are 32 classes of articles.

Formalities

The check conducted by the Registry of Designs to ensure that the formal requirements have been met, such as details of the applicant, class(es) and subclass(es) of articles, and representations of designs.

Industrial Process

The design has to be applied to an article by an industrial process i.e. more than 50 copies of the article have been or are intended to be produced for sale or hire.

Novelty

New and not known to anyone in the world.
An earlier date which the applicant in Singapore may claim if there is a corresponding filing from a Paris Convention or World Trade Organisation country, provided that the Singapore application is filed within 6 months from date of the earlier filing.

Representation of the Design

This refers to the drawing or photograph of the design.

Set of Articles

Two or more articles of the same general character that are ordinarily on sale together or intended to be used together.

Statement of Novelty

A statement describing the features of the design which are new.

The Intellectual Property Office of Singapore or IPOS (<http://www.ipos.gov.sg>) is the lead government agency that formulates and regulates intellectual property (IP) laws, promotes IP awareness and provides the infrastructure to facilitate the greater development of IP in Singapore. With IP fast becoming a critical resource in today's new economy, IPOS' vision is to foster a creative Singapore where ideas and intellectual efforts are valued, developed and exploited. Formerly known as the Registry of Trade Marks and Patents, IPOS was established as a statutory board of the Ministry of Law on 1 April 2001.



INTELLECTUAL PROPERTY
OFFICE OF SINGAPORE

Intellectual Property Office of Singapore
51 Bras Basah Road
#04-01 Plaza By The Park
Singapore 189554

Customer Enquiry Hotline • (65) 6339 8616
Fax • (65) 6339 0252
Email • ipos_enquiry@ipos.gov.sg
Website • www.ipos.gov.sg

表現提出ガイドライン

はじめに
 意匠は、平面であっても立体であってもよく、各意匠は表現において図示されなければなりません。

意匠を完全かつ正確に示すために複数の異なる図面の提出を希望する場合もあるでしょう。

表現の態様

1. 意匠の表現は、視覚的に鮮明で、十分な品質を有し、かつ、複製に適した写真または図面のいずれかでなければなりません。
2. 提出する表現が写真の場合、写真は鮮明なオリジナルプリントでなければなりません。写真の写真複写、またはその写真による写真複写は、複製の際に品質が劣化することがあり、そうなると思匠の詳細が示されないので、認められません。現実の手渡しによる出願を行う場合は、十分な品質の A4 サイズ用紙に貼付して提出します。
3. 写真はすべてつや消し仕上げとし、平面かつコントラストのはっきりした背景を背にして物品を示すものとします。意匠の一部を構成することを意図していない無関係の物品は、排除しなければなりません。
4. 提出する表現が図面の場合、図面は十分な品質の A4 サイズの白い用紙に正確に描かれなければならず、明瞭な、均一な太さの黒線で描かれなければなりません。手書のラフなスケッチは認められません。
5. オンラインで提出される出願の場合、画像ファイルはもっぱら JPEG 形式でなければなりません。画像ファイルのファイル名には、スペースも特定の文字 [!@#% ^ & * () +] も含めません。

表現の各種図面

1. 通常、意匠における「最善の」視角は斜視図です。これを出願書類の付属書類 A として提出します。付属書類 A として提出される図面は、意匠公報に掲載される図面となります。

2. 図面または写真には、権利請求がなされる意匠の外観を完全に開示するために十分な数の、たとえば正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図および底面図などが含まれていないければなりません。
3. 意匠の断面図は、立体意匠の外観および形状を明確に示すためのものでない限り提出しません。

図面等の数

1. 出願には、最大 10 図までしか異なる図面等を含めることができません。各図面等が必ず個別の A4 サイズ用紙において表現されるようにしてください。オンラインで提出される出願も同様に、各図面等は、それぞれを 1 つの画像ファイルで提出します（したがって、アップロードすることができる画像ファイルは最大で 10 ファイルです）。
2. 登録局は、番号付与されたおりの順序の連番で図面等を受理するか、図面等に番号付与がなされない場合は出願人が提出した順序通りに受理します。10 組を超える図面等が提出された場合、登録局は提出された超過分の図面等を考慮しません。
3. 組物に適用される意匠の出願の場合、付属書類 A は、組物中のすべての物品に適用された状態での意匠を示すものとします。たとえば、ペンダント、指輪およびバングルからなる宝飾品の組物についての出願の場合、これら 3 点の物品が付属書類 A に図示されていないければなりません。

図面等の寸法

1. 意匠の各図面等の寸法は、13 センチメートル×15 センチメートルを超えてはならず、かつ、最小でも 3 センチメートル×3 センチメートルであるものとします。
2. 組物の出願であって、付属書類 A にすべての物品が図示されている場合であっても、付属書類 A の寸法は 13 センチメートル×15 センチメートルを超えてはなりません。
3. オンラインで提出される出願の場合、提出されるすべての画像ファイルのサイズは、最大 1 メガバイトまでとなっています。一般に、eDesigns オンライン検索システムにおいて画像が最大限可能な限り良い状態で表示されるようにするために、推奨されるスキャン解像度は次の通りです。

1. 図面または線図の場合は最低 200dpi

2. 写真の場合は最低 150dpi

図面等の表示

1. 出願人は、図面等に番号表示を行ったり、「斜視図」または「ある一面からの図」といった文言を含めたりしたいと考える場合があるかもしれませんが、あるいは商標も含めることはできません。
2. しかしながら表示には、寸法も、意匠の全部または一部を説明する文言も、あるいは商標も含めることはできません。
3. 物品の一部の部品にのみ適用される意匠を保護しようとする場合は、その物品の一部の部品を実線で明確に特定しなければなりません。保護を権利請求しない部分については、点線または破線で示すことができます。



[Home](#) > [Designs](#)

Guidelines for Submitting Representations

Introduction

Designs can be two-dimensional or three-dimensional and each design should be shown graphically in representations.

You may wish to lodge several different views of your design in order to fully and accurately show the design.

Mode of Representations

1. The representations of your design must be either in the form of photographs or drawings which should be visually clear, of good quality and be suitable for reproduction.
2. If your representations consist of photographs, the photographs should be clear original prints. Photocopies of photographs or scanned photocopies of the same are not acceptable as these may be poorly reproduced and would not show the details of your design. If you are manually filing your application, the photographs you submit should be mounted on good quality A4 size paper.
3. All photographs should be of matte finish and should show the article against a plain contrasting background. Any extraneous articles that are not intended to form part of the design must be excluded.
4. If your representations consist of drawings, your drawings must be accurately drawn on good quality A4 sized white and the drawings must be of well-defined, even black lines. Rough-hand sketches are not acceptable.
5. For applications filed online, the image files must be in JPEG format only. The image file name should not contain any spaces or special characters. [@ # \$ % ^ & * () - +]

Views of Representations

1. The "best" visual angle of the design is usually the perspective view. This should be submitted as the Annex A on the application form. The view submitted as the Annex A will be the view that is published in the Designs Journal.
2. The drawings or photographs should contain a sufficient number of views to completely disclose the appearance of the claimed design, for example, front, rear, right and left sides, top and bottom views.

5-4E シンガポール 図面ガイドライン(英語)

Guidelines for Submitting Representations

3. Cross section views of your design should not be submitted unless it is to clearly show the appearance and shape of three-dimensional designs.

Number of Views

1. The application may only contain a maximum of 10 different views of the design. Please ensure that each view is presented on individual sheets of A4 sized paper. Similarly for applications filed online, each view is to be submitted as one image file. (Hence, only 10 images files may be uploaded).
2. The registry will accept the views in the consecutive order in which they are numbered, or if the views are not numbered, in the consecutive order that they are provided by the applicant. Where more than 10 views are provided, the Registry will disregard the additional views lodged.
3. If the application is for a design which is to be applied to a set of articles, the Annex A should show the design as applied to all the articles in the set. For example, if the application is for a set of jewellery consisting of a pendant, a ring and a bangle, these three items must be shown within the Annex A.

Dimensions of Views

1. The dimensions for each of the views of the design should not exceed 13 by 15 centimeters, and should not be smaller than three by three centimeters.
2. In the case of a set of articles, where the Annex A shows all the articles, the dimension of this Annex A should also not exceed 13 by 15 centimeters.
3. For applications filed online, the maximum file size of all the images submitted should not exceed one MB. As a general guide, for the best possible display of images in the eDesigns online search system, the recommended scanning resolution should be as follows:
 1. drawings or line drawings should be at least 200dpi, and
 2. photographs should be at least 150dpi

Labelling the Views

1. You may wish to label the views numerically or include terms such as "Perspective view" or "View of one side".
2. The labels however should not include dimensions, wordings that describe all or parts of the design, or trade mark material.
3. If you wish to protect a design which only applies to a part or parts of an article, you must clearly identify the part or parts of the article in solid lines. The parts for which protection is not claimed may be indicated by means of dotted or broken lines.

Top

Privacy Statement | Terms of Use

Last updated on 06 Sep 2011
© 2007 Government of Singapore
Best view ed using E6.0+

5-5 シンガポール 願書記載方法ガイドライン

願書 D3 記載ガイドライン

複数意匠の出願 (該当する場合)

複数意匠の出願であることを次の欄に記載します。各意匠に意匠番号を付し、納付する料金は出願料金 270 シンガポールドルに意匠数を乗じたものとなります。

願書に添付される追加シートの数 (該当する場合)

願書に追加シートを添付する場合は追加シート の数を記載してください。

パート 1：出願人整理番号 (選択による)

この整理番号は、登録局が通知等の文書を発行する際に使用します。

パート 2：意匠番号 (該当しない)

意匠番号は、意匠登録局が確認書において記載します。確認書には、出願に関する他の詳細事項も記載されます。

パート 3：分類 (必須)

登録意匠規則の付属書類 3 (Third Schedule) に従い分類を記載してください。クラスおよびサブクラスの両方を記載しなければならないのでご注意ください。たとえば、出願する意匠が腕時計に適用されるものである場合は「10-02」と記載します。

パート 4：組物 (該当する場合)

この項目は、一般に組物として一緒に存在しているか、一緒に使用することが意図されている 2 以上の物品を指します。それらの物品は、同一の意匠、または意匠の性質を変更したりその識別性に実質的に影響を与えたりするには不十分な程度の修正または変更を伴う同一の意匠を共有していない必要があります。組物の例としては「カトラリーセット」や「ティーセット」などがあります。

パート 5：物品の名称 (必須)

意匠は物品に適用されるもので、たとえば「腕時計」や「自動車」など物品の名称を

記載しなければなりません。一般用語を使用するようにし、物品の説明は含めないでください。

規則 22 (a) に基づく複数
意匠の出願の場合は、本出
願において出願する意匠の
数を記載してください。

受領日
本願書に添付される追加
シートの数

シンガポール
登録意匠法
(第 266 章)
登録意匠規則

願書 D3	意匠登録出願
この願書の記入には、10-15 分程度かかります。	<p><u>一般的な指示</u></p> <p>a. 本願書の記入は、事務処理を容易にするためにタイプ打ちで行うことが望ましいです。</p> <p>b. 本願書は、記入が完了したら所定の料金を添えて提出しなければなりません。</p> <p>c. 本願書のいずれかの箇所で記入スペースが不足する場合は別紙を使用してください。</p> <p>d. 送付先住所は、必ずシンガポール国内の住所でなければなりません。登録意匠規則の規則 7(1)を参照してください。</p> <p>e. 願書の記入が終わったら、忘れずに署名し、日付を記入してください。</p>
パート 1	出願人整理番号
パート 2	意匠の数 (登録局使用欄)
パート 3	クラスおよびサブクラス

パート 4	組物の出願の場合は組物における物品の数を記入します
パート 5	意匠を適用する具体的な物品または組物の名称

パート 6：意匠に関する出願人の権利（必須）

出願人が意匠作成者でない場合は、どのように権利を取得したかを記載してください。たとえば、「意匠作成者は出願人の従業員である」または「出願人が意匠の作成を依頼した」など。

パート 7：出願人の詳細（必須）

- 法人の場合は法人名を記入します。たとえば「ABC(S) Private Limited」など。
- パートナーシップまたは個人事業主の場合は、当該パートナーシップまたは個人事業主の名称または屋号を記載します。たとえば「Amir bin Ali and Eunice Theng（「Bee-U-Tee Design」と称して営業している）」など。
- 個人の場合は本人の氏名を記載します。たとえば「Lisa Wong」など。
- シンガポール政府に代わり出願を行う国の官庁その他の機関の場合は、出願人名を「シンガポール政府」（またはその趣旨により「Minister for Finance」など）とします。法定機関の場合、その法定機関に権能を付与する制立法において当該機関が自己の名称で財産を所有する法的権能を有すると定められているときは、当該法定機関の名称で出願を行います。

「シンガポール政府」を出願人名として使用する場合、住所欄に当該出願を取り扱う機関の名称を記載してください。

たとえば、

出願人名 シンガポール政府

出願人住所 c/o Ministry of Manpower
18 Havelock Road
#07-01 Ministry of Manpower Building
Singapore 069764

- 電話番号およびファックス番号の記載は任意ですが、出願に関して当局が出願人に至る連絡を取る必要がある場合に有用です。
- 法人の種類別、法人・個人の別（必須）

たとえば「非公開有限責任会社」または「個人」など。

- **設立国／国籍（必須）**
出願人が法人の場合は設立国を、個人の場合は国籍を記載してください。
- **設立州（該当する場合）**
該当する場合は設立州を記載してください。

パート 8：表現および新規性の陳述（必須）

6 ページを参照してください。

パート 9：優先権主張（該当する場合）

パリ条約もしくは世界貿易機構の加盟国である他の国で意匠を登録したか、登録出願をしたことがある場合、優先権主張国および優先権主張日を記載してください。ただし、優先権出願日から 6 ヶ月以内にシンガポールにおいて登録出願を提出しなければなりません。

パート 6	<p>意匠に関する出願人の権利の説明</p> <p><input type="checkbox"/> 出願人が意匠作成者である。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（具体的に記載してください）</p> <hr/>
パート 7	<p>出願人の詳細</p> <p>氏名／名称</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>ファックス番号</p> <p>法人の種類（設立形態）／個人</p> <p>設立国／国籍</p> <p>設立州（該当する場合）</p>
パート 8	<p>意匠の表現、および新規性の陳述</p> <p>複製に適した意匠の表現、および新規性の陳述を、付属書類 A に記載します。</p>
パート 9	<p>登録意匠法（第 266 章）第 12 条または第 13 条に従い優先権を主張する最初の出願がなされた国、および出願日を記載します。</p> <p>出願国</p>

優先権主張日

年 月 日

パート 10 優先権の主張 (該当する場合)

たとえば、優先権出願が英国において X の名義でなされ、X がその後当該出願を Y に譲渡した場合において、Y がシンガポールで出願を提出し英国出願に基づく優先権主張を行うとき。(X から Y への) 譲渡証の詳細を本欄に記載します。

パート 11 関連する意匠 (該当する場合)

出願人が、先行する登録意匠に本件意匠を関連づけることを求める場合、出願人は、

- 先行する登録意匠の所有者でなければならず、出願は、1 または複数の物品に関する同一の意匠の登録出願となります。または
- 先行する登録意匠の所有者でなければならず、出願は、登録意匠の性質を変更したり実質的にその識別性に影響を与えたりするには不十分であるような修正または変更を伴う同一の意匠の登録出願となります。さらに、出願は、同じ物品に関する出願とすること、1 もしくは複数の他の物品に関する出願とすることもできます。

後に出願がなされた関連意匠の保護期間は、先行する登録意匠の保護期間の終了日を超えて延長することはできません。

パート 12 開示 (該当する場合)

意匠の新規性は、次のいずれかの場合には損なわれません。

- 開示を受けた者による使用または公表が背信行為となるような状況下で当該意匠の開示がなされる場合——第 8(1)(a) 条
- 意匠所有者以外の第三者の背信により当該意匠の開示がなされる場合——第 8(1)(b) 条
- 出願人の意匠が新規または独創的なテクニカルデザインであり、その意匠を付した商品に関して最初かつ秘密の注文がなされる場合——第 8(1)(c) 条
- 事件の本案の審理のために当該意匠が政府の一部門に開示される場合——第 8(1)(d) 条
- 所有者の同意に基づき公式の国際博覧会で当該意匠の開示がなされる場合——第 8(2) 条

該当する場合、出願人が主張する正しい該当欄にその旨記載してください。

<p>パート 10 上記パート 9 に該当する場合において、先行する出願がパート 7 に記載される名義でなされたものではないときは、優先権を主張する権利を出願人に付与する証書（譲渡証など）の詳細を記載してください。適切な氏名・名称および日付を必ず記載してください。</p>	<p>パート 11 登録意匠法第 10 条に基づき関連づけを求める先行の意匠出願／登録の出願／登録番号を記載してください。先行する出願がパート 7 に記載される名義でなされたものではないときは、関連づけを求める権利を出願人に付与する証書（譲渡証など）の詳細を記載してください。</p>
<p>パート 12 意匠が過去に開示されたものであって、出願人が</p> <p>(1) 登録意匠法第 8(1)条が適用されると出願人が主張する場合、</p> <p>(a) 主張の根拠となる登録意匠法第 8(1)条の条項を明記してください。 (該当する条項をチェックして下さい。)</p> <p>第 8(1)条(a) 第 8(1)条(b) 第 8(1)条(c) 第 8(1)条(d)</p> <p>(b) 開示の状況を記載し、関連する日付も記載してください。</p> <p>(2) 登録意匠法第 8(2)条（公式の国際博覧会での展示）が適用されると出願人が主張する場合、</p> <p>(a) 博覧会の名称および場所を記載してください。</p> <p>(b) 博覧会の開催初日を記載してください。</p>	

(c) 最初の開示がなされた日付を記載してください(博覧会の開催初日ではない場合)。

パート 13 代理人名および通知の送付先

代理人を選任した場合は代理人名を記載し、さらに通知の送付先として代理人住所を記載してください。すべての通信書簡は代理人住所宛に送付されます。

代理人を選任しないが、すべての通信書簡が一定の郵便住所宛に送付されることを希望する場合は、パート 13 の「送付先住所」欄に記載してください。

例：

出願人住所： No 88 Seksyen 14, Selangor Darul Ehsan, Malaysia

出願人送付先住所： c/o Blk 456, Toa Payoh Lorong 9, #26-06, Singapore 123456

送付先住所は必ずシンガポール内の住所でなければなりませんのでご注意ください。

パート 14 宣誓

願書は、必ず次のいずれかの者により署名されなければなりません。

- 出願人が個人の場合、その個人、
- 出願人が個人事業体の場合、その個人事業体、
- 出願人が法人の場合、その法人の取締役または会社秘書役、または
- 出願人から権限を付与された代理人

表現を伴わずに提出される出願は、窓口で受理されませんのでご注意ください。

<p>パート 13 代理人名 (該当する場合)</p> <p>送付先住所</p> <p>電話</p> <p>ファクシミリ</p>	<p>パート 14 宣誓</p> <p>私(たち)は、表現において示される意匠の登録を申請します。私(たち)は、上記の物品または組物に関して出願人が当該意匠の所有者であることを宣言します。</p> <p>署名</p> <p>年/月/日</p> <p>氏名</p> <p>(ブロック体)</p> <p>署名人の正式な権利能力</p>
----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意匠の表現 (必須)

付属書類 A に付された表現は、意匠の登録に際して意匠公報に掲載され、意匠電子検索 (Designs eSearch) のサムネイル表示に使用されます。

表現は 13 センチメートル×15 センチメートルの所定欄に貼付します。画像提出に関する詳細については、意匠表現に関する指針 (Guidelines for Representations of Designs) を参照してください。

出願時に提出を求められる表現は 1 組のみですのでご注意ください。

出願時に提出することが可能な表現は 10 図までとなっています。

新規性の陳述 (必須)

新規性の陳述では、意匠の特徴のうち新規であるものについて説明します。ただし、これらの新規の特徴には、組み立て方法、もっぱら機能的な特徴、その他次のような特徴を含みません。

- (i) その特徴が不可欠な部分を構成することを創作者が意図している別の物品の外観によって決められるような特徴、または
- (ii) その特徴によりある物品が別の物品と接合されるか、別の物品の中もしくは周囲に、またはその近くに配置され、それによりいずれか一方の物品が機能するようになる特徴。

新規性の陳述の例

「新規性は、表現に示される物品の形状および外形にあります。」

または

「新規性が主張される意匠の特徴は、表現に示される物品の模様および装飾です。」

意匠の表現に組み込まれている文言、数字その他の特徴を排除するためには、放棄 (ディ

スクレマー) を用います。出願人の意匠が適用される物品の大部分に文言、文字、商標または数字などが含まれている場合には、新規性の陳述に次の表現も含めるようにします。

「意匠中に現出している文言*、文字*、商標*または数字*の排他的使用権については一切の権利主張を行いません。」(*適宜該当するものを選択します)

付属書類 A

意匠の表現

注意

- a. 意匠の表現の寸法は、必ず下欄におさまる 3 センチメートル×3 センチメートル×3 センチメートル以上、かつ、13 センチメートル×15 センチメートル以内となるようにしてください。別紙を添付する場合も、表現は上記の寸法でなければならず、かつ、複製に適したものでなければなりません。
- b. 組物に関する意匠の場合、付属書類 A に示す意匠は、組物における各物品に適用した状態で表示します。
- c. 受理される表現は、最大で 10 組です。11 組以上の表現を提出された場合、登録局は提出された超過分の表現については無視します。
- d. 規則 22(a)に基づき 2 以上の意匠を含んだ複数意匠の出願の場合、必ず各意匠につき別々の付属書類 A を提出し、各付属書類 A の下欄に新規性の陳述を記載してください。

新規性の陳述 (規則 15)

注意:

- a. 織物、レース、壁紙その他類似の壁被覆材については新規性の陳述は必要ありません。
- b. 新規性の陳述は、500 文字未満で記載してください。

REGISTERED DESIGNS ACT
(CHAPTER 266)
SINGAPORE

REGISTERED DESIGNS RULES

APPLICATION FOR REGISTRATION OF DESIGN

This form will take about 15 minutes to complete.

General Instructions

- The form should preferably be completed in Singapore.
- If there is not enough space to fill in any part of this form, please use separate sheets.
- If there is not enough space to fill in any part of this form, please use separate sheets.
- Please note that the address for service must be an address in Singapore. Your attention is drawn to rule 11(1) of the Registered Designs Rules.
- Once you have filled in this form, please remember to sign and date it.

PART 1: Your reference
Your reference

PART 2: Design No.
Design No. (for official use only)

PART 3: Class and Subclass
Class and Subclass

PART 4
If the application is for a set of articles, enter the number of articles in the set

PART 5
Name the particular article(s) or set of articles to which the design applies

Page 1 of 5

PART 6
Explain the applicant's rights in respect to the design(s)
 Applicant is the designer
 Others (Please specify)

PART 7
Particulars of applicant
Name
Address
Telephone
Fax
Kind of incorporation (Consumption Type) / Individual
Country of incorporation / Citizenship
State of incorporation (if applicable)

PART 8
Representation of the design and the Statement of Novelty
Please provide a representation of the design article for production at Annex A together with a statement of novelty

PART 9
State the country and the filing date of any previous application from which priority is claimed under section 12 or 13 of the Registered Designs Act (Cap. 266).
Country:
Priority Date Claimed:
Date: _____
Month: _____
Year: _____

Page 2 of 5

Multiple Design Application (If Applicable)
You should indicate in the following box that the application is a multiple design application. Each design will be given its own design number and the fee payable would be the number of designs multiplied by the application fee of S\$270.

Number of extra sheets attached to form (If Applicable)
If you are attaching extra sheets to the form, please indicate the number of extra sheets.

PART 1: Your Reference (Optional)
This reference is used by the Registry when we issue out correspondences.

PART 2: Design Number (Not Applicable)
The Design Number will be provided by the Registry of Designs in the acknowledgement letter. The acknowledgement letter will also include other details of the application.

PART 3: Classification (Mandatory)
Please fill in the classification according to the Third Schedule of the Registered Designs Rules. Please note that the class and the subclass must be filled. For example: If your design is applied to a wrist watch, you would fill in "10-02"

PART 4: Set of articles (If Applicable)
This refers to two or more objects that commonly come together in a set or are included for use together. The articles must share the same design or the same design with modifications or variations not sufficient to alter the character or substantially to affect the identity thereof. Examples of sets or articles are "cutlery sets" or "tea sets".

PART 5: Name of article (Mandatory)
As designs are applied to articles, you should name the article, for example "wrist watch" or "motor car". Please use generic terms and do not include any description of the article.

(039)

PART 6: Applicant's Rights in respect to design (Mandatory)
If Applicant is not the designer, please indicate how the rights were obtained. For example: "The designer is an employee of the applicant" or "The applicant commissioned the design."

PART 7: Particulars of Applicant (Mandatory)
For a company, please state your corporate name. For example: "ABC (S) Private Limited"
For a partnership or sole proprietorship, please state the name of the partnership or the sole proprietorship. For example: "Amir bin Ali and Eunice Theng (trading as Bee-U-Tee Design)"
For an individual, please state your name. For example: "Lisa Wong"
If you are a ministry/department/organ of state filing on behalf of the Singapore Government, please reflect the applicant's name as "Government of Singapore" (or "Minister for Finance" if that is intended). For a statutory board, the application should be filed in the name of the statutory board. If the enabling statute provides (as it generally does) for the statutory board to have the legal capacity to own property in its own name.

If "Government of Singapore" is used, please include in the address field, the name of the agency that is handling that application.
For example:
Name: Government of Singapore
Address: c/o Ministry of Manpower
18 Havelock Road
#07-01 Ministry of Manpower Building
Singapore 059764.

Telephone and Fax numbers are optional but useful in the event that we need to urgently contact you regarding the application.
Kind of Incorporation/Individual (Mandatory)
For example: "Private Limited Company" or "Individual"
Country of Incorporation/Citizenship (Mandatory)
If you are a company, please state the country of incorporation. If you are an individual, please state citizenship.
State of Incorporation (If Applicable)
Please include the state of incorporation, if applicable.

(631)

Page 4 of 5

PART 13 : Name of agent
(Mandatory)

Name of agent

Address for service

Telephone

Fax

PART 14 Declaration

I/We apply to register the design(s) shown in the representation. I/We declare that the applicant(s) is/are owner(s) of the design in relation to the article or set of articles specified above.

Signature _____

Name _____
 (in block letters)

Official capacity of signatory _____

_____ Day _____ Month _____ Year

Page 5 of 5

Annex A Representation of the Design

Note

a. Please ensure that the representation of the design is at least 5cm by 5 cm and no larger than 15 cm by 15 cm except within the space provided below. If you attach a separate sheet, the representation must be of the same dimension as above and be suitable for reproduction.

b. If the design relates to a set of articles, the Annex A should show the design as applied to each article in the set.

c. Only a maximum of 10 representations will be accepted. Where more than ten representations are provided, the Registry will disregard the extra representations lodged.

d. If this is a multi-design application under rule 22(a) containing 2 or more designs, please provide a separate Annex A for each design and ensure that the Statement of Novelty appears below each Annex A.

Statement of Novelty (rule 15) :

Note

a. A Statement of Novelty is not required for textile articles, lace, wallpaper or similar wall covering.

b. Please state the Statement of Novelty in less than 500 characters.

PART 13 : Name of Agent and Address for Service

If you have appointed an agent to act on your behalf, please fill in the agent's name and his address as the address for service. All correspondence will be sent to the agent's address for service.

If you are not represented by an agent but wish to have all correspondence directed to a postal address, please complete the "Address for Service" space at Part 13.

For example:
 Your address : No 88 Seksyen 14, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
 Your address for service: c/o Bk 456, Toa Payoh Lorong 9, #26-06, Singapore 123456

Please note that an address for service **MUST** be an address in Singapore.

PART 14: Declaration

The application form **MUST** be signed by:

- the individual, where the applicant is an individual;
- the sole proprietor, where the applicant is a sole proprietorship;
- a director or secretary of the company, where the applicant is a body corporate; or
- the applicant's authorised agent.

Please note that applications that are lodged without any representation(s) will not be accepted at the Counter.

Representation of the design (Mandatory)

The representation affixed at Annex A is the representation that will be published in the Designs Journal and used as a thumbnail in the Designs eSearch, upon registration of the design.

The representation should be affixed within the space provided which is 13 cm x 15 cm. For more information on submitting images, you may wish to refer to the Guidelines for Representations of Designs.

Please note that only 1 set of representations are required to be lodged with the application.

The maximum number of representations that can be lodged with the application is 10.

Statement of Novelty (Mandatory)

The statement of novelty describes the features of the design which are new. However, these features do not include method of construction; solely functional features or other features that are:

(i) dependent upon the appearance of another article of which the article is intended by the designer to form an integral part; or

(ii) enable the article to be connected to, or placed in, around or against, another article so that either article may perform its function

Examples of Statements of Novelty:

"The novelty resides in the shape and configuration of the article as shown in the representation"

OR

"The features of the design for which novelty is claimed are the pattern and ornament of the article as shown in the representation"

Discipliners are used to exclude words, numerals or other features that are incorporated into the representation of the design. If a major part of an article to which your design applies contains words, letters, trade marks and/or numerals, the statement of novelty should also include the following: "No claim is made to any right to the exclusive use of the word*, letters*, trade mark* or numerals* appearing in the design." (*as appropriate)

フィリピン

知的財産施行規則

特許・実用新案・意匠に関する施行規則

改正：2011年4月20日

目次

総則	名称及び解釈
第1条	名称
第2条	適用範囲
第3条	解釈
第1部	定義
規則 100	定義
第2部	特許性
規則 200	特許を受けることができる発明
規則 201	特許を受けることができる発明の法定分類
規則 202	特許を受けることができない発明
規則 203	新規性
規則 204	先行技術
規則 204.1	同質物規則 205 不利にならない開示
規則 206	進歩性
規則 207	当該技術分野における通常の知識を有する者
規則 208	産業上の利用性
第3部	特許を受ける権利
規則 300	特許を受ける権利
規則 301	出願に出願人として記名することができる者
規則 302	委託によりなされた発明
規則 303	雇用中になされた発明
規則 304	先願主義
規則 305	優先権
規則 306	複合優先権
規則 306.1	
規則 306.2	
規則 306.3	
規則 307	外国出願の認証謄本
第4部	特許出願
規則 400	特許出願

規則 401	手数料の納付
規則 401.1	手数料の未納付の効果
規則 402	書類への標記；受領確認
規則 403	願書の様式；庁の出願様式
規則 404	願書
規則 405	発明の開示及び説明
規則 406	有効な開示の基準
規則 406.1	有効な開示
規則 407	明細書の内容
規則 408	生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
規則 409	許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
規則 410	発明の名称
規則 411	開示の要約
規則 412	禁止事項
規則 413	図面の一般的要件
規則 414.1	図面への最適化についての統一基準
規則 414.2	用紙及びインク
規則 414.3	紙の大きさ及び余白
規則 414.4	文字及び黒の線
規則 414.5	線の数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない
規則 414.6	図面の縮尺；図面の提示
規則 414.7	参照文字及び数字
規則 414.8	署名の位置
規則 414.9	図面用紙における大きな区画の位置
規則 414.10	フローシート及び図表
規則 414.11	IPOPPL 電子公報の図面の要件
規則 414.12	参照記号
規則 414.13	写真
規則 414.14	図面に記載してはならないもの
規則 414.15	前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される
規則 415	クレーム
規則 416	クレームの様式及び内容
規則 417	手数料が生じるクレーム
規則 418	出願書類の提示
規則 419	発明の実用模型が必要である
規則 419.1	ひな形の要件
規則 419.2	処分の停止
規則 419.3	ひな形に用いるべき材料；実用模型
規則 419.4	出願人へのひな形の返還
規則 419.5	工場の訪問及び検査
規則 420	弁護士又は特許代理人の雇用の勧め

- 規則 421 居住する代理人の指名
 規則 421.1 記録上の代理人
 規則 422
- 第 5 部 特許出願をすることができる者
 規則 500 特許出願をすることができる者
 規則 501 出願人の死亡、心神喪失又は無能力になった場合
 規則 502 譲渡された発明及び特許
 規則 503 法人の定義
 規則 504 権限の証拠
 規則 505 署名の形式
- 第 6 部 出願日及び方式審査
 規則 600 出願日の要件
 規則 600.1 不完全な出願
 規則 600.2
 規則 601 出願日の認定
 規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面
 規則 603 方式審査
 規則 604 発明の単一性
 規則 604.1
 規則 605 発明の単一性の要件
 規則 606 要求の再考
 規則 607 分割の要求についての不服申立
 規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示
 規則 609 種の選択
 規則 610 選択されない発明の分離出願
 規則 611 任意の分割出願
 規則 611.1 分割出願の期間
 規則 612 対応する外国特許出願に関する情報
 規則 612.1
 規則 612.2 不遵守
- 第 7 部 分類及び調査
 規則 700 分類及び調査
 規則 701
 規則 701.1 知的財産権調査報告の内容
- 第 8 部 出願の公開及び審査請求
 規則 800 出願の公開
 規則 800.1 特許出願の早期公開

- 規則 801 公開前の秘密保全
 規則 802 特許出願書類のコミュニケーション・レビュー
 規則 803 第三者の意見
 規則 804 実体審査請求
 規則 805 公開後の出願に付与される権利
 規則 806 先行技術文献の引用
 規則 806.1 個人的な知識に基づく先行技術文献の引用
- 第 9 部 特許審査手続
 規則 900 出願は一方的に行われる
 規則 901 審査官と出願人との間の係争
 規則 902 審査官による庁としての処分
 規則 903 審査官との協議及び面談
 規則 904 審査官による拒絶は終局的なものではない
 規則 905 審査官の決定は局長に不服申立することができる
 規則 906 審査の順序
 規則 907 審査の内容;審査官による処分
 規則 908 審査官による処分の完全性
 規則 908.1 標準の処分様式
 規則 909 クレームの拒絶
 規則 910 未公開の出願は引用しない
 規則 911 出願人による応答
 規則 912 再審査及び再審理
 規則 913 最終拒絶又は処分
 規則 914 特許出願の実用新案出願への変更
 規則 915 並行出願の禁止
- 出願人による補正
 規則 916 出願人による補正
 規則 917 審査官による最終処分後の補正
 規則 918 補正及び修正が要求される場合
 規則 919 開示の補正
 規則 920 クレームの補正
 規則 921 補正の方法
 規則 922 補正事項の記入及び検討
 規則 923 図面の補正
 規則 924 補正事項の補正
 規則 925 明細書の差替
 規則 926 クレームの番号
 規則 927 補正許可の拒絶に係る申請

出願人による応答の期間；出願の取下
 規則 928 期限までに応答しなかった場合の出願の取下
 規則 929 出願の回復
 規則 929.1 費用負担のない出願の回復
 規則 930 任意の出願取下
 規則 931 出願のファイナル・ラッパーの再構成

第10部 特許の付与

規則 1000 特許の付与
 規則 1001 特許の内容
 規則 1002 特許の付与の公告

Rule 1003

規則 1004 特許の存続期間

第11部 年金

規則 1100 年金
 規則 1101 出願の公開日
 規則 1102 年金の不納；猶予期間

第12部 特許出願に影響するその他の手続

第1章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録

規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式
 規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式
 規則 1202 譲渡証その他の証書は正副2通提出する
 規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれらの提出日とみなされる
 規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる
 規則 1205 記録上の譲受人は庁の手続において行なうことができる

第2章 特許の権利放棄、訂正及び補正

規則 1206 特許の権利放棄
 規則 1207 庁による錯誤の訂正
 規則 1208 出願における錯誤の訂正
 規則 1209 特許における変更
 規則 1210 補正又は訂正の様式及び公告

第3章 権利の譲渡及び移転

規則 1211 権利の譲渡及び移転
 規則 1212 発明の譲渡
 規則 1213 共同所有者の権利

第13部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容
 規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分適切性を問う局長への申請
 規則 1302 局長への不服申立
 規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果
 規則 1304 不服申立の期間及び方法
 規則 1305 不服申立人の準備書面が必要である
 規則 1306 審査官の答弁
 規則 1307 不服申立人の応答
 規則 1308 局長の決定及び長官への不服申立
 規則 1309 不服申立人の準備書面が必要である
 規則 1310 局長の見解
 規則 1311 上訴裁判所への上訴

第14部 実用新案

規則 1400 登録することができる実用新案
 規則 1401 登録することができない実用新案
 規則 1402 産業上の利用性
 規則 1403 実用新案の出願日
 規則 1403.1 不完全な出願
 規則 1403.2 出願日の認定
 規則 1403.3 遅れて提出した又は紛失した図面
 規則 1404 手数料の納付
 規則 1404.1 手数料の不納付の効果
 規則 1405 実用新案登録
 規則 1406 実用新案出願の方式審査
 規則 1407 方式審査報告に関する出願人の行為
 規則 1407.1 実用新案の実用模範が必要である
 規則 1408 任意の取下
 規則 1409 最終処分
 規則 1410 実用新案出願
 規則 1410.1 名称
 規則 1410.2 技術分野
 規則 1410.3 実用新案の背景
 規則 1410.4 実用新案の要約
 規則 1410.5 図面の簡単な説明
 規則 1410.6 詳細な説明
 規則 1410.7 クレーム
 規則 1410.8 開示の要約
 規則 1411 手数料が生じるクレーム
 規則 1412 実用新案の単一性¹

- 規則 1413 限定の要件；分割
- 規則 1413.1 分割出願の期間
- 規則 1414 実用新案出願の公告
- 規則 1415 実用新案登録の存続期間
- 規則 1416 実用新案登録の取消
- 規則 1417 発明特許出願の実用新案出願への変更
- 規則 1418 実用新案登録出願の発明特許出願への変更
- 規則 1419 公開された特許出願の実用新案登録出願への変更
- 規則 1420 並行出願の禁止

第 15 部 意匠

- 規則 1500 意匠
- 規則 1501 登録できない意匠
- 規則 1502 意匠の登録性の要件
- 規則 1503 要求される新規性の程度
- 規則 1504 意匠の出願日
- 規則 1505 意匠登録
- 規則 1506 意匠出願の方式審査
- 規則 1507 方式審査報告に関する出願人の行為
- 規則 1508 任意の取下
- 規則 1509 最終処分
- 規則 1510 意匠出願
- 規則 1511 手数料の納付
- 規則 1511.1 手数料の不納付の効果
- 規則 1512 見本
- 規則 1513 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式
- 規則 1513.1 名称
- 規則 1513.2 図面の各図の簡単な説明
- 規則 1513.3 特徴
- 規則 1513.4 クレーム
- 規則 1514 意匠の図面に関する特別な要件
- 規則 1514.1 意匠の図形表示の要件
- 規則 1514.2 意匠の図面への破線の使用
- 規則 1515 1 の出願における複数の意匠
- 規則 1516 限定；分割
- 規則 1516.1 分割出願の期間
- 規則 1517 意匠出願の公告
- 規則 1518 意匠登録の存続期間
- 規則 1519 更新手数料
- 規則 1520 意匠登録の取消
- 規則 1520.1

第 16 部 実用新案及び意匠の共通規定

第 1 章 登録性

- 規則 1600 新規性；先行技術
- 規則 1601 不利にならない開示

第 2 章 登録を受ける権利

- 規則 1602 登録を受ける権利

第 3 章 出願書類

- 規則 1603 出願書類の提示
- 規則 1604 禁止事項
- 規則 1605 対応する外国出願に関する情報
- 規則 1606
- 規則 1607 不遵守

第 4 章 図面

- 規則 1608 図面

第 5 章 代理；署名

- 規則 1609 弁護士又は代理人の雇用の勧め
- 規則 1610 居住する代理人の指名
- 規則 1611 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

第 6 章 登録の請求をすることができる者

- 規則 1612 登録の請求をすることができる者

第 7 章 分類及び調査

- 規則 1613 分類及び調査
- 規則 1614 未公告の、取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない

第 8 章 出願人による補正

- 規則 1615 出願人による補正

第 9 章 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

- 規則 1616 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下
- 規則 1617 出願ファイル・ラッパへの再構成

第 17 部 不利な情報

- 規則 1700 実用新案及び意匠登録出願のコミュニティ・レビュー

- 規則 1701 不利な情報
 規則 1702 局長の決定
 規則 1703 不利な情報のない実用新案及び意匠の登録

第 18 部 登録証

- 規則 1800 登録証の内容
 規則 1801 書類の閲覧

第 19 部 実用新案及び意匠の出願又は登録に影響するその他の手続

- 第 1 章 登録証の譲渡、権利放棄、訂正及び補正；権利の記録及び移転
 規則 1900 登録証の譲渡、権利放棄、訂正及び補正；権利の記録及び移転

第 2 章 登録性に関する報告の請求

- 規則 1901 登録性に関する報告を請求することができる者
 規則 1902 登録性に関する報告の内容
 規則 1903 報告の発行期限

第 20 部 申請及び不服申立

- 規則 2000 申請及び不服申立

最終規定

- 第 1 条 通信
 第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金
 第 3 条 実施
 第 4 条 廃止
 第 5 条 可分性
 第 6 条 施行

総則 名称及び解釈

第 1 条 名称

本規則は、特許・実用新案・意匠に関する改正実務規則と称する。

第 2 条 適用範囲

本規則は、特許証の付与、付与後の要件及び手続、並びに実用新案及び意匠の登録、登録後の要件及び手続を含む、特許、実用新案及び意匠登録申請の出願及び審査に係る事案に適用する。

第 3 条 解釈

本規則は、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律 No.8293 の目的を達するために寛大に解釈されるものとする。

第 1 部 定義

規則 100 定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは、特許局をいう。
 (b) 「局長」とは、特許局長をいう。
 (c) 「長官」とは、知的財産権庁の長をいう。
 (d) 「審査官」とは、特許局の上級職員又は一般職員であって、出願を審査する権限を与えられた者をいう。
 (e) 「IP 法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律 No.8293 をいう。
 (f) 「IPOPHL 電子公報」とは、知的財産権庁の刊行物であって、IP 法に基づき公告が必要となすすべての事項を公告するものをいう。
 (g) 「庁」とは、知的財産権庁をいう。
 (h) 「PCT」とは、特許協力条約をいう。
 (i) 「規則」とは、この一連の規則及び特許局長が作成し長官が承認する実務規則をいう。
 (j) 「WIPO」とは、世界的な所有権機関をいう。

第 2 部 特許性

規則 200 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能である技術的解決は、特許を受けることができる。(IP 法第 21 条)

規則 201 特許を受けることができる発明の法定分類

特許を受けることができる発明は、次のものか又は次のものに関連するものとする。

- (a) 機械、装置などの製品、組合物品、組合物、微生物
 (b) 使用方法、製造方法などの方法、非生物学的的方法、微生物学的方法

- (c) コミュニータ関連発明
- (d) 前記の何れかの方法又は改良

規則 202 特許を受けることができない発明

次のものは、特許による保護から除外される。

- (a) 発見、科学の理論、及び数学的方法、自然法則、科学的事実、又は知識そのもの
 - (b) 抽象的なアイデア又は理論、概念に技術的効果をもたらす手段又は方法を除く基本的な概念
 - (c) 精神的活動の遂行、遊戯に関する計画、法則及び方法
 - (d) 方法又は機構を実施する技術的手段を備えない事業取引をする方法又は機構などの事業行為の方法
 - (e) コンピュータ・プログラム
 - (f) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、これらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。
 - (g) 植物の品種、動物の品種又は植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法には適用しない。
 - (h) 美的創作物、及び
 - (i) 公序良俗、保健、福祉若しくは道徳に反するもの、ヒト若しくは動物のクローン又は生殖細胞系遺伝子の組み替え又はヒト胚の使用
- 既知の物質を伴う薬物及び医薬品については、「2008年一般に入手できる安価かつ高質な医薬品法」とも称する共和国法 9502 の実務規則を参照のこと。

規則 203 新規性

発明は、先行技術の一部を構成する場合は、新規であるとみなされない。(IP 法第 23 条)

規則 204 先行技術

次のものは、先行技術を構成する。

- (a) 書面又は口頭による開示により、実施により、又はその他の方法で、発明を主張する出願の出願日又は優先日の前に世界のどこかで公衆の利用に供されているすべてのもの。それが秘密でなく又は特定の集団による実施に限定されていない場合に、情報は公衆の利用に供されていると見なされる。フィリピン国内外を問わず、先使用及び口頭による開示は実質的な証拠により証明されなければならない。
- (b) フィリピン知的財産庁により公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、当該出願の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を有する先の特許出願、実用新案登録又は意匠登録の全内容。ただし、IP 法第 31 条に基づいて先の出願の出願日を正当に主張する出願は、当該先の出願日において有効な先行技術であるものとし、かつ、双方の出願の発明の出願日又は発明者が同一でないことを条件とする。(IP 法第 24 条)
- (c) 出願の出願日前に公開された、本質的に同一な発明を開示する対応外国出願の全内容又はその明細書。単なる形式的な、重要でない又は自明な変形形態を除く、重要な事項の構成が当該の発明を特徴づける場合に、発明は本質的に同一であると判断される。
- (d) 2 以上の出願が同一の発明に関して独立して出願され、後の出願が最先の出願又は先の出

願が公開される前に出願された場合は、後の出願の出願日又は優先日以後に IP 法第 44 条に基づき公開された先の又は最先の出願の全内容は、後の出願の新規性を損なうものとする。

規則 204.1 均等物

新規性評価では、厳格な審査基準 (identity test) を適用することを要する。新規性を損ねるためには、単一の先行技術文献により、クレームされた発明のあらゆる構成要素が開示されなければならない。同質物は進歩性評価においてのみ検討される。

規則 205 不利にならない開示

出願の出願日又は優先日の前 12 月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、それが次の場合に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さないものとする。

- (a) 発明者又は出願日の時点で当該特許に対する権利を有していた者によるものである場合
- (b) 外国の特許庁、又は局若しくは庁によってなされた場合であって、当該情報が、
 - (i) 発明者がした別の出願に記載され、当該官庁によって開示されるべきではなかったとき、又は
 - (ii) 発明者から直接又は間接にこれを得た第三者により当該発明者の認識又は同意なく行われた出願に記載されているとき、又は
- (c) 発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合。ただし、係属中の特許出願を公開した外国特許庁並びに PCT 経由の特許出願を公開する WIPO によってなされた場合は除く。

規則 206 進歩性

- (a) 発明を主張する出願の出願日又は優先日において、当該発明が先行技術に照らして「当該技術の熟練者」にとって自明でない場合は、その発明は進歩性を有する。(IP 法第 26 条)
- (b) 進歩性を評価する際は、出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されている先行技術の

規則 207 当該技術分野における通常の知識を有する者

当該技術分野における通常の知識を有する者とは、関連する日において、当該技術について一般的な知識とされているものを知っている通常の実務家とみなされる者をいう。その者は、相互に、かつ、関係技術に十分に関連するあらゆる事項について知識を有し、また、発明者が関与した個々の課題に合理的に関係するあらゆる技術について知識を有するとみなされる。その者はまた、実務及び実験作業について通常的手段及び能力を有しているものとみなされる。

規則 208 産業上の利用性

何れかの産業において製造し、かつ、使用することができる発明は、産業上の利用性を有するものとする。(IP 法第 27 条)

第 3 部 特許を受ける権利

規則 300 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者、その相続人又は譲受人に属する。2 以上の者が共同して発明した場合は、特許を受ける権利は、共同でこれらの者に属する。(IP 法第 28 条)

規則 301 出願に出願人として記名することができる者

出願は、現実の発明者が、又はその相続人、法定代理人若しくは譲受人の名義で、これを行うことができる。

規則 302 委託によりなされた発明

契約に別段の定めがない限り、当該業務を委託した者が当該特許を所有する。(IP 法第 30 条(30.1))

規則 303 雇用中になされた発明

従業員が雇用契約中に発明をなした場合は、特許は、次の者に属する。

- (a) 発明行為が従業員の正規の職務の一部でない場合は、従業員が使用者の時間、設備及び材料を使用したときでも、従業員
- (b) 発明が正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示又は黙示の合意がない限り、使用者

(IP 法第 30 条(30.2))

規則 304 先願主義

2 以上の者の各々が、別個かつ独立に同一の発明をした場合は、特許を受ける権利は、その発明について出願をした者に属し、同一の発明について 2 以上の出願があった場合は、特許を受ける権利は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。(IP 法第 29 条)

別個かつ独立になされた同一の発明に関する 2 以上の出願が同一の出願日又は優先日を有する場合は、特許を受ける権利を有する者を決定するに際し、出願日の出願時間が考慮される。

規則 305 優先権

条約又は法律によりフィリピンの国民に同様の特典を与える外国において同一の発明を先に出願している者によりなされた特許出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。ただし、次を条件とする。

- (a) 当該フィリピンにおける出願において優先権を明示的に主張すること
- (b) 当該出願を最先の外国出願を行った日から 12 月以内に行うこと、及び
- (c) フィリピンにおける出願日から 6 月以内に当該外国出願の認証簿を英語の翻訳文とともに提出すること

(IP 法第 31 条)

局長は、適正な理由が示されたときに、又はフィリピンが加盟しているか若しくは加盟する可能性がある条約に基づいて、この 6 月の期間を延長することができる。ただし、延長期間は、最長で 6 月までとする。

規則 306 複合優先権

1 の出願は、異なる国々からであっても複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、優先日から起算する期限は、最先の優先日に基づくものとする。ただし、フィリピンにおける出願と優先権出願が共通の発明者又は出願人を有することを条件とする。

対応する複数の優先権主張を伴う出願手数料は、複数の優先権主張を伴う出願の書類提出時に納付する。

規則 306.1

1 以上の優先権が主張された場合は、優先権は、その優先権が主張されている出願に含まれた発明の技術的特徴のみを対象とする。

規則 306.2

優先権が主張されている発明のある技術的特徴が先の出願において記載されているクレームに存在しない場合であっても、優先権を付与することができる。ただし、先の出願が全体として当該技術的特徴を特に開示していることを条件とする。

規則 306.3

ある出願において先の出願の優先権を主張することが可能であったが、出願した時に当該優先権の主張を記載していなかった場合は、出願日から 2 月以内に優先権主張をするものとする。出願後に優先権を主張する際は、次を伴う。

- (a) 優先権主張の遅延が故意ではなかった旨を記載した出願人の宣言書、及び、
- (b) 所定の料金の全額納付所定の期間内に優先権を主張しなかった場合は、当該出願は当該優先権の主張がされなかったものと取り扱われる。

規則 307 外国出願の認証簿本

規則 305 にいう外国出願の認証簿本とは、当該外国出願を受領した特許庁又は当該外国出願を公式に保管する他の官庁が優先権出願のその真正又は忠実な複製であることを適正に認証した簿本を指す。

第 4 部 特許出願**規則 400 特許出願**

特許出願は、書面により行う。特許出願書類はフィリピン語又は英語で作成することができ、局に直接又は郵送により提出しなければならない。庁により設備が利用に供されている場合は、電子出願又はインターネット出願もすることができる。出願書類はすべて局長宛としなければならない。

出願には、次のものを含める。

- (a) 適正に作成された特許の付与を求める願書
- (b) 発明の明細書

- (c) 発明の理解に必要な図面
- (d) 1以上のクレーム、及び
- (e) 要約

付与を求めらるる願書を除き、書面による出願書類を構成する書類は、4 都提出する。

規則 401 手数料の納付

出願は、出願日後 1 月以内に出席手数料、調査手数料及び公告手数料(第 1 回公告)を全額納付することを条件とする。

規則 401.1 手数料の不納付の効果

出願は、規則 401 に規定された期間内に所定の手数料が全額納付されない場合は、権利喪失をしたとみなされる。

権利喪失をした出願は、出願が権利喪失をした旨の通知の郵送日から 4 月以内に出席人が書面により公式の請求を行うことにより、回復させることができる。権利喪失をした出願が所定の期間内に回復されなかった場合は、当該の出願は記録から削除され、局により処分される。

規則 402 書類への標記；受領確認

局は、出願書類を構成する書類に受領日を付す。出願番号、出願日、出願人の名称及び発明の名称を記載した受領確認を発行する。

規則 403 願書の様式；庁の出願様式

願書は、庁が作成した様式で作成する。庁は、出願人の便宜のために、標準的な願書の様式(特許の付与を求めらるる願書)を作成して利用に供するものとし、出願人その他の者は、これを自己の費用で複製することができる。

規則 404 願書

願書には、次の事項を記載する。

- (a) 特許の付与を求めらるる申請
- (b) 出願人の名称及び宛先
- (c) 発明の名称
- (d) 発明者の名称
- (e) 条約上の優先権の主張を伴う場合は、出願が最初になされた外国における出願番号、出願書類を提出した国及び出願日を記載する。
- (f) (もしあれば)居住する代理人の名称及び宛先、及び
- (g) 出願人又は居住する代理人の署名

規則 405 発明の開示及び説明

出願書類においては、当該技術分野における通常の知識を有する者が実施するために十分な程度に明確かつ完全な方法で発明を開示する。

規則 406 有効な開示の基準

有効な開示の基準は、開示を受けた者が、当該開示中の指示に従って当該発明を実施することができると否かである。

規則 406.1 有効な開示

有効な開示には、実施例を用いた少なくとも 1 の発明の実施方法の明確かつ詳細な説明を含める。有効な開示には、発明の製造、実施及び使用の手法又は方法を含む当該発明の技術的部分の十分かつ明確な開示を含め、推測する余地を残してはならない。

科学物質及び医薬品が対象である場合、開示には、1 以上の代表的な実施形態又は実施例、医薬品が対象である場合は薬理学的検査の結果の説明を含め、化合物にはクレームされたすべての活性を含めなければならない。

規則 407 明細書の内容

明細書は、次の通りとする。

- (a) 発明の関連する技術分野を明記する。
- (b) 発明の理解、調査報告の作成及び審査に有用であるとみられる背景技術を出願人が知り示し、かつ、当該技術を示す書類を引用するのが望ましい。
- (c) 技術的課題(それなりに明白に記載していても)及びその解決を理解することが可能な用語を用いて、主張する発明を開示し、かつ、背景技術の引用により発明の有利な効果を記載する。
- (d) 適切な場合は発明のそれぞれのそれの要素について、参照文字又は数字(後者が望ましい)を用いて言及する。当該の文字又は数字は、図面に適切に描写しなければならぬ。改良の場合、詳細な説明は、特に新規性かつ進歩性があると見なされる可能性のある改良の概念を提示し、改良点を明確かつ完全に理解させるため先行技術に属する技術的特徴に関して説明しなければならぬ。
- (e) もしあれば図面の図を簡単に説明する。
- (f) 適切な場合は例を用いて、もしあれば図面を参照して、主張する発明を実施する方法の少なくとも 1 を詳細に説明する。
- (g) 発明の説明又は内容から自明でない場合は、発明を産業で利用することができる方法で明白に示す。

規則 408 生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

出願が微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の使用を必要とする場合において、その発明を当該技術分野における通常の知識を有する者が実施することができるよりなる方法では、その微生物を出願に十分に開示することができず、また、その微生物を公衆の利用に供することができないときは、発明は、次の状況においてのみ開示されたものとみなす。

- (a) 微生物の培養体が出願前に寄託機関に寄託されていること
- (b) 寄託機関及び培養体寄託番号が出願書類に記載されていること。この情報が出願の時点で未だ入手可能でない場合は、当該情報は、審査官の請求から 2 月以内に提出しなければならぬ。IP 法第 44 条に基づく出願の公開は、当該情報の提出を待って行われる。

(c) なされた出願が、微生物の特性に関して、出願人による入手が可能な関連情報を与えること

規則 409 許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の新種の株の使用を必要とする出願は、次の条件が満たされた場合にのみ許可される。

- (a) 寄託が公認の国際寄託機関になされたこと
- (b) 当該寄託の証拠及び寄託機関が割り当てた適切な識別又は寄託番号が提出されたこと、及び

(c) 寄託機関が、培養体を永続的に保管し、公開された特許出願に関する事項について利害を有する者に当該培養体を分譲する契約上の義務を負っていること

規則 410 発明の名称

発明の名称は、できる限り短くかつ具体的とする。当該の名称は、明細書の第 1 頁に標題として記載する。当該の名称は、専門用語を使用し、特に発明の技術的特徴に言及する。架空名称は、発明の名称として一切許可されない。

規則 411 開示の要約

要約は、別の紙面に「開示の要約」との標題を付して作成し、明細書、クレーム及び図面が含まれる発明の開示の簡潔な概要からなるものとし、150 語以内であることが望ましい。要約は、技術的課題、発明による課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明確に起草しなければならぬ。要約は、技術情報としてのみ用いる。発明の範囲は、特定技術分野の調査の有効な基盤として用いることができるように開示されることが望ましい。

規則 412 禁止事項

- (a) 次のものは、出願書類に含めてはならない。
 - (i) 「公序」又は良俗に反する記述その他の事項
 - (ii) 特定の者又は出願人以外の者の製品若しくは方法、又はその者の出願若しくは特許の価値若しくは有効性を誹謗する記述。先行技術との単なる比較は、それ自体では誹謗するものとはみなさない。
 - (iii) 状況に鑑みてあきらかに無関係又は不要な記述その他の事項
- (b) 本条規則にいう禁止事項が出願に含まれる場合は、局は、出願公開時にこれを削除し、削除した語の場所及び数又は削除した図面を表示する。

規則 413 図面の一般的要件

(a) 図面は、出願人が署名しなければならず、又は出願人の代理人が出願人の名称を図面に署名することができる。図面は、クレームの対象である発明のあらゆる特徴を示さなければならない。図面は、複数の図で構成し、発明の完全な理解の助けとなるように発明の全ての特徴を示すことができ、各図には連続番号を付し、表現する対象を簡単に説明しなければならぬ。

(b) 発明が先行技術の改良である場合、図面は、1 以上の図で、点線で示される従来の構造

との関係において新規又は進歩的な改良を示さなければならぬ。図面に示された発明のすべての要素には、判読可能な文字又は数字を割り振り、適切な場合は、言及された特定の要素に向かう指示線を添える。特定の要素に割り振られた参照番号又は文字は、詳細な説明に説明されたか又は言及されたものと一致させる。

(c) 各図の各要素は、図の他の各要素と適正な割合にする。ただし、別の割合を使用することが図を明確にするために不可欠である場合は、この限りでない。

(d) 発明の同じ部分が図面中の 1 以上の図に存在する場合は、必ず同じ文字で示し、別の部分を示すために同じ文字を使用してはならない。

規則 414.1 図面への最適化についての統一基準

各図面原本は、発明の十分かつ明確な視覚化についての統一基準にできる限り近付けなければならない。発明者、斤及び公衆のために最良の結果をもたらす目的で、技術図面作成の標準要件に従わなければならない。

従って、以下の規則を厳格に実施するものとし、規則からの逸脱は、出願審査を確実に避らせることになる。

規則 414.2 用紙及びインク

図面は、滑らかで、光沢がなく、墨による消去や修正ができる十分な厚みと耐久性のある白紙で作成しなければならない。図面に均質の線を引くために、墨又は同質物のみ使用することができ。線及びその他の要素を隠すための白色顔料の使用は、認めない。

規則 414.3 紙の大きさ及び余白

図面は、正確に 29.7cm×21cm すなわち A4 判の大きさの紙で作成する。最小の余白は、次の通りとする。

上方：2.5cm

左方：2.5cm

右方：1.5cm

下方：1cm

図面、図の番号、参照番号及び署名は、余白で囲まれたスペースに収めなければならない。用紙の短い辺の一方をその上方とみなし、その仮想線から下向きに 3cm 以上を、名称、番号及び日付よりなる標題のために空白にしておく。

規則 414.4 文字及び黒の線

すべての図面は、複製が十分なものとなり得るようになり、製図器具を使用して作成しなければならない。図面は、色づけせずに、耐久性があり、黒色で、十分な濃さがあり、統一的な厚みのある、明確な線を用いて作成する。すべての線及び文字(署名を含む)は、黒色でなければならない。この指示は、すべての線(きわめて細いものを含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用される。すべての線は、整った、鮮明かつ均質な線でなければならず、また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に線を取り線を通さず。断面は、斜め線の網掛けで示し、これが参照記号及び引き出し線の明確な読み取りを妨げてはならない。断面又は表面の陰影は、黒く塗りつぶしてはならない。フ

リーハンドの図面は、可能な限り避ける。

規則 414.5 線の数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない

図面は、明瞭に徹するように、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本条規則を遵守することにより、縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は(断面図の場合を除いて)予備的なものとして使用し、他の方法でも描画することができない場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示すものとする。また断面図の番号に対応する番号で指定しなければならない。物体の陰影部には太線を使用するものとするが、図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合はこの限りでない。図面の作成においては、光の位置は、常に左上隅から 45 度の角度で射し込むものと想定する。

規則 414.6 図面の縮尺；図面の提示

図面の縮尺は、詰まり過ぎることなく発明の各図を明確かつ十分に示すのに十分な大きさでなければならない。1 の用紙に十分に収まらない場合は、2 以上の用紙を使用することができ、用紙の枚数は、必要最小限の枚数よりも多くしてはならない。

同じ図面の用紙には、複数の図を含めることができる。2 以上の用紙に含まれる図が、事実上単一の完全な図を形成することなく完全な図にまとめられるよう配置する。図のいずれの部分も隠すことなく完全な図にまとめられるよう配置する。

図面の縮尺及びその実施図の特性は、3分の2の大きさに直線を縮尺して写真により複製したもので、すべての詳細を問題なく識別することができるものとする。

例外的な場合には、図面上に縮尺が示されていれば、図により表示するものとする。

規則 414.7 参照文字及び数字

異なる図には連続番号を付す。参照文字及び数字は、記入方法に注意しなければならない。高さは、なるべく 32mm 以上とし、10.6mm への縮小に耐えられるようにする。十分な余地があるときは、これより大幅に大きくしてもよい。参照文字及び数字は、図面の密接したかつ複雑な部分の完全な理解を妨げないように配置するものとし、線と交差又は交錯することが殆どないようにする。一定の部分の周囲にまとめ表示する必要がある場合は、余地があるときは若干の距離を置いて配置し、参照する部分と線で結ぶ。陰影が施された面には配置しないものとする。これ避けることができない場合は、文字が入る陰影の部分を白抜きにして、図面とは別の独立した部分であることがわかるようにする。図面に記載される数字、基準線は全て簡潔かつ明確なものにする。角括弧、丸括弧又は引用符は、数字及び文字と関連しては使用しない。

規則 414.8 署名の位置

出願人の氏名及び署名又はその正式の権限を付与された代理人の氏名及び署名は、各図紙の右下端の仮想余白内に記載するものとし、如何なる場合も、図面に掛かってはならない。

規則 414.9 図面用紙における大きな図の位置

各図は、無駄な余白を作らずに、相互から明確に離して 1 以上の用紙に縦長に配置するの望ましい。図が縦長に配置されない場合、例えば、発明を適切に列示するために用紙の幅

より大きな図が必要な場合は、図の上部が用紙の左側に来るように横書で表示する。

規則 414.10 フローシート及び図表

フローシート及び図表は、発明の明確な理解の助けとなる場合、図面とみなされることがある。

規則 414.11 IPOPHL 電子公報の図面の要件

原則として、各発明について 1 の図のみを IPOPHL 電子公報に表示することができる。図面の図は、発明の内容又はその具体的な改良点を示すものを選択しなければならない。この目的のため、図は、審査官の判断により、斜視図、平面図、側面図又は断面図にする。

規則 414.12 参照記号

明細書及びクレームで言及していない参照記号は図面に記載してはならず、その逆も同様とする。参照記号で表示する同一の特徴は、出願、明細書及び図面全体において同一の記号で表示する。図面に多数の参照記号が含まれない場合は、全ての参照記号及びそれぞれにより表示された特徴を列挙した別紙を添付することが強く推奨される。

規則 414.13 写真

(a) 写真は、通常は適正な図面とはみなされない。写真は、出願日を取得する目的では受理されるが、一般に非公式の図面とみなされる。写真現像用の原版は、絶対に受理されない。
(b) 片は、作図方法では正確に又は十分に描写することができない発明を例示するために、墨による図面の代わりに、感光紙に焼き付けた白黒の写真、又は(写真平板又はその他スクリーン印刷による)写真の複製でない顕微鏡写真を受理する。写真又は顕微鏡写真は、墨による図面よりも発明を明瞭に示さなければならない。また、当該図面に關する規則に従うものとする。

(c) 当該写真が受理されるためには、写真業界で一般に認められている次の特性を有する印刷面紙、すなわち表面が滑らかで、白無地の印刷紙に焼き付けた写真、又は適切な寸法の感光紙又は少なくとも材料 20 (substance 20) のボンド紙に印刷された写真

規則 414.14 図面に記載してはならないもの

代理人のスタンプ又は広告若しくは宛先は、図面に記載してはならない。

規則 414.15 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される

前記の規則に従って作成していない図面は、発明を十分に例示しているときは審査の目的で認められるが、この場合は、出願が許可される前に図面を訂正するか又は新しい図面を提出しなければならない。
出願人は、図面を作成するために技量を有する製図者を採用することが望ましい。

規則 415 クレーム

(a) 特許出願は、出願人が発明とみなす部分、改良又は組合せを特に指摘し、かつ、明確に主張するクレームで締め括らなければならない。

(b) 出願には、出願の主題を考慮して、保護を求めらるる事項を限定する単一のクレームで本主題をカバーすることが適切でない場合は、同一カテゴリー(物、方法、装置又は用途)の 1 以上の独立クレームを含めることができる。各クレームは、明確かつ簡潔であるものとし、説明によって裏付けられる。

(c) 1 以上の従属クレームを提示して、同一の出願において前出させた 1 以上の他のクレームを引用し、また、更に限定することができる。2 以上の他のクレームを引用する従属クレーム(「多項従属クレーム」)は、当該他のクレームを択一的にのみ引用するものとする。多項従属クレームは、他の多項従属クレームの基礎としてはならない。

(d) クレームは、明細書に記載する発明と一致しなければならない。また、クレームで用いる語句については、明細書中に明確な裏付け又は先例を記載して、当該明細書を参照することにより用語の意味を確認することができるようにしなければならない。絶対に必要な場合を除き、発明の技術的特徴に関してクレームが明細書又は図面を引用することがあつてはならない。特に、「明細書第 xxx 部に記載したように」又は「図面第 xxx 図に例示したように」等の引用をしてはならない。

(e) 発明が改良に関する場合は、クレームで具体的に改良点を示し、クレームされた主題を定義するのに必要な先行技術的特徴を示す前提部の陳述と合わせて、改良点を明確に主張しなければならない。

規則 416 クレームの様式及び内容

クレームは、保護を求めらるる事項を発明の技術的特徴に基づいて定義する。適切な場合は、クレームには次のものを含める。

- (a) 発明の主題を指定する記述、及びクレームする主題の定義のために必要とするが、組み合わせと先行技術の一部をなす技術的特徴を示す文言
- (b) (a)にいう特徴との組合せで保護を求めらるる技術的特徴を、「を特徴とする」又は「によって特徴付けられる」との表現を先行させて記述した特徴付けの部分
- (c) 出願に図面が含まれる場合に、クレームを理解しやすくするためには、クレームに記載した技術的特徴の後に、これらの特徴と関連付ける参照記号を括弧に入れて付すことが望ましい。これらの参照記号は、クレームを限定するとは解されない。

規則 417 手数料が生じるクレーム

出願の時点で 5 を超えるクレーム、独立及び/若しくは多項/択一的従属クレーム、又は出願日後に各クレームの全体について 5 を超えて追加されたクレームで構成される出願は、クレーム手数料を納付しなければならない。クレーム手数料は、出願後 1 月以内に納付しなければならない。クレーム手数料を期日までに全額納付しなかった場合は、期限を遵守しなかったことを指摘する通知から 1 月の猶予期間内は、納付することができる。クレーム手数料が期限及び猶予期間内に全額納付されなかった場合は、削除されたものと同みな中の所定の期限内に全額納付されなかった場合は、当該クレームは、削除されたものとみなす。

手数料計算の目的で、1 の多項従属クレームは、その中で直接引用したクレーム数がそのクレーム数であるとみなされる。更には、1 の多項従属クレームに従属するクレームは、その多項従属クレームにおいて直接引用するクレーム数がそのクレーム数であるとみなされる。

その他の出願手数料に加えて、多項従属クレームを伴うか又はこれを含まないように補正した原出願については、所定の追加手数料を納付しなければならない。従属クレームは、当該従属クレームに引用するクレームのすべての限定を含むと解釈される。多項数の従属クレームは、引用により、それが関連して考慮される特定の各クレームのすべての限定を取り込むものと解釈される。

規則 418 出願書類の提示

(a) 発明特許出願のための書類であつて、序の永久記録の一部になるものはすべて、原本に限らなければならない。当該書類は、用紙の片面に、読み取りが可能ないように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。

必要な場合は、タイプライター又はワードプロセッサにより印刷できない図式記号及び符号、並びに化学式又は数式のみを手書にすること又は描くことができる。タイプ打は、行間を 1.5 とする。文章事項は、すべて文字を使用し、その大文字は高さを 0.21cm 以上とし、濃い消えない色で書く。

(b) 出願を構成する書類は、柔軟で、大夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある 29.7cm×21cm すなわち A4 判の用紙を用いる。

(c) 発明特許の明細書及びクレームは、5 行ごとに番号を付すものとし、その番号は、左の余白に記載しなければならない。(d) 明細書、クレーム及び開示の要件には、化学式及び数式を含めることができる。明細書及び開示の要件には、表を含めることができる。クレームには、その内容から表の使用が望ましい場合に限り、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は、用紙を横長で表示することができる。表又は化学式若しくは数式を横書で表示した用紙は、表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。

(e) 物理量は、国際慣行で認知された単位で表す。適切な場合はいつでも、国際単位系(SI)を使用したメートル法で表す。この要件を満たさないデータについても、国際慣行で認知された単位で表す。数式については、一般的に使用される記号を使用する。化学式については、一般的に使用される記号、原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般的に認められている技術用語、標識及び記号を使用する。

(f) 用語及び記号は、出願を通じて一貫していなければならない。

(g) 出願を構成する書類の各々(特許付与願書、明細書、クレーム、図面及び開示の要件)は、別個の用紙から始めなければならない。別個の用紙は、容易にページをめくり、再び一緒にすることができする方法で綴じるものとする。

(h) 文書の余白は、次の範囲内とする。上部：2cm から 4cm まで

左側：2.5cm から 4cm まで

右側：2cm から 3cm まで

下部：2cm から 3cm まで

出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。

出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。書類を構成するすべての用紙には、アラビア数字により連続した頁番号を付す。頁番号は、上部又は下部の余白の中央に記載する。

(i) 出願を構成する書類の部数は、特許付与願書を除いて、4 通とする

規則 419 発明の実用模型が必要である

特許を求める発明が出願書類では十分に説明することが不可能である場合は、庁が機械の正確な操作を十分かつ簡単に理解することができるようにするために、実演用に実用模型を要求することができる。審査官は、出願人に当該要求を通知するものとし、これは、庁の処分を構成する。実用模型が庁による要求に応じて提出された場合は、実施可能性の審査報告書、その提出日及び実演日、並びにその出願日をファイイル・ラッパバーに記入する。要求していないか又は認めない実用模型は、出願人に返還する。

規則 419.1 ひな形の要件

要求された実用模型は、発明のクレームの主題をなす機械のあらゆる特徴を明瞭に表すものでなければならぬ。ただし、実用模型で発明を示すことが必要な場合を除き、実際の発明又は改良が対象とする事項以外の事項は含めないものとする。

規則 419.2 処分の停止

実用模型が要求された場合、出願人は所定の手数料を全額納付して処分停止の請求を提出することができる。処分停止の期間は、当該請求の提出日から6ヶ月を超えないものとする。所定の期間内に実用模型を提出しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

規則 419.3 ひな形に用いるべき材料；実用模型

ひな形は、耐久性のある材料で手際よく丈夫に作らなければならない。ただし、材料が発明の本質的特徴をなす場合は、ひな形は、その材料で作らなければならない。

規則 419.4 出願人へのひな形の返還

拒絶又は取り下げられたすべての出願において、実用模型は、庁に保管することが必要であるとみなさない限り、出願人による請求があり、かつ、費用負担があったときに、出願人に返還することができる。

規則 419.5 工場の訪問及び検査

発明の物理的特徴のため実用模型の提出ができない場合（例えば、大型の機械、装置、システム）、出願人は発明の実施可能性を明確に評価するため工場の訪問及び検査の請求を提出することができる。当該出願を取り扱う審査官は、訪問及び検査に責任を負い、発明の実施可能性に関する報告書を作成する。報告書のコピーは、出願のファイイル・ラッパバーの一部を構成し、別のコピーを局長に提出する。出願人は、訪問中に生じ得る費用を負担する。

規則 420 弁護士又は特許代理人の雇用の勧め

出願人又はその権利全体の譲受人は、自己の事件を遂行することができるが、特許の価値は明細書及びクレーム作成の熟練度に大きく依存するため、当該事項に精通しているのでない限り、有能な弁護士又は特許代理人を雇うことが望ましい。庁は、弁護士又は特許代理人の選任に当たり、支援をすることはできない。

規則 421 居住する代理人の指名

フィリピンの居住者でない出願人は、特許出願又は特許に関する司法上又は行政上の手続に係る通知又は処分の送達を受けるフィリピンに居住する代理人を指名し、かつ、維持しなければならぬ。

規則 421.1 記録上の代理人

出願には、特許代理人の氏名及び連絡先を含める。代理人とは、次のものとする。

- (a) 出願の審査手続又は管理に関する事務手続を行う／記録にアクセスする権限を与えられていること
- (b) 庁との通信、通知及び応答すべてに対応すること

出願人が2以上の代理人を指名した場合は、庁は、最後に指名され登録された代理人にすべての処分を送達する。代理人は、本人の書面による授權がある場合のみ、復代理人又は準代理人を指名することができる。ただし、復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

委任状又は授權状は、長官への適切な届出があったときは、事件の手続の如何なる段階においても取り消すことができ、取消があったときは、庁は、出願人又は出願人が後に指名する代理人に直接知らせるものとする。

規則 422**(a) 業務の遂行において要求される節度及び礼儀**

出願人及びその代理人は、礼節をもって庁と業務を行うことが要求される。本条規則に違反して行動し、又は行動することに固執する出願人は、代理人による代理が要求され、本条規則に違反する事項の記載がある提出書類は局長に提出され、その直接命令により、差出人に返還される。

(b) 審査官に対する不服申立は別個の書類で行うこと

審査官及び他の上級職員に対する不服申立は、他の書類とは別個の通信においてなされなければならない、かつ、局長により又は局長の指示に基づいて速やかに調査される。

第5部 特許出願をすることができる者**規則 500 特許出願をすることができる者**

自然人、法人を問わず、何人も特許出願をすることができる。出願人が発明者でない場合は、庁は、特許出願をする権限の証拠を提出するよう出願人に求める。

規則 501 出願人の死亡、心神喪失又は無能力になった場合

出願人が死亡したか、心神喪失又は無能力になった場合は、出願人の法定遺産管理人、遺言執行人、後見人、財産管理人又は代理人は、出願書類及び他の書類に署名することができる。また出願人の法定遺産管理人、遺言執行人、後見人、財産管理人又は代理人は、出願人、その相続人又は譲受人の名義で特許を出願し取得することもできる。

規則 502 譲渡された発明及び特許

発明における権利全体が譲渡された場合は、譲受人により又はその名義で出願することができ、譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人である場合は、その役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は、各共有者が出願書類に署名する。

規則 503 法人の定義

法人とは、複数個人の団体、企業、パートナーシップ、あらゆる法的主体であって、株主、パートナー又は構成員の法人格とは別個の法人格を付与する法律により認められたものである。

規則 504 権限の証拠

法人の代理として出願書類に署名する者がその法人の役員である場合は、当該出願をする権限の証拠は一切必要ないが、その他の者が法人の代理として署名する場合は、局は、その者に対し、出願書類に署名する権限の証拠を提出するよう要求する。

規則 505 署名の形式

署名を要する場合は、序は、次のものを認める。

- (a) 手書の署名、又は
 - (b) 手書の署名に代えて、印刷又は押印した署名等の他の形式の署名の使用、印章若しくは押印の使用。ただし、印章又は押印を使用する場合は、これに署名者の名称を文字表記により書き添えなければならない。
- 前段落にいう署名その他の自己を特定するための手段については、当該署名が特許証の放棄に係る場合を除き、認証、公証、公認その他の証明を必要としない。

第 6 部 出願日及び方式審査**規則 600 出願日の要件**

特許出願の出願日は、序が次の要素を英語又はフィリピン語で受領した日とする。

- (a) フィリピン特許を求める旨の明示の又は黙示の表示
- (b) 出願人を特定する情報、及び
- (c) 発明の明細書及び 1 以上のクレーム

規則 600.1 不完全な出願

出願書類で図面に言及している場合において、当該図面が出願書類に含まれていないときは、当該出願は不完全とみなされる。

規則 600.2

出願日取得の目的で、局は、居住する代理人が受領した出願書類の写しをファクシミリ又は電子メールにより受領することができる。ただし、出願日から 2 月以内に原本が提出されることを条件とし、提出されない場合は、出願日は、原本を序が受領した日に変更される。

規則 601 出願日の認定

序は、本規則に規定する出願日の認定に係る要件を満たしているか否かについて審査する。出願日を認定することができない場合は、出願人には不備を訂正する機会が与えられる。本規則に定める要素のすべてが出願書類に含まれていない場合は、出願日は、これらすべてを受領した日とする。出願書類が序に最初に提示された日から 2 月以内に不備が是正されなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなす。(IP 法第 41 条)

規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面

- (a) 方式審査の結果、図面が出願日後に提出されたことが明らかになった場合は、局は、出願人に対して、出願人が図面を提出した日を新たに出願日として認定するよう 2 月以内に請求しない限り、図面及び出願書類における図面への言及が削除されたものとみなす旨の通知を送付する。
- (b) 方式審査の結果、図面が提出されていないことが明らかになった場合は、局は、2 月以内に図面を提出するよう出願人に要求する。局は、図面が提出された日を新たにその出願の出願日として認定する旨、また、期日までに提出されない場合は出願書類における図面への言及を削除されたものとみなす旨も出願人に通知する。出願日後に提出された明細書中の最初の開示に含まれない追加の図面は、記入されず、出願人は、記入されなかった旨を通知される。
- (c) 出願人が図面を提出した日を新たに出願日として認定するよう提出日から 2 月以内に請求しない限り、紛失した図面及び出願日後に提出された明細書中の当該図面への言及を削除されたものとみなす。
- (d) 局と出願人との間のその後のすべての通信においては、新しい出願日を引用する。

規則 603 方式審査

特許出願に出願日が認定され、かつ、所定の手数料が 1 月以内に納付された場合は、次のものなど、本規則に規定された方式要件を考慮して出願は評価される。

- (a) フィリピン特許の付与を求める願書の内容
- (b) 条約上の優先権を主張する場合は、優先権書類(例えば、優先権出願の出願番号、出願日及び国名に係るもの)
- (c) 出願人が発明者でない場合は、権限の証拠
- (d) 譲渡証書
- (e) 他の手数料の全額納付(例：超過クレームに係るもの)
- (f) 出願人の署名
- (g) 発明者の特定、及び
- (h) 正式図面

規則 604 発明の単一性

- (a) 出願は、1 の発明又は単一の発明概念を形成する 1 群の発明についてのみのみ行う。(IP 法第 38 条(38.1))
- (b) 単一の発明概念を形成しない複数の独立した発明が 1 の出願においてクレームされている

る場合は、局長は、当該出願を単一の発明に限定するよう要求することができる。分割し得る発明についてなされる後の出願は、最初の出願と同一の日に出願されたものとみなす。ただし、分割の要求が確定した後4月以内又は4月を超えない範囲で認められる追加期間内に後出願がなされることを条件とする。更に、各分割出願が当初の出願における開示の範囲を超えないことを条件とする。(IP法第38条(38.2))

規則 604.1

発明の単一性の要件を満たさない出願に特許が付与されたという事実、特許を取り消す理由にはならない。(IP法第38条(38.1))

規則 605 発明の単一性の要件

(a) 発明の要件は、複数の発明が、1以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を伴った技術的關係を有する場合にのみ満たされるものとする。「特別な技術的特徴」という表現は、クレームされている各発明が全体として先行技術を改良する貢献度を定義する技術的特徴をいう。

(b) 1群の発明が単一の包括的発明概念を形成するように結び付けているか否かの判定は、発明が別々のクレームにおいて主張されているか又は単一のクレーム内で択一的に主張されているかを考慮することなくされる。

(c) カテゴリが異なる複数の独立クレームは、単一の発明概念を形成するように結び付けられ、1群の発明を構成することができる。結び付きとは、例えば、製品とその製法との結び付き、又は製法とその製法を実施するための装置との間の結び付きをいう。

(d) 次の事例に示す1の出願では、異なるカテゴリのクレームからなる特徴を有する組み合わせが許される。

- (1) ある製品に係る独立クレームに加えて、当該製品の製造のために特に採用された製法に係る独立クレーム、及び製品の使用に係る独立クレーム
- (2) ある製法に係る独立クレームに加えて、当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム、又は
- (3) ある製品に係る独立クレームに加えて、当該製品の製造のために特に適合させた製法に係る独立クレーム、及び当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム

規則 606 要求の再考

(a) 出願人は、分割の要求に同意しない場合は、理由を挙げて、当該要求の再考、撤回又は変更を請求することができる。出願人は、再考を請求するに際し、遂行を求めめる1の発明を暫定的に選択しなければならず、当該発明は、当該要求が確定した場合に選択されるべき発明とする。

(b) 分割の要求は、請求があったときは再考される。要求が繰り返され、確定した場合は、審査官は、選択された発明のクレームについて処分を行う。

規則 607 分割の要求についての不服申立

分割の要求が確定した後、出願人は、処分の残りについてなすべき応答をした上で、所定

の手数料の全額納付と共に、要求について不服申立をすることができる。当該不服申立の間も、選択したクレームについては継続して手続を遂行することができる。不服申立の結果がでるまでは、確定的な処分又は選択した発明のクレームの許可は遅らせられる。要求について再考を請求しなかった場合は、不服申立は認められない。

規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示

出願についての序の処分の後、出願人が従前にクレームしていた発明から分割し得る発明を対象としてクレームを提示した場合において、当該クレームは、補正が施されているときは拒絶され、出願人は、当該クレームを従前にクレームしていた発明に限定するよう要求される。

規則 609 種の選択

出願が1の風クレーム、及び当該クレームが包含する複数の種の各々に別個に限定されているクレームを含む出願に関する第1回処分において、審査官が風クレームに関して完全に調査した後に、提示された当該風クレームが容認可能なものでないとの見解であり、最終的には容認が維持されないときは、審査官は、出願人に対し、そのクレームが限定される発明の種を当該処分への応答において選択するよう要求する。

開示された発明の種概念にも属概念にも該当しないクレームは認めることができない。マーカッシュ型のクレーム、すなわち種概念のクレームとして適正にクレームし得る構成物又は変形を選択的な態様で列挙したクレームも、同様認められることができる。ただし、出願人が納付すべき手数料の金額は、当該マーカッシュ型のクレームで列挙された構成物又は変形の種に基づいて計算される。

規則 610 選択されない発明の分離出願

分割の要求後に選択されなかった発明は、分離出願の主題とすることができ、原出願（親出願）と同様に審査され、優先権の利益を享受する。ただし、分割の要求が確定された日から4月以内に出願が提出されることを条件とする。当該日とは、出願人が選択した日又はその後の限定が確定された旨の序の処分の郵送日とする。不服申立がなされる場合は、4月の期間は、不服申立に対する決定の通知の郵送日から起算される。

選択されなかった発明は、出願人が署名し作成した出願様式、既に提出されている原文書の正確な謄本、重要でないクレームその他の事項を取り消す補正クレームの提案図面に関する規則に従って作成された図面の謄本、対応する出願手数料の全額納付とともに提出することができる。

ただし、原出願が特許を付与される前又は放棄される前に当該出願がなされた場合、かつ、それが出願された原出願と同一である場合、図面が同一であり、当該出願書類が、出願人が署名し作成した原文書の正確な謄本である文書と同一である場合は、出願人による署名及び作成を省略することができる。当該出願は、出願手数料、及び図面に関する規則を遵守する提出図面の写しで構成することができ、同時に、関連しないクレーム又はその他の事項を除去了した補正案も添付する。

規則 611 任意の分割出願

出願人は、親出願が取り下げられ又は特許を付与される前に係属出願について任意の分割出願を行うことができる。ただし、その内容が親出願の内容を超えないことを条件とする。任意の分割出願は、親出願と同一の出願日が付与され、優先権の利益を得る。出願は、規則 610 に規定する方法による出願の様式に関する要件に従って行われる。

規則 611.1 分割出願の期間

分割出願の期間は、親出願の出願日から 20 年とする。

規則 612 対応する外国特許出願に関する情報

出願人は、局長の求めに応じて、庁に行つた出願においてクレームした発明と同一又は実質的に同一の発明について外国で行つた特許出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号、並びに同外国出願に関するその他の書類を提出しなければならぬ。(IP 法第 39 条)

規則 612.1

外国出願に関するその他の書類は、次のものから構成される。

- (a) 対応する又は関連する外国出願に関して欧州、日本、若しくは合衆国の特許庁、特許協力条約に基づく調査機関、又は最初の特許出願がなされた官庁が作成した英語の調査報告の写し
- (b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写
- (c) 対応する又は関連する出願に付与された特許の写し
- (d) 対応する又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し、及び
- (e) 出願に係る司法的判断を容易にするであろうその他の書類

規則 612.2 不遵守

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報提供の要件を遵守しなかつた場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

第 7 部 分類及び調査

規則 700 分類及び調査

方式要件を遵守した出願は分類を付与され、かつ、先行技術を決定するために調査が行われる。(IP 法第 43 条)

規則 701

庁は、国際特許分類を使用する。

規則 701.1 知的財産権調査報告の内容

知的財産権調査報告は、クレーム、明細書及びある場合は図面に基づいて次の通り作成する。

- (a) 調査報告には、発明の新規性及び進歩性を査定する際に考慮に入れることができる書類であつて報告作成時点で庁が利用することができるものを記載する。

- (b) 調査報告では、引用書類を、主張された優先日前に公開されたものと、当該優先日と出願日との間に公開されたものと、出願日後に公開されたものとに区別する。
- (c) 調査報告には、国際特許分類に基づいて出願の内容の分類を記載する。
- (d) 調査報告には、対応する外国出願でなされた調査において引用された書類を含めることもできる。

第 8 部 出願の公開及び審査請求

規則 800 出願の公開

- (a) 出願は、出願日又は優先日から 18 月が経過した後に、庁により又は庁のために作成された調査書類であつて、先行技術の記載がある関連文献を引用したものと共に、IPOPHL 電子公報において公開する。
- (b) 出願は、公開のための技術的な準備の前に最終的に拒絶されたか又は取り下げられたか若しくは取り下げられたものとみなされる場合は、公開されない。
- (c) 公開される出願には、書誌事項、提出された図面、及び要約が含まれる。
- (d) 庁は、出願の公開に関して日付その他の情報を出願人に通知すると共に、実地審査請求を行わなければならない期間について注意を喚起する。
- (e) 長官は、出願を公開することがフィリピン共和国の国家の安全及び利益を害することになると認められる場合は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として、出願の公開を禁止し又は制限することができる。(IP 法第 44 条(44.3))

規則 800.1 特許出願の早期公開

出願は、出願日から 18 月以内に公開できるが、出願日から 6 月以内に公開することはできない。ただし、次を条件とする。

- (a) 局長に対して早期公開の書面請求が提出されていること
- (b) 出願人が宣誓した上で、出願の秘密開示の放棄書を添付していること
- (c) 出願人が調査報告なしに出願を公開することに合意していること、及び
- (d) 早期公開手数料が全額納付されていること

規則 801 公開前の秘密保全

公開に至つていない出願及びすべての関係書類は、出願人の同意がない限り、閲覧に供してはならない。(IP 法第 45 条)

公開後は、利害関係人は、庁に提出された完全な明細書、クレーム、図面を閲覧することができる。

規則 802 特許出願書類のコミュニティ・レビュー

特許の付与及び付与された特許の品質の透明性の見地から、特許出願の公開時には、庁から関係コミュニティに通知がなされる。

規則 803 第三者の意見

出願の公開日又は出願人が行つた実地審査請求の日のいずれが遅い期日から 6 月以内に、

何人も、関連先行技術を引用して、新規性、進歩性、産業上の利用可能性に関する事項を含む、その発明の特許性について、書面により意見を表明することができる。これに加えて、利害関係人は、出願、特許審査手続、特許制度全般の理解を深めるため、庁での協議を請求することができる。庁は、意見又は協議の請求の受領を確認し、追加の情報又は説明を要求することができる。意見はすべて出願人に送付され、出願人は、通知の郵送日から 30 日以内に当該意見について見解を述べることができる。提出された意見、それについての出願人の見解のコピー、協議の議事録は、対象となる出願のファイル・ラッパーの一部を構成する。意見、見解、協議における討議は、当該特許出願の審査において考慮される。庁は、登録が認められた場合には、特許証の発行後に特許出願に関する庁の決定について意見の提出者又は協議の出席者に対して通知する。

規則 804 実体審査請求

書面による実体審査請求は、対応する手数料の全額納付とともに、特許出願の公開日から 6 月以内に行う。実体審査は、特許出願が IP 法に規定する特許性の要件を満たしているか否かを決定するために実施される。出願人が実体審査請求を行わない場合及び所定の期間内に対応する手数料を納付しない場合は、出願は、取り下げされるものとする。実体審査請求は、一度行われると、取消不能である。その手数料は返還されない。

規則 805 公開後の出願に付与される権利

出願人は、公開された出願においてクレームしている発明について、IP 法第 71 条に基づいて付与される権利の何れかを出願人の許可を得ないで実施する者に対しては、その発明について特許が付与されている場合と同様に、同法第 76 条に基づく特許権者の権利のすべてを有するものとする。ただし、その者が次の何れかに該当することを条件とする。

- (a) その者が、自己が実施していた発明が公開された出願の主題であることを実際に知っていたこと
- (b) その者が、自己が実施していた発明が出願番号により特定される公開された出願の主題である旨の通知書を受領していたこと。ただし、訴訟は、公開された出願に特許が付与されるまで、かつ、訴の対象である行為がなされてから 4 年以内は提起することができない。(IP 法第 46 条)

規則 806 先行技術文献の引用

国内特許を引用する場合は、その番号、日付、特許権者の名称並びに発明の分類を記載する。外国特許を引用する場合は、その国名、番号及び日付並びに特許権者の名称を記載しなければならず、引用する特許を出願人が特定するのに必要なその他のデータも記載しなければならない。外国特許を引用する際に、特許の一部を引用する場合は、その部分が含まれる具体的な頁及び紙面を明示しなければならない。特許以外の刊行物を引用する場合は、著作者(もしあれば)、標題、日付、関連する頁若しくは図版、出版された場所又は写しのある場所を記載する。

規則 806.1 個人的な知識に基づく先行技術文献の引用

引用が個人的に知っている事実に基づくものである場合、当該のデータは可能な限り具体

的なものとし、出願人により求められた場合には、当該事実を個人的に知っている者の供述書による裏付けがなければならない。

第 9 部 特許審査手続

規則 900 出願は一方的に行われる

出願は、出願人によって一方的に行われる。審査官の役割は、法律の特許性に係る要件を遵守している出願にのみ特許証が付与されるよう確保することである。

規則 901 審査官と出願人との間の係争

審査官は、出願中で開示される有効な特許クレームのみに基づき独占権を認めることで、公衆の利益を保護する。一方、出願人又はその弁護人は、当該発明につき広範な保護及び独占権を取得するための主張を行うことができる。

規則 902 審査官による庁としての処分

審査官により特許出願が評価され、それにより庁による処分が出される場合、出願人には、補正その他の手段により、出願を向上させたり、特許クレームを明確にしたりする機会が与えられる。審査官が提起した問題が審査手続において解決される場合、それは当該事項に関する行政上の決定となる。これにより、特許の有効性の法律上の推定が強化される。

規則 903 審査官との協議及び面談

出願人又はその弁護人は、質問を明記した書面による請求を提出し、所定の手数を納付した上で、局による処分の対象である出願に関して、審査官との協議又は面談を請求することができる。ただし、審査官は、面談又は協議を辞退し、それに代えて直ちに書面により質問に回答することを裁量する権限を有する。すべての協議及び面談は、審査官の指定する正規の開局時間中に局の敷地内で行い、その議事録はファイル・ラッパーの一部を構成する。

規則 904 審査官による拒絶は終局的なものではない

先行技術文献に基づく審査官による拒絶は、単なる予備的な処分である。発明のクレームは、既存の先行技術及びその他の検討を踏まえて、多様な方法で作成することができるため、拒絶の対象は、クレームのみに関するものであり、必ずしも出願人の発明であるとは限らないかもしれない。更に、出願人は、書面による応答によって、自己の出願を防御したり、補正を取り込むことができる。審査官は、明瞭化を求めたり、先行技術文献を踏まえて改善及び補正を求めたりして、出願人が特許の有効性の法律上の推定を強化することを補助する。

規則 905 審査官の決定は局長に不服申立することができる

出願を拒絶する審査官の決定は、拒絶の確定通知の郵送日から 4 月以内は、局長への不服申立の対象となる。

規則 906 審査の順序

局になされ、かつ、完全な出願として受理された出願は、審査の対象として、出願が関連

する発明の類を担当する審査官に割り当てられる。出願は、なされた順に審査官により審査される。

審査官が審査し、出願人が当該審査官による更なる処分を求める状態にした出願(補正出願)は、当該状態になった順(応答日)に、そのような処分を受ける。

規則 907 審査の内容;審査官による処分

(a) 審査官は、出願を審査する場合は、出願を詳細にわたり検討し、また、特許付与を求める発明の内容に関連して利用することができる先行技術を詳細にわたり調査する。審査は、別段の指示がない限り、出願による法律及び規則の遵守並びにクレームされた発明の特許性の双方に関して、更に方式に関する事項に関して完全にでなければならぬ。

(b) 出願人は、審査官の処分について通知を受ける。不利な処分の理由又は何らかの異論若しくは要求が記載され、かつ、出願人が、自己の出願手続の続行が適切なものであるかを判断するための有用な情報又は指示が与えられる。

規則 908 審査官による処分の完全性

審査官による処分は、実施できる限りは、すべての実体的事項の提起を包括的かつ完全に行うものとする。ただし、制限要件、出願における根本的な欠陥及びこれらに類似したもの等に関連する問題がある場合は、審査官は、実体面を提起する前にその処分を当該事項に限ることができる。方式に関する事項は、クレームが認められるまでは、審査官は提起する必要がない。

規則 908.1 標準の処分様式

出願人が処分を完全に理解できるように作成された標準の処分様式は、出願の迅速な審査のために使用される。当該様式には、出願の実体的事項、関連する先行技術文献、その他出願人が遵守すべき出願の特許性に影響を与える手段に関する事項が含まれる。

規則 909 クレームの拒絶

(a) 発明が如何なる点でも特許性がないとみなされた場合は、審査官は、すべてのクレームを拒絶する。発明が、一定のクレームにおいては特許性があるが、他のクレームにおいては特許性がないとされた場合は、後者のクレームは拒絶されるが、結果として拒絶されなかったクレームのみに限定することを条件として特許が付与されることにはならない。

(b) 新規性の欠如又は進歩性の欠如のためにクレームを拒絶するに際しては、審査官は、当該発明に最も関連する引例を挙げなければならぬ。引例が複雑である場合、又は出願人がクレームに指定しなくてはならない。各引例との関係が明らかでない場合は、これについて明瞭に説明し、かつ、拒絶した各クレームを特定しなければならぬ。

(c) クレームは、IP 法第 35 条(35.1)及び第 36 条(36.1)を遵守しない場合も拒絶されることがある。

規則 910 未公開の出願は引用しない

未公開の係属中の出願及び未公開の取り下げられた及び権利喪失した出願は、それ自体、

先行技術文献として引例に挙げてはならない。

規則 911 出願人による応答

(a) 審査官による処分後、その処分が何れかの点において出願人に不利であった場合において、出願人がその特許出願を続行しようとするときは、出願人は、当該処分に応答した上で、補正して又は補正することなく再審査及び再審理を請求することができる。

(b) 再審査又は再審理の権利を得るためには、出願人は、書面によりこれを請求しなければならぬ。また審査官による処分の過誤と考えられる点を明瞭かつ詳細に指摘しなければならぬ。出願人は、審査官による以前の処分における異論及び拒絶の理由の何れにも応答しなければならぬ(ただし、クレームの更なる検討には関係しない方式についての異論又は要求を、クレームが許容されるまで保留するように求める請求をすることができる)。また、出願人の行為は、一貫して、出願を最終処分まで進めるための善意の試みであることを示すものでなければならぬ。審査官が過誤を犯した旨の申す主張は、再審査又は再審理の適切な理由として認められない。

(c) クレームの特許性に関する拒絶に応答して出願を補正するに際し、出願人は、引例によって開示された関連先行技術又は申し立てられた異論を考慮して、クレームが提示している新規性及び進歩的な特徴を明瞭に指摘しなければならぬ。出願人は、当該補正が当該引例又は異論をどのように回避するかも示さなければならぬ。

規則 912 再審査及び再審理

出願は、出願人による応答後、再審査及び再審理されるものとし、それでもクレームが拒絶され、又は異論及び要求がされる場合は、出願人は、最初の審査後と同じ方法により通知を受ける。出願人は、当該審査官による処分に対して、本規則に規定する通りの方法で、補正を取り込んで又は取り込むことなく応答することができる。第 2 回目の審査官による処分後に補正が取り込まれる場合は、当該補正は、拒絶の対象である事項のみ関連するものとする。その後、出願は、補正を踏まえて再度審査される。

規則 913 最終拒絶又は処分

(a) 第 2 回目又はその後の審査若しくは審理において、審査官は、拒絶又は異論が確定されたと宣言することができる。そのため、出願人の取る行動は、本規則に基づいて不服申立ては申請することに限定される。クレームの拒絶に関連しない審査官の最終的な異論である場合は、局長に対し申請を行い、審査官が認めなかったクレームに関連する最終拒絶である場合は、局長に対し不服申立を行うことができる。

(b) 審査官は、当該最終拒絶を行うに際し、クレームを拒絶する際に審理された拒絶理由のすべてを繰り返して述べるものとする。審査官は、出願人への従前の通信において提起しなかった追加の理由を引用することはできない。

規則 914 特許出願の実用新案出願への変更

特許出願人は、特許の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付して、特許出願を実用新案登録出願に変更することができるが、当該変更された実用新案登録出願には当初の出願の出願日が付与される。出願は、1回に限り変更することができる(IP法第110条)。

規則 915 並行出願の禁止

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の主題について実用新案登録出願と特許出願を併願することはできない。(IP 法第 111 条) 1 つの出願につき、同一の主題について変更する 2 以上の出願がなされる場合は、先の出願日又は優先日を有する出願のみが審査のために検討され、一方、それ以外の出願は権利を喪失したとみなされる。

出願人による補正**規則 916 出願人による補正**

出願人は、審査の段階において特許出願を補正することができる。ただし、その補正には、当初の出願の開示の範囲を超える新規事項を含めてはならない。(IP 法第 49 条)

規則 917 審査官による最終処分後の補正

(a) 不服申立の間は、補正は、出願人がクレームを削除することにより、又は方式要件を遵守することにより、また、拒絶されたクレームをより良好な形で提示することにより取り込まれる。

(b) 本規則に基づかない方法で最終拒絶がなされて初めて、補正が提示された場合は、当該補正は、補正が必要であること、及びこれを以前に提示しなかったことの適切な理由及び十分な正当性を示せば、認められることがある。

規則 918 補正及び修正が要求される場合

明細書、クレーム及び図面は、説明及び定義の正確さ又は不必要な冗長さを訂正するため、また、明細書、クレーム及び図面を一致させるために要求される場合は、補正及び修正しなければならない。

規則 919 開示の補正

如何なる削除又は追加も、出願日後に出願の開示を拡大して新規事項を導入するようならのであってはならない。明細書、クレーム又は図面のすべての補正、及び出願日後になされたすべての追加は、出願日の時点で存在していたものの少なくとも 1 に一致しなければならない。原開示からの逸脱か又は原開示への追加であるため、何れにも存在しない事項は、補正又は主張によって裏付けられる場合でも出願に加えることができず、別個の出願においてのみ提示又は主張することができる。

規則 920 クレームの補正

クレームは、特定のクレームを取り消し、新規クレームを提示し、又は特定の新規クレームの文言を修正して、補正することができる(当該補正クレームは、実質的に新規クレームである)。出願人は、新規の又は補正したクレームを提示する場合は、これらが、関連する記録上の引例又は拒絶理由をどのように回避するかを指摘しなければならない。更に、出願人は、出願審査手続を容易にするために、原開示で補正の基礎となった部分を応答書中で示すものとする。

規則 921 補正の方法

文書及び記録における抹消、追加、挿入又は変更は、出願人が行わなければならない。出願人による補正は、特定の補正を行うよう指示又は要求する補正の請求に、当該補正が行われた記述の変更箇所を鮮明な写しを添えて提出することにより行う。出願書類から削除し又は出願書類に挿入する正確な語を明記し、削除又は挿入を行う正確な箇所を表示しなければならない。原出願において補正案の基礎となる部分を表示しなければならない。

規則 922 補正事項の記入及び検討

(a) 補正事項は、局が記入するものとし、取り消す語に赤インクで線を引いて削除案を示し、赤インクで置換又は挿入案を示し、小さい挿入事項は指定された場所に書き込み、大きい挿入事項は参照により表示する。

(b) 通常、出願書類の補正が可能な期間中に提出された書面に提示された補正事項は、すべて記入され検討され、それ以後は不適正な補正事項は取消し又は訂正が要求される。時宜を得ない補正文書については、記入又は検討が全部又は一部拒絶されることがある。

規則 923 図面の補正

局が許可する場合を除き、図面を変更することはできない。図面に示された提示方法の変更請求は、所定の手数料を納付した場合にのみ行うことができる。記録の一部とするための変更案を示す永久インクによるスケッチは、補正請求とともに提出しなければならない。図面の補正を請求する文書は、その他の文書と別個にしなければならない。図面は、署名の場合を除き、局から取り戻すことはできない。図面の差替は、通常、局が要求する場合は、如何なる場合にも認められない。

規則 924 補正事項の補正

補正した文言を補正する場合は、全体を書き直し、原挿入を取り消して、最終的に提示するときに当該文言に行間書き入れ又は削除がないようにしなければならない。補正により取り消した事項は、取り消した事項を新規の挿入事項として提示するその後の補正によってのみ回復することができる。

規則 925 明細書の差替

補正事項の数又は内容が、事案を検討すること又は印刷若しくは複写のために紙面を調整することを困難にする場合は、審査官は、明細書又はクレームの全体又はその一部を書き直すよう要求することができる。明細書の差替は、審査官が要求しない限り、通常は認められない。明細書の差替要求は、特許付与から 2 月以内に、かつ、特許の IPOPHL 電子公報での公告の前に行うことができる。

規則 926 クレームの番号

クレームの番号付けは義務づけられており、出願がなされた時点で記載された番号は審査手続を通じて保持されなければならない。クレームが削除される場合は、残りのクレームに番号を付け直ししてはならない。クレームを追加したか又は差し替えた場合は、これらに(記

入の有無を問わず)既に提示している最大の番号が付されたクレームの次の番号から始まる連続番号を付さなければならぬ。出願が許可可能なものになった場合は、審査官は、必要な場合は、クレームの連続番号を、クレームが記載されている順序又は出願人が請求する順序で付け直すものとする。

規則 927 補正許可の拒絶に係る申請

補正許可への審査官による全部又は一部の拒絶に対する申請は、本規則に基づいて、当該の補正許可に係る申請は、局長に行うことができる。
出願人による応答の期間；出願の取下

規則 928 期限までに応答しなかった場合の出願の取下

- (a) 出願人が本規則に規定する期間内に出願を遂行しなかった場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (b) 応答期間は、適切かつ十分な理由がある場合に限り、かつ、指定された合理的な期間にわたって、延長することができる。当該延長の請求は、出願人による応答の期限が到来する日までにしなければならない。審査官は、最大2回まで延長を認めることができるが、ただし、応答書を提出するために認められた当初期間を含む合計期間は、当該応答を求めた出願の処分の郵送日から6月を超えないものとする。
- (c) 出願が取り下げられたとみなされないようにするための出願の遂行には、当該事案の事情から必要とされる完全かつ適切な行為を含むものとする。庁による最終処分に応答していない補正又は出願人の応答は、当該出願を取り下げたものとみなされることを防ぐことができな
- (d) 出願人による行為が、事案を最終処分に進めるための善意の試みであり、審査官の処分に対する実質的には完全な応答であるにも拘らず、ある事項の検討又はある要件の遵守を不注意により怠っている場合は、取下の問題を検討する前に、当該不作為を説明し、理め合わせる機会を与えることができる。
- (e) 署名が脱落した又は署名が不適切な文書の場合においては、正しく署名された写しの速やかな追認又は提出が認められる。

規則 929 出願の回復

手続の遂行を怠ったために取り下げられたものとみなされた出願は、当該懈怠が不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失によることを局長に納得させるように示した場合は、取下通知の郵送日から4月以内ならば、係属出願として回復することができる。取り下げられたものとみなされた出願を回復するための申請には、次のものを添える。

- (a) 遂行を怠った正当な理由を示すもの
(b) 完全な応答案、及び
(c) 所定の手数料の全額納付
既に費用を負担して回復された出願には、回復は認められない。
本条規則に基づいて回復されない出願は、権利喪失をしたものとみなされる。

規則 929.1 費用負担のない出願の回復

出願人の応答の紛失又は審査官の処分が郵便局の返信葉書を証拠として受領されなかったこと、その他の庁の過失と見なされ得る予見できない事情により、取り下げられたものとみなされた出願は、費用を負担することなく回復される。ただし、費用負担のない回復の申請が、当該出願の取り下げの日から4月以内に提出されることを条件とする。出願人の応答の紛失の場合、当該申請には、庁印の押されたコピーを添えなければならぬ。

規則 930 任意の出願取下

出願は、局に書面により取下宣言書を提出することにより、任意に取り下げることができる。当該の宣言書は、当該の出願を特定し、出願人又はもしあれば記録上の譲受人により署名がされなければならない。任意に取り下げられた出願は、回復されず、権利喪失をしたものとみなされる。

規則 931 出願のファイル・ラッパーの再構成

出願のファイル・ラッパー又はそのいずれかの書類が紛失されたと宣言される場合は、それは再構成することができる。ただし、当該の出願は係属中であり、取り下げられたり、権利が喪失したりしてはいけないことを条件とする。この目的で、出願人は、出願のファイル・ラッパー又は紛失した書類の再構成を要求する申請を提出し、その中で出願審査経過及び出願人と庁の間の出願に関する通信を含む関連事実及び事情を陳述しなければならない。更に、当該の申請には、再構成を求めた対象書類についての庁による受領確認を含むカーボン紙原本又は謄本を添付する。単なる複写では、認められない。

第10部 特許の付与

規則 1000 特許の付与

出願が IP 法及び本規則の要件を満たす場合は、庁は、特許を付与する。ただし、すべての手数料を所定の期間内に納付することを条件とする。特許付与及び印刷のための所定の手数料が期限までに納付されない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。(IP 法第 50 条)

規則 1001 特許の内容

特許は、フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し、特許局長が署名し、かつ、庁の登録簿及び記録に明細書、クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。(IP 法第 53 条)

規則 1002 特許の付与の公告

特許の付与は、他の情報とともに6月以内に IPOPHL 電子公報において公告する。

規則 1003

利害関係人は、庁のファイル中にある当該特許の完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。(IP 法第 52 条(52.2))

規則 1004 特許の存続期間

存続期間は、出願日から 20 年とする。ただし、所定の年金が所定の期間内に納付されなかった場合、又は特許が IP 法及び本規則の規定に基づいて取り消された場合は、特許は失効する。

第 11 部 年金**規則 1100 年金**

特許の最初の年金は、出願が公開された日から 4 年の満了時に納付期日が到来するものとすし、その後、各周年日が年金の納付期日となる。納付は、当該期日の前 3 月以内にすることができ、年金を納付する義務は、出願が取り下げられ、拒絶され、又は取り消された場合は終了する。(IP 法第 55 条)

PCT の国内段階に移行した出願の場合は、最初の年金は、公開の言語にかかわらず、国際公開日から 4 年を経過した時点で納付期日が到来する。

規則 1101 出願の公開日

出願は、当該出願内容を含む IPOPHL 電子公報が発行された日に公開される。例えば、当該出願内容を含む IPOPHL 電子公報が 1999 年 1 月 15 日に発行された場合は、最初の年金は、2003 年 1 月 15 日が納付期日となる。

規則 1102 年金の不納：猶予期間

年金が所定の期間内に納付されなかった場合は、不納通知が IPOPHL 電子公報に公告される。公告後、当該通知は直ちに特許権者、出願人又は現地の代理人にも送付される。

不納の通知が IPOPHL 電子公報に公告されてから 6 月の猶予期間内に、年金と所定の延納増料及び公告料が全額納付されなければならない。猶予期間内において、当該年金、延納増料金及び公告料が納付されない場合は、当該出願が取り下げられたものとみなす通知、又は当該特許が元の年金納付期間の満了日の翌日をもって失効したものとみなす通知が発行され、IPOPHL 電子公報において公告され、かつ庁の登録簿に記入されるものとする。

第 12 部 特許出願に影響するその他の手続**第 1 章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録****規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式**

(a) 受理されて記録されるためには、譲渡証は、次の通りでなければならぬ
 (b) 公証人、又は宣誓を司り、その他の公証行為を行う権限を有するその他の上級職員の前で確認を受け、当該公証人その他の上級職員が署名及び公印によって認証を受けなければならない。

(c) 譲受人がフィリピンに住所を有していない場合は、フィリピンに居住する代理人の選任

書を添付しなければならない。

(d) 当該特許又は出願に関して錯誤がないように、関係する特許証を番号及び日付で特定し、特許に記載された特許権者の名称及び発明の名称を示さなければならない。特許出願の場合は、出願番号及び出願日を記載し、出願書類に記載された出願人の名称及び発明の名称も示さなければならない。ただし、出願書類の作成と同時に又はその後に出願書類が提出される前若しくは出願番号が確定する前に譲渡証を作成する場合は、出願書類の作成日及び出願人の名称並びに発明の名称により、当該出願を適切に特定しなければならない。

(e) 所定の記録及び公告手数料を納付しなければならない。

規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

ライセンスを含むその他の証書の様式は、受理されて記録されるためには、前条規則の要件を遵守しなければならない。

規則 1202 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する

原本は、署名したその副本とともに提出しなければならない。原本を利用することができる場合は、代わりに原本の認証謄本 2 通を提出することができる。庁は、記録した後、署名された副本又は場合により認証謄本 1 通を保持し、原本又はもう 1 通の認証謄本を記録の事実を注記した上で提出者に返還する。

規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれら提出日とみなされる

譲渡証その他の証書の記録日は、これらが求める記録及び公告のための手数料全額と共に適切な様式により庁に受領された日とする。

当該証書は、当該証書の日付から 3 月以内に又は後の取得若しくは譲渡抵当設定より前に庁において記録されない限り、有価約因による後の取得者又は抵当権設定者に対しては、無効であるものとする。(IP 法第 106 条)

記録したことの通知は、IPOPHL 電子公報に公告される。

規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

係属特許出願の譲渡の場合において、特許証の実際の発行前に譲渡が庁において記録されていることを条件として、出願人の譲受人に特許証を発行することができる。

規則 1205 記録上の譲受人は庁の手続において行為することができる

特許権者又は出願人がすることができる又ははしなければならない庁の手続における行為は、譲渡が記録されていることを条件として、譲受人がすることができる。

第 2 章 特許の権利放棄、訂正及び補正**規則 1206 特許の権利放棄**

(a) 特許の所有者は、庁の記録にある特許及び特許に係る発明における若しくはそれについての特許、ライセンスその他の権利、権原又は利益を有する者の全員が宣誓した合意書をもって、当該特許又はそのクレームを取消するために権利放棄することができる。取消の申請は、

申請人が適正に宣誓した書面によるものとし、海外で作成された場合は、認証を受けなければならない。(IP 法第 56 条)

- (b) 何人も、特許の権利放棄について庁に対し異議を申し立てることができ、この場合は、局は、特許の所有者に通知し、その事項について決定をする。
- (c) 庁は、特許を適正に権利放棄することができると認められた場合は、その申出を受理することができ、当該特許は、その受理の通知が IPOPHL 電子公報に公告された日から効力を失う。ただし、この日より前の政府の役務のための当該特許発明の使用については、侵害訴訟を提起することができず、また、権利補償も生じない。(IP 法第 56 条)

規則 1207 庁による錯誤の訂正

局長は、庁の過失により特許証において錯誤が生じ、これが庁の記録に明確に示されているときは、特許権者又は記録上の譲受人の申請書正副 2 通に基づいて、かつ、特許権者に発行した特許証の写しの庁への提出に基づいて、当該特許証を、手数料なしで、記録と一致させるために訂正する権限を有する。(IP 法第 57 条)

規則 1208 出願における錯誤の訂正

局長は、利害関係人の請求及び所定の手数料の納付に基づいて、庁の過失によって生じたものではない形式上かつ事務的な性質の特許証における錯誤を訂正する権限を有する。(IP 法第 58 条)

規則 1209 特許における変更

特許の所有者は、次の目的で特許に変更を施すことを局に請求する権利を有する。

- (a) 当該特許により与えられている保護の範囲を限定すること
- (b) 明白な錯誤を訂正し又は事務的な誤りを訂正すること、及び
- (c) (b)にいう錯誤又は誤りのほか、善意でした錯誤又は誤りを訂正すること。ただし、その変更によって当該特許による保護の範囲を拡張することになる場合は、その変更は、特許の付与から 2 年が経過した後は請求することができず、また、その変更は、公告当時の内容による特許に依拠していた第三者の権利に影響しないものとする。

規則 1210 補正又は訂正の模式及び公告

特許の補正又は訂正は、庁の印章により認証され、局長が署名した補正又は訂正の証明書を伴わなければならない。その証明書は、当該特許証に添付するものとする。補正又は訂正は、IPOPHL 電子公報において公告し、庁が交付する特許の謄本は、補正又は訂正の証明書の謄本を含むものとする。(IP 法第 60 条)

第 3 章 権利の譲渡及び移転

規則 1211 権利の譲渡及び移転

特許又は特許出願及びそれらに係る発明は、民法に基づく他の財産権と同じように保護される。発明並びに特許及び特許に係る発明における又はそれらに対する権利、所有権又は利益は、譲渡し、若しくは相続若しくは遺贈により移転することができ、又はライセンス契約

の対象とすることができる (IP 法第 103 条)。

規則 1212 発明の譲渡

譲渡は、特許及び特許に係る発明における若しくはこれらについての権利、権原若しくは利益の全体について、又は特許及び発明全体の未分割持分についてすることができ、後者の場合は、関係人は、その共同所有者となる。譲渡は、特定の地域に限定して行うことができる。(IP 法第 104 条)

規則 1213 共同所有者の権利

2 以上の者が、特許の共有としての付与によるか、特許及び特許に係る発明における未分割持分の譲渡によるか又は当該持分の権利承継により、特許及び特許に係る発明を共有している場合は、各共有者は、自己の利益のために当該発明を自ら生産し、使用し、販売し又は輸入することができる。ただし、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、又は特許に比例して他の共有者と利益を分配するものでなければ、ライセンスを付与し、又は自己の権利、権原若しくは利益若しくはその一部を譲渡することができない。(IP 法第 107 条)

第 13 部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容

出願において及び審査官が参照した引例において明らかなにされたい事実並びに適用法(制定法及び判例法)に基づき特許出願を認めるべきか又は拒絶すべきかを決定する職務は、準司法的な職務であり、司法裁量権の行使を伴う。

従って、当該職務に関しては、局長は、審査官に対して直接的な管理、指揮及び監督を合法的に行うことはできず、特許付与及びその他の処分について審査官によってされる報告の検討を通じて、また、申請又は不服申立に基づき審査官がなした不利な決定の検討を通じて統括的な監督のみを行うことができる。

規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請

審査官の繰り返し行なつた処分又は要求は、それが不服申立の対象とならないもの及び他の適切な事情におけるものについては、局長へ申請をすることができ、当該申請及びその他することができ、これらに関する準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請において主張されている当該事項に関する審査官による決定の理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するよう指示することができる。申請書の単なる提出は、不服申立の対象である審査官による処分の郵送日から起算して最長 6 月である審査官の処分への応答期間の経過を停止させることはなく、また、他の手続を停止させることもない。

規則 1302 局長への不服申立

すべての特許出願人は、審査官による特許付与の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができ、また、本規則が審査官に第 1 審管轄権を与える事項における審査官による

規則 1403.2 出願日の認定

特許規則第 6 部の規則 601 に規定されている「出願への出願日の認定」に係る規定が、実用新案の出願に準用される。

規則 1403.3 遅れて提出した又は紛失した図面

特許規則第 6 部の規則 602 に規定されている「遅れて提出した又は紛失した図面」に係る規定が、実用新案の出願に準用される。

規則 1404 手数料の納付

実用新案登録の出願は、出願日後 1 月以内に出席手数料及び公告手数料を全額納付することとを条件とする。

規則 1404.1 手数料の不納付の効果

出願は、規則 1404 に規定された期間内に所定の手数料が全額納付されない場合は、権利喪失をしたとみなされる。

権利喪失をした出願は、出願が権利喪失をした旨の通知の郵送日から 4 月以内に出席人が書面により公式の請求を行うことにより、回復させることができる。権利喪失をした出願が所定の期間内に回復されなかった場合は、当該出願は記録から除去され、局により処分される。

規則 1405 実用新案登録

庁は、実用新案について迅速な登録手続を採用する。すべての実用新案出願は、超過クレーム手数料、公告手数料等すべての所定の手数料が納付され、本規則に定める方式要件が遵守されることを条件として、実体審査を受けずに登録される。

ただし、出願人は、庁による新規性及び産業上の利用可能性についての決定の恩恵を受ける権利を行使する前に、規則 1901-1903 に基づき登録性に関する報告の請求を希望することができる。

規則 1406 実用新案出願の方式審査

庁は、出願の方式審査を行い、これに関する報告が出願人に送付される。

出願は、次のものなど、本規則に定める方式要件を考慮に入れて評価される。

- (a) 登録できない実用新案に該当するものの一つであること
- (b) 実用新案登録願書の内容
- (c) 条約に基づく優先権主張を伴う場合は、優先権書類（すなわち、優先権を伴う出願の出願番号、出願日、出願国）
- (d) 出願人が考案者でない場合は、権原を示す証拠
- (e) 譲渡証
- (f) すべての手数料（例えば、超過クレーム手数料）の納付
- (g) 出願人の署名
- (h) 考案者の特定
- (i) 明細書、クレーム及び要約の内容、並びに

- (j) もしあれば、公式の図面

規則 1407 方式審査報告に関する出願人の行為

方式審査報告の郵送日から 2 月以内に、出願人は、次のことをすることができる。

- (a) 出願を補正すること
- (b) 任意に出願を取り下げること、又は
- (c) 出願を発明特許出願に変更すること

出願人が出願を補正することを決定する場合、特許規則第 9 部の規則 911 に規定されている「出願人による応答」に係る規定、並びに第 9 部の規則 912 及び 913 に規定されている「再審査及び再審査並びに最終拒絶」に係る規定が、実用新案出願に準用される。

審査報告の郵送日から 2 月以内にそれに対して応答しない場合は、当該出願は取下となる。

規則 1407.1 実用新案の実用模型が必要である

特許規則第 4 部の規則 419、419.1、419.2、419.3、419.4、419.5 に規定されている実用模型に係る規定が、実用新案の出願に準用される。

規則 1408 任意の取下

実用新案の出願は、出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人により署名され、当該の出願が特定された取下宣言書を書面により局に提出することにより、任意に取り下げることができる。出願は、出願人の任意取下を受領した時点で、取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは、局の記録から除去される。任意に取り下げられた出願は、回復されず、権利喪失をしたものとみなされる。

規則 1409 最終処分

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は、出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし、これについては、本規則に規定する方法により、局長に不服申立をすることができる。

規則 1410 実用新案出願

実用新案出願は、書面により行う。出願書類は、フィリピン語又は英語で作成することができ、局に直接又は郵送により提出する。庁により設備が利用に供されている場合は、電子出願又はインターネット出願もすることができる。すべての出願書類は、局長宛とする。

出願には、次のものを含めるものとする。

- (a) 適正に作成された実用新案の登録願書
- (b) 次を記載した実用新案の明細書
 - (1) 名称
 - (2) 技術分野
 - (3) 実用新案の背景
 - (4) 実用新案の要約
 - (5) もしあれば、図面の各図の簡単な説明
 - (6) 詳細な説明

- (c) クレーム
 (d) もしあれば、実用新案を理解するために必要な図面、及び
 (e) 開示の要約
 登録願書を除き、局に直接又は郵送により、書面で提出された出願を構成する書類は、4部提出する。

規則 1410.1 名称

実用新案の名称は、できる限り短くかつ具体的にし、標題として明細書の第1頁に記載する。当該の名称は、専門用語を使用し、特に実用新案の技術的特徴に言及する。奇抜な名称はすべて、名称として認められない。

規則 1410.2 技術分野

実用新案が関連する技術分野の記載。これは、クレームする実用新案の主題についてのものでなければならない。

規則 1410.3 実用新案の背景

出願人は、登録を求め実用新案に関連する技術水準、関連する技術及び既知の技術を含む背景技術の説明を提示する。できる限り、特定の文献及び提示された情報の引用を含めなければならない。より重要であるのは、出願人の実用新案によって解決しようとする技術課題を完全に説明しなければならない。

規則 1410.4 実用新案の要約

要約は、技術的課題及びその技術的解決が十分に説明されるようにクレームされた実用新案を開示するものでなければならない。実用新案と背景技術の相違点を、そのメリット及び利点についても記述しなければならない。

規則 1410.5 図面の簡単な説明

図面の各図は簡単に説明し、図の番号を示さなければならない。

規則 1410.6 詳細な説明

詳細な説明は、当該技術分野における通常の知識を有する者がそれを理解し、実施できるようにし、登録を求めらるるものに正確に一致させ、それが関連する先行技術と区別し、その実用新案によって解決することができる技術的課題を示すための実用新案の製造及び実施方法を完全に詳述するものでなければならない。

特許規則第4部の規則405、406、406.1、407、408、409に規定されている詳細な説明の要件に係る規定が、実用新案の詳細な説明に準用される。

規則 1410.7 クレーム

クレームは、登録を求め実用新案の主題を定義しなければならない。当該クレームは、明瞭かつ簡潔なものであって、明細書による十分な裏付けがなければならない。実用新案出願が改良に関する場合は、クレームにおいて、クレームする主題を定義するため

に必要な先行技術の特徴を示す序文と組み合わせ、当該改良を具体的に指摘し明確に主張しなければならない。

特許規則第4部の規則415(a)、(c)、(d)及び416に規定されているクレームの要件が、実用新案のクレームに準用される。

規則 1410.8 開示の要約

要約は、別の紙面に「開示の要約」との標題を付して作成する。要約は、明細書、クレーム及び図面を含む実用新案の開示の簡潔な概要からなるものとし、150語以内であることが望ましい。要約は、技術的課題、実用新案による課題の解決方法の要点及び実用新案の主な用途を明確に理解できるように起草しなければならない。要約は、技術情報としてのみ用いる。実用新案の範囲は、特定技術分野の調査の有効な基盤として用いることができるように開示されることが望ましい。

規則 1411 手数料が生じるクレーム

特許規則第4部の規則417に規定されている「手数料が生じるクレーム」の規定が、手数料が生じる実用新案のクレームに準用される。

規則 1412 実用新案の単一性

1の実用新案出願では、1の独立した属クレームのみが認められる。なお、実用新案の特定の變形は、1の出願につき適切な数の従属クレームにおいてクレームすることができるが、これらの變形が本規則に規定する1の法定分類に該当し、単一の包括的発明概念に包含されることを条件とする。クレームされた実用新案のこれらの變形は、属クレームの範囲内になければならない。

規則 1413 限定の要件；分割

1の実用新案出願における複数の実施態様の限定又は分割は、当該実施態様が独立しており区別することができる場合又は本規則に定める特定の變形とみなすことができる場合又は、適切であるとみなされる。当該実用新案出願の係属中に、限定した実施態様を範囲とする分割出願を出願した場合は、当該親出願の出願日の利益を享受することができる。

特許規則第6部の規則604、606、607、608、610、611に規定されている限定の要件及び手続に係る規定が、実用新案出願に準用される。

規則 1413.1 分割出願の期間

分割出願の期間は、親出願の出願日から7年とし、更新はできない。

規則 1414 実用新案出願の公告

実用新案出願は、登録前の方式審査後に IPOPHL 電子公報に公告される。ただし、出願時に次の方式要件が満たされていることを条件として、出願は出願後直ちに公告することができる。

- (a) 明細書、クレーム、図面（もしある場合）が本規則に基づいて作成されていること
 (b) 出願手数料及びその他の所定の手数料が全額納付されていること

- (c) 優先権が主張される場合は、優先権書類が提出されていること、及び
 (d) 庁の指定するその他の追加的な方式要件が満たされていること

規則 1415 実用新案登録の存続期間

実用新案登録は、出願日後 7 年目の終了時に失効し、更新をすることができない。

規則 1416 実用新案登録の取消

実用新案登録は、次の理由により取り消される。

- (a) 当該実用新案が実用新案として登録適格でなく、新規性及び産業上の利用性の要件を満たさず、又は登録することができない実用新案であること
 (b) 明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと
 (c) 実用新案を理解するために必要とされる図面が提供されていないこと、及び
 (d) 実用新案登録の所有者がその考案者又は権利承継人でないこと

規則 1417 発明特許出願の実用新案出願への変更

発明特許出願人は、発明特許の付与又は拒絶の前においても、所定の手数料を全額納付することにより、発明特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、当該変更を経た実用新案登録出願には、当初の発明特許出願の出願日が与えられる。出願は、1 回に限りこの変更をすることができ。

実用新案登録出願に変更された発明特許出願又は補正出願は、出願人からの通知の受領により、実用新案出願として処理される。

規則 1418 実用新案登録出願の発明特許出願への変更

実用新案登録出願人は、実用新案登録の付与又は拒絶の前においても、所定の手数料を全額納付することにより、実用新案登録出願を特許出願に変更することができ、当該変更を経た特許出願には、当初の実用新案出願の出願日が与えられる。出願は、1 回に限りこの変更をすることができ。

発明特許登録出願に変更された出願又は補正出願は、出願人からの通知の受領により、発明特許出願として処理される。

規則 1419 公開された特許出願の実用新案登録出願への変更

公開された特許出願の実用新案出願への変更後、何人も、関連取引業界に変更が通知された日から 1 月内に実用新案の登録性に関する不利な情報を書面で提示することができる。変更された出願は、本規則に基づき不利な情報の手続の対象となる。

規則 1420 並行出願の禁止

特許規則第 9 部の規則 915 に規定されている「並行出願の禁止」は、実用新案に準用される。

第 15 部 意匠

規則 1500 意匠

意匠は、形状、線、色彩又はその組合せからなる構成物、又は形状、線若しくは色彩と結合しているか否かを問わず、その全体が又は全体として捉えられた場合に美的及び装飾的効果をもたらす立体的形状である。ただし、当該構成物又は形態は、工業品又は手工芸品に特別の外観を与え、これらのための模様として機能することができものでなければならぬ。工業品には、有用な若しくは実用的な技術に属する製造品又はそれを含む一部であって、個別に製造及び販売することができものを含む。

規則 1501 登録できない意匠

次の意匠は、登録することができない。

- (a) 技術的な結果を得るために技術若しくは機能を考慮した特徴を主とする意匠
 (b) 工業品又は手工芸品とは独立して存在する単なる表面の装飾である意匠
 (c) 公共の秩序、公衆の衛生又は善良の風俗に反する意匠

規則 1502 意匠の登録性の要件

登録可能であるためには、意匠は、新規又は独創的な創作物でなければならぬ。

規則 1503 要求される新規性の程度

IP 法第 23 条(新規性)及び第 25 条(不利にならない開示)に定める新規性の基準は、意匠に適用する。ただし、不利にならない開示に関する第 25 条に定める 12 月の期間は、意匠の場合、6 月とする。

通常の観察者が先行意匠と誤解する可能性があるような些細な点のみで先行意匠と異なる意匠は、新規とはみなさない。

規則 1504 意匠の出願日

意匠登録の出願日は、局が次の提出物を受領した日とする。

- (a) 出願人の特定を可能にする表示
 (b) 意匠を包含する物品の表示又は図形表示
 出願時にこれらの要件が遵守されていない場合でも、局は、当該出願を受理し、出願人に本規則に基づいて出願日を認定されるための要件を満たすよう要求する。

規則 1505 意匠登録

庁は、意匠について迅速な登録手続を採用する。すべての意匠出願は、公告手数料等すべての所定の手数料が納付されており、本規則に規定するすべての方式要件が満たされていることを条件として、実体審査を受けずに登録される。ただし、出願人は、庁による意匠の新規性及び独創性についての決定の恩恵を受ける権利を行使する前に、規則 1901-1903 に基づき登録性に関する報告の請求を希望することができる。

規則 1506 意匠出願の方式審査

庁は、出願の方式審査を行い、これに関する報告が出願人に送付される。出願は、次のものなど、本規則に定める方式要件を考慮に入れて評価される。

- (a) 登録できない意匠に該当するもの一つであること
- (b) 意匠登録願書の内容
- (c) 条約に基づく優先権主張を伴う場合は、優先権書類（すなわち、優先権を伴う出願の出願番号、出願日、出願国）
- (d) 出願人が創作でない場合は、権原を示す証拠
- (e) 該当する場合は、譲渡証
- (f) すべての手数料の納付
- (g) 出願人の署名
- (h) 創作者の特定
- (i) 明細書（独特な特徴）の内容、及び
- (j) 公式な図面

規則 1507 方式審査報告に関する出願人の行為

出願人は、方式審査報告の郵送日から2月以内に、次のことをすることができる。

- (a) 出願を補正すること、又は
 - (b) 任意に出願を取り下げること
- 出願人が出願を補正することを決定する場合は、特許規則第9部の規則911に規定されている「出願人による応答」に係る規定、並びに規則912及び913に規定されている「再審査及び再審理並びに最終拒絶」に係る規定が、意匠出願に準用される。
- 審査報告の郵送日から2月以内にそれに対して応答しない場合は、当該出願は取下となる。

規則 1508 任意の取下

意匠出願は、出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人により署名され、当該出願が特定された取下宣言書を書面により局に提出することにより、任意に取り下げることができる。出願は、出願人の任意取下を受領した時点で、取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは、局の記録から除去される。任意に取り下げられた出願は、回復されず、権利喪失をしたものとみなされる。

規則 1509 最終処分

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は、出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし、これについては、本規則に規定する方法により、局長に不服申立をすることができる。

規則 1510 意匠出願

意匠出願は、書面により行う。出願書類は、フィリピン語又は英語で作成することができ、局に直接又は郵送により提出する。庁により設備が利用に供されている場合は、電子出願又はインターネット出願もすることができる。すべての出願書類は、局長宛とする。

出願には、次のものを含めるものとする。

- (a) 局の定めに従って適正に作成された登録願書であって、出願人の名称及び宛先を記載したものの、又は出願人が意匠創作でない場合は、意匠の権原を示す陳述、及び意匠が使用される製造品の種類の表示

- (b) 次を記載した説明書
 - (1) 名称
 - (2) 図面の各種の図の簡単な説明
 - (3) 意匠の特性・特徴の説明、及び
 - (4) クレーム
 - (c) 意匠の完全な外観を示す、各種の図からなる意匠の図面であって、出願人又は代理人の署名がされたもの。局は、意匠の写真又はその他の適切な図解も受理することができるが、ただし、これが意匠の図面に関する本規則の要件を満たすことを条件とする。
- 登録願書を除き、局に直接又は郵送により、書面で提出された出願を構成する書類は、4部提出する。

規則 1511 手数料の納付

意匠登録出願は、出願日後1月以内に公告手数料など出願手数料を全額納付することを条件とする。

規則 1511.1 手数料の不納付の効果

規則 1512 に規定された期間内に所定の手数料が全額納付されない場合は、出願は、権利喪失とみなされる。

権利喪失をした出願は、出願が権利喪失をした旨の通知の郵送日から4月以内に出願人が書面により公式の請求を行うことにより、回復させることができる。権利喪失をした出願が所定の期間内に回復されなかった場合は、当該出願は記録から除去され、局により処分される。

規則 1512 見本

局は、意匠を具体化する物品の「見本」を出願に添付するよう要求することができ、かつ、その要件として、見本の提出から1月以内に所定の手数料を全額納付するものとする。見本とは、審査、展示又は研究のために入念に選ばれ、かつ、その種類の典型として選択された工業製品の標本又は構成物一式をいう。

規則 1513 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式

意匠登録出願には、次の事項を次の順序で記載した明細書を含めるものとする。

- (a) 意匠の名称
- (b) 正式図面の各種の図又は図形の詳細な説明
- (c) 要求されるときは、意匠の特徴の説明、及び
- (d) クレーム

規則 1513.1 名称

意匠の名称は、意匠を具体化する特定の物品を技術的に指定するものでなければならぬ。

規則 1513.2 図面の各図の簡単な説明

図面の各種の図、すなわち斜視図、正视图、側视图、側面図、平面図、底面図及び／又は背面図を

簡単に説明し、対応する図の番号を示さなければならない。

規則 1513.3 特徴

必要に応じて、クレームする意匠の新規かつ装飾的な特徴であって、顕著とみなされるものを説明する特徴の記載。

規則 1513.4 クレーム

クレームは、物品(名称を明記する)の装飾的意匠について正式な用語によって、図示及び説明の通りに具体的に記載しなければならない。1 を超えるクレームは、要求されず、また、認められない。

規則 1514 意匠の図面に關する特別な要件

図面は実用新案及び意匠の図面のために本規則に規定された共通規則に従って作成し、また、意匠の図面は、物品の外観を完全に開示するために十分な数の図を具備しなければならない。表示された表面の特徴又は輪郭を示すために、表面の陰影を適切に使用しなければならない。

出願人は、本規則により規定されている図面の所定の様式に代えて、意匠の写真を提出することができる。ただし、当該写真は本規則で指定する用紙に印刷し、対応する写真に最も近い用紙に黒で図形番号を付すことを条件とする。

意匠の重要な特徴が使用されているか又は使用しようとしている色彩である場合は、適用されている色彩を実際に図面に再現することができ、そうでない場合は、その色彩が用いられる物品の主な部分を指定した上で、クレームされた色彩の名称を挙げ陳述をしなければならない。

規則 1514.1 意匠の図形表示の要件

墨による製図の代わりのコンピュータ製図(CAD)等による意匠の図形表示は、これが本規則、特に意匠の図面に關する特別な要件について満たすことを条件に、受理することができる。

規則 1514.2 意匠の図面への破線の使用

図面の開示においてクレームされていない周囲の構造は、合理的に簡潔な名称又は明細書中での陳述では、性質上及びクレームされている意匠の出願を十分に表示することができない場合など、必要に応じて、破線のみにより示すことができる。破線による表示は、クレームされている意匠の外観を不明瞭にしたり、混乱させようとする方法で行われてはならない。一般に、破線が使用される場合は、クレームされている意匠と交錯又は交差させてはならず、また、クレームされている意匠の描写に用いられている破線より濃いものであってはならない。周辺構造を示す破線がクレームされている意匠の表示と必ず交差し又は交錯する場合は、意匠保護を求め主題を十分に開示するその他の図に加えて、その説明図を個別の図として含めなければならない。

規則 1515 1 の出願における複数の意匠

1 の出願に 1 を超える意匠を含むことは、適切な場合は認められる。提示された複数の物品は、相互に特許性において区別されるものであってはならず、単一の意匠概念に包含されて実質的に類似する顕著な意匠の特徴を有するものでなければならぬ。これらは、国際分類の同一のサブクラス又は物品の同一の組又は組合せに関連するものでなければならぬ。通例、1 組として販売又は使用されている「組物」は、1 の意匠登録出願の適切な対象とすることができるが、ただし、各物品が同一の意匠又は実質的に類似する意匠からなるか又はそのような意匠を具備することを条件とする。

2 以上の物品が 1 組として使用されている場合、物品の組物の意匠は、それらが揃って全体を構成するものであることを条件として、当該の組み物が意匠登録を認められる。

規則 1516 限定；分割

複数の意匠実施態様の限定又は分割は、2 以上の独立の又は明確に区別することができる意匠が 1 の意匠登録出願に提示される場合は、適切とみなされる。

特許規則第 6 部の規則 604、606、607、608、610 及び 611 に規定されている「限定の要件に關する規定」が、意匠出願に準用される。

規則 1516.1 分割出願の期間

分割出願の期間は、親出願の出願日から 5 年とし、更新料を納付することにより、1 期間を 5 年として連続 2 期間まで更新することができる。

規則 1517 意匠出願の公告

意匠出願は、登録前の方式審査後に IPOPHL 電子公報に公告される。ただし、出願時に次の方式要件が満たされていることを条件として、出願は出願後直ちに公告することができる。

- (a) 明細書、クレーム及び図面が本規則に基づいて作成されていること
- (b) 出願手数料及びその他の所定の手数料が全額納付されていること
- (c) 優先権が主張される場合は、優先権書類が提出されていること、及び
- (d) 序の指定するその他の追加的な方式要件が満たされていること

規則 1518 意匠登録の存続期間

存続期間は、出願日から 5 年とし、更新手数料を納付することにより、1 期間を 5 年として連続 2 期間まで更新することができる。(IP 法第 118 条(118.1 及び 118.2))

規則 1519 更新手数料

更新手数料は、登録期間満了前 12 月以内に納付しなければならない。満了後でも、割増料を納付することにより、更新手数料の納付に 6 月の猶予期間が与えられる。

規則 1520 意匠登録の取消

何人も、意匠登録の存続期間中にはいつでも、所定の手数料を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて意匠を取り消すよう法務局長に申請することができる。

- (a) 意匠の内容が、IP 法第 112 条及び第 113 条の規定により登録することができないもので

- あること
 (b) 内容が新規でないこと、又は
 (c) 意匠の内容が当初の出願の範囲を超えること

規則 1520.1

取消の理由が意匠の一部に関連する場合は、取消は、その範囲についてののみ行うことができる。限定は、意匠の当該特徴の変更によって行うことができる。

第 16 部 実用新案及び意匠の共通規定

第 1 章 登録性

規則 1600 新規性；先行技術

特許規則第 2 部の規則 203、204 及び 204.1 に規定されている「新規性」及び「先行技術」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1601 不利にならない開示

出願に含まれている情報開示が、意匠出願において出願日若しくは優先日の前 6 月の間になされ、又は実用新案出願において出願日又は優先日の前 12 月の間になされた場合に、その開示が次に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さないものとする。

- (a) 考案者、意匠創作若しくは出願日の時点で登録する権利を有する者により行われた場合
 (b) 外国特許庁、局又は庁により行われた場合であって、当該情報が次に該当するとき。
 (i) 考案者又は意匠創作若しくは出願した別の出願に含まれており、庁によって開示されるべきでなかった場合、又は
 (ii) 考案者又は意匠創作若しくは間接に情報を得た第三者により当該考案者又は意匠創作若しくは意匠創作若しくは同意がなされた出願に含まれていた場合、又は
 (c) 考案者又は意匠創作若しくは間接に情報を得た第三者によってなされた場合。ただし、係属中の特許出願を公開したすべての外国特許庁並びに PCT 経由での特許出願を公開する WIPO は、かかる者から除外される。

第 2 章 登録を受ける権利

規則 1602 登録を受ける権利

特許規則第 3 部に規定されている「特許を受ける権利」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

意匠の場合は、本規則の規則 305 に定める優先権を主張するためには、対応する外国出願の最先の出願日から 6 月以内にフィリピンにおける出願を行わなければならない

第 3 章 出願書類

規則 1603 出願書類の提示

- (a) 実用新案及び意匠登録出願のためのすべての書類であって、庁の永久記録の一部をなすことになるものは、原本に限らなければならない。用紙の片面のみに読みとることができるように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。必要な場合は、タイプライター又はワードプロセッサにより印刷できない図式記号及び符号、並びに化学式又は数式のみを手書に書くか又は描くことができる。タイプ打は、行間を 1.5 とする。文章事項は、すべて文字を使用し、その大文字は高さ 0.21cm 以上とし、濃い消えない色で書く。
- (b) 出願を構成する書類は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある 29.7cm×21cm の用紙すなわち A4 判の用紙を用いる。

(c) 出願の明細書及びクレームは、5 行ごとに左の余白に番号を付す。

(d) 明細書、クレーム及び開示の要約には、化学式又は数式を含めることができる。明細書及び開示の要約には、表を含めることができる。クレームには、その内容から表を使用することが望ましい場合に限り、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は、用紙を横長に用いて記載することができ、表及び化学式又は数式を横長の用紙に記載して提示した用紙は、表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。

(e) 物理量は、国際単位系で表す。適切な場合はいつでも、国際単位系(SI)を使用したメートル法で表し、この要件を適用することができないデータは、国際慣行で知られた単位でも表さなければならない。数式については、一般的に使用される記号を用いる。化学式については、一般的に使用される記号、原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般に認められている技術用語、記号及び符号を使用する。

(f) 用語及び記号は、出願を通じて一貫して用いなければならない。

(g) 出願を構成する書類の各々(付与を求めず、明細書、明細書、クレーム、図面及び開示の要約)は、別個の用紙で始めなければならない。別個の用紙は、容易にページをめくり、再び一緒にすることができる方法で綴じる。

(h) 書類の余白は、次の範囲内とする。上部：2cm から 4cm まで、左側：2.5cm から 4cm まで、右側：2cm から 3cm まで、下部：2cm から 3cm まで。出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。書類を構成するすべての用紙には、アラビア数字によって連続した頁番号を付す。頁番号は、上部又は下部の余白の中央に記載する。

- (i) 出願書類を構成する書類の提出部数は、登録願書を除き、4 通とする。
 (j) 本条規則(d)、(e)及び(f)は、実用新案出願のみに適用する。

規則 1604 禁止事項

- (a) 出願には、次のものを含めない。
 (i) 公序又は良俗に反する記載その他の事項
 (ii) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法、又はその者の出願若しくは特許の長所若しくは効力を誹謗する記載。単なる先行技術との比較は、それ自体誹謗するものとはみなさない。又は
 (iii) 当該状況において明らかに無関係又は不要の記載又はその他の事項
 (b) 出願に本条規則にいう禁止事項が含まれる場合は、局は、登録の公告時にこれを削除し、削除した語又は図面の場所及び数を表示する。

規則 1605 対応する外国出願に関する情報

出願人は、局長の求めがあったときは、庁に行つた出願においてクレームする実用新案又は意匠と同一又は実質的に同一の実用新案又は意匠について外国で行つた出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号並びにその外国出願に関する他の書類を局長に提出しなければならぬ。

規則 1606

外国出願に関連するその他の書類は次のもので構成することができる。

- (a) 欧州、日本若しくは合衆国の特許庁、特許協力条約に基づく調査機関又は最初の特許出願がなされた官庁によって作成された対応する又は関連する外国出願に関する英語の調査報告の写し
- (b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写
- (c) 対応する又は関連する出願に付与された特許の写し
- (d) 対応する又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し、及び
- (e) 出願に関する決定を促進するであろうその他の書類

規則 1607 不遵守

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報を提供すべき旨の要件を満たさなかつた場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

第 4 章 図面**規則 1608 図面**

特許規則第 4 部の規則 413、414.1 から 414.15 に規定されている公式な図面の提示に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第 5 章 代理; 署名**規則 1609 弁護士又は代理人の雇用の勧め**

特許規則第 4 部の規則 420 に規定されている「弁護士又は代理人の雇用の勧め」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1610 居住する代理人の指名

特許規則第 4 部の規則 421 及び 421.1 に規定されている「居住する代理人の指名」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1611 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

特許規則第 4 部の規則 422 に規定されている「業務の遂行において要求される節度及び礼儀」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第 6 章 登録の請求をすることができる者**規則 1612 登録の請求をすることができる者**

特許規則第 5 部に規定されている「特許出願をすることができる者」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第 7 章 分類及び調査**規則 1613 分類及び調査**

特許規則第 7 部に規定されている「分類及び調査」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1614 未公告の、取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない

未公告の、取り下げられた及び権利喪失した出願は、参考資料として引用してはならない。

第 8 章 出願人による補正**規則 1615 出願人による補正**

特許規則第 9 部の規則 916 から 928 に規定されている「出願人による補正」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第 9 章 出願人による応答の期間; 期間内に応答しないことによる出願の取下**規則 1616 出願人による応答の期間; 期間内に応答しないことによる出願の取下**

特許規則第 9 部の規則 928、929、929.1 及び 930 に規定されている「出願人による応答の期間」並びに「出願の取下」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1617 出願ファイル・ラッパーの再構成

特許規則第 9 部の規則 931 に規定されている「出願ファイル・ラッパーの再構成」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第 17 部 不利な情報**規則 1700 実用新案及び意匠登録出願のコミュニティ・レビュー**

実用新案又は意匠の登録及び登録された実用新案又は意匠の品質の透明性の見地から、実用新案又は意匠の出願の公開時には、庁から関係コミュニティに通知がなされる。

規則 1701 不利な情報

何人も、実用新案又は意匠出願の公告から 30 日以内に、当該実用新案又は意匠の新規性及び産業上の利用可能性に係る事項などの登録性に関して不利な情報を、関連先行技術を引用して書面により局長に提供することができる。

不利な情報は、宣誓供述人の個人情報及び事情並びに登録に異議を申し立てる理由を述べた宣誓陳述書の形式で提供される。宣誓陳述書は、証拠により立証され、出願の登録性に関

する報告をそれに添付することができる。庁は、前記の要件を満たさない提出物は考慮に入れない。これに加えて、利害関係人は、出願、登録手続及び登録制度全般の理解を深めるため、庁での協議を請求することができる。このために、当該関係者は、請求から 30 日以内に協議に応じることのできる日の候補を 3 日指定する。庁は、協議の請求の受領を確認し、提出された不利な情報に係る追加情報又は説明を請求することができる。協議後 10 日以内に、利害関係人は、新しい情報を含めるため、宣誓陳述書の形式により、補足的に不利な情報を提出することができる。不利な情報はすべて出願人に送付され、出願人は、通知の郵送日から 30 日以内にそれらについて見解を述べるることができる。提出された不利な情報のコピー及びそれについての出願人の見解は、対象となる出願のファイル・ラッパールの一部を構成する。

当該実用新案及び意匠の出願の登録性を決定する際は、本規則に基づき提出された不利な情報のみが考慮される。庁は、実用新案及び意匠の出願に関する庁の決定について、不利な情報の提出者に対して通知する。

規則 1702 局長の決定

局長は、実用新案又は意匠を登録するか否かを決定する。局長は、出願人に対し、登録性を要件を満たすように出願の補正を指示することもできる。このために、局長は、職権によって登録性に関する報告を発行することもできる。補正出願は、本規則に基づき、登録前に再公告される。

局長が実用新案第 13 部に基づき、当該決定について長官に不服申立をすることができる。局長の決定又は命令の再審理の申立は認められない。

局長が、実用新案又は意匠の登録を認めた場合は、実用新案については IP 法第 109.4 条、意匠については IP 法第 120 条、両当事者系手続に関する規則に基づき、取消申請を法務局に提出することができる。実用新案又は意匠を認める局長の決定について長官に不服申立をすることができる。

規則 1703 不利な情報のない実用新案及び意匠の登録

出願が本規則に定められているすべての登録性の方式要件を満たし、庁が 30 日の公告期間の経過後に関係コミュニティから不利な情報を受領しなかった場合は、庁は、実用新案又は意匠の登録を認め、出願人及び関係コミュニティにその旨を通知する。

第 18 部 登録証

規則 1800 登録証の内容

登録証は、フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し、局長が署名し、かつ、庁の登録簿及び記録に、明細書、クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。

規則 1801 書類の閲覧

利害関係人は、庁に保管されている完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。

第 19 部 実用新案及び意匠の出願又は登録に影響するその他の手続

第 1 章 登録証の譲渡、権利放棄、訂正及び補正；権利の記録及び移転

規則 1900 登録証の譲渡、権利放棄、訂正及び補正；権利の記録及び移転

特許規則第 12 部に規定されている「特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録；特許の権利放棄、訂正及び補正；権利の記録並びに譲渡及び移転」に係る規定が、実用新案及び意匠に準用される。

第 2 章 登録性に関する報告の請求

規則 1901 登録性に関する報告を請求することができる者

出願人又は利害関係人(当該実用新案又は意匠に関して訴訟が係属している場合は、司法及び準司法機関を含む)は、所定の手数料を全額納付して、登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告を請求することができる。

ただし、登録性に関する報告を請求する司法及び準司法機関は、手数料の納付を免除される。

規則 1902 登録性に関する報告の内容

登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告には、請求人が新規性に関する実用新案クレーム又は意匠クレームの有効性を判断する助けとなるように、関連の先行技術書類の引用及び関連の程度に関する適切な表示を含めるものとする。

報告には、調査の範囲を表示し、それには既知の又はフィリピンで他人が実施している関連先行技術、又は実用新案又は意匠出願の出願日又は優先日の前に、世界において配布されている印刷物で説明されているもの、又は世界において電気通信回線を通して公衆の利用に供されているものを含める。既知の又は実施されている先行技術の場合には、宣誓供述書により裏付けする。

登録性に関する報告が実用新案又は意匠の登録出願の公告前に発行された場合は、登録性に関する報告は、出願とともに公告される。

しかし、前述の規定に基づき公告されたか否かを問わず、先に登録性に関する報告が発行された場合は、出願人又は利害関係人は、事後の登録性に関する報告に、従前の報告の発行後に提起又は発見されたその他の情報又は文献を含めるよう請求することができる。

規則 1903 報告の発行期限

登録性に関する報告は、所定の手数料全額の納付書を付した請求の受領から 2 月以内に請求人に与えられる。

第 20 部 申請及び不服申立

規則 2000 申請及び不服申立

特許規則第 13 部の規則 1300 から 1311 までに規定されている「申請及び不服申立」に係

る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

最終規定

第1条 通信

次の規定を、発明者／出願人、考案者／出願人又は意匠創作者／出願人と局の庁との間の通信に適用する。

- (a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は、すべて書面によって処理しなければならない。処分は、専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束、合意又は了解があるとされても、不意又は疑念がある場合は、一切考慮に入れない。
 - (b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて、出願人及び他の者の庁への出頭は不要である。その事務手続は、通信により処理することができる。
 - (c) 通信は、特許局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて、特許局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は、特許局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は、通常、返還される。
 - (d) 事件ごとの個別の書状。書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。
 - (e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは、出願人の名称、発明／実用新案／意匠の名称、出願番号及び出願日を記載しなければならない。
 - (f) 特許証、登録された実用新案又は意匠に関する書状。書状が特許証、登録された実用新案又は意匠に関するときは、特許権者／考案者／意匠創作者の名称、特許／実用新案／意匠の名称、特許番号／登録番号及び登録証発行日を記載しなければならない。
 - (g) 情報を提供することができるできない事項。庁は、特許取得の求めが主張されている発明の進歩性又は新規性について、又は登録が求められている実用新案若しくは意匠の新規性についての特許、実用新案若しくは意匠の出願に先立つ照会には答えることができない。
- ある特許、実用新案又は意匠の登録出願を行うことの適否については、出願人は、自身で判断するか又は弁護士若しくは特許代理人に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており、出願人又は出願人が助力を求めず若しくは代理人は、付与されたすべての特許に関するその記録を閲覧することができる。これ以上については、庁は、出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは、出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては、庁による丁寧な回答として、該当する部分に印を付して、法律、規則又は情報の回状の写しを送付する。
- 審査官の要録は、公衆の閲覧に供さない。

このことを、特許法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動をを行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

速達料金、運賃、郵便料金、電話代、用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金、及び庁に送付する事務に関する他のすべての料金は、全額を指納しなければならない。そうしない場合は、庁は、当該事物を受領せず、また、当該事物について何らの処分も行わない。庁は、役務の提供に先立って、庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収するものとする

第3条 実施

役務提供の見地から、本規則を実施するために必要な職務は、局の関係審査部門及び事務部門の職員が遂行する。

第4条 廃止

本規則、特に1999年1月15日施行の規則並びに1998年12月17日施行の実用新案及び意匠に関する規則と一致しないすべての規則、覚書、回状及びその一部をここに廃止する。

第5条 可分性

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

第6条 施行

本規則は、一般紙における公告から15日後に施行する。

THE REVISED IMPLEMENTING RULES AND REGULATIONS FOR PATENTS, UTILITY MODELS AND INDUSTRIAL DESIGNS

Whereas, the State recognizes that an effective industrial property system is vital to the development of domestic creativity, facilitates transfer of technology, attracts foreign investments, and ensures market access for our products;

Whereas, it is the policy of the State to streamline administrative procedures in granting patents and enhance the enforcement of intellectual property rights in the Philippines;

Now, therefore, pursuant to the provisions of Republic Act No. 8293, otherwise known as the Intellectual Property Code of the Philippines, the following rules and regulations on inventions, utility models, and industrial designs are hereby promulgated.

GENERAL PROVISIONS
TITLE AND CONSTRUCTION

Section 1. Title of the Rules. – These rules shall be known as the Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs.

Section 2. Applicability of the Rules. – These rules shall apply to all cases involving the filing and examination of patent, utility model, and industrial design applications, including the grant and post-grant requirements and processes for letters patent as well as the registration and post-registration requirements and processes of utility models and industrial designs.

Section 3. Construction of the Rules. – These rules shall be liberally construed in order to achieve the objectives of Republic Act No. 8293, otherwise known as the Intellectual Property Code of the Philippines.

PART 1
DEFINITIONS

Rule 100. Definitions. – Unless otherwise specified, the following terms shall have the meaning provided in this rule:

- (a) "Bureau" means the Bureau of Patents;
- (b) "Director" means the Director of the Bureau of Patents;
- (c) "Director General" means the Head of the Intellectual Property Office;
- (d) "Examiner" means any officer or employee of the Bureau of Patents authorize to examine applications;
- (e) "IP Code" means Republic Act No. 8293 otherwise known as the Intellectual Property Code of the Philippines;
- (f) "IPOP/PHL E-Gazette" means the Intellectual Property Office's own publication where all matters required to be published under the IP Code shall be published;
- (g) "Office" means the Intellectual Property Office;
- (h) "PCT" means the Patent Cooperation Treaty;

- (i) "Regulations" mean this set of rules and regulations and such Rules of Practice as may be formulated by the Director of Patents and approved by the Director General;
- (j) "WIPO" means the World Intellectual Property Office.

PART 2
PATENTABILITY

Rule 200. Patentable Inventions. – Any technical solution of a problem in any field of human activity which is new, involves an inventive step and is industrially applicable shall be patentable (Sec. 21, IP Code).

Rule 201. Statutory Classes of Patentable Inventions. – A patentable invention may be or may relate to:

- (a) A product, such as a machine, a device, an article of manufacture, a composition of matter, a microorganism;
- (b) A process, such as a method of use, a method of manufacturing, a non-biological process, a microbiological process;
- (c) Computer-related inventions; and
- (d) An improvement of any of the foregoing.

Rule 202. Non-patentable Inventions. – The following shall be excluded from patent protection:

- (a) Discoveries, scientific theories, and mathematical methods, a law of nature, a scientific truth, or knowledge as such; *
- (b) Abstract ideas or theories, fundamental concepts apart from the means or processes for carrying the concept to produce a technical effect;
- (c) Schemes, rules, and methods of performing mental acts and playing games;
- (d) Method of doing business, such as a method or system for transacting business without the technical means for carrying out the method or system;
- (e) Programs for computers;
- (f) Methods for treatment of the human or animal body by surgery or therapy and diagnostic methods practiced on the human or animal body. This provision shall not apply to products and compositions for use in any of these methods;
- (g) Plant varieties or animal breeds or essentially biological process for the production of plants and animals. This provision shall not apply to microorganisms and non-biological and microbiological processes;
- (h) Aesthetic creations; and
- (i) Anything which is contrary to public order, health, welfare, or morality, or process for cloning or modifying the germ line genetic identity of humans or animals or uses of the human embryo.

*In the case of drugs and medicines involving known substances, please refer to the *Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9502, otherwise known as the "Universally Accessible Cheaper and Quality Medicines Act of 2008"*.

Rule 203. Novelty. – An invention shall not be considered new if it forms part of a prior art (Sec. 23, IP Code).

Rule 204. Prior Art. – Prior art shall consist of:

- (a) Everything made available to the public anywhere in the world by means of a written or oral disclosure, by use, or in any other way, before the filing date or the priority date of the application claiming the invention. Information is deemed available to the public when it is not confidential or restricted to the use by a selective group. Prior use and oral disclosure, whether within or outside the Philippines, must be proven with substantial evidence.
- (b) The whole contents of an earlier application for a patent, utility model, or industrial design registration, published by the Intellectual Property Office of the Philippines, filed or effective in the Philippines, with a filing or priority date that is earlier than the filing or priority date of the application; Provided, that the application which has validly claimed the filing date of an earlier application under Section 31 of the IP Code, shall be prior art with effect as of the filing date of such earlier application; Provided further, that the applicant or the inventor of the invention identified in both applications are not one and the same (Sec. 24, IP Code).
- (c) The whole contents of corresponding foreign applications disclosing substantially the same invention, or a description thereof, published before the filing date of the application. Inventions are considered substantially the same if the composition of all important particulars, excluding mere formal, unimportant or obvious variations, define the invention.
- (d) Where two or more applications are independently filed with respect to the same invention, and the later applications are filed before the first application or earlier application is published, the whole contents of the first or earliest filed application published in accordance with Section 44 of the IP Code on or after the filing date or priority date of the later filed application shall be novelty destroying with respect to the later application filed.

Rule 204.1. Equivalents. – A strict identity test is required to be applied in assessing novelty. A single prior art reference must disclose each and every element of a claimed invention in order to destroy novelty. Equivalents are considered only in assessing inventive step.

Rule 205. Non-prejudicial Disclosure. – The disclosure of information contained in the application during the twelve (12) months preceding the filing date or the priority date of the application shall not prejudice the applicant on the ground of lack of novelty if such disclosure was made by:

- (a) The inventor or any person, who, at the filing date of the application, had the right to the patent.
- (b) A foreign patent office, the Bureau, or the Office, and such information was contained in:
 - (i) another application filed by the inventor and should not have been disclosed by the Office; or

(700)

- (ii) an application filed without the knowledge or consent of the inventor by a third party which obtained the information directly or indirectly from the inventor; or

- (c) A third party which obtained the information directly or indirectly from the inventor, provided further that all foreign patent offices that publish pending patent applications, as well as the WIPO which publishes patent applications filed through the PCT are excluded therefrom.

Rule 206. Inventive Step. –

- (a) An invention involves an inventive step if, having regard to the prior art, it is not obvious to a “person skilled in the art” at the time of the filing date or priority date of the application claiming the invention (Sec. 26, IP Code).
- (b) Only prior art made available to the public before the filing date or priority date shall be considered in assessing inventive step.

Rule 207. Person Having Ordinary Skills in the Art. – The person having ordinary skills in the art is presumed to be an ordinary practitioner aware of what is common general knowledge in the art at the relevant date. He is presumed to have knowledge of all references that are sufficiently related to one another and to the pertinent art and to have knowledge of all arts reasonably pertinent to the particular problems with which the inventor was involved. He is presumed also to have had at his disposal the normal means and capacity for routine work and experimentation.

Rule 208. Industrial Applicability. – An invention that can be produced and used in any industry shall be industrially applicable (Sec. 27, IP Code).

PART 3 RIGHT TO A PATENT

Rule 300. Right to a Patent. – The right to a patent belongs to the inventor, his heirs, or his assigns. When two (2) or more persons have jointly made an invention, the right to a patent shall belong to them jointly (Sec. 28, IP Code).

Rule 301. Who may be named in an application as an applicant. – The application may be filed by the actual inventor(s) or in the name of his heirs, legal representatives, or assigns.

Rule 302. Inventions Created Pursuant to a Commission. – The person who commissions the work shall own the patent, unless otherwise provided in the contract (Sec. 30.1, IP Code).

Rule 303. Inventions made in the course of employment. – In case the employee made the invention in the course of his employment contract, the patent shall belong to:

- (a) The employee, if the inventive activity is not the part of his regular duties even if the employee uses the time, facilities, and materials of the employer.
- (b) The employer, if the invention is the result of the performance of his regularly-assigned duties, unless there is an agreement, express or implied, to the contrary (Sec. 30.2, IP Code).

(701)

Rule 304. First-to-File Rule. – If two (2) or more persons have made the same invention separately and independently of each other, the right to the patent shall belong to the person who filed an application for such invention, or where two or more applications are filed for the same invention, to the applicant who has the earliest filing date or the earliest priority date (Sec. 29, IP Code).

Where two (2) or more applications for the same invention made separately and independently of each other have the same filing date or priority date, the time of the day the applications were filed will be considered in deciding who is entitled to the patent.

Rule 305. Right of Priority. – An application patent filed by any person who has previously applied for the same invention in another country which by treaty, convention, or law affords similar privileges to Filipino citizens, shall be considered as filed as of the date of filing of the foreign application; Provided, that:

- (a) the local application expressly claims priority;
- (b) it is filed within twelve (12) months from the date the earliest foreign application was filed; and
- (c) a certified copy of the foreign application together with an English translation is filed within six (6) months from the date of the filing in the Philippines (Sec. 31, IP Code).

The six (6)-month period may be extended by the Director for a maximum of six (6) months upon showing of good cause or in compliance with treaties to which the Philippines is or may become a member.

Rule 306. Multiple Priorities. – An application can claim more than one priority even from different countries. If more than one (1) priority is claimed, time limits computed from the priority date will be based upon the earliest priority date; Provided, that the local application and the priority applications have common inventor(s) or applicant(s). The corresponding multiple priority claim fee shall be paid upon filing of the claim for multiple priority.

Rule 306.1. If one or more priorities are claimed, the right of priority shall cover only those technical feature or features of the invention which are included in the application or applications whose priority is claimed.

Rule 306.2. If the technical feature or features of the invention for which priority is claimed does not appear among the claims formulated in the previous application, priority may nonetheless be granted; provided, that the previous application as a whole specifically discloses such technical feature or features.

Rule 306.3. Where an application could have claimed the priority of an earlier application, but when filed, did not contain such priority claim, the applicant shall be given two (2) months from the filing date to submit priority claim. Submission of priority claim after the filing of the application shall be accompanied by:

- (a) a declaration of the applicant stating that the delay in submitting the priority claim was unintentional; and
- (b) the full payment of the prescribed fee.

Failure to submit the priority claim within the prescribed period shall result in the application being treated as having no such claim for priority.

Rule 307. Certified Copy of the Foreign Applications. – The certified copy of foreign applications mentioned in Rule 305 shall be the copy of the priority application(s) as duly certified to be a true or faithful reproduction thereof by the patent office which received it or any other office which has official custody of the foreign application.

PART 4

THE PATENT APPLICATION

Rule 400. The Patent Application. – An application for a patent shall be in writing. It may be written in Filipino or English, and shall be filed by post or directly with the Bureau. Filing in electronic format or through the internet may also be done, if and when facilities therefor are made available by the Office. All applications shall be addressed to the Director.

The application shall contain the following:

- (a) A duly accomplished request for the grant of patent;
- (b) A description of the invention;
- (c) Drawing(s) necessary for the understanding of the invention;
- (d) One or more claims; and
- (e) An abstract.

Except for the request for grant, the documents making up the application filed in writing shall be in four (4) copies.

Rule 401. Payment of Fees. – An application shall be subject to the full payment of the filing fee, the search fee, and the publication fee (1st publication) within one (1) month after the filing date of the application.

Rule 401.1. Effect of Non-payment of Fees. – An application shall be deemed forfeited if the required fees are not fully paid within the period prescribed in Rule 401.

A forfeited application may be retrieved by the applicant by filing a formal written request therefor within four (4) months from the mailing date of the notice of forfeiture of the application. A forfeited application not retrieved within the prescribed period shall be expunged from the records and disposed of by the Bureau.

Rule 402. Marking of Documents; Acknowledgement. – The Bureau shall mark the documents making up the application with the date of the receipt. An acknowledgement shall be issued stating the application number, filing date, name of applicant, and title of the invention.

Rule 403. Form of Request; Office Application Form. – The request shall be made on a form drawn up by the Office. For the convenience of applicants, the Office shall draw up

and make available a standard application form (request for grant of a patent) which may be reproduced by the applicant and other persons at their own cost.

Rule 404. The Request. – The request shall contain the following:

- (a) Petition for the grant of a patent;
- (b) Applicant's name and address;
- (c) Title of the invention;
- (d) Inventor's name;
- (e) If with claim for convention priority, it shall contain the file number, country of origin, and the date of filing in the said country where the application was first filed;
- (f) Name and address of the resident agent/representative (if any); and
- (g) Signature of the applicant or resident agent/representative.

Rule 405. Disclosure and Description of the Invention. – The application shall disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for it to be carried out by a person having ordinary skills in the art.

Rule 406. Test for Enabling Disclosure. – The test for enabling disclosure is whether the person to whom it is addressed could, by following the directions therein, put the invention into practice.

Rule 406.1. Enabling Disclosure. – The enabling disclosure shall contain a clear and detailed description of at least one way of doing the invention using working examples. It shall contain a sufficient and clear disclosure of the technical features of the invention including the manner or process of making, performing, and using the same, leaving nothing to conjecture.

In case of chemical substance and pharmaceutical subject matter, the disclosure must include one or more representative embodiments or working examples, a description of the result of the pharmacological test in the case of pharmaceutical subject matter, and all compounds must include their claimed activity.

Rule 407. Contents of the Description. – The description shall:

- (a) Specify the technical field to which the invention relates;
- (b) Indicate the background art which, as far as known to the applicant, can be regarded as useful for understanding the invention, for drawing up the search report and for the examination, and preferably, cite the documents reflecting such art;
- (c) Disclose the invention, as claimed, in such terms that the technical problem (even if not expressly stated as such) and its solution can be understood, and state any advantageous effects of the invention with reference to the background art;
- (d) Where appropriate, refer to the different elements involved in the invention by the use of reference letters or numerals (preferably the latter). Such letters or numerals should be properly depicted in the drawings. In the case of an improvement, the detailed description shall particularly point out the improved

concept that may be regarded as novel and inventive and must be described in relation to the technical feature that belongs to the prior art for a clear and complete understanding of the improvement.

- (e) Briefly describe the figures in the drawings, if any;
- (f) Describe in detail at least one way of carrying out the invention claimed using examples where appropriate and referring to the drawings, if any; and
- (g) Indicate explicitly, when it is not obvious from the description or nature of the invention, the way in which the invention is capable of exploitation in the industry.

Rule 408. Requirements of Application relating to Biological Materials and Microorganisms. – Where the application concerns a microbiological process, or the product thereof, involving the use of a microorganism which cannot be sufficiently disclosed in the application in such a way as to enable the invention to be carried out by a person having ordinary skills in the art and such material is not available to the public, the invention shall only be regarded as disclosed if:

- (a) A culture of the microorganism has been deposited in a depository institution before filing the application;
- (b) The depository institution and the file number of the culture deposit are stated in the application. If this information is not yet available at the time of filing the application, the said information shall be submitted within two (2) months from the request of the Examiner. Publication of the application under Section 44 of the IP Code shall be held pending until submission of the information;
- (c) The application as filed gives relevant information as is available to the applicant on the characteristics of the microorganism.

Rule 409. Requirements of Application relating to Biological Materials and Microorganisms before Allowance. – An application which concerns a microbiological process, or the product thereof, involving the use of any novel strain of microorganism shall be allowed only when the following conditions are met:

- (a) A deposit was made in a recognized international depository authority;
- (b) Proof of such deposit together with the proper identification or deposit number assigned by the depository; and
- (c) That the depository should be under the contractual obligation to place the culture in permanent collection and to provide access to persons who shall have interest therein with regard to matters relating to the patent application as published.

Rule 410. Title of the Invention. – The title of the invention shall be as short and specific as possible. It shall appear as a heading on the first page of the description. The title shall be in technical terms particularly referring to the technical feature or features of the invention. All fancy names are not permissible in the title.

Rule 411. Abstract of the Disclosure. – The abstract shall be written in a separate sheet with the heading, "Abstract of the Disclosure." It shall consist of a concise summary of the disclosure of the invention as contained in the description, claims, and drawings in preferably not more than one hundred fifty (150) words. It must be drafted in a way which allows the clear understanding of the technical problem, the gist of the

solution of that problem through the invention, and the principal use or uses of the invention. The abstract shall merely serve for technical information. Preferably, the scope of the invention should be disclosed such that it can serve as an efficient basis for search in the particular technical field.

Rule 412. Prohibited Matter. –

- (a) The application shall not contain:
- (i) a statement or other matter contrary to “public order” or morality;
 - (ii) a statement disparaging the products or processes of any particular person other than the applicant, or the merits or validity of application or patents of any such person. Mere comparison with the prior art shall not be considered disparaging per se; and
 - (iii) any statement or other matter obviously irrelevant or unnecessary under the circumstances.
- (b) If an application contains prohibited matter within the meaning of this Rule, the Bureau shall omit it when publishing the application indicating the place and number of words or drawing omitted.

Rule 413. General Requisites for the Drawings. –

- (a) The drawing must be signed by the applicant or his name may be on the drawing by his attorney or agent. The drawing must show every feature of the invention covered by the claims. The drawing(s) may consist of several views showing every feature of the invention to serve as aid in the complete understanding of the invention and each figure must be consecutively numbered and briefly described as to its matter of presentation.
- (b) When the invention relates to an improvement of the prior art, the drawing must exhibit, in one or more views, the novel or inventive improvement in relation with the old structure presented in dotted lines. Every element of the invention as shown in the drawing shall be designated with legible reference numeral or letter and, if appropriate, shall be accompanied by a pointing line directed to such particular element being referred to. The designated reference numeral or letter for a particular element shall be in conformity with what has been described or referred to in the detailed description.
- (c) Each element of each figure shall be in proper proportion to each of the other elements in the figure except where the use of a different proportion is indispensable for the clarity of the figure.
- (d) If the same part of the invention appears in more than one view of the drawing, it must always be represented by the same character and the same character must never be used to designate different parts.

Rule 414.1. Uniform Standard of Excellence required of Drawings. – The character of each original drawing must be brought as nearly as possible to a uniform standard of excellence suited for a good and clear visualization of the invention and it must conform to the standard requirements for the preparation of technical drawings, to give the best results in the interests of the inventors, the Office, and the public.

The following rules will therefore be strictly enforced and any departure from them will be certain to cause delay in the examination of an application.

Rule 414.2. Paper and Ink. – Drawings must be made upon a smooth non-glossy white paper with sufficient thickness and durability that will permit erasures and corrections with India ink. Only black India ink, or its equivalent, may be used for drawings to have solid lines. The use of white pigments to cover lines and other elements is not permissible.

Rule 414.3. Size of Paper and Margins. – Drawings shall be made on a paper that is exactly 29.7 cm x 21 cm or the size of an A4 paper. The minimum margins shall be as follows: Top 2.5 cm, left side 2.5 cm, right side 1.5 cm, and bottom 1 cm. All drawings, figure numbers, reference numerals and signatures, must be within the area bounded by the margins. One of the shorter sides of the sheet is regarded as its top and measuring downwardly from the imaginary line, a space of not less than 3 cm. is to be left blank for the heading of the title, name, number, and date.

Rule 414.4. Character and Color Lines. – All drawings must be made with the aid of drafting instruments which will give them satisfactory reproduction characteristics. Drawings shall be executed in durable, black, sufficiently dense and dark, uniformly thick and well-defined lines and strokes without colorings. Every line and letter (including signatures) must be absolutely black. The direction applies to all lines, however fine, to shading and to lines representing cut surfaces in sectional views. All lines must be clean, sharp, and solid. They must not be too fine or crowded. Surface shading when used, should be open. Cross-sections shall be indicated by oblique hatching which should not impede the clear reading of the reference signs and leading lines. Solid black should not be used for sectional or surface shading. Freehand work should be avoided whenever possible.

Rule 414.5. The Fewest Possible Number of Lines and Little or No Shading to be Used. – Drawings should be made with the fewest possible lines consistent with clarity. By the observance of this Rule, the effectiveness of the work after reduction will be much increased. Shading, except on sectional views, should be used sparingly and may even be dispensed with if the drawings be otherwise well executed. The plane upon which a sectional view is taken should be indicated on the general view by a broken or dotted line. It should also be designated by numerals which correspond to the number of the sectional view. Heavy lines on the shaded sides of objects should be used except where they tend to thicken the work and obscure the letter of reference. In drafting the drawing, the location of the light is always assumed to come from the upper left hand corner of an angle of 45 degrees.

Rule 414.6. Scale to which the Drawing is made; Presentation of the Drawings. – The scale to which a drawing is made shall be large enough to show a clear and sufficient presentation of the different views of the invention without crowding. Two or more sheets may be used if one does not give sufficient room to accomplish this end but the number of sheets must never be more than what is absolutely necessary.

The same sheet of drawings may contain several figures. Where figures on two or more sheets form in effect a single complete figure, the figures on the several sheets shall be so arranged that the complete figure can be assembled without concealing any part of any of the figures appearing on the various sheets.

The scale of the drawings and the distinctness of their graphical execution shall be such that a photographic reproduction with a linear reduction in size to two-thirds would enable all details to be distinguished without difficulty.

When, in exceptional cases, the scale is given on a drawing, it shall be represented graphically.

Rule 414.7. Letters and Figures of Reference. – The different views shall be consecutively numbered. Letters and figures of reference must be carefully formed. They should, if possible, measure at least 32 mm. in height so that they may bear reduction to 10,6 mm; and they may be much larger when there is sufficient room. They must be placed in the close and complex parts of the drawings so as not to interfere with the thorough comprehension of the same and should rarely cross or mingle with the lines. When necessarily grouped around a certain part, they should be placed at a little distance where there is available space and connected by lines with the parts to which they refer. They should not be placed upon shaded surfaces. If this cannot be avoided, a blank space must be left in the shading where the letter occurs, so that it shall appear perfectly distinct and separate from the work. All numbers, letters, and reference lines appearing on the drawings shall be simple and clear. Brackets, circles, or inverted commas shall not be used in association with numbers and letters.

Rule 414.8. Signature, Where to be Placed. – The name of the applicant and his signature, or the name and signature of his duly authorized representative, should be placed at the lower right hand corner within the imaginary margins of each sheet, but in no instance should they trespass upon the drawings.

Rule 414.9. Position on Drawing Sheets of Large Views. – The different figures shall be arranged on a sheet or sheets without wasting space, preferably in an upright position, clearly separated from one another. Where the figures are not arranged in an upright position, for instance, if views longer than the width of the sheet are necessary for the proper illustration of the invention, they shall be presented sideways with the top of the figures at the left side of the sheet.

Rule 414.10. Flow Sheets and Diagrams. – Flow sheets and diagrams may be considered drawings provided they serve as an aid in the clear understanding of the invention.

Rule 414.11. Requisites for the Figure in the IPOPFL E-Gazette. – As a rule, only one view of each invention can be shown in the IPOPFL E-Gazette illustrations. The selection of the view of the drawing must show the nature of the invention or its specific improvement. For this purpose, the figure may be a perspective, plan, side or sectional view, according to the judgment of the Examiner.

Rule 414.12. Reference Signs. – Reference signs not mentioned in the description and claims shall not appear in the drawings and vice versa. The same feature, when denoted by reference signs, shall throughout the description and drawings be denoted by the same signs. If the drawings contain a large number of reference signs, it is strongly recommended to attach a separate sheet listing of all reference signs and the features denoted by them.

Rule 414.13. Photographs. –

- (a) Photographs are not normally considered to be proper drawings. Photographs are acceptable for purposes of obtaining a filing date and generally considered to be informal drawings. Photolithographs of photographs are never acceptable.
- (b) The Office accepts black and white photographs or photomicrographs (not photolithographs or other reproduction of photographs made by using screens) printed on sensitized paper in lieu of India ink drawings to illustrate inventions which are incapable of being accurately or adequately depicted by drawing drafting methods. The photographs or photomicrographs must show the invention more clearly than they can be done by India ink drawings and otherwise comply with the rules concerning such drawings.
- (c) Such photographs to be acceptable must be made on photographic paper having the following characteristics which are generally recognized in the photographic trade: paper with surface described as smooth, tint, white, or be photographs printed on a proper sized sensitized paper or in at least substance 20 bond paper.

Rule 414.14. Matters Not Permitted to Appear on the Drawings. – The stamp of an agent or attorney, advertisement, or written address shall not be permitted on the drawings.

Rule 414.15. Drawings Not Conforming to Foregoing Rules to be Accepted Only Conditionally. – A drawing not executed in conformity to the foregoing rules may be admitted for the purposes of examination if it sufficiently illustrates the invention, but in such case, the drawing must be corrected or a new one furnished before the application will be allowed.

Applicants are advised to employ a competent draftsman to make their drawings.

Rule 415. Claims. –

- (a) The patent application must conclude with a claim, particularly pointing out and distinctly claiming the part, improvement, or combination which the applicant regards as his invention.
- (b) The application may contain one (1) or more independent claims in the same category (product, process, apparatus, or use), where it is not appropriate, having regard to the subject matter of the application, to cover this subject matter by a single claim which shall define the matter for which protection is sought. Each claim shall be clear, concise, and supported by the description.
- (c) One (1) or more claims may be presented in dependent form, referring back and further limiting another claim(s) in the same application. Any dependent claim which refers to more than one other claim (multiple dependent claim) shall refer to such other claims in the alternative only. A multiple dependent claim shall not serve as a basis for any other multiple dependent claim.
- (d) The claims must conform to the invention as set forth in the description and the terms and phrases used in the claims must find clear support or antecedent basis in the said description so that the meaning of the terms may be ascertainable by reference to the description. Claims shall not, except where absolutely necessary, rely in respect of the technical features of the invention, on reference to the

description or drawings. In particular, they shall not rely on references such as, "As described in part xxx of the description" or "As illustrated in figure xxx of the drawings."

- (e) If the invention relates to an improvement, the claim or claims should specifically point out and distinctly claim the improvement in combination with a preamble statement indicating the prior art features which are necessary for the definition of the claimed subject matter.

Rule 416. Form and Contents of the Claims. – The claim shall define the matter for which protection is sought in terms of technical features of the invention. Wherever appropriate, the claims shall contain:

- (a) A statement indicating the designation of the subject matter of the invention and those technical features which are necessary for the definition of the claimed subject matter but which, in combination, are part of the prior art;
- (b) A characterizing portion preceded by the expression, "characterized in that" or "characterized by," stating the technical features which, in combination with the features stated in subparagraph (a), it is desired to protect.

- (c) If the application contains drawings, the technical features mentioned in the claims shall preferably, if the intelligibility of the claim can thereby be increased, be followed by reference signs relating to these features and placed between parentheses. These reference signs shall not be construed as limiting the claim.

Rule 417. Claims incurring Fee. – Any application comprising of more than five (5) claims, independent or multiple/alternative dependent claims at the time of filing or added claims after the filing date in respect of each claim over and above five (5), incurs payment of a claims fee. The claims fee shall be payable within one (1) month after the filing of the application. If the claims fee have not been fully paid in due time, they may still be paid within a grace period of one (1) month from notice pointing out the failure to observe the time limit. If the claims fee is not fully paid within the time limit and the grace period or the claims fee is not fully paid within the time limit prescribed during substantive examination of the application, the claim or claims concerned shall be deemed deleted.

For fee calculation purposes, a multiple dependent claim will be considered to be that number of claims to which direct reference is made therein. Furthermore, any claim depending on a multiple dependent claim will be considered to be that number of claims to which direct reference is made in that multiple dependent claims. In addition to the other filing fees, any original application which is filed with, or is amended to include, multiple dependent claims must have to pay the prescribed additional fees. Claims in dependent form shall be construed to include all the limitations of the claims incorporated by reference into the dependent claim. A multiple dependent claim shall be construed to incorporate by reference all the limitations of each of the particular claims in relation to which it is being considered.

Rule 418. Presentation of the Application Documents. –

- (a) All papers for an application for an invention patent which are to become part of the permanent records of the Office must be the original copy only. It must be legibly written, typewritten, or printed in permanent ink on one side of the sheet.

If necessary, only graphic symbols, characters, chemical or mathematical formulas not capable of being printed by a typewriter or through a word processor may be written by hand or drawn. The typing shall be 1 ½-spaced. All text matters shall be in characters, the capital letters of which are not less than 0.21 cm. high and shall be in dark, indelible color.

- (b) The documents making up the application shall be on a 29.7 cm. x 21 cm. paper or the size of an A4 paper which is pliable, strong, white, smooth, matte, and durable.

- (c) The description and claims of an invention patent must be written with the lines numbered in sets of five and the number must appear on the left side of the margin.

- (d) The description claims, and the abstract of the disclosure may contain chemical and mathematical formulas. The description and the abstract of the disclosure may contain tables. The claims may contain tables only if their subject matter makes the use of tables desirable. Tables and chemical or mathematical formulas may be presented sideways on the sheet if they cannot be presented satisfactorily in an upright position thereon. Sheets on which tables or chemicals or mathematical formulas are presented sideways shall be so presented that the tops of the tables or formula are at the left side of the sheet.

- (e) Physical values shall be expressed in the units recognized in international practice, wherever appropriate in terms of the metric system (SI units). Any data not meeting this requirement must also be expressed in the units recognized in international practice. For mathematical formulas, the symbols in general use shall be employed. For chemical formulas, symbols, atomic weights, and molecular formula in general use shall be employed. In general, use should be made of the technical terms, signs, and symbols generally accepted in the field in question.

- (f) The terminology and the signs shall be consistent throughout the application.

- (g) Each document making up the application (request for grant, description, claims, drawings, and abstract of the disclosure) shall commence on a separate sheet. The separate sheets shall be filed in such a way that they can easily be turned over and joined together again.

- (h) The margins of the documents shall be within the following ranges: Top 2 cm. – 4 cm., left side 2.5 cm. – 4 cm., right side 2 cm. – 3 cm., and bottom 2 cm. – 3 cm. The margins of the documents making up the application must be completely blank. All the sheets making up the documents shall have their pages numbered consecutively using Arabic numerals. The page numbers shall appear in the central portions of either the top or bottom margins.

- (i) The documents making up the application, except the request for grant, shall be filed in four (4) copies.

Rule 419. Working Models of the Invention, when Required. – A working model may be required for purposes of demonstration, to enable the Office to fully and readily understand the precise operation of the machine if the invention sought to be patented cannot be sufficiently described in the application. The Examiner shall notify the applicant of such requirement, which will constitute an official action in the case. When a working model has been presented in compliance with the official requirement, a report of workability assessment, the date of its presentation and demonstration, and

the date of filing thereof shall be entered in the file wrapper. Working models not required nor admitted will be returned to the applicant.

Rule 419.1. Requisites for the Model. – The working model, when required, must clearly exhibit every feature of the machine which forms the subject of the claim or claims of the invention. However, it should not include other matters than that covered by the actual invention or improvement unless it is necessary to the exhibition of the invention in a working model.

Rule 419.2. Suspension of Action. – When a working model is required, the applicant may file a request for suspension of action upon full payment of the prescribed fee. The period for suspension of action shall not exceed six (6) months from the date of filing such request. Failure to submit the working model within the prescribed period shall cause the application to be deemed withdrawn.

Rule 419.3. Material required for the Model; Working Models. – The model must be neatly and substantially made of durable material. However, when the material forms an essential feature of the invention, the model should be constructed of that material.

Rule 419.4. Models Returned to the Applicant. – In all applications which have been refused or withdrawn, the working model, unless, it is deemed necessary to be preserved in the Office, may be returned to the applicant upon demand and at his expense.

Rule 419.5. Plant Visit and Inspection. – In cases where the presentation of a working model is not possible due to the physical features of the invention (e.g. large machines, apparatuses, and systems), the applicant may file a request for a plant visit and inspection for a clear assessment of the workability of the invention. The Examiner handling the application shall be responsible for the visit and inspection and shall make a report regarding the workability of the invention. A copy of the report shall form part of the application file wrapper and another copy shall be submitted to the Director. The applicant shall shoulder expenses that may be incurred during the visit.

Rule 420. Employment of Attorney-at-Law or Patent Agent Recommended. – An applicant or an assignee of the entire interest may prosecute his own case, but he is advised, unless familiar with such matters, to employ a competent attorney-at-law or patent agent, as the value of patents depends largely on the skillful preparation of the description and claims. The Office cannot aid in the selection of an attorney-at-law or patent agent.

Rule 421. Appointment of Resident Agent and Representative. – An applicant who is not a resident of the Philippines must appoint and maintain a resident agent or representative in the Philippines upon whom notice or process for judicial or administrative procedure relating to the application for patent or the patent may be served.

Rule 421.1. Agents or Representatives on Record. – The application shall contain the name and contact details of the patent agent or representative. A representative or agent shall:

- (a) Be authorized to transact business regarding prosecution or maintenance of application/access to records; and
- (b) Address all communications, notices, and correspondence from the Office.

If there are two (2) or more agents appointed by the applicant, the Office shall forward all actions to the last agent appointed on record. A substitute or associate attorney may be appointed by an attorney only upon the written authorization of his principal. However, a third attorney appointed by the second will not be recognized.

A power of attorney or authorization may be revoked at any stage in the proceedings upon proper notification to the Director. Upon revocation, the Office shall communicate directly with the applicant or with such other attorney or agent which the applicant may later appoint.

Rule 422. (a) Decorum and Courtesy Required in the Conduct of Business. – Applicants and their attorneys or agents are required to conduct business with the Office with politeness, decorum, and courtesy. Applicants who act or persist in acting in violation of this Rule shall be required to be represented by an attorney, and papers presented containing matters in violation of this rule will be submitted to the Director and returned to the sender, by his direct order.

(b) *Complaints Against Examiners to be on Separate Paper.* – Complaints against Examiners and other officers must be made in a communication separate from other papers and will be promptly investigate by or at the instance of the Director.

PART 5 **WHO MAY APPLY FOR A PATENT**

Rule 500. Who may Apply for a Patent. – Any person, natural or juridical, may apply for a patent. If the applicant is not the inventor, the Office shall require him to submit a proof of his authority to apply for the patent.

Rule 501. When the Applicant Dies, becomes Insane or Incapacitated. – In case the applicant dies, becomes insane, or incapacitated, the legally appointed administrator, executor, guardian, conservator, or representative of the applicant may sign the application papers and other documents. He may also apply for and obtain the patent in the name of the applicant, his heirs, or assignee.

Rule 502. Assigned Invention and Patents. – In case the whole interest in the invention is assigned, the application may be filed by or in the name of the assignee who may sign the application. In case the assignee is a juridical person, any officer thereof may sign the application in behalf of the said person. In case of an aliquot portion or undivided interest, any of the joint owners shall sign the application.

Rule 503. Definition of Juridical Person. – A juridical person is a body of persons, a corporation, a partnership, or any legal entity that is recognized by law which grants a juridical personality separate and distinct from that of a shareholder, partner or member.

Rule 504. Proof of Authority. – If the person who signs the application in behalf of a juridical person is an officer of the corporation, no proof of authority to file the said application will be required. However, if any other person signs for and in behalf of a juridical person, the Bureau shall require him to submit proof of authority to sign the application.

Rule 505. Forms of Signature. – Where a signature is required, the Office may accept:

- (a) A hand-written signature; or
- (b) The use of other forms of signature, such as a printed or stamped signature, the use of a seal, or thumb marks instead of a hand-written signature; Provided, that where a seal or a thumb mark is used, it should be accompanied by an indication in letters of the name of the signatory.

No attestation, notarization, legalization, or other certification of any signature or other means of self-identification referred to in the preceding paragraphs, will be required, except, where the signature concerns the surrender of a letters patent.

PART 6

FILING DATE AND FORMALITY EXAMINATION

Rule 600. Filing Date Requirements. – The filing date of a patent application shall be the date on which the Office received the following elements in English or Filipino:

- (a) An express or implicit indication that a Philippine patent is sought;
- (b) Information identifying the applicant; and
- (c) Description of the invention and one (1) or more claims.

Rule 600.1. Incomplete Application. – Where the application refers to a drawing or drawings, it shall not be considered complete if the drawing or drawings are not included in the application.

Rule 600.2. For purposes of obtaining a filing date, the Bureau may accept a copy of the application received by the resident agent by telefax or e-mail; Provided, that the original copy is submitted within two (2) months from the filing date, otherwise, the filing date will be moved to the date when the original copy is received by the Office.

Rule 601. According a Filing Date. – The Office shall examine whether the patent application satisfies the requirements for the grant of filing date as provided in these Regulations. If a filing date cannot be accorded, the applicant shall be given an opportunity to correct the deficiencies. If the application does not contain all the elements indicated in these Regulations, the filing date will be the date when all the elements are received. If the deficiencies are not remedied within two (2) months from the date on which the application was initially presented to the Office, the application shall be considered withdrawn (Sec. 41, IP Code).

Rule 602. Late-filed or Missing Drawings. –

- (a) If the formality examination reveals that the drawings were filed after the filing date of the application, the Bureau shall send a notice to the applicant that the drawings and the references to the drawings in the application shall be deemed

deleted unless the applicant requests within two (2) months that the application be granted a new filing date which is the date on which the drawings were filed.

- (b) If the formality examination reveals that the drawings were not filed, the Bureau shall require the applicant to file the drawings within two (2) months. The Bureau shall also inform the applicant that the application will be given a new filing date which is the date on which the drawings are filed, or if they are not filed in due time, any reference to them in the application shall be deemed deleted. Any additional drawings beyond the original disclosure in the description filed after the filing date of the application shall be denied entry and the applicant shall be notified of such action.
- (c) Missing drawings and references to such drawings in the description filed after the filing date shall be deemed deleted unless the applicant requests within two (2) months from the date of submission that a new filing date, which is the date on which the drawing were filed, be issued to the application.
- (d) The new filing date shall be cited in all succeeding correspondences between the Bureau and the applicant.

Rule 603. Formality Examination. – If a patent application has been accorded a filing date and the required fee has been paid within one (1) month, the application shall be evaluated taking into consideration the formality requirements stated in these Regulations, such as:

- (a) Contents of the request for grant of a Philippine patent;
- (b) Priority documents, if with claim of convention priority (e.g. file number, date of filing, and country of the priority applications);
- (c) Proof of authority, if the applicant is not the inventor;
- (d) Deed of assignment;
- (e) Full payment of other fees (e.g. excess claims);
- (f) Signature of the applicant;
- (g) Identification of the inventor; and
- (h) Formal drawings.

Rule 604. Unity of Invention. –

- (a) The application shall relate to one invention only or to a group of inventions forming a single general inventive concept (Sec. 38.1, IP Code).
- (b) If several independent inventions which do not form a single general inventive concept are claimed in one application, the Director may require that the application be restricted to a single invention. A later application filed for an invention divided out shall be considered as having been filed on the same day as the first application; Provided, that the later application is filed within four (4) months after the requirement to divide becomes final or within such additional time not exceeding four (4) months as may be granted; Provided further, that each divisional application shall not go beyond the disclosure in the initial application. (Sec. 38.2, IP Code).

Rule 604.1. The fact that a patent has been granted on an application that did not comply with the requirement of unity of invention shall not be a ground to cancel the patent (Sec. 38.3, IP Code).

Rule 605. Requirements for Unity of Invention. –

- (a) The requirement of invention shall be fulfilled only when there is a technical relationship among those inventions involving one or more of the same or corresponding special technical features. The expression “special technical features” shall mean those technical features that define a contribution which each of the claimed inventions, considered as a whole, makes over the prior art.
- (b) The determination whether a group of inventions is linked as to form a single general inventive concept shall be made without regard to whether the inventions are claimed in separate claims or as alternative within a single claim.
- (c) A plurality of independent claims in different categories may constitute a group of inventions linked to form a single general inventive concept. For instance, the link being that between a product and the process which produces it or between a process and an apparatus for carrying out the process.
- (d) Different specific combination of claims in different categories are permissible in any one application as shown in the following examples:
- (1) In addition to an independent claim for a given product, an independent claim for a process specially adapted for the manufacture of the product and an independent claim for a use of the product; or
 - (2) In addition to an independent claim for a given process, an independent claim for an apparatus or means specifically designed for carrying out the process; or
 - (3) In addition to an independent claim for a given product, an independent claim for a process specially adapted for the manufacture of the product and an independent claim for apparatus or means specifically designed for carrying out the process.

Rule 606. Reconsideration for Requirement. –

- (a) If the applicant disagrees with the requirement of division, he may request reconsideration and withdrawal or modification of the requirement, giving the reasons therefore. In requesting reconsideration, the applicant must indicate a provisional election of one invention for prosecution, which invention shall be the one elected in the event the requirement becomes final.
- (b) The requirement for division will be reconsidered on such a request. If the requirement is repeated and made final, the Examiner will act on the claims of the invention elected.

Rule 607. Appeal from Requirement for Division. – After a final requirement for division, the applicant, in addition to making any response due on the remainder of the action, may appeal from the requirement together with the full payment of the prescribed fee. The prosecution on claims of the elected invention may be continued during such appeal. Final action or allowance of the claims of the invention elected shall be deferred until the appeal has been resolved. Appeal may not be allowed if reconsideration of the requirement was not requested.

Rule 608. Subsequent Presentation of Claims for Different Invention. – If, after an official action on an application, the applicant presents claim directed to an invention divisible from the invention previously claimed, such claims, if the amendment is entered, will be refused and the applicant will be required to limit the claims to the invention previously claimed.

Rule 609. Election of Species. – In the first action on an application containing a generic claim and claims restricted separately to each of more than one species embraced thereby, the Examiner, if of the opinion, after a complete search on the generic claim, that no generic claim presented is allowable, shall require the applicant in his response to that action to elect the species of his invention to which his claim shall be restricted, if no generic claim is finally held allowable.

Claims directed neither to the species nor to the genus of the disclosed invention may be allowed. Markush type claims, i.e. claims which enumerate in alternative manner, members or variations which are properly claimable as species claims may likewise be allowed, provided that the amount of the fees payable by the applicant or applicants shall be computed depending on the number of members or variations enumerated in the Markush type claims.

Rule 610. Separate Application for Invention not Elected. –The inventions which are not elected after a requirement for division may be the subject of separate applications which will be examined in the same manner as the original application (parent application) and shall have the benefit of any right of priority; Provided, that the application is filed within four (4) months from the date the requirement for division is made final. The said date shall be the date of election by the applicant or the mailing date of the subsequent office action stating that the restriction is made final. If with appeal, the four (4)-month period is reckoned from the mailing date of the notice of the decision to the appeal.

The non-elected invention may be filed together with an application form signed and executed by the applicant, an exact copy of the previously filed original document, proposed amended claims canceling the irrelevant claims or other matters, a copy of the drawings complying with rules relating to drawings, and the full payment of the corresponding filing fee.

However, if such an application is filed before the original application is patented or becomes withdrawn, and if it is identical with the original application as filed, the drawings being identical and the papers constituting an exact copy of the original papers which were signed and executed by the applicant, signing and execution of the applicant may be omitted; such application may consist of the filing fee, a copy of the drawings complying with rules relating to drawings and filed, together with a proposed amendment canceling the irrelevant claims or other matters.

Rule 611. Voluntary Divisional Application. – The applicant may file a voluntary divisional application on a pending application before the parent application is withdrawn or patented; Provided, that the subject matter shall not extend beyond the content of the parent application.

The voluntary divisional application shall be accorded the same filing date as the parent application and shall have the benefit of any right to priority. The application shall be filed wherein the requirements as to form of the application is in the same manner as stipulated in Rule 610.

Rule 611.1. *Term of a Divisional Application.* – The term of a divisional application shall be twenty (20) years from the filing date of the parent application.

Rule 612. *Information concerning Corresponding Foreign Application for Patents.* – The applicant shall, at the request of the Director, furnish him with the date and number of any application for a patent filed by him abroad, hereafter referred to as the “foreign application,” relating to the same or essentially the same invention as that claimed in the application filed with the Office and other documents relating to the foreign application (Sec. 39, IP Code).

Rule 612.1. Other documents relating to the foreign application may consist of the following:

- (a) A copy of the search reports in English on the corresponding or related foreign application prepared by the European, Japanese, or United States Patent Offices, searching authorities under the Patent Cooperation Treaty, or by the office where the first patent application was filed;
- (b) Photocopy of the relevant documents cited in the search report;
- (c) Copy of the patent granted to the corresponding or related application;
- (d) Copy of the examination report or decision on the corresponding or foreign related application; and
- (e) Other documents which could facilitate adjudication of the application.

Rule 612.2. *Non-compliance.* – The application is considered withdrawn if the applicant fails to comply with the requirement to furnish information concerning the corresponding foreign application within the specified period.

PART 7 CLASSIFICATION AND SEARCH

Rule 700. *Classification and Search.* – An application that has complied with the formal requirements shall be classified and a search shall be conducted to determine the prior art (Sec. 43, IP Code).

Rule 701. The Office shall use the International Patent Classification.

Rule 701.1. *Content of the Intellectual Property Search Report.* – The Intellectual Property Search Report is drawn up on the basis of the claims, description, and the drawings if there is any:

- (a) The search report shall mention those documents available at the Office at the time of drawing up the report, which may be taken into consideration in assessing novelty and inventive step of the invention;
- (b) The search report shall distinguish between cited documents published before the date of priority claimed, between such date of priority and the date of filing, and on or after the date of filing; and
- (c) The search report shall contain the classification of the subject matter of the application in accordance with the International Patent Classification.
- (d) The search report may also include documents cited in a search established in the corresponding foreign application.

PART 8 PUBLICATION AND REQUEST FOR EXAMINATION

Rule 800. *Publication of Application.* –

- (a) The application shall be published in the IPOPHL E-Gazette together with a search document established by or on behalf of the Office citing any relevant document or documents that reflect prior art, after the expiration of eighteen (18) months from the filing date or priority date.
- (b) The application will not be published if it has been finally refused, withdrawn, or deemed to be withdrawn before the technical preparation for publication.
- (c) The application to be published shall contain the bibliographic data, any drawing as filed and the abstract.
- (d) The Office shall communicate to the applicant the date and other information regarding the publication of the application and draw his attention to the period within which the request for substantive examination must be filed.
- (e) The Director General, subject to the approval of the Secretary of Trade and Industry, may prohibit or restrict the publication of an application, if in his opinion, to do so would be prejudicial to the national security and interests of the Republic of the Philippines (Sec. 44.3, IP Code).

Rule 800.1. *Early Publication of Patent Application.* – The application may be published before eighteen (18) months but not earlier than six (6) months from the filing date, provided that:

- (a) A written request for an early publication is filed before the Director;
- (b) The applicant attaches thereto a waiver on the confidentiality disclosures of the application, under oath;
- (c) The applicant agrees to have the application published without a search report; and
- (d) Full payment has been made of the early publication fees.

Rule 801. *Confidentiality before Publication.* – An application, including all related documents, which has not yet been published, shall not be made available for inspection without the consent of the applicant (Sec. 45, IP Code).

After publication, any interested party may inspect the complete description, claims, and drawings as filed with the Office.

Rule 802. *Community Review of Patent Applications.* – In the interest of transparency in granting patents and quality of patents granted, the concerned community shall be notified by the Office upon publication of the patent application.

Rule 803. *Observation by Third Parties.* – Within six (6) months from the date of publication of the application or the request for substantive examination filed by the applicant, whichever comes later, any person may present observations in writing concerning the patentability of the invention including matters pertaining to novelty, inventive step, and industrial applicability while citing relevant prior art. Additionally, a conference at the Office may be requested by the interested party to obtain a better understanding of the application, the patent prosecution process, and the patent system in general. The Office shall acknowledge the receipt of any observation or request for

conference and may request for additional information or clarifications. All observations shall be communicated to the applicant who may comment on them within thirty (30) days from the mailing date of the communication. Copies of any observation filed, comments thereto by the applicant, and minutes of conferences shall form part of the file wrapper in the subject application.

The observation and comments, as well as discussion in the conferences, shall be taken into consideration in examining the patent application. The Office shall notify the parties who have submitted observations or were present during the conferences of the decision of the Office involving the patent application, if and when it is granted registration, after issuance of the patent certificate.

Rule 804. Request for Substantive Examination. – A written request for substantive examination together with the full payment of the corresponding fee shall be filed within six (6) months from the date of publication of a patent application. The substantive examination is conducted to determine whether a patent application meets the requirement of patentability as provided by the IP Code. Failure of the applicant to file a request for substantive examination and pay the corresponding fees within the prescribed period shall result in the withdrawal of the application. The request for substantive examinations, once filed, shall be irrevocable. Fees paid therefor shall not be refunded.

Rule 805. Rights conferred by an Application after Publication. – The applicant shall have all the rights of a patentee under Section 76 of the IP Code against any person who, without his authorization, exercises any of the rights conferred under Section 71 of the IP Code in relation to the invention claimed in the published application, as if a patent has been granted for that invention; Provided, that the said person had:

- (a) Actual knowledge that the invention that he was using the subject matter of a published application; or
- (b) Received a written notice that the invention that he was using was the subject matter of a published application being identified in the said notice by its serial number; Provided, that the action may not be filed until after the grant of a patent on the published application and within four (4) years from the commission of the acts complained of (Sec. 46, IP Code).

Rule 806. Citation of Prior Art References. – Should domestic patents be cited, their numbers, dates, names of patentees, and classes of inventions shall be stated. Should foreign patents be cited, their nationality or country, numbers and dates, names of patentees must be stated, and such other data must be furnished as may be necessary to enable the applicant to identify the patents cited. In citing foreign patents, in case part of the patent be involved, the particular pages and sheets containing the parts relied upon must be identified. Should non-patent publications be cited, the author (if any), title, date, relevant pages or plates, and place of publication or place where a copy can be found shall be given.

Rule 806.1. Citation of Prior Art References based on Personal Knowledge. – If the citation of reference is based on facts within personal knowledge, the data shall be specific as possible and the reference must be supported, when called for by the applicant, by an affidavit of the person who has personal knowledge of such fact.

PART 9

PATENT EXAMINATION PROCESS AND PROCEEDINGS

Rule 900. Applications Prosecuted Ex Parte. – An application is prosecuted ex parte by the applicant. The role of the examiner is to ensure that only applications complying with the requirements of law for patentability are granted letters patent.

Rule 901. Contest between the Examiner and the Applicant. – The Examiner safeguards the public interests by allowing exclusivity based only on valid patent claims covered by the disclosure in the application. On the other hand, the applicant or his attorney may present arguments to obtain a broader protection and exclusivity for the invention.

Rule 902. Official Actions of the Examiner. – An Examiner's assessment of the patent application resulting in the issuance of Official Actions provides the applicant the opportunity to improve the application or clarify the patent claims through amendments and other means. Issues raised by the Examiner that are resolved in the examination process become an administrative ruling on the matter. This strengthens the legal presumption of the validity of the patent.

Rule 903. Conference and Interviews with the Examiner. – Conference or interview with the Examiner concerning an application which is the subject of an Official Action may be requested by the applicant or his attorney upon filing of a written request specifying the query and after payment of the required fees. However, the Examiner has the discretion to decline the interview or conference, and instead reply to the query immediately in writing. All conferences and interviews shall take place within the premises of the Bureau during regular office hours as specified by the Examiner, and minutes thereof shall form part of the File Wrapper.

Rule 904. An Examiner's Refusal is not final. – A refusal by the Examiner based on a prior art reference is merely preliminary. What is refused may involve only the claims and not necessarily the invention of the applicant, as the claims for an invention can be drafted in many ways in the light of existing prior art and other considerations. Further, an applicant may defend his application or introduce amendments through a written response. The Examiner, by seeking clarification and suggesting improvements and amendments in the light of prior art references, helps applicants strengthen the legal presumption of validity of the patent.

Rule 905. Examiner's Decision Appealable to the Director. – The decisions of Examiner in refusing applications are subject to appeal to the Director within four (4) months from the mailing date of the notice of the Final Refusal.

Rule 906. Order of Examination. – Applications filed in the Bureau and accepted as complete applications are assigned for examination to the respective Examiners handling the classes of invention to which the applications relate. Applications shall be taken up for examination by the Examiner in the order in which they have been filed. Applications, which have been acted upon by the Examiner, and which have been placed by the applicant in condition for further action by the said Examiner (amended

application) shall be taken up for such action in the order in which they have been placed in such condition (date of response).

Rule 907. Nature of Examination; Examiner's Action. –

- (a) On taking up an application for examination, the Examiner shall make a thorough study and investigation thereof of the available prior art relating to the subject matter of the invention sought to be patented. The examination shall be complete with respect both to compliance of the application with the statutes and rules and to the patentability of the invention as claimed, as well as with respect to matters of form, unless otherwise indicated.
- (b) The applicant will be notified of the Examiner's action. The reasons for any adverse action or any objection or requirement will be stated and such information or references will be given as it may be useful in aiding the applicant to judge the propriety of continuing the prosecution of his application.

Rule 908. Completeness of the Examiner's Action. – The Examiner's action shall, as much as practicable, be comprehensive and complete in raising all substantive matters. However, should there be issues relating to restriction requirement, fundamental defects in the application and the like, the Examiner may limit his action to such matters before proceeding to the substantive aspects. Matters of form need not be raised by the Examiner until the claims are found allowable.

Rule 908.1. Standard Action Form. – A standard action form formulated to provide a complete action understandable by the applicant shall be used for the expeditious examination of the application. It shall contain matters pertaining to the merits of the application, the pertinent prior art references and other matters affecting the patentability of the application that must be complied with by the applicant.

Rule 909. Refusal of Claims. –

- (a) If the invention is not considered patentable in any manner, all the claims will be refused by the Examiner. If the invention is considered patentable as claimed in certain claims but unpatentable as claimed in other claims, the latter claims will be refused but will not result in the refusal to grant a patent provided it is limited only to claims that have not been refused.
- (b) In refusing claims for want of novelty or for want of inventive step, the Examiner must cite the references most relevant to the invention. When a reference is complex or shows or describes inventions other than that claimed by the applicant, the particular part relied on must be designated as nearly as practicable. The pertinence of each reference, if not obvious, must be clearly explained and each refused claim specified.
- (c) Claims may be refused for non-compliance with Sections 35.1 and 36.1 of the IP Code.

Rule 910. Unpublished Applications Not Cited. – Unpublished pending applications and unpublished withdrawn and forfeited applications as such shall not be cited as prior art references.

Rule 911. Reply by the Applicant. –

- (a) After the action of the Examiner, if the same be adverse in any respect, the applicant, if he persists in his application for a patent must reply thereto and may request re-examination and reconsideration with or without amendment.
- (b) In order to be entitled re-examination or reconsideration, the applicant must make a request therefor in writing; and he must also distinctly and specifically point out the supposed errors in the Examiner's action. The applicant must respond to every ground of objection and refusal in the prior Examiner's action (except that request may be made that objections or requirements as to form, not necessary to further consideration of the claims, be held in abeyance until claim is allowed) and the applicant's action must appear throughout to be a *bona fide* attempt to advance the case to final action. The mere allegation that the Examiner has erred will not be received as a proper reason for such re-examination or reconsideration.
- (c) In amending an application in response to a refusal regarding the patentability of a claim, the applicant must clearly point out the novel and inventive features which he thinks the claims present, in view of the relevant prior art disclosed by the references cited or the objections made. He must also show how the amendments avoid such references or objections.

Rule 912. Re-examination and Reconsideration. – After the response by the applicant, the application will be re-examined and reconsidered, and the applicant will be notified if claims are still refused or objections and requirements are made in the same manner as after the first examination. Applicant may respond to such Examiner's action in the same manner provided in these Regulations, with or without introducing amendments. Should amendments be introduced after the second Examiner's action, the same shall relate only to matters that are subject of the refusal. Thereafter, the application will again be considered in the light of the amendments.

Rule 913. Final Refusal or Action. –

- (a) On the second or any subsequent examination or consideration, the refusal or objection may be declared final by the Examiner. As such, the applicant's course of action is limited to filing an appeal or petition in accordance with the Regulations. A Petition may be filed with the Director in the case of an Examiner's Final Objections which do not involve a refusal of a claim while an Appeal is filed with the Director in the case of a final refusal involving the claims not allowed by the Examiner.
- (b) In making such final refusal, the Examiner shall reiterate all the grounds of refusal considered in refusing the claims. The Examiner may not cite additional grounds that have not been raised in the earlier communications to the applicant.

Rule 914. Conversion of Patent Applications to Utility Model Applications. – At any time before the grant or refusal of a patent, an applicant for a patent may, upon payment of the prescribed fee, convert his application into an application for registration of a utility model, which shall be accorded the filing date of the initial application. An application may be converted only once (Sec. 110, IP Code).

Rule 915. Prohibition Against Filing of Parallel Applications. – An applicant may not file two (2) applications for the same subject, one for utility model registration and the other for the grant of a patent, whether simultaneously or consecutively (Sec. 111, IP Code). In case an applicant files two (2) or more applications covering the same subject matter, only the application with the prior filing date or priority date shall be considered for examination while all other applications shall be deemed forfeited.

AMENDMENTS BY THE APPLICANT

Rule 916. Amendment by the Applicant. – An applicant may amend the patent application during examination; *Provided*, That such amendment shall not include new matter outside the scope of the disclosure contained in the application as filed (Sec. 49, IP Code).

Rule 917. Amendments after Final Action of the Examiner. –

- (a) During Appeal, amendments may be introduced by the applicant deleting claims or complying with any requirement of form as well as presenting refused claims in better form for consideration.
- (b) Should amendments be presented only after final refusal in any manner not in accordance with the Regulations, such amendments may still be admitted upon a showing of good cause and sufficient justification as to why the amendments are necessary and were not earlier presented.

Rule 918. Amendment and Revision Required. – The description, claims, and drawings must be amended and revised, when required, to correct inaccuracies of description and definition, or unnecessary prolixity, and to secure correspondence between the description, claims, and drawings.

Rule 919. Amendment of the Disclosure. – No deletion or addition shall broaden the disclosure of an application to include new matter after the filing date of the application. All amendments to the description, claims, or drawings and all addition thereto made after the filing date of the application must conform to at least one of them as it was as of the filing date. Matter not found in either, involving a departure from or an addition to the original disclosure cannot be added to the application even though supported by a supplemental oath and can be shown or claimed only in a separate application.

Rule 920. Amendment of Claims. – The claims may be amended by canceling particular claims, by presenting new claims, or by amending the language of particular new claims (such amended claims being in effect new claims). In presenting new or amended claims, the applicant must point out how they avoid any reference or ground of refusal of record which may be pertinent. Furthermore, in order to facilitate the processing of the examination of the application, the applicant shall indicate in his response which form part in the original disclosure constitutes the basis of the amendments.

Rule 921. Manner of Making Amendments. – Erasures, additions, insertions, or alterations of the papers and records must not be made by the applicant. Amendments by the applicant are made by filing a request for amendment directing or requesting that specified amendments be made together with a clean copy of the amended part of

the text where the amendment was made. The exact word(s) to be stricken out or inserted in the application must be specified and the precise point indicated where the deletion or insertion is to be made. The basis of the proposed amendments in the original application as filed shall be indicated.

Rule 922. Entry and Consideration of Amendments. –

- (a) Amendments are entered by the Bureau by making the proposed deletions by drawing a line in red ink through the word or words cancelled, and by making the proposed substitution or insertions in red ink, small insertions being written at the designated place and large insertions being indicated by reference.
- (b) Ordinarily all amendments presented in a paper filed while the application is open to amendments are entered and considered, subsequent cancellation or correction being required of improper amendments. Untimely amendatory papers may be refused entry or may be considered in whole or in part.

Rule 923. Amendments to the Drawing. – No change in the drawing may be made except by permission of the Bureau. Request for changes in the manner of presentation shown in any drawing may be made only upon payment of the required fee. A sketch in permanent ink showing the proposed changes to become part of the record must be filed together with the request for amendment. The paper requesting amendments to the drawing should be separate from other papers. The drawing may not be pulled out from the Bureau except for signature. Substitute drawings will not ordinarily be admitted in any case unless required by the Bureau.

Rule 924. Amendment of Amendments. – When an amendatory clause is to be amended, it should be wholly rewritten and the original insertion cancelled so that no interlineations or deletions shall appear in the clause as finally presented. Matters cancelled by amendment can be reinstated only by a subsequent amendment presenting the cancelled matter as a new insertion.

Rule 925. Substitute Description. – If the number or nature of the amendments shall render it difficult to consider the case or to arrange the papers for printing or copying, the Examiner may require the entire description, claims, or any part thereof to be rewritten. A substitute description will ordinarily not be accepted unless required by the Examiner. A substitute description may be required within two (2) months from grant of the patent prior to publication of the patent in the IPOPHL E-Gazette.

Rule 926. Numbering of Claims. – Numbering of Claims is mandatory, and the numbers appearing at the time the application was filed must be preserved throughout the prosecution process. When claims are deleted, the remaining claims must not be renumbered. When claims are added or replaced, they must be numbered consecutively beginning with the number following the highest numbered claim previously presented (whether entered or not). When the application is ready for allowance, the Examiner, if necessary, will renumber the claims consecutively in the order in which they appear or in such order as may have been requested by applicant.

Rule 927. *Petition from Refusal to Admit Amendment.* – From the refusal of the Examiner to admit an amendment, in whole or in part, a petition for admittance of such amendment may be filed before the Director under the Regulations.

**TIME FOR RESPONSE BY THE APPLICANT:
WITHDRAWAL OF APPLICATION**

- Rule 928. *Withdrawal of Application for Failure to Respond within Time Limit.*** –
- (a) If an applicant fails to prosecute his application within the required time as provided in these Regulations, the application shall be deemed withdrawn.
 - (b) The time for reply may be extended only for good and sufficient cause and for a reasonable time specified. Any request for such extension must be filed not later than the day on which the response of the applicant is due. The Examiner may grant a maximum of two (2) extensions; Provided, that the aggregate period granted inclusive of the initial period allowed to file the response shall not exceed six (6) months from the mailing date of the official action requiring such response.
 - (c) Prosecution of an application to save it from withdrawal shall include such complete and proper action as the condition of the case may require. Any amendment or applicant's response not responsive to the last official action shall not operate to save the application from being deemed withdrawn.
 - (d) When an action by the applicant is a *bona fide* attempt to advance the case to final action and is a substantially complete response to the Examiner's action, but consideration of some matter or compliance with some requirements has been inadvertently omitted, opportunity to explain and supply the omission may be given before the question of withdrawal is considered.
 - (e) Prompt ratification or filing of a correctly signed copy may be accepted in case of an unsigned or improperly signed paper.

Rule 929. *Revival of Application.* – An application deemed withdrawn for failure to prosecute may be revived as a pending application within a period of four (4) months from the mailing date of the notice of withdrawal if it is shown to the satisfaction of the Director that the failure was due to fraud, accident, mistake, or excusable negligence.

A petition to revive an application deemed withdrawn shall be accompanied by:

- (a) A showing of a justifiable reason for the failure to prosecute;
- (b) A complete proposed response; and
- (c) Full payment of the required fee.

No revival shall be granted to an application that has been previously revived with cost.

An application not revived in accordance with this Rule shall be deemed forfeited.

Rule 929.1. *Revival of Application Without Cost.* – An application deemed withdrawn due to loss of applicant's response or Examiner's action that was not received as evidenced by the post office return card, and other unforeseen circumstances which may be considered as fault of the Office shall be revived without cost; Provided, a petition to revive without cost is filed within four (4) months from the date of

withdrawal of the application. In case of loss of applicant's response, the petition must be accompanied by the copy bearing the original stamp of the Office.

Rule 930. *Voluntary Withdrawal of Application.* – An application may be voluntarily withdrawn by filing a written declaration of withdrawal to the Bureau. The application must be identified and the declaration must be signed by the applicant or assignee of record, if any. Voluntarily withdrawn application shall not be revived and will be deemed forfeited.

Rule 931. *Reconstitution of Application File Wrappers.* – An application file wrapper or any document therein declared lost may be reconstituted; Provided, that the application remains active, not withdrawn, or forfeited. For this purpose, a petition must be filed by the applicant requesting for the reconstitution of the application file wrapper or lost document stating therein the pertinent facts and circumstances including the prosecution history and various communications between the applicant and the Office involving the application. Further, a carbon original or a duplicate copy containing the acknowledgement receipt by the Office of the subject documents sought to be reconstituted are attached to the petition. Mere photocopies shall not be acceptable.

**PART 10
GRANT OF PATENT**

Rule 1000. *Grant of Patent.* – If the application meets the requirements of the IP Code and these Regulations, the Office shall grant the patent; Provided, that all the fees are paid on time. If the required fees for grant and printing are not paid in due time, the application shall be deemed withdrawn (Sec. 50, IP Code).

Rule 1001. *Contents of Patent.* – The patent shall be issued in the name of the Republic of the Philippines under the seal of the Office and shall be signed by the Director of Patents, and registered together with the description, claims, and drawings, if any, in books and records of the Office (Sec. 53, IP Code).

Rule 1002. *Publication upon Grant of Patent.* – The grant of the patent, together with other information, shall be published in the IPOP/PHL E- Gazette within six (6) months

Rule 1003. Any interested party may inspect the complete description, claims, and drawings of the patent on file with the Office (Sec. 52.2, IP Code).

Rule 1004. *Term of Patent.* – The term shall be twenty (20) years from the filing date of the application. However, a patent shall cease to be in force and effect if any prescribed annual fees there for is not paid within the prescribed time or if the patent is cancelled in accordance with the provisions of the IP Code and these Regulations.

**PART 11
ANNUAL FEES**

Rule 1100. *Annual Fees.* – The first annual fee on patent shall be due and payable on the expiration of four (4) years from the date the application is published, and on each

subsequent anniversary of such date. Payment may be made within three (3) months before the due date. The obligation to pay the annual fees shall terminate should the application be withdrawn, refused, or cancelled.

For the PCT national phase entry applications, the first annual fee shall be due and payable on the expiration of four (4) years from the international publication date, regardless of the language of the publication.

Rule 1101. Date Application is published. – The application is published on the date that the IPOPHL E-Gazette containing the application is released from circulation. For example, if the IPOPHL E-gazette containing the application is released for circulation on January 15, 1999, then the first annual fee shall be due and payable on January 15, 2003.

Rule 1102. Non-payment of Annual Fees; Grace Period. - If an annual fee is not paid within the prescribed time, a notice of non-payment shall be published in the IPOPHL E-gazette. After the publication, the notice shall also be immediately mailed to the patent owner, applicant, or the resident agent.

Within a grace period of six (6) months from the publication of the notice of non-payment in the IPOPHL E-gazette, the annual fee plus the prescribed surcharge for delayed payment and the publication fee must be paid in full. Upon failure to pay the annual fees, surcharges, and the publication fee within the grace period, a notice that the application is deemed withdrawn or that the patent considered lapsed as of the date following the expiration of the original period within which the annual fee was due, shall be issued and published in the IPOPHL E-gazette and recorded in the appropriate register of the Office.

PART 12

OTHER PROCEEDINGS AFFECTING THE APPLICATION FOR PATENT

Chapter 1. Recording of Assignment of Letters Patent and Other Instruments affecting Title to Patents, Including Licenses

Rule 1200. Form of assignment of a patent or of an application for a patent. – To be acceptable for recording, the assignment:

- (a) must be in writing and if in a language other than English or Filipino, the document must be accompanied by an English translation;
- (b) must be acknowledged before a notary public, or other officer authorized to administer oaths and perform other notarial acts, and be certified under the hand and official seal of the said notary or other officer;
- (c) must be accompanied by an appointment of a resident agent, if the assignee is not domiciled in the Philippines;
- (d) so that there can be no mistake as to the patent or application intended, must identify the letters patent involved by number, and date, name of the patentee, and title of the invention as set forth in the patent; in the case of an application for patent, the application number and the filing date of the application should be stated, giving also the name of the

applicant, and title of the invention, set forth in the application, but if an assignment is executed concurrently with or subsequent to the execution of the application but before the application is filed, or before its application number is ascertained, it should adequately identify the application by date of execution, name of the applicant, and title of the invention; and

- (e) must be accompanied by the required recordal and publication fees.

Rule 1201. Form of other instruments affecting the title to a patent or application including licenses. – In order to be acceptable for recording, the form of such instrument, including licenses, must conform with the requirements of the preceding Rule.

Rule 1202. Assignment and other instruments to be submitted in duplicate. – The original document together with a signed duplicate thereof shall be submitted. If the original is not available, an authenticated copy thereof in duplicate may be submitted instead. After recording, the Office shall retain the signed duplicate or one of the authenticated copies, as the case may be, and return the original or the other authenticated copy to the party who filed the same, with notation of the fact of recording.

Rule 1203. Date of recording of assignment or other instruments or license considered its date of filing. – The date of recording of an assignment or other instrument is the date of its receipt by the Office in proper form and accompanied by full payment of the required recording and publication fees.

Such instruments shall be void against any subsequent purchaser or mortgagor for a valuable consideration and without notice, unless it is recorded in the Office within three months from the date thereof, or prior to the subsequent purchase or mortgage (Sec. 106, IP Code). Notice of the recording shall be published in the IPOPHL E-Gazette.

Rule 1204. Letters Patent may be issued to the assignee in place of the applicant. – In the case of the assignment of a pending application for patent, the letters patent may be issued to the assignee of the applicant, provided the assignment has been recorded in the Office before the actual issue of the patent.

Rule 1205. Action may be taken by the assignee of record in any proceeding in the office. – Any action in any proceeding in the Office which may or must be taken by a patentee or applicant may be taken by the assignee, provided the assignment has been recorded.

Chapter 2. Surrender, Correction, and Amendment of Patent.

Rule 1206. Surrender of Patent. –

- (a) The owner of the patent, with written and verified consent of all persons having grants or licenses or other right, title or interest in and to the patent and the invention covered thereby, which have been recorded in the Office, may surrender his patent, any claim or claims forming part thereof to the Office for cancellation. The petition for cancellation shall be in writing, duly verified by the petitioner and if executed abroad shall be authenticated (Sec.56, IP Code).
- (b) Any person may give notice to the Office of his opposition to the surrender of a patent, and if he does so, the Bureau shall notify the proprietor of the patent and determine the question.

(c) If the Office is satisfied that the patent may properly be surrendered, he may accept the offer and, as from the day when notice of his acceptance is published in the IPOPHL E Gazette, the patent shall cease to have effect, but no action for infringement shall lie and no right compensation shall accrue for any use of the patented invention before that day for the services of the government (Sec. 56, IP Code).

Rule 1207. Correction of mistakes of the Office. – Upon written petition, in duplicate, of the patentee or assignee of record, and upon tender to the Office of the copy of the patent issued to the patentee, the Director shall have the power to correct without fee any mistake in a patent incurred through the fault of the Office when clearly disclosed by the records thereof, to make the patent conform to the records (Sec. 57, IP Code).

Rule 1208. Correction of mistakes in the application. – On request of any interested person and payment of the prescribed fee, the Director is authorized to correct any mistake in the patent of a formal and clerical nature, not incurred through the fault of the Office (Sec. 58, IP Code).

Rule 1209. Changes in Patent. – The owner of the patent shall have the right to request the Bureau to make changes in the patent in order to:

- (a) Limit the extent of the protection conferred by it;
- (b) Correct obvious mistakes or to correct clerical errors; and
- (c) Correct mistakes or errors, other than those referred to in section (b), made in good faith; Provided, that where the change would result in broadening of the extent of the protection conferred by the patent, no request may be made after the expiration of two (2) years from the grant of a patent and the change shall not affect the rights of any third party which has relied on the patent, as published.

Rule 1210. Form and publication of amendments or corrections. – An amendment or correction of a patent shall be accomplished by a certificate of such amendment or correction, authenticated by the seal of the Office and signed by the Director, which certificate shall be attached to the patent. Notice of such amendment or correction shall be published in the IPOPHL E- Gazette and copies of the patent furnished by the Office shall include a copy of the certificate of the amendment or correction (Sec. 60, IP Code).

Chapter 3. Assignment and Transmission of Rights

Rule 1211. Assignment and Transmission of Rights. – Patents or applications for patents and inventions to which they relate, shall be protected in the same way as the rights of other property under the Civil Code. Inventions and any right, title, or interest: in and to patents and inventions covered thereby, may be assigned or transmitted by inheritance or bequest or may be the subject of a license contract (Sec. 103, IP Code).

Rule 1212. Assignment of inventions. – An assignment may be of the entire right, title, or interest in and to the patent and the invention covered thereby, or of an undivided share of the entire patent and invention, in which event the parties become joint owners thereof. An assignment may be limited to a specified territory (Sec. 104, IP Code).

Rule 1213. Rights of joint owners. – If two (2) or more persons jointly own a patent and the invention covered thereby, either by the issuance of the patent in their joint favor or by reason of the assignment of an undivided share in the patent and invention or by reason of the succession

in title to such share, each of the joint owners shall be entitled to personally make, use, sell, or import the invention for his own profit; *Provided however*, That neither of the joint owners shall be entitled to grant licenses or to assign his right, title, interest, or part thereof without the consent of the other owner or owners, or without proportionally dividing the proceeds with such other owner or owners. (Sec. 107, IP Code).

PART 13 PETITIONS AND APPEAL

Rule 1300. Nature of the function of Examiners. – The function of determining whether or not an application for grant of patent should be allowed or refused under the facts disclosed in the application, references consulted by the Examiner, and under the applicable law (statutory and decisional), is a quasi-judicial function and involves the exercise of judicial discretion.

Thus, with respect to such function, the Director cannot lawfully exercise direct control, direction, and supervision over the Examiners but only general supervision, exercised through a review of the recommendation they may make for the grant of patent and of other actions, and through a review of their adverse decisions by petition or appeal.

Rule 1301. Petition to the Director to question the correctness of the action of an Examiner on a matter not subject to appeal. – Petition may be filed with the Director from any repeated action or requirement of the Examiner which is not subject to appeal and in other appropriate circumstances. Such petition, and any other petitions which may be filed, must contain a statement of the facts involved and the point or points to be reviewed. Briefs or memoranda, if any, in support thereof should accompany or be embodied in the petition. The Examiner, as the case may be, may be directed by the Director to furnish a written statement setting forth the reasons for his decision upon the matter averred in the petition, supplying a copy thereof to the petitioner. The mere filing of a petition will not stay the maximum period of six (6) months counted from the mailing date of the Examiner's action subject of the appeal for replying to an Examiner's action nor act as a stay of other proceedings.

Rule 1302. Appeals to the Director. – Every applicant for the grant of a patent may, upon the final refusal of the Examiner to grant the patent, appeal the matter to the Director. Appeal may also be taken to the Director from any adverse action of the Examiner in any matter over which these Regulations give original jurisdiction to the Examiner. A second adverse decision by the Examiner on the same grounds may be considered as final by the applicant, petitioner, or patentee for purposes of appeal.

Rule 1303. Effect of a final decision of an Examiner which is not appealed. – A final decision of an Examiner which is not appealed to the Director within the time permitted, or if appealed, the appeal is not prosecuted, shall be considered as final to all intents and purposes, and shall have the effect of *res judicata* in respect of any subsequent action on the same subject matter.

If an application is considered withdrawn for failure of the applicant to respond to an action of the Examiner on the merits, the order declaring the application as forfeited for failure to file a petition for revival within the prescribed period shall likewise have the effect of *res judicata*.

Rule 1304. Time and manner of appeal. – Any petition or appeal must be taken by filing the petition in duplicate or notice of appeal, as the case may be, and full payment of the required fee

within two (2) months from the mailing date of the action subject of the petition or appeal, must specify the various grounds upon which the petition or appeal is taken, and must be signed by the petitioner or appellant, or by his attorney of record. The period herein provided shall, in no case, exceed the maximum period of six (6) months from the mailing date of the action subject of the petition or appeal.

Rule 1305. Appellant's brief required. – In case of an appeal, the appellant shall file a brief within two (2) months from the date of filing of the notice of appeal. The brief shall contain the authorities and arguments on which he relies to maintain his appeal. Failure to file the brief within the time allowed shall make the appeal stand dismissed. No extension of time is allowed in filing the brief.

Rule 1306. The Examiner's answer. – The Examiner shall submit to the Director an Examiner's brief containing a written statement in answer to the petition or appellant's brief, as the case may be, within two (2) months from the date of issuance of an order from the Director directing him to submit such statement. Copy of such statement shall be served on the petitioner or appellant by the Examiner.

Rule 1307. Appellant's Reply. – In case of an appeal, the appellant may file a reply brief directed only to such new points as may be raised in the Examiner's answer, within one (1) month from the date of receipt of such Examiner's answer.

Rule 1308. Decision of the Director and Appeal to the Director General. – The decision or order of the Director reversing the refusal of the Examiner shall be immediately final and executory. However, if the decision of the Director affirms the refusal of the Examiner, the applicant may file a notice of appeal to the Director General within thirty (30) days from receipt of the Director's decision, otherwise the refusal of the application shall become final and executory. No motion for reconsideration of the decision or order of the Director General shall be allowed. When the Director's decision becomes final and executory, in any of the two instances, the application shall be remanded to the Examiner.

Rule 1309. Appellant's Brief Required. – The appellant shall, within thirty (30) days from the date of filing of the notice of appeal, file a brief of the authorities and arguments on which he relies to maintain his appeal. On failure to file the brief within the time allowed, the appeal shall stand dismissed.

Rule 1310. Director's Comment. The Director shall submit within thirty (30) days his comments on the appellant's brief if so required by the Director General.

Rule 1311. Appeal to the Court of Appeals. – The decision of the Director General reversing the decision of the Director and allowing the application shall be immediately final and executory. On the other hand, the decision of the Director General affirms the decision of the Director, which refuses the application, shall be final and executory if an appeal to the Court of Appeals is not perfected in accordance with the Rules of Court applicable to appeals from decisions of the Regional Trial Courts. No motion for reconsideration of the decision or order of the Director General shall be allowed. When the Director's decision becomes final and executory, in any of the two instances, the application shall be remanded to the Examiner.

PART 14 UTILITY MODELS

Rule 1400. Registrable Utility Models. – Any technical solution of a problem in any field of human activity which is new and industrially applicable shall be registrable.

Rule 1401. Non-registrable Utility Models. – The provisions regarding "Non-Patentable Inventions" as provided for in Part 2, Rule 202 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to non-registrable utility models.

Rule 1402. Industrial Applicability. – A utility model which can be produced and used in any industry shall be industrially applicable.

Rule 1403. Filing Date of Utility Model Application. – The filing date of a utility model application shall be the date on which the Office received the following elements in English or Filipino:

- (a) An express or implicit indication that a utility model registration is sought;
- (b) Information identifying the applicant; and
- (c) Description of the utility model and one (1) or more claims.

Rule 1403.1. Incomplete Application. – The provisions regarding "Incomplete Applications" as provided for in Part 6, Rules 600.1 and 600.2 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to an incomplete utility model application.

Rule 1403.2. According a Filing Date. – The provision on "According a Filing Date to Applications" as provided for in Part 6, Rule 601 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility model applications.

Rule 1403.3 Late-filed or missing drawings. – The provision on "Late-filed or Missing Drawings" as provided for in Part 6, Rules 602 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility model application.

Rule 1404. Payment of Fees. – An application for a utility model registration shall be subject to the full payment of the filing fee and publication fees within one (1) month after the filing date of the application.

Rule 1404.1. Effect of Non-payment of Fees. – An application shall be deemed forfeited if the required fees are not fully paid within the period prescribed in Rule 1404.

A forfeited application may be retrieved by the applicant by filing a formal written request thereof within four (4) months from the mailing date of the notice of forfeiture of the application. A forfeited application not retrieved within the prescribed period shall be expunged from the records and disposed of by the Bureau.

Rule 1405. Registration of Utility Model. – The Office shall adopt an expeditious registration process for a utility model. All applications for utility model shall be registered without substantive examination provided all required fees, including fees for excess claims and publication are paid and all formal requirements set forth in these Regulations are complied with.

However, applicants may wish to request for a registrability report in accordance with Rules 1901-1903 before enforcing their rights to benefit from the determination of novelty and industrial applicability by the Office.

Rule 1406. Formality Examination of Utility Model Application. – The Office shall conduct a formality examination of the application and a report thereon shall be transmitted to the applicant.

The application shall be evaluated taking into consideration the formality requirements stated in these Regulations, such as:

- (a) It is one of those falling under the non-registrable utility models;
- (b) Contents of the request for the registration of a utility model;
- (c) Priority documents, if with claim for convention priority (i.e., file number, date of filing and country of the priority applications);
- (d) Proof of authority, if the applicant is not the maker;
- (e) Deed of assignment;
- (f) Payment of all fees (e.g. excess claims)
- (g) Signatures of the applicant/s;
- (h) Identification of the maker/s
- (i) Contents of the description, claims, and abstract; and
- (j) Formal drawings, if any.

Rule 1407. Applicant's Action on the Formality Examination Report. – Within two (2) months from the mailing date of the formality examination report, the applicant may:

- (a) Amend the application;
- (b) Voluntarily withdraw the application; or
- (c) Convert the application to an application for an invention patent.

In case the applicant decides to amend the application, the provisions on "Reply by the Applicant" as provided for in Part 9, Rule 911 and "Re-examination and Reconsideration and Final Refusal" as provided for in Part 9, Rules 912 and 913 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility model applications.

Failure to respond to the examination report within two (2) months from the mailing date thereof shall cause the withdrawal of the application.

Rule 1407.1. Working Models of the Utility Model, when Required. – The provisions regarding working models as provided for in Part 4, Rules 419, 419.1, 419.2, 419.3, 419.4, and 419.5 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility model applications.

Rule 1408. Voluntary Withdrawal. – A utility model application may be voluntarily withdrawn by filing in the Office a written declaration of withdrawal, signed by the applicant himself and the assignee of record, if any, and identifying the application. The application shall be deemed withdrawn and all files expunged from the records of the Bureau upon receipt of the applicant's voluntary withdrawal. Voluntarily withdrawn application shall not be revived and will be deemed forfeited.

Rule 1409. Final Action. – Where the applicant fails to file a complete response to the formality examination report, any subsequent formality examination report submitted to the applicant shall be a final action which may be appealed to the Director in a manner provided for in these Regulations.

Rule 1410. The Utility Model Application. – An application for a utility model shall be in writing. It may be written in Filipino or English, and shall be filed by post or directly with the Bureau. Filing in electronic format or through the internet may also be done, if and when facilities therefor are made available by the Office. All applications shall be addressed to the Director.

The application shall contain the following:

- (a) A duly accomplish request for the registration of a utility model;
- (b) A description containing the following:
 - (1) Title
 - (2) Technical field
 - (3) Background of the utility model
 - (4) Summary of the utility model
 - (5) Brief description of the several views of the drawings, if any
 - (6) Detailed description
- (c) Claim(s);
- (d) Drawing(s) necessary for understanding the utility model, if any; and
- (e) An abstract of the disclosure

Except for the request for registration, the documents making up the application filed in writing by post or directly to the Bureau shall be in four (4) copies.

Rule 1410.1. Title. – The title of the utility model should be as short and specific as possible. It should appear as a heading on the first page of the description. The title shall be in technical terms particularly referring to the technical feature or features of the utility model. All fancy names are not permissible in the title.

Rule 1410.2. Technical Field. – A statement of the technical field of the art to which the utility pertains. The statement should be directed to the subject matter of the claimed utility model.

Rule 1410.3. Background of the Utility Model. – The applicant shall provide a description of the background art which shall include the state of the art, all related arts and known technology relevant to the utility model sought to be registered. As much as possible, references to specific documents and source of the information provided should be included. More importantly, the technical problem which the applicant's utility model intends to solve should be explained thoroughly.

Rule 1410.4. Summary of the Utility Model. – The summary must disclose the utility model, as claimed, in such terms that the technical problem and its technical solution are adequately explained. The difference between the utility model and the background art, in terms of its advantages and benefits, must also be stated.

Rule 1410.5. Brief Description of the Drawings. – Every view of the drawings should be briefly described and given figure numbers.

Rule 1410.6. Detailed Description. – The detailed description must completely specify the manner of making and using of the utility model to enable the person having ordinary skills in the art to understand and practice the same; setting forth the precise and exact utility model as claimed; distinguishing the utility model from the relevant prior art it pertains to; and indicating the technical problem solved by the utility model.

The provisions regarding the requirements for the detailed description as provided for in Part 4, Rules 405, 406, 406.1, 407, 408, and 409 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to the detailed description for utility models.

Rule 1410.7. Claim. – The claim(s) must define the subject matter of the utility model for which registration is sought. Such claim(s) should be clear and concise and fully supported by the description.

If the utility model application relates to an improvement, the claim(s) should specifically point out and distinctly claim the improvement in combination with a preamble statement indicating the prior art features which are necessary for the definition of the claimed subject matter.

The claim requirements as provided for in Part 4, Rules 415 (a), (c), (d), and 416 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to claims for utility models.

Rule 1410.8. Abstract of the Disclosure. – The abstract must be written in a separate sheet with the heading, “Abstract of the Disclosure.” It shall consist of a concise summary of the disclosure of the utility model as contained in the description, claims, and drawings in preferably not more than one hundred fifty (150) words. It must be drafted in a way which allows the clear understanding of the technical problem, the gist of the solution of that problem through the utility model, and the principal use or uses of the utility model. The abstract shall merely serve for technical information.

Preferably, the scope of the utility model should be disclosed such that, it can serve as an efficient basis for search in the particular technical field.

Rule 1411. Claims incurring Fee. – The “Claims incurring Fee” provision as provided for in Part 4, Rule 417 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to claims incurring fee for utility models.

Rule 1412. Unity of Utility Model. – Only one independent genus or generic claim is permissible in a utility model application. However, specific variations of the utility model may be claimed in a reasonable number of dependent claims in a single application; Provided, such variations fall under a single statutory class stated in these Regulations and are embodied under a single general innovative concept. Such specific variations of the claimed utility model must fall within the scope of the generic claim.

Rule 1413. Requirement for Restriction; Division. – A restriction or division of multiple embodiments in a utility model application may be deemed proper if such embodiments are independent and distinct or cannot be considered as specific variations specified in these Regulations. A divisional application covering the restricted embodiment(s), if filed during pendency of the utility model application, shall be entitled to the benefit of the filing date of such parent application.

The provisions regarding requirements and procedures for restriction as provided for in Part 6, Rules 604, 606, 607, 608, 610, and 611 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility model applications.

Rule 1413.1 Term of a Divisional Application. – The term of a divisional application shall be seven (7) years from the date of filing of the parent application without any possibility of renewal.

Rule 1414. Publication of the Utility Model Application. – A utility model application shall be published in the IPOPHL E-Gazette after formality examination prior to registration. However, the application may be published immediately after filing provided the following formal requirements are complied with upon filing of the application:

- (a) The description and claims and drawings (if any) are made in accordance with these Regulations;
- (b) The filing fee and other required fees have been fully paid;
- (c) If priority is claimed, the prior documents are submitted; and
- (d) other additional formal requirements required by the Office have been complied with.

Rule 1415. Term of Registration of Utility Model. – A utility model registration shall expire, without any possibility of renewal, at the end of the seventh year after the date of filing of the application.

Rule 1416. Cancellation of the Utility Model Registration. – The utility model registration shall be cancelled on the following grounds:

- (a) That the utility model does not qualify for registration as a utility model and does not meet the requirements of novelty and industrial applicability or it is among the non-registrable utility models;
- (b) That the description and the claims do not comply with the prescribed requirements;
- (c) That any drawing which is necessary for the understanding of the utility model has not been furnished; and
- (d) That the owner of the utility model registration is not the maker or his successor in title.

Rule 1417. Conversion of Invention Patent Application to a Utility Model Application. – At any time before the grant or refusal of a patent for an invention, an applicant for an invention patent may, upon full payment of the prescribed fee, convert his application into an application for a utility model registration and shall be accorded the filing date of the patent application. An application may be converted only once.

The application or amended application which is converted into an application for a utility model registration shall be processed as a utility model application upon receipt of notice from the applicant.

Rule 1418. Conversion of an Application for Utility Model Registration to an Invention Patent Application. – At any time before the grant or refusal of a utility model registration, an applicant for a utility model registration may, upon full payment of the prescribed fee, convert his application into a patent application and shall be accorded the filing date of the utility model application. An application may be converted only once.

The application or amended application which is converted into an application for an invention patent registration shall be processed as an invention patent application upon receipt of notice from the applicant.

Rule 1419. *Published Patent Application converted to an Application for Utility Model Registration.* – Following the conversion of a published patent application to a utility model application, any person may present written adverse information concerning the registrability of the utility model within one (1) month from the date the concerned community was notified of the conversion. The converted application shall be subject to adverse information proceedings in accordance with these Regulations.

Rule 1420. *Prohibition Against Filing of Parallel Applications.* – The “Prohibition against Filing of Parallel Applications” as provided for in Part 9, Rule 915 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models.

PART 15 **INDUSTRIAL DESIGNS**

Rule 1500. *Industrial Design.* – An industrial design is any composition of shape, lines, colors, or a combination thereof, or any three-dimensional form, whether or not associated with shape, lines, or colors, which produce an aesthetic and ornamental effect in their *tout ensemble* or when taken as a whole; Provided, that such composition or form gives a special appearance to and can serve as pattern for an industrial product or handicraft.

Industrial products include articles of manufacture that belong to the useful or practical art, or any part including thereof, which can be made and sold separately.

Rule 1501. *Non-registrable Industrial Design.* – The following industrial designs shall not be registrable:

- (a) Industrial designs that are dictated essentially by technical or functional considerations to obtain a technical result;
- (b) Industrial designs which are mere schemes of surface ornamentations existing separately from the industrial product or handicraft; and
- (c) Industrial designs which are contrary to public order, health, or morals.

Rule 1502. *Requisites for Registrability of Industrial Design.* – In order to be registrable, an industrial design must be a new or original creation.

Rule 1503. *Degree of Novelty Required.* – The standard of novelty established by Section 23 (Novelty) and Section 25 (Non-prejudicial Disclosure) of the IP Code applies to industrial designs; Provided, that the period of twelve (12) months specified in Section 25 regarding non-prejudicial disclosure shall be six (6) months in the case of designs.

An industrial design shall not be considered new if it differs from prior designs only in minor respects that can be mistaken as such prior designs by an ordinary observer.

Rule 1504. *Filing Date of Industrial Design Application.* – The Bureau shall accord as the filing date of an application for industrial design registration the date on which the Bureau received the following elements:

- (a) Indications allowing the identity of the applicant to be established; and
- (b) A representation of the article embodying the industrial design or a pictorial representation thereof.

If these requirements are not complied with upon the filing of the application, the Bureau shall nevertheless accept the application and require applicant to comply with the requirements in order for the application to be accorded a filing date in accordance with these Regulations.

Rule 1505. *Registration of Industrial Design.* – The Office shall adopt an expeditious registration process for industrial design. All applications for industrial design shall be registered without substantive examination provided all required fees, including fees for publication are paid and all formal requirements set forth in these Regulations are complied with. However, applicants may wish to request for a registrability report in accordance with Rules 1901-1903 before enforcing their rights to benefit from the determination on the novelty or originality of the design by the Office.

Rule 1506. *Formality Examination of Industrial Design Application.* – The Office shall conduct a formality examination of the application and a report thereon shall be transmitted to the applicant.

The application shall be evaluated taking into consideration the formality requirements stated in these Regulations, such as:

- (a) It is one of those falling under the non-registrable industrial designs;
- (b) Contents of the request for the registration of an industrial design;
- (c) Priority documents, if with claim of convention priority (i.e. file number, date of filing, and country of the priority applications);
- (d) Proof of authority, if the applicant is not the designer;
- (e) Deed of assignment, if applicable;
- (f) Payment of all fees;
- (g) Signatures of the applicants;
- (h) Identification of the designer;
- (i) Contents of the description (characteristic feature); and
- (j) Formal drawings.

Rule 1507. *Applicant's Action on the Formality Examination Report.* – Within two (2) months from the mailing date of the formality examination report, the applicant may:

- (a) Amend the application; or
- (b) Voluntarily withdraw the application.

In case the applicant decides to amend the application, the provisions on “Reply by the Applicant” as provided for in Part 9, Rule 911 and “Re-examination and Reconsideration and Final Refusal” as provided for in Part 9, Rules 912 and 913 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to industrial design applications.

Failure to respond to the examination report within two (2) months from the mailing date thereof shall cause the withdrawal of the application.

Rule 1508. Voluntary Withdrawal. – An industrial design application may be voluntarily withdrawn by filing in the Office a written declaration of withdrawal, signed by the applicant himself and the assignee of record, if any, and identifying the application. The application shall be deemed withdrawn and all files expunged from the records of the Bureau upon receipt of the applicant's voluntary withdrawal. Voluntarily withdrawn application shall not be revived and will be deemed forfeited.

Rule 1509. Final Action. – Where the applicant fails to file a complete response to the formality examination report, any subsequent formality examination report submitted to the applicant shall be a final action which may be appealed to the Director in a manner provided for in these Regulations.

Rule 1510. The Industrial Design Application. – An application for an industrial design shall be in writing. It may be written in Filipino or English, and shall be filed by post or directly with the Bureau. Filing in electronic format or through the internet may also be done, if and when facilities therefor are made available by the Office. All applications shall be addressed to the Director.

The application shall contain the following:

- (a) A completely filled-out request for registration as prescribed by the Bureau containing the name and address of the applicant or where the applicant is not the designer, a statement indicating the origin of the right to the industrial design, and an indication of the kind of article of manufacture to which the design shall be applied;
- (b) A description containing the following:
 - (1) Title;
 - (2) Brief description of the different views of the drawings;
 - (3) Characteristic-feature description of the design; and
 - (4) Claim.
- (c) Drawings of the different views of the design showing the complete appearance thereof including the signature of the applicant or representative. The Bureau may also accept photographs or other adequate graphic representation of the design provided the same comply with the requirements of these Regulations regarding drawings of industrial designs.

Except for the request for registration, the documents making up the application filed in writing by post or directly to the Bureau shall be in four (4) copies.

Rule 1511. Payment of Fees. – An application for an industrial design registration shall be subject to the full payment of the filing fee including the publication fee within one (1) month after the filing date of the application.

Rule 1511.1. Effect of Non-payment of Fees. – – An application shall be deemed forfeited if the required fees are not fully paid within the period prescribed in Rule 1512.

A forfeited application may be retrieved by the applicant by filing a formal written request therefor within four (4) months from the mailing date of the notice of forfeiture of the application. A forfeited application not retrieved within the prescribed period shall be expunged from the records and disposed of by the Bureau.

Rule 1512. Specimen. – The Bureau may require that the application be accompanied by a specimen of the article embodying the industrial design with which requirement shall be subject to the full payment of the prescribed fee within one (1) month from submission of such specimen.

The specimen is defined as a sample or unit of the industrial product that is deliberately selected for examination, display or study and chosen as typical of its kind.

Rule 1513. Special Form of Description for Application for Registration of Industrial Design. – The application for registration of an industrial design shall include a description containing the following matters, arranged in the order hereunder shown:

- (a) Title of the design;
- (b) Detailed description of the several views or figures of the formal drawings;
- (c) Statement of the characteristic features of the design, if required; and
- (d) Claim.

Rule 1513.1. Title. – The title of the design must technically designate the particular article embodying the design.

Rule 1513.2. Brief Description of the Several Views of the Drawings. – Every view of the drawing should be briefly described, i.e. perspective, front, side, top, bottom, or back, and given corresponding figure numbers.

Rule 1513.3. Characteristic Feature. – A characteristic feature statement describing the particular novel and ornamental features of the claimed design which are considered to be dominant, if required.

Rule 1513.4. Claim. – The claim shall be in formal terms of the ornamental design for the article (specifying name) substantially as shown and described. More than one claim is neither required nor permitted.

Rule 1514. Special Requirements for the Drawing of an Industrial Design. – In addition to the drawings being made in conformity with the common rules stipulated in these Regulations for drawings of utility models and industrial designs, the drawings for an industrial design must comprise a sufficient number of views to constitute a complete disclosure of the appearance of the article. Appropriate surface shadings must be used to show character or contour of the surfaces represented.

The applicant may submit photographs of the design in lieu of the required format of the drawings as specified by these Regulations; Provided, that the photographs are printed on the paper prescribed by these Regulations, with figure numbers shown in black ink on the paper proximate the corresponding photograph.

Where color is a material feature of the industrial design as used or intended to be used, the color or colors employed may be actually reproduced in the drawings. Otherwise, a statement

must be made giving the name or names of the color or colors claimed indicating the principal part or parts of the article which is in such color or colors.

Rule 1514.1. Requirements for Graphic Representation of Industrial Designs. – Graphic representation of industrial designs such as computer-aided drawings (CAD) in lieu of the India ink drawings may be accepted; Provided, that such should be made in conformity with these Regulations particularly with respect to the special requirements for drawing of an industrial design.

Rule 1514.2. Use of Broken Lines in the Design Drawings. – Unclaimed environmental structure in the drawing disclosure may be shown only in broken lines, where necessary, as where the nature and intended application of the claimed design cannot be indicated adequately by a reasonable concise title or statement in the description. Such showing by broken lines should not be executed in a manner as to obscure or confuse the appearance of the claimed design. In general, when such broken lines are used, they should not intrude upon or cross the showing of the claimed design and should not be of heavier weight than the lines used in depicting the claimed design. Where a broken line showing the environmental structure must necessarily cross or intrude upon the representation of the claimed design, such an illustration should be included as a separate figure in addition to the other figures which disclose fully the subject matter for which the design protection is sought.

Rule 1515. Several Industrial Designs in One Application. – More than one embodiment of an industrial design in one application may be permissible in a proper case. A number of articles presented should not be patentably distinct from each other, and they should be of substantially similar dominant design features that are embodied in a single design concept. They must relate to the same subclass of the International Classification or to the same set or composition of articles. A “set of articles” which is customarily sold or used together as a set may be made a proper subject matter in one application for design registration, provided that each article is of, or has, the same design or a substantially similar design.

Where two or more articles are used together as a set of articles, the design of the set of articles may acquire design registration, provided that the set of articles constitutes a coordinated whole.

Rule 1516. Restriction; Division. – A restriction or division of multiple design embodiments may be deemed proper if two or more independent or distinct designs are presented in one design application for registration.

The provisions regarding requirements for restriction as provided for in Part 6, Rules 604, 606, 607, 608, 610, and 611 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to industrial design applications.

Rule 1516.1. Term of a Divisional Application. – The term of the divisional application shall be five (5) years from the filing date of the parent application and may be renewed for not more than two (2) consecutive periods of five (5) years each, by paying the renewal fee.

Rule 1517. Publication of the Industrial Design Application. – An industrial design application shall be published in the IPOPHL E-Gazette after formality examination prior to registration. However, the application may be published immediately after filing provided the following formal requirements are complied with upon filing of the application:

- (a) The description and claim and drawings are made in accordance with these Regulations;
- (b) The filing fee and other required fees have been fully paid;
- (c) If priority is claimed, the prior documents are submitted; and
- (d) Other additional formal requirements required by the Office have been complied with.

Rule 1518. Term of Industrial Design Registration. – The terms shall be five (5) years from the filing date of the application and may be renewed for not more than two (2) consecutive periods of five (5) years each, by paying the renewal fee (Sections 118.1. and 118.2, IP Code).

Rule 1519. The Renewal Fee. – The renewal fee shall be paid within twelve (12) months preceding the expiration of the period of registration. A grace period of six (6) months shall be granted for payment of the fees after such expiration, upon payment of a surcharge.

Rule 1520. Cancellation of Design Registration. – At any time during the term of the industrial design registration, any person upon payment of the required fee, may petition the Director of the Bureau of Legal Affairs to cancel the industrial design on any of the following grounds:

- (a) If the subject matter of the industrial design is not registrable within the terms of Sections 112 and 113 of the IP Code;
- (b) If the subject matter is not new; or
- (c) If the subject matter of the industrial design extends beyond the content of the application as originally filed.

Rule 1520.1. Where the grounds for cancellation relate to a part of the industrial design, cancellation may be effected to such extent only. The restriction may be effected in the form of an alteration of the effected features of the design.

PART 16

COMMON PROVISIONS FOR UTILITY MODELS AND INDUSTRIAL DESIGNS

Chapter 1. Registrability.

Rule 1600. Novelty; Prior Art. – The provisions on “Novelty” and “Prior Art” as provided for in Part 2, Rules 203, 204 and 204.1 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Rule 1601. Non-prejudicial Disclosure. – The disclosure of information contained in the industrial design application during the six (6) months preceding the filing date or the priority date of the application or during the twelve (12) months preceding the filing date or priority date in the case of utility model applications shall not prejudice the applicant on the ground of lack of novelty if such disclosure was made by:

- (a) The maker, designer or any person who, at the time of the date of filing, has the right to the registration;
- (b) A foreign patent office, the Bureau, or the Office, and such information was contained in:
 - (i) another application filed by the maker or designer and should have not been disclosed by the Office; or

- (ii) an application filed without the knowledge or consent of the maker or the designer by a third party which obtained the information directly or indirectly from the maker or designer; or
- (c) A third party which obtained the information directly or indirectly from the maker or designer, provided further that all foreign patent offices that publish pending patent applications, as well as the WIPO which publishes patent applications filed through the PCT are excluded therefrom.

Chapter 2. Right to a Registration.

Rule 1602. Right to a Registration. – The provision on the “Right to a Patent” as provided for in Part 3 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

In the case of industrial designs, to claim for right of priority under Rule 305 of these Regulations, the local application must be filed within six (6) months from the earliest filing date of the corresponding foreign application.

Chapter 3. The Application.

Rule 1603. Presentation of the Application Documents. –

- (a) All documents relating to an application for a utility model or industrial design which are to become part of the permanent records of the Office must be the original copy only. It must be legibly written, typewritten, or printed in permanent ink only on one side of the sheet. If necessary, only graphic symbols, characters, and chemical or mathematical formulas not capable of being printed by a typewriter or through a word processor may be written by hand or drawn. The typing shall be 1 ½-spaced. All text matters shall be in characters, the capital letters of which are not less than 0.21 cm. high and shall be in dark, indelible color.
- (b) The documents making up the application shall be on a 29.7 cm. x 21 cm. paper or the size of an A4 paper which shall be pliable, strong, white, smooth, matte, and durable.
- (c) The description and claims of the application must be written with the lines numbered in sets of five and the number appearing on the left side margin.
- (d) The description, the claims, and the abstract of the disclosure may contain chemical or mathematical formulas. The description and the abstract of the disclosure may contain tables. The claims may contain tables only if their subject matter makes the use of tables desirable. Tables and chemical or mathematical formula may be placed sideways on the sheet if they cannot be presented satisfactorily in an upright position thereon. Sheets on which tables or chemicals or mathematical formulas are presented sideways shall be so presented that the tops of the tables or formula are at the left side of the sheet.
- (e) Physical values shall be expressed in the units recognized in international practice, wherever appropriate in terms of the metric system using the system international (SI units). Any data not meeting this requirement must also be expressed in the units recognized in international practice. For mathematical formulas, the symbols in general use shall be employed. For chemical formulas, symbols, atomic weights, and molecular formula in general use shall be employed. In general, use should be made of the technical terms, signs, and symbols generally accepted in the field in question.
- (f) The terminology and the signs shall be consistent throughout the application.

- (g) Each document making up the application (request for grant, description, claims, drawings, and abstract of the disclosure) shall commence on a separate sheet. The separate sheets shall be filed in such a way that they can easily be turned over and joined together again.
- (h) The margins of the documents shall be within the following ranges: Top 2 cm. – 4 cm., left side 2.5 cm. – 4 cm., right side 2 cm. – 3 cm., and bottom 2 cm. – 3 cm. The margins of the documents making up the application must be completely blank. All the sheets making up the documents shall have their pages numbered consecutively using Arabic numerals. The page numbers shall appear in the central portions of either the top or bottom margins.
- (i) The documents making up the application, except the request for registration, shall be filed in four (4) copies.
- (j) Sections (d), (e), and (f) of this Rules shall be applicable only to utility model applications.

Rule 1604. Prohibited Matter. –

- (a) The application shall not contain:
- (i) Any statement or other matter contrary to public order or morality;
- (ii) Any statement disparaging the products or processes of any particular person other than the applicant, or the merits or validity of applications or patents of any such person. Mere comparison with the prior art shall not be considered disparaging per se; or
- (iii) Any statement or other matter obviously irrelevant or unnecessary under the circumstances.
- (b) If an application contains prohibited matter within the meaning of this Rule, the Bureau shall omit it when publishing the registration, indicating the place and number of words or drawing omitted.
- Rule 1605. Information concerning Corresponding Foreign Application.** – The applicant shall, at the request of the Director, furnish him with the date and number of any application filed by him abroad, hereafter referred to as the “foreign application,” relating to the same or essentially the same utility model or industrial design as that claimed in the application filed with the Office and other documents relating to the foreign application.

Rule 1606. Other documents relating to the foreign application may consist of the following:

- (a) A copy of the search reports in English on the corresponding or related foreign application prepared by the European, Japanese, or United States Patent Offices, searching authorities under the Patent Cooperation Treaty, or by the office where the first patent application was filed;
- (b) Photocopy of the relevant documents cited in the search report;
- (c) Copy of the patent granted to the corresponding or related application;
- (d) Copy of the examination report or decision on the corresponding or foreign related application; and
- (e) Other documents which could facilitate adjudication of the application.

Rule 1607. Non-compliance. – The application is considered withdrawn if the applicant fails to comply with the requirement to furnish information concerning the corresponding foreign application within the specified period.

Chapter 4. Drawings.

Rule 1608. Drawings. – The provisions for the presentation of the formal drawings as provided for in Part 4, Rules 413 and 414.1 to 414.15 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Chapter 5. Representation; Signatures.

Rule 1609. Employment of Attorney-at-Law or Agent Recommended. – The provisions on the “Employment of Attorney-at-Law or Agent Recommended” as provided for in Part 4, Rule 420 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Rule 1610. Appointment of Resident Agent or Representative. – The provisions on “Appointment of Resident Agent or Representative” as provided for in Part 4, Rules 421 and 421.1 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Rule 1611. Decorum and Courtesy Required in the Conduct of Business. – The provisions on “Decorum and Courtesy required in the Conduct of Business” as provided for in Part 4, Rule 422 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Chapter 6. Who may Request for a Registration.

Rule 1612. Who may Request for a Registration. – The provisions on “Who may Apply for a Patent” as provided for in Part 5 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Chapter 7. Classification and Search.

Rule 1613. Classification and Search. – The provisions on “Classification and Search” as provided for in Part 7 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility model or industrial design.

Rule 1614. Unpublished, Withdrawn, and Forfeited Applications not cited. – Unpublished, withdrawn, and forfeited applications as such will not be cited as references.

Chapter 8. Amendments by the Applicant.

Rule 1615. Amendments by the Applicant. – The provisions on the “Amendments by the Applicant” as provided for in Part 9, Rules 916 to 928 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Chapter 9. Time for Response by Applicant; Withdrawal of Application for Failure to Respond within Time Limit.

Rule 1616. Time for Response by Applicant; Withdrawal of Application for Failure to Respond within Time Limit. – The provisions on the “Time for Response by Applicant” and “Withdrawal of

Application” as provided for in Part 9, Rules 928, 929, 929.1, and 930 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

Rule 1617. Reconstitution of Application File Wrappers. – The provisions on the “Reconstitution of Application File Wrappers” as provided for in Part 9, Rule 931 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

PART 17**ADVERSE INFORMATION**

Rule 1700. Community Review of the Utility Model and Industrial Design Applications. – In the interest of transparency in registering utility models or industrial designs and quality of utility models or industrial designs registered, the concerned community shall be notified by the Office upon publication of the utility model or industrial design applications.

Rule 1701. Adverse Information. – Within thirty (30) days from the date of publication of the utility model or industrial design application, any person may present written adverse information concerning the registrability of the utility model or industrial design including matters pertaining to novelty and industrial applicability while citing relevant prior art. The adverse information shall be in the form of a sworn statement stating the personal information and circumstance of the affiant and the grounds for objecting to the registration. The sworn statement shall be substantiated by evidence or proof and a registrability report of the application may be attached thereto. The Office shall not consider any submission that fails to comply with the foregoing requirements. Additionally, a conference at the Office may be requested by the interested party to obtain a better understanding of the application, the registration process, and the registration system in general. For this purpose, the party shall indicate three possible dates within thirty (30) days from request when the party is available for the conference. The Office shall acknowledge the receipt of the request for the conference and may request for additional information or clarifications on the adverse information filed. Within ten (10) days after the conference, parties may file a supplemental Adverse Information, in the form of a sworn statement, to include new information. All adverse information shall be communicated to the applicant who may comment on them within thirty (30) days from the mailing date of the communication. Copies of any adverse information filed and comments thereto by the applicant shall form part of the file wrapper in the subject application.

Only the adverse information as filed in accordance with these Regulations shall be taken into consideration in deciding the registrability of the utility model and industrial applications. The Office shall notify the parties who have submitted adverse information of the decision of the Office involving the utility model and industrial design applications.

Rule 1702. Decision of the Director. – The Director shall decide whether or not to register the utility model or industrial design. The Director may also direct the applicant to amend the application to conform with the requirements of registrability. For this purpose, the Director may issue a registrability report *motu proprio*. Amended applications shall be re-published prior to registration in accordance with these Regulations.

In case the Director refuses or denies the registration of the utility model or industrial design, the applicant may appeal such decision to the Director General pursuant to Section 7.1 (b) of the IP Code, and in accordance with Part 13 of these Regulations. No motion for reconsideration of the decision or order of the Director shall be allowed.

In case the Director allows the registration of the utility model or industrial design, any interested party may file a petition for cancellation with the Bureau of Legal Affairs in accordance with Section 109.4 for utility model and Section 120 for industrial design of the IP Code, and in accordance with the Regulations for Inter Partes Proceedings. Appeal to the Director General of the decision of the Director granting the utility model or industrial design is not allowed.

Rule 1703. Registration of Utility Model and Industrial Design without Adverse Information. – Where the application meets all the formal requirements for registrability as set forth in these Regulations and the Office does not receive any adverse information from the concerned community after the expiration of the thirty (30)-day publication period, the Office shall grant the registration of the utility model or industrial design and inform the applicant as well as the community of the same.

PART 18 **THE CERTIFICATE OF REGISTRATION**

Rule 1800. Contents of Certificate of Registration. – The Certificate of Registration shall be issued in the name of the Republic of the Philippines under the seal of the Office and shall be signed by the Director, and registered together with the description, claims, and drawings, if any, in books and records of the Office.

Rule 1801. Inspection of Documents. – Any interested party may inspect the complete description, claims, and drawings on file with the Office.

PART 19 **OTHER PROCEEDINGS AFFECTING THE APPLICATION OR THE REGISTRATION FOR UTILITY MODEL AND INDUSTRIAL DESIGN**

Chapter 1. Assignment, Surrender, Correction, and Amendments of Certificate; Recordal and Transmission of Rights.

Rule 1900. Assignment, Surrender, Correction, and Amendments of Certificate; Recordal and Transmission of Rights. – The provisions on the “Recording of Assignment of Letters Patent and other Instruments affecting Title to Patents, Including Licenses; Surrender, Correction, and Amendments of Patent; Recordal and Assignment and Transmission of Rights” as provided for in Part 12 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models and industrial designs.

Chapter 2. Request for Registrability Report.

Rule 1901. Who may Request for a Registrability Report. – The applicant or any interested party, including judicial and quasi-judicial agencies where a case is pending involving the utility model or industrial design concerned, may, upon full payment of the required fee, request for a registrability report concerning the registered utility model or industrial design.

However, judicial and quasi-judicial agencies requesting for a registrability report, however, shall be exempt from the payment of fees.

Rule 1902. Contents of Registrability Report. – The registrability report concerning a registered utility model or industrial design shall contain citations of relevant prior art documents with appropriate indications as to their degree of relevance which may serve as an aid to the requesting party in the determination of the validity of the utility model claim or claims or the industrial design claim in respect to newness.

The report shall indicate the range of the search which shall include relevant prior art publicly known or used by others in the Philippines or those described in printed publications circulated anywhere in the world or made available to the public through electronic telecommunication lines anywhere in the world prior to the filing date or priority date of the utility model or industrial design application. In the case of prior art publicly known or used, the same shall be supported by an affidavit.

When a registrability report is issued prior to the publication of the application for a utility model or industrial design registration, the registrability report shall be published together with the application.

Notwithstanding the issuance of a prior registrability report, whether published or not in accordance with the preceding paragraph, the applicant or any interested party may request for a subsequent registrability report to include such other information or documents that may have arisen or discovered after the issuance of the prior report.

Rule 1903. Time within which to issue Report. – The registrability report shall be given to the requesting party within two (2) months from receipt of the request together with full payment of the required fee.

PART 20 **PETITIONS AND APPEALS**

Rule 2000. Petitions and Appeals. – The provision on “Petitions and Appeals” as provided for in Part 13, Rules 1300 to 1311 of the Regulations for Patents shall apply, *mutatis mutandis*, to utility models or industrial designs.

FINAL PROVISIONS

Section 1. Correspondence. – The following provisions shall apply to correspondence between the inventor/applicant, maker/applicant, or designer/applicant and the Office of the Bureau:

- (a) *Business to be transacted in writing.* – All businesses with the Office or Bureau shall be transacted in writing. Actions will be based exclusively on the written record. No attention will be paid to any alleged oral promise, stipulation, or understanding in relation to which there is a disagreement or doubt.
- (b) *Personal attendance of applicants and other persons unnecessary.* – Unless otherwise provided, the personal attendance of applicants and other persons at the Office is unnecessary. Their business can be transacted by correspondence.

- (c) *Correspondence to be in the name of the Director of Patents.* – All Office letters with respect to matters within the jurisdiction of the Bureau must be sent in the name of the Director of Patents. All letters and other communications intended with respect to such matters must be addressed to him, and if addressed to any other officer, they will ordinarily be returned.
- (d) *Separate letter for each case.* – In every case, a separate letter shall be written in relation to each distinct subject of inquiry.
- (e) *Letter relating to applications.* – When a letter concerns an application, it shall state the name of the applicant, title of the invention/utility model/industrial design, the application number and the filing date of the application.
- (f) *Letters relating to letters patent, registered utility model or industrial design.* – When the letter concerns a letters patent, registered utility model or industrial design, the name of the patentee/maker/designer, title of the patent/utility model/industrial design, patent number/registration number, and date of issuance must be stated.
- (g) *Subjects on which information cannot be given.* – The Office cannot respond to inquiries as to the inventiveness or novelty of an alleged invention desired to be patented or the novelty of a utility model or industrial design desired to be registered in advance of the filing of an application for a patent, utility model, or industrial design.

On the propriety of making an application for the patent, registration of utility model or industrial design, the applicant must judge for himself or consult an attorney-at-law or patent agent. The Office is open to him, and its records pertaining to all patents granted may be inspected either by himself or by any attorney or agent he may call to his aid. Further than this, the Office can render him no assistance until his application comes regularly before it in the manner prescribed by law and by these Regulations. A copy of the law, rules, or circular of information, with a section marked, set to the individual making an inquiry of the character referred to, is intended as a respectful answer by the Office. Examiners' digests are not open to public inspection.

The foregoing shall not, in any way, be interpreted to prohibit the Office from undertaking an information dissemination activity in whatever format, to increase awareness on the patent law.

Section 2. Fees and Charges to be Prepaid; Fees and Charges Payable in Advance. – Express charges, freight, postage, telephone, telefacsimile, including cost of paper and other related expenses, and all other charges on any matter sent to the Office must be prepaid in full. Otherwise, the Office shall not receive nor perform any action on such matters. The filing fees and all other fees and charges payable to the Office shall be collected by the Office in advance of any service to be rendered.

Section 3. Implementation. – In the interest of the service, the function necessary to implement these Regulations shall be performed by the personnel of the concerned examining divisions and the administrative division of the Bureau.

Section 4. Repeals. – All rules and regulations, memoranda, circulars, and parts thereof inconsistent with these Regulations, particularly the Rules and Regulations on Inventions which took effect on January 15, 1999 and the Rules and Regulations on Utility Models and Industrial Designs which took effect on December 17, 1998 are hereby repealed.

Section 5. Separability. – If any provision in these Regulations or application of such provision to any circumstance is held invalid, the remainder of these Regulations shall not be affected thereby.

Section 6. Effectivity. – These rules and regulations shall take effect fifteen (15) days after the publication in a newspaper of general circulation. Done this 20th day of April 2011.

ATTY. RICARDO R. BLANCAFLOR
Director General

意匠登録願

下欄署名者は、本意匠出願の登録を申請する。		(知的財産庁記入欄) 出願番号： 出願日： 受理日：	
第Ⅰ欄 意匠の名称			
第Ⅱ欄 出願人 (意匠創作業者であるか否かは問わない) 本欄は、出願人又は出願人が複数いる場合は、その一人を表示するために使用すること。複数の者が関係している場合は(該当する場合には、法人を含む)、続きを追加の欄に記載すること。 本欄に記載の者は次の者である (いずれかにチェック) <input type="checkbox"/> 出願人及び創作者 <input type="checkbox"/> 出願人のみ 氏名及び住所：			
電話番号： (市外局番を含む)	ファックス番号：	メールアドレス	
国籍：	居住国：フィリピン		
第Ⅲ欄 意匠創作業者 それぞれの者について、個別の欄に記入すること。以下の2欄で書ききれないときは、「追加の欄」(追加して記載される者のそれぞれについて、以下の2欄が必要とされる項目と同様の情報を記入すること)に続けて記入するか、「追加用紙」を使用すること。 本欄に記載の者は次の者である (いずれかにチェック) <input type="checkbox"/> 出願人及び創作業者 <input type="checkbox"/> 出願人のみ 氏名及び住所：			
本欄に記載の者が出願人 (又は出願人及び創作業者) の場合は、以下も記入のこと。 国籍： 居住国：フィリピン			
本欄に記載の者は次の者である (いずれかにチェック) <input type="checkbox"/> 出願人及び創作業者 <input type="checkbox"/> 創作者のみ 本欄に記載の者が出願人 (又は出願人及び創作業者) の場合は、以下も記入のこと。 国籍： 居住国：			

用紙2

第Ⅳ欄 代理人 (いる場合) 又は共通の代表者 (いる場合)：通知の宛先 (一定の場合) 共通の代表者は複数の出願人がおり、代理人が指名されていない場合に限り、指名することができ。共通の代表者は出願人の中から指名しなければならない。以下の者 (該当する場合には法人) をここに、知的財産庁において、出願人を代理して行為する代理人又は共通の代表者として指名する。 氏名及び住所 (郵便番号を含む)：	
電話番号： (市外局番を含む)	ファックス番号： メールアドレス：
第Ⅴ欄 優先権主張 (ある場合) 本願書では、以下の先願の優先権を主張する。 先願国： 出願日 (年月日) 出願番号	
(1) (2) (3)	
第Ⅵ欄 出願人又は代理人の署名 (印字した氏名の上に署名のこと)	
本願書に出願人の代わりに代理人が署名する場合は、出願人の署名入りの、代理人を選任する個別の公証委任状が必要である。その場合に包括委任状 (知的財産庁に寄託) を使用することが望ましいときは、その謄本を本願書に添付すること。	
第Ⅶ欄 チェックリスト (出願人記入欄)	
本出願の枚数は、次の通りである。	
1. 願書	出願時の本出願には、以下にチェックした項目を添付する。
2. 説明書	<input type="checkbox"/> 個別の公証委任状
3. クレーム	<input type="checkbox"/> 包括委任状の謄本
4. 図面	<input type="checkbox"/> 優先権書類 (第Ⅴ欄を参照)
用紙合計：	<input type="checkbox"/> 手数料納付用の小切手
図面中の図の番号 (ある場合) …は、公告 時の要約に記入することが望ましい。	

REQUEST FOR THE REGISTRATION
OF AN INDUSTRIAL DESIGN

<p>(The following is to be filled in by the Intellectual Property Office)</p> <p>APPLICATION No.:</p> <p>FILING DATE:</p> <p>Date of Receipt:</p>	
<p>THE UNDERSIGNED HEREBY REQUEST THAT THIS INDUSTRIAL DESIGN APPLICATION BE REGISTERED.</p>	
<p>Box No. I TITLE OF THE DESIGN</p>	
<p>Box No. II APPLICANT (WHETHER OR NOT ALSO DESIGNER) Use this box for indicating the applicant or, if there are several applicants, one of them. If more than one person (include, where applicable, a legal entity) is involved, continue in the supplemental box. The person in this box is (check one only): <input type="checkbox"/> applicant and designer <input type="checkbox"/> applicant only Name and address:</p>	
<p>Telephone number: (including area code)</p>	<p>Fax Number:</p>
<p>E-Mail address:</p>	
<p>Country of nationality: <input type="checkbox"/> Philippines</p>	
<p>Box No. III DESIGNERS A separate sub-box has to be filled in in respect of each person. If the following two sub-boxes are insufficient, continue in the "Supplemental Box" (giving therein for each additional person the same indications as those requested in the following two sub-boxes) or by using a "continuation sheet".</p>	
<p>The person in this box is (check one only): <input type="checkbox"/> applicant and designer <input type="checkbox"/> designer only</p>	
<p>Name and address:</p>	
<p>If the person identified in this sub-box is applicant (or applicant and designer), indicate also: Country of nationality: <input type="checkbox"/> Philippines</p>	
<p>The person identified in this box is (check one only): <input type="checkbox"/> applicant and designer <input type="checkbox"/> designer only</p>	
<p>Name and address:</p>	
<p>If the person identified in this sub-box is applicant (or applicant and designer), indicate also: Country of nationality:</p>	

用紙 3

追加の欄 本欄は以下の場合に使用すること。

- i. 3名以上の者が出願人又は考案者として関係している場合：「第III欄の続き」と記入した上で、追加されたそれぞれにつき、第III欄と同様の必要事項を記入すること。
- ii. 優先権主張を伴う先願が3件を超える場合：「第V欄の続き」と記入した上で、追加された先願のそれぞれにつき、第V欄と同様の必要事項を記入すること。
- iii. 各欄において、余白が足りなくて情報を記入しきれない場合は：「第○欄の続き」（○には当該欄の番号を記入すること）とした上で、余白が足りない欄の説明に従って必要事項を記入すること。

本追加欄が使用されないときは、本用紙を願書に含める必要はない。

Sheet number 2

Box No. IV AGENT (IF ANY) OR COMMON REPRESENTATIVE (IF ANY); ADDRESS FOR NOTIFICATIONS (IN CERTAIN CASES) A common representative may be appointed only if there are several applicants and if no agent is or has been appointed. The common representative must be one of the applicants.

The following person (include, where applicable, a legal entity) is hereby/has been appointed as agent or common representative to act on behalf of the applicant(s) before the Intellectual Property Office.
Name and address, including postal code:

Telephone number: _____ Fax No.: _____ E-Mail address: _____
(including area code)

Box No. V PRIORITY CLAIM (IF ANY) The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:
Country in which it was filed: _____ Filing Date _____ Application No. _____
(month, day, year)

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

Box No. VI SIGNATURE OF APPLICANT(S) OR AGENT OVER PRINTED NAME(S)

If the present Request form is signed on behalf of any applicant by an agent, a separate notarized power of attorney appointing the agent and signed by the applicant is required. If in such case it is desired to make use of a general power of attorney (deposited with the Intellectual Property Office), a copy thereof must be attached to this form.

Box No. VII CHECK LIST (To be filled in by the Applicant)

This application contains the following number of sheets: _____ This application as filed is accompanied by the items checked below.

- 1. Request: _____
 - 2. Description : _____
 - 3. Claim(s): _____
 - 4. Drawing(s): _____
 - Total Sheets:** _____
- Separate notarized power of attorney
 Copy of general power of attorney
 Priority document(s) (see Box No. V)
 Cheques for the payment of fees
 Other documents (specify)

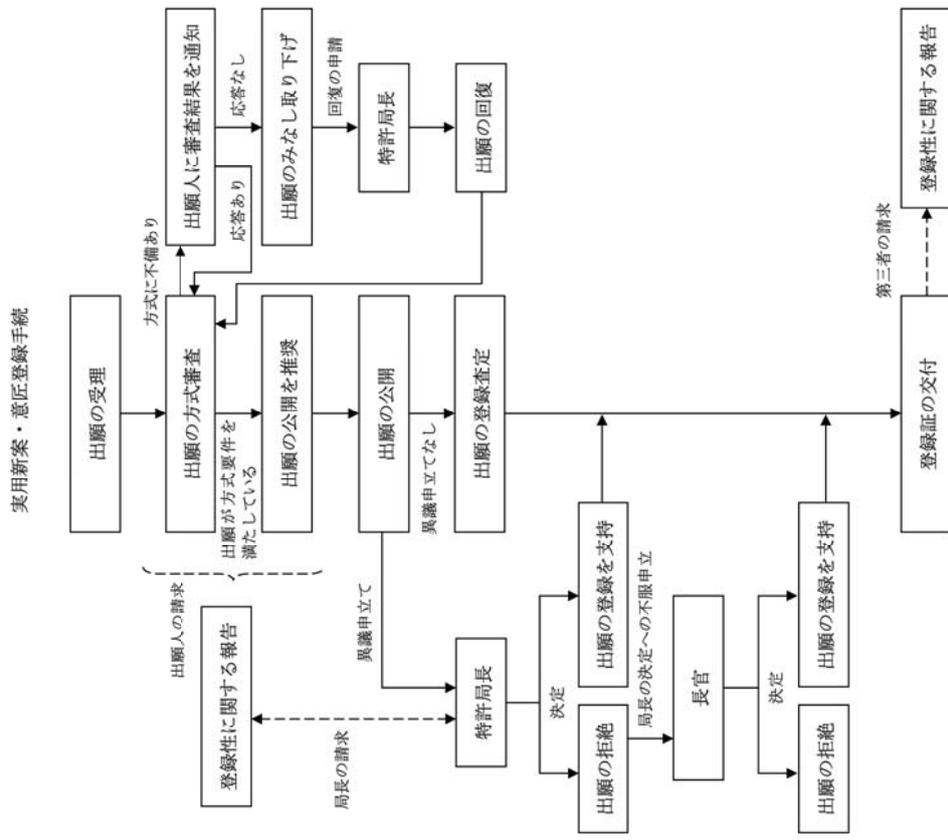
Figure number(s) _____ of the drawings (if any) is suggested to accompany the abstract for publication.

Sheet Number 3

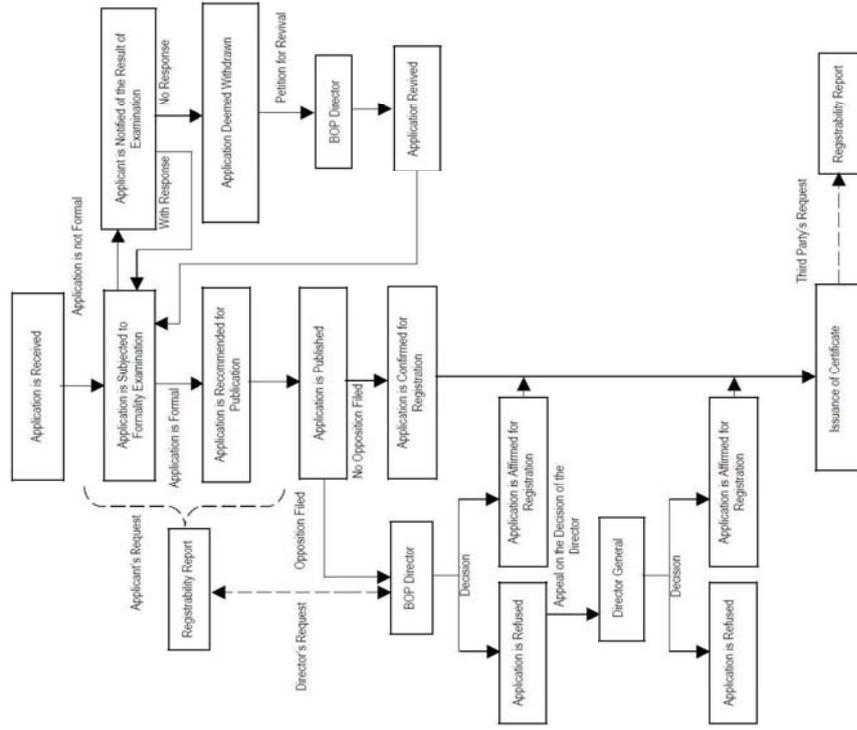
Supplemental Box Use this box in the following cases:

- i. if more than three persons are involved as applicants and/or makers: in such case, write "continuation of Box No. III" and indicate for each additional person the same type of information as required in Box No. III;
- ii. if there are more than three earlier applications whose priority is claimed: in such case, indicate "continuation of Box No. V" and indicate for each additional earlier application the same type of information as required in Box No. V; and
- iii. if, in any of the Boxes, the space is insufficient to furnish the information: in such case, write "continuation of Box No. _____" (indicate the number of the box) and furnish the information in the same manner as required according to the captions of the Box in which the space was insufficient.

If this supplemental Box is not used, this sheet need not be included in the Request.



UTILITY MODEL AND INDUSTRIAL DESIGN REGISTRATION PROCEDURE



意匠

1. 実用新案又は意匠特許の出願

実用新案又は意匠の登録出願は、知的財産庁の建物の1階にある受理課/行政・金融・人的資源開発サービス局 (Administrative, Financial and Human Resource Development Services Bureau : AFHRDSB) の窓口を通じて、知的財産庁の特許局に行わなければならない。

出願日を取得するために、次のものを提出する必要がある。

- (a) 適切に記入された実用新案/意匠登録願書
- (b) 出願人の氏名、住所、署名：出願人が非居住者である場合は、フィリピン在住の代理人の氏名及び住所
- (c) 実用新案又は意匠の明細書及び一つ以上のクレーム。意匠の場合は、図面及び一つの「意匠」のクレーム

注記：実用新案の登録出願の場合は、主題の実用新案を理解するために必要な図面を出願時に提出し、当該の図面を遅れて提出したことによる出願日の変更が行われないようにするのが賢明である (IRR の規則 203)。

その他の方式上の要求事項であって、出願日の取得には必要ではないが、おそらく出願時に含まれているものは、次のものである。

- (a) (大規模又は小規模団体に適用される) 出願手数料。出願の間又は出願日から1月以内に納付されると考えられる。当該手数料が納付されない場合は、当該出願は自動的に取消された/取られたものとみなされる。
- (b) 発明を理解するために必要な図面
- (c) 先願の優先権が主張される場合は、先願のクレームの詳細 (すなわち、出願日、出願番号、最初の出願国)

2. 方式審査

実用新案又は意匠は、出願日付与の要件が全て満たされているかが審査される。現行の「先願」主義においては、出願日が非常に重要である。これは、同一又は類似の実用新案又は意匠につき別の出願人と争っている場合に、出願日が、優先権を有する者が誰か、従って当該の実用新案又は意匠の登録権を有する者が誰かを決定するからである。

3. 方式審査に関する報告/調査報告

出願は分類し、方式要件が全て満たされているかの審査を行い、出願人にはそれに関する報告を送付する。

4. 方式審査に関する報告への出願人の対応

方式審査に関する報告及び調査報告の郵送日から 2 月以内に、出願人は、次のいずれかを行うことができる。

- (1) 実用新案出願の発明特許出願への変更
- (2) 出願の取下
- (3) 出願の補正
- (4) 登録性に関する報告の請求

登録性に関する報告は、出願人からの請求及び手数料の納付を受理してから 2 月以内に出願人に提供される。報告には、その関連の程度を適切に表示した上で、関連する先行技術文献の引用を記載し、出願人はこれを参考に実用新案の有効性又は意匠の新規性を判断することができる。

- (5) 何の対応もしない

出願人が登録のための方式要件をすべて満たし、局が出願人から何の対応も受けなかった場合は、実用新案又は意匠は、所定の手数料がすべて納付されていることを条件として、登録されたものとみなされる。

5. 実用新案又は意匠の登録による公示

実用新案又は意匠の登録は、登録から 6 月以内に IPO 公報に書誌データ及びもしある場合は、代表的な図面が公示される。

The other formal requirements, which are not needed to obtain a filing date, but maybe included at the time of filing are:

- (a) A filing fee (for big or small entities) which maybe paid during application filing or within one month from the date of filing. The application shall be deemed automatically cancelled/withdrawn in case of non-payment of such fees.
- (b) Drawing(s) necessary to understand the invention, and,
- (c) If the priority of an earlier filed application is being claimed, the details of the claim, i.e. filing date, file number and country of origin.

2. Formality Examination

The utility model or industrial design shall be examined as to the completeness of the requirements for the grant of a filing date. Under the present "first to file" system, the date of filing is very important because it determines, in case of a dispute with another applicant for the same or similar utility model or industrial design, who has the prior right and is therefore entitled to the registration of the utility model or industrial design.

3. Formality Examination Report/Search Report

The application is classified and examined as to completeness of formal requirements, and a report thereon is sent to the applicant.

4. Applicant's Action on the Formality Examination Report

Within two (2) months from the mailing date of the formality examination report and the search report, the applicant may:

- (1) convert the utility model application to an application for an invention patent; or
- (2) withdraw the application; or
- (3) amend the application; or
- (4) request for a registrability report

The registrability report shall be given to the applicant within two (2) months from receipt of the request and payment of fee from the applicant. The report shall contain citations of relevant prior art documents with appropriate indications as to their degree of relevance which will serve as an aid to the applicant in the determination of the validity of the utility model or industrial design claim(s) in respect to newness.

- (5) not act in any way

If the application meets all the formal requirements for registration and

the Bureau does not receive any action from the applicant, the utility model or industrial design shall be deemed registered provided all the required fees are paid.

5. Publication Upon Registration of the Utility Model or Industrial Design

Registration of the utility model or industrial design shall be published in the form of bibliographic data and representative drawing, if any, in the IPO Gazette within six (6) months after registration.



Event Calendar

4 June 2012						
S	M	T	W	T	F	S
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

Archive

Patent Search

TM Search

Follow Us :

facebook

Twitter

YouTube

- [Sitemap](#)
- [Disclaimer](#)
- [Procurement](#)
- [Hearing Schedule](#)
- [Links](#)
- [Careers](#)
- [Contact Us](#)

© Copyright 2009 IPOPHIL Philippines. Website Designed by: Admin@ipomedia.com

- [IP Code](#)
- [Administrative Issuances](#)
- [Manuals](#)
- [About IP Enforcement](#)

- [IP Enforcement Reports & Statistics](#)
- [IP Enforcement Updates](#)
- [About IP Cases](#)
- [Laws & IRRs](#)
- [How to File Cases](#)
- [Fees](#)
- [Forms](#)
- [Process Flowchart](#)
- [Schedule of Hearings](#)
- [About ADR](#)
- [IP Case Library](#)
- [Alternative Dispute Resolution Laws and Rules](#)
- [About Technology Transfer Arrangements](#)
- [Laws & IRRs](#)
- [Fees](#)
- [Process Flowchart](#)
- [About Patent Information Search Services](#)
- [Fees](#)
- [About ITSO](#)
- [ITSO Host Institutions](#)
- [About Intellectual Property](#)
- [Foundation Courses on IP](#)
- [High-Level Forum on Innovation Opportunities in the Philippines](#)
- [Publications](#)
- [Newsletters](#)
- [Geographical Indications Forum](#)
- [High-Level Forum on Access to Global Technology for Innovation](#)
- [Forum on Intellectual Property and Traditional Knowledge](#)
- [WIPO Asia-Pacific Regional Symposium on Capacity Building in the Field of Copyright and Related Rights](#)

意匠登録料金表

セクション3、実用新案・意匠特許の登録に係る料金表—本セクションで示す料金は、実用新案及び意匠特許に適用される。

参照コード	実用新案・意匠特許の登録に係る料金表		
	料金の種類	大規模	小規模
	1. 審査前		
301	1.1. 出願手数料	3,000.00	1,500.00
302	1.2. 用紙が30枚を超える場合、その超過分各1枚につき	30.00	15.00
303	1.3. 実用新案のクレーム数が5つを超える場合、クレームの超過分1つにつき	200.00	100.00
304	1.4. 意匠の実施態様が1つを超える場合、その実施態様の超過分1つにつき	1,500.00	750.00
305	1.5. 優先権の請求	1,500.00	750.00
306	1.6. 分割出願(各分割につき)	3,000.00	1,500.00
307	1.7. 発明特許から実用新案への変更	550.00	275.00
	2. 審査		
	2.1. 以下の請求		
	2.1.1. 応答期間の延長		
308	2.1.1.1 1回目	600.00	300.00
309	2.1.1.2 2回目	650.00	325.00
310	2.1.2. 登録可能性に関する報告	1,100.00	550.00
311	2.1.3. 回復	1,000.00	500.00
312	2.2 明細書又はクレームの原本の補正ページの作成	各ページにつき70.00	
	3. 審査後		
313	3.1. 登録の補正又は訂正	500.00	250.00
		+ 公告手数料	
	3.2 以下の申請		
314	3.2.1 任意の権利放棄又は取下	500.00	250.00
		+ 公告手数料	
315	3.2.2 斤に過失がない登録内容の方式上若しくは事務上の誤りの補正又は訂正	500.00	250.00
316	3.2.3 登録内容の具体的な誤りの補正又は訂正	800.00	400.00
	4. 期間の延長(意匠登録の実施態様1件につき)		

4.1 期間延長の申請	
317	4.1.1 1 回目 1,800.00 900.00 + 公告手数料
318	4.1.2 2 回目 3,600.00 1,800.00 + 公告手数料



- Home
- IP Office
- IP Resources
- IP Enforcement
- IP Cases
- IP Business
- IP Knowledge

- Patent
- Utility Model
- Design
- Trademark
- Copyright

What's New

- 06/11/2019
2012 TAIPEN IITL
INVENTION SHOW &
TECHNO-MART
- 06/09/2019
IPOPPI Training
100 Plus
Lawyers Stakeholders
On Madrid Protocol
Philippine Madrid
Protocol-Related
Fees (11 June 2012)
- 06/05/2019
Philippine Regulations
Implementing the
Protocol Relating to
the Madrid
Notice of 2nd PUBLIC
CONSULTATION on

RSS Feed

170168 No. of Views

DESIGN FEES

SECTION 3. Schedule of Fees on Utility Model and Industrial Design Patents.
— The fees provided in this Section shall apply to utility model and industrial design patents.

Reference Code	Type of Fee	Big	Small
1. PRE-EXAMINATION			
301	1.1. Filing Fee	3,000.00	1,500.00
302	1.2. For each sheet in excess of thirty (30)	30.00	15.00
303	1.3. For each claim in excess of five (5) in Utility Model	200.00	100.00
304	1.4. For each embodiment in excess of one (1) in Ind. Design	1,500.00	750.00
305	1.5. Request for right of priority	1,500.00	750.00
306	1.6. Divisional Application (for each division)	3,000.00	1,500.00
307	1.7. Conversion From Invention to Utility Model	550.00	275.00
2. EXAMINATION			
2.1. Request for:			
308	2.1.1. Extension of time to file Response	600.00	300.00
	2.1.1.1. First	600.00	300.00

NO.	DESCRIPTION	AMOUNT
310	2.1.2. Registrability Report	1,100.00 550.00
311	2.1.3. Revival	1,000.00 500.00
312	2.2 Preparation of amended page(s) of the master copy of the specifications and/or claims	70.00 per page
3. POST-EXAMINATION		
313	3.1. Amendment or correction to the Registration	500.00 250.00 plus publication fee
3.2 Petition for:		
314	3.2.1 Voluntary surrender or cancellation	500.00 250.00 plus publication fee
315	3.2.2 Any amendment or any correction of mistakes in a Registration of formal and clerical nature without fault of Office.	500.00 250.00
316	3.2.3 Any amendment or any correction of mistakes in a Registration of substantive nature	800.00 400.00
4. EXTENSION OF TERM (Industrial Design Registration per amendment)		
317	4.1 Petition for Extension of Term	
	4.1.1 First	1,800.00 900.00 plus publication fee
318	4.1.2 Second	3,600.00 1,800.00 plus publication fee



4 June 2012

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

Archive



Follow Us :



- [Sitemap](#)
- [Disclaimer](#)
- [Procurement](#)

- [Hearing Schedule](#)
- [Links](#)
- [Careers](#)
- [Contact Us](#)

© Copyright 2009 IPOPHIL Philippines. Website Designed by: Admin@ipomedia.com

- [Vision Mission](#)
- [IPOPHIL Road Map 2011](#)
- [Historical Highlights](#)
- [Organization Structure](#)
- [Director General's Profile](#)
- [IP Satellite Offices](#)
- [Statistics](#)
- [Annual Report](#)
- [Region Map](#)
- [IPOPHIL Quality Policy Statement](#)
- [IP Code](#)
- [Administrative Issuances](#)
- [Manuals](#)
- [About IP Enforcement](#)
- [IP Enforcement Reports & Statistics](#)
- [IP Enforcement Updates](#)
- [About IP Cases](#)
- [Laws & IRRs](#)
- [How to File Cases](#)
- [Fees](#)
- [Forms](#)
- [Process Flowchart](#)
- [Schedule of Hearings](#)
- [About ADR](#)
- [IP Case Library](#)
- [Alternative Dispute Resolution Laws and Rules](#)
- [About Technology Transfer Arrangements](#)
- [Laws & IRRs](#)
- [Forms](#)
- [Fees](#)
- [Process Flowchart](#)
- [About Patent Information Search Services](#)
- [Fees](#)
- [About ITSO](#)
- [ITSO Host Institutions](#)

ラオス人民民主共和国

平和, 独立, 民主主義, 統一, 繁栄

総理府

科学技術環境庁

No.322/STEA-PMO

ビエンチャン市 2003 年 2 月 18 日

特許、小特許及び工業意匠に関する首相令施行規則

一 特許、小特許及び工業意匠に関する 2002 年 1 月 17 日付の首相令 No.01/PM に基づき、

一 本首相令の解釈に関する要求事項に基づき、本邦全域における発明・考案に関する特許出願及び工業意匠登録に関して、異論なき規則を制定するため、

科学技術環境庁長官は以下の規則を策定する。

第 1 節

総則

第 1 条：本則は、「特許、小特許及び工業意匠に関する首相令」の解釈を示すとともに、ラオス人民民主共和国において特許、小特許の付与及び工業意匠の登録証明を得るための発明・考案に関する特許出願及び工業意匠登録の手続を定めるものである。

第 2 条：発明、考案及び工業意匠は、それらが科学技術環境庁もしくはラオス人民民主共和国に対し拘束力を有する国際機関により付与もしくは登録された場合に保護を受けることができる。

第 3 条：ラオス国民である個人もしくは法人がラオス人民民主共和国において自らの発明・考案に関する特許出願及び工業意匠の登録を要求する場合、その者は科学技術環境庁に直接接触しなければならない。

第 4 条：外国人である個人もしくは法人がラオス人民民主共和国において自らの発明・考案に関する特許出願及び工業意匠の登録を要求する場合、科学技術環境庁もしくは関係機関が許可した公認の代理人を通じて出願を行わなければならない。

第 5 条：特許、小特許もしくは工業意匠証明の所有者は、当該発明、考案もしくは工業意匠をラオス人民民主共和国内で他人が使用することを許可する場合、事前に裁判所、法律事務所、商業会議所その他の関係機関によって証明された使用者の同意書が要求される。所有者は前記の使用を宣言書によって科学技術環境庁に通知し、検討と承認を求めらるものとする。

第 6 条：特許もしくは小特許による発明もしくは考案の保護を求めらる出願書類は、ラオス語で作成されるものとする。出願人が外国人である場合、当初に出願人の母国語で作成された書類を提出することができるが、出願日から 90 日以内にラオス語版の書類を登録局に提出するものとする。外国語からの翻訳は、翻訳の正確さについて法律事務所もしくは関係機関による証明が提供されなければならない。

発明もしくは考案の保護を求めらる出願をラオス人民民主共和国に対し拘束力を有する国際機関に提出する場合、科学技術環境庁の登録局を通じて出願を行うものとする。その場合の出願書類はラオス語と英語で作成され、翻訳の正確さに関する証明が付されるものとする。

工業意匠の証明書を求めらる登録出願はラオス語で提出されるものとする。出願人が外国人である場合、英語もしくはラオス語による出願書類を提出することができる。

第 7 条：科学技術環境庁の登録局を通じて発明の保護を求めらる国際出願を行う場合の手続及び手続は、前記国際出願に関する特別規則により規定される。

第 II 節

特許

第 8 条：特許とは、発明を保護するために付与される権利証書であり、特許される発明は

2つのカテゴリーに分類される。第1のカテゴリーは製造物であり、機械、電気・電子装置、工具その他の発明的製品などがこれに含まれる。第2のカテゴリーは方法発明であり、製品製造のための一連の手順、ノウハウその他、方法を使用する行為がこれに含まれる。1件の特許出願によって以上2つのカテゴリーのいずれかを出願しても、両方を同時に出願してもよい。

第9条：特許出願は専ら単一の発明について用いられる手続であり、出願書類には以下のものが含まれる。

1. 出願書（登録局の書式に基づく）。
2. 委任状（代理人を通じて出願する場合）。
3. 登録もしくは保護の対象となる発明の技術及び手順を他人が理解できる程度に十分に明瞭且つ完全な発明の記述を含む明細書。
4. 一ないし複数の請求項。請求項の役割は、保護される発明の範囲を画定することである。請求項は、裁判所、関係機関もしくは公衆が保護範囲を容易に理解できるようにするための明細書に記載された内容に関係していなければならない。
5. 発明を説明しより良く理解させるため、発明の創案者に基づく図面が要求される。
6. 要約書は、発明の主題に特に関係する技術情報を単に要約したものであって、発明の保護を求める出願の分類を容易にする。
7. 発明の保護に関して所定の料金の支払が要求される。

第10条：本則第9条に定める要件に関わらず、登録局の判断により、外国の国際調査機関もしくは関連の国際機関が提供した発明に関する調査報告書を出願に添付することが求められる場合がある。

調査報告書が出願に添付されない場合、登録局は外国の調査機関もしくは関連の国際機関との調整を図るが、その費用は出願人が全面的に負担するものとする。

第11条：出願が、一発明もしくは発明群に関係する複数の分割出願に分割される場合、それらは本則第9条及び第10条に基づいて出願されるものとする。但し、個々の分割出願について記録される出願日及び優先日は、原出願の出願日及び優先日となる。

第12条：出願日前の12ヶ月間に同一発明につき「工業所有権の保護に関するパリ条約」の加盟国もしくは同条約による国際機関に提出された出願による優先権を主張した宣言書を、特許付与を求める出願の中に入れておくことができる。その際に優先権宣言書が考慮されない場合には、外国で提出され、外国の登録機関もしくは国際機関によって証明された先行出願のコピー1部を出願書類にて添付するものとする。

第13条：出願人は、登録局の要請に応じて、特にラオス人民民主共和国において登録が求められる発明と同一の発明に関して外国で提出された特許出願のデータを提供するものとする。提供されるデータには以下のものが含まれる。

- (a)当該外国出願に関して実施された調査もしくは審査の結果もしくは国際登録機関もしくは特定期国が発行した文書の証明済みのコピー。
- (b)当該外国出願に基づいて付与された特許のコピー。
- (c)外国で請求された特許の付与を拒絶した裁判所もしくは関係機関が作成した最終決定文書のコピー。

第14条：2002年1月17日付の首相令第1号すなわち「特許、小特許及び工業意匠に関する首相令」の第7条、11条及び14条ならびに本則第9条、10条及び13条に定める要件を出願人が満たしている場合、登録局は原則として以下の事項を検討し、決定を下すものとする。

- (a)特許付与を求める出願である旨の明示的な記載。
- (b)発明の登録を求める出願人の身元確認を可能にする記載。
- (c)特許請求の対象となる発明の新規性評価の基準となる時点。

登録局は出願の時刻及び日付を確認し、出願受理書を出願人に交付し、出願から50ヶ月以内に発願の公開、特許の発行、登録簿への記載を行う。

前の段落に示した要件を出願人が満たしていない場合、又は発明が新規でないこと、根拠及び進歩性に欠けていること、産業的利用が可能でないことが審査後に判明した場合、登録局は出願を拒絶し、その決定を出願人に通告する。

第15条：小特許とは、本則第8条に基づいて出願された考案の保護のために付与される権利証書をいう。

第16条：小特許の付与を求める出願には、本則第9条が適用される。出願を受理した後、登録局は原則として以下の事項を検討し、決定を下すものとする。

- (a)小特許の付与を求める出願である旨の明示的な記載。
 - (b)考案の登録を求める出願人の身元確認を可能にする記載。
 - (c)小特許請求の対象となる考案が他人の模倣ではなく、特定の考案に関する国際文献を翻訳しただけのものではないかを判断する新規性評価の基礎となる時点。
- 登録局は出願の時刻及び日付を確定し、出願受理書を出願人に交付し、出願から12ヶ月以内に出願の公開、小特許の発行、当該考案の登録簿への記載を行う。
- 前の段落に示した要件を出願人が満たしていない場合、登録局は出願を拒絶し、その決定を出願人に通告する。

第17条：本則第12条に基づいて出願された小特許の認可申請において優先権を主張する宣言書。

小特許は出願日もしくは必要な訂正が受理された日から7年後に失効する。

第18条：一 小特許を維持するためには、小特許権者は維持年金を前払いで支払わなければならない。

一 小特許権者が維持年金を前払いしなかった場合、同人の特許出願は取り下げられたものと見なされ、又は同人の特許は失効するものとする。

一 延滞の原因となった事情を小特許権者が証明した場合を除き、登録機関は6ヶ月の猶予期間を認めるものとする。

第IV節 工業意匠

第19条：工業意匠証明書とは、図、デザイン、立体的形状その他、工業製品もしくは手

工芸品の模様として用いられる素材から構成される工業意匠の登録について付与される権利証書をいう。

第20条：工業意匠登録出願の出願書類には以下のものが含まれる。

- (1)出願書
- (2)特定の製品について使用される工業意匠を具体的に示した図面、写真もしくは線画。
- (3)工業意匠の見本（出願される工業意匠が平面である場合）
- (4)出願人が創作でない場合、出願書に委任状を添えることを要する。
 - 一 1件の出願において、国際分類の同一クラスに属しているか同一の組物もしくは複合製品を構成する複数の工業意匠を登録出願の対象とすることができる。工業意匠の国際分類とは、ロカルノ協定に定められた国際分類の最新版をいう。
 - 一 出願書提出の時点で、出願日もしくは（優先権が主張される場合には）優先日から12ヶ月を超えない期間にわたる工業意匠公開の延期を求める請求を出願書に含めることができる。
 - 一 出願人は、出願時もしくは工業意匠証明書の発行前にもみ係属中の出願を随時取り下げることができる。

第21条：工業意匠の所有者が複数の工業意匠の登録を同時に出願する場合、個々の工業意匠に関する登録出願を別個に提出しなければならない。但し、それら出願のいずれかに添付された文書は原本とみなされ、他の出願については関連文書のコピーを用いることができる。但し、原本となる文書が添付される場合、出願番号及び出願日が当該文書に明記されていないなければならない。

第22条：出願が本則第20条に定める要件を満たしている場合、登録局は出願人に対し所定の料金を支払うよう通告し、出願の日時を確定し、出願受理書を発行する。

出願が前の段落に定める要件を満たしていない場合、登録機関は出願人に対して必要な訂正を提出するよう提言し、必要な訂正が最終的に受理された日付で出願の日時を確定するものとする。

第23条：出願日前の6ヶ月間に同一の工業意匠につき「工業所有権の保護に関するパリ

条約」の加盟国もしくは同条約による国際機関に提出された登録出願による優先権を主張した宣言書を、工業意匠の登録出願に含めることができる。その際に優先権宣言書が考慮されない場合には、外国で提出され、外国の登録機関もしくは国際機関によって証明された先行出願のコピー1部を出願書類にて添付するものとする。

第24条: 出願審査の終了後、出願が本則第20条に定める要件をすべて満たしている場合、登録局は登録の結果を公開し、6ヶ月以内に工業意匠証明書を出願人宛に発行する。

出願が拒絶された場合、登録局はその旨の決定を出願人に通告する。

第25条: 工業意匠証明書は原出願の提出日（訂正が必要とされる場合）から5年後に失効するが、その後連続2度の期間につき更新が認められる。それぞれの更新期間は5年間とする。

一 工業意匠証明書を維持するためには、工業意匠の所有者は維持年金を前払いで支払わなければならない。

一 工業意匠の所有者が維持年金を前払いしなかった場合、同人の工業意匠登録出願は取り下げられたものと見なされ、又は同人の工業意匠証明書は失効するものとする。

第26条: 工業意匠証明書の失効前6ヶ月以内に、工業意匠の所有者は登録の更新を申請することができる。その場合の申請書類には以下のものが含まれる。

- (1)更新申請書（登録局の申請書式に合致したもの）
- (2)委任状（更新申請が公認の代理人を通じてなされる場合）
- (3)工業意匠証明書のコピー

工業意匠証明書の更新については、所定の料金の納入が要求される。

第27条: 登録局は、工業意匠登録の更新申請から3ヶ月以内に、申請の審査を行い、更新証明書を発行し、審査結果を工業意匠登録簿に記載し、公報上で更新の事実を公開するものとする。

第28条: 工業意匠証明書の更新申請が期限内に登録局に提出されなかった場合であっても、工業意匠の所有者は遅延の理由を提出することにより工業意匠登録の更新を申請する

権利を有する。但し、遅延期間は工業意匠証明書の失効日から6ヶ月を超えてはならない。

第V節

発明、考案に関する特許出願及び工業意匠登録の補正

第29条: 発明・考案の保護を求めて提出された特許出願もしくは工業意匠登録出願の変更もしくは修正は、特許、小特許もしくは工業意匠の所有者が登録局に請求した場合に限って認められ、補正申請の書類には以下のものが含まれる。

1. 申請書。
2. 特許、小特許もしくは工業意匠の所有者からの委任状（申請が公認の代理人を通じてなされる場合）。
3. 発明、考案、工業意匠の登録補正について定められた料金の受領証。

第30条: 特許、小特許もしくは工業意匠の所有者は、登録局に関連の文書を提出することにより、自らの発明、考案及び工業意匠を使用する権利を他の者に譲渡することができる。権利譲渡の申請書類には以下のものが含まれる。

1. 申請書。
2. 特許、小特許もしくは工業意匠の所有者と譲受人が法及び規則に従って適正に調印した譲渡証書（関連文書を含む）。
3. 特許、小特許もしくは工業意匠の所有者が発行した委任状（申請が公認の代理人を通じてなされる場合）。
4. 特許、小特許もしくは工業意匠の使用権の譲渡について定められた料金の受領証。

第31条: あらゆる個人もしくは法人は、発明、考案もしくは工業意匠に関する情報提供を求める申請を登録局に提出することができる。この際の申請書類には以下のものが含まれる。

1. 申請書。
2. 発明、考案もしくは工業意匠に関する情報提供について定められた料金の受領証。

第32条: あらゆる個人もしくは法人は、付与された特許、小特許もしくは工業証明書の

取消を申請することができる。この際の申請書類には以下のものが含まれる。

1. 申請書。
2. 特許、小特許もしくは工業意匠証明書の取消請求について定められた料金の受領証。

第VI節
公定料金及び登録に由来する財源

第 33 条： 発明に関する特許出願に適用される料金は、年金と手数料の 2 つのカテゴリーに分類され、その詳細は以下の通りとする。

年金：

1. 特許付与に関する年金 1 件につき 30US\$

通常手数料：

1. 発明の保護を求め出る出願書 1 件につき 20US\$
2. 方式審査 1 件につき 10US\$

特別手数料：

1. 異議申立 1 件につき 20US\$
2. 出願の補正 1 件につき 10US\$
3. 特許権の譲渡もしくは実施許諾 1 件につき 40US\$
4. 特許の複写 1 部につき 10US\$

— 個々の調査報告書に関する料金は、調査に関係する外国の調査機関もしくは国際機関の料金計算に従う。

第 34 条： 特許を維持するため、発明の所有者は下記の年金及び手数料を支払うものとする。

5 年目

- 年金 1 件につき 30US\$
- 手数料 1 件につき 20US\$

6 年目

- 年金 1 件につき 40US\$
- 手数料 1 件につき 20US\$

7 年目

- 年金 1 件につき 50US\$
- 手数料 1 件につき 20US\$

8 年目

- 年金 1 件につき 60US\$
- 手数料 1 件につき 40US\$

9 年目

- 年金 1 件につき 80US\$
- 手数料 1 件につき 60US\$

10 年目

- 年金 1 件につき 100US\$
- 手数料 1 件につき 80US\$

11 年目

- 年金 1 件につき 140US\$
- 手数料 1 件につき 100US\$

12 年目

- 年金 1 件につき 180US\$
- 手数料 1 件につき 120US\$

13 年目

- 年金 1 件につき 230US\$
- 手数料 1 件につき 150US\$

14 年目

- 年金 1 件につき 280US\$
- 手数料 1 件につき 180US\$

15 年目

- 年金 1 件につき 330US\$
- 手数料 1 件につき 321US\$

16 年目

- 年金 1 件につき 390US\$
- 手数料 1 件につき 250US\$

<u>17年且</u>		
－年金	1 件につき 450US\$	
－手数料	1 件につき 300US\$	
<u>18年且</u>		
－年金	1 件につき 510US\$	
－手数料	1 件につき 350US\$	
<u>19年且</u>		
－年金	1 件につき 570US\$	
－手数料	1 件につき 400US\$	
<u>20年且</u>		
－年金	1 件につき 650US\$	
－手数料	1 件につき 450US\$	

第 35 条： 考案に関する小特許出願に適用される料金は、年金と手数料の 2 つのカテゴリに分類され、その詳細は以下の通りとする。

年金：

1. 小特許付与に関する年金

通常手数料：

1. 考案の保護を求め出る出願書

2. 方式審査

特別手数料：

1. 異議申立

2. 出願の補正

3. 小特許権の譲渡もしくは実施許諾

4. 特許の複写

第 36 条： 小特許を維持するため、考案の所有者は下記の年間年金及び手数料を支払うものとする。

<u>2年且</u>		
－年金	1 件につき 15US\$	

－手数料	1 件につき 10US\$	
<u>3年且</u>		
－年金	1 件につき 20US\$	
－手数料	1 件につき 15US\$	
<u>4年且</u>		
－年金	1 件につき 30US\$	
－手数料	1 件につき 20US\$	
<u>5年且</u>		
－年金	1 件につき 40US\$	
－手数料	1 件につき 25US\$	
<u>6年且</u>		
－年金	1 件につき 50US\$	
－手数料	1 件につき 30US\$	
<u>7年且</u>		
－年金	1 件につき 70US\$	
－手数料	1 件につき 35US\$	

第 37 条： 工業意匠に関する登録出願に適用される料金は、年金と手数料の 2 つのカテゴリに分類され、その詳細は以下の通りとする。

年金：

1. 工業意匠証明書に関する年金

通常手数料：

1. 工業意匠の登録を求め出る出願書

2. 工業意匠審査

特別手数料：

1. 登録に対する異議

2. 出願の補正

3. 工業意匠権の譲渡もしくは実施許諾

4. 工業意匠の複写

第 38 条：工業意匠登録を維持するため、工業意匠の所有者は下記の年間年金及び手数料を支払うものとする。

2 年且
 一年金 1 件につき 10US\$
 一手数料 1 件につき 5US\$

3 年且
 一年金 1 件につき 15US\$
 一手数料 1 件につき 8US\$

4 年且
 一年金 1 件につき 20US\$
 一手数料 1 件につき 11US\$

5 年且
 一年金 1 件につき 25US\$
 一手数料 1 件につき 11US\$

6～15 年且
 一年金 1 件につき 30US\$
 一手数料 1 件につき 20US\$

第 39 条：発明、考案もしくは工業意匠の登録に関する出願に適用される公定料金に加え、登録局は、審査結果の公告につき特許付与の場合には 1 件あたり 40US\$、小特許付与の場合には 30US\$、工業意匠登録の場合には 30US\$ の寄付金を特許、小特許、工業意匠の所有者から徴収することを求められる。

第 40 条：発明、考案もしくは工業意匠の所有者は、複数年もしくは保護期間全体を通じて発生する登録年金及び手数料を一括で前払いすることができる。

発明、考案もしくは工業意匠の所有者がラオス人民民主共和国内に居住するか本邦内で営業している場合、毎日変動する国営銀行の為替レートに従って出願料、登録料もしくは手数料を本邦の通貨で納付することができる。

第 VII 節

13
(786)

特許、小特許及び工業意匠に起因する紛争の解決

第 41 条：特許、小特許及び工業意匠を所有する個人もしくは法人は、科学技術環境庁に登録された自らの発明、考案もしくは工業意匠の侵害に関係する紛争を解決するための申立を行うことができる。

第 42 条：特許、小特許及び工業意匠を所有する個人もしくは法人は、紛争解決の方法を提案する権利を有するとともに、科学技術環境庁もしくは他の関係機関から適当な承認を得た上で、発明、考案もしくは工業意匠に関わる権利を侵害した者に対し損害賠償を請求する権利を有する。

第 43 条：発明、考案及び工業意匠の所有者と被告との間の調停によって、特許、小特許及び工業意匠の侵害を解決し得なかった場合、科学技術環境庁は他の関係機関と協力して当事者間の調停に関する覚書を発行することができる。この覚書は、最終的な判決を求め、訴訟において提出される証拠として用いることができる。

第 VIII 節

最終規定

第 44 条：知的財産・標準化・度量衡局は、本則の根本的な運用を委託される。

第 45 条：本則は、承認の署名がなされた日付を以て施行される。

総理府担当
 科学技術環境庁長官

Bountiem PHISSAMAY (署名)

14
(787)



LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC
Peace Independence Democracy Unity Prosperity

The Prime Minister's Office
Science Technology and Environment Agency

No. 322/STEA-PMO
Vientiane, February 18, 2003

Regulation on the implementation of Decree on Patent, Petty Patent and Industrial Designs

- Based on the Decree of the Prime Minister No. 01/PM dated January 17, 2002 on Patent, Petty Patent and Industrial Designs;
- Based on requirements for interpretation of this Decree and to unanimously set up the rules relating to the filing patent application of invention, device and registration of industrial design throughout the country;

The President of Science Technology and Environment Agency regulates:

SECTION I General Provisions

Article 1: This Regulation sets forth the implementation of Decree on Patent, Petty Patent and Industrial Designs and the procedure for filing patent application of invention, device and registration of industrial design for the grant of patent, petty patent and certificate of industrial design in the Lao People's Democratic Republic.

Article 2: Any invention, device and industrial design can be protected in case of which have been granted or registered with the Science Technology and Environment Agency or the International Registry in which the Lao People's Democratic Republic is bound.

Article 3: An individual or legal entity of Lao citizen requesting to file patent application for his or her invention, device and register industrial design in the Lao People's Democratic Republic should contact directly the Science Technology and Environment Agency.

Article 4: An individual or legal entity of foreign country requesting to file patent application for his or her invention, device and register industrial design in the Lao People's Democratic Republic must apply through a representative authorized and permitted by the Science Technology and Environment Agency or relevant body.

Article 5: The owner of a patent, petty patent or certificate of industrial design, before allowing another person to use such invention, device or industrial design in the Lao People's Democratic Republic shall require the latter's agreement certified by relevant body such as: court, law firm, chamber of commerce and others and shall notify in a written declaration the Science Technology and Environment Agency for consideration and acknowledgement.

Article 6: The application for protection of invention or device for a patent or petty patent shall be submitted in Lao language, in case the applicant is foreigner the application can be submitted firstly in his or her native language but the Lao version shall be submitted to the Registry Unit within 90 days from the date of filing and the translation from other language should be certified about the correct translation by any law firm or relevant body.

In case of the application for protection of invention or device with the International Registry, which the Lao People's Democratic Republic is bound, shall apply through the Registry Unit of the Science Technology and Environment Agency, in which the application should be submitted in Lao language and English certified about the correct translation.

The application for registration of industrial design for a certificate shall be submitted in Lao language, in case the applicant is foreigner the application can be submitted in English or Lao Language.

Article 7: The modalities and procedures for international application for the protection of invention through the Registry Unit of the Science Technology and Environment Agency shall be stipulated in the specific regulation for the above international filing.

SECTION II Patent

Article 8: The patent means the title granted for protection of an invention whereas the invention is classified in two categories that consist of firstly an invention of a product such as machines, electrical or electronic devices, tools and other inventive products; secondly an invention of a process such as a series of steps for producing a product. Know-how and other acts of using the process, from which one of two categories can be filed application for a patent separately or both at the same time.

Article 9: The application for a patent shall be used only for one invention and shall contain:

1. A request (due to the form of Registry Unit);
2. A power of attorney (in case an application through Agent);
3. A description shall describe sufficiently clear and complete for a person to be comprehensive about technique and steps of invention to be registered or protected.
4. A claim may be one or more, it function is to determine the scope of invention to be protected, which shall relate to the context stipulated in description for the court, relevant bodies or public domain to be understood easily the scope of protection.
5. Drawings shall be required on the basis of creator for the explanation and better understanding of his or her invention.
6. The abstract is merely a summary of technical information in particular relating to the subject matter of invention, facilitates the classification of the application for protection of invention.
7. It shall be subject to the payment of the prescribed fee for protection of invention.

Article 10: Notwithstanding the requirements stipulated in Article 9 of this Regulation, the application shall be required the attachment of a search report of invention issued by any international searching authority of foreign country or by relevant International Organization, which may be under the consideration of the Registry Unit.

In case of a search report, which shall not be attached with the application, the Registry Unit shall coordinate with any searching authority of foreign country or any relevant International Organization but the applicant shall cover the entire expenditure.

Article 11: When the application is divided into divisional applications relating to one invention or to a group of inventions, which shall be applied under Article 9 and Article 10 of this Regulation, and provided that each divisional application shall be recorded with the filing date and the priority date of the initial application.

Article 12: The application for a grant of patent may contain a declaration claiming the priority during a period of 12 months before the date of filing of an application for the same invention, which has been applied in any state party or with any International Organization of the Paris Convention on the protection of industrial property, where the application shall be attached by a copy of an earlier application filed abroad and certified by the Registry of foreign country or any International Organization, if not the declaration for priority shall not be considered.

Article 13: The applicant shall, at the request of the Registry Unit, furnish the data of an application for a patent filed in foreign country particularly relating to the same invention, which is applying for registration in the Lao People's Democratic Republic; the data shall contain:

- (a) A certified copy of results of any search or examination carried out in respect of foreign application issued by International Registry or any State;
- (b) A copy of the patent granted on the basis of the foreign application; or
- (c) A copy of any final decision made by Court or relevant Organization refusing the grant of patent requested abroad.

Article 14: Where the applicant complies with the requirements stipulated in Article 7, Article 11 and Article 14 of the Decree on Patent, Petty Patent and Industrial Designs with number 01 dated January 17, 2002, and Article 9, Article 10 and Article 13 of this Regulation, the Registry Unit shall consider and decide in respect of principles:

- (a) An express indication that the application for the grant of a patent is sought;
- (b) Indication allowing the identity of the applicant for registration of an invention to be established, or
- (c) Decisive moment for evaluating the novelty of the purported invention.

The Registry Unit shall accord as the time and filing date, and shall provide the receipt of application to the applicant, publish, issue a patent and record in the registry within 50 months.

If the applicant did not comply the requirements referred to in the above paragraph or after examination, proven that the invention is not new, lack of ground and inventive step of invention and is not industrially applicable, the Registry Unit shall refuse and notify the applicant of that decision.

SECTION III Petty Patent

Article 15: The petty patent means the title granted to the protection of a device applied under Article 8 of this Regulation.

Article 16: The application for the grant of a petty patent applied under Article 9 of this Regulation. After receiving the application, the Registry Unit shall consider and decide in respect of principles:

- (a) An express indication that the application for the grant of a petty patent is sought;

(b) Indication allowing the identity of the applicant for registration of a device to be established, or

(c) Decisive moment for evaluating the novelty of the purported device, which has not been imitated from others or translated from international documents of any device. The Registry Unit shall accord as the time and filing date, and shall provide the receipt of application to the applicant, publish, issue a petty patent and record in the registry of devices within 12 months.

If the applicant did not comply the requirements referred to in the above paragraph the Registry Unit shall refuse and notify the applicant of that decision.

Article 17: A declaration claiming the priority in the application for a grant of petty patent applied under Article 12 of this Regulation.

Article 18: A petty patent shall expire 7 years after the filing date of the application or the date of receipt of the required correction.

- In order to maintain the petty patent, an annual fee shall be paid in advance by the owner of petty patent.
- If the owner of petty patent does not pay an annual fee in advance, the application for petty patent shall be deemed to have been withdrawn or the petty patent shall lapse.
- The Registry Unit shall, unless the owner of petty patent has shown that circumstances caused the late payment, allow a period of grace of 6 months.

SECTION IV Industrial Designs

Article 19: A certificate of industrial design means the title granted to the registration of an industrial design that consist of drawings or designs, any three-dimensional form or any material which can serve as a pattern for a production of industry or handicraft.

Article 20: The application for registration of an industrial design shall contain:

- (1) A request;
- (2) Drawings, photographs or lines embodying the industrial design, which is used with any product;
- (3) A specimen of industrial design, where it is two-dimensional;
- (4) Where the applicant is not the creator, the request shall be accompanied by a power of attorney.

- One application may be used with some industrial designs in the subject of the same class of the international classification or to the same set or composition of articles; the classification of industrial designs shall be referred to the international classification outlined in the Locarno Agreement, last version.

- The application, upon registration, may contain a request for deferment of publication of the result of registration in limited period not exceeding 12 months from the date of filing or, the date of priority claimed in the application.

- The applicant may withdraw the application only at the time of filing or before issuing the certificate of an industrial design.

Article 21: In case where the owner has several industrial designs to apply for registration at the same time, the application for registration of each industrial design must be filed separately; but the attached documents in one of those applications shall be original and for

other separate applications the photocopies of related documents can be used, but it must be noted by the filing number and date of the application, where original documents are attached.

Article 22: Where the application complies with the requirements as defined in the Article 20 of this Regulation, the Registry Unit shall notify the applicant to pay the prescribed fee charges and accord the time and date of filing and issues the receipt of the application.

If the application did not fulfill the requirements referred to in above paragraph, the Registry Unit shall suggest the applicant to file the required correction and shall accord the time and date of filing, the date of receipt of the final required correction.

Article 23: The application for a registration of industrial design may contain a declaration claiming the priority during a period of 6 months before the date of filing of an application provided for in the Paris Convention on the protection of industrial property, where the priority has been derived from earlier application of the same industrial design filed in any state party or with any international organization. The application shall contain a copy of an earlier application filed abroad and certified by the Registry of foreign country or any international organization, if not the declaration for priority shall not be considered.

Article 24: The application, after examination, fulfils that the all conditions of Article 20 of this Regulation the Registry Unit shall publish the result of registration to the public and issues a certificate of industrial design to the applicant within 6 months.

In case of the application, which has been refused the Registry Unit, shall notify the applicant of that decision.

Article 25: A certificate of an industrial design shall expire 5 years after the filing date of the earlier application (in case of required correction) and may be renewed for two continuous periods and each period takes 5 years.

- In order to maintain the certificate of an industrial design, an annual fee shall be paid in advance by the owner of industrial design.

- If the owner of industrial design does not pay an annual fee in advance, the application for industrial design shall be deemed to have been withdrawn or the certificate of an industrial design shall lapse.

Article 26: Within 6 months prior to the expiration of certificate of industrial design, the owner of industrial design can apply for renewal of registration, where the application shall contain:

- (1) An application for renewal (in compliance with the application form of the Registry Unit);
- (2) A power of attorney (if the application for renewal is applied through an authorized representative);
- (3) A copy of certificate of an industrial design;

The receipt of the prescribed fee charges for renewal of certificate of industrial property.

Article 27: Within 3 months starting from the filing of an application for renewal of industrial design, the Registry Unit shall proceed the examination of an application, issue the certificate of renewal, record in the Registry of industrial designs and publish the result of renewal on the official Gazette.

Article 28: In case the renewal of certificate of industrial design, which is not submitted on time with the Registry Unit, the owner of industrial design still has the right to apply for

renewal of the registered industrial design with submission of reason for delay, but the delay shall not be exceeded 6 months from the date of expiration of the certificate of industrial design.

SECTION V Amendment of filing patent application for invention, device and registration of industrial design

Article 29: Any change or modification relating to the filing patent application for protection of invention, device or registration of industrial design can be made only upon the request of the owner of patent, petty patent or industrial design to the Registry Unit, to which the application shall contain:

1. A request;
2. A power of attorney from the owner of patent, petty patent or industrial design (if the application is applied through an authorized representative);
3. The receipt of the prescribed fee charges for amendment of registration of invention, device or industrial design.

Article 30: The owner of patent, petty patent or industrial design can assign the rights to use of his or her invention, device and industrial design to any individual by submitting relevant documents to the Registry Unit, to which the application for assignment of rights shall contain:

1. A request;
2. A deed of assignment between the owner of patent, petty patent or industrial design and the assignee duly signed in conformity with the law and regulations including relevant documents;
3. A power of attorney from the owner of patent, petty patent or industrial design (if the application is applied through an authorized representative);
4. The receipt of the prescribed fee charges for assignment of rights to use patent, petty patent or industrial design.

Article 31: Individual or legal entity can apply for obtaining the information on invention, device or industrial design with the Registry Unit, to which the application shall contain:

1. A request;
2. The receipt of the prescribed fee charges for information on invention, device or industrial design.

Article 32: Individual or legal entity can apply for cancellation of a granted patent, petty patent or certificate of industrial design with the Registry Unit, to which the application shall contain:

1. A request;
2. The receipt of the prescribed charges for cancellation of patent, petty patent or industrial design.

SECTION VI

Official fees and resources derived from registration

Article 33: The fees for filing application of invention for a patent are divided into two categories such as official fee and services fees and the details are as following:

- Official fee:
 1. Official fee for grant of patent 30 US\$ per 1 item
- Regular service fees:
 1. Application form for protection of invention 20 US\$ per 1 item
 10 US\$ per 1 item
 2. Formality examination
Irregular service fees:
 1. Request for opposition 20 US\$ per 1 item
 2. Amendment of application 10 US\$ per 1 item
 3. Assignment or licensing of patent rights 40 US\$ per 1 item
 4. Duplication of patent 10 US\$ per 1 copy
 - Fee charge of each search report relies on the calculation of relevant foreign Searching Authority or International Organization.

Article 34: In order to maintain the patent, an annual official fee and service fee shall be paid by the owner of invention are as following:

- 5th year
 - Official fee 30 US\$ per 1 item
 - Service fee 20 US\$ per 1 item
- 6th year
 - Official fee 40 US\$ per 1 item
 - Service fee 20 US\$ per 1 item
- 7th year
 - Official fee 50 US\$ per 1 item
 - Service fee 20 US\$ per 1 item
- 8th year
 - Official fee 60 US\$ per 1 item
 - Service fee 40 US\$ per 1 item
- 9th year
 - Official fee 80 US\$ per 1 item
 - Service fee 60 US\$ per 1 item
- 10th year
 - Official fee 100 US\$ per 1 item
 - Service fee 80 US\$ per 1 item
- 11th year
 - Official fee 140 US\$ per 1 item
 - Service fee 100 US\$ per 1 item
- 12th year
 - Official fee 180 US\$ per 1 item
 - Service fee 120 US\$ per 1 item
- 13th year
 - Official fee 230 US\$ per 1 item
 - Service fee 150 US\$ per 1 item
- 14th year

- Official fee 280 US\$ per 1 item
 - Service fee 180 US\$ per 1 item
- 15th year
 - Official fee 330 US\$ per 1 item
 - Service fee 321 US\$ per 1 item
- 16th year
 - Official fee 390 US\$ per 1 item
 - Service fee 250 US\$ per 1 item
- 17th year
 - Official fee 450 US\$ per 1 item
 - Service fee 300 US\$ per 1 item
- 18th year
 - Official fee 510 US\$ per 1 item
 - Service fee 350 US\$ per 1 item
- 19th year
 - Official fee 570 US\$ per 1 item
 - Service fee 400 US\$ per 1 item
- 20th year
 - Official fee 650 US\$ per 1 item
 - Service fee 450 US\$ per 1 item

Article 35: The fees for filing application of device for a petty patent are divided into two categories such as official fee and services fees and the details are as following:

- Official fee:
 1. Official fee for grant petty patent 30 US\$ per 1 item
- Regular service fees:
 1. Application form for registration of device 10 US\$ per 1 item
 2. Formality examination 10 US\$ per 1 item
- Irregular service fees:
 1. Request for opposition 10 US\$ per 1 item
 2. Amendment of application 10 US\$ per 1 item
 3. Assignment or licensing of petty patent rights 40 US\$ per 1 item
 4. Duplication of petty patent 10 US\$ per 1 copy

Article 36: In order to maintain the petty patent, an annual official fee and service fee shall be paid by the owner of device are as following:

- 2nd year
 - Official fee 15 US\$ per 1 item
 - Service fee 10 US\$ per 1 item
- 3rd year
 - Official fee 20 US\$ per 1 item
 - Service fee 15 US\$ per 1 item
- 4th year
 - Official fee 30 US\$ per 1 item
 - Service fee 20 US\$ per 1 item
- 5th year
 - Official fee 40 US\$ per 1 item
 - Service fee 25 US\$ per 1 item

- 6th year
 - Official fee
 - Service fee
- 7th year
 - Official fee
 - Service fee

50 US\$ per 1 item
 30 US\$ per 1 item

70 US\$ per 1 item
 35 US\$ per 1 item

Article 37: The fees for registration of industrial design are divided into two categories such as official fee and service fee and the details are as following:

Official fee:

1. Official fee for certificate of industrial design

Regular service fees:

1. Application form for registration of industrial design

2. Examination for industrial design

Irregular service fees:

1. Request against registration
 2. Amendment of application
 3. Assignment or licensing of right of industrial designs
 4. Duplication of industrial designs

Article 38: In order to maintain the industrial design, an annual official fee and service fee shall be paid by the owner are as following:

2nd year

- Official fee
 - Service fee

3rd year

- Official fee
 - Service fee

4th year

- Official fee
 - Service fee

5th year

- Official fee
 - Service fee

From 6th - 15th year

- Official fee
 - Service fee

Article 39: In addition to the official fees for filing application of invention, device or registration of industrial design, the Registry Unit is asked to gather a contribution fund from the owner of patent, petty patent and industrial design for publication of the result of patent granting 40 US\$, petty patent granting 30 US\$, and industrial design registration 30 US\$ per 1 item.

Article 40: The owner of invention, device or industrial design can pay in advance a lump sum of official fees for registration and services for some years or the whole duration of protection.

In case the owner of invention, device or industrial design has residence or carrying out any business in the Lao People's Democratic Republic can settle a fees for filing or registration or services in local currency due to the daily exchange rate of national bank.

SECTION VII

Settlement of dispute arising from Patent, Petty Patent and Industrial Designs.

Article 41: Individual or legal entity, who is the owner of patent, petty patent and industrial design can apply for settlement of dispute relating to the infringement of his or her registered invention, device and industrial design with the Science Technology and Environment Agency.

Article 42: Individual or legal entity, who is the owner of patent, petty patent and industrial design has rights to propose the method of settlement of dispute and claim for damage from other person who infringes the rights of invention, device and industrial design with the appropriate approval by the Science Technology and Environment Agency and other relevant institutions.

Article 43: In case the infringement of patent, petty patent and industrial design cannot be settled by means of mediation between the owner of invention, device and industrial design and defendant, the Science Technology and Environment Agency in coordination with other relevant institutions will issue a memorandum regarding the mediation among the parties that can be used as evidence for submission to the court proceeding for final decision.

SECTION VIII

Final Provisions

Article 44: The department of Intellectual property, Standardization and metrology is entrusted for organizing the drastic implementation of this Regulation.

Article 45: This Regulation shall enter into force on the date of its signature.

Minister to the Prime Minister's Office
 President of Science Technology and Environment Agency

(Signed)

Bountiem PHISSAMAY

ラオス人民民主共和国

平和、独立、民主主義、統一、繁栄

総理府

No.01 / PM

特許、小特許及び工業意匠に関する首相令

ラオス人民民主共和国における外国投資の促進と管理に関する 1994 年 3 月 14 日付の法令に基づき、

1990 年 11 月 29 日付の民事手続法に基づき、

ラオス人民民主共和国における外国投資の促進と管理に関する 1995 年 10 月 14 日付の法令に基づき、

2000 年 3 月 2 日付の科学技術環境庁の提案 No.339/STEA に基づき、

内閣総理大臣は以下の政令を発する：

第 I 節**総則**

第 1 条：本政令は、ラオス人民民主共和国において特許、小特許及び工業意匠に対する保護を提供し、発明、技術移転、科学技術的な研究開発を奨励し、対外通商及び外国投資を刺激・促進し、工業所有権の侵害及び違法な業務慣行と戦うことを目的として公布される。

第 2 条：ラオス人民民主共和国政府は、法及び規則に基づいて特許、小特許及び工業意匠を保護し、これらを管理する。

第 3 条：特許、小特許及び工業意匠は、ラオス人民民主共和国において既に登録されているか、ラオス人民民主共和国に対し拘束力を有する国際登録機関に登録されている場合に保護を享受することができる。

第 4 条：外国籍を有し、合法的な学術研究、生産、商業活動及び役務の提供に従事してい

る外国の個人もしくは法人は、ラオス科学技術環境庁もしくはラオス人民民主共和国を拘束する条約により設立された国際登録機関に、発明、考案及び工業意匠を登録する権利を有する。

ラオス人民民主共和国において発明、考案及び工業意匠の登録を求める外国の個人もしくは法人は、ラオス人民民主共和国に公認の代理人を置くことができる。

第 5 条：特許、小特許もしくは工業意匠の所有者は、自らの特許、小特許もしくは工業意匠を他人がラオス人民民主共和国内で使用することを許可する前に、その使用を宣言書によって科学技術環境庁に届け出るものとする。

あらゆる個人及び法人は、ラオス人民民主共和国において保護されている特許、小特許もしくは工業意匠を使用する前に、その所有者の許可を得なければならない。

特許、小特許もしくは工業意匠の所有者以外の者が特許発明、考案もしくは工業意匠をラオス人民民主共和国内で利用するためには、前記所有者の同意が要求される。

第 II 節**特許**

第 6 条：本政令の適用上、「特許」とは発明を保護するために付与される権利証書をいい、「発明」とは技術分野における特定の問題を実際に解決するために付与される権利証書をいう。

第 7 条：発明が新規であり、進歩性を有し、且つ産業的に利用可能である場合、その発明は特許適格とされる。

発明が先行技術によって先知されていない場合、その発明は新規である。先行技術とは、発明に関する特許出願の出願日もしくは優先日より前に、有形物の刊行、口頭での開示、使用その他の方法により世界のいずれかの地域において公開されていたすべての技術から構成されるものである。

発明が、当該発明に関する特許出願に関わる先行技術との関係において、当業者にとつて自明でなかったであろうと考えられる場合、その発明は進歩性を有するものと見なされる。

発明が、いかなる業種であれ工業、手工業、農業、漁業もしくはサービス業において利用する場合、その発明は産業的に利用可能であると見なされる。

第8条：個人及び法人は、その発明が科学技術環境もしくはラオス人民民主共和国に対して拘束力を有する国際登録機関に登録されている場合、特許権を有する。

第9条：特許権は発明者に帰属するものとする。

- 一 複数の者が共同で1個の発明をなした場合、特許権はそれらの者に共有される。
- 一 複数の者が個別に同一の発明をなした場合、最も早い出願日を得た者もしくは（優先権が主張される場合には）有効に主張された優先日がいずれも早い者が特許権を取得する。但し、その者の出願が取り下げられ、放棄され、もしくは拒絶された場合はこの限りではない。

一 雇用契約の履行過程で発明がなされた場合、別段の契約規定が存在しない限り、特許権は雇用主に帰属する。

発明者の氏名は、発明者名として特許の中に明記される。但し、発明者が署名した上で関係登録機関宛に提出した特別宣言書の中で、自らが発明者として名指されることを発明者本人が希望していない旨が示されている場合はこの限りではない。発明者が他の人物に対して前記の宣言書を将来的に作成する旨の約諾もしくは保証をなした場合、そのような約諾もしくは保証は法的効果を持たないものとする。

第10条：以下の発明は特許保護の対象から除外される：発見、科学理論及び数学的方法、事業の遂行、純粋な精神的行為の遂行もしくは遊戯のための計画、法則もしくは方法、ヒト及び動物の治療に関わる方法、公の秩序もしくは本邦の文化的倫理に反する発明。

第11条：特許出願は登録機関に提出され、出願書類には以下のものが含まれるものとする：特許出願書、発明の記述、一ないし複数の請求項、必要に応じて一ないし複数の図面、要約書。

一 特許出願書には、特許付与を求め申立て、出願人、発明者及び代理人（代理人が存在する場合）に関する氏名（名称）その他の所定のデータ、発明の名称を記載するものとする。出願人が発明者でない場合、当該特許に関する出願人の権利の正当性を証明する

陳述書が出願書に添えられていないなければならない。

一 発明の記述には、当業者が当該発明を実施するに十分な程度に明瞭且つ完全な方法で発明を開示し、特に、出願人が知っている当該発明の実施態様を1つ以上示すものとする。

一 一ないし複数の請求項は、保護請求の対象となる事項を明瞭且つ簡潔に定義するものであって、発明の記述により裏付けられていないなければならない。

一 図面は、発明を理解するために図面が必要である場合に要求される。

一 要約は、単に技術情報として用いられるものであって、保護範囲の解釈に際して要約が考慮されることはない。

出願人は、自らの出願が手続に従って許可されるまでの期間に、係属中の出願を随時取り下げることができる。

第12条：出願は、1件の発明もしくは単一の一般的発明概念を形成する程度に連関している発明群に関係するものでなければならない。

出願が手続に従って許可されるまでの期間に、出願人は出願の補正を行うことができるが、その補正は当初の出願の開示範囲を超えるものであってはならない。出願が手続に従って許可されるまでの期間に、出願人は1件の出願を複数の「分割出願」に分割することができる。但し、個々の分割出願は原出願の開示の範囲を超えるものであってはならない。分割出願には、原出願の出願日及び優先日が適宜適用されるものとする。

特定の特許が以上に定める発明の単一性の要件に適合していない出願に基づいて付与されたという事実は、当該特許の無効を主張する根拠とはならない。

第13条：出願人もしくはその前権利者が過去に提出し、又は「工業所有権の保護に関するパリ条約」の当事国について提出された、一ないし複数の国・地域の出願もしくは国際出願につき、同条約に規定された優先権を主張する宣言書を出願書類に含めることができる。

出願に優先権の宣言書が含まれる場合、登録機関は出願人に対し、先行出願が提出された当局が適正と認めた先行出願の認証済みコピーを所定の期間内に提出するよう要求することができる。前記宣言書の効果はパリ条約の規定に従うものとする。優先権に関する本

条及び「施行規則」に基づき要件が満たされないと登録機関が判断した場合、当該宣言書は提出されなかったものと見なされる。

第14条：出願人は、登録機関の請求に応じて、外国において提出された特許出願のうちラオス人民民主共和国において提出された出願により特許請求された発明と同一の発明に特に関係する出願の日付及び番号を提示するものとする。1 件の外国出願に係る文書は以下のようである。

- (a) 外国出願に関して実施された調査もしくは審査の結果を示した認証済みのコピー；
- (b) 当該外国出願に基づき付与された特許のコピー；
- (c) 当該外国出願により請求された特許の付与を拒絶する旨の最終決定のコピー。

第15条：出願が本政令第11条に定める要件を満たしている場合、登録機関は、当該出願が受理された日付を出願日として付与する。

出願が前の段落に定める要件を満たしていない場合、登録機関は出願人に対して必要な訂正の提出を促し、必要な訂正が受理された日付を出願日として付与するものとする。但し、訂正がなされなかった場合、その出願は提出されなかったものとして処理される。

第16条：出願審査の終了後、当該出願が本政令に定めるすべての条件を満たしている場合、登録機関は出願人に対し所定の料金を支払うよう通告し、出願を公開し、特許付与の証明書を発行する。

出願が拒絶された場合、登録機関はその旨の最終決定を出願人に通告する。

第17条：特許は、出願日から20年後に失効する。特許を維持するためには、特許権者は特許維持年金を前払いで支払わなければならない。

一 特許権者が維持年金を前払いしなかった場合、同人の特許出願は取り下げられたものと見なされ、又は同人の特許は失効するものとする。

一 延滞の原因となった事情を特許権者が証明した場合を除き、登録機関は6ヶ月の猶予期間を認めるものとする。

第18条：特許権者は、自らの特許発明を以下の2つの方法で利用する権利を有する。

(1) 特許が製造物について付与されたものである場合、当該製造物の製造、輸入、保管、販売申し出、販売及び使用；

(2) 特許が方法について付与されたものである場合、当該方法の使用もしくは製造物の製造、輸入、保管、販売申し出、販売及び使用に関する何らかの行為の遂行。

第19条：特許権者は、自らの特許を侵害した個人もしくは法人に対し、その者の同意を得ることなく訴訟を提起する権利を有する。但し、特許が付与される前に特許権者自身が市場に提供した物品もしくは特許権者の同意を得て市場に提供された物品に関わる行為、ラオス人民民主共和国の領空、領土もしくは領海に一時的に進入した輸送機関における物品の使用、又は実験を目的として実行された行為については、前記の権利は適用されないものとする。

第20条：特に国家安全保障、食糧、保健衛生もしくは国家経済の重要な部門もしくは組織の発展に関わるラオス人民民主共和国の権利及び公益に従い、特許権者によって又は個人の同意を得てなされる特許の利用が反競争的な慣行に相当すると判断された場合、政府は特許権者の同意を得ることなく政府機関もしくは第三者を指名して特許発明を利用せしめることができる。但し、その利用には制限付き利用の許可を要し、且つ、特許権者に適正な報酬が支払われることを条件とする。

第21条：特許出願日から4年の期間もしくは特許付与の日付から3年の期間（いずれか後に満了する方の期間）が経過した時点で、特許発明が全く利用されていないか、不十分にか利用されておらず、且つ、ラオス人民民主共和国において特許発明を稼働させるかラオス人民民主共和国に特許発明を輸入することによって当該発明の利用が果たされる場合、登録機関は強制ライセンスを発行することができる。但し、特許権者が登録機関に対し、特許発明の不利用もしくは不十分な利用を正当化するような事情を十分に釈明した場合はこの限りではない。

強制ライセンス発行の決定は、ライセンスの範囲及び機能、実施権者が特許発明の利用を開始するまでの期限、ならびに特許権者に支払われる適正な報酬の額と支払方法を定めるものとする。

強制ライセンスの受益者は、ライセンス発行の決定に示された条件に従ってラオス人民

民主共和国内で特許発明を利用する権利を取得し、特許発明を十分に利用するものとする。

特定の特許ないし「後続特許」において特許請求の対象となった発明を本邦において利用することが不可能であり、且つ、先行特許において特許請求の対象となった発明と比較して、後続特許において特許請求の対象となった発明が相当の経済的重要性を持つ重要な技術的進歩に関わっている場合、登録機関は、後続特許の所有者の請求に応じて、先行特許の侵害を回避するのに必要な範囲で強制ライセンスを発行することができる。

第III節

小特許

第22条：本政令の適用上、「小特許」とは考案を保護するために付与される権利証書をいい、「考案」とは自然法則を利用した技術的創造をいう。

第23条：考案が新規にして産業的に利用可能であり、且つ、物品の形状もしくは構造又は物品の組合せに関係している場合、その考案は小特許の対象となる適格性を有する。

第24条：小特許権は、本政令第8条及び9条に基づいて適用される。本政令第10条の適用対象となる発明は、小特許の登録から除外される。小特許の出願その他、小特許を取得するための考案の登録に関わる手続は、本政令第11条、12条、15条及び16条に基づいて適用される。

第25条：小特許の審査もしくは付与に先立つ任意の時点で、考案の登録を求めらる出願人は、自らの出願を特許出願に切り替えることができる。登録機関は前記の特許出願に原出願の出願日を付与する。

特許の審査もしくは付与に先立つ任意の時点で、発明の登録を求めらる出願人は、自らの出願を小特許出願に切り替えることができる。登録機関は前記の小特許出願に原出願の出願日を付与する。

第26条：小特許は、出願日から7年後に失効する。小特許を維持するためには、小特許権者は維持年金を前払いで支払わなければならない。

— 小特許権者が維持年金を前払いしなかった場合、他人の小特許出願は取り下げられたものと見なされ、又は他人の小特許は失効するものとする。

— 延滞の原因となった事情を小特許権者が証明した場合を除き、登録機関は6ヶ月の猶予期間を認めるものとする。

第27条：小特許権者の権利ならびにラオス人民民主共和国の権利及び公益の意図は、本政令第18条、19条、20条及び21条に基づいて適用される。

第IV節

工業意匠

第28条：本政令の適用上、「工業意匠」とは、線、線、色彩もしくは立体的形状（線ないし色を伴うか否かを問わない）の組合せであって、工業製品もしくは手工芸品の模様として用いるか、それら製造物に特別な外観を与えるために用いることが可能であり、視覚に訴え、視覚的に判別されるものをいう。

第29条：工業意匠は、それが新規である場合に登録することができる。

工業意匠が、その登録出願日もしくは登録出願の優先日より前に、有形物の刊行、使用その他の方法により世界のいづれかの地域において公開されていない場合、その工業意匠は新規である。

第30条：本邦の文化的倫理もしくは公の秩序に反する工業意匠は、これを登録することができない。

第31条：本政令第9条に基づき、工業意匠権は設計者もしくは創作者に帰属する。

第32条：工業意匠登録の出願書類には以下のものが含まれる。

(1)出願書

(2)図面、写真その他による工業意匠を具現化した物品の適当な図的表示ならびに工業意匠の使用が意図される製品の種類；

(3)出願対象の工業意匠が平面である場合、工業意匠を具現化した物品の見本を添えることができる。

(4)出願人が創作者でない場合、当該工業意匠登録に関する出願人の権利の正当性を証明する陳述書が出願書に添えられなければならない。

一 1 件の出願において、複数の工業意匠を登録出願の対象とすることができる。但し、それらの意匠が国際分類の同一クラスに関連しているか、同一の組物もしくは複合製品に関連していることを条件とする。

一 出願書提出の時点で、出願日もしくは（優先権が主張される場合には）優先日から12 ヶ月を超えない期間にわたる工業意匠公開の延期を求める請求を出願書に含めることができる。但し、公開が延期されている間、意匠所有者は自らの工業意匠を侵害した個人もしくは法人に対し訴訟を提起する権利を持たない。

一 出願人は、係属中の出願を随時取り下げることができる。

第 33 条：出願が本政令第 32 条に定める要件に適合している場合、登録機関は当該出願の出願日時を確定し、出願受理書を発行する。

出願が前の段落に定める要件を満たしていない場合、登録機関は出願人に対して必要な訂正を提出するよう提言し、必要な訂正が最終的に受理された日付で出願の日時を確定するものとする。

第 34 条：出願審査の終了後、当該出願が本政令に定めるすべての条件を満たしている場合、登録機関は出願人に対し所定の料金を支払うよう通告し、当該工業意匠に関する証明書を発行し、当該工業意匠はそのまま公開されるか、本政令第 32 条に定める登録出願を反映した請求に従って公開される。

出願が拒絶された場合、登録機関はその旨の決定を出願人に通告する。

第 35 条：工業意匠登録は出願日から 5 年後に失効し、登録期間満了に先立つ 90 日間に更新の申請がなされた場合、その後連続 2 度の期間につき更新が認められる。それぞれの更新期間は 5 年間とする。

第 36 条：工業意匠の所有者は、登録された工業意匠に関する自らの権利を他人に譲渡し

て利用させることができる。但し、権利譲渡には後者の同意もしくは工業意匠登録機関による承認が要求される。登録された工業意匠の利用とは、当該工業意匠に関わる物品の製造、販売及び輸入をいう。

第 37 条：工業意匠の所有者は、所有者の合意なく工業意匠を侵害した個人もしくは法人を相手どって訴訟を提起することができる。

第 V 節

侵害者に対する措置

第 38 条：個人もしくは法人が発明及び工業意匠を所有者の同意なしに使用した場合、その者は特許、小特許及び工業意匠に基づく権利を侵害したものと見なされる。

前記の権利侵害者は、ラオス人民民主共和国の法に従い、警告もしくは法的制裁の対象となる。

第 39 条：登録された特許、小特許もしくは工業意匠のうち本政令に定める要件に適合していないものにつき、第三者は登録抹消を求める申立てを登録機関に提出するか、訴訟を提起することができる。

第 VI 節

最終規定

第 40 条：科学技術環境庁は、本政令の施行と解釈を体系化するために関連政府機関を調整し、諸活動の効果的な規制と根本的な管理を保証するための詳細な規則を定める役割を委託される。

第 41 条：総理府、各省庁、これらに準ずる諸機関、県及び市町村は、本政令を認識し、これを厳格に施行するものとする。

第 42 条：本政令は、本政令を承認する署名がなされた日付を以て施行される。

2002年1月17日

内閣総理大臣

Boungnang VORACHITH

LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC
Peace Independence Democracy Unity Prosperity

PRIME
No 01 / PM

MINISTER'S

OFFICE

DECREE
ON PATENT, PETTY PATENT AND INDUSTRIAL DESIGNS

Based on the law on the promotion and management of foreign investment in the Lao People's Democratic Republic dated March 14, 1994;
 Based on the law on civil procedure dated November 29, 1990;

Based on the law on the promotion and management of foreign investment in the Lao People's Democratic Republic dated October 14, 1995;
 On the proposal of the Science, Technology and Environment Agency Number 339 / STEA dated March 2, 2000.

The Prime Minister decrees:

SECTION I
GENERAL PROVISIONS

Article 1: This Decree is promulgated to provide protection to patents, petty patents and industrial designs in the Lao People's Democratic Republic; to encourage invention, technology transfer, scientific and technological research and development; to stimulate and promote internal and external commerce and investment, and to combat the infringement of industrial property rights and illegal business practices.

Article 2: The government of the Lao People's Democratic Republic manages and protects patents, petty patents and industrial designs on the basis of laws and regulations.

Article 3: Any patent, petty patent and industrial design can be protected in case of which have been registered in the Lao People's Democratic Republic or with international registry in which the Lao People's Democratic Republic is bound.

Article 4: An individual or legal entity having and from foreign countries engaged in lawful scientific research, production, commercial and service activities shall be entitled to register invention, device and industrial design in the Science Technology and Environment Agency or with international registry established by any convention in which the Lao People's Democratic Republic is bound.

An individual or legal entity of foreign countries requesting to register invention, device and industrial design in the Lao People's Democratic Republic may have a representative authorized in the Lao People's Democratic Republic.

Article 5: The owner of a patent, petty patent or industrial designs, before allowing another person to use such patent, petty patent or industrial designs in the Lao People's Democratic Republic, shall notify in a written declaration the Science, Technology and Environment Agency.

Any individual and legal entity, before using patent, petty patent or industrial design which has been protected in the Lao People's Democratic Republic, must be authorized by the owner.

The exploitation of a patented invention, device or industrial design in the Lao People's Democratic Republic by persons other than the owner of the patent, petty patent or industrial design shall require the latter's agreement.

SECTION II PATENT

Article 6: For the purpose of this Decree a "patent" means the title granted to protect an invention whereas an "invention" means an idea of an inventor which permits in practice the solution to a specific problem in the field of technology.

Article 7: Any invention shall be entitled to protection if it is new, involves an inventive step and is industrially applicable.

Any invention is new if it is not anticipated by prior art which shall consist of everything disclosed to the public, anywhere in the world, by publication in tangible form or by oral disclosure, by use or in any other way, prior to filing or, where appropriate, the priority date, of the application claiming the invention.

Any invention shall be considered as involving an inventive step if, having regard to the prior art relevant to the application claiming the invention, it would not have been obvious to a person having ordinary skill in the art.

Any invention shall be considered industrially applicable if it can be used in any kind of industry, handicraft, agriculture, fishery and services.

Article 8: An individual and legal entity shall have the right to a patent in the case of the invention which has been registered by the Science, Technology and Environment Agency or international registration body to which the Lao People's Democratic Republic is bound.

Article 9: The right to a patent shall belong to the inventor.

- If two or more persons have jointly made an invention, the right to a patent shall belong to them jointly.

- If and to the extent to which two or more persons have made the same invention independently of each other, the person whose application has earliest filing date or, if the priority is claimed, the earliest validly claimed priority date shall have the right to the patent, as long as the said application is not withdrawn, abandoned or rejected.

- Where an invention is made in execution of an employment contract, the right to the patent shall belong, in the absence of contractual provisions to the contrary, to the employer.

The inventor shall be named as such in the patent, unless in a special declaration signed by him and addressed to the relevant registry he indicates that he wishes not to be named. Any promise or undertaking by the inventor made to the person to the effect that he will make such a declaration shall be without legal effect.

Article 10: The following inventions shall be excluded from patent protection: discoveries, scientific theories and mathematical methods, schemes, rules or methods for doing business, performing purely mental acts or playing games, methods for treatment of the human and animal body, inventions which are contrary to the public order or the national cultural morality.

Article 11: The application for a patent shall be filed with the Registry and shall contain: a request, a description, one or more claims, one or more drawings where required and an abstract.

- The request shall contain a petition to the effect that a patent be granted, the name of and other prescribed data concerning the applicant, the inventor and the agent, if any and the title of the invention. Where the applicant is not the inventor, the request shall be accompanied by a statement justifying the applicant's right to the patent.
- The description shall disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for the invention to be carried out by a person having ordinary skill in the art, and shall, in particular, indicate at least one mode known to the applicant for carrying out the invention.
- The claim or claims shall define clearly and concisely the matter for which the protection is sought and shall be supported by the description.
- Drawings shall be required when they are necessary for the understanding of the invention.
- The abstract shall merely serve the purpose of technical information; in particular, it shall not be taken into account for the purpose of interpreting the scope of the protection.

The applicant may, up to the time when the application is in order for grant, withdraw the application at any time during its pendency.

Article 12: The application shall relate to one invention only or to a group of inventions so linked as to form a single general inventive concept.

Up to the time when the application is in order for grant, the applicant may amend the application but the amendment shall not go beyond the disclosure in the initial application. The applicant may up to the time when the application is in order for grant, divide the application into two or more applications " divisional applications " provided that each of divisional application shall not go beyond the disclosure in the initial application and shall be entitled to the filing date and where applicable, the priority date of the initial application.

The fact that a patent has been granted on an application that did not comply with the requirement of unity of invention as mentioned above shall not be a ground for the invalidation of the patent.

Article 13: The application may contain a declaration claiming the priority as provided for in the Paris Convention for the Protection of Industrial Property, of one or more earlier national, regional or international applications filed by the applicant or his predecessor in title in or for any state party to the said convention.

Where the application contains a declaration of priority, the Registry may request that the applicant furnish, within the prescribed time

limit a copy of the earlier application certified as correct by the Office with which it was filed. The effect of the said declaration shall be as provided in the Paris Convention. If the Registry finds that the requirement under this Article and the Regulations pertaining thereto have not been fulfilled, the said declaration shall be considered not to have been made.

Article 14: The applicant shall, at the request of the registry, furnish the date and number of any application for a patent filed in foreign country particularly relating to the same inventions as that claimed in the application filed in the Lao People's Democratic Republic; the documents relating to the one of the foreign applications are as following:

- (a) a copy of certified results of any search or examination carried out in respect of foreign application;
- (b) a copy of the patent granted on the basis of the foreign application; or
- (c) a copy of any final decision refusing the grant of patent requested in the foreign application.

Article 15: Where the application fulfils the requirements referred to in Article 11 of this Decree, the Registry shall accord as the filing date, the date of receipt of the application.

If the application did not fulfill the requirements referred to in the above paragraph, the registry shall invite the applicant to file the required correction and shall accord as the filing date, the date of receipt of the required correction but if no correction is made, the application shall be treated as if had not been filed.

Article 16: The application, after examination, fulfils that the all conditions of this Decree, the Registry shall notify the applicant to pay the prescribed fee, publishes to the public and issues a certificate of the grant of the patent.

In case of the application which has been refused the Registry shall notify the applicant of that final decision.

Article 17: A patent shall expire 20 years after the filing date of the application. In order to maintain the patent, an annual fee shall be paid in advance by the owner of patent.

- If an annual fee is not paid in advance by the owner of patent, the patent application shall be deemed to have been withdrawn or the patent shall lapse.

- The Registry shall, unless the owner of patent has shown that circumstances caused the late payment, allow a period of grace of six months.

Article 18: The owner of patent shall have the right to exploit his patented invention by two alternatives:

- (1) Making, importing, stocking, offering for sale, selling and using of product when the patent has been granted in respect of product;
- (2) Using the process or doing any of the acts relating to the proceeding of making, importing, stocking, offering for sale, selling and using of product when the patent has been granted in respect of process.

Article 19: The owner of patent shall have the right to institute court proceedings against any person or legal entity who infringes the patent by performing, without his agreement but the rights shall not, before the grant of patent, extent to acts in respect of articles which have been put on the market by himself or by his consent or to the use of articles on any vehicle which temporarily enter the airspace, territory or waters in the Lao People's Democratic Republic or to any act done for experimental purposes.

Article 20: If the purpose of right and public interest of the Lao People's Democratic Republic in particular relating to the national security, nutrition, health or the development of any vital sector of the national economy or relevant body has determined that the manner of exploitation by the owner of the patent or his consent is an anti-competitive practice, the Government may designate a Government Agency or a third person to exploit a patented invention without the agreement of the owner of the patent but it shall be subject to the authorization of limited exploitation and to the payment to the said owner of an adequate remuneration.

Article 21: When the patented invention is not exploited or is insufficiently exploited after a period of four years from the date of filing of the patent application or three years from the date of the grant of the patent, whichever period expires last, the Registry may issue a non-voluntary license if it is satisfied that, by working the invention locally or by importation in the Lao People's Democratic Republic, except if the owner of the patent satisfies the Registry that circumstances exist which justify the non-exploitation or insufficient exploitation of the patented invention.

The decision issuing the non-voluntary license shall fix the scope and function of license, the time limit within the licensee must begin to

exploit the patented invention, and the amount of the adequate remuneration to be paid to the owner of patent and the condition of payment.

The beneficiary of the non-voluntary license shall have the right to exploit the patented invention in the Lao People's Democratic Republic according to the term set out in the decision issuing the license and shall exploit the patented invention sufficiently.

If the invention claimed in a patent or "later patent" cannot be exploited in the country, and provided that the invention claimed in the later patent involves an important technical advance of considerable economic importance in relation to the invention claimed in the earlier patent, the Registry, upon the request of the owner of the later patent, may issue a non-voluntary license to the extent necessary to avoid infringement of the earlier patent.

SECTION III

PETTY PATENT

Article 22: For the purpose of this Decree a "petty patent" means the title granted to protect device whereas a "device" means a technical creation utilizing rules of natures.

Article 23: Any device shall be entitled for a petty patent if it is new and is industrially applicable and which relates to the shape or structure of articles or a combination of articles.

Article 24: The right to a petty patent applied under Article 8 and Article 9; the invention shall be excluded from the registration of petty patent applied under Article 10; the application for a petty patent and other procedures relating to the registration of device for obtaining of petty patent applied under Article 11, Article 12, Article 15 and Article 16 of this Decree.

Article 25: At any time before the consideration or grant of a petty patent, an applicant for registration of a device may convert his application into an application for a patent, which the Registry shall accord the filing date of the initial application.

At any time before the consideration or grant of a patent, an applicant for registration of an invention may convert his application into an

application for a petty patent, which the Registry shall accord the filing date of the initial application.

Article 26: A petty patent shall expire 7 years after the filing date of the application. In order to maintain the petty patent, an annual fee shall be paid in advance by the owner of petty patent.

- If an annual fee is not paid in advance by the owner of petty patent, the application for petty patent shall be deemed to have been withdrawn or the petty patent shall lapse.

- The Registry shall, unless the owner of petty patent has shown that circumstances caused the late payment, allow a period of grace of 6 months.

Article 27: The right to the owner of petty patent and the purpose of right and public interest of the Lao People's Democratic Republic applied under Article 18, Article 19, Article 20 and Article 21 of this Decree.

SECTION IV INDUSTRIAL DESIGNS

Article 28: For the purpose of this Decree an " industrial design " means any composition of lines or colors or any three-dimensional form, whether or not associated with line or colors, which can serve as a pattern for a product of industry or handicraft or give a special appearance to such a product, and appeals to and is judged by the eye.

Article 29: An industrial design is registrable if it is new.

An industrial design shall be new if it has not been disclosed to the public, anywhere in the world, by publication in tangible form or by use or in any other way, prior to the filing date, where applicable, the priority date of the application for registration.

Article 30: Industrial designs that are contrary to the national cultural morality and to public order shall not be registrable.

Article 31: The right to an industrial design shall belong to the designer or creator applied under Article 9 of this Decree.

Article 32: The application for registration of an industrial design shall contain:

(1) A request;

(2) Drawings, photographs or other adequate graphic representations of the article embodying the industrial design and an indication of the kind of products for which the industrial design is to be used;

(3) It may be accompanied by a specimen of the article embodying the industrial design, where the industrial design is two-dimensional;

(4) Where the applicant is not the creator, the request shall be accompanied by a statement justifying the applicant's right to the registration of the industrial design.

- Two or more industrial designs may be the subject of the same application, provided they relate to the same class of the international classification or to the same set or composition of articles.

- The application, at the time of filing, may contain a request that the publication of the industrial design, upon registration, be deferred for a period not exceeding 12 months from the date of filing or, if the priority is claimed, from the date of priority, of the application but during the period of deferment of publication the owner does not have the right to institute court proceedings against any person or legal entity who infringes his industrial design.

- The applicant may withdraw the application at any time during its pendency.

Article 33: Where the application complies with the requirements as defined in the Article 32 of this Decree, the Registry shall accord the time and date of filing and issues the receipt of the application.

If the application did not fulfill the requirements referred to in above paragraph, the Registry shall suggest the applicant to file the required correction and shall accord the time and date of filing, the date of receipt of the final required correction.

Article 34: The application, after examination, fulfils that the all conditions of this Decree the Registry shall notify the applicant to pay the prescribed fee and shall issue a certificate of the industrial design which shall be published to the public or shall be published by a request reflected the application for registration pursuant to Article 32 of this Decree.

In case of the application which has been refused the Registry shall notify the applicant of that decision.

Article 35: An industrial design shall expire 5 years after the filing date of the application and may be renewed for two continuous periods and each period takes 5 years where the application for renewal shall apply during 90 days before the expiry.

Article 36: The owner of industrial design shall have the right to transfer his registered industrial design to other persons for exploitation but the transfer of right shall require the agreement of the latter or shall be approved by the Registry of industrial design. The exploitation of registered industrial design means the making, selling and importing of articles relating to the industrial design.

Article 37: The owner of industrial design shall have the right to institute court proceedings against any person or legal entity who infringes the industrial design, without his agreement.

SECTION V MEASURES FOR INFRINGERS

Article 38: Individual or legal entity shall be regarded as having violated the right under patent, petty patent and industrial designs if he or it has made use the invention and industrial design without the agreement of the owner.

The infringer of right as mentioned above shall be warned or be subjected to legal sanction in such a case according to the laws of the Lao People's Democratic Republic.

Article 39: The third person may apply to the Registry or institute court proceedings to cancel the registered patent, petty patent or industrial design which did not meet the requirements as defined in this Decree.

SECTION VI FINAL PROVISION

Article 40: The Science Technology and Environment Agency is entrusted to coordinate with relevant Agencies for organizing the implementation and interpretation of this Decree into detailed regulations to ensure the effective control and drastic management of the activities.

Article 41: The Prime Minister's Office, Ministries, Identical Organizations, Provinces and Municipality shall be aware and strictly implement this Decree.

Article 42: This Decree shall enter into force on the date of its signature.

Vientiane, January 17th 2002

The Prime Minister

Boungnang VORACHITH

工業意匠登録について

一般情報及び出願人向けガイド

工業意匠とは

工業意匠とは、物品に用いた場合に当該物品に独自の外観を与える形状、形態、模様又は装飾の要部を指します。工業意匠には創作の方法や原理は含まれません。

工業意匠は、工業製品や工芸品に用いられ、その分野は、技術・医療機器から時計、宝石その他高級品、生活用品や電化製品から自動車や建築構造、さらにはテキスタイルデザインからレジャー用品と多岐に渡ります。

工業意匠の保護においては、物品の外観・外見のみが考慮され、物品の機能は考慮されません。

工業意匠を保護する理由

工業意匠は、物品の魅力や美感を引き出すものであるため、商品の商業価値や市場性を高めます。工業意匠法では、工業物品においてその工業意匠の独占権を所有者に付与し、第三者による当該意匠の盗用を防止します。これにより、投資に見合った利益を確実に得ることができます。

工業意匠の保護により、工業・製造業界だけでなく伝統技術・工芸業界においても創造性が高まり経済の発展が促進されます。工業意匠の保護はさらに、商業活動の発展や国産品の輸出にも貢献します。

登録を受けることができる意匠

工業意匠が登録を受けるためには、出願日、つまり優先日（優先権主張を伴う場合）の時点で今までにない新しい意匠である必要があります。優先日とは、工業意匠に新規性及び独自性があると判断された日です。ほとんどの場合、出願日が優先日となります。

工業意匠は、ブルネイダルサラーム国内外において、当該工業意匠又は類似するものが出願日以前に登録、公開、利用、販売されていないければ、新規性があると判断されます。

登録を受けることができない意匠

- 彫刻作品（工業上の何らかの工程において量産を目的とした模型又は模様として使用する又は使用しようとする鋳型又は模様を除く）
- 壁飾り、メダル
- 主として文学的又は芸術的特性を持つ印刷物（ブックカバー、カレンダー、証明書、クーポン券、洋服の型紙、挨拶状、ラベル、チラシ、地図、図面、トランプ、はがき、切手、流通広告、取引用紙又はカード、振り込み用紙、その他類似物を含む）

出願資格のある者

工業意匠の所有者のみが当該工業意匠を登録する権利を有します。当該所有者、雇用関係にある者、又は役務契約にある者から書面により譲渡を受けることで、第三者が意匠権者となることができます。2人以上の者が1つの工業意匠に利害を有する場合は、共同で出願する必要があります。

出願方法

- 以下の提出物を提出する必要があります。
- 記入済み願書（意匠出願様式 D1）
- 当該工業意匠を明示した図面7組（同一のもの）
- 出願料

これらの提出物を下記に提出又は郵送してください。

工業意匠登録局 (Register of Industrial Design)

First Floor, The Law and Courts Building,

KM1 Jalan Tutong,

Bandar Seri Begawan BA1910,

Brunei Darussalam

一 出願に複数の工業意匠を記載できるか

できます。ただし、当該工業意匠がロカルノ分類に基づき分類された場合に、同一物品クラスに関連している又は同一組物に関連している場合に限りです。一組物とは、2以上の物品群であり、同一又は類似の工業意匠を持ちかつ通常同時に販売される又は同時に使用されることを目的とした同一の一般特性を持つものを指します（例：ティーマット）。

必要な提出書類

一工業意匠を登録する出願には、図面及び新規性に関する宣誓（6～8頁「図面及び新規性に関する宣誓」の重要な注を参照）を添える必要があります。これらの文書は当該工業意匠を明示し、新規性を主張する要部を説明するために必要であり、提出することにより保護範囲を一般に公表することができます。

出願後の手続き**出願日**

工業意匠登録局は、当該出願人又はその代理人に対し、当該出願に関する出願日を通知します。出願日は、本登録局が下記の事項を確認した後に行われます。

- 工業意匠登録願
- 複製可能な当該工業意匠の図面
- 当該出願人の氏名及び住所
- 料金の納付

方式審査

出願日が付与されると、工業意匠登録局は、出願書類の方式審査を行います。工業意匠登録課では、実体調査や先に登録された工業意匠の記録の調査は行いません。

当該出願が要件を満たしていない場合は、瑕疵を3箇月以内に補正するよう本登録局が当該出願人に通知します。通知された瑕疵の補正に不備がある場合、出願が拒絶される場合があります。

公開

当該出願が要件を満たしている場合、本登録局は当該工業意匠を登録し、登録した旨を公報で公開し、登録証を交付します。一旦登録された工業意匠は、すべて工業意匠登録簿に記載されます。この登録簿は一般に公開されており、登録料の納付について調べることでできます。工業意匠の登録に関連して提出する書類については、当該工業意匠が実際に登録された後のみ調べることができます。

登録期間

ブルネイダルサラーム国で登録された工業意匠は、出願日から5年間保護されますが、更新登録料の納付により更新され、さらに10年間保護されます。更新登録料は5年毎に納付することができます。

その他の情報

本出願情報ガイドは、簡単な一般向け入門ガイドとして作成されました。詳細については、直接下記にお問い合わせください。

工業意匠登録局 (Register of Industrial Design)

First Floor, The Law and Courts Building,

KM1 Jalan Tutong,

Bandar Seri Begawan BA1910,

Brunei Darussalam

電話：2231200

FAX 番号：2231230

Email：info@agc.gov.bn

INDUSTRIAL DESIGN REGISTRATION

General Information and Applicant's Guide

What is an industrial design?

An industrial design is the features of shape, configuration, pattern or ornament which when applied to an article gives the article a unique appearance. It does not include a method or principle of construction.

Industrial designs are applied to a wide variety of products of industry and handicraft; from technical and medical instruments to watches, jewelry and other luxury items; from house wares and electrical appliances to vehicles and architectural structures; from textile designs to leisure goods.

Industrial design protection is concerned solely with the appearance or aspect of articles and not with their function.

Why protect industrial designs?

Industrial designs are what make an article attractive and appealing. Hence, they add to the commercial value of a product and increase its marketability. The industrial design law accords the proprietor the exclusive right to prevent the unauthorised exploitation of the industrial design in industrial articles. This help to ensure a fair return on investment.

Protecting industrial designs help economic development by encouraging creativity in the industrial and manufacturing sectors as well as in the traditional arts and crafts. They contribute to the expansion of commercial activities and the export of national products.

What designs can be registered?

To be registrable, an industrial design must be new at the filing date of the application, or the priority date (if claimed). The priority date is the date which the newness of and originality of an industrial design is judged. In most cases it will be the date of lodgement of the application.

An industrial design, or one very similar, is new if it has not been registered, published, used or sold in Brunei Darussalam or elsewhere before the date on which the application for registration was lodged.

What designs are excluded from registration?

- works of sculpture (other than casts or models used or intended to be used as models or patterns to be multiplied by any industrial process);
- wall plaques, medals and medallions; and
- printed matter primarily of a literary or artistic character, including book jackets, calendars, certificates, coupons, dress-making patterns, greeting cards. Labels, leaflets, maps, plans, playing cards, postcards, stamps, trade advertisements, trade forms and cards, transfers and similar articles.

Who can apply for registration?

Only the owner of an industrial design is entitled to register an industrial design. A person may obtain ownership by assignment, in writing from the owner, an employer-employee relationship or a contract for services. Where 2 or more persons own interests in an industrial design, they must apply jointly.

How to apply?

By lodging:

- a completed application form (Designs Form D1);
- 7 identical sets of clear representations of the industrial designs; and
- the application fee.

These can be lodged at or posted to the *Registry of Industrial Designs, First Floor, The Law and Courts Building, KM1 Jalan Tutong, Bandar Seri Begawan BA1910, Brunei Darussalam.*

Can one or more industrial designs be included in an application?

YES, provided the industrial designs relate to the same class of articles as classified under the Locarno Classification, or to the same set of articles. A set of articles means 2 or more articles of the same or similar industrial design and of the same general character that are usually sold together or intended to be used together, for example a tea-set.

What documents are required?

Representations and a statement of novelty (see important notes on *Representations and Statement of Novelty* at page 6 to 8) must accompany each application to register an industrial design. These are necessary as they show the industrial design and describe the features claimed to be new so that the scope of protection can be known to the public.

What happens to an application after it has been filed?

Filing Date

The Registrar will send a notice to the applicant or the agent giving the filing date of the application. The filing date will only be allocated after the Registrar receives the following:

- a request for registration of the industrial design;
- a representation of the industrial design suitable for reproduction;
- the applicant's name and address; and
- the fees payable.

Formality Examination

After giving the filing date, the Registrar will examine the formalities of the application. The Industrial Design Registry does not conduct substantive examination or search records of prior registered industrial designs.

表 1
工業意匠登録願書
ブルネイダルサラーム国
1969年緊急工業意匠勅令
2000年工業意匠ルール

ルール 2 (2)

意匠出願様式 D1

工業意匠登録局
工業意匠登録課

職員記入欄	
受理日:	出願料合計額: \$ 支払方法: *現金/小切手/郵便為替番号 (* 該当しないものを削除)
出願日:	出願番号:

意匠登録出願

ルール 6、セクション 15

(本願書末尾の注を参照のこと)

01 出願人の整理番号	クラス	サブクラス
02 ロカルノ分類	クラス	サブクラス
03 出願人の詳細 氏名 (苗字に下線を引くこと) 住所 電話番号 FAX 番号 法人の種類 (国名) (該当する場合記入)		

If the application is not in order, the Registrar will give notice to the applicant to correct the deficiencies within 3 months. Failure to correct such deficiencies may result in the application being refused.

Publication

If the application is in order, the Registrar will register the industrial design, publish the registration in the government gazette and issue a certificate of registration. Once registered, all industrial designs are entered in the Industrial Design Register which is available to the public for inspection on payment of a fee. Documents filed in relation to the registration of industrial designs are only available for inspection after the industrial designs have been registered.

Term of Registration

An industrial design which is registered in Brunei Darussalam is protected for a period of 5 years beginning from the filing date and can be renewed for a further period of 10 years upon payment of the renewal fee which is payable every 5 years.

Further Information

This information is intended as a general introductory guide only. Further enquiries can be directed to:

The Registrar of Industrial Designs
First Floor
The Law and Courts Building
KMT Jalan Tutong
Bandar Seri Begawan BA1910
Brunei Darussalam
Tel: 2231200
Fax: 2231230
Email: info@aic.gov.bn

04 本願書で登録申請する意匠の数 (注4参照)	
05 組物であればその物品数	
06 当該意匠を適用する物品、多物品又は組物の詳細を記入(注6参照)	
07 当該意匠がこれまでに開示されており、出願人が1999年緊急工業意匠勅令、セクション12の適用を主張する場合、当該開示の詳細を記入	<p>1999年緊急工業意匠勅令において、出願人が依拠するセクション(1)の規定を明示 (依拠する規定に印をつけること)</p> <p><input type="checkbox"/> セクション12(1)(a) <input type="checkbox"/> セクション12(1)(b) <input type="checkbox"/> セクション12(1)(c) <input type="checkbox"/> セクション12(1)(d)</p>
	関連する日付を含めた当該開示の事情の詳細を記入
	<p>1999年緊急工業意匠勅令セクション12(2)に基づき、公的国際展覧会での開示について記入</p> <p>展覧会の名称及び開催地</p> <p>展覧会の開催初日 (日/月/年) / /</p> <p>最初に意匠を開示した日 (日/月/年) / / (開催初日でない場合に記入)</p>

08 図面 (複製可能な当該意匠の図面をここに記入) (注2及び3参照)

09 出願人が創作者でない場合、当該意匠に関し当該出願人の権利を説明	
10 1999 年緊急工業意匠助合セクション 18 に基づく優先権を主張する先の出願について、関連するパリ条約締結国又は WTO 加盟国及び出願日を記入 (注 8 参照)	国名： / / 出願日： (日/月/年)
11 上記項目 10 に記入した場合であって、先の出願を上記項目 3 に記入した氏名と異なる出願人が出願した場合、当該出願人に登録を申請する権利を譲る旨の関連書類 (例：譲渡書) について、適切な氏名及び日付を含めて詳細を記入 (本情報が本出願時に不明である場合、出願人は本情報を本出願より 3 箇月以内に提出する必要がある)	
12 1999 年緊急工業意匠助合セクション 14 に基づく関連する先の出願/登録の出願番号又は登録番号を記入	
13 1999 年緊急工業意匠助合セクション 23 (3) に基づく出願日を主張する、関連する先の出願の出願番号及び出願日を記入 (出願の分別)	出願番号： 出願日： (日/月/年) / /
14 代理人名 (代理人がいる場合) 業務を行う住所 (注 10 参照) 電話番号 FAX 番号	

15 申し立て (注 12 参照)

私 (我々) は、上記図面欄に記載の意匠の登録を申請する。私 (我々) は、出願人は上記記載の物品または多物品に関連した意匠の所有権者であると主張することをここに申し立てる。

署名者の氏名： _____ 署名： _____

署名者の職務権限： _____

申し立て日： / / (日/月/年)

注

1. 本願書には黒いインクで記入するか直接タイプする。
2. 本願書記入後、所定の料金と当該意匠の図面 (例：線画、写真) 6 部を添えて工業意匠登録局に提出又は送付すること。
3. 線画・写真に關係なく各図面のサイズは 160mm×60mm を超えてはならず、当該図面の一边の長さは 30mm 以上とする。
4. 同一クラスに属する多物品につき複数の意匠を申請する場合又は同一組物の意匠を申請する場合も本願書を使用できる。
5. 複数の意匠に関して複数の願書を提出する場合は、図面にそれぞれ M01、M02、M03 と番号を振る。
6. 当該意匠が組物に関する場合、当該図面欄には当該組物の各物品に適用されている意匠を記入すること。
7. 新規性が主張されている意匠の要部に得する宣言 (「新規性に関する宣言」) は、各図面の前に記入すること。本宣言は、テキスタイルや壁紙については不要。
8. 優先権を主張する場合、本出願の出願日から 3 箇月以内に提出する必要がある。

- 出願日及び出願先国、領土及び地域
- 当該意匠の図面
- 先の出願に含まれる物品及びその出願番号又は登録番号

1 訳注：原文で確認したが、他の文献『意匠規則』及び『図面新規性の宣言の注釈』では「160mm×160mm」とある。ヘーグ協定ジュネーブアクトでは「160mm×160mm、一边の長さ 30mm 以上」とされており、これを意識したものであれば「160mm×160mm」が正しいものと推量する。

2 訳注：これも原文で確認したが、他の文献『図面新規性の宣言の注釈』では「M001、M002」と例示されている。

パリ条約に基づき優先権を主張する出願に関する証明書又はその他文書が英語以外の言語で記載されている場合、正確な英語翻訳文を提出すること。

9. 当該出願は以下の条件により異なる料金が設定されている。

- 一 物品に対して一意匠が申請されている場合
- 一 組物に対して一意匠が申請されている場合
- 一 同一クラスに属する多物品に対して複数の意匠が申請されている場合
- 一 組物に対して複数の意匠が申請されている場合

10. 業務を行う住所は、ブルネイダルサラーム国内の住所でなければならぬ。

11. 本願書のいずれかの欄内にすべての詳細を書き切れない場合は、続きを追加用紙に記入の上、該当欄に「追加用紙参照」と記入すること。追加用紙は本願書に添付すること。

12. 本願書は、当該出願人又はその代理人が署名及び日付の記入を行わなければならない。

FIRST SCHEDULE

FORMS

(rule 2(2))

BRUNEI DARUSSALAM
EMERGENCY (INDUSTRIAL DESIGNS) ORDER, 1999
INDUSTRIAL DESIGNS RULES, 2000

The Registrar of Industrial Designs
Registry of Industrial Designs
Designs Form D1

For Official Use	
Date of receipt:	Amount: \$ * Cash/Cheque/Money Order No:
Filing date:	Application No.: <i>(* delete whichever is inapplicable)</i>

Application for Registration of Designs

section 15, rule 6

<i>(see the notes on the last page of this form)</i>	
01 Your Reference	
02 Locarno Classification	Class Sub-Class
03 Applicant's Details	
Full Name(s) (<i>underline surname</i>)	
Address	
Telephone	
Fax	
Kind of Incorporation (State/Country) <i>(if applicable)</i>	

Designs Form D1-1

意匠出願様式 D1-6

<p>04 Number of designs included in this application (see note 4)</p>	
<p>05 Number of articles in the set</p>	
<p>06 State the article(s) or set of articles to which the design applies (see note 6)</p>	
<p>07 If the design has been previously disclosed and you claim that section 12 of the Emergency (Industrial Designs) Order, 1999 applies, give details of the disclosure</p>	<p>Identify the provisions of section 12(1) of the Emergency (Industrial Designs) Order, 1999 on which you rely: (tick the appropriate box)</p> <p><input type="checkbox"/> section 12(1)(a)</p> <p><input type="checkbox"/> section 12(1)(b)</p> <p><input type="checkbox"/> section 12(1)(c)</p> <p><input type="checkbox"/> section 12(1)(d)</p>
	<p>Describe the circumstances of the disclosure including any relevant dates:</p>
	<p>Disclosure at an official international exhibition under section 12(2) of the Emergency (Industrial Designs) Order, 1999:</p> <p>Name and place of exhibition:</p> <p>Opening date of exhibition: / / (day/month/year)</p> <p>Date of first disclosure: / / (day/month/year) (if not at the opening date of the exhibition)</p>

08 Representation (include here a representation of the design suitable for reproduction) (see notes 2 and 3)

<p>09 If the applicant is not the designer, explain the applicant's rights in relation to the design</p>	
<p>10 State the Paris Convention country or WTO member and the filing date of any previous application from which priority is claimed under section 18 of the Emergency (Industrial Designs) Order, 1999 (see note 8)</p>	<p>Country: _____</p> <p>Date of filing: _____ / _____ / _____ (day/month/year)</p>
<p>11 If Part 10 above applies, and the previous application was not made in the name(s) given at Part 03, give details of the instrument (for example deed of assignment) which gives the applicant the right to apply for registration. Include appropriate name(s) and date(s). (If this information is not given at the time this application is filed, you must supply it within 3 months)</p>	
<p>12 State the application/registration number (s) of any earlier design application(s) or registration(s) for association under section 14 of the Emergency (Industrial Designs) Order, 1999</p>	
<p>13 State the number and filing date of any relevant earlier application(s) whose filing date is claimed under section 23(3) of the Emergency (Industrial Designs) Order, 1999 (division of applications)</p>	<p>Application No: _____</p> <p>Date of filing: _____ / _____ / _____ (day/month/year)</p>
<p>14 Name of agent (if you have one)</p> <p>Address for service (see note 10)</p> <p>Telephone</p> <p>Fax</p>	

15 Declaration (see note 12)

I/We apply to register the design(s) shown in the representation. I/We declare that the applicant(s) claim(s) to be the owner(s) of the design in relation to the article or set of articles specified above.

Name of signatory: _____

Official capacity of signatory: _____

Date: _____ / _____ / _____
(day/month/year)

Signature: _____

NOTES:

1. Please complete this form in black ink or by typing.
 2. This form when completed, should be brought or sent to the Registry of Industrial Designs together with the prescribed fee and 6 additional representations (for example, drawings or photographs) of the design.
 3. Each representation, for either a drawing or a photograph, shall be of a size of not more than 160mm by 60mm and one side of the representation shall be not less than 30mm in length.
 4. You may use this form for more than one design in the same class of articles or for the same set.
 5. For multiple applications relating to two or more designs, please number the representations M01, M02, M03 respectively.
 6. If the design relates to a set of articles, the representations should show the design as applied to each article in the set.
 7. A statement of the features of the design for which novelty is claimed ("statement of novelty") should appear on the front of each representation. A statement of novelty is not required for textile articles or wallpaper.
 8. Where priority is claimed, you are required to file, within 3 months from the date of filing of this application, a certificate issued by the competent authority of the relevant Paris Convention country or WTO member verifying:
 - the date and country, territory and area of filing;
 - the representation of the design; and
 - the articles covered by the previous application and its filing or registration number.
 9. Different fees are payable according to whether the application relates to:
 - a design for a single article
 - a design for a set of articles
 - multiple designs for articles of the same class
 - multiple designs for set of articles
- If any certificate or other documents relating to the convention application is in a language other than English, a verified translation into English should be filed.

10. *The address for service must be an address in Brunei Darussalam.*

11. *If there is not enough space for all the relevant details on any part of this form, please continue on a separate sheet and write "see continuation sheet" in the relevant part. Any continuation sheet should be attached to this form.*

12. *This form must be signed and dated by the applicant or his agent.*

図面及び新規性に関する宣誓に関する注

(工業意匠)

図面について

- 図面は、線図又は写真（インスタントカメラによる写真は除く）のいずれかでなければなりません。A4 サイズの上質紙に貼り付けること。
- 当該工業意匠の図面 7 組（同一のもの）を提出する必要がある。そのうちの 1 組を出願書類の指定欄に貼り付けなければならない。
- 用紙は片面のみ使用すること。各用紙とも図面各組の用紙の総数を記入すること（例：1/3、2/3 又は 3-1、3-2 等）。
- 当該線図又は写真では、当該意匠を用いる物品のみを表示する。それ以外のものは記載してはならない。当該図面には修正を加えないこと。
- 図面は名称をつけ区別し、少なくとも 1 つの透視図を入れること。図面には当該物品の詳細をすべて記載し、複製可能になるよう明確にすること。図面は長方形にし、一边は 30mm 以上とすること。
- 図面は、指定以外の不要な文言を記入して説明しないこと（例：寸法、注意書き）。
- 1 工業意匠を一組物に用いる場合、図面には、当該組物に含まれる各物品に適用されている当該意匠をそれぞれ記載すること。
- 願書を複数提出する場合は、図面を 7 組（同一のもの）に分けて用意し、それぞれ M001、M002 など番号を振り区別すること。
- 出願人が物品の特定部分の保護を求める場合、当該物品の新規性を主張する当該部分を明示的に特定しなければならない（例：当該部分を色付けする、丸で囲む、実線で描く）。

線図について

線図のサイズは 160mm × 160mm (A4 半分) を超えないようにする。実線は均一かつ

Designs Form D1-6

鮮明に描き、隠れている細部は記載しない。

写真について

写真のサイズは、160mm×160mm (A4 半分) を超えないようにする。明瞭なオリジナル写真とし、コピーであってはならない。工業意匠登録局はインスタントカメラによる写真は受理しない。当該写真は、影や投影のない無地・無彩色の背景で当該物品を撮影したものとし、両面テープで写真の裏側を用紙にしっかりと貼り付けること。

新規性に関する宣誓

新規性に関する宣誓は、工業意匠について新規性のある要部を明示するための宣誓である。本宣誓は、図面各組の表紙の表面に印字しなければならないが、テキスタイル、壁紙その他類似の壁の覆い、レース、テキスタイルの組物又はレースの組物へ用いることを目的とする工業意匠については、不要とする。本宣誓は、次のような表現で記載することができる。

「新規性を主張する本工業意匠の要部は、本図面*に示す物品の形状*及び形態*を指す。」(*「模様」又は「装飾」と適宜書き換える。)

本宣誓には、当該物品又はその要部の用途、利点、作成方法に関する説明を記載してはならない。物品の特定部分について新規性を主張する場合、本宣誓は、次のような表現で記載することができる。

「新規性を主張する本工業意匠の要部は、本図面において*青色で示す部分の**形状及び**形態を指す。」(*「赤色で囲った」、「実線で示した」等と適宜書き換える。)(**「模様」、「装飾」等と適宜書き換える。)

Representations

- Representations must either be drawings or photographs (except instant photos) affixed to good quality A4 size paper.
- 7 identical sets of representations of the industrial design are required. 1 set must be attached to form part of the application form.
- Only 1 side of the paper should be used. Each sheet should show the total number of sheets in the set, for example, 1/3, 2/3 or sheet 1 of 3, sheet 2 of 3, etc.
- The drawings or photographs should only show the designed article. No other objects should be shown and the representations should not show any corrections.
- Representations should be labeled and should include at least 1 perspective view. Representations should show all details of the article and should be capable of being reproduced clearly. Representations must be rectangular and each side should not be less than 30mm.
- Representations should not contain other unnecessary descriptive wording such as measurements, disclaimers, etc.
- Where an industrial design is to be applied to a set of articles, the representations should show the industrial design as applied to each different article included in the set.
- For multiple applications, representations should be sorted into 7 identical sets and each labeled M001, M002, etc.
- If the applicant wants protection for a particular part of an article only, that part of the article in which novelty is claimed must be clearly identified, for example by colouring, circling or drawing the part in solid lines.

Drawings

Drawings should not be more than 160mm by 160mm (half A4 size). The lines of drawings must be even and boldly drawn and should not show hidden details.

Photographs

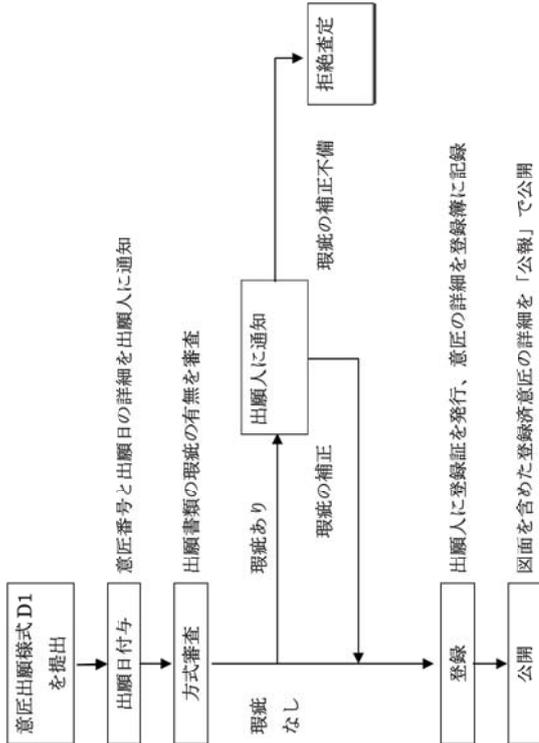
Photographs should not be more than 160mm by 160mm (half A4 size) and must be clear originals and not photocopies. The Registry will not accept instant photographs. The photographs should show the article against a plain neutral background without shadows or reflections and should be firmly affixed to the backing sheets using double-sided adhesive tape.

Statement of Novelty

A statement of novelty is a statement which highlights the novel features of an industrial design. The statement of novelty must be printed on the front of the top sheet of each set of

1

意匠出願フロー図



8-3E ブルネイ 図面・新規性の宣誓の注釈(英語)
NOTES ON REPRESENTATIONS AND STATEMENT OF NOVELTY
(INDUSTRIAL DESIGNS)

representation. A statement of novelty is not required for industrial designs intended to be applied to a textile article, wallpaper or similar wall covering, lace or sets of textile articles or lace. The statement of novelty can be expressed in the following way:

"The features of the industrial design for which novelty is claimed are the shape* and configuration* of the article as shown in the representations* (* "pattern", ornamentation", as appropriate)

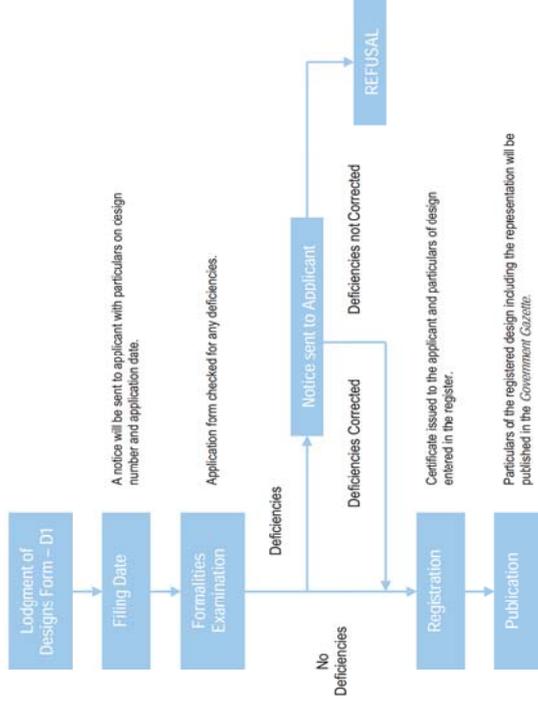
The statement of novelty must not include any description of the use of the article or its features, advantages or method of construction. Where novelty is claimed for a particular part of an article, the statement of novelty can be expressed as follows:

"The features of the industrial design for which novelty is claimed are the *shape and *configuration of the part **coloured blue in the representations" (* "pattern", "ornamentation", as appropriate; ** "ringed in red", "shown in solid lines", as appropriate)

工業意匠の登録に伴う料金及び関連出願様式一覧

No.	申請内容及び手続	料金(BS)	様式番号
1.	セクション 15 及びびルール 6 に基づく工業意匠登録出願 ・工業意匠が 1 件あり、一組物を構成しない多物品に適用したもの ・工業意匠が 1 件あり、一組物に適用したもの	300	D1
2	セクション 15 並びにルール 6 及びび 16 に基づく工業意匠登録出願について ・工業意匠が 2 件以上あり、一組物を構成しない多物品に適用したものであって - 第一の物品に第一の工業意匠を適用したもの - 各物品にいずれかの工業意匠を適用したもの ・工業意匠が 2 件以上あり、一組物を構成する多物品に適用したものであって、 - 第一の工業意匠を適用したもの - 各工業意匠を適用したもの	300 200	D1
3	セクション 20 及びびルール 17 に基づく出願取下通知	100	D2
4	セクション 23 及びびルール 19 に基づく工業意匠登録出願の補正請求	100	D3
5	セクション 66 及びびルール 48 に基づく登録簿登録事項の誤記訂正請求	100	D3
6	セクション 74 及びびルール 59 に基づく翻訳若しくは転写の誤記又は事務的誤記に関する訂正請求	100	D3
7	工業意匠の登録に関する公報での広告 (登録証料を含む)	500	-
8	セクション 68 及びびルール 51 に基づく登録簿登録事項の正本又は抄本	50	D4
9	他に料金設定されていない登記課保管文献の正本	50	D4
10	セクション 65(2)及びびルール 51 に基づく登録局発行の証明書	50	D4
11	セクション 68 及びびルール 51 に基づく登録簿登録事項の非公認複写又は部分複写	一部につき 1.00	D5
12	他に料金設定されていない登記課保管文献の非公認複写	一部につき 1.00	D5
13	セクション 29(3)又は(5)及びびルール 28 に基づく登録存続期		D6

FLOWCHART OF DESIGN APPLICATION



8-5 ブルネイ 料金表

	間更新について ・一回目の5年間の延長 ・二回目の5年間の延長	500 700	D6
14	セクション 29(S)及びルール 28 に基づく登録継続期間更新に係る追加費用	200	D6
15	セクション 24 及びルール 20 に基づく何らかの取引、書面又は事象に関する詳細の通知	200	D7
16	ルール 30、31 又は 32 に基づく何らかの取引、書面又は事象に関する詳細の登録願	200	D7
17	ルール 35 又は 36 に基づく異議申立書又は異議申立通知	200	D8
18	セクション 69 及びルール 52 に基づく情報請求又は文献閲覧許可請求	20	D9
19	セクション 67 及びルール 49 に基づく登録簿閲覧及び登録簿検索	30 分毎 (含 30 分 以内) 20	D10
20	ルール 69 に基づく期間の延長	150	D11
21	セクション 73 及びルール 64 に基づく代理人の指名又は変更	64	D12
22	ルール 61 及び 63 に基づく氏名、住所及び/又は業務を行う住所の変更願	-	D13
23	セクション 30 及びルール 32 に基づく登録放棄通知	-	D14

(846)

8-5E ブルネイ 料金表 (英語)
INDUSTRIAL DESIGNS FEES AND CORRESPONDING FOR S

NO	MATTER OR PROCEEDING	FEE	FOR
1	Application for registration of industrial design under <i>Section 15</i> and <i>Rule 6</i> : • ONE industrial design for articles <i>not</i> forming a set of articles; • ONE industrial design for 1 set of articles;	300 500	D1
2	Application for registration of industrial design under <i>Section 15</i> and <i>Rules 6</i> and <i>16</i> : • TWO or more industrial designs for articles <i>not</i> forming a set of articles: - for 1 st article to which 1 st industrial design is to be applied - for each other article to which any of the industrial designs is to be applied • TWO or more industrial designs for articles forming a set of articles: - for the 1 st industrial design; - for each other industrial design	300 200 500 300	D1
3	Notice of withdrawal of application under <i>Section 20</i> and <i>Rule 17</i>	100	D2
4	Request to amend application for registration of industrial design under <i>Section 23</i> and <i>Rule 19</i>	100	D3
5	Request for rectification of error in Register under <i>Section 66</i> and <i>Rule 48</i>	100	D3
6	Request to correct error of translation or transcription or of any clerical error or mistake in any document under <i>Section 74</i> and <i>Rule 59</i>	100	D3
7	For advertisement in <i>Gazette</i> of registration of industrial design (including fee for certificate)	500	-
8	For certified copy of entry in Register or certified extract from Register under <i>Section 68</i> and <i>Rule 51</i>	50	D4
9	For certified copy of document kept by the Registry, not otherwise charged	50	D4
10	Certificate of Registrar under <i>Section 65(2)</i> and <i>Rule 51</i>	50	D4
11	For uncertified copy of entry in Register or uncertified extract from Register under <i>Section 68</i> and <i>Rule 51</i>	1.00 per copy	D5
12	For uncertified copy of document kept by Registry, not otherwise charged	1.00 per copy	D5

(847)

8-5E ブルネイ 料金表(英語)
INDUSTRIAL DESIGNS FEES AND CORRESPONDING FOR S

13	For renewal of period of registration under Sections 29(3) or (5) and Rule 28: • 1 st 5 year extension • 2 nd 5 year extension	500 700	D6
14	Additional fee for renewal of period of registration under Section 29(5) and Rule 28	200	D6
15	Notice of particulars concerning any transaction, instrument or event under Section 24 and Rule 20	200	D7
16	Application to register particulars of any transaction, instrument or event under Rules 30, 31 or 32	200	D7
17	Counter-statement or Notice of Opposition under Rules 35 or 36	200	D8
18	Request for information or permission to inspect documents under Section 69 and Rule 52	20	D9
19	For inspecting and making search of Register under Section 67 and Rule 49	20 for each half-hour or part thereof	D10
20	For extending period of time under Rule 69	150	D11
21	For appointment or change of agent under Section 73 and Rule 64		D12
22	Request for alteration of name, address and/or address for service under Rules 67 and 63		D13
23	Notice to surrender registration under Section 30 and Rule 32		D14

カンボジア王国
国民・信仰・国王

(仮訳)

鉱工業エネルギー省
№: 707 MIME.DIP.PRK

工業意匠の登録手続に関する宣言

鉱工業エネルギー大臣は、

- カンボジア王国憲法を踏まえ、
- カンボジア政府の任命に関する、2004年7月15日付勅令№ NS/RKT/124を踏まえ、
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布する、2004年7月20日付勅令№ 02/NS/94を踏まえ、
- 鉱工業エネルギー省の設置に関する法律を公布する、1996年1月24日付勅令№ NS/RKT/0196/05を踏まえ、
- 特許・実用新案証・工業意匠に関する法律を公布する、2003年1月22日付勅令№ NS/RKM/0103/005を踏まえ、
- 鉱工業エネルギー省の組織及び機能に関する、1999年4月26日付勅令№ 35 RNKRBKを踏まえ、
- 鉱工業エネルギー省 産業技術局 産業財産部の、産業総局 産業財産局への格上げに関する、2003年5月30日付閣僚会議令№ 43 ANKRBKを踏まえ、
- 産業財産局の組織及び機能に関する、2003年5月19日付宣言№ 487 OUIRT.BL.PRKを踏まえ、
- 鉱工業エネルギー省の定める要件に従い、

以下の通り決定する。

第1章
総則

規則 1.- 本宣言の性質の規定

本宣言は、特許・実用新案証・工業意匠に関する法律第130条に従い、特許・実用新案証・工業意匠に関する法律の実施規則として引用することができる。

規則 2.- 登録局の職務

登録局は法律に従い、工業意匠創作者の知的財産を保護するため、工業意匠出願を登録・審査する。

規則 3.- 解釈

本宣言における語義の解釈は以下の通りとする。

- 法律とは、2003年1月22日付勅令 N° NS/RKM/0103005 によって公布された、特許・実用新案証・工業意匠に関する法律をいう。
- 大臣とは、鉱工業エネルギー大臣をいう。
- 登録官とは、産業財産局長をいう。
- 登録局とは、産業財産局をいう。
- パリ条約とは、1883年3月20日にパリで調印された、工業所有権の保護に関する条約の最新の改正版をいう。
- 先の出願とは、先に提出又は登録された出願をいう。

第 2 章**工業意匠の登録手続****規則 4.- 工業意匠の分類**

登録官は、1968年10月8日のロカール協定で採用され、その後の版で更新されている工業意匠の国際分類を、工業意匠の登録及び公開、並びに分類調査ファイルの維持に関するあらゆる目的で適用する。

規則 5.- 工業意匠の登録出願

工業意匠の登録出願には以下の書類を添付する。

- 1- 法律第95条に定める、願書、工業意匠を表現する物品の図面、写真又はその他の適切なグラフィック表現、及び当該工業意匠が使用される製品の種類の表示を含む工業意匠の登録出願を、登録局に提出し、所定の出願手数料を納入する。
- 2- 工業意匠登録の願書は、本宣言の**附属書 A** に添付した書式 **N° 1 ID** で作成する。
- 3- 願書には、出願人の名前、住所、国籍および居所を記載し、各出願人が署名する。

4- 出願人が創作者である場合、願書にはその旨を記載し、創作者でない場合、願書には、各創作者の名前及び住所を記載するとともに、当該工業意匠を登録する出願人の権利の根拠を記載する。

5- 代理人が出願を行う場合は、願書にその旨を記載するとともに、代理人の名前及び住所を記載する。

6- 出願人が、出願に含まれる意匠の公開の延期を請求する場合は、書面で行い、請求する延期期間を記載する。

規則 6.- 表現及び見本の数、サイズ
グラフィック表現及び見本の数とサイズは以下の通りとする。

- 1- 出願には以下を添付する。
 - a- 工業意匠が平面 (2次元) の場合は、4 のグラフィック表現、又は4 の図面若しくはトレース図
 - b- 工業意匠が立体 (3次元) の場合は、当該工業意匠の異なる面ごとに、4 のグラフィック表現、又は4 の図面若しくはトレース図
 - c- 印刷時の寸法が、17 cm x 26.2 cm を超えないこと。

2- 見本は 20 cm x 20 cm x 20 cm を超えない寸法とする。工業意匠のグラフィック表現、図面、トレース図は 10 cm x 20 cm を超えないこと。これらの表現、図面、トレース図は、4 枚の A4 サイズの厚紙に貼り付ける。図面及びトレース図には、黒インクを使用する。

規則 7.- 書類の言語及び翻訳

書類の言語及び翻訳は以下の通りとする。

- 1- 法律、本宣言及び関連する規則に基づいて登録局又は登録官へ提出される出願及び出願の一部を成す書類、またはその他の書類は、クメール語で作成する。
- 2- 前記 1 項で述べた出願及び書類が、クメール語で又は英語以外の言語で書かれていた場合は、調査及び審査の目的で英語に翻訳し、出願日から 6 カ月以内に登録官へ提出する。
- 3- 出願及び書類が、クメール語以外の言語で書かれている場合は、裁判、保護及び法

律執行の目的でクメール語に翻訳し、出願日から6カ月以内に登録官へ提出する。

規則 8.- 名前、住所、国籍、居所の表示

名前、住所、国籍、居所の表示については、以下の通り実施する。

- 1- 自然人の名前は、その人の姓・名、住所を表示する。法人の名前は、正式な呼称を表示する。
- 2- 国籍は、その人が国民である国の名前を表示する。法人については、法的に設立・登記されている国の名前を表示する。

3- 住所は、表示された住所への迅速な郵送のための一般的な要件を満たすような形で表示し、いずれにしても、住居番号など、該当する行政単位はすべて含まれる。また、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスも表示する。

4- 居所は、その人が居住している国の名称を表示する。

5- 工業意匠登録の出願人は、出願の目的でカンボジア王国内において登録官と連絡を取るための住所を提示すること。

規則 9.- 名前、国籍、住所の変更

名前、国籍及び住所の変更については、以下の通り実施する。

1- 登録工業意匠の所有者又は登録出願人による、自身の工業意匠又は工業意匠登録出願に登録された名前、国籍、住所又は連絡先の変更請求は、書面で行う。

2- 登録官は、名前又は国籍の変更請求に対応する前に、適切と考える変更の証拠を要求することができる。

3- 請求が適切であると判断した場合、登録官は、工業意匠又は工業意匠出願において変更を行う。名前、国籍及び住所が記録されている場合、変更が正確に登録簿に記録されなければならない。

規則 10.- 署名

署名については、以下の通り実施する。

1- パートナシップに関して又はパートナシップを代表して署名することを意図した書類には、すべての企業及びパートナーの正式な名前を記載し、署名する資格のあるすべてのパートナーが、パートナシップの代表であることを明記して署名するか、書類に署名する資格があると登録官を納得させる者が署名する。法人に関して又は法人を代表して署名することを意図した書類には、その法人の責任者、秘書又はその他の役員が署名するか、書類に署名する資格があると登録官を納得させる者が署名し、法人印を押す。団体に関して又は団体を代表して署名することを意図した書類には、正式に権限があると登録官を納得させる者が署名する。

2- 登録官は、必要と認めるときは、署名する権限の証拠を求めることができる。

規則 11.- 優先権の宣言

法律第 100 条に基づく、工業意匠登録出願の優先権の宣言については、以下の通り実施する。

1- 法律第 27 条にいう優先権の宣言は、工業意匠出願の提出時に行い、以下の内容を含むものとする。

- a- 先の出願の提出日
- b- 下記 2 項の規定を条件として、先の出願の番号
- c- 下記 3 項の規定を条件として、先の出願に割り当てられた工業意匠国際分類の記号
- d- 先の出願を提出した国。地域的又は国際的な出願の場合は、提出を行った 1 又は複数の国
- e- 先の出願が地域的又は国際的な出願の場合は、提出を行った知財庁

2- 前記 1 項にいう宣言の提出時に、先の出願の番号が不明の場合は、優先日から 3 カ月以内にその番号を提出する。

3- 先の出願に工業意匠国際分類の記号が割り当てられていない場合、又は前記 1 項にいう宣言の提出時点でまだ割り当てられていない場合、出願人はその宣言にこの事実を記載するとともに、記号が割り当てられ次第、連絡しなければならない。

4- 出願人は、工業意匠登録前の如何なる時点においても、前記 1 項にいう宣言の内容を修正することができる。

5- 法律第 28 条にいう先の出願の登録簿本の提出期間は、登録官が指示した日から 3 カ

月とする。認証簿本を、既に別の出願において提出済みの場合、その別の出願に言及することで、指示に応答することができる。

6- 先の出願がクメール語以外の言語で行われた場合、出願人は、前記の指示日から 6 カ月以内に、先の出願のクメール語訳を提出しなければならない。

7- 登録官が特に指示をしない限り、先の出願とその翻訳は 1 部を提出する。

規則 12.- 出願の取下と補正
出願の取下と補正については、以下の通り実施する。

1- 出願の取下は、各出願人が署名した書面の宣言を登録官に提出することによって行

う。

2- 出願が取り下げられても、出願に関連する手数料は返金しない。

3- 出願の補正は書面で行う。

4- 取り下げ、放棄又は拒絶された工業意匠出願は、該当する場合は、パリ条約第 4 条 c (4)が適用される。

規則 13.- 出願番号の割り当てと記入
出願番号の割り当てと記入については、以下の通り実施する。

1- 登録官は出願を受け取り後、出願を構成する各書類に、実際の受け取り日とともに、KH、スラッシュ (/)、ID、スラッシュ (/)、書類が初めて受理された年の下 2 桁の数字、スラッシュ (/)、受理された順に出願に割り当てられる 5 桁の通し番号からなる出願番号を記す。その後、修正やその他の書類が提出された場合も、登録官は実際の日付を、工業意匠登録願書の適切な場所に記す (書式 No.1 ID)。

2- 前記 1 項で割り当てられる出願番号は、出願に関するその後のあらゆるやり取りで引用する。

規則 14.- 方式審査
前記規則 13 の手順に続いて、以下の手順を実施する。

1- 登録官は、出願が法律第 95 条の要件を満たしているか否かを審査する。

2- 法律第 101 条及び第 34 条に定める修正提出の指示は、書面により、修正が必要な箇所を明記し、指示から 2 カ月以内に提出するよう求める。

3- 登録官は出願日を認定したら、出願人に書面で通知する。法律第 101 条及び第 34 条に基づき、出願が提出されていないものとして扱う場合は、出願人に対し書面で具体的な理由を通知する。

4- 第 89 条、第 90 条、第 93 条、第 95 条、第 96 条及び関連する規則に定める条件が満たされないと判断した場合、登録官は出願人に対し、2 カ月以内に所定の手数料とともに必要な修正を提出するよう書面で指示する。出願人が瑕疵を是正する指示に従わない場合、又は修正を提出したが、前記の条件が満たされていないと判断される場合、登録官は出願を拒絶し、出願人に対して理由を書面で通知する。

5- 出願が拒絶されても、出願日は引き続き有効で、影響はないものとする。

6- 登録官は、出願を認める又は拒絶する決定を書面で出願人に通知するが、認める決定の場合は、出願人に対して登録・公開の手数料を、通知日から 1 カ月以内に納付するよう求める。

規則 15.- 工業意匠の登録
工業意匠の登録については、以下の通り実施する。

1- 規則 14 の 6 項に定める期間内に登録手数料を納付すること条件として、登録官は、法律第 103 条及び本宣言に従って、工業意匠の登録をおこなう。

2- 登録官は、工業意匠ごとに登録順の通し番号を割り当てる。

3- 工業意匠の登録には、工業意匠の表現が含まれ、以下の内容が明記される。

- a- 工業意匠番号
- b- 登録所有者の名前及び住所
- c- 代理人がいる場合は、その名前及び住所
- d- 制作者の名前及び住所、ただし、本人が登録へ記載しないよう求める場合を除く
- e- 優先権を主張して認められた場合は、優先日と、先の出願を提出した国

f- 当該工業意匠を使用する製品の種類

4- 法律第 103 条の工業意匠登録の参照には、前記 3 項に定める詳細が含まれるものとする。

規則 16.- 登録の更新

工業意匠登録の更新については、以下の通り実施する。

1- 法律第 109 条に定める工業意匠登録の更新は、登録失効前の 5 カ月の間に、登録所有者又はその代理人によって行うことができる。

2- 更新を行うには、前記 1 項に定める期間内に更新手数料を納入するか、法律第 109 条によって認められる猶予期間の間に、所定の追加料金を納入する。

3- 工業意匠登録の更新は記録し、公開する。

4- 登録官は、登録所有者に対し、以下のことが記載された更新証明書を交付する。

- a- 工業意匠の登録番号
- b- 更新 E 及び失効日
- c- 登録所有者の名前及び住所
- d- 工業意匠の登録に関わる製品の種類の表示

規則 17.- 所有権、ライセンス契約の変更

所有権、ライセンス契約の変更については、以下の通り実施する。

1- 法律に第 114 条に基づく工業意匠の所有権変更の記録の請求、又は変更の申請は、登録官に対して所定の書式により行う。

2- 所有権変更の公開には、以下の内容が明記される。

- a- 保護対象の工業意匠の名称
- b- 出願 E、優先日（ある場合）、登録日
- c- 所有者及び新たな所有者
- d- 所有権変更の性質

3- 法律第 115 条に基づき、ライセンス契約を記録のために提出する場合は、所定の手数料の納入を条件とする。

規則 18.- 代理人

代理人については、以下の通り実施する。

1- 法律第 116 条に定める代理人の任命は、出願人（複数名いる場合は、すべての出願人が署名した委任状によって行う。法律及び本宣言に関連するすべての目的において、代理人の住所は、代理人を任命した 1 名又は複数の人の連絡先の住所として扱うものとする）。

2- 前記 1 項の委任状は、出願に添付するか、出願日から 2 カ月以内に提出する。

3- 委任状の提出が前記 2 項及び法律第 116 条に従って行われていない場合、その代理人が実施した手順は、出願の提出を除き、実施されていないものと見なす。

4- 前記 1 項に定める出願者の代理人に関する何らかの要件は、鉱工業エネルギー省が別の規定で定めるものとする。

規則 19.- 除外日

何れかの行為又は手続を行う期間の最終日が、企業や登録局の営業日/業務日でない場合、その翌営業日/業務日に行為又は手続を行うことは合法とする。

規則 20.- 情報の抄本及び誤りの修正

情報の抄本及び誤りの修正については、以下の通り実施する。

1- 登録簿の認証抄本又は書類の写しの請求は、登録官に対して書面で行う。

2- 法律第 120 条に定める誤りの修正は、登録官が、書面による請求の受け取り後、適切と考える条件に従うか、又は自身の意思によって行うことができる。実施された修正は、書面によってすべての利害関係者へ伝達するとともに、必要な場合は登録官が公開する。

規則 21.- 聴聞

聴聞については、以下の通り実施する。

1- 法律又は本宣言によって登録官に与えられた裁量権を、何れかの者にとって不利益な形で行使する前に、登録官は書面により、その者に対して意見を聴取する機会と、そ

の聴聞を請求する 1 カ月以内の期限を通知する。

- 2- 聴聞の請求は書面で行う。
- 3- 登録官はかかる請求の受け取り後、その申請者及びその他の利害関係者に対し、聴聞の日時を少なくとも開催の 2 週間前までに書面で通知する。

規則 22.- 郵便による送達

郵便による送達については、以下の通り実施する。

- 1- 郵便により登録官へ送付された通知、申請又はその他の書類は、通常の郵便経路によって配達されるであろう時点で実施、提供又は提出されたものと見なす。かかる送付の証明は、その通知、申請又はその他の書類を含む郵便物が、正しい宛先で書留により送付されたことが証明できれば十分であるものとする。

- 2- 前記 1 項は、出願日の認定には適用しない。

規則 23.- 証拠

証拠については、以下の通り実施する。

- 1- 本宣言に基づいて証拠を提出する場合は、法定宣言又は宣誓供述書を提出する。
- 2- 登録官は特定のケースにおいて適切と考える場合、前述の証拠に加えて又はその代わりとして供述証拠を受理することができ、また、何れかの証人に対し、法定宣言又は宣誓供述書に関して反対尋問させることができる。

規則 24.- 法定宣言

法定宣言については、以下の通り実施する。

- 1- 法律又は本宣言に基づいて提出する法定宣言又は宣誓供述書は、カンボジアの何れかの場所において法律で認められた当局者の面前で作成し、法的手続の目的で宣誓を行う。
- 2- カンボジア国外における法定宣言又は宣誓供述書の作成は、その国のカンボジア王国領事館又は大使館の職員の前で行う。

規則 25.- 官報

工業意匠の詳細や、法律に定めるその他の手続、及び法律又は本宣言や規則に基づいて公開が要求されるその他の情報は、登録官の指示に従って官報に掲載する。

規則 26.- 手数料

本宣言に基づく工業意匠の登録に関する手数料は、経済財務省と鉱工業エネルギー省の省間宣言で規定する。

規則 27.- 紛争解決

産業財産局は、工業意匠登録制度に関する紛争解決の仕組みを定める権限を有する。

規則 28.- 協力

産業財産局は、産業財産保護の推進と工業意匠登録制度の発展のため、国内/国際機関や関連団体と協力する。

第 3 章 最終規定

規則 29.- 実施当局

監査院監査総官、産業総局長、内閣官房長、管理局長、会計財務局長、産業財産局長は、各自の権限に基づいて本宣言を実施する義務を負うものとする。

規則 30.- 施行

本宣言は署名日より施行する。

署名
大臣
SUY SEM

CC:

- 閣僚評議会
- 内閣官房
- 外務国際協力省
- 経済財務省
- カンボジア開発評議会
- 商業省

Kingdom of Cambodia
Nation Religion and King

Ministry of Industry, Mines and Energy
N° : 707 MIMIE.DIP.PRK (Unofficial translation)

- 文化芸術省
- 情報省
- 教育青少年スポーツ省
- 保健省
- 農林水産省
- 司法省
- カンボジア王立アカデミー
- 鉱工業エネルギー省監督下のすべての総局
- 鉱工業エネルギー省監督下のすべての局
- 鉱工業エネルギー省監督下のすべての地域局
- 規則 29 に定める実施当局
- Document- Achievement

**PRAKAS
(DECLARATION)
ON
THE PROCEDURE FOR
THE REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS**

MINISTER OF MINISTRY OF INDUSTRY, MINES AND ENERGY

- Seen the constitution of the Kingdom of Cambodia;
- Seen the Royal Degree N° NS/RKT/124 dated July 15, 2004 on the Appointment on the Royal Government of Cambodia;
- Seen the Royal Kram N° 02/NS/94 dated July 20, 2004 promulgating the Law on Organization and Functioning of the Council of Ministers;
- Seen the Royal Kram N° NS/RKT/0196/05 dated January 24, 1996 promulgating the Law on the Establishment of the Ministry of Industry, Mines and Energy;
- Seen the Royal Kram N° NS/RKM/0103/005 dated January 22, 2003 promulgating the Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs;
- Seen the Royal Degree N° 35 RNKRBBK dated April 26, 1999 on the Organization and Functioning of the Ministry of Industry Mines and Energy;
- Seen the Sub-Degree N° 43 ANKRBBK dated May 30, 2003 on the Upgrading Office of Industrial Property of the Department of Industrial Technique to the Department Industrial Property of Department General of Industry of the Ministry of Industry, Mines and Energy;
- Seen Declaration N° 487 OURT.BL.PRK dated May 19, 2003 on the Organization and Functioning of the Department of Industrial Property
- Pursuant to the necessary needs of the Ministry of Industry, Mines and Energy.

DECIDES

**SECTION I
GENERAL PROVISION**

Rule 1.- Determination of Characteristic of the Prakas

This Prakas (Declaration) may be cited as Regulation for implementation of the Law on Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs in accordance with Article 130 of the Law on Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs.

Rule 2.- Duty of Registration Department

The Registration Department shall, in accordance with the Law, registers and examines the industrial design application in order to protect the intellectual property of creator of industrial design.

RULE 3.- Interpretation

In this Declaration the following words shall be interpreted:

- Law means the Law on Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs, promulgated by the Royal Degree NS/RKM/0103/005, dated January 22, 2003.
- Minister means the Minister of the Ministry of Industry, Mines and Energy.
- Registrar means the Director of Department of Industrial Property.
- Registration Department means Department of Industrial Property.
- Paris Convention means the convention was signed in Paris on Protection of Industrial Property on March 20, 1883 and last revised.
- Earlier application means an application which has been earlier filled or earlier registered.

SECTION 2**PROCEDURES FOR REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS****Rule 4.- Classification of Industrial Designs**

The Registrar shall apply the International Classification of Industrial Design as adopted under the Locarno Agreement of October 08, 1968, and updated in its subsequent editions, for all purposes relating to the registration and publication of Industrial Design, as well as for the maintenance of classified search files.

Rule 5.- Application for Registration of Industrial Designs

The application for registration of industrial design shall be accompanied as following:

- 1- Application for registration of industrial design contained a request, drawing, photographs or other adequate graphic representations of the article embodying the industrial design and an indication of the kind of products for which the industrial design is to be used, as referred in Article 95 of the Law, shall be filed with the Registration Department and shall be subject to the payment of the prescribed application fee.
- 2- Request for registration of industrial design shall be made on Form N° 1 ID as attached in annex A of this Declaration.
- 3- The request shall indicate each applicant's name, address, nationality and residence and shall be signed by each applicant.
- 4- Where applicant is the creator, the request shall contain a statement to that effect, and, where he is not, it shall indicate each creator's name and address and be accompanied by the statement justifying the applicant's right to the registration of the industrial design.
- 5- If the applicant is represented by an agent, the request shall so indicate and state the agent's name and address.
- 6- A request by the applicant for deferment of publication of the industrial design or designs comprised in the application shall be made in writing and shall indicate the period of deferment requested.

Rule 6.- Number, Size of Representation and Specimen

Number and size of graphic and real representation shall be filed as following:

- 1- The application shall be accompanied by the following:
 - a- if the industrial design is two-dimensional, by four graphic representations or four drawings or tracings; or
 - b- if the industrial design is three-dimensional, by four graphic representations or four drawings or tracings of each of the different sides of the industrial design; and
 - c- a printing block or printing blocks of such dimensions of which shall not exceed 17 centimeters x 26,2 centimeters.
- 2- A specimen shall be of a size not exceeding 20 centimeters x 20 centimeters x 20 centimeters. No graphic representation, drawing or tracing of the industrial design shall exceed 10 centimeters x 20 centimeters. Such representations, drawings or tracings, shall be affixed on four sheets of cardboard of A4 size. Drawings and tracings shall be in black ink.

b

(862)

Rule 7.- Language of Documents and Translations

- 1- Language of documents and translations shall be executed as following:
 - Applications and any document forming part of an application or any documents submitted to the Registration Department or the Registrar pursuant to the Law, this Declaration and Regulations concerned shall be in Khmer.
- 2- Where the applications and documents mentioned in the paragraph (1) of this Rule writing in Khmer or in Languages other than English shall translate in to English, for the purpose of searching and examination, and shall submit to the Registrar within six (6) months from the filing date.
- 3- Where the applications and documents writing in Languages other than Khmer shall translate in to Khmer, for the purpose of judging, protection and law enforcement and shall submit to the Registrar within six (6) months from the filing date.

Rule 8.- Indication of Name, Address, Nationality and Residence

Indication of name, address, nationality and residence shall be executed as following:

- 1- Names of natural persons shall be indicated by the person's family name, given name(s) and address. The names of legal entities shall be indicated by their full, official designations.
- 2- Nationality shall be indicated by the name of the State of which a person is a national. Legal entities shall indicate the name of the State under whose laws they are constituted and their Registered Office.
- 3- Addresses shall be indicated in such a way as to satisfy the customary requirements for prompt postal delivery at the indicated address and, in any case, shall consist of all the relevant administrative units, including the house number, if any. Addresses shall also indicate telephone numbers, facsimile number and E-mail address.
- 4- Residence shall be indicated by the name of the State of which a person is a resident.
- 5- Applicants for registration an industrial design shall provide address for contacting in the Kingdom of Cambodia to Registrar for the purpose of their application.

Rule 9.- Change of Name, Nationality and Address

Change of name, nationality and address shall be executed as following:

- 1- Request by owners or applicants for registration of industrial design in order to change name, nationality, address or contact address according to Industrial Design or Application for registration of own industrial design shall be in writing.
- 2- Before acting on a request to alter a name or nationality, the Registrar may require such proof of the alteration as he thinks fit.
- 3- If Registrar have examined that those requests are appropriate, the Registrar changes Industrial Design or the application of Industrial Design. In case of name, nationality and address have been recorded; the register have to record the change properly.

Rule 10.- Signature

Signature shall be executed as following:

- 1- A document purporting to be signed for or on, behalf of a partnership shall contain the names of all Companies and the partners in full and shall be signed by all the or by any partner qualified to sign, stating that he signs on behalf of the partnership, or by any other person who satisfies the Registrar that he is authorized to sign the document; a document purporting to be signed for or on behalf of a body corporate shall be signed by a director or by the secretary or other principal officer of the body corporate, or by any other person who satisfies the Registrar that he is authorized to sign the document and shall bear the seal of the body corporate; a document purporting to be signed for or on behalf of an association of persons may be signed by any person who satisfies the Registrar that he is duly authorized.
- 2- The Registrar may, whenever he deems it necessary, request evidence of authorization to sign.

m

(863)

Rule 11.- Declaration of Priority

Declaration of priority for registration of industrial design in accordance with Article 100 of the Law shall be executed as follows:

- 1- The declaration of priority referred to in Article 27 of the Law shall be made at the time of filing the application for industrial design and shall indicate:
 - a- the date of filing of the earlier application;
 - b- the number of the earlier application, subject to paragraph (2) of this Rule;
 - c- the symbol of the International Industrial Design Classification which has been allocated to the earlier application, subject to paragraph (3) of this Rule;
 - d- the State in which the earlier application was filed or, where the earlier application is a regional or an international application, the State or States for which it was filed;
 - e- where the earlier application is a regional or an international application, the Office which it was filed.
- 2- Where at the time of filing the declaration referred to in paragraph (1) of this Rule, the number of the earlier application is not known, that number shall be furnished within the period of three (3) months after the priority date.
- 3- Where a symbol of the International Classification of Industrial Design has not been allocated to the earlier application, or had not yet been allocated at the time of filing the declaration referred to in paragraph (1) of this Rule, the applicant shall state this fact in the said declaration and shall communicate such symbol as soon as it has been allocated.
- 4- The applicant may, at any time before the registration of industrial design, amend the contents of the declaration referred to in paragraph (1) of this Rule.
- 5- The period for furnishing the certified copy of the earlier application, referred to in Article 28 of the Law, shall be three (3) months from the date of the request by the Registrar, where a copy has already been furnished for another application, the applicant may respond by making a reference to that other application.
- 6- Where the earlier application is in a language other than Khmer, the applicant shall, within six (6) months from the date of the aforementioned request, furnish translation in Khmer of the earlier application.
- 7- Unless the Registrar requests otherwise, the earlier application and any translation thereof shall be filed in one (1) copy.

Rule 12.- Withdrawal and Amendment of Applications

Withdrawal and amendment of application shall be executed as follows:

- 1- The application shall be withdrawn by written declaration submitted to the Registrar and signed by each applicant.
- 2- The fee related to the application shall not be refunded if the application is withdrawn.
- 3- Any amendment of application shall be in writing.
- 4- An industrial design application has been withdrawn, abandoned or refused shall be subjected to the provisions of Article 4 (c) (4) of Paris Convention where appropriate.

Rule 13.- Numbering and Making Application

Numbering and making application shall be executed as follows:

- 1- Up on receipt of the application, the Registrar shall mark, on each document making up the application, the actual date of receipt and the application number consisting of the letters "KH", slant "/", the letter "ID", slant "/", the last two numbers of the year in which the initial papers were received, slant "/", and a five-digit number allotted in the sequential order in which applications are received; where any corrections or other later filed documents are received on different dates, the Registrar shall also mark their actual date of receipt in the appropriate place of the request for registration of industrial design (Form No. 1 ID).
- 2- The application number allotted under paragraph (1) of this Declaration shall be quoted in all subsequent communications concerning the application.

៥

(864)

Rule 14.- Examination as to Form

After implementing as mentioned in Rule 13 of this Declaration shall be continuously executed as follows:

- 1- The Registrar shall examine whether the application fulfills the requirements of Article 95 of the Law.
- 2- The invitation to file any correction, under paragraph 2 of Article 101 and Article 34 of the Law, shall be in writing and shall specify the correction or corrections required and request that these be filed within two (2) months from the date of the invitation.
- 3- Once the Registrar accords a filing date, he shall notify the applicant in writing; if the application is treated as if it had not been filed, under Article 101 and Article 34 of the Law, the Registrar shall notify the applicant in writing, specifying the reasons.
- 4- Where the Registrar finds that the conditions set out in Article 89, Article 90, Article 93, Article 95 and Article 96 and the Regulations pertaining thereto are not fulfilled, he shall invite the applicant, in writing, to file the required correction within two (2) months from the date of the invitation, together with the payment of the prescribed fee; if the applicant does not comply with the invitation to correct a deficiency, or where, despite corrections submitted by the applicant, the Registrar is of the opinion that the said conditions are not fulfilled, he shall reject the application and notify the applicant, in writing, stating the reasons.
- 5- Refusal of the application shall not affect its filing date which shall remain valid.
- 6- The Registrar shall notify the applicant, in writing, of his decision to grant or to refuse the application, and, in the case of a decision to grant the application, he shall request the applicant to pay the registration and publication fee within one (1) month from the date of the notification.

Rule 15.- Registration of Industrial Designs

Registration of industrial design shall be executed as follows:

- 1- Subject to the payment of the registration fee within the period prescribed in Rule 14(6), the Registrar shall register the industrial design in accordance with Article 103 of the Law and this Declaration.
- 2- The Registrar shall allot to each industrial design a number in the sequential order of registration.
- 3- The registration of an industrial design shall include a representation of the industrial design and shall specify:
 - a- the number of the industrial design;
 - b- the name and address of the registered owner;
 - c- the name and address of the agent, if any;
 - d- the name and address of the creator, except where he has asked not to be named in the registration;
 - e- if the priority has been claimed, and the claim has been accepted, the priority date and the country or countries in which or for which the earlier application was filed; and
 - f- the kind of products for which the industrial design is to be used.
- 4- The publication of the reference to the registration of an industrial design, under Article 103 of the Law, shall contain the particulars specified in paragraph (3) hereof.

Rule 16.- Renewal of Registration

Renewal of registration of industrial design shall be executed as follows:

- 1- The renewal of the registration of an industrial design under Article 109 of the Law may be made by the registered owner or his agent during the six (6) month period preceding the expiry of the registration.
- 2- The renewal shall be made by payment of the renewal fee within the period specified in paragraph (1) hereof or, upon payment of the prescribed surcharge, within the grace period allowed under Article 109 of the Law.
- 3- The renewal of an industrial design registration shall be recorded and shall be published.
- 4- The Registrar shall issue to the registered owner a certificate of renewal which shall contain:

៥

(865)

- a- the registration number of the industrial design;
- b- the date of renewal and the date of expiry;
- c- the name and address of the registered owner; and
- d- an indication of the kind of products for which the industrial design has been registered.

Rule 17.- Change in Ownership, License Contracts

Change in ownership, license contracts shall be executed as following:

- 1- The request, under Article 114 of the Law, for the recording of a change of ownership of industrial design under the Law or of an application there for shall be made to the Registrar on prescribed Form.
- 2- The publication of the change of ownership shall specify:
 - a- the title of industrial design of protection concerned;
 - b- the filing date, the priority date, if any, and the date of registration;
 - c- the owner and the new owner; and
 - d- the nature of the change of ownership.
- 3- A license contract submitted for recordal under Article 115 of the Law shall be subjected to the payment of prescribed fee.

Rule 18.- Agents

Agent shall be executed as following:

- 1- The appointment of an agent under Article 116 of the Law shall be appointed by a power of attorney which shall be signed by the applicant or, if there are more than one, by each applicant. The address of the agent shall, for all purposes connected with the Law and this Declaration, be treated as the address to which communications to the person or persons who appointed the agent shall be transmitted.
- 2- A power of attorney stating in paragraph (1) of this Rule shall accompany with application or shall submit within two (2) months from the filing date.
- 3- If the appointment of power of attorney is not made in accordance with paragraph (2) of this Rule and Article 116 of the Law, any procedural steps taken by the agent, other than the filing of application, shall be deemed not to have been taken.
- 4- Any requirement related to agent represented the applicant as provided in paragraph (1) of this Rule shall be prescribed by Ministry of Industry, Mines and Energy in separated provision.

Rule 19.- Excluded Day

When the last day for doing any act or taking any proceeding falls on a day when the Companies and the Registration Department is not open to the public for business, it shall be lawful to do the act or to take the proceeding on the day when the Office is next open for business.

Rule 20.- Extracts the Information and Corrections of Errors

- Extracts the information and corrections of errors shall be executed as following:
- 1- Requests for certified copies of extracts from a Register or copies from documents shall be made to the Registrar in writing.
 - 2- Corrections of errors, under Article 120 of the Law, may be made by the Registrar upon receipt of a request in writing and subject to such terms as he may consider appropriate, or on his own initiative. Corrections was made shall be communicated in writing to all interested persons, and, where considered necessary, shall be published by the Registrar.

Rule 21.- Hearing

- Hearing shall be executed as following:
- 1- Before exercising adversely to any person any discretionary power given to the Registrar by the Law or this Declaration, the Registrar shall notify such person, in writing, of the opportunity to be heard thereon, and indicating a time limit, which shall not be less than one (1) month, for filing a

- request for a hearing.
- 2- The request for a hearing shall be in writing.
 - 3- Upon receiving such request, the Registrar shall give the person applying, and any other interested persons, at least two (2) weeks before hearing, in writing, of the date and time of the hearing.

Rule 22.- Service by Mail

Service by mail shall be as following:

- 1- Any notice, application or other document sent to the Registrar by mail shall be deemed to have been given, made or filed at the time when it would be delivered in the ordinary course of the mail. In proving such sending, it shall be sufficient to prove that the letter containing such notice, application or other document was properly addressed and sent by registered mail.
- 2- Paragraph (1) of this Rule does not apply to the accordance of the filing date.

Rule 23.- Evidence

Evidence shall be executed as following:

- 1- Where under this Declaration, evidence maybe filed, it shall be by statutory declaration or affidavit.
- 2- The Registrar may, if he thinks fit, in any particular case, take oral evidence in lieu of or in addition to such evidence and shall allow any witness to be cross-examined on his affidavit or declaration.

Rule 24.- Statutory Declarations

Statutory Declarations shall be executed as following:

- 1- Any statutory declaration or affidavit filed under the Law or this Declaration shall be made before any officer authorized by law in any part of Cambodia to administer an oath for the purpose of any legal proceedings.
- 2- Statutory declarations or affidavits made outside Cambodia shall be made before official of Consulate or official of the Embassy of the Kingdom of Cambodia to those countries.

Rule 25.- Official Gazette

Particulars of industrial design and other proceedings under the Law and any other information required to be published under the Law or this Declaration and regulation shall be published, in accordance with the directions of the Registrar, in the Official Gazette.

Rule 26.- Fees

The fees to be paid for registration of industrial design under this Declaration shall be prescribed in inter-ministerial declaration of the Ministry of Economy and Finance and the Ministry Industry, Mines and Energy.

Rule 27.- Settlement of Dispute

The Department of Industrial Property shall have competent to establish the mechanism for settlement of dispute related to the registration of industrial design system.

Rule 28.- Cooperation

Department of Industrial Property shall cooperate with national, international organizations and concerning institutions for promoting the protection of industrial property and develop the registration of industrial design system.

**SECTION 3
FINAL PROVISION**

Rule 29.- Implementing Authorities

General Inspector of General Inspection, Director General of General Department of Industry, Chief of Cabinet, Director of Department of Administration, Director of Department of Personal,

9-1E カンボジア 意匠規則(英語)

Director of Accounting and Finance and Director of Department of Industrial Property shall have duty to implement this Declaration according to their competences.

Rule 30.- Entering into Force

This Declaration enters into force from the date of signing.

Signature

SUY SEM
Minister

- CC:
- Council of Ministers
 - Cabinet of Prime Minister
 - Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation
 - Ministry of Economy and Finance
 - The Council for Development of Cambodia
 - Ministry of Commerce
 - Ministry of Culture and Fine Arts
 - Ministry of Information
 - Ministry of Education, Youth and Sports
 - Ministry of Health
 - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
 - Ministry of Justice
 - Cambodian Royal Academy
 - All General Departments under supervision of Ministry of Industry, Mines and Energy
 - All Departments under supervision of Ministry of Industry, Mines and Energy
 - All Provincial Departments of Industry, Mines and Energy "for Information"
 - As Rule 29 "for implementation"
 - Document- Achievement

9-2 カンボジア 願書様式

 <p>カンボジア王国 国民、信仰、国王 ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា</p>	<p>産業鉱業エネルギー省 産業総局 産業財産部</p> <p>カンボジア意匠登録願書</p>
<p>参考：</p> <p>下欄の署名者は、以下の主題につきカンボジア意匠登録を申請する。</p>	<p style="text-align: center;">登録官記入欄</p> <p>受理日：.....</p> <p>出願番号：.....</p> <p>出願日：.....</p>
<p>欄 1</p> <p>意匠の名称：.....</p>	<p>欄 2</p> <p>出願人（創作者／設計者であるか否かは問わない）。本欄は、出願人又は出願人が複数いる場合はそのうちの一人を表示するために使用すること。複数の者が関係する場合は（該当する場合は法人を含む）、続きを追加の欄に記載すること。</p> <p>本欄に記載の者は次の者である（いずれかにチェック）：</p> <p style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 出願人及び創作者 <input type="checkbox"/> 出願人のみ </p> <p>氏名及び住所：.....</p> <p>電話番号（市外局番を含む）：.....</p> <p>ファックス番号：..... メールアドレス：.....</p> <p>国籍：..... 居住国：.....</p> <p>本欄に記載の者は次の者である（いずれかにチェック）：</p>

9-2 カンボジア 願書様式

氏名及び住所： □ 出願人及び創作者 □ 出願人のみ 電話番号（市外局番を含む）： ファックス番号： メールアドレス： 国籍： 居住国：	
欄 3 創作者/設計者。それぞれの者について、個別の欄に記入すること。以下の2欄で足りない場合は、「追加の欄」（追加して記載される者のそれぞれについて、以下の2欄で必要とされる項目と同様の情報を記入すること）に続け記載するか、「追加用紙」を使用すること。 本欄に記載の者は次の者である（いずれかにチェック）： □ 出願人及び創作者 □ 出願人のみ	氏名及び住所： 本欄に記載の者が出願人（又は出願人及び創作者）の場合は、以下も記入のこと。 国籍： 居住国： 本欄に記載の者は次の者である（いずれかにチェック）： □ 出願人及び創作者 □ 出願人のみ 氏名及び住所： 本欄に記載の者が出願人（又は出願人及び創作者）の場合は、以下も記入のこと。 国籍： 居住国：
欄 4 代理人（いる場合）又は共通の代表者（いる場合）。通知の宛先（一定の場合） 共通の代表者は複数の出願人がおり、代理人が指名されていない場合に限り、指名することができる。 共通の代表者は出願人の中から選ばなければならない。以下の者（該当する場合は法人）をここに、産業財産部において、出願人を代理して行為する代理人又は共通の代表者として指名される。 氏名及び郵便番号を含む住所..... 電話番号（市外局番を含む）： ファックス番号： メールアドレス：	欄 5 本意匠の表示：見本 出願の添付書類： □ 写真的表現 4 枚

9-2 カンボジア 願書様式

□ 意匠の見本 1 枚 □ 図面又は透写図 4 枚
欄 6 製品 意匠が適用される製品の種類は以下の通りである。
欄 7 優先権主張（ある場合）。本書では以下の先の出願の優先権を主張する。 先の出願をした国又は特許庁（先の出願番号） 出願番号 国際意匠分類記号 出願が地域出願又は国際出願の場合は、出願先特許庁及び国を記入) (日、月、年) 1 2 3 4 5 先の出願の認証階本は、 □ 本出願に添付 □ 本出願の提出日より 3 月以内に提出予定
欄 8 チェックリスト（出願人が記入） 本出願には次の書類が含まれる。 出願時の本出願には、以下にチェックした項目を添付する。 1. 願書 枚 1. □ 個別の公証委任状/代理人選任届 2. 図面 枚 2. □ 包括委任状の謄本 3. 写真/写真的表現 枚 3. □ 出願人の権利を正当化する陳述書 4. 見本 枚 4. □ 一定の開示を考慮しないよう求める陳述書 合計： 枚 5. □ 優先権書類（欄 7 を参照） 6. □ 先の出願の認証階本 7. □ 優先権の基礎となる先の出願の英語翻訳文 図面中の図番号（ある場合） は、公 告時の要約に記入することが望ましい。

 <p>Kingdom of Cambodia Nation Religion King <small>ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា</small></p> <p>Form N° 1 ID</p> <p>Ministry of Industry, Mines and Energy Department General of Industry Department of Industrial Property</p> <p style="text-align: center;">REQUEST FOR REGISTRATION OF CAMBODIAN INDUSTRIAL DESIGNS</p>	
<p>Our reference:</p> <p>THE UNDERSIGNED (HEREON REQUEST(S))</p> <p>THE REGISTRATION OF CAMBODIAN</p> <p>INDUSTRIAL DESIGNS IN RESPECT</p> <p>OF THE FOLLOWING SUBJECT(S) :</p> <p>Box N° 1</p> <p>TITLE OF THE INDUSTRIAL DESIGN:</p>	<p style="text-align: center;">The following is to be filled in by the Registrar</p> <p>DATE OF RECEIPT :</p> <p>APPLICATION NUMBER :</p> <p>FILLING DATE :</p>
<p>Box N° 2</p> <p>APPLICANT (WHETHER OR NOT ALSO CREATOR/ DESIGNER). Use this box for indicating the applicant or, if there are several applicants, one of them. If more than one person (includes, where applicable, a legal entity) is involved, continue in supplemental box.</p> <p>The person in this box is (check one only) : <input type="checkbox"/> applicant and creator <input type="checkbox"/> applicant only</p> <p>Name and address:</p> <p>Telephone number(including area code):</p> <p>Fax number:</p> <p>Nationality :</p> <p>E-mail address:</p> <p>Country of residence:</p> <p>The person in this box is (check one only) : <input type="checkbox"/> applicant and creator <input type="checkbox"/> applicant only</p>	

<p>欄 9</p> <p>8. <input type="checkbox"/> 手数料納付の受領証 9. <input type="checkbox"/> その他の書類 (具体的に記入)</p> <p>公告の繰り延べ 出願人は公告の繰り延べを請求するか? <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない 請求する場合、繰り延べの期間: 月</p> <p>欄 10</p> <p>出願人又は代理人の署名 (印字した氏名の上に署名すること)</p> <p>署名 *</p> <p style="text-align: right;">日付</p> <p>*署名の下に氏名を印字すること 本願書に、出願人の代りに代理人が署名する場合は、出願人の署名入りの代理人を選任する個別の公証委任状が必要である。該当する場合に包括委任状 (産業財産部に寄託) を使用することが望ましいときは、その謄本を本願書に添付すること。</p>	<p>登録官記入欄</p> <p>1. 訂正又は事後に提出された出願を完成させる書類の受理日:</p> <p>2. 手数料の受領日:</p> <p>追加の欄は、以下の場合に使用すること。 (i) 3名以上の出願人及び/又は創作者がいる場合: 欄 3 の続きとした上で、追加されたそれぞれの者につき、欄 3 と同様の必要事項を記入すること。 (ii) 優先権主張を伴う先の出願が 5 件以上ある場合: 欄 7 の続きと記入した上で、追加された先の出願のそれぞれにつき、欄 7 と同様の必要事項を記入すること。 (iii) 各欄において、余白が不十分で情報を記入しきれない場合: 当該欄に続きとした上で (当該欄の番号を記入すること)、余白が不十分な欄の説明文に従って必要事項を記入すること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Name and address:.....

Telephone number(including area code):.....

Fax number:..... E-mail address:.....

Nationality :..... Country of residence:

Box N° 3
CREATOR/ DESIGNERS. A separate sub-box has to be filled-in in respect of each person. If the following two sub-boxes are insufficient, continue in the "Supplemental Box" (giving there for each additional person the same indications as those requested in the following two sub-boxes) or by using a "continuation sheet"
 The person in this box is (check one only): applicant and creator applicant only
 Name and address:.....
 If the person identified in this sub-box is applicant (or applicant and creator), indicate also :
 Nationality :..... Country of residence:.....
 The person in this box is (check one only): applicant and creator applicant only
 Name and address:.....
 If the person identified in this sub-box is applicant (or applicant and creator), indicate also :
 Nationality :..... Country of residence:.....

Box N° 4
AGENT (IF ANY) OR COMMON REPRESENTATIVE (IF ANY). ADDRESS FOR NOTIFICATION (IN CERTAIN CASES).
 A common representative may be appointed only if there are several applicants and if no agent is or has been appointed: The common representative must be one of the applicants. The following person (including, where applicable, a legal entity) is hereby/has been appointed as agent or common representative to act on behalf of the applicant(s) before Department of Industrial Property.
 Name and address including postal code:.....

Telephone number (including area code):.....
 Fax number:..... E-mail address:.....

Box N° 5
REPRESENTATION OF THE INDUSTRIAL DESIGN : SPECIMEN
 The application is accompanied by:
 four(4) graphic representations

a specimen of the industrial design
 four(4) drawing or tracing

Box N° 6
PRODUCTS
 The kind of product(s) for which the industrial design is to be used is(are) the following:

Box N° 7
PRIORITY CLAIM (IF ANY). The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed :

Country or office in which it was filed : (if the earlier application is a regional or international application, indicate the office and country which it was filed):	Filing Date (day, month, year)	Application N°	Symbol of the International Industrial Design Classification
1			
2			
3			
4			
5			

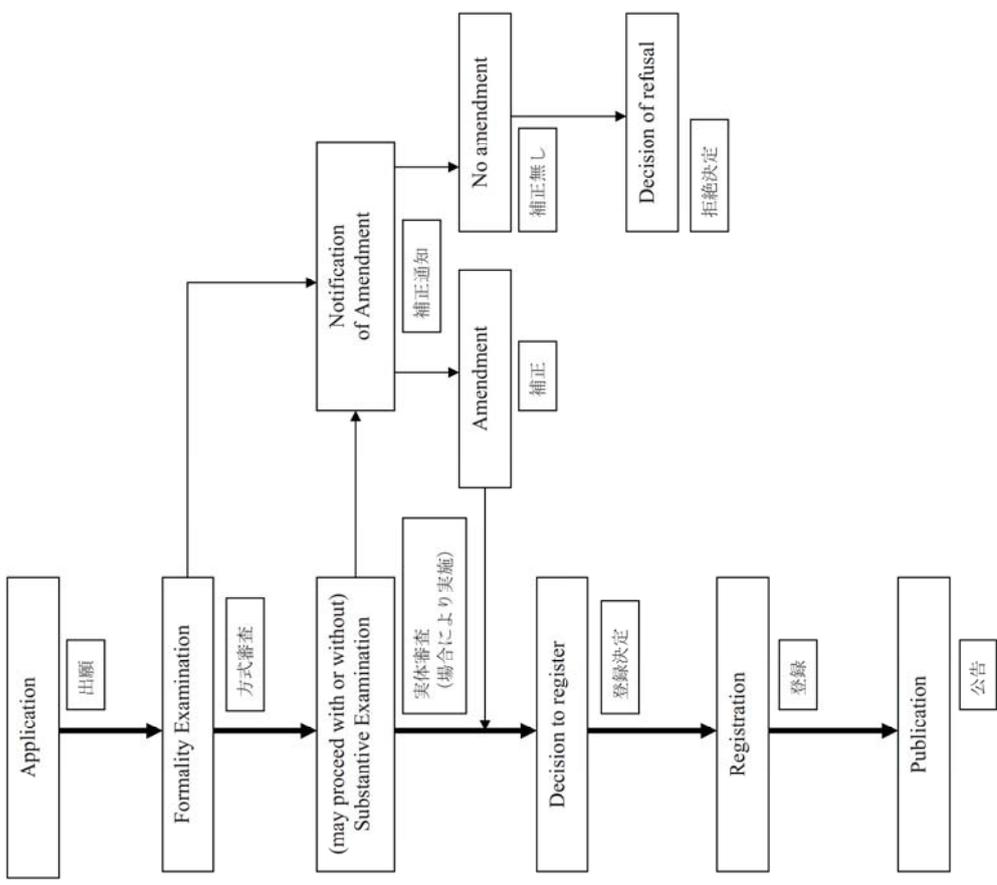
 The certified copy of the earlier application(s)
 accompany this application will be furnished within three (3) months of the filing of this application

Box N° 8
CHECK LIST. (To be filled in by the applicant)
 This application contains the following number of sheets : This application as filed is accompanied by the items checked below :

1. Request sheets	1. <input type="checkbox"/> separate notarized power of attorney / appointment of agent
2. Drawing sheets	2. <input type="checkbox"/> Copy of general power of attorney
3. Photograph/graphic representation sheets	3. <input type="checkbox"/> statement justifying the applicant's right
4. Specimen sheets	4. <input type="checkbox"/> statement that certain disclosures be disregarded
Total:..... sheets	5. <input type="checkbox"/> priority document(s) (see Box No. VII)
Figure numberof the drawings	6. <input type="checkbox"/> certified copy of earlier application (s)
		7. <input type="checkbox"/> English translation of earlier application(s) on which priority

(if any) is suggested to accompany the abstract for publication.	declaration is based 8. <input type="checkbox"/> receipt for payment of fees 9. <input type="checkbox"/> other documents (specify)
Box N° 9 DEFERMENT OF PUBLICATION Does the applicant request deferment of publication? <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No If yes, the period of deferment :..... months	
Box N° 10 SIGNATURE OF APPLICANT(S) OR AGENT OVER PRINTED NAME(S) Signature *..... Date *Type name(s) under signature(s) If the present Request form is signed on behalf of any applicant by an agent, a separate notarized power of attorney appointing the agent and signed by the applicant is required. If in such case it is desired to make use of a general power of attorney (deposited with the Department of Industrial Property), a copy thereof must be attached to this form.	
TO BE FILLED IN BY THE REGISTRAR 1. Date of receipt of corrections or later filed documents completing the application:..... 2. Date fees received:..... Supplemental Box. Use this box in the following cases: (i) if more than three persons are involved as applicants and / or creators: in such case, write continuation of Box N° 3 and indicate for each additional person the same type of information as required in Box N° 3. (ii) if there are more than five earlier applications whose priority is claimed. In such, indicate continuation of Box N° 7 and indicate for each additional earlier application the same type of information as required in Box N° 7. (iii) if in any of the Boxes, the space is insufficient to furnish the information: in such case, write continuation of Box numbers (indicate the number of the box) and furnish the information in the manner as required according to the captions of the Box in which the space was insufficient.	

9-3 カンボジア 審査フロー図 (日本語及び英語)
 意匠登録フロー図 Provisional



The certificate will be issued during 6 months from filing date (for Industrial design only)

認定証は出願から6月で発行される (意匠の場合)

2013年2月

特許庁委託 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 諸国の意匠登録制度
及びその運用実態に関する調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>

